KY318
3
13

横浜市立図書館
0002948745

KY318
3
13

横浜市立図書館
0002948745

29722

Ky318
3
13

橫濱復興誌

第三編

橫濱市

山下公園

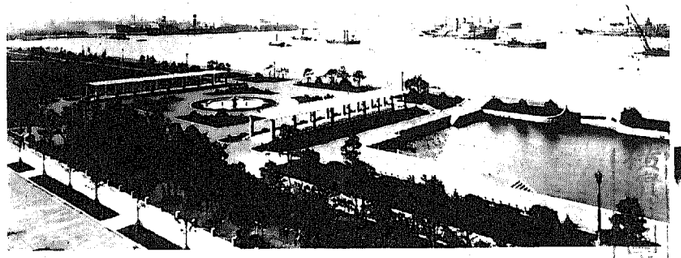

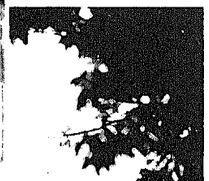

横濱公園

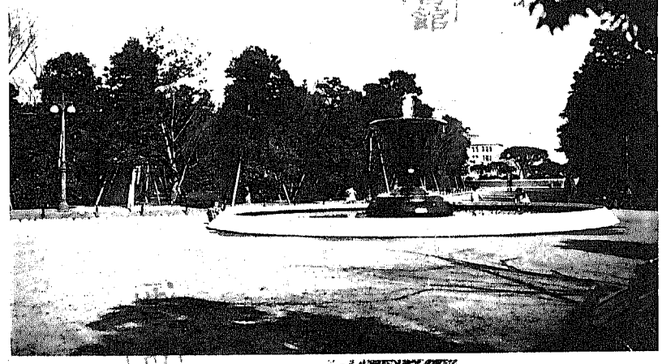

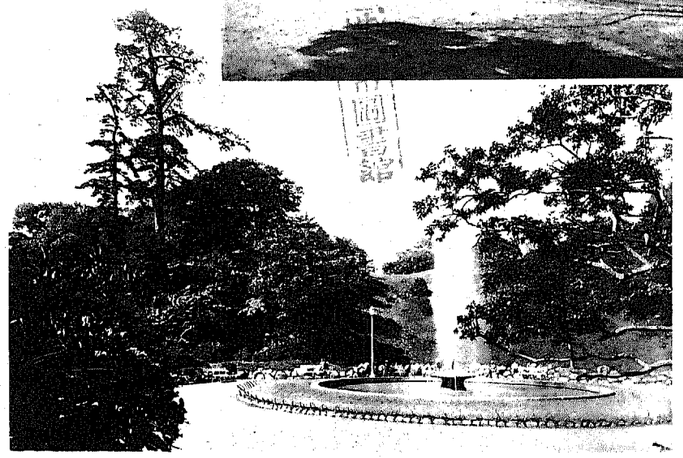

野毛山公園

山下公園

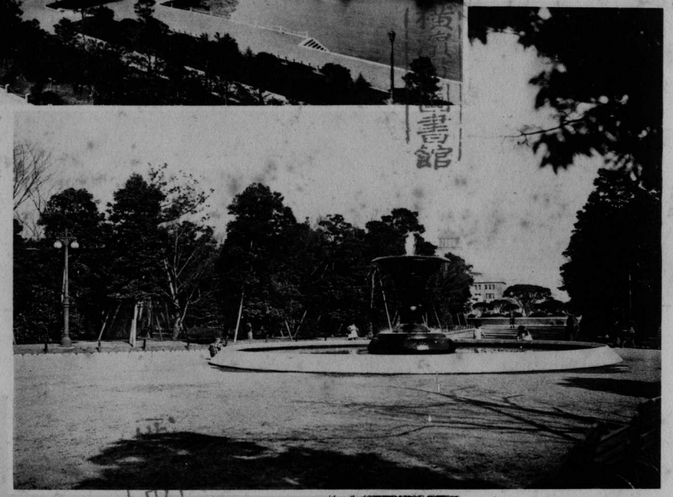

横濱公園

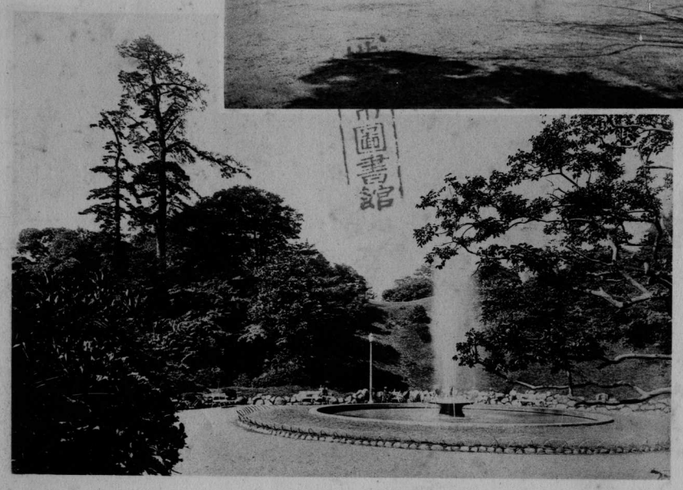

野毛山公園

院醫全十市商横ル七興宜

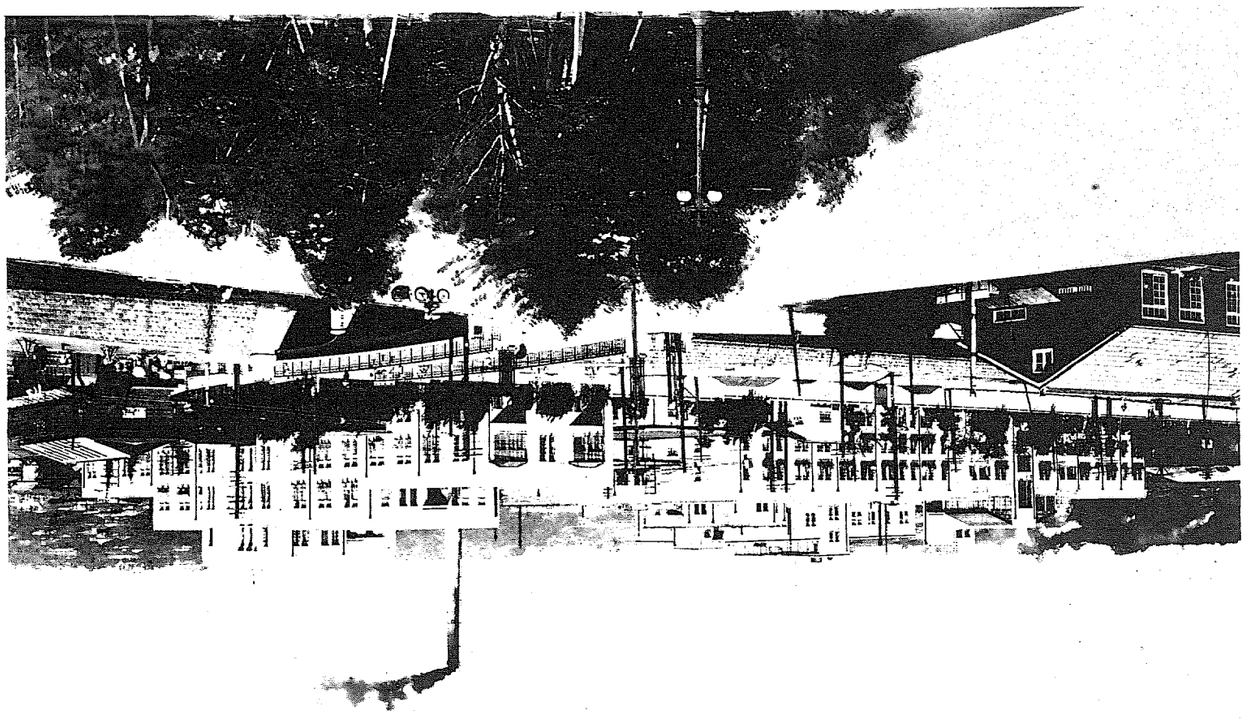

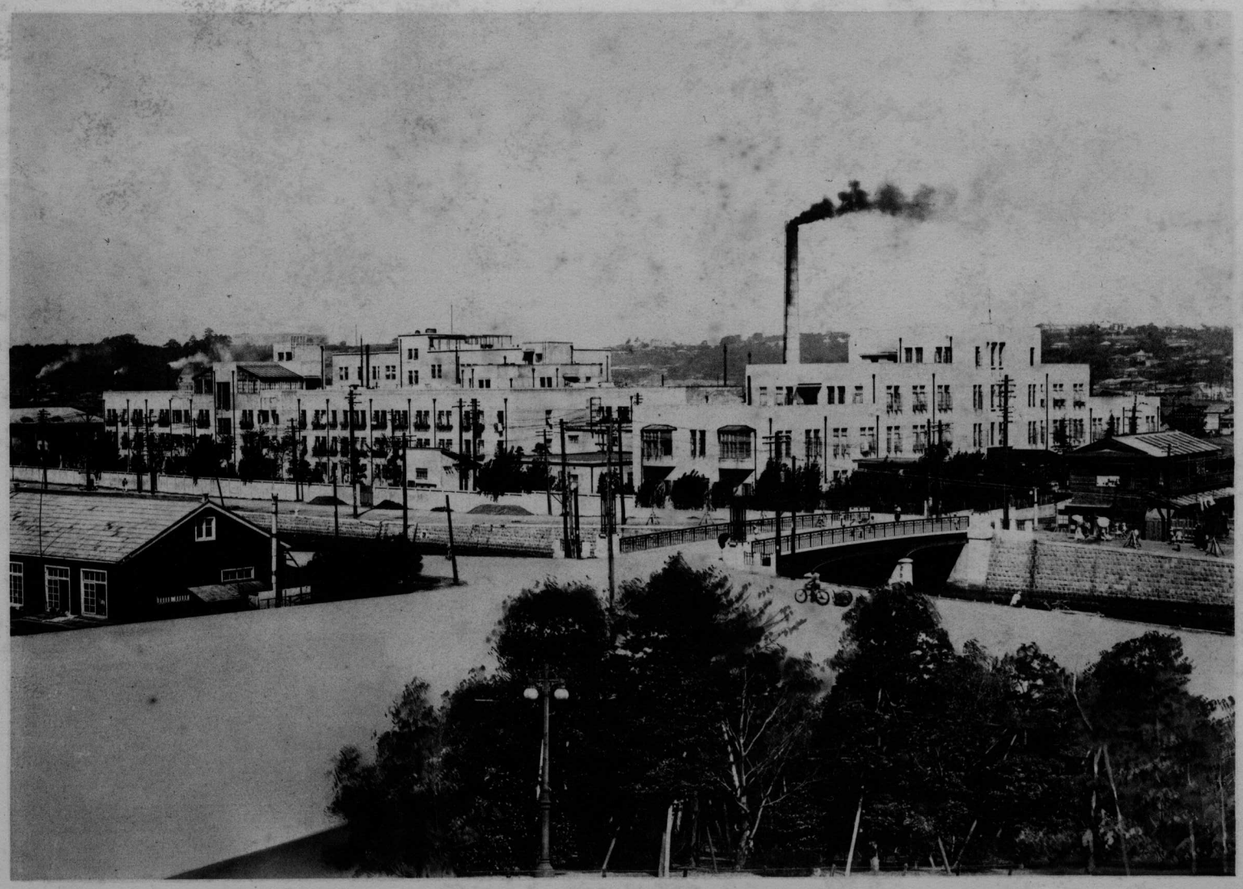

復興セル横濱市十全醫院

橫濱復興誌

第三編　事業の實際(二)　目次

第十七章　公園

一　總說……一
イ　公園の面積及事業費其の他概況……一
ロ　公園の種別及樣式……三
ハ　公園の施設一般……一二
ニ　公園の植樹……一五
ホ　其の他……一七
二　國執行公園……一八
イ　復興計畫……二七
ロ　野毛山公園……二七
ハ　山下公園……三七
ニ　神奈川公園……六八
三　市執行公園……八三

イ 復舊復興計畫……九九
ロ 横濱公園……一〇五
ハ 掃部山公園……一三二
ニ 山手公園……一五一
ホ 元町公園……一六〇
ヘ 横濱市兒童遊園……一七六
ト 翁町公園……一八七
チ 久保山合祀靈場附屬公園……一八九

第十八章 下水事業……一九一

一 總說……一九一
イ 沿革概說……一九一
二 復興復舊事業……一九二
イ 計畫大綱……一九二
ロ 設計概要……一九三
ハ 下水渠形狀別延長調……一九六
ニ 下水事業費豫算……一九七
ホ 復興工事竣功調……一九八
ヘ 復舊工事竣功調……二〇一
ト 下水工事仕樣書……二〇五
三 大横濱下水道基本計畫調査……二一五
イ 下水道調査計畫說明書(第一案)……二一六
ロ 同 上(第二案)……二七〇

第十九章 地下埋設物整理……二八一

一 總說……二八一
イ 在來埋設物の狀態……二八一
ロ 埋設物處理打合協議……二八六
二 整理方法……二九三
イ 整理手續……二九三
ロ 國、市其他費用負擔區分……三〇〇
三 補償方法……三〇二

イ 私有工作物……三〇二
ロ 官廳所管工作物……三〇五
ハ 公共團體及會社所有工作物と補償審査內規……三一五
ニ 單價協定……三三一
四 整理實施手續……三七三
五 整理費豫算及其實施……三九二
イ 整理費豫算變更の經過……三九二
ロ 整理費の支出額……四〇〇
六 道路占用……四〇五
七 街路內構造物配置標準……四一二
第二十章 用途地域……四二九
イ 地域指定經過……四二九
ロ 舊市域內地域指定の告示……四三五
ハ 舊市域內地域の變更竝新市域內地域の指定……四四五
第二十一章 防火地區……四五五

一 總說……四五五
イ 防火地區指定經過……四五五
ロ 防火地區變更指定及震災前後比較……四六二
ニ 復興建築助成株式會社……四六四
イ 成立沿革其他……四六四
ロ 會社定款……四六六
ハ 會社紀要……四七一
ニ 會社營業案內……四七四
三 防火地區に關する參考資料……四八二
イ 省令其の他……四八二
ロ 諸調査……四八九
附 建築物表彰規程……四九二
第二十二章 教育事業(一)……四九五
一 災前の教育狀況……四九五
イ 小學校……四九五

ロ 中等專門學校……五一〇
ハ 私立各種學校……五一三
ニ 公私立幼稚園……五一四
ホ 市立圖書館……五一五
二 震災被害概況……五一五
イ 公私立小學校……五一五
ロ 市立商業學校……五二〇
ハ 國縣立諸學校……五二一
ニ 私立諸學校……五二四
ホ 公私立幼稚園……五二五
ヘ 市立圖書館……五二六
三 教育善後處置……五二六
イ 市立諸學校……五二六
ロ 同上應急施設……五二六
ハ 御下賜並救援の實際……五七七
ニ 保健衛生狀況……五九五
ホ 國縣立諸學校……六一九
ヘ 私立諸學校……六二五
四 復舊及復興計畫……六二八
イ 教育施設復興費……六三六
ロ 教育施設費の補塡……六三六
ハ 豫算成立……六三六
第二十三章 教育事業(二)……六四一
五 復興復舊事業の實際……六五二
イ 市立小學校……六七九
ロ 橫濱商業學校……六七九
ハ 橫濱商業專修學校……六七九
ニ 橫濱女子專修學校……六七九
ホ 圖書館……六七九
ヘ 震災記念館……六七九
ト 中央敎材園……七二四
イ 市立小學校……七三〇
ロ 橫濱商業學校……七三三
ハ 橫濱商業專修學校……七三三
ニ 橫濱女子專修學校……七三三
ホ 圖書館……七三三
ヘ 震災記念館……七三六
ト 中央敎材園……七四一

六　市域擴張に伴ふ教育施設の擴充……七四三
イ　校數の增加……七四三
ロ　小學校改築竝新設……七四五
七　國縣立私立教育施設……七五一
イ　專門學校……七五一
ロ　中等學校……七五五
ハ　私立各種學校……七六八
ニ　私立小學校……七七〇
ホ　小學校に類する諸學校……七七一
ヘ　幼稚園……七七三
八　教育狀況一覽……七七四
イ　專門學校……七七四
ロ　師範學校……七七五
ハ　中學校……七七五
ニ　實業學校……七七六
ホ　高等女學校……七七六
ヘ　中學校に類する學校……七七七
ト　高等女學校に類する學校……七七七
チ　實業學校に類する學校……七七八
リ　各種學校……七七八
ヌ　實業補習學校……七七九
ル　盲人學校……七八一
ヲ　小學校……七八一
ワ　小學校に類する學校……七八五
カ　幼稚園……七八五
第二十四章　社會事業……七八七
一　災前の社會事業……七八七
イ　本市社會事業の濫觴……七八七
ロ　本市の社會事業……七八八
二　震災被害概況……七九三
イ　保護施設……七九三

ハ　一般會計に依るもの……八〇六
ロ　交付金寄附金等に依るもの……八〇一
イ　國庫補助及市債に依るもの……八〇〇
四　復興復舊計畫竝本市社會事業概觀……八〇〇
ト　産院開設……七九九
ヘ　玩具製作……七九九
ホ　公衆集會所……七九八
ニ　タイピスト養成……七九八
ホ　救濟養育施設……七九七
ハ　救濟資材……七九六
ロ　物資の供給……七九六
イ　バラックの建設……七九五
三　應急善後處置……七九五
ホ　保健施設……七九四
ニ　生活品供給施設……七九四
ハ　救護施設……七九四
ロ　住宅施設……七九三

五　施設の實際……八〇七
甲　本市の經營に屬する諸事業……八〇七
イ　保護施設……八〇七
ロ　(三)　(二)　(一)　職業紹介所……八〇八
(三)　(二)　(一)　託兒所……八一二
(三)　公設浴場　住宅附設浴場……八一三
(二)　(一)　生活品供給施設……八一四
(一)　公衆食堂　住宅附設食堂……八一四
ハ　住居施設……八一六
ニ　救護施設……八二八
ホ　(二)　(一)　救護所……八二八
(二)　臨時保護所……八三一
(一)　金融施設……八三二
質舗……八三二
生業資金貸付所……八三四
ロ　其の他の經營に依るもの……八〇七

(三) 住宅信用購買利用組合……八三五
ヘ 授産施設……八三七
(一) 序說……八三七
(二) 職業輔導所……八三七
(三) 橫濱市印刷所……八三八
(四) 婦人授産所……八四〇
ト 方面施設……八四一
チ 敎化施設……八四四
(一) 隣保館附明德學園……八四六
(二) 勤儉奬勵運動……八四六
(三) 公私經濟緊縮運動……八四六
(四) 橫濱公心一錢會……八五〇
リ 本市施設社會事業一覽……八五二
乙 諸團體の經營に屬する諸事業……八五四
イ 保護施設……八五六
ロ 生活品供給施設……八六五
ハ 住居施設……八八三
ニ 救護施設……八八四
ホ 金融施設……八八四
ヘ 授産施設……八八九
ト 敎化施設……八八九
チ 私設團體事業機關……八九三
第二十五章 衞生施設……八九八
一 災前の衞生施設……九〇二
イ 概說……九〇四
ロ 十全醫院……九一三
ハ 萬治病院及隔離所、消毒所……九一三
ニ 療養院……九一三
ホ 其の他……九一三
二 震災被害概況……九一三
イ 十全醫院……九一四
ロ 萬治病院及隔離所、消毒所……九一五
ハ 療養院……九一六
ニ 其の他……九一六
三 震災後の衞生施設……九一六
イ 十全醫院……九一八

五　復興復舊の實際……九二九
　二　其の他……九二八
　　ハ　療養院……九二八
　　ロ　萬治病院……九二七
　　イ　十全醫院……九二七
四　復興復舊計畫……九二七
　ヘ　市民の協力……九二六
　ホ　救援同情……九二五
　ニ　其の他……九二五
　　ハ　療養院……九二五
　　ロ　萬治病院……九二四
　　イ　十全醫院……九二〇
三　衞生善後處置……九二〇
　二　其の他……九二〇
　　ハ　療養院……九二〇
　　ロ　萬治病院及隔離所消毒所……九一九

復興せる橫濱市十全醫院……卷頭
野毛山公園……卷頭
橫濱公園……卷頭
山下公園……卷頭

寫眞

チ　墓地……九五二
　(二)　外人納骨記念碑……九五二
　(一)　久保山合祀靈場……九四九
　　震災殉死者合祀施設……九四九
ト　公衆便所……九四八
ヘ　塵芥處理所……九四〇
ホ　齋場火葬場其の他……九三八
ニ　療養院……九三七
　ハ　萬治病院及消毒所隔離所……九三五
　　イ　十全醫院附同愛記念病院……九二九

正金銀行倶樂部に於ける　攝政宮殿下　皇后陛下御野立所記念碑……二六
野毛山公園よりの眺望……四四
同　公園日本式庭園……四七
同　公園沈床式花壇……五一
神奈川公園全景……八三
神奈川會館……九四
横濱公園植樹記念碑……一〇九
同　公園運動場……一一一
同　公園音樂堂……一一二
掃部山公園井伊掃部頭銅像の被害……一三三
掃部山公園……一三四
同公園池畔……一四四
山手公園廣場……一五八
元町公園内横濱プール……一六一
元町公園開園記念碑……一六九
同　公園弓道場（全景）……一七〇
横濱市兒童遊園運動場……一七七
兒童遊園内本市出身戰病歿者忠魂碑……一七九
地下埋設管の被害……二八二
埋設管工事中（其の一）……二八二
同　上（其の二）……二八三
露天教授（戸部小學校）……五八三
天幕教室……五八五
山手公園に於ける天幕教室（元街小學校）……五八六
バラック校舍（大正十三年一月）……五八六
大阪府より寄贈せられたる机腰掛組立狀況……五八六
各地より寄贈せられたる學用品の格納（藤小學校倉）……五九四
寄贈せられたる學用品を各學校へ分配……六一四
階段（間門小學校）……六八五
斜路（スロープ）（東小學校）……六八五
作法室（日枝小學校）……六八七
裁縫室（石川小學校）……六八七

屋内體操場兼講堂（石川小學校）……六八八
兒童洗體室（幸ヶ谷小學校）……六八九
手工準備室（東小學校）……六八九
兒童昇降口の靴洗設備（横濱小學校）……六九〇
虚弱兒童收容の間門小學校……七〇五
今上陛下御野立所の蹟（横濱小學校）……七一五
復興せる横濱小學校……七一五
復興せる横濱商業學校竝横濱商業專門學校……七二四
横濱商業學校の倒壊……七二四
横濱商業專修學校竝横濱女子專修學校……七三〇
横濱市圖書館……七三四
横濱市震災記念館……七三七
同　館陳列の一部……七三七
中央教材園……七四一
復興せる關東學院……七五四
燒失せる關東學院……七五四
復興せる縣立商工實習學校……七五七
燒失せる縣立商工實習學校……七五七
復興せる縣立女子師範學校……七五八
縣立女子師範學校の被害……七五八
復興せる私立フエリス和英女學校……七六六
燒失せる私立フエリス和英女學校……七六六
關西府縣聯合寄贈のバラック……七九五
横濱公園に於ける收容バラック……七九五
横濱市中央職業紹介所……八〇八
中村町託兒所（第二隣保館に併設）……八一二
南太田町公設浴場……八一三
新山下町公設食堂……八一五
市營山手外人住宅……八一九
横濱市救護所……八二九
職業輔導所家具部……八三八
横濱市印刷所……八四〇

横濱市婦人授産所……八四二
同　所和服部……八四二
同　所ミシン部……八四三
横濱市第一隣保館……八四三
同　第二隣保館……八四七
同　第三隣保館……八四七
同　第四隣保館……八四九
横濱海員ホーム全景……八四九
燒失せる横濱市十全醫院……八八六
横濱市十全醫院假病舍……九一九
同　萬治病院の被害……九二二
横濱同愛記念病院全景……九二四
横濱市萬治病院全景……九三四
同　療養院全景……九三五
同　齋場全景(久保山)……九三七
同　火葬場(久保山)……九三八
同　塵芥處理所……九三九
久保山合祀靈場……九四二

〔挿圖〕

各公園平面圖……九五一
神奈川會館平面圖……九六—九七
下水管敷設標準圖其の他……九八
街路內構造物配置標準圖……一九四—一九五
横濱小學校鳥瞰圖……四二五—四二八
同上　平面圖……七一六
横濱商業學校竝横濱商業專門學校正面圖……七一七
横濱市十全醫院配置圖……七二九
同　萬治病院配置圖……九三〇
同　塵芥處理作業場略圖……九三六

〔附圖〕

目次

公園配置圖……三六—三七
都市計畫用途地域竝道路網圖……四五四—四五五
防火地區圖(震災前後)……四六二—四六三
社會事業分布圖……八六四—八六五

橫濱復興誌

橫濱市役所

第三編　事業の實際(二)

第十七章　公園

一　總說

公園は都市に於ける肺腑の如く、其の樹木は塵埃と煤煙とを濾過し、以て汚濁せんとする空氣を淨化して保健衛生上の效果は勿論、其の自然の色彩は市街を乾燥味より救ひ、噪音より隔離せしめて都市民の心身に悠々たる自由、休養及慰安を與ふ。尙又都市に風趣美觀を添へ、進んで娯樂體育運動、敎化訓育其の他の諸施設をも具備せしめ、若し一旦非常時に際しては直に防火避難の安全地帶、應急救護施設等の要地となることは這般の大正大震火災に際會して吾人の如實に體驗したる所なり。然して侵尋止まざる都市人口の集中增加及市域の擴張發展に鑑み公園の面積及其配置は近代都市計畫の重要なる要素たることは論を俟たず。

公園計畫の理想の大體としては、市の中央に地勢開豁にして、規模雄大なる中央大公園を設けて都市公園系統の核心となし、次に全市街を數區に分ち、其區域の方面に應じて公園として緊要なる

各般の施設を完備せる方面市街公園を設けて、都市公園の中堅たらしむ。其の間地方的の小公園を其の環境に適應して、能ふ限りあらゆる地物を利用して隨所に無數に配置して、特に發育旺盛期にある幼兒、兒童本位の遊園とすべきなり。この小公園の普遍化は特に國家の消長に關係深き小國民の保健上洵に重要なり。

次に市街地公園の外に自然の風致豐かにして其の敎化を受け得べき都市の近郊郊外に自然公園を備ふるにあり。是等都心に於ける中央公園、方面市街公園、郊外公園を放射的竝に環狀的に相互連鎖せしむるに公園式道路を以てし、其の他尙都市の特殊なる位置、沿革に基きて特殊公園を設置して公園の普遍化を計るべきなり。

我が國の公園は宮苑、舊城趾、其の他神社、佛閣の境域或は古來の名勝地の類を專ら利用造園したるものにして、震災前に於ては近代公園の設計に據りたるものは極めて僅少にして、縱かに東京に於ては日比谷公園本市に於ては橫濱公園に其の面影を見たり。震災當時に於ける本市管理の公園は、市の沿革上舊城趾等を利用せるものなく、若き開港都市として因緣深き橫濱公園（一九、四八八面坪）及掃部山公園（四、二七八面坪）の二公園と外に翁町、港橋畔の規模さゝやかなる小公園を數ふるのみ。其の他山手町に從來山手公園と稱せられたる官有地あり。（面積六、九三三面坪）本市居留外人に大藏省より貸附け一部外人運動場として使用し、一般公衆の自由入場は事實制限せられ居たる情態にして、公園としての利用全からざりき。斯の如く震災前の本市公園は、其數及面積に於ても其の割合極めて少なく、我が國六大都市中に於ても最下位にありたるを以て之が擴張計畫は震災前より既に立案せられ、將來の理想的公園竝公園系統を形成する遊步道等の公園網計畫に就ても、道路網計畫に關聯して攻究されたりしが未だ特に具體的に記述すべきものなくして大震災に際會せり。

震災直後論議せられたる當初の理想的復興計畫案中には前述の公園の理想も採入れらるゝ所少なからざりしも、本市全般に亙り直に理想的公園計畫を實現することは國家財政の關係上之を許さゞりし爲先づ燒失區域に於て將來の全般的計畫に對する相當の考慮の下に、差當り最も緊急己むを得さるものを選擇し以て帝都復興事業の一班として本市震災復興公園計畫の確立を見るに至れり。然して都市計畫事業として政府直接之を施行するものは市の中央に野毛山公園、市街公園として神奈川公園臨海公園として山下公園の三公園新設をなし、一方本市執行の分は國執行復興事業と連繫して本市復興及復舊繼續事業を起し、公園復舊計畫として先づ市街公園たる橫濱及掃部山兩公園の復舊を企て特に橫濱公園は運動場、體育館及音樂堂等の施設をなし、別途學制頒布五十年記念事業として市域擴張區域の保土ヶ谷に兒童本位の自然味豐かなる兒童遊園を新設し、又御卽位記念事業として橫濱プールを築造し、其の周圍は造園し尙空地を利用して弓術道場公設の端を開きたる特殊公園とも稱すべき元町公園を新設したり。尙前記復舊公園費の一部を割きて、本市兒童遊園及元町公園費の一部に充當する外、山手公園、翁町公園、久保山合祀靈場附屬公園等を造園し其の他街路地先の街庭、廣場、植樹帶の開設街路樹の植栽と相俟ちて、市街の綠化施設を進展せしめ本市の面目を一新し以て理想的公園計畫の一端を示せり。

今其の內容に亙り順次之を述ぶべし。

イ　公園の面積及事業費其の他概況

○本市公園數及面積一覽表

公園總數　一〇箇所

總面積　二二七、九六七、九六九坪

市施行公園數

七箇所

1、横濱公園　一九、四四八、〇〇〇
2、掃部山公園　六、二九一、八二五
3、山手公園　三、五〇八、〇〇〇
4、元町公園　六、一一九、九七〇
5、横濱市兒童遊園　三七八、〇〇〇、〇〇〇
6、綺町公園　三九一、六〇〇
7、靈久保山附屬公園　四二三坪

國施行公園數

三箇所

1、野毛山公園　二七、五二二坪
2、山下公園　二三、四六一、四〇〇
3、神奈川公園　四、〇一一、〇〇〇

市執行計　七三、五五九、三五
國執行計　五三、九八五、二七〇

總計　二二七、五四四、六五
市施行計　一二七、九六七、九六九
國施行計　五四、六二八、〇八五

（實測面積）

一七、五二二坪八七〇	
二三、四六一、四〇〇	
四、〇一一、〇〇〇	
五三、九八五、二七〇	
一九、四四八、〇〇〇	
六、二九一、八二五	
三、五〇八、〇〇〇	
六、一一九、九七〇	
三七、八〇〇、〇〇〇	
三九一、六〇〇	
四二三坪三〇四	
七三、九八二、六九九	
二二七、九六七、九六九	

備考　右の外市執行の久保山令祀靈場附屬公園四二三坪三〇四は本市之を造園し公園として無料使用するも其の管理は市に非ずして所有者正法證持財團なり。

○公園敷地内譯表

公園名	實測總面積	國市買收面積	使在來用官有地	使在來用市有地	埋立使用面積
一、野毛山公園	二七、五二二坪八七〇	一二、四八九、三六〇	一五、二坪	一四、八七二、一二〇	一坪
二、山下公園	二三、四六一、四〇〇	一〇、四一、五六〇	二三、五三九〇	七九、〇〇〇	一九、一〇五、五五〇
三、神奈川公園	四、〇一一、〇〇〇	一、二八四、〇〇〇	一	一	二、七二七、〇〇〇
國執行計	五三、九八五、二七〇	四、八一四、九二〇	二三、八七、六八〇	一四、九五〇、一二〇	二二、八三二、五五〇
一、横濱公園	一九、四四八、〇〇〇		一九、四四八、〇〇〇	一	一
二、掃部山公園	六、二九一、八二五	二、〇一三、一六五	四、二七八、六六〇	一	一
三、山手公園	三、五〇八、〇〇〇	一	三、五〇八、〇〇〇	一	一
四、元町公園	六、一一九、九七〇	一	一	六、一一九、九七〇	一
五、横濱市兒童遊園	三七八、〇〇〇、〇〇〇	三七八、〇〇〇、〇〇〇	一	一	一
六、綺町公園	三九一、六〇〇	一	一	三九一、六〇〇	一
市執行計	七三、五五九、三五	三、九八一、三六五	二二、九五六、〇〇〇	一〇、七九〇、三三〇	一
總計	二二七、五四四、六五	五四、六二八、〇八五	二五、三四三、六八〇	二五、七四〇、〇三五	二二、八三二、五五〇

○公園擴張面積

第十七章　公園

公園名	震災前面積	於復興及復舊ノ際現在面積ニ擴張シタル面積	摘要
一、横濱公園	一九、四四八、〇〇〇	一九、四四八、〇〇〇	五　同市執行燒失區域內
三、掃部山公園	四、二七八、六六〇	六、二九一、八二五	同
	二、〇一三、一六五	二、〇一三、一六五	

三、山手公園	—	三、五〇八、〇〇〇	同	燒失區域に包圍さる
四、翁町公園	三九一、六〇〇	三九一、六〇〇	同	燒失區域内
五、野毛山公園	—	二七、五一二、八七〇		國執行燒失區域に隣接す
六、山下公園	—	二二、四六一、四〇〇	同	燒失區域内
七、神奈川公園	—	四、〇一一、〇〇〇	同	同
八、元町公園	—	六、一一九、九七〇	市執行同	
九、久保山合祀公園 雞場附屬公園	—	四二三、三〇四	市執行燒失區域外	
小計	二四、一一八、二六〇	九〇、一六七、九六九		
一〇、横濱市兒童遊園	—	三七、八〇〇、〇〇〇	同	燒失區域外
計	二四、一一八、二六〇	一二七、九六七、九六九		

今震災前公園面積と復興及復舊其の他の計畫に依り擴張したる公園の面積とを市の全面積に對比して見れば次の如し。

一、本市震災前全面積　一一、四六二、二〇〇坪（二・四〇方里）

一、震災燒失面積　二、八五〇、〇〇〇坪

一、震災前公園面積　二四、一一八坪　別表内譯の通り　備考　東京市　神戸市

市面積百坪に對する右公園面積　〇、坪二一　二、坪一

一、復興及復舊後公園面積　九〇、一六八坪　別表内譯の通り

市面積百坪に對する右公園面積　〇、坪七八六　二、坪四　〇、坪六

外に昭和二年四月一日隣接町村編入に伴ふ新市域保土ヶ谷區に兒童遊園三七、八〇〇坪を新設し、公園全面積は合計一二七、九七〇坪となりたるも該遊園は他の公園と趣を異にする郊外自然公園とも稱すべきものなるを以て比較よりは除外す。

即ち舊市域全面積に對する公園面積の比は震災前に於て千分の二位にして、六大都市中に於ても最下位にありしが、復興及復舊後に於ては一躍千分の八に亞んとし略所要の比率を得て災前の三倍強に及ぶ。

尚新市域全面積は四〇、四九七、四〇八坪（八・六八方里）にして舊市域面積の約四倍に相當す。

次に市の人口との關係を見れば（昭和元年十二月末日現在）

本市舊市域總人口　四一二、五六三人　東京市　神戸市

人口密度　一方里に付　一七一、八三〇人　〇、坪一七　〇、坪四八

市民一人當り公園利用面積　本市　〇、坪〇六　〇、坪〇七

震災前　〇、坪一二

復興復舊後　〇、坪二二

即ち震災前公園面積は大約人口十五人に對して一坪の割合なりしが、復興復舊後に於ては大體五人に對して、公園一坪を有することゝなれり。東京市は復興計畫の結果大體二人に對して一坪の割合なり。

本市新市域に於ける總人口は六二〇、三〇六人（昭和五年十月一日、國勢調査）

參照

都市名	市民一人當り公園利用面積
東京	○、四八坪
ワシントン	一八、〇〇
シカゴ	二、二〇
ロンドン（行政區）	一、八〇
パリー	二、一〇
ベルリン	一、〇三
デユッセルドルフ	五、五八

然し我國の都市に於ては歐米の都市に比し私人の邸宅に庭園を設備するもの比較的多く公園の不足は幾分緩和せらる。

○公園位置及開園

公園名	位置	摘要	復興或ハ復舊ニ依ル開園年月日
一、横濱公園	中區山下町	市執行有地	昭和四年二月二十八日
二、掃部山公園	中區紅葉丘自五七至六一番地	同市有地	昭和二年十一月五日
三、山手公園	中區山手町	同官有地	昭和四年十月
四、元町公園	同　町	同市有地	昭和五年六月一日
五、横濱市兒童遊園	保土ヶ谷區元町	同市有地。	昭和四年十月六日
六、翁町公園	中區翁町	同	昭和三年九月一日
七、久保山合祀公園	中區久保町大丸九一三番ノ一	同官有地	昭和四年八月
八、野毛山公園	中區、西戸部町、老松町、月岡町、南太田町內	國執行正法維持財團管理	昭和五年二月三十一日（大正十五年九月十六日一部開園）
九、山下公園	中區山下町海岸通	市之ヲ引繼管理	昭和五年三月十五日
一〇、神奈川公園	神奈川區青木町	同	同年四月十日

○本市公園事業費一覽表

豫算

國施行復興公園費		壹百九拾五萬九千圓
市施行公園費		壹百貳拾八萬六千餘圓
合計		參百貳拾四萬五千餘圓
內譯		
國施行	一、野毛山公園	七〇三、〇〇〇圓
	二、山下公園	九七一、〇〇〇圓
	三、神奈川公園	二八五、〇〇〇圓
	計	一、九五九、〇〇〇圓
市施行	一、横濱公園	六二六、一五〇圓
	二、掃部山公園	三五一、四五〇圓

○公園評価額調

（昭和六年三月）

	土地評価額	建物及工作物評価額	立木評価額	計
横浜市児童遊園	一三、七六五、六〇〇円	七一、一七八、四円	七三、四一三円	一五、〇七九、七九七円
元町公園	三三、九三六、三〇〇	一一、一六八、四四〇	八七、二三六	一五、二一八、五一四〇
内横浜ブール築造費	四八、一三七、二〇〇	二一、九五四、八三六	一五、二三六	三五、三八一、四〇
総計	二九、二一七、二〇〇	一一、九三七、四〇	一一、八三六	三五、一六〇、七九六
合計	三四、五五〇、〇〇〇	一四、〇六〇、〇〇〇	一一、九〇〇	四八、六二一、九〇〇
横浜市執行	三四、五五〇、〇〇〇	一四、〇六〇、〇〇〇	一一、九〇〇	四八、六二一、九〇〇
公園及市債償還	三四、五五〇、〇〇〇	一四、〇六〇、〇〇〇	一一、九〇〇	四八、六二一、九〇〇
備考				

右公園及市債償還ノ決算ニ至リタル経緯内容ハ後述セリ。

○公園施設費執行額

	土地費	建物及工作物費	立木費	計
一、山手公園	一四、〇三一、〇〇〇円	一、九〇〇、〇〇〇円	一、九〇〇円	一五、九三三、九〇〇円
二、山手公園	一四、〇三一、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、九〇〇	一五、九三三、九〇〇
三、山手公園	一四、〇三一、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、九〇〇	一五、九三三、九〇〇
四、元町公園	一九、〇〇〇、〇〇〇	六、〇九四、四〇〇	一、九〇〇	二五、〇九五、三〇〇
五、横浜市児童遊園費ノ一部	六、〇九四、四〇〇	五、九四四、〇〇〇	一、九〇〇	一二、〇四〇、三〇〇
六、久保山附合公園	五、九四四、〇〇〇	一、三二九、〇〇〇	一、九〇〇	七、二七五、九〇〇
七、久保山附属公園	一、三二九、〇〇〇	一、三二九、〇〇〇	一、九〇〇	二、六五九、九〇〇
八、野毛山公園ノ一部	一三、〇六二、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、九〇〇	一九、〇六四、九〇〇
各公園費用地	六、〇〇〇、〇〇〇	一、八六六、〇〇〇	一、九〇〇	七、八六七、九〇〇
計	七〇、二六四、四〇〇	二六、〇〇〇、〇〇〇	一一、九〇〇	九六、二七六、三〇〇
横浜市児童遊園新設帯附金	一、八六六、〇〇〇			一、八六六、〇〇〇
元町公園内横浜プール築造費	五〇、〇〇〇、〇〇〇			五〇、〇〇〇、〇〇〇
合計	一二、八六六、二六四、四〇〇			一二、八六六、二六四、四〇〇
本市復旧土木災害ノ為メ国庫ヨリ交付金	二五、〇〇〇、〇〇〇円			二五、〇〇〇、〇〇〇円
本市青年訓練令国庫補助金	二五、〇〇〇、〇〇〇円			二五、〇〇〇、〇〇〇円

○公園施設費執行額

	土地費	建物及工作物費	立木費	計
一、山手公園	一四、〇三一、〇〇〇円	一、九〇〇、〇〇〇円	一、九〇〇円	一五、九三三、九〇〇円
二、山手公園	一四、〇三一、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、九〇〇	一五、九三三、九〇〇
三、山手公園	一四、〇三一、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、九〇〇	一五、九三三、九〇〇
四、元町公園	一九、〇〇〇、〇〇〇	六、〇九四、四〇〇	一、九〇〇	二五、〇九五、三〇〇
五、横浜市児童遊園費ノ一部	六、〇九四、四〇〇	五、九四四、〇〇〇	一、九〇〇	一二、〇四〇、三〇〇
六、久保山附合公園	五、九四四、〇〇〇	一、三二九、〇〇〇	一、九〇〇	七、二七五、九〇〇
七、久保山附属公園	一、三二九、〇〇〇	一、三二九、〇〇〇	一、九〇〇	二、六五九、九〇〇
八、野毛山公園ノ一部	一三、〇六二、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、九〇〇	一九、〇六四、九〇〇
各公園費用地	六、〇〇〇、〇〇〇	一、八六六、〇〇〇	一、九〇〇	七、八六七、九〇〇
計	七〇、二六四、四〇〇	二六、〇〇〇、〇〇〇	一一、九〇〇	九六、二七六、三〇〇

公園施設費執行額

	土地費	建物及工作物費	立木費	計
一、山手公園	一四、〇三一、〇〇〇円	一、九〇〇、〇〇〇円	一、九〇〇円	一五、九三三、九〇〇円
二、山手公園	一四、〇三一、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、九〇〇	一五、九三三、九〇〇
三、山手公園	一四、〇三一、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、九〇〇	一五、九三三、九〇〇
四、元町公園	一九、〇〇〇、〇〇〇	六、〇九四、四〇〇	一、九〇〇	二五、〇九五、三〇〇
五、横浜市児童遊園費ノ一部	六、〇九四、四〇〇	五、九四四、〇〇〇	一、九〇〇	一二、〇四〇、三〇〇
六、久保山附合公園	五、九四四、〇〇〇	一、三二九、〇〇〇	一、九〇〇	七、二七五、九〇〇
七、久保山附属公園	一、三二九、〇〇〇	一、三二九、〇〇〇	一、九〇〇	二、六五九、九〇〇
八、野毛山公園ノ一部	一三、〇六二、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、九〇〇	一九、〇六四、九〇〇
各公園費用地	六、〇〇〇、〇〇〇	一、八六六、〇〇〇	一、九〇〇	七、八六七、九〇〇
計	七〇、二六四、四〇〇	二六、〇〇〇、〇〇〇	一一、九〇〇	九六、二七六、三〇〇

横浜市児童遊園新設帯附金

元町公園内横浜プール築造費	五〇、〇〇〇、〇〇〇円
合計	五〇、〇〇〇、〇〇〇円

復旧費

本市復旧土木災害ノ為メ国庫ヨリ交付金	二五、〇〇〇、〇〇〇円
本市青年訓練令国庫補助金	二五、〇〇〇、〇〇〇円

翁町公園	五八、八〇〇㎡	一、一九五㎡	六一、〇五二㎡
計	八、八七五、七三〇	三二九、九一〇	九、八五〇、二八一
六四四、六四一			

備考　國有地ノ分モ便宜評價ス

本表ハ昭和五年度迄竣工ノ公園ニシテ元町公園計上ナシ。

ロ　公園の種別及樣式

本市公園を專門的見地より分類するときは大體に於て左の如し。

(一)中央公園

位置及規模の點より見るも野毛山公園を推すべきにして、都心に在り逍遙公園として最も優越せる構成を有し其面積も最も廣大にして秋の菊花大會を初め四時市民の集中する所にして本市公園系統の大體核心をなす。一般に自然を尊重したる結果方式的の部分極めて少なく、造園的手法にありては努めて日本風の材料竝手法を採りたる點に於て特徴を示し、之に添ふるに歐洲風の手法を加味したるものにして、園内各部にこれらの樣式を綜合、折衷して設備されたり。國執行に依るものなるが自然を巧に生かしたる造營は洵に名園たるの風貌を具ふ。

(二)市街公園

本市公園の中堅たるべき市街公園に相當すべきは横濱公園、掃部山公園、神奈川公園及山手公園あり。就中横濱公園には野球場體育館及音樂堂の特殊施設を具備し、市内樞要地に位置し交通上至便なる爲利用程度も本市公園中第一位なり。

(三)臨海公園

山下町海岸の山下公園にして臨海公園として本市隨一なるは勿論、本邦に於ても其の比を見ざる所にして近世公園の設計に依りたる最も現代的公園の代表なり。港内光景と相俟ち一段の光彩を放つものにして本市の如き港灣都市美の上に重大なる使命を果し居るのみならず、一面國港としての帝都の玄關口を修飾するものといふべし。

(四)近隣自然公園

市街地を遠く離れたる郊外自然公園として、兒童本位の施設せるものに横濱市兒童遊園あり。震災後編入せる保土ヶ谷の丘陵雜木林を利用し野趣津々自然の豐かなる敎化を受くべく、且つ本園内に運動場、水泳場及集會所等を設備し以て特に小市民を中心とし尚忠魂碑を建設するに此地を選び體育竝精神敎育に其の重點を置ける特徴ある公園なり。

(五)特殊公園

其の他特殊公園としては横濱プール及弓道場を抱擁する元町公園あり。交通の便よき山手町に所在し、此の地夙に水屋敷の稱あり、飲料竝船舶給水用たりし跡を利用選定したるものにして、長五十米プールの外に少年プールともいふべき兒童本位の徒涉池をも併設し、殘餘の地には造園工事を施し内外人士の爲よく利用せられ特殊公園としての機能を充分發揮しつゝあり。野毛山公園山下公園等と共に本市の如き國際都市の品位を高むるものといふべし。

(六)小公園

小公園としては港橋際に翁町公園あり、又新設街路用地の殘地等を利用し廣場を設く、即ち第十四號路線街路沿の淺間町廣場、第十五號線街路沿の平沼町廣場、第五號線街路沿瀧ノ川傍二ッ谷

廣場、其の他駿河橋際廣場等あり。

斯くて復興及復舊事業に依り本市公園は相當面目を一新したりと雖も、未だ之を以て充分といふべからず。將來に於ては市街の小公園を始めとし適當の地を卜して可成速かに增設の要あるものとす。

(七)墓地公園

これら既設公園の外に將來の計畫として具體化したるものに墓地公園あり、都市の發達に伴ふ墓地の經營に就き本市に於ては、市民祖先の塋域を永く安定せしむる計畫を樹て、震災後市域に編入せる中區日野町に約六萬坪の大敷地を選定買收して、市營墓地建設に着手し、昭和六年七月其設置認可を得たり。風景に勝れたる同地に先づ道路を築造區劃を附し廣場を造る等土工々事を起して地形を造成して植樹し、造園工事を施し事務所休憩所等を設備して、申込者の漸次增加に從つて公園式に施工の方針に付やがて數年の後には理想的逍遙墓地公園を實現すべし。(後揭の設計圖參照)

(八)公開の私園

右の外私園なりと雖も名園にして震災前より公開せられ居り逍遙公園としての使命を果しつゝあるものに本牧町の三溪園あり。面積約三萬餘坪、明治三十九年の創設に係り、本市原富太郎氏の邸園を開放せるものにして、雄大なる自然美好く存置せられ、風光明媚の勝景地にして、西北に山林を負ひ南面海に臨み溪谷の地は自然の池沼芝生を擁し花樹多く又園內には贋古の歷史的價値を有する幾多の由緒深き堂塔茶寮等ありて四季の行樂に適し、實に此の附近一帶は本市都市計畫上當然風致地區として保護せらるべき所なり。

右既設公園の樣式に就きては、適確に斷定するは難しとするも大體に於て野毛山公園、掃部山公園の一部を除き一般は近代的公園の樣式を具へ、園內の各部の設備は種々の樣式を綜合折衷せるものといふべく然し熟れも自然に重點を置けるものにして方式的部分極めて尠少なり。唯建築施設に於ては概ね近世的洋風を採用せる點に其の特徵を示せり。

畢竟本市現在の財政情態に於ては歐米都市に見るが如く都市修飾的の公園と利用本位の公園とを全部區別して設置することは頗る困難なるを以て、各公園は殆ど兩者を兼備せしめたり其の最も顯著なる一例は橫濱公園の如く市街都市公園として些して廣からざるに運動場、音樂堂等の施設に相當面積を割かれて風致園としては充分ならざる點あり。即ち都市公園に兼ぬるに運動公園を以てしたる爲なり。其の他の各公園も市街都市公園にして兒童公園を兼ねしめたり。

然し將來に於て若し小公園等が漸次增設せらるゝに於ては都市美の骨子となるべき程度のものと完全なる利用本位の公園とは自ら分類せらるゝ所となるべきなり。

八　公園の一般施設

〔い〕注意事項通牒

公園の施設に關し、復興復舊事業着手の當初左記の通り本縣內務部長より通牒ありたり。

○十三土收第一、五三三號
大正十三年五月二十二日

神奈川縣內務部長
橫濱市長殿

公園ノ施設ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ特別都市計畫委員會ニ於テ左記ノ通希望有之候趣ヲ以テ復興局長官及衞生局長ヨリ回付ニ付及移牒候也

記

特別都市計畫委員會希望事項

一、公園及周圍ノ防火設備ニ付テハ特別ニ注意セラレムコトヲ望ム。

二、公園內ニハ其ノ機能ヲ害スル建築物ノ建築ヲ許可セサル樣注意セラレムコトヲ望ム。

三、將來特別都市計畫區域及其ノ附近ニ適當ニ公園ヲ設置スル爲市區改正其ノ他公共營造物ノ移轉等ノ場合ニ於テ右ノ目的ヲ到達スルニ必要ナル方法ヲ講セラレムコトヲ望ム。

〔ろ〕　公園の施設著眼概要

公園の施設は其の公園地の種類目的竝環境に依つて一ならずと雖も、大體に於て休養、散策竝觀賞の爲自然の風景植物を利用せる風趣ある庭園とし進んで運動遊戲等の設備を施すものなり。從つて幽邃なる植込地を要すること勿論にして野毛山公園の如きは又一面廣濶なる綠の芝生四季百花爛漫の花壇等をも併せ備へしめたり。運動遊戲乃至慰安娛樂としての施設は公園の實用的主體にして之には多くの面積と經費とを要したり。即ち運動用廣場、運動用機械器具等の諸設備をなし特に橫濱公園の野球場體育館の柔劍道場、擧闘場、及音樂堂、元町公園の橫濱プール及弓道場保土ヶ谷の兒童遊園內ランニング、トラック等の運動場及水泳場の如きこれなり。

休養施設としては雅致ある四阿、藤棚、露床、洋風休憩所、茶店及パーゴラ等が提供せられ、特に風致と慰安との中心として池及溪流、噴水池を施設し、其の他飮用水栓手洗等を配置す。夜間の利用には相當なる照明裝置あり、園路及廣場の保全に關しては排水設備、路面、整美等の設備あり。公園の外周竝植込地等には夫々風致を害せざる樣人止柵墻壁を設けたりと雖もこれらは社會の進運に伴ふ公德心の向上に從つて嚴重なる構造、樣式に代ふるに漸次輕快清洒なるものとなり、他面非常時に際しても避難を頗る容易ならしむ。理想としては單に表示するに止まる程度とするにありたるが、因に鳥獸の如き動物の飼育設備は實現せず。右其の他必要なる便所、屑籠等を充分設備したるの外特殊の施設としては野毛山公園の菊花壇設備、山下公園の端艇溜あり。

二　公園の植樹

本市公園が大部分震災々害の跡地に施設せられたるものにして、殊に本市は臨海地にあり然も船舶より生ずる煤煙の爲公園樹木の害せらるること少なからざるを以て、是等の關係を顧慮し植栽樹木は比較的抵抗力大なるものを選定せり。

在來の樹木に付ても野毛山公園所在の老木古樹にして年々衰弱枯損し其の特徵を失ひつゝあるは洵に遺憾に堪へざる所にして、殊に同園の黑松、樫、玉楠等殆ど他に於て容易に見る能はざる程立派なるものにして今猶鬱蒼として震災前より現存するものあるは誇るに足るものなり。今次の造園に當り植栽樹木にして最も多く利用せられたるは

一、針葉樹にては黑松、檜、サワラ、ヒマラヤ杉等とす。

二、常綠濶葉樹としては、椎を主とし、マテバ椎、白樫、樟、椿、モチ、厚皮香、トベラ、珊瑚樹、シャリンバイ、モクセイ、ヒサカキ等之れに次ぐ。

三、落葉花木としては各種の櫻、梅、百日紅、藤等にして殊に掃部山公園には紅普賢櫻外三十四品種の

名種を植栽せり。

四落葉濶葉樹としては欅、榎、椋榎、エゴノ木、桂、ミヅキ、イテフ、プラタナス、梧桐、紅葉等とす。

五灌木類としては、アスナロ、ソナレ、多行松、キヤラ、イブキ等にして濶葉樹には八ツ手、青木、マサキ、柊、柊南天、イヌツゲ、ツゲ、馬酔木、沈丁花、クチナシ、メギ等の常緑のもの最も多く植栽せられ其の間には主として琉球躑躅、霧島、皐月、レンゲツヽヂ、平戸ツヽヂ、木瓜、夾竹桃、山吹、芙蓉、などあり

又生垣には紅樫、マサキ、ヒラカンサス等を植ゑ、草木類としては、イトラン、シャガ、龍ノ鬚、ビナンカズラ、蔦類等を用ひたり。

尚本市施行の復舊公園中、横濱公園及掃部山公園造園整理に先立ち大正十三年十二月在來木調査の處、立木大小五百六十本中横濱公園にありし名木ヒマラヤシーダー（來國グランド將軍往年來朝の砌記念植樹）掃部山公園にありし來女櫻を始め合計百三十本は震災の爲根腐、枯損し將來の恢復見込なかりしを以て園内整理上伐採拂下げをなせり。

ホ　其の他

〔い〕　公園事業に伴ふ收入

公園事業に伴ふ收入に關しては横濱公園に於て曾つて明治十一年より同四十二年七月まで中央隋圓形廣場を毎年一定の料金を徴し外人運動場として横濱弄鞠倶樂部に貸與せる事情及其金額等は前掲の通り。然し本市に於ては大正十一年七月一日條例第七號を以て横濱市公園使用料條例を規定したり。

同條例抜萃

第一條　公園ノ使用料ハ左ノ範圍内ニ於テ市長之ヲ定ム公園管理規則第三條第一號第二號ノ場合又ハ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムル時ハ使用料ヲ減免スル事ヲ得

一、使用期間一ケ年以上ノモノ一坪ニ付一ケ年二十圓以内
二、使用期間一ケ月以上ノモノ一坪ニ付一ケ月月二圓以内
三、使用期間一ケ月ニ滿タサルモノハ一日十五錢以内
四、野球運動場ノ使用者ニシテ觀覽料、入場料其他ノ名義ヲ以テ觀覽者ヨリ金錢ヲ徴收スルモノ一日ニ付百圓以上千圓以下
五、公園ノ使用ヲ競爭入札ニ付シタル場合ニ於テハ前項料金ノ範圍ニ拘ハラス市長ノ定メタル豫定額ヲ超ユル最モ多キ者ヲ以テ落札トシ其額ヲ徴收ス

次に今回の復興及復舊事業遂行に伴ひ横濱公園内は野球場を含む運動場、柔道場、劍道場、講堂及音樂堂、又元町公園内及保土ヶ谷の市兒童遊園にはプール新設せられ、是等の特殊施設に對する使用に對しては一定の使用料を徴することゝし、他の都市に於ける情況を參酌し次の如く規定したり。

〔ろ〕　公園特殊施設使用料

運動場、柔道場劍道場講堂、音樂堂及プール使用料ハ左表ノ通

一、運動場使用料　午前　自八時　至正午　午後　自〇時半　至六時

（昭和四年八月十三日決定）

種　別　午前　一五円
土曜、日曜、祝祭日　午後　二〇円　終日　三〇円
其ノ他ノ日　一五　二〇

備考　選手室三、豫備室一、切符賣場附屬
イ、入場料其ノ他之ニ類スル金額ヲ徴收スル場合ノ使用料ハ總收入(前賣切符ヲ含ム)ノ一割五分トシ其ノ金額カ前表ニ依ル
ロ、練習使用ハ試合ニ支障ナキ場合一回三時間トシ其ノ使用料ハ一回ニ付三圓トス
ハ、浴室ノ使用料ハ一箇所一回ニ付三圓トス

二、柔道場、劍道場及講堂使用料

種　別　晝　自午前九時至午後五時　夜　自午後六時至午後十二時
柔道及劍道場　四円　五円
講　堂　八　八円

入場料　三〇、〇〇〇人(擴張前)　一〇　一五

貸切使用料　一　一

無料ノモノ　三一二〇〇円(小學校、青少年團及之ニ準スル團體　四〇　六〇)　一日　一〇円

(參考)

運動場ニ關スル調　(昭和四年六月)

名稱	所在地	定員	入場料	貸切使用料	無料ノモノ	收入年額
明治神宮野球場	東京市外	三〇、〇〇〇人(擴張前)	一〇圓	一	小學校、青少年團及之ニ準スル團體　四〇円　其他一般　八〇	三六、〇〇〇円
陸上競技場	東京市立芝公園	七、〇〇〇人	一〇圓	一	小學校、青少年團及之ニ準スル團體　四〇円　其他一般　一六〇	二、〇九一円
大阪市立運動場	大阪市	六六、〇〇〇人	大人　一〇圓　小人　五	一	小學校、青少年團及之ニ準スル團體　二〇円　其他一般　四〇	五、五〇〇円
甲子園野球場	兵庫縣武庫郡	五〇、〇〇〇人	一	一	總收入ノ一割五分(最低一日一〇圓)	(昭和五年十一月二十五日改正)
橫濱公園運動場	橫濱市	一三、八〇〇人	一	一	一日　一〇円	入場料ヲ徴收スルトキ　晝　夜　晝夜　二五円　三〇円　五〇円　(昭和五年五月二十七日決定)

四、兒童遊園運動場使用料

種　別　午前　自八時至正午　午後　自〇時半至六時　終日
日曜、祝祭日　一〇円　一五円　二〇円
其他ノ日　八　一〇　一五

備考　兒童集會所內講堂所屬
イ、入場料其他之ニ類スル金錢ヲ徴收スル場合ノ使用料ハ總收入(前賣切符ヲ含ム)ノ一割五分トシ其金額カ前表ニ依ル。
ロ、前表ノ使用料ハ本市小學校教職員ノ引率スル兒童團體ニ對シテハ之ヲ徴收セス。

橫濱公園音樂堂は昭和四年三月開設以來一般の利用比較的乏しき實狀にありたるを以て、曩に昭和四年八月十三日決定の使用料金を低減し之が利用を增進せるなり。
改正前の使用料を掲ぐれば次の如し。

横濱公園音樂堂使用料（改正前）

種別	横濱公園音樂堂	兒童遊園プール	同附屬プール	横濱遊園プール	兒童遊園プール
	一回使用料	一回使用料	一回使用料	一回使用料	一回使用料
入場者ハ十歳以上ノ者ニ限ル	一〇〇圓			二、〇〇〇圓	一、〇五〇圓
入場者ハ六歳以上十二歳未滿ノ者ニ限ル				一、〇〇〇圓	五〇〇圓
入場者ハ十二歳以上ノ者ニ限ル				二、〇〇〇圓	一、〇五〇圓

備考　一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

十、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

十一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

十二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

十三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

十四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

十五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

十六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

十七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

十八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

十九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二十、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二十一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二十二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二十三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二十四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二十五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二十六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二十七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二十八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二十九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

三十、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

三一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

三二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

三三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

三四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

三五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

三六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

三七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

三八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

三九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

四〇、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

四一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

四二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

四三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

四四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

四五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

四六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

四七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

四八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

四九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

五〇、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

五一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

五二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

五三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

五四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

五五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

五六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

五七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

五八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

五九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

六〇、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

六一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

六二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

六三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

六四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

六五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

六六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

六七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

六八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

六九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

七〇、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

七一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

七二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

七三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

七四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

七五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

七六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

七七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

七八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

七九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

八〇、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

八一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

八二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

八三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

八四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

八五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

八六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

八七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

八八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

八九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

九〇、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

九一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

九二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

九三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

九四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

九五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

九六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

九七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

九八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

九九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一〇〇、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一〇一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一〇二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一〇三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一〇四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一〇五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一〇六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一〇七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一〇八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一〇九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一一〇、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一一一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一一二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一一三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一一四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一一五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一一六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一一七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一一八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一一九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一二〇、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一二一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一二二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一二三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一二四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一二五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一二六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一二七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一二八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一二九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一三〇、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一三一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一三二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一三三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一三四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一三五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一三六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一三七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一三八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一三九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一四〇、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一四一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一四二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一四三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一四四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一四五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一四六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一四七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一四八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一四九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一五〇、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一五一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一五二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一五三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一五四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一五五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一五六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一五七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一五八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一五九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一六〇、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一六一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一六二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一六三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一六四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一六五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一六六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一六七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一六八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一六九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一七〇、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一七一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一七二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一七三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一七四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一七五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一七六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一七七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一七八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一七九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一八〇、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一八一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一八二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一八三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一八四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一八五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一八六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一八七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一八八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一八九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一九〇、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一九一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一九二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一九三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一九四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一九五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一九六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一九七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一九八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

一九九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二〇〇、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二〇一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二〇二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二〇三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二〇四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二〇五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二〇六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二〇七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二〇八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二〇九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二一〇、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二一一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二一二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二一三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二一四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二一五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二一六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二一七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二一八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二一九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二二〇、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二二一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二二二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二二三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二二四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二二五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二二六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二二七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二二八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二二九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二三〇、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二三一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二三二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二三三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二三四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二三五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二三六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二三七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二三八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二三九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二四〇、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二四一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二四二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二四三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二四四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二四五、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二四六、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二四七、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二四八、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二四九、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二五〇、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二五一、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二五二、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二五三、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ別表ノ金額ニ遊泳用具使用料ヲ加ヘタルモノトス

二五四、プール使用料ハ入場料ヲ徴セサルトキハ

其ノ他ノ日			二〇
備考　脫衣室並控室附屬			
兒童遊園プール　午前午後區分同前			
種別			午後
日曜、祝祭日	午前	円 七	終日 円 一五
其ノ他ノ日	三		一〇 五
備考　脫衣室並控室附屬			

イ、入場料其ノ他之ニ類スル金錢ヲ徵收スル場合ノ使用料ハ總收入(前賣切符ヲ含ム)ノ一割五分トシ其ノ金額カ前表ノ金額ニ達セサルトキニ限リ前表ニ依ル

ロ、貸切使用ニアラサル入場料ハ一人一回ニ付十五歲以上ノ者十錢十二歲以上十五歲未滿ノ者五錢トス

ハ、定期入場券ハ一ヶ月有効トシ十五歲以上ノ者二回、十二歲以上十五歲未滿ノ者一回トス

ニ、本市青年團及青年團員ノ横濱プール使用ニ關シテハ市長ニ於テ特例ヲ設クルコトヲ得

ホ、兒童遊園プールノ使用料又ハ入場料ハ本市小學校教職員ノ引率スル兒童團體ニ對シテハ之ヲ徵收セス

(參考)

一、東京市芝公園水泳場使用料		
入場料會費ノ類ヲ徵收セサルモノ	一日ニ付	一五〇圓
入場料會費ノ類ヲ徵收スルモノ	同	二五〇圓
同　入場料		
一人ニ付一回　大人十錢　小人五錢		
二、大阪市立運動場内水泳場使用料		
入場料會費ノ類ヲ徵收セサルモノ	一日ニ付	二〇圓
入場料會費ノ類ヲ徵收スルモノ	同	一〇〇圓
入場料		

十五歲以上　一人ニ付　十錢
十五歲未滿ノ者　同　五錢

〔は〕　公園を介してシャトル市との交驩其の他

本市に於ては太平洋を隔てたる對岸アメリカのシャトル市との友好交驩の爲殊に大正十二年の大震災に際してはシャトル市が本市には莫大の見舞金及物資を寄贈して非常なる同情を披瀝せるに對し感謝の微意を表せんが爲、昭和五年八月本市より古典味豊かなる桃山式石燈籠を贈りたる處、シャトル市は市内のセワード公園内に純日本式の庭園を造營して該石燈籠を据付け、昭和六年六月十四日盛大なる落成式を擧げシャトル市長を初め市内有力者竝に在留知名邦人列席の下に、内山領事に依りて正式に贈呈せられたりと報せらる、當日我大西市長よりシャトル市長フランク、エドワード氏に送られたるメッセーヂの要項は後記するが如し。

石燈籠は三百五十年の星霜を經たる桃山御殿に豊太閤が愛翫せしといふ現に京都に所在の由緒深き石燈籠を模造せるものにして、高さ一丈三尺五寸同市セワード公園内櫻樹の間に建立せられ太平洋を中に兩市が握手し親善の楔として永久に保存せられることゝなれり、因にセワード公園の前記櫻樹は昭和四年十二月ロンドン海軍々縮會議に列席の途次、若槻財部兩全權一行の同市に立寄りたるを好機とし、シャトル市及近郊在留邦人より櫻苗木三千五百本を同市に贈呈して全權等これが植付をなし、其の後同在留邦人の間に櫻樹と相俟ちて一層日本趣味を添へんが爲石燈籠建立の議起り昭和五年シャトル日本人會長來濱の砌、右の趣を耳にせる本市は進んで之が寄贈を申出で前記の通り桃山式のものを東京堀切石工店へ調製せしめたるものにして、シャトル市は

この石燈籠を迎ふるべく特にシソード公園内に約三千圓の豫算を以て純日本式庭園を造りたるものなりと報せらる。

○大西市長メツセーヂ（昭和六年六月十四日）

（前略）今回セワード公園内に特に日本趣味を凝らしたる庭園を造られ石燈籠を据付けらるゝことになりましたことは我市民の最も光榮とする所です。石燈籠は三百五十年前豊太閤が桃山御殿に建設し愛好せしものを模作したものでこの機に日本の美術工藝趣味を貴市に御紹介し得たることを悦びます。

又龍に御贈與の薔薇は今後次第に繁殖しやがては本市の各家庭にまで移植せられ我市民が朝夕其の芳香と共に貴市の友情を慕ふが如くこの石燈籠を永遠に限りなき榮光と幸福とに惠まれべき貴市民に依つて永く愛護せらるゝことは洵に欣びに堪へませぬ（後略）

〔に〕伊勢山正金銀行倶樂部内記念碑新設竝庭園改造

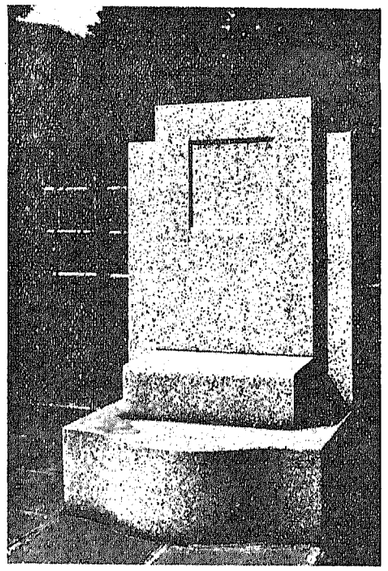

正金銀行倶樂部ニ於ケル　攝政宮殿下　御野立所記念碑

大正十二年十月十日畏くも　攝政宮殿下　皇后陛下親しく本市同年十一月五日には震災の慘害狀況御視察の爲特に行啓あらせられ、具さに其の狀況御巡視遊ばされたるは市民の深く感激措く能はざる所にして之が記念碑を建設することゝし、其の位置は當初横濱公園内に選定せるも、其後昭和五年四月愼重調査の結果中區宮崎町五十八番地伊勢山の横濱正金銀行倶樂部敷地の一部は行啓の砌、御野立所跡として最も緣故深きを以て該場所を選定し、銀行へ交渉したるに快諾を得て同銀行倶樂部庭園の一部を改造し園内に建碑を決定す。

碑石及臺石共に岡山產萬成石を使用し碑文は左記の如し。

大正十二年本市ノ震災ニ會フヤ　攝政殿下ハ十月十日　皇后陛下ハ十一月五日親シク御巡撫ノ際本地點ヲ簡ヒ畏クモ焦土ノ市中ヲ矯ハセ給ヘリ仍テ刻シテ聖蹟ヲ傳フ

昭和五年七月

碑の周圍土堤は高麗芝「ベタ」張とし四ッ目垣を廻らし、山茶花苗を植付、土堤の内部は混凝土二寸打込み鐵平石碎石舖裝とし、附近に中州黑松、八ッ手、躑躅類を配植す。

横濱市

二　國執行公園

イ　復興計畫

震災直後内務省都市計畫局に於ては公園協議會を開催し、這般の慘害に鑑みて、公園竝に廣場面積として、都市全面積の一割を充當すべき大體方針の下に先づ燒失區域内公園計畫案を樹て、更に大正十二年十月復興院計畫局第二技術課に於ては、豫算總額壹億壹千百八拾參萬貳千圓を計上して、帝都復興公園計畫案を立案し本市を含まざる東京市のみの燒失區域に約百萬坪の公園を新設竝に擴張せんとしたるも、財政の關係上等に依り本計畫案は實現するに至らずして變更され、同十二年十一月復興院理事會に於ては、遂に東京の分と共に本市復興公園計畫案を豫算總額百九拾五萬九千圓を以て山下公園、野毛山公園、神奈川公園及日之出川公園を包含する四公園約五萬五千八百坪を新に增設せんとしたり。而して其の計畫概要及豫算の内譯左の如し。

(一)　計畫ノ概要

(1)　山下公園（約二萬五千坪）

橫濱港內山下町前面ハ水深淺ク船舶ノ碇泊等港灣トシテ利用ヲ加フルト依リ山ヲ埋立更ニ一部民有地ヲ買收シ作セテ公園トナシテ市民ノ一般ニ非常時避難所ノ一助トモナルヘシ

(2)　野毛山公園（約二萬坪）

復舊使用ノ爲メ市水道ノ一部給水ニ至レルヲ以テ此ノ山ヲ公園地ト共ニ一部隣接民有地ヲ買收シ作セテ災害ニ充當セラレタルモ尙ホ池ヘサルヘシ

(3)　神奈川公園（約六千坪）

目下之ヲ實現シツヽアルモ水深淺ク且ツ水路ノ必要ヲ認メ利用ヲ計畫シツヽアリ

(4)　出川公園（約四千八百坪）

目下之ヲ實現シツヽアルモ水深淺ク且ツ水路ノ必要ヲ認メ利用ヲ計畫シツヽアリ

(二)　豫算

附記

張ヒ兒童公園ノ川ヲ跨ギ公有地ヲ公園用地ニ變更シ、外數箇所ニ遊園ヲ設ケ、猶出來得ル限リ燒失區域內ニ於ケル小學校ヲ擴張シ、公有地ヲ公園官舍ニ轉用シ、又埋築シ公園トナシ、之ヲ一般ニ通ズル道路ニ充テ、尙ホ市內吉田川中村川ヲ連絡スル河川ニ依リ兩側ニ護岸ヲ設ケ、且ツ川幅狹隘ニシテ洪水ノ際破損ノ虞アル箇所ニ對シ、適當ノ改修ヲ施シ、以テ災害ヲ豫防スルノ計畫ナリ。

(1)　公園豫算細目明細書

公園名	計畫面積	用地買收費	整地費	植栽費	計
目下公園	二五〇〇坪	二五〇〇圓	一、二五〇圓	一、二五〇圓	四、六〇〇圓
野毛山公園	一〇〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一五、〇〇〇
神奈川公園	六〇〇〇	一八、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二四、〇〇〇
出川公園	四〇〇〇	一二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一六、〇〇〇
計	二五〇〇坪	四八、〇〇〇圓	一一、二五〇圓	一一、二五〇圓	七〇、六〇〇圓

(2)　設備費單價算出基礎

公園名	植栽地	植栽費	客土搬入費	植栽費	計
目下公園	二五〇坪	一圓	地表頽廻、瓦石其他小運搬	苗木代、植付壞費	一圓
野毛山公園	一〇〇〇坪	一圓	泥土、赤土、黑土、小運搬捨場	苗木代、植付壞費	一圓
神奈川公園	六〇〇坪	一圓	地表頽廻、瓦石其他小運搬	苗木代、植付壞費	一圓
出川公園	四〇〇坪	一圓	地表頽廻、瓦石其他小運搬	苗木代、植付壞費	一圓

(3)　公園費總額執行年度

公園名	總額	執行年度
目下公園	七〇、六〇〇圓	大正十年度
野毛山公園	九〇、〇〇〇圓	大正十年度
神奈川公園	一二〇、〇〇〇圓	大正十年度
出川公園	八〇、〇〇〇圓	大正十年度

内譯	用地及補償費	三四五、〇〇〇	五、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
	埋立費及設備費	一、六五五、〇〇〇	一、一三七、〇〇〇	一、三五七、〇〇〇	四五〇、〇〇〇

(三)　計畫案決定經過

斯く樹立せられたる公園復興計畫案の決定に至る經路を追へば次の如し。

大正十二年十一月十　五日　帝都復興院評議會第一回開議に諮問し特別委員に附託審議せしむ

同　年同　月自十六日　該特別委員第一委員會を三日間連日開議の上左の要望を附して

至十八日　原案可決

復興院評議會要望事項

一、交通、防火、衛生、美觀ノ爲主要街路ノ交叉點其他數個所ニ廣場ヲ設クルコト

二、公園ハ出來得ル限リ之ヲ增設スルコト

三、官有地ハ可成公園敷地トシテ無償ニテ下附セラレタキコト

大正十二年十一月二十四日　帝都復興計畫議案に包括され、帝都復興審議會に附議し直に特別委員に附託

同　月二十五日　同特別委員會開議

及二十六日

同　月二十七日　第二審議會に於て左の要望を附し、公園の配置竝に其豫算は原案可決

帝都復興審議會要望事項

今回ノ如キ大震害ノ場合ヲ顧慮シ公園内ニ消防ニ要スル充分ノ貯水設備ヲ爲サシムルコト

同　年十二月　十　日　帝都復興に關し第四十七臨時議會召集せらる

同　月十　九日　衆議院通過

同　月二十四日　貴族院をも通過

同臨時議會に於て可決せられたる横濱復興費總額は街路、運河、土地區劃整理及公園を含み、三千五百五十一萬四千四百圓にして、其の内公園費は左の提出額の儘にして修正せられず。

公園費	一、九五九、〇〇〇圓	横濱復興費	東京復興費
内			
用地及補償費	三四五、〇〇〇圓	一〇、一〇〇、〇〇〇圓	一一、九〇〇、〇〇〇圓
設備費	一、六一四、〇〇〇圓	一、八〇〇、〇〇〇圓	

然して本市公園復興事業施行に當りては、全部國に於て直接施行することゝなりたるも、本市はこの事業施行に依りて著しく利益を受くる爲四分ノ一の割合を以て事業費を分擔することゝなれり。

即　ち

横濱復興費中公園費

總　額　一、九五九、〇〇〇圓

內

國庫分擔額　一、四六九、二五〇四

本市分擔額　四八九、七五〇

負擔割合　四分ノ三　四分ノ一

帝都復興計畫に依る横濱復興公園計畫は、斯くして臨時議會を通過したるも、これが確定には尙特別都市計畫委員會の議定を經、內閣の認可を得るを要する爲、復興局、神奈川縣及本市等關係各廳は協議を重ねたりしが、本市に於ては大正十三年三月二十四日前述四公園新設の件に關し復興局長官より照會ありたるを以て、四月二十六日市會を開會して前記公園新設計畫を諮問したるに、委員に附託審議せられて同年五月二十六日に至り市會は四公園復興計畫の內、日之出川公園新設の計畫に對しては、在來の日之出川を埋築する爲、水運の利便を阻害すること勘なからず、且つ防火等の點よりするも日之出川を存置すべしとし、之が公園計畫に反對し、以てこれを削除すべき修正意見を附して議決となれり。同月二十八日市長は市會の意見の趣意を以て復興局長官へ回答し、尙該計畫廢止に依り生ずべき剩餘額は之を他の三公園擴張の資に充當せられ度旨要望せり。又本縣知事に於ても現狀の儘存置の意見を提出し、之より先一方横濱回漕組合、横濱日之出川保存同盟會、横濱薪炭商組合外八組合其の他より反對の陳情もあり。結局日之出川公園設置計畫は之を見合せ從前の通り運河として日之出川を保存することゝなれり。

又神奈川公園は當初青木町地內の區有水面延長約三百間、幅員約二十間、此面積約六千坪を埋立て、之が全部を公園敷地に充當すべき計畫なりしが、偶々水面中約二千五百坪は國執行の第一號京濱國道道路敷地に割くことゝなり、殘餘公園敷地面積は僅かに三千二百五十餘坪に減少したるを以て、斯くては復興公園として充分なる機能を發揮する能はざる爲新に隣接民有地千二百餘坪を買收し、合計四千四百餘坪に變更することゝなれり。

斯の如く日之出川公園計畫の廢止と、神奈川公園の面積減少とは、他の公園の擴張と設備の充實とに補充せらるゝことゝなれり。

尙山下公園に關しては、埋立すべき海面の水深比較的淺きのみならず、其後震災の燒土棄場として許可せられ其區域約二百坪と別に買收すべき民有地及現存官有地の約二千坪とを併せ、臨海公園たらしむる目的を以て面積約二萬二千坪となれり。

右變更に依り第四十七臨時帝國議會を通過したる横濱復興公園費總額一、九五九、〇〇〇圓は異動なきも各公園別の內譯を左記の通り變更して、特別都市計畫委員會の審議に附することゝせり。

記

公園名	計畫全面積 坪	買收ヲ要スル坪數 坪	用地費 單價 圓	用地費 金額 圓	埋立費 單價 圓	埋立費 金額 圓	設備費 單價 圓	設備費 金額 圓	計 圓
山下公園	三七〇〇〇	—	—	—	護岸延長 五三〇 間	三六一〇〇〇	—	—	—
		—	—	—	埋立 三七〇〇〇 坪	三七〇〇〇〇	—	—	—
		—	—	—	五四五	二〇一七〇〇	—	—	—
		—	—	—	計	三六一〇〇〇	—	—	—
野毛山公園	三七〇〇〇	一〇四〇〇 民有地	一〇〇	一五〇〇〇〇	三〇	三一一〇〇〇	一七五	九二一〇〇〇	一、五〇四、一〇〇
神奈川公園	四四〇〇〇	一二〇〇 區有水面 三一〇〇	一〇〇	三一〇〇〇〇	—	—	—	—	三一〇〇〇
			一五	四八〇〇〇	九六〇 坪 區有水面埋立 三一〇〇 坪	二九七〇〇〇	一一〇	八八〇〇〇	一、八六五、〇〇〇
			計	一、六八〇〇〇					

計	四八四、〇〇〇坪	一六二、〇〇〇円	一、九五九、〇〇〇円

内譯變更ヲ對照スレハ

公園名	當初豫算額	變更豫算額	差引增減	備考
山下公園	九三二、〇〇〇円	九七一、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	
野毛山公園	五〇五、〇〇〇	七〇三、〇〇〇	一九八、〇〇〇	
神奈川公園	二八二、〇〇〇	二八五、〇〇〇	三、〇〇〇	
日之出川公園	二四〇、〇〇〇	—	△二四〇、〇〇〇	△印ハ減額
計	一、九五九、〇〇〇	一、九五九、〇〇〇	—	豫算總額變更ナシ

(四)　三公園新設

大正十三年十二月十日内務省會議室に於て特別都市計畫委員會第八回總會は開かれ、議第三十號として横濱都市計畫公園の新設及其の事業執行年度割の件を附議し、愼重審議を要する爲特別委員に其調査を附託し、同日午後續行して同委員會は開議し、特に野毛山公園用地内所在の本市水道用地及市長公舍との關係に付質問應答及意見の開陳あり。審議の結果事業の實施に當りては左記要望事項に付相當考慮せらるゝことに當局の諒解を得て、三公園共原案を適當と認め滿場一致可決せり。

特別都市計畫委員會特別委員横濱復興公園ニ關スル要望事項

一、野毛山公園ハ實施ニ當リ市長公舍敷地トノ境界ヲ高地ノ頂部ヨリ相當後退セラレタキコト

二、現水道用地ノ内野毛山公園ニ編入セラルベキ部分ニハ配水池ヲ存置スルコト

同月二十七日内務省會議室に於て開會せられたる特別都市計畫委員會第九回總會は、特別委員會の報告に依り同委員會決定の通り異議なく原案を可決し、越えて翌大正十四年一月二十六日内務省より左の如く告示せられたり。

○内務省告示第十五號（大正十四年一月二十六日）

第一、横濱都市計畫公園ノ新設及其事業執行年度割ノ件左ノ通リ大正十四年一月二十三日内閣ノ認可ヲ得タリ

番號	公園名	位置	面積（約）
一	山下公園	山下町及山下町地先海面ノ内	二二、〇〇〇坪
二	野毛山公園	西戸部町老松町及南太田町ノ内	二二、〇〇〇
三	神奈川公園	青木町ノ内	四、〇〇〇

第二、前項ノ計畫ハ都市計畫事業トシテ大正十三年度ヨリ大正十七年度迄五ケ年度ニ繼續執行スルモノトシ其ノ年度割左ノ通定ム

大正十三年度	約八分七厘
大正十四年度	約八分一厘
大正十五年度	約八分四厘
大正十六年度	約二割四分五厘
大正十七年度	約五割三分一厘

尚同日左記の如く執行者決定の告示もありたり

○内務省告示第十六號（大正十四年一月二十六日）

内務省告示第十五號横濱都市計畫公園ノ新設事業ハ内務大臣ニ於テ之ヲ執行ス

次に國執行三公園の名稱に關しては從來呼稱し來れる「野毛山」「神奈川」及「山下」の名を冠することに決定したき旨、復興局横濱出張所長より、大正十五年六月五日附復横發一、三四九號を以て本市の意見を求めたるに對し、本市は同年七月十二日附第二、二七九號を以て「野毛山」及「神奈川」の名稱に付ては異議なきも、「山下」なる名稱は此の機會に於て寧ろ從來の呼稱を改め「海岸」とする方適切且便利と認めらるといへる意見を具し、回答したれ共結局「山下」に決定せるものなり。

斯くして都市計畫事業としての横濱復興公園計畫は確定したるも、其の後執行年割に於ては大正十三年度より昭和三年度迄五ヶ年度に繼續執行すべき豫定の處、實施に當り山下公園に在りては公園計畫區域内所在の横濱税關輸入獸類檢査所の移轉遲延し昭和三年十一月末日に至り漸く撤去濟となりたる爲、其の關係工事の竣功遲れ、野毛山公園に於ては地形上公園の機能を一層發揮せしむる爲昭和三年七月に至り新に二千五百七十五坪餘を公園計畫區域に追加の爲、此の擴張區域の造營工事は到底既定の昭和三年度内に完成し難く、又神奈川公園も園内の一隅に建設すべき本市神奈川公會堂の建築に關聯する造園工事遲延し、三公園共熟れも豫定年度内に完成致難きを以て、昭和四年度に一部繰越を餘儀なくせられ、昭和四年三月二日特別都市計畫委員會に議第一三〇號として附議され原案通可決し、同月十四日内閣の認可を得て内務省より左の如く告示せられたり。

○内務省告示第六十五號（昭和四年三月二十日）

大正十四年一月二十六日内務省告示第十五號横濱都市計畫事業公園ノ新設ハ大正十三年度ヨリ昭和四年度迄六箇年度ニ繼續執行スルコトニ更メ昭和三年度以降ノ年割ヲ左ノ通定ム

公園ノ新設事業執行年割

昭和三年度	約二割二分九厘
昭和四年度	約一割二分三厘

以上三公園は竣工後昭和五年三月三十一日復興局長官より本市長へ引繼を了し、昭和五年度より本市に於て維持管理することゝなれり。尚將來公園の機能に重大なる關係を有する工作物を設置又は營業の類を認めんとするときは豫め内務大臣に稟申を要すべきことゝなり居れり。

公園配置圖

横濱復興誌　第十七章　公　園　附圖

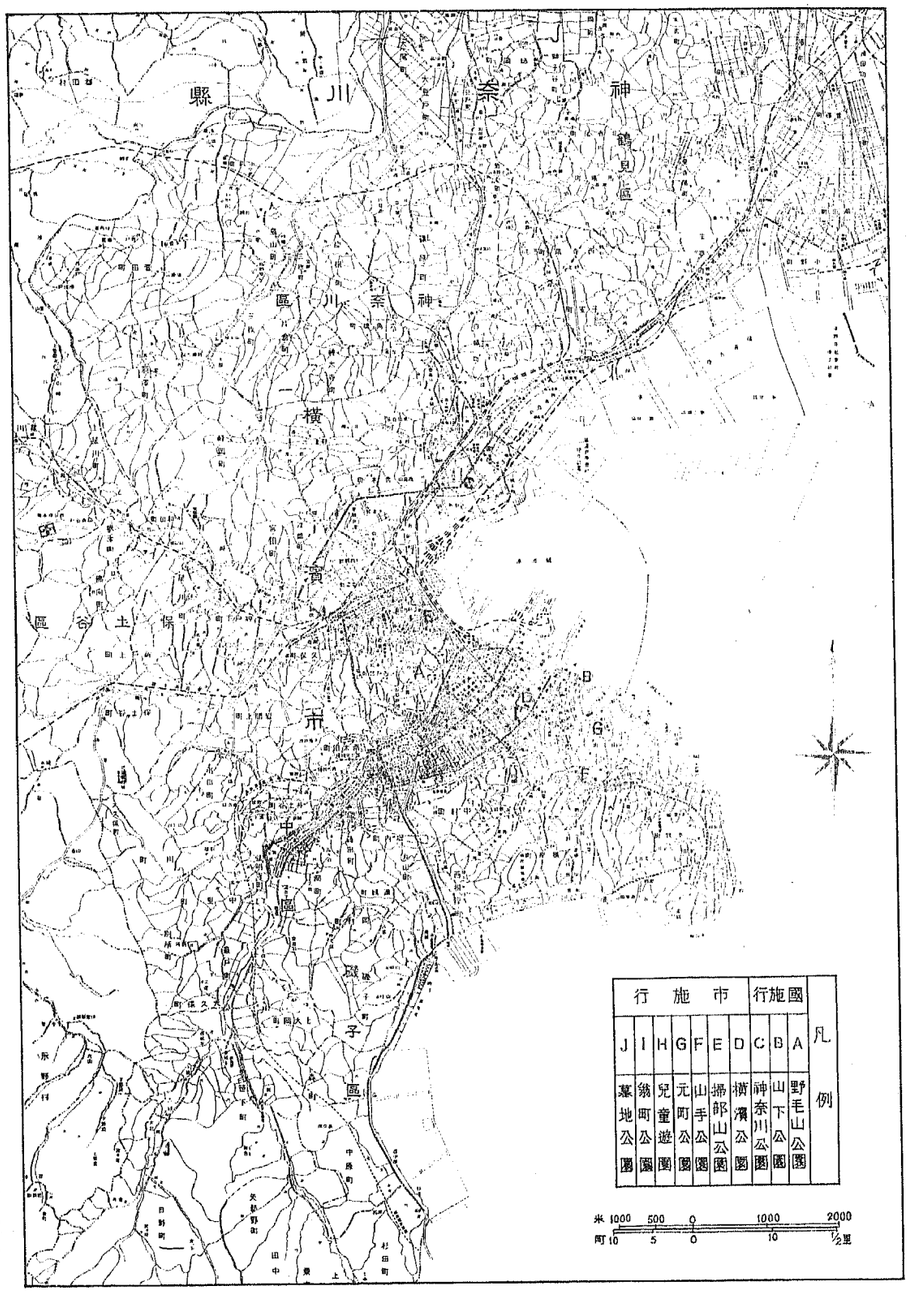

横濱市役所

一　野毛山公園

(一)概　說

本園は中區西戸部町、老松町、月岡町及南太田町地内に所在し、通稱野毛山の丘陵一帶の地を占むる多角形の區域にして、周圍約九百三十間、實測總面積二萬七千五百十二坪八合七勺、復興局造營に係る公園なり。敷地の内元本市水道淨水池跡地一〇、六一七坪一七、元茂木惣兵衛氏別邸跡地一〇、四八九坪三六、元市長公舍跡地三、七九一坪、其の他民有地を本市に於て買收し、國へ無償提供せるもの二、四六二坪九五、元司法省官舍敷地一五二坪三九を以て園地となせり。

地勢は極めて複雜にして變化に富み、杜陵相重なり、高臺は市街の大部竝港灣を一望の裡に收め得る景勝の地にして、園の位置の上より見るも、又其の規模の點よりするも當然本市の中央公園として推すべきものにして、本市の中央部に位し道遙公園として最も卓越せる規模を有せり。殊に本園の特徵ともいふべき秋の菊花大會を始め、四季を通じ何等かの催ある際は全市の中心となり特に市民の集まる處にして、園の内舊茂木氏別邸庭園跡地の一帶は高低迂曲せる丘崗、老木古樹多き自然林在來の庭石等を巧に利用し池、溪流などを設け日本庭園風の手法に則りて幽邃閑雅、開園日尚淺きも既に古色を帶び、一沫の「さび」を感せしむ。

又一方舊水道淨水池跡地は在來の人工的地形を生かして、花壇、芝生等を有する近代洋式の設計を加味して頗る明朗開濶、洵に本市の矜持とすべき名園たるを失はず。附近に所在する震災記念館と相俟ち名所として内外人士の杖を曳くもの數多なり。

本公園は最初大正十二年十一月復興院理事會に於ては面積約二萬坪として計畫され、帝國議會

通過後特別都市計畫委員會には二萬二千坪に決定、大正十四年一月二十六日內務省告示第十五號を以て告示せられたるも、實施時代に入るや尙數次の變更を餘儀なくせられたり。即ち第一次變更は大正十四年十月に至り、當初の計畫決定の際より相當問題となりたる本公園區域に隣接せる市長公舍跡地に付ては從來の敷地跡約二千二百坪の地形、地物等公園施設に適當せる爲之れを既定計畫面積約二萬二千坪(實測二萬二千五百四十坪)の公園區域に追加編入することゝなりたり。然して大正十四年十一月二十六日特別都市計畫委員會常務委員會開會され、常委議第三六號として附議して可決し、同年十二月五日內閣の認可を得て同月十一日內務省より次の如く告示ありたり。

○內務省告示第二百二號（大正十四年十二月十一日）

大正十四年一月二十六日內務省告示第十五號橫濱都市計畫公園新設及其ノ執行年割中第二號野毛山公園ヲ左ノ通改ム

番號	名稱	位置	面積（約）
二	野毛山公園	西戶部町老松町及南太田町ノ內	二五、〇〇〇坪

第二次の變更は昭和三年七月に至り前記の通追加したる市長舊公舍跡敷地に隣接せる市有地及司法省用地合計面積約二千五百坪を新に公園區域に追加編入し、一面舊水道淨水池用地北側に沿へる道路擴築の爲所要の面積約百坪と、舊水道用地內市長公舍敷地、本市水道事務所建築敷地面積約六百五十坪との合計面積約七百五十坪を、公園計畫區域より削除し、差引面積約一千七百五十坪增加を適當と認め、昭和三年七月二十一日特別都市計畫常務委員會常委議第百十三號として附議可決され、同月二十三日內閣の認可を得て同月二十七日左記の如く內務省より告示あり

○內務省告示第百九十一號（昭和三年七月二十七日）

大正十四年一月二十六日內務省告示第十五號橫濱都市計畫ノ新設及其ノ事業執行年割中第二號野毛山公園ヲ左ノ通改ム

番號	名稱	位置	面積（約）
二	野毛山公園	中區西戶部町老松町、月岡町及南太田町ノ內	二六、八〇〇坪

尙實測面積に於ては二七、五一二坪八七を示し其の告示面積、臺帳面積及實例面積の內譯は次の如し

種別	摘要	臺帳面積	告示面積	實測面積
市有地	舊本市水道淨水池敷地（本市ニ於テ無償提供）	九、七二五、五九坪	九、九五四、三三坪	一〇、六一七、一七坪
同	舊市長公舍敷地（內二千坪ハ復興局買收殘餘一、七九一坪八本市ニ於テ無償提供）	二、九三四、〇〇	三、七九一、〇〇	三、七九一、〇〇
同	本市ニ於テ民有地ヲ買收無償提供ノモノ	二、二八八、二〇	二、四二二、九二	二、四六二、九五
民有地	共益不動產株式會社所有地ニテ復興局買收ス（茂木氏別邸跡）	一〇、四九八、七八	一〇、四八九、三六	一〇、四八九、三六
官有地	司法省官舍跡地（本市ニ於テ換地提供シ內務省所管ニ管理換ス）	一〇六、六〇	一五二、三九	一五二、三九
計		二五、五五三、一七	二六、八一〇、〇〇	二七、五一二、八七

右の敷地中復興局に於て實際に買收せしは、次の如く一萬二千四百八十九坪餘にして、其の買收費及之に伴ふ補償費合計四十九萬三千四百六十餘圓なり。

	買收面積	買收費及補償費	備　考
市有地	二、〇〇〇、〇〇坪		
民有地	一〇、四八九、三六	一〇四、〇七五、七一円	內舊市長公舍ノ一部買收費十萬圓ニシテ老松幼稚園建物ノ移轉費四、〇七五圓七一ナリ
計	一二、四八九、三六	三八九、三九二、七七	
	四九三、四六八、四八		

水道淨水池敷地及舊市長公舍敷地の一部は本市に於て無償提供し、舊市長公舍隣接民有地二、四二二坪九二も本市に於て買收の上無償提供す。

又司法省所管に係る同省官舍敷地の左記國有地は本公園改造工事に伴ふ道路付換の爲之が用地に該當するを以て、之と道路及其附屬地として內務省所管に管理換を受くべく、昭和三年初より本市に於て司法省及橫濱地方裁判所と打合の結果、管理換の代償として市より左記土地及物件を司法省へ寄附することに協議整ひ昭和三年七月末日神奈川縣知事宛右所管換を申請したるも、其の後右は之を公園敷地として所管換を受くるを適當と認め、昭和四年九月二十八日更めて申請し同時に前申請書類は之を取下げたり。

記

一、公園敷編入地　司法省所管橫濱地方裁判所附屬官舍敷地

中區月岡町一丁目十番ノ三　百六坪六　此ノ見積額　七、九九五、〇〇四圓　坪當　七五圓

三段三畝十歩(實測九百七十四坪二勺)ノ內潰地

同　所　法　面　四十五坪七九

計　百五十二坪三九　一、一四四、九三　同　二五圓　九、一三九、九三

一本市ヨリ寄附スル土地物件

市有地(水道用地)

中區英町三丁目二十番ノ二　八十三坪〇二　此ノ見積額　七、八八六、九〇四圓　坪當　九五圓

英町調停所設備品代　一、二五三、〇三　九、一三九、九三

計

斯くして土地の買收を終へたる復興局は、大正十四年九月二十二日を以て起工し、公園全面積二萬七千五百餘坪の內元水道貯水池跡其の他の一萬三千二百餘坪を除く約一萬四千三百坪の地を第一工區として造園工事に着手せり。此の第一期工事區域は、元茂木惣兵衛氏別邸跡地約一萬五百坪及元市長公舍敷地跡約三千八百坪にて、地形は變化に富める丘陵をなし高低起伏著しく一帶に老木古樹多き自然林なりしが、大震災の爲崖地は崩壞甚しく、森林も亦荒廢を極め、徒らに雜木雜草繁茂し荊棘の跳梁するに任せ宛然附近住民の薪採收地の如き觀ある土地なりしが、整理手入の上造營に努めて自然公園としての形態を整へしめて、此の第一工區々域は既に大正十五年九月十八日開園を見るに至れり

之れ東京、橫濱に於ける多數の復興公園中開園の魁をなすものにして、爾來入園者日々に增加して其の利用效果の實を擧げ殊に菊花壇設備の如きは本園の特色とする所にして、既に茂木氏庭園當時より菊の栽培盛なりし事蹟を有し、大正十五年秋季第一回の菊花大會以來年中行事の一となり、每秋十一月一日より本市主催を以て開催し、大會には本市の栽培花成績良好なるのみならず民間に於ても丹誠を凝らしたる出品相當あり頗る盛觀を呈せり。

次に開園式當日に於ける復興局橫濱出張所の工事報告及有吉市長の祝辭を揭げ以て其の一般

を窺ひ知るべし。

工事報告　（復興局横濱出張所工事課長）

野毛山公園の一部竣功し、其の開園式を擧行せらるゝに當り、工事の概要を報告せんとす。

本公園敷地は地勢變化に富み、高低起伏著しく、老木多き自然林なりしが、大正十四年九月二十二日工を起し、本年五月末には今回開園せんとする部分は大略其の工事を終り、爾來引續き局部の施設竝に保護手入をなし一面舊水道山敷地工事準備中なり。今工事の概要を觀るに、本公園の總面積約二萬七千餘坪にして、竣工せる區域は此の中一萬四千三百餘坪而して此工費は土地買收費四十八萬七百餘圓、工事費は今日迄の支出額約十二萬圓、使役職工人夫の延人數八月末に於て既に二萬五千人に及ぶ。而して本工事に使用せる樹木、庭石其の他主要工事材料は多く公園敷地内に散在せしものを利用したるを以て比較的僅少の金額を以て工事をなすことを得たり。

更に少しく施設の内容を述べんに老松町二丁目より正面入口に至る道路を幅員四間に擴張し、夫れより大小の苑路を導き散策に便せしめたり。之等の道路延長一千六百間にして、排水には特に窓を用ひ主として優美なる曲線道路となし、或は調和よき林間道路となせり。此の外池及溪流を改築し噴水廣場の新設、樹木の植栽をなす等公衆慰安の設備を施したるが、尚ほ今後市民利用の狀況に鑑み、一層の施設を行はんとす。更に禰て工事の經過を觀るに、施行區域は舊市長公舍敷地其他一帶の自然林なりしが、大震災の後は雜木雜草濫に繁り、崖地は崩壞に任せ荒廢甚しき個人庭園なりしを、敷地全般に亘りて適切なる土工修飾を加へ、勉めて天然の風致を利用し人工の跡を殘さゞる自然公園となすが爲め、工事は格段の苦心を爲したり。然れども公園の事たるや短日月の努力により良果を得らるゝ可きに非らず。天下の名園たらしむるには更に將來の努力を要すること論なしと雖も僅か一年にして此の閑雅の公園を竣成し得たるは、主として地の利ありしに因るものなる可きも亦關係官民各位の御援助の賜たるに外ならずと信ず。茲に工事の概要を報告すると同時に、關係各方面の厚意に對し謹んで感謝の意を表す。

祝辭　（横濱市長）

天下の名園と對比して遜色を見ざる我野毛山公園は國執行に屬する復興事業として大部分の竣成を告げ、本日を以て開園式を擧行す。寔に慶賀に勝へざるなり。惟ふに公園の用たる識者が市民の肺腑に譬へたるが如く其の保健衛生に稗益あるや論なく、更に慰安休養に資し美德を養ひ、且つ心操を高むる效果も頗る多し。近時東西の諸都市が互に之れが施設を競ふに至れるも宜なりと云ふべし。然るに舊來本市の公園は其の數竝面積に於て六大都市中最低位にありしも、災後復興の計畫あるや、政府は特に三公園の新設を策し、中にも本公園は其の位置面積二つながら遺憾なきのみならず、自然に從ひて巧に人工を配せり。爲に幽邃にして雅趣を兼ね、曲折ありて逍遙に適し、展望に富みて情懷を洗ふべく、眞に老幼諧和の樂園として世稀に見る所たり。思ふに向後花に紅葉に內外人の踵を接するや疑なく、本市の品位向上に資する所も必ずや大ならむ。

茲に開園に際し、當局に對して深甚の感謝を表すると共に本日の擧式を盛ならしめたる有志各位に敬謝せざるを得ず。尚ほ希くば爾今幾春秋本園の綠益々濃かに、鮮苔愈々蒸せるの日、本市の復興完く成りて形態內容の整美せる文化的都市を此の淸境より臨むを得ば、更に幸なり。乃ち一言を敍べて祝辭となす。

横濱都市計畫事業として內務大臣の執行したる本公園の第一期工事區域既成の部分は昭和二年十月十八日竣收第一、一九一號ノ一を以て復興局長官より引繼すべき旨通牒あり。同月二十八日現場立會の上引繼を了し、十一月一日より本市之を維持管理す。

次に第二工區と言ふは、第一期工事に除かれたる元水道用地約一萬六百坪及本市圖書館前約二千六百坪合計一萬三千二百餘坪の第二期工事區域にして、大正十五年十月工事に着手し、昭和五年三月末竣工したるが別途、山下公園及神奈川公園と共に同月三十一日復興局長官より本市長へ引繼を了し、昭和五年度より本市に於て維持管理することゝなれり。

而して本園造營に要したる工費總額は八十二萬二千六百餘圓にして、其の內譯は次の如し。

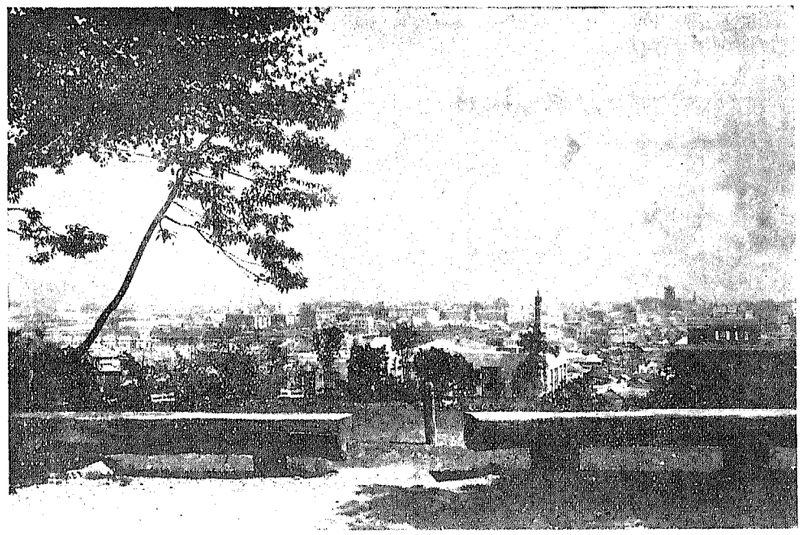

望ノリヨ園公山毛野

内　譯

用地及補償費	四九三、四六八、四八円
土工費及其他雜費	一八三、九七〇、三五
植樹費	七三、四一三、八六
建築費	七一、七八四、八八
計	八二二、六三七、五七

(二)　工事要說

先づ本公園の入口として、施設せられたる圖書館前の約二千五百坪あり。之は後に追加せられたる敷地にして元市立十全醫院其の他の跡地にして、震災に依り破壞せられ區域の全般は燒土を以て覆はれ慘憺たる處なりしが、逐次整理して本園の前庭をなし、又全市の展望臺となりて、そこに六角堂形休憩所あり。其の建坪六坪にして、柱、桁は鐵筋混凝土造、柱梁仕上は人造石洗出塗、屋根は鐵骨小屋組の上鐵網張とし「モルタル」塗の上銅板葺となり、床は「タイル」張り內部天井は鐵網張「プラスター」仕上、周圍腰掛は鐵筋混凝土造中央卓子と

共に人造石磨出となれり。照明器は直徑一尺五寸唐草模樣の電氣鑄造正圓形にして、硝子は乳白色艶消を用ひ青銅の鎖を以て天井の中央より懸垂せしむ。門は相州眞鶴產の堅石(新小松石)を以て組合せ高六尺、方四尺の角柱にして、表面は總て瘤出合端荒目地仕上とせり。

此の展望臺に隣接せる老松小學校前寄の廣場は兒童遊戲場として利用し、左記運動器具を配置せられたり。構造は鐵部亞鉛鍍金、木部は檜及ラワン材製ペンキ塗にして、山下公園設置のものと略同一なり。

一、ロッカーバイシング(安全遊動圓木)	一組
二、ジャングルジム(叢林運動器)	一基
三、幼年用六人乘鞦韆	一組
四、移動式直線滑臺	三個

右の內移動式直線滑臺三個は其の後六角堂形休憩所傍廣場へ移設せり。

次に舊市長公舍跡入口の門も前同樣相州眞鶴產の堅石を使用し、地上四尺、方二尺五寸の角柱にして表面瘤出仕上となし、天端には「ハイビヤクシン」の植木鉢を置けり。門を入れば正面に噴水池あり、池の面積二十五坪、內徑六間圓形の混凝土造にして池緣の笠石は幅一尺、厚五寸、池の周圍は幅九尺の芝生地となし、外周は玉石を据ゑて苑路との境界とし、池には各一ヶ所宛溢水孔及排水孔を設け、上端には銅製の塵除器を取付け、內徑四吋の鐵管を通じ、溪流に放流せしむ。

又噴水器は池の中央混凝土臺上に青銅製圓形の水盤あり。周邊に八ヶ所の水落口と中心に高二尺五寸眞鯉形青銅製の噴水器を設け、內徑二分の一吋の噴水口八箇を通じ盤に噴水せり。噴水

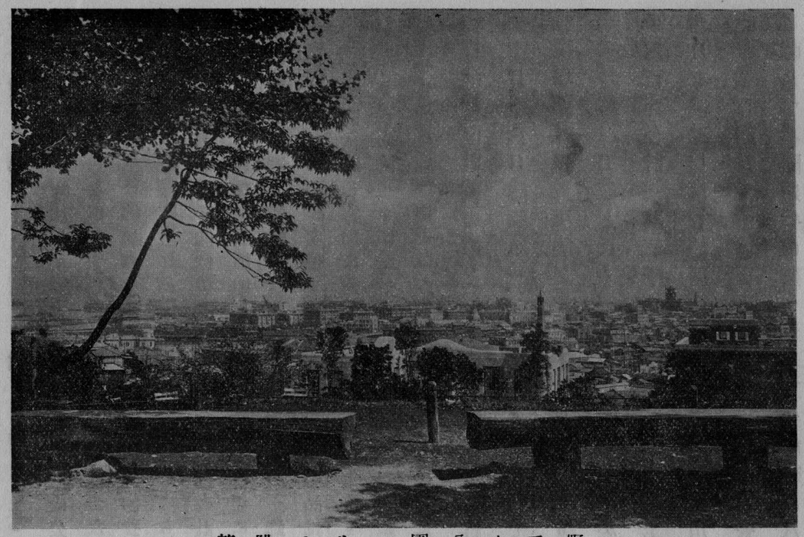

望眺ノリヨ園公山毛野

內譯		
用地及補償費	四九三、四六八、四八	円
土工費及其他雜費	一八三、九七〇、三五	
植樹費	七三、四一三、八六	
建築費	七一、七八四、八八	
計	八二二、六三七、五七	

(二)　工事要說

先づ本公園の入口として、施設せられたる圖書館前の約二千五百坪あり。之は後に追加せられたる敷地にして元市立十全醫院其の他の跡地にして、震災に依り破壞せられ區域の全般は燒土を以て覆はれ慘憺たる處なりしが、逐次整理して本園の前庭をなし、又全市の展望臺となりて、そこに六角堂形休憩所あり。其の建坪六坪にして、柱、桁は鐵筋混凝土造、柱梁仕上は人造石洗出塗、屋根は鐵骨小屋組の上鐵網張とし「モルタル」塗の上銅板葺となり、床は「タイル」張り內部天井は鐵網張「プラスター」仕上、周圍腰掛は鐵筋混凝土造中央卓子と共に人造石磨出となれり。照明器は直徑一尺五寸唐草模樣の電氣鑄造正圓形にして、硝子は乳白色艶消を用ひ青銅の鎖を以て天井の中央より懸垂せしむ。門は相州眞鶴產の堅石(新小松石)を以て組合せ高六尺、方四尺の角柱にして、表面は總て瘤出合端荒目地仕上とせり。

此の展望臺に隣接せる老松小學校前寄の廣場は兒童遊戲場として利用し、左記運動器具を配置せられたり。構造は鐵部亞鉛鍍金、木部は檜及ラワン材製ペンキ塗にして、山下公園設置のものと略同一なり。

一、ロッカーバイシング(安全遊動圓木)　一組
二、ジャングルジム(叢林運動器)　一基
三、幼年用六人乘鞦韆　一組
四、移動式直線滑臺　三個

右の內移動式直線滑臺三個は其の後六角堂形休憩所傍廣場へ移設せり。

次に舊市長公舍跡入口の門も前同樣相州眞鶴產の堅石を使用し、地上四尺、方二尺五寸の角柱にして表面瘤出仕上となし、天端には「ハイビヤクシン」の植木鉢を置けり。門を入れば正面に噴水池あり、池の面積二十五坪、內徑六間圓形の混凝土造にして池緣の笠石は幅一尺、厚五寸、池の周圍は幅九尺の芝生地となし、外周は玉石を据ゑて苑路との境界とし、池には各一ヶ所宛溢水孔及排水孔を設け、上端には銅製の塵除器を取付け、內徑四吋の鐵管を通じ、溪流に放流せしむ。

又噴水器は池の中央混凝土臺上に青銅製圓形の水盤あり。周邊に八ヶ所の水落口と中心に高二尺五寸眞鯉形青銅製の噴水器を設け、內徑二分の一吋の噴水口八箇を通じ盛に噴水せり。噴水

池は舊市長公舍跡凹地を選定設置したるを以て苑路よりも之を俯瞰することを得。

噴水池傍一段高き處に亭々たる黒松を中心として鬱蒼たる樹木に圍まれて萱葺茶室形の四阿あり。

四阿は木造にして建坪六坪、内部の壁及天井は大津及檜の網代作り、腰板は長三間、幅四尺の松板にして周圍には腰掛あり、床は混凝土の叩きとし中央に松板作り角形の卓子を備へたり。これら腰板及卓子用の松材は總べて本園在來の枯損せる老松を利用せるものなり。

次で變化に富める地形を縫ひて走る苑路、老木蹲まる自然林の林間道路を辿れば舊茂木邸跡地に至る。

苑路の兩側は玉石張り或は鐵平石張の側溝を伏設し排水に便せしめ、主要苑路の勾配は概ね十分の一以上の緩傾斜となり、路面は徑三分の化粧砂利を撒布せり。

特に小苑路の急坂なる箇所は圍内有合せの枯損木及雜石類を以て程よき階段となし、周圍の風致と調和を保たしめたり。之等苑路、廣場の築造と共に圍地全般に亙る地形の造成に當りては、其の巧拙は直ちに圍全體の成果に影響大なるものあり、殊に本圍敷地が複雜なる地形を有し變化多き爲に一段の苦心を拂へるものなり。舊茂木邸跡地林間もみぢ等繁茂せる處に池及溪流あり。

池は面積約四百坪、深平均三尺、周圍は石積及亂杭の土留延長約百間を施し、之に水門一ヶ所及數ヶ所の魚溜りを設け、周圍に大小の景石を配置せり。亂杭は生松丸太及皮付栗丸太を間口十三本の見當に打込み、杭裏には激波打返しに玉石、煉瓦塊、雜石等を詰込めり。

溪流は延長約五十間、幅員六尺乃至九尺にして大小の景石を配置し流敷は砂利敷の上に厚さ平均二寸の混凝土を打ち、更に玉砂利を敷均して大小の玉石を配せり。流沿は景石の外所々に栗丸太を亂杭に打ち、石菖、羊齒類、龍の髭、笹等の下草を植栽して土留となせり。

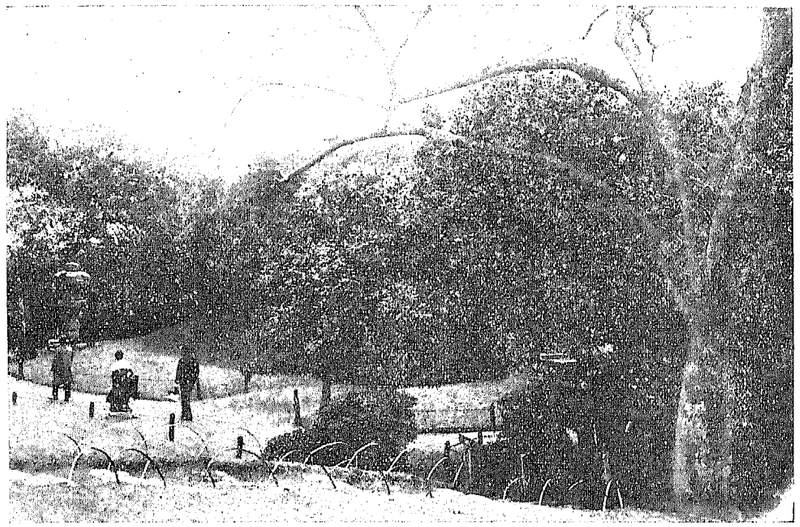

野毛山公園日本式庭園

池及溪流附近には苑橋三ヶ所を設けて風致を添へたり。苑橋は木橋、土橋、及混凝土橋、各一橋宛にして木橋は長十二尺、幅六尺、脚部及手摺は皮付栗丸太を使用し、踏板には厚三寸の在來枯損木を利用したる松板を組立て防腐劑「クレオソート」を塗布し鎚止となせり。

土橋は長二間半、幅六尺、桁には欅角材を架し、上に檜板及押角を置き杉皮を張立て、兩側には竹の穗を敷き混凝土及盛土を施し、龍の髭を植ゑて止緣となせり

混凝土橋は長三間、幅九尺にして總て鐵筋混凝土造り自然木型とす。

次に茶店は和洋折衷の木造二階建、矢中式防水瓦葺にして一階三十二坪餘、二階二十二坪、テレス

池は舊市長公舍跡凹地を選定設置したるを以て苑路よりも之を俯瞰することを得。

噴水池傍一段高き處に亭々たる黒松を中心とし欝蒼たる樹木に圍まれて萱葺茶室形の四阿あり。

四阿は木造にして建坪六坪、内部の壁及天井は大津及檜の網代作り、腰板は長三間、幅四尺の松板にして周圍には腰掛あり、床は混凝土の叩きとし中央に松板作り角形の卓子を備へたり。これら腰板及卓子用の松材は總べて本園在來の枯損せる老松を利用せるものなり。

次で變化に富める地形を縫ひて走る苑路、老木蹲まる自然林の林間道路を辿れば舊茂木邸跡地に至る。

苑路の兩側は玉石張り或は鐵平石張の側溝を伏設し排水に便せしめ、主要苑路の勾配は概ね十分の一以上の緩傾斜となり、路面は徑三分の化粧砂利を撒布せり。

特に小苑路の急坂なる箇所は圍内有合せの枯損木及雜石類を以て程よき階段となし、周圍の風致と調和を保たしめたり。之等苑路、廣場の築造と共に園地全般に亙る地形の造成に當りては、其の巧拙は直ちに園全體の成果に影響大なるものあり、殊に本園敷地が複雜なる地形を有し變化多き爲に一段の苦心を拂へるものなり。舊茂木邸跡地林間もみぢ等繁茂せる處に池及溪流あり。

池は面積約四百坪、深平均三尺、周圍は石積及亂杭の土留延長約百間を施し、之に水門一ヶ所及數ヶ所の魚溜りを設け、周圍に大小の景石を配置せり。亂杭は生松丸太及皮付栗丸太を間口十三本の見當に打込み、杭裏には激波打返しに玉石、煉瓦塊、雜石等を詰込めり。

溪流は延長約五十間、幅員六尺乃至九尺にして大小の景石を配置し流敷は砂利敷の上に厚さ平

野毛山公園日本式庭園

均二寸の混凝土を打ち、更に玉砂利を敷均して大小の玉石を配せり。流沿は景石の外所々に栗丸太を亂杭に打ち、石菖、羊齒類、龍の髯、笹等の下草を植栽して土留となせり。

池及溪流附近には苑橋三ヶ所を設けて風致を添へたり。苑橋は木橋、土橋、及混凝土橋各一橋宛にして木橋は長十二尺、幅六尺、脚部及手摺は皮付栗丸太を使用し、踏板には厚三寸の在來枯損木を利用したる松板を組立て防腐劑「クレオソート」を塗布し鎚止となせり。

土橋は長二間半、幅六尺、桁には欅角材を架し、上に檜板及押角を置き杉皮を張立て、兩側には竹の穂を敷き混凝土及盛土を施し、龍の髯を植ゑて止縁となせり

混凝土橋は長三間、幅九尺にして總て鐵筋混凝土造り自然木型とす

次に茶店は和洋折衷の木造、二階建、矢中式防水瓦葺にして一階三十二坪餘、二階二十二坪、テレス

八坪合計延坪六十二坪餘あり。階下は洋式食堂、料理室及宿直室等にして、二階は日本間十八疊敷一室と之に休憩室、配膳室、便所などを附屬せしめ料理其の他の運搬には簡易「エレベーター」を設備せり。

本茶店は本園を昭和五年三月復興局より本市に引繼の當時は、其の設備を缺きたるも、本園は面積廣大にして一般利用者の少憩に便する爲、茶店設備の必要を痛感するの實情にありたるを以て事務所々在位置に本市に於て之が一棟を建築せんとし、昭和五年七月復興事務局に右申請し同年九月其承認を得。即ち本市は七千圓の豫算を計上し、既存の木造平家建、亜鉛引波形鐵板葺の事務所は移轉改築して、其跡地に前記茶店を新築し同年十一月竣工せり。

本建築に當りては將來利權等の關係發生する場合を防ぐ爲、個人建築を許可せず特に市に於て建築し、且つ公園の機能風致等を害することなき樣留意せるものなり。

菊花壇設備は、本市の主催を以て大正十五年秋季第一回の菊花大會を開催せられてより引續き毎年々中行事として繼續せられつゝあり。

大會には本市の栽培花のみならず民間に於ても秋香會、重陽會、長生會、千秋會及横濱菊花會の團體參加し、本市は其の出品花の搬入出竝に管理費に補助をなし、入賞者には賞品を授與す。最近五ヶ年間第五回迄の其の出品成績を掲ぐれば次の如し。

	大正十五年第一回	昭和二年第二回	昭和三年第三回	昭和四年第四回	昭和五年第五回
盆養花					
出品點數	二七一點	二九二點	三一三點	四三四點	四一七點
出品人員	六九名	七〇點	一點	一點	一點
入賞點數	七〇點	一點	二二點	四七點	三九名
賞品授與者數	一點	二二點	四七點	三九名	一名
優等	二二點	四七點	三九名	一名	一九名
內譯 一等	四七點	三九名	一名	一九名	一九名
內譯 二等	三九名	一名	一九名	一九名	一九名
備考	賞品ハ一人一賞トシ上級品ヲ授與ス				

切花	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
出品點數	五五〇點	七五二點	七五〇點	九四點	一一四點
出品人員	一五五名	一二四名	一三四名	一二七名	一三三名
入賞點數、優等	六〇點	一七七點	三八點	三六名	三六名
賞品授與者數	四六名	七〇名	三二名	三九名	—

次に其の製作せられたる花壇用屋形は左の如く十種なり。

	間口	奥行		
一、	一〇㎜	八尺五寸	土臺付	一棟
二、	八	九尺	土臺無	一棟
三、	六	八尺五寸	同	二棟
四、	六	八尺五寸	同	二棟

五、　四　九尺
六、　三　八尺五寸
計　同　三棟
同　一棟
同　一〇棟

屋形用土臺は米松四吋角を使用し、正面柱は末口四吋の磨き杉丸太を用ひ、上部は桁に枘差とし下部は地中二尺堀建とせり。而して土臺より桁上端までの高さを七尺とし柱中心より六尺毎の間隔に配置し、又胴縁は杉大貫二つ割を使用し桁下端より三尺の位置にて柱に釘留とせり。

正面桁は幅九吋、厚五吋の米松を用ひ、背面桁は末口四寸、長十二尺の杉丸太を使用す。尚小屋梁には杉丸太末口四寸ものを十二尺毎に設け、棟木は米檜幅九吋、厚五吋を以て兩端に「テリ」を付し、破風板は米杉（長さ七尺幅十吋厚一吋半）造りとし、屋根は油障子勾配五寸仕上とし、上部は棟木に、下部は桁に取付け搔金留となれり。

次に第二工區の元水道用貯水池跡地は、震災前六個の濾過池及二個の配水池が連續的にありし所にして、一帶の地形は周圍道路よりは三十尺乃至四十尺高く海拔百六十尺内外に及べる人工的堤塘に似たる丘陵地なり。この地眺望展けて佳く、脚下に街衢の大半を俯瞰し、港外遠く烟波を隔てゝ房總の連山を望み得べく眼を轉ずれば白雲遙かに富岳、函嶺の秀峯を一眸に收むる風光明媚なる景勝地なるを以て、近代的な明快にして朗かなる洋式の自然園となすべく、次の如き花壇、芝生等の施設をなせるものにして、之に對して第一工區は幽邃閑雅なる日本式自然園と言ふべし。

前記貯水池は其の深さ二十數尺に及びたるも震災に依り破壞甚しく、混凝土塊及煉瓦塊は累々として池中に墜落し、悲慘なる廢墟の狀態なりしを以て、一部に貯水池を復舊せる外其の大半は再使用に堪へざる爲、之を取毀ちて（取毀作業の詳細に渉りては後述せり）埋立の上芝生にて被覆せらる。

周圍は大谷石ブロックを以て「パルペット、ウォール」（擁壁）を繞らし、二個所に出入口を置き又幅九尺の植樹帶を設けられたり。之に續く舊貯水池の一つを利用して花壇とし、乃ち池は深さ天端より九尺に埋戻し、東西に長き長方形の「サンク、ガーデン」（沈床花壇）とし、其の面積約八百面坪、之に四箇所の入口階段あり。周圍に三間の周廻道路あり、中央に長方形混凝土造の噴水池を有す。其の周圍一帶は平坦なる芝生地となりて花壇を配置し、周廻道路よりの深さは九尺、内部斜面の勾配は二割となりこの周圍法面は各種灌木の刈込造りとなれり。

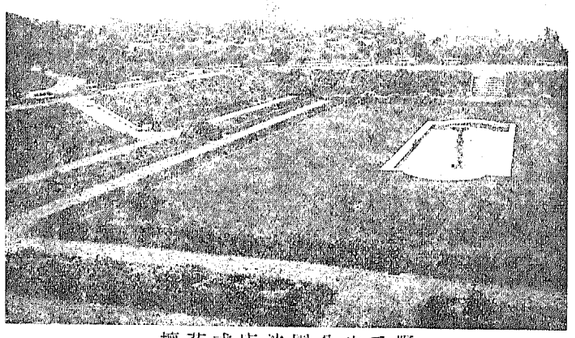

野毛山公園沈床式花壇

附記　前叙シャートル市より寄贈にかゝる薔薇はこの沈床式花壇中に栽培す

其の他は自然形の丘陵的芝生地とし、配するに園地を一周する優美なる曲線式苑路及廣場を以てし、其の間適宜に各種の花卉を配植して四季の觀賞を恣にせしむ。

苑路の構造は略第一工區と同樣なるも唯異なる點は緣石及階段等に、相州堅石及筑波産の花崗石或は須賀川石を使用せることとなり。

又花壇に臨みて鐵筋混凝土造の休憩所あり。中央部の建坪八坪、兩翼の「パーゴラ」八坪にして、之に腰掛、椅子卓等を配置せられ、造付腰掛及丸椅子の甲板には欅材を又「パーゴラ」下の腰掛板には臺灣檜を使用せり。柱及桁は人造石の洗出、天井は漆喰塗仕上とし、又「パーゴラ」の横桟受木は熟れも「モルタル」塗上に薄紅色の「ストンテックス」二回塗とし、屋根防水は混凝土面にプライマー液を全面に塗布し、其上に第一層に「デコラブル、アスファルト、フエルト」二號品を敷詰め、第二層に「デコラブルーフキング」一號品を、第三層には同二號品を使用し熟れも「ユーロックス、アスファルト」にて塗立て、三分砂利を水洗の上充分乾燥加熱し以てアスファルトに密着せしめたり。

又屋根樋は「コーペル」板十オンス付のものを適當に水勾配を附し、繼手は甲馳掛半田蠟付とし兩端は漏水の憂なき樣防水層中に塗込み、竪樋は鐵管を用ひ光明丹塗仕上とし、同吸込口には銅線塵除金網を取付けたり。

次に前記水道貯水池取毀作業に就いては昭和二年三月着手し、其の作業の範圍は次の如し。

一、混凝土練積石垣	一二〇面坪	
二、混凝土及煉瓦壁破壞	四五〇立坪	
三、粘土堀取運搬敷均	一〇〇立坪	
四、土砂堀取運搬敷均	一、〇〇〇立坪	

石積及煉瓦混凝土壁は鑿割又は爆破して取毀ち、一部は苑路其の他の築造に利用し、使用の途なきものは土砂と共に埋立に用ひたり。

爆破の穿孔は手堀又は鑿岩機を使用し、爆藥は淺野カーリット會社製の十匁包「カーリット」を使用し、起爆は導火線及電氣發火器を用ひて尙通行の人畜に傷害を及ぼさゞる樣適當の防護設備を施せり。埋立に際しては勉めて間隙を生ぜざる樣混凝土塊類を填充し、特に其の上面は玄翁其の他にて充分打碎き目潰しをなし、上層は厚さ平均三尺の土砂を敷均し以て樹木植栽に支障なからしめたり。

○植栽工事

第一工區々域は前述の如く老樹古木多き自然林なりしが、荒廢また甚だしく數尺に餘る雜木雜草徒らに繁茂し、地形測量等にも困難の狀態なりしを以て、先づ全般的にこれら園地の整理竝樹木下草類の手入をなせり。即ち森林内の枯損木は之を伐採して園内築造物なる四阿の腰板或は苑橋の橋板など成るべく之を利用し、在來樹木は其成育繁茂の度を見計らひ枯枝徒長枝交雜枝等を取除きて切透しをなし、倒伏の虞ある樹木又は懸垂せる枝梢には支柱を取設け、又筬類の手入等に當りては雜生の篠竹類は根もとより刈取り、或は天端刈揃へ其他下草類に在りても必要と認むるものは入念手入をなし、一方園内散在の雜石類も其種類別に取纏めて再用することゝす。

枯損木の主なるものを擧ぐれば左の如し。

主なる枯損木

樹種	目通周圍	樹高	數量
松	七、〇—九、〇尺	一〇、〇—一七、〇間	二本
	六、〇—七、〇尺	九、〇—一二、〇間	二
	三、五—六、〇尺	五、〇—一〇、〇間	四
	二、〇—三、〇尺	五、〇—一〇間	五
杉	五、〇—五、五尺	九、〇—一一、〇間	二
	四、〇—四、五尺	六、五—一〇、〇間	三
	三、五—四、〇尺	六、〇—七、〇間	二
	二、〇—三、〇尺	五、五—七、〇間	四

樹種	目通周圍	樹高	數量
椎	五、九尺	六、〇間	一本
	四、〇—四、五尺	二、五間	一
	三、〇—四、〇尺	二、〇—五間	六
	二、〇—三、〇尺	一、〇—六間	九
樫	三、〇—四、〇尺	二、〇—五間	二
櫻	二、〇—三、〇尺	二、〇—五間	四
計			四七

次に苑路廣場其の他工事上支障ありと認めし樹木は夫々園内適當の場所に移植を行へり。

移植樹木は各根元周圍を測り、其の長さを半徑とし幹を中心とする圓を畫きて堀取線となし、丁寧に堀取り藁繩及莚を以て鉢の崩壊せざる樣入念に根卷を行ひ枝撓めを爲し、棒擦れ等なき樣養生を施して運搬をなし、水極めとして植付け支柱、幹卷及枝梢の剪定をなせり。

又巨木にして直に移植困難なるものには、根廻法を施して活着の完全を計れり。即ち根廻法は根部周圍の堀鑿に先立ち、杉丸太及鐵線を以て支柱及支線を取設け、其結束の箇所には杉皮を以て肌卷きをなし、各丸太の根部及支線の端は根杭に緊結せり。而して根廻鉢の直徑は根元直徑の約三倍半とし堀下げ、側根の內數本を選びて長五六寸、深さ心材に達する迄完全に輪狀剝皮をなし、他の根は悉く切斷の上斷面を鋭利なる刃物にて平滑に削り、根廻鉢は樽繩を以て鉢卷をし鉢土の崩落せざる樣充分締め付け、堀取土を漸次埋戻し灌水及整枝を施し發根の狀態及適季を見計らひ徐々に移植を行へり。移植樹木の主要なるものは左の如し。

樹種	目通周圍	樹高	員數	摘要
欅	五、〇尺	五間	一本	
	四、七	一〇	一	
	四、二	一〇	一	
	三、〇—四、〇	六	一	二本立
榎	三、〇—四、五	一〇	一	二本立
	三、五—五、五	八	一	五本立
玉椿	三、〇—四、二	八	一	二本立
	三、五	六	一	
樅	五、〇尺	一一間	一	
	二、〇—三、〇	五—八	三	
	〇、五—二、〇	三—六	二〇	
椎	〇、五—二、〇	三—四	二二	
	二、〇—四、〇	六—八	二〇	
モチ	一、〇—二、〇	二—二尺五	三	
モミヂ	二、〇—三、〇	一五—一八	四	
	〇、五—二、〇	一二—一五	二二	
イテフ	一、〇—二、〇尺	一二—一八尺	三本	
	四、〇	七間	一	
椿	一、〇—二、〇	一〇尺—一二尺	一八	
櫨		四間	二	
梅	一、〇—三、〇	九尺—一二尺	五〇	
梧桐	二、〇—三、〇	三間—四間	七	
錦木	一、〇—三、〇（枝張）六尺	九尺	九	
槇	〇、五—二、〇	一五—二四間	一九	
檜	一、〇—二、〇	三間—五間	一〇〇	

植樹は在來樹木を合せ其樹種約百五十餘種合計四萬四千五百餘本にして、其の內喬木五十種合計四千五百餘本、灌木約百種合計四萬株なり。

喬木の主なる樹種及數量は次の如し

一、黒松	二〇六本	一〇、杉	二一三本
二、赤松	二七一	一一、榎	一〇二
三、多行松	一六	一二、椎	七六七
四、サハラ松	七二四	一三、マテバシヒ	一〇〇
五、モミ	七九	一四、樅	三九八
六、ヒマラヤシーダー	五三	一五、白樅	一〇〇
七、ヒバ	五〇〇	一六、赤樅	七二
八、檜	四四七	一七、吉野櫻	二四七
九、槇	五四	一八、山櫻	五二

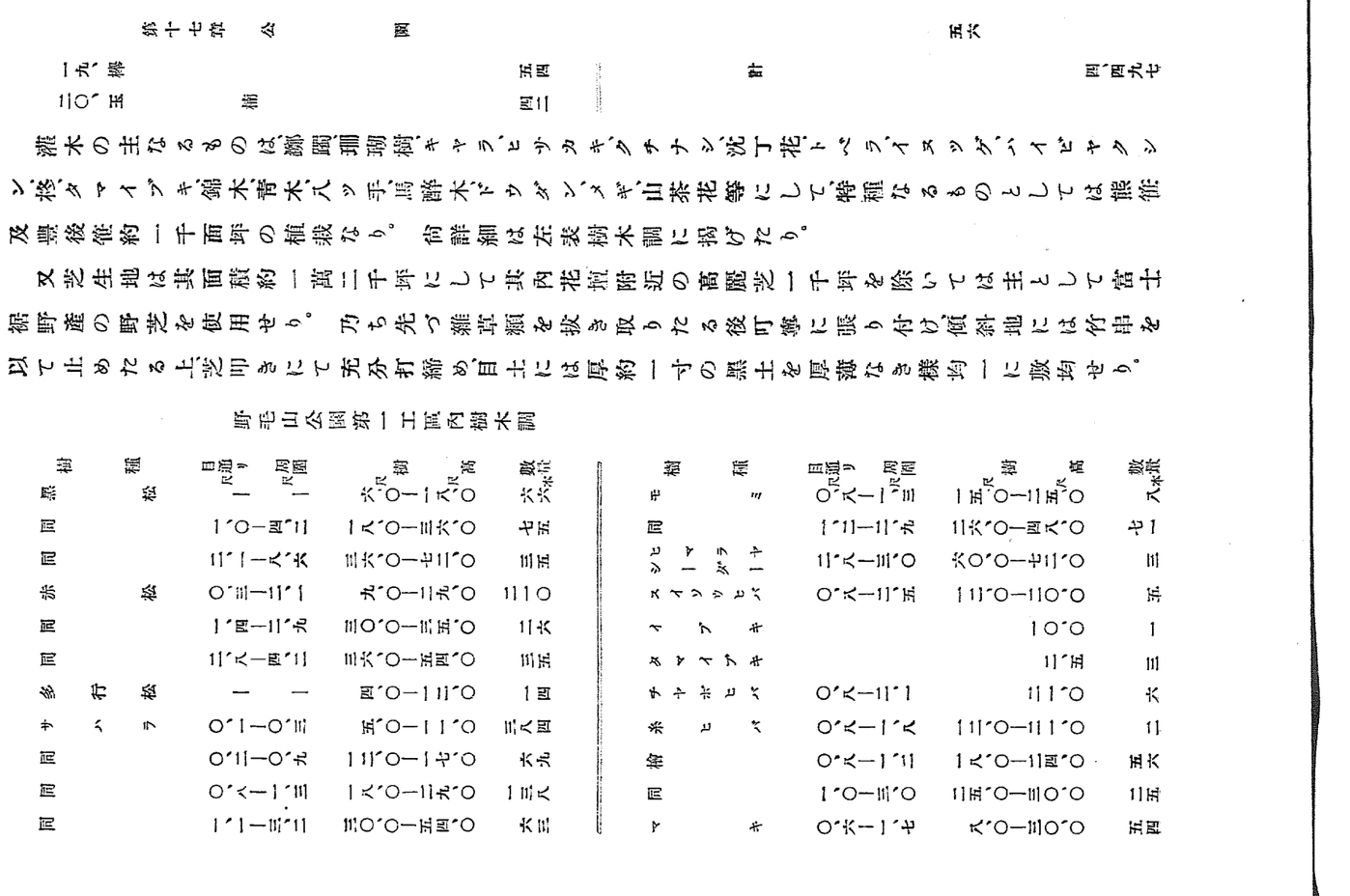

野毛山公園第一工區內樹木調

以て止めたる上芝叩きにて充分打締め、目土には厚約一寸の黑土を厚濕なき樣均一に散均せり。

裾野產の野芝を使用せり。乃ち先づ雜草類を拔き取りたる後叮簿に漏り付け、傾斜地には竹串を

又芝生地は其面積約一萬二千坪にして其內花壇附近の高麗芝一千坪を除いては主として當土

及豊後產約一千面坪の植栽なり。尙詳細は左表樹木調に揭げたり。

樹種	目通り	周圍	樹高	數量
黑松	一尺	一尺	六尺	六本
同	一尺	一尺	八尺	七五
同	一尺	一尺	八尺	三五
同	一尺	一尺	九尺	二〇
同	一尺	一尺	九尺	二六
同	一尺	一尺	九尺	三五
同	一尺	一尺	九尺	三五
同	一尺	一尺	九尺	三八
同	一尺	一尺	九尺	四二
同	一尺	一尺	九尺	四二
同	一尺	一尺	九尺	四二

カモサ椿椎カ樹　種シ　部紫吹花ブ木ミケ　樹鍬ミキヤ
ナツハ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　
メヨチクラ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　
　　　　　

| | | |

第二回既成部分在來樹木內譯

樹種	目通周圍(尺)又ハ樹高(間)	員數(本)	摘要
玉椿	三、二―五、六	三―一〇	六本立
同	〇、三―五、〇	四―八	四本立
同	二、五―三、五	五―六	一本立
同	三、〇―四、〇	八―一〇	一本立
ミヅキ	三、二―三、六	四―五	三本立
クマノミヅキ	三、七	八	一本立
同	二、三―三、〇	五―六	一本立
クヌギ	三、五―四、〇	六―九	二本立

樹種	目通周圍(尺)又ハ樹高(間)	員數(本)	摘要
榎	〇、二―四、五	五―七	二本立
同	二、五―四、五	五―六	二本立
同	一、五―三、五	四―五	五本立
欅	二、五―四、三	六―七	三本立
同	一、一―二、〇	四―五	三本立
イテフ	二、〇―二、一	四―五	二本立
白樫	三、一	七	一本立
ヤブニッケ	一、〇―二、一	三―四	三本立
計			三一

○外園石積竝人止柵

外園石積は主として大谷石及相州堅石を以て施行せるも、公園風致上支障なき箇所は現場有合の房州石を使用し、或は生籬を廻らし、人止柵は「コルゲーテットバー」又は割竹の波形垣及燒杭に棕櫚繩張の三種類とせり。其の各延長は次の如し。

	延長	
一、石積	約 七〇〇間	五〇〇面坪
二、生籬	約 五〇〇間	
三、人止柵	約二、八〇〇間	

大谷石積は根切をなし、崩壞の虞れある場合は相當の設備を行ひ割栗石を小端立に敷込み目潰砂利敷均の上充分蛸搗をなし、配合一、三、六の基礎混凝土を施し、三日間以上經過したる後目地幅三分に上部の石積をなすと共に裏詰めを行ひ、笠石には相州堅石(新小松石)を使用す。而して表面各石の加工程度は「ムシリ」又は瘤拂程度とし縁周には幅約一分の江戸切を付し合端は總て整切仕上となせり。

生籬の建杭は杉丸太末口二寸五分、長さ六尺のものを用ひ、間隔六尺根入二尺に建込む。又建子及押縁、胴縁等には目通周圍四寸内外の眞竹を以て方一尺内外に配置し、亞鉛引二十番鐵線及棕櫚繩を以て結束し之に珊瑚樹「カナメモチ」「ピラカンサス」等を適宜間隔に植栽せり。人止柵は苑路の兩側及廣場の周圍に設置し、第一工區は主として日本式に燒杉丸太に棕櫚繩を通したるものを用ひ、第二工區は「コルゲーテットバー」及割竹造りの波形垣とせり。

○排水及給水工事

排水設備としては、苑路廣場工事施行に際し陶管徑五寸乃至一尺五寸のもの延長一、四二三間を埋設し之に雨水桝一二八箇所を配置す。

給水設備としては飲用水栓十箇所、手洗用水栓十箇所、噴水池用水栓三ヶ所にして、飲用水栓及手洗用水栓は内徑二分の一吋及一吋の鉛管を以て給水し、噴水池用には内徑二吋及四吋の鐵管を使用し、各水栓には一ヶ所宛の止水辨を設置せるも、之等給水管の敷設は總て本市水道局に於て委託工事として施行す。雨水桝の形狀は方一尺五寸深さ三尺にして煉瓦及混凝土造りとなし桝蓋は鑄鐵製とす。

○照明設備

照明燈は鐵柱を用ひ、總數八十八臺を設備し、鐵柱の高さは十五尺及十八尺の二種とし、「グロー

ブ」は十六吋「ボールヘッド」型及十四吋エッキスチリヤ型の二種にして、前者は百五十燭六十七燈と二百燭六燈を備へ、後者及其他に百燭二十六、燈十六燭三燈合計百二燈を備へ、電柱は總て綠色ペンキを塗布し、架空電線延長三百四十間、地中電纜延長一千四百間を埋設す。

○腰掛設備

腰掛設備としは、鑄鐵製、木製及石造の三種にして、合計二百五十脚、其内木製及石造の九十脚は園内伐採の枯損木竝雜石類を以て製作し、主として第一工區の林間苑路及廣場に調和よく之を配置せしめ、又鑄鐵製ベンチは長さ六尺、高さ一尺三寸、腰掛の深さ一尺五寸木部は總て楢材製色ペンキ塗仕上移動式となせり。

○便所設備

便所は第一工區に三ヶ所、第二工區に二ヶ所を設け其内第一工區の三ヶ所は木造銅板葺平家建となし、間口十二尺、奥行十二尺もの一棟、間口八尺五寸奥行十四尺もの二棟にして軸部小屋組は米栂を使用し、外部壁は日出砂入モルタル塗、内部壁及天井は東亞プラスター塗、腰周りは豆砂利の洗出しとなし大便所の床壁及小便所の床、壁は白色「タイル」床は板石張となせり。又第二工區の二ヶ所は鐵筋混凝土平家建にして外部壁は人造石洗出仕上、内部壁腰廻りは人造石研出となし、其上部、及天井はプラスター塗仕上とし大小便器其他の構造は總て山下公園のものと同一なり。

○屑籠設備

屑籠は亞鉛引八番鐵線造、柘榴形十五箇及廻轉式のもの十個を配置し、前者は八番鐵線を用ひ縦線は間隔五分、横繋線は間隔五寸内外に配列し柘榴形に組合せ十八番鐵線を以て緊縛し、綠色ペンキ塗仕上となし、脚部は直徑三寸の杉丸太を地上六寸内外に打込み之に挿入し支持す。又廻轉式のものは内徑一吋の鐵管を地上高さ四尺U字形に折曲げ支柱とし、之に内徑一尺深さ二尺の圓筒形金網籠を以て自由に廻轉し得る樣懸垂せしめ、表面は銀色塗料の仕上を施し脚部は混凝土を以て固定す。

○野毛山公園第一回既成部所在主要工作物調

名稱	構造	員數	延長	面積
苑路及道路	砂利敷	幅員四尺乃至九尺 二間	一、五三九間	二、二七〇坪
		内譯 二間五間	一、〇六〇	九〇〇
		内譯 三間	二一五	四三〇
		内譯 四間	一〇〇	二五〇
			一六	五〇
			一四八〇間	六四
			八三五、三	二二〇
苑路及道路側溝	玉石張又ハ鐵平石張			
暗渠	鐵筋混凝土管又ハ土管	一六二間 二七八 鐵筋混凝土管		
池	護岸亂杭留、水深一尺乃至四尺	一ヶ所 四一個 雨水桝	約四四〇間	約二八〇坪
渓流	自然石崩積	二ヶ所	約一五〇	約一四〇
廣場		一一ヶ所		約二、〇〇〇
噴水池	池、噴水塔、コンクリート造 青銅鎖物	一ヶ所	池直徑六間 水深二尺	二八
橋	木橋 土橋 鐵筋混凝土橋	三	渡二、四間 二、七 三、三	二、四〇 三、五一 四、一二五
便所	木造銅板葺、平家建	四棟		一三、六四

門石水腰掛　照便休花噴雨噴赤度　内　死名
道　　路及　　
里　　用　　
設　　水　　
柱垣砦掛柵　廠　所　場　池　榊　築　構　場　尺尺尺尺尺　稱

第十七章

小大一鋪同背大　粘土内縁　砂
松谷ロ鍛親銅銀　池温泉　樋
石石二ロヘ人金谷　煉瓦造、　
垣垣分ノ造具付　瓦　モ石、　
及及キ鑓移石小石　ルル服灰花　利
ノ州鑓移研松　タ砂　
州石鈴動出石　練瓦繊洗出　逆
石造管管式ノ造造　キノ石　敗

公園

小大一二鋪同背大　ペ　珊大辺川　石木鋪数木木公
松谷ロ鍛親銅銀　ン　瑚　砦　数木木　
石石二ロヘ人金谷　キ　棚及　造　造　
垣垣分ノ造具付　鑓　カ谷州知　屋　岑　
及及キ鑓移研松　　ナメ　造、二　
ノ州鑓移動出石　鋼　モ石石　茶、平　園
州石鈴動出石　鋲　ヲ　屋　
石造管管式ノ造造　　　屋　家　
造垣管管式ノ造造　　　瓦製製　根建建

第十七章　公園

小中大　　花紙石階疏生石水飲照　廠　菊暁四　以
　　　路沿　道川　　花　　
　　　　堰明　堰場　　
　　　　水　　
　　　　止　　
培亦　　段柵垣　垣　線栓　燈　掛形店阿　第十七章
菱培房　燈　　
種幾苗　　
苗圃舗舗　

内苑

第二回竣成部分主要工作物調

丁　　　　　　　　約約　
叶　　　　　　　　
ゆ　　　　　　　　
菊菊菊

階段	花崗石一ヶ所、小松石八ヶ所、須賀川石三ヶ所	六八
運動器具	鐵部亞鉛鍍金木部檜及ラワン材製ベンキ塗	一二ヶ所
同		一組
同		一基
同		三ヶ
同		一組
内訳 ロッカーパイシンゾ		
内訳 ジヤングルジム		
内訳 移動式直線滑臺		延長 四三間
内訳 幼年用六人乘鞦韆		
生垣	珊瑚樹	一、三〇〇
苑路溝柵	燒杉丸太棕櫚繩及鋼竹波形造	
紙屑籠	鐵製金網張、亞鉛引廻轉式	一五個

八　山下公園

(一)　沿革及計畫

本園は中區山下町海岸通に所在し、帝都の關門たる橫濱港内に直面して、大棧橋と相對峙する南北の幅員約五十間、西は稅關港務部附近より東は山下橋際に至る延長約四百三十間の東西に長き帶狀長方形の平坦地にして、霞山下町地先護岸より海面へ平均約五十間迄埋立てたる復興局施工に係る公園なり。

敷地は前述の通り大正十四年一月二十六日内務省告示第十五號を以て面積二萬二千坪と告示せられ、其の實測總面積は二萬二千四百六十一坪四あり。而して周圍は約九百三十間なり。

山下町海岸通りは震災前より内外人隨一の散步道として利用せられ、又地先海面は水深比較的淺く船舶の碇繫等港灣としての利用全からず、且つ同所は震災の灰燼整理に伴ふ燒土藥場所として許可せられたる區域に付、この海面を埋立て之に既埋立地の稅關輸入獸類檢查所敷地を合せて公園敷地とせるものなり。

震災前の海岸通は幅員僅かに六間有餘の道路なりしが、之を公園地側に擴張し幅員十二間となし兩側步道に植樹帶を設けて本園と一體となし其機能を全からしめ、港内風景と相俟ち最も明朗なる現代的臨海公園の特色を有し、非常時には好箇の避難所たり得べし。本公園地の中央に既埋立地として稅關獸類檢查所面積一千四十一坪五六と、外にローリング倶樂部に貸付せる官有地一千二百七十三坪八四とあり。獸類檢查所は交涉して新山下町に移轉することにし、其の換地として復興局は新山下町に民有地、一千二十八坪八七を八萬圓にて買收し、且つ本市より市有地九百七十九坪四四を無償提供せしめ、合計二千八坪三一を選定して交換す。貸付官有地の換地としては本市より生麥及新子安の埋立市有地を無償提供することゝなりて、前者と共に大藏省より管理換を受けたり。

然して本公園敷地に要したる經費は前記獸類檢查所移轉に要したる新山下町民有地買收費八萬圓と、建物移轉費二萬七千四百三十七圓合計十萬七千四百三十七圓なり。

尙本公園地籍調は次の如し

町名	地番	臺帳面積	實測面積	備考
山下町海岸通	二八〇	七九坪		元橫濱市所有地材料置場
同	二七九	八四〇		元内務省所管、時報信號所
同	二八〇	五〇		元大藏省所屬稅關監視所

同　計	一、四二五坪	同　税關輸入獸類檢査所	二八一
山下町海岸通	二、三一五、四〇		二、三九四
接續海水面埋立地	二〇、一四六、〇〇		
合　計	二三、四六一、四〇		

本園工事著手前の狀況は、舊海岸線に沿ひて幅約三十間通り、燒土瓦礫の秩序なく投入せられ、海中に出沒して到底公園敷地として殊に植樹地として土地の造成は困難ならむと見えたるも、復興局に於ては大正十四年六月先づ延長約五百五十間に及ぶ海岸護岸工事に着手して一面埋立整地工事を施行し、別途復興局施行の山手隧道堀鑿土砂竝大岡川其他河川の浚渫土砂を逐次運搬敷均し、數回に亙りて埋立を行ひ後日沈下陷沒せざる樣特に留意し、其の總土量は實に二萬五千立坪に達す。外に肥沃土三千立坪を購入し、全園地の表土として敷均し、漸く大體公園敷地の造成を終へて昭和二年六月一般造園工事に着手せり。即ち園地の全般は一帶に廣濶なる芝生地とし、其の間點々植樹群を配して開濶爽快なる觀海の遠景を現はすに努め、苑路は地形に應じて直線を骨子とするも又其間を縫ひて優美なる曲線道路縱橫に連絡せり。而して海岸道路に沿ひて平均幅三間の植樹帶を設けて公園の外廓をなし、之に椎、黑松、欅、櫻等を混植して粗林となせり。

公園地海岸道路の中央「ニューグランドホテル」前に正門あり、外に五ヶ所の入口を設く。正門を入れば廣場にして噴水池を中心として花壇を築造され、兩側には休憩所として長二十間の「パーゴラ」を配置せり。

殊に本園の最も特長とする處は臨海公園にして然も臨港公園たるにあり、横濱港に直面して港内に於ける各種船舶の動靜は手に取る如く、蒼海に向ひ潮氣を存分吸ひて以て身心を洗ふに足るべくこれら海に面する特殊の施設として護岸の中央及兩端の三ヶ所に半徑八米乃至十二米楕圓形の「バルコニー」(露臺)を設け、之に階段を附し干滿潮時何れに於ても直接護岸に横付せる「ボート」に乘降することを得。且つ園内には別に「ボートベイシン」(端艇溜)を築造し、面積約一千坪ありて、港内端艇は、直接此の「ベイシン」に入り園内に上陸することを得せしめたり。又園の西隅には面積七百五十坪の廣場ありて、各種の運動器具を配置して兒童遊戲場とし、西隅稅關港務部に對する岸は延長約五十間、幅六間、面積約三百坪を有する荷揚場となし、其の他一般公園施設を完備して内外人士の散策に適せしめたり。

然して工事の竣工は昭和五年二月末日にして開園は同年三月十五日なり。

次に本園造營に要したる工費總額は七十九萬七千四百餘圓にして其の内譯左の如し

用地及補償費	一〇七、四三七圓一九	建築費	一一一、一六八圓一九
土工費及其他雜費	四九一、五六九、四七		
植樹費	八七、二二六、五〇	計	七九七、四〇一、三五

(二)　工事要說

(イ)　護岸工事

A、護岸工事の範圍

護岸工事は埋立及整地工事と共に施行されたるものにして、大正十四年九月一日着手し、昭和四年四月末竣功したるが其施行範圍は左の如し。

護岸延長		一、〇五一米四
楕圓形露臺		長徑三〇米
同		長徑二〇米
荷揚場面積		二八一坪七五
端艇溜面積		一、〇二五坪五二
同　橋梁	〔橋幅（有効） 〔橋長	二十四呎 三十三呎六分ノ一

B、種類及構造

護岸の基礎は總て捨石とし、熟練なる潜水夫を使用して大小適宜の捨石を混用叮嚀に詰め合せ其の空隙には目潰砂利を填充し、天端は凹凸を生ぜざる樫堅固に仕上げ、露臺及端艇溜を除く外は捨石上に幅五尺、高四尺配合一、三、六混凝土を施し、その上に煉積間知石積を施工し、又端艇溜竝橋臺には捨石上に配合一、三、六混凝土方塊を据付け、橋臺及護岸の一部に配合一、三、六場所詰混凝土を、其他には練積間知石垣を施工し、又三ヶ所の露臺には一ヶ所毎に左右に各一箇宛計六箇の階段を設けたり。

C、附屬設備

(1)下水渠　本工事に於ては下水吐口に左の鐵筋混凝土取付管を挿入す。

一、内徑一尺二寸五分 長　二尺		一ヶ所三本使用
一、内徑四尺 長　二尺	同	六ヶ所
		一ヶ所

内〔端艇溜護岸		二三〇米四八
〔一般護岸		八二〇米九二
短徑一一米二五		一箇所
短徑七米五		二箇所
徑間三十呎		

(2)涙孔管　護岸裏へ浸透せる雨水其の他の排水用として内徑二寸、長一尺五寸陶の管を挿入せるは一ヶ所に付三本宛使用して、護岸石垣内に百二十一箇所、露臺石垣内に十五箇所、又一ヶ所に四本宛使用して護岸混凝土内に九ヶ所合計百四十五ヶ所なり。

D、荷揚場

荷揚場は勾配五分ノ一にして全面に厚さ二尺の基礎割栗石を敷均し、充分搗締め混凝土を打ち表裝は控一尺内外の割石を合端玄翁合とし、間知石の練積に準じ表面凹凸なき様張詰め、之に花崗石造りの繋船柱十本を取設け以て一般船舶の使用に供せり。

E、端艇溜

臨海公園としての設備に遺憾なきを期したる新味ある施設にして、園の中央「ニューグランドホテル」前に在り、幅約二十三間延長四十間にして南側正面には花崗石を以て築造せる幅十五間の階段を一ヶ所設け、又東西の兩側には幅三尺の階段各二ヶ所を相對峙せしめ、合計三ヶ所にして園内と端艇との昇降用とし、更に四組の鐵梯子を取付け、周圍には八箇所の繋船用金具を設けたり。

F、端艇溜橋梁

端艇溜と港内との連絡する箇所に鐵骨混凝土の橋梁を架設して、園内交通の圓滑を計れり。橋梁は海拔九尺五寸四分一厘、笠石及縁石には花崗石を使用し、桁は長三十二呎の工形鋼十本を配列し上部の床版は厚五吋の鐵筋混凝土造りとし、表面は厚さ二吋のトペカ式「アスファルト、コンクリート」鋪裝を施し、之に高さ三呎の鐵製勾欄を取設けペンキ塗仕上とし、又橋臺際には防護工として延長約五十米六三の鐵矢板を打込めり。

(ロ)　苑路及廣場

燒土、灰燼の整理及運搬土砂敷均完了の部分より、逐次路床工事を行ひ、苑路及廣場敷の全面に瓦礫の「スチームローラー」を以て數回輾壓し、以て路床を造り路盤の土砂沈下安定を俟つて路面工事を施せり。路面には園地内有合せの煉瓦塊厚六寸に敷均し、「ローラー」及木槌を以て充分搗き固めり、園内各所に散在せる煉瓦塊雜石等を平均一尺内外の厚さに敷均し、目潰砂利を散布の上重量六噸の「スチームローラー」を以て數回輾壓し、以て路床を造り路盤の土砂沈下安定を俟つて路面工事を施せり。路面には園地内有合せの煉瓦塊厚六寸に敷均し、「ローラー」及木槌を以て充分搗き固めて下層砂利として直徑一寸目篩五分目止りものを厚一寸に敷込み、其上に豫め備へたる表土を厚さ一寸平均に被覆し、更に中層砂利として直徑五分止りのものを厚五分に敷均し、又「ローラー」を以て充分輾壓の後、上層化粧砂利直徑三分目篩一分目止りものを撒布して仕上をなせり。

又苑路の兩側及廣場の周圍には路面工事と共に側溝を附設して路面の排水を良好ならしむ。側溝は所定の高さに從ひ根切の上厚さ六寸の割栗を敷均し、其の上に配合一、三、六の混凝土平均厚さ五寸を打ち、相當の硬化を見計ひ配合一、二の「モルタル」を以て緣石の据付及内面煉瓦の張付をなせり。緣石には茨城縣下筑波産の花崗石を表面總て一遍小叩き仕上げとして使用し、煉瓦は燒過ぎ一等品を以て目地幅二分に排列せり。

本園は全く平坦地にして且つ樣式及排水の關係上努めて地形の變化を少なからしむる爲、苑路の縱斷勾配は百五十分の一乃至六百分の一とし、横斷勾配は三十分の一乃至四十分の一となせり。

苑路廣場及側溝の幅員延長及面積

種別	幅員	延長	面積
苑路	二間	六四〇間	一、二八〇坪
廣場		同	一、二四五
側溝		一〇	三、五
計			三
廣場		同	四
側溝		五	四
計		六箇所	四一五
合計			一、二四五

(ハ)　門及外圍柵

(1)　門

山下町海岸通に沿ひて六ヶ所の門あり、門の入口幅員は六間乃至二間にして門柱は相州眞鶴産堅石(新小松石)を以て組合せ、内正門一ヶ所は地上五尺五寸、方四尺の角柱にして上に高五尺青銅製燈器を据付、他の五ヶ所は高四尺方二尺五寸の角柱にして各門柱の稜を二寸五分乃至五寸の角落となし、石は四段乃至六段積各石間に太柄を入れ上面は一遍小叩き其の他は瘤出とし合端荒目地仕上とせり。

(2)　道路沿外柵

前記海岸通道路沿六ヶ所の門に連續して延長四百間の外柵を設く、柵は高さ一尺の腰石上に高二尺方一尺二寸の間柱を約八尺五寸間隔に置き、之に附屬金物を附し直徑四分丸鍊鐵製鐵鎖を中

央下り七寸に取付、光明丹を塗り錆止をなし、青色ペンキ二度塗とし、石材は總て門柱と同様新小松石を使用し、上面は一遍小叩き仕上となし各柱は角落とせり。

(3)護岸沿外柵

海岸沿の外園護岸縁には延長五百二十間の外柵を設く、柵は花崗石造高さ一尺の腰石上に高二尺三寸の間柱を約五間間隔に置き、各其の間には高二尺、方三寸角の鑄鐵製支柱を約九尺五寸間隔に二ケ所建込み、横は内徑二吋の瓦斯鐵管を一遍り組合せて連絡せしめペンキ塗仕上となせり。

(4)端艇溜柵

端艇溜の周園護岸沿にも延長八十間の柵を設け、柵は高二尺五寸の鑄鐵製柵柱を約十尺の間隔に置き、之に直徑四分丸練鐵製鐵鎖を中央下り六寸に取付、光明丹を以て錆止をなし、色ペンキ二回塗仕上とせり。

(5)入止柵

苑路の兩側及廣場の周園其他適當の箇所に人止柵二千百間を設く、柵は竹の形に似たる直徑五分の「コルゲーテットバー」を一尺二寸の半徑を作りて二連接手波形となし、地中の支點は混凝土を以て固定し、上部各接合箇所は十八番銅線にて堅固に結束し光明丹及ペンキ塗仕上とせり。

(二)植樹及植芝工事

植栽地は地均工事と同時に總て深約三尺内外に客土を行ひ、石片、煉瓦塊等を除去し表面良土の敷均しをなせり。園内植芝は面積一萬三千坪に及び富士裾野産の野芝を用ひ、之の雜草及小笹類を拔き取り叮嚀に張立て竹串を以て止め、芝叩きにて締めたる上に篩に掛けたる壤土を目土とし厚さ約一寸を厚薄なき樣敷均せり。植樹は樹種約三十三種合計一萬三千二百二十五本を配植したるが、主木としては概ね常綠濶葉樹を選び、此の綠林の處々に櫻、莢竹桃、躑躅の花卉及トベラ、シャリンバイ等の如き特に海岸に適する樹種を選び植込みたり。

植栽樹木の種類及數量を擧ぐれば次の如し。

樹種	樹高	目通周圍	員數
一、黑松	間間 三—四	尺 〇、八—一、尺 三五	一七〇本
同	尺 九〇—一二、尺 〇	〇、八	五〇
同	五、〇— 九、〇	〇、六	一八〇
計			四〇〇
二、椎	間間 三—四	一、〇—一、二	四〇〇
同	一二尺〇—一九、尺〇	〇、五	一七〇
三、マテバシヒ	九、〇—一三、〇	〇、六—〇、九	三九〇
四、樟	間間 四—五	一、二	一〇〇
五、モチ	一五、尺内外	〇、九—一、〇	三〇
六、櫻（大島）	一五、〇—一八、〇	一、〇	一〇〇
同（紅普賢）	一八、〇	一、二	一〇
同（福祿壽）	同	同	一〇
同（一葉）	同	同	一〇
同（關山）	同	同	一〇
同（染井吉野）	一五、〇	一、五	五〇
計			一九〇
七、ヒマラヤシーダー	間間 三—四	一、〇	一二

樹種	樹高	目通周圍	員數
同	六、尺〇— 二、尺〇	〇、尺五—〇、尺七	六八本
計			八〇
八、サルスベリ	一五、〇	一、二	二〇
九、ハセ	八、〇		五〇
一〇、羅漢槇	六、〇— 九、〇		一二〇
一一、高野槇	四、〇		五〇
一二、トベラ	四、〇— 五、〇		一、〇〇〇株
一三、莢竹桃（白）	五、〇— 六、〇		五〇
同（赤）	五、〇— 八、〇		二五〇
一四、珊瑚樹	五、〇		三〇〇
一五、柳木	四、〇		二〇〇
一六、マサキ	四、〇		二〇〇
一七、ドウダン	三、〇		一〇〇
一八、青木	四、〇		五〇
一九、八ッ手	四、〇		五〇
二〇、シャリンバイ	一、〇— 二、〇		五五〇
二一、ボケ	二、〇		一五〇

樹種	樹高	目通周圍	員數
ツゲ	二〇尺	尺	五〇株
ヤヤラ	二、〇―三、〇尺	尺	五〇〇
ハイビヤクシン	三、〇	尺	三〇〇
ユツカ	三、〇―六、〇	尺	一七五
沈丁花	二、五	尺	三〇〇
イヌツゲ	三、〇	尺	三〇〇
馬酔木	二、五	尺	三〇〇
ベニカナメ	三、〇	尺	一五〇
玉伊吹	直徑二、〇	尺	一、五〇〇

(ホ)　噴水池

公園の中央正門前に在り、池の面積三十坪、水深二尺五寸にして、中央に大噴水器を据え其周圍に四個の小噴水器を設け、池の周圍は平均幅九尺の芝地となし、周りに緣石を据えて苑路との境とせり。噴水池の基礎としては厚七寸の割栗を入れて蛸突し、其上に厚七寸(中央噴水臺下は一尺五寸)の鐵筋混凝土を打ち、表面には厚平均五分通り配合一、二の「モルタル」を以て仕上塗を行ひ、周圍壁は同じ鐵筋混凝土造り厚一尺とし、上部笠石及階段石は岡山縣下產萬成石を用ひ、表面は艶出仕上とし、水中階段の各部及芝生緣石は茨城縣下產の筑波花崗石を用ひ二遍小叩き仕上となせり。噴水池には溢水孔、排水孔共各一ヶ所を設け、塵除金物、鐵管埋設止水辨の設置等を行ひ給水設備は本市水道局委託工事とす。噴水器は噴水池の中央に直徑八尺五寸、高三尺圓形に四段の階段狀に造り

樹種	樹高	目通周圍	員數
躑躅(琉球)	三、〇尺	尺	七〇〇株
同(藤紫)	二、五	尺	五〇
同(霧島)	同	尺	五五〇
同(大紫)	三、〇	尺	五〇〇
平戸躑躅(タカネ)	一、五―二、〇	尺	五〇〇
白平戸躑躅		尺	一、〇〇〇
紅同		尺	一、〇〇〇
計		尺	四、三〇〇
薔薇(ハイト)		尺	一五〇
合計		尺	一三、二二五

たる混凝土の臺上に靑銅製及電氣鑄造して直徑七尺の水盤を据え、其の中央に兜形透彫り金色鍍金の裝飾金具を取付け、之に九ヶ所の噴水口を開き水盤の周邊には四ヶ所に水の落口を造りたり又周圍四ヶ所の小噴水器は直徑一尺の圓柱形鐵筋混凝土臺上に萬成石造りの飾臺を置き、上に電氣鑄造の龍の落し子形の噴水器を据へたり。

附記

前叙シヤトル市寄贈にかゝる薔薇はこの附近に栽培す。

(ヘ)　排水及給水工事

排水設備は埋立竝護岸工事施行に際し鐵筋混凝土管內徑一尺二寸五分乃至四尺のものを配置したるが、其の後苑路、廣場等の諸工事に伴ひ側溝延長二千二百七十八間、雨水桝八十四箇所、暗渠(內徑五寸乃至一尺)土管モルタル繼ぎ延長一千七十二間を敷設す。

給水設備としては飮用水栓及手洗用水栓各五箇所を設置し、飮用水栓は相州堅石新小松石造にして一箇所に付三箇宛の水栓及靑銅製裝飾金具を取付け、又手洗用水栓中便所二箇所は白色陶器を附屬せしめ、他は路面又は芝生面と同一高さに鑄鐵製水栓函を敷設し、中に水栓を取付け必要に應じて散水にも使用し得る樣施設せり。

形狀は深さ平坪三尺、縱橫一尺五寸の煉瓦積とし、之に鑄鐵製桝蓋を取付け、飮用水栓及手洗用水栓は內徑三寸の土管に依りて兩水桝に接續せしむ。

(ト)　休憩所設備

休憩所設備として公園の中央噴水池を中心として兩側に延長二十間、幅十五尺、高さ十一尺を有

する「パーゴラ」を相對峙せしめ廣さ百六坪餘あり。「パーゴラ」は柱を一尺七寸角の鐵筋混凝土造とし、柱頭及柱下外裝腰廻、柱頭飾等は中村式グラニット仕上、其他は黃褐色の「スクラッチタイル」張仕上とし、半圓筒形の青銅製燈器を取付けたり。然して各柱は間隔十五尺に設け其內外側の柱間各六ケ所には長さ十尺の鑄鐵製ベンチを据付けたり。

桁及梁は臺灣檜の良材を使用し取合は渡腮剤方付とし、堅固に取付け樹脂止めの上ペンキ三回塗仕上とせり。床は割栗基礎厚さ五寸上部は混凝土叩き及燒過煉瓦の網代型列べとし、左右に築波產花崗石の緣石を設けて芝生地との境とし、又「パーゴラ」の前後二ヶ所の入口には同じく花崗石造りの階段を設け纏絡植物としては臺性のバラを用ひたり。

又「パーゴラ」竝苑路等の各所に配置せる腰掛は鑄鐵製固定「ベンチ」となし、總數百六十二脚に及ぶ形狀は長六尺、高二尺八七腰掛高一尺三寸、其幅一尺五寸となし木材は總て檜材を使用し、眞鍮製鉸鋲を以て鑄部に取付けペンキ塗仕上とし簡單なる基礎混凝土を打ちて据付けたり。

(チ)　兒童遊戲場

兒童遊戲場は園の西隅に面積約七百五十坪の廣場を設け、表面には川砂厚二寸を敷均し左記七種の運動器具を配置せり。

(1)　ロッカーバイシング(安全遊動圓木)一基

腰掛及寄掛は硬質の木製にして他は總て亞鉛鍍金の鋼鐵に銀色塗料の仕上塗を施し、周圍には鐵パイプの人止柵を設置す。

(2)　ジャングルジム(叢林運動器)一基

長十六呎、幅八呎、高十呎鐵部は總て旋盤仕上「スチールチューピング」にして四隅の柱及支柱は內徑一吋半「クライミングバー」及內側の柱は內徑六分鐵管各「スペース」は約二呎平方鐵管組合個所は徑一分以上の「リベット」を以て堅固に組合せ鑢仕上とせり。

(3)　幼年用六人乘鞦韆一組

「フレーム」は總て亞鉛鍍金の鋼鐵製パイプを使用し、六個の「シート」は硬質木材製とし、鋼鐵鎖を用ひて堅牢に支持し鐵部は總て組立後銀色塗料の仕上とせり。

(4)　移動直線滑臺四個

滑面を直線式の一方とし長さ十尺高さ五尺、木部は全部檜材製にして、階段及鐵部は亞鉛鍍金の鋼鐵に銀色塗料を施し組立の儘移動し得る樣設置せり。

(5)　廻旋滑臺一基

滑面長さ三十三呎磨仕上の檜材製にして總て七呎圓を描きつゝ廻旋し、中央の柱を廻ること一廻轉半にして、滑臺は六個の「スチールキャスチング」を以て中央柱に支持せしめ、梯は長十八呎とし手摺は內徑一吋の眞鍮製パイプ、梯及支柱等總て亞鉛鍍金の鐵管を使用し銀色塗料の仕上となれり。

(6)　四連「スプリング、シーソー」一組

板の厚さ三寸、幅八寸、長さ十五尺の「ラウワン」材を使用し、表面總て鉋削後色ペンキ二回塗仕上とし鐵部は亞鉛鍍金の鋼鐵を使用せり。

(7)　移動式安全鞦韆五個

高約八尺、幅五尺、長九尺のものにして腰掛及寄掛は楢材を使用し、支柱其他鐵部は總て亞鉛鍍金の鋼鐵に銀色塗料の仕上とす。

(リ)　照明設備

照明燈は高さ十八尺八角型の鑄鐵製鐵柱四十基を設備し、之に四百燭四十燈を備へダイヤグラムは直埋地中配電式とし、三個の配電燈を設く、地中電纜は古河電氣工業株式會社其の他の製品を使用せしが其の主なるものを擧ぐれば左の如し。

三五〇〇V鎧裝ケーブル	二心入	七五四米
二五〇V被鉛絨斗捲電纜	同	一、一八七米
二五〇V同	同	一、一二二米

電柱の頭部は高さ約五尺の八角形雪洞型、シルミン製とし、内部には米國ウエスチングハウス社製の「レフラクター」を取付け、之に三〇〇Wの電球を使用し鐵部は總て青銅色のペンキ塗を施せり。地中電纜の埋設は地下二尺以下とし蓋石を附したるU字形鐵筋混凝土造の樋に藏め、車道横斷箇所は鐵管内に敷設せり。然して燈柱建設箇所は根切割栗敷均の後八角形の混凝土臺を造りて燈柱を建込み「ボールト」を以て締付け、燈柱内には一、六粍第四種絶緣電線を引込み地上二尺の所に開閉器を設けたり。右の外正門門柱燈として青銅製のもの二個及「パーゴラ」燈器二十二個あり、之に二百燭二燈及百燭二十二燈と其他八十燭四燈、十六燭三燈ありて鐵柱のものと總計七十一燈なり

(ヌ)　便所及屑籠設備

便所は本園の東西兩隅各入口附近に一ヶ所宛二棟設置せり、各構造は鐵筋混凝土造平家建々坪三坪、二六にして軒高八尺、床は混凝土叩き四半目地、外壁は人造石洗出とし、内壁の腰は總てタイル張上部壁はプラスター塗とせり。小便器は高さ四十二吋幅十九吋の褐色ストールを用ひ、大便器は薬掛け白色を使用して臭氣拔を設け電燈二個手洗一個を設けたり。

屑籠は内徑一吋の鐵パイプを支柱となし之に直徑一尺深さ二尺の金網籠を吊したる手提型自由廻轉式とし、脚部は基礎混凝土を打ちて固定せしめ表面は總て銀色の仕上塗とせり。

二　神奈川公園

(一)　沿革及計畫

本園は神奈川區青木町地内久保町、宮之町に所在し、京濱國道(横濱復興計畫幹線街路第一號路線)及之より分岐する中央卸賣市場へ至る道路に沿へる三角形の地域にして、民有地の一部と神奈川區有水面を埋立て園地となせる神奈川方面唯一の公園なり。而して國執行三公園の一なり。

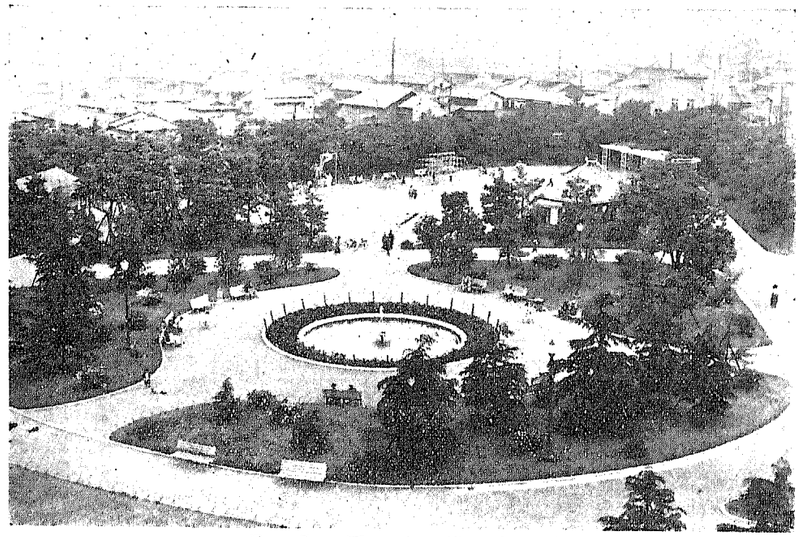

神奈川公園全景

高約八尺、幅五尺、長九尺のものにして腰掛及寄掛は楢材を使用し、支柱其他鐵部は總て亞鉛鍍金の鋼鐵に銀色塗料の仕上とす。

(ソ)　照明設備

照明燈は高さ十八尺八角型の鑄鐵製鐵柱四十基を設備し、之に四百燭四十燈を備へダイヤグラムは直埋地中配電式とし、三個の配電燈を設く、地中電纜は古河電氣工業株式會社其の他の製品を使用せしが其の主なるものを擧ぐれば左の如し。

三、五〇〇V鎧裝ケーブル	二心入	七五四米
二五〇V被鉛絨斗捲電纜	同	一、一八七米
二五〇V同	同	一、一二二米

電柱の頭部は高さ約五尺の八角形雪洞型、シルミン製とし、内部には米國ウエスチングハウス社製の「レフラクター」を取付け、之に三〇〇Wの電球を使用し鐵部は總て青銅色のペンキ塗を施せり。地中電纜の埋設は地下二尺以下とし蓋石を附したるU字形鐵筋混凝土造の樋に藏め、車道横斷箇所は鐵管内に敷設せり。然して燈柱建設箇所は根切割栗敷均の後八角形の混凝土臺を造りて燈柱を建込み「ボールト」を以て締付け、燈柱内には一、六粍第四種絶緣電線を引込み地上二尺の所に開閉器を設けたり。右の外正門門柱燈として青銅製のもの二個、及「パーゴラ」燈器二十二個あり、之に二百燭二燈及百燭二十二燈と其他八十燭四燈、十六燭三燈ありて鐵柱のものと總計七十一燈なり

(ヌ)　便所及屑籠設備

便所は本園の東西兩隅各入口附近に一ヶ所宛二棟設置せり、各構造は鐵筋混凝土造平家建々坪三坪、二六にして軒高八尺、床は混凝土叩き四半目地、外壁は人造石洗出とし、内壁の腰は總てタイル張上部壁はプラスター塗とせり。小便器は高さ四十二吋幅十九吋の褐色ストールを用ひ、大便器は藥掛け白色を使用して臭氣拔を設け電燈二個手洗一個を設けたり。

屑籠は内徑一吋の鐵パイプを支柱となし之に直徑一尺深さ二尺の金網籠を吊したる手提型自由廻轉式とし、脚部は基礎混凝土を打ちて固定せしめ表面は總て銀色の仕上塗とせり。

二　神奈川公園

(一)　沿革及計畫

本園は神奈川區青木町地内久保町、宮之町に所在し、京濱國道(横濱復興計畫幹線街路第一號路線)及之より分岐する中央卸賣市場へ至る道路に沿へる三角形の地域にして、民有地の一部と神奈川區有水面を埋立て園地となせる神奈川方面唯一の公園なり。而して國執行三公園の一なり。

神奈川公園全景

本園は大正十四年一月二十六日內務省告示第十五號を以て面積約四千坪と告示せられたるものにして、實測總面積は四千十一坪、周圍約三百十間なり。市街公園として神奈川方面商業の中心地に位し、人口比較的稠密なるに係らず附近に兒童遊園或は之に準ずべき施設を缺くを以て、特に此の方面の缺陷を補ふべく兒童遊園としての機能をも良く發揮せしむべく意を須ひたり。即ち園地の南西方に面積七百五十坪の廣場は兒童遊戲場とし、各種運動器具、砂遊場、飲用水栓を設備し配するに日蔭棚、休憩所等を以てせり。又北隅京濱國道に面して本市神奈川公會堂を設置す。三階建鐵筋混凝土造にして、建坪百五十坪講堂、食堂を始め其他集會用各室を有し園地を俯瞰するには「バルコニー」あり。公會堂に接する南方は面積約七百坪の芝生地となり、之れにヒマラヤ杉等を配植して一面此建物に調和良き前庭となせり。園地の中央には噴水池を設け、周圍は圓形廣場及芝生の植樹地に圍まる、これら芝生地の間を縫ひては幅員二間半及九尺の曲線苑路走れり。

本園面積は狹少なる爲諸般の施設を充分完備する能はずと雖も、比較的良く纏まれるものといふべく附近兒童の遊園地となり又一般住民の慰安、休養の地として適當の施設をなせり。

本園造營以前の情況は敷地區域の約三分之二の民有地は震火災に依り燒失後バラック併立し又區域の三分の一を占むる區有水面は元來水深淺くして水路としての效用皆無なりしものにして、震火災の燒土捨場となりて水面の半は埋められて、其の一區劃には又避難者の急造バラックを建てたるものあり。

復興局に於ては先づ民有地一千二百八十四坪を買收し、家屋四十三棟其他工作物に對しては補償をなして移轉せしめ、一面區有水面二千七百二十七坪を埋立使用の爲買收すると共に漁業權を補償す。其の用地買收及補償金額總計は四十三萬六千九百五十餘圓にして其の內譯次の如し。

種別	實測面積	土地買收金額	補償金額	金額計
民有地	一、二八四、〇〇坪	二四一、九五〇、三〇圓	八五、三八九、七一圓	三二七、三四〇、〇一圓
區有水面	二、七二七、〇〇	一〇九、一一六、八〇	五〇〇、〇〇	一〇九、六一六、八〇
計	四、〇一一、〇〇	三五一、〇六七、一〇	八五、八八九、七一	四三六、九五六、八一

尙本公園地籍調は左の如し。

一、民有地買收地々籍

町名	地番	臺帳面積	實測面積
青木町字久保町	一一	二四〇、五〇坪	二四〇、五〇坪
同	一二	二五七、〇〇	二五七、〇〇
同	一三	一一八、五〇	一一八、五〇
同	一四	一四一、〇〇	一四一、〇〇
同	一五	一一三、〇〇	一一三、〇〇
同	一六	一二六、〇〇	一二六、〇〇
同	一七	一三〇、〇〇	一三〇、〇〇
青木町字宮ノ町	一八	七七、三〇	七七、三〇
計		一、二〇三、三〇	一、二八四、〇〇

二、區有水面埋立地々籍

町名	地番	臺帳面積	實測面積	備考
青木町字宮洲町	三、六一九ノ一三	九、二七坪	二、七二七、〇〇坪	元區有水面埋立地
民有地ト總計		一、二一二、五七	四、〇一一、〇〇	

次で本園工事着手は昭和二年四月、竣工は昭和四年十二月にして、昭和五年三月末日本市へ引繼ぎ同年四月十日開園す。

工費總額は五十三萬一千三百餘圓にして其の内譯は次の如し。

用地及補償費	四三六、九五六、八一圓	
設備費	九四、三六九、六一	
計	五三一、三二六、四二	

(二)　工事要說

(イ)　埋立及整地工事

區有水面埋立竝盛土工事は昭和二年四月着手し、公園沿の第一號路線(京濱國道)幹線街路敷盛土工事と共に請負を以て施工されたり。埋立地周圍は大谷石を積立て、土留となし盛土を施行すべき海面竝に地盤に存在せる有害雜物は先づ之を取除き、盛土高は海水面上平均十尺乃至十一尺と し尚一割乃至八分の餘盛土を施し、之に使用の土砂は青木町臺町通稱高島山を土取場とし、土質良好なるものを擇んで搬出し、一方民有地は燒土を整地して公園全區域に亙りて埋立竝に盛土をなせるが、其の土量は眞土二千二十三立坪にして尚この上に約五百立坪の黑土を以て地拵へをなし又整地の際は公園周圍に假設鐵線柵延長約三百十間を設置したり。

(ロ)　苑路及廣場竝外圍工事

埋立竝盛土完成に伴ひ昭和三年三月直營施行を以て苑路及廣場工事に着手し、該區域は一應ローラーを以て輾壓したる上に、園内敷地有合せの煉瓦屑を敷き均し、再びローラー輾壓、竝木蔕を以て充分搗き固め、苑路には路床を作りたる上に、下層砂利として直徑一寸五分乃至一寸止りの砂利を敷込み、其の上に豫め準備せる衣土を適當に被覆し、更に中層砂利として直徑一寸乃至五分目止りの砂利を敷均し、ローラー及木蔕を以て充分輾壓又は搗き固めたる後、上層化粧砂利として直徑五分乃至三分止り砂利及直徑三分目篩一分目止りの砂利を敷均して仕上げ、特に廣場にありては既定の五分目篩砂利を敷込み、又ローラー又は木蔕を以て充分輾壓又は搗き固めの上化粧砂利を敷均し仕上げたり。

尚苑路には側溝を附設して表面排水を良好ならしめたるが、側溝は苑路緣を根切の上基礎砂利を敷均し、充分搗き固め配合一、三、六の混凝土を打ち硬化したる後配合一、三、の「モルタル」を用ひて花崗岩切石の緣石据付を行ひ、内面は人造石の洗出を施して仕上げたり。人造石洗出は配合一、一の「モルタル」の中に黃褐錆石竝花崗石粉を適當に混じ、厚さ三分に斑なき樣塗立て適度の硬化を見計らひ表面に黃褐錆石竝花崗石粉の現はるゝ迄洗出したり。

苑路竝廣場側溝の延長及面積

種別	幅員	延長	面積
苑路	二、㎜五	一九〇㎜	四七五坪
同	二	八五	一七〇

同	三間	六〇坪	
計	二〇間	七〇五	
廣場側溝	二九〇	九〇〇	
	五四五	—	

(ハ)　門及外圍竝人止柵設備

門は三ヶ所にして公園周圍に三角形各邊の接する街路に面し各一ヶ所宛設置したるが、其入口幅員は九尺となし、門柱は相州堅石(新小松石)を以て組合せたる高さ地上四尺五寸、方二尺五寸の角柱にして、門柱の各稜を二寸五分の角落となし、石は五段積各石間に太枘を入れ、積石の崩れを防ぎ表面は總て二遍小叩き合端荒目地仕上とせり。

外圍は埋立工事施工の際に周圍は大谷石を以て積立てたる爲、街路沿のみ外柵竝人止柵の設備をなしたるものにして、外積の總延長は約百二十一間、高さ一尺の腰石の上に、高二尺方一尺一寸の間柱を約八尺五寸間隔に置き、之に附屬金物を附け四分丸鍊鐵製鐵鎖を中央下り七寸になる樣堅固に取付けたる上、錆止めをなし青色ペンキ二度塗とせり。外柵の腰石、間柱、及上柱は孰れも門柱と同樣相州堅石を使用し、表面は總て二遍小叩き仕上となし各柱は角落となせり。然して門及外柵は總て基礎混凝土打をなし据付けたり。

人止柵は形狀竹に似たる「コルゲーテットバー」を以て徑一尺二寸の半圓を作りて二連接手として地下の支點は混凝土固めとなせり。

(ニ)　植樹及植芝工事

植樹は公園面積狹少なる爲他の公園に比し比較的樹種竝數量少なく、植栽地面積は約二千五百坪にして瓦礫、石片及土塊等を除き不陸なき樣地均しを施し、其の內芝生地は約二千坪にして植芝は富士裾野產の野芝を用ひ、この雜草及小笹類を拔き取りて叮寧に張立て、又傾斜地には竹串を以て止め、芝叩きにて締めたる上に壤土の篩に掛けたるものを目土として、厚約一寸を厚薄なき樣均一に敷均せり。

植樹は樹種約三十九種合計三千二百五十六本にして、その內上木は十八種七百三十二本、下木は二十一種二千五百二十四本を配植したるが、主木として使用せるは主として常綠濶葉樹を擇び、此の綠林の處々に櫻、莢竹桃及椿等の花木を配植し、又生垣は珊瑚樹を用ひ延長百五十間に及ぶ。

尙青木町字臺町通稱高島山より埋立土砂運搬と共に同所の高島邸所在樹木は本公園に移植を行ひたり。

上木の樹種及數量は次の如し。

樹種	目通周圍	樹高	數量
一、椎	〇、七尺—二、〇尺	一二、〇尺—二一、〇尺	二五三本
二、サハラ	〇、五—〇、八	一二、同—一五、〇	五〇
三、イヌツゲ	〇、八五—二、〇	二四、〇	一
同		三、〇— 九、〇	三三
四、モミヂ	〇、七—一、八	一二、〇—二〇、〇	五六
五、ク ス	〇、八—一、〇	一二、〇—一五、〇	三
六、タウカヘデ	三、五	二四、〇	一
七、桐	二、〇—二、五	一八、〇—三〇、〇	五

樹種	目通周圍	樹高	數量
八、モクセイ	〇、六尺—〇、八尺	六尺—一二、〇尺	一二本
九、椿(乙女椿)		五、〇— 八、〇	八
同(山 椿)		九、〇—一二、〇	四〇
一〇、モッコク	〇、八—一、〇	一五、〇—一八、〇	一〇
一一、白 樫	一、〇—一、二	一八、〇—二〇、〇	五〇
一二、染井吉野櫻	一、〇—一、二	一八、〇—二一、〇	七〇
一三、ヒマラヤシーダー	〇、八—一、五	一二、〇—二四、〇	三〇
一四、櫟	一、〇—一、五	一八、〇—二四、〇	二〇

次に下木の樹種及數量は次の如し。

樹種	目通周圍	樹高	數量
一、ヤブコウジ	尺	尺	株
二、イテフ	一、〇―一、二	一八、〇―二〇、〇	二〇本
三、高野槇	〇、六―一、〇	九、〇―一五、〇	二〇
四、マテバシヒ	〇、六―一、五	九、〇―二〇、〇	二〇

樹種	目通周圍	樹高	數量
一、ヤブコウジ	尺	尺	株
二、イテフ	一、〇―一、二	一八、〇―二〇、〇	二〇本
三、高野槇	〇、六―一、〇	九、〇―一五、〇	二〇
四、マテバシヒ	〇、六―一、五	九、〇―二〇、〇	二〇
五、ヒサカキ	〇、五―〇、八	六、〇―一〇、〇	六〇
計			七三二

樹種	樹高	數量
一、ヤブコウジ（琉球）	尺	株
二、紫陽花	三、〇―四、〇	四〇〇
三、爽竹桃（赤色）	二、五―三、五	三〇〇
四、ハイビヤクシン	同　同	一〇〇
五、クチナシ	二、五―三、〇	一五〇
六、メギ	一、五―二、〇	三〇〇
七、キヤラ	三、〇―六、〇	六〇〇
八、山茶花	二、〇―四、〇	一〇〇
九、沈丁花	三、〇―八、〇	五七
一〇、ボケ	二、〇―五、〇	三〇
一一、柊南天	二、〇―四、〇	三〇
計		一、一四
上木トノ合計	三十九種	二、二五六

（ホ）噴水工事

公園の中央に噴水池を置き池の面積は二十坪、其の内徑三十尺、水深一尺六寸にして池邊の笠石は幅一尺にして、其の周圍は幅一間の芝地となし苑路との境は緣石を据え、芝地の外廻り緣石まで

の内徑は四十四尺なり。池の基礎は長九尺末口四寸の生杉丸太を以て地形杭とし、百二十七本を打込みたる後割栗を入れて配合一、三、六の基礎混凝土打ちとなし、其の上表面には厚さ平均五分通り配合一、二のモルタルを以て仕上塗をし、周壁の天端笠石は筑波産花崗石を用ひ總て筋目を見せざる鑿切仕上とし、又外周り緣石も同じく花崗石を用ひて二回小叩き仕上とす。噴水池には一箇所宛溢水孔と排水孔とを設け、溢水孔は周邊の上端に銅製口金（塵除金網）を取付け、入孔内に誘導放流せしむべく内徑四寸の鐵管及内徑五寸の土管を埋設す。此の延長入孔迄二十六間にして、排水孔は池底部に内徑四寸の鐵管を埋設し入孔に連絡せしめ、此の延長二十四間なり。然して給水は本市水道より導水せり。噴水器は池の中央に混凝土の圓柱臺を造り臺上に青銅製の丸鉢を二重となし、下段の大鉢は直徑四尺、上段の小鉢は直徑一尺二寸にして、鉢の中央噴水部には鉋金の口金を取付け噴水口を一ヶ所とし、上段鉢の中軸には六箇所の噴水口を開き下段の鉢に水を受け、鉢の周邊には六箇所の落に切込を作りて池に流下せしめたり。

（ヘ）排給水工事

排水設備として埋立工事施行の際陶管徑七寸及廣場工事の際側溝延長五百四十五間を附設して、外に雨水桝二十九箇所と鐵管及鉛管の排水管延長二百七十三間を埋設す。雨水桝の形狀は縦二尺五寸、横一尺、深三尺一寸の混凝土にて打固め桝蓋には鑄鐵製蓋を用ひ、排水管の内譯は左の如し。

管徑	延長
五寸	二百間
六寸	四十間

管・徑	延長
七寸	十五間
八寸	十五間

尚休憩所床排水として徑三寸の土管二十間と、便所手洗の排水は同管二十間を設備し、二箇所の飲用水栓より出づる餘水も三寸陶管を以て排水管に接續す。

給水設備として飲用水栓(水呑所)二箇所、手洗場用一箇所及便所手洗二ヶ所は、前記噴水と共に導水の水道管附設工事を本市水道局委託を以て施工す。飲用水栓は兒童遊戲場に面する日蔭棚附近及中央噴水池附近と各一箇所宛設け、臺石は新小松石造りにして高二尺三寸、水受器は兜形青銅製にして中央に鉋金製口金を取付けたり。二ヶ所とも東京錦糸公園及濱町公園のものと同形なり。手洗場用としては兒童遊戲場の一隅砂遊場に隣接して設け、前方は手洗とし背面は固定「ベンチ」とす。手洗場竝に露臺は混凝土製にして表面は人造石研出し仕上となり、上塗は黄褐色錆石の碎石頴を調合せる塗料とせり。形狀は床面積四尺六寸、横七尺一寸五分高さ三尺五寸にして、手洗場には青銅製裝飾金具の水出口を取付け給水管は直徑二分の一吋の鉛管を配せり。

(ト)　休憩所及便所設備

休憩所は兒童運動場に面して園の中央に四阿一箇所、及園の西隅に日蔭棚として藤棚一ヶ所あり。四阿は、鐵筋混凝土造りにして建坪十二坪、一四外部腰石は雜石貼付け、其上部は人造石塗として内部は人造石「モルタル」及「大連ドロマイト」塗として仕上げ、腰掛椅子及卓子等を配置し、天井には電燈を取付け「グローブ」は白色艶消とせり。基礎は根切として約七立坪を堀取り、長十五間、末口五寸の松丸太五十四本を杭打とす。

日蔭棚は建坪十六坪の米松材組合せ建にして白色ペンキ三回塗仕上げとせり。

尚腰掛は日蔭棚竝蔦路等の各所に三十基を配置し、鑄鐵製固定式となし形狀は長六尺、高さ二尺八七、腰掛迄の高さ一尺三寸腰掛深さ一尺五寸とし、簡單なる基礎混凝土打を以て固定せしむ。

便所は兒童遊戲場附近に一箇所、東隅に一箇所計二箇所を設け、孰れも鐵筋混凝土造平家建、建坪三坪二六にして軒高八尺、床は混凝土叩き、外壁は人造石洗出しにて、內壁の腰は人造石研出、壁は「ラスター」塗とし、大便所內壁は「タイル」張となせる外觀も良き改良便所なり。

(チ)　兒童遊戲場

園の南西方休憩所の前面に面積約七百五十坪の廣場を置き、川砂二寸通り敷均し兒童遊戲場とし之に前記日蔭棚、飲用水栓を始め左記砂遊場及各種運動器具を施設せり。

砂遊場は幅九尺、長十五尺の長方形にして床は混凝土造、排水設備をなし緣石は花崗石小叩にして洗砂厚一尺五寸を盛れり。

次に運動器具は左記の六種を備ふ。

1.	三方滑臺	一個
2.	廻旋滑臺	一基
3.	移動式直線滑臺	三個
4.	移動式安全鞦韆	五個
5.	ジャングルジム(叢林運動器)	一基
6.	四連「スプリングシーソー」	一組

(リ)　照明其他設備

照明燈は鐵柱を用ひ總數十八基にして、內十一基は十六吋「ポールヘッド」型となし、七基は十四吋「エツキステリヤ」型とせり。燭光は前者に百五十燭十一燈、後者に八〇燭七燈を備へ、其の他に十六

燭五燈計二十三燈あり、電柱は總て綠色ペンキを塗布せり。

(ヨ) 神奈川會館

扇籠は鐵製金網張亞鉛引にて廻轉式のもの七個を設備せり。

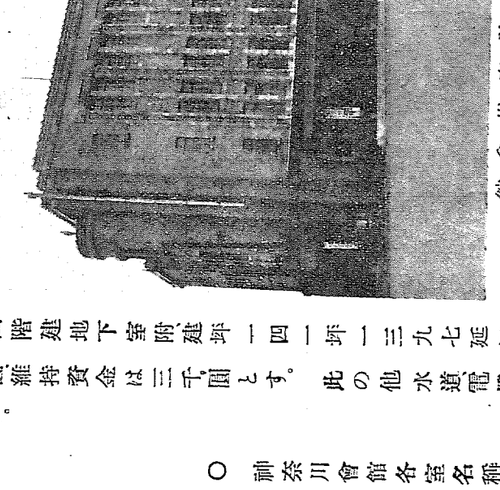

神奈川會館

一部四階建地下室附、建坪一四一坪一三九七延坪四百八十六坪二一八一坪にして同會館は鐵骨鐵筋混凝土造三階建、一圓維持資金は三千圓とす。

此の他水道、電燈、瓦斯、暖房、扇風機、裝置、諸器具等合計二萬餘圓を要せり。

○神奈川會館各室名稱及坪數

地階	數	室名	坪數
地下室	一	機械室	一四一、三九七
		延坪	四八六、二一八〇
一階	一	玄關	七五〇
		應接室	一〇、〇〇
		事務室	二七、五
		小使室	三七、五
		宿直室	六、五〇 (便所一ヶ所付)
		便所	一ヶ所
二階	一	食堂	四〇、〇〇
		調理室	六、〇〇 (便所一ヶ所付)
		配膳室	三、七五
		靴室	一五、〇〇
中二階	一	炊夫室	二、二五
		物置	二、二五
		物置	七、七〇
二階	一	成南倶樂部事務室	六七、五〇 (吸煙室ヲ含ム)
		撞球室	一〇、〇〇
		準備室	一一〇、〇〇
		(溫貝入室共)	三、〇〇
		喫煙室	七、五〇
		便所	二ヶ所
		ギャラリー	三二、〇〇 (座席二一三階共約五〇〇個)
同三階	一	社交室	二二、五 便所一ヶ所
同四階	一	娛樂室	一一、〇〇 物置 二、〇〇
屋上	一	都文樂部事務室	三六、〇〇
		撞球室	三、〇〇
		鐵塔	五、〇
屋上	一	鐵塔	六六、〇〇
		控室	三、〇〇
計			四〇六、九五
(附)		鐵骨鐵筋混凝土造三階建一部四階地下室付	
		延坪	四八六、二一八〇
		延坪	一四一、三九七

○使用料裁

種別		收入ナキモノ		收入アルモノ	
成南倶樂部		夜間	晝間	夜間	晝間
		午後六時ヨリ翌朝午前一時迄	午後一時ヨリ午後六時迄	午後六時ヨリ翌朝午前一時迄	午後一時ヨリ午後六時迄
第十七號公園		三〇圓〇〇		六〇圓〇〇	
		二四圓〇〇		三四圓〇〇	
		四〇圓〇〇		三〇圓〇〇	

備考

(二三階)座席百十約五百

各公園

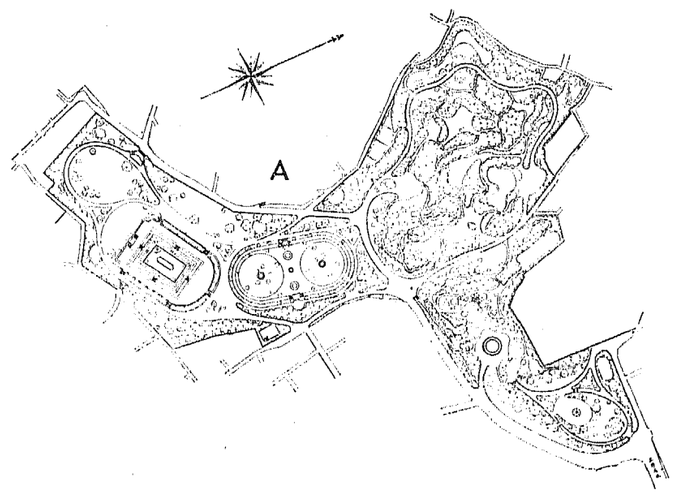

A 野毛山公園　F 山手公園
B 山下公園　G 元町公園
C 神奈川公園　H 横濱市兒童遊園
D 横濱公園　I 翁町公園
E 掃部山公園　J 墓地公園(設計圖)

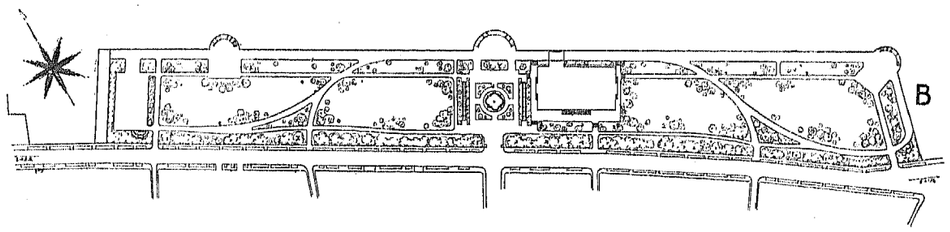

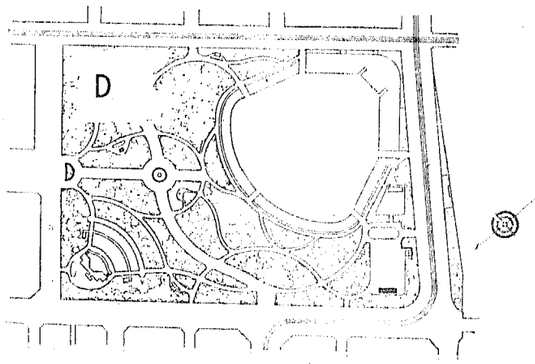

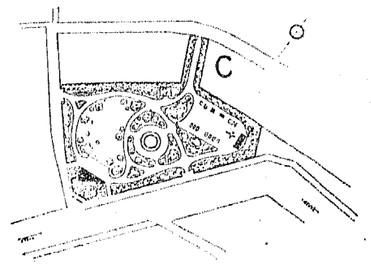

平面圖

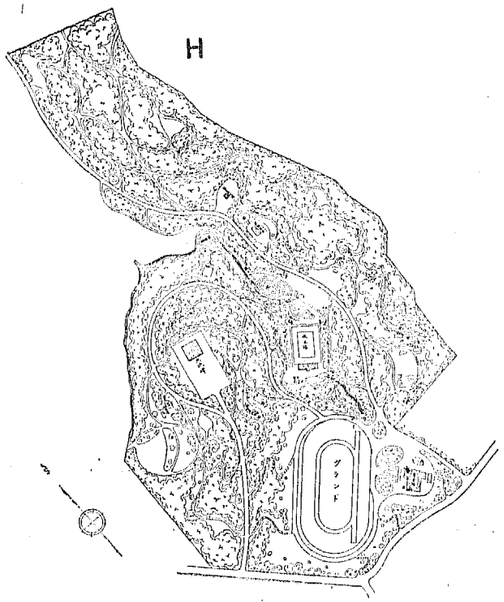

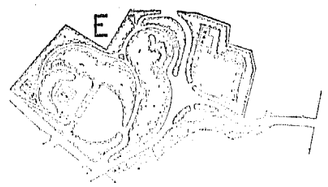

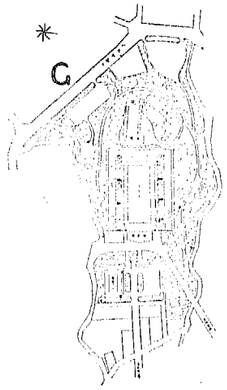

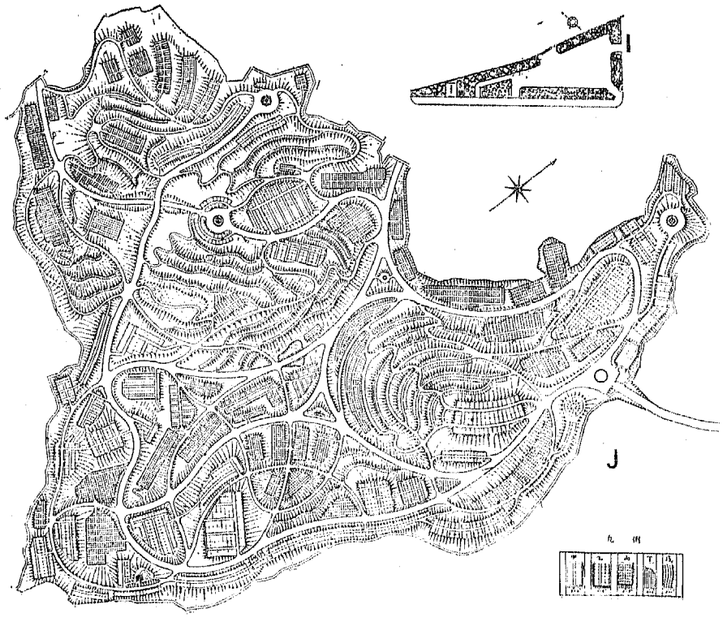

(縮尺不同)

神奈川會館平面圖

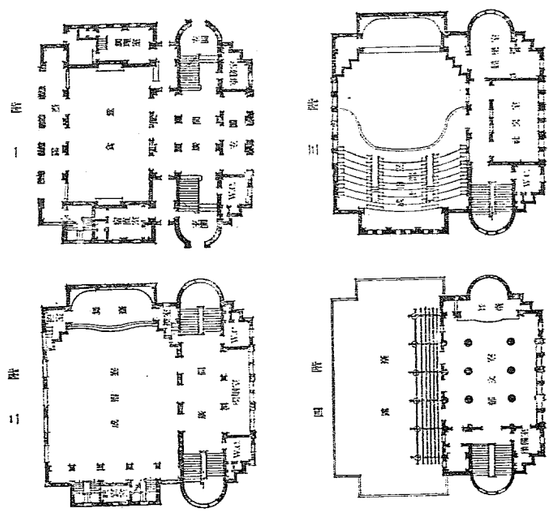

一、左ノ場合ニ於テハ前裁使用料ノ外市長ノ認定スル額ヲ使用料トシテ徴收ス
　一、映畫ヲ使用シタルトキ
　二、雜劇電燈ヲ使用シタルトキ
　三、臨時ニ設備ヲ公シテ電燈及電力ヲ使用シタルトキ

種別	支	拂	料	金	備考
一、映畫ヲ使用シタルトキ	一回（三時間以內）ニ付				
戲劇、音樂、其ノ他興行ノ場合	一回（三時間以內）ニ付	四圓			
戲劇、音樂、其ノ他興行ノ場合	一回（三時間ヲ超ユル毎）ニ付	一圓			
二、雜劇電燈ヲ使用シタルトキ	一回（三時間以內）ニ付	三圓			
戲劇、音樂、其ノ他興行ノ場合	一回（三時間以內）ニ付	二圓五〇錢			
戲劇、音樂、其ノ他興行ノ場合	一回（三時間ヲ超ユル毎）ニ付	一圓			
三、臨時ニ設備ヲ公シテ電燈及電力ヲ使用シタルトキ	一回（三時間以內）ニ付	五圓			
戲劇、音樂、其ノ他興行ノ場合	一回（三時間以內）ニ付	三圓五〇錢			
戲劇、音樂、其ノ他興行ノ場合	一回（三時間ヲ超ユル毎）ニ付	二圓			

神奈川會館使用條例施行細則（昭和五年市條例第四號）

第一條　神奈川會館ヲ使用セムトスル者ハ使用ノ前日迄ニ左ノ事項ヲ具シ市長ノ承認ヲ受クヘシ

一、使用ノ目的
二、使用スル日時
三、使用スヘキ設備及物件ノ種類數量
四、入場料其ノ他ノ收入ノ有無
五、使用者ノ住所、職業及氏名

第二條　使用ノ承認ヲ受ケタル者ハ其ノ設備若ハ物件ヲ目的以外ニ使用シ又ハ他ニ轉貸スルコトヲ得ス

第三條　使用ノ承認ヲ受ケタル者ハ其ノ設備若ハ物件ヲ毀損若ハ滅失シタルトキハ其ノ損害ヲ賠償スヘシ

第四條　前項ノ賠償額ハ市長之ヲ定ム

第五條　使用者其ノ使用ヲ終リタルトキ又ハ其ノ使用ヲ停止若ハ取消サレタルトキハ直ニ其ノ使用ノ場所ヲ原形ニ復シ且室ノ內外ヲ掃除シテ退出スヘシ

但シ特ニ市長之ヲ認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條　使用料ハ使用ヲ承認シタル前納スヘシ

第七條　使用料ハ使用ヲ終リタルトキハ之ヲ還付セス

第八條　既納ノ使用料ハ左ノ場合ニ限リ之ヲ還付ス

一、使用ヲ許可セラレタル日ヨリ十日前迄ニ使用ヲ中止シタルトキ
二、雨天ノ爲使用ヲ中止シタルトキ

第九條　使用者ハ使用ニ關シ市吏員ノ指揮ニ從フヘシ

第十條　本則ニ定ムルモノノ外使用ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附則

本則ハ大正十五年四月一日ヨリ施行ス

三　市執行公園

イ　復舊復興計畫

本市施行の當初公園計畫は左記の如く大正十三年度より大正十六年度迄四ヶ年の繼續事業として、橫濱公園及掃部山の二公園を復舊せんとするものにして、橫濱公園費八拾萬圓、掃部山公園費參拾萬圓、設計監督費六萬圓合計百十六萬六千圓を計上したり。

公園費

區別	內譯	總費額	年度 大正十三年度	大正十四年度	大正十五年度	大正十六年度
公園費	工事費	一、一〇〇、〇〇〇圓	二五〇、〇〇〇圓	二五〇、〇〇〇圓	二五〇、〇〇〇圓	二五〇、〇〇〇圓
公園費	設計監督費	六六、〇〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇
公園費	計	一一六、六〇〇	二六六、五〇〇	二六六、五〇〇	二六六、五〇〇	二六六、五〇〇

工事費年度割內譯

費別	總額	支出年度別 大正十三年度	大正十四年度	大正十五年度	大正十六年度	摘要
橫濱公園之部	八〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇圓	二五〇、〇〇〇圓	二五〇、〇〇〇圓	二五〇、〇〇〇圓	
內譯 地盛費	三八〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	—	面積四萬二千坪、平均四尺五寸地盛、同上整地費壹萬九千圓ノ割
內譯 造園費	四〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	面積壹萬坪、同上造園費參拾圓ノ割
內譯 建築費	一一〇、〇〇〇	—	—	—	一一〇、〇〇〇	公園事務所、園丁舍、便所新設費
掃部山公園之部	三〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	—	—	

内譯					
計		二、一〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
	建築費	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇
	造園費	七〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
	用地費	三、〇〇〇㎡	三、〇〇〇㎡	一、〇〇〇㎡	一、〇〇〇㎡

第十七章　公園

震災復舊公園工事費豫算說明

一金壹百拾萬四千也　震災復舊公園工事費

右明細別

費目	金額	說明
橫濱公園之部	八〇〇、〇〇〇㎡	二〇、〇〇〇坪復舊
地盛費	三八〇、〇〇〇	震災前ノ橫濱公園ハ地下水位高ク排水不良ノ爲メ自然土質粗惡トナリ公園風致ノ主ナル植栽事業ノ發揮ヲ殆ンム〻ル〻ニ障碍多ク、加之大震災ノ結果地盤ノ低下著シクコレガ復舊ヲ機トシテ徹底的ニ地盛ヲ行ヒ以テ公園土質ノ改良ヲ斷行セントス。所要土流一五、二〇〇立坪ニ立坪ニ付キ土工メートル均四尺五寸方地盛ヲ施サントス。所要土流ハ一式ニ五四ノ見込ニテ計三八〇、〇〇〇圓トス
造園費	四〇〇、〇〇〇	市街公園トシテノ名實ヲ全カラシメン爲メ園路排水植栽照明外柵及ビ觀賞設備ノ諸設備ニ要スル爲メ造園費四〇〇、〇〇〇圓ヲ計上ス
建築費	一〇、〇〇〇	鐵筋混凝土造公園事務所園丁令廚坪當重二五〇圓トシテ一〇、〇〇〇圓　鐵筋混凝土造水洗式便所四ケ所廚坪延二四坪當重三五〇圓トシテ八、四〇〇圓　四阿一ケ所　一、六〇〇圓　計　一〇、〇〇〇圓
掃部山公園之部	三〇〇、〇〇〇	擴張復舊　二四、九〇〇坪　計七、〇〇〇坪

用地費	一〇、〇〇〇	取在公園ノ西地部接續民地二、一〇〇坪取入買收坪價一〇〇圓ノ見込ニテ計二一〇、〇〇〇圓
造園費	七〇、〇〇〇	本公園ハ地勢上休養風致ニ好適ナルヲ以テ努ラ造園ハ簡素ヲ旨トシテ施行セントス
建築費	二〇、〇〇〇	鐵筋混凝土造公園事務所園丁令廚坪當重二五〇圓トシテ七、〇〇〇圓、便所三ケ所廚坪延二〇坪當重三五〇圓トシテ七、〇〇〇圓、四阿三ケ所廚當重二、〇〇〇圓　計六、〇〇〇圓　合計二〇、〇〇〇圓

公園復舊計畫の施行期間は大正十四年に至り一ケ年を延長し、大正十三年度より大正十七年度（昭和三年度）まで五ケ年間の繼續事業とすることゝし、大正十四年七月二十九日（九十六號及九十七號議案を以て）市會に提案施行年度變更を可決したり。

次に橫濱及掃部山兩公園工事實施に當り、掃部山公園に於ては參拾萬圓の豫算に對し實施額は約五萬七千圓を超過するも、一方橫濱公園に於ては當初豫算八拾萬圓に對し拾七萬壹千圓の剩餘を生ずる見込なりたるを以て、兩公園を通じて差引拾壹萬四千圓の殘餘を以て左記の公園費に充當するの計畫を樹て、次表の通昭和三年四月十四日開會の市參事會の決定を經、次でその實施に就ては同年五月十日開會の臨時復興委員第一部會に諮問し諮問一第四四六號其の承認を得たり。

記

一、保土ヶ谷兒童遊園新設費ノ一部　六八、〇〇〇圓

二、山手公園改築費　二〇、〇〇〇圓

三、翁町公園復舊費　一〇、七〇〇圓

四、野毛山公園用地費の一部		二二、一〇〇圓
五、久保山合祀霊場附属公園造園費		三二、〇〇〇圓
計		一一四、〇〇〇圓

○公園工事費既定額、變更額對照表（昭和十三年五月十一部會承認）

費目	既定額	變更額	比較 増	比較 減
一、横浜公園	八〇、〇〇〇円	六二八、九五〇円		一七一、〇五〇円
二、掃部山公園				
内訳 造園費	四〇、〇〇〇	五三二、七六三	一三二、七六三	
内訳 造園費	二〇、〇〇〇	一四、七七二		五、二二八
内訳 造園費	三〇、〇〇〇	三五六、九九二	五六、九九二	
内訳 土地買収費	二二〇、〇〇〇	二三四、七〇〇	二四、七〇〇	
内訳 造園費	七〇、〇〇〇	一〇六、一九九	三六、一九九	
内訳 建築費	二〇、〇〇〇	一六、〇九三		三、九〇七
三、ノ保ヒカリ幼稚園遊戯場費		六八、〇九四	六八、〇九四	
四、山手公園		四〇、五九四	四〇、五九四	
内訳 造園費		二七、五〇〇	二七、五〇〇	
内訳 建築費		一二、〇九四	一二、〇九四	
五、翁町公園				
内訳 造園費		一八、六〇〇	一八、六〇〇	
内訳 建築費		一、四〇〇	一、四〇〇	
計		一〇、六六三	一〇、六六三	

其の後昭和五年八月、元町公園に於て敷地の一部擴張造園工事、横濱アーノルド夫所有築山工事、道場設置、兒童プール新設等の爲當初同公園事業費たる通常豫算歳出臨時部公園費、横濱市青年聯合團の寄附金竝復舊土木費にて各金二萬五千圓宛負擔五萬圓の既定豫算を以てしては不足を告ぐること、なり、一面復興及復舊繼續費中の復舊公園費支辨に係る横濱外六公園工事費に於て相當剩餘を生ずる見込樹ちたるを以て、昭和五年八月該剩餘金中より前記元町公園造營に要する不足額壹萬九千圓を支出することゝし、同年十月參事會に提案參酌第三號其の決定を見たり。

○公園工事費第二回變更既定額對照表（昭和五年八月二十七日）

種別	既定額	變更額（第二回）	比較 増	比較 減
第十七章　公園				
一、横浜公園	六二八、九五〇円	六二六、一五〇円	一、一〇〇円	
二、掃部山公園	三五六、九二一	三五一、四五〇		五、五四一

六、野毛山公園用地費	内訳	一〇、六六三	一〇、六六三	
	内訳 造園費	二二、二二七	二二、二二七	
	内訳 土地買収費	二二、二二七	二二、二二七	
七、久保山合祀霊場附属公園造園費	内訳 造園費	三、一七四	三、一七四	
	計	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	

備考　工事費總額百拾萬圓及外に設計監督費六萬六千圓に對しては異動なし。

三、横濱市兒童遊園費ノ一部　六八、〇九四　六八、〇九四　一　一
四、山手公園　二〇、〇〇〇　一四、〇三一　一　一
五、翁町公園　一〇、六六三　五、九四四　一　一
六、野毛山公園用地費ノ一部　一二、一二七　一三、〇六二　九三五　一
七、久保山公園舍祀靈場附屬公園　三、一七四　二、二六九　一　一
八、元町公園費ノ一部　一　一九、〇〇〇　一九〇五　一
計　一、一〇〇、〇〇〇　一、一〇〇、〇〇〇　一九、九三五　一九、九三五

工事費總額百拾萬圓には異動なく
別に設計監督費六萬六千圓も亦變更なし。

次に復舊公園繼續豫算年度割に就き前述の次第を要約するに大正十三年十月豫算決定當初は大正十三年度より大正十六年度（昭和二年度）迄なりしを、翌大正十四年七月二十九日開會の市會に於て昭和三年度迄一箇年延長可決（九六號議案）し、其の後昭和三年五月に至り既定の橫濱、掃部山兩公園復舊費の剩餘見込金を以て新に橫濱市兒童遊園外四公園費に流用施工を決定し、次で昭和五年度には元町公園費にも流用施行したり。尙橫濱公園內に所在の橫濱郵便局假廳舍移轉未濟の爲其の跡地の造園工事は施行し難く、爲に左記の通昭和六年度迄豫算執行年度を延長したり。

公園費　工事費
豫算總額　一、一〇〇、〇〇〇圓　設計監督費　六六、〇〇〇圓
豫算年度割　摘要
大正十三年度　一六、五〇〇
內譯
大正十四年度　一五〇、〇〇〇　九、〇〇〇
大正十五年昭和元年度　一五〇、〇〇〇　九、〇〇〇
昭和二年度　二九〇、〇〇〇　一七、四〇〇
昭和三年度　一五二、〇〇〇　九、一二〇
昭和四年度　四三、〇〇〇　二、六五三
昭和五年度　一五、〇〇〇　一、五四七
昭和六年度　二五、〇〇〇　七八〇　橫濱公園ノ一部造園費充當

㊁ 橫濱公園

本園は中區山下町に所在する官有地にして、面積一九、四四八坪、周圍約五百間、長方形の平坦地なり。而して「關內」と稱する商業の中樞地に位し、交通上最も便利なる爲市街公園として本市公園中最も多く利用せられ、恰も東京に於ける日比谷公園に相當するものといふべし。

(一)　沿革竝震災前の狀況

本園の沿革を尋ぬれば、この地は舊く太田屋新田と言へる水田なりしを、品川宿佐藤佐吉を初め數名の者出願して之を埋立て遊廓とし、安政六年開港と共に開業し妓樓櫛比し頗る殷賑を極めたりしといふ。然るに慶應二年十月二十日の所謂豚屋火事に類燒して再建築は許されず、遊廓は羽衣町方面に移轉せしが、これを機とし外國人の希望もありこの地を公園として選定することゝなれり。即ち同じ年の慶應二年十一月二十三日英、米、蘭三國公使より成る外交團と締結せる條約に基き內外人の遊園地に供すべく、明治五年六月神奈川縣令陸奧宗光のとき、この山下町の燒跡一萬

九千四百四十七坪を充當することゝし、政府の負擔を以て之を造營する處となりたり。當初の計畫豫算は五萬五十圓餘を計上せしも其後縮少せられて工費一萬二千五百圓を以て、明治七年起工し、同九年に竣工す。之れ横濱公園の誕生にして本市に於ける公園設置の濫觴たるは勿論、我國に於ても最も古く造營せられたる由緒ある公園といふべく、當初は「彼我公園」と唱へられしといふ。

爾來毎年九百五十圓の國庫補給金を以て維持し來り神奈川縣の管理する所となり、明治十一年七月居留外人の組織せる「横濱弄鞠倶樂部」といへる團體の需めに應じ、公園内中央に楕圓形の廣場三千二百十五坪を劃き、外人運動場として毎年一定の料金を徴して之を貸與し、明治十七年七月十日より貸與坪數を增加し五千五百十六坪となれり。

明治三十二年八月改正條約の實施及外人居留地制度の廢止を機とし、前記倶樂部に貸與せる區域を除き、其の他は全部本市の管理に歸したり。次で明治四十二年七月該貸與地も、右倶樂部へ對する貸與期限滿了するや返地せしめ、同年十二月其の附設建築物と共に本市の管理に移りたる次第なり。

「横濱開港五十年史」に據れば次の如し。

『明治五年六月時の縣令陸奥宗光は公園改善の方法を調査し之が豫算を政府に上申したり。其金額五萬五十圓餘とあり（尤も此金額中には園内に設くる家屋建築等を含ます）

慶應の約書に據るに公園を設くる事は日本政府之を負擔し其保存費は神奈川奉行と外國コンシュルと協議すべしとの趣意なるに依り、神奈川縣令は其維持費を調査したるに樹木の手入草取人足及取締人の給料を合せて一箇年千七百五十八圓を要する事となり、其の一半を日本政府の負擔とし、他の一半は外人の負擔とするは約書の趣意なる旨を外國領事に照會したるに、領事は之に應ぜず。其理由は公園の設計最初のものより縮少せられ、條約調印當時の圖面とは實地大に差異ありといふにあり。最初の調査に據るに此設計は五萬五十圓としも、其後政府より費用の節約指令を受けし縣令は再調査し、三萬五百圓に減額し政府に上申せしも採用せられず終に一萬二千五百圓の縮少設計をなして時の外務卿寺島宗則に上申し、政府の許可を得而して其維持費は前記の通一箇年千七百五十八圓となせり。明治八年縣令中島信行は外國領事が公園維持費分擔に應ぜざるを見て意見書を政府に提出し、曰く維持費は僅に年千七百餘圓に過ぎず此の些少額の爲外國領事と應答を重ね是非を論ずるより寧ろ維持費も亦全額我政府負擔することゝ得策なるべし。若し外人に些少なりとも負擔せしむれば兩後公園經營に對し容喙するに至らんといふにありき。政府は右意見書に對し容易に同意する色なく、一方公園を草萊に委する能はず時に高島權三なるもの出願して園内三箇所に茶店を開設し草取及樹木培養は一箇月七十圓にて請負ひ、又無料にて園内の掃除及取締も擔任すべく申出で一旦許可せるも程なく縣の直轄となり毎年九百五十圓の保存費を政府より支出せり。

クリツケツト、グラウンドは園地の一部を劃し外人に貸與せしものにして明治六年四月二十二日英國領事ロハートンは神奈川縣令大江卓に對し、場所取擴げを提議して其承諾を得たり。蓋し之れ當時の横濱玩玉社長シオーなる者英國領事に出願せるに依る即ち從前は三百七十方呎なりしものを其後左記の如く變更したり。

	貸與坪數	地料
明治十一年七月より	三、二一五坪	一八〇弗
（百坪に付月五弗九五仙三五八の割合）		
同　十四年六月より	三、六二六坪	二一五弗七六仙
同　十七年七月十日より	四、六二六	二七五弗二六仙
同　三十二年七月二十九日より	五、五一六	三三八弗二二仙
同　四十二年七月十八日迄　十箇年間	五、五一六	四一〇圓二八
		以　上　』

然して條約改正の後公園管理は本市へ引繼がれ、其保存費亦從來の例に從ひ年額九百五十圓を

國庫より補給せられたり。

因に本公園に對する國庫補給金は元居留地營繕費補給として他の道路及橋梁費外國人墓地費と共に昭和四年度に至る迄繼續せられ昭和五年度より之を止む。

翻つて明治四十二年十二月本園の全地域が公園として本市の管理する所となるや、本市は明治四十二、及四十三の兩年度に亙り工費二萬五千圓を以て園内の改造を計畫し、宮内省技師茂出木朝二郎氏に委囑して其の設計の下に工事を施行し舊態を改む。

右改造工事は從來居留外人の弄鞠倶樂部に貸與せし芝生のグラウンドを園の東南隅花園橋寄に移して芝生の野球場たらしめ、グラウンドと相對して噴水池を設け、池水を滿えたる廣さ二四七坪八中央大噴水は一日約二千石の水を噴き上げ飛沫四邊を濕して夏季大いに清涼を添へたり。

又東北隅には植樹帶花壇を備へ、其の間廻遊園路を造り其の他四阿、藤棚の設備をなして風趣を整へ、且つ社交倶樂部の建物も在り、體育運動及逍遙等各方面の要求に副ひ、尚又園内櫻樹多きを以て其の名所として殊に陽春爛漫の候は士女の逍遙多く頗る雜沓して殷盛なりき。之れ震災直前に至る迄の横濱公園の狀況なり。

(二)　震災及其の後

其の後尚改良設計案起りし時偶々大震火災に遭ひて强震に次ぐに猛火に包まれ社交倶樂部は燒失し、樹木其の他園内諸施設は殆ど潰滅に歸する所となり、且本園は平均二尺の陷沒を來せり。

而してこの際激震に次ぐに猛火に追はれたる多數の市民は本公園に避難して九死に一生を得たるが、一方市役所の燒失と共に市は一時園内に　御眞影を奉遷し且假事務所を設けたること別記するが如し。

尚震災直後園内に左の諸官公衙の假廳舍又は附屬建物を應急善後措置として建築せり。

一、横濱郵便局
一、横濱憲兵隊
一、横濱地方裁判所
一、横濱刑務所
一、加賀町警察署
一、神奈川縣警察部フイルム檢查所
一、横濱市役所分廳舍(土木局の一部及建築課衛生課)
一、横濱圖書館
一、公衆集會所

其の他罹災者の收容バラックを應急建設されたるなど、非常變災の場合に當り公園として其機能を遺憾なく發揮し、罹災者に對する安全地帶として卓越の效果を奏したることは吾人の克く知る所なり。

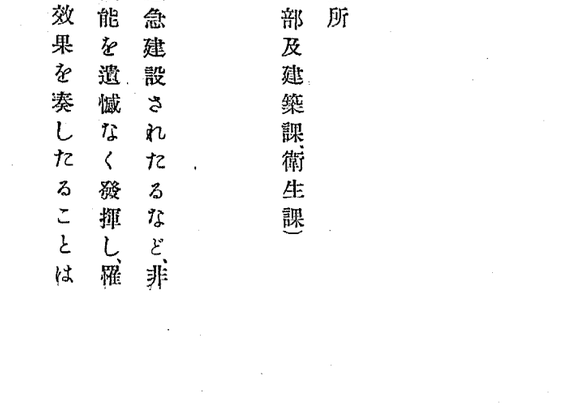

横濱公園植樹記念碑

因に前記の如く本公園は震災當時多數の避難せる關係上一は再生の謝恩記念、一は公園美化の爲に植樹の計畫を樹て、忽那惟次郎氏外百二十四名の發起により寄附募集をなしたるが、之が應募者は三千百九十五名、寄附金總額一萬一千二百五圓九十二錢にして、樹栽數七百十本其の金額一萬

三百餘圓なるが、これを他日に傳ふべく園内に建碑せり。今其の碑文を錄すべし。

横濱公園は明治九年を以て創設せる我國最古の公園なり。初は神奈川縣の所管なりしが同三十二年來横濱市の管理に歸し同四十二年に至り改造に著手し漸く整美を得たり。斯くて大正十二年九月大震火災の際本市の大半猛火に蔽はるゝや多數の市民は綠蔭池邊に避難して危くも九死に一生を得たり。今次復興事業として新公園を起工するに方り裏面鐫刻の有志忽那惟次郎外諸氏は發起して特に樹栽を資け以て美化の一助に供し併せて再生謝恩の意を表せんとするや忽にして曾て避難したる人々の贊同一和を得て計畫の遂行を告げたるは今にして之が美擧たるや論を俟たず殊に幾百星霜の後其の蒼蒼繁茂の狀を觀んか必ずや回想の念の禁せざるものあるべし。仍て茲に由來を錄して之を他日に傳ふと云爾

昭和四年三月

横濱市長　正三位勳二等　有吉忠一

(三)　復興要說

震災後直に復興計畫を樹て從來の規模を一新して施設の内容に留意し、又各方面の要望にも副ふべく設計案を練り一層其の利用を增進すべく努めたり。其の工事は大正十四年四月十八日第一回地盛工事を最初とし、昭和四年三月二十八日園内殘存の郵便局假廳舍所在地を除く外竣工せり。特に本公園は我が國に於ける體育運動の搖籃地にして、就中野球竝蹴球の如きは其の發祥地として此の地に於て扶育せられたる所多くこの由緒ある沿革に鑑みて運動場を設置し、園の東南

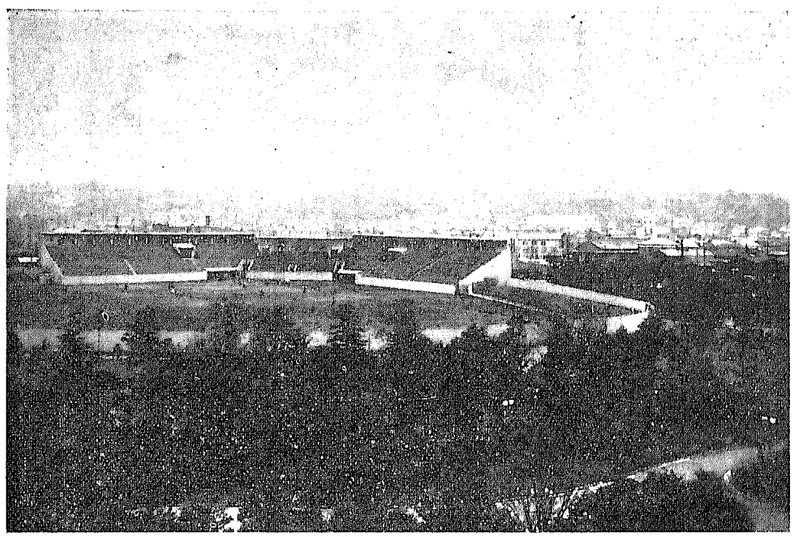

横濱公園運動場

隅に五千坪の土地を割きて之に充當し、花園橋電車交叉點側に面しては運動場に附屬して建坪七百二坪の「スタンド」兼體育館を建築し、殘餘の野外四千餘坪には周圍に「グリーンスタンド」を繞らしグラウンド内の排水竝上部表面仕上には特に意を須ふ。

これが建物の樣式は「インターナショナル、スタイル」に倣ひ基礎は特許「ペダスタル」式杭打とし其の構造主體は鐵筋混凝土造二階建にして上部は「スタンド」とし、定員六千三百人、最大限九千人の觀衆を收容する觀覽席に充て、中央二階正面には貴賓室、バルコニー等を備ふ。

外野周圍の「グリーンスタンド」は幅員五間、延長百八十間にして三割法面を有する芝生地となし其の收容人員は定員七千五百人、最大限一萬人を容るゝに足る。

本工事に於て意匠に特殊の留意を爲したるは「スタンド」を單に野球其他の競技を觀覽する用に

三百餘圓なるが、これを他日に傳ふべく園内に建碑せり。今其の碑文を錄すべし。

横濱公園は明治九年を以て創設せる我國最古の公園なり。初は神奈川縣の所管なりしが同三十二年來横濱市の管理に歸し同四十二年に至り改造に著手し漸く整美を得たり。斯くて大正十二年九月大震火災の際本市の大半猛火に蔽はるゝや多數の市民は綠蔭池邊に避難して危くも九死に一生を得たり。今次復興事業として新公園を起工するに方り裏面鐫刻の有志忽那惟次郎外諸氏は發起して特に樹栽を資け以て美化の一助に供し併せて再生謝恩の意を表せんとするや忽にして曾て避難したる人々の贊同一和を得て計畫の遂行を告げたるは今にして之が美擧たるや論を俟たず殊に幾百星霜の後其の欝蒼繁茂の狀を觀んか必ずや回想の念の禁せざるものあるべし。仍て茲に由來を錄して之を他日に傳ふと云爾

昭和四年三月

横濱市長　正三位勳二等　有吉忠一

(三)　復興要說

震災後直に復興計畫を樹て從來の規模を一新して施設の内容に留意し、又各方面の要望にも副ふべく設計案を練り一層其の利用を增進すべく努めたり。其の工事は大正十四年四月十八日第一回地盛工事を最初とし、昭和四年三月二十八日園内殘存の郵便局假廳舍所在地を除く外竣工せり。特に本公園は我が國に於ける體育運動の搖籃地にして、就中野球竝蹴球の如きは其の發祥地として此の地に於て扶育せられたる所多くこの由緒ある沿革に鑑みて運動場を設置し、園の東南隅に五千坪の土地を割きて之に充當し、花園橋電車交叉點側に面しては運動場に附屬して建坪七百二坪の「スタンド」兼體育館を建築し、殘餘の野外四千餘坪には周圍に「グリーンスタンド」を繞らしグラウンド内の排水竝上部表面仕上には特に意を須ふ。

これが建物の樣式は「インターナショナル、スタイル」に倣ひ基礎は特許「ペダスタル」式杭打とし其の構造主體は鐵筋混凝土造二階建にして上部は「スタンド」とし、定員六千三百人、最大限九千人の觀衆を收容する觀覽席に充て、中央二階正面には貴賓室、バルコニー等を備ふ。

外野周圍の「グリーンスタンド」は幅員五間、延長百八十間にして三割法面を有する芝生地となし其の收容人員は定員七千五百人、最大限一萬人を容るゝに足る。

本工事に於て意匠に特殊の留意を爲したるは「スタンド」を單に野球其他の競技を觀覽する用に

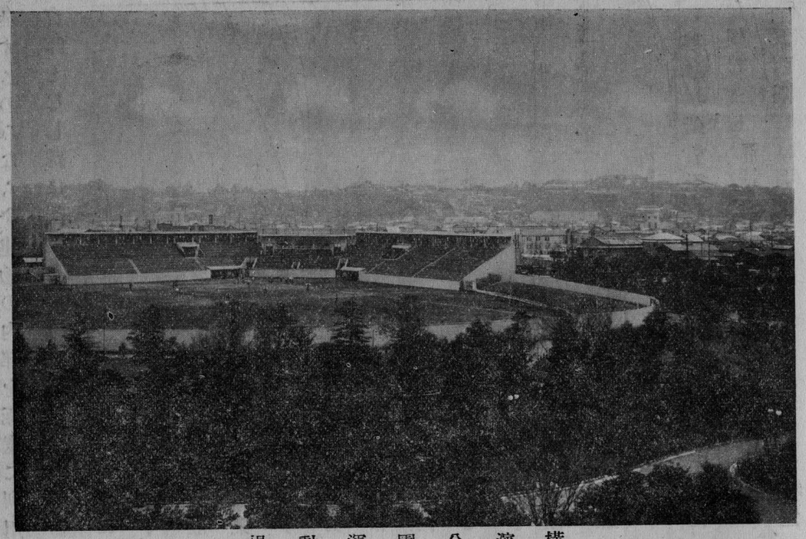

横濱公園運動場

供するのみならず、建物の内部を極度に利用して各種の體育競技を行ふに支障なき樣施設して體育館となし、殊に國技とも稱すべき柔劍道場を設けし如きは他に類例を見ざる特徴ある試みとする所にして、又以て擧闘試合等にも使用し得べき格好の演武場たり。其の他講堂、選手室、浴室、公衆食堂、賣店、事務室、休憩室等諸般の設備をなし、兩々相俟ちて利用の完璧を期すと共に本建築の敷地は公園なりと雖も外側の二面は市の主要街路に面するを以て一般市街地の建築物として耐震耐火構造たるは勿論外觀の裝を整へ以て都市の美觀に資したり。

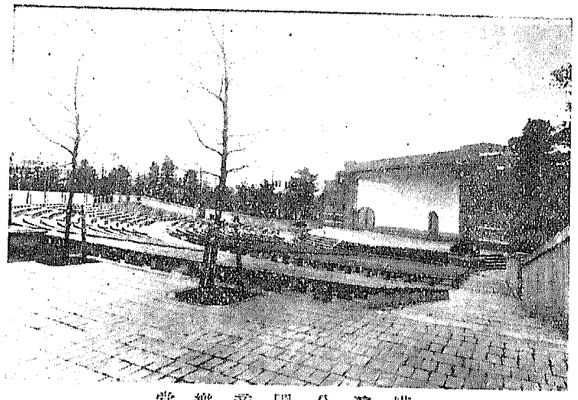

横濱公園音樂堂

昭和四年四月本市復興成るや畏くも　聖駕を枉げさせ賜へる砌本運動場竝「スタンド」は　御親閲を辱ふし、當時奉迎式場たるの光榮に浴したるは特筆すると共にこれを永久に傳ふべきものとす。

園地の北隅には面積約八百坪の地に音樂堂を設置す。座席は五三五坪にして定員三千四百人、最大限四千人の聽衆を收容することを得。

又西隅には面積約六百坪の廣場を置き之に各種の運動器具、藤棚、水呑所等を備へて兒童を本位として市内隨一の野外演奏竝演舞場として市民の耳目を娯しましむ。

建物は鐵骨及鐵筋混凝土造、一部二階建にして

とする遊戲場たらしむ。

本園は前記の如く面積の廣大ならざる割合に各種の施設をなしたる爲風致園としては多少充分ならざる所なき能はずと雖も、中央部約一萬坪の土地は植栽地或は芝生地となし花園橋前「スタンド」兼體育館の外周は枝垂柳を植ゑて建物に調和せしめ其の他園地の外廓周圍は椎樹を列植し音樂堂前通りは野趣に富める黒松の松林となし、其の他の植込地は樟樹を始め各種を群植し、芝生地には富士裾野天然產富士芝を張付け、ヒマラヤシーダー等を點々配植し、連ぬるに大小曲直の園路を以て内外人士の散策休養に適せしめ、日本大通りに面する門内直線道路を入れば萬成花崗石造高さ一丈朝顏型の大噴水ありて、周圍は混凝土造直徑六間の池を擁し以て一掬の清凉味を與ふ。

周圍の墻壁は混凝土造り片面大谷石竝「スクラッチタイル」化粧張り上部鐵柵とせるも、墻は低くして園の外觀を損ふことなく、且つ一旦非常時に際しても容易に踰越避難することを得べし。

尙園地東隅の一劃には今猶郵便局假廳舍の建物ありて本公園の一部未完成なるも、やがて撤去せられたる曉に於ては其の跡地に池及溪流其の他植栽地、芝生地等を築造し、本公園風致の中心として施設するの計畫あり。

(1)　土工々事及建物移轉工事

一般土工々事施行に當りては先づ園内所在の官公衙其の他の撤去を鋭意促進せしむると共に地盛工事を施し、大正十四年四月十八日起工し其の第一回工事として園内の北部約三、八八〇面坪に亙り黒土混り赤土二千三百立坪を以て造園工事の基本土工とし、概ね植栽敷たるべき園地の地拵へとなし、同年七月十六日竣工す。第二回地盛工事は本市直營を以て園内の大部分を施行し、大

正十五年七月二十八日着手し、赤土盛土は約五千坪にして、山元町の第十七號路線街路の堀鑿土其他を運搬充當し、荷土質改良の爲客土用の黒土三千立坪を別途購入して地盛工事を施せり。この直營工費は五萬九千餘圓にして全部完成せしは昭和三年七月末日なり。

次に本園工事施行に當り支障となるべき園内所在の假設建築物の内花園橋寄に在りし公衆集會所は、大正十三年六月以來震災後に於ける公衆の便益を謀りよく利用せられたるものなるが、昭和三年五月之を保土ヶ谷の兒童遊園地に移築したり。

(2)　運動場

運動場は當初「トラック」と野球場とを併用せんとする楕圓形競技場の設計なりしも、其の後變更して扇形の野球場を主とするものとなせり。「グラウンド」の「ホームベース」より「センターライン」(外野中央目隱板塀迄)に至る區間の距離は六十一間にして「ホームベース」後方ネット裏の新聞記者席下に至る區間の距離は十二間なり。然して競技用「トラック」は二百米、直線コースは百米を得らる。而して場内の表面仕上竝排水には特に意を用ひ本市直營を以て施工す。即ち

内野地盤は先づ基礎として六寸の厚さに雜石及混凝土塊より成る割栗石を置き、之に徑八分以下三分止りの目潰砂利を填充したる上に、平沼町瓦斯製造所より運搬したる石炭殻及石炭灰を順次各厚さ二寸に敷き最後に表土を厚さ五寸に敷均したるものなり。表土の配合は容積比に依り黒土四分を擴げ後砂一分を撒布して、三回以上混合したるものを初め三寸通り敷均し一噸「ローラー」を以て轢壓の後殘部を二寸通り敷均し又不陸なき樣轢壓を爲したり。

次に周圍の外野表面は排水暗渠工事其他に依り敷均しをなしたる表土を充分打碎き細土となし、石塊其他の夾雜物を除去したる後砂厚一寸の割合を以て混合したるもの厚三寸を地盤とし一噸「ローラー」を以て不陸なき樣轢壓したり。

又外野には暗渠を縱橫に通じて排水に便したるが、暗渠は始め六寸内外の雜石より成る割栗石を厚八寸に置き、之に徑八分以下三分止りの目潰砂利を施したる上に、石炭殻厚二寸に敷き、上は厚五寸の表土となれり。

本運動場の築造工事は昭和三年一月二十日着手し同四年三月十日に其の完成を見たり、而して野球場外周は高七尺五寸の外壁を廻らし、川崎式丸型鐵網及鐵筋の混凝土造にして其延長百七十五間なり。之に大形通用門二ヶ所及小形通用門三ヶ所を設け、又外野と「グリーンスタンド」との境には高二尺の鐵筋混凝土製外野壁百五十五間を築造せり。

(3)　スタンド兼體育館設備

「スタンド」兼體育館は鐵筋混凝土造二階建

建　坪	七〇二、〇一坪	
總延坪	八七一、五五	
内　體育館兼用部分　二階	五二三、二一	
内　體育館兼用部分　一階	一六九、五四坪	
「スタンド」	一七八、八〇	
計	八七一、五五	

尙體育館内各室其の他の坪數は次の如し。

柔劍道場	六二、五〇坪	選手室(四室)	四〇、〇五坪
講堂	六五、〇〇	貴賓室	三三、八〇
公衆食堂	二六、二五	玄關及廣間	四一、二〇

事務室		一三、八〇坪
休憩室		一七、五〇
控室		一六、〇〇
	「スタンド」	一七八、八〇坪
	其他	三七六、六五
	計	八七一、五五

(4) 基礎工事

基礎工事は特許「ペデスタル」式杭打を採用し、鐵筋混凝土杭打とし該式特有の工法に依り其の特許權を有する東洋「コンプレッソル」株式會社之を施工したるが其請負額は二九、三九〇圓なり。

其の杭の寸法、員數等は次の如し。

杭寸法	杭數	單價	金額
直徑十七吋 長十四尺	八六本	五〇、四〇円	四、三三四、四〇円
直徑十七吋 長三十尺	二三二	一〇八、〇〇	二五、〇五六、〇〇
計	三一八		二九、三九〇、四〇

本工事の着手は昭和三年三月三十日にして同年六月二十八日竣工す、而して基礎工事に於て特許「ペデスタル」式を採用せる事由は本公園の地質が復興局竝本市建築課の調査に據るに、地盤面下約四米迄は埋土、三十米迄は沖積層(粘土、砂質粘土等)にして第三紀層はそれ以下に位するを以て、比較的荷重の大なる本建築物の如きは其の基礎を長杭打地形に依るを適當と認め、然して本建築の柱一本當最大荷重は六十七噸にして之れを松杭に依りて支持するものとせば、試驗杭打の結果は松丸太末口七寸、長三十尺ものを使用して一本約三噸(建築物法の算式に依る杭の支持力二、七噸安全地耐力〇、三噸)の支持力あり。故に柱一本に付二十三本の松杭を必要とす。

松杭一本の單價打込手間共二十圓(北海松使用として)とせば四百六十圓を要することゝなり、特許「ペデスタル」式を採用する時は上記の地質にて長二十八尺杭一本にて二十五噸の支持力を有するが故に六十七噸を支持するに三本を以て足る。

然して一本の價一〇〇圓八〇柱一本に付三〇二圓四〇となり松杭打より一箇所に付一五七圓六〇安價となり、尚建物柱の根入も後者に於ては地下水面迄堀り下げる要なき爲重ねて工事費を節約するの利あり。且つ比較的安全なるとに依り之を選定せる所以なり。

本基礎工事の工法は「ペデスタル」式機械を用ひ内外二重に裝置せる鋼鐵製の管を地盤より三千封度の蒸氣「ハンマー」を以て打込み、漸次地中に穿入せしめ所定の深さに達せしめこの穿孔作業を終りたるときは内管を引抜き、外管内に混凝土の適量を投入したる後内管を挿入して又蒸氣「ハンマー」にて打叩き其の尖端を以て混凝土を搗き擴げつゝ此の作業を反覆して十分に底部の土壤を强壓せしめ外管下に球塊狀を形成するに至りて止む。

但し地下水多き場合は鐵製沓に依り泥水の浸入を防止し球塊は入念之を作るものとす。

鐵筋混凝土幹柱は前同樣作業の後内管を撤去し、外管内に幹柱部全長に亙り徑八分の五吋丸鐵五本を徑四分の一吋丸鐵にて九吋間隔に卷き、交叉部を二十二番鐵線にて緊結したるものを挿入したる後混凝土を填充し其れを壓しつゝ徐々に外管を拔き去り杭の幹柱部分を仕上ぐるものなり。

基礎は上述「ペデスタル」杭打地形の外に庄司組請負に係る本建築工事の内に於て松生丸太長五

間、末口六寸のもの三十二本を打込めり。

建物は耐震耐火を旨とし様式は「インターナショナル」式を採り意匠概要等を述ぶれば左の如し。

(5)　意匠概要其の他

外壁は大部分淺野「マイド」塗粗面仕上げとし道路側腰は「スクラッチ、タイル」貼り、道路側一、二階庇の仕上は外方及天井部共淺野「マイド」にして、窓は鋼障子を用ひ「スタンド」及體育館各屋根は矢中式新案陸屋根となし、道路側庇は屋根仕様に依り防水工事を施せり。而して外部使用の鐵「ペトロール」塗り仕上げ其の他の仕上げは左表の如し。

室名	床 材料	床 仕上	幅木 材料	幅木 仕上	腰廻り 材料	腰廻り 仕上	壁 材料	壁 仕上	天井 材料	天井 仕上	備考
正面入口玄關	混凝土叩キ	セメントタイル敷	同	セメントタイル貼り	同	セメントタイル貼り	同	淺野「マイド」塗料塗	同	同	
同　廣間	同　右	モルタル塗	同	人造石研出シ	同	淺野「マイド」塗料塗	同	同	同	同	
兩側面入口廣間	同　右	同　右	同	同　右	同	同　右	同	同	同	同	
兩端出入口室	同　右	同　右	同	同　右	同	同　右	同	同	同	同	
事務室	同　右	フローリング、ブロック敷	同	米松ベンキ塗	同	同　右	同	同	同	同	
選手室	同　右	アスベスタス、モルタイト塗	板張一部アスベスタス、モルタイト	人造石研出シ	同	同　右	同	同	同	同	
各道場	木造一部混凝土叩キ	アスベスタス、モルタイト	同	米松オイル、スティン塗	同	同　右	同	同	同	同	

室名	床 材料	床 仕上	幅木 材料	幅木 仕上	腰廻り 材料	腰廻り 仕上	壁 材料	壁 仕上	天井 材料	天井 仕上	備考
道場側混凝土叩キ	アスベスタス、モルタイト塗	人造石研出シ	同	淺野「マイド」塗	同	淺野水性塗料塗り	同	同	同	同	
講堂側休憩室	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
講堂	同　右	フローリング、ブロック	米松	オイル、スティン塗	同	同	同	同	同	同	
同　控室	同　右	同　右	同	人造石研出シ	同	同	同	同	同	同	
同　控室	同　右	同　右	同	同　右	同	同	同	同	同	同	
喫煙休憩室側	同　右	アスベスタス、モルタイト塗	同	人造石研出シ	同	同	同	同	同	同	
講堂喫煙休憩室	同　右	アスベスタス、モルタイト	板張一部アスベスタス、モルタイト	人造石研出シ	同	同	同	同	同	同	
公衆食堂	同　右	板張一部アスベスタス、モルタイト	同	タイル貼り	同	アサノマイド塗	同	同	同	同	
同　便所	同　右	タイル敷	同	同　右	同	同　右	同	同	同	同	
同　控室	同　右	同　右	同	同　右	同	同　右	同	同	同	同	
同　控室	同　右	同　右	同	同　右	同	同　右	同	同	同	同	
料理場	同　右	モルタル塗	同	モルタル磨キ	同	アサノマイド	同	同	同	同	
配膳室	同　右	モルタル	同	同　右	同	同　右	同	同	同	同	
同　物置	同　右	モルタル塗	同	同　右	同	同　右	同	同	同	同	
浴室	同　右	人造石研出シ	タイル	タイル貼り	タイル	タイル貼り	タイル	タイル貼り	杉板張り	ベンキ塗	浴槽ハ瓦斯風呂
同　脫衣室附屬	同　右	板張一部モルタル塗	モルタル	淺野「マイド」塗	淺野「マイド」	淺野水性塗料塗	同	同　右	同	同	
シャワーバス	同　右	タイル敷	タイル	タイル貼り	タイル	タイル貼り	同	同　右	同	同	
同　脫衣室附屬	同　右	板張一部杉一部モルタル	淺野「マイド」塗	淺野水性塗料塗	同	同　右	同	同　右	同	同	
同　脫衣室附屬	同　右	板張一部杉一部モルタル	同	同　右

室名	床 材料	床 仕上	幅木 材料	幅木 仕上	腰廻り 材料	腰廻り 仕上	壁 材料	壁 仕上	天井 材料	天井 仕上	備考
湯沸シ場兼小使室	混凝土叩キ	モルタル塗一部木造疊敷	モルタル塗	モルタル塗	淺マイド野	淺マイド野	淺マイド野	淺マイド野	淺マイド野	淺マイド野	
備室	同右	モルタル	同右	同右	同右	塗モルタル	同右	同右	同右	同右	
電話室	同右	同右	同右	同右	淺マイド野	同右	淺マイド野	淺マイド野	淺マイド野	淺マイド野	
左右手洗場	同右	敷タイル	人造石	研出シ	淺マイド野	貼タイルリ	同右	同右	淺マイド野	淺マイド野	
左右便所	同右	同右	同右	鏝磨キ	同右	同右	同右	同右	同右	同右	
中央左右階段室	スラブ	アスファルト、モルタル	人造石	磨キ出シ	淺マイド野	塗水性塗料	同右	同右	同右	同右	踏面一部鹽地材勾欄ノ手摺ハ富國石使用
兩側階段室	同右	同右	人造石	研出シ	同右	同右	同右	同右	同右	同右	
各切符賣場	混凝土叩キ	モルタル塗	モルタル	鏝磨キ	淺マイド野	淺マイド野	同右	同右	同右	同右	
中央二階階段	同右	アスファルト、モルタル	人造石	磨キ出シ	淺マイド野	塗水性塗料	同右	同右	同右	同右	踏面一部鹽地材勾欄ノ手摺ハ富國石使用
中央左右二階物置	スラブ	同右	モルタル	鏝磨キ	淺マイド野	淺マイド野	同右	同右	同右	同右	
廊下	同右	同右	人造石	研出シ	淺マイド野	淺マイド野	同右	同右	同右	同右	
各切符賣場	混凝土叩キ	モルタル塗	モルタル	鏝磨キ	淺マイド野	淺マイド野	同右	同右	同右	同右	
兩側階段室	同右	同右	人造石	研出シ	同右	同右	同右	同右	同右	同右	
中央左右階段室	スラブ	アスファルト、モルタル	人造石	磨キ出シ	淺マイド野	塗水性塗料	同右	同右	同右	同右	踏面一部鹽地材勾欄ノ手摺ハ富國石使用
左右便所	同右	同右	同右	鏝磨キ	同右	同右	同右	同右	同右	同右	
左右手洗場	同右	敷タイル	人造石	研出シ	淺マイド野	貼タイルリ	同右	同右	淺マイド野	淺マイド野	
電話室	同右	同右	同右	鏝磨キ	淺マイド野	淺マイド野	同右	同右	—	—	
備室	同右	モルタル	同右	同右	同右	塗モルタル	同右	同右	同右	同右	
湯沸シ場兼小使室	混凝土叩キ	モルタル塗一部木造疊敷	モルタル塗	モルタル塗	淺マイド野	淺マイド野	淺マイド野	淺マイド野	淺マイド野	淺マイド野	
同便所	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	
同附屬手洗場	同右	敷タイル	人造石	研出シ	淺マイド野	貼タイルリ	同右	同右	同右	同右	
特別觀覽席	同右	セメントタイル敷	人造石	研出シ	淺マイド野	淺マイド野	同右	同右	同右	同右	
同廊下	同右	同右	人造石	研出シ	淺マイド野	塗水性塗料	同右	同右	同右	同右	踏面一部鹽地材勾欄ノ手摺ハ富國石使用
同便所	同右	同右	同右	鏝磨キ	同右	同右	同右	同右	同右	同右	
同附屬手洗場	同右	敷タイル	人造石	研出シ	淺マイド野	貼タイルリ	同右	同右	同右	同右	

室名	床 材料	床 仕上	幅木 材料	幅木 仕上	腰廻り 材料	腰廻り 仕上	壁 材料	壁 仕上	天井 材料	天井 仕上	備考
同便所	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	貴賓室便所仕切板ニハ大理石使用
同バルコニー	同右	セメントタイル敷	人造石	研出シ	淺マイド野	同上	同右	同右	同右	同右	
同公衆用各便所	同右	モルタル塗	同右	同右	同右	貼タイルリ	同右	同右	同右	同右	
同屋蓋通路	同右	矢中式陸屋根	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	
同便所	同右	同右	同右	同右	淺マイド野	同上	同右	同右	同右	同右	
同附屬手洗場	同右	敷タイル	人造石	研出シ	淺マイド野	貼タイルリ	同右	同右	同右	同右	
特別觀覽席	同右	セメントタイル敷	人造石	研出シ	淺マイド野	淺マイド野	同右	同右	同右	同右	
同廊下	同右	同右	人造石	研出シ	淺マイド野	塗水性塗料	同右	同右	同右	同右	踏面一部鹽地材勾欄ノ手摺ハ富國石使用
同便所	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	
同附屬手洗場	同右	敷タイル	人造石	研出シ	淺マイド野	貼タイルリ	同右	同右	同右	同右	

建築本工事は庄司組請負にして昭和三年三月三十日着工し爾來工事の進捗には努力を拂ひ同四年二月二十八日之が竣工を見たり。請負額一七七、六七九圓にして職工出面總計は延一四、四〇〇人に及ぶ。外に附屬衛生工事も亦同組請負にして、兩便所共水洗式とし請負額九、八七〇圓なり。

其の他電燈、水道、瓦斯及室内の設備は別途施行に係りこれらを併せたる總工事費は二十六萬四千餘圓にして、内建築費二十二萬圓、運動場及附屬物築造費四萬四千餘圓を要したり。

因に公園運動場を野球場としての利用狀況を見るに昭和五年度に於ては使用回數は二百十五回にして、使用料としての市の收入額は一萬餘圓、この觀覽者總計概數は約十六萬八千餘人にして宛かも全市民の内四人につき一人は觀覽せる勘定となれり。

野球場として利用以外冬季には「ウンタースポーツ」たる「ラグビー」或はア式蹴球等にも利用されつゝあり。

(6)　音樂堂設備

音樂堂は鐵骨造り基礎は鐵筋混凝土造、一部二階建となり附屬家及周圍塀共鐵筋混凝土造にし

て露臺を含みて延百五十坪餘あり、建築費五萬四千餘圓を要したり。

音樂堂	一階	五六、九二	一五〇、六七五
	二階	二六、三五	
同　露臺		六〇、六〇	五三五、〇〇
同　附屬家		六、八〇五	七七、七
計			
觀覽席			
同周圍塀（門六ケ所共）			

基礎は松杭打及割栗石地形にして松生丸太長四間、末口七寸のもの百七十四本を打込む。

意匠は内部天井、壁、床及屋根に長作式「シー、エス、ラス」張の上白漆喰塗とせり。塗及天井には「シーエス、ラス」一號品「錆接筋」を用ひ、二階床及屋根には同二號品「不錆接筋」を使用せり。

「シー、エス、ラス」は釣金具「ハンガー」及「クリップ」等を使用して鐵骨に取付く。外部は「スクラッチ、タイル」張りにして軒廻りは大谷石、正面腰廻りは日華石を貼付け後面腰廻りは人造石洗出しとし窓は鋼障子となせり。一階床は叩きとし「フロアリング、ブロック」及「アスファルト、ブロック」敷とせり。

前者は楢材にして「レーコン、アスファルト、コンバウント」にて市松型張とし、仕上一回「オイル」引きとし、後者は舞臺上端及觀覽席通路に張立てたり。

二階床梁鐵骨上には「ラス」張混凝土打「モルタル」塗仕上となし、屋根は二階床に倣ひ「ラス」張の上混凝土打防水層を施工し防水モルタル塗仕上となせり。

防水層は　第一層「Bレーコン、アスファルト」乳劑塗布一回
　　第二層「レーコンコンパウンド」防水劑鏝塗約一分
　　第三層「Bレーコンアスファルト」乳劑塗布
　　第四層　粗布一層敷込ミ
　　第五層「レーコンコンパウンド」防水劑鏝塗約一分表面ペンキ塗

「パラペット」裏面立ち上りは約一尺とし混凝土其の他に木煉瓦を埋込み、上張りは釘止めとし、樋落には前記の外尚粗布を一枝重ね張りとす。

丸形屋根を除く他の屋根は全部六十分の一勾配を附するに依り水下に於て一寸付け順次水上に厚さを增し、左の配合に依る火山砂利混凝土打とす。

「セメント」	一	砂	三
火山砂利	六		

附屬家外部は人造石洗出しとし内部壁及天井は白漆喰塗、腰廻りは「リード」塗にして床土間は叩きの「モルタル」塗仕上なり。

周圍塀は着色モルタル塗仕上げにて觀覽席土間は「モルタル」塗とし、正面庇兩側は模様入「ステンドグラス」となせり。

使用の木材々質は音樂堂の各入口枠、額緣幅木、バーゴラと附屬家の各雜作及周圍門扉は、和杉赤味勝小節材を使用し、舞臺廻り及梯子は米檜上材、觀覽席腰掛上板は檜上材、入口沓摺は欅上小節材木煉瓦はヒバ又は臺灣檜を用ひ、音樂堂各扉は臺灣檜、附屬家扉は和杉材を使用す。然して昭和三年三月十三日工事に着手し同年十一月八日竣功したり。音樂堂の照明裝置は電燈六十五燈を設備したるが其の內譯は左の如し。

種別	ワット數	燈數
舞臺フートライト	白色　六〇	三〇

舞臺用ボーダーライト	赤色	一〇〇	五	
同	青色	一〇〇	五	
同	白色	一〇〇	一〇	
十四吋廻轉型投光器		二五〇	四	
控室及便所廊下		一〇〇	四	
其の他		四〇	七	
計			六五	一二四

其の他觀覽席背後中央塀際には給水栓を設け、又附屬便所は木骨平家建亞鉛鍍平鐵板葺にして建坪四坪一合のもの二棟を設置せり。

(7) 園路廣場及排水工事

種別	幅員	延長	面積
園路	五間	一三五間	六二一坪
同	四	六一	二二九、六
同	三	一九	五七
同	二	一七三	三四六
同	一、五	五四五	八一七、五
同	一	三七	三七
計		九七〇	二、〇九八、一

廣場			九六九、五五
側溝	八寸	三一一	

右の如く園路總延長は九百七十間總面坪二千九十八坪、廣場は九百七十面坪にして路面には徑八分以下二分止りの川砂利平均一寸八分を敷均せり。

園路の側溝は幅八寸にして、緣石は園路側に稻田產花崗岩、植樹地帶側に徑八寸前後の大玉石を用ひ、側溝表面は鐵平石を張立て、其の他植樹帶保護竝美觀上見切玉石徑八寸のもの二百三十五間七を施行せり。

排水工事は左記の通り排水管總延長四百八十九間、人孔九箇所、雨水桝五八箇所を設置したり。

排水管	延長	施工延長	内徑	有効深さ	人孔
鐵筋混凝土管	三尺	一三間	一、五尺	四尺	簡易二
陶管	二	一三四、四	一、二五		
同	二	四〇、七	一		
同	二	八一	〇、七五		
同支管	二	九八	〇、七五		
同	二	一二三	〇、五		
計		四八九、一			二五

人孔		四、五尺	箇所 三
同		五、五	一
同		六	一
同		六、五	二
計			九
雨水桝	内徑	一、五尺	二一箇所
同		一、三	三七
計			五八

(8)　兒童遊戲場

園の西隅本市分廳舍移轉跡に面積約六百坪の廣場を設け、左記の通各種の運動器具を具へ其の他藤棚、水呑所等一箇所宛を設けて兒童本位の遊戲場となせり。

1、移動大形ブランコ　十基　翁町公園据付のものと同等品なり
2、「ストレート、スライド」　二基　地上八尺、辻面十尺とす
3、波狀滑臺　一基　地上十二尺、滑面二十尺とし滑臺用板は幅三吋、厚四分の三吋仕上とす
4、「ジユニア、コンビネーション」　一基

「ジユニア、コンビネーション」は「トラスベース」(鞦韆)四個、「シーソー」二個及「ホリゾンタル、バー」(鐵棒)一個の組合にして、梁及支柱は三吋側柱は二吋鐵管にして地上立は十二尺とし「シーソー」用平板は幅十四吋、長十二呎、厚三吋仕上とし「ホリゾンタル、バー」は「ギャルバイスドスチール」製とす。

是等器具の鐵材は總て蒸汽用鐵管にして、亞鉛鍍金仕上とし、木材は總て「ラワン」材にして、主要部は「ワニス」二回塗仕上とせり。

藤棚は建坪十六坪にして木造ペンキ塗仕上とし、水呑所の水受器は青銅製、水口は鉋金製にして軀體石及踏石には相州産小松石を使用せり。

(9)　植栽工事

花園橋寄「スタンド」兼體育館の外周は、其の建物に調和を保つべく枝垂柳を植ゑ、其の他の公園周圍外柵に沿ひては外廓に間隔約二間に列を正しく椎樹を立て込み、逐次他の樹木を混植し園内整理を行ひつゝ地型模様取りの上全般の植付を施行して或は單植又は混植を行ふ。植芝は地盛工事の進捗に伴ひ其の既成部分より芝張りを施して約一萬坪に亙り芝は富士裾野天産のものを使用し、長一尺五寸幅一尺矩形の芝片二十四枚を以て一坪とせり。

尚本園内震災生殘りの在來木としては柳、椎各四本、楠三本、椋榎、プラタナス、月桂樹各一本、珊瑚樹二十數本(内三本を本公園内に殘し他は掃部山公園に移植す)イラフ五十數本(内約半數は元町公園に移植す)なり。

而して購入樹木の樹種及數量は次の如し。

樹種	數量	備考
一、椎	數百本 八二〇本	埼玉縣北足立郡安行村横濱植木株式會社圃場其他所在
二、樟	三五〇	縣下足柄下郡足柄村及久野村所在
三、黒松	一四五本	縣下鎌倉郡中田村其他所在
四、白樫	一六五	東京府下荏原郡世田ヶ谷町及北多摩郡武藏野村其他所在

樹種	樹高	幹周	員數
ヒマラヤ杉	八尺	一尺	一〇
モミ	二四―一〇尺	二―七―〇尺	二
ツヨクラザ	三六―一五	二―七―〇・七	一
モチノキ	二四―一八	二―〇―一・一	一
吉野桜	二五―二二	二―〇―一・六	一
百合ノ木	一五―九		一
椎	二一―一二	三・〇―一二・〇	一
樫	二七―一三	二・八―一〇・八	一
椿	二七―一五	二・一―一・八	一
樅	一九	一・四	一
檜	一五	一・一	一
松	一〇	〇・七	一
合計			一二〇株

樹種	樹高	幹周	員数
ヒマラヤ杉	八尺	一尺	一〇
モミ	二四―一〇尺	二―七―〇尺	二
ツヨクラザ	三六―一五	二―七―〇・七	一
モチノキ	二四―一八	二―〇―一・一	一
吉野桜	二五―二二	二―〇―一・六	一
百合ノ木	一五―九		一
椎	二一―一二	三・〇―一二・〇	一
樫	二七―一三	二・八―一〇・八	一
椿	二七―一五	二・一―一・八	一
樅	一九	一・四	一
檜	一五	一・一	一
松	一〇	〇・七	一
合計			一二〇株

同　同　同　縣下鎌倉郡大正村所在

樹種	樹高	幹周	員数
ヤポンヒバ	二四―一二尺	二・八―一・〇尺	一六本
落葉樹	三三―一二〇	二・四―一・三	二
桐	一七	一・四	一〇
松	一八―一六		
樹	一〇―五		
大株（蘇鉄）			一〇株
同　同　同　大株（蘇鉄）			三〇
同　同　同　白高（実生）			二〇〇
同　同　同　紅葉（実生）			四〇
同　同　同　水木（実生）			五〇

同　同　同　同　縣下鎌倉郡大正村所在

樹種	樹高	幹周	員数
チャボヒバ	二四―一二尺	二・八―一・〇尺	一六本
落葉樹	三三―一二〇	二・四―一・三	二
桐	一七	一・四	一〇
松	一八―一六		
樹	一〇―五		
大株（蘇鉄）			一〇株
同　同　同　大株（蘇鉄）			三〇
同　同　同　白高（実生）			二〇〇
同　同　同　紅葉（実生）			四〇
同　同　同　水木（実生）			五〇

同　同　同　同　縣下鎌倉郡大正村所在

右の外本公園避難者の謝恩記念樹として寄附金に依る購入樹の主なるものは次の如し。

樹種	樹高	幹周	員数
計			一九、五〇四
五四、高	一、沢	一、沢	五〇株
五三、紅葉メカエデ	三〇〇	二〇	一、〇〇〇
五三、オカメ	二〇		
五一、オカメ	一、〇〇〇株		

同　同　同　同　鎌倉郡大正村所在

樹種	樹高	幹周	員数
計			一一八
二〇〇、縣下鎌倉郡大正村所在			
二〇〇、同　同　同　在市内神奈川区三ツ沢所			
三〇〇、同　同　同　同			
二〇〇、同　同　同　同			
五〇〇、同　同　同　同			
二〇〇、同　同　同　在市内神奈川区三ツ沢所			
一〇〇、同　同　同　鎌倉郡大正村所在			
三〇〇、同　同　同　同			
五〇、同　同　同　同			
二〇〇、同　同　同　同			
一〇〇、同　同　同　同			
一〇〇、同　同　同　同			
一〇〇、同　同　同　同			
二〇〇、同　同　同　同			
一〇〇、同　同　同　同			
一〇〇、同　同　同　同			
一

岡小叩仕上とせり。噴水の地盤は比較的軟弱の爲基礎として松生丸太杭長二間末口五寸のもの十八本及生松檜材長九尺乃至七尺のもの六本を打込み、又混凝土造の溢水溜桝及汚水排泄用溜桝を一ケ所宛造れり。

噴水の傍樹林内には水呑兼溪流を設く。溪流敷に在來景石、砂石及井戸側を配置し、砂石積は配合一、二の「モルタル」に灰墨を少量加へ、砂石に近く着色して目地を塗り潰し、石組を終れば噴水より溢水の一部を導く爲陶管を以て引込管を敷設し流れ尻には排水管を敷けり。

(11)　周圍墻壁竝門柱

建設物概要

一、混凝土造片面大谷石材竝「スクラッチ、タイル」化粧張　正門内植込飾臺墻壁　延長　一八、一間
一、同　上　周圍墻壁上部鐵柵共　延長　四二六、一　（箇所二）
一、混凝土造兩面石材竝「タイル」張正門袖墻壁
一、鐵筋混凝土造表面大谷石材竝「スクラッチ、タイル」化粧張楕圓形　門柱　十六基
一、同　上　控柱　二
一、正門内植込墻壁　隅柱　二
一、周　圍　墻　壁　隅柱　三
一、同　上　止柱　二

右の内横濱郵便局建物撤去未了の爲門柱二基竝周圍墻壁及鐵柵延長約六十間、同隅柱二基は施工し得ざるに付此の部分の工事材料は納入せしめ工作に付ては一時之れを打切るの止むなきに至れり。

正門外重なる門柱には電燈を取設け其の裝置器具は青銅製鑄物にして、外面には硝子雪目板厚正一分五厘以上のものを取付けたり。

本墻壁及門柱工事は昭和二年十一月二十五日着手、翌三年十一月五日竣工す。

園の正門日本大通正面飾臺内部は植込みとし、之に樹姿を選擇したる多行松七本を植栽し、配するに皐月百株を以てし一面高麗芝五十坪を張立てたり。

(12)　照明裝置、園丁舍、人止柵、露床及便所

外燈は四十五基を備へ其の内、曲パイプ式「エキステリヤ」型のもの三十二基及二燈用「ポールヘッド」型十三基あり。其の他音樂堂際街燈四燈、入口門燈八燈等にして燭光は次の如し。

百五十燭	四〇燈		
百　燭	三〇燈		
三十二燭	五燈	十六燭	三燈
		計	七八燈

園丁舍は兒童遊戲場の花園橋寄隣地にあり、舊衛生課の物置及車置場として使用したりしもの一棟を園丁舍として使用換したり。木造平家建、石綿盤葺側廻り「セメント、ラフキャスト」塗りにて建坪十三坪五合あり其建築費は貳千圓なり。

園路沿人止柵は燒杉丸太に棕梠繩を通したるもの延長約千九百間を造れり。

露床の腰掛は總數九十六脚を備へ、鐵部は全部同質の鑄鐵にして木部は内地産檜材を用ひ孰れもペンキ塗仕上とす。

公衆便所は木骨ラス張造建坪二坪五合のもの三箇所あり。

八　掃部山公園

(一)　沿革及計畫

本公園は中區紅葉ケ丘に在り。本市は昭和二年四月新に市域擴張の結果本公園は恰かも全市の中央に位することゝなり、野毛山及伊勢山に連なり北東に向つて突出せる丘陵地の一角に位す。高さ海拔約百尺餘。港内及之を繞る街衢の一帶竝神奈川、子安、鶴見方面を一望の裡に收め、遠くは房總半島の翠黛を望み又海上よりも遙に其の遠景を仰視し得る最も形勝の位置を占め、港灣都市の公園として頗る好適なり。加ふるに出入の便にも富み、四時の景觀にも亦優れたるのみならず丘形大體上下二段の平面地を成し、園内を曲折せる坂路縱横に通じ其の展望と逍遙にも適し不知不識爽快を覺えしむ。

今沿革を尋ぬれば元此の地は舊伊勢山の一部にして、明治五年横濱、新橋間に我が國最初の鐵道敷設せらるゝや、こゝに汽罐車用の水池を設け、鐵道用地なりし爲鐵道山と呼ばれ、眺望佳き小崗にして樹木も可成あり、其の後明治十七年舊彦根藩の有志は故主井伊直弼の爲め、記念碑建設豫定地として之を購入し、井伊伯爵家の所有となりてより掃部山と稱し、私有なれ共遊園地として公開す。

園内には八重櫻多くその名所たり殊に采女櫻は本園を代表すべき名木なりき。明治四十二年に至り井伊掃部頭直弼の銅像を建設し、周圍を造園して大正三年伯爵井伊直忠氏より園地四千貳百七拾八坪六合六勺を銅像其の他造園施設と共に本市に寄附せられたるを以て、市は更に櫻、楓樹を栽植し設備を齊へ之を掃部山公園と名附く。

今銅像に就て略記すれば之は開港に最も緣故深き大老井伊掃部頭直弼の銅像にして其の嫡孫伯爵井伊直忠竝舊彦根藩士等に依りて建設さる。當初記念碑の豫定なりしを明治三十六年碑を改めて銅像に決し其の設計に着手す。

掃部山公園井伊掃部頭銅像ノ被害

一、容姿は衣冠束帶の正裝
二、建設者　委員總代　相馬永胤
三、建設年月　明治四十二年六月二十六日
四、除幕式　同　年（開港五十年祭に當る）七月十一日擧式
五、原型作者　工學士　藤田文藏
六、鑄造者　鑄造高一丈二尺　岡崎雪聲
七、臺石設計者　工學博士　妻木賴黃
臺石高二丈二尺

震火災の爲園内石崖、外柵等概ね破壞さるゝ處となり、土砂は崩壞し銅像は殆ど直角に向をかへたれ共辛ふじて倒壞を免がれたり。采女櫻を始め樹木其の他は大部分燒かれ、被害は大なれ共丘陵地なる爲横濱公園に比しては其の程度低く樹木も多少殘存したり。當時罹災者の避難するもの夥しく幸にして一命を全うせしもの算ふべからず。

且つ廣場には災後蝟集したる多數の避難者バラックを建て相當期間の收容地となり頗る至便

を得たることも公園の效果として擧ぐべく洵に記念すべき救護地の一なり。

さて以下事業の計畫につき陳ぶれば先づ在來面積四、二七八坪六六なりしを隣接民有地二、〇一三坪一六五を買收擴張して合計六、二九一坪八二五となり其の周圍は約三百五十間を算す。

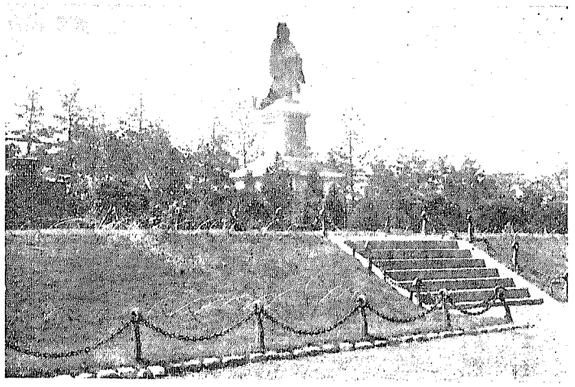

掃部山公園

工事　乃ち諸施設を按配して四邊遠近の眺望を助長すると共に、震災前八重櫻の名所なりしを再興すべく廣く宇內の名品種六十九種に就き調査せしに、偶々橫濱植木株式會社が往年米國政府の委囑に依り荒川堤の名品種より取木して本縣內都筑郡都岡村白根の同會社養樹園に數十種培養せしものゝ殘存樹木あり。其の中より他にて容易に得難き名品種別記樹木植栽の項に明細記載の如く、紅普賢櫻外三十四品種計壹百本と外に吉野櫻壹百拾本を雜植し、之れに配するに黑松百二本外二十種計一千二百七十一本の常綠樹竝落葉樹を以てし、其の間躑躅二千三百株外三十一種計一萬七千九百五十五株の泄木を點綴し、高麗芝、富士芝類三千五百四十四坪を張付け、以て四時の光彩を添ふるに意を用ひたり。

頂上廣場には掃部頭の銅像を安置し前には石段を二ヶ所新設、周圍は植栽し鐵柵は之を塗換へ又各種の運動器具を備へて兒童遊園としての機能をも兼ね有せしめたり。

其の他喫茶店、四阿、休憩所、噴水池等を各適當の位置に選擇配置し、また趣好を凝したる園池を造り、池畔は休養の地として日本庭園の粹を發揮して幽邃雅致に富みこれに沏水を配して風趣を添へ、以て散策、展望及安息の諸設備を整へ頗る好適なる逍遙公園たらしめたり。

(二)　工事概況

事業著手の順序として先づ園內所在のバラック及震火災の爲に被害を受けし在來の樹木竝庭園材料を整理し、殘存樹木に對しては之が保護手入或は移植を行ひ、又廣場を整地して取散へず市民殊に災後の小市民の爲に自由遊戲場たらしめ、一方擴張部分の隣接民有地買收の交涉と復舊設計とを取進めたり。

(1)　接續民有地買收

大正十三年十一月接續地所有者と夫々賣渡交涉を開始し大正十四年六月より八月に至りては全部交涉纏まり賣渡の承諾を得、同年八月より十月の間に孰れも其の買收手續を完了せり。

町名及字	地番	地目	實測買收坪數	買收價額	買收月日
戶部町三丁目	六〇ノ四	宅地	三二六、八二二坪	三四、九六九、九五圓	大正十四年八月十四日
同	六〇ノ六	同	一七、八八	一、九一三、一六	同
同	六〇ノ三	同	五九四、七四三	六三、六三七、五〇	同　年八月二十七日
同	六〇ノ二	同	一、〇七三、七二	一三四、〇〇	同　年十月二日
計			二、〇一三、一六五	二三四、六九九、六一（登記料四五圓ヲ含ム）	

(2)土工々事

工事名	工事着手月日	工事竣功月日	請負額及市ノ支給材料費	工事概要
第一回土工々事	大正十五年二月四日	大正十五年三月二十五日	請負額　三、〇四三、四二円 支給材料費　一、九八、〇〇	擴張區域内元建物敷地燒跡所在の土石、混凝土構造物及火害を蒙れる庭石等の地物整理、切取、盛土共の他石垣修繕等を施工す
第二回土工々事	大正十五年四月十二日	大正十五年六月二十四日	精算工費(市直營)　二、二五九、八六	切取及盛土工事約三百六十坪
第三回土工々事	大正十五年六月十四日	大正十五年八月二日	請負額　五、五八九、四五 支給品材料費　七四八、六一	石垣修繕、新設及切取盛土を施行石垣の間知石は相州産堅石を用ふ殘土約五三坪を横濱公園へ運搬敷均す
第四回土工々事	大正十五年十二月二十四日	昭和二年四月三十日	請負額　九、九四五、五五 支給材料費　四、八一七、四四 在來品評價格　六四九、六二	排水工事(下水管埋設、人孔及雨水桝工及側溝工)園路工事　三間園路は切石縁据付け化粧砂利撒布　九尺園路は大玉縁石据付け　同　六尺園路及廣場　同　石段工事
計			請負額　二〇、八三八、二八五 支給材料費　六、七六四、〇五二 外　在來品評價額　六四九、六二	

(3)樹木植栽工事

〔い〕　第一回樹木植栽竝在來木移植工事

本工事は直營を以て左記購入の樹木を植栽し隈笹外三種一、七二〇坪の地被を張付け、在來木ァカシヤ外十一種六十六本の移植をなす。

植付は樹種に依り適期の順序を追ひ乃ち大正十五年中松類は早春に常綠濶葉樹は晩春乃至初夏の候に行へり。

松類の植付は總て土極法に依り、他の樹木は皆水極法に依つて植栽し、就中黑松は植栽後泥巻をなし以て防虫、防旱に備へ移植樹は落葉小木を除く外は鉢付とす。

而して本工事植栽用の購入樹木次の如し。

○名稱付櫻樹紅普賢櫻外三十四品種計壹百本の名品種を購入す。

納入者　横濱植木株式會社
供給契約月日　大正十五年二月八日
搬入完了月日　同　年三月二十八日
櫻樹の所在　神奈川縣下都筑郡都岡村白根同會社養樹園

内譯

品種	形狀	數量本
一、紅普賢櫻	樹高十八尺地上三尺上リ幹周一尺以上	一
二、左近櫻	同	一
三、淺黃櫻	同	一
四、駒繋櫻	同	一
五、狩衣櫻	同	一
六、苔清水櫻	同	一
七、白普賢櫻	同	一
八、小鹽山櫻	同	一
九、旗櫻	同	一
一〇、白妙櫻	樹高十八尺地上三尺上リ幹周一尺以上	一
一一、細川香櫻	同	一
一二、大提灯櫻	同	一
一三、法輪寺櫻	同	一
一四、御衣香櫻	同	一
一五、瀧香櫻	樹高十五尺地上三尺上リ幹周八寸以上	一
一六、江戸櫻	同	一
一七、緋櫻	同	一
一八、大內櫻	同	一

梅　○黒松五十本外四植栽入

番号	品目	形状	数	所在
二七、	天の川	櫻	同高一丈内外周廻五寸内外	同断
二六、	大島	櫻	同高一丈内外目通幹周六寸内外	同断
二五、	吉野	櫻	同高一丈内外目通幹周六寸内外	同断
二四、	紅彼岸	櫻	同高一丈内外目通幹周五寸内外	同断
二三、	欝金	櫻	同高一丈内外目通幹周六寸内外	同断
二二、	ぶと	櫻	同高一丈内外目通幹周六寸内外	同断
二一、	大山	櫻	同高一丈内外目通幹周六寸内外	同断
二〇、	芝寺	櫻	同高一丈内外目通幹周六寸内外	同断
一九、	關山	櫻	同高一丈内外目通幹周六寸内外	同断

○黒松五十本外四植栽入

番号	品目	形状	数	所在
一八、	翁	目高三尺周囲一尺五寸	一株	埼玉縣北足立郡新郷村
一七、	千代見	目高三尺周囲一尺五寸	一株	同断
一六、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸	一株	同断
一五、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸	一株	同断
一四、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸	一株	同断
一三、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸	一株	同断
一二、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸	一株	同断
一一、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸	一株	同断
一〇、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸	一株	同断
九、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸	一株	同断
八、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸	一株	同断
七、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸	一株	同断
六、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸	一株	同断
五、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸	一株	同断
四、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸	一株	同断
三、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸	一株	同断
二、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸	一株	同断
一、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸	一株	同断

○流木躑躅一千株外十二種計二千三十五株雛入

番号	品目	形状	数	所在
マ	躑躅	高二尺一三尺各種	一、〇〇〇株	同断
サ	雪柳	同断	一〇〇	同断
キ	木蘭	高二尺一三尺	一〇〇	同断
ユ	錦木	大株	五〇	同断
メ	蔦	同断	五〇	同断
ミ	多行松	寝高四尺周方五寸一〇尺六勝手ノ	二八	神奈川縣都筑郡山内村
ア	多行松	寝高三尺周方八寸三乃至一勝手ノ	五一	神奈川縣都筑郡山内村
ヤ	多行松	目高三尺周囲六尺一上五寸以内	四〇	千葉縣東葛飾郡高木村
モ	多行松	目高三尺周囲五尺一上五寸以内	一〇本	神奈川縣都筑郡山内村

○黒松五十本外四植栽入

番号	品目	形状	数	所在
二七、	天の川	櫻	同高一丈内外周廻五寸内外	同断
二六、	大島	櫻	同高一丈内外目通幹周六寸内外	同断
二五、	吉野	櫻	同高一丈内外目通幹周六寸内外	同断
二四、	紅彼岸	櫻	同高一丈内外目通幹周五寸内外	同断
二三、	欝金	櫻	同高一丈内外目通幹周六寸内外	同断
二二、	ぶと	櫻	同高一丈内外目通幹周六寸内外	同断
二一、	大山	櫻	同高一丈内外目通幹周六寸内外	同断
二〇、	芝寺	櫻	同高一丈内外目通幹周六寸内外	同断
一九、	關山	櫻	同高一丈内外目通幹周六寸内外	同断

梅　○黒松五十本外四植栽入

番号	品目	形状	数	所在
一八、	翁	目高三尺周囲一尺五寸以上	一株	埼玉縣北足立郡新郷村
一七、	千代見	目高三尺周囲一尺五寸以上	一株	同断
一六、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸以上	一株	同断
一五、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸以上	一株	同断
一四、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸以上	一株	同断
一三、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸以上	一株	同断
一二、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸以上	一株	同断
一一、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸以上	一株	同断
一〇、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸以上	一株	同断
九、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸以上	一株	同断
八、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸以上	一株	同断
七、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸以上	一株	同断
六、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸以上	一株	同断
五、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸以上	一株	同断
四、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸以上	一株	同断
三、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸以上	一株	同断
二、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸以上	一株	同断
一、	千代の	目高三尺周囲一尺五寸以上	一株	同断

○流木躑躅一千株外十二種計二千三十五株雛入

番号	品目	形状	数	所在
ア	珊瑚沈丁	高二尺一三尺	一〇〇株	同断
ス	珊瑚沈丁	高二尺一三尺	一〇〇	同断
ナ	珊瑚沈丁	高二尺一三尺	一〇〇	同断
ロ	樹花ハンダ	高二尺一三尺	五〇株	同断

○ヤツデ二百株購入

品名	形状	数量
ヤツデ	高二尺一三尺株立三本以上	一〇〇株
〃	高五尺一六尺株立五本以上	一〇〇
計		二〇〇

○地被類の購入

品目	形状	数量
飛燕草	高二尺内外株立股からなるもの	五〇株
花菖蒲	高二尺一三尺	三〇株
計		八〇

第二回植栽工事

〔ろ〕

品目	形状	数量	備考
大山ツツジ	高二尺五寸	四、二五〇株	山
琉球ヒメシャラ	高二、四尺〃	二〇〇〃	
野ミツバツツジ	高二、五尺〃	五〇〇〃	
櫻ヤマキ	高三間以上 目通周一、五尺以上	七〇本	
吉野ヤマキ	高二尺〃	一、五〇〇〃	吹
〃	幅二尺〃	一、五〇〇〃	
紅葉ヤマキ	高二、五尺〃	五〇〇〃	
〃	幅二尺〃	五〇〇〃	
八重櫻ヤマキ	高二尺〃	一、五〇〇〃	
〃	幅一、五尺〃	一、五〇〇〃	
計			

品目	形状	数量	備考
椿モチ	高二間半以上	一〇〇株	公園
〃	高三間以上	一一〇〃	
〃	高六尺	一一〇〃	
〃	高八尺	一一〇〃	
〃	高六尺	一一〇〃	
〃	高八尺	一一〇本	
〃	高五尺	五〇〃	
〃	高四尺	五〇〃	
〃	幅五尺	一〇〇株	
〃	幅四尺	一〇〇株	
椿モチ	高三間以上 胸高周一、五尺以上	一株	
〃	高三間枝張七尺胸高周一、五尺以上	一〇株	
木手ツ	高五尺	一〇〇株	
〃	幅五尺	一〇〇株	
椿モチ	高三間枝張七尺胸高周一、五尺以上	八本	
計		一〇〇	

品目	形状	数量	備考
吉野ヤマキ	高三間以上	一〇〇株	園
櫻ヤマキ	高二尺〃	一〇〇〃	
〃	高三尺〃	一〇〇〃	
〃	高四尺〃	一〇〇〃	
〃	高五尺〃	一〇〇〃	
〃	幅二尺〃	一〇〇〃	
〃	幅三尺〃	一〇〇〃	
〃	幅四尺〃	一〇〇〃	
〃	幅五尺〃	一〇〇〃	
〃	幅六尺〃	一〇〇〃	
計			

品目	形状	数量	備考
吉野ヤマキ	高二間半以上	一〇〇株	園
〃	高三間以上	一〇〇〃	
〃	高四尺〃	一〇〇〃	
〃	高五尺〃	一〇〇〃	
〃	幅二尺〃	一〇〇〃	
〃	幅三尺〃	一〇〇〃	
〃	幅四尺〃	一〇〇〃	
〃	幅五尺〃	一〇〇〃	
〃	幅六尺〃	一〇〇〃	
計			

品目	形状	数量	備考
椿モチ	高三間以上 胸高周一、五尺以上	一株	園
〃	高三間枝張七尺胸高周一、五尺以上	一〇株	
木手ツ	高五尺	一〇〇株	
〃	幅五尺	一〇〇株	
椿モチ	高三間枝張七尺胸高周一、五尺以上	八本	
計		一〇〇	

品目	形状	数量	備考
吉野ヤマキ	高三間以上	一〇〇株	園
櫻ヤマキ	高二尺〃	一〇〇〃	
〃	高三尺〃	一〇〇〃	
〃	高四尺〃	一〇〇〃	
〃	高五尺〃	一〇〇〃	
〃	幅二尺〃	一〇〇〃	
〃	幅三尺〃	一〇〇〃	
〃	幅四尺〃	一〇〇〃	
〃	幅五尺〃	一〇〇〃	
〃	幅六尺〃	一〇〇〃	
計			

之が適當なる樹種、樹姿に就き實地調査して次のものを購入して植栽す。

國内地形に應じ環境景觀の強調竝に鬱閉用として、前記の外更に各種常綠樹其の他を必要とし

品目	形状	数量	備考
シャリンバイ	高二尺以上	五〇〇	宮城野種等枝張性强きもの
ヤツデ	〃	六〇〇	
ハクチョウゲ	〃	三〇〇	
シャリンバイ	高二尺以上 枝張一尺以上	二〇〇	
計			

○樹木類

右購入に依る樹木の種類及數量を總括すれば次の如し。

〔に〕

種類別總數

公園内各所に植栽用として當土裕野天然産當土並に千坪を購入	正一坪	二〇、〇〇〇坪
靜岡縣御殿場驛前二棄前會納入	正一坪	二〇、〇〇〇坪

○樹木類

| | | |

二三、ヒサカキ	一、一〇〇	株	
二四、馬酔木	一、一〇〇	株	
二五、エニシダ	五〇	株	
二六、雪柳	一〇〇	株	
二七、トベラ	六〇	株	
二八、高野槇	二四	株	
二九、羅漢槇	三	株	
三〇、サハラ	一〇	株	
三一、眼下	一	箇所	
三二、オカメ笹	一	箇所	
計			二〇、二五五坪
高麗芝			三四五坪
富士芝			二、〇〇〇
野芝			一、二〇〇
計			三、五四五
龍ノ鬚			二五

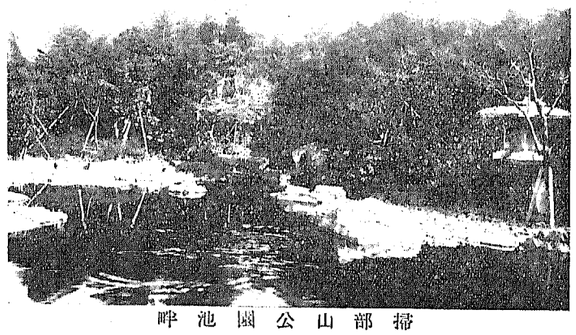

掃部山公園池畔

(4)園池工事

直營を以て施工、池は大體[流れ様]池泉となし、淵邊は大小自然石を配して美的護岸を施し、樹木芝を植栽して之れを修飾す。

1、園池工

園池土工は區域約三百面坪に亙り、地域面に於て約四尺五寸下り周邊に及ぶに從ひ漸次其深度を減じ、平均一尺八寸(土量約九十立坪)を堀取り池形を造成し、其堀取土を以て池邊の地模様を完成す。

在來庭石、石燈籠の取外し据付け、竝に新に購入したる庭石(花崗ゴロタ)四千個の据付を配景宜しく施行し、池尻排水は陶管を伏設溜桝へ取付く。

因に在來庭石、石燈籠の内譯は左の如し。

石燈籠	雪見形	高十尺、笠徑十尺	一基
庭石	熊野川	一七個	
	伊豆	一九	
	加茂川	三	
	甲州	一	
	丸石	一六〇	
	三島	一個	
	犬山	二	
	秩父	一五	
	根府川	一	
	伊豆砂(黒砂石)	一〇面坪	
	小豆島	一〇個	
	伊豫	七	
	鞍馬	一	
	攝津	一	

2、植栽工

而して園池工事の爲左の樹木を新に購入し植栽す。

椎	四〇本	チ	一九本	モミヂ	三二本		
羅漢槇	三	ハラ	一〇	椿	七		
柘植	三	厚皮香	五株	木犀	四株		
錦木	五株		二五	八ツ手	二〇株		
マサキ	一〇株	アスナロ	一〇〇	ヒサカキ	一〇〇		
躑躅	三〇〇坪	ドウダンツヽジ	五〇	馬酔木	一〇〇		
高麗芝	五〇〇						

其の他池邊に近く幅一、五間長約一二間建坪約十八坪末廣形の藤棚を一個所新設す。

(5)建築工事

	建坪
喫茶店　一棟　鐵筋混凝土造平家建	三一、八二
四阿　一棟　同	三、〇五

休憩所　一棟　同
園丁舍　一棟　木造平家建
公衆便所　三棟　木骨平家建
計　七棟
和風茶店　一棟　木造平家建
和風茶店構造概要
基礎割栗石搗固め混凝土打ち、屋根は亜鉛引鐵板葺き、棟筋瓦伏せ方形造り、椽側及庇本屋と同じく、内壁は眞壁棹縁天井、外壁下見張り小壁付き便所は内務省考案改良便所とす。

(6) 諸施設

1、運動器具設備

ジユニアー、コンビネーション	一	基
椅子ブランコ　三人乘	一	
ダブル、スライド	一	
ストレート、スライド	一	基
計	四	

2、外柵工事

特に意匠に意を用ひたる鐵柵と本柵工事施行。
其の他鑄鐵製露床五〇脚と噴水栓及露臺を備へ、円柱は鐵筋混凝土造外面化粧タイル及大谷石張りの圓形のもの大小各二臺を建設し、照明裝置は三十基地中線に依り取付け風致に順應せしむ。

(三) 事業總覽

(1) 總工費　三五八、〇七四圓

内譯		
用地費	二三四、六九九、六一	圓
土工費	二九、二五七、三八	
植栽費	五七、六七四、四七	圓
建設物費其ノ他	三六、四四二、五四	

(2) 園内區分

全敷地	面積　六、二九一、八二五	坪
其の内		
植栽地竝芝生地	三、五四五、〇〇	
廣場	一、三五六、八八	坪
園路	面積　一、一五三、四〇	坪
	延長　五一一、三	間

全敷地周圍	約　三五〇	
園池	七〇、〇〇	坪
園内工作物敷地及法地其ノ他	一六六、五四五	
計	六、二九一、八二五	

(3) 其の他

○使役職工人夫數　延　二三、〇七九人

内譯		
植木職	延　一一、〇一九	人
土工	同　七、四六四	
大工	延　二六〇	人
人夫其ノ他	同　四、三三六	

○植栽樹木數

	在來	購入	計
樹木	四五一	一、五八三	二、〇三四

(4) 栃部山公園主要工作物調

階段場	名称	内訳	数量	単位	備考
開園	昭和二年十一月三十日				
工事着手	大正十五年二月八日				
工事竣成	同　十一月五日				
工事費計			九五一	坪	五〇〇株
公園工事			三一、八三八	〃	三〇、二五株
園路及広場	園路及広場舗装	幅員一、二尺	一、一〇二、六一	〃	
	〃	幅員一、一〇間	八二、八	〃	
	〃	〃一、五〃	三三、〇	〃	
	〃	〃二、〇〃	一四、〇	〃	
	〃	〃三、〇〃	三〇一、五	〃	
砂利石敷縁石	花崗石縁、U形溝擬土造	幅員一、二尺	五二、八	個所	
	花崗石縁、鐵平石敷	〃一、二〃	三五、九	〃	
	花崗石縁、玉石敷	〃一、〇〃	九三、三	〃	
	玉石縁、玉石敷	〃〇、九〃	一一、九四	〃	
砂利石敷縁	玉切石縁、玉石敷	〃〇、五〃	一五、一〇	〃	
四阿所	四阿所造	四〃	一一	〃	
	〃	五〃	三七	〃	
四阿所	四阿所造	一個所	一	〃	
〃	〃	六〃	一	〃	
〃	〃	一〃	一	〃	
〃	〃	二〃	一	〃	
〃	〃	三〃	一	〃	
〃	〃	四〃	一	〃	
〃	〃	五〃	一	〃	
〃	〃	六〃	一	〃	
〃	〃	七〃	一	〃	
〃	〃	八〃	一	〃	
〃	〃	九〃	一	〃	
〃	〃	一〇〃	一	〃	
〃	〃	一一〃	一	〃	
〃	〃	一二〃	一	〃	
〃	〃	一三〃	一	〃	
〃	〃	一四〃	一	〃	
〃	〃	一五〃	一	〃	
〃	〃	一六〃	一	〃	
〃	〃	一七〃	一	〃	
〃	〃	一八〃	一	〃	
〃	〃	一九〃	一	〃	
〃	〃	二〇〃	一	〃	
〃	〃	二一〃	一	〃	
〃	〃	二二〃	一	〃	
〃	〃	二三〃	一	〃	
〃	〃	二四〃	一	〃	
〃	〃	二五〃	一	〃	
〃	〃	二六〃	一	〃	
〃	〃	二七〃	一	〃	
〃	〃	二八〃	一	〃	
〃	〃	二九〃	一	〃	
〃	〃	三〇〃	一	〃	
〃	〃	三一〃	一	〃	
〃	〃	三二〃	一	〃	
〃	〃	三三〃	一	〃	
〃	〃	三四〃	一	〃	
〃	〃	三五〃	一	〃	
〃	〃	三六〃	一	〃	
〃	〃	三七〃	一	〃	
〃	〃	三八〃	一	〃	
〃	〃	三九〃	一	〃	
〃	〃	四〇〃	一	〃	
〃	〃	四一〃	一	〃	
〃	〃	四二〃	一	〃	
〃	〃	四三〃	一	〃	
〃	〃	四四〃	一	〃	
〃	〃	四五〃	一	〃	
〃	〃	四六〃	一	〃	
〃	〃	四七〃	一	〃	
〃	〃	四八〃	一	〃	
〃	〃	四九〃	一	〃	
〃	〃	五〇〃	一	〃	
〃	〃	五一〃	一	〃	
〃	〃	五二〃	一	〃	
〃	〃	五三〃	一	〃	
〃	〃	五四〃	一	〃	
〃	〃	五五〃	一	〃	
〃	〃	五六〃	一	〃	
〃	〃	五七〃	一	〃	
〃	〃	五八〃	一	〃	
〃	〃	五九〃	一	〃	
〃	〃	六〇〃	一	〃	
〃	〃	六一〃	一	〃	
〃	〃	六二〃	一	〃	
〃	〃	六三〃	一	〃	
〃	〃	六四〃	一	〃	
〃	〃	六五〃	一	〃	
〃	〃	六六〃	一	〃	
〃	〃	六七〃	一	〃	
〃	〃	六八〃	一	〃	
〃	〃	六九〃	一	〃	
〃	〃	七〇〃	一	〃	
〃	〃	七一〃	一	〃	
〃	〃	七二〃	一	〃	
〃	〃	七三〃	一	〃	
〃	〃	七四〃	一	〃	
〃	〃	七五〃	一	〃	
〃	〃	七六〃	一	〃	
〃	〃	七七〃	一	〃	
〃	〃	七八〃	一	〃	
〃	〃	七九〃	一	〃	
〃	〃	八〇〃	一	〃	
〃	〃	八一〃	一	〃	
〃	〃	八二〃	一	〃	
〃	〃	八三〃	一	〃	
〃	〃	八四〃	一	〃	
〃	〃	八五〃	一	〃	
〃	〃	八六〃	一	〃	
〃	〃	八七〃	一	〃	
〃	〃	八八〃	一	〃	
〃	〃	八九〃	一	〃	
〃	〃	九〇〃	一	〃	
〃	〃	九一〃	一	〃	
〃	〃	九二〃	一	〃	
〃	〃	九三〃	一	〃	
〃	〃	九四〃	一	〃	
〃	〃	九五〃	一	〃	
〃	〃	九六〃	一	〃	
〃	〃	九七〃	一	〃	
〃	〃	九八〃	一	〃	
〃	〃	九九〃	一	〃	
〃	〃	一〇〇〃	一	〃	
〃	〃	一〇一〃	一	〃	
〃	〃	一〇二〃	一	〃	
〃	〃	一〇三〃	一	〃	
〃	〃	一〇四〃	一	〃	
〃	〃	一〇五〃	一	〃	
〃	〃	一〇六〃	一	〃	
〃	〃	一〇七〃	一	〃	
〃	〃	一〇八〃	一	〃	
〃	〃	一〇九〃	一	〃	
〃	〃	一一〇〃	一	〃	
〃	〃	一一一〃	一	〃	
〃	〃	一一二〃	一	〃	
〃	〃	一一三〃	一	〃	
〃	〃	一一四〃	一	〃	
〃	〃	一一五〃	一	〃	
〃	〃	一一六〃	一	〃	
〃	〃	一一七〃	一	〃	
〃	〃	一一八〃	一	〃	
〃	〃	一一九〃	一	〃	
〃	〃	一二〇〃	一	〃	
〃	〃	一二一〃	一	〃	
〃	〃	一二二〃	一	〃	
〃	〃	一二三〃	一	〃	
〃	〃	一二四〃	一	〃	
〃	〃	一二五〃	一	〃	
〃	〃	一二六〃	一	〃	
〃	〃	一二七〃	一	〃	
〃	〃	一二八〃	一	〃	
〃	〃	一二九〃	一	〃	
〃	〃	一三〇〃	一	〃	
〃	〃	一三一〃	一	〃	
〃	〃	一三二〃	一	〃	
〃	〃	一三三〃	一	〃	
〃	〃	一三四〃	一	〃	
〃	〃	一三五〃	一	〃	
〃	〃	一三六〃	一	〃	
〃	〃	一三七〃	一	〃	
〃	〃	一三八〃	一	〃	
〃	〃	一三九〃	一	〃	
〃	〃	一四〇〃	一	〃	
〃	〃	一四一〃	一	〃	
〃	〃	一四二〃	一	〃	
〃	〃	一四三〃	一	〃	
〃	〃	一四四〃	一	〃	
〃	〃	一四五〃	一	〃	
〃	〃	一四六〃	一	〃	
〃	〃	一四七〃	一	〃	
〃	〃	一四八〃	一	〃	
〃	〃	一四九〃	一	〃	
〃	〃	一五〇〃	一	〃	
〃	〃	一五一〃	一	〃	
〃	〃	一五二〃	一	〃	
〃	〃	一五三〃	一	〃	
〃	〃	一五四〃	一	〃	
〃	〃	一五五〃	一	〃	
〃	〃	一五六〃	一	〃	
〃	〃	一五七〃	一	〃	
〃	〃	一五八〃	一	〃	
〃	〃	一五九〃	一	〃	
〃	〃	一六〇〃	一	〃	
〃	〃	一六一〃	一	〃	
〃	〃	一六二〃	一	〃	
〃	〃	一六三〃	一	〃	
〃	〃	一六四〃	一	〃	
〃	〃	一六五〃	一	〃	
〃	〃	一六六〃	一	〃	
〃	〃	一六七〃	一	〃	
〃	〃	一六八〃	一	〃	
〃	〃	一六九〃	一	〃	
〃	〃	一七〇〃	一	〃	
〃	〃	一七一〃	一	〃	
〃	〃	一七二〃	一	〃	
〃	〃	一七三〃	一	〃	
〃	〃	一七四〃	一	〃	
〃	〃	一七五〃	一	〃	
〃	〃	一七六〃	一	〃	
〃	〃	一七七〃	一	〃	
〃	〃	一七八〃	一	〃	
〃	〃	一七九〃	一	〃	
〃	〃	一八〇〃	一	〃	
〃	〃	一八一〃	一	〃	
〃	〃	一八二〃	一	〃	
〃	〃	一八三〃	一	〃	
〃	〃	一八四〃	一	〃	
〃	〃	一八五〃	一	〃	
〃	〃	一八六〃	一	〃	
〃	〃	一八七〃	一	〃	
〃	〃	一八八〃	一	〃	
〃	〃	一八九〃	一	〃	
〃	〃	一九〇〃	一	〃	
〃	〃	一九一〃	一	〃	
〃	〃	一九二〃	一	〃	
〃	〃	一九三〃	一	〃	
〃	〃	一九四〃	一	〃	
〃	〃	一九五〃	一	〃	
〃	〃	一九六〃	一	〃	
〃	〃	一九七〃	一	〃	
〃	〃	一九八〃	一	〃	
〃	〃	一九九〃	一	〃	
〃	〃	二〇〇〃	一	〃	
〃	〃	二〇一〃	一	〃	
〃	〃	二〇二〃	一	〃	
〃	〃	二〇三〃	一	〃	
〃	〃	二〇四〃	一	〃	
〃	〃	二〇五〃	一	〃	
〃	〃	二〇六〃	一	〃	
〃	〃	二〇七〃	一	〃	
〃	〃	二〇八〃	一	〃	
〃	〃	二〇九〃	一	〃	
〃	〃	二一〇〃	一	〃	
〃	〃	二一一〃	一	〃	
〃	〃	二一二〃	一	〃	
〃	〃	二一三〃	一	〃	
〃	〃	二一四〃	一	〃	
〃	〃	二一五〃	一	〃	
〃	〃	二一六〃	一	〃	
〃	〃	二一七〃	一	〃	
〃	〃	二一八〃	一	〃	
〃	〃	二一九〃	一	〃	
〃	〃	二二〇〃	一	〃	
〃	〃	二二一〃	一	〃	
〃	〃	二二二〃	一	〃	
〃	〃	二二三〃	一	〃	
〃	〃	二二四〃	一	〃	
〃	〃	二二五〃	一	〃	
〃	〃	二二六〃	一	〃	
〃	〃	二二七〃	一	〃	
〃	〃	二二八〃	一	〃	
〃	〃	二二九〃	一	〃	
〃	〃	二三〇〃	一	〃	
〃	〃	二三一〃	一	〃	
〃	〃	二三二〃	一	〃	
〃	〃	二三三〃	一	〃	
〃	〃	二三四〃	一	〃	
〃	〃	二三五〃	一	〃	
〃	〃	二三六〃	一	〃	
〃	〃	二三七〃	一	〃	
〃	〃	二三八〃	一	〃	
〃	〃	二三九〃	一	〃	
〃	〃	二四〇〃	一	〃	
〃	〃	二四一〃	一	〃	
〃	〃	二四二〃	一	〃	
〃	〃	二四三〃	一	〃	
〃	〃	二四四〃	一	〃	
〃	〃	二四五〃	一	〃	
〃	〃	二四六〃	一	〃	
〃	〃	二四七〃	一	〃	
〃	〃	二四八〃	一	〃	
〃	〃	二四九〃	一	〃	
〃	〃	二五〇〃	一	〃	
〃	〃	二五一〃	一	〃	
〃	〃	二五二〃	一	〃	
〃	〃	二五三〃	一	〃	
〃	〃	二五四〃	一	〃	
〃	〃	二五五〃	一	〃	
〃	〃	二五六〃	一	〃	
〃	〃	二五七〃	一	〃	
〃	〃	二五八〃	一	〃	
〃	〃	二五九〃	一	〃	
〃	〃	二六〇〃	一	〃	
〃	〃	二六一〃	一	〃	
〃	〃	二六二〃	一	〃	
〃	〃	二六三〃	一	〃	
〃	〃	二六四〃	一	〃	
〃	〃	二六五〃	一	〃	
〃	〃	二六六〃	一	〃	
〃	〃	二六七〃	一	〃	
〃	〃	二六八〃	一	〃	
〃	〃	二六九〃	一	〃	
〃	〃	二七〇〃	一	〃	
〃	〃	二七一〃	一	〃	
〃	〃	二七二〃	一	〃	
〃	〃	二七三〃	一	〃	
〃	〃	二七四〃	一	〃	
〃	〃	二七五〃	一	〃	
〃	〃	二七六〃	一	〃	
〃	〃	二七七〃	一	〃	
〃	〃	二七八〃	一	〃	
〃	〃	二七九〃	一	〃	
〃	〃	二八〇〃	一	〃	
〃	〃	二八一〃	一	〃	
〃	〃	二八二〃	一	〃	
〃	〃	二八三〃	一	〃	
〃	〃	二八四〃	一	〃	
〃	〃	二八五〃	一	〃	
〃	〃	二八六〃	一	〃	
〃	〃	二八七〃	一	〃	
〃	〃	二八八〃	一	〃	
〃	〃	二八九〃	一	〃	
〃	〃	二九〇〃	一	〃	
〃	〃	二九一〃	一	〃	
〃	〃	二九二〃	一	〃	
〃	〃	二九三〃	一	〃	
〃	〃	二九四〃	一	〃	
〃	〃	二九五〃	一	〃	
〃	〃	二九六〃	一	〃	
〃	〃	二九七〃	一	〃	
〃	〃	二九八〃	一	〃	
〃	〃	二九九〃	一	〃	
〃	〃	三〇〇〃	一	〃	
〃	〃	三〇一〃	一	〃	
〃	〃	三〇二〃	一	〃	
〃	〃	三〇三〃	一	〃	
〃	〃	三〇四〃	一	〃	
〃	〃	三〇五〃	一	〃	
〃	〃	三〇六〃	一	〃	
〃	〃	三〇七〃	一	〃	
〃	〃	三〇八〃	一	〃	
〃	〃	三〇九〃	一	〃	
〃	〃	三一〇〃	一	〃	
〃	〃	三一一〃	一	〃	
〃	〃	三一二〃	一	〃	
〃	〃	三一三〃	一	〃	
〃	〃	三一四〃	一	〃	
〃	〃	三一五〃	一	〃	
〃	〃	三一六〃	一	〃	
〃	〃	三一七〃	一	〃	
〃	〃	三一八〃	一	〃	
〃	〃	三一九〃	一	〃	
〃	〃	三二〇〃	一	〃	
〃	〃	三二一〃	一	〃	
〃	〃	三二二〃	一	〃	
〃	〃	三二三〃	一	〃	
〃	〃	三二四〃	一	〃	
〃	〃	三二五〃	一	〃	
〃	〃	三二六〃	一	〃	
〃	〃	三二七〃	一	〃	
〃	〃	三二八〃	一	〃	
〃	〃	三二九〃	一	〃	
〃	〃	三三〇〃	一	〃	
〃	〃	三三一〃	一	〃	
〃	〃	三三二〃	一	〃	
〃	〃	三三三〃	一	〃	
〃	〃	三三四〃	一	〃	
〃	〃	三三五〃	一	〃	
〃	〃	三三六〃	一	〃	
〃	〃	三三七〃	一	〃	
〃	〃	三三八〃	一	〃	
〃	〃	三三九〃	一	〃	
〃	〃	三四〇〃	一	〃	
〃	〃	三四一〃	一	〃	
〃	〃	三四二〃	一	〃	
〃	〃	三四三〃	一	〃	
〃	〃	三四四〃	一	〃	
〃	〃	三四五〃	一	〃	
〃	〃	三四六〃	一	〃	
〃	〃	三四七〃	一	〃	
〃	〃	三四八〃	一	〃	
〃	〃	三四九〃	一	〃	
〃	〃	三五〇〃	一	〃	
〃	〃	三五一〃	一	〃	
〃	〃	三五二〃	一	〃	
〃	〃	三五三〃	一	〃	
〃	〃	三五四〃	一	〃	
〃	〃	三五五〃	一	〃	
〃	〃	三五六〃	一	〃	
〃	〃	三五七〃	一	〃	
〃	〃	三五八〃	一	〃	
〃	〃	三五九〃	一	〃	
〃	〃	三六〇〃	一	〃	
〃	〃	三六一〃	一	〃	
〃	〃	三六二〃	一	〃	
〃	〃	三六三〃	一	〃	
〃	〃	三六四〃	一	〃	
〃	〃	三六五〃	一	〃	
〃	〃	三六六〃	一	〃	
〃	〃	三六七〃	一	〃	
〃	〃	三六八〃	一	〃	
〃	〃	三六九〃	一	〃	
〃	〃	三七〇〃	一	〃	
〃	〃	三七一〃	一	〃	
〃	〃	三七二〃	一	〃	
〃	〃	三七三〃	一	〃	
〃	〃	三七四〃	一	〃	
〃	〃	三七五〃	一	〃	
〃	〃	三七六〃	一	〃	
〃	〃	三七七〃	一	〃	
〃	〃	三七八〃	一	〃	
〃	〃	三七九〃	一	〃	
〃	〃	三八〇〃	一	〃	
〃	〃	三八一〃	一	〃	
〃	〃	三八二〃	一	〃	
〃	〃	三八三〃	一	〃	
〃	〃	三八四〃	一	〃	
〃	〃	三八五〃	一	〃	
〃	〃	三八六〃	一	〃	
〃	〃	三八七〃	一	〃	
〃	〃	三八八〃	一	〃	
〃	〃	三八九〃	一	〃	
〃	〃	三九〇〃	一	〃	
〃	〃	三九一〃	一	〃	
〃	〃	三九二〃	一	〃	
〃	〃	三九三〃	一	〃	
〃	〃	三九四〃	一	〃	
〃	〃	三九五〃	一	〃	
〃	〃	三九六〃	一	〃	
〃	〃	三九七〃	一	〃	
〃	〃	三九八〃	一	〃	
〃	〃	三九九〃	一	〃	
〃	〃	四〇〇〃	一	〃	
〃	〃	四〇一〃	一	〃	
〃	〃	四〇二〃	一	〃	
〃	〃	四〇三〃	一	〃	
〃	〃	四〇四〃	一	〃	
〃	〃	四〇五〃	一	〃	
〃	〃	四〇六〃	一	〃	
〃	〃	四〇七〃	一	〃	
〃	〃	四〇八〃	一	〃	
〃	〃	四〇九〃	一	〃	
〃	〃	四一〇〃	一	〃	
〃	〃	四一一〃	一	〃	
〃	〃	四一二〃	一	〃	
〃	〃	四一三〃	一	〃	
〃	〃	四一四〃	一	〃	
〃	〃	四一五〃	一	〃	
〃	〃	四一六〃	一	〃	
〃	〃	四一七〃	一	〃	
〃	〃	四一八〃	一	〃	
〃	〃	四一九〃	一	〃	
〃	〃	四二〇〃	一	〃	
〃	〃	四二一〃	一	〃	
〃	〃	四二二〃	一	〃	
〃	〃	四二三〃	一	〃	
〃	〃	四二四〃	一	〃	
〃	〃	四二五〃	一	〃	
〃	〃	四二六〃	一	〃	
〃	〃	四二七〃	一	〃	
〃	〃	四二八〃	一	〃	
〃	〃	四二九〃	一	〃	
〃	〃	四三〇〃	一	〃	
〃	〃	四三一〃	一	〃	
〃	〃	四三二〃	一	〃	
〃	〃	四三三〃	一	〃	
〃	〃	四三四〃	一	〃	
〃	〃	四三五〃	一	〃	
〃	〃	四三六〃	一	〃	
〃	〃	四三七〃	一	〃	
〃	〃	四三八〃	一	〃	
〃	〃	四三九〃	一	〃	
〃	〃	四四〇〃	一	〃	
〃	〃	四四一〃	一	〃	
〃	〃	四四二〃	一	〃	
〃	〃	四四三〃	一	〃	
〃	〃	四四四〃	一	〃	
〃	〃	四四五〃	一	〃	
〃	〃	四四六〃	一	〃	
〃	〃	四四七〃	一	〃	
〃	〃	四四八〃	一	〃	
〃	〃	四四九〃	一	〃	
〃	〃	四五〇〃	一	〃	
〃	〃	四五一〃	一	〃	
〃	〃	四五二〃	一	〃	
〃	〃	四五三〃	一	〃	
〃	〃	四五四〃	一	〃	
〃	〃	四五五〃	一	〃	
〃	〃	四五六〃	一	〃	
〃	〃	四五七〃	一	〃	
〃	〃	四五八〃	一	〃	
〃	〃	四五九〃	一	〃	
〃	〃	四六〇〃	一	〃	
〃	〃	四六一〃	一	〃	
〃	〃	四六二〃	一	〃	
〃	〃	四六三〃	一	〃	
〃	〃	四六四〃	一	〃	
〃	〃	四六五〃	一	〃	
〃	〃	四六六〃	一	〃	
〃	〃	四六七〃	一	〃	
〃	〃	四六八〃	一	〃	
〃	〃	四六九〃	一	〃	
〃	〃	四七〇〃	一	〃	
〃	〃	四七一〃	一	〃	
〃	〃	四七二〃	一	〃	
〃	〃	四七三〃	一	〃	
〃	〃	四七四〃	一	〃	
〃	〃	四七五〃	一	〃	
〃	〃	四七六〃	一	〃	
〃	〃	四七七〃	一	〃	
〃	〃	四七八〃	一	〃	
〃	〃	四七九〃	一	〃	
〃	〃	四八〇〃	一	〃	
〃	〃	四八一〃	一	〃	
〃	〃	四八二〃	一	〃	
〃	〃	四八三〃	一	〃	
〃	〃	四八四〃	一	〃	
〃	〃	四八五〃	一	〃	
〃	〃	四八六〃	一	〃	
〃	〃	四八七〃	一	〃	
〃	〃	四八八〃	一	〃	
〃	〃	四八九〃	一	〃	
〃	〃	四九〇〃	一	〃	
〃	〃	四九一〃	一	〃	
〃	〃	四九二〃	一	〃	
〃	〃	四九三〃	一	〃	
〃	〃	四九四〃	一	〃	
〃	〃	四九五〃	一	〃	
〃	〃	四九六〃	一	〃	
〃	〃	四九七〃	一	〃	
〃	〃	四九八〃	一	〃	
〃	〃	四九九〃	一	〃	
〃	〃	五〇〇〃	一	〃	
〃	〃	五〇一〃	一	〃	
〃	〃	五〇二〃	一	〃	
〃	〃	五〇三〃	一	〃	
〃	〃	五〇四〃	一	〃	
〃	〃	五〇五〃	一	〃	
〃	〃	五〇六〃	一	〃	
〃	〃	五〇七〃	一	〃	
〃	〃	五〇八〃	一

鐵管二吋				
内譯 〃　一吋				
鉛管二分ノ一吋及一吋				
電燈線				
内譯 地下、線				
内譯 架空線				
電燈柱				
石垣	間知石積	六四一、〇	間	
内譯 房州石積		三九九、四		
自然石崩積		一一四、〇		
圍路人止柵		八、六		
内譯 鎖鐵柱鐵鎖張				
内譯 木柱棕梠綱張				
木柱鐵線張 四ッ目垣		一、一	坪	
石燈籠	花崗石	一八、〇		
藤棚		五、〇		
内譯 栗丸太柱				
内譯 杉丸太柱				
運動器具				
内譯 ジュニア、コニヒネーション				
内譯 ダブル、スライド				
椅子ブランコ				
〃 ストレート、スライド				
木製				
〃				
屑籠竹製				

一五〇	水道局敷地	
〃		
一五〇	ブランコ四、シーソー二、鐵棒一	
一基	滑臺二個	
〃		
一基		
〃		
一基		
〃		
一基

興せるに其の端を發し、明治三年各國領事團の名に於て現在公園の位置に外國人專用の遊園地として貸與を願ひ出でたる爲我政府は相當地代を徴することゝし貸附けたりといふ。故に其の設計は盡く外人の手に依つて簡單ながら公園施設をなし先づ在來の自然林を利用し配するに花壇テニスコート、音樂堂等を以てし、當時は毎週、日を定めて英佛軍樂隊の吹奏などあり各國居留民は常に蝟集し唯一の娯樂兼社交場たり。

其の後大正四年二月に至り神奈川縣知事は横濱婦女弄鞠倶樂部と稱する居留外人より成る私設團體に從來山手公園と稱するこの官有地を遊歩竝屋外遊戲用とし有償を以て貸附けたり。

貸附期間は大正四年四月より滿五ケ年間とし、其面積は六千九百三十三坪にして內一千五百坪を限り弄鞠遊戲の爲に使用する外は一般公衆の自由入場を許すべき條件なり。

試みに神奈川縣知事より同倶樂部會長へ對し發せられたる當時の命令書內容を見れば左の如し。

命　令　書　（大正四年二月十七日）

神奈川縣知事石原健三ハ明治二十三年制定ノ
勅令　第二百七十五號　官有財產管理規則
同勅令　第二百七十六號　官有地取扱規則
同勅令　第百三十五號　官有地特別處分規則
ニ依リ橫濱市山手町第二百三十番地即チ從來山手公園ト稱スル一區ノ官有地ヲ橫濱婦女弄鞠倶樂部ヲ代表スル會長エツチ、サイム、ダムソン

第一條　本文ノ地區ハ別紙圖面ニ記載スル土地ニシテ其面積六千九百三十三坪トス

第二條　借用人ハ本文ノ地區ヲ維持管理シ現ニ存在スル建物圍柵及草木類等保全ノ責ニ任シ及夜間外來人ノ闖入ヲ防止スヘシ

第三條　本文ノ地區中弄鞠遊戲ノ爲ニ使用スル區域ハ一千五百坪ヲ超ユヘカラス

第四條　本文ノ地區ハ遊歩及屋外遊戲ノ外之ヲ他ノ用途ニ供シ又ハ土地ノ現狀ヲ變スルコトヲ得ス現ニ存在スル家屋其ノ他ノ工作物ヲ維持保存スルノ外增設ヲ許サス但現存ノ家屋其他工作物ヲ變改セント欲スル時ハ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第五條　本文ノ地區貸附期間ハ大正四年四月一日ヨリ大正九年三月三十一日迄滿五ケ年トス

第六條　本文ノ地區借地料ハ一ケ年金二百六圓二十五錢トシ每年四月一日納入告知書ニ依リ之ヲ前納スヘシ

第七條　借用人ハ第八條第九條ノ場合ヲ除ク外本文ノ地區內現ニ若クハ將來弄鞠遊戲ノ爲ニ使用ノ見込ナキ部分ニ對シテハ常ニ無代ニテ公衆ノ自由入場ヲ許スヘシ

第八條　借用人ハ左ノ制限ニ從ヒ屋外遊戲ノ爲本文ノ地區ヲ其倶樂部員ノ專用ニ供スルコトヲ得

一、每回十二時間ヲ超エサルコト

一、一ケ月四回以內ノコト

一、一回一人ニ付金一圓以內ニ於テ觀覽料ヲ定メ入場ヲ許スコト

第九條　借用人ハ何人ト雖モ本文ノ地區內ニ於テ屋外遊戲ヲ爲サントスルモノアル時ハ前條ノ制限ニ從ヒ之ヲ許スコトヲ得但其倶樂部專用ノ回數ト相通シテ一ケ月四回ヲ超ユルコトヲ得ス

第十條　第五條ノ期間中ト雖モ公益ヲ害シ若クハ之ヲ害スルノ虞アリト認メ又ハ公用若クハ公共ノ利益トナルヘキ事業ノ爲又ハ法律命令ノ施行ニ依リ本文ノ地區ノ一部若クハ全部ヲ返還セシムルヲ必要ト認ムル時ハ知事ハ何時ニテモ本命令書ヲ取消シ之ヲ返還セシム

前項ノ場合ニ於テ使用セサル期間ニ對スル前納ノ借地料ハ月割ヲ以テ之ヲ還附ス

第十一條　借用人ニ於テ本命令書ニ違背シタル時ハ知事ハ之カ爲ニ生シタル損害ヲ賠償セシメ且本命令書ヲ取消シ土地ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ但シ賠償ノ程度ハ知事之ヲ認定シ使用セサル期間ニ對スル借地料ハ之ヲ還附セス

前項ノ場合ニ於テ借用人ハ無償ニテ三ケ月以内ニ家屋其他ノ工作物等悉皆取拂ヒ且土地ヲ原形ニ復シテ返還スヘシ若シ右期間ヲ經過スルモ猶履行セサル時ハ知事ハ直ニ之ヲ執行シ第三者ヲシテ執行セシメ其費用ハ借用人ヨリ徵收シ若クハ辨償セシムヘシ

第十二條　第十條及前項ノ場合ニ於テ名義ノ何タルヲ問ハス知事ハ補償ヲ與フルノ義務ナキモノトス

第十三條　横濱婦女弄鞠倶樂部代表者更迭シタルトキハ其就任ト共ニ知事ニ屆出ヘシ

前記ノ各條項遵守スヘシ

大正四年二月十七日

神奈川縣知事　石　原　健　三

斯くて貸附期間に付ては大正九年三月期間滿了に付大正十四年三月末迄更新せり、即ち次の如し。

本命令書第五條ノ貸附期間ヲ大正九年四月一日ヨリ大正十四年三月三十一日迄滿五ケ年間更新スルコトヲ許可ス

大正九年四月二十六日

神奈川縣知事・井　上　孝　哉

山手方面は市内に於ても樞要住宅地帶なるに係らず公園の設備を缺ぎ之が施設の必要あり。

前記の如く外人へ貸附けたる本園の一部一千五百坪を弄鞠遊戲の爲使用する外一般公衆の自由入場を許すべき條件なるも、從來其の入場は制限され公園としての利用全からざりし情態にあり。大正十四年三月右貸附期間滿了を機とし、本市に於ては之が貸下を受け公園として維持、經營せんとし、本公園は國有の雜種財産なる關係上大藏省當局へ對し屢々交涉をなし、又本縣當局に於ても前記外人倶樂部へ對し、右貸附期間を更新するに當りては西部櫻道に沿へる部分を除きたる約四千坪を貸下げのことゝせり。

次で本市は同年十二月十一日土發第一、〇九六號を以て國有土地無償貸下願に關し大藏大臣へ正式申請せり。其の稟請書は左の如し。

本市ハ從來公園トシテ横濱及掃部山ノ二箇所ヲ有シタルノミニシテ面積モ極メテ狹少ニ有之候處本市發展ノ趨勢ニ伴ヒ之カ增設ノ必要ニ迫リ居リ候折柄一昨年ノ大震火災ノ經驗ニ鑑ミ其ノ必要ノ愈々緊急ナルモノアルヲ感シ候次第ニ有之今回國(復興局)ニ於カレテモ都市計畫事業トシテ新ニ山下、神奈川及野毛山ノ三公園設置ノ計畫ヲ樹立セラレ候ヘ共山手町方面ニ於テハ其設備ナキヲ以テ之カ對策ヲ考究中ノ處幸ヒ貴省御所管ニ係ル左記ノ土地ハ從來外人ニ於テ貸下ヲ受ケ運動場トシテ使用シ來リタルモノニ有之候處本年三月契約期間滿了シ其ノ一部ニ付引續キ期間ヲ更新シ使用中ニ候モ左記殘部ニ付御貸下ヲ受ケ將來公園トシテ本市ニ於テ維持經營仕度候間何分ノ御詮議相仰度此段及稟請候也

記

横濱市山手町二百三十番地

一、雜種財産

六千九百三十三坪ノ內外人ニ貸下ケノ四千八坪ヲ除キタル四部櫻道ニ沿ヘル部分

而して昭和二年九月二十八日本市は前記の通り無償貸下を請ひ、之に對し公園としての設備を施し將來本市財政大餘裕を生じたる場合は拂下を出願すべきに付願意採納方を大藏大臣へ重ねて申請す。

右兩回に涉る申請に對し、大藏省より無償貸付聽許の通牒ありたるに付借受承諾書提出すべき旨横濱稅務署長より同年十二月十九日通達に接したるを以て本市は之が施設維持等に關し調査

したる結果、本公園の造成費は復舊公園費百十萬圓の内既定計畫に屬する横濱掃部山公園工事費に充當したる剩餘金の內より支辨することゝし、借受承諾書案と共に昭和三年五月十日開會の臨時復興委員會の承認を得て、同月十二日大藏當局へ左記の通り承諾書提出したり。

即ち貸付を受けたるは既に前記外人倶樂部に於て使用中のものを控除したる殘部の面積三、四二八坪二四にして、期間は昭和二年十一月以降滿五ケ年に付昭和七年十月を以て期間滿了のことゝなる。

然して前記外人倶樂部の專用せる本公園地區の使用契約期間に付ては、大正十四年三月期間を更新したるものに付來るべき期間滿了期は昭和十年三月に當る。今左に本市より大藏省に提出せる本園貸下に關する文書を記錄すべし。

○土發第一〇九六號

昭和三年五月十二日

東京稅務監督局長　青木得三殿

横濱市長　有吉忠一

山手公園用地トシテ國有地無償貸下ニ關スル件

曩ニ大正十四年十二月十一日竝昭和二年九月二十八日附申請ニ係ル標記ノ件ハ左記條件ノ下ニ御貸下ノ儀承諾仕候也

記

第一條　貸付ヲ受クル物件左ノ如シ

横濱市中區山手町二百三十番ノ內

一、宅地　面積三千四百二十八坪二合四勺

第二條　貸付ヲ受クル期間ハ昭和二年十一月以降滿五ケ年トシ無償トス

第三條　貸付ヲ受ケタル物件ハ引續キ公園敷地ニ供用スルモノトス

第四條　横濱市ハ貸付ヲ受ケタル日ヨリ一箇年以內ニ公園トシテノ施設ニ着手シ爾後竣功ニ至ル迄ハ該工事ヲ中止セサルモノトス

第五條　貸付ヲ受ケタル物件ハ第三條ニ定メタル使用目的ノ限度ヲ超ヘテ土地ノ形狀ヲ變更スルコトナキモノトス

第六條　種類ノ何レナルヲ問ハス横濱市カ公園經營ノ爲支出シタル總テノ費用及施設ノ結果生シル土地ノ增價額ハ他日貸付ヲ受ケタル物件返還ノ場合ニ於テ政府ニ對シ之カ補償ヲ要求セサルモノトス

第七條　貸付ヲ受ケタル物件返還ノ場合ニ於テハ公園トシテ施設シタル地上物件ハ無償ヲ以テ政府ニ引渡スモノトス

第八條　横濱市ニ於テ前數條ニ揭ケタル事項ニ違反シタル場合ニ於テハ政府ハ何時ニテモ全然無條件ヲ以テ本貸下ヲ取消スコトヲ得ヘク尙之ニ因リテ政府ニ生シタル損害ハ横濱市ニ於テ賠償スルモノトス

前項ノ賠償額ハ政府ノ單獨意思ヲ以テ決定セラルヘキモノトス

第九條　横濱市ニ於テ財政上餘裕ヲ生シタルトキハ貸付ヲ受ケタル物件ノ拂下ヲ受クルモノトス

(二)　工事要說

上記の如く本市は貸下を受くると共に造園に著手す。今其の要項を左記すべし。

(1)本公園の地籍調は次の如し。

町名地番	臺帳坪數	實測坪數
中區山手町二三〇番地	三、四二八、二四坪	三、五〇七、七二坪

(2)豫　算

本公園造成費として本市は左記の通豫算二萬圓を計上し工事に着手す。

豫算内譯

土木費	七、三四一圓	建築費　一、四〇〇圓
造園費	一一、二五九	計　二〇、〇〇〇

(3)工事の施行

昭和四年二月本造園工事に着手し先づ直營を以て園内廣場其の他を整地々均しの後、主要園路に緣石及階段を設け排水工事を施行せり。

排水工事は延長二五〇間五、內平地には內徑五寸乃至一尺長二尺管を二〇二間五、斜地には內徑五寸乃至七寸五分長二尺管を四八間敷設し、雨水桝一六箇所、煉瓦積特種雨水桝四ヶ所を施工せり。

園路は一八〇坪廣場は一、三一〇坪六にして其の仕上げは相模川産又は之と同等品の砂利徑正三分もの平均五分厚に掻均し、園路の緣石及階段は共に大谷石を用ゐ緣石の直線部分一四五間、曲線部分六五間なり。

次に植栽用として新に購入の樹木及在來樹木は左の如し。

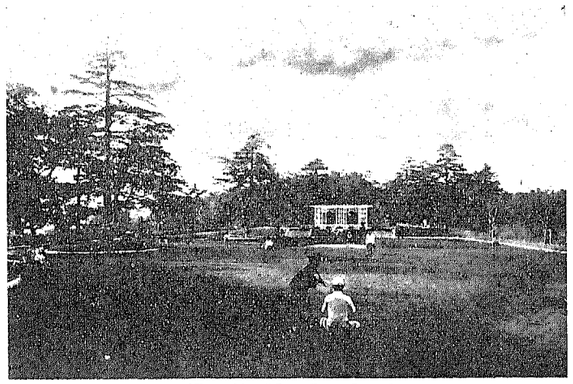

山手公園廣場

(イ)購入樹木

名稱	形狀寸法	數量
一、椎	高二間半枝下三尺枝張六尺目通八寸	三〇本
二、マテバ椎	高二間枝下二尺枝張六尺目通七寸	二〇〃
三、蘇鐵	高三尺四、五本立枝張二尺五寸	三〇株
四、躑躅	高二尺枝張一尺五寸	一五〇〃
五、トベラ	高四尺枝張三尺	三〇本
六、木瓜	高三尺四、五本立	五〇株
七、玉イブキ	高一尺五寸枝張二尺	二〇本
八、山吹	高三尺枝張二尺	二〇〇株
九、本サカキ	高五尺枝張三尺	三〇本
一〇、珊瑚樹	高四尺四、五本立枝張三尺	五〇株
計		六一〇

(ロ)在來木

樹種	樹高	目通高幹廻	數量
一、黒松	間間 八—一〇	尺尺 二、五—四、〇	二五本
二、檉	同	同	一〇
三、槍	同	同	五
四、榎	六—八	三、〇—四、五	一〇株
五、エゴ	三—四	二、〇—四、〇	三〇〇〃
六、ヒマラヤシーダー	八—一〇	五、〇—六、〇	約五〇本
七、椎	三—四	三、〇—六、〇	約一〇八株
八、樫	七—一〇	二、五—四、〇	約三五〇
九、ミヅキ	八—一〇	同	二
計			

樹種	樹高	目通高幹廻	數量
一、山茶花	間間 二	尺尺 一、〇	一五本
二、サハラ	三—四	二、五	二九
三、ヤマダス	三、五	二、五	五
四、ヒムロ	八尺	同	一一
五、マサキ	一、〇		八
六、紫陽花	三尺—四尺		九
計			五
			四
			二

此の外に張芝工事は直營を以て園地々模樣造成の上野芝一千坪を張付けたり。地模樣造成に當りては瓦礫雜草及木片を取除き園地の地形に應じ滑かにし、芝張付けは目地一時の互の目式植ゑとし芝叩きの類を以て締付け一面坪に付芝串百二十本を打ち、豫め肥沃土を篩にかけ作り置き

たる目土を掛均しの上流水せり。

而して廣場には兒童遊戯用として左記運動器具を備へたり。

種　類	數　量	備　考
1. 移動ブランコ大形	三基	横濱公園備付のものと同等品
2. 同　小形特許	三基	同
3. 動物頭付遊動木馬	一個	遊動木釣管上部横架材は徑一吋以上のもの使用
4. 四連スプリングシーソー	一個	翁町公園備付のものと同等品
5. 直線滑臺	一個	同　鐵木混製移動式、滑面十尺
計	九	

前記器具の鐵材は總て「マリアブル」を用ひ亞鉛鍍金の上銀粉塗仕上とし木材は大部分「ラワン」材にして主要部は「ワニス」二回塗、他は「ペンキ」三回塗仕上とす。

其の他七坪の藤棚一箇所、鑄鐵製ベンチ三十脚、便所一棟、水飲臺一箇所を設備し正門の門柱二基は、各柱とも新小松石一個使ひにして外圍金網柵も一部修繕せり。

本元町公園

(一)　沿革及概況

本園は中區山手町七十七番地に所在し、舊來水屋敷と稱せられたる外人居留地の一部に當り、佛蘭西人が永代借地權を得たりし地域にして、明治初年山手七十七番の山腹なる此の谷戸より湧出せる清冽なる天然水を利用して、佛蘭西人ジラードといへるが鐵管を敷設し此處に簡易水道を設け其の後久しく附近居留民への飲用水竝內外船舶用として給水せられたるを以て夙に「水屋敷」の名あり。

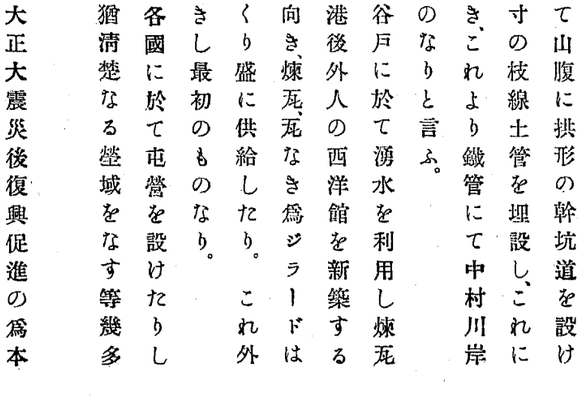

元町公園內橫濱プール

該水道は湧水箇所に突入して山腹に拱形の幹坑道を設け「且坑道の左右に徑二寸乃至六寸の枝線土管を埋設し、これによりて集水せし後貯水槽に導き、これより鐵管にて中村川岸に導水しそれ〳〵給水せしものなりと言ふ。

又前記佛人ジラードは此の谷戸に於て湧水を利用し煉瓦及瓦を製造したりといふ。開港後外人の西洋館を新築するもの多く、其の建築材料の西洋向き、煉瓦、瓦なき爲ジラードはこれ等の製造燒場をこゝにつくり盛に供給したり。これ外人の日本に於て、煉瓦及瓦を燒きし最初のものなり。

尙此の附近の山上は開港後各國に於て屯營を設けたりし舊地にして、又外人墓地は今も猶清楚なる塋域をなす等幾多の事蹟を殘せり。

水屋敷の地域一帶は這般の大正大震災後復興促進の爲本市の有に歸し、この地形を利用して此所に水の縁ある、完備の橫濱プール及兒童プールと二箇所を築造し、加ふるに弓術道場を併設して周圍斜面と山手通りに面する一部分を併せて綠芝を張り植

樹をなして造園施設をなし之を元町公園と稱す。

本地域は一方低く展開せるも他の三面急に高く丘陵に圍繞せられ、溪谷は北方に傾斜し、鬱蒼たる綠樹ありて天然の形勝をなし、豊富にして純良なる清水湧出し陰鬱なる濕地なりき。

震災後市有地となりてよりこれが利用に關し計畫中の處偶々横濱市青年聯合團が御大典記念事業として水泳場新設の議あり。これが位置として右水屋敷にプールを施設せられたき希望を以て之が造營費として金貳萬五千圓の指定寄附申出であり、本市は其の希望を容れ、該寄附金と本市負擔復舊土木費中の道路橋梁費より流用の二萬五千圓とを併せ、當初先づ豫算五萬圓を計上して水屋敷總面積七、一七四坪六合六勺(内四五六坪一合二勺は民間へ貸地)の敷地内に於て四千九百四十七坪餘に亙る一帶の地域を開拓し自然の地形を利用し約一千三百坪の敷地に延長五十米のプールを建設し、併せて附帶の造園施設をなせり。(豫算及敷地は其の後後述の通增加、擴張す)

前記横濱市青年聯合團長よりの二萬五千圓寄附正式申込は昭和四年九月二日にして將來プール使用に關し左記の通りの二條件を附しをり、本市は之を承認するも公園使用料條例の規定に毫も牴觸すること無かる可きを以て、永く其の意向を尊重の上體育奬勵に資すべく、昭和四年十月十四日之を受領することゝし、昭和四年度追加豫算に依り同年十二月二十六日市會の議決を經て昭和五年四月十六日及同年七月九日現金を受領せり

上記寄附申込書は次の如し

寄附申込書

左記ノ通リ寄附致度候條可然御取計願度此段申込候也

昭和四年九月二日

横濱市青年聯合團長　有吉忠一

横濱市長　有吉忠一　殿

記

一、寄附金額　金貳萬五千圓也

二、寄附ノ目的　中區元町舊稱水屋敷市有地ニ五十米ノ「プール」建設ヲ希望シ其ノ經費ニ充當セラレタシ

三、寄附ノ條件

1. 本青年聯合團又ハ加盟青年團ニ於テ「プール」ヲ使用スル場合ハ優先權ヲ與ヘ且使用料ヲ免除セラレタキコト

2. 本青年聯合團ノ證明アル青年團員ノ「プール」使用ノ際ハ其ノ使用料ヲ免除セラレタキコト

以　上

（昭和四年十月十二日）

○横濱プール新設豫算内譯書

一金五萬圓也

費目		摘要	豫算金額
水泳場設備費			四〇、〇〇〇圓
内譯	プール築造費	長サ五十米、幅二十米、面積約三百三坪	二五、〇〇〇
	觀覽席築造費		三、〇〇〇
	排給水設備費	動力室、排給水其他附屬設備費	五、〇〇〇
	附屬建築費	更衣所、便所其他	七、〇〇〇

即ち園工事費に充當すること、し同年十月參事會に提案參諮第三號其の決定を見たり。

園其の後昭和五年九月、本園敷地を四、九四七坪六一なりしを六、一一九坪九七に擴張すると共に、造園其の他左記諸工事を追加施行する爲、從前興復奮繼續費中の復舊公園費より壹萬九千圓を劃き、本

造園費

合計　一〇、〇〇〇圓

內譯

雜建地　四、〇〇〇坪　敷地約四千坪
園地均し費　五、二〇〇　同
雜費　八〇〇
計　五〇、〇〇〇

一金參千貳百參拾五圓也

○濱ノ一ル經常豫算雜持費

人夫賃　一、八〇　一、三二四　延七百三十人　木造トタン葺　四五、二五
材料及用具費　一、五〇〇　電燈、水道其ノ他　二九八
照明費料　一七、一〇　一七二　百燭光十燈　木造下見板張　七〇、七六
建物修繕費　一〇〇　脫衣棚、電燈、水道其ノ他　八五五
同モーター電力代　一五四個價　一〇〇圓　五馬力四ヶ月分　ポンプ井　三、〇四五
種別　單價　豫算金額　摘要　土留工事　延長二〇間高サ一、五四尺　五五、〇〇　一、一〇〇
雜工事　四三、五坪　七〇、〇〇　三、五〇〇
雜費　三、三五　鐵筋混凝土造　水深平均〇、六米　三〇〇個　一、五〇〇

○元町公園追加工事豫算額

總工事豫算額　六九、〇〇〇圓
追加工事豫算額　一九、〇〇〇
匝定工事豫算額　五〇、〇〇〇

內譯

復舊、公園費　二二五、〇〇〇
雜費　二二、〇〇〇
復舊附帶土木費、道路橋梁費

目費　豫算金額

橫濱ビール脫衣場增築費　五、〇〇〇圓
弓術道場新設費　三、五〇〇
兒童プール新設費　一、〇〇〇
兒童運動器具費　一、五〇〇
植樹及芝張費　四、〇〇〇
雜費　便所其他建築費　一、〇〇〇圓
園路及排水工事費　一、〇〇〇
雜費　二、〇〇〇
計　一九、〇〇〇

植栽費	樹木	五〇〇本	四、〇〇〇圓
	芝生	二、〇〇〇面坪	一、〇〇
便所其他建築費	便所	七、五〇坪	一〇〇、〇〇〇
	動力室	二、五〇	一〇〇、〇〇〇
園路及排水費	道路及廣場	一、二五〇、〇〇面坪	〇、六〇
	排水	二五〇、〇〇間	一、〇〇
雜工雜費	園内照明	一四燈	四〇、〇〇〇
	階段工	一五面坪	五〇、〇〇
	ブール記念碑	一基	一〇、〇〇〇圓
	ベンチ	四〇脚	一〇、〇〇
	雜費		一一〇

(二)　工事要說

右の如く弓道場を丘陵の中腹最も安全なる空地を利用して新設し、園の正面入口には兒童ブールを新設し、又兒童用運動器具を備へ其の他「横濱ブール」の脫衣場を增築し植樹芝張等の造園工事を施し、以て本園の完璧を期したり。

本園敷地面積に關しては前記の通當初昭和五年三月二十六日山手町七十七番所在の市有地四千九百四十七坪六合一勺を水泳場敷地として決定せしが、其の後之に公園としての施設を一層加ふる爲既定區域の外更に隣接同番市有地の內千百七十二坪三合六勺を追加編入の上、本園區域を擴張することゝし昭和五年九月十日其の決定を見たり。

依つて全區域總面積は六千百十九坪九合七勺となれり。本園の內橫濱ブールの起工は昭和五年二月二十五日にして、其の後工事は僅かに三ヶ月の短期間に努力完成せしめて五月二十日竣工し、六月一日開園す。以て本市靑年を初め一般內外人の體育に供したり。

尙本園新設に伴ひ外部との交通上別途道路新設工事施行の件を諮問し可決せらる。即ち昭和五年六月十六日市參事會(參諮第一號)に本公園入口の元町地內道路新設工事施行の件を諮問し可決せらる。

本道路は代官坂上り口より本公園に連絡すべき幅員三間、延長五十五間の砂利道にして、用地費共工費九千八百餘圓の豫算を計上し本市復舊土木費負擔なり。

(1) 橫濱ブール

構造	鐵筋混凝土造、モルタル塗タイル張仕上	
長さ	五十米	
幅員	二十米　九コースを有す	
水深	最深　五米	
	最淺　一、三米	
容水量	一二、五三五石　(二、二七〇立方米)	
湧水量	一日に付　三、六〇〇石　(內三千石を見込みとす)	

排　　水　自然排水裝置に依り既設下水管に連絡放流す。排水時間十時間

飛　込　臺　鐵骨、鐵筋混凝土組立
三米スプリングボート及五米、七五米、十米、十二米の五種ありて二列とす。
其の特徴とすべきは十二米ありしことにして當時我が國最初のものとす。元來ハイダイブといへるは八米乃至十二米の規則にして十二米は其の許さるべき最高の高さを本市は最初に之を設けて以てダイバーに提供せり。

スタンド（觀覽席）　三面傾斜地を其儘利用し下部を混凝土造、上部を芝生となす。
スタンド收容人員
混凝土造　二、五〇〇人
芝　生　二、五〇〇人
計　五、〇〇〇人

照明裝置　我が國最初の試みとして水中照明を裝置して成功し、又最初の夜間競泳大會をなす。（昭和五年七月初旬四專門學校競泳大會）

構造は堅牢を主とせるは勿論なりと雖、外觀は清淨を旨とし我國に於ける最新式プールとして明治神宮プールに先立ち前述の通幾多の特色を有せしめ、競技用として或は游泳用として使用上の利便に就き特に研究を重ねたり。之に使用する水の大部分は明治の初年頃外人居留者の施設に係る地下湧水一日に付約三千六百石を七馬力半のモーター唧筒を以て汲み揚げ使用す。

プール附屬の脫衣所は正面入口に延坪約七十坪の二階建及其の左側に四十二坪餘の平家建を設備せり。

若し夫れ本プールの水清く綠濃かにして、スタンドに自然の大樹綠蔭をなして滿々たる水上に垂れ、或は三面するスロープの美しさなどプールと相對照し、風光明媚にして氣品ある點は他に其の比を見ざる所と識者の激賞を贏ち得る所以なり。

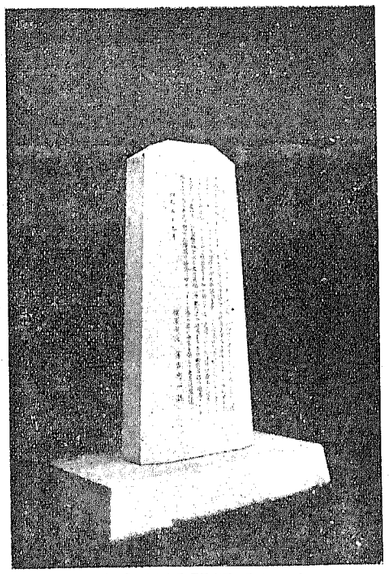

元町公園開園記念碑

横濱が我が國に於ける多くの文化搖籃の地たりし如く水泳競技に就きても又然り。一方野球及蹴球の發祥の地たる横濱公園を有すると共にスポーツとしての水泳競技亦實に我横濱に發したるの沿革を有す。

即ち明治三十年八月十四日市内山下町外人水泳場に於て開催せられたる國際水上競技大會を以て嚆矢となす。（昭和六年六月發刊水上聯盟機關雜誌「水泳」第六號）

右大會に於て內外人の對抗競技ありて日本優勝し、翌三十一年又本市に於て國際大會行はれ、其翌年明治三十二年にも外人側より再度の挑戰あり之亦我軍の勝に歸したりといふ。

左にプール入場口に建設せる本公園開園記念碑々文を記し以て其の來歷を語るの資となすべし。乃ち次に揭記するが如し。

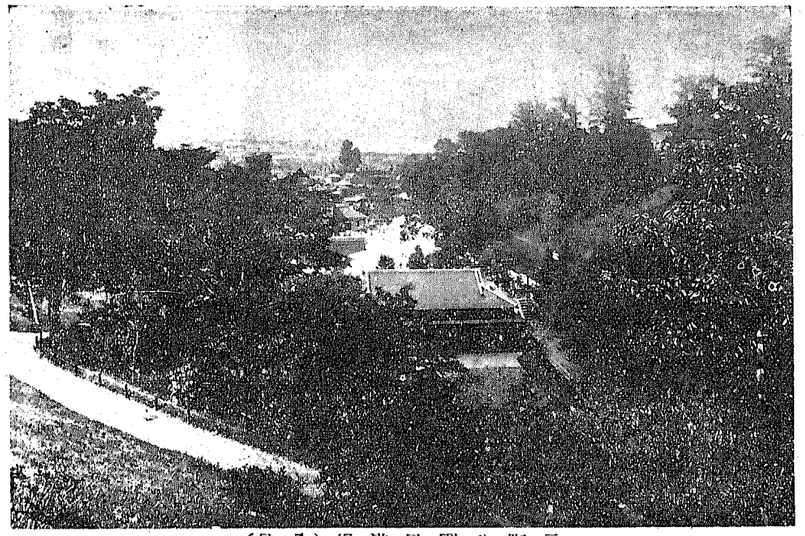

元町公園弓道場（全景）

此の地夙に水屋敷の稱あり清泉滾湧盡きさるを以て飲料竝船舶給水用たりしこと久し曩年永代借地として佛人の手に歸したりしも震災後復興促進の爲横濱市は之を市有となしその利用を計畫中なりしか偶々横濱市青年聯合團か御大典記念事業として水泳場設立の議を樹つるに會せりこゝにおて市はその希望を容れ醵金をも併せ用ひて之を建設し以て臨港都市青年の體育に資し且更に附近一帶に公園施設をなし之か美化に力めたり今功成るを告け幽邃景勝の境滿々たる水を湛へ永く市民の體育竝情操の涵養に供せらるゝを歡ひ茲に由來を刻して之を後裔に傳ふ

昭和五年九月

横濱市長　有吉忠一誌

(2)弓道場

本市は曩に橫濱公園運動場附屬スタンド內部を體育館として利用し我國粹技たる柔劍道場を設けたるが、又本公園內プールを建設したる餘地を活用して弓道場を設けたり。弓道場は明治神宮運動場にも未だ其の施設なく、又他の大都市に於ても未だ此の例を見ざる時に先ち、獨り我橫濱市之を新設して先鞭をつけたるは此の種道場公設の機運を促進したること又少なからざるべく、復興及復舊事業中に於ても極めて特徴異色の存する處なり。然して其の使命たるや單に弓術の普及向上に資益あらしむるに止まらず、體育竝に精神上に及ぼす效果の多大なるものあるべきを期したり。

此の施設の趣旨に關しては昭和六年二月一日其の道場修祓式の席上有吉市長は次の如く式辭を陳べられたり。

プールの施設が內外人の運動體育施設として最も適切であつたことは、前年の成績に顧みて極めて顯著なる事實であるが、本公園內の空地に於て更に最も適切なる體育設備を加ふべく熟慮し研究した結果弓道場を建設することが頗る意義のあることゝ考へた次第である。

それは今日の「スポーツ」全盛時代に處し一には武道の影を偲ぶ」ものとし又一は精神の鍛鍊修養にもなるものであるからである。

現に橫濱地方裁判所長の談に依ると弓道の心得あるやうな人間は罪人として刑務所入りをせぬものであると言ふが、如何にも弓道が人生を裨益する所は其の體育と竝んで修養の上にも大なるものがあると信ずる。然るに斯くまで有力な國技の今日閑却される傾向にあることは遺憾至極である。仍て今回本市に於ては公設として本道場を施設した次第である。

希くは此の趣旨に顧みて大いに利用されたい。

今日全盛を極むる「スポーツ」は克く團體的訓練を必要とし戮力協心以て勇往邁進の方途を訓へ極めて價値あるも其の個人の身心を修練し、心境と肉體とを一致せしめ、氣澄み、心爽かにして一意邪念なく滿腔一箇に集中するの靈感、一矢以て天地を貫くのインスピレーションを把握せしむべ

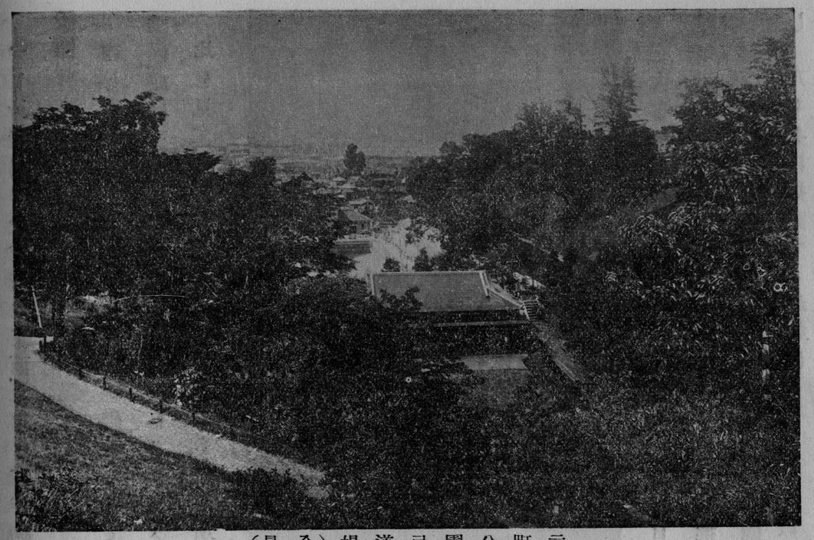

元町公園弓道場（全景）

此の地夙に水屋敷の稱あり清泉滾湧盡きさるを以て飲料竝船舶給水用たりしこと久し曩年永代借地として佛人の手に歸したりしも震災後復興促進の爲横濱市は之を市有となしその利用を計畫中なりしか偶々横濱市青年聯合團か御大典記念事業として水泳場設立の議を樹つるに會せりこゝに於て市はその希望を容れ醵金をも併せ用ひて之を建設し以て臨港都市青年の體育に資し且更に附近一帶に公園施設をなし之か美化に力めたり今功成るを告け幽邃景勝の境滿々たる水を湛へ永く市民の體育竝情操の涵養に供せらるゝを歎ひ茲に由來を刻して之を後葉に傳ふ

昭和五年九月

横濱市長　有吉忠一誌

(2) 弓道場

本市は曩に橫濱公園運動場附屬スタンド內部を體育館として利用し我國粹技たる柔劍道場を設けたるが、又本公園內プールを建設したる餘地を活用して弓道場を設けたり。弓道場は明治神宮運動場にも未だ其の施設なく、又他の大都市に於ても未だ此の例を見ざる時に先ち、獨り我橫濱市之を新設して先鞭をつけたるは此の種道場公設の機運を促進したること又少なからざるべく、復興及復舊事業中に於ても極めて特徵異色の存する處なり。然して其の使命たるや單に弓術の普及向上に資益あらしむるに止まらず、體育竝に精神上に及ぼす效果の多大なるものあるべきを期したり。

此の施設の趣旨に關しては昭和六年二月一日其の道場修祓式の席上有吉市長は次の如く式辭を陳べられたり。

プールの施設が內外人の運動體育施設として最も適切であつたことは前年の成績に顧みて極めて顯著なる事實であるが、本公園內の空地に於て更に最も適切なる體育設備を加ふべく熟慮し研究した結果弓道場を建設することが頗る意義のあることゝ考へた次第である。

それは今日の「スポーツ」至盛時代に處し一には武道の影を偲ぶ」ものとし又一は精神の鍛鍊修養にもなるものであるからである。

現に橫濱地方裁判所長の談に依ると弓道の心得あるやうな人間は罪人として刑務所入りをせぬものであると言ふが、如何にも弓道が人生を裨益する所は其の體育と竝んで修養の上にも大なるものがあると信ずる。然るに斯くまで有力な國技の今日閑却される傾向にあることは遺憾至極である。仍て今回本市に於ては公設として本道場を施設した次第である。

希くは此の趣旨に顧みて大いに利用されたい。

今日至盛を極むる「スポーツ」は克く團體的訓練を必要とし戮力協心以て勇往邁進の方途を訓へ極めて價値あるも其の個人の身心を修練し、心境と肉體とを一致せしめ、氣澄み、心爽かにして一意邪念なく滿腔一箭に集中するの靈感、一矢以て天地を貫くのインスピレーションを把握せしむべ

きは蓋し本技の神髄なるべし。前述市長の式辭に於て「武道の影を偲ぶ」と陳べられしは想ふに、我國の弓術が遠く神代の昔に於て既に發達せることは日本書紀の說く所にも明らかなるが、中世武道の發達せる時代に於ても「弓馬の槍」と稱して武藝の第一位を弓道に置き、又武家の代表名辭として「弓矢取る身」と唱へられたり。されば現今の如き時代推移の場合に於てこの種國技は特に尊重したきものなり。

尙現在の社會事情を案じて一段緊切の感を懷かしむるは階級鬪爭の激しからんとする今日、弓道場に依る和平觀は一層の價値を思はしむ。

孔子は論語に「君子無所爭父他射乎」とあり、君子は爭はず、爭へば弓術なり。而して「揖而揪下而飮其爭也君子」とある如く、互に敬禮して堂に上り終れば敗けたる罰として酒を飮むといふ。其禮儀の正しきは流石に君子の爭ひなりといふは弓道の持味を如實に語り、雍容揖遜の美德は今の時代に特に望ましき處にして、其の六藝中に加へられたる寔に故ありといふべし。

次に其の設計概要は左の如し。

弓道場の射程は手先十五間半を有し、之れに木造平家建石綿スレート葺及亞鉛鐵板平葺一棟間口八間、奥行四間半外に下屋共此の坪數四十坪二合の射場を設へたり。射場は塵外幽邃の境にして環境洵によろしく、其の建築は入母屋造りにして、道場の外玄關、審判員詰所、休憩所及管理人控所等の諸室に分たる。道場は幅五間、奥行二間半あり、射出し間口は四間とし、射手五人立の用に供し一方は弓掛場卷藁を設け、他方は審判席に接し後方休憩所に隣す。上方には八幡大神宮と筆太に記したる神棚を安置し、總體の仕構簡素にして高雅なるが故に身一たびこの境に入れば不知不識

神境に居るの思ひあらしむ。

次に射場（的場）は高さ十尺、幅六間奥行一間半のコケラ板葺五寸勾配切妻造りにして、木造平屋とし內部に土砂盛りをなす。其の寸法は高四尺二寸地盤幅五尺とす。射場屋根は當初生子板葺の設計なりしを園內風致上變更せるものなり。正面上方に市章を記したる幔幕垂れ其の左右及後方は全部山林及芝生地にして自然の急傾斜に鎖されたる爲頗る安全なり。即ち的地盤より園路迄の高低差は二十四尺なり。加ふるに綠蔭濃かに眞に別天地の感あり、極めて靜寂閑雅にして落着のあるは本弓場の特色とする處なり。

かくて射場と射場とを連ぬる射道の幅員は五間にして左右兩側は高さ四尺、敷幅七尺の土堤を造り、之れに多行松を配植して間切とし、土堤より植樹地二間を隔てゝ一割五分の勾配法面の山林にして園路迄の高低差二十一尺とす。斯くして全體的に四圍の光景と調和せしめ以て精神の修養に資せしめんとす。是等總工費は三千五百圓餘を要したり。

本市は上記の施設をなして竣工後横濱體育協會に其管理を委託せるが同協會は弓道部を設け、

一、弓道場ノ經營
二、弓道ノ研究
三、弓道大會竝例會ノ開催
四、其ノ他弓道發達上必要ト認メタル事業

を遂行することゝなし、之が部員としては一ケ月金一圓ヲ醵出スル道場部員

一ケ年金一圓ヲ醵出スル普通部員
一ケ年金五圓以上ヲ醵出スル贊助部員

とに分たれたるが其の現在は(昭和六年初)

道場部員　六十名
普通部員　百九十一名
贊助部員　十二名
計　二百六十三名

を有し、外に横濱地方裁判所長宇野要三郎氏を始め其の他市内知名の達人より成る顧問委員等十二名あり極めて懇切に御教導されつゝあり。されば部員の毎日出動して鍛錬するもの漸く多く別に部員外と雖も随時の入場を許し、一日一人二十錢を以て參加し得るの便を有せしめ、又豫め申込ある場合には道場の貸切制度の設けもあり。之が使用料は

晝間十圓、夜間六圓、晝夜十五圓

とし、斯道團體の爲にも便益あらしめたり。

尚此の他斯道奬勵の爲月並會と稱し、毎月第三日曜を期し、部員其の他の集會を圖れるが多數の參加を得頗る盛況なり。是には相當の授賞もあり、且批評講演等もあり、以て興味と有效とを併せ得る事情なり。

斯くして開設日猶淺きも會員數次第に增加し、且斯道の上達著しきものありて隆昌の機運を呈し、就中來會者の紳士的態度を加ふるは本技の特色とすべき現象にして、會員中に婦人部員の相當あると共に特に外人の參加するものもありて熱心に修道しつゝあるは國際都市に於ける本道場の異彩なり。

更に夜間も適當の照明設備を施したれば夏の夜の修道者亦多し。

(3)園内植樹

次に本園内植栽樹木の内譯は次の如し。

黒松	一二本	トベラ	三五〇本
多行松	五〇	ドウダンツヽヂ	一五〇株
椎	二二五	躑躅	三〇〇
樫	一五〇	皐月	五〇〇
セドラスデオドラ	一五	山茶花	一五〇
モチ	二〇	八ツ手	一二〇
椿	一五〇	寺木	二〇〇
モツコク	五〇	ノ龍鬚	二〇〇貫

右の外野毛山、掃部山、山下公園より本園に移植したるもの次の如し。

椎	一本	藤(棚)棚付	二本

掃部山公園より移植のもの

モチ	三本	モツコク	八本
モクセイ	二本	ツゲ	三本

山下公園より移植のもの

アラヽギ	二〇本	躑躅	百株
八ツ手	九株	青木	三十株
躑躅	三〇株		

高野槇　二〇本　　ボケ　百本
沈丁花　五〇株　　躑躅　百株

ヘ　横濱市兒童遊園

(一)　沿革及計畫

本園は保土ヶ谷區保土ヶ谷元町尾奈志二千番地に在り。市街地を離れ市の中心よりは約一里餘の近隣自然林の野趣に滿てる山地にして、實測面積三萬七千八百坪、周圍約九百間あり。

而して本園設立の經過は、他の一般公園とは其の趣旨を異にしたり。即ち曩に大正十一年十月三十日は學制頒布五十年に相當せるを以て當時市内の各小學校長は其の惠澤を記念し、且大都市兒童敎育の通弊たる體育方面の缺陷を補ひ自然物接觸の機會を多からしめんが爲に、一大記念兒童遊園設置の議を纏め保土ヶ谷町自然林の山地を相し、三萬坪を古平宗治郎氏より金六萬圓にて又四千四百八十坪を小野德太郎氏より金壹萬壹千百七拾餘圓にて買收すべき内交涉を遂ぐると共に、前記古平氏よりは金參萬圓及東海道筋より遊園に至る二條の道路敷地寄附の申出を受く。

仍て總豫算八萬八千五百圓の計畫のもとに、大正十二年二月十七日本縣知事より醵金の認可も得て、市内の有志竝兒童等に汎く寄附募集をなしたりしが偶々震災に會し計畫一時中止す。

然るに該計畫の遂行に努めて翌大正十三年七月十日醵金總額七萬貳百六拾四圓餘に預金利子を添へ之を本市に提出す。市は前記兩氏より夫々豫定の通り土地を買收し茲に三萬四千四百八十坪(實測面積三萬七千八百坪)の敷地を得たり。然れ共之が施設には猶相當の經費を要するを以て未だ工事實施の運びに至らざりしが、遂に昭和三年五月十日復興委員會の議決も經て復興及復

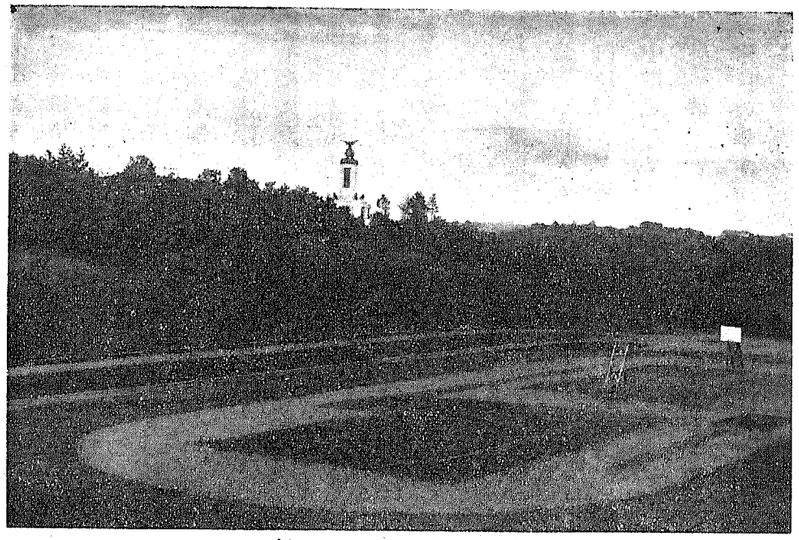

兒童遊園運動場

舊事業費の公園費豫算中より六萬八千餘圓を割きて本園の設備費に當て、其の完成を計り、昭和三年五月工を起し翌四年十月六日竣工開園す。

即ち本遊園新設費總額は次の如し。

市内有志及兒童寄附醵出金總額	七〇、二六四圓
地主古平宗治郎氏寄附土地代	三〇、〇〇〇圓
本市復舊公園費より流用	六八、〇九四圓
設備費に充當	
計	一六八、三五八圓

右の外

忠魂碑建設寄附金及同預金利子　七六、四九三圓

(二)　施設要說

體育運動の施設として園の南方溪谷を埋立てゝ二千二百五坪の運動場を設け、トラックは二百米、直線コースは百米なり。其の北方山間に九十一坪八五の水泳場を置き之に三十一坪の脫衣所を附屬せしめ、下流より約五馬力の電氣モーターにて喞筒に依り汲み上げて給水せり。プールは長二十五米、幅一五米、深一米乃至二米五にして七コー

高野槇　二〇本　ポケ　百本
沈丁花　五〇株　躑躅　百株

へ　横濱市兒童遊園

(一)　沿革及計畫

本園は保土ヶ谷區保土ヶ谷元町尾奈志二千番地に在り。市街地を離れ市の中心よりは約一里餘の近隣自然林の野趣に滿てる山地にして、實測面積三萬七千八百坪、周圍約九百間あり。

而して本園設立の經過は、他の一般公園とは其の趣旨を異にしたり。即ち曩に大正十一年十月三十日は學制頒布五十年に相當せるを以て當時市內の各小學校長は其の惠澤を記念し、且大都市兒童敎育の通弊たる體育方面の缺陷を補ひ自然物接觸の機會を多からしめんが爲に、一大記念兒童遊園設置の議を纏め保土ヶ谷町自然林の山地を相し、三萬坪を古平宗治郎氏より金六萬圓にて又四千四百八十坪を小野德太郎氏より金壹萬壹千百七拾餘圓にて買收すべき內交涉を遂ぐると共に、前記古平氏よりは金參萬圓及東海道筋より遊園に至る二條の道路敷地寄附の申出を受く。

仍て總豫算八萬八千五百圓の計畫のもとに、大正十二年二月十七日本縣知事より釀金の認可も得て、市內の有志竝兒童等に汎く寄附募集をなしたりしが偶々震災に會し計畫一時中止す。

然るに該計畫の遂行に努めて翌大正十三年七月十日釀金總額七萬貳百六拾四圓餘に預金利子を添へ之を本市に提出す。市は前記兩氏より夫々豫定の通り土地を買收し玆に三萬四千四百八十坪(實測面積三萬七千八百坪)の敷地を得たり。然れ共之が施設には猶相當の經費を要するを以て未だ工事實施の運びに至らざりしが、遂に昭和三年五月十日復興委員會の議決も經て復興及復舊事業費の公園費豫算中より六萬八千餘圓を割きて本園の設備費に當て、其の完成を計り、昭和三年五月工を起し翌四年十月六日竣工開園す。

即ち本遊園新設費總額は次の如し。

市內有志及兒童寄附釀出金總額	七〇、二六四圓
地主古平宗治郎氏寄附土地代	三〇、〇〇〇圓
本市復舊公園費より流用	六八、〇九四圓
設備費に充當	一六八、三五八圓
計	

右の外

忠魂碑建設寄附金及同預金利子　七六、四九三圓

(二)　施設要說

體育運動の施設として園の南方溪谷を埋立てゝ二千二百五坪の運動場を設け、トラックは二百米、直線コースは百米なり。其の北方山間に九十一坪八五の水泳場を置き之に三十一坪の脫衣所を附屬せしめ、下流より約五馬力の電氣モーターにて喞筒に依り汲み上げて給水せり。プールは長二十五米、幅一五米、深一米乃至二米五にして七コー

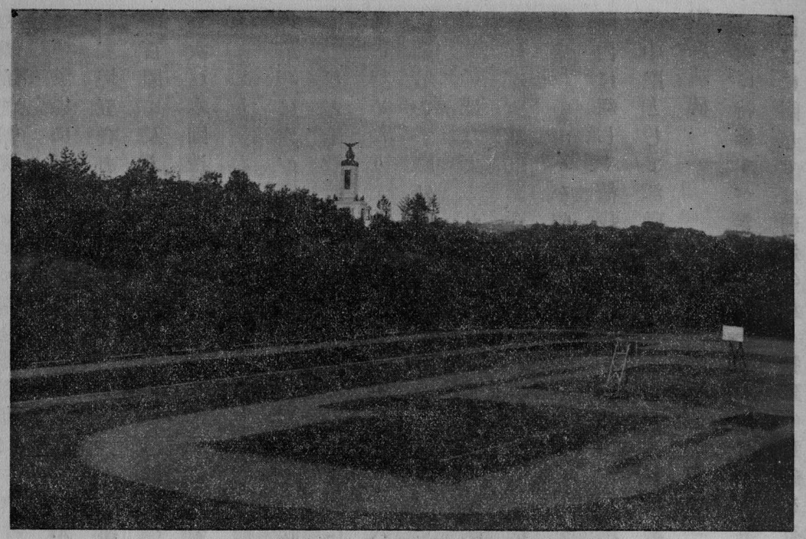

兒童遊園運動場

スを有せり。

運動場に面して丘陵地に木造二階建の兒童集會所を設置し、講堂、休憩室、監理室等を備へ、建坪一四五坪五合あり。又所々の廣場には各種運動器具を据付け休憩所を設けこれらを連ねて延長三千百間に及ぶ大小苑路を築造し逍遙散策に便せしむ。

次に本園造園上最も特色とせるは自然を尊重してこれを保存し、兒童に接觸其の感化を得せしむるにあり。本園は元薪炭林にして檜、欅、栗、笹類等濫りに繁茂密生して人影を沒するの雜木林なりしが、巧に之が間伐整理を行ひ、適當に土工修飾を加へ、廣濶なる芝生地を造り或は新に樹木を補植するなど一般造園工事を施し、都市の近郊に於て年と共に失はれゆく自然林の景趣を愛護保存するに努めたり。即ち在來の雜木に保護手入をなすも天然の野趣は充分に保たれて殆ど人工的の跡を示さず、塵外の清境にしてこゝに遊ばゞよく自然の寵兒たるを得べし。唯冬季落葉林は寂莫蕭條の感なしとせざるも、亦以て天地萬象眠るの靜觀を示すに足り、若し夫れ春立てば新綠、翠綠、秋來れば黃葉、紅葉、舍は樹間にあり、而かも起伏幽邃變化に富みて近郊にあるを知らず、遠く富岳の秀麗武相の山々を望む等近く遠く飽くことを知らざるは之れ本園の最も秀づる所なり。而して又園內に新しく植栽せられたる約一萬本に達する櫻樹は現在兒童の健かに成長してやがて本市民の中堅として活動するの日、また共に成長繁茂して本園に一段の光彩を放つに至らん。

(1) 忠魂碑

次に特筆すべきは本園丘陵の中最も展望に富める中心地に忠魂碑を建設せるの擧なり。本園設立に關しては前述の如く特殊の意義を有し、兒童の教養上に與ふる效果を期待し、體育上のみならず精神教育上の適切なる施設を要求せるものあり。偶々市域擴張後の本市全般に亙る忠魂碑を特に本遊園地を擇みて之を建設せるは其の英靈を祀ると共に、兒童訓育上にも裨益する所大なるのみならず、延いて一般市民の精神作興上に及ぼすべき效果は蓋し鮮からざるものあるべきを信ず。昭和四年十一月橫濱市忠魂碑建設會を起し會長は有吉市長之に任り建碑費は多數同志の醵出に依れり。かくて豫期以上の成績を得、昭和五年秋十一月二十五日畏くも　閑院宮殿下御臺臨の下に盛大なる除幕式を擧行し、完成後本市に之を引繼ぎす。今其の建設工事概要を記す時は次の如し。

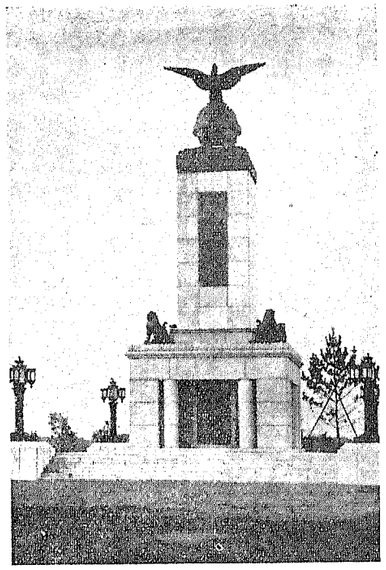

兒童遊園園內本市出身戰病歿者忠魂碑

建坪は七〇坪〇九七、高さは五八尺五(地盤面より金鵄頂部迄)樣式は近世復興式にして其の最頂に金鵄を飾り正面の標記には畏くも　閑院宮殿下の御染筆を辱ふし、構造は基礎割栗石地形、主體は基礎底盤主壁體、主要柱共總て鐵筋混凝土造とし、床は稻田產花崗板石鋪裝、階段、電燈臺座は稻田產花崗石積、外壁は岡山產萬成花崗石張付とす。但し圓柱は同石材積み何れも小叩き仕上とし、內壁及天井は一部人造石塗り、其他は總て漆喰塗り軒先「モールデング」「ベース」唐獅子、塔家上部に「モールデング」名稱板、地球儀、同臺座金鵄は何れも「ブロンズ」鑄造のものを取付け、建具は出入口兩開き鐵製「ブロンズ」鍍金製、欄間は「スチールサッシユ」嵌込み「ブロンズ」鍍金製回轉裝置とす。

而して内部壁三面に棚を取設けて本市出身戰病歿者銘牌を安置し、電燈は四隅に鑄造鐵製ブロンズ鍍金製のもの、内部に「パイプペンダンド」宣徳色仕上げのもの一個を設置したり。

仰げば繪の如き周圍遊園の景勝と相俟ちて、遠く富士の秀峰を展望し心操新に氣彌々澄み靈感の殊に深きを覺ゆ。次に之が建設經費に付豫算と實施とを對照して掲ぐべし。即ち、

建設經費豫算額

寄附募集見込額	七〇、〇〇〇、〇〇〇圓	
寄附金	七五、六二四、六七五圓	
同預金利子	八六八、二六〇	
計	七六、四九二、九三五	
右支出內譯		
工費	四四、五九二、二五五圓	
設計監督費	二、一五九、〇三〇	
除幕式費其ノ他雜費	七、四四一、六五〇	
差引殘額本市へ寄附	二二、三〇〇、〇〇〇	
右豫算內譯		
工費	四五、〇〇〇、〇〇〇圓	
設計監督費	二、〇〇〇、〇〇	
雜費	三、〇〇〇、〇〇	
維持費	二〇、〇〇〇、〇〇	

附　忠魂碑建設趣旨に關する建設會長の演述

本碑建設會發會當時同會評議員、實行委員等約一千名會同をもとめたる席上における會長の演述は其の施設の要旨を明にするものなれば茲に記述して他日に傳ふべし。

○有吉建設會長演述ノ要旨　（昭和四年十二月二日　横濱市忠魂碑建設會第一回役員會ニ於テ）

本日ハ御繁用中特ニ御來會ヲ煩ハシマシテ恐縮ニ存ジマス。是ヨリ一通リ忠魂碑建設ノ趣旨ヲ申上ゲタイト存ジマス。

我横濱市ハ御蔭ヲ以テ既ニ復興シツヽアリマスガ市民諸君ノ今日特ニ御心配ニナツテ居ル所ハ寧ロ今後ニアルト存ジマス。乃チソレハ經濟ノ復興デアリマスガソノ根本トナルモノハ精神ノ振興ヲ計ツテ澄溌タル意氣ヲ涵養スルコトニ歸セネバナリマセヌ。顧ミレバ震災前ノ横濱ハ七十年ヲ費シテ居リマス。而シテ今ノ大横濱市ハ名實共ニ備ハレル都市タラシムルニハ五年七年ノ如キ短時日ヲ以テシテハ到底之ヲ望ムコトハ出來マセヌ。須ラク遠大ナル考ヲ以テ終始不斷ノ努力ニヨリテ之ヲ達成セシムベク先以テ今後ニ於ケル飛躍ノ基礎ヲ作ルコトガ此ノ場合ニ於テ最モ肝要デアルト存ジマス。其ノ爲ニ既ニ青年團、在鄉軍人會、衞生組合等ノ諸君ト協力シテ不怠意氣振興ノ爲ニ御盡力ヲ願ツテハ居リマスガ夫レニシテモ偏ニ市政ノ復興トイフヨリモツト基礎的ナ根本ヲナス市民各自ノ眞ノ復興的ノ要素乃チ敢爲ノ精神ヲ養フコト不屈不撓ノ意氣ヲ啓培スルコトガ最モ重要デアリマス。斯樣ニ致シマスレバ忠君愛國ノ念ノ涵養道德觀念扶植ノ根柢ヲナシマシテ大ニ力强キモノト相成ルモノト信ズルノデアリマス。斯クノ如キ點ニ就イテハ敎職員諸君ハ夙ニ敎壇ノ上デ御盡瘁ナラレテ居ルコトデハアリマスガ此ノ秋ニ際シテ本市ニ於テモ市民諸君ト共ニカヽル基本的ノ敎養ニ對シテ特ニ力ヲ注ガネバナリマセヌ。夫レニハ本市カラ出征サレテ國家ノ爲メニ生命ヲ犧牲ニ供セラレタル人々ノ英靈ヲ弔ヒ其ノ功勞ヲ顯彰スル方法ヲ講ズルコトノ如キハ最モ大切ナコトデアルト思ハレマス。然ルニ顧ミレバ本市ニハ此ノ如キ精神振興ノ爲メノ施設ガ御座イマセヌ。新編入町村ニハ夫々出征軍人記念碑ノ建設セラレタルモアリ旧市域ノ方ニモ奬兵義會ノ義擧トシテ表忠碑ガアルトハ申シマシテモ未ダ全市ノ上カラ見テ公設サレタ記念碑ガナイコトハ遺憾ニ存ズル次第デアリマス。事新シク申上グルマデモナク國家ノ爲ニ誠恪ヲ效シテ戰死或ハ病歿サレタ方々ノ記念碑ヲ作ルコトハ一ニハ英靈ヲ慰ムルコト、ナリ一ニハ國家公共ノ爲ニ獻身努力セル人々ヲ推奬スルコト、ナリマシテ實ニ本市ニハ舊來斯樣ナ施設ガアリマセヌ爲ニ餘儀ナク一昨年來市費ヲ以テ市ノ公的事業トシテ市長ガ祭主トナリマシテオ祭ヲ致シテ居リマス。本年ハ來ル五日ニ擧行スルヤウ準備中デアリマスガ毎年目標トナルモノガアリマセヌ爲ニ假ノ祭壇ヲ設ケ一時榊ニ招魂シテ心バカリノ祭儀ヲ行ヒマスコトハ皆樣ノ御承知ノ通リデアリマス。シカシ斯ト存ジマス。

様ナ狀況デハ遺族ノ身ニナリマシテモ市民ノ心カラ觀マシテモ如何ニモ物足リナク感ゼザルヲ得マセヌ。夫レデ是非英靈ノ姓名ヲ立派ニ刻シ極メテ壯嚴ナル靈位ノ下デ嚴肅ナル祭式ヲ擧ゲタイト存ズル次第デアリマス。

ソコデ適當ナル場所ヲ詮議致シマシタ處ガ此ノ度保土ケ谷ニ小學校兒童遊園地ガ出來致シマシタ。此ノ遊園地ハ元來學制ノ頒布五十年ヲ記念スル爲ニ本市ノ敎育者諸君ガ意義アル記念事業タラシムル爲ニ計畫シクモノデアリマス。夫レハ都會ノ兒童達ガ心オキナク運動遊戲ヲナシ且自然ニ親シマシムルノガ目的デアリマシテ三萬九千餘坪ノ土地ノ價格ハ六萬餘圓デアリマシタガ古平宗治郎氏カラ義俠的ノ寄附ヲ得マシテ汎ク兒童其ノ他一般カラノ醵出金參萬餘圓ヲ以テ買收スルコトガ出來タノデアリマス。處ガ震災其ノ他ノ事情ノ爲其ノ後中止サレテ居リマシタノヲ公園復興費ノ一部分ヲ補ツテ完成致シタノデアリマス。而シテ此ノ場所ハ絶好ノ位置デアリマシテ市ノ中心ヨリ約一里許デヨイ道路ガ設ケラレ徒歩散策ニ適シ自動車ノ出入モ出來マスノデ日曜等ニハオ子サンタチヲ御同行ニナリ御利用ヲ御勸メイタシマス。山アリ谷アリ水アリトイフ狀況デ「プール」モ運動場モ完全ニ施設シ橫濱公園ニ建設サレテアリマシタ公衆集會所ノ建物ヲ移築シテ休息所食事場所ニ供スルコトヽ致シテ居リマスガ其遊園地ニ於ケル一帶ノ丘陵中最モ展望ノ便利ナル場所コソハ忠魂碑建設ニ最モ適シタル地域ト存ジマス。今ヨリ二十年前ニ私ガ外遊ノ際「ロンドン」ニ於テ「トラフワルガー」ヲ通行シタ折ニ「ネルソン」ノ戰勝記念碑柱ノ前ニ立派ナ花輪ガ飾ラレテアリマシタノデ其ノ由ヲ尋ネマスト「トラフワルガー」會戰記念日ニ英國民ノ有志ガ捧ゲタモノデアルト聞イテ流石ニ英國民ノ心境ガ想察サレテ一種ノ感ニ打タレマシタ。我國ニ於テモ黃海ノ海戰、擧天ノ會戰、日本海ノ大戰トイフガ如キ事蹟ノ數百年數千年ノ後ニ傳フベキモノガ勘クアリマセヌガドウカ小學校兒童ノ爲ニ此ノ光榮アル事實ヲ記念セシムルナラバ愛國心奉仕心敎養ノ方法トシテハ忠魂碑ノ建設ガ最モ適當デアルト存ジマス。

設計トシテハ堅實剛健ヲ露ハス爲ニ全體ハ鐵筋コンクリート造リトシテ上ニ金鵄ヲ置キ地球儀ヲ据エ下方ニ一室ヲ設ケ其ノ中ニ千二百餘ノ英靈ヲ安置スルニ足ル設備ヲナスモノデアリマス。本市ノ戰病歿者ハ現在二百五十餘名デアリマス。素ヨリ望ム所デハアリマセヌガ手廣ク致シテ置ク次第デアリマス。而シテ平時ハ閉鎖シテ置キマシテ祭典ノ場合ニ開帳スルコトノ出來ル設計デアリマス。尙此場合再ビ外國ノ例ヲ引用致シマスガ採長補短ノ趣旨デオ聞取リヲ願ヒタイノデアリマスガ夫レハ伯林ノ「チヤガルデン」ニ於ケル凱旋塔ノ左右乃チ凱旋道路ノ兩側ニ獨逸國ノ功臣ノ胸像ガ飾ラレテアリマシタ。之ハ國民ガ其ノ附近ヲ逍遙スル時ニ敬慕ノ念ヲ喚起シテ止マナイヤウニ計畫サレタモノデアリマスガ我橫濱市ニ於テモ此ノ忠魂碑ノ兩側ニ本市ノ爲ニ功績ノ顯著ナル人々ノ記念像ヲ建設スルモ好イコトヽ存ジマス。勿論其ノ實施ニハ適當ナル審議機關ヲ設置スルノ要モアリマスガ斯樣ナ施設ガ兒童等ノ爲ニ愛國ノ精神愛市心ノ養成ニ甚大ナル效果ヲ及ボスモノデアラウト考ヘマス。而シナ此ノ忠魂碑建設ノ費目ハ書類ノ上ニモ認メテ置キマシタガ工事費ガ四萬五千圓設計監督費ガ貳千圓雜費ガ參千圓維持費ガ貳萬圓合計七萬圓ヲ全市カラ寄附ニヨリ醵出致シタイノデアリマス。實ハ此ノ年末ノ經濟不振ノ場合ニ斯樣ナ御配慮ヲ煩ハスコトハ時機ヲ圖ラザルモノヽヤウニモ考ヘラレマスガ總ベテ物事ハ成ルノ日ニ成ルニ非ズシテ因ツテ來ル處ノアルモノデ御座イマシテ今日ノ經濟界ハ一陽來復ノ機會アルコトヲ考ヘネバナリマセヌ。殊ニ我市ノ復興ノ根本ヲナスモノデアリマスカラ此ノ機會ニ於テ是非敢行シタイト御願スル次第デアリマス。隨ツテ御多忙ノ中ヲ御苦勞デアリ且申上ゲ苦イ次第デアリマスガ評議員實行員ヲ御依囑申上ゲタ次第デアリ、マスカラ何卒格別ノ御援助ヲ御願致シマス。而シテ中ニハ評議員タルト同時ニ實行委員トシテ重複ニナツタ御方モアリ、又實行委員中ニモ同町內ニ衞生組合、青年團、在鄕軍人會員モアリマシテ同町內デ御協力ヲ願フヤウニモナツテ居リマス、夫レ故ニヨク協議ヲ重ネ聯絡ヲトルヤウニ御盡力ヲ願ヒタウゴザイマス。而シテ之レガ募集ノ方法ハ全市的ニ可成市民全般ノ醵出ガ望マシイノデアリマシテ夫レト同時ニ又皆サンガ此ノ計畫ニ共鳴セラレテ喜ンデ寄附セラルヽヤウニアリタイノデアリマスカラ吳々モ强制的ニナラヌヤウニ御配慮ヲ望マシウゴザイマス。ソレデ最後ニ募集期限ヲ申上ゲマスト明年二月中ニ完了セシメタク五六月ノ候ニハ竣工スルヤウニ致シタイト存ジマスノデ吳々モ萬事ヨロシク御協力下サイマシテ本事業ノ貫徹致シマスヤウ御取計ヲ御願致ス次第デアリマス。

以　上

次に忠魂碑及其維持金を市に寄附し、又其の基本財產條例を定められたる市會提出議案を左に

掲記すべし。

○市第八二號議案

横濱市忠魂碑建設會長有吉忠一ヨリ保土ケ谷町兒童遊園內所在忠魂碑一基及之カ維持祭祀基金トシテ現金貳萬貳千參百圓ノ寄附願出アリタルヲ以テ之ヲ受領スルモノトス

昭和六年七月二十四日提出　　横濱市長　大　西　一　郎

○市第八三號議案

横濱市忠魂碑基本財産條例左ノ通定ムルモノトス

昭和六年七月二十四日提出　　横濱市長　大　西　一　郎

横濱市條例　（註　昭和六年十一月條例第二一號）

横濱市忠魂碑基本財産條例

第一條　横濱市忠魂碑建設會長ヨリ寄附ヲ受ケタル金貳萬貳千參百圓ヲ以テ忠魂碑基本財産ニ編入ス

第二條　左ノ收入ハ之ヲ忠魂碑基本財産ニ編入ス

一、忠魂碑基本財産ヨリ生スル收入

二、指定寄附金

三、豫算ヲ以テ定メタル編入金

第三條　忠魂碑基本財産ヨリ生スル收入ハ豫算ノ定ムル所ニ依リ忠魂碑ノ維持竝祭祀ニ充當ス

尙忠魂碑前面園路傍には本市に功勞ありし「故平沼女史の碑」を建設す。碑表の維持管理等は社團法人横濱奬兵義會の掌る所にして右は當初平沼町三丁目地先東海道本線沿裏通(舊平沼停車場前)に在りしを今回本遊園內七坪の地域に移設せるものなり。

(2)兒童集會所

本建物は元横濱公園內に在りし公衆集會所を解體運搬して本遊園に移築せるものにして、横濱公園に於ては震災後の大正十三年六月建築以來只管公衆に利用せられたるものなるが、當初は本遊園地に現形の儘移築する設計なりしも實施に伴ひ小屋組一部改造の上補强材を充用し、殊に移築位置は地質の安全地帶を選定せるも猶二階建の一角は崖肩に沿ひて建物敷地を斜斷し往時の谿谷層あり將來震災等に際し地辷りの虞なしとせず。仍て精査の上建築物の基礎一部を特に鐵筋混凝土となし、且つ其の他の基礎も補强連結の施設をしたり。

建物は木造二階建にして、本家の延總坪は一四五坪五合あり。階下平家建部分は四十八坪の講堂及休憩室にして、其他玄關前廣間兩側には休養室と湯沸所使丁室を備ふ。二階は建坪四三坪五合にして監理室、應接室、及來賓室の設備あり、別に物置十二坪あり。

尙移築に伴ひ一部土工々事を施行し六五一立坪を切取り二百三十七立坪の盛土を行ふ。

(3)園路開鑿工事

園路延長

三間ノモノ　一一五間

二間ノモノ　四〇五

一間ノモノ　一、七三五

計　二、二五五坪

廣場面積　三五五坪

園路開鑿の法面は圓く肩落しとし、自然地形の如くなし盛土の箇所は充分搗き固め、幹線園路は路面勾配を成るべく緩かにして横斷勾配は二十分の一とし、叮嚀に地搾への上三分の二噸ストン

ローラーを以て輾壓を加へ、厚さ二寸に砂利を敷均せり。又小園路は淺く切開き單に通行に差支へなき程度に仕上げたり。

廣場地捗は平坦に均すものなるも、周圍に些少の勾配を附して排水を考慮し、廣場内に風致木點在せるは其の儘殘存せしめ、而して急勾配の箇所には本園別途工事より産出せる雜木材を以て土留として動木を埋設せしめたり。

(4)運動器具設備

一、	四連シーソー	二基
二、	コンビネーション	一基
三、	メリーゴーランド	一基　徑九尺
四、	滑　臺	二基

(5)植栽工事

昭和三年五月先づ吉野櫻高さ六尺以上のもの壹萬本を保土ヶ谷驛渡し一本當り五錢總額五百圓を以て横濱植木株式會社より購入し、園内苗圃に一旦假植し、其の後昭和四年三月に至り此の櫻樹苗八千五百本を本園全地區に分布定植すると同時に、又本園隣接地に存在せる左記寄附に係る松樹壹千四百本を植栽せり。

本園内寄附樹木

松	一千本	市内弘明寺町　根本啓次郎
同	四百本	市内永田町　中西大玄
モチ	一本	縣下都筑郡二俣川村　永野米吉

右の外植栽樹木は次の如し。

椎	三百五十五本	山躑躅　二千株
ヒサカキ	二百株	サカキ　三百株
モチ	一本	サワラ　五百株
		青木　百五十株

卜翁町公園

(一)施工概要

中區翁町一丁目港橋際大岡川に沿へる三角形の一劃を占めたる小公園にして、實測坪數三九一坪六、周圍約九十間あり。震災前の大正十年大岡川沿幅員六間、延長十六間の道路を廢して街庭敷となし尚其の傍の舊道路を擴張の際廢道敷に接する迄買收し、現在の擴張道路以外を總て小公園とせるものなるが極めて小規模にして特筆すべきものなかりしが、公園復舊費の一部を割きて之を造園し、廣場には各種の運動器具を設備し、其の他壁泉及砂場等を設けて專ら兒童本位の小公園となせるものにして、大岡川を擁して對岸所在の植樹地帶と共に横濱公園延長の觀をなせり。

復興工費は五千九百餘圓を要し昭和三年六月十一日起工し同年九月一日其大部分を竣へて開園し、其の後昭和六年三月に至り園内港橋寄消防詰所側を造園して全部を完成す。

而して本園地籍調は次の如し。

町名地番	臺帳坪數	實測坪數	備考
中區翁町一丁目一番地　道路	三二六坪	三九一、六坪	道路敷

廣場は砂利敷にして面積二百十九坪あり之に備へたる運動器具は左記の如し。

1. 特許四連スプリング、シーソー　一基
   横梁受柱共二吋半鐵管にして横架材は長十五尺幅一尺厚三寸五分後尾は腰掛の部に圓味を附す。
2. ジユニアー、コンビネーション　一基
   横梁三吋柱二吋鐵管にして地上高十尺とす。
3. ストレート、スライド　二基
   受柱は三吋其の他はアングル一吋管取交せ組立て滑面は木製とす。
4. 移動大形ブランコ　四基
   一吋四分ノ一及一吋鐵管及腰掛は木材を使用す。

是等鐵材は全部亜鉛鍍金仕上げとし、木材は乾燥材にして木目通り精選したるラワン材を使用し所要箇所はワニス二回塗其の他はペンキ三回塗仕上げとす。

壁泉は鐵筋混凝土造、表面人造石洗出塗のもの一箇所にして、兒童用砂場は面積三坪七五を有す。

又植樹工事は大岡川岸に沿ひて枝垂柳樹高二十尺のもの六本、南東方の兩道路に沿ひて椎樹々高十八尺乃至十五尺のもの十七本、港橋寄には白樫樹高十五尺乃至二十尺のもの二十本を植栽す。

其の間公孫樹、厚皮香、モクセイ、乙女椿、珊瑚樹、八ッ手、青木、躑躅を景觀よく混植し、樹間に高麗芝七十坪を張付けたり。其の他排水には暗渠工事を行ひ、植栽地緣石は玉石を列植し、腰掛露床は錬鐵製のもの十脚を設へ、外柵は鐵筋混凝土造、瓦斯パイプ手摺付にして延長三三間七五之に鐵筋混凝土造門柱三箇所ありて、園内人止木柵は延長七十七間なり。

チ　久保山合祀靈場附屬公園

(一)　施工概要

本園は大震災に遭難せる殃死者を合祀せる久保山靈場の附屬公園にして、復興及復舊事業費中公園費の一部二千二百餘圓を割き本市土木局に於て植栽其の他造園工事を擔當施行せるも、本公園完成後は左記の如く正法護持財團をして管理せしむることゝなれり。

即ち本公園用土地に關し次の通使用貸借契約を締結す。（昭和二年十二月二十三日市會可決）

横濱市長有吉忠一ヲ甲トシ正法護持財團代表者理事川合昇ヲ乙トシ兩者間ニ土地使用貸借契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條　乙ハ其ノ所有ノ横濱市中區久保町字大丸九百十三番ノ一畑一反四畝四歩（此實測坪數四二三坪三〇三九）ノ土地ヲ久保山合祀靈場附屬公園ノ敷地トシテ甲ニ無料ニテ使用セシムルモノトス

第二條　本件土地使用貸借期間ハ本契約締結ノ日ヨリ向フ二十五年間トス但甲乙兩者ノ協議ニ依リ其期間ヲ伸長スルコトヲ得

第三條　久保山合祀靈場附屬公園ハ乙之ヲ管理シ其管理ニ要スル費用ハ乙之ヲ支辨ス

第四條　本契約ニ定メナキ事項ハ甲乙ノ協議ニ依リ之ヲ處理ス

右契約ヲ證スル爲メ本書二通ヲ作成シ甲乙各一通ヲ所持スルモノナリ

(二)　施工一覧

地模様造成工		四四六面坪三七
園路廣場造成及敷砂利工		七七面坪二七
木柵工		一二五間
植栽工	櫻	三〇本
	ドウダン	二二〇株
起工		昭和四年四月十一日
竣工		同　年五月三十日
工費		二、二七〇圓

生垣工		四七間
茨鐵線柵工		四一間
黒松	一五〇本	
マサキ	二九〇株	
躑躅	五四〇株	
野芝	三六九面坪	

第十八章　下水事業

一　總說

イ　沿革概說

都市の完全なる發達を圖る目的を以て都市計畫事業の勃興を促したる今日、該事業の重要なる施設とする下水計畫は市民の保健衛生上極めて喫緊の事業に屬する所にして、本市に於ける下水道の沿革は別記下水道調査計畫說明書記述の通り遠く明治十七年にあり。其の後何等系統的施設なく單に部局的施工に止まり連絡統一を缺ぐ所多く、函渠開渠又は陶管を用ひ隨時隨所に雨汚水を集め附近河川運河及海岸に放流するに過ぎず。極めて不完全なるに鑑み大正十二年一月以來初めて本市都市計畫局に於て銳意改良下水其他諸般の調査設計に當り、着々其進行を見るに至りたる際偶々大震火災の厄に遭ひ關係圖書類を烏有に歸し、其計畫は一時中斷せられたり。

而して本市下水管渠の被害著しかりしを以て之を好機とし、從來の調査も出來る限り之を用ひ復興復舊事業の計畫を樹て、之と相俟ち一般下水改良事業も漸く其緒に就きたるが、該計畫の要旨とする處は單に行政區域內に止まらず隣接區域に及ぼして連關的調査をなし、即ち大橫濱市に亘り有機的設計のもとに下水改良計畫の根幹に觸れたり。

二　復興復舊事業

イ　計畫大綱

下水の復興及復舊事業計畫は下水事業費四百十八萬五千餘圓を計上し、尙外に議定街路の一部及區劃整理街路內下水工事をも當該事業を以て各系統的に改良下水道を施工し、以て本市下水道の面目を一新す。

其の施工延長は別表の通り二七八粁六六七(九一九、六〇二尺)にして、之れに從來施設せられたる下水管渠の內將來利用し得らるゝもの〻延長一〇九粁七八四を合し、現在下水道の總延長は三八八粁四五一にして、此の施工總面積は約一千「ヘクタール」(約三百萬坪)なり。

右の內復興事業に依るもの〻施工面積は九六九、七二二面坪、管渠延長一四四、三九三尺にして、復舊事業に依るもの〻施工面積は一、三六八、二〇八面坪、管渠延長三九四、四八五尺、人孔三、五七〇箇所竝五、〇八二箇所とす。

本設計に於ては、神奈川縣橫濱測候所に就き、大正元年以降同十年に至る、十箇年間の自記雨量計による降雨觀測記錄を參照し、標準降雨量を五十二粍とし、雨水流下量の算定は合理方式に則れり。而して之等の施工により雨水竝汚水を合流式に依り同一管渠に注入し、然して自然勾配に依り管徑を大ならしめざる範圍に於て系統正しく適宜河海に排流せしむることゝし、且つ他日改良下水道實施の場合に於て一小部分の改造さへ行はゞ何等の支障を來さゞるやう豫め注意する所あり たり。

ロ　設計概要

○下水管渠

下水管渠は主として、陶管及鐵筋混凝土製圓管を使用す。即ち內徑七寸五分以上內徑一尺二寸五分迄は陶管を使用し、內徑一尺五寸以上內徑四尺五寸迄は鐵筋混凝土管を使用せり。但必要なる箇所には矩形暗渠を施行せり。

尙下水管徑の算定は、前記標準降雨量より合理方式によりて算出せられたる、流下量の「テーブル」に據れり。雨汚水流下の管內斷面は、內徑二尺以下の管にありては管徑の三分の二深さの斷面とし、內徑二尺二寸五分以上の管にありては全斷面を滿流するものとし、「クッター」氏の公式により算定せり。而して管內の流速は、一秒時に付最大六尺、最小三尺を以て、大體の設計限度とせり。

○人　孔

人孔は下水管內掃除及び管內換氣の目的を以て、下水管の起點、屈曲部(勾配の變り目を含む)、管徑の變化ある箇所、直線部と雖長距離の場合には、其中間に之を設置せり。

內徑三尺人孔は管の起點又は內徑一尺五寸以下の管に用ひ、內徑四尺人孔は、內徑二尺未滿の管二條以上會合する點、內徑四尺未滿の單條下水管屈折箇所又は直線中及起點にして內徑三尺人孔に依り得ざる場合に用ひ、內徑五尺人孔は、內徑四尺及四尺五寸の管及內徑二尺以上の管の會合點にして、內徑四尺人孔により得ざる場合に用ふ。尙以上三種類の人孔により難き場合にありては任意特殊人孔を施工することゝせり。(別圖參照)

○雨水桝

人孔構造標準圖

同三尺　　同四尺　　內徑五尺

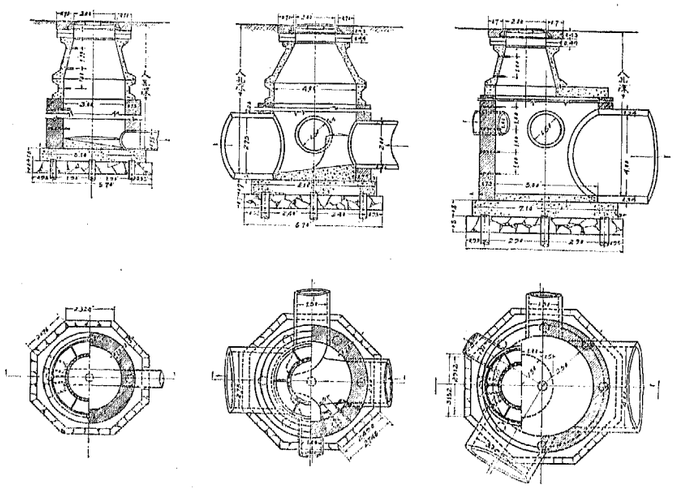

雨水栿標準圖

（種丁）　　（種丙）　　（種甲）

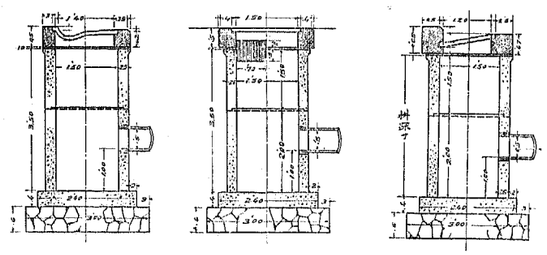

（乙種省略）

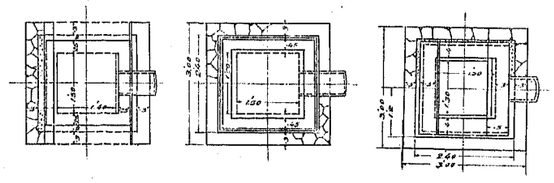

下水管敷設標準圖

斷面

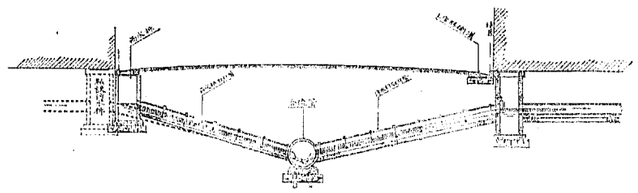

平面
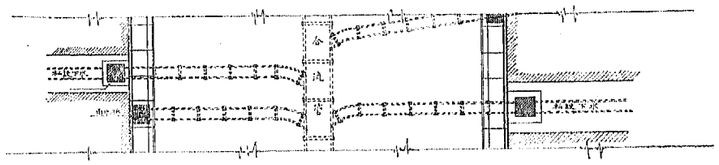
管接合部詳細圖

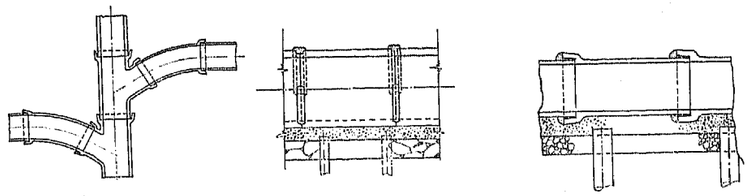

管設敷斷面圖

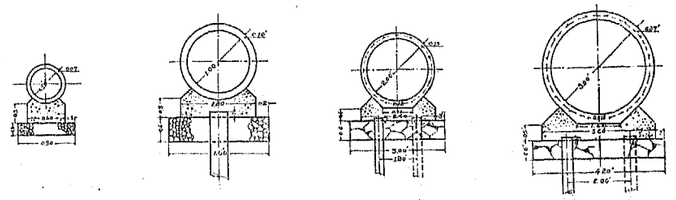

雨水桝は側溝の形狀によりて甲丙丁の三種類とせり。（乙種は殆ど施工せざるに付省略）
甲種はL字型側溝用とし、丙種はU字型側溝用として施工せり。其の設置せる間隔は側溝の延長約二十間置きとし、構造は鐵筋混凝土製内法一尺五寸方形の上下二個よりなりたる深さ三尺五寸のものに、各側溝形狀の緣石及鑄鐵製蓋を取付けたるものなり。（別圖參照）

○私設下水道

下水道施設の實際的效果は、公設、私設兩下水の相關連して實施せらるゝの如何によりて、差異を生ずるものなり。依つて本下水道の實施に當りては之れを良く一般市民に諒り之れが普及に努めたりし結果公設下水の敷設と共に私設下水流下の面目を一新し改良下水道の實を揚げ得たるものなり。

八　下水渠形狀別延長調　（昭和六年七月）

形狀	內徑	排水渠延長
圓形管	尺 〇、五〇	米 二七四、〇〇
同	〇、七五	九〇四、二二
同	一、〇〇	九〇、三三〇、〇六
同	一、二五	二九八、〇八九、二
同	一、五〇	二〇五、七〇六、六
同	一、七五	一一九、五二一、七
同	二、〇〇	八二、七一八、五
同	二、二五	四九、〇五八、五
同	二、五〇	五〇、四七六、一
同	二、七五	三六、一六七、五
同	三、〇〇	二〇、八八六、七
同	三、五〇	一〇、二〇八、一
同	四、〇〇	一四、七五五、九
同	四、五〇	一三、五〇〇、九
合計		四、〇六四、六
暗渠	箱型	二四一、〇
總計		九〇六、二九九、五
		一三、三〇二、八
		九一九、六〇二、三
同	一、七九、二五〇圓	
	七〇、七五〇圓	
同	一、二五〇、〇〇〇圓	
同	二、六九〇、九四三圓	
	二四四、一四九圓	
計	四、一八五、〇九二圓	

二　下水事業費豫算

金四百十八萬五千九十二圓

內譯

一、復興費中下水工事費
同　設計監督費
計

二、復舊費災害土木費中下水工事費
三、臨時部復舊土木費中下水工事費
計

備考　右事業費の内復舊費災害土木費及臨時部復舊土木費中の下水工事費に對する設計監督費は他の土木工事費に對する分と共通計上されたるを以て茲に掲げず。

本復興工事竣功調（昭和七年二月調）

工事番號	工事箇所別	竣功額	起竣工年月日	施工面積	工事概要
四〇一	櫻木町驛間舊横濱驛	四三、四九四、二九圓	大正一四、九、八同一五、二、一四	一九、七五〇坪	管渠人孔 八、六九二、八〇尺 七九
同	鹽田久保町	四三、〇五〇、二二同	昭和三、一一、一九同三、三、三〇	一三、一六五同	同 三、六四五、六〇同 三〇 同 五九
同	櫻木町驛前	一、九三五、二四同	同三、四、二二同三、一一、二九	二、一二〇同	同 二九七、〇〇同 五 同 八
	小計	八八、四七九、七四		三五、〇三五同	同 一一四、六三五、四〇同 一一四 同 一四六
四〇二	岡野町ノ大部一部	七八、二一四、〇四同	大正一四、八、一同一五、三、一五	四九、九四六同	同 一二、二〇一、三七同 九三 同 一七九
同	南幸町ノ一部	四二、五一四、七七同	昭和二、一一、一〇同三、六、三〇	二三、八二五同	同 六、九五六、五五同 七八 同 五九
同	南幸町ノ大部岡野町ノ一部	三三、〇一八、〇三同	同二、一二、一三同三、七、一四	一一五、四八五同	同 三、七八五、五五同 三七 同 七五
同	神奈川二ツ谷神藤分住宅下	一〇、四三六、二八同	同二、一二、一一同三、八、一五	二六、〇〇〇同	同 一、六九二、五〇同 一六 同 七六
同	神奈川稲荷町新町	一二、六四五、〇六同	同二、一二、一一同三、八、一五	二四、八七五同	同 三、七八五、五五同 三一 同 四六
同	子安町大口	一八、六六一、一六同	同三、一、一四同三、七、一五	一五、一七五同	同 一、七二三、一〇同 一三 同
同	鶴屋町内海	一二、三三三、六一同	同三、一、一四同三、七、一五	一五、一七五同	同 三、五二四、九〇同 四〇 同 五二
同	青木町東輕井澤	一八、六六一、一六同	同三、一、一四同三、七、一五	三〇、二五七同	同 二、三〇七、二〇同 二二 同 二八
同	神奈川九番町	一四、一九一、三八同	同三、一、一四同三、七、一五	一四、四四九同	同 二、二三六、〇〇同 四八
同	青木町松本	二九、三〇四、七三同	同三、一、一四同三、七、一五	五九、八二五同	同 五、三一五、五五同 一〇
同	東神奈川驛附近	一四、五六一、九一同	同三、一、一四同三、七、一五	九、七四五同	同 二、八一七、八〇同 三二
同	青木町廣臺	七、六一一、八八同	同三、一、一四同三、七、一五	二四、一八三同	同 一、〇五九、四〇同 三一
同	表高島町	一五、八六五、三六同	同三、一、一四同三、七、一五	二二、七四〇同	同 四、四六〇、三〇同 三二
同	子安町七島	六、九七七、一〇同	同三、一、一四同三、七、一五	四、三〇〇同	同 九四四、八〇同 一八
同	子安海道通	六、二五〇、八五同	同三、一、一四同三、七、一五	一七、四九〇同	同 六四七、〇〇同 一〇〇
同	神奈川富家町	一七、四五八、四九同	同三、一、一四同三、七、一五	一〇、〇五〇同	同 二、九五一、二〇同 一四
同	淺間町霜ノ下	一七、七二五、六六同	同三、一、一四同三、七、一五	五六、一〇五同	同 一、七八一、五〇同 三〇
同	子安町富士見橋通	二、三七一、四四同	同三、一、一四同三、七、一五	一、六〇〇同	同 四九二、〇〇同 八
同	舊神奈川驛前	五、七一八、四二同	同三、一、一四同三、七、一五	六、九七三同	同 一、四一六、八〇同 二二
同	裏高島町	一三、三七五、一三同	同三、一、一四同三、七、一五	一四、八二五同	同 二、六五〇、五〇同 三九
同	淺間町社宮司	一二、七八四、七六同	同三、一、一四同三、七、一五	九五、四七五同	同 二、九八六、九〇同 一一
同	神奈川神明町	三、六九六、三二同	同三、一、一四同三、七、一五	九同	同 五六五、一〇同 一二
同	神奈川二ツ谷其二	二、〇八四、一五同	同三、一、一四同三、七、一五	八同	同 三二五、四〇同 四四
同	子安町溝ノ下、打越	一二、五八六、六八同	同三、一、一四同三、七、一五	一七、七七五同	同 二、三〇七、二〇同 二八

ハ　復舊工事竣功調（昭和七年三月調）

工事番號	工事箇所別	設計額	竣功額	竣工年月	施工面積	人管孔渠	枡延長	敷設口徑
三九六	同同同同 山下町ノ一部	三三三六〇〇圓	三四三九四圓	同大正	三五〇坪	人管	三	三尺
	港町外五ヶ町 眞砂町外九ヶ町 薩摩同加賀町 藤上町追加町上	一九七七〇〇	一八七七〇〇	同昭和	三五〇	孔渠	一〇	一〇
		三五七〇〇	三五七〇	同同	三五〇	雨水枡	一〇	一〇
		三五七〇〇	三五七〇	同同	三五〇	七	一〇	一〇
		三五七〇〇	三五七〇	同同	三五〇	人管	三	三尺
		一九七七〇〇	一八七七〇〇	同同	三五〇	孔渠	一〇	一〇
		三五七〇〇	三五七〇	同同	三五〇	枡

| | | |

工事箇所別	設計額	竣功額	竣工事業功手	施工面積	
總計	小計	小計			
下水第十三號線及第七號路線内其二三事内	五六、三五七、〇〇〇	三、三五六、〇〇〇	同同	三、五九〇	人管孔渠
水路第十三號線及第九號路線内其二三事内	五六、三五七、〇〇〇	三、三五六、〇〇〇	同同	三、五九〇	人管孔渠
工路線内其二三事内	五六、三五七、〇〇〇	三、三五六、〇〇〇	同同	三、五九〇	人管孔渠
下水第十三號線及第七號

第六條　設計內譯書ニ掲記セル支給品以外ノ諸材料及工事施工ニ必要ナル測量遣形足場假道假水路在來構造物防護其ノ他總テノ設備ニ要スル費用ハ請負人ノ負擔トス

第七條　請負人ハ工事遂行上適當ナル技術者ヲシテ現場ニ於ケル一切ノ工事ヲ監督セシムベシ

第八條　請負人ノ使用スル職工人夫ニシテ工事遂行上不都合アリト認ムル時ハ其ノ使役ヲ停止シ又ハ退去セシムルコトアルベシ

第九條　設計內譯書仕樣書及圖面記載ノ寸法ハ特ニ示セルモノヽ外總テ仕上寸法トス

第十條　支給品ハ左記ノ場所ニ於テ交付スベキニ依リ同所ニ於テ受領シ請負人ノ費用ヲ以テ直チニ現場ニ運搬保管スベシ運搬及保管中ノ亡失毀損ニ對シテハ總テ請負人ニ於テ損害ヲ負擔スベシ

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)セメント　高島町本市倉庫
鐵物(人孔,燈孔,雨水桝蓋本市材料置場
鐵筋混凝土製品及膠泥製品(圓形管,ソケット及ソケット蓋人孔用周壁塊桝側塊同

第十一條　支給品ノ殘餘又ハ在來構造物ノ取崩シ材ニシテ本工事ニ使用セザルモノハ係員ノ指揮ニ從ヒ其ノ指定ノ場所ニ運搬スベシ

第十二條　「セメント」ハ現場附近ニ於テ係員ノ指揮ニ從ヒ濕氣ニ浸カサレザル樣適當ニ保管シ使用ノ際ハ假圍等相當設備ヲ施シ飛散セザル樣注意シ塊ハ打碎キ塵埃紙切等ハ之ヲ除去シ使用スベシ

第十三條　「セメント」空樽及空袋ハ係員指揮ニ從ヒ整理シ逐次返納スベシ但シ不足分ニ對シテハ請負人ニ於テ辨償スベシ

第十四條　洗砂利及洗砂ノ置場ハ土砂塵埃等ノ混入セザル樣相當ノ設備ヲ爲ス可シ

第十五條　遣方型枠山圍其ノ他假設構造物ハ請負人一切ノ責任ヲ以テ自ラ適當ト信スル方法ニ依リ設計シ係員ノ承認ヲ受クベシ

第十六條　前項ノ假設物ニシテ圖面又ハ設計內譯書ニ其ノ構造及內譯ヲ示シタルモノハ單ニ市ノ見込ヲ示シタルモノナルヲ以テ請負人ハ之ニ拘泥セズ前項ニヨリ設計スベシ

第十七條　前二項ノ材料中現場ノ狀況ニヨリ必要ナリト認メタルトキハ之ヲ埋込トナスコトヲ命スルコトアルモ請負金額ヲ增加セズ

第十八條　工事施行中ハ交通及保安ニ關シ充分注意ヲ拂ヒ之ガタメ必要ナル施設ヲナスベシ

第十九條　工事施行中ハ地上及地下ノ既設建造物ニ支障ヲ及ボサザル樣相當ノ防護工事ヲ施スベシ若シ支障又ハ損害ヲ及ホシタル場合ハ請負人之カ責ニ任スベシ

第二十條　工事中交通ニ危害ヲ及ボサヾル樣注意シ危險ナル場所ハ假圍等ヲ取設ケ夜間ハ指定ノ場所ニ點燈スベシ

若シ請負人ニ於テ適當ナル危險防止ノ設備ヲ成サザル時ハ市ニ於テ設備シ其ノ費用ハ請負金又ハ保證金中ヨリ控除スベシ

第二十一條　工事材料置場選定ニ關シテハ係員ノ指揮ヲ受クルヲ要ス尙亂雜ニ陷ラザル樣日々整理スベシ

第二十二條　堀鑿土砂竝工事用諸材料等ノ堆積亂雜ニシテ交通其ノ他ニ著シキ支障ヲ來タスモノト認ムルトキハ之ヲ整理セシムルタメ一時工事ノ中止ヲ命ズルコトアル可シ

第二十三條　道路ヲ橫斷スル個所及其ノ中間約三十間毎ニ幅員九尺以上ノ假橋又ハ假道路ヲ設ケ且ツ堅牢ナル手摺等ヲ施シ交通ニ危險ナカラシムベシ又家屋ニ接シテ堀鑿スル場合ニハ其ノ出入口ニ幅員二尺以上ノ假橋ヲ架設スベシ

第二十四條　工事中關係地先其ノ他ヘ交涉ヲ要スルトキ若クハ交涉ヲ受ケタルトキ又ハ私有構造物ヲ取崩ス必要アルトキハ係員ニ申出デ指揮ヲ受クベシ

第二十五條　私有ニ屬スル構造物ノ取崩シ材ハ所有主ニ引渡ス可シ若シ所有者不明ナルトキハ係員ノ指定ノ個所ニ運搬シ類別シテ積置ク可シ

第二十六條　在來下水ハ疏通ニ支障ナキ樣設備シ他ニ漏洩セザル樣注意シ管渠工事施行ノ際請負人ノ費用ヲ以テ之ヲ管渠ニ取付ク可シ

第二十七條　施工上一時排水廻堀等ヲナス場合ハ山崩及道路面ノ泥濘ナラザル樣指揮ニ從ヒ假土留等ヲ堅牢ニ設備スベシ

第二十八條　本工事施行中他官衙會社等ニ於テ電纜瓦斯管水道管等ノ敷設其ノ他工事ヲ同時ニ施行スル場合ハ係員ノ指示ニ從ヒ相當便宜ヲ與ヘ之ニ報酬又ハ損害賠償等請求スルコトヲ得ズ

第二十九條　一部ノ工事終了シタルトキハ其ノ部分毎ニ跡堰及左右掃除ヲナシ順次全部ニ及ボス可シ

第三十條　工事用水ニ付テハ工事着手前係員ノ指示ニ從ヒ豫メ之ガ給水ノ準備ヲナス可シ

二、材料

第三十一條　工事用材料ハ使用前其ノ品質寸法等檢査ヲ受ケ不合格品ハ直チニ場外ニ搬出シ合格品ハ指定ノ場所ニ積置キ請負人保管ノ責ニ任ズ可シ

第三十二條　材料檢査ノ際ハ請負人又ハ其ノ代人之ニ立會フ可シ若シ立會ハザルトキハ請負人ハ檢査ニ對シ何等異議ヲ申シ立ツルコトヲ得ズ

第三十三條　檢査試驗ノタメ使用ニ耐ヘザルニ至リタルモノハ所定數量ニ算入セズ

第三十四條　材料ノ檢査方法ハ係員ノ見込ニ依リ施行ス但シ之レニ要スル勞力ハ請負人ノ負擔トス

第三十五條　並形煉瓦ハ上等燒過ニシテ形狀正シク其ノ組織緻密均一ニシテ氣泡龜裂等ノ缺點ナク互ニ打擊スルトキハ金屬樣ノ清音ヲ發シ吸水量ハ八分ノ一以下ノモノタル可シ

第三十六條　異形煉瓦ハ其ノ大サ長七寸五分厚二寸幅一端三寸他端四寸一分トシ各邊ニ二分以上ノ增減アルヲ許サズ但シ品質ハ前項ニ準ズルモノトス

第三十七條　煉瓦ハ持込前見本品ヲ差出シ假檢査ヲ受ク可シ

第三十八條　川砂利ハ徑一寸以下砂拔キニシテ多摩川産相模川産若クハ之ト同等以上ノ品質ヲ有シ堅硬ナル礫ヲ用フ可シ

第三十九條　洗砂利ハ品質前項川砂利ト同等ノモノニシテ能ク洗ヒタルモノトス但シ徑ハ二分以上一寸以下ニシテ鐵筋混凝土用ノモノハ三分以上六分以下トシ細粗適當ニ混合シタルモノトス

第四十條　洗砂ハ多摩川産相模川産若クハ之ト同等以上ノ品質ヲ有シ能ク洗滌シ塵埃泥土等ヲ混ゼザルモノタルベシ

第四十一條　石材ハ總テ指定ノ地ニ產シ其品質緻密堅靱ニシテ皮目裂目腐朽等ノ缺點ナク寸法正確ナルモノタル可シ

第四十二條　花崗石ハ稻田產若クハ之ト同等以上ノ品質ヲ有スルモノニシテ其ノ質堅硬且ツ稜角ヲ有シ大サ三寸內外ノモノタル可シ

第四十三條　割栗石ハ特ニ指定シタル場合ノ外ハ豆相產若クハ之ト同等以上ノ品質ヲ有シ其ノ質緻密堅靱ニシテ色合一樣ノモノタル可シ

第四十四條　豆相產堅石ハ等質同色ノ良品タル可シ

第四十五條　笠石及下水緣石一個ノ長又ハ下水蓋ノ幅ハ規定寸法ヨリ一割內外ノ增減アルモ延長ニ於テ不足ナキトキハ係員ノ許可ヲ受ケ使用スルコトヲ得

第四十六條　間知石ハ豆相產堅石ニシテ仕上寸法ニ差支ナキ充分ノ餘裕ヲ保チ胴ノ凹落セザルモノトス

第四十七條　鑄鐵ハ形狀正確鑄膚平滑其ノ質緻密均一ニシテ砂孔氣泡等ノ缺點ナク種々ノ方法ヲ以テ瑕疵ヲ彌縫シタルモノナルベカラズ

第四十八條　鑄造物ハ檢査ヲ經タル後其ノ全體ヲ淸掃シ之ヲ高熱度ノ防銹液ニ浸漬シ充分ニ被包セシム可シ

第四十九條　鍛鐵ハ全體同質ナル上等品トス

第五十條　「ボールト」ハ鍛鐵ニシテ頭部ハ火造品トシ鍛接スベカラズ

第五十一條　鐵筋用鐵材ハ軟鋼ニシテ標長八吋ノ供試片ニ對シ抗張强度一平方吋ニツキ五萬五千封度以上彈性限度其ノ二分ノ一以上伸張百分ノ二十以上トシ常溫ニ於テ其ノ徑ニ等シキ內半徑ヲ以テ百八十度ニ撓曲シ其ノ外面ニ龜裂等ノ異狀ヲ呈セザルモノタル可シ

第五十二條　鐵線ハ軟鋼ノ燒鈍セザルBWGニ依ルモノトシ結束用鐵線ハ同二十番トス

第五十三條　總テ鐵材ハ無錆モノニシテ檢査ヲ經タル後錆止ヲナスベシ

第五十四條　木材ハ總テ眞直ニシテ大節死節乾裂又ハ腐朽等ノ缺點ナキ良品ノモノタルベシ

第五十五條　抑角ノ丸身ハ長ノ中央ニ於テ幅員ノ四分ノ一以下トス
第五十六條　杭用丸太ハ生松眞直ナルモノニシテ現場ニ於テ皮ヲ剝ギタルモノトス

三、施　行

(イ)　土工及排水

第五十七條　堀鑿ハ諸材料其ノ他準備整ヒタル後ニアラザレバ着手ス可カラズ
第五十八條　堀鑿底幅ハ係員ノ指揮ニ從ヒ管徑ニ應ジ施工ニ支障ナキ程度ニ兩側ニ相當ノ餘裕ヲ存セシムベシ
第五十九條　一時ニ堀鑿ス可キ區域延長ハ係員ノ指揮ヲ受ク可シ
第六十條　堀鑿ハ其ノ法線ヨリ凸凹ナキ樣注意施工シ山崩等ナキ樣充分堅固ナル山圍ヲ設ケ建物其ノ他ニ接近シタル場所ハ特ニ完全ナル防護工事ヲ施ス可シ
第六十一條　堀鑿中石材煉瓦下水管等ヲ堀出シタルトキハ係員ノ指定ノ個所ヘ運搬ス可シ
第六十二條　堀鑿土中衣土ハ別ニ集積シ跡埋ノ際路面ニ使用ス可シ
第六十三條　堀鑿個所ノ路面ニシテ割栗石等特種材料使用シアルトキハ其ノ取除キ古材ハ叮嚀ニ保管シ跡埋ノ節在來樣造ニ倣ヒ復舊ス可シ
第六十四條　堀鑿土ハ堀鑿孔ノ側又ハ交通ノ障碍トナルベキ場所ニ堆積セザル樣必ズ當日中ニ他ニ運搬ス可シ
第六十五條　已ムヲ得ズシテ堀鑿土ヲ一時堀鑿孔ノ側ニ堆積スル場合ハ土砂ノ散亂セザル樣相當土圍ヲ施シ交通ニ支障ナカラシム可シ
第六十六條　堀鑿土ハ埋戻ニ要スルモノヽ外係員ノ指揮ニ從ヒ指定ノ個所ニ運搬整理シ指定ナキモノハ請負人ニ於テ隨意處分スベシ
第六十七條　盛土ハ監督員ノ指揮ニ依リ指定ノ高サ及勾配ニ從ヒ遣方ヲ取設ケ前後左右取合セヨク完全ニ施工スベシ
第六十八條　盛土ハ上面不陸ナキ樣敷均シ「ローラー」ヲ以テ數回輾壓ス可シ
但シ土地ノ狀況ニヨリ木蛸ヲ用フルコトヲ得
第六十九條　工費算出ニ用フル土ノ容積ハ在來地坪トス
第七十條　跡埋ハ各管渠共其ノ兩側空虛ノ生セザル樣小棒ヲ以テ充分ニ搗固メ又其ノ上端以上ハ厚約一尺毎ニ木蛸ヲ以テ充分搗固メ道路面ハ左右取合セヨク復舊ス可シ
第七十一條　跡埋ノ際石塊煉瓦片等ハ直接管渠ニ接觸セザル樣注意ス可シ
第七十二條　工事中必要ノ場合ハ假締切ヲ施設シ締切ニハ湧水ノ滯溜セザル樣相當ノ排水設備ヲナシ必要ニ應ジ晝夜水替ヲナシ工事進捗上支障ナキ樣取計フ可シ
第七十三條　假締切ハ地質其ノ他現場ノ狀況ニヨリ堅固ナル構造トナシ內部ハ堀鑿土ノ內粘土質ノモノヲ以テ最大滿潮面以上マデ小棒突ニシテ踏上リ尙時々損所ヲ修理ス可シ

(ロ)　築造工

第七十四條　工事ハ係員ノ測定ニ基キ線路ハ五間以內毎ニ其ノ他ノ構造物ハ其ノ周圍適當ノ位置ニ遣方ヲ取リ設ケ位置高低等ヲ正確ニ施行ス可シ
第七十五條　管渠ノ埋設人孔燈孔及桝ノ築造ハ特ニ圖面ニヨリ示シタルモノヽ外總テ標準構造圖ニヨリ施工ス可シ
第七十六條　地形杭ハ末口ノ一倍半ヲ桃尻ニ尖シ頭部ハ小面取リニシテ指定ノ間隔ニ建込ミ一本毎ニ打止リ檢査ヲ受ケ頭部ヲ所定ノ高サニ切揃フ可シ
但シ分銅ノ重量參拾貫以上ノモノヲ使用シ分銅落下ノ高サ及打止リ等指示スル所ニヨル可シ
第七十七條　基礎割栗石工ハ大石ハ相當ノ大サニ打碎キ隙メ木蛸ヲ以テ搗固メタル基礎面ニ大面ヲ底トシテ張立テ小片ヲ以テ楔打ヲ行ヒ目潰シ砂利ヲ塡充シ基礎砂利ハ木蛸ヲ以テ打固メ所定ノ寸法ニ仕上グ可シ
第七十八條　混凝土及膠泥ノ配合ハ容積ニヨリ其比率ハ左ノ如シ

膠泥	セメント	砂	使用個所
	一	二	內面上塗及混凝土管ノ接合用

外面上塗及陶管ノ接合用

一　三

混凝土　使用個所

セメント　砂　砂利

一　二　四　鐵筋混凝土用

一　三　六　鐵筋混凝土竝基礎以外構造物用

一　四　八　基礎用

但シ「セメント」ハ拾貫匁ヲ一切トス

第七十九條　混凝土及膠泥練合ノ程度及水ノ分量ハ係員ノ指示ヲ受ク可シ

第八十條　練臺ハ相當ノ大サヲ有シ水ノ漏レザル樣木板ヲ組合セタルモノ又ハ鐵板ヲ用フ可シ

第八十一條　膠泥ハ所定ノ配合ニヨリ「セメント」及ビ砂ヲ混合シ全部等色トナルマデ四回切返シ後清水ヲ注ギ更ニ四回以上切返シ叮嚀ニ練合ス可シ

第八十二條　膠泥及混凝土ヲ機械練トスルトキハ前數項ニ準シ係員ノ指示ニ依リ叮嚀ニ練合スベシ

第八十三條　手練混凝土ハ前數項ニ準ジ練製セル膠泥ニ規定ノ砂利ヲ混ジ四回以上切返シ叮嚀ニ練合ス可シ

第八十四條　練上リタル膠泥及混凝土ハ成可ク日光ノ直射ヲ避ケ三十分以內ニ使用シ盡ス樣每回練合セノ分量ヲ加減ス可シ

第八十五條　混凝土用洗砂利ニシテ小運搬其ノ他ノ原因ニ依リ泥土ヲ附着セルモノアルトキハ之ヲ清洗シタル後使用ス可シ

第八十六條　膠泥及混凝土ノ練製ニ使用スル水ハ水道ヲ用フ可シ若シ水道以外ノ水ヲ使用セントスルトキハ係員ノ承認ヲ受ク可シ

第八十七條　混凝土及其ノ他ノ「セメント」工事終了後ハ必ズ浸蝕ノ類ヲ以テ被ヒ二晝夜間ハ時々散水シ極寒ノ時季ニ於テハ氷凍セザル樣特ニ相當ノ防護ヲ施ス可シ

第八十八條　混凝土ハ一層ノ厚サ約五寸トシ每層充分搗固メツヽ築造ス可シ

第八十九條　鐵筋混凝土工ハ一ケ所每ニ成可ク之ヲ完成ス可シ又一日中ニ完全シ難キモノニアリテハ係員ノ指揮ニ從ヒ相當ノ區劃ニ分劃シ各劃共必ズ一日中ニ完成シ一ツノ厚サ又ハ一徑間ヲ日ヲ異ニシテ施工ス可カラズ

第九十條　既ニ凝結シタル混凝土上ニ新ニ混凝土ヲ施設セントスル場合ハ其ノ表面ヲ掻キ荒シ充分之ヲ洗掃シ且ツ相當ノ厚サニ膠泥又ハ「セメント」液ヲ敷キタル後之ヲ施工ス可シ

第九十一條　上塗膠泥ハ型枠取拂後直チニ施工ス可シ

第九十二條　混凝土竝管渠接合施工後係員ノ許可ヲ受ケタル後ニアラザレバ之レニ重量物ヲ積載スベカラズ

第九十三條　混凝土工用型枠及拱架ハ水ノ漏洩セザル樣組合セ內面ヲ鉋削トシ施工ノ際彎曲又ハ變形セザル樣堅牢ナル構造トシ且ツ充分ナル員數ヲ備ヘ破損シタルモノ又ハ係員ニ於テ使用ニ不適當ト認メタルモノハ遲滯ナク新規製作ヲナス可シ

第九十四條　型枠取拂ヒノ時期ハ係員ノ指揮ニ從ヒ拂造物ニ危害ヲ及ボサヾル樣叮嚀ニ取拂フ可シ

第九十五條　鐵筋ハ圖面ニヨリ屈曲間隔等正確ニ配置シ混凝土施工ノ際移動セザル樣相當ノ裝置ヲナス可シ

第九十六條　鐵筋ハ使用前塵芥油及甚シキ錆等ヲ除去スベシ

第九十七條　管ノ接合部ハ塵芥泥土等ヲ除去清掃シ出來得ル限リ密接セシメ之ニ充分膠泥ヲ塡充シ徑一尺五寸以上ノ管ニアリテハ內面ヨリ平滑ニ仕上ゲ徑一尺五寸未滿ノモノニシテ內部ニ入込ミ能ハザルモノニアリテハ膠泥ノ突出セザル樣叮嚀ニ施工ス可シ

第九十八條　管ノ敷設ハ其ノ基礎混凝土ニ膠泥ヲ敷キ均シ管ヲ据付ケ中心線勾配等正確ニ施工スベシ

第九十九條　管ノ敷設ヲ終リタル後他ノ原因ニ依リ移動等ナシタル部分ハ直チニ復舊ス可シ

第百條　管ヲ切斷スル場合ハ切口正確ニ且ツ管ニ破壞龜裂等ヲ生ゼザル樣注意ス可シ

第百一條　蓋緣石又ハ鐵筋混凝土蓋ハ膠泥ヲ以テ据付ケ合端ニ膠泥ヲ塡充シ動搖セザル樣堅固ニ据付ク可シ

第百二條　煉瓦ハ疊積前十分間以上水中ニ浸漬シ充分吸水セシメ清洗シテ使用ス可シ

第百三條　煉瓦工ハ特ニ指定セルモノヽ外總テ二分目地ヲ標準トス

第百四條　煉瓦ハ手押切ニ叮嚀ニ疊積シ妄リニ流シ「トロ」ヲ用ヒ又ハ膠泥中ニ水ヲ加ヘテ攪拌ス可カラズ

第百五條　煉瓦工及膠泥積石工ノ表面ハ凡テ(セメント)一(砂)一ノ割合ノ膠泥ヲ用ヒテ化粧目地ヲ施スモノトス

第百六條　石材ハ使用前清水ヲ以テ充分洗滌シ水分ヲ飽和セシメ接合ハ三分目地トシ充分膠泥ヲ填充ス可シ

第百七條　石材ハ合口一寸以上小叩キトシ又鐵材トノ接觸面及內外ノ表面ハ上小叩キトシ其ノ他ハ特ニ指定セル場合ノ外荒鑿切トス

第百八條　使用石材ノ水ニ接觸スル部分ハ水ノ流通ヲヨクスルタメ其ノ角ニ丸味ヲ附ス可シ

第百九條　間知石積ハ合端一寸小叩キ摺合セ面斑落トス竪合端交互ニ積立空積ノ場合ハ胴友雛飼裏込ノ結固メ一層毎ニ目潰砂利入レ堅固ニ積上グ可シ

第百十條　雨水桝及人孔燈孔ハ圖面ニヨリ其ノ位置深及下水管取付位置等係員ノ指示ニ從ヒ相當ノ型枠ヲ用ヒテ築造シ管取付部ハ其ノ形狀ニ倣ヒ接合取付在來下水等ノ接續ハ其ノ構造ニ從ヒ取合セヨク施工シ內法ニ應ジ膠泥塗均シ蓋鐵物等接合ヨク取付ク可シ

第百十一條　桝及取付管ノ位置高低等ハ現場ノ狀況ニヨリ多少變更スルコトアルベシ

第百十二條　塵埃除鐵物ハ圖面ニ示シタル位置ニ嵌メ込ミ左右上下取合セヨク据付ク可シ

第百十三條　人孔底部ノ形狀ハ各個毎ニ係員ノ指示ヲ受ケ流水ノ疏通ヲ圓滑ナラシムル樣管渠底面ヲ連結シ半圓形ノ水路ヲ設ク可シ

第百十四條　燈孔ハ屈曲ナキ樣垂直ニ築造シ周圍ハ充分搗固ム可シ

第百十五條　總テ蓋鐵物竝其ノ緣石ハ路面ニ倣ヒ凸凹ナキ樣据付ク可シ

第百十六條　吐口施工ノタメ在來護岸等取崩シタルトキハ本工事進行ニ從ヒ從來ノ形狀ニ倣ヒ前後取合セヨク復舊修理ス可シ

第百十七條　在來品其ノ他使用ノ場合ハ使用前泥土等ヲ除去清掃スベシ

第百十八條　請負人ハ工事着手ニ際シ係員ノ監督小屋ヲ係員指定ノ位置ニ壹個所以上設置シ工事中本市吏員ノ使用ニ供スベシ

但シ此ノ建坪ハ四坪半以上トシ窓ハ硝子戸竝日覆ヲ附シ採光通風共ニ自由ナラシメ電燈及ビ水道ヲ取付クル事

尙之レニ番人小屋ヲ附屬セシメ番人ヲ置キ晝夜監督小屋ノ監視ヲナスベシ

第百十九條　請負人ハ工事請負契約締結後拾日以內ニ係員指定ノ樣式ニ基キ工事請負金內譯書竝工程表ヲ當該係ニ提出スベシ

第百二十條　工事費一部支拂又ハ工事竣工ノ際ノ檢査ニ當リテハ請負人ノ費用ヲ以テ管渠ノ內部其他諸構造物ノ總テヲ完全ニ掃除スベシ

尙檢査ノ結果手直シ修理ヲ要スル場合ハ指定期間內ニ完了スベシ

第百二十一條　本工事中請負人ガ私設下水道ノ汚水桝及取付管工事ヲナス場合ハ本市係員ハ其ノ工費ニ就キ査定ヲナシ又ハ監督ヲナス事アルモ請負人ハ何等異議ヲ申立ツル事ヲ得ズ

暗渠工事ニ於テハ適當ナル間隔毎ニ仲繕接手ヲ設ケ幅參分ノ「アスファルト」ヲ施行スベシ　以上

三　大横濱下水道基本計畫調査

本市は前述下水復興及復舊事業遂行と共に將來の下水道計畫に關しては考慮せる所なるが昭和二年四月よりは隣接二町七ヶ村の合併實現して市域擴大し、次で昭和三年四月より全市下水道基本計畫調査に着手し、昭和六年三月左に揭記の通り之を了し、こゝに本市大下水道網計畫の成案を得、財源の都合に依り漸次實施せられんとす。

本計畫は全市を鶴見、新山下、及杉田の三汚水處分場系統に分ち八箇所の喞筒場を設置し、屎尿をも併せて下水管に排出し得ることゝなし、流末は直接河海に放流せず、各々處分場に於て相當處理したる後海中に流下せしむる計畫なり。

該下水道調査計畫說明書は次の如し。

尙本調査計畫は本市土木局に於て擔當せる處なるが、其の後昭和六年度よりは之を水道局所管に移し其の設計を進めつゝあり。

1　下水道調査計畫說明書（第一案）（昭和六年三月　橫濱市土木局）

○目　次

第一　下水道施設の現狀
第二　下水設計々畫の方針
第三　地理、地勢及面積
第四　人口
第五　標準降雨量の決定
第六　雨水流下量の算定法
第七　汚水量
第八　下水排除の方法
第九　下水放流の稀釋度
第十　下水管渠の斷面積決定方法
第十一　下水管渠の構造及形狀
第十二　下水管の勾配流速及土被り
第十三　人孔、燈孔及下水管の接續
第十四　下水計畫區域及排水區劃別
第十五　幹線下水道の配布
第十六　喞筒場
第十七　汚水處分場
第十八　雨水桝及連絡管
第十九　洗滌及通風
第二十　分水人孔及防潮扉
第二十一　各戸下水道
第二十二　潮流觀測
第二十三　基本圖面竝標高
第二十四　工費豫算及維持費（摘記の如く本書中には極めて概要を記載のこととす）

第一　下水道施設の現狀

都市として完全なる下水道の施設を必要とするは今更縷說するを要せざるべし、抑も本市に於ける下水道の嚆矢とも云ふべきは、明治十七年神奈川縣が外人居留地（今の關內山下町）に煉瓦造暗渠延長三千八百七十七米九（二千百五十四間四分）汚水溜桝四十個を設備したるものに係り、之れ實に當時我國に於ける最初の模範的設計と稱せられ各府縣よりの見學者頗る多かりし爲め、縣は之れが爲め特に其圖面を揭げて一々說明指導に當りたりと云ふ。

其後明治三十二年八月下水設備は總て神奈川縣より市の所管に移され爾來該居留地以外の各町に於ても亦之に倣ひて一部に漸次管渠の敷設工事實施せられ來りたるが、是等の施設は連絡統一を缺ぎ完全下水道としては何等見るべきものなかりし爲め、曩に都市計畫法の實施せらるゝや其精神に基きて大正十二年一月凡そ三ケ年の豫定を以て、當時の市域即ち舊橫濱市域三七六九、〇クタール（公稱一一、四〇〇、〇〇〇坪）全體に亘り下水道の基本調査を行ふことゝなりたるが、途中偶々同年九月一日大震火災に遭遇し一件圖書類悉く烏有に歸し再び之を整備するの暇なく、全市諸般の施設殆んど潰滅して其復興復舊に急なりし爲め、市の全機關は擧げて之に沒頭することゝなり、此企圖は自然中絕の已むなきに至れり。

爾來專心復興復舊に力を致し燒失區域に於ける破損下水管は之を機とし復興復舊工事として殆んど全部敷設替へ又は增設を了し、之に在來の儘使用せられつゝあるものを加ふれば現有下水管總延長約三八八、四五一米（二一三、六四八間七）人孔總數一四、一九九個、雨汚水溜桝總數約二三、二一七個に及び、其方面の排水施設は大に改良せられたるものとす。

然れども復興復舊の事業は其施行區域獨り舊橫濱市域內に止まり而かも下水工事の施行面積は僅に一千「ヘクタール」弱(三百萬坪弱)に限られたるを以て、固より舊市域內約二六「パーセント」餘に過ぎず。況んや本市は昭和三年四月其隣接鶴見町外八ケ町村を併合して其總面積實に一萬三千三百九十七「ヘクタール」(公稱四千四十五萬坪)を算するに至りたるは、前記下水道施設の分布僅かに全市の一部分約七·五「パーセント」に過ぎず、其の以外は下水として未だ何等の施設を有せざるものなり。

現時市勢は益々發展し人口の增殖率年々其二·八「パーセント」に上り、夥ひ全然排水の設備なき土地に家屋を建築する者日に增加し各方面共汚水の停滯、雨水の氾濫を見るの狀態にして、市民の保健衛生上實に寒心に堪へざるものあり、偶々家屋建築の關係上排水設備の急施を訴へらるゝことありて系統的施工の擧に出でんとするも未だ下水道の根本計畫確立を見ざる現狀に於ては、止むを得ず局部的姑息の工事を施さしむる外なきを以て、此等は他日本市の下水處分行はるゝ場合甚しき不便を生じ、自然改築を要する部分多きに上るべきは敢て豫見に難からず。

故に本市の如き廣大なる行政區域を抱擁し而かも人口增加數大なる大都市にありては、今日に於て速かに全市に亙る下水道の根本計畫を樹立し置き、之に基き必要に伴ひて漸次之が完成を期すべき方策を採るは實に市政變理の要諦なりと信ぜらる。

第二　下水設計々畫の方針

本計畫に於ては排水區域全般に亘り雨汚水排除のため幹線系統を定めたり。而して枝線にありては現に街衢をなせる部分及近き將來に於て市街地に化するものと考へらるゝ部分に就ては詳細なる設計を立てたるも、山地耕地又は人家稀なる部分に對しては單に下流下水管に流入すべき雨汚水の見込量を知るに必要なる配管を爲すに止めたり。尙下水管の設計に對しては曩に復舊復興工事として國及市によりて實施せられたるもの、又は施工及び系統比較的完全と認められるゝ在來下水管は成る可く之を利用せるものとす。

本設計々畫に於ては河川保淸衛生竝に美觀維持の爲に平素汚水は勿かも之を市內河川運河及港內に放流せず、汚水管別名遮集渠に依りて之を蒐集して各幹線吐口處分場に送り、其處にて相當處理したる上海中に放流し、之により市內河川竝に沿岸の水質汚染の危害なからしむる方針に出でたるものとす。但し降雨時下水管內の汚水が雨水によりて一定の程度に稀釋せられたるときは適所に設くる餘水吐を通じて過剩の雨水を最寄の河川運河又は海中に放流せしめたり。蓋し斯の如き方法によりて遮集幹線の管徑の縮少を謀り、以て工事費の膨大と喞筒排水を成るべく少なからしめたるものにして、又降雨時に於ける稀釋汚水の放流は衛生上敢て憂慮するに足らざるものとす。

第三　地理、地勢及面積

本市は本邦著名の海港都市にして其位置は神奈川縣の中央部に近く北は川崎市、橘樹郡、西は都筑、鎌倉の二郡、南は鎌倉郡及久良岐郡に接し東は東京灣に面せり。

其廣袤南北二一·四粁(五里十六町)東西八·三粁(二里四町)周圍八八·十粁(二十二里十六町)面積一三·三八七平方粁(八·六八方里)を有し海岸線延長實に二九·七粁(七里二十町)に達す。市の中央部は略ぼ掃部山に當り海に面する一帶の平地に鶴見、子安、神奈川、關內及關外の人家密集せる市街地あり、其背

後は丘陵を以て包圍せられ其間白樂、輕井澤、戸部、西戸部、大岡、本牧等住宅街點在すれども、其大部分は山林、原野、畑地にして未住地の狀態を存せり、從て現在本市の宅地面積は總面積の大約一割二分なり。市内を貫流する河川の主要なるものは鶴見川、帷子川、瀧ノ川、大岡川、中村川、堀割川にして其他神奈川、子安方面に入江川あり、又本牧方面に千代崎川あり。

第四　人口

下水道の計畫をなすに當りて將來の人口數を豫定することは汚水量の算定上極めて必要の事に屬す。

既往に於ける横濱市人口增加の趨勢をトするが爲に大正九年乃至昭和三年に至る九箇年の人口數を調査したるに次表の如し。

○横濱市人口增加表

（△印は減とす）

年次	人口數	增（減△）	增加率（百分率）	備考
大正九年	五〇四、九四五人			
同十年	五一五、一七八	一〇、二三三人	二・〇三	
同十一年	五二五、四一一	一〇、二三三	一・九九	
同十二年	四三八、三〇〇	（△八七、一一一）	（△一六・五八）	同年九月一日大震災のため人口激減す
同十三年	四七七、八四四	（三九、五四四）	（九・〇二）	
同十四年	五一一、一四五	（三三、三〇一）	（六・九七）	
同十五年 昭和元年	五二三、二九七	一二、四五二	二・四四	
同二年	五三五、三三二	一一、七三五	二・二四	
同三年	五六五、三〇八	二九、九七六	五・六〇	市域擴張
平均			二・八六	大正十二年、十三年及十四年分を除外したる平均數とす

右表中大正十二年に於ける人口の激減竝に同十三年及十四年の激增は何れも彼の大震災に基由し之を平年の增減と同樣に取扱ふは當を失すと考ふるを以て此三年間の增減率を除外したる殘り六箇年間の平均增加率を計算するに凡そ二・八六「パーセント」となる。

依て本市將來の人口數は年々二・八六「パーセント」の增加率を以て增加するものと假定し次式によりて推定せり。

$$Y=(1+0.028)^{n}\times 565308$$

但し　Y＝昭和3年後n年次の人口數、n＝昭和4年を1としたる年次

右に依れば昭和二十年の本市人口數は九〇三、九八四人となる、次に人口は一定區域内に無限に增加するものにあらざる事は申迄も無き處なるを以て、本市將來の飽和人口數は果して幾何なりやを豫定するの要あり。之が爲現在に於ける街衢商業の繁閑、工場の發展、住宅建築の趨向其他地勢等を斟酌し、且將來各方面發展の趨勢等を推定考慮の上本市を地方別により利用地域及不利用地域と二大別し、利用地域を更に第一乃至第五階級に分別し、之に不利用地域を第六階級として合計六階級に分別し、(基の二の一圖横濱市下水道設計雨水流下係數竝に排出汚水量分布平面圖省略)各

階級の面積を計上し且飽和人口數を第一階級に對しては一「ヘクタール」當り三六〇人、第二階級に對しては同二四〇人、第四階級に對しては同一八〇人、第五階級に對しては同九〇人、第六階級に對しては〇人と人口數は凡そ一、七三八、〇五二人の見込なりとす。而して本市の人口數が現在の行政區域内に於て斯の如く飽和せらるゝ時期は、前記將來人口數推定公式によりて計算するときは今後凡そ三十七八年の後即ち昭和四十三四年の頃なるべし。

○横濱市飽和人口推定表

階級	面積（一ヘクタール）に付人	飽和密度	飽和人口數	摘要
第一階級	一三二、〇	三六〇	四七、五二〇人	
第二階級	九六五、八	二四〇	二八〇、〇八二	
第三階級	六八四、四	二四〇	一六四、二五六	
第四階級	四、一一三、八	一八〇	七四〇、四八四	
第五階級	五、六一九、〇	九〇	五〇五、七一〇	此他に市外にして流域内に屬する面積六八〇、二「ヘクタール」其人口數三〇、六〇〇人とす
第六階級	一、八八二、〇	—	—	同上面積二、八四一、二「ヘクタール」
合計	一三、三九七、〇	—	一、七三八、〇五二	此他に本市全下水計畫流域に屬する市外面積三、五二一、二「ヘクタール」人口三〇、六〇〇人

以上に依りて本市下水設計にては下水管渠の大さを決定する汚水量は、百七十三萬八千五十二人分の内第一期計畫區域内飽和人口數一、三三八、八二六人（市内人口一、三〇八、二二六人分に對するものにより、又汚水處分場の各設備の大さは第一期工事として差向き昭和二十年に於ける全市人口數九十萬三千九百八十四人の内第一期計畫區域内人口數八二三、七五〇人に市外人口數一六、八五四人を加へたる總人口數八四〇、六〇四人分の汚水量を標準として設計を立て處分場内には後日必要に應じて設備增築の餘地を存し置く事とせり。

第五　標準降雨量の決定

雨水量は下水管渠の大きさを決定する主要なる因子にして之が標準の決定には極めて愼重の調査をなすの要あり。

本市下水設計には從來次式に示すが如き降雨强度曲線を用ひて下水管の任意の地點に集合する雨水流下量を見出し之によりて下水管の大さを決定せり。

$$R=\frac{130t}{90+t}\quad\cdots\cdots(I)$$

$$I=\frac{7800}{90+t}\quad\cdots\cdots(II)$$

$$Q=\frac{65000}{3\times(90+t)}\quad\cdots\cdots(III)$$

上式中　R＝降雨量（粍）、t＝降雨時間（分）I＝降雨量（粍/時）

Q＝降雨量（立/秒/ヘクタール）

前記降雨曲線は神奈川縣横濱測候所に就き大正元年以降同十年に至る十箇年間の自記雨量計

による降雨觀測記錄を參照し、各降雨時間の凡そ第二位の强度を採り最少自乘法に依りて作成したるものにして、右十年間に於ては此標準を超過する降雨は僅かに一回に過ぎず、此標準によれば一時間の實降雨量は五十二粍なるも其の强度は降雨繼續時間に依りて變化するものにして、蓋し經濟的妥當の數値たり得べしと信ず。今前記降雨曲線式によりて各繼續期間の降雨量を表示すれば次表の如し。

t（分）	5	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120
R（粍）	6.8	13.0	23.6	32.5	40.0	46.4	52.0	56.9	61.2	65.0	68.4	71.5	74.3
I（粍/時）	82.1	78.0	70.9	65.0	60.0	55.7	52.0	48.7	45.9	43.3	41.1	39.0	37.2
Q(立/秒/ヘクタール)	2291	217	197	181	167	155	144	135	127	120	114	108	103

尙參考のため大正十四年以降昭和四年に至る五箇年間の各年に於ける一時間二〇粍以上の降雨を撰拔し前表と同樣に各繼續期間の降雨量及强度を求めたるに次表の如くなれり。

年月日	繼續時間	雨量(粍)	降雨期間 5	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120
大正14年8月 5日 4,50 a.m—10,10 a.m	5—20	70·5	5.0	10.0	20.0	30.0	40.0	48.5	56.6	62.5	64.3	64.7	66.1	66.7	67.1
大正14年8月26日 11—0 a.m—3,—40 p.m	4—40	51.0	3.0	7.0	11.0	15.0	19.0	23.0	27.0	30.3	32.0	34.0	36.0	38.0	39.0
大正14年9月29日 30日—30日 2,0 p.m—11,0 a.m	21—10	112.0	4.0	6.0	9.0	12.0	15.0	18.0	21.0	23.0	26.0	28.0	31.0	33.0	36.0
大正14年9月30日—10月1日 1,0 p.m—7,0 a.m	18—0	148.0	2.5	5.0	8.0	12.0	16.0	19.0	22.0	25.0	28.0	31.0	33.0	34.0	35.0
大正15年12月7日—8日 7日 8,20 p.m—1,40 a.m	6—0	61.0	5.0	10.0	15.0	20.0	25.0	30.0	34.0	38.0	42.0	45.0	46.0	47.0	48.0
昭和2年9月14日 5,50 a.m—10,0 p.m	5—10	60.0	3.0	6.0	10.0	16.0	20.0	25.0	30.0	34.0	38.0	40.0	42.0	43.0	44.0	45.0
昭和4年5月23日 4,50 a.m—6,0 p.m	13—10	100.0	1.5	3.0	7.0	11.0	14.5	18.0	21.5	25.0	28.5	32.0	35.0	37.0	37.0
昭和4年9月9日—11日 9日 11,0 a.m—8,0 a.m	15—0	203.5	4.5	8.0	15.0	20.0	25.0	30.0	34.0	38.0	40.0	42.0	43.0	44.0	45.0
昭和4年10月25日26日 25日 26日 12,0 a.m—12,0 p.m	36—20	209.0	5.0	8.0	12.0	16.0	20.0	23.0	24.0	26.0	27.0	28.0	29.0	30.0	31.0

（備考）　大正十二年以前ノ降雨記錄ハ不幸ニシテ殆ンド九月一日大震火災ノタメ＝燒失セラレ十三年分亦記錄ノ據ルヘキモノナキヲ以テ前表ニ掲記スルヲ得ス

前表に就て見るに大正十四年以降昭和四年に至る五箇年間に於て前揭標準降雨量を超過するものは大正十四年八月五日の降雨に係る五〇分間四八·五粍、六〇分間五六·五粍、七〇分間六一·五粍八〇分間六四·三粍のみにして、其の他は總て標準降雨量以下なるを以て本設計に採用したる標準降雨强度曲線は益々妥當性に富むことを證明するに足るべし。

第六　雨水流下量の算定法

下水管内に流入する雨水量は降雨の性質即ち降雨時間と强度との關係、地表の性質、傾斜度及排水面積の大小等に著しき關係を有するものにして、之が算定の方法種々あれども本計畫に於ては

近頃歐米諸都市に於て廣く採用せらるゝ合理方式に則り次の公式によりて計算したるものとす。

上式中　Q=C. $\sqrt{I}$. A.

Q=下水管渠ノ一地點ニ流集スル雨水量(立/秒)

A=同上地點ヨリ上流ノ排水面積(ヘクター ル單位)

C=考ヘラレタル一地點ヨリ上流下水管渠ノ亘長、流入時間、流下時間、管渠内ノ平均流速及降雨强度ニヨリテ變化スル單位面積ノ降雨量(立/秒)ヘクタール)

I=下水管ノ亘長又ハ排水面積ノ大小ニヨリテ變化スル不均等係數

C=流下係數ニシテ其數値ハ地表ノ性質ニヨリテ0.1乃至0.75ニ採レリ

第七　汚水量

市内各戸、工場、學校、會社、公館等より下水管に排泄せらるゝ汚水量を正確に知る事は極めて困難なるを以て、本計畫に於ては本市水道擴張計畫最大給水量平均一日一人當り二五〇立(約九立方尺)を標準としたるが、地方の狀況人口の密度等により其排泄量は敢て均一ならざるを以て第四人口の部に於て說きたるが如く全排水區域を第一乃至第六の六階級に別ち毎秒一「ヘクタール」當りの汚水量を次の如く階級別に見積り之に依りて管内に流下する汚水量の割合を算定せり。

階級別	汚水排泄量(毎秒一「ヘクタール」當り立)
第一	一、〇四
第二	〇、八四
第三	〇、六九
第四	〇、五二
第五	〇、二六
第六	〇、

又汚水處分場に對しては本市水道擴張計畫に從ひ年平均一日一人當りの汚水排泄量を一九五立(約七立方尺)と假定し、之に各處分場に屬する人口數を乘じたるものを以て汚水量とし、之に依りて各設備の大さを決定せるものとす。而して降雨の日に於ては各部下水管内に流入する雨水量が此標準汚水量の二倍に達する迄は總て汚水として處理することゝせり。尙前記一人當りの汚水量には平素下水管壁の外部より滲入する若干の地下水を含ましめたるものとす。

第八　下水排除の方法

下水排除の方法に大體合流法及分流法の二種あり。合流法とは雨水及汚水を同一管渠に導きて排除するものを言ひ、分流法とは雨水と汚水とを別箇の管渠によりて排除するものを言ふ。各夫々得失を有するを以て之が採否は都市の地勢狀況等に應じて決定せざる可からず、本市に於ては合流法に則りて下水排除の設計をなせり。今其理由を說明せんに凡そ現存せる溝渠によりて有效に雨水を排除し得られ、雨水排除のため特に地下埋設管の要無き都市に於ては分流法により、單に汚水管の敷設のみによりて排水の目的を達し得べしと雖も、現存の溝渠が雨水排除の用をなし得ざるか或は從來全く下水の施設なき土地に於ては汚水管の敷設と同時に雨水管をも併せて新規埋設の必要あるべし、又雨汚水別個の排除組織の施設には合流管渠の單一組織の施設に比して著しく工費を尨大せしむるものとす。

而して本市は本計畫による雨水量を完全に排除するに足るべき既設溝渠極めて少く又大震災による復興復舊工事費によりて築造せられたる下水管は總て合流法によりて設計せられたる等、現在の排水方法及一般に街路幅員の狹隘なること、地下埋設物複雜せること等の狀況を愼重考慮

したる結果工費比較的低廉にして洗滌維持亦簡便なる合流法を採用したるものとす。

第九　下水放流の稀釋度

本計畫に於ては第二に於て說明したる如く市內河川運河又は港內沿岸には平素聊かも不潔汚水を放流せずと雖も、大雨時に於ては管內の下水量著しく增加し其の全部を終末汚水處分場に送致せんとせば汚水幹線著しく增大するのみならず又巨大の雨水喞筒の設置を必要とし、此等の築造費竝運轉費を要する事莫大となるを免れず。而して降雨に際し雨水流入して下水管內の水量相當增加するときは水勢の增嵩により平素管底に沈澱せる汚物は容易に下流に洗掃し去らるゝを以て、其の後に於ては管內下水の汚度然かく不潔ならず、卽ち下水管內の流下量が雨水によりて相當稀釋せられたる後に於ては之を附近の河川運河又は海中に直接放出するとも衛生上敢て不都合なきものとす。

依て本計畫に於ては下水放流の稀釋度は東京、名古屋等の例に倣ひ之を三倍とし、下水管內の流下量が雨水の流入によりて平素汚水量の三倍に達するときは其以上の下水は凡て管內適所に設くる餘水吐分水堰より溢流して附近河川運河等に流出せしむるの設計となし、以て管渠費竝喞筒費を輕減せしむるの方針を取りたるものとす。

第十　下水管渠の斷面決定方法

各部下水管渠の斷面の大さは排水面積境界線を記入したる縮尺三千分の一平面圖により各管の屬する排水面積を計り、第六の雨水流下量と第七前段の汚水量とによりて雨汚水全量を求め「クッター」氏公式を用ひて計算決定したるものにして、同公式中その數値には凡て0.013を採用したるが管の排水能力に相當の餘裕を存せしむるがため、前記雨汚水全量を排流する場合、內徑百五十粍以上五百七十五粍の圓管にありては全深の十分七を、內徑六百粍以上千五百粍の圓管及半圓形管及馬蹄形の大管にありては凡て全深の十分八を、又矩形渠にありては內法幅千五百粍迄は水面上百五十粍、夫以上の大渠は水面上通じて三百粍の空間を存せしめたるものとす。

尙汚水幹線に對しては將來汚水放流稀釋度增大の必要を認めたる場合に便せしむるがため、第七前段汚水量の三倍卽ち後段汚水量の四倍迄を安全に排流し得るの大さとなし置きたるものとす。

第十一　下水管渠の形狀及構造

本計畫の下水道は路面交通の便宜塵芥流入及危險防止竝に體裁上の諸點より考へて凡て暗渠式となせり。

管渠の斷面形は主として構造簡單にして最も實用且經濟的なる圓形を使用するを原則とすれども、大管にありては馬蹄形、半圓形、及矩形渠を使用せり。殊に下流平坦地に於て土被を得難き場所にては大管に矩形渠を用ひたる部分多し。

材料は價額の低廉なること、强度の大なること、腐蝕磨滅の憂少なきこと、內面滑かなること、敷設の容易且迅速なること等の關係を考慮し、內徑三百七十五粍迄は陶管を、四百五十粍以上の管及其他の暗渠には凡て鐵筋「コンクリート」を使用することゝせり。

下水管渠の耐重力は凡て街路構造令に於て橋梁に負荷するものに基き覆土及通過する動荷重等を併せ負荷せられたる場合に安全に支持し得べきを期し、每平方米に付三千瓩（一平方尺に付約

六百封度)の垂直壓力に耐ふるものとして「コンクリート」の厚及鐵筋の量を計算せり、以上各種の管の基礎は管徑及土質等によりて其幅及厚さを異にすと雖も、凡て割栗石を使用し適當量の目潰砂利を入れ、更に敷「コンクリート」を施したるものにして、陶管及鐵筋「コンクリート」圓管に對しては更に管の中深に至る迄根卷き「コンクリート」を施し管の安全、强度を大ならしめ又土質軟弱なる箇所に對しては以上に加ふるに杭打工をなすものとす。而して鐵筋「コンクリート」圓形管は敷設の迅速を謀るがため凡て工場製となし、現場に運搬据付け其他の大管は凡て場所詰めの豫定なり。

第十二　下水管の勾配流速及土被り

下水管の勾配と流速とは互に相依從的のものにして勾配急なるときは流速自ら大となり、反對に勾配緩なるときは流速亦自ら小となるべし、又下水管の勾配は主として地表の勾配に左右せられ流速は管の勾配と管内の排流水量により支配せらるゝものとす。

本計畫に於ては下水管の勾配は自然流下によりて毎秒最小〇·八米乃至一·〇米を下らしめざる如く管の大小に應じて其勾配を定めたるものにして、大體に於て最大流量の時(イ)平坦地の幹線に對しては毎秒一·二米枝線に對しては毎秒〇·八米乃至一·〇米(ロ)傾斜地の幹線に對しては毎秒一·五米乃至一·八米枝線に對しては一·二米乃至一·五米となしたり。然れども過大の流速は下水管底を磨滅するの憂あるを以て幹支線共勾配急なる土地に於ては管線の所々に階段狀接續を造り以て流速の緩和を圖りたる部分尠からず。

土被りは大體に於て管の起點に於て一米を標準となしたれども、地勢上止むを得ざる場合は之を〇·七米迄に短縮したる個所無きにあらず。

第十三　人孔、瓦斯孔及下水管の接續

人孔は下水管内の檢査及掃除のため出入する孔道にして下水道の起點屈曲點、二管以上の合流點及異徑管の接續點に配置し、尙直線部の亘長大なるものにありては管の大小に從ひ其距離管徑の百二十倍乃至百五十倍の所に一箇を設くることゝなし、兼ねて通風を促さしむ。其の上部入口工の大さは凡そ直徑六百粍の圓孔にして鑄鐵蓋を以て覆ひ、其周圍には緣石を廻らして入口工を施し道路面と一致せしむ。鐵蓋には多數の氣孔を穿ち管内の換氣を充分にし鐵蓋の下部には鐵製「バケット」を垂下し、路面より侵入する土砂類を之に受入る。人孔下部の孔室は孔内作業及下水管相互の連絡上必要の大さに取擴げ其構造によりて之を左の七種に分類せり。

〇第一種人孔　本人孔は孔室の内徑九百粍にして下水管の起點又は内徑三百七十五粍以下の管接續箇所に設く、道路面より室底迄の深さによりて構造を標準型、特種一、二及三の四種に別つ、標準型は孔室の敷を「コンクリート」造下部周壁を煉瓦造とし中間壁を圓筒形及朝顏形鐵筋「コンクリートブロック」を用ひて積上げ其上部に入口工を施したるものとす。特種一は人孔の深さ一、七一米以下の處に用ひ下部煉瓦周壁上に鐵筋「コンクリート」床版を据付け其上に入口工を施せるものにして特種二は人孔の深一、七一米以上一、八六米以下の處に用ひ上部入口工と下部煉瓦周壁との間に鐵筋「コンクリート」圓筒及床版を据付けたるものなり。又特種三は人孔の深一、八六米以上二、一六米以下の處に用ひ入口工と煉瓦周壁工との中間に鐵筋「コンクリート」朝顏形「ブロック」を据付けたるものとす。

○第二種人孔　本人孔は孔室の內徑を千二百粍とし內徑八百粍未滿の管の會合點、亘長大なる直線路の中間竝に屈曲點に設く、路面より室底迄の深さにより構造を標準型特種一、特種二、及特種三の四種に別つ、其區別は大體第一種人孔に於けると同じく特種一は人孔の深一、七四米以下、特種二は一、七四米以上一、八六米以下、特種三は一、八六米以上二、一六米の間の箇所に用ふ。

○第三種人孔　本人孔は孔室の內徑を千五百粍とし內徑九百粍以上千百粍以下の管の會合點及屈曲點に設け、之に標準型及特種型の二種あり。標準型は孔室の敷を「コンクリート」造とし煉瓦造周壁を築きたる上鐵筋「コンクリート」造床版及朝顏型「ブロック」を据付け、其上部に入口工を施したるものにして人孔深二、〇六米以上の處に之を用ふ、特種型は朝顏型「ブロック」を省略したるものにして人孔の深二、〇六米以下の箇所に用ふ。

○第四種人孔　本人孔は內徑千百粍以上の管、半圓形管及馬蹄形渠の會合點に設くるものにして孔室形狀は矩形なれども大さ一定せず、其構造敷は「コンクリート」造、周壁は煉瓦造とし其上に鐵筋「コンクリート」床版を施し、煉瓦積鐵筋「コンクリート」造圓筒及朝顏型「ブロック」を疊積して孔道を造り上部入口工に連絡せしめたるものなり。

○第五種人孔　本人孔の入口工は孔の大さ徑六百粍圓形又は方形にして下部孔室の形狀複雜にして一定せず、第一種人孔乃至第四種人孔に依り難き場合に用ふるものにして、其一乃至其五の五種に類別せり、其一其二及其三は分水裝置をなせるもの其四及其五は防潮扉を裝置せるものにして、此等の構造は敷「コンクリート」の上に鐵筋「コンクリート」造周壁及「スラッブ」を施し之に入口工を設けたるものなり。

○第六種人孔　本人孔は幅千二百粍以上の矩形下水渠に設くるものにして、其構造は渠の土被六百粍乃至八百粍のものに對しては渠の一側に沿ひて其覆蓋に內徑六百粍の圓孔を穿ち、其上に煉瓦を用ひて同徑圓筒を積上げ、更に其上に入口工を施したるもの及渠の覆蓋に內徑九百粍の孔を穿ち、其上に鐵筋「コンクリート」造朝顏型「ブロック」を据付けて孔道を設けたるものゝ二種とす。

○第七種人孔　本人孔は急勾配の傾斜地に敷設する下水本管に對し階段接續をなし、下水の流速を緩和せしむる目的を以て設置するものにして、其構造は「コンクリート」造敷の上に內徑九百粍乃至千二百粍の煉瓦積の孔室を設け、更に其の上に鐵筋「コンクリート」床版を施し其中央より內徑二五〇粍の陶管を樹立して路面に達せしめ、鐵蓋及緣石を施せるものとす。

以上各人孔に對しては孔內の保滯竝に水流の圓滑を計るため內面「モルタル」を以て塗粧し孔底には混凝土を用ひて管徑に應じたる半圓形の導水溝を設け、又孔室內には昇降に便するため孔道竝に孔室の側壁に鐵階を取付けたり。

燈孔は下水線路の橫方曲折の程度極めて少く必ずしも人孔設置の必要なき箇所に於て內徑六百粍以下の小管に築造するものにして、其構造は下水管頂より內徑二二五粍の陶管を立込みて路面に達せしめ、鑄鐵蓋を以て覆ひ周圍に緣石を施せるものにして下水管檢查の場合上部の蓋を披き、之より燈火を垂下し管內に照明を與へ前後人孔より管內の檢查に便せしむるものとす。

下水管の接續箇所には前記の如く人孔を設置して水流の圓滑を計るに力めたるが、尙上流又は中流の枝線に對しては小管より大管に接續する點に於ては力めて頂を一致せしむるか、或は計畫

滿水位を合一せしめたり。又勾配極めて急なる部分に對しては人孔内に於て水の急落下を造りて水勢の緩和を謀れり。反之下流の大管又は汚水幹線路に對しては「ポンプ」揚水高を成るべく少からしめたると、土被りの關係より止むを得ず上下兩管の中心線接合若くは管底接合となしたる部分尠からず。然れども設計に當り常に雨水吐口に於ける河海の所定高水位を參照し、平地部管内各部の動水勾配線を計算して管の口徑に不足なからしめたれば、河海水面の上昇時に於ても敢て逆水のため地上に雨水の氾濫を惹起することなきものとす。

第十四　下水計畫區域及排水區劃別

下水計畫區域は横濱市内を主とせるも地勢の關係上雨汚水の自ら本市に流入する部分は郡部と雖も凡て本計畫區域に抱含せしめたり。

下水道の設計々畫の見地より本市の地勢を大觀するに從來鶴見川によりて排水せらるゝ面積は舊鶴見町、潮田市場、上下末吉村、旭村、大綱村、城郷村等の土地なり。

帷子川によりて排水せらるゝ面積は中區平沼町、岡野町、保土ヶ谷町方面を主とし其上流に舊西谷村位し、北方は鶴見川流域に、南北は大岡川流域に隣接す。尚本流域中には市の西方都筑郡都岡村、大貫谷方面の廣大なる地域を抱含す。

大岡川、中村川及堀割川其他運河によりて排水せらるゝ土地は實に本市の中樞部をなせる關内關外を主とし、其他戸部町、南太田町、大岡町、瀧頭、磯子等を抱含し北は帷子川流域に隣接し東方及南方は東京灣に面し尚其上流には郡部の土地をも若干抱含するものとす。

瀧ノ川によりて排水せらるゝ土地は神奈川區青木町、六角橋、隱谷戸等にして、西は鶴見川流域に北は入江川流域に南は帷子川流域に隣接し東は海に臨む。

入江川によりて排水せらるゝ面積は神奈川區子安町、打越、芋久保等の土地にして鶴見川流域及瀧ノ川流域の間に介在し南東方面は東京灣に臨む。

其他本牧方面、千代崎川によりて排水せらるゝ面積は間門、根岸、中村町等の臺地によりて圍繞せらるゝ北方町、山手町、根岸町の地區とす。

今本市の現狀に鑑み近き將來の趨勢を察するに差向き下水道の施設を必要とする部分は附圖雨汚水幹線計畫平面圖(基の四圖)に示すが如く北は神奈川區市場町、下末吉町を經て北寺尾町の高臺に至り更に菊名町、篠原町、片倉町、和田町に至る鶴見川流域分水嶺を通過する線と、帷子川流域中佛向町、神戸上町及岩間上町を通過する線竝に大岡川流域中永田町、中里町、大久保町の高地を經て笹下町、森町、中原町に至り、遂に南方杉田町に終る各線によりて區劃せられたる連線より以東海岸及運河沿ひに至る一帶約六、七二四「ヘクタール」の土地と思考せらるゝを以て、本計畫に於ては此等の土地の内山地部を除きたる各公道に凡て幹枝下水管を配布して具體的設計を立てたり。其市内總排水面積五、七六〇「ヘクタール」關係、市外流域面積を合算すれば實に一三、五八八、六「ヘクタール」となる。(附圖省略)

以上の土地以外鶴見川上流廣大の面積、帷子川及大岡川各流域の上流部にして人家散在し尚農村の狀態を形成せる面積に對しては、下水設計は之を後日に讓ることゝなしたるを以て、本計畫より除外せり、然れども除外せる鶴見川上流區域面積の下水排除に對しては其系統を本計畫と全然區別し鶴見川流域上部下水區域として別箇の設計に依るを便宜と考へ、又帷子川、大岡川各流域上

流部の面積より流下する雨汚水量は本計畫幹線下水管内に收容し得るの設計となしあるを以て、將來此方面の下水擴張設計をなすに當り何等矛盾不都合を來すことなきものとす。

前記諸河川は何れも從來本市の重要なる排水幹線をなせるものにして、本下水計畫に於ては自然的地勢に順應し凡て此等の天然排水路を中心とし各流域内の枝線を按配して雨汚水を集流せしむ。又適所に汚水幹線を敷設して各枝線よりする汚水を之に取入れて汚水處分場に送致し、降雨の日下水管内の水量一定量に達したるときは其以上の雨水は在來河川を改修し、或は其儘雨水吐幹線として利用して放流に便せしむるの方針により設計をなしたること第十五に記述の如し。

汚水處分場は之を鶴見方面に壹箇所、新山下町方面に壹箇所、及杉田方面に壹箇所合計參箇所に分設したるが、鶴見汚水處分場には瀧ノ川流域以北の汚水を、新山下町汚水處分場には帷子川流域並に大岡川流域中南太田町方面、中村川流域の大部分關内關外方面千代崎川流域及本牧方面の汚水を、又杉田汚水處分場には大岡川流域の大部分、堀割川流域並に根岸町、磯子町方面低地の汚水を送致するものとす。

以上の方針に從ひて設計したる本計畫の排水區劃別は附圖枝線排水區一覽圖(基の五圖)の如く三處分場系統、九流域四一排水區三二〇分區より成り之を更に詳記すれば次表の如し。(附圖省略)

○排水區劃別詳細表

(一)　鶴見汚水處分場系統

河川流域別	排水區別	分區數	排水面積 ヘクタール	下水管延長 計畫管	下水管延長 既設管	人口 昭和三年	人口 昭和二十年
鶴見川流域	市場排水區	七	一七四三	二五六四米	—米	二五六人	四〇五五人
同	潮田排水區	九	一四一九三	三〇一一五	—	三五、三七	(三三、一五五)
同	舊鶴見町排水區	四	三、六八〇七	二、九八〇六	八九六	三、四八七	五、三一〇
同	生麥排水區	四	一、七五七〇	一、三四〇五	一、〇四	八、四七二	一三、五四六
計		二四	七、三一九三	九、〇四〇	二、〇〇〇	五〇、一六六	七、一四九
入江川流域	子安橋浦島橋間排水區	三	四一九八	五、六六七	—	三、四八一	五、五六六
同	子安町溝ノ下排水區	三	八三一九四	四、一六四	一〇一八	六、四一六	一〇、一四〇
同	白幡町及子安町大口排水區	九	三、五〇九七	一〇、一八五	七五八	八、一七三	一三、〇八八
計		一五	一、五九二九	三〇、一一六	一、七七六	一八、〇九九	二八、八四四
瀧ノ川流域	六角橋町神奈川町排水區	七	三、〇九九四	三、七九五	三、七九六	三、六二三	(三、五三三)
同	神明町排水區	三	八八四一	三、一〇二	七三	三、六七七	三、〇八八
同	青木町排水區	六	一、八九〇三	一、七七八	一、九〇三	一、五九〇三	二、四一九三
計		一六	四、八八八六	六、一、五三	五、四三六	五、一、九三	七九、三四〇
外技線未計畫區域部							
入江川流域	入江川上流	—	四、五七、七三〇	—	—	四、一七三	六、六二
瀧ノ川流域	瀧ノ川上流	—	四、七八、一〇八	—	—	六、四九九	一一、〇七九
運河及海沿	潮田子安地先	—	四、〇三、三五五	—	—	九、一九七	一四、七〇六

(三)　新山下町汚水處分場系統

河川流域別	排水區別	分區別	排水面積ヘクタール	下水管延長 計畫管	下水管延長 既設管	人口 昭和三年	人口 昭和二十年	人口 他	摘要
帷子川流域	蓼町排水區	七	三四三	三六〇米	二五六米	九四八人	三五三人	四八〇人	
同	淺間町排水區	五	五六六	四七三	四七〇	二三五人	(二五六)	三四〇人	
同	保土ヶ谷排水區	二	二三四	八〇〇	一	三四〇人	四八〇人	九三二人	
同	下星川排水區	三	三九六	七三〇	一	六三二人	九九六人	三五五人	
同	帷子下町排水區	三	四三五	五〇五	一	三六人	三六〇人	四八六人	
同	岩間排水區	八	四二六	四六二	九三	三四三人	三五三人	七三七人	
同	久保町排水區	二	一〇三五	六九三	三七四	一三五人	(一三五人)	三五三人	
同	平沼町排水區	八	四三八	一	六四〇	一〇〇四人	(一〇四人)	三四二人	
同	岡野町排水區	六	三九五	三三五	六一七	三六三人	三五九人	七九八人	
同	石崎町排水區	五	三六〇	六四八	三五七	三九〇人	(三六三人)	三六三人	
同	櫻川排水區	三	八六四	六三三	六七九	三六六人	(三四〇人)	三五〇人	
同	高島町排水區	一〇	三六三	一三三	五三三	一六七人	一〇〇人	七五七人	
計		六	一〇〇三	合一〇〇	七四〇	一三八四人	一四六六人	五六九人	

計									
合計			五四〇	一三九四	一	一	一四〇人	四四〇人	六三九人

外枝線未計畫區域部

河川流域別	排水區別	分區別	排水面積ヘクタール	下水管延長 計畫管	下水管延長 既設管	人口 昭和三年	人口 昭和二十年	人口 他	摘要
帷子川流域	帷子川上流	一	四三六	一	一	三九六人	四六〇人	五六一人	
運河及海沿	櫻木町地先	一	五〇	一	一	三六人	四〇人	五〇人	
同	下町地先								
同	鐵道用地								
同	高島町								
同	新山下町								
大岡川流域	初音町排水區	七	四八〇	四九六	四六六	四六六	(一四〇)	一四〇	
同	南太田町排水區	二	一四六	三六三	二四四	五〇三	(三五〇)	三〇三	
計		八	六六六	六六三	三〇〇	一四六人	(三七〇)	三七〇	
千代崎川流域	鐵馬場排水區	七	一五一	五三三	三七三	一〇一〇人	六三三	七〇六	
同	豆口、櫻道間排水區	三	一一六	四六五	五〇六	九六三	一五五	五六〇	
同	千代崎排水區	六	三四六	一〇六三	一四七	一〇六六	一六九	七四〇	
計		三	四七六	二三〇	六六六	三〇三	四六三	六〇四	
運河及海沿	間門本俊間排水區	七	一四三六	二四七	六四九	一〇六六	一六三	三七三	
同（中村川沿）	新山下町排水區	二	七三七	四八五	六七二	六三六	一〇二人	二三三	
同（同）	久良岐橋詰ノ間排水區	三	七四二	五五三	四七二	五七五	(一六六)	一六六	
計		六	二九四	一	一	一四六	(一四六)	一四六	
運河及海沿	關外排水區	一五	二六二	一	一	五六二	五四〇	一〇四	
同	關內排水區	一三	一六六	一	一	二七四	二七四	四七四	
計		四	四六六	一	一	八七六	八四四	一〇〇六	

(三)　杉田汚水處分場系統

河川流域別	排水區別	分區數	排水面積ヘクタール	下水管延長 計畫	下水管延長 既設	人口 昭和三年	人口 昭和二十年	人口 施設
大岡川流域	非土ヶ谷町排水區	四	三五六四	七九九〇米	四九三〇米	一〇七三人	七二三人	七七九人
同	弘明寺町排水區	七	六六〇	三七九	一	三四六	三四五	三〇六
同	蒔田町排水區	八	三三九	三三〇	六四四	七九六	(三四四)	三四四
同	大岡町排水區	八	三六〇九	六九五	三九	四六〇	七六四	七九五
同	日下町排水區	四	九三五	二六一	一	五八	六三	一〇六八
計		三	六三四	三七三五	六〇四三	三六九五	五二〇	六〇九
運河及海沿	間門、八幡橋間排水區	八	五三〇	六三〇	三五	四四四	六六	六九三
同（堀割川）	八幡橋天神橋間排水區	六	四三四	四六〇	二六八	四四五	七三	七九八
同（中村川沿）	久良岐橋鶴ノ橋間排水區	三	三六三	六〇	三五	三四九	(三四九)	三四九
同（堀割川沿）	磯子排水區	三	四三六九	三七〇〇	七六一	三六四五	五四三	五四九
同	杉田排水區	三	六六〇五	九〇七	一	三六〇	四六九	一七七
合計		四二	六六〇五	三四六〇	一	四六三六	四三五〇	三四五
總計		三〇	三六六〇〇	三九〇五	一四三三	四六六三	四三五〇	三四五

外枝線未計畫區域部

備考　(丙)第一期計畫區域五、七五九、七ヘクタール)

一、飽和人口ハ一人一日最大二五〇立ノ割合トシ汚水量ヨリ算出ス

二、各排水區ノ昭和二十年ノ人口ハ昭和三年ノ人口ニ、五九ヲ乘シテ求メタルモノトス

三、各排水區ノ人口カ昭和二十年ニ於テ已ニ飽和人口ヲ超過スルモノハ同年ノ人口ト同一トシテ(　)ヲ附セリ

四、合計及總計欄ノ昭和二十年ノ人口ハ昭和三年ノ人口ニ、五九ヲ乘シタルモノナリ。

第十五　幹線下水道の配布

幹線下水道は之を分ちて汚水幹線及雨水幹線の二種とし其の配布狀況は雨汚水幹線計畫平面圖並の四圖の如し。(附圖省略)

(二)　汚水幹線

(イ)　鶴見汚水處分場に向ふ幹線は神奈川區青木町字反町及新大田町附近に起り、星野橋附近に於て神奈川公園方面より來る線と合し、小傳馬町卿筒場に入り卿筒場以下京濱間新國道第一號線に沿ふて北走し、入江橋附近に於て入江川流域より來る幹線を併せ、生麥町に於て下末吉町森永製菓工場前佃野卿筒場を起點とする幹線及舊鶴見町方面より來る幹線を併せた後東折し、都市計畫第二十一號道路を通過し生麥町神明前運河際に起り舊國道を通る幹線と合して、鶴見川河岸生

麥啣筒場に入り、同所より直ちに伏越を以て鶴見川を渡り同計畫路線を過ぎ潮田町小野町に於て潮見橋方面より來る幹線を併せ、更に鶴見處分場前に於て市場方面よりする汚水幹線と合す。市場方面よりする汚水幹線は鶴見橋附近に起り鶴見川に沿ふて其堤内地を走り菅沼町に出で平安町方面よりする幹線を併せ、左折して潮田小學校北側を通る幹線と合し、潮田啣筒場に入る。啣筒場以下は一條の幹線となり右折して縣道七號田島道に出で、上記鶴見川右岸より來る汚水幹線と合流し、一條の大管となりて遂に鶴見汚水處分場に入るものとす。以上汚水管の大さは内徑〇、二三五米乃至一、二米の圓形管竝内法深一、三二米幅一、七米乃至深一、五米幅二米の矩形暗渠より成り其總延長凡そ一七、一四三米とす。

（ロ）新山下町汚水處分場に向ふ汚水幹線は中區和田町和田橋附近に起り、府縣道中野道を過ぎ帷子に於て右折し水道敷設道に沿ひ大新田に出で、帷子川岸を沿ふて平沼橋に至り東輕井澤、岡野町方面よりする幹線を併せ伏越に依りて國道五號線を通過し高島橋に於て西平沼町及平沼町よりする石崎川に沿ふ幹線と合し、再び伏越を以て裏高島町に渡り高島町方面よりの幹線及び岩間久保町石崎三排水區より來る汚水幹線と合して櫻木町七丁目に於て櫻木町啣筒場に入る。同啣筒場を出でたる後は一條の幹線となり省線高架鐵道に沿ひ櫻木町を通過し御所山方面より來る幹線を併せ、櫻木町停車場前廣場を經て辨天橋際より伏越によりて大岡川を渡り、辨天通及元濱町を經、山下町海岸通に至るものを本線とす。別に清水耕地商業學校附近に起り南太田町方面の汚水を集むる幹線及南吉田町方面の汚水を集むる幹線を彌生町に於て合し、一線となりて同町を通り阪東橋際に於て更に中村町及高根町方面の汚水を集むる幹線を併せ、彌生町四丁目に於て彌生町啣筒場に入り、啣筒場に入り、同啣筒場を出で新吉田川河岸に沿ふて蓬萊橋際に至り野毛方面より來る幹線と合して吉田川を渡り大岡川左岸に沿ひ、吉濱橋附近に於て埋地方面の汚水を集むる幹線を併せ、伏越に依りて大岡川を渡り前橋町を通過して疊に記述せる本線（汚水幹線）と合す。進んで堀川運河底を通り山下橋前後に於て堀川町方面及打越山手町方面より堀川運河に沿ふて走り來る二幹線を併せ、新山下町通りを經て泉に至り此處に於て千代崎町方面及本牧町萬年より來る幹線を併せ、終に一大幹線となりて汚水處分場に入る。而して本牧方面より來る汚水幹線の途中には本牧啣筒場を仲介すものとす。

以上汚水幹線の大さは内徑〇、二二五米乃至一、三米の圓形管及内法深一、三二米幅一、七米乃至深一、五米幅二米の矩形暗渠より成り其總延長三九、九六六米に達す。

（ハ）杉田處分場に向ふ幹線は中區上大岡町千保附近に起り大岡川右岸を沿ふて走り、大岡町、蒔田町方面の汚水を集めて堀割川右岸に沿ひ行々堀内町、丸山町方面の汚水を集め、八幡橋畔に於て西根岸町及根岸町海岸地區の汚水を集むる幹線を併せ、磯子區磯子町通に行き磯子啣筒場に入る。同啣筒場を出でたる幹線は後再び磯子通りを通過し行々沿線の汚水を集め、遂に汚水處分場に入るものにして、汚水幹線は内徑〇、二二五米乃至一、三米の圓形管及内法深一、三二幅一、七米乃至深一、五米幅二米の矩形暗渠より成り其總延長約一六、一〇八米とす。

（ニ）雨水幹線

玆に所謂雨水幹線とは在來河川の下流を其の儘或は改修して雨水排除用として使用し、其の上流を雨水吐用又は雨汚水合流用のために暗渠に改造せる部分の總稱なり。

（イ）入江川は流域七六四・六「ヘクタール」餘を有し、其本流は水源を鶴見區馬場町池ノ谷に起し、入江川運河に終り總延長三一五〇米なり。本計畫に於ては入江橋運河より本流を遡りて子安町字溝ノ下、洗足川合流點附近分水人孔に至る延長三六〇米の間は、在來の開渠を其儘使用し、之より上流子安町字神ノ木入江川市營住宅前に至る延長一、〇八〇米の間を深二米幅四、二米乃至深二、五幅四、四米の矩形暗渠に改造し、又支流洗足川は白幡町字白幡以下省線横濱線横斷點分水人孔に至る延長一、六一〇米の間を深一、八四米幅二、二米乃至深一、九米幅三、二米の矩形暗渠に改造し、鐵道横斷點以下合流點迄一二〇米の間は在來の開渠を其儘使用するものとす。

（ロ）瀧ノ川は流域九二二・六「ヘクタール」餘を有し、其本流は水源を神奈川區青木町三ツ澤に起し棉花町寅町地先に終り、總延長凡そ四、〇〇〇米に達す。本計畫に於ては本流は吐口より上流二ツ谷町省線鐵道に至る延長八六八米の間は在來の開渠を其儘使用し、其より上流反町遊廓裏、澤渡谷分水人孔に至る一〇七米の間は深二、二米幅三、八米の矩形暗渠に改造す。同分水人孔より上流三ツ澤に至る延長二、〇三一米の間は深二、一二米幅二、六米乃至深二、一米幅三、六米の矩形暗渠に改造し、又支流は府縣道神奈川日野線分水人孔以下九〇米の間は深二、二米幅三、八米の矩形暗渠に改造し、分水人孔より上流二、一二二米の間を深一、九八米幅二、四米乃至深二、二米幅三、八米の矩形暗渠に改造す。

（ハ）帷子川は流域五、〇三一・四「ヘクタール」餘を有し、其本流は水源を神奈川縣都筑郡都岡村大貫谷に起し、本市保土ヶ谷區、神奈川區を過ぎ表高島町築地橋先運河に注ぐ、總延長凡そ一五、七五〇米なり。本計畫に於ては流末より上流神奈川區社宮司に至る迄は在來の開渠を其儘使用し、社宮司より上流保土ヶ谷區字帷子富士紡績變電所附近に至る延長一、〇四〇米の間は底幅一、三米深三、四五米の開渠に改修し、其より上流同區字和田、和田橋分水人孔に至る延長一、六六〇米の間を深二、七米幅四、八米の矩形暗渠に改修す。又同人孔より上流杉山神社裏に至る三五五米の間は深二、七米幅四、八米の矩形暗渠に改修す。

支流今井川は合流點社宮司より保土ヶ谷區字帷子下町今井橋に至る延長八四〇米の間を底幅九米深二、七二米の開渠に改修し、それより上流同區字岩間鐵道東海道本線横斷點附近分水人孔に至る延長七〇五米の間は深二、三米幅四米の矩形暗渠に改修し、更に上流外川附近に至る延長四八五米の間を深二、一米幅三、六米の矩形暗渠に改修す。

（ニ）大岡川は中區花之木町より上流の流域二、六〇二、七「ヘクタール」を有し、其の本流の延長一一、〇九〇米なり。本計畫に於ては花之木町より中區鶴卷町に至る延長一、一六〇米の間は本市河川改修の儘とし、鶴卷町より上流大岡町市營住宅前に至る延長一、一八〇米の間を深四、六米底幅一、二米の開渠に改修し、其より上流大岡町字千保に設くる分水人孔に至る九五三、三米の間を深二、七米幅四、八米の矩形暗渠に改造し、更に同人孔より上流中區西松本福聚院前松藤橋に至る延長一、六九九、七米の間を深二、二米幅三、八米及深二、七米幅四、八米の矩形暗渠に改造す。又支流笹下川は其合流點以上中區東松本横濱刑務所官舍前に至る延長一、〇八〇米の間を深二、一二米幅二、六米の矩形暗渠に改造するものとす。

（ホ）千代崎川は流域四、五九三「ヘクタール」を有し水路の延長三、一六〇米なり。本計畫に於ては中區新山下町嚴島神社横吐口より上流同區北方町箕輪橋際分水人孔に至る延長五三三米の間は

本市河川改修に係る開渠を其儘使用し、夫より上流同區根岸町江吾田小學校下に至る延長二、五三五米の間を深一、五米幅一、八米乃至深二、二米幅三、八米の矩形暗渠に改造するものとす。

第十六　喞筒場

本計畫各汚水處分場に屬する排水區域内の下水管線は其亘長甚だ大にして、且此等幹線の通過する平坦地の平均竝に最低標高は鶴見汚水處分場系統區域内に於て陸地測量部基標上二、七八五米及〇、四八〇米、新山下町汚水處分場系統區域内に於て三、〇八一米及一、二〇〇米、又杉田汚水處分場系統區域内に於て三、七七二米及一、〇九一米に過ぎざるを以て、自然流下により排水區域内の雨

喞筒場別排水面積人口數及汚水量（立米秒）

處分場名	ポンプ又ハ汚水處分場名	排水面積（ヘクタール）	人口數 昭和三年 最大（飽和）	人口數 昭和二十年 最大（飽和）	人口數 各個一遍加	人口數 各個遍加	汚水量 昭和三年 飽和	汚水量 昭和二十年 飽和	汚水量 各個遍加	摘要
鶴見	小傳馬町ポンプ場	一〇一五	五五、一〇一	八二、一四〇	一三一、九二七	一三一、九二七	〇、一九八	〇、一九八	〇、一九八	昭和三年人口數ハ假定飽和數ヲ超過セルニヨリ昭和二十年及最大人口數ヘ共ニ昭和三年ニ
	仙野ポンプ場	二一〇〇	一〇四、〇三五	一〇四、〇三五	二八、〇九二	二八、〇九二	〇、二五〇	〇、二五〇	〇、二五〇	
	生麥ポンプ場	一、八六四	九五、九三五	一二五、四四	一九八、九三五	一九八、九三五	〇、一八二	〇、二四〇	〇、二四〇	
	潮田ポンプ場	一九五、五	九、六四八	一五、四二六	四五、八六〇	四五、八六〇	〇、〇四二	〇、〇五五	〇、〇五五	
	鶴見汚水處分場	三八〇	一八五、四四	一八五、四四	七六、三四二	七六、三四二	〇、〇七〇	〇、〇九二	〇、〇九二	
新子安	櫻木町ポンプ場	五五、一九（内市内二〇、九五）	一〇九、五九（内市内九八、九〇）	一三四、七三（内市内一四四、三四）	三四、八六〇	三四、八六〇	〇、〇三一	〇、〇三一	〇、〇三一	
山ノ内	鶴生ポンプ場	二八、六	五六、二九	九六、二五	二四、九二五	二四、九二五	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	

汚水量推定表

下水處分場名		本牧ポンプ場	新山下町汚水處分場	杉田汚水處分場	磯子ポンプ場	合計
本牧ポンプ場	一六七、〇	—	一六七、〇			一六七、〇
新山下町汚水處分場	一〇四、一五	六九、二八（内市内）	—			一三三、八
杉田汚水處分場	三一、七三、三	三四、〇（内市内）	三四、〇（内市内）	—		一九六、四
磯子ポンプ場	三一、九〇	四一、一五（内市内）	四一、一五（内市内）	三一、九〇（内市内）	—	二六、六五
合計	—	—	—	—	—	二六、六五
		〇、〇四四	—	—	—	〇、〇四四
		—	〇、〇六二（内市内）	—	—	〇、〇六二
		—	〇、〇九五	〇、〇一〇	—	〇、一〇五
		—	〇、一〇五	〇、〇一一	〇、〇一一	〇、一二七
		—	一、八七（内市内）	一、三四〇（内市内）	一、三四〇（内市内）	三、〇三一

（備考）
一、汚水量ハ人口一人一日當平均一九五立トシテ計算セリ
二、排水面積ハ縮尺二萬五千分一平面圖ニ付「プラニメーター」ヲ用ヒテ計算セリ
三、各「ポンプ」場ニ屬スル昭和二十年人口數ハ昭和三年ノ人口數ニ對シ以後二、八「パーセント」ノ割合ヲ以テ增加スルモノト推定計算セリ
四、同上最大人口數ハ豫定飽和密度ヲ各地區別ニ配當シテ計算シタルモノトス

水を吐口に送致せんとせば勢ひ下流下水管の堀鑿深過大となり施工上甚だ困難とする所なり。依て途中諸所に喞筒場を設置し、下水を次々に汲上げ下流下水管底を甚だしく低下せしめざらしめたり。從つて喞筒の設置箇所總て八箇所を算し之に最後の各汚水處分場内に設くるものを合すれば總計十一箇に及べり。今各喞筒場に屬する排水面積推定人口數及推定汚水量を示せば別表の如し。

次に各場喞筒の種類、容量等を汚水處分場系統によりて分別列記すれば次表の如し。

○汚水處分場別喞筒明細表

汚水處分場系統	喞筒場名	喞筒ノ種類	排水量(立米秒)	揚程(米)	喞筒馬力	吸水管內徑(粍)	喞筒臺數	動力ノ種類	摘要
鶴見汚水處分場系統	小傳馬町ポンプ場	汚水用	〇、一五	七、三五	二五	三〇〇	一	電力	
		同	〇、二七	七、三五	四〇	四〇〇	一	同	
		同	〇、二七	七、三五	四〇	四〇〇	一	「ディゼル」機關	
		同	〇、三二	七、三五	三〇	四〇〇	一	「ディゼル」機關	
							一		將來增設ノ分
	小計						四(五)		( )ハ將來分ヲ加フ
	佃野ポンプ場	汚水用	〇、〇二	一一、四	五	一二五	一	電力	
		同	〇、〇五	一一、四	一〇	二〇〇	一	同	
		同	〇、〇五	一一、四	一〇	二〇〇	一	「ディゼル」機關	
							一		將來增設ノ分
	小計						三(四)		( )ハ將來分ヲ含ム
	生麥ポンプ場	汚水用	〇、〇二五	七、九一	四五	三五〇	一	電力	
		同	〇、四八	七、九一	八〇	五〇〇	一	電力	
		同	〇、四八	七、九一	八〇	五〇〇	一	「ディゼル」機關	
		雨水用	〇、三九	七、九一	七〇	五〇〇	二	「ディゼル」機關	
							二		將來增設ノ分
	小計						五(七)		( )ハ將來分ヲ含ム
	潮田ポンプ場	汚水用	〇、〇四	六、〇一	五	一五〇	一	電力	
		同	〇、〇七	六、〇一	一〇	二〇〇	一	同	
		雨水用	〇、一二	六、〇一	一五	三〇〇	一	「ディゼル」機關	
		同	〇、二〇	六、〇一	二五	四〇〇	一	同	
							一		將來增設ノ分
	小計						四(五)		( )ハ將來分ヲ含ム
	鶴見汚水處分場	汚水用	〇、二七	八、九三	五〇	六〇〇	二	電力	
		汚水用	〇、五〇	八、九三	八〇	七〇〇	一	電力	
		同	〇、五〇	八、九三	八〇	七〇〇	二	「ディゼル」機關	
							二		將來增設ノ分
	小計						五(七)		( )ハ將來分ヲ含ム

汚水處分場系統	喞筒場名	喞筒ノ種類	排水量(立米秒)	揚程(米)	喞筒馬力	吸水管內徑(粍)	喞筒臺數	動力ノ種類	摘要
(鶴見汚水處分場系統)	合計						二二(二八)		( )ハ將來分ヲ含ム
新山下町汚水處分場系統	櫻木町ポンプ場	汚水用	〇、二	八、〇	三五	四〇〇	二	電力	
		同	〇、四	八、〇	六五	五〇〇	一	同	
		同	〇、四	八、〇	六五	五〇〇	二	「ディゼル」機關	內一臺豫備
							二		將來增設ノ分
	小計						五(七)		( )ハ將來分ヲ含ム
	彌生町ポンプ場	汚水用	〇、一	五、五	二〇	三〇〇	二	電力	
		同	〇、二	五、五	三〇	四〇〇	一	同	
		同	〇、二	五、五	三〇	四〇〇	一	「ディゼル」機關	此分豫備
	小計						四		
	本牧ポンプ場	汚水用	〇、〇四	六、二	五	一五〇	一	電力	
		同	〇、一	六、二	一五	二五〇	一	同	
		同	〇、一	六、二	一五	二五〇	一	「ディゼル」機關	此分豫備
							一		將來增設ノ分
	小計						三(四)		( )ハ將來分ヲ含ム
	新山下町汚水處分場	汚水用	〇、四五	一〇、六	九〇	六〇〇	二	電力	第一案
		同	〇、七〇	一〇、六	一四〇	七〇〇	二	同	
		同	〇、七〇	一〇、六	一四〇	七〇〇	三	「ディゼル」機關	
							一		將來增設ノ分
	小計						七(八)		( )ハ將來分ヲ含ム
	合計						一九(二三)		( )ハ將來分ヲ含ム
杉田	磯子ポンプ場	汚水用	〇、二五	八、〇	四、〇	四〇〇	二	電力	
		同	〇、四二	八、〇	六、五	五〇〇	一	同	
		同	〇、四二	八、〇	六、五	五〇〇	一	「ディゼル」機關	此分豫備
							二		將來增設ノ分

汚水処分場系統																		
小計																		
杉田汚水処分場	汚水用	〇、一二	四、七六	一二、〇	三〇〇	一	電力	（六）ハ将来分ヲ含ム										
同	同	〇、一二五	四、七六	二五、〇	三五〇	一	同											
同	同	〇、一三五	四、七六	三五、〇	四五〇	一	ディーゼル機関											
小計						二	同	此分豫備										
								将来増設ノ分										
								（七）ハ将来分ヲ含ム										
合計								（一三）九										（一三）ハ将来分ヲ含ム

前掲各喞筒場の汚水用喞筒排水量は平均汚水量の三倍を取扱ふに足り、動力は平素の汚水用喞筒に對しては專ら電力を使用し、降雨時超過水量に對する分は主として「ディーゼル」機關を使用するの方針に出でたるものにして、喞筒室の大さは將來本市人口が想定飽和數に達したる場合にも之に對應して增設し得るの餘地を存せしめたり。

第十七　汚水處分場

近世文明都市に於ては住民の屎尿を一般下水と共に汚水管内に排泄處理することの最も衞生的にして且經濟的なること確認せらるゝに至れり、從つて流末に於ける汚水處分設備は下水の排除施設と相俟ちて極めて重要なる施設となれるものとす。

下水處分の目的は下水を水中に放流したる結果其水質を汚穢して沿岸の住民に損害を及ぼすことなからしむることにありて敢て清淨掬すべきものに之を變化するを要せず、即ち其要諦は下水を放流せんとする水體の性狀と環境とに應じて最も經濟なる合理的處分法を講ずることを志さざる可からず。

本計畫の下水處分場は第十四に前記したる如く之を鶴見區小野町地先、新山下町埋立地及杉田埋立地の三箇所に設くることゝしたるが、小野町地先の下水放流口は深く横濱港内に位し其附近海水の交代は倒底佳良なる能はざるを以て放流に先だち充分淨化せざるに於ては、將來其水體を漸次汚穢腐敗せしむるの虞れあり、又杉田處分場下水吐口は磯子入江の尖端に位し其の地點附近に於ける潮流觀測の結果放流下水は容易に遠く海中に擴撒せられざることを認めたるを以て、磯子町根岸町方面海岸の水質汚損防護の要あり。

依て之等兩處分場に於ける處分方式は比較的多額の經營費を要すれども高度の淨化成績を擧げ得る促進汚泥法を採用す。然れども新山下町汚水處分場の下水は下水吐管を海底に敷設し、其放流口を同埋立地先より凡そ一千五百米の海中に設け下潮時に於て下水を放流する時は海潮と共に遠く沖合に流出擴撒せちるゝこと第二十二に記述の如くなるを以て、敢て海岸に逆流するの虞なき見込なるを以て、本處分場の處分方式は經營費を要すること最も少き直接海中稀釋法を採用したるものとす。

(一)　鶴見汚水處分場

鶴見汚水處分場の主要設備は沈砂池及「スクリーン」喞筒及送風機豫備沈澱池、雨水貯溜池、曝氣槽、最後沈澱池竝に汚泥貯溜槽等とす。

本汚水處分場に流入する平素の汚水量は設計人口二十二萬四千八百六十一人に對する最大〇、五〇七立方米秒にして降雨時には其量此三倍即ち一、五二一立方米秒に達す。汚水は先づ沈砂池に入り其抱含する砂礫の類を沈澱し又「スクリーン」によりて紙「ボロ」の如き浮泛物を除却したる後、ヴ

エンチユリーメーター」を通過して喞筒井に入り喞筒によりて汲揚げられ、導水溝を流れて豫備沈澱池に入る。次に曝氣槽に流入して浮游固形體を池底に沈澱して、澄水となり、其表面より流出し暗渠を經て小野町地先の海中に放流せらる。而して降雨の日に於て下水量平素の分量を超過する時は其超過量を汚水貯溜池に引入れて貯溜し、雨歇みたる後之を沈澱池に返送し市内より流入する汚水と併せて再び喞筒によりて汲揚げ前記の淨化行程を經て海水に放流するものとす。而して場内豫備沈澱池、最後沈澱池、雨水貯溜池に生ずる過剰沈澱汚泥は汚泥喞筒を以て汚泥貯溜槽に汲入れ置き時々之を運搬船に移入して海中遠く搬送投棄して始末せんとするものなり。

沈砂池は隔壁によりて二池に區劃せられ各長二〇米幅二、五米標準有効水深一、二米にして、其容量は平素汚水量の約一分間分に相當す。「スクリーン」は「バー」型「スクリーン」にして「バー」と「バー」との間隔一三粍なり。沈澱砂礫は「バツケツト」浚渫機を用ひ又「スクリーン」の表面に引掛れる浮泛物は篩形掃除機を用ひて機械的に間斷なく除却するものとす。

「ポンプ」は凡て五臺を設置し排水量〇、二七立方米、秒揚高最大八、九三米五〇馬力電動機直結離心「ポンプ」二臺排水量〇、五立方米秒揚高最大八、九三米八〇馬力電動機直結離心「ポンプ」一臺及排水量〇、五立方米秒揚高最大八、九三米八〇馬力「ディーゼル」機關直結離心「ポンプ」二臺合計五臺の内排水量〇、五立方米秒のもの一臺を豫備とし「ポンプ」室内には尚二臺增設の餘地を存せしむ。又室の平面積は一、〇四二平方米(三一五、六坪)とす。

豫備沈澱池は内法幅一四米長二八米有効水深二、二米のもの二池より成り、其の容量は平素汚水量の約五〇分間分に相當し、各池引入口二箇所引出口二箇所を有し又汚泥引出裝置一箇所を有す。

曝氣槽は内法長五一、三米幅四米、水深三、八米の汚泥再曝氣溝を界として左右に二槽を備ふ、各槽長五、一三米幅二二、五米、水深四、五米にして幅〇、五米導流壁四聯を以て槽の長軸に沿ひて仕切をなし、純幅四米の千鳥狀流路を構成す。汚水は其流路の一端より流入し同時に活性汚泥を凡そ汚水量の二割五分の割合を以て添加し、底より吹込まるゝ有壓空氣によりて互に混淆攪拌せられつゝ流路を迂廻して最遠端より流出する如く環流し、其間普ねく曝氣作用を受けしむ。曝氣槽の各汚水流路竝汚泥再曝氣溝の底部には各側壁又は隔壁に沿ひて多數の撒氣版を据付け、版毎に内徑四〇粍(一吋二分の一)の竪鋼管を立て込み側隔兩壁上の送壓管と連絡せしむ。

曝氣槽汚水流路の容量は平素汚水量の凡そ五時間分に相當し、撒氣版純表面積と流路水面積との割合は的一對一〇にして、又汚泥再曝氣溝の容水量は汚水量の凡そ一、五時間分に相當せしめたり。

送風機は平素汚水量一に對し約六、八六四の割合を以て壓縮空氣量を定めたるものにして、容量一〇五、立方米分標準壓力〇、五六二耘平方糎(一吋平方吋に付九封度)の二〇〇馬力電動機直結多段送風機二臺を常用とし、別に一臺を豫備とし合計三臺を「ポンプ」室内の一方に設置し將來尚一臺を增設し得るの餘地を存す。送風管は本管の大さ四〇〇粍にして以下岐れて三〇〇粍、二五〇粍及二〇〇粍となりて曝氣槽の側壁上に敷設せられ之より一〇〇粍の枝線を出して撒氣版竪管に連絡し而して總て鑄鐵管を用ふ。

最後沈澱池は内法一六米有効水深二、八米の方槽四個より其容量平素汚水量の一時間半分とす。

汚泥「ポンプ」室の左右に二個宛を設く、槽の一側より曝氣槽の流出水を引入れ其反對側より上澄水を流出せしむるの裝置となり、各槽には「ドル」式汚泥掃除機を裝置し槽底の沈澱汚泥を間斷なく槽の中央部に掻集め汚泥「ポンプ」井に引出すに便ならしむ。

雨水貯溜池は二池を設け內法長二八米幅一四米有効水深二、四米にして、其容量は平素汚水量の一時間分に相當する雨水を貯ふるに足る。雨水は池の一側より乘越へて之に流入し、池內に滿流後には反對側より溢流して吐口溝に流出する如く構造せり。本池は之を平素空虛となし置き大雨時に於ける過剩雨水の貯溜に便せしむるものとす。

汚泥貯溜槽は內徑二二、五米有効深四米の圓形槽二箇を設け、豫備沈澱池竝に最後沈澱池に成生する過剩汚泥を「ポンプ」を以て之に汲入れ置き時々槽の中央底より鐵管によりて汚泥運搬船に引出し得るの裝置となせり、二槽にて場內に成生する見込汚泥量の凡そ六日分を貯ふるに足る。

汚泥「ポンプ」は豫備沈澱池の傍に一箇所最後沈澱池の傍に一箇所計二箇所裝置し、前者は池の掃除の場合池底より引出されたる汚泥を汚泥貯溜槽に汲揚げるものにして、其容量毎分〇、三八立方米總揚程六、二米五馬力電動機直結離心「ポンプ」豫備共二臺とし、後者は最後沈澱池成生汚泥の一部を曝氣槽の汚泥再曝氣溝內に返送し、殘部を汚泥貯溜槽に汲揚ぐるの役割をなすものにして、其の容量毎分七、六二立米總揚程六、三二米一五馬力電動機直結離心「ポンプ」豫備共三臺及容量毎分二、二六八立方〇總揚程一〇、四米七馬力電動機直結離心「ポンプ」豫備共三臺とす。

上記沈砂池「ポンプ」室一次沈澱池、曝氣槽、雨水貯溜池、最後沈澱池、汚泥貯溜槽は凡て主として鐵筋「コンクリート」を以て築造するものとす。

本處分場の敷地面積は四四、七一二平方米（一三、五四九坪）を有し、將來本市の人口增加して本處分場系統區域內の想定飽和人口四八一、八八五人に達したる場合之に應ずべく豫備沈澱池、曝氣槽、雨水貯池、最後沈澱池、其の他の增築をなし得る餘地を存せり。

(二)　新山下町汚水處分場

新山下町汚水處分場の主要設備は沈砂池及「スクリーン」喞筒、貯水池、吐口管及汚泥貯溜槽等とす。

本汚水處分場に流集する平素の汚水量は人口四十七萬五千五百五十二人に對する最大一、〇五三立方米秒にして、降雨時には其量此三倍即ち三、一五九立方米秒に達す。汚水は先づ沈砂池に入り其抱含する砂礫の類を沈澱し又「スクリーン」により、紙「ボロ」の如き浮泛物を除却したる後「ヴェンチリメーター」を通過して喞筒井に入り喞筒によりて貯水池導水渠に汲揚げられて貯水池排水渠竝に吐口管を經て遠く一千五百米の沖合に放流せらるゝものなり。其處分の程度は單に沈砂池及「スクリーン」によりて汚水中の粗らき沈澱性及相當微細なる浮泛性の固形物迄を除去したる後下げ潮に乘じて大量の海水と混淆稀釋し以下々水の自淨作用に委して處分の目的を達せんとするものなり。然れども上潮時に於ては放流汚水の却て海岸に逆流するの虞あるを以て、其間は吐口管の弁扉を閉鎖し流達汚水は之を貯水池に引入れて貯溜し、次の下潮を待ち前記弁扉を開放し新來汚水と合して海中に放流するの方針を取りたるものとす。

沈砂池は隔壁によりて二池に區劃せられ各長二三、五米幅二、五米標準有効水深一、三二米にして其容量は平素汚水量の約一分間分に相當す「スクリーン」は「バー」型「ファインスクリーン」にして「バー」と「バー」との間隔を五粍となし徑五粍以上の浮泛物を除去せんとするものなり。沈澱砂礫は「バッ

ケット」浚渫機を用ひ又「スクリーン」の表面に引掛れる浮泛物は櫛形掃除機を用ひて機械的に間斷なく除去するものとす。

「ポンプ」は凡て七臺を裝置し排水量〇、四五立方米秒揚高最大一〇、六米九〇馬力電動機直結離心「ポンプ」二臺、排水量〇、七立方米秒揚高最大一四〇馬力電動機直結離心「ポンプ」一臺及排水量〇、七立方米秒揚高最大一〇、六米一四〇馬力「ディーゼル」機關直結離心「ポンプ」四臺合計七臺にして內排水量〇、七立方米秒のものを一臺豫備となす。

「ポンプ」室の平面積は六三五平方米(一九二、五坪)にして室內には尙一臺增設の餘地を存せしむ。

貯水池は鐵筋「コンクリート」造にして其數八個とし入口側及出口側に開閉扉を取付け排水渠を狹んで左右に四池宛を配置す。內六池を常用とし他の二池は掃除其の他のために豫備として存せしむ。各地の寸法幅三〇米長六〇米有効水深二、二米にして六池を以て裕に平素汚水量の六時間分を貯溜するに足るものとす。

吐口管は內徑一、二米の鋼管二條より成り延長約一千五百米にして之を海底に敷設す。其始端は吐口槽に起り開閉扉を取付終端吐口は之を向上せしめ周圍に「クリッブウォーク」を以て取圍み且其の周圍に捨石をなして移動を防護す。

吐口槽には滅菌裝置を備へ付け必要に應じ放流汚水に鹽素液の如き滅菌劑を注加し得ることとせり。降雨の日處分場に流達する下水量增加して標準水量を超過するときは超過分量は吐口槽の一側に設くる餘水吐堰を溢流し、餘水吐管を通じて直接海中に放出するものとす。

貯水池底に沈澱する汚泥は時々池を交代に空虛となし底敷に設くる汚泥坑に掻き集め汚泥弁を開き汚泥管に流し込み、更に最後の汚泥井に集め汚泥「ポンプ」を以て汚泥貯水槽に汲入れ之より便宜汚泥排除管を通して拔き出し、汚泥運搬船に積入れ遠く海上に搬出して投棄せんとするものにして、汚泥貯溜槽は鐵筋「コンクリート」造とし直徑二〇、六米有効深四米のもの二個を設置す。

汚泥「ポンプ」は貯水池底に沈澱する汚泥を汚泥貯溜槽に汲揚ぐるものにして容量毎分〇、三一立方米總揚程八、七米二〇馬力電動機直結離心「ポンプ」二臺を設置す。

將來本市の人口增加して本處分場系統區域に屬する想定飽和人口數五十七萬六千六百八十一人に達したる場合には、喞筒竝に貯水池の增設により汚水處分の目的を達し得るが如く豫め敷地を用意せり。其面積約六〇、七二九平方米(一八、三九〇坪)とす。

(三)　杉田汚水處分場

杉田汚水處分場の主要設備は沈砂池及「スクリーン」喞筒、及送風機、豫備沈澱池、雨水貯溜池、曝氣槽最後沈澱池竝に汚泥貯溜槽等とす。

本汚水處分場に流入する平素の汚水量は設計人口一四〇、三七一人に對する最大〇、三一七立方米秒にして、降雨時には其量此三倍即ち〇、九五一立方米秒に達す。汚水は先づ沈砂池に入り其抱含する砂礫の類を沈澱し、又「スクリーン」により「メーター」を通過し、喞筒井に入り、喞筒によりて汲上げられ導水溝を流れて豫備沈澱池に入る。次に曝氣槽に流入して淨化せられたる後最後沈澱池に入り、浮游固形體を池底に沈澱して澄水となり、其の表面より流出し暗渠を通じて磯子灣に放流せらるゝものなり。降雨の日に於て下水量平素の分量を超過するときは其超過量を雨水貯溜池に引入れて貯溜し、雨歇みたる後之を沈砂池に

返送し、市内より流入する汚水と併せて、再び喞筒によりて汲揚げ前記の淨化行程を經て海中に放流するものとす。而して場内豫備沈澱池、最後沈澱池、及雨水貯溜池に生ずる過剰汚泥は喞筒を以て汚泥貯溜槽に汲入れ置き、時々之を運搬船に移入して海中遠く搬出投棄して始末せんとするものなり。

沈砂池は隔壁によりて二池に區劃せられ各長一六米、幅二米、標準有効水深一、二米にして、其容量は平素汚水量の約一分間分に相當す。「スクリーン」は「バー」型スクリーンにして「バー」と「バー」との間距一三糎なり。沈澱砂礫は「バッケット」浚渫機を用ひ、又「スクリーン」の表面に引掛れる浮泛物は櫛形掃除機を用ひて機械的に間斷なく除去するものとす。

「ポンプ」は凡て五臺を設置し排水量〇、一二立方米秒揚高最大四、七六米、二五馬力電動機直結離心「ポンプ」一臺、排水量〇、二五立方米秒揚高最大四、七六米二五馬力電動機直結離心「ポンプ」一臺並に同「ポンプ」一臺、排水量〇、三五立方米秒揚高最大三、七米三五馬力「デイーゼル」機關直結離心「ポンプ」一臺及排水量〇、二五立方米秒揚高最大三、七米三五馬力「デイーゼル」機關直結離心「ポンプ」二臺合計五臺の内排水量〇、二五立方米秒のもの一臺を豫備とす。「ポンプ」室内には尚ほ二臺增設の餘地を存せしむ。室の平面積一、〇二二平方米(三〇九、二坪)とす。

豫備沈澱池は内法幅一一米長二二米有効水深二米のもの二池より成り、其容量は平素汚水量の約五十分間分に相當し、各池引入口二箇所引出口二箇所を有し又汚泥引出裝置一箇所を有す。

曝氣槽は内法幅三、五米水深三、七米の汚泥再曝氣溝を界とし左右に二槽を備ふ。各槽長六一米幅一二米水深四、五米にして幅〇、五米導流壁二聯を以て槽の長軸に沿ひて仕切をなし、純幅三、五米の千鳥狀流路を構成す。汚水は其の流路の一端より流入し、同時に活性汚泥を凡そ汚水量の二割五分の割合にて注加し底より吹込まるゝ有壓空氣により互に混淆攪拌せられつゝ流路を迂廻して最遠端より流出する如く環流し、其間普く曝氣作用を受けしむ。曝氣槽の各汚水流路竝に汚泥再曝氣溝の底部には各側壁又は隔壁に沿ひて多數の撒氣版を据付け、版毎に内徑四〇粍(一吋二分ノ一)の竪鋼管を立てゝ側隔兩壁上の送風管と連絡せしむ。送風機は平素の汚水量に對し約六、八六四の割合を以て壓縮空氣量を定めたるものにして、容量七〇立方米分標準壓力〇、五六二瓩平方粍(一平方吋に付八封度)最大壓力〇、六三二瓩平方粍(一平方吋に付九封度)の一二〇馬力電動機直結多段送風機二臺を常用とし別に一臺を豫備とし、合計三臺を「ポンプ」室内の一方に設置し將來尚一臺を增設し得るの餘地を存す。

送風管は本管の大きさ三〇〇粍にして以下岐れて二五〇粍及二〇〇粍となり曝氣槽の側壁上に敷設せられ之より一〇〇粍の枝線を出して撒氣版竪鋼管に連絡し、而して凡て鑄鐵管を用ふ。

最後沈澱池は内法一七、五米有効水深二、八米の方形槽二個より成り、其の容量平素汚水量の一時間半分とす。槽の一側より曝氣槽流出水を引入れ其反對側より上澄水を流出せしむるの裝置となり、各槽に「ドル」式汚泥掃除機を取付け槽底の沈澱汚泥を間斷なく槽の中央部に掻き集め傍らの汚泥「ポンプ」井に引出すに便ならしむ。

雨水貯溜池は二個を設け内法長二二米、幅一一米有効水深二、四米にして、其容量平素汚水量の一時間分に相當する雨水を貯ふるに足る。雨水は池の一側より乘越えて之に流入し池内に滿水の後には反對側より溢流して吐口溝に流出する如く構造せり。

本池は之を平素空虚となし置き大雨時に於ける過剰雨水の貯溜に便せしむるものとす。

汚泥貯溜槽は内徑一八米有効深四米の圓形槽二個を設け、豫備沈澱池竝に最後沈澱池に成生する過剩汚泥を「ポンプ」を以て之に汲入れ置き、時々槽の中央底より鐵管により汚泥運搬船に引出し得るの裝置となせり。二槽にて場内に成生する見込汚泥量の凡そ六日分を貯ふるに足る。

汚泥「ポンプ」は豫備沈澱池の傍らに一箇所、最後沈澱池の傍に一箇所計二箇所に設置し、前者は池の掃除の場合池底より引出されたる汚泥を汚泥貯溜槽に汲揚げらるゝものにして、其容量〇、二四立方米分總揚程五、七米電動機直結五馬力離心「ポンプ」豫備共二臺とし、後者は最後沈汚池底成生汚泥の一部を曝氣槽の汚泥再曝氣溝内に返送し、殘部を汚泥貯溜槽に汲揚ぐるの役割をなすものにして其容量四、七四立米分總揚程五、二米一〇馬力離心「ポンプ」豫備共二臺及容量〇、二一立米分總揚程七米五馬力離心「ポンプ」豫備共二臺合計四臺とし、何れも電動機に直結運轉せらるゝものとす。

上記沈砂池、汚泥貯溜槽は凡て主として鐵筋「コンクリート」を以て築造するものとす。

本處分場の敷地面積は三八、一二八平方米(一一、五三四坪二合)を有し、將來本市の人口增加し本處分場に系統區域内の想定飽和人口二八〇、二六〇人に達したる場合、之に應ずべく一次沈澱池、曝氣槽、雨水貯溜池、最後沈澱池其他の增築をなし得るの餘地を存せり。

第十八　雨水桝及連絡管

地下、下水管の敷設と同時に側溝を築造し路面上の雨水を集めて直ちに下水管内に流入せしめざる可からず、然るに本市に於ては側溝は道路所管課に於て別途之を築造することゝなれるを以て、本設計に於ては側溝は凡て之を除外し唯だ雨水桝以下の施設をなすことゝせるものとす。

雨水桝は測溝に集中する雨水を下水管に疎通せしむるために設くる中繼槽にして、其構造は敷「コンクリート」の上に桝形鐵筋「コンクリートブロック」を積立て其内法四百粍深千粍を標準とし、下部三百粍の間を泥溜となし、上部に緣石を施し格子形鑄鐵蓋を被覆し側溝の雨水は鐵蓋の格子孔より流入するの構造とす。側溝幅員の大小を豫想して鐵蓋の大さは幅三百粍長三百九十粍、幅三百五十粍長三百九十粍及幅四百五十粍長三百九十粍の三種としたれば緣石内法の寸法又三種に區別せらる。

雨水桝と下水本管との連絡管には内徑百五十粍陶管を使用し其の敷設勾配は凡そ五十分の一を以て標準となす。

第十九　洗滌及通風

下水管内は時々之を洗滌して固形物の沈澱を防ぎ下水の疎通を完全ならしむること維持上最も必要なり、然るに本計畫は合流法を採用せしが故に降雨毎に多量の雨水管内に流入して、自ら之を洗滌するを以て、管内を清淨に維持する點に於ては甚しき憂慮あることなし、然れども涸渴久しきに亘る場合には汚泥管底に沈積膠着し次期の降雨時に於て之を完全に洗掃し得ざることあるべし。依て本計畫に於ては勾配比較的緩なる下水管の起點及中流適所の入孔内に洗滌扉を裝置し必要の場合扉を以て下流下水管の入口を閉鎖し置き人孔内に水道水又は海水を注入するか、或は一時上流の汚水を堰止貯溜したる後、急に扉を開披し決潟の勢を以て大量の水量を送り、以て下流下水管の沈澱物を洗滌し得るの用意をなせり。

下水管内に下水瓦斯を蓄積せしむるときは管内に立入檢査又は掃除等に從事する係員に危害を與ふるのみならず、時に爆發を惹起し管の破壞を來し、或は路上の通行者竝に沿線の家屋を損傷

することなきに非ず、依て下水管内の通風を謀るは保安上最も肝要のことなり、本計畫に於ては人孔の鐵蓋に多數の氣孔を設けあり。且側溝の雨水桝蓋は格子狀をなし兩者より絶へず管内外の空氣を流通し得る裝置となしたるは、管内に下水瓦斯を蓄積するの虞れ無きものとし、別に特種通風裝置を附設せず。

第二十　分水人孔及防潮扉

本計畫に於ける下水排除の方法は、第八記載の如く凡て合流法を採用し、降雨の日管内の流量增加するときは一定の水量に限りて之を下流「ポンプ」場又は汚水處分場へ送致し、殘餘の雨水吐管を經て之を附近の河川海中に放流することゝなせるを以て、要所、要所に汚水として取扱ふべき下水に限り汚水本管内に流入せしめ、之より以上の水量を雨水吐管に流出せしむべき雨汚水分離の裝置をなさゞる可からず。其の裝置は凡て特殊構造の人孔内に設くることゝし其人孔を分水人孔と稱せり。而して合流管内の過剩雨水は合流管渠が雨水吐滯渠河川沿ひ及海岸に於て、汚水本管に接近する毎に地形を利用して成るべく放出の機會を得せしめ、以て下流下水本管の管徑縮小に力めたるを以て、本設計に於ける雨汚水分離裝置は相當多數に上れり。

分水人孔内に於ける雨下水分離裝置は(一)其處に集合する合流管底と下水本管との標高の差小なる箇所に對しては、人孔内に乘越堰を造り、合流管内の下水の水位が堰頂に達する迄は自由水面を以て、之を汚水管内に導き入る。水位之より昂上するときは堰を乘越へて下水の一部又は大部を雨水吐に溢流せしめて附近の河川海中に放出せしむるものと(二)汚水本管が合流管底より低き位置を通過する箇所に對しては乘越堰の他に孔壁又は孔底に小呑込口を設け、連絡管により流壓を以て汚水管内に所定の下水量を送り込み、剩餘の下水を雨水吐管内に溢流せしむるものとの兩樣の設計となせり。

雨水吐管底の高さは市内運河沿ひ及海邊に設くるものは下水設計標高九米を下らざらしめ、又鶴見川沿ひ及市内諸河川に吐口を有するものは、成るべく各部に應じて其計畫又は既知平均下位に一致せしめたり。而して市内運河沿ひ又は海邊の土地は概ね平坦なるを以て下水管の位置自ら潮水面より低下せる部分尠からず、仍て滿潮時に於ては雨水吐管より潮水の却て下水管内に逆流の虞ある部分あり、斯の如き箇所に對しては吐口に防潮扉を裝置して管内に外水を逆流せしめざることゝせり。防潮扉の作用は管内の下位管外の下位より高きときは内壓により自ら扉を開披して雨水放出に支障なきも、反之外水却て昂上を來すときは外壓によりて扉は自ら閉鎖せられ内外水の疏通を一時遮斷するものとす。

第二十一　各戸下水道

公設下水道と共に各戸に屬する排水設備を改良して其連絡を謀るは最も緊要のことにして、公設下水道の改良如何に完全に行はるゝも各戸に屬するもの不備なるときは下水改良工事の目的を達し能はず、故に私設下水道は公設下水道の改良と相俟て同時に改築するの要あるものとす。

私設下水道の工費は各義務者の負擔に屬し各戸下水を收容して各掃路によりて之を公設下水道に連絡せしむるものにして、本市に於ては曩に復興復舊下水工事の實施に當り私設下水道の築造標準を内示し沿線各戸に對して其改築を促したることありと雖も、未だ完全に實施せられざるもの多きが如し。依て是等は下水道條例を設定し本下水工事の進捗と共に各義務者をして必ず

施設せしむるの方法に出でざる可からず。

第二十二　潮流觀測

下水吐口に於ける海潮の移動狀態は放流下水の處分程度を決定する上に於て極めて重要の資料をなすものなり、依て本計畫に於ては豫定三汚水處分場の內二箇所即ち新山下町處分場設置位置の沖合凡そ五百米乃至一千五百米の範圍及杉田處分場設置位置の海上に浮子を流し、其流過の經路を辿りて附近海潮の移動狀態竝に流速を觀測したるものとす。

觀測期間は昭和五年四月より同十二月に亘り觀測回數は前者に對しては前後三十二回、後者に對しては二十二回にして觀測の方法は長十五尺の「ポール」の下部に幅一米長一米の木板を縱十字に組合せたるものを取付け、水沒約十二尺程度になる樣其下端に重錘を附し「ポール」の上端には晝間は小標旗を附し、夜間は之に代ふるに青紅色の懷中電燈を裝置したるものを海中目的の地點に浮べ陸上己知三點より「トランシット」を用ひて其浮流移動の位置を時刻五分毎に測量したるものとす。而して本作業の實施は日々の滿干潮豫報に基き毎回上げ潮及下げ潮の始めより引續き晝夜を問はず觀測を行ひ、成るべく浮子流過の跡を極むるに力めたれども風力濃霧等天候に左右せられ、觀測上障碍を受けたる日多く滿足なる結果を得たる回數の極めて少かりしは甚だ遺憾とする處なれども、觀測の成績により代表的と看做さるゝものを摘出して浮子流過の狀態を示せば潮流觀測圖(其ノ三ノ一圖)の如し。(圖面省略)

右に依れば新山下町汚水處分場海岸線より直角に八九百米以內の沖合に汚水を放流するときは、上下潮竝に風浪等の關係により汚水が本牧海岸に接近し、其海水を汚損するの疑を挾むに足ると雖も更に沖合に出で處分場海岸を距ること直角に凡そ一千二三百米以上の沖合の潮流方向は、上げ潮に於ては橫濱に向ひ流過すれども下げ潮に於ては每時凡そ一粁乃至一、三粁の流速を以て之と反對に本牧の沖合より根岸灣の沖合を經て流去し、尙上げ潮に移りたる後と雖も引續き〇、七粁乃至〇、九粁の流速を以て遠く橫須賀軍港沖合に流去するを以て、汚水を下げ潮に乘じて放水するに於ては再び沿岸に逆水するが如きこと無きものと認めらる。又斯る潮水移動狀態は將來橫濱港擴築せられたる曉に於ても差したる變化を受けざるものと推測せらるゝを以て、本市の下水處分經營費を節約すれば同處分場の設備は單に所謂「ファインスクリーン」を使用することにより汚水中に浮泛する固形物の大部分を除去したる後海底に汚水吐口鐵管を敷設すること凡そ一千五百米とす。且其の吐口の位置を將來の橫濱港大防波堤港口を距ること一千五百米以上の點に定め、之より前記の汚水を放流し、以下海水の自淨稀釋法に委し自ら充分處分の目的を達し得べしと思考せらる。然れども前記吐口鐵管は實に將來の大橫濱港の外港をなす部分の海底に敷設するものにして、之は港灣行政上之が施設を許可せらるゝときは稀釋處分法は實施困難に陷るを以て、止むを得ず多額の經營費を要する高度の淨化處分を行ひたる上汚水を海岸に放流するの手段に出でざる可からず。

根岸灣內の潮流は觀測の結果によれば大體に於て上下潮に從ひ常に一定の流路を相往來し且其速度は極めて遲緩にして海水の交代は到底佳良なりと謂ふ能はず。即ち之に汚穢の汚水を放流するときは次第に停滯を來し灣內の海水は年々不潔の度を增加するに至るべし。依て杉田處分場の汚水處分程度は充分過度となすの要あるべし。

第二十三　基本圖面竝標高

本下水計畫竝に設計に使用したる基本圖面は左の三種とす。

(一)參謀本部陸地測量部調製縮尺一萬分一及二萬五千分一地形圖

(二)參謀本部陸地測量部調製のものに復興局及本市都市計畫課に於て實測補足したる縮尺三千分一高低線入平面圖

(三)海軍水路部調製の縮尺一萬一千分一横濱港附近及縮尺五萬二千分一東京灣中部海圖

(一)は主として人口の分布、雨水流下係數竝に汚水量分布、河川別流域面積の決定、下水幹線路の配布幹線流量算定等に使用し、(二)は標高六米以下の土地に對しては道路の交叉點及勾配の變化する點の高さを實測して高差〇、三米毎に同高線を補足記入し、各河川流域別毎に地圖を作り之に枝線の排水區界を考査記入し、更に枝線下水管の分區別排水面積境界線及管の位置を記入したる上各枝線流量算定に使用したり、又(三)は下水の海中吐口に於ける潮流觀測用の基本圖として使用したるものとす。

下水管の延長は凡て前記縮尺三千分一平面圖より測り縦斷面圖は横を縮尺三千分一平面圖に合致せしめ、高さは雨汚水幹線にありては凡て實測によりたるも、枝線にありては同平面圖の高低線に基き圖上より測り何れも百分一縮尺を以て調製せり。各河川の改修設計に對しては平面圖は(二)の縮尺三千分一圖面を用ひたるが、縦斷面にありては時に地形の變化甚しき部分は短距離に反之比較的平坦の箇所は凡そ長四十米毎に河底、低水位、洪水位、滿潮位竝に堤塘高を實測し縮尺横三千分一縦二百分一圖と及縮尺縦横百分一横斷面圖を調製して流量の計算竝に斷面の改修設計に便せしめたり。

以上各基本圖面竝本設計構造圖面に記入の標高は陸地測量部基準面零點即ち東京灣中等潮位を便宜上特に十米となしたるものなるを以て、各圖面竝に構造設計圖面等の實際標高は凡て記入の示高數字より十米を控除したるものとす。

第二十四　工費豫算及維持經營費(第一案)

一、本設計工費豫算總額は金貳千六百參拾壹萬壹千圓にして其大綱内譯左の如し

一金貳千六百參拾壹萬壹千圓也

内譯

總工費	
幹線下水道費	金四百八萬五千參拾五圓也
河川改修工事費	金四百參拾八萬貳千七百八拾六圓也
枝線下水道費	金七百六拾萬七千八百參拾四圓也
道路補修費	金七拾四萬九千四百貳拾七圓也
啣筒場費	金六拾九萬六千六百參拾貳圓也
用地及補償費	金貳百拾八萬五拾九圓也
汚水處分費	金參百五拾八萬四千六百五拾六圓也
事務所費	金壹百八拾六萬壹千參百拾四圓也
豫備費	金壹百拾六萬參千貳百五拾七圓也

更に之を各汚水處分場下水區域別に掲記すれば

(イ)金九百四拾五萬壹千圓也

(鶴見汚水處分場下水區域)

内譯

金百萬七千六百拾九圓也　幹線下水道費
金百參拾五萬九千九百五拾八圓也　河川改修工事費
金參百五拾六萬八千六百九拾壹圓也　枝線下水道費
金參拾壹萬九千五百八圓也　道路補修費
金參拾四萬六千參百貳拾九圓也　卸筒場費
金六拾八萬七千參百五拾四圓也　用地及補償費
金百七萬參千八百五拾圓也　汚水處分場費
金六拾六萬九千六拾五圓也　事務所費
金四拾壹萬八千六百貳拾六圓也　豫備費

(ロ)金壹千貳拾七萬八千圓也

(新山下町汚水處分場下水區域)

内譯

金百九拾七萬五千五百四拾壹圓也　幹線下水道費
金百六拾貳萬壹千八百六拾圓也　河川改修工事費
金貳百參拾萬參千四百五拾七圓也　枝線下水道費
金貳拾八萬壹千百七拾參圓也　道路補修費
金貳拾四萬四千六百六拾四圓也　卸筒場費
金九拾九萬八千四百八拾壹圓也　用地及補償費
金百六拾七萬參千百八拾七圓也　汚水處分場費
金七拾貳萬六千貳百參拾七圓也　事務所費
金四拾五萬參千七百九拾五圓也　豫備費

(ハ)金六百五拾八萬貳千圓也

(杉田汚水處分場下水區域)

内譯

金百拾萬千八百七拾五圓也　幹線下水道費
金百四拾萬九百六拾八圓也　河川改修工事費
金百七拾參萬五千六百八拾六圓也　枝線下水道費
金拾四萬八千七百四拾六圓也　道路補償費
金拾萬六千參拾四圓也　卸筒場費
金四拾九萬四千貳百貳拾四圓也　用地及補償費
金八拾參萬七千六百拾九圓也　汚水處分場費
金四拾六萬六千拾貳圓也　事務所費
金貳拾九萬八百參拾六圓也　豫備費

二、本設計工事竣功後に於ける維持及經營費は總計五拾五萬壹千九百五拾參圓の見込にして其内譯左の如し。

○横濱市下水道維持及經營費(第一案)

一金五拾五萬壹千九百五拾參圓也

內譯

(イ)金拾七萬壹千四百參拾七圓也

內

金貳萬九千九百參拾參圓也
金五萬六千九百四拾六圓也
金八萬四千五百五拾八圓也

(ロ)金參拾八萬五百拾六圓也

內

金拾六萬四千五百八拾五圓也
金拾貳萬貳千貳百四拾七圓也
金九萬參千六百八拾四圓也

ロ　下水道調査計畫說明書(第二案)

目次

第一	第一案に同じ	第四
第二	同	第五
第三	同	第六
第一	第一案に同じ	第七
同		第八
同		第九
第十	第一案に同じ	第十五
第十一	同	第十六
第十二	同	第十七
第十三	同	第十八
第十四	同	第十九
第二十	第一案に同じ	
第二十一	同	
第二十二	同	
第二十三	同	
第二十四	工費豫算及維持經營費	

本說明書に於ては第一案と相違の點のみを記述することゝせり即ち左の如し。

第十六　喞筒場

(一)　汚水處分場別喞筒明細表中新山下町汚水處分場系統の內新山下町汚水處分場の欄を左の如く變更す。

喞筒場名	喞筒ノ種類	排水量(立米秒)	揚程(米)	喞筒馬力	吸水管內徑(粍)	喞筒臺數	動力ノ種類	摘要
新山下町汚水處分場	汚水用	〇、四五	八、六	七〇	六〇〇	二	電力	
同	同	〇、七〇	八、六	一一〇	七〇〇	二	電力	
同	同	〇、七〇	八、六	一一〇	七〇〇	三(八)	ディーゼル機關	一ハ將來設置ノ分
小計						七(八)		(一)ハ將來分ヲ含ム

其他は第一案に同じ。

第十七　汚水處分場

本項は始めより五行目迄を第一案第十七と同文なるが故に省略せり。

六行目乃至十三行目迄を左の通り變更す。

本計畫の下水處分場は第十四に記載したる如く之を鶴見區小野町地先、新山下町埋立地、及杉田埋立地の三箇所に設くることゝしたるが、小野町地先の下水放流口は深く横濱港内に位し其の附近海水の交代は到底佳良なる能はざるを以て、放流に先ち充分淨化せざるに於ては將來其の水體を漸次汚穢腐敗せしむるの虞あり。又杉田處分場下水吐口は磯子入江の尖端に位し其の地點附近に於ける潮流測の結果、放流下水は容易に遠く海中に擴撒せられざることを認めたるを以て、磯子町根岸町方面海岸の水質汚損防護の要あり。又新山下町處分場の下水は下水吐管を海底に敷設し、其の放流口を同埋立地先より凡そ一千五百米の海中に設け下潮時に於て下水を放流するときは海潮と共に遠く沖合に流出擴撒せられ、海岸に逆流するの虞なく衛生上敢て支障無き見込なれども前記下水吐管の位置は恰も將來の擴張大横濱港外に位するを以て其の施設に對し監督官廳の許可を受け難き場合を考慮し、多額の經營費を要すれども鶴見、杉田兩處分場と同じく高度に下水を處分したる上直ちに之を海岸に放流することゝせり。

(一)　鶴見汚水處分場

第一案に同じ。

(二)　新山下町汚水處分場

新山下町汚水處分場の主要設備は沈砂池及「スクリーン」喞筒及送風機豫備沈澱池、雨水貯溜池、曝氣槽、最後沈澱池、竝に汚泥貯溜槽等とす。

本汚水處分場に流入する平素の汚水量は設計人口四十七萬五千五百五十二人に對する最大一、〇五三立方米秒にして、降雨時には其量此三倍即ち三、一五九立方米秒に達す。汚水は先づ沈砂池に入り其抱含する砂礫の類を沈澱し又「スクリーン」によりて紙「ボロ」の如き浮泛物を除却したる後「ヴエンチユリーメーター」を通過して喞筒井に入り、喞筒によりて汲揚げられ導水溝を流れ豫備沈澱池に入る。次に曝氣槽に流入し淨化せられたる後最後沈澱池に入り浮游固形體を池底に沈澱して澄水となり、其表面より流出し暗渠を經て横濱港外の海中に放流せらるゝものにして、降雨の日に於て下水量平素の分量を超過するときは、其超過量を雨水貯溜池に引入れて貯溜し雨歇みたる後之を沈砂池に返送し、市内より流入する汚水と併せて再び喞筒によりて汲揚げ前記の淨化行程を經て海中に放流するものとす。而して場内豫備沈澱池、最後沈澱池、雨水貯溜池に生ずる過剰沈澱汚泥は汚泥喞筒を以て汚泥貯溜槽に汲入れ置き、時々之を運搬船に移入して海中遠く運搬投棄して始末せんとするものなり。

沈澱池は隔壁によりて二池に區劃せられ各長二三、五米、幅二、五米標準有效水深一、三二米にして其容量は平素汚水量の約一分間分に相當す。「スクリーン」は「バー」型「スクリーン」にして「バー」と「バー」との間距一三粍なり沈澱砂礫は「バケット」浚渫機を用ひ又「スクリーン」の表面に引掛れる浮泛物は櫛形掃除機を用ひて機械的に間斷なく除去するものとす。

「ポンプ」は凡て七臺を裝置し排水量毎分〇、四五立方米秒揚高最大八、六米一一〇馬力電動機直結離心「ポンプ」二臺排水量〇、七立方米秒揚高最大八、六米一一〇馬力電動機直結離心「ポンプ」一臺及排水量〇、七立方米秒揚高最大八、六米一一〇馬力「デイーゼル」機關直結離心「ポンプ」四臺合計七臺内排水

量〇、七立米秒のもの一臺を豫備となす。室内には尚一臺增設の餘地を存し、平面積一、〇八六平方米(三百二十八坪五合)とす。

豫備沈澱池は内法幅一九米長三八米有効水深二、二米のもの二池より成り、其の容量は平素汚水量の約五〇分間分に相當し、各池引入口二箇所引出口二箇所を有し、又汚泥引出裝置一箇所を有す。

曝氣槽は内法長さ七五、五米幅四、二米水深四、五米の汚泥再曝氣溝を界として左右二槽を備ふ、各槽長七五、五米幅三一米にして幅〇、五米の導流壁六聯を以て槽の長軸に沿ひて仕切をなし、純幅四米の千鳥狀流路を構成す汚水は其の流路の一端より流入し同時に活性汚泥を凡そ汚水量の二割五分の割合に添加し底より吹込まるゝ有壓空氣によりて互に混淆攪拌せられつゝ流路を迂廻して最遠端より流出する如く環流し、其の間普ねく曝氣作用を受けしむ。曝氣槽の各汚泥流路竝に汚泥再曝氣槽の底部には各側壁又は隔壁に沿ひて多數の撒氣版を据付け、版毎に内徑四〇粍(一吋二分一)の竪鋼管を立て込み側隔兩壁上の送風管と連絡せしむ。

曝氣槽汚水流路の容水量は平素汚水量の凡そ五時間分に相當し撒氣版純表面積と流路水面積との割合は、約一對一〇にして又汚泥再曝氣溝の容水量は汚水量の凡そ一五時間分に相當せしめたり。

送風機は平素汚水量一に對し六、八六四の割合を以て壓縮空氣量を定めたるものにして容量一〇五立方米分(標準壓力〇、五六二耗平方糎(一吋平方に付九封度)の一八〇馬力電動機直結多段送風機常用四臺の外に、豫備として同大のもの一臺合計五臺を「ポンプ」室内の一方に設置し將來尚一臺を增設し得るの餘地を存す。

送風管は本管の大さ六〇〇粍にして以下岐れて五〇〇粍三五〇粍及二五〇粍となりて曝氣槽の側壁上に敷設せられ、之より一二五粍の枝管を出して撒氣版竪管に連絡し凡て鑄鐵管を用ふ。

最後沈澱池は内法二二、六米有効水深二、八米の方槽四箇より成り其の容量平素汚水量の一時間半分とす。汚泥「ポンプ」室の左右に三個宛を設く槽の一側より曝氣槽流出水を引入れ其反對側より上澄水を流出せしむるの裝置なり、各槽には「ドル」式汚泥掃除機を裝置し槽底の沈澱汚泥を間斷なく槽の中央部に掻き集め汚泥「ポンプ」井に引出すに便ならしむ。

雨水貯溜池は二池を設け内法長三八米幅一九米有効水深二、四米にして、其容量は平素汚泥量の一時間分に相當する雨水を貯ふるに足る。雨水は池の一側より乘り越えて之に流入し池内に滿水の後には反對側より溢流して吐口溝に流出する如く構造せり、本池は之を平素空虚となし置き大雨時に於ける過剩雨水の貯溜に便せしむるものとす。

汚泥貯溜槽は内徑二三米有効深四米の圓形槽四箇を設け豫備沈澱池竝に最後沈澱池に成生する過剩汚泥を「ポンプ」を以て之に汲入れ置き、時々槽の中央底より鐵管によりて汚泥運搬船に引出し得るの裝置となり四箇にて場内に成生する見込汚泥量の凡そ六日分を貯ふるに足る。

汚泥「ポンプ」は豫備沈澱池の傍に一箇所最後沈澱池の傍に一箇所計二箇所に設置し、前者は他の掃除の場合池底より引出されたる汚水を汚水貯溜槽に汲揚ぐるものにして、其容量毎分〇、七八立方米總揚程一二米七馬力電動機直結離心「ポンプ」二臺とし内一臺を豫備とす。後者は最後沈澱池成生汚泥の一部を曝氣槽の汚泥再曝氣溝内に返送し、殘部を汚泥貯溜槽に汲揚ぐる役割をなすものにして其容量毎分一九立方米總揚高五、二米二五馬力電動機直結離心「ポンプ」豫備共三臺及容量

毎分〇、七八立米總揚高七米一〇馬力電動機直結離心「ポンプ」豫備共二臺とす。

上記沈砂池「ポンプ」室豫備沈澱池曝氣槽、雨水貯溜池、最後沈澱池、汚水貯溜池は總て主として鐵筋「コンクリート」を以て築造するものとす。

本處分場の敷地面積は六二、三九三平米(一八、八四七坪)を有し、將來本市の人口增加して本處分場系統區域内の想定飽和人口數五十七萬六千六百八十一人に達したる場合、之に應ずべき豫備沈澱池曝氣槽雨水貯溜池最後沈澱池其の他の增築をなし得る餘地を存せり。

(三)　杉田汚水處分場

第一案に同じ

第二十四　工費豫算及維持經營費(第二案)

一、本設計工費豫算總額は金弐千六百弐拾萬八千圓にして其大綱内譯左の如し。

〇横濱市下水道築造工事費(第二案)

一金弐千六百弐拾萬八千圓也

内譯

金四百八萬五千參拾五圓也	幹線下水道費
金四百參拾八萬弐千七百八拾六圓也	河川改修工事費
金七百六拾萬七千八百參拾四圓也	枝線下水道費
金七拾四萬九千四百弐拾七圓也	道路補修費
金六拾九萬六千六百參拾弐圓也	啣筒場費
金弐百拾九萬八千參百五拾五圓也	用地及補償費
金參百四拾七萬弐千六百拾七圓也	汚水處分場費
金壹百八拾五萬五千四百拾五圓也	事務所費
金壹百拾五萬九千八百九拾九圓也	豫備費

更に之を各汚水處分場下水區域別に揭記すれば

(イ)金九百四拾五萬壹千圓也

(鶴見汚水處分場下水區域)

内譯

金壹百萬七千六百拾九圓也	幹線下水道費
金百參拾五萬九千九百五拾八圓也	河川改修工事費
金參百五拾六萬八千六百九拾壹圓也	枝線下水道費
金參拾壹萬九千五百八圓也	道路補修費
金參拾四萬六千參百弐拾九圓也	啣筒場費
金六拾八萬七千參百五拾四圓也	用地及補償費
金壹百七萬參千八百五拾圓也	汚水處分場費
金六拾六萬九千六拾五圓也	事務所費
金四拾壹萬八千六百弐拾六圓也	豫備費

(ロ)金壹千拾七萬五千圓也

内譯

(新山下町汚水處分場下水區域)

金百九拾七萬五千五百四拾壹圓也
幹線下水道費
金百六拾貳萬千八百六拾圓也
河川改修工事費
金貳百參拾萬參千四百五拾七圓也
枝線下水道費
金貳拾八萬千百七拾參圓也
道路補修費
金貳拾四萬四千貳百六拾九圓也
喞筒場費
金壹百壹萬六千七百七拾七圓也
用地及補償費
金百五拾六萬壹千百四拾八圓也
汚水處分場費
金七拾貳萬參百參拾八圓也
事務所費
金四拾五萬四百參拾七圓也
豫備費

(ハ)金六百五拾八萬貳千圓也
（杉田汚水處分場下水區域）

金壹百拾萬壹千八百七拾五圓也
幹線下水道費
金壹百四拾萬九百六拾八圓也
河川改修工事費
金百七拾參萬五千六百八拾六圓也
枝線下水道費
金拾四萬八千七百四拾六圓也
道路補修費
金拾萬六千參拾四圓也
喞筒場費
金四拾九萬四千貳百貳拾四圓也
用地及補償費
金八拾參萬七千六百拾九圓也
汚水處分場費
金四拾六萬六千拾貳圓也
事務所費

金貳拾九萬八百參拾六圓也
豫備費

二、本設計工事竣功後に於ける維持及經營費は總計金七拾壹萬參千貳百四拾壹圓の見込にして其の內譯左の如し。

○橫濱市下水道維持及經營費（第二案）

一金七拾壹萬參千貳百四拾壹圓也
總經費

內譯

(イ)金拾七萬壹千四百參拾七圓也
下水道費

金貳萬九千九百參拾參圓也
事務所費

金五萬六千九百四拾六圓也
下水道維持費

金八萬四千四百五拾八圓也
喞筒場費

(ロ)金五拾四萬壹千八百四圓也
汚水處分場費

金拾六萬四千五百八拾五圓也
鶴見汚水處分場費

金貳拾八萬參千五百參拾五圓也
新山下町汚水處分場費

金九萬參千六百八拾四圓也
杉田汚水處分場費

第十九章　地下埋設物整理

一　總　說

イ　在來埋設物の狀態

本市に於て、公共の用途の爲道路を占用せる地下埋設物及路上工作物の種類は次に掲ぐる如く水道、瓦斯、電燈、電信、電話等多種多樣なり。

○關係事業者及工作物種類

關係事業者	關係工作物種類
遞信省	電信、電話地中及架空線路、公衆用電話
縣警察部	同上及巡査派出所
本市水道局	水道管及其附屬物(量水器、阻水弁、消火栓、等)
本市瓦斯局	瓦斯管及其附屬物
本市電氣局	電車軌道、電車線路(架空)、饋電線路(架空)、電話電線(架空)、電燈線路(架空)
本市土木局	下水管及其附屬物
本市衛生課	公衆便所
東京電燈株式會社	送電線路、配電線路等

之等諸工作物は市の發展に伴ひ漸次增加したるものなるが當初より一定の計畫を樹てゝ埋設せられたるものに非る爲極めて複雜にして秩序無き狀態にあり修繕工事等の場合に當りても各事業者の間に互讓主義に依り相互打合せて地下を利用したりしものにして其の埋設物の整理は容易に行はれ難く殊に同一線の上下にありて鐵管土管の混設あるを以て一見區別に甚だ不便なる狀態なりき。震害に依り路

地下埋設管ノ被害

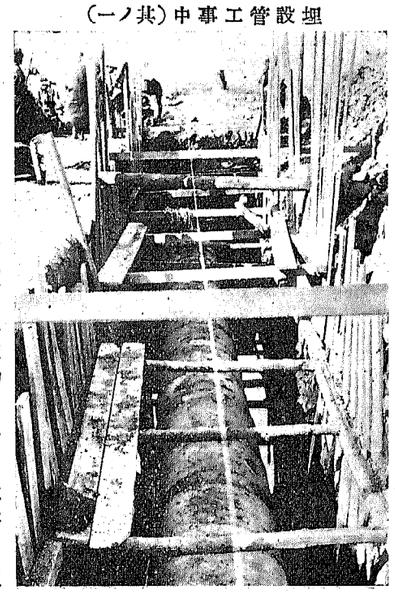

埋設管工事中（其ノ一）

上工作物の燒失及地下埋設物も殆と大半を損傷したるが災後直に應急假修理を施し大正十三年五月末現在本市に於ては不取敢復舊したる諸工作物中水道は二萬一千栓電燈は七萬五千燈遞信省電話線路は四千本警察電話は百三十五箇所と稱せられたり。

道路の地下に埋設せられたる前述の各種工作物は之が維持修繕又は增設に當り路面の堀返しを避け難く爲に一般交通を阻害し沿道商

店の營業を妨ぐること少なからず。又所謂蜘蛛の巢の如き架空線は都市の美觀を損じ路上の電柱等は道路の有効幅員を狹めて交通上の支障を來すを以て之が根本的理想の整理方針としては街路內に共同溝を築造して總ての工作物を收容するにあり。

最初の帝都復興計畫に於ては帝都の重要街路に之を實施する爲第四十七議會に右豫算約二千萬圓を提出したるも七百八萬九千餘圓に修正削減せられ其の後實施期に至り大正十五年七月一般地下埋設物整理費の不足其の他設計上の關係より共同溝費は他に流用せられて三十萬圓に減額し僅かに東京九段坂外數箇所の街路に試驗的築造を見る結果となれり。

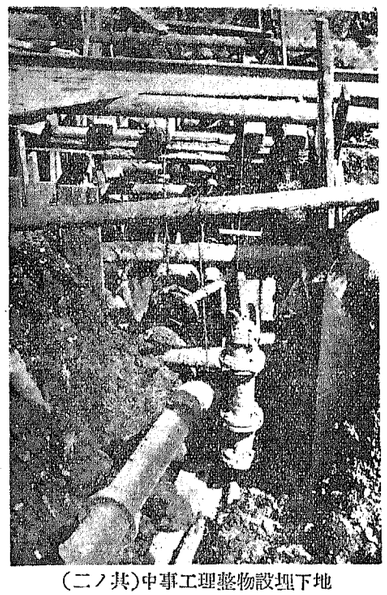

地下埋設物整理工事中（其ノ二）

本市に於ては右共同溝の如き理想的施設は別とし先づ以て諸般の復興事業遂行に際し即ち土地區劃整理施行地區內に於けるバラック等家屋其の他の移轉の爲或は街路の改廢新設其の他運河工事及區劃整理地區外の道路橋梁河川下水等の復興復舊諸工事に於て水道瓦斯電燈電話等工作物の整理を伴はぬは絕無の狀態にあり而して是等諸工作物の撤去移設新設に當りては此の絕好の機會を以て在來管線の排列及系統を整理して秩序を正す必要あり。然も之等地下埋設物其の他工作物の整理は建物の如く箇々單純に之を施行する能はず。水道電燈瓦斯の如きは道路改廢工事中と雖も寸時も配給を絕ち難き事

之等諸工作物は市の發展に伴ひ漸次增加したるものなるが、當初より一定の計畫を樹てゝ埋設せられたるものに非る爲、極めて複雜にして秩序無き狀態にあり、修繕工事等の場合に當りても各事業者の間に互讓主義に依り相互打合せて地下を利用したりしものにして、其の埋設物の整理は容易に行はれ難く、殊に同一線の上下にありて、鐵管、土管の混設あるを以て一見區別に甚だ不便なる狀態なりき。震害に依り路

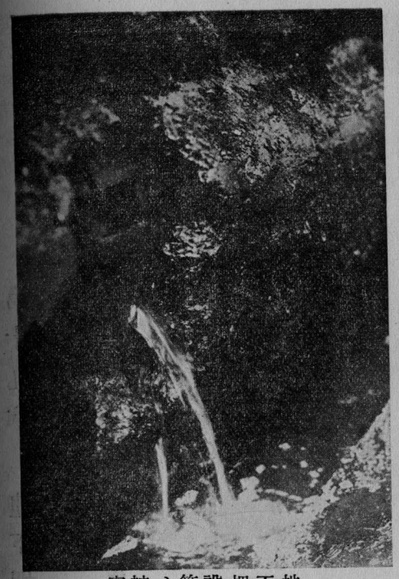

地下埋設管ノ被害

埋設管工事中（其ノ一）

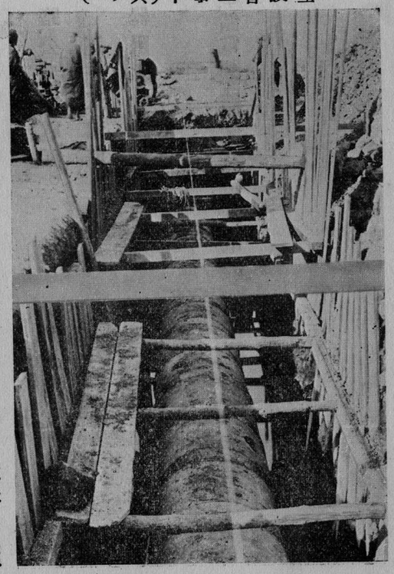

上工作物の燒失及地下埋設物も殆ど大半を損傷したるが、災後直に應急假修理を施し、大正十三年五月末現在本市に於ては不取敢復舊したる諸工作物中水道は二萬一千栓、電燈は七萬五千燈、遞信省電話線路は四千本、警察電話は百三十五箇所と稱せられたり。

道路の地下に埋設せられたる前述の各種工作物は、之が維持修繕又は增設に當り、路面の堀返しを避け難く爲に一般交通を阻害し、沿道商

店の營業を妨ぐること少なからず。又所謂蜘蛛の巢の如き架空線は都市の美觀を損じ、路上の電柱等は道路の有効幅員を狹めて交通上の支障を來すを以て、之が根本的理想の整理方針としては街路內に共同溝を築造して總ての工作物を收容するにあり。

最初の帝都復興計畫に於ては帝都の重要街路に之を實施する爲第四十七議會に右豫算約二千萬圓を提出したるも、七百八萬九千餘圓に修正削減せられ其の後實施期に至り大正十五年七月一般地下埋設物整理費の不足其の他設計上の關係より、共同溝費は他に流用せられて三十萬圓に減額し僅かに東京九段坂外數箇所の街路に試驗的築造を見る結果となれり。

本市に於ては右共同溝の如き理想的施設は別とし先づ以て諸般の復興事業遂行に際し、即ち土地區劃整理施行地區內に於けるバラック等家屋其の他の移轉の爲或は街路の改廢新設其の他運河工事及區劃整理地區外の道路橋梁、河川下水等の復興復舊諸工事に於て、水道、瓦斯電燈電話等工作物の整理を伴はぬは絕無の狀態にあり而して是等諸工作物の撤去、移設新設に當りては此の絕好の機會を以て在來管線の排列及系統を整理して秩序を正す必要あり。然も之等地下埋設物其の他工作物の整理は、建物の如く箇々單純に之を施行する能はず。水道、電燈、瓦斯の如きは道路改廢工事中と雖も寸時も配給を絕ち難き事

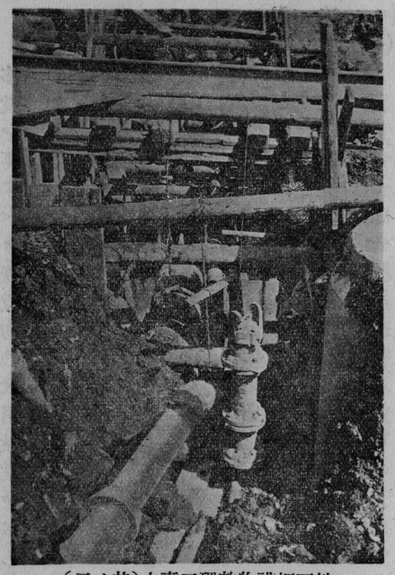

地下埋設物整理工事中（其ノ二）

情にあるを以て、之が整理は頗る難事に屬せり。今其の復興事業に依る工事との關係概要を述ぶれば次の如し。

○復興事業と諸工作物整理工事との關係

第一、土地區劃整理に伴ふもの

(一)　道路を廢する場合、廢道敷内に於ける既設工作物は總て之が移設を要するを以て、先づ之等移設を要すべき既設物の代用敷設をなして配給上支障なからしめ、殊に電燈電力線及瓦斯管の如きは保安上バラックの下敷とすること能はず、爲に其の移轉前既設物を撤廢するを要し場合に依り相當の一時的假設備を必要とせり。

(二)　バラックの移轉に應じ水道栓、瓦斯器及電燈の整理と共に之が屋内管線を整理し、且引込管線の取付替、或は移設工事を爲し尚附近に本管線路の敷設未完了の間は假引込設備を要す。

次に第二以下の道路、下水、橋梁、河川諸工事には土地區劃整理地區内外の復興事業と地區外の復舊事業とあり。

第二、道路工事に依るもの

(一)　道路の切取の爲露出し或は土被埋設の深さ)を減じ、在來埋設狀態の儘放置し難きもの又は盛土の爲工作物の土被深くなり、其の維持に困難を來す場合は之が整理を必要とす。

(二)　道路内下水管、路面排水溝(地先或は境界下水)工事の爲支障工作物の移設を要す。

(三)　街路擴築の爲路上工作物が街路中に取殘され交通の支障なくとも移設を要し、埋設管線中供給用枝管の建築線より隔離增大せるもの亦管線の性質上移設を要す。

又街路擴築の情況に依り新街路中の埋設管線路の位置甚しく不規則となり、將來路下の利用上支障大なるものに對しても整理を要す。

(四)　鋪裝工事に當りては施工後に於ける埋設物の整理に多大の困難ある爲、鋪裝前土被に對する處置、接合部の補强修理、車道下の管線をブロック鋪裝の歩道下に整理等、又將來增設計畫あるものは此際豫め施工せしむることを要す。

第三、橋梁工事に伴ふもの

橋梁工事に當りては橋臺際堀鑿其の他の爲工事中は假橋に工作物を假移轉し、或は一時其の防護工を施し殊に新橋に對する添架物の關係は橋梁の設計及工事方法に影響あり、電車軌道ある場合の如き特に然り。

第四、運河、河川工事に伴ふもの

運河、河川工事に當りても掘鑿其の他の爲め工事中移轉整理或は一時工作物の防護を要し、又本市の如き道路沿護岸工事の爲、竣工後路上工作物の道路中に殘され交通支障となるものを整理の必要あり。

前述の如く地下埋設物其の他工作物の整理は復興事業遂行上各工事に至大の關係を有し、其の種類及關係事業者多様にして然も復興土木事業とは別個の事業主體にあり。相互關係は施工の方法及順序等技術上に於ても、頗る複雜にして、殊に之が整理には莫大の經費を要するを以て、本市に於ても復興局を始め關係方面と幾度か重要協議を重ねしが、右は復興事業中主として區劃整理

地區内に於けるものを議したるなり。其の協議情況は次に掲ぐるが如し。

㊁　埋設物處理打合協議

○第一回打合會

開會の時日　大正十四年六月十日

同　場所　横濱市役所貴賓室

參會者　復興局側　岡田復興局土木部庶務課長

同　工務課長

大岡復興局横濱出張所長

本市側　有吉市長

森本助役

檜岡助役

藤宮土木局長

水道局長心得

瓦斯局長心得

市土木局其の他關係係員

○會議事項

岡田復興局土木部庶務課長

復興事業の進捗に伴ひ必要なる「バラック」の移轉は夫々補償の上移轉命令を出すことゝなりたれども、電信、電話、水道、瓦斯、電燈電柱等の移轉に付ては「バラック」同樣の方法を以て補償することは必ずしも適當ならず、又豫算關係等に於ても實施困難なるを以て移轉命令の方法に依ることなく各企業者と協定して事業を進むることに致し度

有吉市長

協定移轉の方法に依るとしても費用負擔の關係困難なりと思ふ、東京の實狀如何

岡田課長

困難なれども實施を願ふより外致し方なし

有吉市長

其の方法に付復興局に於ける具體的腹案承知致し度

復興局土木部工務課長

横濱市に於ては右等の移轉費に總額約五百五十萬圓を要し、内約百萬圓は各事業者に負擔せしむることゝし、百四十七萬圓は既定豫算に見積りあり、差引約三百三萬圓は差當り國及市に於て負擔するの覺悟を要する額なり

而して右の中、國市負擔區分に付ては大體國施行の整理地區内は國の負擔とし、市施行の地區内は市の負擔たらしめては如何かと思ふ

尚右の中屋内諸設備の如き居住に直接關係あるものゝ移轉費所謂應急整理費は約百六十萬圓を要する見込にして、其の他地下埋設物の整理所謂假本整理費は約貳百七拾六萬圓を要する見込なれども、之は其の中半額を各事業者をして負擔

せしむることに致し度

藤宮市土木局長

本市の如きは瓦斯水道の如き市經營のものに付之を見るに復興局腹案に從へば各當該事業費負擔とすべきを相當とすべきも、補助等の關係より見れば土木局豫算として計上するを得策と思ふ。但し斯の如き豫算を編成するとき復興局に於て追加豫算として相當補助を支出し得るの御見込ありや否や

有吉市長

尙現在の一般街路費區劃整理費等より右等に關する費用捻出の方法なし。殊に遞信省所管の諸設備に對しては解決の方法一層困難なりと思惟す。御所見如何

復興局工務課長

是等地下埋設物等の整理は非常に重要なることにして此の際相當處理すること最必要なりと思ふ。然し乍ら費用の關係上國庫に於て相當確實なる支出方法を決定せらるゝに非ざれば市等に於ても去就に迷はざるを得ず。殊に之等費用捻出の爲現在豫定せる復興計畫を縮少することの如きは甚しく苦痛とする所なり。復興局に於ては一層徹底せる腹案を示さるゝの御覺悟なきや

藤宮局長

東京の如く各區に於て順を追ひ實行に入らるゝより外なからんかと思ふ。この點は當局の苦衷御諒承を得度

有吉市長

大體了得したり但し費用負擔等の問題に付ては尙よく具體的に協議の上決定致し度

以上

○地下埋設物其他工作物整理に關する第二回打合會

大正十四年六月十三日於復興局横濱出張所

出席者

太田復興局土木部長外部員

大岡復興局横濱出張所長外所員

西脇遞信技師外遞信局員

神奈川縣土木課員一名

同　警察部員一名

横濱市土木局長外局員

同　水道局長心得

同　瓦斯局長心得
同　電氣局工務課長
東京電燈會社員若干

○會議事項

太田復興局土木部長
座長席につき簡單に開會の挨拶を述ぶ。

大岡横濱出張所長
横濱に於ける復興事業進捗の概況を述べ道路工事も可成早く着手したき考なれども、今回は單に幅員の擴張のみに止め全部砂利敷となさんとす。右は郡部國道のアスファルト敷と對比し批評は免る能はざる所と存ずれども、此の點特に關係各位の諒承を請ふ旨竝に本日打合の事項は全部區劃整理施行の地域に關することにして、其の地域外は別なることも諒承し置かれ度旨演述直に議事に移れり。

一、地下埋設物其他工作物整理手續に關する件

阿倍復興局工務課長
本件に付ては所謂應急整理と假本整理とに分ち、應急整理に屬する分は各事業者をして其の仕事を爲さしめ、之に要する費用は豫め協定したる單價に依り全部復興豫算にて支拂ふこととし、假本整理は各事業者に委託して工事を行はしめ、其の費用の半額は復興豫算を以て支辨し、半額は各事業者をして負擔せしむることに致度

藤宮市土木局長
應急整理、假本整理の區分に付ては費用負擔の關係上將來相當問題を惹起すべきことゝ思ふ明確なる定義を擧げ實例に付說明せられ度、而して右は口頭にては先般市役所に於ける會合の節、一應承りたる所なれども念の爲公文を以て御示しを願ふ

阿倍復興局工務課長　了承
尙地下埋設物其の他工作物整理手續の詳細は別冊規定の通り御承知ありたしとて同手續逐條說明の後質問應答を爲せり。

二、電信電話の移轉工事を遞信省に委託施行の件

阿倍同　上課長
右工事は復興局の仕事として爲すべきものなるも、遞信省に委託する方仕事の性質上適當なるを以て、右により施行せんとす。唯其の建設場所に付ては道路占用上相當考慮すべきものあるを以て第六項に於て篤と協議致度

藤宮市土木局長
本項移轉費を全部復興局復興豫算中より支辨せらるゝは如何なるものにや。道路工事の都合により移轉を必要とするに至りたるものは寧ろ遞信省豫算支辨とするを相當とせずや

岡田復興局庶務課長
右は相當議論あるべきも既に全部國施行の區域のみならず市施行の區域も復興局豫算支辨のことに決定せり

三、土地區劃整理に伴ふ電話機の移轉料に關する件

西脇遞信技師
右は移轉料を徵せざることゝなれり
菊山市土木局庶務課長
本移轉を終る迄數回に亘り假移轉を爲すものに付ては如何
西脇遞信技師
其の點は尙考慮中に屬す

四、警察電信電話の移轉工事を神奈川縣廳に委託施行の件

阿倍復興局工務課長
第二項同樣費用は國に於て負擔し工事のみを縣に委託の考なり

五、復興局の工事に關係ある道路占用事務の取扱に關する件

阿倍同　上課長
工事着手より終了迄一切市長の名に於て施行すべきも、事實は全部復興局に一任せらるゝこと
東京市の例に依られ度
藤宮市土木局長
右は大體已むを得ざることゝ思ふ。但し國施行地區内に於ても市長施行の道路工事あり又地區外に於ける國施行の道路工事あり右に付ては如何にすべきや。又一部道路の引繼を受けたるとき如何にすべきや等詳細の點に付豫め協定し置く必要ありと思惟す。故に本件に付ては別に公文を以て照會せられたる上明確なる取極めを爲し置き、關係各方面にも夫々徹底の方法を講じ置く必要あり可然御取計を請ふ
阿倍復興局工務課長
了承

六、街路内工作物標準配置に關する件

阿倍同　上課長
案を示して一應の説明を爲す
藤宮市土木局長
本件に付ては尙篤と研究の必要あり。來る(大正十四年六月)二十五日午前十時市役所に於て關係各方面責任者の再會を求め協議し度
一同　了承　散會

二　整理方法

イ　整理手續

前述第二回打合會に於ける協議事項の土地區劃整理地區内地下埋設物其の他工作物整理手續に就ては、他の建物等の如く換地を指定し移轉命令の方法に依ること竝に代理執行をなすは何れも工作物の性質上困難なる事情勘からざる爲、各事業者と任意協定補償の取扱に依り處理するこ

とゝなし、其の詳細を協議せるものにして其の後本市に對しては大正十四年十一月二十四日左記の通り整理手續の要綱に就き通牒ありたり。之が大要は次の如く第一、整理方法、第二、整理費、第三工事執行方法とし、第一整理方法の一に於ては先づ本手續に依り整理すべき工作物の種類を列記限定し、二に於ては整理工法の種類を示せり。

三、四、五に於ては、整理設計を協定する順序方法を定め、且補償の基準は此設計に置くことを定めたり。六、七、八は整理の順序上、埋設又は抛棄の止むなき場合に對する處理を規定し、九はバラック移轉に伴ふ工作物處理方法の技術的考案の標準を示し、實施に當り便宜の處理を講ずるの基準とし、十乃至十四は私有管線に關する事項を規定しその內第十項は之等に關する事務は整理施行者直接取扱ふを原則とすべきを規定したり。

十五、十六はバラック移轉作業中に於ける臨時應急施設の標準的考案を掲げ、十七、十八、十九は復興事業關係の道路管理事務は整理完了に從ひ、之を管理者に引繼ぐべきことを定めたり。

第二に於ては補償金の算定竝に支拂の方法を定め、補償金算出の基礎は協定單價に依ることを明記したり。

第三に於ては工事方法を規定したるものにして、該整理手續全文は次に掲ぐるが如し。

○土發第九二一號

大正十四年十一月二十四日

横濱市長　有吉忠一殿

復興局長官　清野長太郎

横濱市都市計畫事業ニ伴フ地下埋設物其ノ他工作物整理手續ニ關スル件

土地區劃整理ニ伴フ地下埋設物其ノ他工作物整理ノ實施方法ニ關シテハ豫テ及御協議置候處右ハ大體別記整理手續ノ要綱ニ依リ處理致度候ニ付テハ本件整理工事ノ施行ハ其ノ影響スル所廣ク從ツテ之カ實施ノ成績如何ハ一般市民ノ生活上ニ至大ノ關係ヲ有スルハ勿論延テ都市ノ保安、交通、衞生等ニ對シテモ又緊切ノ關係アルモノト被認候條關係各方面ノ熱心ナル御協力ニ依リ實施上萬遺漏ナキヲ期シ度候ニ就テハ實施上特ニ御留意相煩度此段御依頼旁及御通知候也

（土地區劃整理に伴ふもの）

○地下埋設物其他工作物整理手續（大正十四年十一月二十四日附決定通知）

第一　整理方法

一、本手續に依り整理すべき工作物の種類左の如し

(イ) 電信に關する工作物
(ロ) 電話に關する工作物
(ハ) 上水道に關する工作物
(ニ) 下水道に關する工作物
(ホ) 瓦斯に關する工作物
(ヘ) 電燈に關する工作物
(ト) 電力に關する工作物

二、私有管線を除くの外整理を要する一切の工作物の整理方法左の如し

〔甲〕直に移轉する場合

(イ) 單に舊位置より除却するに止むる場合
(ロ) 舊位置より除却して之に代るべきものを新位置に建設する場合
(ハ) 舊位置に置きたる儘拋棄する場合
(ニ) 舊位置に置きたる儘拋棄し之に代るべきものを新位置に建設する場合
(ホ) 單純なる移轉をなす場合
〔乙〕一定期間經過後に至り移轉し又は一旦假移轉を爲したる後移轉する場合
其の移轉方法は〔甲〕の場合に準ずるものとす

三、復興局に於て工作物整理の必要を認めたるときは工作物所有者に整理計畫案の提出を求むること

四、工作物所有者は第二項の區分に從ひ整理計畫(見積書共)を定め之を復興局に提出すること

五、復興局にては前項の計畫を審査し整理方法を決定し工作物所有者と移轉工事費負擔區分工期其の他整理上必要なる事項を協定すること

六、工作物拋棄は移轉の上再用を爲すこと經濟的に不利益にして且拋棄に依り甚しく土地の利用を害せざるものに限ること

七、換地內に拋棄したる工作物にして土地利用上障害となるものあるときは復興局出張所は其旨を土地所有者及借地權者に明示すること

八、換地內の工作物にして一定期間內存置するものあるときは復興局出張所は土地所有者及借地權者の承認を求むること

特別の事情ある場合に於ては工作物所有者と協議して其の部分に對する移轉計畫を變更することあるべし

九、「バラック」移轉に直接支障となるものゝ處置は左記に準據し取扱ふこと

(イ) 「バラック」に直接支障ある架空電線路にして高さに於て支障なきときは其の電柱を線路に沿ひて適當の箇所に移轉すること
又高さに於て支障あるときは電線路を高めるか若は假電柱に依り臨時連絡を爲すこと
萬止むを得ざるときはバラックの移轉順序をも考究して、適當の措置を取り供給を斷たざる樣になすこと

(ロ) 「バラック」の下敷となる地下埋設電線路は工事上支障なき限り假架空電線路を設けて撤去すること
萬止むを得ざるときは「バラック」の移轉順序をも考究して適當の措置を採り連絡を斷たざる樣にすること

(ハ) 「バラック」の下敷となる十六吋以上の水道管は個所に依りては夏季を除き一吋遮斷し又は迂回して連絡を爲すこと

(ニ) 「バラック」の下敷となる下水開渠は街路中に假新水路を設けて附近の暗渠若は水路に導き開渠を埋潰すること

(ホ) 「バラック」の下敷となる瓦斯管路は連絡を斷たざらしむる爲め、街路を迂回し假埋設を爲したる上にて支障部を撤去するか若は拋棄すること

萬已むを得ざるときは「バラック」移轉順序をも考究し適當の措置を採り連絡を斷たざる樣にすること

實際の狀況如何に依りては一時供給不能の箇所を生ずるも已むを得ざること

(ヘ)　其の他「バラック」移轉に直接支障となる工作物あるときは前各號に準じ便宜の措置を採ること

十、復興局に於て移轉すべき私有管線の移轉工事は事業經營者に委托又は請負はしむること

十一、前項の工事を行ふには各加入者より移轉又は改造の申請書を復興局に提出せしめ復興局は之を事業經營者に通知し實施設計を立て復興局の承認を受けしむること

十二、私有管線遮斷の作業は電話、水道及瓦斯に付きては「バラック」移轉開始の前日電燈に付きては當日午前に於て之を爲すこと

十三、私有管線供給開始の作業は居住者移轉迄に之を完了すべき方針と爲すこと

十四、前二項の作業に付きては事業經營者は豫め之を加入者に通知すること

十五、移轉作業の「バラック」にして必要止むを得ざるものに對しては第四種絕緣線に依り電燈を供給すること

十六、「バラック」移轉作業中便宜上設すべき共用栓、街路照明其の他の臨時應急施設は之を適當の場所に設置し、且必要に應じ「バラック」移轉に伴ひ之を移轉せしむること

十七、工作物整理の爲め街路占用の申請ありたるときは復興局は標準配置圖に基きて、其の配置工期其の他必要なる事項を指定すること

十八、前項に基く工事は復興局の指揮監督を受くること

工事竣功の上は左記要件を具備せる竣功書類を復興局に提出すること

工作物の種類

同構造又は大小

同占用位置(平面圖、縱斷面圖)

十九、復興局は前項の竣功圖に基き基本圖を整理し其の副本を横濱市に送付すること

第二　整理費

工作物の整理に付き工作物所有者と整理上必要なる事項を協定せんとするときは、同時に遞信省其の他の官廳所管のものを除き整理に對する補償額竝に其の支拂時に付きても協定すること

補償額竝に請負金額算出の基礎となるべき單價は別途協定すること

右單價は毎年四月一日及十月一日時價により更正協定すること

第三　工事執行方法

一、各關係官公署、會社は本工事の工事係を設置し復興局出張所と密接の連絡を保ち、時宜に依りては係員を出張所に派出すること

二、復興局は各出張所に本工事の專任係員を設くること

三、臨時應急施設の工事は復興局出張所に於て左記の方針を以て之を管掌すること

イ、工事材料は豫め各關係會社より隨意契約を以て購入し置くこと

ロ、工事上必要なる勞力は豫め協定したる單價に依り各關係會社より隨意契約を以て供給を受くること

四、前項に依り難きときは工事種別單價に依りて隨意契約請負に付すること

ロ　國、市其他費用負擔區分

土地區劃整理地區內地下埋設物其の他工作物整理費の國、市の負擔區分に付ては前記協議會に於て述べられたる如く、復興局當初の計畫は大體國施行整理地區內は國負擔とし、市施行の地區內は市の負擔たらしむる豫定の處、市の執行する區劃整理地區內に國の執行する幹線街路、運河其の他市の執行なれ共補助線街路あり。又國の執行する區劃整理地區內に市の施行する補助線街路其の他あり、尙又是等幹線及補助線街路には又電氣事業たる市內電車軌道敷設の關係もあり。

而して地下埋設物其の他工作物の整理費は市の豫算に於て、土地整理費、街路費補助線街路、國の豫算に於ても土地整理費、街路費（幹線街路）運河費、公園費の各項に涉つて計上せられをるを以て其の區分頗る錯雜し、之が費用負擔區分をなすは甚だ困難に付本市は復興局と數次の協議を遂げ、家屋內施設の水道、瓦斯及電燈の如き所謂屋內設備に就ては建物其の他工作物移轉に依る損害補償費（特別都市計畫法第六條負擔區分と一致せしめ、本枝管線等屋外の工作物に就ては工作物の移轉整理を原因せしめたるものゝ負擔即ち市執行地區內のものと雖も、國執行の幹線街路工事或は運河工事に因り工作物の移轉を必要とする場合の整理費は國負擔とせり。

又其の逆として國執行地區內のものと雖も補助線街路工事或は市電氣事業に因り工作物の整理を必要とするものは市の各費目負擔とし、又同じ市の負擔中に於ても市執行地區內の補助線街路工事に因る整理費は街路費負擔とせり。即ち國、市の費用負擔區分のみならず各費目の區分を定むることを得たり。尙特に一地區集計補償をなすものは土地區劃整理、幹線街路、補助線街路、電氣事業其の他各事業の地區內潰地面積の比に按分して國、市各費目の負擔を區分することゝなせり。

右に關しては左記の通り大正十五年十一月十二日附を以て復興局より照會ありたるに對し本市は調査の結果同年十二月十七日附土發第四、一二〇號を以て異議なき旨回答し、國施行地區內に於けるものの決定したるを以て市施行地區內のものも自然之に準據したるなり。

右決定せる復興局よりの照會文書を掲ぐれば次の如し。

○土發第一、四八六號
大正十五年十一月十二日

横濱市長　有吉忠一　殿

復興局長官　堀切善次郎

土地區劃整理地區內ニ於ケル地下埋設物其ノ他工作物整理費用負擔區分ニ關スル件

地下埋設物其他工作物整理費、國市負擔區分方左記方針ニ依リ處理致度候ニ付テハ貴市ノ御意見至急承知致度尙整理費用ノ標準單價ハ國市協定ノ上同一單價ヲ使用スルコトニ致度併而及照會候

記

一、屋內設備ニ關スルモノ、整理費
　建物其ノ他工作物移轉ニ依ル損害補償金負擔區分ニ依ルコト
二、本枝管線路ニ關スルモノ、整理費

(イ)一地區集計補償ヲナスヘキモノ
整理地區毎ニ其ノ地區内ニ於ケル該工作物ノ整理費ヲ其ノ地區潰地面積ノ比ニ按分シテ國、市負擔ヲ定ムルコト
(ロ)街路又ハ運河工事ニ伴ヒ一工事毎ニ處理スヘキモノ
該整理ヲ必要トスル工事執行者ノ負擔トスルコト
(ハ)建物其ノ他工作物移轉ニ伴ヒ一工事毎ニ處理スヘキモノ
第一項ノ負擔區分ニ依ルコト

三　補償方法

地下埋設物其の他工作物は大別して三種に分ち即ち遞信省其の他官廳所管のもの、公共團體、會社有のもの及前記各工作物に關聯せる個人の所有に屬する工作物にして之等に對する補償或は工費負擔方法は大體次の如し。

イ　私有工作物

家屋内の水道、瓦斯及電燈の設備は個人の所有にして、從來都市計畫法に依る之等移轉の場合は建物移轉補償と同樣の取扱をなし補償金を交付し整理せるも、これら埋設物其他工作物の移轉工事は水道條令、電氣事業法等に依り特定のものに非れば工事をなすことを得ず。從つて個人は相當の手續を要し從來の慣習に看る時相當の時日を要すが爲、今回の如き復興事業に依る土地區劃整理の如く一時に多數の家屋移轉工事の際、克く之に順應して使用者に不便なからしむるは頗る難事と認められたり。

之が爲「バラック」移轉の遲延を招來し延いて復興事業の進捗を阻害すべきを以て、敢然舊慣に據らず任意協定とし、電話機と同樣總て區劃整理施行者に於て取扱ひ、之を各關係事業者に委託又は請負はしむることに依り處理の敏活を期し、以て市民日常生活の不便を除かんことを期したるなり。即ち復興局に於ては土地區劃整理に依る「バラック」移轉に伴ふ私有管線處理方法を一定せるを以て本市も亦之が方針に準じて處理をなしたり。右決定方法は次に揭記するが如し。

○土地區劃整理ニ依ル「バラック」移轉ニ伴フ私有管線處理方法

（大正十四年九月十日復土發第一、八三四號ノ一ヲ以テ復興局土木部長ヨリ本市ニ通知アリ）

一、本規定ニ依リテ取扱フ私有管線左ノ如シ
(イ)水道ニ關スルモノ
(ロ)瓦斯ニ關スルモノ
(ハ)電燈ニ關スルモノ
(ニ)電力ニ關スルモノ

二、前項工作物ノ移轉ハ地下埋設物其他工作物整理手續第一整理方法第十項ニ依リ當局ノ工事トシテ之ヲ行フコト
移轉工事ハ撤去物ヲ以テ再設スルヲ本則トス

三、第二項ノ工事ハ換地又ハ同一地區内ニ限リ之ヲ行フコト

四、第二項ノ工事ニシテ同一地區外ニ出スルモノハ撤去工事ヲ爲シ撤去品ヲ所有者ニ返還シ既設裝置ノ再設費ヲ補償スルコト

五、第二項ノ工事ハ當局ノ認メタル「バラック」移轉ノ工法別ニ依リ取扱フコト

六、私有管線ノ移轉工事ハ既設裝置ノ效用ヲ限度トシテ移設スルモノニシテ改良又ハ增設ト認ムヘキ工事ハ之ヲ取扱ハサルコト但シ場合ニ依リ改良工事ヲ必要トスルトキハ工事ニ代ヘ既設物ノ移轉工事費ヲ補償スルコトヲ得

七、增設工事ヲ爲スニ非サレハ既設裝置ノ效用ヲ缺クカ如キ場合ハ止ムヲ得サル程度ニテ之ヲ施行スルコトヲ得

八、所有者ノ都合ニ依リ「バラツク」移轉工法ヲ變更シタル場合ハ撤去工事ヲ爲シ當局ノ豫定工事費ニ增額ヲ來サヽル限度ニ於テ再設工事ヲ行フコト但シ場合ニ依リ工事ニ代ヘ前記豫定工事費ノ全部又ハ一部ヲ補償スルコトヲ得

九、「バラツク」ニ對シ移轉ヲ命シタル場合ト雖實際ニ異動セサルトキハ本規定ノ取扱ヲ爲ササルコト

一〇、「バラツク」ノ一部除却ニシテ移設位置ナキ場合ハ第一項ノ工作物ヲ撤去シ之ヲ所有者ニ返還シ且ツ其ノ再設費ヲ補償スルコト

一一、再移設ヲ要スルコト明瞭ナル管線ニシテ供給上必要已ムヲ得サル場合ハ假設工事ヲ以テ供給ヲ開始シ後日更ニ本移設ヲ爲スコトヲ得

一二、第一項工作物ニシテ移設ニ依リ既設管線ノ縮少ノ爲メ撤去材料ニ殘品ヲ生シタル場合ハ所有者ニ之ヲ返還スルコト

一三、撤去材料ニシテ不用トナリタルモノハ事業者ニ引渡シ其ノ相當價格ヲ工事費ヨリ差引カシムルコト

一四、第一項ノ工作物ヲ營業上ノ主タル用途ニ供スル者ニ對シテハ豫メ供給設備ヲ新設シタル後在來工作物ノ撤去ヲ爲スコトヲ得但シ此ノ場合ノ撤去品ハ前項ニ準シ取扱フコト

一五、事業者ノ許諾ナクシテ引用シアルモノニ對シテハ工事ハ行ハサルコト但シ所有者ニ於テ既設設備ヲ撤去シタルトキハ其ノ費用ヲ相當補償スルコトヲ得

一六、補償額ハ當局ノ認メタル「バラツク」移轉工法別ニ依リ算定スルコト

一七、現在使用セサル引込管線ニシテ再使用シ得ル工作物ニ對シテハ第四項ニ準シ取扱フコト

再使用ニ耐ヘサル工作物ニ對シテハ所有者ノ申請ニ依リ撤去工ヲ爲シ撤去品ヲ所有者ニ返還スルコト

一八、所有者ニシテ私有管線ヲ拋棄セントスル場合ハ拋棄ニ依リ遊タシク土地ノ利用ヲ害セサルモノニ限リ拋棄ノ手續ヲ執ラシメタル上許可スルコト

一九、在來ノ引込管線ニシテ拋棄セラレタルモノハ可成當局工事ニ利用スルコト

二〇、建設許可ナキ「バラツク」ノ第一項工作物ノ工事ヲ要スルモノニ對シテモ前各項ニ準シ取扱フコト　以上

次で前掲地下埋設物其の他工作物整理手續中(大正十四年十一月二十四日決定)本件に關し第十項及第十一項を定めたるなり。右屋內管線の本市土木局に於ける處理方法は次の如し。

（大正十四年十二月四日決定、本市施行分）

○地下埋設物中屋內管線の取扱方法

一、整理手續第十項ニ依リ移設工事ヲ要スルモノアルトキハ市ニ於テ加入者ヨリ工事施行ノ委託ヲ受クルコト

二、前項ノ委託ヲ受ケタルトキハ本市土木局整地課ヨリ同局第二道路課宛ニ移設工事請求ノ通知ヲナシ第二道路課ハ更ニ夫々事業者ニ對シ工事ノ施行ヲ委託スルコト、シ其ノ移設工事ノ請求ヲナスコト

三、工事上特ニ必要アリト認メタルトキハ整地課ニ於テ當該局(市水道局及瓦斯局)又ハ東京電燈株式會社ヨリ見積設計書ヲ徵シ前項ニ依リ第二道路課宛工事請求通知ノ際其通知書ニ添付スルコト

四、工事竣功シタルトキハ當該局又ハ會社ヨリ竣功報告ヲ受ケ第二道路課ヨリ直チニ整地課ニ移送シ整地課ハ竣功檢査ヲナスコト

五、工事費ノ精算ハ三ケ月毎ニ之ヲ取纏メ當該局又ハ會社ニ支拂フコト

六、第一項ノ申請委託、第二項ノ通知及請求ハ別紙樣式ニ依ルコト(樣式省略)

七、委託工事ノ施行ニ關シテハ當該局又ハ會社竝ニ各加入者ト密接ノ連絡ヲ保チ施行上支障ナキヲ努ムルコト

以　上

ロ　官廳所管工作物

逓信省所管の電信、電話線路及加入電話機、公衆電話機と本縣警察部所管の警察電話の如き官廳所管工作物に對しては、關係官廳の間に照復協議の結果何れも復興局の工事として、土地區劃整理

及街路工事に關する限りは其の所要經費の金額を國に於て負擔し各所管官廳に其の整理工事を委託施行することゝしたり。

されば官廳所管工作物整理費の本市負擔關係は右以外の地區外一般道路、橋梁、河川及下水工事に依る整理費に止まれり。

右に關し關係官公署に於て照復せる協定事項を記すれば次の如し。

○復土發第二、四一八號
大正十四年十二月七日

横濱市長殿

復興局土木部長

遞信省其他ノ官廳所管工作物ノ措置方ニ關シ照會

貴市ニ於テ執行スヘキ街路工事土地區劃整理ノ爲標記工作物ノ移轉撤去若ハ防護設備等ノ整理ヲ要スルモノ有之候場合ハ費用負擔ノ關係モ有之凡テ當局ニ於テ措置可致候條一件書類作成當局所管横濱出張所ヘ御申出相成度

記

一、整理ヲ要スル工事名
二、工事區域
三、工作物ノ名稱、形狀寸法(大體ニテ可數量
四、工事着手豫定期日竝ニ移轉撤去又ハ防護設備工事完了希望期日
五、工作物現在位置及豫定移轉位置(判明セルモノ)
六、主管係員氏名(打合ノ際必要アルニ依ル)

○復土發第一八三五號

大正十四年九月十日

横濱
東京　各出張所長宛　(各通)

復興局土木部長

土地區劃整理ニ伴フ遞信省電話規則竝ニ市內專用電話規則ニ依ル電話機及其ノ附屬物品處理方法ニ關スル件

標記ニ關スル內規別紙ノ通決定相成候右ニ依リ可然御措置相成度依命此段及通牒候也

(別紙)

○復土發第一八三五號ノ一號
大正十四年九月十日

遞信省通信局長宛

復興局土木部長

土地區劃整理ニ伴フ遞信省電話規則竝ニ市內專用電話規則ニ依ル電話機及其ノ附屬物品處理方法ニ關スル件

標記ノ件當局ニ於テハ左記ノ方針ニ基キ處理可致候條爲御參考及送附候也

記

一、電話機及其ノ附屬物品ノ移轉工事ハ當局ノ工事トシ之ヲ遞信省ニ委託シテ行フコト
二、前項ノ工事ハ換地ヘ一回移轉セシムルヲ本則トス
換地ニ非サルモ市內電話加入區域及特別加入區域內ノ移轉
外ニ出ツル者ニ對シテハ「バラック」移轉ノ工法別ニ依ル工事費ノ範圍內ノ補償ヲ以テ工事ニ代フルコトヲ得
三、第一項ノ移轉工事ハ「バラック」移轉ノ實際工法ニ基キ取扱フコト

○復土發第七三〇號
大正十五年五月二十五日

東京、橫濱各出張所長宛

土地區劃整理ニ伴フ遞信省電話規則竝ニ市內專用電話規則ニ依ル電話機及其附屬物品處理方法ニ關スル件

標記ニ關シ客年九月十日附復土發第一八三五號ヲ以テ及通牒置候處右第二項中「換地ニ非ルモ市內電話加入區域及特別加入區域內ノ移轉ハ一回ニ限リ右ニ準シ取扱フコト」下アルハ市內電話加入區域內ニ於ケル移轉ハ地區ノ如何ヲ問ハス一回ノ移轉工事ヲ認メ第六十三、六十四、六十五、地區內特別加入區域ノモノハ同一地區及市內電話加入區域內ノ移轉ニ限リ一回ノ移轉工事ヲ認ムル義ニ候條右御了知相成度及通牒候

○復土發第二四四三號
大正十四年十二月十日

復興局土木部長

橫濱出張所長殿

遞信省所管電信電話線路及電話機移轉ニ關スル件

橫濱都市計畫事業ニ伴フ標記工作物ノ措置方ニ關シ遞信次官ト別紙寫ノ通協定相成候條御了知ノ上可然御措置相成度

追テ電話機及其ノ附屬物品ノ處理ハ別紙方法ニ依ルコトヽシ尙當該電話局ニ對スル申請書ハ別紙東京ニ於ケルモノヽ樣式ニ準シ處理スルヲ便益ト認メ候條直接遞信官署ト打合ノ上可然御取計相成度申添候

（別紙）

土地區劃整理ニ伴フ遞信省電話規則竝市內專用電話規則ニ依ル電話機及其ノ附屬物品處理方法

復興局土木部長

〔本項記事ハ前記大正十四年九月十日附復土發第一、八三五號ノ一ヲ以テ復興局土木部長ヨリ遞信省通信局長宛送附ノ分ト同文ニ付茲ニ省略ス〕

○土發第一、〇一二號
大正十四年十二月十日

遞信次官殿

橫濱都市計畫事業街路新設改修竝土地區劃整理ニ伴フ電信電話線路及電話機移轉ニ關スル件

十一月三十日附話第八七四號御協議ニ係ル標記ノ件右第一項ヲ除キ異存無之尙第一項ニ關シテモ可成御來示ニ副フコトニ可致候條御了知相成度

○話第八七四號　回答
大正十四年十月三十日

復興局長官殿

橫濱都市計畫事業街路新設改修竝土地區劃整理ニ伴フ電話線路及電話機移轉ニ關スル件

土發第五六一號（八月十七日）

御來照ノ右件異存無之候

追テ左記事項御同意ヲ得度及御協議候

記

一、本件移轉ニ關スル事務ハ所定人員ノミニテハ處理困難ニ付技手二名雇又ハ事業手八名ヲ本省又ハ東京遞信局

遞信次官

ヘ業務セシメラルヽコト

二、本件移轉工事施行ノ結果當省電信電話線維持委託電線ヲ除ク)ニ增減異動ヲ來スヘキモ右ハ當省工事トシテ施設シタル場合ト同一ニ處理スルコト

三、本件移轉工事ニ依リ生シタル撤去品ハ第二回工事ニ再用スル等可成之ヲ利用スルモ最終ニ生スヘキモノ及不用品ヲ含ム)ハ貴局ノ所有トナササルコト

四、本件移轉工事實行ニ關スル手續ハ凡テ東京市復興事業ニ伴フ移轉ノ場合ニ準シ其詳細ハ直接東京遞信局ト打合スコト

○土發第五六一號

大正十四年八月十七日

遞信次官殿

復興局長官

橫濱都市計畫事業街路新設改修竝土地區劃整理ニ伴フ電信電話線路及電話機移轉ニ關スル件

橫濱都市計畫事業街路新設改修竝土地區劃整理ノ施行ニ伴ヒ貴省所管電信電話線路及電話機等ノ移轉ヲ要スル場合ハ東京復興事業ニ伴フ移轉ノ場合ト同樣左記ニ依リ處理スルコトニ致度此段及御協議候

記

一、橫濱都市計畫事業街路新設改修竝土地區劃整理ノ執行者カ國ナルトキハ公共團體ナルトヲ問ハス之ニ伴ヒ線路及電話機等ノ一時撤去又ハ移轉ヲ要スル場合ニ於テ左ノ各號ニ依ルモノハ其ノ工事ヲ總テ復興局ノ工事トスルコト

(一)公衆通信用電信電話線路電話機及其ノ附屬品

但電話規則竝市內專用電話規則ニ依ル電話機及其ノ附屬品ハ、橫濱局電話加入區域內(特別加入區域ヲ含ム以下同斷)ニ移轉スルモノニ限ル

(二)臨時市內特設電話規則ニ依ル設備ノ內其ノ交換所ヨリ電話交換局ニ至ル線路

(三)官廳用、軍用又ハ私設電線及機械ニシテ其ノ維持ヲ貴省ニ委託セルモノノ內當局ト電線機械所有者トノ協定セルモノ

二、前項ノ工事ハ特殊ノ施設ヲ要スルヲ以テ其ノ工事ノ施行、物品ノ購買竝勞力(旅費職工傭人給料、同手當ヲ含ム)ノ供出ヲ貴省ニ委託スルコト

但購買物品代竝勞力費ノ支拂ハ直接當局ニ於テ施行ス

三、電話規則竝市內專用電話規則ニ依ル電話機及附屬品ノ一時撤去又ハ橫濱局電話加入區域內ニ於テ設置場所ヲ變更スルモノハ當局ノ工事トスル關係上成規ノ一時撤去料、回線又ハ機械移轉料及電話線接續料ハ加入者若ハ專用者ヨリ徵收セラレサルコト

四、前第三項ニ依ル電話機及附屬品ノ一時撤去竝設置場所變更ノ請求書ハ當局及加入者又ハ專用者連署ジ當局ヨリ提出スルコト

五、電話規則竝市內專用電話規則ニ依ル電話機及其ノ附屬品ヲ橫濱局電話加入區域外ニ移轉スルモノハ當局ノ工事トセサル關係上前第四項ニ依ル請求書ヲ當局ヨリ提出セサルモ工事ハ可成迅速ニ施行セラレ度

六、臨時市內特設電話規則ニ依ル設備ノ內前第一項第二號以外ノ設備ノ變更ヲ要スル場合ハ當局ト使用者側ト協議適當ニ處理スルコト

○復土發第八九號ノ一

昭和二年一月二十一日

橫濱市　土木局長殿

復興局土木部長

復興事業ニ伴ヒ整理ヲ要スル遞信省所管電信電話關係工作物整理工事ノ範圍ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ別紙甲號寫ノ通リ遞信次官ヘ照會相成候處乙號寫ノ通リ回答有之候ニ付爲御參考通知候也

（甲號）

○土發第一七五五號

大正十五年十一月二十六日

遞信次官宛

復興局長官

復興事業ニ伴ヒ整理ヲ要スル遞信省所管電信電話關係工作物ノ整理工事ノ範圍ニ關スル件

東京及横濱ニ於ケル復興事業ニ伴ヒ整理ヲ要スル貴省所管電信電話關係工作物整理ニ關シテハ豫テノ御打合ニ依リ貴省ニ委託施行ノ事ト相成居候處該整理工事ノ範圍其ノ他ニ付テハ別紙ニ依リ取扱フ事ト致度候條何分ノ御意見至急承知致度

追而先般東京遞信局長ヘ豫報致置候本年度着手當局豫定工事ニ對スル設計豫算書ハ本文ノ次第ニ依リ設計相成候樣御取計相成度申添候也

記

復興事業ニ伴フ遞信省所管電信電話線路整理工事ノ範圍

東京及横濱ニ於ケル復興事業ニ伴フ遞信省所管電信電話線路ノ移設其他ノ整理工事ハ左記特殊ノ工作物ヲ除ク）各項ノ一ニ該當スルモノニシテ遞信省及復興局ト協議ノ結果整理ノ必要ヲ認メタルモノヲ復興局工事トシテ施行スルモノトス但シ既設工作物ノ改良ニ屬スルモノハ復興事業費ニテ支辨ノ限リニ非ス

記

第一、土地區劃整理ニ伴フ電信電話ノ引込線ノ移設其他ノ整理工事

第二、廢道内各種電線路專用橋竝氣送管路ヲ含ム以下同斷ノ移設其他ノ整理工事

第三、電柱其他ノ路上工作物ニシテ新「バラック」出入口ニ對シ甚シク支障ヲ來セルモノノ移設工事

第四、街路、橋梁、運河工事等ニ支障スル各種電線路移設其他ノ整理工事

第五、盛土又ハ切取工事ノ爲左ノ各號ノ一ニ該當スル整理工事

一、地中電線路ノ露出又ハ防護ヲ要スルニ至リタル場合

二、電柱其他ニシテ放置シ難キニ至リタル場合

三、架空電線路ニシテ路面ヨリ甚敷高サヲ減少シタル場合

四、路面高ノ變更ニ伴ヒ人孔類整理ヲ必要トスル場合

第六、路上工作物（電柱其他）ニシテ新街路ノ歩車道境界線ヨリ工作物外側迄四尺以上歩車道ノ區別ナキ街路ニ在リテハ工作物ノ外側迄全幅員ノ五分ノ一以上中心ニ出タルモノノ整理工事前項ニ該當セサルモ著シク交通ニ支障シ又ハ電線路ヲ著シク不規則ナラシムルカ或ハ他ノ工作物ノ關係上整理ヲ必要トスル場合ノ移設其他ノ整理工事

第七、地中電線路ニシテ長區間ニ渉リ側溝若ハ植樹又ハ植柱地帶内ニ入レル爲整理ヲ必要トスルモノノ移設其他ノ整理工事（但シ他ノ工作物ノ關係上整理ヲ必要トスル場合ハ區間ヲ制限セサルコト

乙號寫省略（大正十五年十二月十七日附話第二、二八一號ヲ以テ遞信次官ヨリ右照會了承ノ旨回答）

○復土發第二二五號ノ一

昭和二年二月十六日

横濱市　土木局長殿

復興局土木部長

標記ノ件ニ關シ別紙寫ノ通當局各出張所ヘ依命通牒致置候ニ付爲御參考通知候也

（別紙）

○復土發第二二五號

昭和二年二月十六日

東京、横濱各出張所長殿（各通）

土木部長

パラツク移轉ニ伴フ電話機ニシテ大正十五年五月二十五日復土發第七三〇號ニ依リ其ノ移轉工事ヲ當局ニ於テ施行スルモノノ外ハ是レカ補償金算定方ニ付テハ電話規則ニ依ル移轉料三十圓ヲ交付シ又ハ工事費ヲ交付スル等區々ニ渉リ居候處右ハ大正十四年九月十日復土發第一八三五號通牒土地區劃整理ニ伴フ遞信省電話規則竝市內專用電話規則ニ依ル電話機及其ノ附屬物品處理方法第二ノ二但書ニ依リバラツク移轉ノ工法別ニ依ル工事費ノ範圍內ニ於テ算定補償可相成義ト御了知相成度依命通牒候也

次に警察電信電話關係に付ては左記の通り處理することゝしたり。

○土發第三八一號
大正十四年六月二十二日

神奈川縣知事宛

復興局長官

土地區劃整理ニ伴フ警察電信電話線ノ移轉ニ關スル件

當局ニ於テ執行スル土地區劃整理ニ伴ヒ貴縣所管電信電話線路ノ移轉ヲ要スル場合ハ大體左記ノ方針ニ依リ處理スルコトニ致度候條何分ノ御意見至急承知致度此段及照會候也

記

一、電信電話線路ノ移轉ヲ要スル場合ハ其ノ移轉工事ヲ凡テ復興局ノ工事トスルコト

二、移轉工事ノ執行ハ工事着手前神奈川縣廳ヨリ提出ノ工事費豫算ニ付協定シタル上神奈川縣廳ニ委託スルコト

三、工事執行ニ伴フ物品購買竝勞力費ノ仕拂ハ神奈川縣廳ヨリ正當債主ノ請求書ヲ廻付シ復興局ニ於テ直接之ヲ執行スルコト

四、工事ニ因リ生スル撤去殘品第一回工事ニ因リ生シタル撤去品ハ第二回工事ニ再用スル等可成之ヲ利用シ最終ニ生スヘキモノハ之ヲ復興局ニ引渡スコト

○十四警收第三〇四九號

大正十四年七月九日

復興局長官　直木倫太郎殿

土地區劃整理ニ伴フ警察電話移轉ノ件回答

客月二十二日附土發第三八一號ヲ以テ御照會相成候土地區劃整理ニ伴フ警察電話線路移轉ノ件了承候條此段及回答候也

神奈川縣知事　清野長太郎

八　公共團體及會社所有工作物と補償審査內規

(一)　內規制定の事由

本市に於て公共團體たる市水道局、市瓦斯局及市電氣局の所管又は東京電燈株式會社所有の管線路工作物が道路を占用する場合は、道路法(第五十一條)の支配を受け道路工事の施行に因る工作物は命令を發して無償整理せしむるを原則とすると雖も、土地區劃整理施行者と道路管理者とは國施行の地區もあり必ずしも一致せず。

且つ區劃整理工事は特別都市計畫法の適用を受くべく、更に道路法制定當時に於て復興事業の如き短期間に廣汎なる事業を執行することを豫想せざりし等幾多の疑義あるのみならず、未曾有の大震災に因り多大の損害を受けたる各關係事業者に、重ねて復興事業に伴ふ巨額の支出を强ふるは、復興事業促進上にも影響大なるものあるべく、之等の事由に鑑み復興局、本市及東京市は工作物所有の關係事業者と屢々協議したり。その結果市及會社所有にして土地區劃整理に伴ふ地下埋設物其の他工作物の整理費に就ては、次に揭ぐるが如き補償審査內規の制定を見るに至れり。

(二)　補償審査內規の內容

土地區劃整理地區內地下埋設物整理は應急整理と假本整理とに分ち、應急整理に屬するものは各事業者をして施工せしめ之に要する工事費は豫め協定したる單價に依り其全額を復興豫算を以て補償し、假本整理に屬するものは各事業者に委託して工事を行はしめ、其の工事費の半額を補償し殘餘の半額は之を各事業者をして負擔せしむる方針としたり。即ち今回制定の補償審査內規は三章より成り右應急整理、假本整理の區分を明確にする爲、第一章は應急整理工事の場合、第二章は假本整理工事の場合を列擧し、第三章に於て移設、新設、撤去、埋殺、防護、修築、假設、切替工事の八種に亙る工事の種別及一地區集計に依る補償額算定の方法等補償方法を規定せるものにして、該內規は復興局に於ては既に大正十四年十月二十日に協定案成りたり。即ち後掲するが如し。

(三)　本市に於ける整理協議事項

爾つて本市に於ては大正十四年十二月二日先づ土木局內に協議會を開き、右復興局に於て協定の「補償審査內規」に關し同局庶務、第一道路、第二道路、整地及河川の各關係課長等協議し、本市施行の土地區劃整理地區內に於ても之に準據することゝしたり。次で同年十二月十六日には土木局主査となり本市水道局長、瓦斯局長及東京電燈株式會社橫濱支店長に參集を求めて左記の通り協議をなせり。

○本市施行區劃整理地區內地下埋設物其他工作物整理ニ關スル協議事項　（大正十四年十二月十六日本市土木局ニ於ケル協議會）

一、區劃整理地區內ニ於ケル地下埋設物竝地上工作物ノ處理ニ付テハ土木局ハ復興局ニ於ケル協定案ヲ準用スルコト

二、土木局ニ於テ區劃整理地區內ノ工作物整理ノ必要ヲ認メタルトキハ工作物所有者ニ期日ヲ定メ現在配置竝ニ整理計畫案ノ提出ヲ求ムルコト

三、工作物所有者ハ地下埋設物其他工作物整理費補償審査內規第三章第十六項ノ工種別ニ從ヒ整理計畫ヲ定メ見積書ヲ土木局ニ提出スルコト

四、土木局ニテハ前項ノ計畫案ヲ考究シ整理ノ方法ヲ決定シ工作物所有者ト移轉工事費負擔ノ區分、工期其他整理上必要ナル事項ヲ協定スルコト

五、土木局ハ各關係官公署及會社ニ於テ補償額算出ノ基礎トナルヘキ工事材料及勞力ノ單價表ヲ毎年四月一日、十月一日現在ノ二回ニ亘リテ提出ヲ求メ協定ノ後決定スルモノトス

六、工事施行者ハ工事竣功後第三項ニ準シ精算書ヲ提出スルコト

七、土木局ニテハ前項精算書ヲ審査シ工費ヲ補償スルコト

八、工事ハ夫々關係官公署及各會社ニテ之ヲ施行スルモノトス

九、前項ニ基ク工事ハ土木局ノ指揮監督ヲ受クルコト

工事竣功ノ上ハ左記要件ヲ具備セル竣功書類ヲ土木局ニ提出スルコト

工作物ノ種類

工作物ノ構造又ハ大小

工作物ノ專用位置(平面圖縱斷面圖)

一〇、各關係官公署及各會社ニテハ各工事ニ對シ工事係ヲ設置シ尙本市トノ連絡交涉ヲ容易ナラシムル爲メ各代表者ヲ定ムルコト

(四)　補償審査內規通牒

次で「補償審査內規」は大正十五年三月十五日復興局より左記の通り通牒せられたり。

○復土發第三八五ノ二
大正十五年三月十五日

横濱市長殿

復興局土木部長

當局執行復興事業ニ伴フ市及會社所有ノ地下埋設物其他工作物整理費用補償方ニ關スル件

標記ノ件從來應急整理工事ニ屬スルモノニ對シテハ工事費ノ全額、假本整理工事ニ屬スルモノニ對シテハ工事費ノ半額ヲ補償スヘキ方針ノ下ニ取扱來リ候處右應急整理竝ニ假本整理ニ屬スル工事種別及之ニ對スル補償額算定方法別紙審査內規ノ通決定相成候條御了知相成度此段及通牒候也

○市及會社所有地下埋設物其他工作物整理費補償審査內規

第一章　應急整理工事

第一、「バラック」移轉ニ伴フ瓦斯、水道、電燈、電力、下水ノ引込管線路ノ整理工事及其附帶工事

第二、前項ノ場合ニ於テ數多ノ引込管線路ノ整理工事ニシテ全額補償スルモノ

工事費カ少ナキ場合又ハ特別ノ事情アル場合ニ於ケル相當容量ノ代用管線路ノ新設工事、但シ所有者ノ都合ニ依リ特ニ代用配給管線路ノ容量ヲ增大シタル場合ニハ相當容量ノ代用管線路新設費ノ限度ニ於テ補償スルコト

第三、廢道內各種管線路移設其他ノ整理工事、但シ新系統管線路ニ於テ配給上廢道內ニ於ケル在來管線路ニ代ルモノト認ムヘキモノアルトキハ直接ニ在來管線路ヲ移設、撤去又ハ埋殺シタルモノニ非サルモ之ニ準シ取扱フコト

第四、移設シタル「バラック」ノ出入口等ニ對シ甚シキ支障ヲ來セル電柱其ノ他ノ移設工事

第五、當局工事ニ支障アル各種管線路及專用橋梁(橋梁添架物ヲ除ク)ノ整理工事、但シ移設ニ伴ヒ在來設備ノ變更スル場合(例ヘハ專用橋ヲ伏越ニ變更スルカ如シ)ニハ在來設備ノ程度ニ於ケル整理工事費ノ範圍內ニ於テ補償スルコト

第六、路面其他ノ盛土又ハ切取工事ノタメ左ノ各號ノ一ニ該當シ整理ヲ必要トスル管線路ノ工事

一、管線路カ露出セル場合

二、電柱其他ニシテ放置シ難キニ至リタル場合

第七、在來橋梁ニ添架セル管線路ノ假移設又ハ撤去工事竝ニ直接專用橋梁ニ移設スル場合ノ該管線路(專用橋梁ヲ除ク)ノ移設工事、但シ直接ニ伏越トナス場合ニ於テハ專用橋梁ニ移設スル場合ノ移設管線路工事費ノ限度ニ於テ補償スルコト

第八、電車ニ關スル工作物ニ付テハ別途之ヲ定ム

第二章　假本整理工事

第九、路面其他ノ盛土又ハ切取工事ニシテ半額補償スルモノ

ノ工事

一、本管線路ニシテ一尺以上切取工事ノタメ其土被三尺以下トナリタル場合

二、本管線路ニシテ三尺以上ノ盛土工事ノタメ五十間以上ノ長區間ニ渉リ其土被六尺以上トナリタル場合

三、枝管線路ニシテ一尺以上ノ切取工事ノタメ其土被二尺以下トナリタル場合
四、枝管線路ニシテ三尺以上ノ盛土工事ノタメ五十間以上ノ長區間ニ渉リ其土被五尺以上トナリタル場合
五、電柱其他ニシテ盛土又ハ切取工事ノタメ整理ヲ必要トスル場合
六、電線路ニシテ盛土工事ノタメ路面ヨリノ高サヲ減少シ整理ヲ必要トスル場合
第十、路上工作物(電柱變壓塔其他)ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當シ整理ヲ必要トスルモノヽ工事
一、新車道敷(歩車道ノ區別ナキ街路ニ於テハ全幅員ノ六分ノ一ヲ片側歩道敷ト看做ス)内ニ入リタル場合
二、歩道ニ在ル路上工作物ト雖モ交通其他ニ對シ障害甚シキニ至リタル場合
三、街角其他ニ於テ電線ノ接續上增設ヲ必要トスル電柱ノ新設
第十一、埋設管線路ニシテ五十間以上ノ長區間ニ渉リ側溝敷若ハ植樹又ハ植柱地帶内ニ入レルタメ整理ヲ必要トスルモノ竝ニ他ノ埋設物ニ對シ甚タシク支障スルモノヽ整理工事
第十二、汚水取入桝又ハ人孔類ニシテ他ノ埋設物ニ甚シキ支障ヲ及ホスモノヽ整理工事
第十三、在來歩道内ノ配給管線路ニシテ車道、植樹又ハ植柱地帶若ハ側溝敷内ニ入リタルタメ必要トスルモノヽ整理工事、但シ在來歩道内ニ在ラサルモノト雖モ配給上甚シキ支障アルニ至リタルモノハ之ニ準シ取扱フコト
前項ノ整理ニ伴ヒ幅員二十二米以上ノ鋪裝道路又ハ電車軌道ヲ敷設スル街路ニ於テ供給上對側歩道ニ配給管線路ヲ增設スル場合ニハ最小配給管線路(普通ノ場合ニハ水道四吋、瓦斯三吋、地

中電線路電力五萬C.M.若ハB.S.四番三心電燈同二心各一條トス)新設費ノ限度ニ於テ其半額ヲ補償スルコト
第十四、假移設又ハ假撤去管線ノ橋梁ニ本移設工事、但シ專用橋又ハ伏越ニ本移設スル場合ニハ本文補償ノ限度ニ依ル
第十五、電車ニ關スル工作物ニ付テハ別途之ヲ定ム

第三章　工事種別及補償ノ算定

第十六、整理工事ノ補償額ハ左ノ工事種別ニ付キ豫メ協定セル單價ニ依ル
一、移設工事　撤去工事費、材料補修費、補足材料費竝敷設工事費ノ五割
二、新設工事　新規材料及新設工費一式
三、撤去工事　堀上工費及運搬費一式
四、埋　殺　特ニ査定ヲ要スル場合ノ外新規材料費ノ五割
五、防護工事　防護用材料工費一式
六、修築工事　修築用材料工費一式
七、假設工事　移設工事費ヲ計上ス
八、切替工事　切替用材料工費一式
第十七、補償額ノ第一章第二項及第三項ノ工事ニシテ前項第一號乃至第四號ノ工事種別ニ該當スルモノハ一整理地區毎ニ、又第一章第二項及第三項以外ノ工事竝ニ第一章第二項及第三項ノ工事ニシテ前項第五號乃至第八號ノ工事種別ニ該當スルモノニ關シテハ一工事毎ニ、在來管線

路ノ內埋殺及堀上ヲナシタル合計數量(延長又ハ個數)ト之ニ對スル整理管線路ノ數量トヲ各種工作物ノ種類形狀別ニ對比シ、左ノ各號ニ依リ之ヲ算定スルモノトス。但シ一整理地區毎ニ算定スル場合ニ於テ左記第二號竝ニ第三號ノ撤去費及第三號ノ埋殺費ノ各合計金額ノ和カ、第一號ノ整理管線路ノ在來管線路ニ對スル超過部分ノ新設費合計金額ニ比シ、小ナル場合ニハ之ヲ補償セス。大ナル場合ニハ其ノ差額ヲ補償スルモノトス

一、整理管線路ノ數量カ埋殺及堀上管線路ノ合計數量ヨリ大ナルトキハ堀上數量ニ相當スル整理管線路ニ對シテハ移設費ニ依リ其他ハ新設費ニ依リ補償ス

二、整理管線路ノ數量カ埋殺及堀上合計數量ヨリ小ナルトキハ在來管線路數量ノ超過數量ニ對シテハ撤去費及第三號ノ埋殺費ノ各合計金額ノ和カ、第一號ノ在來管線路ニ對スル超過部分ノ新設費合計金額ニ比シ、小ナル場合ニハ之ヲ補償セス。大ナル場合ニハ其ノ差額ヲ補償スルモノトス

三、整理管線路ノ數量カ埋殺及堀上數量ニ相當スル整理管線路ノ數量カ埋殺管線路ノ數量ヨリ小ナルトキハ整理管線路ニ對シテハ新設費ニ依リ、埋殺數量ノ超過數量ニ對シテハ撤去費ニ依リ、埋殺量ニ相當スル整理管線路ニ對シテハ新設費ニ依リ其他ハ移設費ニ依リ補償ス

三、整理管線路ノ數量カ埋殺管線路ノ數量ヨリ大ナルモ埋殺及堀上合計數量ヨリ小ナルトキハ整理管線路ノ數量ヨリ小ナルトキハ埋殺數量ノ內整理管線路ノ數量ヲ控除セル殘部ニ對シテハ埋殺費ニ依リ、又堀上數量ニ對シテハ撤去費ニ依リ補償ス

市及會社有地下埋設物整理費審查內規第三章第十七說明表　(其一)

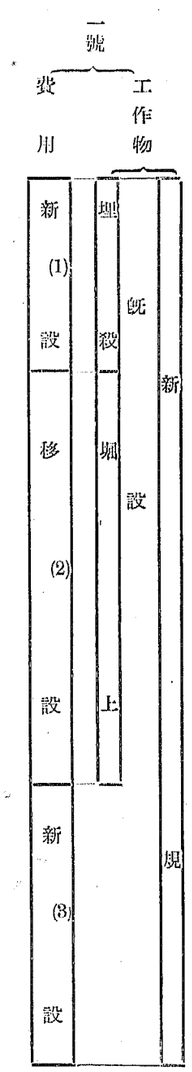

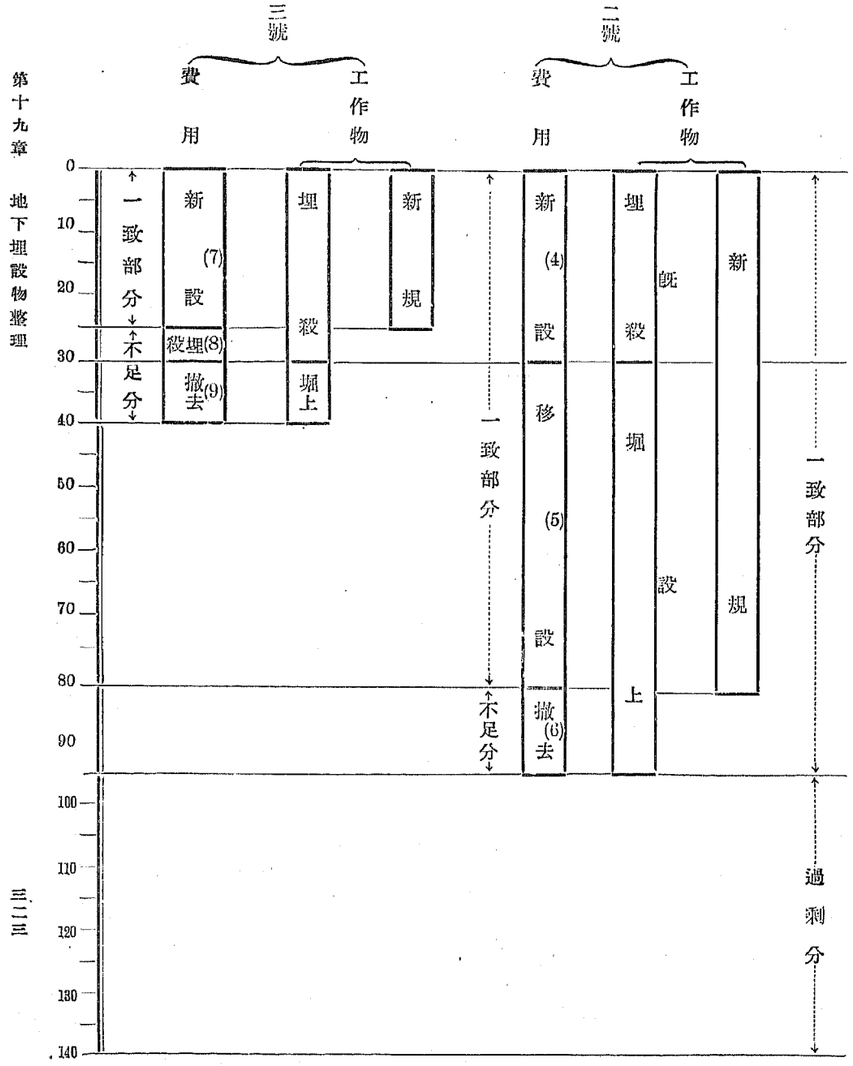

審查市及會社有地下埋設物其他工作物整理費補償
審查內規第三章第十七款說明表（其二）

換算表

工作物名稱	形狀寸法	單位	員數 新設	員數 埋設	員數 殺	員數 土	摘要	號
水道鐵管	內徑一〇〇粍	同	同	同	同	同	同	同
同	同 一五〇粍	同	同	同	同	同	同	同
同	同 二五〇粍	同	同	同	同	同	同	同
水道鐵管	內徑一〇〇粍	同	二五、〇	〇	〇	〇	三	號
同	同 一五〇粍	同	五五、〇	〇	一五、〇	〇	二	號
同	同 二五〇粍	同	三〇、〇	七〇、〇	四〇、〇	〇	一	號

備考　摘要欄三號ハ同內規第三章第十七ノ三號ナリ以下同斷

補償額算定表

工作物名稱	形狀寸法	單位	數量	單價	金額	數量	單價	金額	數量	單價	金額	摘要	號
水道鐵管	內徑一〇〇粍	佐	新設費			移設費			合計			摘要	號
同	同 一五〇粍	間											
同	同 二五〇粍	同											
水道鐵管	內徑一〇〇粍	同	二五、〇		〇	七〇、〇			四〇、〇			一	號
同	同 一五〇粍	同	三〇、〇		五五、〇	〇			〇			二	號
同	同 二五〇粍	同	三〇、〇		〇	〇			〇			三	號

工作物名稱	形狀寸法	單位	新設ノ物ニ致部分	移設ノ物ニ致部分	新設ニ過剩ノ分	埋設ニ不足ノ分	殺ニ比較シ過不足ノ分	土ニ比較シ過不足ノ分	摘要	號
水道鐵管	內徑一〇〇粍	同	二五、〇	〇	〇	一〇〇、〇	五、〇	〇	三	號
同	同 一五〇粍	同	三〇、〇	五五、〇	〇	一五、〇	〇	〇	二	號
同	同 二五〇粍	同	三〇、〇	七〇、〇	四〇、〇	〇	〇	〇	一	號

備考　摘要欄三號ハ同內規第三章第十七ノ三號ナリ以下同斷

補償額算定用數量表

工作物名稱	形狀寸法	單位	員數 新設	員數 埋設	員數 殺	員數 土	摘要	號
水道鐵管	內徑一〇〇粍	同	同	同	同	同	同	同
同	同 一五〇粍	同	同	同	同	同	同	同
同	同 二五〇粍	同	同	同	同	同	同	同
水道鐵管	內徑一〇〇粍	同	一四〇、〇		三〇、〇	七〇、〇	一	號
同	同 一五〇粍	同	八五、〇		三〇、〇	七〇、〇	二	號
同	同 二五〇粍	同	二五、〇		三〇、〇	一〇、〇	三	號

補償額算定表

工作物名稱	形狀寸法	單位	數量 新設費	單價 新設費	金額 新設費	數量 移設費	單價 移設費	金額 移設費	數量 合計	單價 合計	金額 合計	摘要	號
水道鐵管	內徑一〇〇粍	佐	新設費			移設費			合計			摘要	號
同	同 一五〇粍	間											
同	同 二五〇粍	同											
水道鐵管	內徑一〇〇粍	同	二五、〇		〇	七〇、〇			四〇、〇			一	號
同	同 一五〇粍	同	三〇、〇		五五、〇	〇			〇			二	號
同	同 二五〇粍	同	三〇、〇		〇	〇			〇			三	號

工作物名稱	形狀寸法	單位	新設ノ物ニ致部分	移設ノ物ニ致部分	新設ニ過剩ノ分	埋設ニ不足ノ分	殺ニ比較シ過不足ノ分	土ニ比較シ過不足ノ分	摘要	號
水道鐵管	內徑一〇〇粍	同	二五、〇	〇	〇	一〇〇、〇	五、〇	〇	三	號
同	同 一五〇粍	同	三〇、〇	五五、〇	〇	一五、〇	〇	〇	二	號
同	同 二五〇粍	同	三〇、〇	七〇、〇	四〇、〇	〇	〇	〇	一	號

備考　摘要欄三號ハ同內規第三章第十七ノ三號ナリ以下同斷

補償額算定表

工作物名稱	形狀寸法	單位	數量 新設費	單價 新設費	金額 新設費	數量 移設費	單價 移設費	金額 移設費	數量 合計	單價 合計	金額 合計	摘要	號
水道鐵管	內徑一〇〇粍	佐	新設費			移設費			合計			摘要	號
同	同 一五〇粍	間											
同	同 二五〇粍	同											
水道鐵管	內徑一〇〇粍	同	二五、〇		〇	七〇、〇			四〇、〇			一	號
同	同 一五〇粍	同	三〇、〇		五五、〇	〇			〇			二	號
同	同 二五〇粍	同	三〇、〇		〇	〇			〇			三	號

備考　上表過不足比較欄ニ於テ不足分大ナル場合ハ過剩分新設費合計ヲ一致部分合計ノ差額ヲ加ヘ補償額トスルモノニシテ計算上ハ不足分合計金ヲ直接一致部分合計ニ加ヘ更ニ不足分合計ト過剩分合計トノ差額ヲ加フルコトヽナル

(五)　一地區集計に依る補償方法

前記補償審査內規の內末項の第三章第十七の補償額算定方法中に規定せる補償方法は、埋設物其の他工作物は建物の如きとは趣を異にし相連絡するものにして、建物に準じ既設工作物の受くる損害を補償するときは私有水道、瓦斯管其の他屋內設備の移轉整理との連絡を脊かさゝるの必要あるを以て、既設工作物の損害を基準とするものに依らずして既設工作物を基準とし、之に代るに、既設工作物に基く新規工作物に對しても、充分の連絡施設を考慮するの必要ひあり。從つて既設工作物に基く新規工作物に對しても、充分の連絡施設を考慮するの必要ひあり。從つて既設工作物の受くる損害を補償するときは私有水道、瓦斯管其の他屋內設備の移轉整理との連絡を脊かさゝる

なし、順次工事を施行するを以て之に順應せしむる必要上區劃整理地區を單位として設計を進めて之に依り整理工事を施行することゝしたり。此方法を一地區集計に依る補償と稱し、水道、瓦斯及電燈の各事業者別に計畫を樹て實施せり。

然して之が費用の計算方法は總て各關係事業者との協定單價に依れり。

(一)　一地區集計整理工作物數量の決定

各協定單價は水道、瓦斯、電燈の各種類別に既設工作物を埋殺すべきものと堀上撤去すべきものとに別ち、之に代る新規工作物を設計して各數量を決定し、後述の實施手續樣式第一號に於ける「一地區集計整理費內譯書其六工作物調書」を作成す。

(二)　同整理工事費算定

(イ)　補償審査內規第十七の一號、二號及三號の既設工作物と、整理工作物との一致部分(前揭說明表其一の(1)(2)(4)(5)(7)を實施手續樣式第一號の「地區集計整理費內譯書其三、一致部分」に計上す。

(ロ)　同一號の過剩分(說明表其一の(3)を同樣式「整理費內譯書其四過不足分」の過剩分欄に、又同二號及三號不足分(說明表其二(6)(8)(9)を同不足分欄に各計上す。

(ハ)　假設及修築工事の如く既設工作物と新規工作物との對比を要せずして、費用の算定をなし得るものを同樣式「整理費內譯書其五累計スル分」に計上す。

(三)　補償額算定

前記(イ)(ロ)の過剩分と(ハ)の合計を以て補償額となし、若し不足分合計金が過剩分のそれを超過する場合は、之に其の差額を加へて補償額となすものとす。(前揭の說明表其二參照)

(六)　區劃整理地區外關係補償方法

土地區劃整理地區內に於ける地下埋設物其の他工作物の整理補償方法は、前述の通り決定せるも猶區劃整理地區外に於て道路、橋梁、護岸及下水に關する復興及復舊工事の爲整理を要すべきもの數多あり。之が整理費用負擔に付ては未だ決定せざる爲本市は土木局に於て關係事業者と屢々協議を重ねたりしが大正十五年九月先づ水道、瓦斯及電車軌道關係の如き市經營のものを除き東京電燈株式會社とは左記の通りの照復あり。

○土發第一、一七一號
大正十五年九月十四日

東京電燈株式會社橫濱支店長宛

橫濱市長

記

地下埋設物其ノ他工作物整理費負擔ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ先般來數次御協議ヲ重ネ居候處本市施行道路護岸及下水等ニ關スル工事ノ爲土地區劃整理地區外ニ於ケル貴社御所管ニ係ル前記物件ノ移轉改築除却等整理ヲ要スル場合ニ於ケル費用ノ負擔ハ左記ニ準シ取扱度候ニ付至急何分ノ御回報相煩度此段及御照會候也

記

一、市ニ於テ全額補償スルモノ
　下水新設、改築、又ハ修繕ニ關スル工事ノ爲必要アルトキ
一、市ニ於テ半額補償スルモノ
　道路及河川ノ工作物ヲ兼ヌル護岸ノ新設改築又ハ修繕ニ關スル工事ノ爲必要アルトキ
一、市ニ於テ補償セサルモノ

道路ノ新設、改築又ハ修繕ニ關スル工事ノ爲必要アルトキ

○横支區第一二九號
大正十五年九月三十日

横濱市長　有吉忠一殿

東京電燈株式會社横濱支店
支店長　本間利雄

地下埋設物其ノ他工作物整理費負擔ニ關スル件

首標ノ件ニ關シ本月十四日附土第一、一七一號ヲ以テ御照會相成候處御承知ノ如ク當社ハ往年ノ震災ノ爲メ多大ノ損害ヲ蒙リ居候加之地區内整理費ニ於テモ多額ノ負擔ヲ餘儀ナクセラレ居候ヲ以テ此上地區外ニ關スル特別負擔ハ當社ノ最モ苦痛トスル處ニ御座候間本件ニ就テハ專ロ地區内以上ノ御補償相願度存居候次第ニ付御來示ノ標準ニ據ルカ如キハ到底當社ノ難堪處ニ有之候間特別ノ御詮議ヲ以テ再應御考慮被下度此段御回答旁奉懇願候也

即ち市の當初に於ける補償方針は次の如し。

一、道路(橋梁を含む)に關する工事の爲地下埋設物其の他路上工作物の移轉整理を命じたる場合は道路法第四十二條、第五十一條の規定に依り當該事業者の負擔とし、道路管理者に於ては之を補償せざることゝす。

二、下水工事に關し整理を要したる場合は下水工事執行者たる本市に於て之が整理費の全額を補償す。

三、道路支壁の効用を兼ぬる河川の護岸工事に關し整理を要したるときは相互半額負擔とすること。

然るに其の後昭和二年五月三日本市役所(貴賓室)に於て、土木局、水道局、瓦斯局、電氣局の各局長會議を開催して本件に關し協議し、特に道路に關する工事の爲整理を要する場合の補償に就ては、道路工事關係にも幾分均霑せしむべく市は兩者の場合を按排して結局整理工事費の四分の一を補償することゝし、其の他河川護岸工事、下水工事の補償率は當初の方針を踏むことに協議成り、次で左記の如く通牒せり。

○土收第一、五一六號
昭和二年五月二十七日

水道局長
瓦斯局長
電氣局長　宛

市土木局長

區劃整理地區外ニ於ケル地下埋設物其ノ他工作物整理費補償ニ關シテハ左記ノ通決定相成候條右ニ依リ御處理相成度依命此段及通牒候也

記

○區劃整理地區外に於ける地下埋設物其の他工作物整理費補償

區劃整理地區外に於て復興復舊工事執行の爲障礙ある地下埋設物其の他工作物の整理を爲さしむる場合に於ては左記各號に依り事業者に其の費用を補償す

一、補償金額は左の率に依る

(イ)　道路(橋梁を含む)に關する工事の爲整理を要する場合は其の工事費の四分の一

(ロ)　道路支壁の效用を兼ぬる河川の護岸に關する工事の爲整理を要する場合は其の工事費の二分の一但し道路支壁の效用を兼ねざる護岸工事に在りては全額

(ハ)　下水に關する工事の爲整理を要する場合は其の工事費の全額

二、補償金額は區劃整理地區內に於ける整理工事費補償の場合に於ける單價を準用し算出すること

三、補償金額は一工事毎に計算すること

(參考)

東京市ノ取扱ニ係ル地下埋設物其他工作物整理費補償ニ關スル件　(昭和三年四月調査)

一、道路、橋梁、護岸等ノ工事ニ支障アルニ因リテ地下埋設物等ノ諸工作物ヲ整理セシムル場合ニ於テハ市ハ夫々道路法第五十一條、河川法第二十條ノ規定ニ依リ命令ヲ發シテ無償整理セシムルヲ原則トシ嘗テ之ニ關シテ補償ヲシタル實例ナシ

二、若シ將來ニ於テ前項補償問題ノ生ズル場合アルモ右ノ原則ハ之ヲ變更スルコト無シト雖モ唯震災ニ因ル復興事業關係ニ於テハ概ネ諸施設復興局ノ方針ヲ踏襲シ居ルカ故ニ從テ本件ノ如キモ最小限度ニ於テ同局ニ準シテ補償スルコトアルヘシ

尙東京電燈株式會社に對しては前記決定の次第を內示し、其の後昭和二年十二月九日附土發第四一〇〇號を以て本市長より正式通牒をなしたるに對し、同年十二月二十日附橫支區第四三四號を以て同會社橫濱支店長より右に關し本市執行工事の爲撤去すべき家屋內の配線及引込線工事を除き適用せらるゝものと心得承諾の旨請書の提出あり。

次に區劃整理地區の分界は河川の中心にあるもの少なからず、依つて其の地區界の內外に涉りて架設せらるゝ橋梁工事の爲整理すべき補償率は次の如く決定せり。即ち地區界より內部に在るものに對しては其工事費の二分の一、外部に在るものに對しては四分の一としたり。依つて地區の內外に涉りて區分出來難きものは其の工事費の八分の三を其の補償率とせり。

$$\left(\frac{1}{2}\times\frac{1}{2}\right)+\left(\frac{1}{2}\times\frac{1}{4}\right)=\frac{3}{8}$$

尙國執行區劃整理地區外に於ける整理費補償に關しては昭和二年八月三十一日附土發第一、七八五號を以て復興局長官より本市長宛左記の通り處理致すべき旨通知ありたり。

○復興局施行區劃整理地區外地下埋設物整理補償方法

一、道路工事ニ因リテ必要ヲ生シタル整理費ト雖道路工事施行上必要ナル假工事ニ要スルモノハ其ノ全額ヲ補償スルモノトス

二、道路工事以外ノ工事ニ因リテ必要ヲ生シタル整理費ハ其ノ全額ヲ補償スルモノトス但シ道路支壁ノ效用ヲ兼ヌル河川ノ護岸ニ關スル工事ニヨリ必要ヲ生シタルモノハ其ノ半額ヲ補償スルモノトス

三、前二項ニ依リ補償スヘキ整理工事ニ因リテ必要ヲ生シタル他ノ工事ノ整理費ノ補償ニ付テハ其ノ整理工事ノ例ニ依ル

四、當局ニ於テ補償スル電車軌道工事ノ爲必要ヲ生シタル整理費ニ付テハ其ノ全額ヲ補償スルモノトス

五、當局ノ工事ニ支障ヲ來シ事業上差置キ難キモノニ其他前各項ニ依リ處理シ難キモノハ其ノ都度之ヲ定ム

二　單價協定

(一)　概說

本市水道局所管の水道本枝管路、市瓦斯局所管の瓦斯本支管及東京電燈株式會社(橫濱支店)所有

の電線路引込線の各使用品目は其の種類頗る多岐に亙り、其の整理に當りても埋設地盤の硬軟、湧水の多少等に依り其の所要工事費を異にするを以て、多量の整理工事を算定するは其煩雜想ふべく、玆に於て一定の標準單價を定むるの必要を生じたり。然して任意協定の趣旨に依り復興局に於ては日本銀行、商工省、商業會議所等の物價調書其他直接販賣店製造工場を調査し、毎年四月、十月の二期に各關係事業者と協定し、本市及東京兩市の先づ國施行區劃整理地區内に於て各市内一般の工事に共通の單價を決定したり。

單價は時價に依り協定をなす原則にして、之が調査資料たる材料費及勞力費の協定には左記の如く頗る困難なるものあり。

一、材料費に就て

(一) 工作物の種類に於て使用品目の夥多にして之が單價調査に日時を要すること

(二) 同一品目と雖、大量に使用する場合は、少量に使用する場合と異り單價の差異を生ずること

(三) 特種材料多くして日本銀行、商工省、及商業會議所等の物價調査材料を直接利用することを得ず、且其の單價は製造會社の貯藏原料の有無、需要の多少等に依り其の調査困難なること

二、勞力費に於て

(一) 從來の工事は連續的なるに反し、區劃整理に伴ふものは稍々斷片的となり、且つ急施を要する爲、短時日に工事量多くして從來のものと工事の性質趣を異にする所あり、既往に於ける精算の結果を直接利用し得ざること

(二) 地質其の他の狀況に依り同一工作物も箇所毎に工事の難易あるべきものを協定單價使用の目的に副はんが爲、之が平均のものを想定して定むること。

其の他、事業者の經營方法又は慣習の異なる等各多様の主張ありて、頗る困難なりしも漸く其の決定を見たり。其の後實施に當り逐次打合せ追加したるものも少なからず、先づ大正十五年度適用の補償單價を協定するに當り單價の基礎に關し豫め復興局案を決定する爲、昭和二年二月二十二日、昭和二年度分補償單價に關しては同二年四月二十二日本市土木局よりも關係職員出席し復興局土木部に於て打合せ決定したり。

今本市内に於ける水道、瓦斯管及電燈線路整理費の協定單價表竝に該單價適用方法及整理工事仕樣書大正十五昭和元年度適用分を掲ぐれば次の如し。

但該單價は其の後年二回宛時價に依り協定の變更をなしたることは前述の通りなり。

而して之に依り國施行區劃整理關係の單價決定に依り之を基準とし、本市施行の區劃整理地區内は勿論區劃整理地區外に於ても廣く復興及復舊事業施行に伴ふ地下埋設物整理工事の單價として適用せるものなり。

(二)　本市水道局關係單價

○土發第一〇三九號

昭和二年五月二十三日

横濱市長　有吉忠一殿

復興局長官　堀切善次郎

大正十五昭和元年度分横濱市水道局關係水道本枝管路整理工事費單價ニ關スル件

土地區劃整理ニ伴フ地下埋設物其他工作物整理ニ關シテハ大正十四年十一月土發第九二一號ヲ以テ通牒致置

候處右整理手數第二ノ二ニ依リ大正十五
付テハ豫テ及内協議置候處別紙ノ通協定致度候條御承諾ヲ得度此段及照會候也
追テ本件單價ハ普通工事ノ場合ニ適用シ特殊工事ノ場合ハ各工事毎ニ協定致度候條申添候

右照會に對し本市は同年六月十五日附水工第一九四號を以て異議なき旨回答し決定す。

○水道管工事單價表（大正十五年度適用分）

一、鑄鐵工事歩掛（單位一ヶ所）（第一表）

形狀寸法（内徑）			新設		撤去		移設		埋殺	
四		吋	一三、八四九		三、六四六		一、五四三		四、一四〇	
六		吋	二〇、二六		四、五五		二、九四		六、四二	
八		吋	二八、三〇		五、九一		二、七七		九、二三	
一〇		吋	三八、六四		七、九七		三、五四		一二、四八	
一二		吋	四八、五〇		九、三六		三、四三		一六、一八	

二、連結部工事歩掛（單位一ヶ所除T字管材料費）（第二表）

形狀寸法（内徑）			新設		撤去		移設	
四		吋	三七、四四六		四七、九四〇		八五、〇四〇	
六		吋	五四、二二二		七五、〇七		一二八、八六	
八		吋	七三、四九		一〇三、八八		一七六、七二	
一〇		吋	九五、〇六		一三六、七八		二三〇、九三	
一二		吋	一一、一六		一六五、三二		二七五、三五	

摘要　連結部工事ニ使用スヘキT字管ノ單價ハ左記ニ依ル

T字管材料費單位箇

形狀寸法（内徑）			本管		枝管	
同	同	同	一	本	一	本
同	同	同	一	同	二	同
同	同	同	一	同	四	一
同	同	同	一	同	六	一
同	同	同	一	同	八	一
同	同	同	二	同	四	二
同	同	同	二	同	六	二
同	同	同	二	同	八	二
同	同	同	二	同	一〇	二
同	同	同	二	同	一二	二

金額	
九、四〇	
一〇、八四	
一一、五六	
一一、七六〇	
一二、一七	
一二、五一	
一二、六六〇	
一三、六八	

金額	
三二、〇一	
二四、三五	
三七、一八	
三八、四三	
四〇、七六	
四四、一九	
四七、七七	
五〇、八六	

三、斷水配水作業歩掛（單位一ヶ所）（第三表）

形狀寸法（内徑）			金額	
四		吋	二四、三七	
六		吋	二八、〇六	
八		吋	四四、二二	

形狀寸法（内徑）		金額	
一一		六〇、九一	
二	〇	七五、七一	

四、阻水弁工事歩掛（單位一ヶ所）（第四表）

形狀寸法（内徑）			撤去		移設	
四		吋	四、二七		七、一七	
六		吋	四、四七		八、八七	
八		吋	四、六〇		一〇、二二	

形狀寸法（内徑）		撤去	
一一		九、六二	
二	〇	九、九六	

形狀寸法（内徑）		移設	
一一		一五、二二	
二	〇	一八、〇三	

五、消火栓工事歩掛（單位一ヶ所）（第五表）

種別	撤去	移設
單式	四、七六七	四、六、九八

六、軌道横断箇所防護費單位一ケ所

形狀寸法(内徑)

自四吋　至一二吋

註　支保工費トシテ横断一ケ所ニ付五拾壹圓ヲ加算ス

種別	撤去	移設
複式	一一、六九	六〇、八七

種別	防護費
四	二七四、四八

○水道管工事費單價適用方法

一、一地區集計ニ依リ其處理方ヲ要求シタルモノハ共要求セシ日ノ單價ヲ當該集計全部ニ適用スルコト

二、事業上止ムヲ得ス一地區集計ニ關スル一部分ノ工事ヲ一地區集計ニ先シ要求シタルモノト雖モ當該一地區集計ニ併算シ前項同樣ノ適用ヲナスコト

三、一工事前項一部分ノ工事ヲ除ク)ニ關シテハ之ヲ要求シタル日ノ單價ヲ適用スルコト

但シ本單價ヲ適用スル際既ニ支拂濟ノモノハ此限ニアラス

四、各費用ノ適用方法ハ左記ニ依ルコト

イ 鐵管新設費(第一表)

本費ハ管路ノ新設ニ要スル異形管其他一切ノ費用ニシテ新設管路ノ始點竝ニ終點ニ於ケル既設管ヘノ接續ハ別ニ第二表連結費ヲ加算ス

ロ 鐵管撤去費(第一表)

管路ノ撤去ニ要スル一切ノ費用ニシテ管路ノ撤去ト同時ニ行フ内徑八吋以下ノ阻水辨ノ撤去ヲ含ム

ハ 鐵管移設費(第一表)

本費ハ在來管路ノ移設ニ要スル補足材料費其他一切ノ費用ニシテ鐵管移設工事ト同時ニ行フ内徑八吋以下ノ阻水辨ヲ含ム

移設費ノ始點竝ニ終點ニ於ケル既設管ヘノ接續ハ別ニ第二表連結費ヲ加算ス

ニ 鐵管埋殺費(第一表)

移設又ハ撤去ヲ困難トスル管路ニシテ當局ニ於テ埋殺ヲ命シタル場合ニ適用スルモノニシテ異形管埋殺費ヲ含ム

以上(イ)(ロ)(ハ)(ニ)ニ於テ管路中ニ含マル、區劃量水器及阻水辨(但(ロ)(ハ)(ニ)於テハ内徑二五〇粍以上)ハ管路ノ延長ニ加算セス

ホ 連結部新設費(第二表)

連結部新設ニ要スル一切ノ費用トス但連結部ニT字管ヲ用フル場合ハ本費ニT字管材料費ヲ加算ス

新設又ハ移設管路ヲ既設管ニ連結スル場合該管路延長十間未滿ノトキハ起終點ヲ併セテ一ケ所トシ十間以上ノトキハ起點又ハ終點ヲ各一ケ所ト看做ス

T字管ヲ用フル場合及阻水辨消火栓又ハ區劃量水器ノ連結ノ場合ニ於テハ其一個ニ付一ケ所ノ單價ヲ適用ス

ヘ 連結部撤去費(第二表)

連結部移設費(第二表)

連結部ヲ撤去スル場合ニ於ケル撤去費及撤去跡管路ノ補修ニ要スル一切ノ費用ヲ含ム

ト 連結部移設費(第二表)

連結部移設ニ要スル補足材料撤去跡管路ノ補修ニ要スル材料及之等ニ要スル一切ノ勞力費等ヲ含ム

以上(ホ)(ヘ)(ト)ノ工事ニ於テハ當局ニ於テ必要ナリト認ムル場合ニ於テハ斷水配水作業費ヲ加算ス

チ 斷水配水作業費(第三表)本費ハ斷水配水作業一回毎ニ一ケ所分ヲ適用スルモノニシテ工事上ノ必要ニヨル斷水配水作業費一切ヲ含ム

リ 阻水弁撤去費(第四表)

撤去ニ要スル一切ノ費用トシ内徑十吋以上ニシテ鐵管撤去ト同時ニ施行スル場合ニ適用ス但内徑八吋以下ハ鐵管ノ附屬工事ト看做シ本費ヲ適用セス

單獨施行ノ場合ハ本費ニ連結部撤去費及斷水配水作業費ヲ加算ス

ヌ　阻水弁移設費(第四表)

移設ニ要スル補足材料其他一切ノ費用トシ內徑十吋以上ニシテ鐵管移設ト同時ニ施行スル場合ニ適用ス但シ內徑八吋以下ハ鐵管ノ附屬工事ト看做シ本費ヲ適用セス

單獨施行ノ場合ハ本費ニ連結部移設費及斷水配水作業費ヲ加算ス

ル　消火栓工事費(第五表)

消火栓ノ移設又ハ撤去ニ要スル一切ノ費用トシ鐵管工事ト同時ニ施行スル場合ニ適用ス

單獨施行ノ場合ハ本費ニ連結部工事費(撤去移設各別及斷水配水作業費ヲ加算ス

ヲ　軌道橫斷個所防護費

複式軌道橫斷個所ニ於ケル水道管防護裝置及其兩口土留ニ要スル一切ノ費用トス

ワ　道路復舊費

道路復舊工事ヲ必要トスルトキハ別表記載ノ道路復舊費ヲ加算ス

五、本方法又ハ單價表中ニ明記セサル事項及本方法ニ疑義アルトキハ當局ノ決スル所ニ從フヘキモノトス

○水道管工事仕樣書

一、工事實施ニ當リテハ復土發第五二九號地下埋設物其他工作物整理手續ニ依ルノ外當局係員ノ指揮監督ヲ受ケ「バラック」ノ移轉其他ノ工事ニ支障ナキ樣取扱フヘシ

二、水道管工事ハ復興局所定ノ道路占用竝ニ工事施行ニ關スル取扱手續ニ依リ相當手續ノ上施行スヘシ但路面復舊工事ハ特ニ命スルモノヽ外施行セサルモノトス

三、水道用鑄鐵管類ハ大正十五年十二月橫濱市水道局ヨリ復興局ニ提出ノ水道用鑄鐵管仕樣書ニヨリ合格シタルモノタルヘシ

四、前項以外ノ材料品ハ當局ニ於テ指定スルモノト同等以上ノ品質ヲ有スルモノニ限ルモノトス

五、當局ヨリ要求シタル工事ノ仕樣及其內容ヲ變更セントスルトキハ當局ノ承認ヲ受クヘシ

六、本工事ニ因リ給水上ニ支障ヲ來シ又ハ他人ニ損害ヲ加ヘサルコトニ留意スヘシ但避クヘカラサル事由ニヨリ發生シタル損害ト雖モ橫濱市水道局ニ於テ其責ニ任スルモノトス

七、本仕樣書ニ明記セサル事項竝ニ本仕樣書記載事項ニ疑義アルトキハ當局ノ決スル所ニ從フヘキモノトス

(別表)

橫濱市水道局關係道路復舊費表

(砂利厚二寸一回敷分)

形狀寸法(內徑)	鐵管工事(新設又ハ撤去、單位間)	連結部工事(新設又ハ撤去、單位ケ所)
	圓	圓
四　吋	一、五九	六、六二
六　吋	一、六一	八、〇六
八　吋	一、六九	八、四二

移設ハ新設又ハ撤去ノ二倍トス

形狀寸法(內徑)	鐵管工事(新設又ハ撤去、單位間)	連結部工事(新設又ハ撤去、單位ケ所)
	圓	圓
一〇　吋	一、七二	八、七三
一二　吋	一、八七	九、〇九

大正十五年昭和元年度適用分

○水道配水枝管引込管工事費單價表

(昭和二年七月二十五日附土發第一、七八二號ヲ以テ復興局長官ヨリ照會アリ本市之ヲ承諾決定ス)

一、鐵管工事費(單位間)　(第一表)

		撤去	移設	埋殺
		圓	圓	圓
內徑	一吋	一、一六〇	四、七二〇	四、三二〇

		新設
		圓
內徑	二吋	七、三三〇

二、阻水弁工事費(單位個)　(第二表)

		撤去	移設
		圓	圓
內徑	二吋	—	二、七〇〇

		新設
		圓
內徑	二吋	一〇、二一〇

○水道配水枝管引込管工事費單價適用方法

二、一地區集計ニ依リ共處理方要求シタルモノハ共要求セシ日ノ單價ヲ當該集計ニ先シ要求シタル部モニ適用スルコトノ下水人孔工事等ノ爲メ既設配水枝鉛管ノ切廻ヲ必要トスル場合ニ適用スルモノニシテ鉛管ノ管徑及

| 鉛管取出工事費(第五表) | | |

五、道路復舊費

下水桝等ニ關セスルモノヲ除ク一單價トス

六、道路復舊費ヲ必要トスル場合ニハ別表ニ定ムル本方法又ハ單價表中明記セサル事項ニ疑義アルトキハ當局ノ決スル所ニ從フヘキモノトス

○水道配水枝管引込工事仕樣書

一、工事實施ニ當リテハ復土廢第九二一號地下埋設物其他工作物整理手續ニ依ル外當局係員ノ指示監督ヲ受ケ

二、「ブラック」ノ移轉其他ノ工事ニ關スル取扱手續ニ依ルヘシ

三、配水枝管工事ハ復興局所定ノ道路占用竝ニ工事施行ニ關スル取扱手續ニ依リ相當手續ヲ經テ指定スヘシ但シ

四、同等以上ノ品質ヲ有スルモノタルヘシ

五、本工事ニ要求シタル工事ノ仕樣及其內容ヲ變更セントスルトキハ當局ニ於テ指定スルヘキモノトス

六、本仕樣書ニ明記セサル事項ニ疑義アルトキハ當局ノ決スル所ニ從フヘキモノトス

（別表）

道路復舊費

鐵管新設又ハ撤去ノ場合、一間當リ			〇、四七五
同移設ノ場合	同		一、五〇〇
鉛管（全部）新設又ハ撤去ノ場合、十尺當リ			一、二五〇
同	同		一、四〇〇
鉛管移設ノ場合、十尺當リ			二、五〇〇
鐵管取出口部設又ハ撤去ノ場合、一ケ所當リ			一、二〇〇
同移設ノ場合	同		二、四〇〇

○水道管工事單價表

（昭和二年十二月一日ヨリ實施ス本表ニ定メサル單價ニ付テハ本市ノ決スル所ニ從フ）

一、鐵管工事費（單位一間）

形狀寸法（內徑）			新設	撤去	移設	埋殺
八	吋		九、四七〇	一、九六七	五、四六三	二、九四三
〇	吋		一〇、七四四	二、五六	五、九四二	三、四二二

二、連結部工事費（單位一ケ所除丁字管材料費）

形狀寸法（內徑）			新設	撤去	移設
一	八	吋	三一七、五八	三五七、一九	六七三、三三
二	〇	吋	三五六、八〇	四〇四、四八	七五八、七三
三	〇	吋	—	—	一三八九、〇七

摘要　連結部工事ニ使用スヘキ丁字管ノ單價ハ左表ニ依ル

（左表）

丁字管材料費（單位個）

形狀寸法（內徑）					金額
同	同	同	一	本	七三、三七
同	同	同	八	管	七六、五六
同	同	同	八	吋	八二、三三
同	同	同	一一	吋	八五、五〇
同	同	同	一二	吋	八九、三三

形狀寸法（內徑）					金額
同	同	二	同	一	九
同	同	〇	同	八	九、二三
同	同	同	一一	吋	一〇三、三〇
同	同	同	一二	吋	八七、三四
同	同	同	一三	吋	九二、三一
同	同	同	一四	吋	九五、三二
同	同	同	一五	吋	九九、三三
同	同	同	一六	吋	一〇二、四四
同	同	同	一八	吋	一〇六、四五
同	同	同	二〇	吋	一一〇、四六
同	同	同	二二	吋	一一四、四七
同	同	同	二四	吋	一一八、四八
同	同	同	二六	吋	一二二、四九
同	同	同	二八	吋	一二六、五〇
同	同	同	三〇	吋	一三〇、五一
同	同	同	三二	吋	一三四、五二
同	同	同	三四	吋	一三八、五三
同	同	同	三六	吋	一四二、五四
同	同	同	三八	吋	一四六、五五
同	同	同	四〇	吋	一五〇、五六
同	同	同	四二	吋	一五四、五七
同	同	同	四四	吋	一五八、五八
同	同	同	四六	吋	一六二、五九
同	同	同	四八	吋	一六六、六〇
同	同	同	五〇	吋	一七〇、六一
同	同	同	五二	吋	一七四、六二
同	同	同	五四	吋	一七八、六三
同	同	同	五六	吋	一八二、六四
同	同	同	五八	吋	一八六、六五
同	同	同	六〇	吋	一九〇、六六
同	同	同	六二	吋	一九四、六七
同	同	同	六四	吋	一九八、六八
同	同	同	六六	吋	二〇二、六九
同	同	同	六八	吋	二〇六、七〇
同	同	同	七〇	吋	二一〇、七一
同	同	同	七二	吋	二一四、七二
同	同	同	七四	吋	二一八、七三
同	同	同	七六	吋	二二二、七四
同	同	同	七八	吋	二二六、七五
同	同	同	八〇	吋	二三〇、七六
同	同	同	八二	吋	二三四、七七
同	同	同	八四	吋	二三八、七八
同	同	同	八六	吋	二四二、七九
同	同	同	八八	吋	二四六、八〇
同	同	同	九〇	吋	二五〇、八一
同	同	同	九二	吋	二五四、八二
同	同	同	九四	吋	二五八、八三
同	同	同	九六	吋	二六二、八四
同	同	同	九八	吋	二六六、八五
同	同	同	一〇〇	吋	二七〇、八六
同	同	同	一〇二	吋	二七四、八七
同	同	同	一〇四	吋	二七八、八八
同	同	同	一〇六	吋	二八二、八九
同	同	同	一〇八	吋	二八六、九〇
同	同	同	一一〇	吋	二九〇、九一
同	同	同	一一二	吋	二九四、九二
同	同	同	一一四	吋	二九八、九三
同	同	同	一一六	吋	三〇二、九四
同	同	同	一一八	吋	三〇六、九五
同	同	同	一二〇	吋	三一〇、九六
同	同	同	一二二	吋	三一四、九七
同	同	同	一二四	吋	三一八、九八
同	同	同	一二六	吋	三二二、九九
同	同	同	一二八	吋	三二六、一〇〇
同	同	同	一三〇	吋	三三〇、一〇一
同	同	同	一三二	吋	三三四、一〇二
同	同	同	一三四	吋	三三八、一〇三
同	同	同	一三六	吋	三四二、一〇四
同	同	同	一三八	吋	三四六、一〇五
同	同	同	一四〇	吋	三五〇、一〇六
同	同	同	一四二	吋	三五四、一〇七
同	同	同	一四四	吋	三五八、一〇八
同	同	同	一四六	吋	三六二、一〇九
同	同	同	一四八	吋	三六六、一一〇
同	同	同	一五〇	吋	三七〇、一一一
同	同	同	一五二	吋	三七四、一一二
同	同	同	一五四	吋	三七八、一一三
同	同	同	一五六	吋	三八二、一一四
同	同	同	一五八	吋	三八六、一一五
同	同	同	一六〇	吋	三九〇、一一六
同	同	同	一六二	吋	三九四、一一七
同	同	同	一六四	吋	三九八、一一八
同	同	同	一六六	吋	四〇二、一一九
同	同	同	一六八	吋	四〇六、一二〇
同	同	同	一七〇	吋	四一〇、一二一
同	同	同	一七二	吋	四一四、一二二
同	同	同	一七四	吋	四一八、一二三
同	同	同	一七六	吋	四二二、一二四
同	同	同	一七八	吋	四二六、一二五
同	同	同	一八〇	吋	四三〇、一二六
同	同	同	一八二	吋	四三四、一二七
同	同	同	一八四	吋	四三八、一二八
同	同	同	一八六	吋	四四二、一二九
同	同	同	一八八	吋	四四六、一三〇
同	同	同	一九〇	吋	四五〇、一三一
同	同	同	一九二	吋	四五四、一三二
同	同	同	一九四	吋	四五八、一三三
同	同	同	一九六	吋	四六二、一三四
同	同	同	一九八	吋	四六六、一三五
同	同	同	二〇〇	吋	四七〇、一三六
同	同	同	二〇二	吋	四七四、一三七
同	同	同	二〇四	吋	四七八、一三八
同	同	同	二〇六	吋	四八二、一三九
同	同	同	二〇八	吋	四八六、一四〇
同	同	同	二一〇	吋	四九〇、一四一
同	同	同	二一二	吋	四九四、一四二
同	同	同	二一四	吋	四九八、一四三
同	同	同	二一六	吋	五〇二、一四四
同	同	同	二一八	吋	五〇六、一四五
同	同	同	二二〇	吋	五一〇、一四六
同	同	同	二二二	吋	五一四、一四七
同	同	同	二二四	吋	五一八、一四八
同	同	同	二二六	吋	五二二、一四九
同	同	同	二二八	吋	五二六、一五〇
同	同	同	二三〇	吋	五三〇、一五一
同	同	同	二三二	吋	五三四、一五二
同	同	同	二三四	吋	五三八、一五三
同	同	同	二三六	吋	五四二、一五四
同	同	同	二三八	吋	五四六、一五五
同	同	同	二四〇	吋	五五〇、一五六
同	同	同	二四二	吋	五五四、一五七
同	同	同	二四四	吋	五五八、一五八
同	同	同	二四六	吋	五六二、一五九
同	同	同	二四八	吋	五六六、一六〇
同	同	同	二五〇	吋	五七〇、一六一
同	同	同	二五二	吋	五七四、一六二
同	同	同	二五四	吋	五七八、一六三
同	同	同	二五六	吋	五八二、一六四
同	同	同	二五八	吋	五八六、一六五
同	同	同	二六〇	吋	五九〇、一六六
同	同	同	二六二	吋	五九四、一六七
同	同	同	二六四	吋	五九八、一六八
同	同	同	二六六	吋	六〇二、一六九
同	同	同	二六八	吋	六〇六、一七〇
同	同	同	二七〇	吋	六一〇、一七一
同	同	同	二七二	吋	六一四、一七二
同	同	同	二七四	吋	六一八、一七三
同	同	同	二七六	吋	六二二、一七四
同	同	同	二七八	吋	六二六、一七五
同	同	同	二八〇	吋	六三〇、一七六
同	同	同	二八二	吋	六三四、一七七
同	同	同	二八四	吋	六三八、一七八
同	同	同	二八六	吋	六四二、一七九
同	同	同	二八八	吋	六四六、一八〇
同	同	同	二九〇	吋	六五〇、一八一
同	同	同	二九二	吋	六五四、一八二
同	同	同	二九四	吋	六五八、一八三
同	同	同	二九六	吋	六六二、一八四
同	同	同	二九八	吋	六六六、一八五
同	同	同	三〇〇	吋	六七〇、一八六
同	同	同	三〇二	吋	六七四、一八七
同	同	同	三〇四	吋	六七八、一八八
同	同	同	三〇六	吋	六八二、一八九
同	同	同	三〇八	吋	六八六、一九〇
同	同	同	三一〇	吋	六九〇、一九一
同	同	同	三一二	吋	六九四、一九二
同	同	同	三一四	吋	六九八、一九三
同	同	同	三一六	吋	七〇二、一九四
同	同	同	三一八	吋	七〇六、一九五
同	同	同	三二〇	吋	七一〇、一九六
同	同	同	三二二	吋	七一四、一九七
同	同	同	三二四	吋	七一八、一九八
同	同	同	三二六	吋	七二二、一九九
同	同	同	三二八	吋	七二六、二〇〇
同	同	同	三三〇	吋	七三〇、二〇一
同	同	同	三三二	吋	七三四、二〇二
同	同	同	三三四	吋	七三八、二〇三
同	同	同	三三六	吋	七四二、二〇四
同	同	同	三三八	吋	七四六、二〇五
同	同	同	三四〇	吋	七五〇、二〇六
同	同	同	三四二	吋	七五四、二〇七
同	同	同	三四四	吋	七五八、二〇八
同	同	同	三四六	吋	七六二、二〇九
同	同	同	三四八	吋	七六六、二一〇
同	同	同	三五〇	吋	七七〇、二一一
同	同	同	三五二	吋	七七四、二一二
同	同	同	三五四	吋	七七八、二一三
同	同	同	三五六	吋	七八二、二一四
同	同	同	三五八	吋	七八六、二一五
同	同	同	三六〇	吋	七九〇、二一六
同	同	同	三六二	吋	七九四、二一七
同	同	同	三六四	吋	七九八、二一八
同	同	同	三六六	吋	八〇二、二一九
同	同	同	三六八	吋	八〇六、二二〇
同	同	同	三七〇	吋	八一〇、二二一
同	同	同	三七二	吋	八一四、二二二
同	同	同	三七四	吋	八一八、二二三
同	同	同	三七六	吋	八二二、二二四
同	同	同	三七八	吋	八二六、二二五
同	同	同	三八〇	吋	八三〇、二二六
同	同	同	三八二	吋	八三四、二二七
同	同	同	三八四	吋	八三八、二二八
同	同	同	三八六	吋	八四二、二二九
同	同	同	三八八	吋	八四六、二三〇
同	同	同	三九〇	吋	八五〇、二三一
同	同	同	三九二	吋	八五四、二三二
同	同	同	三九四	吋	八五八、二三三
同	同	同	三九六	吋	八六二、二三四
同	同	同	三九八	吋	八六六、二三五
同	同	同	四〇〇	吋	八七〇、二三六
同	同	同	四〇二	吋	八七四、二三七
同	同	同	四〇四	吋	八七八、二三八
同	同	同	四〇六	吋	八八二、二三九
同	同	同	四〇八	吋	八八六、二四〇
同	同	同	四一〇	吋	八九〇、二四一
同	同	同	四一二	吋	八九四、二四二
同	同	同	四一四	吋	八九八、二四三
同	同	同	四一六	吋	九〇二、二四四
同	同	同	四一八	吋	九〇六、二四五
同	同	同	四二〇	吋	九一〇、二四六
同	同	同	四二二	吋	九一四、二四七
同	同	同	四二四	吋	九一八、二四八
同	同	同	四二六	吋	九二二、二四九
同	同	同	四二八	吋	九二六、二五〇
同	同	同	四三〇	吋	九三〇、二五一
同	同	同	四三二	吋	九三四、二五二
同	同	同	四三四	吋	九三八、二五三
同	同	同	四三六	吋	九四二、二五四
同	同	同	四三八	吋	九四六、二五五
同	同	同	四四〇	吋	九五〇、二五六
同	同	同	四四二	吋	九五四、二五七
同	同	同	四四四	吋	九五八、二五八
同	同	同	四四六	吋	九六二、二五九
同	同	同	四四八	吋	九六六、二六〇
同	同	同	四五〇	吋	九七〇、二六一
同	同	同	四五二	吋	九七四、二六二
同	同	同	四五四	吋	九七八、二六三
同	同	同	四五六	吋	九八二、二六四
同	同	同	四五八	吋	九八六、二六五
同	同	同	四六〇	吋	九九〇、二六六
同	同	同	四六二	吋	九九四、二六七
同	同	同	四六四	吋	九九八、二六八
同	同	同	四六六	吋	一〇〇二、二六九
同	同	同	四六八	吋	一〇〇六、二七〇
同	同	同	四七〇	吋	一〇一〇、二七一
同	同	同	四七二	吋	一〇一四、二七二
同	同	同	四七四	吋	一〇一八、二七三
同	同	同	四七六	吋	一〇二二、二七四
同	同	同	四七八	吋	一〇二六、二七五
同	同	同	四八〇	吋	一〇三〇、二七六
同	同	同	四八二	吋	一〇三四、二七七
同	同	同	四八四	吋	一〇三八、二七八
同	同	同	四八六	吋	一〇四二、二七九
同	同	同	四八八	吋	一〇四六、二八〇
同	同	同	四九〇	吋	一〇五〇、二八一
同	同	同	四九二	吋	一〇五四、二八二
同	同	同	四九四	吋	一〇五八、二八三
同	同	同	四九六	吋	一〇六二、二八四
同	同	同	四九八	吋	一〇六六、二八五
同	同	同	五〇〇	吋	一〇七〇、二八六
同	同	同	五〇二	吋	一〇七四、二八七
同	同	同	五〇四	吋	一〇七八、二八八
同	同	同	五〇六	吋	一〇八二、二八九
同	同	同	五〇八	吋	一〇八六、二九〇
同	同	同	五一〇	吋	一〇九〇、二九一
同	同	同	五一二	吋	一〇九四、二九二
同	同	同	五一四	吋	一〇九八、二九三
同	同	同	五一六	吋	一一〇二、二九四
同	同	同	五一八	吋	一一〇六、二九五
同	同	同	五二〇	吋	一一一〇、二九六
同	同	同	五二二	吋	一一一四、二九七
同	同	同	五二四	吋	一一一八、二九八
同	同	同	五二六	吋	一一二二、二九九
同	同	同	五二八	吋	一一二六、三〇〇
同	同	同	五三〇	吋	一一三〇、三〇一
同	同	同	五三二	吋	一一三四、三〇二
同	同	同	五三四	吋	一一三八、三〇三
同	同	同	五三六	吋	一一四二、三〇四
同	同	同	五三八	吋	一一四六、三〇五
同	同	同	五四〇	吋	一一五〇、三〇六
同	同	同	五四二	吋	一一五四、三〇七
同	同	同	五四四	吋	一一五八、三〇八
同	同	同	五四六	吋	一一六二、三〇九
同	同	同	五四八	吋	一一六六、三一〇
同	同	同	五五〇	吋	一一七〇、三一一
同	同	同	五五二	吋	一一七四、三一二
同	同	同	五五四	吋	一一七八、三一三
同	同	同	五五六	吋	一一八二、三一四
同	同	同	五五八	吋	一一八六、三一五
同	同	同	五六〇	吋	一一九〇、三一六
同	同	同	五六二	吋	一一九四、三一七
同	同	同	五六四	吋	一一九八、三一八
同	同	同	五六六	吋	一二〇二、三一九
同	同	同	五六八	吋	一二〇六、三二〇
同	同	同	五七〇	吋	一二一〇、三二一
同	同	同	五七二	吋	一二一四、三二二
同	同	同	五七四	吋	一二一八、三二三
同	同	同	五七六	吋	一二二二、三二四
同	同	同	五七八	吋	一二二六、三二五
同	同	同	五八〇	吋	一二三〇、三二六
同	同	同	五八二	吋	一二三四、三二七
同	同	同	五八四	吋	一二三八、三二八
同	同	同	五八六	吋	一二四二、三二九
同	同	同	五八八	吋	一二四六、三三〇
同	同	同	五九〇	吋	一二五〇、三三一
同	同	同	五九二	吋	一二五四、三三二
同	同	同	五九四	吋	一二五八、三三三
同	同	同	五九六	吋	一二六二、三三四
同	同	同	五九八	吋	一二六六、三三五
同	同	同	六〇〇	吋	一二七〇、三三六
同	同	同	六〇二	吋	一二七四、三三七
同	同	同	六〇四	吋	一二七八、三三八
同	同	同	六〇六	吋	一二八二、三三九
同	同	同	六〇八	吋	一二八六、三四〇
同	同	同	六一〇	吋	一二九〇、三四一
同	同	同	六一二	吋	一二九四、三四二
同	同	同	六一四	吋	一二九八、三四三
同	同	同	六一六	吋	一三〇二、三四四
同	同	同	六一八	吋	一三〇六、三四五
同	同	同	六二〇	吋	一三一〇、三四六
同	同	同	六二二	吋	一三一四、三四七
同	同	同	六二四	吋	一三一八、三四八
同	同	同	六二六	吋	一三二二、三四九
同	同	同	六二八	吋	一三二六、三五〇
同	同	同	六三〇	吋	一三三〇、三五一
同	同	同	六三二	吋	一三三四、三五二
同	同	同	六三四	吋	一三三八、三五三
同	同	同	六三六	吋	一三四二、三五四
同	同	同	六三八	吋	一三四六、三五五
同	同	同	六四〇	吋	一三五〇、三五六
同	同	同	六四二	吋	一三五四、三五七
同	同	同	六四四	吋	一三五八、三五八
同	同	同	六四六	吋	一三六二、三五九
同	同	同	六四八	吋	一三六六、三六〇
同	同	同	六五〇	吋	一三七〇、三六一
同	同	同	六五二	吋	一三七四、三六二
同	同	同	六五四	吋	一三七八、三六三
同	同	同	六五六	吋	一三八二、三六四
同	同	同	六五八	吋	一三八六、三六五
同	同	同	六六〇	吋	一三九〇、三六六
同	同	同	六六二	吋	一三九四、三六七
同	同	同	六六四	吋	一三九八、三六八
同	同	同	六六六	吋	一四〇二、三六九
同	同	同	六六八	吋	一四〇六、三七〇
同	同	同	六七〇	吋	一四一〇、三七一
同	同	同	六七二	吋	一四一四、三七二
同	同	同	六七四	吋	一四一八、三七三
同	同	同	六七六	吋	一四二二、三七四
同	同	同	六七八	吋	一四二六、三七五
同	同	同	六八〇	吋	一四三〇、三七六
同	同	同	六八二	吋	一四三四、三七七
同	同	同	六八四	吋	一四三八、三七八
同	同	同	六八六	吋	一四四二、三七九
同	同	同	六八八	吋	一四四六、三八〇
同	同	同	六九〇	吋	一四五〇、三八一
同	同	同	六九二	吋	一四五四、三八二
同	同	同	六九四	吋	一四五八、三八三
同	同	同	六九六	吋	一四六二、三八四
同	同	同	六九八	吋	一四六六、三八五
同	同	同	七〇〇	吋	一四七〇、三八六
同	同	同	七〇二	吋	一四七四、三八七
同	同	同	七〇四	吋	一四七八、三八八
同	同	同	七〇六	吋	一四八二、三八九
同	同	同	七〇八	吋	一四八六、三九〇
同	同	同	七一〇	吋	一四九〇、三九一
同	同	同	七一二	吋	一四九四、三九二
同	同	同	七一四	吋	一四九八、三九三
同	同	同	七一六	吋	一五〇二、三九四
同	同	同	七一八	吋	一五〇六、三九五
同	同	同	七二〇	吋	一五一〇、三九六
同	同	同	七二二	吋	一五一四、三九七
同	同	同	七二四	吋	一五一八、三九八
同	同	同	七二六	吋	一五二二、三九九
同	同	同	七二八	吋	一五二六、四〇〇
同	同	同	七三〇	吋	一五三〇、四〇一
同	同	同	七三二	吋	一五三四、四〇二
同	同	同	七三四	吋	一五三八、四〇三
同	同	同	七三六	吋	一五四二、四〇四
同	同	同	七三八	吋	一五四六、四〇五
同	同	同	七四〇	吋	一五五〇、四〇六
同	同	同	七四二	吋	一五五四、四〇七
同	同	同	七四四	吋	一五五八、四〇八
同	同	同	七四六	吋	一五六二、四〇九
同	同	同	七四八	吋	一五六六、四一〇
同	同	同	七五〇	吋	一五七〇、四一一
同	同	同	七五二	吋	一五七四、四一二
同	同	同	七五四	吋	一五七八、四一三
同	同	同	七五六	吋	一五八二、四一四
同	同	同	七五八	吋	一五八六、四一五
同	同	同	七六〇	吋	一五九〇、四一六
同	同	同	七六二	吋	一五九四、四一七
同	同	同	七六四	吋	一五九八、四一八
同	同	同	七六六	吋	一六〇二、四一九
同	同	同	七六八	吋	一六〇六、四二〇
同	同	同	七七〇	吋	一六一〇、四二一
同	同	同	七七二	吋	一六一四、四二二
同	同	同	七七四	吋	一六一八、四二三
同	同	同	七七六	吋	一六二二、四二四
同	同	同	七七八	吋	一六二六、四二五
同	同	同	七八〇	吋	一六三〇、四二六
同	同	同	七八二	吋	一六三四、四二七
同	同	同	七八四	吋	一六三八、四二八
同	同	同	七八六	吋	一六四二、四二九
同	同	同	七八八	吋	一六四六、四三〇
同	同	同	七九〇	吋	一六五〇、四三一
同	同	同	七九二	吋	一六五四、四三二
同	同	同	七九四	吋	一六五八、四三三
同	同	同	七九六	吋	一六六二、四三四
同	同	同	七九八	吋	一六六六、四三五
同	同	同	八〇〇	吋	一六七〇、四三六
同	同	同	八〇二	吋	一六七四、四三七
同	同	同	八〇四	吋	一六七八、四三八
同	同	同	八〇六	吋	一六八二、四三九
同	同	同	八〇八	吋	一六八六、四四〇

一　管種　六吋　水道鐵管連結部工事費（追加分）

管種	單位	同	同	同	同
管口徑		四吋	六吋	八吋	一〇吋
新設	所	一四七、七一〇	一六二、五七〇	一八一、四九〇	二〇八、〇三〇
撤去	所	三二、二四〇	三五、二九〇	四三、九九〇	五四、〇九〇
移設	所	八七、六五〇	九六、八九〇	一一八、二八〇	一四九、六一〇
埋殺	所	四五、二二〇	四五、七一〇	五七、七一〇	七一、九六〇

二　管種　六吋　水道鐵管工事費（追加分）

管種	單位	同	同	同	同
管口徑		四吋	六吋	八吋	一〇吋
新設	所	一四七、七一〇	一六二、五七〇	一八一、四九〇	二〇八、〇三〇
撤去	所	三二、二四〇	三五、二九〇	四三、九九〇	五四、〇九〇
移設	所	八七、六五〇	九六、八九〇	一一八、二八〇	一四九、六一〇
埋殺	所	四五、二二〇	四五、七一〇	五七、七一〇	七一、九六〇

三　斷水配水作業費單位（一ヶ所）

管種	形狀寸法(內徑)	金額
一一　六吋	一一　八吋	一八四、四七九
一一　六吋	一一　一〇吋	二三六、〇四九
一一　六吋	一一　一二吋	二八九、三七〇

四　阻水弁工事費單位（一ヶ所）

管種	形狀寸法(內徑)	金額
一一　六吋	一一　八吋	一四三、五五〇
一一　六吋	一一　一〇吋	一七五、〇九〇
一一　六吋	一一　一二吋	二〇七、六一〇

丁字管單價表

管種	本管口徑	枝管口徑	金額
一一　六吋	六吋	四吋	六二、二四九〇
一一　六吋	六吋	六吋	六三、八八〇
一一　六吋	六吋	八吋	六六、七一〇
一一　六吋	六吋	一〇吋	七一、一四〇
一一　六吋	六吋	一二吋	七四、二三〇
一一　六吋	六吋	一四吋	八五、三一〇

管種	本管口徑	枝管口徑	金額
一一　六吋	四吋	四吋	四五、二二〇
一一　六吋	四吋	六吋	四五、七一〇
一一　六吋	四吋	八吋	五七、七一〇
一一　六吋	四吋	一〇吋	七一、九六〇
一一　六吋	四吋	一二吋	八四、二一〇
一一　六吋	四吋	一四吋	九五、八一〇

斷水配水作業費

管種	同	同	同	同
一一　六吋	四吋	六吋	八吋	一〇吋
新設	四六、六〇〇	五三、八一〇	六一、九六〇	七一、一四〇
撤去	五三、四二〇	五九、七七〇	七一、九六〇	一、二六、七八〇
移設	六〇、八六〇	六七、二六〇	七四、一九〇	一、一三、一四〇

阻水弁工事費

管種	同	同	同	同
一一　六吋	四吋	六吋	八吋	一〇吋
新設	一四三、五五〇	一七五、〇九〇	二〇七、六一〇	二四〇、一三〇
撤去	四四、五四〇	五一、七六〇	五九、七一〇	六八、六六〇
移設	二三三、〇九〇	二七三、〇〇〇	三一八、三六〇	三六四、一二〇

以て承諾の旨回答し決定す。

本市瓦斯局關係昭和十五年度適用分瓦斯本枝管工事費單價協定に關しては、昭和二年一月二十八日附土發第一七六號を以て復興局長官より本市長へ照會あり。同年二月九日瓦第二二號を

(三) 本市瓦斯局關係單價

形狀寸法(內徑)	單位	甲接續(丁字管、異形管ノ如キモノ)	乙接續又ハ切斷	摘要
四分三吋	同	二七、七四〇	一四、九一〇	
一吋	同	三三、六九〇	一六、四六〇	
一吋四分	同	三九、六二〇	一七、八七〇	內徑三吋乃至一〇吋管ノ甲接續延長ヲ一ヶ所〇、六間ト定ム
一吋一分	同	四九、四四〇	一九、九七〇	
一吋二分	同	五六、六五〇	二六、八五〇	
一吋一分	同	六二、三七〇	二九、三七〇	
一吋二分	同	一〇四、二七〇	四六、八四〇	
一吋四分	同	一四一、七九〇	六一、〇五〇	內徑十一吋乃至十四吋管ノ甲接續ハ延長一ヶ所二、〇間ト定ム
一吋四分	同	一六八、九〇〇	七二、九三〇	

三四七

第十九表 地下埋設物整理

二、瓦斯本管接續及切斷單位一ヶ所 (第二表)

形狀寸法(內徑)	單位	甲接續(丁字管、異形管ノ如キモノ)	乙接續又ハ切斷	摘要
四分三吋	一間	一〇、二九〇	三、四二〇	八、四六〇	二、九〇〇
一吋	同	一三、〇〇〇	三、七四〇	九、四六〇	三、九四〇
一吋四分	同	一六、一八〇	四、三一〇	一一、一四〇	五、〇一〇
一吋一分	同	一九、二三〇	五、〇二〇	一二、八三〇	六、〇七〇
一吋二分	同	二二、三九〇	五、三九〇	一四、一六〇	七、二五〇
一吋一分	同	二六、〇一〇	五、八二〇	一五、五一〇	八、六七〇
一吋二分	同	三四、七九〇	七、四三〇	一九、九六〇	一一、七〇〇
一吋四分	同	四四、八二〇	九、七〇〇	二六、〇四〇	一四、八一〇
一吋四分	同	五三、五六〇	一一、〇五〇	二九、五六〇	一八、〇五〇

| | | |

三、瓦斯枝管取出口罩位一ヶ所（第三表）

| 形狀寸法（内徑） | | |

瓦斯本枝管内徑三吋以上ノ鑄鐵管甲接續ノ場合ニ在リテハ瓦斯本枝管接續及切斷表(第二表)摘要欄ニ記載セル延長ヲ控除スルモノトス

ニ 本枝管埋殺費(第一表)

移設又ハ撤去ヲ困難トスル瓦斯管路(附屬阻止弁水取器及異形管共)ニシテ當局ニ於テ埋殺ヲ命シタル場合ニ適用ス

ホ 鑄鐵管甲接續費(第二表)

新設又ハ移設管ヲ既設管ニ接續スル場合又ハ既設管路ヲ新設又ハ移設セル管路ニ接續スル場合ニ於テ「センブル」以外ノ異形管ヲ使用シテ接續セル場合ニ適用ス

接續スル管ノ口徑ニヨリ一ケ所ニ付一單價トス但シ既設管ヲ切斷シ丁字又ハ十字形異形管ヲ挿入シ接續スル場合ニ於テハ其既設管ノ口徑ニヨリ本費ヲ適用ス

ヘ 鑄鐵管乙接續費(第二表)

新設又ハ移設管路ヲ既設管ニ接續スル場合又ハ既設管ヲ新設又ハ移設管路ニ接續スル場合ニ於テ「センブル」ノミヲ使用スル場合ニ適用スル一ケ所ニ付一單價トス

ト 鐵管切斷費(第二表)

撤去又ハ埋殺シ管路ヲ始點又ハ終點ニ於テ既設管ヨリ切斷シ閉栓工事ヲナス場合一ケ所毎ニ一單價ヲ適用シ撤去又ハ埋殺費ニ加算ス

チ 枝管取出口新設費(第三表)

本費ハ鑄鐵本管ニ穿孔又ハ枝管切斷ノ上「チース」取付ニ要スル異形管又ハ工費一切ノ費用ニシテ一ケ所ニ付一單價ヲ適用ス

リ 枝管取出口撤去費(第三表)

本費ハ取出口ノ附屬異形管ノ撤去又ハ元管「ブラク」ニ要スル一切ノ費用ニシテ一ケ所ニ付キ一單價ヲ適用ス

ヌ 枝管取出口移設費(第三表)

本費ハ在來ノ取出口移設ニ要スル費用ニシテ補給材料費等一切ヲ含ミ一ケ所ニ付キ一單價ヲ適用ス

ル 特種取出口新設費(第四表)

本費ハ鑄鐵管ヲ切斷シテ枝管ヲ取付クル場合ノ異形管及工費一切ノ費用ニシテ一ケ所ニ付キ一單價ヲ適用ス

ヲ 特殊取出口撤去及移設費(第四表)

本費ハ在來ノ特殊取出口撤去又ハ移設ニ要スル費用ニシテ一ケ所ニ付キ一單價ヲ適用ス

ワ 鍊鐵管接續費(第五表)

接續費ハ取出口新設費又ハ切斷費ハ取出口撤去費各一ケ所ニ付一單價ヲ適用ス

カ 枝管切リ廻(第五表)

本費ハ主トシテ下水工事等ノ爲メ支障シ之ヲ他ニ移動セシムル時工事ノ難易ニ關セス管徑ニ應シ一單價ヲ以テ一ケ所ニ適用スルモノトス

ヨ 道路復舊費

前揭各種工事ニ於テ道路復舊工事ヲ必要トスル時ハ別表記載ノ道路復舊費ヲ加算スルモノトス

六、本方法又ハ單價表ニ記載セサル事項及本方法ニ疑義アルトキハ當局ノ決スル所ニ從フヘキモノトス

○瓦斯本枝管工事仕樣書

一、工事實施ニ當リテハ復土發第五二九號地下埋設物其他工作物整理手續ニ依リ相當手續ノ上「バラック」ノ移轉ニ支障ナキ樣取扱フヘシ

二、瓦斯管新設、移設又ハ撤去工事ハ復興局所定ノ道路占用竝ニ工事施行ニ關スル取扱手續ニ依リ相當手續ノ上施行スヘシ但シ路面復舊工事ハ特ニ命スルモノヽ外施行セサルモノトス

三、瓦斯用鑄鐵管類(口徑三吋以上)ハ大正十五年六月横濱市瓦斯局ヨリ復興局ニ提出ノ瓦斯用鑄鐵管仕樣書ニ據リ合格シタルモノタルヘシ

四、鍊鐵製瓦斯管(口徑二吋以下)ハ米國「ナシヨナル」會社製又ハ此レト同等以上ノ品質ノモノタルヘシ

五、當局ヨリ要求シタル工事ノ内容ヲ變更セントスルトキハ當局ノ承認ヲ受クヘシ

六、瓦斯供給上及工事上他人ニ損害ヲ加ヘサルコトニ留意スヘシ但シ避クヘカラサル事由ニ依リ發生シタル損害ハ取出口撤去設置各一ヶ所ノ道路復舊費ヲ適用ス

七、本仕樣書ニ明記セサル事項ハ瓦斯局ニ於テ實地ニ任スルモノトス

（別表）道路復舊費

一、瓦斯本枝管

| 形狀寸法（內徑） | | |

工種	單位	大正十五年上半期單價	大正十五年下半期單價	摘要
位置變更	同	一、〇二	〇、九一	同一室内ノ位置變更及同一建物内又ハ屋外ニ於ケル水平二間以内ノ位置變更
スヰッチ場位置替	個所	二、六四		單ニ「スヰッチ」場ノミノ位置變更ノタメ「スヰッチ」計器屋内配線等ヲ移設スル工事ニシテ二回路迄ニ適用ス二回路以上ノ場合ハ一回路増ス毎ニ金六拾錢ヲ加算スルモノトス
スヰッチ場位置替甲	同		二、五〇	「スヰッチ」場ノミノ位置變更ノ爲「スヰッチ」計器屋内配線等ヲ移動スル工事ニシテ二回路迄適用ス二回路以上ノ場合ハ一回路増ス毎ニ金五拾五錢ヲ加算スルモノトス
スヰッチ場位置替乙	同		一、二五	既設電燈五燈以上十燈以下ニシテ一燈ノミ又十一燈以上ニシテ一燈乃至二燈ノミノ撤去再設ヲ要スル場合ノ「スヰッチ」計器屋内配線等ノ撤去再設工事

○電熱器ノ部

工種	形狀寸法	單位稱呼	大正十五年上半期單價	大正十五年下半期單價	摘要
撤去	一「キロワット」迄	臺	圓 〇、八二	圓 〇、八二	配線及配電盤ノ取外シ工事
撤去再設	同	同	九、二二	八、六四	「バラック」取毀移轉ノ場合ニ於ケル配線及配電盤ノ取外シ及再設工事
修理	同	同	一、六六	一、四四	「バラック」曳方移轉及其他ノ場合ニ於ケル配線及配電盤ノ修理工事
位置變更	同	同	四、二〇	四、一九	受口ノ同一屋内ニ於ケル位置變更工事或ハ單ニ「スヰッチ」場ノミノ位置變更工事

○電動機ノ部

工種	形狀寸法	單位稱呼	大正十五年上半期單價	大正十五年下半期單價	摘要
撤去	一馬力迄	臺	圓 二、二〇	圓 一、三七	配線及配電盤ノ取外工事
撤去再設	同	同	一七、二一	一三、八九	「バラック」取毀移轉ノ場合ニ於ケル配線及配電盤ノ撤去再設工事
修理	同	同	五、〇六	四、八六	「バラック」曳方移轉及其他ノ場合ニ於ケル配線及配電盤ノ修理工事
撤去	一馬力超過三馬力迄	同	二、七五	一、六五	同
撤去	一「キロワット」超過三「キロワット」迄	臺	一、三七	一、二三	同
同	同	同	一五、七六	一二、九二	同
修理	同	同	二、八二	一、九六	同
位置變更	同	同	七、三七	六、七一	同
撤去	三「キロワット」超過五「キロワット」迄	同	一、九二	一、五一	同
撤去再設	同	同	二〇、四三	一七、〇三	同
修理	同	同	三、九一	二、六六	同
位置變更	同	同	九、二五	八、六三	同
撤去	五「キロワット」超過十「キロワット」迄	同	二、七五	一、七八	同
撤去再設	同	同	二五、三五	二〇、〇九	同
修理	同	同	五、一四	三、三五	同
位置變更	同	同	一二、一八	一〇、三五	同

撤去再設	同	二一、六四	同
修理	同	五、六六	同
撤去	三馬力超過五馬力迄	四、一二	同
撤去再設	同	二六、八二	同
修理	同	七、一八	同
撤去	五馬力超過七、五馬力迄	五、五〇	同
撤去再設	同	三二、八九	同
修理	同	八、四七	同
撤去	七、五馬力超過一〇馬力迄	六、八七	同
撤去再設	同	四〇、九八	同
修理	同	一〇、一九	同

○屋内電氣工作物整理工事仕様書

一、屋内電氣工作物ノ整理方法ハ遞信省電氣工作物規程ニ準據スルハ勿論土發第五二九號通牒整理手續ニ準シ各需用家ノ迷惑ヲ來サヽル樣施行スルコト

一、前項整理工事上ヨリ生スル漏電停電等一切ノ電氣事故ハ各電氣供給事業者之カ責ニ任スヘキモノトス

一、屋内電氣工作物移設ノ場合ハ既設材料ヲ以テ充當スヘキヲ原則トシ材料ニ不足ヲ生シタル時ハ既設材料ト同一質ノモノヲ以テ補足スルコト

一、各工事ニヨリ生シタル過剩材料ハ之ヲ所有者ニ返還スルコト

一、工事着手竣功ニ關スル手續ハ復興局規程道路占用竝ニ工事施行ニ關スル取扱手續ニ準據スルコト

一、工事落成ノ場合ハ復興局所轄出張所員ノ立會檢査ヲ受クヘシ。

○東京電燈株式會社横濱支店關係地中電線路整理工事費協定單價表（大正十五年度分）（昭和元年度分）

本件に關しても内協議濟の上昭和二年六月十七日附土發第一、三九七號を以て復興局長官より東京電燈株式會社へ照會し、同時に同日附復土發第一、〇一七號を以て本市へ右旨通知あり）同年七月十四日附電燈第八六號を審査す以て同社承諾回答あり決定す。

次で同年八月二十六日附復土發第一、四五二號を以て本市は右決定通知を受く。

東京電燈株式會社横濱支店關係地中電線路整理工事費單價表

工種		單位	新設費	撤去費	移設費
特別高壓	30 C.M.×3 心 1條	尺	六、六一六圓	〇、六五七圓	二、〇四五圓
〃	〃 〃 2條	同	一一、七〇六	〇、七八八	二、八六〇
〃	20 C.M.×3 1條	同	五、五一三	〇、六五七	一、九三五
〃	〃 〃 2條	同	九、五〇一	〇、七八八	二、六四〇
高壓	4/0×3 1條	同	四、〇三七	〇、五一七	一、六五一
〃	〃 2條	同	七、〇二八	〇、六二三	二、三二八
〃	〃 2條	同	三、一四六	〇、四六六	一、四二一
〃	〃 2條	同	五、二四五	〇、五一九	一、八六六
〃	4×3 1條	同	二、三四〇	〇、四五四	一、二七七
〃	〃 2條	同	三、六三二	〇、四九四	一、五七八
低壓	〇×3 1條	同	二、三六五	〇、三三一	一、〇四四
〃	〃 2條	同	四、一〇六	〇、三七八	一、四二六
〃	〇×2 1條	同	一、九一二	〇、三三一	〇、九七六

低壓	〃	0×2	2條	尺	三、二〇一	〇、三七八	一、二九一	
	〃	4×3	1條	同	一、七〇二	〇、三一八	〇、九三二	
	〃	〃	2條	同	二、七七九	〇、三五三	一、一八一	
	〃	4×2	1條	同	一、四四八	〇、三一八	〇、八八四	
	〃	〃	2條	同	二、二七二	〇、三五三	一、一〇五	
	〃	6×3	1條	同	一、四一五	〇、三一八	〇、八七九	
	〃	〃	2條	同	二、二〇六	〇、三五三	一、〇九五	
	〃	6×2	1條	同	一、二四九	〇、三一八	〇、八五四	
	〃	〃	2條	同	一、八七五	〇、三五三	一、〇四六	
	〃	8×3	1條	同	一、三三三	〇、三〇八	〇、八二七	
	〃	〃	2條	同	一、八四六	〇、三三六	一、〇〇〇	
	〃	8×2	1條	同	一、二〇〇	〇、三〇八	〇、八二一	
	〃	〃	2條	同	一、七八〇	〇、三三六	〇、九九〇	
	〃	10×3	1條	同	一、二七〇	〇、三〇四	〇、八〇七	
	〃	〃	2條	同	一、七二一	〇、三一八	〇、九六一	
	〃	10×2	1條	同	一、一五	〇、三〇四	〇、七九九	
	〃	〃	2條	同	一、六二一	〇、三一八	〇、九四四	
	〃	12×3	1條	同	一、二〇四	〇、三〇四	〇、七九七	
	〃	〃	2條	同	一、五八九	〇、三一八	〇、九四二	
	〃	12×2	1條	同	一、〇七〇	〇、三〇四	〇、七九一	
	〃	〃	2條	同	一、五〇〇	〇、三一八	〇、九二八	
	〃	14×2	1條	同	一、〇〇五	〇、三〇四	〇、七八二	
	〃	〃	2條	同	一、三九〇	〇、三一八	〇、九一一	
接續函								
特別高壓	30萬 20萬	C.M無鉛		個	一一、九五二、九〇	一一、五七〇	七〇、〇四〇	
〃	〃	〃 鉛		同	一一四、二〇〇	一一、五七〇	九〇、九九〇	
高壓	特4/0—0	無鉛		同	五三、四二〇	七、三五〇	四二、二二〇	
〃		0	米滿	同	五一、四二〇	七、三五〇	四一、一一〇	
低壓	4/0—0			同	二一、〇二〇	二、五三〇	二、五四〇	
〃	0		米滿	同	二〇、一八〇	四、九〇〇	二、三〇〇	
〃	6		以下	同	一〇、三二〇	三、一四〇	一、三二〇	
電纜ヒ上リ								
高壓	0		以上	所	一四八、二〇〇	一〇、二九〇	六二、七五〇	
〃	0		米滿	同	一二、六六〇	八、一四〇	五四、〇二〇	
低壓	0		以上	同	一四、六〇〇	五、八三〇	四九、七六〇	
〃	0		米滿	同	六、六九〇	四、七三〇	二九、五七〇	

○地中電線路整理工事費單價適用方法兼電機資支店關係

一、地區集計ニ依リ其處理方ヲ要求シタルモノハ其要求セシ目ノ單價ヲ當該集計全部ニ適用スルコト

二、事業上止ムヲ得ス一地區集計ニ關スル一部分ノ工事ヲ一地區集計ニ先シ要求シタルモノトハ雖モ當該一地區集計ニ併算シ前項同樣ノ適用ヲナスコト

三、工事(前項一部分ノ工事ヲ除ク)ニ關シテハ之ヲ要求シタル目ノ單價ヲ適用スルコト

四、各費用ノ適用方法ハ左記ニ依ルコト

イ、直接埋設地中電線路工事單價ハ電纜ヲ地中ニ直接新設移設竝ニ撤去スル工事ニ適用シ電纜接續工事費ヲ含

（別表）

五、本方法又ハ單價表ニ明記セサル事項及本方法ニ疑義アルトキハ常局ノ決スルヘキモノトス

道路復舊費

一、本復舊費ハ復舊一面坪當金參圓トシ左表工作物別道路復舊金額ニ依リ算定ス

砂利敷一回分砂利二寸厚道路復舊費

種別	品目	形狀寸法	復舊金額	備考
同	特高地中電線路	三〇萬V以上	四、三三七、〇	一尺二寸トラフ
同	高壓地中電線路	二〇萬V以上三〇萬V未滿	三、二二二、〇	八寸トラフ
同	同	零番四番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	低壓地中電線路	三四二芯六番以下	四寸トラフ	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自一條至二條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自二條至三條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自三條至四條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自四條至五條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自五條至六條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自六條至七條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自七條至八條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自八條至九條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自九條至十條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自十條至十一條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自十一條至十二條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自十二條至十三條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自十三條至十四條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自十四條至十五條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自十五條至十六條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自十六條至十七條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自十七條至十八條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自十八條至十九條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自十九條至二十條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自二十條至二十一條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自二十一條至二十二條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自二十二條至二十三條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自二十三條至二十四條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自二十四條至二十五條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自二十五條至二十六條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自二十六條至二十七條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自二十七條至二十八條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自二十八條至二十九條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自二十九條至三十條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自三十條至三十一條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自三十一條至三十二條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自三十二條至三十三條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自三十三條至三十四條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自三十四條至三十五條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自三十五條至三十六條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自三十六條至三十七條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自三十七條至三十八條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自三十八條至三十九條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自三十九條至四十條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自四十條至四十一條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自四十一條至四十二條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自四十二條至四十三條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自四十三條至四十四條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自四十四條至四十五條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自四十五條至四十六條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自四十六條至四十七條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自四十七條至四十八條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自四十八條至四十九條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自四十九條至五十條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自五十條至五十一條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自五十一條至五十二條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自五十二條至五十三條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自五十三條至五十四條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自五十四條至五十五條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自五十五條至五十六條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自五十六條至五十七條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自五十七條至五十八條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自五十八條至五十九條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自五十九條至六十條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自六十條至六十一條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自六十一條至六十二條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自六十二條至六十三條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自六十三條至六十四條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自六十四條至六十五條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自六十五條至六十六條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自六十六條至六十七條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自六十七條至六十八條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自六十八條至六十九條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自六十九條至七十條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自七十條至七十一條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自七十一條至七十二條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自七十二條至七十三條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自七十三條至七十四條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自七十四條至七十五條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自七十五條至七十六條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自七十六條至七十七條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自七十七條至七十八條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自七十八條至七十九條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自七十九條至八十條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自八十條至八十一條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自八十一條至八十二條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自八十二條至八十三條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自八十三條至八十四條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自八十四條至八十五條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自八十五條至八十六條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自八十六條至八十七條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自八十七條至八十八條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自八十八條至八十九條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自八十九條至九十條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自九十條至九十一條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自九十一條至九十二條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自九十二條至九十三條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自九十三條至九十四條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自九十四條至九十五條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自九十五條至九十六條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自九十六條至九十七條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自九十七條至九十八條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自九十八條至九十九條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自九十九條至百條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自百條至百一條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自百一條至百二條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自百二條至百三條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自百三條至百四條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自百四條至百五條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自百五條至百六條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自百六條至百七條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自百七條至百八條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自百八條至百九條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自百九條至二百條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自二百條至二百一條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自二百一條至二百二條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自二百二條至二百三條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自二百三條至二百四條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自二百四條至二百五條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自二百五條至二百六條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自二百六條至二百七條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自二百七條至二百八條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自二百八條至二百九條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自二百九條至三百條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自三百條至三百一條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自三百一條至三百二條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自三百二條至三百三條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自三百三條至三百四條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自三百四條至三百五條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自三百五條至三百六條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自三百六條至三百七條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自三百七條至三百八條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自三百八條至三百九條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自三百九條至四百條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自四百條至四百一條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自四百一條至四百二條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自四百二條至四百三條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自四百三條至四百四條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自四百四條至四百五條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自四百五條至四百六條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自四百六條至四百七條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自四百七條至四百八條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自四百八條至四百九條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自四百九條至五百條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自五百條至五百一條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自五百一條至五百二條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自五百二條至五百三條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自五百三條至五百四條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自五百四條至五百五條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自五百五條至五百六條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自五百六條至五百七條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自五百七條至五百八條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自五百八條至五百九條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自五百九條至六百條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自六百條至六百一條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自六百一條至六百二條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自六百二條至六百三條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番零番	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	自六百三條至六百四條	同	同
同	同	零番	同	同
同	同	四番

○地中電線路施設工事仕様書(東電横濱支店關係)

一、電線路施設工事方法ニ關シテハ逓信省電氣工作物規程及土木發第九二一號地下埋設物共他工作物整理手續ニ準據スベシ

二、電線路施設工事ハ復興局所定道路占用竝ニ工事施行ニ關スル取扱手續ニ依リ相當手續ノ上施行スベシ但シ路面復舊工事ハ特ニ命ズルモノノ外施行セサルモノトス

三、電線路撤去ノ場合ハ撤去材料ヲ電氣供給事業者ニ於テ引取ルコトヽシ工事現場ニ放棄シ證クヘカラス

四、當局ニ於テ豫メ協定シタル其地町ノ配電電線路ノ形狀寸法ヲ變更セムトスル時ハ當局出張所ノ承認ヲ受クヘシ

五、電線路施設工事上ヨリ生スル漏電停電等一切ノ電氣事故ハ電氣供給事業者其責ニ任スルモノトス

六、本仕樣書ニ明記セサル事項竝本仕樣書記載事項ニ疑義アルトキハ當局ノ決スル所ニ從フヘキモノトス

東京電燈株式會社横濱支店關係

架空線路竝に引込線整理工事費協定單價表(昭和十五年度分)

本件に關しては各關係官公署、會社内協議濟の上昭和二年六月三日附土發第一一八號を以て本市へ對し右の旨通知あり審査す)同年七月十四日附電燈第八六號を以て同社承諾回答あり決定す。次で同年九月六日附復土發第一、五一六號を以て本市は右決定通知を受けたり。

架空電線路竝ニ引込線整理工事費協定單價表

種別	形狀寸法	稱呼	新設費	撤出費	移設費
電柱(クレオソート注入)	50尺	本	159.94円	20.73円	86.82円
〃	45〃	〃	118.21	15.25	64.21
〃	40〃	〃	85.87	12.74	50.78
〃	35〃	〃	53.42	9.85	35.92
〃	32〃	〃	38.85	9.53	29.94
〃	30〃	〃	31.27	8.21	25.00
〃	28〃	〃	26.29	6.26	20.24
〃	26〃	〃	20.57	5.60	17.14
支柱(クレオソート注入)	45〃	〃	115.11	13.73	59.54
〃	40〃	〃	82.89	12.10	47.02
〃	35〃	〃	51.09	9.20	32.92
〃	32〃	〃	36.49	8.66	26.66
〃	30〃	〃	29.04	7.54	22.04
〃	28〃	〃	24.38	6.09	18.12
〃	26〃	〃	19.02	5.43	15.39
地支線	7番-8番	個所	9.57	0.74	9.90
〃	7〃-10〃	〃	7.38	0.63	7.43

〃	7番-12番	個所	6.32	0.60	6.46
支線柱	7〃-8〃	〃	47.83	5.87	31.01
〃	7〃-10〃	〃	40.61	5.49	27.15
〃	7〃-12〃	〃	35.39	5.49	25.43
共通支線	7〃-8〃	〃	9.87	1.67	9.88
〃	7〃-10〃	〃	7.27	1.32	7.43
〃	7〃-12〃	〃	5.45	1.30	5.89
繼柱	8尺	本	12.87	2.42	10.24
〃	13〃	〃	18.04	2.70	12.43
〃	18〃	〃	21.06	2.97	14.50
架線	4番-0番	一間本	27.86	1.44	11.69
〃	0〃	〃	14.68	1.05	6.93
〃	4〃	〃	7.54	0.74	3.88
〃	6〃	〃	4.68	0.55	2.43
〃	8〃	〃	3.23	0.52	1.95
椀木	高壓五尺引通シ	本	4.75	0.46	3.12
〃	〃片シヤツクル	〃	6.15	0.49	3.87
〃	〃雨〃	〃	7.38	0.49	4.60
〃	低壓四尺引通シ	〃	2.78	0.41	2.12
〃	〃片シヤツクル	〃	4.43	0.45	2.93
〃	〃雨〃	〃	4.95	0.45	3.51
變壓器	15キロワット以上一個裝置	個所	161.25	9.19	38.83
〃	〃二個〃	〃	314.74	16.98	68.34
〃	〃三個〃	〃	566.78	31.30	140.08
〃	10キロワット以下一個〃	〃	118.62	7.49	33.56
〃	〃二個〃	〃	230.59	15.01	60.22
〃	〃三個〃	〃	414.98	26.62	119.58
油入開閉器	300A	〃	69.28	3.89	12.42
碍子型開閉器		〃	10.31	1.50	7.64
避雷器裝置	オートヴルブ型	〃	88.53	2.31	17.82
引込線	高壓引込	引込	21.68	1.27	12.56
〃	動力〃	〃	17.11	0.74	9.86

〃	電燈引込	引込	5.82	59	4.73
電柱根寄	50尺	本	—	—	18.50
〃	45〃	〃	—	—	16.65
〃	40〃	〃	—	—	14.36
〃	35〃	〃	—	—	11.44
〃	32〃	〃	—	—	10.59
〃	30〃	〃	—	—	8.94
〃	28〃	〃	—	—	8.30
〃	26〃	〃	—	—	6.55
支柱根寄	45〃	〃	—	—	11.72
〃	40〃	〃	—	—	10.20
〃	35〃	〃	—	—	8.16
〃	32〃	〃	—	—	7.33
〃	30〃	〃	—	—	6.89
〃	28〃	〃	—	—	6.61
〃	26〃	〃	—	—	5.89

〃	〃	4寸0分—4寸1厘	—	—	1.10
〃	〃	〃 0〃	—	—	0.80
〃	〃	〃 4〃	—	—	0.70
〃	〃	〃 6〃	—	—	0.57
〃	〃	〃 8〃	—	—	0.57

○架空電線路竝ニ引込線施設工事仕様書

一、電線路施設工事方法ニ關シテハ遞信省電氣工作物規程及土木工事標準第九、二一號通牒ノ地下埋設物整理手續ニ準據スベシ

二、電線路施設工事ハ復興局所定道路占用竝ニ工事施行ニ關スル取扱手續ニ依リ相當手續ノ上施行スベシ但シ路面復舊工事ハ特ニ命ズルモノノ外施行セサルモノトス

三、電線路撤去ノ場合ハ撤去材料ヲ電氣供給事業者ニ於テ引取ルコトヽシ工事現場ニ於テ撤去ノ際メ協定シタル其地區ノ配置電線路ノ形狀寸法ヲ變更セムトスル時ハ當局ノ出張所ノ承認ヲ受クベシ

四、當局ニ於テ豫メ協定シタル其地區ノ配置電線路ノ形狀寸法ヲ變更セムトスル時ハ當局ノ出張所ノ承認ヲ受クベシ

五、電線路施設工事上ヨリ生ズル事項竝ニ疑義アルトキハ當局ノ決スル所ニ從フベキモノトス

六、本仕樣書ニ明記セサル事項竝ニ疑義アルトキハ當局ノ決スル所ニ從フベキモノトス

○架空電線路竝ニ引込線協定單價適用方法

一、一、地區集計ニ依リ其處理方ヲ要求シタルモノハ其要求セシ日ノ地區集計ニ關スル一部分ノ工事ヲ該一地區ノ集計ニ併算シ前項ノ適用ヲナスコトヲ得ズ一地區集計ニ當該集計全部ニ適用スルモノトス

二、事業上止ムヲ得ズ一地區ノ集計ニ先シンシ要求シタル一地區ノ集計ニ關シ雖モ當該一地

三、一工事(前項一部分ノ工事ヲ除ク)ニ關シテハ之ヲ要求シタル日ノ單價ヲ適用スルコト

四、各費用ノ適用方法ハ左記ニ依ルコト

イ　電柱工事單價ハ各種素柱壹本ニ適用シ腕木裝置及架線工事ヲ含マス

ロ　腕木工事單價ハ各種腕木裝置壹本ニ適用シ碍子及共取付費ヲ含ム

ハ　架線工事單價ハ架線ノ一ノ間ノ長短ニ拘ラス各種電線一間本(一徑間一條)ニ適用ス

ニ　支柱工事單價ハ本柱ニ取付ケタル各種素柱支柱一本ニ適用ス

ホ　地支線又ハ共通支線工事單價ハ各々本柱ニ取付ケタル地支線又ハ共通支線一ケ所ニ適用ス

ヘ　支線柱工事單價ハ本柱ニ取付ケタル支柱及地支線一ケ所ニ適用ス

ト　變壓器工事單價ハ柱上ニ於ケル變壓器裝置一ケ所ニ適用シ臺裝置附屬電線及碍子等一切ヲ含ム

チ　油入開閉器工事單價ハ支持用腕木及附屬電線ヲ含ミタル一ケ所ニ適用ス

リ　碍子型開閉器工事單價ハ柱上ニ於ケル碍子型開閉器裝置一ケ所ニ適用シ腕木及附屬電線ヲ含ム

ヌ　避雷器工事單價ハ柱上ニ於ケル避雷器裝置一ケ所ニ適用ス但引込支持點及電線ヲ含ム

ル　引込線工事單價ハ引込線ノ新設移設竝ニ撤去工事ニ適用ス但シ支持點ノ修理工事ヲ含ム

ヲ　引込線改修單價ハ電線ノミノ改修ニ適用ス

ワ　繼柱工事單價ハ各種素柱ヲ本柱ニ取付ケ或ハ取外ス工事ニシテ腕木裝置及架線ヲ含マス

カ　電柱根寄工事單價ハ在來柱ヲ其儘移動スル場合ニシテ電柱建入直シモ本單價ヲ適用ス但シ弛ミ取ハ含マス

ヨ　支柱根寄工事單價ハ在來支柱ヲ其儘移動スル場合ニ適用ス

タ　弛ミ取工事單價ハ各種電線一間本(一徑間一條分トシ電柱根寄ニ伴フ電線ノ弛ミ取ハ電柱連續根寄本數ニ一ヲ加ヘタル間ノ數以內ニ限リ之ヲ適用ス

レ　道路復舊費

道路復舊工事ヲ必要トスル場合ハ單價表ニ別表ニ記載スル道路復舊費ヲ加算スルモノトス

五、本方法又ハ單價表ニ明記セサル事項及本方法ニ疑義アルトキハ當局ノ決スル所ニ從フヘキモノトス

（別　表）

○砂利敷一回分(砂利二寸厚)道路復舊費

一、本復舊費ハ復舊一面坪當金參圓トシ左表工作物別道路復舊面積ニ依リ算定ス

架空整理工事ニ伴フ道路復舊面坪表(東京電燈横濱支店關係)

品種	形狀寸法	稱呼	道路復舊面坪	
電柱	五〇尺	本	〇、九	撤去
			〇、九	新設
	四五尺		〇、九	撤去
			〇、九	新設
	四〇尺		〇、七五	撤去
			〇、七五	新設
	三二尺		〇、七五	撤去
			〇、七五	新設
	三〇尺		〇、六	撤去
			〇、六	新設
支柱	四五尺		〇、九	撤去
			〇、九	新設
	二六尺		〇、六	撤去
			〇、六	新設
地支線	八番七撚	個所	〇、六	撤去
			〇、六	新設
	七撚一〇番	同	〇、七五	撤去
			〇、七五	新設
	七撚一二番	同	〇、七五	撤去
			〇、七五	新設
支線柱	八番七撚	同	〇、七五	撤去
			〇、七五	新設
	一〇番七撚	同	〇、七五	撤去
			〇、七五	新設
	一二番七撚	同	〇、九	撤去
			〇、九	新設
電柱根寄セ	五〇尺	本	〇、九	撤去
			〇、九	新設
	四五尺		〇、九	撤去
			〇、九	新設
	四〇尺		〇、六	撤去
			〇、六	新設
	三二尺		〇、六	撤去
			〇、六	新設
	三〇尺		〇、六	撤去
			〇、六	新設

品種	形狀寸法	稱呼	道路復舊面坪	
支柱	二六尺	本	〇、六	撤去
			〇、六	新設
地支線	八番七撚	個所	〇、六	撤去
			〇、六	新設
	一〇番七撚	同	〇、六	撤去
			〇、六	新設
	一二番七撚	同	〇、六	撤去
			〇、六	新設
支線柱	八番七撚	同	〇、六	撤去
			〇、六	新設
	一〇番七撚	同	〇、六	撤去
			〇、六	新設
	一二番七撚	同	〇、六	撤去
			〇、六	新設
電柱根寄セ	五〇尺	本	〇、六	撤去
			〇、六	新設
	四五尺		〇、六	撤去
			〇、六	新設
	四〇尺		〇、六	撤去
			〇、六	新設
	三二尺		〇、六	撤去
			〇、六	新設
	三〇尺		〇、六	撤去
			〇、六	新設

右は昭和二年十一月十四日附復土發第二、〇七二號を以て復興局より本市は右決定通知を受く。

○弱電流電線路工事費協定單價表

ラ赤架	同	同	同	同	腕	種	
ベ					木		
ー					裝	別	
線黒線					竝		
B	同	同	四	同	二線引通シ	形狀寸法	
W	兩	片	線	兩			
G	シャックル	シャックル	引通シ	シャックル			
11			シャックル				
番							
千	同	同	同	同	個	稱	
尺					所	呼	
當							
本							
七七一四五	四、三三七	三、三三〇	三、一〇二	三、一一三	新設費	(昭和元年十五年度適用分)	
六、〇三五	三、一〇三	二、四一三	二、三一九	二、〇〇四	一、九四五 移設費		
三、二〇〇	〇、七四〇	〇、七四〇	〇、七四〇	〇、七四〇	〇、四四七 撤去費		

○架空電話線路工事費單價表

同	同	銀支	同	銀他	
等		等		等	
七桂		七桂		七桂	
三五尺	四〇尺	四五尺	二六尺	二八尺	新設
同	同	同	同	本	
移設		移設		移設	
〇、九		一一、〇五		一一、〇七五	
同	同	同	同	本	
移設		移設		移設	
二六尺	二八尺	三〇尺	三二尺		撤去
同	同	同	同	本	
移設		移設		移設	
〇、七五		〇、七五		〇、七五	

前記の外昭和二年七月七日東京電燈株式會社横濱支店提出の單價を協定せるもの次の如し

移設ノ場合ハ新設及撤去ノ復舊面積ノ總和トス。

東京電燈株式會社横濱支店關係

第十九章 地下埋設物整理

○弱電流電線路協定單價適用方法

一、一 地區集計ニ依リ其處理方ヲ要求シタルモノハ其要求セン日ノ
二、一 事業上止ムヲ得スル一部分ノ工事ヲ一地區集計ニ關スル一部分ノ工事ハ集計ニ先ンシ要求シタルモノトス 雖モ當該一地區
集計ニ併算シ前項同樣ノ適用ヲナス事
三、一 工事前項一部分ノ工事ヲ除クノ外關シテハ之ヲ要求シタル日ノ單價ヲ適用スル事
四、電話ニケ 赤黒線工事單價ハ既設電柱ニ電話線ヲ添架スル工事ニ適用ス但シ腕木取付ヲ含ム

○弱電流電線路施設工事仕樣書

一、電線路施設工事方法ニ關シテハ遞信省電氣工作物規程及土發第九二一號地下埋設物其他工作物整理手續ニ準
據スヘシ
二、電線路撤去ノ場合ハ撤去材料ヲ電氣供給事業者ニ於テ引取ルヘシ
三、電線路施設工事上ヨリ生スル漏電停電等一切ノ電氣事故ハ電氣事業者ニ於テ現場ニ放棄シ置クヘカラス
四、本仕樣書ニ明記セサル事項並ニ本仕樣書記載事項ニ疑義アルトキハ當局ノ決スル處ニ從ルモノトス

○電氣工作物整理工事費單價表及適用方法(追加分)

昭和三年十月四日附土發第二七七號を以て復興局長官より東京電燈株式會社へ照會し同日附
復土發第一、九八〇號を以て右旨本市は通知を受け審査す。
次で同年十二月二十四日附復土發第二、六二一號を以て本市は復興局より右に關し同會社承諾
回答ありたる旨通知を受けたり。

第十九章 地下埋設物整理

○電柱根寄セニ伴フ改修費

工種	形狀寸法		單位	改修費(圓)
變壓器	一五キロワット以上	一個裝置	個所	七、七七
同	二個裝置		同	一三、六七
同	三個裝置		同	二八、〇二
同	一〇キロワット以上	一個裝置	同	六、七一
同	二個裝置		同	一二、〇四
同	三個裝置		同	二三、九二
同	五キロワット以上 一〇キロワット以下	各一個裝置	同	一二、八六
地支線	7/8番		同	四、七〇
同	7/10〃		同	三、七〇
同	7/12〃		同	三、二三
支線柱	7/8〃		同	一五、五一
同	7/10〃		同	一三、五八
同	7/12〃		同	一二、七二
共通支線	7/8〃		同	四、九四
同	7/10〃		同	三、七二
同	7/12〃		同	二、九五

○單價適用方法(追加分)

一、架空電線路ノ單價適用方法左記追加ス

イ電柱根寄セニ伴フ改修費單價ハ電柱根寄セノ爲メニナス變壓器、地支線、支線柱及共通支線ノ工事ニ要スル一切ノ費用トス

二、弱電流電線路ノ工事單價適用方法左記追加ス

イ電話二ケ撚赤黑線數條添架サレタル工事費ハ已ニ決定セル一條ノ單價ヲ條數ニ應シテ倍加スルモノトス

ロ鐵線二線式電話回路(二線ヲ含ム)工事ニハ既ニ決定ノ二ケ撚赤黑線單價ヲ適用スルモノトス

四、整理實施手續

土地區劃整理地區內に於ける地下埋設物其の他工作物の處理に就ては、其の整理方法等頗る錯雜せるを以て、之が實施に當り土地區劃整理事業者、地下埋設物其の他工作物の所有者、整理を要すべき主體工事施行者及費用負擔者との間に、誤解なく整然と事務を進行せしむるの要あり。仍て相當細目に渉り、處理手續、樣式等一定するの必要上、工作物の「整理實施手續」の制定を見るに至れり。

右に關して昭和二年初めに復興局に於て成案を得、昭和二年二月二十五日附復土發第二八〇號を以て復興局土木部長より本市長宛意見の照會あり。次で同年三月十一日復興局土木部に於ける打合會に本市土木局より係員出席したるが、前記照會に對し本市は同年四月十八日附を以て異議なき旨回答す。

該實施手續は昭和二年度より實施せられ六項より成り、其の內第一、第二、及第三項に於ては一地區集計整理工事に關する實施手續を、第四項は一工事毎に處理すべき整理實施手續を、第五項は屋內線及之に附帶する引込線の整理實施手續を規定せり。

今之等の規定を擧ぐれば次の如し。

尙該規定及樣式に於て本市施行區劃整理地區內は、復興局施行に準じて實施したり。

○地下埋設物其他工作物整理實施手續　（昭和二年四月一日より實施）

第一、一地區集計ニ依ル工作物ノ整理計畫ハ國及東京市施行地區ハ復興局土木部ニ於テ、橫濱市施行地區ハ橫濱市ニ於テ取扱フコト

前項ノ計畫ハ各所管別整理計畫圖（縮尺六百分ノ一）ニ工作物ノ種類、形狀寸法及員數ヲ明記シ新設、撤去及埋殺工作物ヲ夫々朱書、黑書、黃書ニテ表ハシ在來ノ儘ニシテ記入スルモノハ白書（白紙ニハ青書）ニテ記入スルコト（計畫圖ハ以下同斷）

右計畫圖ト共ニ整理費區分內譯書（第一號樣式作成スルコト

第二、復興局土木部ニ於テ取扱ヒタル一地區集計ニ依ル工作物ノ整理計畫ハ各關係事業者（復興局出張所係員及市復興事業局係員參加ノコト）ト內協定ヲ爲シタル上、復興局土木部係員同橫濱出張所係員參加ノコト）ト內協定ヲ當該地區ヲ管轄スル復興局出張所、市ノ施行地區ニ在リテハ橫濱市ニ於テ取扱ヒタル整理計畫ハ各關係事業者（復興局土木部係員同橫濱出張所係員參加ノコト）ト內協定ヲ爲シタル上、橫濱市ハ右關係圖書ヲ直ニ復興局土木部竝橫濱出張所ヘ送付スルコト

第三、一地區集計ニ依ル工作物其他ノ整理工事ニシテ國及市ニ於テ整理費ヲ負擔スヘキモノヽ、取扱ハ左ノ各號ニ依ル

一、整理施行者ハ其ノ地區每ニ補償金總額及國市負擔額ヲ查定シ整理施行者ニ非サル費用負擔者ノ同意ヲ受クルモノトス

二、大正十四年一月地下埋設物其他工作物整理手續橫濱ハ（同年十一月同上）ニ依リ事業者ト單價ヲ協定シタル工事ノ整理ニ關スル契約ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ請書ヲ徵スルニ止マルモノハ整理施行者及費用負擔者宛ノ請書別紙樣式第二號ヲ徵シ契約書ヲ作成スルモノハ在リテハ整理施行者費用負擔者及事業者ノ三者連署ノ契約書別紙樣式第三號ヲ作成スルモノトス

三、前號契約書ノ調印ハ費用負擔者ニ在リテハ成ルヘク其ノ手續ヲ簡單ニシ整理施行者ノ調印濟ノモノヲ適宜一括シテ送付ヲ受ケ調印ヲ了スルコト、シ双方調印前ニ合議ノ上決裁ヲ經ルカ如キ手數ヲ爲サヽルモノトス

四、契約ノ際着手期日ヲ明示セサル工事ニシテ其ノ全部又ハ一部ニ着手ノ必要ヲ生シタルトキハ、出張所ハ第四號樣式ニ依リ關係事業者ニ要求ヲナスヘキモノトス

五、工事ノ期日又ハ設計ノ變更ヲ要スル場合ハ工事通知シ事業者ニ在リテハ變更事由書其ノ他ノ關係圖書各貳通ヲ添附シ、工事要求者ノ承認ヲ受クルコト

六、事業者要求ヲ受ケタル工事ニ着手セントスルトキハ三日前ニ工事要求者ニ着手屆貳通ヲ提出シ、其ノ立會ヲ受クルコト

七、工事竣功シタルトキハ事業者ハ其ノ都度第五號樣式ニ依リ圖面（第一ノ計畫圖ニ準ス）添附竣功屆貳通ヲ工事要求者ニ提出スルコト

八、事業者一地區全體ニ亘リ工事完了セルトキハ一ケ月以內ニ地區一轄工事ノ竣功圖（第一ノ計畫圖ニ準ス）添附ノ上、第六號樣式ニ依ル竣功屆參通ヲ工事要求者ニ提出スルコト

九、事業者前項ノ手續ヲ了シタルトキハ費用負擔者宛ノ請求書（別紙樣式第七號ヲ整理施行者ノ出張所ニ提出スルモノトス

一〇、請求者ハ整理施行者タル出張所ニ於テ受理シ內譯書ヲ附シ附屬書類ト共ニ費用負擔者タル市又ハ國ノ出張所ニ送付スルモノトス

一一、費用負擔者タル市又ハ國ノ出張所前號ニ依リ請求書ノ送付ヲ受ケタルトキハ、費用ヲ負擔スヘキモノナリヤ否ヤヲ審査シ復興局又ハ市ノ支拂手續ニ依リ直接債主ニ支拂ヲ爲スモノトス

債主ニ對スル支拂ノ通知ハ費用負擔者之ヲ爲スモノトス

一二、整理費ニ付テハ左ノ區分ニ從ヒ補償金額(工事金額)ノ三分ノ一以内ツヽノ前金拂ヲ爲スコトヲ得但シ請書ヲ徴シタル工事ハ此ノ限ニアラス

第一回　事業者工事ニ着手シタルトキ

第二回　工事ノ進捗第一回前金拂ノ金額ニ相當スル程度ニ達シタルトキ

第四、前項ニ依ラサル本枝管及之ニ附帶スル引込線ノ整理ハ左ノ各號ニ依ル

一、大正十四年一月施工埋設物其他工作物整理手續橫濱ハ[同年十一月同上]ニ依リ事業者ト單價ヲ協定シタル工事ニシテ六箇月以内ニ着手スヘキモノニ限リ一括シテ工事契約ヲ締結スルコトヲ得ルコト

二、前號ニ依ル場合又ハ一工事毎ニ契約ヲ締結スル場合ニ於テハ事業者ニ對シ申込別紙樣式第一〇號ヲナシ事業者ヨリ契約書別紙樣式第一一號又ハ請書別紙樣式第一二號ヲ徴スルモノトス

三、工事ノ期日又ハ設計ノ變更ヲ要スル場合ハ復興局ヨリ關係圖書ヲ添付シ事業者ニ通知スルモノトス

四、事業者工事費ヲ請求セムトスルトキハ請求書別紙樣式第一三號ヲ提出スルコト

五、第三項第四號、第六號及第七號ハ本項ノ整理ニ之ヲ準用スルコト

第五、屋内線及之ニ附帶スル引込線ノ整理ハ左ノ各號ニ依ル

一、復興局出張所ニ於テハ整理ヲ要スル工事毎ニ豫メ第九號樣式ノ申請書ヲ徴シ置キ、第八號樣式ノ要求書ヲ事業者ニ送付スルモノトス

二、事業者要求ヲ受ケタル工事ヲ施行スルトキハ出來得ル限リ工費ノ節約ヲ計ルコト

三、復興局出張所ニ於テ竣功檢査ヲ行フニ當リ第二號ニ違背シタルモノアルトキハ之ヲ相當額ニ査定スルコト

四、前號ニ依リ檢査又ハ査定ヲ了シタルトキハ事業者第一三號樣式ノ請求書ヲ要求者ヘ提出スルコト但シ工事費ノ内譯書ヲ添付スルコトヲ要ス

五、第三項第六號、第七號及前項第三號ハ本項ノ整理ニ之ヲ準用スルコト

第六、竣功延長ノ單位ハ左ノ各號ニ依リ計算シ單位ニ滿タサル端數ハ四捨五入スルコト

尺ヲ以テ度ルモノハ　尺

間ヲ以テ度ルモノハ　分

メートルヲ以テ度ルモノハ　デシメートル

様式第一號

施行(一)第　地區一地區集計整理費内譯書(其一)

關係事業者

種別	金額	摘要
既設工作物ト整理工作物ト一致セル部分	圓	
過不足分(一致セサル部分)		
計		
累計スル分		
合計		

施行(一)第　地區一地區集計整理費内譯書(其二)

國市ノ負擔區分

	潰地面積(坪)	同比率(%)	金額	摘要
街路費(幹線)				
運河費				
土地整理費				
計(國負擔分)			圓	

施行（　）第　地區一地區集計整理費內譯書(其三)
既設工作物ト整理工作物ト一致セル部分

名稱	種類	形狀寸法	新設費				移設費				合計	摘要
			數量	單價	金額		數量	單價	金額			

施行（　）第　地區一地區集計整理費內譯書(其四)
過不足分(既設工作物ト一致セサル部分)

名稱	種類	形狀寸法	過剩			不足分				計	摘要
		單位	數量	單價	金額	數量	單價	金額			

施行（　）第　地區一地區集計整理費內譯書(其五)
累計スル分

工種	種類	單位	單價	數量	金額	摘要

施行（　）第　地區一地區集計整理費內譯書(其六)
工作物調書

工作物	種類	形狀寸法	單位	數量				摘要
				整理（新規）	埋殺	堰上	累計ノモノ	

（樣式第二號）

第十九章　地下埋設物整理

一金　　圓　請書

內金　　圓也　東京瓦斯電氣工業株式會社

東京瓦斯電氣工業株式會社殿

東京瓦斯電氣工業株式會社

作ノ整理工事ヲ委託セラレ候ニ付テハ地下埋設物其他工作物整理實施手續中ニ記載スル義務ヲ履行スルノ外御指示ニ基キ指定期間內ニ被命候ニ伴ヒ支障トナルヘキ別紙圖面表示個所ニ所在ノ當社所有(局課所)轄左記物件ニ關シ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其十)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其十一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其十二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其十三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其十四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其十五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其十六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其十七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其十八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其十九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二十)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二十一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二十二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二十三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二十四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二十五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二十六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二十七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二十八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二十九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其三十)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其三十一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其三十二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其三十三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其三十四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其三十五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其三十六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其三十七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其三十八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其三十九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其四十)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其四十一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其四十二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其四十三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其四十四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其四十五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其四十六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其四十七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其四十八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其四十九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其五十)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其五十一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其五十二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其五十三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其五十四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其五十五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其五十六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其五十七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其五十八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其五十九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其六十)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其六十一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其六十二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其六十三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其六十四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其六十五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其六十六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其六十七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其六十八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其六十九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其七十)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其七十一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其七十二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其七十三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其七十四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其七十五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其七十六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其七十七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其七十八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其七十九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其八十)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其八十一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其八十二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其八十三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其八十四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其八十五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其八十六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其八十七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其八十八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其八十九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其九十)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其九十一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其九十二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其九十三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其九十四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其九十五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其九十六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其九十七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其九十八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其九十九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百十)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百十一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百十二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百十三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百十四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百十五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百十六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百十七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百十八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百十九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百二十)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百二十一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百二十二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百二十三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百二十四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百二十五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百二十六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百二十七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百二十八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百二十九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百三十)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百三十一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百三十二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百三十三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百三十四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百三十五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百三十六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百三十七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百三十八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百三十九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百四十)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百四十一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百四十二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百四十三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百四十四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百四十五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百四十六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百四十七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百四十八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百四十九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百五十)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百五十一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百五十二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百五十三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百五十四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百五十五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百五十六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百五十七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百五十八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百五十九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百六十)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百六十一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百六十二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百六十三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百六十四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百六十五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百六十六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百六十七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百六十八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百六十九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百七十)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百七十一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百七十二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百七十三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百七十四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百七十五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百七十六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百七十七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百七十八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百七十九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百八十)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百八十一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百八十二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百八十三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百八十四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百八十五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百八十六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百八十七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百八十八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百八十九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百九十)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百九十一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百九十二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百九十三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百九十四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百九十五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百九十六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百九十七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百九十八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其百九十九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百十)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百十一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百十二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百十三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百十四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百十五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百十六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百十七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百十八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百十九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百二十)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百二十一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百二十二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百二十三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百二十四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百二十五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百二十六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百二十七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百二十八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百二十九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百三十)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百三十一)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百三十二)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百三十三)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百三十四)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百三十五)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百三十六)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百三十七)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百三十八)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京瓦斯電氣工業株式會社ニ於テ施行スル地區一地區集計整理費內譯書(其二百三十九)ニ記載ノ金額ヲ以テ東京

東京(横濱)都市計畫土地區劃整理施行者
復興局長官　何　某　宛
工作物整理費負擔者
東京(横濱)市長　何　某　宛
(復興局長官)　何　某　宛

整理スヘキ物件ノ表示
東京横濱(何々第何地區(何々橋)
一、瓦斯本管線(又ハ引込線屋内線)

(様式第三號)

契約書

一金　圓也　補償金額
内金　圓也　復興局負擔
金　圓也　東京(横濱)市負擔

右金額ニ依リ何々會社代表者何某ヲシテ東京(横濱)都市計畫土地區劃整理施行ニ伴フ何々工作物ニ關スル整理ヲ爲サシムル爲メ區劃整理施行者復興局長官何某ヲ甲費用負擔者東京(横濱)市長何某(及復興局長官何某ヲ)乙事業者何々會社代表者何某ヲ丙トシ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條　丙ハ別紙表示ノ位置ニ存在スル何々工作物ヲ甲ノ指示ニ遵ヒ指定期間内ニ之ヲ整理スヘシ

第二條　丙ハ甲ノ制定セル地下埋設物其他工作物整理實施手續中ニ記載セル義務ヲ履行スヘシ

第三條　工事施行又ハ設計變更ノ結果整理物件ノ種類數量等ニ付キ異動ヲ生シタルトキハ甲ハ協定單價ニ依リ補償金額ヲ增減スヘシ

第四條　第一條ノ整理ヲ終了シタルトキハ乙ハ其ノ補償金額ヲ丙ニ支拂フヘシ

右契約ノ證トシテ本證書參通ヲ作成シ當事業者各壹通ヲ保有ス

年　月　日

(様式第四號)

年　月　日

宛

(何々)工事要求書

契約書又ハ請書番號
着手年月日
竣功年月日

内譯

工事個所	名稱	種類	形狀寸法	單位	員數	處理方法	摘要

備考

本書ニハ必要ナル關係圖書ヲ添附スルコト

東京(横濱)都市計畫土地區劃整理施行者
復興局長官　何　某
費用負擔者
東京(横濱)市長　何　某
復興局長官　何　某
事業者
何々會社代表者　何　某

出張所

（様式第五號）

年　月　日

出張所　宛

工事個所	名稱	種類	形狀寸法	單位	員				數			摘要
					掘	上	埋	殺	新	規	ノ累モノ計	

竣功要求書

年月日　工事種類　竣功要求書番號　竣功要求年月日　何々工事竣功届

右及請求候也

年　月　日

住所

氏名

支出官

復興局長官　何某宛

東京横濱市長　何某宛

（様式第六號）

年　月　日

出張所　宛

工事個所	名稱	種類	形狀寸法	單位	員				數			摘要
					掘	上	埋	殺	新	規	ノ累モノ計	

種類欄ニハ一地區集計又ハ工事箇所等要求工事ノ種類ヲ記入スルモノトス

備考

（様式第七號）

竣功要求書

年月日　工事種類　竣功要求書番號　竣功要求年月日　何々工事竣功届

右及請求候也

年　月　日

住所

氏名

支出官

復興局長官　何某宛

東京横濱市長　何某宛

一金　圓

但シ何年何月何日契約ニ係ル何々工事整理費ノ内第何回分前渡金又ハ殘額トス（一地區集計ニヨル補償ノ場合ハ但シ何年何月何日契約ニ係ル何々工事整理費ノ内第何回分前渡金又ハ殘額トス）

（様式第七號）

請求書

工事個所	名稱	種類	形狀寸法	單位	員				數			摘要
					掘	上	埋	殺	新	規	ノ累モノ計	

竣功要求書番號　竣功要求年月日　工事種類　竣功届

契約書又ハ請書番號　竣功年月日　地區　整理工事竣功届

（様式第八號　甲）

土地區劃整理ニ伴ヒ下記ノ通リ工事施行ヲ要シ之カ加工整理ニ關シ所有者ノ承認ヲ得候ニ就テハ工事竣ハ當局ニ於テ負擔可致候條地下埋設物其他工作物整理實施手續了承ノ上實施相成度候也

年　月　日

横濱市水道局御中

復興局第　出張所

摘要	地主又ハ家主	現使用者	移轉豫定年月日	移轉場所	區劃整理地區	種別番號	水栓所在	給水裝置所有者
	區町丁目番地		年月日	區町丁目番地	第地區	栓第號	區町丁目番地	職業
	區町丁目番地		年月日	區町丁目番地	第地區	栓第號	區町丁目番地	職業

（様式第八號　乙）

土地區劃整理ニ伴ヒ下記ノ通リ工事施行ヲ要シ之カ加工整理ニ關シ所有者ノ承認ヲ得候ニ就テハ工事竣ハ當局ニ於テ負擔可致候條地下埋設物其他工作物整理實施手續了承ノ上實施相成度候也

瓦斯裝置移設要求書　請求第　號

年　月　日

復興局第　出張所

摘要	地主又ハ家主	現使用者	移轉豫定年月日	移轉場所	區劃整理地區	種別番號	水栓所在	給水裝置所有者
	區町丁目番地		年月日	區町丁目番地	第地區	栓第號	區町丁目番地	職業
	區町丁目番地		年月日	區町丁目番地	第地區	栓第號	區町丁目番地	職業

（様式第八號　丙）

土地區劃整理ニ伴ヒ下記ノ通リ工事施行ヲ要シ之カ加工整理ニ關シ所有者ノ承認ヲ得候ニ就テハ工事竣ハ當局ニ於テ負擔可致候條地下埋設物其他工作物整理實施手續了承ノ上實施相成度候也

電燈電熱及電動力移設工事要求書　請求第　號

年　月　日

復興局第　出張所

落成	共他	熱用	燈用	種類	家主又ハ差配	移轉豫定年月日	現在引用場所	申請者
年月日				現在口數	區町丁目番地	年月日	區町丁目番地	申請者
				移設口數				
				修理口數				

摘要

御中

電燈屋内配線露出工事ナルトキハ其ノ旨摘記スルコト

（様式第九號　甲）

摘要	家主又ハ家屋管理人	移設後供給方法	別事工設移				既設	工事別種別	移轉豫定月日	區劃整理地區	現使用者	移設使用場所	現在使用場所
			位置變更	改修	撤去	乎設	既設現在ノ儘						
	區町丁目番地		同	同	同	同	同	引込口 電燈電熱	年月日	第地區第	職業 氏名	區町丁目番地	區町丁目番地
			同	同	同	同	同	電動力		耕地換地第			
							從定	屋外燈		號ベランク第			
							從定	屋内燈		號			
							ワキツトロ	電熱 容量					
								承口					
								電動 臺數					
							又キロハワ馬ツ力ト	容量					
								臺數					

（様式第九號　乙）

（者ニ扱）

摘要	地主又ハ家主	現使用者	移轉豫定年月日	移轉場所	區劃整理地區	種別水栓	水栓所在
	區町丁目番地		年月日	區町丁目番地	第地區第 耕地換地第 號ベランク第 號	栓第 號	區町丁目番地

復興局御中

給水裝置所有者　職業　區町丁目番地

土地區劃整理ノ爲ベランク移轉ニ付下記ノ通工事施行ヲ要シ候ニ付テハ一切貴局ニ於テ御負擔ノ上實施方可然御取計被成下度然ルニ上ハ本工事及竪樋ノ整理ニ關シテハ工事施行ヲ要シ候ニ付テハ之カ後日異議申間敷候也

年　月　日

給水裝置移設工事申請書　申請第　號

瓦斯裝置移設申請書　申請第　號

土地區劃整理ノ爲ベランク移轉ニ付下記ノ通リ工事施行ヲ要シ候ニ付テハ之カ後日異議申間敷候也

年　月　日

電燈屋内配線漏出工事ナルトキハ其ノ旨摘記スルコト

（第　号　様式）

| 要　摘 | | |

（様式第一〇號）

年　月　日

宛

出張所

工事個所　何々工事申込書

着手年月日

竣功年月日

費用總額金　圓

費用負擔關係　〔全額又ハ半額補償〕

內譯

工事種類	名稱種類	形狀寸法	單位	單價	員數	金額	摘要

（様式第一一號）

契約書

一金　圓也　補償金額　〔金　圓ノ內半額補償〕

右金額ニ依リ何々會社代表者何某ヲシテ東京横濱都市計畫土地區劃整理施行ニ伴フ何々工作物ニ關スル整理ヲ爲サシムル爲メ區劃整理施行者復興局長官何某ヲ甲、事業者何々會社代表者何某ヲ乙トシ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條　乙ハ甲ノ申込書ニ依リ甲ノ指示ニ遵ヒ其ノ指定スル期間內ニ之ヲ整理スヘシ

第二條　乙ハ甲ノ制定セル地下埋設物其他工作物整理實施手續中ニ記載セル義務ヲ履行スヘシ

第三條　工事施行又ハ設計變更ノ結果整理物件ノ種類數量等ニ付キ異動ヲ生シタルトキハ甲ハ協定單價ニ依リ補償金額ヲ增減スヘシ

第四條　第一條ノ整理ヲ終了シタルトキハ甲ハ其ノ補償金額ヲ乙ニ支拂フヘシ

右契約ノ證トシテ本證書貳通ヲ作成シ當事者各壹通ヲ保有ス

年　月　日

東京横濱都市計畫土地區劃整理施行者

復興局長官　何　某

事業者

何々會社代表者　何　某

（様式第一二號）

請書

一金　圓也　補償金額　〔金　圓ノ內半額補償〕

東京横濱都市計畫土地區劃整理施行ニ伴ヒ支障トナルヘキ當社所有（局課所轄）物件ノ整理方申込相受ケ候ニ付テハ地下埋設物其他工作物整理實施手續中ニ記載スル義務ヲ履行スル外御指揮ニ基キ指定期間內ニ實施可仕仍テ請書差出候也

年　月　日

住所

氏名

東京横濱都市計畫土地區劃整理施行者

復興局長官　何　某　宛

整理スヘキ物件ノ表示

東京（横濱）何々第何地區又ハ何線何號（何々橋）

一、瓦斯本管線(又ハ引込線屋内線)
(様式第一三號)

請　求　書

一金　　圓
但シ何年何月何日契約(又ハ要求)ニ依ル何々工事整理費
右及請求候也
年　月　日

住所
氏名

支出官
復興局長官　何　某　宛

五　地下埋設物整理費豫算及其の實施

イ　整理費豫算變更の經過

大正十四年六月十日本市に於ける地下埋設物整理第一回の協議會に於て、復興局の言明したる整理計畫に要すべき市内の整理費概算は總額五百五十萬圓にして、其の内約百萬圓は各事業者に負擔せしむることゝし、百四十七萬圓は既定豫算に見積りあり、差引約三百三萬圓を國及市に於て負擔すべく、然して國市の負擔區分に付ては前述の次第なるも、本市の復興既定豫算なる街路費及土地整理費等よりは右の市負擔經費を捻出の途なく、然も之等の整理は復興事業の遂行上に實に緊密なる連繫を有し、必要缺くべからざるものなりき。

仍て國庫に於て確實なる支出方法を講ぜらるゝ樣政府當局の諒解を得る爲、或は口頭を以て或は文書を以て幾度か愼重交涉を重ね格段の努力を拂ひたり。

其の結果、漸く本市復興豫算の内土地整理費に於て總額三百萬圓(内地下埋設物整理費一、一九三、七九二圓)の豫算追加を得たり。これ本市復興事業遂行上に至大の効果を與へたるものといふべく、復興誌上實に特筆に價すべき事項なり

而して整理豫算に就ては幾度か變更あり即ち先づ最初に復興局に於て百四十七萬圓を見積りたるも其の後國の分として二、八六八、八四三圓、市の分として九九八、二九六圓、國市合計三、八六七、一三九圓を計上し、次に國の分二、二三八、〇〇〇圓、市の分一、五八五、〇〇〇圓、國市合計三、八二三、〇〇〇圓となり、次で大正十五年七月復興局調査に依る更正所要額概算は國市合計四百三十七萬七千圓にして内國に於ける所要額は三百二十七萬圓にして市に於けるものは百十萬七千圓なり。

右更正所要額の算出方法等を説明すれば次の如し。

更正所要額算出方法

一、更正理由

本整理費ニシテ前所要額算出方法ハ專ラ縮尺六百分ノ一地下埋設物其他工作物現況調査圖ヲ基礎トシ埋設物共他工作物整理方針ニ則リ各數量ヲ測定ス。尚私有管線ニ對シテハ移轉係調査ニ依ル「バラック」棟數ノ内其七割方移設スルモノトシテ計上セルモ、實施ノ結果「バラック」移轉ニシテ埋設物其他工作物移設ニ伴ハサルモノ續出シ、從來移設或ハ撤去ヲナシ得ル豫想ノモノニシテ埋殺スル等事業進捗上已ムヲ得サル場合多ク且ツ私有管線路處理ニ於テモ最近調査ニ依ルニ移轉工法別ニシテ多少思ヒ半ハノモノモコレアルヘク想像セラル。從ツテ移設數ニ於テモ相當增加ヲ來シ移設ノ割合九割ト訂正セラレタルニ基キ相當ノ增額ヲ要シ且ツ又國市負擔

割合ヲシテ更正スルノ必要ヲ生シタルガ故ニ新ニ更正算出セルモノナリ。

即チ國ニ於ケル前所要額二、二三八、〇〇〇圓ノ處前記理由ニヨリ三、二七〇、〇〇〇圓トナリ、市ニ於ケル分ハ前所要額一、五八五、〇〇〇圓ノ處今回ハ一、一〇七、〇〇〇圓ニ減額シ、國市合計ニ於テハ前所要額三、八二三、〇〇〇圓ノ處今回ハ四、三七七、〇〇〇圓ニ增額ス。

二、國市負擔割合及費目別費用算出概要

(イ)本枝管線路整理費

幹線街路敷補助線街路敷及運河敷內ノ工作物ヲ調ヘ其整理費ヲ算出シ他ノ區域ヲ土地整理費トシテ算出シ此ノ土地整理費ヲ復興局建築部調査潰地ノ割合ニヨリ、其三割一分六厘ヲ土地整理費ニ殘シ他ノ六割九分四厘ヲ幹線及補助線街路及運河費ニ繰入レ、之ヲ尙潰地ノ比ニヨリ、各費目ニ配分セリ。而シテ遞信省其他官廳所管電信電話線路ハ幹線街路及補助線街路ノモノト街路費其他ノモノヲ土地整理費ニ計上シ運河費ト併セテ國ノ分ニ計上セリ。其他ノ市會社有ノ本枝管線路ノ幹線街路費、運河費及土地整理費中國施行六ケ地區(一、二、三、四、五、一三)分ヲ國ノ分トシ右以外ノ補助線街路及土地整理費中國施行七ケ地區(六、七、八、九、一〇、一一、一二)分ヲ市ノ分トシ計上セリ。

(ロ)私有管線路整理費

所管別屋內線整理費ヲ各建築部調査ノ潰地面積ノ比ニ配分シ遞信省其他官廳ノ電話機整理費ト幹線街路費及補助線街路費ノ該當ノモノヲ街路費、其他ノモノヲ土地整理費及運河費ニ計上シ國負擔ノ分トセリ。

其他市及會社所管ノモノハ幹線街路費運河費及土地整理費中國施行六ケ地區分ヲ國トシ右以外ノ補助線街路費及土地整理費中ノ市施行七ケ地區分ヲ市負擔トセリ。

右豫算も其の後次の如く夫々變更ありたり。

即ち先づ前述地下埋設物整理費本市負擔經費として百十九萬三千餘圓と其の他を合せ總額三百萬圓の復興豫算追加を得たる經緯の內本整理費關係を述ぶれば次の如し。

大正十五年六月十日(復興局長官宛第一、五八八號本市より復興局へ提出せる復興事業費豫算不足見込額の內地下埋設物費關係は次の如し。

	總額	內地下埋設物整理費不足額	其の他不足額
	圓	圓	圓
一、街路費不足額	二、九三四、三八九	六二八、二八二	二、三〇六、一〇七
二、土地整理費不足額	三、三一七、一〇七	一、一二八、八〇〇	二、一八八、三〇七
計	六、二五一、四九六	一、七五七、〇八二	四、四九四、四一四

國執行事業費より支出せらるべき補償費見込額

一、本市水道事業費に對する補償費	一、三二九、七四二	
二、本市瓦斯事業費に對する補償費	四四七、七五〇	
三、本市電氣事業費に對する補償費	二、三二七、四三四	
計	四、一〇四、九二六	

以上の外電氣軌道敷設の街路關係に於て民間會社に屬する電柱等地下埋設物整理費を國庫より支出せらるべき分一九〇、七八〇圓

之等整理費豫算の算定に付ては當時參考とすべき調査資料なく、概算にも困難の情態なりしが先づ根本として、補償の大體方針を定め各工作物に付箇々に調査せり。

本市施行復興事業の內街路事業費及土地區劃整理事業費最初の不足合計額は前記の通り六百二十五萬餘圓を生ずる見込の處復興局の査定を受け此の不足額を三百萬圓に止めて追加すべき旨通牒あり、(大正十五年十一月二日官計收第四二四號の一)本市に於ては之が變更の計畫を樹て街

路費に於ては地下埋設物整理費を三八六、七〇〇圓とし、其の他用地及補償費と合計七六九、二四八圓を增額することゝし、之は他の復興事業たる道路橋梁費及河川費より流用す。次に土地區劃整理費に於ては地下埋設物整理費は一、一九三、七九二圓とし、其の他同事業中の道路下水費、等を合せて三百萬圓を不足額とし漸く豫算の追加を得たるなり。

右地下埋設物整理費豫算の內譯は次の如し。

一、本市街路費(補助線)負擔地下埋設物整理費豫算

總額參拾八萬六千七百圓

內譯

一三四、四九七圓	國施行區整地區內街路費負擔
五〇、〇九三	市施行區整地區內　同
二〇二、一一〇	區劃整理地區外　同

(イ)國施行區整地區內街路費負擔地下埋設物整理費

金拾參萬四千四百九拾七圓

內譯

名稱	豫算額	名稱	豫算額
水道管整理費	九三、七七五圓	其の他諸會社關係整理費	二、七七〇圓
瓦斯管整理費	四、七四六	計	一三四、四九七
東京電燈電柱整理費	三三、二〇六		

(ロ)市施行地區內街路費負擔地下埋設物整理費

金五萬九拾參圓

內譯

地區別	路線番號	豫算額	地區別	路線番號	豫算額
七	一五	二九、三五〇圓	一一	二二	一〇、五五八圓
一一	一八	一〇、一八五	計		五〇、〇九三

(ハ)區劃整理地區外地下埋設物整理費

金貳拾萬貳千百拾圓

內譯

路線番號	水道管整理費	瓦斯管整理費	東京電燈電柱整理費	其他	計
一三	九〇、五四三圓	四五、八四四圓	二一、二二六圓	—圓	一五七、六一三圓
一四	一一六、三二四	五〇、〇五六	一六、三二〇	—	一八二、七〇〇
一五	一七、三五七	一三、二七八	一、二〇〇	—	三一、八三五
一六	三一、四一四	六、三一九	四、八〇〇	一、三四〇	四三、八七三
一七	二四、五〇五	一九、九七二	七、〇六八	—	五一、五四五
一八	一一、七一一	一二、六六五	一、九二〇	—	二六、二九六
二〇	三三、六九二	二一、九九三	六、四八〇	四〇〇	六二、五六五
二一	一九、二五四	一六、六二九	三、八四〇	—	三九、七二三
二二	五、二〇〇	三、〇九四	一、八八六	—	一〇、一八〇
計	三五〇、〇〇〇	一八九、八五〇	六四、七四〇	一、七四〇	六〇六、三三〇

總整理費金六拾萬六千參百參拾圓ノ三分ノ一即チ金貳拾萬貳千百拾圓ヲ見込ム。

二、本市土地整理費負擔地下埋設物整理費豫算

總額百拾九萬參千七百九拾貳圓

種別	金額	種別	金額
內譯			
水道管	二〇五、九七七圓	引込線（電燈、電力水道、瓦斯）	三五七、八七四圓
瓦斯管	八二、三九〇		
電氣局	四三、七三〇	市下水管	四二三、〇三六
東京電燈	八〇、七八五	計	一、一九三、七九二

○市施行地下埋設物整理費豫算總括

次に本市內に於ける市施行及國施行の地下埋設物整理費として、豫算に計上せられたるものを總括すれば左記の如く四百拾四萬八千餘圓なり。

市施行		三八六、七〇〇圓
街路費中	地下埋設物整理費	一、一九三、七九二
補償費中	同	一、五八〇、四九二
土地整理費補償費中	同	二、五六七、五四二（次頁內譯の通）
計		
國施行	地下埋設物整理費	

合計		四、一四八、〇三四

尙右の外市執行事業の區劃整理地區外に於て街路事業を除きたる道路及橋梁、河川、下水、公園等の復興及復舊事業の地下埋設物其の他工作物の移轉整理費に付ては、街路費及土地整理費の如く特に補償費として地下埋設物整理費の豫算計上なきも、各工事費中より之を支辨す。

而して本市內に於ける整理費の復興局施行の豫算は前述の如く當初二、八六八、八四三圓にして其の後數回變更したるが區劃整理其の他計畫の進捗に伴ひ、結局四拾九萬餘圓を減額し昭和二年五月末左記の通變更したり。

○國施行橫濱地下埋設物整理費豫算內譯

費目	既定豫算額	變更豫算額	差引減額△印ハ增額
街路費內地下埋設物整理費	二、八六八、八四三圓	一、七四三、四三〇圓	四九一、三一三圓
土地整理費　同	五九〇、〇〇〇	六八〇、一一二	△九〇、一一二
運河費　同	一二七、〇〇〇	一七、〇〇〇	八二、九〇〇
公園費　同	四四、一〇〇	一七、〇〇〇	△一七、〇〇〇
計	二、八六八、八四三	二、五六七、五四二	三〇一、三〇一

右變更豫算の工種別內譯

工種別		金額	工種別		金額
街路地下埋設物整理費		四三四、三八七圓	土地整理費	同	八八、一六三圓
遞信省電線路	第十九章　地下埋設物整理	三九九	運河費	同	八、九二七圓
			公園費	同	一圓
			計		五三一、四七七圓

	神奈川縣警察電話	小計（會廳）	本市水道局水道營	本市瓦斯局瓦斯營	本市電氣局軌道	小計（公共團體）	東京電燈電線路	其ノ他諸會社	小計（會社）	合計
地區集計 瓦水電	五四、四三九	四八八、八二六	三二一、〇八二	九六、五一三	五八〇、〇〇〇	九九七、五九五	二一一、九八四	三五、〇二五	二五七、〇〇九	一七四三、四三〇
地區集計 斯道燈	二二二、二九八	一一〇、四六一	三〇六、九四五	七六、七九〇	一	一八五、九二六	一七五、四四八	一〇、四六八	一九五、九二六	六八〇、一一二
屋內ノ整理設備 瓦水電	二二、三五八	一一二、二五	六七、八九一	八、四一一	一	三四、三七〇	三五、〇一三	四、三七〇	三九、三八三	二七、〇〇〇
屋內ノ整理設備 斯道燈	一七、〇〇〇	一	一七、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一七、〇〇〇
應急工事支障 瓦水電	七九、〇九五	六一〇、五七二	一七二、九一八	一七二、九四四	五八〇、〇〇〇	一、四七四、六六二	四三二、四四五	四九八、六六三	四八二、三〇八	二、五六七、五四二
應急工事支障 斯道燈	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
電車軌道 市	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
電車軌道 電	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
土地整理費	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
補助線街路費	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
河川費	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

□　整理費の支出額

本市内整理工事實施の結果國及市に於て補償費として地下埋設物整理費より支出せるは次の如し。

一、市の負擔（左記內譯の通）

		圓
（イ）市施行區整地區內		五一四、九一二、三三
（ロ）市施行區整地區外		二三、四六四、三〇
（ハ）國施行區整地區內		四四四、五六、五三
計		五八二、八三三、一六

二、國の負擔（左記內譯の通）

	圓
合計	一、八〇三、九一一、四二

備考　右の外尙本市施工の土地區劃整理、街路事業費以外の復興復舊事業費工事費より支出せる整理費あり。

一、市の負擔

（イ）區劃整理施行地區內地下埋設物整理補償費支出精算額內譯表（昭和六年七月調）

第十九章　地下埋設物整理	土地整理費	補助線街路費	河川費	計
工事費	圓	圓	圓	圓
應急整理ノ支障 瓦水電	二五、三五五	三三、三五〇	一	五八、九〇五
應急整理ノ支障 斯道燈	一四、八〇〇	一	一	一四、八〇〇
電車軌道 市	一	一	一	一
電車軌道 電	一	一	一	一
計	一	一	一	一
屋內ノ整理設備 瓦水電	一	一	一	一
屋內ノ整理設備 斯道燈	一	一	一	一
地區集計 瓦水電	一	一	一	一
地區集計 斯道燈	一	一	一	一
計	一	一	一	一

（ロ）

地下埋設物整理補償費支出精算内訳表

（昭和六年六月調）

路線番號	街路事業地下埋設物整理補償費支出精算内訳表（昭和六年六月調）	總計	計	市營瓦斯水道	市營瓦斯電燈	東京電燈會社	計	電氣鐵道	瓦斯	水道	電燈	電力
一三	御成橋通	一、五六二、四二七	一、五六二、四二七	九八三、三〇	一	一、五六二、四二七						
一四	同	七、五四五、五二	四、四四二、八三	一九七、三八	一	四、四四二、八三	二、一〇一、〇六	三、七二四、五六	八〇二、一一	九〇五、七五	三、〇五五、二七	一、四〇四、九二
一五	同	八〇二、一一	鐵道省			鐵道省						
一六	御成橋通	九〇五、七五	七八四、一六	一一六、七五		七八四、一六						
一七	同	三、〇五五、二七	九六四、六九	九七八、六三		九六四、六九						
一八	御成橋通	一、四〇四、九二	二一一、四一	六二四、三〇		二一一、四一						
一八	御成橋通	三二九、〇七	三二九、〇七			三二九、〇七						
一八	御成橋通	九九四	九九、六四									
一八	御成橋通	一、四三二、三〇	一、四三二、三〇			一、四三二、三〇						
一八	御成橋通	四一、五一	四一、五一			四一、五一						
一八	御成橋通	八八、三一	八八、三一			八八、三一						
一八	御成橋通	八〇五、一九	八〇五、一九			八〇五、一九						
一八	御成橋通	一、四八六、〇〇	一、四八六、〇〇			一、四八六、〇〇

假本整理	一計	地下埋設物整理
一五	一五	
二一	二一	
四二	四二	
五四	五四	
計	計	
一、三五、一	一、三五、一	
一、五六、六一	一、五六、六一	四〇四
九、五七、二八	九、五七、二八	

二、國負擔橫濱地下埋設物整理費支出額調

本市瓦斯局	本共神遞省	市ノ奈川信縣	水他川信縣	道官廳	局廳	事業者別	支出額
一七四、七二〇、六五	三五九、八三一、四	三五、八二九、〇五	二三二、〇三一、三八			計	
						共橫東本京市	三五九、八三一、四
						他瀨燈電氣局	二三二、〇三一、三八
						諸會支株式會社店社	三五、八二九、〇五

○電車軌道の移設整理

國執行の復興工事施行に當り、電車軌道の移設整理を要したる場合、本市電氣局は復興局より全額又は其の程度に應じたる補償を受けたり。今市内に於ける電車軌道竝に其の附屬工作物の整理箇所及其の補償額を掲ぐれば次の如し。

事業者別	支出額
計	一、八〇三、九二一、四二
共橫東本京市	五三三、五〇四、四
他瀨燈電氣局	三二五、一〇六、二七
諸會支株式會社店社	四九九、九二一、四二

○橫濱市電車軌道竝其の附屬工作物整理箇所及補償額調

整理箇所	延長	整理工事總額	補償費支出額	備考
栴ヶ枝町、阪東橋間	一、五八一、米六一	七七、四三八、三一〇	同　上	

○橫濱市電車軌道竝其の附屬工作物整理箇所及其の補償額を掲ぐれば次の如し。

整理箇所	總計	本市瓦斯局	本共神遞省	市ノ奈川信縣	水他川信縣	道官廳	局廳	事業者別	支出額
高島町、舊横濱驛間	五七六、〇〇	五七、九五八、一八五						計	一、五〇九、五一三
稅關附近	三〇〇、〇〇	一九、五三三、六三二						共橫東本京市	四九、五二一、一六〇
鹽田附近	二一八、二〇	一六、八〇七、二二九						他瀨燈電氣局	五二〇、〇〇〇、〇〇〇
櫻道下、千代崎町間		一三一、二八九、〇三四						諸會支株式會社店社	五二八、四四六、〇二五
駿河橋、南五ッ目間	一五六、三六	二二、三二九、七八〇							
弘明寺終點附近	五四九、二〇	三八、六〇〇、〇七四							
官前附近	四〇〇、〇〇	二五、八九八、七六六							
坐面附近	四〇〇、〇〇	二六、二七〇、四九九							
電車道附近		二八、五三八、〇四四							
同　耳刀（番地）	二五四、五四	八、三二二、八五一							
同　假線（通）	五四、五四	二、六二〇、八四四							
同　橋、霞町間	一、三八八、五四	八二、八六八、七七七							

外に弘明寺終點附近假移設費に於て一、〇九四、八五四圓其の他に於て二四〇五圓の補償を受けたり。

外ニ分岐線及渉線ノ移設ヲ含ム	外ニ渉線ノ移設ヲ含ム	外ニ分岐線移設ヲ含ム	外ニ分岐線及渉線ノ移設ヲ含ム

六　道路占用

橫濱都市計畫事業として施行すべき土地區劃整理施行地區内及街路敷地内に於ける工作物の新築、改築其の他施行に關しては、都市計畫法施行令第十一條及耕地整理法第二十九條に依り、地方長官の許可を受けざれば之等に關する損害補償を請求することを得ざるを以て、次に掲ぐる奈川縣告示第二百九十一號に依り知事に對し施行の許可を申請することを要すべく、縣は之に對し支障の有無を復興事業執行者たる復興局長官(横濱出張所々管及本市長(土木局所管)へ照會し以て

復興事業との連絡を計れり。

○神奈川縣告示第二百九十一號

都市計畫施行令第十一條及耕地整理法第二十九條ノ規定ニ依リ橫濱都市計畫事業トシテ施行スヘキ街路敷地及土地區劃整理施行地區內ニ於テ工作物ヲ新築改築增築大修繕若ハ物件ノ附加增置ヲ爲シ又ハ形質ヲ變更セムトスル者ハ左記ノ樣式ニ準據シタル書類ニ出願地附近ノ見取圖及工作物ノ平面圖ヲ添付シタル願書正副貳通ヲ橫濱市役所ヲ經由シ當廳ニ提出スヘシ

大正十三年八月八日

神奈川縣知事　清野長太郎

（樣式）

橫濱都市計畫街路敷地區內（土地區劃整理施行地區內）工作物ノ新築、改築、大修繕又ハ土地ノ形質變更願

工作物ノ位置	橫濱市	町字	丁目　番地（土地區劃整理施行地區第　地區）
工作物ノ構造種別及用途	構造格別　用途		
工作物ノ坪數	一階　坪　合　勺 二階　坪　合　勺		
工作物ノ建設費	建設費總額金　圓	延坪　坪當金　圓	
工事ノ着手及竣功豫定期日	着手　大正　年　月　日 竣功　大正　年　月　日		
工作物ノ構造概要	設計仕樣 軒高　基礎 軸部 小屋組及屋根葺材料 內外壁 床 天井 特殊工作物		

右ノ通橫濱都市計畫街路土地區劃整理施行地區內ニ於テ新築改築、、、致度候ニ付御許可相成度別紙圖面相添ヘ此段及申請候也

神奈川縣知事　殿

住所
出願者
住所　土地所有者
住所　土地管理者

尙土地區劃整理地區內に於ける工作物の築造に關しては、前記縣告示と同日の大正十三年八月八日縣內務部長より本市長宛左の通り通牒ありたり。

○十三土收第二七三九號

大正十三年八月八日

神奈川縣內務部長

橫濱市長　殿

土地區劃整理地區內ニ於ケル工作物ノ築造ニ關スル件

本年七月二十三日內閣ノ認可告示ニ係ル橫濱都市計畫土地區劃整理施行地區內ニ於テ工作物ヲ新築改築增築大修繕若クハ除却シ土地ノ形質ヲ變更シ又ハ物件ノ附加增置ヲ爲サントスル場合ハ都市計畫法施行令第十一條及耕地整理法第二十九條ノ規定ニヨリ知事ノ許可ヲ要スヘク其手續ヲ履行セサルモノハ原狀回復ヲ命セラレ或ハ損害補償ヲ請求シ得サル次第ニ有之候處左記ノ如キ土地區劃整理施行上重大ナル障害トナル虞アルモノハ已ムヲ得サル場合ヲ除ク外許可セラレサルモ其他ノモノニアリテハ可成許可セラルヘキ見込ニ有之候條爾今工事ニ着手セントスルモノハ勿論右內閣ノ認可告示後既ニ工事ニ着手シタル者ト雖此際相當手續ヲ履行シ後日損害

補償ノ請求モ遺憾ナキ様一般ニ周知方御取計相成度此段依命及通牒候也
追テ本願受領シタルトキハ直ニ進達方御取計相成度候

記

一、左ニ掲クル建築物ノ新築、改築、増築又ハ大修繕
イ　煉瓦造、石造、鉄骨造又ハコンクリート造ノ建築物
ロ　延坪合計五拾坪ヲ超ユル建物
ハ　建築費延坪々當リ平均單價百貳拾圓ヲ超ユル建物
二、横濱都市計畫事業幹線街路補助線街路及運河ノ新設又ハ改修ニ要スル土地ノ境域内ニ於テ爲スモノ
三、前各號ニ掲クル場合ヲ除クノ外著シク移轉ノ困難ナル又ハ移轉ニ付著シキ費用ヲ要スル物件ノ附加増置

以　上

右通牒ノ内
已ムヲ得サル場合トハ左ノ如シ
學校、病院、教會、寺院、社會施設、瓦斯事業又ハ電氣事業ノ用ニ供スル建築物ノ新築、改築、増築若クハ大修繕又ハ物件ノ附加増置ニシテ横濱都市計畫事業幹線街路補助線街路及運河ノ新設又ハ改修ニ要スル土地ノ境域内ニ於テセサルモノ

工作物新築増築願取扱方内議

一、地區内ノ議定街路敷地上ノ工作物ノ新築増築等ハ街路實施設計完了ノモノニ對シテハ許可セサル方針ヲ爲サシム
一、地下埋設物ニシテ重大ナルモノハ出願ノ手續ヲ爲サシム
一、議定街路ニ關係アルモノハ總テ國ニ合議ス
右ノ通リ決定ス

大正十三年九月四日

復興局横濱出張所
市　土　木　局

而して國施行に係る街路、橋梁及運河工事に伴ひ地下埋設物其の他工作物の整理を要するものは其の工事地區内に於ける在來道路占用の許可又は承認に關する管理實務を工事施行の都合上便宜復興局に於て取扱ふべきことゝせり。即ち同局は先づ東京市と大正十三年十二月十八日其協定を遂げ、次で右に關する取扱手續に付協議し大正十四年七月十三日「道路占用竝工事施行に關する手續」を左記の通り協定せり。

右に關し本市との間には大正十五年十二月協議し左記東京市との協定に準據することゝなれり。

即チ本手續各項中
東京市又ハ東京市長トアルヲ横濱市又ハ横濱市長トシ復興局土木部トアルヲ復興局横濱出張所（工事課）トシ
東京市道路局トアルヲ總テ横濱市土木局トシテ適用スルコト

○道路占用竝工事施行ニ關スル取扱手續（本市ニ於テハ昭和二年初ヨリ實施）

復興局街路橋梁及運河工事ニ關係アル既設道路ニ於ケル地下埋設物其他街路工作物ノ道路占用其他ニ關シテハ左ノ方針ニ依リ取扱フモノトス

一、復興局ニ於テ執行スヘキ街路、橋梁又ハ運河工事地域竝ニ之ニ伴フ占用工作物ノ整理作業上工事地域及工事附帶地域ハ復興局ニ於テ之ヲ決定シ工事施行期日ト共ニ豫メ東京市ニ通知スルコト（地域ヲ明示スル爲通常三千分ノ一圖ヲ添付ス）

二、工事期間中前項地域内ノ一般道路ノ整理及占用工作物ニ關スル工事ノ監督ハ復興局ニ於テ之ヲ行フコト

三、工作物整理ノ爲ニスル道路占用ニ關スル東京市長宛申請書ハ各申請者ヨリ直接復興局土木部ニ提出セシムルコト

四、復興局土木部ニ於テ申請書ヲ受付ケタルトキハ別途東京市ト打合セタル方針ニ依リ之ヲ審査シ許否ニ關スル意見ヲ附シ敏速東京市ニ送付スルコト

五、東京市ニ於テハ前項ノ意見ニ基キ許否ノ指令ヲ爲スノ手續ヲ採リ指令書ハ復興局土木部ニ送付セラルヽコト

六、復興局土木部ニ於テハ直ニ右指令書ヲ各申請者ニ交付スルコト

七、占用工作物整理完了シタルトキハ當該街路又ハ橋梁工事、竣功ノ後工作物ノ種類構造大小及位置ヲ明示セル圖面ヲ添付シ必要ノ書類ヲ東京市ニ引繼クコト

八、占用工作物ノ堀鑿工事ヲ施行シタルトキハ其ノ竣功後十日以內ニ道路補修費徵收上必要ノ證據書類ヲ復興局ヨリ東京市ニ送付スルコト

堀鑿殘土ハ復興局ニ於テ之ヲ處理スルコト

目次

第一章　道路占用手續ニ關スル件
第二章　占用位置ニ關スル件
第三章　工事施行上一般ニ關スル件
第四章　工事施行方法ニ關スル件
第五章　堀鑿工事施行方法ニ關スル件
第六章　跡埋工事施行方法ニ關スル件
第七章　路面補修復舊竝同費負擔ニ關スル件
第八章　橋梁添架ニ關スル件

（附）道路法第二十八條第一項ノ規定ニ依ル占用ノ許可又ハ承認ニ關スル件（大正九年七月一日內務省訓令第一一號）

第一章　道路占用手續ニ關スル件

第一、復興局ニ於テ執行スヘキ各工事地域竝ニ之ニ伴フ占用工作物整理作業上工事地域、工事附帶地域及施行期日ハ復興局各出張所ニ於テ之ヲ定メ六百分ノ一平面圖及縱斷面圖（必要ニ應シテ橫斷面圖）ニ工事作業地域ヲ三千分ノ一圖ニ工事附帶地域ヲ明記シ復興局土木部ニ提出スルモノトス

第二、復興局土木部ハ前項提出ニ依ル三千分ノ一圖ヲ東京府知事及ヒ東京市長ニ又三千分ノ一及六百分ノ一圖ヲ各關係者ニ送付スルモノトス

第三、占用工作物ノ位置ニ關スル事務ハ復興局土木部（工務課）ニ於テ行フモノトス

第四、工事作業地域ニ於ケル占用工事工程期日ニ關スル事務ハ左ノ主管ニ依リ行フモノトス

道路關係　復興局土木部（道路課）
橋梁關係　關係復興局出張所
運河關係　關係復興局出張所

第五、工事期間中ニ於ケル工事作業地域內ノ一般道路ノ整理及占用工作物ニ關スル工事ノ監督ハ復興局出張所ニ於テ之ヲ行フモノトス

第六、道路占用ニ關スル照會及申請ハ復興局土木部ヲ經由シ提出スルモノトス

第七、前項照會又ハ申請アリタルトキハ復興局土木部（工務課）ハ意見ヲ附シ東京府知事或ハ東京市長ニ送付スルモノトス

第八、前項ノ照會及申請ニ對スル回答及ヒ指令ハ復興局土木部ヲ經由シ照會者及申請者ニ送付スルモノトス

第九、復興局土木部（工務課）ハ照會又ハ申請ニ係ル關係書類ニ前項ノ回答又ハ指令ノ寫ヲ添付シ各關係復興局出張所ヘ送付スルモノトス

第十、復興局出張所ハ工事着手屆（第二章第四、參照）工事竣功屆（第二章第四、參照）及堀鑿屆（第二章第六、參照）ヲ受理シタルトキハ直ニ關係東京市道路局出張所ニ通知シ立會及檢査ヲ行フモノトス

第十一、復興局出張所ハ工事施行者カ設計變更ヲ屆出（通知）テタルトキハ重要ナラサルモノニ限リ出張所ニ於テ處理スルモノトス

但シ之ニ伴ヒ工事施工者ヨリ提出セル關係書類（第二章第五、參照）ハ審査ノ上復興局土木部ニ提出スルモノトス

第十二、復興局出張所ハ占用工事竣功後工事施工者ヨリ提出シタル竣功書類ヲ審査ノ上關係書類ト共ニ之ヲ復興局土木部ニ送付スルモノトス

第十三、復興局出張所ハ工事竣功後五日以內ニ工事竣功屆（乙號）ヲ東京市道路局ニ道路補修費徵收證據書類トシテ

送付スルモノトス

第十四、復興局土木部(工務課)ハ占用工作物整理完了後其ノ占用位置ヲ明示セル圖面作成ノ上東京市(道路局)ニ引繼クモノトス

但シ路線別竣功原圖作成ハ復興局出張所ニ於テ行フ

第十五、復興局出張所ハ其ノ工事ニ伴ヒ障碍トナル工作物ノ移轉、新設、撤去ヲ關係占用者ヘ照會方復興局土木部ニ請求スル場合ニハ其ノ障碍地域或ハ新設希望位置ヲ記入セル圖面ヲ添付スルモノトス

第十六、復興局出張所ハ占用工事ニヨリ殘土ヲ生スル場合ハ其ノ處理方法ヲ指定スルモノトス

第十七、復興局出張所ハ工事作業地域內ニ於テ正式手續ヲ經サル占用工事ヲ監視スルモノトス

第二章　占用手續ニ關スル件

第一、地上地下工作物ノ爲道路占用ニ關スル申請、照會、通知書ニハ工事仕樣書、平面圖及縱斷面圖又ハ構造圖ヲ添付シ該圖書ニハ左記要件ヲ具備スヘキモノトス

一、仕樣書ニ記載スヘキ事項

工作物ノ種類(地下管線路ニ在リテハ其ノ口徑及本支線ヲ區分ス)

工作物ノ構造單純ナルモノハ之ヲ略スルコトヲ得)

占用位置(何區何町何番地先又ハ自何區何町何番地至何町何番地)及其ノ延長(延長ハ管線路ニ限ル)

堀鑿幅員

工事着手竣功豫定期日

二、平面圖(埋設物ハ縮尺六百分ノ一以上其ノ他ノ工作物ハ適宜トス)

(イ)地下管線路ハ側溝ノ宅地側若ハ街路渠ノ歩道側ヨリ又側溝街渠ナキ個所ハ附近ノ固定構造物ヨリ管線ノ中心迄ノ枝距ヲ三十間毎ニ記入シ、尙既設工作物ト交叉スル個所管線路ノ屈曲及接續口徑ノ異ナル個所等ハ特ニ明細ニシ道路ノ辻角又ハ屈曲部ニ相當スル個所ハ地名地番ヲ附記ス

(ロ)地下管線路以外ノ工作物ハ前號ニ準シ其ノ位置竝隣接スル既設工作物ノ關係ヲ明示ス

(ハ)鋪裝道路ノ堀鑿ヲ要スル個所ハ符合又ハ註記ヲ以テ容易ニ識別シ得ル如クス

(ニ)工作物ノ位置ニシテ規定又ハ協定ノ要求ニ合シ得サルモノハ其ノ理由ヲ圖上ニ註記ス

三、縱斷面圖(主トシテ埋設物ノ爲ニ要スルモノニシテ縮尺ハ橫六百分ノ一縱百分ノ一トス)

(イ)起點ヨリ終點ニ至ル管線路等ノ延長及路面高、計畫高、上背高ヲ東京市ノ水準基標ニ依リ計算シ特ニ土被リ厚ヲ記入シ、尙既設工作物ト交叉スル箇所アルトキハ其理由及必要ナル防護處置ヲ註記ス

(ロ)埋設物ノ土被リ規定ノ厚ニ達セサル個所アルトキハ之ヲ明示ス

四、構造圖(主トシテ地上工作物及埋設物附屬工作物ノ爲ニ要スルモノトス)

適當ナル縮尺ト圖式ニ依リ其ノ構造ヲ明示シ特ニ占用上所要ノ寸法ヲ記入ス、但建柱類等其構造單純且慣用ノモノニ在リテハ本圖ヲ要セス、又豫メ構造樣式ヲ定メ道路局ノ同意ヲ得タルモノハ仕樣書ニ其ノ旨ヲ記入シ之ヲ省略スルコトヲ得

第二、前條書類ノ所要部數ハ左ノ通リ定ム

一、占用地域カ復興局一出張所管內ニ在ルモノハ正副二通及市ニ二通

二、占用地域カ復興局二出張所所管以上ニ跨ルモノハ前項ノ部數ニ其ノ增加所管數ニ應スル副書數ヲ增加ス

第三、道路下ニ於ケル管線ノ口徑三吋未滿ノ各戶引込線ノ新設、改築、撤去ニハ第一、第二ノ手續ヲ省略シ工事着手屆(通知)ノ手續ノミニ依ルモノトス、該屆(通知)書ニハ工作物ノ種類管線ノ口徑、占用位置、延長、堀鑿幅、深サ及工事竣施期日ヲ記入シ鋪裝道路ニ在リテハ關係位置ノ略圖ヲ添付ス

第四、工事ノ着手竣功及工事中一部ノ設計變更ニ關シテハ左記ノ手續ヲ爲スモノトス

一、工事着手屆(通知)ハ別紙樣式ニヨリ工事實施三日前復興局出張所宛二通ヲ提出ス

但シ第三ニ依ル小引込線ノモノハ同樣一通ヲ提出ス

二、工事竣功ノ上ハ復興局出張所員竝ニ東京市道路局(道路課出張所)員ノ立會檢査ヲ受ケタル後復興局出張所宛別紙樣式ニヨル工事竣功屆(通知)甲乙各一通ヲ提出ス

甲號記號指令番號

大正十年　月　日

復興局東京第　出張所　御中

（案手ト同帶號ナル事）

工事施行監督者氏名

工事施行者名

東京市　區　町　番地

工事個所	工種	案手期日	竣功期日	延長	幅員	深	面積	摘要

路線番號　號第　區間　左右側

工事ニ關スル竣功屆

一、工事中共ノ設計ニ變更ノ必要ヲ生シタルトキハ變更部分ヲ明示セル略圖一通ヲ添ヘ變メ復興局出張所ニ對シ左ノ四、通知事項ニ基因スル地下埋設物小引込線ヲ除ク局部ノ小移轉ヲ要求セムトスルトキハ復興局ニ對シ左ノ(イ)要求者ハ關係ノ工作物移轉ノ概況ヘクヲ略圖ヲ添付スヲ以テ他ノ既設工作物ニ引込線ヲ生シタルトキハ變更部分ヲ明示セル略圖一通ヲ添ヘ變メ復興局出張所ニ對シ左ノ(ロ)被要求者ハ關係ノ工作物ニ基因スル工事ニ付キ復興局ヨリ通知アリタル場合ニ於テハ其ノ通知ニ係ル工作物ノ移轉ニ關スル概況ヲ豫メ復興局出張所ニ通知スヘシ

四、通知事項

(イ)要求者ハ關係ノ工作物ノ移轉ヲ要求スヘキ期日及事業施行ノ概況

(ロ)被要求者ハ關係ノ工作物ノ移轉ヲ要求スヘキ期日及其ノ理由

五、工事ノ設計ニ變更ノ必要ヲ生シタルトキハ變更部分ヲ明示セル略圖一通ヲ添ヘ變メ復興局出張所ニ對シ左ノ(イ)變更ノ設計ニ基因スル地下埋設物小引込線ヲ除ク局部ノ小移轉ヲ要求セムトスルトキハ復興局ニ對シ左ノ(ロ)變更ノ設計ニ基因スル地下埋設物ノ移轉ヲ要求セムトスルトキハ復興局ニ對シ左ノ(ハ)變更ノ設計ニ基因スル地下埋設物ノ移轉ニ關スル概況ヲ豫メ復興局出張所ニ通知スヘシ

(イ)變更ノ設計ニ基因スル地下埋設物ノ移轉ヲ要求スヘキ期日及其ノ理由

(ロ)變更ノ設計ニ基因スル地下埋設物ノ移轉ニ關スル概況ヲ豫メ復興局出張所ニ通知スヘシ

(ハ)變更ノ設計ニ基因スル地下埋設物ノ移轉ニ關スル概況ヲ豫メ復興局出張所ニ通知スヘシ

第十九章　地下埋設物整理

第六、地下工事ニ付キ月ヶ以內ニ出來形圖面ヲ提出スヘキ場合ニ於テハ本章ノ規定ニ準シ設計ノ一部ヲ變更スルノ必要ヲ生シタルトキハ變更ノ設計ニ基因スル工事ニ付キ復興局出張所ニ對シ左ノ(イ)變更ノ設計ニ基因スル地下埋設物ノ移轉ヲ要求セムトスルトキハ復興局ニ對シ左ノ(ロ)變更ノ設計ニ基因スル地下埋設物ノ移轉ニ關スル概況ヲ豫メ復興局出張所ニ通知スヘシ

(イ)變更ノ設計ニ基因スル地下埋設物ノ移轉ヲ要求スヘキ期日及其ノ理由

(ロ)變更ノ設計ニ基因スル地下埋設物ノ移轉ニ關スル概況ヲ豫メ復興局出張所ニ通知スヘシ

第七、地下工事ニ付キ月ヶ以內ニ出來形圖面ヲ提出スヘキ場合ニ於テハ本章ノ規定ニ準シ設計ノ一部ヲ變更スルノ必要ヲ生シタルトキハ變更ノ設計ニ基因スル地下埋設物ノ移轉ヲ要求スヘキ期日及其ノ理由

(イ)變更ノ設計ニ基因スル地下埋設物ノ移轉ヲ要求スヘキ期日及其ノ理由

(ロ)變更ノ設計ニ基因スル地下埋設物ノ移轉ニ關スル概況ヲ豫メ復興局出張所ニ通知スヘシ

第八、地下工事ニ付キ月ヶ以內ニ出來形圖面ヲ提出スヘキ場合ニ於テハ本章ノ規定ニ準シ設計ノ一部ヲ變更スルノ必要ヲ生シタルトキハ變更ノ設計ニ基因スル地下埋設物ノ移轉ヲ要求スヘキ期日及其ノ理由

(イ)變更ノ設計ニ基因スル地下埋設物ノ移轉ヲ要求スヘキ期日及其ノ理由

(ロ)變更ノ設計ニ基因スル地下埋設物ノ移轉ニ關スル概況ヲ豫メ復興局出張所ニ通知スヘシ

第九、地下工事ニ付キ月ヶ以內ニ出來形圖面ヲ提出スヘキ場合ニ於テハ本章ノ規定ニ準シ設計ノ一部ヲ變更スルノ必要ヲ生シタルトキハ變更ノ設計ニ基因スル地下埋設物ノ移轉ヲ要求スヘキ期日及其ノ理由

(イ)變更ノ設計ニ基因スル地下埋設物ノ移轉ヲ要求スヘキ期日及其ノ理由

(ロ)變更ノ設計ニ基因スル地下埋設物ノ移轉ニ關スル概況ヲ豫メ復興局出張所ニ通知スヘシ

第十章　雜則

第一、工事ノ一部ヲ變更スルノ必要ヲ生シタルトキハ變更ノ設計ニ基因スル工事ニ付キ復興局出張所ニ對シ左ノ(イ)變更ノ設計ニ基因スル工事ノ移轉ヲ要求スヘキ期日及其ノ理由

(イ)變更ノ設計ニ基因スル工事ノ移轉ヲ要求スヘキ期日及其ノ理由

(ロ)變更ノ設計ニ基因スル工事ノ移轉ニ關スル概況ヲ豫メ復興局出張所ニ通知スヘシ

第二、工事中共ノ設計ニ變更ノ必要ヲ生シタルトキハ變更部分ヲ明示セル略圖一通ヲ添ヘ變メ復興局出張所ニ對シ左ノ(イ)變更ノ設計ニ基因スル工事ノ移轉ヲ要求スヘキ期日及其ノ理由

(イ)變更ノ設計ニ基因スル工事ノ移轉ヲ要求スヘキ期日及其ノ理由

(ロ)變更ノ設計ニ基因スル工事ノ移轉ニ關スル概況ヲ豫メ復興局出張所ニ通知スヘシ

第三、工事ニ付キ月ヶ以內ニ出來形圖面ヲ提出スヘキ場合ニ於テハ本章ノ規定ニ準シ設計ノ一部ヲ變更スルノ必要ヲ生シタルトキハ變更ノ設計ニ基因スル工事ノ移轉ヲ要求スヘキ期日及其ノ理由

(イ)變更ノ設計ニ基因スル工事ノ移轉ヲ要求スヘキ期日及其ノ理由

(ロ)變更ノ設計ニ基因スル工事ノ移轉ニ關スル概況ヲ豫メ復興局出張所ニ通知スヘシ

第四、通知事項

(イ)要求者ハ關係ノ工作物ノ移轉ヲ要求スヘキ期日及事業施行ノ概況

(ロ)被要求者ハ關係ノ工作物ノ移轉ニ關スル概況ヘクヲ豫メ復興局出張所ニ通知スヘシ

第五、工事ノ一部ヲ變更スルノ必要ヲ生シタルトキハ變更ノ設計ニ基因スル工事ニ付キ復興局出張所ニ對シ左ノ(イ)變更ノ設計ニ基因スル工事ノ移轉ヲ要求スヘキ期日及其ノ理由

(イ)變更ノ設計ニ基因スル工事ノ移轉ヲ要求スヘキ期日及其ノ理由

(ロ)變更ノ設計ニ基因スル工事ノ移轉ニ關スル概況ヲ豫メ復興局出張所ニ通知スヘシ

第六、地下工事ニ付キ月ヶ以內ニ出來形圖面ヲ提出スヘキ場合ニ於テハ本章ノ規定ニ準シ設計ノ一部ヲ變更スルノ必要ヲ生シタルトキハ變更ノ設計ニ基因スル地下埋設物ノ移轉ヲ要求スヘキ期日及其ノ理由

工事竣功届

路線番號　　號第　　區間工區　　右側　　左側

工事個所	工種	著手期日	竣功期日	掘鑿			摘要
				延長	幅員	深面	坪	

第　號ヲ以テ著手届提出候右工事竣功仕リ候條此段及御届候也

大正十年　月　日

東京市　區　町　番地

起業者氏名

東京市長宛

第三章　占用位置ニ關スル件

道路工作物ノ位置選定ニ關シテハ大正九年七月内務省訓令第十一號道路占用ノ許可又ハ承認ニ關スル件、同年四月遞土發第一號遞信省所管工作物ニ關スル協議及大正八年遞信省令電氣工作物規程ニ依ルノ外左ノ通リ取扱フモノトス

一、既設道路ニ於ケル工作物ノ占用位置ハ大正十四年五月復興局土木部調製ノ地下埋設物配置標準圖例ヲ準用スル者種支線ノ土被リハ最小限二尺迄之ヲ減少スルコトヲ得

二、歩車道ノ區別アル道路ノ歩道下ニ於ケル各種支線ノ土被リハ最小限二尺迄之ヲ減少スルコトヲ得

第四章　工事施行上一般ニ關スル件

第一、道路ニ關スル工事ハ其ノ大小ヲ問ハス交通上ノ障碍ヲ極度ニ制限セサルヘカラス、之カ爲必要ナル計畫施設ヲ行フハ勿論特ニ現場監督ノ勵行ヲ期スルモノトス

第二、長距離ニ亘ル工事ハ相當間隔ヲ置キ一工區ノ長サハ軌道工事及電線直接埋設ノ爲ニハ二百間管路埋設ノ爲ニハ五十間ヲ超過セサル範圍内ニ於テ成ルヘク之ヲ短縮シ且其ノ工區間ニ於テモ必要ナル横斷交通設備ヲ爲スモノトス、特種ノ工事ニシテ前項ニ依リ難キトキハ實施前ニ於テ特ニ協定ヲ要ス

第三、工事個所(延長工事ハ其兩端)ニハ通行ニ關スル制札ノ外所定ノ工事標示板ヲ樹立スルモノトス

第四、工事ノ爲交通者ニ危險ヲ及ホス處アル個所ニハ圍柵其他ノ安全設備ヲ施シ夜間ハ注意燈ヲ點スルモノトス

第五、工事中土砂又ハ材料ノ類ヲ以テ水道消火栓附近ヲ閉鎖シ又ハ下水ノ疏通路面ノ排水ヲ妨害スヘカラス

第六、交通頻繁ナル道路ニ在リテハ晝夜兼行其他作業力ノ增加ニ依リ成ルヘク短期ニ工事ノ竣功ヲ求メ已ムヲ得サル場合ハ夜間交通減少シタル時ニ於テノミ作業ヲ施行スルモノトス

第七、道路ノ鋪裝改築電車軌道敷設等大ナル道路工事ノ爲必要ヲ生シタル他ノ修繕工作物ノ移動工事ハ成ルヘク繰合セ其ノ要求ニ應シ施行スルモノトス

第八、埋設物工事ニ於テ其ノ位置他ノ工作物ニ接近又ハ交叉スルトキハ前日迄ニ關係工作物管理者ニ通知シテ其ノ立會ヲ求ムルモノトス

第九、道路ノ同一區域ニ於テ同時若ハ相前後シテ行フヲ要スル埋設物工事ハ成ルヘク共同施行スルコトヽシ其ノ方法ニ關シテハ特ニ協定スルモノトス

第五章　掘鑿工事施行方法ニ關スル件

第一、幅員大ナル堀坑ノ堀上土砂ハ成ルヘク其ノ區域外ニ持出シ堀坑ノ側方ニ積置クヘカラス、幅員小ナル堀坑ニ在リテハ交通關係之ヲ許ストキハ堀坑肩ヨリ六尺ヲ限度トシ側方堆土ヲ爲シ得ルモ、此ノ場合ニ在リテハ成ルヘク堆土幅ヲ縮少スル爲相當設備ヲ施スモノトス

第二、道路ヲ横斷シテ堀鑿スルトキハ片側ノ工事ヲ完成シタル後他側ノ堀鑿ニ移ルヲ要ス、若シ二部ニ分チ難キ場合ハ交通上支障ナキ完全ナル設備ヲ爲スカ又ハ夜間交通杜絶シタル際其ノ工事ヲ施行スルモノトス

第三、人家ノ軒先ニ接近シテ延長堀鑿ヲ行フトキハ完全ナル棧橋ヲ架設シ一般交通及居住者ノ出入ニ支障ナカラシムルモノトス

第四、工事中湧水又ハ溜水アルトキハ假樋ヲ設ケ附近ノ溝渠ニ流下セシメ路面ニ溢水セシムヘカラス

第五、鋪裝セサル道路ノ堀鑿ハ先ツ路面ノ砂利ヲ取去リ次ニ表土三寸以上ヲ採堀シ割栗道、大玉石道ニ在リテハ其ノ石材ヲ取纏メ何レモ下層土ト混合セサル樣區分シ交通上支障ナキ位置ニ積置クモノトス

第六、鋪裝道路ノ堀鑿ハ故障突發ノ場合ノ外關係復興局出張所ニ通知ノ上係員ノ立會ヲ求メ打合後ニ非サレハ其ノ工事ニ着手スルヲ得ス

第七、鋪裝道路ノ堀鑿ハ鋪裝種ニ依リ其ノ方法ヲ異ニスルモ常ニ左記各項ヲ遵守スヘキモノトス

一、鋪裝路面ハ歩道車道ノ別ナク叮嚀ニ取毀チ殊ニ鋪木鋪石混凝土等ヲ損傷セサル如ク注意シ其ノ發生材料ハ指定ノ場所ニ運搬整頓ス

二、堀鑿方法ハ溝堀トシ(建柱類ノ爲ニハ壺堀トス)全體ヲ切開キ次テ鋪裝面又ハ其ノ基礎ヲ殘存シ側堀又ハ隧道堀ヲ爲スヘカラス

三、鋪裝面及基礎混凝土ノ取毀チハ作業ニ支障ナキ最小限度ノ幅員ニ一方ヨリ鑿類ヲ以テ小部分宛取毀チ若シ周圍ニ損傷ヲ生シタルトキハ其ノ部分ハ全部取毀チヲ要ス

四、坑深地質等ニ應シ適當ナル土留工ヲ施シ殊ニ作業間排水ニ注意シ周圍基礎下ノ弛ミヲ豫防スルヲ要ス

第八、殘土等ノ處分ハ左記各號ニ依ルモノトス

一、工事ニ因リ生スル殘土及不要發生材料等ハ成ルヘク翌朝迄他ニ搬出シ工事場附近ニ堆積シ置カサルヲ要ス

二、殘土ハ關係復興局出張所ノ指揮ニ從ヒ處理スルモノトス

第六章　跡埋工事施行方法ニ關スル件

第一、鋪裝セサル道路ニ在リテハ堀坑內ニ溜水アルトキハ之ヲ排除シ下層土ヨリ順次埋戻ヲ爲シ若干延長ニ亘リテ層厚約一尺毎ニ先ツ地均シヲ行ヒタル後、重量五貫以上ノ木槌ヲ以テ確實ニ逐層搗固メヲ爲シ表土厚三寸ヲ覆ヒ五噸以上ノ重量ヲ有スル「ローラー」ヲ以テ輾壓シタル後砂利厚二寸ヲ散均シ再ヒ「ローラー」ヲ使用シ在來路面ト高低ナカラシメ、工事直後ニ於テ假令雨雪ニ會スルモ歩行車行及路面ノ排水ニ支障ナキ如ク强固且平坦ナル路面ヲ完成スルモノトス

但シ割栗道路及大玉石道路ニ在リテハ散石部ノ施行ニ就テ關係復興局出張所係員ノ指揮ヲ受クルモノトス

第二、跡埋ノ際ハ附近路面ノ殘土掻取リヲ完全ニシ泥濘ノ禍根ヲ殘サヽルヲ要ス、尙若シ泥濘ヲ來スカ如キ個所ニ對シテハ適宜砂利散ヲ爲スモノトス

第三、埋戻シ土砂中ニハ木片、塵芥其他腐蝕スヘキ有機物ヲ混入スヘカラス

第四、鋪裝道路ノ跡埋工事路面ノ復舊ヲ除クノ施行方法ハ左ノ各項ニ依ルモノトス

一、土砂ノ埋戻シハ第一ト同一ノ方法ニ依リ逐層搗固メヲ最モ完全ニ實施シ車道ニ在リテハ基礎混凝土又ハ碎石下端ヨリ五寸ノ下方ニ達セシメ次ニ割栗石又ハ玉石ヲ散キ竝ヘ砂利ヲ以テ充分ニ空隙ヲ塡充シテ搗固メ路面下三寸ニ達セシメ其ノ上層ニ八分目以下川砂利厚三寸ヲ散均シ砂目潰シヲ施シ一時交通ニ支障ナカラシム、歩道ニアリテハ前同樣埋戻シヲ行ヒ表面砂利厚二寸ヲ散均シ交通上支障ナカラシム

但シ瀝青鋪道ニ在リテハ割栗石又ハ玉石層ノ上面ヲ路面下二寸トシ其ノ上層ニ三分目以下ノ砂利又ハ川砂ヲ使用ス

二、建柱類其他ノ地上凸起工作物周圍ノ跡埋ハ比隣鋪裝基礎地盤下ニ弛ミヲ生セシメサル樣充分固メ其ノ上層ニ八分目篩砂利厚三寸ヲ散込ムモノトス

三、土留工材ハ埋戻ノ際之ヲ撤去スルモノトス、若シ土壤ノ弛ミ又ハ崩壞ノ處アル部分ハ堰殺シトス、但シ此ノ場合ハ路面下四尺以上ノ深サニ於テ切斷スルヲ要ス

第五、木柱類ノ撤去ハ鋪裝セサル道路及鋪裝歩道ニ在リテハ柱材全部ノ撤去ヲ要スルモ鋪裝車道ニ在リテハ堀鑿部分ヲ局限スル爲柱材ノ腐蝕シアラサルモノニ限リ特ニ左ノ處分ヲ行フコトヲ得

一、基礎混凝土ヲ有スルモノニ在リテハ鋪裝基礎上面下一寸以上ノ深サニ於テ切斷ス

二、基礎混凝土ヲ有セサルモノニ在リテハ鋪裝基礎底面ヨリ下部ニ於テ切斷ス

第七章　路面補修復舊竝同費用負擔ニ關スル件

第一、跡埋工事實施後ニ於ケル路面ノ補修及鋪裝ノ復舊ハ特ニ指定スルモノヽ外左記區分ニ依リ工作物起業者ヨ

リ其ノ費用ヲ提供シ東京市道路局ニ於テ施行スルモノトス

一、鋪裝セサル道路ニ在リテハ堀鑿面積復興局出張所ノ査定ニ依ル）ニ對シ厚サ四寸ノ砂利敷ニ要スル材料竝作業費

二、鋪裝道路ニ在リテハ鋪裝復舊工費（工費ニハ、測量設計工事費監督費ヲ含ム）

第二、鋪裝セサル道路ノ補修ハ跡埋工事竣功後相當時日ヲ閲シ毎層厚一寸乃至二寸ノ砂利敷ヲ二回又ハ三回ニ行ヒ六十日以內ニ完了スルモノトス

鋪裝セル道路ノ補修ハ當該路面ノ裝種ニ應スル鋪裝仕樣書ニ準スルモノトス

第八章　橋梁添架ニ關スル件

第一、橋梁添架ニ關スル照會申請書類ハ第二章第一ニ依ルノ外添架物ヲ支持スル構造物ノ强度ニ關スル計算書竝添架裝置ヲ明示セル構造圖ヲ添付スルモノトス

但シ復興局（土木部）ニ於テ必要ナシト認メタル場合ハ此ノ限ニアラス

第二、添架ノ位置竝工作物ノ耐力算定ニ關シテハ大正九年七月內務省訓令第十一號第九條ノ第二第七第八及第九號ニ依ルモノトス

第三、添架物ニハ工作物管理者名ヲ見易キ個所ニ記入スルモノトス

○道路法第二十八條第一項ノ規定ニ依ル占用ノ許可又ハ承認ニ關スル件

（大正九年七月一日內務省訓令第一一號）

道路法第二十八條第一項ノ規定ニ依ル占用ノ許可又ハ承認ニ付テハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外左ノ定ニ依ルヘシ

第一條　道路又ハ其ノ附屬物ノ占用ヲ許可又ハ承認スルハ他ニ相當餘地ナク道路又ハ其ノ附屬物ヲ占用スル緊切ノ必要アル場合ニ限ルヘシ

第二條　道路又ハ其ノ附屬物ノ占用ハ本令中特ニ規定スル場合ヲ除クノ外路面側溝及其ノ上下ヲ避ケ法敷其他適當ナル個所ヲ擇ハシムヘシ

占用ニ關スル工事ノ爲既設ノ特殊工作物ノ保持ニ影響ヲ及ホス虞アル箇所ハ之ヲ避クヘシ但シ之ニ關シ特別ノ施設ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニアラス

第三條　電線路建設ノ爲路面ヲ占用スルノ必要アル場合ニ於テハ電柱ハ路端ニ之ヲ建設セシメ電線ハ路面上十五尺以上ニ架設セシムヘシ但シ歩車道ノ區別アル箇所ニ於テハ電柱ハ歩道ノ車道側ニ建設セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ引込線ニ限リ歩道ノ路面上十五尺以下ニ架設セシムルコトヲ得

第四條　前條ノ規定ニ依リ電柱ヲ建設スル場合ニ於テハ左ノ各號ニ依ラシムヘシ

一、電柱ハ道路ノ同一側ニ建設シ對側ニ路上建設物アルトキハ五間以上錯立セシムルコト

二、電柱ハ道路ノ曲角ニ建設セサルコト

三、電柱ノ脚釘ハ路面上六尺以下ノ部分ニ取付サルコト

四、地下線路ト架空線路トノ連絡用鐵管ハ電柱ノ道路又ハ歩道ノ車道側ヲ占用セシムルコトヲ得

第五條　街燈建設ノ爲必要アル場合ニ於テハ道路又ハ歩道ノ車道側ヲ占用セシムルコトヲ得

第六條　道路ニ出入スヘキ通路ヲ設クルカ爲必要アルトキハ路端又ハ側溝上ヲ占用セシムルコトヲ得

第七條　標燈又ハ看板ノ類ヲ路面上八尺以上ノ高サニ設クル場合ニ限リ二尺以內側溝上又ハ路端上ニ突出セシムルコトヲ得

第八條　家屋牆壁等ノ工事ノ爲必要アル場合ニ限リ側溝上又ハ路端ヲ板圍ノ爲占用セシムルコトヲ得

第九條　上水道、下水道、電線路又ハ瓦斯管路等布設ノ爲道路ノ地下ヲ占用スルノ必要アル場合ニ於テハ左ノ各號ニ依ラシムヘシ

一、本線ハ車道ノ地下ニ支線ハ歩道ノ地下ニ築設スルコト、但シ歩車道ノ區別ナキ箇所ニ於テ本號ノ適用ニ付テハ道路幅員ノ中央三分ノ一ヲ車道、兩側各六分ノ一ヲ歩道ト看做ス

二、瓦斯管路ノ本線ト電線路ノ本線トハ道路ノ同一側ニ築設セサル事

三、下水道ノ本線ハ道路ノ中央ニ上水道ノ本線ハ瓦斯管路ノ本線ト同一側ニ築設スルコト

四、電線路及瓦斯管路ノ引込線ハ直接本線ヨリ分岐セサル事

五、下水道本線ノ頂部ト路面トノ距離ハ十尺以上タラシムルコト但シ工事上又ハ土地ノ狀況ニ依リ已ムヲ得サル場合ニ限リ三尺迄短縮シ得ルコト

六、上水道電線路瓦斯管ノ本線ノ頂部ト路面トノ距離ハ四尺以上タラシムルコト

但シ工事上已ムヲ得サル場合ニ限リ二尺迄短縮シ得ルコト

七、地下工作物ハ堅牢ニシテ耐久力ヲ有セシムルコト

八、車道ニ築設スル地下工作物ノ耐久力ハ道路構造又ハ街路構造令ニ規定スル橋梁ノ耐力ニ相當セシムルコト

九、地下工作物相互間又ハ地下工作物ト地下建設物トノ距離ハ作業上保安上支障ヲ來ササル限リ之ヲ接近セシムルコト

第十條　鐵道專用軌道其他道路ヲ橫斷シテ工作物ヲ築設スル場合ハ左ノ各號ニ依ラシムヘシ

一、工作物ヲ路面ニ築設スルトキハ路面ト高低ナカラシムルコト

二、鐵道又ハ專用軌道カ路面ヲ橫斷シテ踏切ヲ設クルトキハ其ノ斜角ハ四十五度ヨリ緩ナラシムルコト

三、工作物道路上ヲ橫斷スルトキハ路面上十五尺以上タラシムルコト

四、工作物ヲ道路ノ地下ニ築設スルトキハ他ノ地下工作物ニ支障ヲ及ホササル限度ニ於テ路面トノ距離ヲ定ムルコト

第十一條　露店又ハ祭典緣日、歲ノ市、草日、市日賣出等ノ爲必要ナル施設ニ付テハ特ニ路面ヲ臨時占用セシムルコトヲ得

第十二條　上水道、下水道、電線路又ハ瓦斯管路等布設ノ爲必要アルトキハ橋梁ノ耐久ニ影響ヲ及ホササル範圍ニ於テ橋梁ノ兩側又ハ橋床下ヲ占用セシムルコトヲ得

七　街路內構造物配置標準

本市內に於ける街路內構造物配置標準は東京市とは趣を異にする點多く、工作物の種類、形狀其の他特殊の關係に依り東京とは別箇の標準に據ることゝし、大正十四年五月五日附復橫第三二五號を以て復興局橫濱出張所長より本市長宛右標準案の通知あり。

次で同年六月二十五日本市土木局に於て共の第一回協議會を開催し、前記復興局橫濱出張所に於て作成したる原案に依り左記關係者出席研究審議の結果、原案の大修正を行ひ、次で同じく本市土木局に於ける同年七月二日竝同月十四日の前後三回に亙る協議會を經て其の會の成案を得、之に依り各關係企業者の意見を徵し異議なく大正十四年十一月二十八日左記添付圖の通り之が配置標準の決定を見たり。即ち該標準は各街路幅員毎に作成し、十五米未滿の街路には步車道の區別を設けず、地先下水には L 字型下水を用ひず U 字型の下水を採用することゝしたり。

當初復興局よりは路面利用上及工事費の經濟的見地より L 字型下水採用の提案ありしも、本市の實狀は之を許さざる狀態にあり、結局 U 字型下水を撰定することゝなれり。

而して幅員十八米以上の街路には高壓水道、高壓瓦斯の位置を設け、氣送管の位置を取り、其の配列等に關しては東京に於ける配置標準に準據したり。

尙前記協議會出席者は次の如し。

復興局	土木部安信工務課長	外所屬員
	大岡橫濱出張所長	外同
神奈川縣	警察部員	
市役所	藤宮土木局長	外所屬員
	朝倉電氣局長	外同
	堀江水道局長	外同
	渡邊瓦斯局長	外同

遞信省　東京遞信局，横濱電信電話技術官駐在所員
會社　東京電燈株式會社々員

右決定の配置標準及圖面は左掲するが如し。

○街路内構造物配置標準

一、横濱市内街路ニ於ケル工作物配置ハ特別ノ事由ナキ限リ本標準圖ニ依ル

二、圖例ハ通常北面又ハ東面シテ現地ニ適用スルモノトス

三、本圖ハ新設街路ニ適用スルモノニシテ既設及改築街路ニ於テハ新設及改設埋設物ヲ本圖例ニ準據シテ整理シ將來可成總テ街路ニ於テ統一ヲ期セントスルモノトス

四、各圖例ニ於ケル各種管渠ハ各路幅ニ應シ埋設セラルヘキ標準徑ヲ採リタルモノナルヲ以テ實地ノ適用ニ當リテハ各街路ニ就キ實際埋設セラル可キ管渠徑ヲ定メ歩車道兩側邊ヨリ圖例配置順序ニ依リテ夫々所要ノ路幅ヲ占有セシムルモノトス

五、埋設物二線以上交叉スル場合ハ下水管以外ニ在リテハ通常交叉點ニ於ケル埋設物軸線ノ比高ニ依リ上下ヲ定ムヘシ

六、承諾ヲ得タル場合ハ地先下水及桝ノ片側ヲ民地内ニ容ルヽコトヲ得

凡例

埋設物種類	線本	線支	摘要
電信電話線	T	t	T ハ四列五段
高壓電線	HV	h	
電燈低壓線		l	
氣壓管	A		
水道管	W	w	
下水管	S		桝水雨ハ r 桝水汚ハ s
瓦斯管	G	g	

街路内構造物配置標準圖

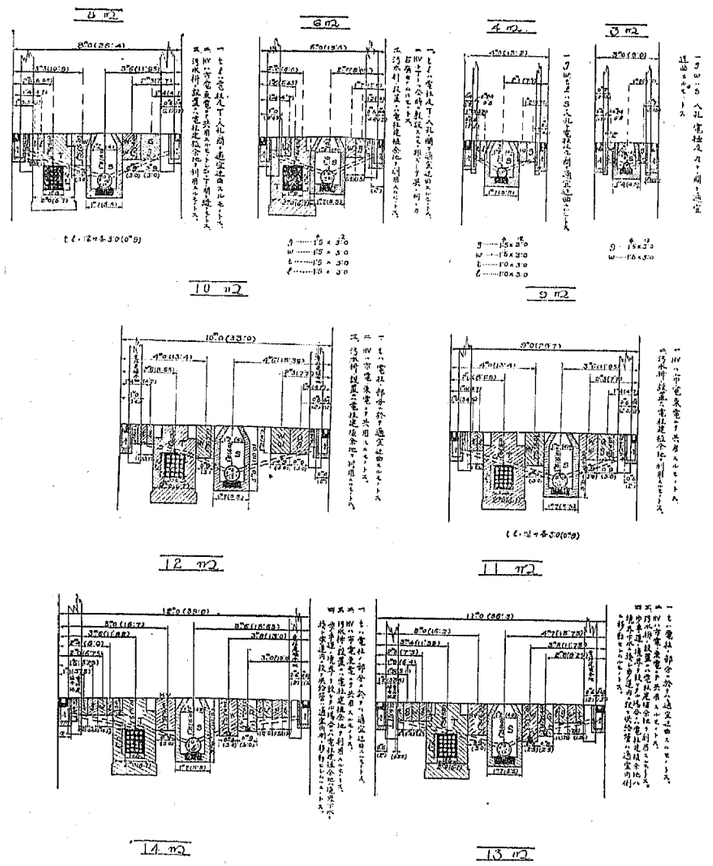

16 m2

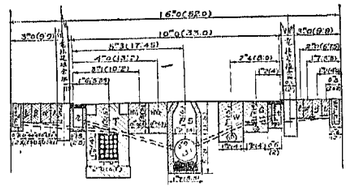

15 m2

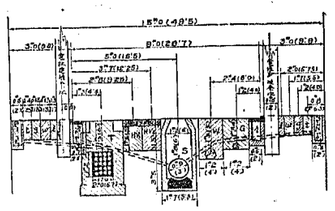

18 m2

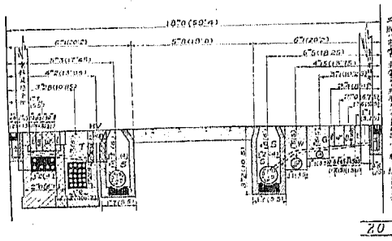

18 m2

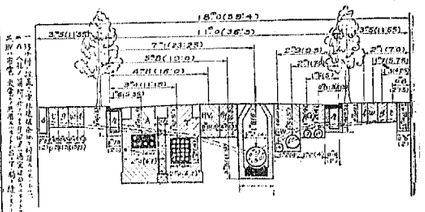

20 m2

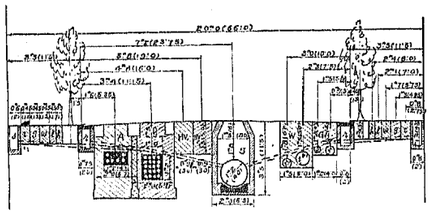

一電柱ヨリ後ノ人孔ニ植樹帯ヲ利用スルモノ

20 m2

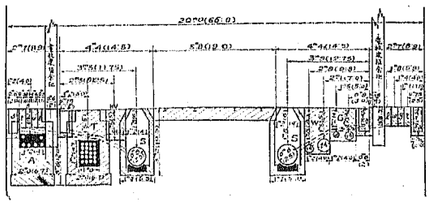

一人孔ニ通信ケーブル及ビ電力ケーブルヲ共用スルモノ

22 m2

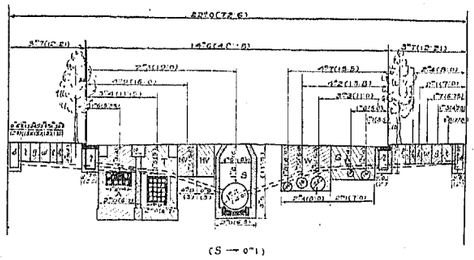

一電柱ヨリ後ノ人孔ニ植樹帯ヲ利用スルモノ

(S → 0.1)

22 m2

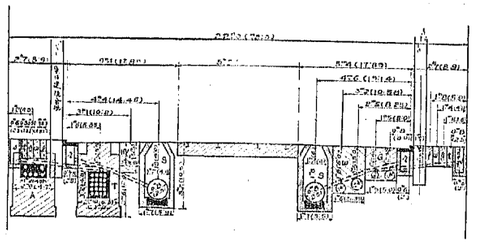

一人孔ニ通信ケーブル及ビ電力ケーブルヲ共用スルモノ

23 m2

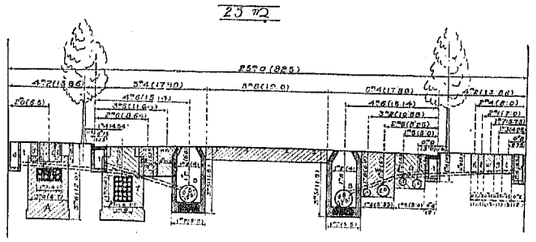

一電柱ヨリ後ノ人孔ニ植樹帯ヲ利用スルモノ

二人孔ニ跨ガリ植樹帯ヲ利用スルモノ

27 m2

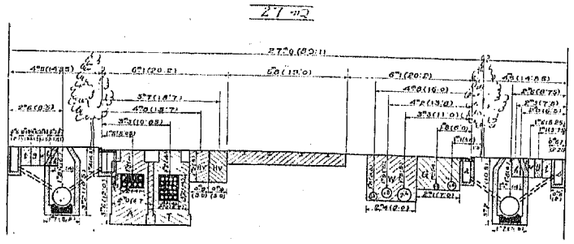

一電柱ヨリ後ノ人孔ニ植樹帯ヲ利用スルモノ

二人孔ニ跨ガリ各人孔ニ通信ケーブル及ビ電力ケーブルヲ共用スルモノ

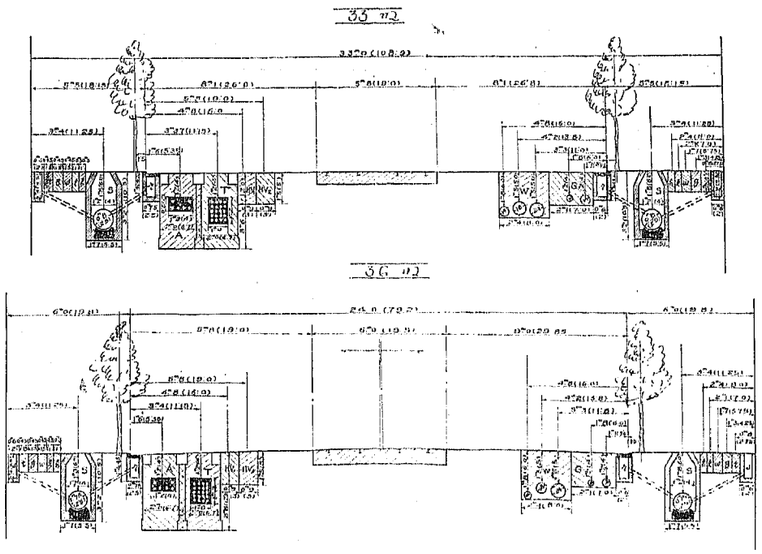

第二十章　用途地域

イ　地域指定經過

市街地建築物法による住居、商業及工業地域の指定は、都市計畫施設として頗る重要にして且つ其根本となる事項なるが、曩に本市は大正九年四月市街地建築物法を全市域に適用以來、鋭意關係調査を行ひ、大正十年に大都市計畫神奈川地方委員會に提案せられ、多少の修正意見あり。大正十二年七月三十一日同委員會に於て議決せられ將に內閣の認可を經て告示せられんとするに際し、大震災に遭遇せり。

而して大正十二年三月神奈川地方委員會附議の地域指定理由書其の他震災前に於ける施設に關しては既に前揭の通りとす(第十一章土木事業總敘中震災前の都市計畫施設一班參照)今玆に先づ震災後に於ける地域指定に至る經過を一覽すれば次の如し。

○用途地域指定ニ至ル經過一覽

舊市域ノ分

大正十二年七月三十一日　都市計畫神奈川地方委員會議決
大正十三年七月十四日　復興局ヨリ市ニ諮問
同年十一月十日　臨時復興委員會聯合部會ニ諮問
同年十一月十五日　臨時復興委員會聯合部會修正答申
同年十一月二十六日　市ヨリ復興局ヘ答申

大正十四年三月十四日　特別都市計畫委員會附議
同年七月二十八日　特別都市計畫委員會議決(修正)
同年八月十一日　內務省告示第百三十七號ヲ以テ告示セラル
大正十五年三月六日　內務省告示第二十八號ヲ以テ一部改訂告示
同年九月十四日　內務省告示第百三十七號ヲ以テ一部改訂告示

新市域ヲ含ム分

昭和二年十月二十一日　復興局ヨリ市ニ意見ヲ諮フ
昭和三年三月二十三日　市會ニ諮問同日可決答申
同年三月二十四日　復興局ヘ答申發送
同年十二月五日　特別都市計畫委員會ニ附議
昭和四年四月二十五日　內務省告示第百二十二號ヲ以テ地域變更竝指定告示セラル

震災後土地の狀況その他の事情より災前の地域指定案を變更し、復興計畫中に實施すべく橫濱市及復興局に於て調査し、これにより復興局に於て案を作成し、大正十三年七月十四日同局より市に諮問する處あり。市は同年十一月二十六日一部分の修正意見を附して答申したるが、大正十四年三月十四日右は特別都市計畫委員會に附議せられたり。

今地域指定變更理由書及變更理由細說を左に揭げて說明に代ふ。

○橫濱都市計畫住居地域、商業地域工業地域指定變更理由書

橫濱都市計畫區域內ニ於ケル市街地建築物法ニ依ル住居、商業、工業、三種地域ノ指定ニ關シテハ曩ニ大正十二年三月二十八日都市計畫神奈川地方委員會ニ附議シ、同委員會ニ於テハ同年七月三十一日ノ會議ニ於テ之ヲ議定シタルヲ以テ將ニ內閣ノ認可ヲ得テ指定セムトシタルニ、俄然九月一日ノ大震災ニ遭遇シ主要市街地ノ大半烏有ニ歸シ、橫濱市ノ現狀ニ激變ヲ來シタルト共ニ、一方街路、公園、運河ノ新設、改修等都市計畫ノ施設新ニ決定シ、水陸通運機關ノ狀勢亦多少ノ變化ヲ生シタリ。

茲ニ曩ニ議定セラレタル地域ノ一部ヲ變更シテ各種地域ノ位置ヲシテ一層其ノ性質ニ適應セシメムトスルモノナリ。

○橫濱都市計畫住居地域、商業地域工業地域指定變更理由細說

市內ニ於ケル各種地域ノ概括的配置ニ就テハ震火災ノ有無ニ拘ラス自ラ定マル所アリ市ノ南方山手、本牧、根岸、岡村、磯子方面一帶、西方西戶部、久保、南太田方面一帶竝北方、青木神奈川、子安方面一帶ノ高地ハ住居地域ニ市ノ中央所謂關內、關外ヲ初メ大岡川流域一帶竝北方、神奈川町一帶ノ平地ハ商業地域ニ又子安、神奈川海岸埋立地、岡野方面、帷子川流域及大岡川上流竝堀割川沿岸ノ低地ハ之ヲ工業地域ニ指定スヘキハ沿革ヨリスルモ變更ヲ要スヘキ理由ナシ。斯ル地域ノ選定ニ關スル大體方針ニ關シテハ殆ト變更ヲ要スルモノナクシテ克ク地域制ノ原則ニ照應スル事ヲ得ヘシ。

唯曩ニ選定シタル地域ノ內

(一)各種地域相互ノ境界ニ於テ都市計畫街路線ニ依ルモノヽ異動

(二)土地區劃整理ノ施行ニ依リ土地ノ狀況ニ變化ヲ來スヘシト認メラルヽ地方ニ就キ各種地

域ノ範圍ヲ異動シタルモノ

(三)住居地域又ハ工業地域内ニ存在スル路線的商業地域ニシテ都市計畫街路ノ新設變更ニ伴ヒ異動シタルモノ、如キ、孰レモ震災後決定シタル都市計畫ノ施設ニ準據スル局地的變更ニ止ムルモノニシテ又已ムヲ得サルニ出ツルモノナリ。而シテ尚

(イ)裏高島町、平沼町、岡野町方面ノ一部ハ或ハ都市計畫街路ノ新設決定シタルアリ、或ハ鐵道線路竝ニ横濱驛ノ異動スルアリ。之ニ伴ヒ市街狀勢一變シテ重要ナル商業地トナルヘキ事蓋シ明瞭ナルヘシ。仍テ工業地域ヲ商業地域ニ變更シ。次ニ

(ロ)青木町字松本ノ一部

(ハ)西戸部町字御所附近竝ニ

(ニ)北方町ノ一部ハ災後ノ發展顯著ナルヲ以テ住居地域ヲ商業地域ニ變更シ以テ將來ノ發展ニ順應セシメントス。又

(ホ)子安町入江川流域竝ニ

(ヘ)井土ケ谷方面大岡川上流々域ニ於ケル未指定ノ部分ハ該地域ノ内外ニ亘リ都市計畫ニ依リ街路ノ新設改修決定シタルヲ以テ、將來交通運輸ノ機關一層完備セラルヘキモノト豫想シ蒔田町、南太田町、南吉田町等ノ一部ト共ニ工業地域ニ變更セントスルモノナリ。

斯ノ如クニシテ各地域面積ノ分配ノ如キハ變更極メテ少ク唯未指定地域ヲ除キタルノ外曩ニ議定シタルモノト大差ナシ。各其面積ヲ比較スレハ概略左ノ如シ。

一、市街地建築物法適用區域内各種地域比較表

地域別	面積(坪)	全面積ニ對スル百分比	曩ニ議定セラレタルモノトノ比較 面積(坪)	全面積ニ對スル百分比
住居地域	約 六、六五〇、〇〇〇	五八、〇	一六〇、〇〇〇減	一、五減
商業地域	約 三、〇〇〇、〇〇〇	二六、二	二一〇、〇〇〇増	一、九増
工業地域	約 一、八一〇、〇〇〇	一五、八	一九〇、〇〇〇増	一、七増
未指定地域	—	—	二四〇、〇〇〇減	二、一減
計	一一、四六〇、〇〇〇	一〇〇、〇		

二都市計畫區域全部指定豫定比較表

住居地域	約 三二、四八〇、〇〇〇	六七、三	一六〇、〇〇〇減	〇、三減
商業地域	約 四、七七〇、〇〇〇	九、九	二一〇、〇〇〇増	〇、四増
工業地域	約 八、一五〇、〇〇〇	一六、九	一九〇、〇〇〇増	〇、四増
未指定地域	約 二、八六〇、〇〇〇	五、九	二四〇、〇〇〇減	〇、五減
計	四八、二六〇、〇〇〇	一〇〇		

特別都市計畫委員會に於て右案は特別委員附託となり、同年四月九日、六月二十六日、七月十七日の三回會議を開き審議せられたる結果、一部修正を可決したるが審議中重なる問題は横濱稅關所在地にして起重機その他の原動機等港灣の設備に伴ひ工業的施設の必要を生じ、若しこれを商業地域とせばその不便少からざるのみならず、横濱稅關竝に横濱市關係委員は工業地域たらしむることを希望したるを以て、これを修正し殊に一面横濱の發展趨勢は商業に俟つこと多しと雖も、他

面海運の便益地點は可成工業地とし、山下町居留地の一部、或は東神奈川驛附近鐵道線路に沿ふ一部も同樣工業地域に變更せり。

復興局亦異論なく特別委員會は全會一致可決したるに依り、委員長より大正十四年七月二十八日の總會に報告し特別都市計畫委員會に於て左記修正通り可決々定を見るに至れり。

○修正說明

第一、神奈川町字浦島町地內京濱電車軌道ト國道トノ間ノ原案商業地域ノ一部ヲ工業地域ニ變更シ內國道沿線ノ部分ヲ路線的商業地域ニ變更シタルコト

原案ハ電車軌道ヲ商工業兩地域ノ境界トシタルモ軌道以南ニハ大工場存在スルヲ以テ之ト連續シテ工業地域ニ指定スルヲ相當トスルニ因ル

第二、綠町、橘町及其ノ附近鐵道線路以東ノ原案商業地域ヲ工業地域ニ變更シタルコト

綠町、橘町附近ハ倉庫地帶ナルノミナラス入船町、長者町方面ト連續シテ工業地域ニ指定スルヲ相當トスルニ因ル

第三、新港町ノ原案商業地域ヲ工業地域ニ變更シタルコト

新港町ハ橫濱稅關所在地ナルヲ以テ其設備ノ關係上工業地域ニ指定スルヲ相當トスルニ因ル

第四、新山下町三丁目ノ原案商業地域ヲ工業地域ニ變更シタルコト

原案ハ新山下町全部ヲ商業地域トシタルモ倉庫敷地トシテ最適當ナル位置ヲ占ムルヲ以テ其一部ハ特ニ之ヲ工業地域ニ指定スルヲ相當トスルニ因ル

第五、戶部町二丁目及三丁目ノ原案商業地域ヲ擴張シタルコト

原案商業地域ハ戶部町通以西及其ノ沿線ニ止リタルモ土地ノ狀況ニ鑑ミ戶部町通以東ノ土地區劃整理施行地區ノ境界迄之ヲ擴張スルヲ相當トスルニ因ル　以上

特別都市計畫委員會に於て前述の如く修正可決の結果大正十四年八月十一日左揭の通り內務省の告示あり(內務省告示第百三十七號)而して同年九月一日より施行せられたり。

□　舊市域內地域指定の告示

○內務省告示第百三十七號

橫濱都市計畫區域內ニ於ケル市街地建築物法第一條ノ規定ニ依ル地域左ノ通指定シ大正十四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年八月十一日

內務大臣　若槻禮次郎

橫濱都市計畫商業地域、工業地域及住宅地域

第一　商業地域之部

イ、左記區域內ニ在ル建築物ノ敷地

本町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ全部

元濱町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

海岸通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目ノ全部

北仲通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ全部

境町一丁目、同二丁目ノ全部

南仲通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目ノ全部

辨天通一丁目同二丁目同三丁目同四丁目同五丁目同六丁目ノ全部
太田町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目同五丁目同六丁目ノ全部
相生町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目同五丁目同六丁目ノ全部
住吉町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目同五丁目同六丁目ノ全部
常盤町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目同五丁目ノ全部
尾上町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目同五丁目同六丁目ノ全部
眞砂町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目ノ全部
港町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目同五丁目同六丁目ノ全部
元町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目同五丁目ノ一部(圖面省略)
石川町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目同五丁目同六丁目同七丁目ノ全部
石川仲町三丁目同六丁目ノ全部
石川仲町一丁目同二丁目同四丁目同五丁目同七丁目ノ一部(圖面省略)
山元町一丁目同二丁目ノ全部
千代崎町一丁目同二丁目ノ全部
上野町ノ一部(圖面省略)
山下町ノ全部
新山下町一丁目同二丁目ノ全部
新山下町三丁目ノ一部(圖面省略)
山手町ノ一部(圖面省略)
吉田町一丁目同二丁目ノ全部
柳町ノ全部
福富町一丁目同二丁目同三丁目ノ全部

長者町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目同五丁目同六丁目同七丁目同八丁目同九丁目ノ全部
秦見町一丁目同二丁目ノ全部
若竹町ノ全部
浪花町ノ全部
松ヶ枝町ノ全部
梅ヶ枝町ノ全部
伊勢佐木町一丁目同二丁目ノ全部
蓬萊町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目ノ全部
羽衣町一丁目同二丁目ノ全部
若葉町一丁目同二丁目同三丁目ノ全部
賑町一丁目同二丁目ノ全部
末吉町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目同五丁目同六丁目ノ全部
長島町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目同五丁目同六丁目ノ全部
吉岡町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目同五丁目同六丁目ノ全部
山吹町一丁目同二丁目ノ全部
久方町一丁目同二丁目ノ全部
雲井町一丁目同二丁目ノ全部
足曳町一丁目同二丁目ノ全部
富士見町一丁目同二丁目ノ全部
山田町一丁目同二丁目ノ全部
千歳町一丁目同二丁目同三丁目ノ全部
三吉町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目同五丁目ノ全部

永樂町一丁目同二丁目ノ全部
眞金町一丁目同二丁目ノ全部
駿河町一丁目同二丁目同三丁目ノ全部
萬代町一丁目同二丁目同三丁目ノ全部
不老町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目ノ全部
翁町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目同五丁目ノ全部
扇町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目同五丁目ノ全部
壽町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目ノ全部
松影町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目同五丁目ノ全部
吉濱町ノ全部
野毛町一丁目同二丁目同三丁目ノ全部
野毛町四丁目ノ一部(圖面省略)
宮川町一丁目同二丁目同三丁目ノ全部
花咲町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目同五丁目同六丁目同七丁目同八丁目同九丁目同十丁目同十一丁目同十二丁目ノ全部
戸部町四丁目同五丁目同六丁目同七丁目ノ全部
戸部町二丁目同三丁目ノ一部(圖面省略)
伊勢町三丁目同四丁目同五丁目ノ一部(圖面省略)
福島町ノ全部
高島町二丁目同三丁目同四丁目同五丁目同六丁目同七丁目同八丁目同九丁目同十丁目ノ全部
高島同一丁目ノ一部(圖面省略)
表高島町ノ全部

裏高島町一丁目同二丁目ノ全部
櫻木町二丁目同三丁目同四丁目同五丁目同六丁目同七丁目ノ全部
櫻木町一丁目ノ一部
内田町六丁目同七丁目同八丁目ノ一部(圖面省略)
日之出町一丁目同二丁目同三丁目ノ全部
初音町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目ノ全部
三春町一丁目同二丁目同三丁目ノ全部
黄金町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目ノ全部
滑水町ノ全部
霞町一丁目同二丁目同三丁目ノ全部
英町一丁目同二丁目同三丁目ノ全部
平沼町一丁目同三丁目同四丁目ノ一部
平沼町二丁目同三四丁目ノ全部
材木町一丁目同二丁目ノ全部
仲町一丁目同二丁目ノ全部
西戸部町字西ノ前同字横枕同字扇田同字宮ノ前同字御所同字石崎同字反目ノ全部
西戸部町字鹽田同字西ノ原同字池ノ坂ノ一部(圖面省略)
南太田町字前黒耕地ノ全部
南太田町字東耕地ノ一部(圖面省略)
南吉田町字南四ツ目ノ全部
南吉田町字西川外同字南七ツ目同字南六ツ目同字南五ツ目同字南川外ノ一部(圖面省略)
久保町字關面ノ全部

久保町字鹽田、同字反町、同字道上ノ一部（圖面省略）
尾張屋町ノ一部（圖面省略）
西平沼町ノ一部（圖面省略）
大野町ノ全部
林町ノ全部
寶町ノ全部
神奈川町字西ノ町、同字仲ノ町、同字九番町、同字十番町、同字谷町、同字柳町、同字平尾前ノ全部
神奈川町字神明町、同字新町、同字浦島町、同字富家町、同字横軒町、同字中川ノ一部（圖面省略）
青木町字瀧ノ町、同字久保町、同字宮ノ町、同字元町、同字横軒町二丁目、同字七軒町代地ノ全部
青木町字七軒町、同字下臺町、同字上臺町、同字東輕井澤、同字幸ケ谷、同字反町、同字廣臺、同字內海、同字鶴屋町、同字町下、同字松本町ノ一部（圖面省略）
淺間町字追分ノ全部
淺間町字淺間下、同字神明下、同字霜下、同字鹿島、同字社宮司ノ一部（圖面省略）
山內町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部
子安町字海道通ノ一部（圖面省略）
木牧町字上臺、同字臺、同字簀輪下、同字矢、同字一ノ谷、同字向、同字二ノ谷ノ一部（圖面省略）
北方町字泉、同字上野、同字西ノ谷、同字小淡、同字竹ノ花ノ一部（圖面省略）
中村町字西、同字道場、同字相澤ノ全部
中村町字山田、同字中村、同字八幡、同字中居、同字東、同字打越、同字鉾ノ一部（圖面省略）
根岸町字相澤、同字麥田ノ全部
根岸町字猿田、同字西竹ノ丸、同字立野、同字廣地、同字立野竹ノ丸、鷲山ノ一部（圖面省略）

瀧頭町字岩瀨ノ全部
磯子町字濱、同字間坂、同字廣地、同字腰越ノ一部（圖面省略）
岡村町字仲ノ町ノ一部（圖面省略）
蒔田町字宮ノ脇ノ全部
蒔田町字一本松、同字堂面、同字井領田、同字宿、同字一ノ坪同字三反田、同字居尻、同字六反目、同字廻リ坪ノ一部（圖面省略）
大岡町字鯛袋、同字釜田、同字大橋詰、同字中島、同字樋ノ口、同字宮ノ前ノ一部（圖面省略）

(一)左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ニ接スル建築物ノ敷地

一、神奈川町字二本榎二千八百五番地ノ「イ」地先ヨリ同字齋藤分三千五十番地イ號地先ニ至ルノ路線
二、大正十三年三月十一日內閣認可橫濱都市計畫街路以下單ニ都市計畫街路ト謂フ第十四號ノ內青木町字下臺町三千六百十五番地ノ「ト」ノ一ノ二地先ヨリ淺間町字社宮司終點迄
三、山手町二百十六番地ノ二地先ヨリ同二百二十四番地ノ乙地先ニ至ルノ路線
四、都市計畫街路第十三號ノ內南太田町字西中耕地千七百四十二番地ノ「イ」地先ヨリ井土ケ谷町字川田終點迄及同路線終點ヨリ同字法心下百八十九番地ノ二地先ヲ左折シ同字町田百五番地ノ二地先市郡界ニ至ルノ線
五、都市計畫街路第三號ノ內蒔田町字西八十五番地ノ一地先ヨリ大岡町字千保千三百十六番地地先市郡境界ニ至ルノ路線
六、元町二丁目百七番地地先ヨリ山手町七十四番地地先ニ至ルノ路線
七、上野町十四番地ロ號地先ヨリ上野町十二番地地先ニ至ルノ路線
八、都市計畫街路第七號ノ內野毛町四丁目百九十七番地地先ヨリ伊勢町三丁目八十九番地ノ二地先迄及伊勢町三丁目八十九番地ノ二地先ヨリ西戶部町字池ノ坂九百九十五番地ノ一地先ニ至ルノ路線
九、上野町十三番地ノ一地先ヨリ北方町字上野六百三十五番地ノ一地先ニ至ルノ路線
十、都市計畫街路第一號ノ內神奈川町浦島町百三十四番地ノ七地先ヨリ同百三十二番地地先迄及久保町字道

上千百五十二番地ノ一地先ヨリ同千五百二十八番地地先迄

十一、本牧町字臺百四十五番地ノ一地先ヨリ同百四十六番地地先ニ至ルノ路線都市計畫街路第四號ノ內本牧町字臺百四十六番地地先ヨリ同字原終點迄及同路線終點ヨリ本牧町字矢二千四百九十四番地「イ」ノ一地先ニ至ルノ路線

十二、都市計畫街路第五號ノ內神奈川町字島越千九百七十二番地地先ヨリ市郡界六角橋南詰終點迄

十三、都市計畫街路第六號ノ內西戸部町字鹽田千二百四十六番地ノ一地先ヨリ淺間町字鹿島六百十六番地ノ二地先市郡境界迄

十四、都市計畫街路第八號ノ內南太田町字谷戸耕地二百七十番地地先市郡境界ヨリ井土ケ谷町字川田起點迄及都市計畫街路第十八號ノ內井土ケ谷町字川田起點ヨリ大岡町字大橋詰四十九番地地先迄

十五、都市計畫街路第十二號

十六、都市計畫街路第十六號ノ內子安町字七島百十三番地地先ヨリ同字神ノ木終點迄

十七、都市計畫街路第十九號ノ內千歳橋西詰ヨリ南吉田町字南六ツ目終點迄

十八、都市計畫街路第二十號ノ內中村町字西ノ谷起點ヨリ南吉田町字南六ツ目三百八十六番地ノ「ロ」地先迄及南吉田町字北六ツ目百七十二番地地先ヨリ南太田町字西中耕地終點迄

十九、都市計畫街路第二十一號ノ內本牧町字小湊起點ヨリ同百七十九番地地先迄

二十、都市計畫街路第二十二號ノ內蒔田町字井領田二百九十二番地地先ヨリ南太田町字清水耕地終點迄

二十一、西戸部町字西ノ原千五百五十六番地地先ヨリ久保町字大谷七百八十三番地ノ一地先ニ至ルノ路線

二十二、大岡町字樋ノ口五百十二番地ノ二地先ヨリ觀音橋ヲ經テ弘明寺町字前田百三十三番地地先ニ至ルノ路線

二十三、青木町字反町五百五十一番地ノ二地先ヨリ同字反町五百二十三番地地先ニ至ルノ路線

二十四、磯子町字禪馬二十番地ノ三地先ヨリ同字濱千六百四十五番地ノ乙地先ニ至ルノ路線

二十五、磯子町字濱千六百八十六番地ノ十地先「蒔名橋西詰」ヨリ磯子町字間坂千六百六十六番地ノ十八地先市

郡境界ニ至ルノ路線

(二)　左記建築線ニ接スル建物ノ敷地

一、石川仲町四丁目八十九番地地先ヨリ中村町字谿千五百三十六番地イ號ノ一地先ニ至ル道路ノ四側ニ於ケル建築線

二、都市計畫街路第七號ノ內野毛町四丁目百八十七番地ノ「イ」地先ヨリ同四丁目百九十七番地地先ニ至ル道路ノ東側ニ於ケル建築線

三、磯子町字禪馬三番地ノ四地先ヨリ同二十番地ノ三地先ニ至ル道路ノ北側ニ於ケル建築線

八、左記專用軌道又ハ之ニ沿フ道路ニ接スル建築物ノ敷地

一、本牧町字矢二千六百二十四番地ノ一地先ヨリ同字一ノ矢三千九百九十八番地ノ一地先ニ至ルノ路線

第二　工業地域之部

左記區域內ニ在ル建築物ノ敷地但シ第一商業地域之部ニ掲クルモノヲ除ク

新港町ノ全部

平沼町一丁目同三丁目同四丁目ノ全部

入船町ノ全部

長住町ノ全部

高島町一丁目ノ全部

櫻木町一丁目ノ全部

內田町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目同五丁目同六丁目同七丁目同八丁目ノ全部

橘町一丁目同二丁目同三丁目ノ全部

綠町一丁目同二丁目同三丁目同四番地同五番地ノ全部

新山下町三丁目ノ全部

末吉町七丁目ノ全部

長島町七丁目ノ全部
吉岡町七丁目ノ全部
西戸部町字鹽田ノ全部
南太田町字清水耕地、同字富士見耕地、同字上耕地同字西中耕地ノ一部(圖面省略)
南吉田町字西川外、同字南七ツ目、同字南六ツ目、同字南五ツ目、同字南川外、同字北五ツ目、同字北六ツ目、同字北七ツ目ノ全部
岡野町ノ全部
西平沼町ノ全部
尾張屋町ノ全部
久保町字殿田、同字宮下、同字寺下、同字反町、同字鹽田ノ全部
久保町字道上ノ一部(圖面省略)
神奈川町字棉花町、同字渡邊、同字浦島町、同字富家町、同字新町、同字稻荷町、同字神明町ノ全部
神奈川町字中丸、同字浦島丘、同字立町ノ一部(圖面省略)
青木町字内海、同字鶴屋町、同字北幸町、同字南幸町、同字臺町下ノ全部
青木町字下臺町、同字東輕井澤ノ一部(圖面省略)
淺間町字鍋下、同字大新田、同字社宮司、同字鹿島、同字神明下、同字淺間下ノ全部
星野町ノ全部
橋本町一丁目、同二丁目、同三丁目、同町地先埋立地ノ全部
新浦島町一丁目、同二丁目ノ全部
千若町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部
守屋町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部
子安町字海道通ノ全部

子安町字溝下、同字神ノ木、同字大口、同字七島ノ一部(圖面省略)
中村町字西ノ谷、同字池ノ下ノ全部
中村町字彌八ケ谷ノ全部
根岸町字分田、同字廣地ノ全部
根岸町字上、同字馬場、同字坂下、同字下、同字西芝生ノ一部(圖面省略)
瀧頭町字原、同字濱、同字上江、同字北田、同字廣地ノ全部
磯子町字禪馬ノ一部(圖面省略)
堀内町字女坂、同字新川、同字富士塚、同字石畠ノ全部
堀内町字荒畠、同字柿ケ谷ノ一部(圖面省略)
蒔田町字井領田、同字耕地、同字一本松、同字矢畑、同字下ノ前、同字宿、同字蒔田橋、同字一ノ坪、同字山ノ根、同字門田、同字三反田、同字居尻、同字東谷、同字五反田、同字榎木坪、同字六反目、同字廻リ坪、同字町田、同字八反目、同字雜色、同字堂面ノ全部
井土ケ谷町ノ全部但シ同字山ノ根ノ全部ヲ除ク
大岡町字鯏袋、同字樋ノ口、同字北ノ前ノ全部
大岡町字釜田、同字大橋詰、同字中島、同字前、同字堰ノ上ノ一部(圖面省略)

第三　住居地域之部

左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地但シ第一商業地域之部及第二工業地域之部ニ掲クルモノヲ除ク

第四

第一項ニ掲クル路線ニシテ横濱都市計畫トシテ決定シタル道路ノ一部若ハ全部ニ一致スル部分ハ之ニ依ル

八　舊市域内地域の變更竝新市域内地域の指定

尚其の後に於て小部分の變更あり、即ち久保山火葬場附近は住宅地域に指定せられたりしを市

に於て火葬場設置の關係上指定より除外し、未指定地域に編入することゝなり、大正十五年三月六日内務省告示第二十八號及第二十九號を以て左記の如く告示あり。

次で商業地域の子安町七島の内一部改正あり、大正十五年九月十四日内務省告示第百三十七號を以て次の如く告示あり。

○内務省告示第二十八號

大正十四年八月内務省告示第百三十七號横濱都市計畫區域内ニ於ケル市街地建築物法第一條ノ規定ニ依ル地域中左ノ通變更ス

大正十五年三月六日

内務大臣　若槻禮次郎

第三住居地域之部中「横濱市ノ全部」ノ下ニ「但シ横濱都市計畫區域内ニ於ケル市街地建築物法第一條ノ規定ニ依ル地域ヲ除ク」ヲ加フ

○内務省告示第二十九號

横濱都市計畫火葬場左ノ通決定スルノ件大正十五年三月三日内閣ノ認可ヲ得タリ

大正十五年三月六日

内務大臣　若槻禮次郎

横濱都市計畫火葬場左ノ通定ム

名稱	位置	面積(約)
久保町火葬場	横濱市久保町字大丸ノ内	一千六百坪

○内務省告示第百三十七號

大正十四年八月内務省告示第百三十七號横濱都市計畫區域内ニ於ケル市街地建築物法第一條ノ規定ニ依ル地域中左ノ通改ム

大正十五年九月十四日

内務大臣　若槻禮次郎

第一商業地域之部ロ(一)第十六號ヲ左ノ通改ム

十六　都市計畫街路第十六號ノ内子安町字七島百三十三番地イ一地先ヨリ同字神ノ木終點迄

次に昭和二年四月本市域擴張と共に市街地建築物法は當然適用せらるゝを以て勢ひ新市域編入部分の地域指定の必要を生じたり。

然して全都市計畫區域に亙る地域指定案の大體は以前より豫想調査ありたれども、更に詳細調査を重ね、復興局に於て立案したるものを昭和二年十月二十一日附建發第七四五號を以て復興局長官より本市に諮問ありたるを以て、本市は尚調査する所あり、一部の修正を答申せむとし昭和三年三月二十三日之を市會に諮問し、右同日可決の上翌三月二十四日復興局へ答申したるが、右は昭和三年十二月五日特別都市計畫委員會に附議の上、特別委員會に附託の後決定せられ昭和四年四月二十五日内務省告示第百二十二號を以て告示あり。（圖面添付）

右に關する特別都市計畫委員會の説明及内務省告示を左に掲ぐ。

特別都市計畫委員會説明

横濱都市計畫區域内ニ於ケル市街地建築物法ニ依ル地域ハ大正十四年七月二十八日特別都市計畫委員會ノ議ヲ經テ之ヲ決定シ、同年九月一日ヨリ施行シタルカ其ノ範圍ハ舊横濱市内ニ限ラレ其ノ後鶴見町外八箇町村ヲ合併シテ市域ヲ擴張シタルヲ以テ、其ノ區域ニ對シ新ニ地域ヲ指定シ尚之ニ關聯シテ既定ノ地域ニ付テモ局部的ノ變更ヲ加フルヲ適當ト認メ本案ノ通變更竝指定

セムトスルモノナリ

今其ノ概要ヲ摘記セハ

一、商業地域　鶴見區内新國道ト鐵道東海道線トノ間ニ介在スル一帶ノ低地及生麥、花月園附近ハ舊市及川崎市ニ接續シ加フルニ主要街路、鐵道及軌道等集中シ商業地トシテ樞要ノ位置ヲ占メ又神奈川區六角橋附近、保土ケ谷驛附近、中區弘明寺附近及磯子區森、中原、杉田ノ一部ハ局地的商業ノ小中心地トシテ著シク發展ノ傾向アルヲ以テ適當ノ區域ヲ劃シテ之ヲ集團的商業地域トシ且主要ナル現存街路及都市計畫道路ノ沿線ヲ路線的商業地域トシ

二、工業地域　横濱市ノ東端鶴見川沿岸ノ平坦地及鶴見區内埋立地並帷子川沿ニシテ既定工業地域ニ接續セル保土ケ谷區ノ一部ハ夫々水陸運輸ノ利ヲ占メ既ニ工業地トシテ發展シ又ハ將來開發セムトスル狀況ニ在ルヲ以テ之ヲ集團的工業地域トシ

三、住居地域　新市域ハ概ネ土地高燥風物快適ニシテ住宅地トシテ好適ナルヲ以テ其ノ大部分ヲ住居地域トシ

四、未指定地域　横濱市ノ北部鶴見川上流一帶ノ低地ハ土地ノ開發未タ遲々トシテ進マス將來ニ於ケル發展ノ趨向ヲ豫測シ難キヲ以テ暫ク未指定地トシテ保留セムトスルモノニシテ各種地域ノ面積分配ニ付比較スレハ左ノ如シ

地域別	變更竝指定後ノ地域		既指定ノ地域	
	面積(約)	百分比	面積(約)	百分比
商業地域	五、〇八三千坪	一二・六	二、八八〇千坪	二五・二
工業地域	四〇、五一一	一〇〇・〇	一一、四六〇	一〇〇・〇
計	三、〇五五	七・五	二	〇・一
住居地域	二六、九一一	六六・四	六、六四八	五七・九
未指定地域	五、四六二	一三・五	一、九三〇	一六・八

◎内務省告示第百二十二號

大正十四年八月内務省告示第百三十七號横濱都市計畫區域内ニ於ケル市街地建築物法第一條ノ規定ニ依ル地域左ノ通變更竝指定シ昭和四年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年四月二十五日

内務大臣　望　月　圭　介

○横濱市都市計畫區域内ニ於ケル市街地建築物法ノ規定ニ依ル地域變更

第一　商業地域之部

イ中

「表高島町之全部」ヲ「表高島町ノ一部（圖面表示）ニ改ム

久保町字道上ノ一部ヲ圖面ノ通改ム

「大野町ノ全部」ヲ削ル

「林町ノ全部」ヲ削ル

「寶町ノ全部」ヲ削ル

神奈川町ヲ削ル

淺間町字鹿島同字社宮司ノ一部ヲ圖面ノ通改ム
[山內町一丁目同二丁目同三丁目同四丁目ノ全部ヲ左ノ通改ム
山內町一丁目ノ全部
山內町二丁目ノ一部(圖面表示)
大岡町ヲ削リ左ノ通加フ
鶴見區內
鶴見町生麥町東寺尾町ノ一部(圖面表示)
神奈川區內
神奈川町六角橋町ノ一部(圖面表示)
中區內
、通町中島町大橋町大岡町弘明寺町中里町ノ一部(圖面表示)
保土ケ谷區內
帷子町天王町宮田町保土ケ谷町岩間上町岩間下町ノ一部(圖面表示)
磯子區內
森町中原町杉田町ノ一部(圖面表示)
ロ(一)中左ノ通改ム
十都市計畫街路第一號ノ內神奈川區神奈川町字浦島町百三十四番地ノ七地先ヨリ同百三十二番地地先迄表高
島町乙ノ二番地地先ヨリ同乙ノ一番地ノ一地先迄及中區久保町字道上千百五十二番地ノ一地先ヨリ保土ケ
谷區保土ケ谷町字岩間終點迄
十二都市計畫街路第五號ノ內神奈川區神奈川町字齋藤分三千五十番地イ號地先ヨリ六角橋南詰終點迄
二十二削ル
二十六鶴見區潮田町字向原千六百四十九番地地先ニ至ルノ路線

二十七鶴見區鶴見町字下町千十番地地先ヨリ潮見橋ヲ經テ潮田町字向原三百二十番地地先ニ至ルノ路線
二十八鶴見區生麥町字八幡前千二百九十五番地地先ヨリ鶴見町管澤町ヲ經テ市場町千六百五十三番地ノ三地
先川崎市境界ニ至ルノ路線
二十九昭和三年五月內務省告示第百八號橫濱都市計畫道路補助線第四號ノ內鶴見區鶴見町昭和三年五月內務
省告示第百八號橫濱都市計畫道路幹線以下單ニ都市計畫道路幹線ト謂フ)第二號交叉點ヨリ同町字豐岡四百
一番地地先迄及同番地地先ヨリ同三百三十九番地地先ニ至ルノ路線
三　十都市計畫道路幹線第二號ノ內鶴見區鶴見町字豐岡七百七十五番地地先ヨリ同町同第二十六號分岐點迄
同第二十六號及同第二十三號ノ內上末吉町同第二十六號接合點ヨリ末吉橋南詰迄
三十一都市計畫道路幹線第三號ノ內神奈川區神奈川町字西白樂二千百三十七番地ノ一地先ヨリ南綱島町字別
所府縣道第十號神奈川溝ノ口線交叉點迄
三十二都市計畫道路幹線第四號ノ內神奈川區六角橋町字池ノ下三百六十七番地地先ヨリ小机町市郡境界終點
迄
三十三保土ケ谷區宮田町字宮田六十八番地地先ヨリ同百十二番地ノ一地先ニ至ルノ路線及都市計畫道路幹線
第六號ノ內同百十二番地ノ一地先ヨリ川島町市郡境界終點迄但シ工業地域ニ屬スル部分ヲ除ク
三十四都市計畫道路幹線第七號ノ內神奈川區淺間町字社宮司起點ヨリ保土ケ谷區保土ケ谷町同第二十二號分
岐點迄及保土ケ谷町地內國道一號路線既改修區間
三十五都市計畫道路幹線第十號ノ內第五號路線終點ヨリ中區日野町市郡境界終點迄
三十六都市計畫道路幹線第二十九號ノ內中區笹下町同第十號交叉點ヨリ磯子區杉田町字宮田千四百三十三番
地ノ一地先迄
三十七第二十五號路線終點ヨリ磯子區森町中原町ヲ經テ杉田町字大道五百七十一番地ノ二地先市郡境界ニ至
ルノ路線

第二　工業地域之部中

「但シ第一商業地域之部ニ掲クルモノヲ除ク」ヲ「但シ第一商業地域之部ロ(一)第三十三號ヲ除ク)ニ掲クルモノヲ除ク」ニ改ム

「高島町一丁目ノ全部」ノ次ニ左ノ通加フ

表高島町ノ全部

山内町一丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

林町ノ全部

大野町ノ全部

寶町ノ全部

久保町字道上ノ一部ヲ圖面ノ通改ム

大岡町ヲ削リ左ノ通加フ

鶴見區内

江ヶ崎町、矢向町、市場町、平安町、菅澤町、潮田町、小野町、安善町、末廣町ノ全部鶴見町、生麥町、上末吉町、下末吉町ノ一部(圖面表示)

中區内

中島町、大橋町ノ全部

永田町ノ一部(圖面表示)

保土ヶ谷區

天王町ノ全部

帷子町、峯岡町、神戸下町、岩間下町、星川町、和田町、佛向町ノ一部(圖面表示)

第三　住居地域之部

左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地

横濱市ノ全部但シ左ノ區域ヲ除ク

第一商業地域之部及第二工業地域之部ニ掲クルモノ

鶴見區内

獅子ヶ谷町、駒岡町ノ一部(圖面表示)

神奈川區内

南綱島町、北綱島ノ全部

菊名町、篠原町、大豆戸町、太尾町、大曾根町、樽町、岸根町、鳥山町、小机町、師岡町ノ一部(圖面表示)

横濱都市計畫久保町火葬場敷地

上大岡町火葬場、神大寺火葬場及西谷火葬場ノ敷地(圖面表示)

以上

都市計畫用途地域竝道路網圖

都市計畫用

（昭和七年二月横綱第一四號ノ一ノ二檢閱濟）

都市計畫用途地域竝道路網圖

鶴見區
神奈川區
横濱市
港湾横
東
鳥山町
三枚町
片倉町
羽沢町
岸根町
篠原町
菊名町
生麦町
白石町
大川町
安善町
末吉町
小野町
田潮町
神奈川
横濱
市

縣
川
奈
神
鶴見區
東寺尾町
北寺尾町
寺尾中町
寺尾西町
寺尾本町
寺尾台町
鶴見中央
鶴見
生麦
生麦町
神明前
市場
馬場
池
菊谷
菊谷町
原谷
原谷町
大西
大豆戸町
豆戸町
下谷
下谷町
上谷
上谷町
谷中
谷中町
谷内
谷内町
新吉
新吉町
新子安
子安
子安町
安子
町安子
白幡
白幡西
白幡町
幡西
幡西町
六角橋
角橋
橋町
篠原
篠原町
本町
原町
岸根
岸根町
根岸
根岸町
鳥山
鳥山町
三枚
三枚町
片倉
片倉町
菅田
菅田町
新羽
新羽町
羽沢
羽沢町
神大寺
大寺
大寺町
横
横浜
横浜港
港湾
港湾横
港湾横浜
港湾横浜埋立
埋立
埋立地
埋立第一
埋立第二
埋立第三
埋立第四
埋立第五
埋立第六
埋立第七
埋立第八
埋立第九
埋立第十
埋立第十一
埋立第十二
埋立第十三
埋立第十四
埋立第十五
埋立第十六
埋立第十七
埋立第十八
埋立第十九
埋立第二十
埋立第二十一
埋立第二十二
埋立第二十三
埋立第二十四
埋立第二十五
埋立第二十六
埋立第二十七
埋立第二十八
埋立第二十九
埋立第三十
埋立第三十一
埋立第三十二
埋立第三十三
埋立第三十四
埋立第三十五
埋立第三十六
埋立第三十七
埋立第三十八
埋立第三十九
埋立第四十
埋立第四十一
埋立第四十二
埋立第四十三
埋立第四十四
埋立第四十五
埋立第四十六
埋立第四十七
埋立第四十八
埋立第四十九
埋立第五十
埋立第五十一
埋立第五十二
埋立第五十三
埋立第五十四
埋立第五十五
埋立第五十六
埋立第五十七
埋立第五十八
埋立第五十九
埋立第六十
埋立第六十一
埋立第六十二
埋立第六十三
埋立第六十四
埋立第六十五
埋立第六十六
埋立第六十七
埋立第六十八
埋立第六十九
埋立第七十
埋立第七十一
埋立第七十二
埋立第七十三
埋立第七十四
埋立第七十五
埋立第七十六
埋立第七十七
埋立第七十八
埋立第七十九
埋立第八十
埋立第八十一
埋立第八十二
埋立第八十三
埋立第八十四
埋立第八十五
埋立第八十六
埋立第八十七
埋立第八十八
埋立第八十九
埋立第九十
埋立第九十一
埋立第九十二
埋立第九十三
埋立第九十四
埋立第九十五
埋立第九十六
埋立第九十七
埋立第九十八
埋立第九十九
埋立第百
埋立第百一
埋立第百二
埋立第百三
埋立第百四
埋立第百五
埋立第百六
埋立第百七
埋立第百八
埋立第百九
埋立第百十
埋立第百十一
埋立第百十二
埋立第百十三
埋立第百十四
埋立第百十五
埋立第百十六
埋立第百十七
埋立第百十八
埋立第百十九
埋立第百二十
埋立第百二十一
埋立第百二十二
埋立第百二十三
埋立第百二十四
埋立第百二十五
埋立第百二十六
埋立第百二十七
埋立第百二十八
埋立第百二十九
埋立第百三十
埋立第百三十一
埋立第百三十二
埋立第百三十三
埋立第百三十四
埋立第百三十五
埋立第百三十六
埋立第百三十七
埋立第百三十八
埋立第百三十九
埋立第百四十
埋立第百四十一
埋立第百四十二
埋立第百四十三
埋立第百四十四
埋立第百四十五
埋立第百四十六
埋立第百四十七
埋立第百四十八
埋立第百四十九
埋立第百五十
埋立第百五十一
埋立第百五十二
埋立第百五十三
埋立第百五十四
埋立第百五十五
埋立第百五十六
埋立第百五十七
埋立第百五十八
埋立第百五十九
埋立第百六十
埋立第百六十一
埋立第百六十二
埋立第百六十三
埋立第百六十四
埋立第百六十五
埋立第百六十六
埋立第百六十七
埋立第百六十八
埋立第百六十九
埋立第百七十
埋立第百七十一
埋立第百七十二
埋立第百七十三
埋立第百七十四
埋立第百七十五
埋立第百七十六
埋立第百七十七
埋立第百七十八
埋立第百七十九
埋立第百八十
埋立第百八十一
埋立第百八十二
埋立第百八十三
埋立第百八十四
埋立第百八十五
埋立第百八十六
埋立第百八十七
埋立第百八十八
埋立第百八十九
埋立第百九十
埋立第百九十一
埋立第百九十二
埋立第百九十三
埋立第百九十四
埋立第百九十五
埋立第百九十六
埋立第百九十七
埋立第百九十八
埋立第百九十九
埋立第二百
埋立第二百一
埋立第二百二
埋立第二百三
埋立第二百四
埋立第二百五
埋立第二百六
埋立第二百七
埋立第二百八
埋立第二百九
埋立第二百十
埋立第二百十一
埋立第二百十二
埋立第二百十三
埋立第二百十四
埋立第二百十五
埋立第二百十六
埋立第二百十七
埋立第二百十八
埋立第二百十九
埋立第二百二十
埋立第二百二十一
埋立第二百二十二
埋立第二百二十三
埋立第二百二十四
埋立第二百二十五
埋立第二百二十六
埋立第二百二十七
埋立第二百二十八
埋立第二百二十九
埋立第二百三十
埋立第二百三十一
埋立第二百三十二
埋立第二百三十三
埋立第二百三十四
埋立第二百三十五
埋立第二百三十六
埋立第二百三十七
埋立第二百三十八
埋立第二百三十九
埋立第二百四十
埋立第二百四十一
埋立第二百四十二
埋立第二百四十三
埋立第二百四十四
埋立第二百四十五
埋立第二百四十六
埋立第二百四十七
埋立第二百四十八
埋立第二百四十九
埋立第二百五十
埋立第二百五十一
埋立第二百五十二
埋立第二百五十三
埋立第二百五十四
埋立第二百五十五
埋立第二百五十六
埋立第二百五十七
埋立第二百五十八
埋立第二百五十九
埋立第二百六十
埋立第二百六十一
埋立第二百六十二
埋立第二百六十三
埋立第二百六十四
埋立第二百六十五
埋立第二百六十六
埋立第二百六十七
埋立第二百六十八
埋立第二百六十九
埋立第二百七十
埋立第二百七十一
埋立第二百七十二
埋立第二百七十三
埋立第二百七十四
埋立第二百七十五
埋立第二百七十六
埋立第二百七十七
埋立第二百七十八
埋立第二百七十九
埋立第二百八十
埋立第二百八十一
埋立第二百八十二
埋立第二百八十三
埋立第二百八十四
埋立第二百八十五
埋立第二百八十六
埋立第二百八十七
埋立第二百八十八
埋立第二百八十九
埋立第二百九十
埋立第二百九十一
埋立第二百九十二
埋立第二百九十三
埋立第二百九十四
埋立第二百九十五
埋立第二百九十六
埋立第二百九十七
埋立第二百九十八
埋立第二百九十九
埋立第三百
埋立第三百一
埋立第三百二
埋立第三百三
埋立第三百四
埋立第三百五
埋立第三百六
埋立第三百七
埋立第三百八
埋立第三百九
埋立第三百十
埋立第三百十一
埋立第三百十二
埋立第三百十三
埋立第三百十四
埋立第三百十五
埋立第三百十六
埋立第三百十七
埋立第三百十八
埋立第三百十九
埋立第三百二十
埋立第三百二十一
埋立第三百二十二
埋立第三百二十三
埋立第三百二十四
埋立第三百二十五
埋立第三百二十六
埋立第三百二十七
埋立第三百二十八
埋立第三百二十九
埋立第三百三十
埋立第三百三十一
埋立第三百三十二
埋立第三百三十三
埋立第三百三十四
埋立第三百三十五
埋立第三百三十六
埋立第三百三十七
埋立第三百三十八
埋立第三百三十九
埋立第三百四十
埋立第三百四十一
埋立第三百四十二
埋立第三百四十三
埋立第三百四十四
埋立第三百四十五
埋立第三百四十六
埋立第三百四十七
埋立第三百四十八
埋立第三百四十九
埋立第三百五十
埋立第三百五十一
埋立第三百五十二
埋立第三百五十三
埋立第三百五十四
埋立第三百五十五
埋立第三百五十六
埋立第三百五十七
埋立第三百五十八
埋立第三百五十九
埋立第三百六十
埋立第三百六十一
埋立第三百六十二
埋立第三百六十三
埋立第三百六十四
埋立第三百六十五
埋立第三百六十六
埋立第三百六十七
埋立第三百六十八
埋立第三百六十九
埋立第三百七十
埋立第三百七十一
埋立第三百七十二
埋立第三百七十三
埋立第三百七十四
埋立第三百七十五
埋立第三百七十六
埋立第三百七十七
埋立第三百七十八
埋立第三百七十九
埋立第三百八十
埋立第三百八十一
埋立第三百八十二
埋立第三百八十三
埋立第三百八十四
埋立第三百八十五
埋立第三百八十六
埋立第三百八十七
埋立第三百八十八
埋立第三百八十九
埋立第三百九十
埋立第三百九十一
埋立第三百九十二
埋立第三百九十三
埋立第三百九十四
埋立第三百九十五
埋立第三百九十六
埋立第三百九十七
埋立第三百九十八
埋立第三百九十九
埋立第四百
埋立第四百一
埋立第四百二
埋立第四百三
埋立第四百四
埋立第四百五
埋立第四百六
埋立第四百七
埋立第四百八
埋立第四百九
埋立第四百十
埋立第四百十一
埋立第四百十二
埋立第四百十三
埋立第四百十四
埋立第四百十五
埋立第四百十六
埋立第四百十七
埋立第四百十八
埋立第四百十九
埋立第四百二十
埋立第四百二十一
埋立第四百二十二
埋立第四百二十三
埋立第四百二十四
埋立第四百二十五
埋立第四百二十六
埋立第四百二十七
埋立第四百二十八
埋立第四百二十九
埋立第四百三十
埋立第四百三十一
埋立第四百三十二
埋立第四百三十三
埋立第四百三十四
埋立第四百三十五
埋立第四百三十六
埋立第四百三十七
埋立第四百三十八
埋立第四百三十九
埋立第四百四十
埋立第四百四十一
埋立第四百四十二
埋立第四百四十三
埋立第四百四十四
埋立第四百四十五
埋立第四百四十六
埋立第四百四十七
埋立第四百四十八
埋立第四百四十九
埋立第四百五十
埋立第四百五十一
埋立第四百五十二
埋立第四百五十三
埋立第四百五十四
埋立第四百五十五
埋立第四百五十六
埋立第四百五十七
埋立第四百五十八
埋立第四百五十九
埋立第四百六十
埋立第四百六十一
埋立第四百六十二
埋立第四百六十三
埋立第四百六十四
埋立第四百六十五
埋立第四百六十六
埋立第四百六十七
埋立第四百六十八
埋立第四百六十九
埋立第四百七十
埋立第四百七十一
埋立第四百七十二
埋立第四百七十三
埋立第四百七十四
埋立第四百七十五
埋立第四百七十六
埋立第四百七十七
埋立第四百七十八
埋立第四百七十九
埋立第四百八十
埋立第四百八十一
埋立第四百八十二
埋立第四百八十三
埋立第四百八十四
埋立第四百八十五
埋立第四百八十六
埋立第四百八十七
埋立第四百八十八
埋立第四百八十九
埋立第四百九十
埋立第四百九十一
埋立第四百九十二
埋立第四百九十三
埋立第四百九十四
埋立第四百九十五
埋立第四百九十六
埋立第四百九十七
埋立第四百九十八
埋立第四百九十九
埋立第五百
埋立第五百一
埋立第五百二
埋立第五百三
埋立第五百四
埋立第五百五
埋立第五百六
埋立第五百七
埋立第五百八
埋立第五百九
埋立第五百十
埋立第五百十一
埋立第五百十二
埋立第五百十三
埋立第五百十四
埋立第五百十五
埋立第五百十六
埋立第五百十七
埋立第五百十八
埋立第五百十九
埋立第五百二十
埋立第五百二十一
埋立第五百二十二
埋立第五百二十三
埋立第五百二十四
埋立第五百二十五
埋立第五百二十六
埋立第五百二十七
埋立第五百二十八
埋立第五百二十九
埋立第五百三十
埋立第五百三十一
埋立第五百三十二
埋立第五百三十三
埋立第五百三十四
埋立第五百三十五
埋立第五百三十六
埋立第五百三十七
埋立第五百三十八
埋立第五百三十九
埋立第五百四十
埋立第五百四十一
埋立第五百四十二
埋立第五百四十三
埋立第五百四十四
埋立第五百四十五
埋立第五百四十六
埋立第五百四十七
埋立第五百四十八
埋立第五百四十九
埋立第五百五十
埋立第五百五十一
埋立第五百五十二
埋立第五百五十三
埋立第五百五十四
埋立第五百五十五
埋立第五百五十六
埋立第五百五十七
埋立第五百五十八
埋立第五百五十九
埋立第五百六十
埋立第五百六十一
埋立第五百六十二
埋立第五百六十三
埋立第五百六十四
埋立第五百六十五
埋立第五百六十六
埋立第五百六十七
埋立第五百六十八
埋立第五百六十九
埋立第五百七十
埋立第五百七十一
埋立第五百七十二
埋立第五百七十三
埋立第五百七十四
埋立第五百七十五
埋立第五百七十六
埋立第五百七十七
埋立第五百七十八
埋立第五百七十九
埋立第五百八十
埋立第五百八十一
埋立第五百八十二
埋立第五百八十三
埋立第五百八十四
埋立第五百八十五
埋立第五百八十六
埋立第五百八十七
埋立第五百八十八
埋立第五百八十九
埋立第五百九十
埋立第五百九十一
埋立第五百九十二
埋立第五百九十三
埋立第五百九十四
埋立第五百九十五
埋立第五百九十六
埋立第五百九十七
埋立第五百九十八
埋立第五百九十九
埋立第六百
埋立第六百一
埋立第六百二
埋立第六百三
埋立第六百四
埋立第六百五
埋立第六百六
埋立第六百七
埋立第六百八
埋立第六百九
埋立第六百十
埋立第六百十一
埋立第六百十二
埋立第六百十三
埋立第六百十四
埋立第六百十五
埋立第六百十六
埋立第六百十七
埋立第六百十八
埋立第六百十九
埋立第六百二十
埋立第六百二十一
埋立第六百二十二
埋立第六百二十三
埋立第六百二十四
埋立第六百二十五
埋立第六百二十六
埋立第六百二十七
埋立第六百二十八
埋立第六百二十九
埋立第六百三十
埋立第六百三十一
埋立第六百三十二
埋立第六百三十三
埋立第六百三十四
埋立第六百三十五
埋立第六百三十六
埋立第六百三十七
埋立第六百三十八
埋立第六百三十九
埋立第六百四十
埋立第六百四十一
埋立第六百四十二
埋立第六百四十三
埋立第六百四十四
埋立第六百四十五
埋立第六百四十六
埋立第六百四十七
埋立第六百四十八
埋立第六百四十九
埋立第六百五十
埋立第六百五十一
埋立第六百五十二
埋立第六百五十三
埋立第六百五十四
埋立第六百五十五
埋立第六百五十六
埋立第六百五十七
埋立第六百五十八
埋立第六百五十九
埋立第六百六十
埋立第六百六十一
埋立第六百六十二
埋立第六百六十三
埋立第六百六十四
埋立第六百六十五
埋立第六百六十六
埋立第六百六十七
埋立第六百六十八
埋立第六百六十九
埋立第六百七十
埋立第六百七十一
埋立第六百七十二
埋立第六百七十三
埋立第六百七十四
埋立第六百七十五
埋立第六百七十六
埋立第六百七十七
埋立第六百七十八
埋立第六百七十九
埋立第六百八十
埋立第六百八十一
埋立第六百八十二
埋立第六百八十三
埋立第六百八十四
埋立第六百八十五
埋立第六百八十六
埋立第六百八十七
埋立第六百八十八
埋立第六百八十九
埋立第六百九十
埋立第六百九十一
埋立第六百九十二
埋立第六百九十三
埋立第六百九十四
埋立第六百九十五
埋立第六百九十六
埋立第六百九十七
埋立第六百九十八
埋立第六百九十九
埋立第七百
埋立第七百一
埋立第七百二
埋立第七百三
埋立第七百四
埋立第七百五
埋立第七百六
埋立第七百七
埋立第七百八
埋立第七百九
埋立第七百十
埋立第七百十一
埋立第七百十二
埋立第七百十三
埋立第七百十四
埋立第七百十五
埋立第七百十六
埋立第七百十七
埋立第七百十八
埋立第七百十九
埋立第七百二十
埋立第七百二十一
埋立第七百二十二
埋立第七百二十三
埋立第七百二十四
埋立第七百二十五
埋立第七百二十六
埋立第七百二十七
埋立第七百二十八
埋立第七百二十九
埋立第七百三十
埋立第七百三十一
埋立第七百三十二
埋立第七百三十三
埋立第七百三十四
埋立第七百三十五
埋立第七百三十六
埋立第七百三十七
埋立第七百三十八
埋立第七百三十九
埋立第七百四十
埋立第七百四十一
埋立第七百四十二
埋立第七百四十三
埋立第七百四十四
埋立第七百四十五
埋立第七百四十六
埋立第七百四十七
埋立第七百四十八
埋立第七百四十九
埋立第七百五十
埋立第七百五十一
埋立第七百五十二
埋立第七百五十三
埋立第七百五十四
埋立第七百五十五
埋立第七百五十六
埋立第七百五十七
埋立第七百五十八
埋立第七百五十九
埋立第七百六十
埋立第七百六十一
埋立第七百六十二
埋立第七百六十三
埋立第七百六十四
埋立第七百六十五
埋立第七百六十六
埋立第七百六十七
埋立第七百六十八
埋立第七百六十九
埋立第七百七十
埋立第七百七十一
埋立第七百七十二
埋立第七百七十三
埋立第七百七十四
埋立第七百七十五
埋立第七百七十六
埋立第七百七十七
埋立第七百七十八
埋立第七百七十九
埋立第七百八十
埋立第七百八十一
埋立第七百八十二
埋立第七百八十三
埋立第七百八十四
埋立第七百八十五
埋立第七百八十六
埋立第七百八十七
埋立第七百八十八
埋立第七百八十九
埋立第七百九十
埋立第七百九十一
埋立第七百九十二
埋立第七百九十三
埋立第七百九十四
埋立第七百九十五
埋立第七百九十六
埋立第七百九十七
埋立第七百九十八
埋立第七百九十九
埋立第八百
埋立第八百一
埋立第八百二
埋立第八百三
埋立第八百四
埋立第八百五
埋立第八百六
埋立第八百七
埋立第八百八
埋立第八百九
埋立第八百十
埋立第八百十一
埋立第八百十二
埋立第八百十三
埋立第八百十四
埋立第八百十五
埋立第八百十六
埋立第八百十七
埋立第八百十八
埋立第八百十九
埋立第八百二十
埋立第八百二十一
埋立第八百二十二
埋立第八百二十三
埋立第八百二十四
埋立第八百二十五
埋立第八百二十六
埋立第八百二十七
埋立第八百二十八
埋立第八百二十九
埋立第八百三十
埋立第八百三十一
埋立第八百三十二
埋立第八百三十三
埋立第八百三十四
埋立第八百三十五
埋立第八百三十六
埋立第八百三十七
埋立第八百三十八
埋立第八百三十九
埋立第八百四十
埋立第八百四十一
埋立第八百四十二
埋立第八百四十三
埋立第八百四十四
埋立第八百四十五
埋立第八百四十六
埋立第八百四十七
埋立第八百四十八
埋立第八百四十九
埋立第八百五十
埋立第八百五十一
埋立第八百五十二
埋立第八百五十三
埋立第八百五十四
埋立第八百五十五
埋立第八百五十六
埋立第八百五十七
埋立第八百五十八
埋立第八百五十九
埋立第八百六十
埋立第八百六十一
埋立第八百六十二
埋立第八百六十三
埋立第八百六十四
埋立第八百六十五
埋立第八百六十六
埋立第八百六十七
埋立第八百六十八
埋立第八百六十九
埋立第八百七十
埋立第八百七十一
埋立第八百七十二
埋立第八百七十三
埋立第八百七十四
埋立第八百七十五
埋立第八百七十六
埋立第八百七十七
埋立第八百七十八
埋立第八百七十九
埋立第八百八十
埋立第八百八十一
埋立第八百八十二
埋立第八百八十三
埋立第八百八十四
埋立第八百八十五
埋立第八百八十六
埋立第八百八十七
埋立第八百八十八
埋立第八百八十九
埋立第八百九十
埋立第八百九十一
埋立第八百九十二
埋立第八百九十三
埋立第八百九十四
埋立第八百九十五
埋立第八百九十六
埋立第八百九十七
埋立第八百九十八
埋立第八百九十九
埋立第九百
埋立第九百一
埋立第九百二
埋立第九百三
埋立第九百四
埋立第九百五
埋立第九百六
埋立第九百七
埋立第九百八
埋立第九百九
埋立第九百十
埋立第九百十一
埋立第九百十二
埋立第九百十三
埋立第九百十四
埋立第九百十五
埋立第九百十六
埋立第九百十七
埋立第九百十八
埋立第九百十九
埋立第九百二十
埋立第九百二十一
埋立第九百二十二
埋立第九百二十三
埋立第九百二十四
埋立第九百二十五
埋立第九百二十六
埋立第九百二十七
埋立第九百二十八
埋立第九百二十九
埋立第九百三十
埋立第九百三十一
埋立第九百三十二
埋立第九百三十三
埋立第九百三十四
埋立第九百三十五
埋立第九百三十六
埋立第九百三十七
埋立第九百三十八
埋立第九百三十九
埋立第九百四十
埋立第九百四十一
埋立第九百四十二
埋立第九百四十三
埋立第九百四十四
埋立第九百四十五
埋立第九百四十六
埋立第九百四十七
埋立第九百四十八
埋立第九百四十九
埋立第九百五十
埋立第九百五十一
埋立第九百五十二
埋立第九百五十三
埋立第九百五十四
埋立第九百五十五
埋立第九百五十六
埋立第九百五十七
埋立第九百五十八
埋立第九百五十九
埋立第九百六十
埋立第九百六十一
埋立第九百六十二
埋立第九百六十三
埋立第九百六十四
埋立第九百六十五
埋立第九百六十六
埋立第九百六十七
埋立第九百六十八
埋立第九百六十九
埋立第九百七十
埋立第九百七十一
埋立第九百七十二
埋立第九百七十三
埋立第九百七十四
埋立第九百七十五
埋立第九百七十六
埋立第九百七十七
埋立第九百七十八
埋立第九百七十九
埋立第九百八十
埋立第九百八十一
埋立第九百八十二
埋立第九百八十三
埋立第九百八十四
埋立第九百八十五
埋立第九百八十六
埋立第九百八十七
埋立第九百八十八
埋立第九百八十九
埋立第九百九十
埋立第九百九十一
埋立第九百九十二
埋立第九百九十三
埋立第九百九十四
埋立第九百九十五
埋立第九百九十六
埋立第九百九十七
埋立第九百九十八
埋立第九百九十九
埋立第千
埋立第千一
埋立第千二
埋立第千三
埋立第千四
埋立第千五
埋立第千六
埋立第千七
埋立第千八
埋立第千九
埋立第千十
埋立第千十一
埋立第千十二
埋立第千十三
埋立第千十四
埋立第千十五
埋立第千十六
埋立第千十七
埋立第千十八
埋立第千十九
埋立第千二十
埋立第千二十一
埋立第千二十二
埋立第千二十三
埋立第千二十四
埋立第千二十五
埋立第千二十六
埋立第千二十七
埋立第千二十八
埋立第千二十九
埋立第千三十
埋立第千三十一
埋立第千三十二
埋立第千三十三
埋立第千三十四
埋立第千三十五
埋立第千三十六
埋立第千三十七
埋立第千三十八
埋立第千三十九
埋立第千四十
埋立第千四十一
埋立第千四十二
埋立第千四十三
埋立第千四十四
埋立第千四十五
埋立第千四十六
埋立第千四十七
埋立第千四十八
埋立第千四十九
埋立第千五十
埋立第千五十一
埋立第千五十二
埋立第千五十三
埋立第千五十四
埋立第千五十五
埋立第千五十六
埋立第千五十七
埋立第千五十八
埋立第千五十九
埋立第千六十
埋立第千六十一
埋立第千六十二
埋立第千六十三
埋立第千六十四
埋立第千六十五
埋立第千六十六
埋立第千六十七
埋立第千六十八
埋立第千六十九
埋立第千七十
埋立第千七十一
埋立第千七十二
埋立第千七十三
埋立第千七十四
埋立第千七十五
埋立第千七十六
埋立第千七十七
埋立第千七十八
埋立第千七十九
埋立第千八十
埋立第千八十一
埋立第千八十二
埋立第千八十三
埋立第千八十四
埋立第千八十五
埋立第千八十六
埋立第千八十七
埋立第千八十八
埋立第千八十九
埋立第千九十
埋立第千九十一
埋立第千九十二
埋立第千九十三
埋立第千九十四
埋立第千九十五
埋立第千九十六
埋立第千九十七
埋立第千九十八
埋立第千九十九
埋立第二千
埋立第二千一
埋立第二千二
埋立第二千三
埋立第二千四
埋立第二千五
埋立第二千六
埋立第二千七
埋立第二千八
埋立第二千九
埋立第二千十
埋立第二千十一
埋立第二千十二
埋立第二千十三
埋立第二千十四
埋立第二千十五
埋立第二千十六
埋立第二千十七
埋立第二千十八
埋立第二千十九
埋立第二千二十
埋立第二千二十一
埋立第二千二十二
埋立第二千二十三
埋立第二千二十四
埋立第二千二十五
埋立第二千二十六
埋立第二千二十七
埋立第二千二十八
埋立第二千二十九
埋立第二千三十
埋立第二千三十一
埋立第二千三十二
埋立第二千三十三
埋立第二千三十四
埋立第二千三十五
埋立第二千三十六
埋立第二千三十七
埋立第二千三十八
埋立第二千三十九
埋立第二千四十
埋立第二千四十一
埋立第二千四十二
埋立第二千四十三
埋立第二千四十四
埋立第二千四十五
埋立第二千四十六
埋立第二千四十七
埋立第二千四十八
埋立第二千四十九
埋立第二千五十
埋立第二千五十一
埋立第二千五十二
埋立第二千五十三
埋立第二千五十四
埋立第二千五十五
埋立第二千五十六
埋立第二千五十七
埋立第二千五十八
埋立第二千五十九
埋立第二千六十
埋立第二千六十一
埋立第二千六十二
埋立第二千六十三
埋立第二千六十四
埋立第二千六十五
埋立第二千六十六
埋立第二千六十七
埋立第二千六十八
埋立第二千六十九
埋立第二千七十
埋立第二千七十一
埋立第二千七十二
埋立第二千七十三
埋立第二千七十四
埋立第二千七十五
埋立第二千七十六
埋立第二千七十七
埋立第二千七十八
埋立第二千七十九
埋立第二千八十
埋立第二千八十一
埋立第二千八十二
埋立第二千八十三
埋立第二千八十四
埋立第二千八十五
埋立第二千八十六
埋立第二千八十七
埋立第二千八十八
埋立第二千八十九
埋立第二千九十
埋立第二千九十一
埋立第二千九十二
埋立第二千九十三
埋立第二千九十四
埋立第二千九十五
埋立第二千九十六
埋立第二千九十七
埋立第二千九十八
埋立第二千九十九
埋立第三千
埋立第三千一
埋立第三千二
埋立第三千三
埋立第三千四
埋立第三千五
埋立第三千六
埋立第三千七
埋立第三千八
埋立第三千九
埋立第三千十
埋立第三千十一
埋立第三千十二
埋立第三千十三
埋立第三千十四
埋立第三千十五
埋立第三千十六
埋立第三千十七
埋立第三千十八
埋立第三千十九
埋立第三千二十
埋立第三千二十一
埋立第三千二十二
埋立第三千二十三
埋立第三千二十四
埋立第三千二十五
埋立第三千二十六
埋立第三千二十七
埋立第三千二十八
埋立第三千二十九
埋立第三千三十
埋立第三千三十一
埋立第三千三十二
埋立第三千三十三
埋立第三千三十四
埋立第三千三十五
埋立第三千三十六
埋立第三千三十七
埋立第三千三十八
埋立第三千三十九
埋立第三千四十
埋立第三千四十一
埋立第三千四十二
埋立第三千四十三
埋立第三千四十四
埋立第三千四十五
埋立第三千四十六
埋立第三千四十七
埋立第三千四十八
埋立第三千四十九
埋立第三千五十
埋立第三千五十一
埋立第三千五十二
埋立第三千五十三
埋立第三千五十四
埋立第三千五十五
埋立第三千五十六
埋立第三千五十七
埋立第三千五十八
埋立第三千五十九
埋立第三千六十
埋立第三千六十一
埋立第三千六十二
埋立第三千六十三
埋立第三千六十四
埋立第三千六十五
埋立第三千六十六
埋立第三千六十七
埋立第三千六十八
埋立第三千六十九
埋立第三千七十
埋立第三千七十一
埋立第三千七十二
埋立第三千七十三
埋立第三千七十四
埋立第三千七十五
埋立第三千七十六
埋立第三千七十七
埋立第三千七十八
埋立第三千七十九
埋立第三千八十
埋立第三千八十一
埋立第三千八十二
埋立第三千八十三
埋立第三千八十四
埋立第三千八十五
埋立第三千八十六
埋立第三千八十七
埋立第三千八十八
埋立第三千八十九
埋立第三千九十
埋立第三千九十一
埋立第三千九十二
埋立第三千九十三
埋立第三千九十四
埋立第三千九十五
埋立第三千九十六
埋立第三千九十七
埋立第三千九十八
埋立第三千九十九
埋立第四千
埋立第四千一
埋立第四千二
埋立第四千三
埋立第四千四
埋立第四千五
埋立第四千六
埋立第四千七
埋立第四千八
埋立第四千九
埋立第四千十
埋立第四千十一
埋立第四千十二
埋立第四千十三
埋立第四千十四
埋立第四千十五
埋立第四千十六
埋立第四千十七
埋立第四千十八
埋立第四千十九
埋立第四千二十
埋立第四千二十一
埋立第四千二十二
埋立第四千二十三
埋立第四千二十四
埋立第四千二十五
埋立第四千二十六
埋立第四千二十七
埋立第四千二十八
埋立第四千二十九
埋立第四千三十
埋立第四千三十一
埋立第四千三十二
埋立第四千三十三
埋立第四千三十四
埋立第四千三十五
埋立第四千三十六
埋立第四千三十七
埋立第四千三十八
埋立第四千三十九
埋立第四千四十
埋立第四千四十一
埋立第四千四十二
埋立第四千四十三
埋立第四千四十四
埋立第四千四十五
埋立第四千四十六
埋立第四千四十七
埋立第四千四十八
埋立第四千四十九
埋立第四千五十
埋立第四千五十一
埋立第四千五十二
埋立第四千五十三
埋立第四千五十四
埋立第四千五十五
埋立第四千五十六
埋立第四千五十七
埋立第四千五十八
埋立第四千五十九
埋立第四千六十
埋立第四千六十一
埋立第四千六十二
埋立第四千六十三
埋立第四千六十四
埋立第四千六十五
埋立第四千六十六
埋立第四千六十七
埋立第四千六十八
埋立第四千六十九
埋立第四千七十
埋立第四千七十一
埋立第四千七十二
埋立第四千七十三
埋立第四千七十四
埋立第四千七十五
埋立第四千七十六
埋立第四千七十七
埋立第四千七十八
埋立第四千七十九
埋立第四千八十
埋立第四千八十一
埋立第四千八十二
埋立第四千八十三
埋立第四千八十四
埋立第四千八十五
埋立第四千八十六
埋立第四千八十七
埋立第四千八十八
埋立第四千八十九
埋立第四千九十
埋立第四千九十一
埋立第四千九十二
埋立第四千九十三
埋立第四千九十四
埋立第四千九十五
埋立第四千九十六
埋立第四千九十七
埋立第四千九十八
埋立第四千九十九
埋立第五千
埋立第五千一
埋立第五千二
埋立第五千三
埋立第五千四
埋立第五千五
埋立第五千六
埋立第五千七
埋立第五千八
埋立第五千九
埋立第五千十
埋立第五千十一
埋立第五千十二
埋立第五千十三
埋立第五千十四
埋立第五千十五
埋立第五千十六
埋立第五千十七
埋立第五千十八
埋立第五千十九
埋立第五千二十
埋立第五千二十一
埋立第五千二十二
埋立第五千二十三
埋立第五千二十四
埋立第五千二十五
埋立第五千二十六
埋立第五千二十七
埋立第五千二十八
埋立第五千二十九
埋立第五千三十
埋立第五千三十一
埋立第五千三十二
埋立第五千三十三
埋立第五千三十四
埋立第五千三十五
埋立第五千三十六
埋立第五千三十七
埋立第五千三十八
埋立第五千三十九
埋立第五千四十
埋立第五千四十一
埋立第五千四十二
埋立第五千四十三
埋立第五千四十四
埋立第五千四十五
埋立第五千四十六
埋立第五千四十七
埋立第五千四十八
埋立第五千四十九
埋立第五千五十
埋立第五千五十一
埋立第五千五十二
埋立第五千五十三
埋立第五千五十四
埋立第五千五十五
埋立第五千五十六
埋立第五千五十七
埋立第五千五十八
埋立第五千五十九
埋立第五千六十
埋立第五千六十一
埋立第五千六十二
埋立第五千六十三
埋立第五千六十四
埋立第五千六十五
埋立第五千六十六
埋立第五千六十七
埋立第五千六十八
埋立第五千六十九
埋立第五千七十
埋立第五千七十一
埋立第五千七十二
埋立第五千七十三
埋立第五千七十四
埋立第五千七十五
埋立第五千七十六
埋立第五千七十七
埋立第五千七十八
埋立第五千七十九
埋立第五千八十
埋立第五千八十一
埋立第五千八十二
埋立第五千八十三
埋立第五千八十四
埋立第五千八十五
埋立第五千八十六
埋立第五千八十七
埋立第五千八十八
埋立第五千八十九
埋立第五千九十
埋立第五千九十一
埋立第五千九十二
埋立第五千九十三
埋立第五千九十四
埋立第五千九十五
埋立第五千九十六
埋立第五千九十七
埋立第五千九十八
埋立第五千九十九
埋立第六千
埋立第六千一
埋立第六千二
埋立第六千三
埋立第六千四
埋立第六千五
埋立第六千六
埋立第六千七
埋立第六千八
埋立第六千九
埋立第六千十
埋立第六千十一
埋立第六千十二
埋立第六千十三
埋立第六千十四
埋立第六千十五
埋立第六千十六
埋立第六千十七
埋立第六千十八
埋立第六千十九
埋立第六千二十
埋立第六千二十一
埋立第六千二十二
埋立第六千二十三
埋立第六千二十四
埋立第六千二十五
埋立第六千二十六
埋立第六千二十七
埋立第六千二十八
埋立第六千二十九
埋立第六千三十
埋立第六千三十一
埋立第六千三十二
埋立第六千三十三
埋立第六千三十四
埋立第六千三十五
埋立第六千三十六
埋立第六千三十七
埋立第六千三十八
埋立第六千三十九
埋立第六千四十
埋立第六千四十一
埋立第六千四十二
埋立第六千四十三
埋立第六千四十四
埋立第六千四十五
埋立第六千四十六
埋立第六千四十七
埋立第六千四十八
埋立第六千四十九
埋立第六千五十
埋立第六千五十一
埋立第六千五十二
埋立第六千五十三
埋立第六千五十四
埋立第六千五十五
埋立第六千五十六
埋立第六千五十七
埋立第六千五十八
埋立第六千五十九
埋立第六千六十
埋立第六千六十一
埋立第六千六十二
埋立第六千六十三
埋立第六千六十四
埋立第六千六十五
埋立第六千六十六
埋立第六千六十七
埋立第六千六十八
埋立第六千六十九
埋立第六千七十
埋立第六千七十一
埋立第六千七十二
埋立第六千七十三
埋立第六千七十四
埋立第六千七十五
埋立第六千七十六
埋立第六千七十七
埋立第六千七十八
埋立第六千七十九
埋立第六千八十
埋立第六千八十一
埋立第六千八十二
埋立第六千八十三
埋立第六千八十四
埋立第六千八十五
埋立第六千八十六
埋立第六千八十七
埋立第六千八十八
埋立第六千八十九
埋立第六千九十
埋立第六千九十一
埋立第六千九十二
埋立第六千九十三
埋立第六千九十四
埋立第六千九十五
埋立第六千九十六
埋立第六千九十七
埋立第六千九十八
埋立第六千九十九
埋立第七千
埋立第七千一
埋立第七千二
埋立第七千三
埋立第七千四
埋立第七千五
埋立第七千六
埋立第七千七
埋立第七千八
埋立第七千九
埋立第七千十
埋立第七千十一
埋立第七千十二
埋立第七千十三
埋立第七千十四
埋立第七千十五
埋立第七千十六
埋立第七千十七
埋立第七千十八
埋立第七千十九
埋立第七千二十
埋立第七千二十一
埋立第七千二十二
埋立第七千二十三
埋立第七千二十四
埋立第七千二十五
埋立第七千二十六
埋立第七千二十七
埋立第七千二十八
埋立第七千二十九
埋立第七千三十
埋立第七千三十一
埋立第七千三十二
埋立第七千三十三
埋立第七千三十四
埋立第七千三十五
埋立第七千三十六
埋立第七千三十七
埋立第七千三十八
埋立第七千三十九
埋立第七千四十
埋立第七千四十一
埋立第七千四十二
埋立第七千四十三
埋立第七千四十四
埋立第七千四十五
埋立第七千四十六
埋立第七千四十七
埋立第七千四十八
埋立第七千四十九
埋立第七千五十
埋立第七千五十一
埋立第七千五十二
埋立第七千五十三
埋立第七千五十四
埋立第七千五十五
埋立第七千五十六
埋立第七千五十七
埋立第七千五十八
埋立第七千五十九
埋立第七千六十
埋立第七千六十一
埋立第七千六十二
埋立第七千六十三
埋立第七千六十四
埋立第七千六十五
埋立第七千六十六
埋立第七千六十七
埋立第七千六十八
埋立第七千六十九
埋立第

東京灣

凡例	
市郡界	
區町村界	
道路網路線	
商業地域	○
商業地域ニシテ鐵路ノ兩側ニ於ケル建築線ニ接スル建築敷地ニ指定スルモノ	
商業地域ニシテ鐵路ノ片側ニ於ケル建築線ニ接スル建築敷地ノ指定スルモノ	
居住地域	○
工業地域	○
未指定ノ部分	○

三万三千分一之尺

川村
佛向町
谷土保區
上戸神町
保久町
今井町
谷土保町
間岩町
市
町田太南
永田町
大井町
中
町村中
町内堀
蒔田町
弘明寺町
町頭瀬
町岡大久
最戸町
別所町
町里中
町丸山
町根仲
町根西
町岸
町谷田山
磯子
町
子
森
區
町保久笹下
町野日
町野部矢
中原町
杉田
町牧本
町和
町
鎌倉郡
戸塚町
永野村
豊田村
中川村
川上村
濃品
木境
谷宿
坂下
戸平
尾根上
下柏尾
永谷
丸山
前田
所政
町田瀬
上野庭
中野庭
下野庭
大北
寺尾
宮久保
井金
吉原
笹下
森中原
杉田
谷畑
田
横浜伊勢佐木町通
横浜市役所
横浜駅
横浜税関
横浜税関支所
横浜測候所
横浜観馬場
横浜競馬場
横浜観馬場
横浜観馬場
横浜観

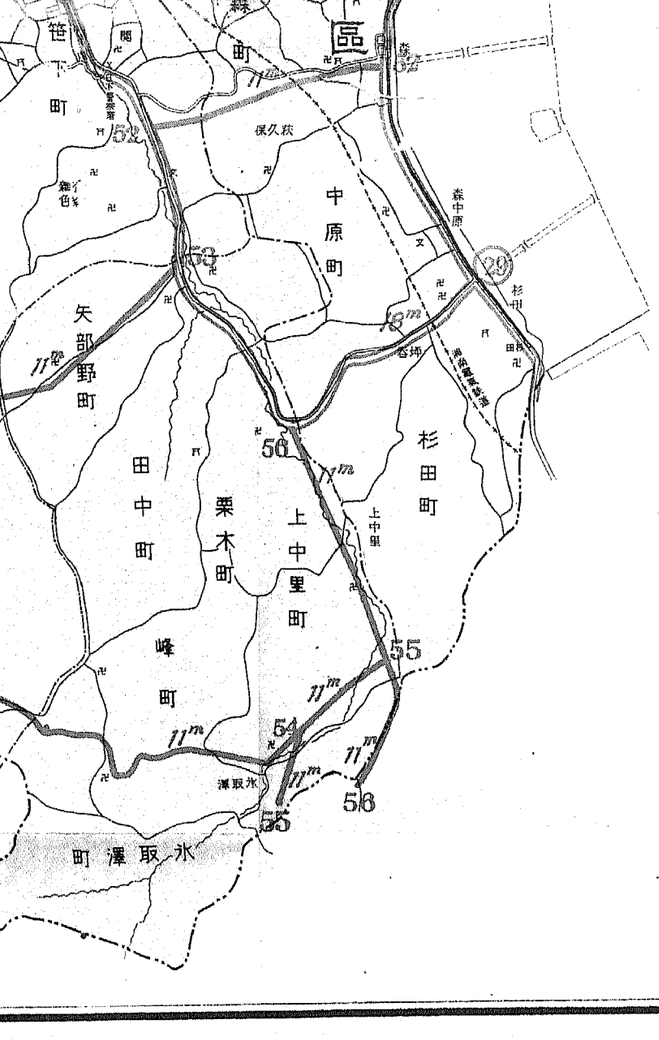

凡例

市郡界	
區町村界	
道路網路線	
商業地域	○
商業地域ニシテ道路ノ両側ニ於ケル建築線ニ接スル建築敷地ヲ指定スルモノ	
商業地域ニシテ道路ノ片側ニ於ケル建築線ニ接スル建築敷地ノ指定スルモノ	
居住地域	○
工業地域	○
未指定ノ部分	○

尺之一分千三万三

米 1000 500 0 1000 2000

町 10 5 0 10 ½ 里

横濱市役所

都市計畫用途

（昭和七年二月横鎮第一四號ノ一ノ二檢閲濟）

都市計畫用途地域竝道路網圖

縣川
奈川區
神奈川區
鶴見區
橫濱港
橫濱市
橫濱港
東
淺野造船會社埋立計畫
橫濱倉庫會社埋立計畫
區地一第
區地二第
區地三第
運河京濱

縣
川
奈
神
鶴
見
區
村田都
村治新
都岡村
二俣川村
町田菅
鳥山町
三枚町
岸根町
篠原町
大豆戸町
町尾寺北
東寺尾町
町安子
町橋角六
片倉町
神太寺町
峰岡町
町上星川
川島町
町上戸神
町谷土保
町上間岩
町田和
坂本町
佛向町
宮田町
沒間町
濱
港濱横
横濱倉庫會社埋立計畫
區地一第
區地二第
埋濱
市

東京灣

凡例	
市郡界	
區町村界	
道路網路線	
商業地域	●
商業地域ニシテ道路ノ兩側ニ於ケル建築線ニ接スル建築敷地ヲ指定スルモノ	
商業地域ニシテ道路ノ片側ニ於ケル建築線ニ接スル建築敷地ノ指定スルモノ	
居住地域	○
工業地域	○
未指定ノ部分	○

三萬三千分一之尺

鎌倉郡
鎌倉市
藤沢市
横浜市
戸塚区
泉区
瀬谷区
旭区
保土ヶ谷区
神奈川区
西区
中区
南区
港南区
栄区
金沢区
磯子区
港北区
緑区
青葉区
都筑区
戸塚町
永野村
三上村
中川村
豊田村
日野町
田奈町
矢部野町
上中里
下中里
長久保町
大久保町
上矢部町
下矢部町
中野町
丸山
宮久保
井金
吉原
大根駅
下飯田
中飯田
所久保
町田街道
小倉谷
本郷
真福寺
原
柏尾
戸塚
下倉田
上倉田
飯田
谷山
谷戸
太堰
今井
坂下
又下
鍛冶
台
永田
川上
町谷
上柏尾
下柏尾
上矢部
下矢部
上飯田
下飯田
上倉田
下倉田
上中里
下中里
上野
下野
上永谷
下永谷
上大岡
下大岡
上笹下
下笹下
上笹
下笹
上菅田
下菅田
上谷本
下谷本
上白根
下白根
上谷
下谷
上川井
下川井
上川井本町
下川井本町
上川井宿町
下川井宿町
上星川
下星川
上新井
下新井
上神大寺
下神大寺
上台
下台
上谷戸
下谷戸
上谷本町
下谷本町
上谷町
下谷町

京

灣

凡例

市郡界	
區町村界	
道路網路線	
商業地域	
商業地域ニシテ道路ノ両側ニ於ケル建築線ニ接スル建築敷地ヲ指定スルモノ	
商業地域ニシテ道路ノ片側ニ於ケル建築線ニ接スル建築敷地ノ指定スルモノ	
居住地域	
工業地域	
未指定ノ部分	

尺之一分千三万三

米 1000 500 0 1000 2000

町 10 5 0 10 ½里

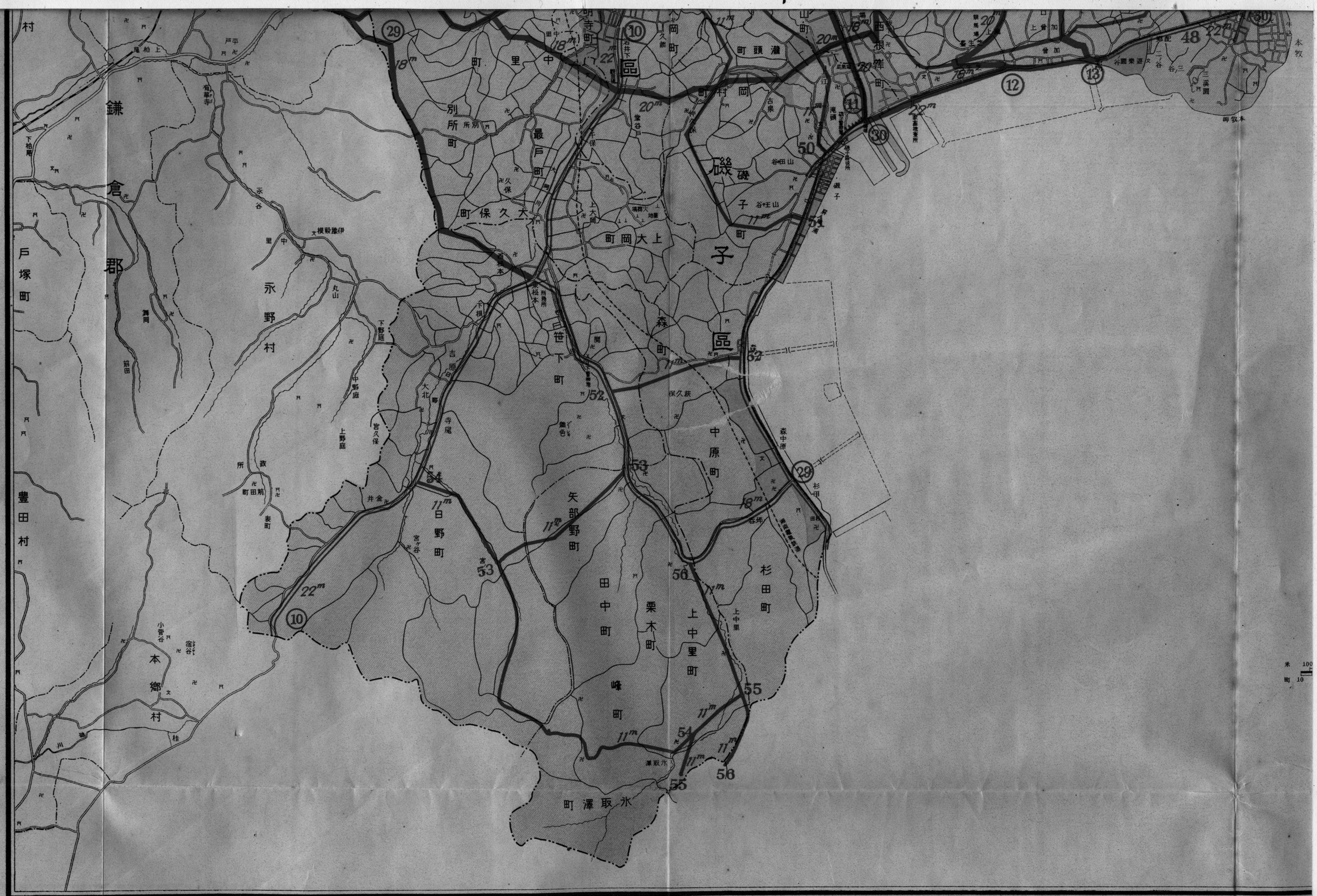
鎌倉郡
戸塚町
豊田村
永野村
本郷村
横濱市役所
磯子區
森町
笹下町
中原町
杉田町
上中里町
栗木町
田中町
峰町
矢部野町
日野町
氷取澤町
最戸町
別所町
上大岡町
町保久大
町岡村
町頭瀬
西根岸町
明寺町
中里町
永谷
丸山
下野庭
上野庭
中野庭
大北
寺尾
吉原
井金
表町
所町
小雲谷
宿谷
桂
下柏尾
上柏尾
戸塚
平戸
鶴岡
前田
下根
下笹
関
森中原
杉田
上中里
氷取澤
磯子
谷田山
上大岡
久保
宮久保
宮ヶ谷
小雲谷
宿谷
伊勢殿
鶴ヶ峰
上ノ谷
二ノ谷
三ノ谷
三溪園
本牧
米
町
100
10

第二十一章　防火地區

一　總說

震災前に於ける防火地區に關しては前記土木事業總敘中「震災前の都市計畫施設一班」に於て述べたる如く、大正八年市街地建築物法の制定に端を發し、大正十一年八月初めて防火地區指定され同地區內建物の新築、改築、大修繕に際し必ず防火的構築を爲さしむることゝし、以て都市防火地帶の完成を期したり。然るに防火地區設定以來僅か一箇年日未だ淺くして建物の改築は行はれざるのみならず防火地帶の成立さへ無かりしとき突如大正十二年九月の震火災に際會したり。

而して復興計畫に於ては各種復興事業の施行により政府は本市從來の防火地區に變更を加ふるの必要を認め、大正十四年八月防火地區の變更指定をなし右は翌九月より施行せられたるなり。

イ　防火地區指定經過

乃ち震災後復興局に於ては事情の變化と震災の經驗とに鑑み變更指定をすることゝなり、調査の結果大正十三年六月同局は案を作成し市の意見を求めたり。本市は之を市會に諮問異議なく可決し、法規の適用に就ては寬大に施行されたき旨を政府に申出づる處ありたり。

而して其後大正十四年三月九日特別都市計畫會委員會議第三十六號を以て附議せられたり議案の大要左の如し。

○甲種防火地區

(イ)　左ノ區域内ニアル建築敷地

(一)　海岸通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、北仲通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、元濱町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

(二)　山下町、本町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ一部(圖面表示)

(ロ)　左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ト之ヨリ六間ヲ後退セル線トノ間ニ在ル建築敷地但シ横濱公園ニ屬スル部分ヲ除ク

(一)　本町四丁目六十一番地々先ヨリ吉田橋及長者町六丁目五十七番地ノ「ハ」地先ヲ經テ南吉田橋東詰ニ至ルノ路線

(二)　太田町六丁目百番地々先ヨリ堺町一丁目二十七番地々先及山下町九十番地ノ甲地先ヲ經テ同町七十八番地々先ヲ左折シ同町七十九番地々先ニ至ルノ路線

(三)　山下町百八十五番地々先ヨリ前田橋北詰ニ至ルノ路線

(四)　山下町百五十五番地ノ甲地先ヨリ西ノ橋北詰ニ至ルノ路線

(五)　大正十三年三月十一日内閣認可横濱都市計畫街路(以下單ニ都市計畫街路ト謂フ)第十號路線

(六)　都市計畫街路第四號路線ノ内大江橋南詰ヨリ港橋東詰迄

(七)　都市計畫街路第七號路線ノ内長者橋南詰ヨリ千秋橋南詰終點迄及同路線終點ヨリ車橋北詰ニ至ルノ路線

(八)　本町一丁目五番地々先ヨリ尾上町一丁目五番地々先ニ至ルノ路線

(九)　本町一丁目一番地ノ一地先ヨリ堺町二丁目三十六番地ノ「イ」「ロ」號地先ニ至ルノ路線

(十)　山下町七十番地ノ丙地先ヨリ花園橋及扇橋ヲ經テ長者町一丁目十四番地ノ一地先ニ至ルノ路線

(十一)　都市計畫街路第二號路線ノ内辨天橋東詰起點ヨリ本町四丁目都市計畫街路第三號路線接合點迄、都市計畫街路第三號路線ノ内本町四丁目起點ヨリ同三丁目四十五番地々先迄及本町三丁目四十五番地々先ヨリ山下町八十八番地ノ甲地先ニ至ルノ路線

(十二)　堺町二丁目四十番地々先ヨリ山下町百八十四番地々先ニ至ルノ路線

(八)　左記建築線ト之ヨリ六間ヲ後退セル線トノ間ニ在ル建築敷地

横濱驛前都市計畫街路第十號路線終點ヨリ大江橋北詰ニ至ル道路ノ西側ニ在ル建築線

(ニ)　前項ニ掲クル路線ニシテ横濱都市計畫トシテ決定シタル街路ノ一部若ハ全部ニ一致スル部分ハ之ニ依ル

次に特別都市計畫委員會に附議したる時の理由書を掲ぐれば左の如し。

○横濱都市計畫防火地區指定變更理由書

横濱都市計畫區域内ニ於ケル市街地建築物法ニ依ル防火地區ノ指定ハ去ル大正十一年八月一日内務省告示第百九十三號ヲ以テ告示シ、同年九月一日ヨリ施行セシカ爾來年ヲ閲スルコト僅カニ一歳ニシテ大震災ノ襲フ所トナリ、主要市街地ノ大半焦土ト化シ之ニ因リテ生シタル生命財産ノ喪失損害ノ莫大ナリシコト蓋シ開港以來例ヲ見ス。帝都ノ關門一時全ク其用ヲ爲サヽルニ至

レリ、之カ原因ハ地震ノ强大、地盤ノ軟弱等種々アルヘシト雖モ畢竟スルニ其ノ主因ハ法規ヲ以テ規定セラレタル防火的構造建築物ニ依ル地區ノ完成未タ其ノ緒ニ就キシノミナリシニ因ル

玆ニ這般ノ災禍ニ鑑ミ且復興施設ノ計畫ヲ參酌シ、指定地區ノ變更ヲ行ヒ、或ハ乙種防火地區ヲ廢シ、或ハ一團地ノ甲種防火地區ノ範圍ヲ改メ、或ハ路線式甲種防火地區ノ數ヲ增シ、以テ火災ヲ未然ニ防キ延燒區域ヲ縮少シ將來ノ災害ニ備ヘムトス　以上

右案が特別都市計畫委員會の審議に入るや直木長官より變更理由の大要を述べ、次に清野委員(神奈川縣知事)はこの問題に關し次の如く述べたり。

「即ち防火地區の上に建築すべき現行法令の規定は極めて嚴格なり。同地區の區域に關しては當局の諮問に對し何等の意見なきも、之と同時に强制せらるゝ耐火家屋に就ては大正十三年七八兩月間本縣竝市會の決議により市長よりも橫濱の震災程度の激甚なること及その困憊の事情を屢々具申せる如く市民の災厄現時の不景氣の狀態よりして到底力及ばざるが如し。仍て法令を强制せらるゝも實行の力足らざるを不可とし屢々便法を講ぜられ度旨具申したり。殊に帝都の關門たる橫濱市の重要なる港に於て、然かも外人多く居住する山下町にグランドホテルの建築問題は起り、當時當局及び內務省にその意見を陳述したるに震災前の法律及勅令を政府は强制するに於て橫濱の事情は充分了解するも、法を曲ぐる能はずとし、爲に外人はすべて天幕のホテルに居住せる有樣なりき。

而して大正九年の省令に基づき知事の權限を以て一時の使用に供するものは特別の命令又は處分をなすことを得るとあるを以て、知事の權限により一時の使用の爲め特別の處分をすることを復興局に諮り、同局は研究の上不可能なりとの回答なりしも、其後市長竝市會は過日復興局より橫濱の防火地區に對し、特別に一、二年限り一時の使用に對する建物に就て縣令を出し差支なき旨を通達ありと聞く。

而して斯くの如き復興局よりの通達を受けたる以上、復興局としても腹案もあれども橫濱の現狀は、十年間存續あるひは使用し得る木造の本建築を此防火地區に許可せられんことを希望に堪えず。

この點に關し橫濱市民を代表せる市會竝復興會は全然本委員と意見一致せり。事實に於て他方面より防火地區を撤廢せられたしとの運動あれども、これは斷乎として拒絕せり。然るに撤廢に反對し十年間木造家屋建築を許可するは、ある意味に於て撤廢同樣にあらずやとの議論を生ずるは免がれざるも、一應復興局の腹案を承りたし。又事實現在の「バラック」は大正十七年八月まで許可せられたるものを、或は八月に新たに「バラック」を建築したりと謂ふも其時の狀況により政府は事實上撤廢は斷じて許さず、相當期間の猶豫あるべきは政府として當然たるべきであり、同樣に防火地區に於ても十箇年の使用を許可し、其後に本建築を致さするは穩當なりと信ず」と述べたり。更に直木長官は十年間存續の不可を說き、防火地區の効果を減殺するの嫌ありと答ふ。次に清野委員は市民の力恢復するに於ては、進んで其擧に出づるべく且つ旣に家屋建築會社等も設置せられ、一方補助の途あるに依り恢復するときは喜んで堅牢の家屋を建築するは論を俟たず。仍てかゝる問題は橫濱市の盛衰にかゝはるのみならず、死活の岐るゝものなれば、委員附託の動議を提出したり。而して委員附託となりて同問題は詳細なる調査審議を遂げたり。

左に一の參考として市會の意見書を掲記すべし。

大正十四年二月六日市會

甲種防火地區ニ對シ法規適用延期方ニ付
監督官廳ヘ意見書提出ノ件

建議書

建議者　赤尾彦作外二十七名

市制第四十六條ノ規定ニ依リ橫濱市會ノ決議ヲ經監督官廳タル神奈川縣知事及ヒ內務大臣ニ別紙意見書ヲ提出仕度茲ニ建議候也

大正十四年二月

橫濱市會議長　平沼亮三殿

意見書

災後茲ニ一年有半ヲ閱シタル今日未タ橫濱市ノ中樞貿易地區タル山下町ハ依然トシテ災禍ノ慘狀ヲ留メ、殆ント復興ノ緖ニ就カス。其ノ原因那邊ニアリヤヲ考察スルニ甲種防火地區制限ヲ一法令ニ拘束サレ極度ニ疲弊セル全住民ハ甲種建築ノ實力ナク內外人亦去就ニ迷フテ建築ニ著手セス是レ山下町ノ復興セサル所以ナリ。素ヨリ國民ノ福利增進ヲ計リ都市ノ發展ヲ基調トシタル同法令ニ反對スルニアラサレト、住民ノ現況ヨリ見テ到底同法令ニ依ル耐火建築物ノ築造ハ絕對不可能ナリト信ス。貿易港タル橫濱市ノ復興ハ外人招致ニアリ、外人ヲ招致セントセハ山下町ノ復興ヲ最大急務トス、故ニ山下町復興ヲ阻止シツヽアル同町全部ヲ防火地區トセル決定ハ速カニ撤廢スル事ヲ希望スルト同時ニ、目下當局ニ於テ研究調査中ニ屬スル第二案タル三防火地線モ建築物ニ對スル若干制限ノ下ニ一時コレカ延期ヲ欲スルモノナリ。元來防火地區決定當時ニ於ケル山下町ノ建築物ハ大多數堅牢ヲ極メ一部ニ加工スレハ甲種防火地區內ノ建物トナル狀態ナリシモ、震災ニ依ツテ根柢ヨリ破壞セラレ滿目燒野原トナリタル今日ニ於テハ依然トシテ該決定ヲ維持固執スルノ要ナク、斯クテハ百年ノ河淸ヲ待ツニ等シク到底山下町ノ復興ハ其ノ緖ニ就キ難シ、卽チ山下町ノ盛衰ハ一山下町ノ盛衰ニアラスシテ橫濱市ノ盛衰ニ重大ナル關係ヲ有スルモノナルコト多言ヲ要セサル所ナルニ付、市街地建築物法施行規則第百三十五條ノ二ノ地方長官ハ防火地區內ニ在ル建築物ニシテ一時ノ使用ニ供スルモノニ付第百十九條乃至第百三十五條ノ規定ニ拘ラス必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得トノ規定ヲ善用セラレ、山下町全部ニ對シ今後十ケ年間防火地區ニ關スル法規ノ適用ヲ延期セラレ度茲ニ市會ノ決議ヲ經意見書提出候也

大正十四年二月六日

橫濱市會議長　平沼亮三

內務大臣　若槻禮次郎殿
神奈川縣知事　淸野長太郎殿　（各通）

其後本案は大正十四年三月二十日特別都市計畫委員會に於て委員附託となり、以來四月九日、六月二十六日、七月十七日の三回に亘り愼重審議を重ねたる結果一部を修正し他は全部原案を適當と認め議決するに至れり。依つて大正十四年八月十一日左の告示となれり。

㊁　防火地區變更指定及震災前後比較

○內務省告示第百三十六號

大正十一年八月內務省告示第百九十三號橫濱都市計畫防火地區左ノ通變更指定シ大正十四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年八月十一日

內務大臣　若槻禮次郎

一、甲種防火地區

(イ)左記區域內ニ在ル建築敷地

一、海岸通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目北伸通一丁目、同二丁目同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、元濱町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

二、山下町、本町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ一部(圖面省略)

(ロ)左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ト之ヨリ六間ヲ後退セル線トノ間ニ在ル建築敷地但シ橫濱公園ニ屬スル部分ヲ除ク

一、本町四丁目六十一番地地先ヨリ吉田橋及長者町六丁目五十七番地ノ「ハ」地先ヲ經テ南吉田橋東詰ニ至ルノ路線

二、太田町六丁目百番地地先ヨリ堺町一丁目二十七番地地先及山下町九〇番地ノ甲地先ヲ經テ同町七十八番地地先ニ至ルノ路線

三、山下町百八十五番地地先ヨリ前田橋北詰ニ至ルノ路線

防火區圖

（震災前）

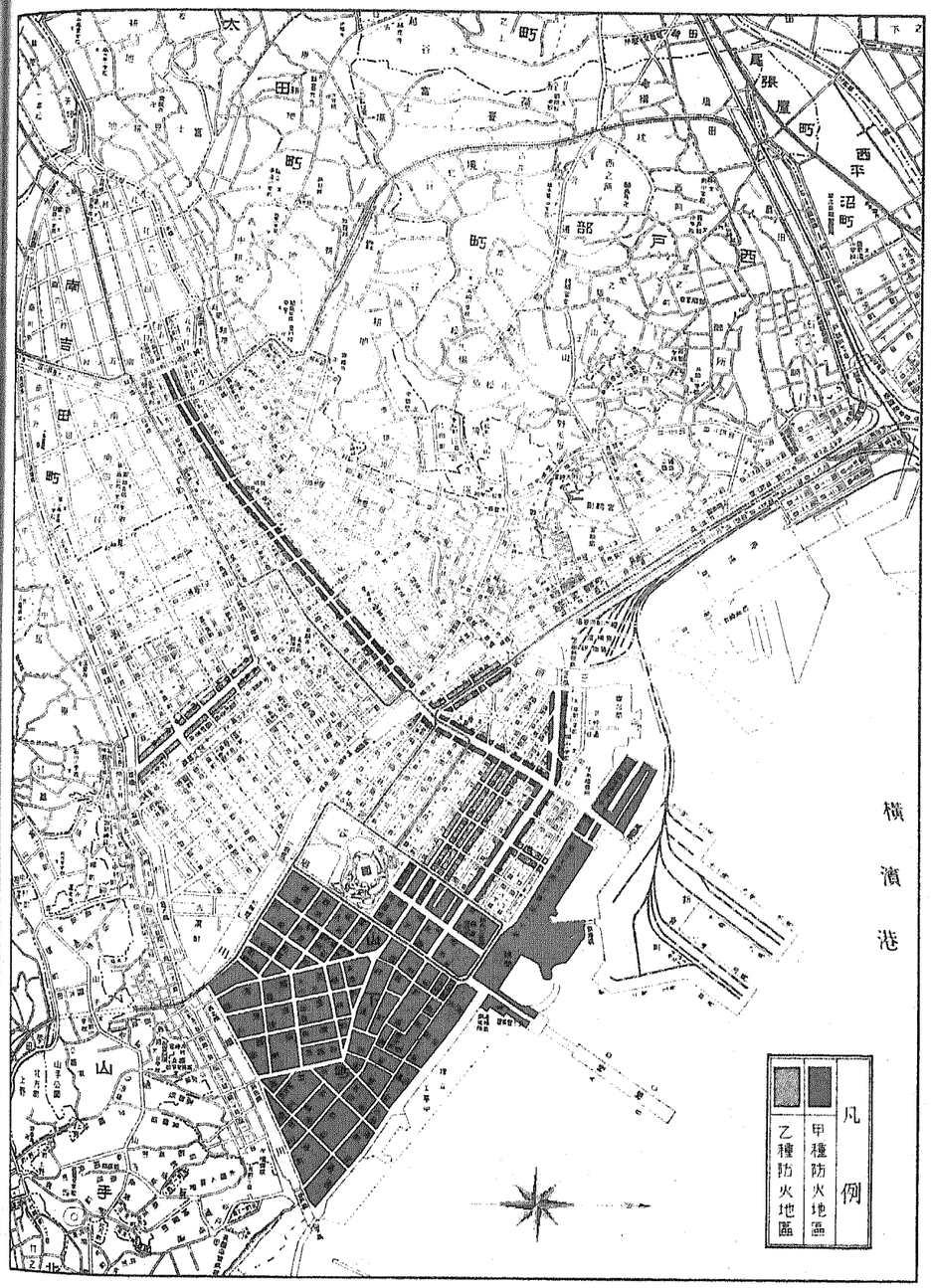

（震災後）

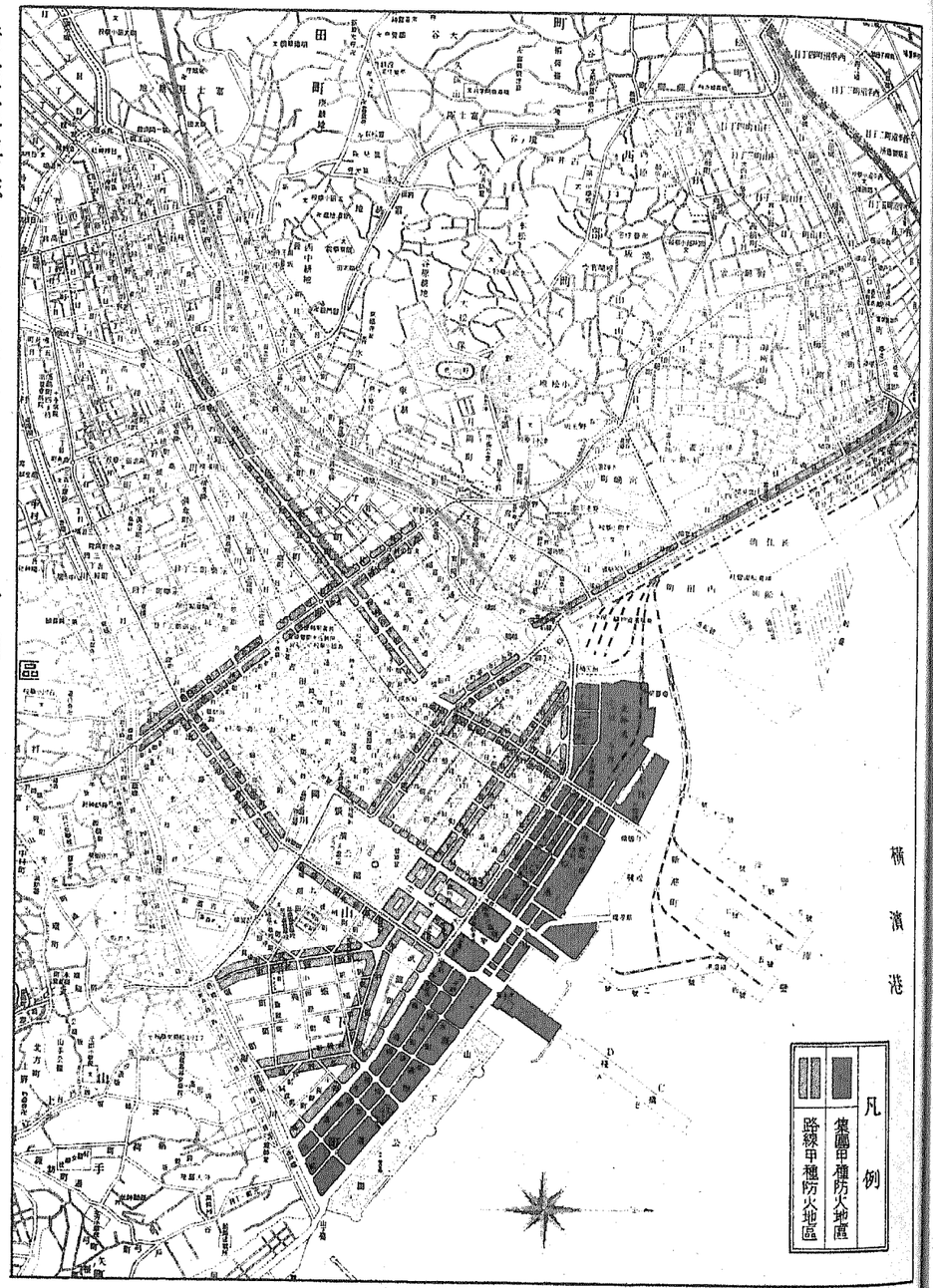

防火地區圖

（震災前）

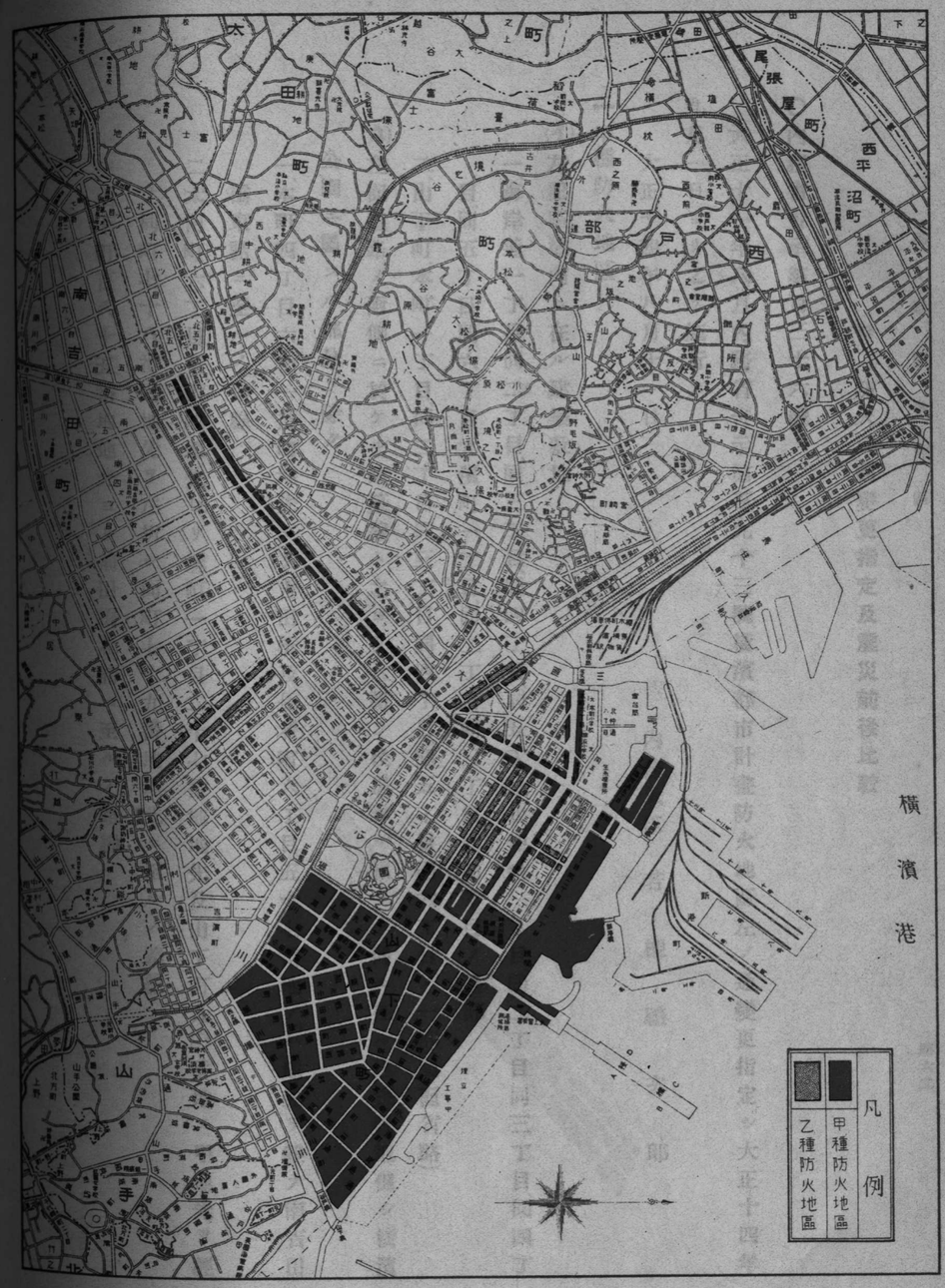

（震災後）

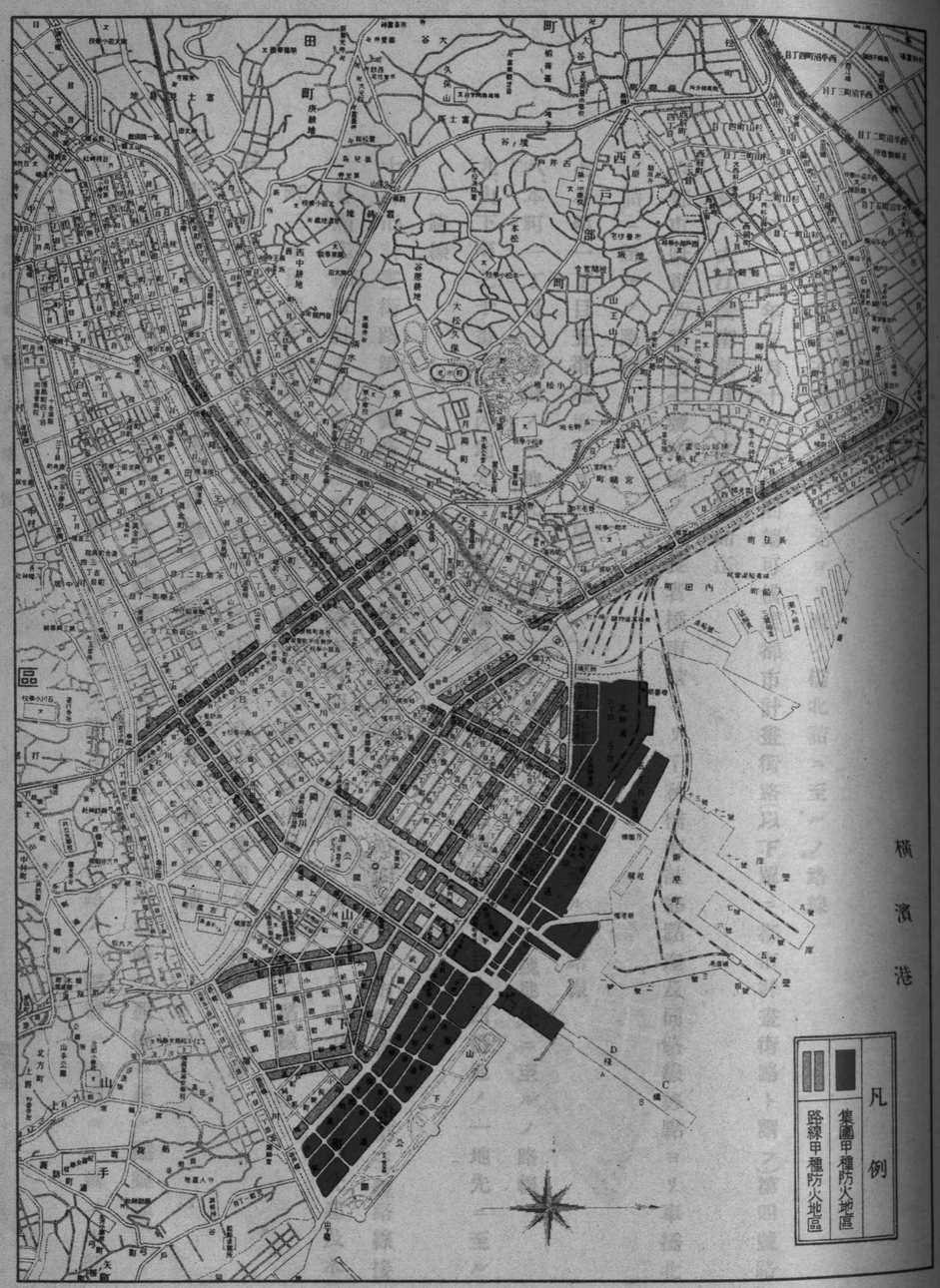

四、山下町百五十五番地ノ甲地先ヨリ西ノ橋北詰ニ至ルノ路線

五、大正十三年三月十一日內閣認可横濱都市計畫街路（以下單ニ都市計畫街路ト謂フ）第四號路線ノ大江橋南詰ヨリ港橋東詰迄

六、都市計畫街路第七號路線ノ內長者橋南詰ヨリ千秋橋南詰終點迄及同路線終點ヨリ車橋北詰ニ至ルノ路線

七、本町一丁目五番地地先ヨリ尾上町一丁目五番地地先ニ至ルノ路線

八、本町一丁目一番地ノ一地先ヨリ境町二丁目三十六番地ノ「イ」「ロ」號地先ニ至ルノ路線

九、山下町七十番地ノ丙地先ヨリ花園橋及扇橋ヲ經テ長者町一丁目十四番地ノ一地先ニ至ルノ路線

十、都市計畫街路第二號路線ノ內辨天橋東詰起點ヨリ本町四丁目都市計畫街路第三號路線接合點迄都市計畫街路第三號路線ノ內本町四丁目起點ヨリ同三丁目四十五番地地先迄及本町三丁目四十五番地地先ヨリ山下町八十八番地ノ甲地先ニ至ルノ路線

十一、堺町二丁目四十五番地地先ヨリ山下町百八十四番地地先ニ至ルノ路線

(八) 左記建築線ト之ヨリ六間ヲ後退セル線トノ間ニ在ル建築敷地

横濱驛前都市計畫街路第十號路線終點ヨリ大江橋北詰ニ至ル道路ノ西側ニ在ル建築線

(二) 前項ニ掲クル路線ニシテ横濱都市計畫トシテ決定シタル街路ノ一部若ハ全部ニ一致スル部分ハ之ニ依ル

○震災前後の防火地區面積比較對照表

		震災前	震災後
甲種集團地		二〇六、五〇八坪	一四二、〇〇〇坪
甲種路線式		一七、七〇〇	七〇、〇〇〇
甲種計	東京	二二四、二〇八	二一二、〇〇〇（全部燒失區域內）
乙種路線式	東京	六八七、一〇〇	一、五一九、〇〇〇（內燒失區域內一、一五八、〇〇〇坪）
	東京	一三、五八四	—
總計	東京	一七八、七〇〇	二一二、〇〇〇坪
	東京	二三七、七九二	
	東京	八六五、八〇〇	一、五一九、〇〇〇

尙ほ今次の防火地區內の防火建築に於て延坪一坪當り五十圓以內を國庫より建築者に補助し防火地區の實を擧ぐるに努め、大正十四年復興建築助成株式會社は設立せられ、地區の內外を問はず防火建築者に便益を與へ一般建築物の復興に資したり。

二　復興建築助成株式會社

イ　成立沿革其他

復興建築助成株式會社は東京橫濱に於ける耐火建築の速成を期する爲當局に於て民間有力者と大藏省當局及東京、橫濱兩市間を斡旋の結果、大正十四年十二月十七日資本金壹千萬圓を以て設立せられたるものにして、希望者の申込を受けて建物を建築し、二十年以內の期限を付して割賦販賣を爲すこと及び二十年以內の返濟期限を以て建築資金の貸付を爲すことを主要なる事業とす。

而して之が目的を速成せしむる爲政府は復興貯蓄債券の發行に依り得たる收入金の中六千萬圓を以て東京市五千萬圓、橫濱市壹千萬圓の起債に應じ、兩市は之を會社に對し長期年六分五厘にて貸付け之を年九分の利息を以て運用することを認め、又兩市は會社の拂込資本金に對し年八分の利益配當を保證せり。會社は大正十五年二月より業務を開始し、復興本建築の進捗に伴ひ、漸次業務繁榮に向ひ、昭和四年六月末現在に於ける營業成績は左の如し。

	件數	契約決定ノ建築費概算額	實際支出濟額
	割賦販賣	資金貸付 計	割賦販賣	資金貸付	計
東京	一一四件	六三三件	六七〇件	七、三一六、二五〇円	四、二一〇、四三〇円	一一、五二六、六八〇円	五、一八二、四八〇円	四、一四八、一五〇円	九、三三〇、六三〇円
橫濱	三〇	一六	四六	一、一三五、三〇〇	一、一九六、九五〇	二、三三二、二五〇	三、一四八、一五〇	一、九七二、四九八	五、一二〇、八九八
合計	一一四	六三三	七一六	八、四五四、九三〇	五、二〇七、〇三〇	一三、八五八、九三〇	八、三三〇、六三〇	六、一二一、一四八	一四、四五一、五二八

復興貯蓄債券の發行は復興貯蓄債券法第十條に依り昭和四年七月迄の處同債券の發行に依り復興建築助成株式會社が得たる資金は東京に於て金九百萬圓、橫濱に於て金百七拾萬圓に過ぎざるを以て、會社は殘餘の資金を政府の別途資金中より貸下を受け、且貸下資金の利子は日本勸業銀行、東京府農工銀行等に於ける貸付利率が年七分二厘なるに願み會社に於ても年八分以下にて貸付し得る樣從來の六分五厘を年五分五厘以下に利下され度き旨要望し、大藏省預金部より八百萬圓を限度として年五分五厘の利率にて貸付を受けたり。

ロ　復興建築助成株式會社定款

第一章　總則

第一條　本會社ハ大正十二年ノ大震火災ニ因ル東京市及横濱市ノ燒失地區内ニ於ケル建物ノ建築ニ關シテ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、希望者ノ申込ヲ受ケ一定ノ規格ニ依ル建物ヲ建築シ二十年以内ノ返濟ニ依ル割賦販賣ノ方法ニ依リ之ヲ賣却スルコト

二、前號ノ建物ヲ建築スル者ニ對シ二十年以内ノ返濟ノ方法ニ依リ建築資金ヲ貸付スルコト

本會社ハ前項ニ規定スル業務ニ附帶スル事業ヲ經營シ又ハ投資スルコトヲ得

第二條　本會社ハ復興建築助成株式會社ト稱ス

第三條　本會社ノ資本總額ハ金壹千萬圓トス

第四條　本會社ハ本店ヲ東京市ニ置キ支店ヲ横濱市ニ置ク

第五條　本會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ三十年トス

第六條　本會社ノ公告ハ本店ノ所轄裁判所カ商業登記事項ノ公告ヲ掲載セシムル新聞紙ヲ以テ之ヲ爲ス

第二章　株式

第七條　本會社ノ株式ハ二十萬株トシ一株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第八條　株金ノ拂込ハ第一回ノ拂込金額ヲ一株ニ付金拾貳圓五拾錢トシ第二回以後ノ拂込金額竝其ノ拂込ノ期日及方法ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第九條　株金ノ拂込ヲ遲滯シタル者ハ其拂込期日ノ翌日ヨリ拂込當日迄金百圓ニ付一日金四錢ノ割合ヲ以テ延滯利息ヲ支拂ヒ且ツ遲滯ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スヘシ

第十條　本會社ノ株券ハ記名式トシ壹株券拾株券及百株券ノ三種トス

第十一條　株式ヲ讓受ケタル者ハ本會社所定ノ名義書換請求書ニ株券ヲ添ヘ之ヲ提出スヘシ

相續、遺贈其ノ他ノ事由ニ因リテ株式名義ノ書換ヲ要スルトキハ本會社ニ於テ必要ト認ムル證明書ヲ添ヘ前項ニ準シテ名義書換ヲ請求スヘシ

第十二條　株券ヲ喪失シタル者新株券ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ本會社所定ノ請求書ニ本會社ノ相當ト認ムル保證人二名以上連署ノ上之ヲ提出スヘシ

本會社前項ノ規定ニ依ル請求ヲ受ケタルトキハ請求者ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告シ其ノ最終ノ公告ノ日ヨリ三十日内ニ故障ヲ申出テタル者ナキトキニ限リ新株券ヲ交付ス

第十三條　株券ノ毀損又ハ種類變更ノ爲新株券ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ本會社所定ノ請求書ニ舊株券ヲ添ヘ之ヲ提出スヘシ

第十四條　株式名義書換ノ手數料ハ株券一通ニ付金拾錢トシ前二條ノ規定ニ依ル新株券交付ノ手數料ハ株券一通ニ付金五拾錢トス

第十五條　株主及其ノ法定代理人ハ本會社所定ノ書式ニ依リ其ノ氏名、住所及印鑑ヲ届出ツヘシ之ニ變更アリタルトキ亦同シ法定代理人前項ノ届出ヲ爲ストキハ其ノ資格ヲ證スヘキ書面ヲ添附スヘシ

第十六條　外國ニ住所ヲ有スル株主ハ帝國領土内ニ假住所ヲ定メ之ヲ届出ツヘシ

前項ノ届出ヲ爲ササル者ニ對スル通知又ハ催告ハ他ノ株主ニ對スルモノト同時ニ之ヲ發スルヲ以テ足ルス

第十七條　本會社ハ定時株主總會終了ノ日迄三十日以内ノ期間株式名義ノ書換ヲ停止ス但シ豫メ其ノ旨ヲ公告ス

前項ノ場合ヲ除クノ外名義書換停止ノ必要アルトキハ豫メ之ヲ公告ス

第三章　株主總會

第十八條　定時株主總會ハ毎年二月及八月之ヲ招集ス

第十九條　株主總會ノ議長ハ社長ヲ以テ之ニ充ツ社長事故アルトキハ社長ノ指名シタル取締役之ニ代ハリ其ノ

取締役事故アルトキハ出席株主中ヨリ議長ヲ選擧ス

第二十條　株主總會ノ決議ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

但シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十一條　株主又ハ其ノ法定代理人ハ他ノ株主ニ委任シテ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得但シ本會社所定ノ委任狀ヲ以テ其ノ代理權ヲ證スヘシ

第二十二條　株主總會ニ於テ決議シタル事項ハ之ヲ議事錄ニ記載シ議長及出席株主二名以上署名捺印スヘシ

第四章　取締役及監査役

第二十三條　本會社ニ取締役十名以內監査役五名以內ヲ置ク

取締役及監査役ハ二百株以上ノ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選擧ス

第二十四條　取締役ノ任期ハ三年トシ監査役ノ任期ハ二年トス但シ補缺又ハ增員ニ因リテ就任シタル取締役又ハ監査役ノ任期ハ其ノ前任者又ハ從來ノ在任者ノ殘任期間トス

取締役又ハ監査役ノ任期カ任期中最終ノ決算期ニ關スル定時株主總會ノ期日前ニ滿了スルトキハ其ノ總會ノ終結ニ至ル迄之ヲ伸長ス

第二十五條　取締役ハ其ノ互選ヲ以テ社長一名ヲ定ム

社長ハ本會社ノ業務ヲ統理シ本會社ヲ代表ス

第二十六條　取締役ハ在任中其ノ所有ノ本會社株券二百株ヲ監査役ニ供託スヘシ

第五章　計　算

第二十七條　本會社ノ營業年度ハ每年一月一日ヨリ六月三十日迄及七月一日ヨリ十二月三十一日迄トス

第二十八條　本會社ハ會社財產ノ減價額ヲ控除スルニ代ヘ每營業年度ニ於テ生シタル收入利息ノ百分ノ七ヲ經費中ヨリ支出シ減損塡補金トシテ之ヲ積立ツ

前項ノ減損塡補金ハ滯貸ノ取立不能其ノ他會社財產ノ毀損ニ因リテ現ニ生シタル損害ヲ塡補スルノ外之ヲ處分スルコトヲ得ス

本會社カ解散シタルトキハ第一項ノ減損塡補金ヲ支出シテ會社財產ノ減價額ヲ塡補シ其ノ剩餘額ノ十二分ノ五ヲ東京市ニ、十二分ノ一ヲ橫濱市ニ納付ス

第二十九條　本會社カ每營業年度ニ於テ年八分ノ割合ニ依ル利益ノ配當ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ配當ヲ爲スニ必要ナル不足金額ノ六分ノ五ヲ東京市ニ、六分ノ一ヲ橫濱市ニ請求シテ之カ補給ヲ受ク會社ニ損失ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ損失ヲ塡補スルニ必要ナル金額ニ付亦同シ但シ先ツ法定準備金ヲ支出シテ其ノ塡補ニ充當スルコトヲ要ス

第三十條　本會社カ每營業年度ニ於テ年八分ノ割合ニ依ル利益ノ配當ヲ爲シ剩餘アルトキハ其ノ剩餘額中ヨリ前條ノ規定ニ依ル從前ノ補給金ヲ東京市及橫濱市ニ償還シ尙剩餘アルトキハ其ノ剩餘カ拂込資本金額ニ對シ年四分ノ割合ニ當ル金額ニ達スル迄ハ其ノ剩餘額ノ十二分ノ五ヲ東京市ニ、十二分ノ一ヲ橫濱市ニ納付ス

剩餘カ前項ノ金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ一ヲ別ニ積立テ十八分ノ五ヲ東京市ニ、十八分ノ一ヲ橫濱市ニ納付ス

第三十一條　前條第二項ノ規定ニ依ル積立金ハ損失ヲ塡補シ且ツ本會社カ年八分ノ割合ニ依ル利益ノ配當ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テ其ノ配當ヲ爲スニ必要ナル不足金額ヲ支出スルノ外之ヲ處分スルコトヲ得ス

本會社カ解散シタルトキハ前項ノ積立金現存額ノ十二分ノ五ヲ東京市ニ、十二分ノ一ヲ橫濱市ニ納付ス

第三十二條　本會社ノ利益配當金ハ本會社ノ本店又ハ本會社指定ノ場所ニ於テ之ヲ支拂フ

株主利益配當金ノ支拂ヲ請求セスシテ二ケ年ヲ經過シタルトキハ其ノ配當金ハ本會社ニ歸屬ス

第六章　雜　則

第三十三條　左ニ揭クル事項ハ東京市長及橫濱市長ノ承認ヲ受クルモノトス

一、定款及其ノ變更

二、事業計畫及其ノ變更

三、株金ノ拂込

四、社債ノ募集
五、拂込資本金ノ十分ノ一ヲ超エテ借入金ヲ爲スコト
六、建物其ノ他重要ナル財産ヲ擔保ニ供シ之ニ關スル其ノ他ノ處分ヲ爲シ擔保物權ヲ處分スルコト
七、第一條第一項ニ規定スル業務ニ附帶スル事業ヲ經營シ又ハ之ニ投資スルコト
八、利益金ノ處分
九、合併及任意解散

第一條第一項第一號ノ規定ニ依リ會社ノ建築スル建物ノ制賦販賣其ノ他會社ノ營業ニ屬スル處分行爲ニ付テハ第一項第六號ノ規定ヲ適用セス

第三十四條　本會社ハ左ノ事項ニ付內務大臣及大藏大臣ノ承認ヲ受クルモノトス
一、定款及其ノ變更
二、事業計畫及其ノ變更
三、社債ノ募集
四、利益金ノ處分
五、合併及任意解散

第七章　附則

第三十五條　本會社ノ第一次營業年度ハ創立總會終了ノ日ヨリ大正十五年六月三十日迄トシ同年二月ニハ定時株主總會ヲ招集セス

第三十六條　本會社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用ハ金五萬圓以內トス

第三十七條　本會社發起人ノ氏名住所左ノ如シ

住所	氏名
東京市麻布區三河臺町三十一番地	井上準之助
東京市麻布區富士見町十七番地	井坂孝
橫濱市南太田町二千二十八番地	有吉忠一
東京市本鄉區弓町二丁目十九番地	佐々木勇之助
東京市日本橋區兜町二番地	子爵澁澤榮一
東京市赤坂區新坂町三十番地	門野重九郎
東京市小石川區大塚窪町二番地	各務鎌吉
東京府豊多摩郡澁谷町大字下澁谷百五十八番地	中村是公
東京府北豊島郡入新井町大字新井宿千三百三十七番地	矢野恒太
橫濱市辨天通三丁目五番地	原富太郎
東京市本鄉區弓町一丁目十六番地	大橋新太郎

八、同會社紀要

大正十四年十二月十七日　會社事務所ヲ東京市麹町區內山下町一丁目一番地ニ設置ス
同　年十二月二十三日　東京橫濱兩市及內務大藏兩省ヘ定款承認方申請ス
同　年十二月二十四日　東京區裁判所ニ於テ當社設立登記ヲ了ス
同十五年一月四日　會社支店ヲ橫濱市本町四丁目六十三番地ニ設置ス
同　年一月十一日　東京區裁判所ニ於テ橫濱支店設置登記ヲ了ス
同　同　裁判所ニ於テ支配人ヲ創幸太郎選任登記ヲ了ス
同　同　事業資金ノ借受及利益配當ノ保證竝之ニ關聯セル事項ニ付東京市及橫濱市ト會社トノ間ニ契約ヲ締結ス
同　年一月十二日　橫濱市ヨリ定款承認セラル
同　年一月十四日　橫濱區裁判所ニ於テ橫濱支店設立登記ヲ了ス
同　同　裁判所ニ於テ支配人ヲ創幸太郎選任登記ヲ了ス
同　年二月四日　東京市ヨリ定款承認セラル
同　年二月五日　東京橫濱兩市及內務大藏兩省ヘ事業計畫承認方申請ス
同　年三月十五日　大藏大臣ヨリ定款承認セラル
同　年四月十五日　橫濱市ヨリ事業計畫承認セラル
同　年四月十九日　內務省ヨリ定款承認セラル

第二十一章　防火地區

大正十五年五月二十八日　東京市ヨリ事業計畫承認セラル
同　年六月三十日　內務省ヨリ　同　上
同　　大藏省ヨリ　同　上
同　年八月四日　東京區裁判所ニ於テ取締役大橋新太郎住所變更登記ヲ了ス
同　年八月六日　橫濱區裁判所ニ於テ　同　上
同　年八月二十日　東京區裁判所ニ於テ監査役松本烝治同渡邊利二郎選任登記ヲ了ス
同　年八月二十三日　橫濱區裁判所ニテ　同　上
同　年十一月二日　東京區裁判所ニ於テ取締役弓削幸太郎住所變更登記ヲ了ス
同　　裁判所ニ於テ支配人弓削幸太郎　同　上
同　年十一月四日　橫濱區裁判所ニ於テ　同　上
同　　裁判所ニ於テ取締役弓削幸太郎　同　上
昭和二年二月二十二日　監査役任期滿了ニ付改選ノ結果五名共ニ重任
　門野重九郎　澁澤義一　藤村義苗　松本烝治　渡邊利二郎
同　年九月二十六日　東京區裁判所ニ於テ監査役松本烝治住所變更登記ヲ了ス
同　年九月二十八日　橫濱區裁判所ニ於テ　同　上
同　三年一月九日　東京區裁判所ニ於テ橫濱支店所在地ヲ橫濱市中區本町四丁目三十五番地ニ變更登記ヲ了ス
同　年一月十二日　橫濱區裁判所ニ於テ　同　上
同　年一月九日　東京區裁判所ニ所テ監査役澁澤義一、藤村義苗、渡邊利二郎住所變更登記ヲ了ス
同　年一月十二日　橫濱區裁判所ニ於テ　同　上
同　　裁判所ニ於テ支配人ヲ置キタル各所ノ變更登記ヲ了ス
同　年二月二十五日　東京區裁判所ニ於テ監査役重任登記ヲ了ス

同　年二月二十八日　橫濱區裁判所ニ於テ　同　上
同　年四月九日　東京區裁判所ニ於テ監査役松本烝治住所變更登記ヲ了ス
同　年四月十二日　橫濱區裁判所ニ於テ　同　上
同　年五月七日　防火地區內ニ於ケル割賦販賣契約ノ手附金ヲ當分ノ內五分迄減額ノ件內務大藏兩省ヨリ承認セラル
同　年五月十四日　東京區裁判所ニ於テ橫濱支店所在地ヲ本町四丁目三十四番地ニ變更登記ヲ了ス
同　年五月十八日　橫濱區裁判所ニ於テ　同　上
同　年六月六日　東京市橫濱兩市ヨリ承認セラル
昭和四年二月二十二日　橫濱兩市ト本社トノ間ニ締結シタル契約書中一部變更ノ件ヲ株式總會ニ於テ決議ス
　右ハ本社事業資金ニ關シ兩市トノ契約ニ依リ復興貯蓄債券ノ發行ニ依リテ得ル資金中ヨリ貸付ヲ受クルコト、ナリ居レルヲ政府ノ他ノ資金ヨリモ貸付ヲ受クルコトヲ得ル樣同契約書第二條及第四條ヲ改訂シタリ
同　年二月二十二日　株主總會ニ於テ取締役任期滿了ニ付改選ノ結果左ノ五氏重任ス
　大橋新太郎　井坂孝　原邦造　沼田政二郎　弓削幸太郎
同　年二月二日　本社事業計畫中貸出利率ノ件兩大臣、兩市長ヨリ承認セラル
　東京橫濱兩市長ニ承認方申請セリ
同　年三月一日　東京區裁判所ニ於テ取締役重任登記ヲ了ス
同　年三月四日　橫濱區裁判所ニ於テ　同　上
同　年五月六日　貸出利率ノ件兩大臣、兩市長ヨリ承認セラル
同　年五月三十日　二月二日申請ノ貸出利率ノ件內務大藏兩大臣及東京橫濱兩市長ニ承認方申請セリ
同　年六月四日　橫濱支店ヲ橫濱市中區伊勢佐木町一丁目一番地伊勢ビル內ニ移轉セリ
　東京區裁判所ニ於テ橫濱支店移轉ノ登記ヲ了ス

昭和四年六月五日　横濱區裁判所ニ於テ　同上
同　年六月二十九日　本社事業資金ニ關シ大正十五年一月十一日東京横濱兩市ト本社トノ間ニ締結シタル契約書中左記ノ通改訂シ双方調印ヲ了セリ
第二條本貸付金ハ政府カ市ノ會社ニ對スル貸付資金ヲ市ニ融通スル都度其ノ融通金額ニ應シ之ヲ交付スヘシ但シ毎回ノ貸付時期ハ市長之ヲ定ム
第四條本貸付金ノ償還方法ハ本貸付金ノ爲ニ發行シタル市債ノ政府引受條件ニ從ヒ市長之ヲ定ム
昭和五年二月二十一日　監査役任期滿了ニ付改選ヲ行フ左ノ五名重任ス
門野重九郎　澁澤義一　藤村義苗　松本烝治　渡邊利三郎
同　年二月二十七日　東京區裁判所ニ於テ監査役五名重任登記ヲ了ス
同　年二月二十八日　横濱區裁判所ニ於テ　同上
同　年三月四日　東京區裁判所ニ於テ監査役門野重九郎住所變更登記ヲ了ス
同　年三月六日　横濱區裁判所ニ於テ　同上

八　同會社營業案内

△會社の使命

會社は先年の大震火災に因る東京、横濱兩市の燒失地區内に耐震耐火の建物の建築を助成する目的で東京、横濱兩市長と京濱兩地の重なる實業家との發起に依り大正十四年十二月に創立され た會社でありまして、事業資金は特に政府から貸下げられ且つ兩市からは拂込株金に對し年八分の配當を保證されて居るのであります。

斯様の譯で其の筋より多大の御援助を受けて居るのでありますから弊社といたしましても一意專心建築主の御便宜を圖り以て弊社設立の使命を果したいと念じて居る次第であります。

△營業の範圍

弊社の營業は大震火災に因る東京、横濱兩市の燒失地區内に耐震耐火的の建築をなさる方にその資金を融通するのでありまして申込人が罹災者であると否と、個人であると會社であると、建物が自家用であると貸家であるとを問はないのであります。

弊社の營業は次の二種類であります。

一【割賦販賣】―御指定の土地に御希望の建物を建築いたし二十年以内の割賦で代金を頂戴いたす方法

二【資金貸付】―御自分でお建になる建物に對し必要な資金を御用立て二十年以内の割賦で御返金を願ふ方法

(一)　割賦販賣

割賦販賣は御希望の計畫に基きその所有地又は借地に弊社の名義で建物を建築しまして落成の上はこれをお引渡いたし、その代金を二十箇年以内御希望の年限内に元利均等割賦(ワリフ)償還(ショウカン)の方法で頂戴するのであります。なほこれを詳しく申しますと

(申　込)　お申込の場合には建築敷地、御希望の間取り、坪數その他の事項をうけたまはり弊社で御希望に副ふやう略設計圖を作り御相談申上げます

(手　附　金)　略設計圖が決定致しますと、建築實費見込額の五分を手附金として差入れていたゞきます(手附金は一割の處當分の間五分)

（借地權）割賦販賣では建物を會社の名義で建てる關係上敷地の借地權を弊社へ一時お預りいたしまして他日建物の所有權をお渡しいたします際無條件でお返し申します。

（建物の所有權）割賦販賣の契約で建築した建物の所有權は弊社名義にいたします。然し建築實費の三割以上の金額を入金していただいた場合は御希望によりましては所有權をお渡しいたします。その代りその建物に第一順位の抵當權を設定していただきます。

（販賣代金）販賣代金は建物の建築實費でありますが前記手附金及政府から受ける防火地區建築補助金は勿論販賣代金から差引きます。

右建築實費とは工事請負金其他の附帶工事費設計監督費、現場係員費、登記料竝にこれ等一切の實費支拂金に對する建物引渡の時に至る迄の利息で弊社はこの他には何も頂戴いたしません。

(二)　資金貸付

資金貸付は御自分で建築なさる場合にこれに要する資金を（建築に御着手前に御協議いたして）お貸しいたし二十ヶ年以内の元利均等割賦償還の方法で御返濟を願ふのであります、尤も建築の設計は可成早く弊社にお打合せを願ひます、又工事が豫定の計畫通り施行されてゐるか否かは弊社に於ても調査いたします。

（申込）弊社備付の假申込書に建築の間取平面圖を添附して申込むで頂きます、又右平面圖がなくとも割賦販賣と同樣建築敷地、御希望の間取り、坪數其他の事項をうけたまはれば便宜御相談に應じます、正式のお申込には建築設計書、圖面、官廳の建築認可證が必要でありますがこれ等の書類は一應お打合後に取揃へていただく方が好都合であります。

（貸出額）貸出額は建築費總額の七割以内であります、場合に依りましては防火地區建築補助金が政府から下附されるまでこれに相當する金額をも別に御用立いたします。

（貸出の時期）弊社よりの貸出時期は工事中の建物の保存登記が濟んだ直後からでありまして、その時の工事出來高に相當する金額から總建築費の三割を差引いた金額を先づ貸出し、その後は工事の出來高に應じて貸出します。右の保存登記は建物のコンクリートが打ち上ると出來ますから、大體工程の半ばに進んだ時から貸出しを始めると謂ふことになります。

（擔保）建築した建物に第一順位の抵當權を設定していただきます、尤もその代りに他に適當な擔保を御提供になつてもよいのであります。

會社の特長
- 貸出歩合の高率
- 年八分の低利
- 二十ヶ年の長期貸出

△金利竝割賦償還金

金利は割賦販賣竝資金貸付とも目下年八分に一定して居ります、元金一萬圓に對する元利均等割賦償還金は左表の通りでありますから各位御希望の年限を選びその年限に應じた賦金の額を弊社より貸出を受ける金額にお掛けになれば弊社へお拂ひになる割賦金が出てまゐります。

割賦販賣資金貸付　元利均等割賦償還金表（利率年八分　元金壹萬圓に對し）

償還年限	半年賦金	三ヶ月賦金	月賦金
	圓	圓	圓
一ヶ年	五、三〇一、九六	二、六二六、二四	八六九、八八
二ヶ年	二、七五四、九〇	一、三六五、一〇	四五二、二七
三ヶ年	一、九〇七、六二	九四五、六〇	三一三、三六
四ヶ年	一、四八五、二八	七三六、五〇	二四四、一三
五ヶ年	一、二三二、九一	六一一、五七	二〇二、七六
六ヶ年	一、〇六五、五二	五二八、七一	一七五、三三
七ヶ年	九四六、六九	四六九、九〇	一五五、八六
八ヶ年	八五八、二〇	四二六、一一	一四一、三七
九ヶ年	七八九、九三	三九二、三三	一三〇、一九
十ヶ年	七三五、八二	三六五、五六	一二一、三三
十一ヶ年	六九一、九九	三四三、八八	一一四、一五
十二ヶ年	六五五、八七	三二六、〇二	一〇八、二五
十三ヶ年	六二五、六七	三一一、〇九	一〇三、三一
十四ヶ年	六〇〇、一三	二九八、四七	九九、一三
十五ヶ年	五七八、三〇	二八七、六八	九五、五七
十六ヶ年	五五九、四九	二七八、三九	九二、四九
十七ヶ年	五四三、一五	二七〇、三二	八九、八三
十八ヶ年	五二八、八七	二六三、二七	八七、五〇
十九ヶ年	五一六、三二	二五七、〇八	八五、四五

二十ヶ年　五〇五、一三　三三五、九三　二五一、六一　八三、六四

一例を申上げますと、假りに弊社が「割賦販賣」の方法で御注文に應じ甲種防火地區内に延坪百二十坪建築實費四萬圓（造作、設備その他を含み）の鐵筋コンクリート造家屋を建築するものとしますと、月賦金二百六十七圓六十錢餘を二十ヶ年間頂戴いたして元利共皆濟となり完全に建物の所有權をお渡しいたします、尚その計算を詳しく申しますと、建築費四萬圓中よりその五分に當る手附金二千圓及防火地區建築補助金約六千圓（坪當り五十圓として）を差引いた殘金三萬二千圓が弊社の貸出となり、この三萬二千圓に對する元利二十ヶ年均等割賦償還に要する月額が二百六十七圓六十錢餘で、坪當約二圓二十錢になります。普通家賃よりも少ないと存じます。

又之を「資金貸付」の場合で申しますと、延坪百二十坪建築費四萬圓の鐵筋コンクリート家屋をお建てになるものとしますと、その七割即ち二萬八千圓を貸出すことになり、あとの不足額一萬二千圓はお手許からお出しになることになりますが、甲種防火地區なら普通政府の補助金六千圓（坪當り五十圓として）下りますから、結局お手許金は六千圓でよいことになります、此の場合は弊社の貸出金が「割賦販賣」の場合より少し減りますから隨つて弊社に拂込まるゝ割賦金も（一）の場合よりは減る事になります。

△保　證　人

割賦販賣、資金貸付、いづれの場合でも契約には保證人を立てゝいたゞきます、保證人の資格としては別に規定はありませんが、貸出金の多寡その他によりましてそれ相當の方をお願ひいたします。

△共同建築の利益

當地のやうに土地の値段が高く而も面積の小さい間口の狹い敷地の非常に多い所では各人別々に小さい耐火建物を竝列し、隣地境に二重に壁を造るやうな不經濟なことをするよりも、隣地の人々が共同してまとめて一棟の建物をお建てになり、各戸の仕切りも一重の界壁で濟むやうにされる方がどの位有利であるか知れません、加ふるに政府に於ては奬勵の意味を以て甲種防火地區内の共同建築には特に坪七十五圓以内の補助金が下附されてゐますから御利益は益々大きくなる譯であります。今共同建築の利益の二三を擧げて見ますと

一、室の利用面積及間口が大きくなり、又階數を增すことも出來るから土地の利用が增進されること

二、外壁、基礎、柱、梁などに要するコンクリート、鐵筋等の量も、仕上の面積も少なくてすみ尙施工が容易になるから坪當り建築費が安くなること

三、外觀が立派で體裁も良く且耐震力が增大すること

等であります。

又共同建築に就き弊社に對する債務關係は必ずしも共同の方々が連帶責任でなくてもよろしいのであります。

尙甲種防火地區内に建築せらるゝ一軒建の商店住宅事務所等耐火構造の建物には一坪に付今の處普通五十圓迄、共同建築には七十五圓迄(一階二階三階四階は勿論計畫に依つては五階にも)政府から建築補助金が下附されますが、この補助金は將來無制限に下附されるものではありません。豫算がなくなればそれまでゞす。それ故お早いがお德であります。又弊社に對する申込も將來は益々多數に上ることゝ思はれます。その時には限りある力を以て皆樣のお申込に應ずることが出來ない樣になりはしないかと今から案じてゐます。只今は建築材料手間も非常に安い時でありますが勿論將來のことは斷言出來ませんが建築が盛んになれば自然建築費は高くなるべきものと存じます。この點よりしてもお早いがお德と存じます。

又燒跡のバラックは勅令に依りまして早晩除却を要するのでありますから甲種防火地區では此際不經濟な中間建築を避け、自然耐震耐火的の本建築にお取りかゝりのことゝ存じますが弊社は懇切に建築の御相談に應じますのみならず割賦販賣の建築工事は總て信用ある請負者數名を選定し御本人の立會を請ひ競爭見積の結果落札者をしてこれに當らしめ、工事に付ては嚴重なる監督をするのでありますから決して粗惡な工事は採りません、それゆへ素人の方が御自分で直接お建てになるよりはよい物が出來ると存じます。資金貸付の場合でも御計畫に付一切の御相談相手となり又御希望に依り割賦販賣同樣出來得るだけ設計施工等のお世話もいたします。

以　上

○關東大震災による燒失地區以外の建物の貸付は取扱ひ致して居りません。

○木造建築は乙種防火地區内に建てる準耐火構造によるもの、外は取扱ひません。

○お申込は仲介者をお立てにならず、なるべく御本人直接の方が何にかにつけて御便利であります。

役　員

取締役社長　沼田政二郎
取締役　大橋新太郎
取締役　井坂孝
取締役　原邦造
取締役　弓削幸太郎

監査役　門野重九郎
監査役　澁澤義一
監査役　藤村義苗
監査役　松本烝治
監査役　渡邊利二郎

（昭和五年二月）

三　防火地區に關する參考資料

イ　省令其の他

○內務省令第十九號
防火地區建築補助規則左ノ通定ム
大正十三年八月二日

內務大臣　若槻禮次郎

防火地區建築補助規則

第一條　東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域內ニ於ケル大正十二年九月ノ震災ニ因リ火災ニ罹リタル地區ノ中甲種防火地區內ニ於テ市街地建築物法施行規則第百四十三條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケ建物ノ新築又ハ增築ヲ爲ス建築主ニ對シ每年度豫算ノ範圍內ニ於テ本令ニ依リ補助金ヲ交付ス

前項ノ火災ニ罹リタル地區トハ大正十二年內務省令第三十三號第一條ニ定ムル地區ヲ謂フ

第二條　補助金額ハ左ノ區分ニ依リ復興局長官之ヲ定ム

一　建物(第三號ニ揭クル建物ヲ除ク)ノ外壁床及柱ヲ耐火構造トスルトキ
　床面積一坪ニ付　金五拾圓以內
二　建物(第三號ニ揭クル建物ヲ除ク)ノ外壁ヲ耐火構造トスルトキ
　床面積一坪ニ付　金四拾圓以內
三　市街地建築物法第十四條ノ規定ニ依ル特殊建築物耐火構造規則第一條及第二條ニ揭クル建物ニ對スル補助金額ハ左ノ區分ニ依ル
イ　第一條ニ揭クル建物
　床面積一坪ニ付　金貳拾圓以內
ロ　第二條ニ揭クル建物
　建物ノ外壁床及柱ヲ耐火構造トスルトキ
　床面積一坪ニ付　金參拾圓以內
　建物ノ外壁ヲ耐火構造トスルトキ
　床面積一坪ニ付　金貳拾圓以內

市街地建築物法第十四條ノ規定ニ依ル特殊建築物耐火構造規則第四條ノ規定ニ依リ同規則第一條及第二條ノ規定ヲ準用スル建物ノ部分ニ對シテハ前項第三號ノ規定ヲ準用ス

第一項ノ床面積トハ建物各階ノ建築面積中床ヲ有スル部分(階段室昇降機室等ニ付テハ床ヲ有スルモノト看做ス)ヲ謂フ但シ地階及屋階ノ床面積ヲ除ク

補助金額ノ算定ニ付テハ一ノ建物ノ床面積ニ一坪未滿ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツ

建物ノ構造特ニ簡易ナル部分ニ付テハ第一項ノ補助金額ヲ減スルコトヲ得

第三條　市街地建築物法施行規則第四十三條ノ規定ヲ適用スル建物ノ床面積ニ算入セス

ルモノハ前條第一項ノ床面積ニ算入セス

第四條　府縣市區及學區ニ對シテハ補助金ヲ交付セス

第五條　補助金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ市街地建築物法施行規則第百四十三條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル日ヨリ六十日以內ニ別記樣式ニ依ル願書ヲ復興局長官ニ提出シ認可ヲ受クヘシ建物ノ設計又ハ用途ノ變更アリタルニ因リ補助金額ニ增減ヲ生スルトキ亦同シ

前項ノ願書ニハ市街地建築物法施行規則第百四十三條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル申請書ノ副本ヲ添付スヘシ

同一ノ建物ニ付建築主數人アル場合ニ於テハ代表者一人ヲ定メ其ノ正當ナルコトヲ證スル書面ヲ願書ト共ニ提出スヘシ

第六條　建築主ニ變更アリタルトキハ其ノ事實ノ生シタル日ヨリ二十日以內ニ復興局長官ニ補助金交付認可書ヲ提出シ其ノ名義變更ヲ請求スヘシ但シ其ノ變更カ補助金交付ノ認可前ナルトキハ復興局長官ニ補助金交付

願ノ名義變更ヲ届出ツヘシ

第七條　補助金交付ノ認可ヲ受ケタル者ハ建物使用認可證ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ復興局長官ニ補助金ヲ請求スヘシ

第八條　復興局長官前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ建物檢査ノ上補助金ヲ支拂フヘシ

第九條　建物ノ新築又ハ增築ニ關スル地方長官ノ認可效力ヲ失ヒ又ハ取消サレタルトキハ補助金交付ノ認可ハ其ノ效力ヲ失フ

第十條　市街地建築物法施行規則第百三十二條又ハ第百三十三條ノ規定ニ依リ甲種防火地區內ノ建物ニ關スル規定ヲ適用スル建物ニ付テハ本令ヲ準用ス但シ甲種防火地區ノ境界線ヨリ六間ヲ超ユル區域ニ在ル建物ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十一條　本令ニ依リ復興局長官ニ提出スヘキ書類ハ東京府ニ於テハ警視總監神奈川縣ニ於テハ神奈川縣知事ヲ經由スヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ神奈川縣ニ付テハ別ニ施行期日ヲ定ム

本令施行前市街地建築物法施行規則第百四十三條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル者本令ニ依ル補助金ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ本令施行ノ日ヨリ六十日以內ニ第五條ノ規定ニ依ル願書ヲ提出スヘシ

本令施行ノ際又ハ防火地區變更ノ際第一條ノ甲種防火地區內ニ於テ新築又ハ增築工事中ノ建物ニ付テハ本令ヲ準用ス

（別記）

補助金交付願樣式

○防火地區建築補助金交付願

防火地區建築補助規則ニ依リ補助金交付認可相成度左記書類添付及出願候也

大正　年　月　日

住所

復興局長官　殿

建築主　氏　名印

建築敷地ノ地名　市區　町　番地

階別	用途	構造	坪數（床面積）	備考
			坪合	
第一階				
第二階				
第三階				
第四階				
第五階				
計				

添付書類

一、市街地建築物法施行規則第百四十三條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル申請書ノ副本

補助金額變更願樣式

○防火地區建築補助金額變更願

大正　年　月　日　號ヲ以テ補助金交付認可相受候處今般建物設計用途ノ變更アリタルニ因リ補助金額變更ノ義認可相受度左記書類添付及出願候也

大正　年　月　日

住所

建築主　氏　名印

記

復興局長官　殿

補助金額變更計算

建築敷地ノ地名　市　區　町　番地

階別	用途	構造	坪數（床面積）坪合	備考
第一階	現在			
	變更			
第二階	現在			
	變更			
第三階	現在			
	變更			
第四階	現在			
	變更			
第五階	現在			
	變更			
計	現在			
	變更			

添付書類

一、設計用途變更ニ關シ市街地建築物法第百四十三條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル申請書ノ副本

（參照）

○大正八年四月五日公布法律第三十七號市街地建築物法抄錄

第十四條　主務大臣ハ學校、集會所、劇場、旅館、工場、倉庫、病院、市場、屠場、火葬場其ノ他命令ヲ以テ指定スル特殊建築物ノ位置、構造、設備又ハ敷地ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

○大正九年十一月九日內務省令第三十七號市街地建築物法施行規則抄錄

第四十三條　高六十五尺軒高五十尺ヲ超過スル建築物ハ其ノ壁體、床、柱、屋根、階段等主要構造部ヲ耐火構造トナスヘシ

第百三十二條　建物防火地區ノ境界線外ニ亙ル場合ニ於テハ其ノ全部ニ對シ防火地區內ノ建物ニ關スル規定ヲ適用ス但シ其ノ建物ノ部分ヲ成ス防火壁ニシテ防火地區外ニ在ルトキハ其ノ防火壁外ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第百三十三條　建物甲種防火地區及乙種防火地區ニ亙ル場合ニ在リテハ其ノ全部ニ對シ甲種防火地區內ノ建物ニ關スル規定ヲ適用ス但シ其ノ建物ノ部分ヲ成ス防火壁ニシテ甲種防火地區外ニ在ルトキハ其ノ防火壁外ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第百四十三條　左ノ各號ノ一ニ該當スル建築物ノ新築、增築、改築、移轉、大修繕又ハ大變更ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

一、市街地建築物法第十四條ノ建築物

二、防火地區及美觀地區內ノ建築物

三、其ノ他地方長官ノ指定スル建築物

建築物ノ用途ヲ變更シテ前項第一號又ハ第三號ニ充テムトスルモノ亦同シ

○大正十二年六月一日內務省令第十五號市街地建築物法第十四條ノ規定ニ依ル特殊建築物耐火構造規則抄錄

第一條　左ノ各號ノ一ニ該當スル建物ヲ建築スルトキハ其ノ壁體、床、柱、屋根、階段等主要構造部ヲ耐火構造トナスヘシ

一、劇場、活動寫眞館、演藝場、觀物場及之ニ類スル建物ニシテ觀客定員七百五十人以上ノモノ

二、集會場、公會堂及之ニ類スル建物ニシテ收容定員千人以上ノモノ

三　旅館、下宿屋、寄宿舍、貸座敷、常設展覽會場、百貨店、勸工場及之ニ類スル建物ニシテ階數四以上ノモノ

四　揮發石油ヲ使用スル自動車ノ車庫ニシテ其ノ室面積三十坪以上ノモノ

五　倉庫ニシテ階數三以上ノモノ

六　市街地建築物法施行令第三條第二號ニ㊀又ハ㊁ノ物品ノ製造貯藏又ハ處理ニ供スル建物

前項第一號及第二號ノ建物內ニ設クル舞臺ノ床及屋根竝第四號及第六號ノ建物ノ屋根ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ之ヲ耐火構造ト爲サヽルコトヲ得

第一項第六號ノ建物ニ付テハ地方長官物品ノ數量及周圍ノ狀況ニ依リ制限ヲ輕減シ又ハ免除スルコトヲ得

第二條　左ノ各號ノ一ニ該當スル建物ヲ建築スルトキハ其ノ外壁ヲ耐火構造ト爲スヘシ

一　劇場、活動寫眞館、演藝場、觀物場及之ニ類スル建物ニシテ收容定員七百五十人以上ノモノ

二　集會場、公會堂及之ニ類スル建物ニシテ收容定員五百人以上ノモノ

三　旅館、下宿屋、寄宿舍、貸座敷、常設展覽會場、百貨店、勸工場及之ニ類スル建物ニシテ階數三ノモノ

四　揮發石油ヲ使用スル自動車ノ車庫ニシテ其ノ室面積十五坪以上ノモノ

五　倉庫ニシテ階數二且建築面積百坪以上ノモノ但シ地方長官用途ニ依リ支障ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ建物ニ付テハ市街地建築物法施行規則第百二十條及第百二十一條ヲ準用ス

第三條　左ノ各號ノ一ニ該當スル建物ヲ建築スルトキハ其ノ外壁ヲ耐火構造又ハ準耐火構造ト爲スヘシ

一　劇場、活動寫眞館、演藝場、觀物場及之ニ類スル建物ニシテ觀客定員二百五十人以上ノモノ

二　集會場、公會堂及之ニ類スル建物ニシテ收容定員五百人以上ノモノ

三　揮發石油ヲ使用スル自動車ノ車庫ニシテ其ノ室面積五坪以上ノモノ

前項ノ建物ニ付テハ市街地建築物法施行規則第百二十八條及第百二十九條ヲ準用ス

第四條　建物ニシテ其ノ一部ヲ第一條乃至第三條ノ建物ト同種ノ用途ニ供スルモノニ付テハ其ノ部分ニ對シ第一條乃至第三條ノ規定ヲ準用ス但シ地方長官必要ト認ムルトキハ其ノ他ノ部分ニ對シ防火上相當ナル構造設備ヲ命スルコトヲ得

○內務省令第二十號

防火地區建築補助規則ハ大正十三年九月一日ヨリ神奈川縣ニ之ヲ施行ス

大正十三年八月二十七日

內務大臣　若槻禮次郎

㊁諸調査

(一)　橫濱大火災調

火災の大サ

明治	一千戶以上燒失ノモノ
大正時代	百戶以上燒失ノモノ

火災度數

	五回
	十二回

(二)　一千戶以上燒失火災頻度調

明治六年	一回
同　二十二年	一回
同　二十六年	一回
明治三十二年	一回
大正八年	一回
合計	五回

(三)　甲種防火地區內火災調　自大正十二年震災直後至昭和四年二月末現在

區劃整理地區名

	棟數	建物延面積	同損害見積額
	件數	坪	圓
第九地區	二	一四七	二九、四〇〇
第十三地區	二	三六〇	三六、四〇〇
	四		

(四) 特殊建築物燒失調（自昭和六年至十二年九月末日燒失區域）

地區	合計		特殊建築物燒失調		
			作數	建物名稱	同棟數	同延面積	同損害見積額
區劃整理地區外	一作		旅館	二	三九七坪	一〇八、〇〇〇圓
合計	一八六、八〇〇	一、〇〇六	九	三二	四九九	一二二、〇〇〇

(五) 換地處分ノ告示以後ニ於ケル甲種防火地區內火災調（昭和四年八月十日調）

第十地區	地區名	作數	棟數	同延面積
		一	一〇	三一四坪

(六) 六大都市防火地區面積調（昭和四年八月）

都市別	甲種防火地區			乙種防火地區		
	集團的	路線式	計	集團的	路線式	計
東京	一二三、〇〇〇坪	四四四、〇〇〇坪	一、五六七、〇〇〇坪	六三、〇〇〇坪	一一三、〇〇〇坪	一七五、〇〇〇坪
橫濱	三八、〇〇〇	五一、〇〇〇	一六、〇〇〇	—	—	—
京都	—	二九、〇〇〇	二九、〇〇〇	四三、五〇〇	二、〇〇〇	四五、五〇〇
大阪	五五、〇〇〇	九四三、〇〇〇	一、〇九九、〇〇〇	—	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇
神戶	五〇、〇〇〇	二四八、〇〇〇	二九八、〇〇〇	—	二三、〇〇〇	二三、〇〇〇
名古屋	—	五二、四〇〇	五二、四〇〇	—	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇
合計	一、二五七、〇〇〇	一、六六六、四〇〇	三、〇九九、四〇〇	五六、五〇〇	一九五、〇〇〇	二五一、五〇〇

(七) 防火地區建築補助金年度割（東京及橫濱）

同	八年度	二、〇〇〇、〇〇〇圓
同	七年度	二、〇〇〇、〇〇〇圓
同	六年度	二、〇〇〇、〇〇〇圓
同	五年度	三、〇〇〇、〇〇〇圓
同	四年度	二、五〇〇、〇〇〇圓
昭和三年度		一〇〇、〇〇〇圓
自昭和大正十二年至十三年度		三、一三〇、〇〇〇圓
同	九年度	一、五〇〇、〇〇〇圓
同	十年度	一、〇〇〇、〇〇〇圓
同	十一年度	一、〇〇〇、〇〇〇圓
同	十二年度	一、〇〇〇、〇〇〇圓
同	十三年度	二、七〇〇、〇〇〇圓
計		二〇、〇〇〇、〇〇〇圓

(八) 昭和二年勅令第三十三號ニ依ル假設建築物認定調（昭和四年一月末日現在）

橫濱	受本建築許可願件數	本建築認定件數	不合格件數	處理未濟件數
東京	七四三件	七四三件	一件	一件
濱	七、三四一	三、二一七	二、三七六	一、七四八
計	八、〇八四	三、九六〇	二、三七六	一、七四八

(九) 耐火建築ト木造建築トノ諸費一坪當月割額（二十箇年月賦對比表）

新築費	耐火建築		木造建築		差額	
	金額	月割額	金額	月割額	金額	月割額
三〇〇、〇〇〇円	一二、五八〇		一五〇、〇〇〇	一、二九〇		

保険料	○、○七五	
修繕費	○、二一○	
補助金	△五○、○○	△○、四三○
計	二五○、○○	二、四三五　一五○、○○　一、八六○　一○○、○○　○、五七五

備考

一、建物ノ新築費月割額ハ年利八分四厘ノ元利均等額ナリ

二、保険料ハ建物ノ價値(新築費)相當ノ保険料ニ依ル

三、修繕費ハ

耐火建築ニ付テハ四十ケ年間ニ新築費ノ三分ノ一ヲ要スルモノトシ其ノ平均月割額ヲ計上セリ

木造建築ニ付テハ十ケ年間ニ新築費ノ三分ノ一ヲ要スルモノトシ其ノ平均月割額ヲ計

附　建築物の表彰

本章に因み横濱市が優良建築物に對し特に表彰規程を制定したる件につき記さんに、市は震災後の家屋復興竝美觀助成の一助たらしめんとし昭和五年四月二十九日告示第八十七號を以て建築物表彰規程を公表せり。乃ち左記の如し。

○建築物表彰規程

第一條　市街ノ美觀上有益ナリト認ムル建築物ハ本規程ニ依リ之ヲ表彰ス

第二條　本規程ニ依リ表彰ヲ受ケムトスル建築物ノ所有者ハ左ノ書類ヲ市長ニ提出スヘシ

一、建物ノ平面圖(縮尺百分ノ一程度)

一、正面、立面圖又ハ之レニ代ハル寫眞

一、建築物ノ名稱、所在地、構造、坪數、工費及竣工年月日等ヲ説示スルモノ

一、設計者ノ住所氏名及經歷

第三條　前條ノ建築物ヲ審査スル爲メ建築物表彰審査委員會ヲ設ク

委員會ハ委員長一名委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條　委員ハ市吏員及學識經驗アル者ノ中ヨリ市長之ヲ命シ又ハ嘱託ス

委員長ハ委員タル助役ヨリ市長之ヲ命ス

第五條　委員長ハ會務ヲ總理ス

委員長事故アルトキハ委員長ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條　委員長ハ委員會ニ於テ表彰ヲ要スヘキモノト審査シタル建築物ニ對シ其ノ事由ヲ具シ之ヲ市長ニ報告スヘシ

第七條　前條ノ報告アリタルトキハ市長ハ該建築物ノ所有者竝設計者ニ表彰狀ヲ贈呈ス

附　則

昭和四年廳達第一三號ハ之ヲ廢止ス

右規程の實施上特に注意する所を窺ふに其構造は市街地建築物法による耐震耐火的にしてしかも外裝を恒久的に仕上ぐるを要し、これが面坪百坪又は延坪三百坪以上たるべく樞要なる街路に

面し、又は丘上等にありて遠望し得るものなるべく、而して官公署所屬の建築物若くは官公署に於て設計又は施工せるものには及ぼさゞる定たり。

第二十二章　教育事業（一）

一　災前の教育狀況

イ　小學校

本市の急激なる發展に伴ひ人口の自然增加は延いて小學校の教室不足を來せるを以て大正十年には從來の三十一校に更に五校の增設を行ひしが、二部教授は依然として撤廢するを得ざりき。されば市は更に大正十一年の初めに於て小學校の增設竝增改築計畫を樹て以て二部教授の撤廢を期したり。今其の當時の擴張計畫趣意書を掲げ其の內容の一般を窺知するの資とすべし。

本市ノ初等教育ハ之ヲ行政的方面ヨリ觀テ速ニ改善ヲ要スベキ事項二アリ、其ノ一ハ二部教授ノ撤廢ニシテ他ノ一ハ一學級兒童數ノ減少之レナリ。

今此二者共ニ同時ニ改善ヲ決行セントスルハ市財政ノ許サヾル所ナレバ一學級兒童數減少ノ問題ハ暫ク之ヲ他日ニ讓リ玆ニハ主トシテ二部教授撤廢ニ關シテ計畫立案シタリ。

本市本年度（大正十一年度）ニ於ケル學級數八百六十四中二部教授ヲ行ヘルモノ二百三十四學級ニシテ明年度（大正十二年度）ハ實ニ三百二十六學級ニ達シ、尋常第六學年ニモ二部教授ヲ行ハザル可カラザル學校ヲ生ズルニ至レリ。加フルニ本市ノ發展ニ伴ヒ兒童數ハ年々增加シ過去十

箇年ノ統計ニ徴スルニ其ノ增加率ハ尋常科ニ於テ四分六厘、高等科ニ於テ六分六厘ニシテ大正十五年度初メニ於テハ實ニ六萬五千七百七十九人、一千二十二學級ニ達スル計算ナリ。

本案ハ如上兒童ノ自然增加ヲ看越シ本年度ヨリ始メテ四箇年繼續事業トシ、大正十四年度ヲ限リトシテ二部教授ヲ撤廢スルノ目的ヲ以テ立案シタルモノナリ。

本案作成ノ基準トシテ一學級兒童數ハ大正十年度ノ儘即チ尋常科六十五人、高等科五十八人宛トシテ計算シ、特別教室ハ何レノ學校ニモ器械標本室一室ヲ設クル外既設校ニハ二室ヲ採リ、增改、新築校ニハ三室（一二例外アリ）ト屋內體操場トヲ設クルコトヽセリ。

建築ハ木造二階建（一校ダケ三階建）トシテ設計セリ、增築ヲナスベキ學校ノ選定ニ就テハ、現在敷地內ニ餘地ヲ存スルカ、或ハ敷地內ニ餘地ナクトモ地上營造物ナキ隣地ヲ有スルカ、又ハ比較的移轉シ易キ營造物ノ存スル隣地ヲ有スルカ、若クハ隣地ニ營造物アルモ擴張ニ要スル地所ハ之ヲ寄附スルノ條件アルモノニ限リ增築スルコトヽセリ。尤モ增築ノ餘地アル學校ト雖二部教授撤廢ニ關シ附近ノ學校トノ關係上當分其ノ必要ヲ認メザルモノハ之ヲ行ハザルコトヽセリ。

斯クテ增築ヲ行フベキ學校十一校ヲ選定セリ。

改築ハ北方、大岡、石川、子安ノ四校ヲ選定セリ、之レ蓋シ現在ノ校舍頗ル腐朽荒廢危險ヲ伴フモノ或ハ使用上衛生上不便有害ト認メタルモノナリ。

前記增改築ニヨリテ普通教室百十六ノ增加ヲ見ル譯ナルモ尙不足數百九十四教室ハ、之ヲ新築ニヨリテ補塡スルコトヽセリ。

新築學校ハ一學校三十二學級ノ規模トシ六校トナス、之ニヨリテ所要ノ普通教室數ニ對シ二室不足スル計算ナリ。

斯クシテ本計畫遂行ニ要スル費用ハ敷地買收費七拾五萬八千八百九拾圓、地上物件移轉費參拾參萬九千五百參拾九圓、地均工事費貳拾參萬壹千七百四拾壹圓、校舍建築費參百拾五萬四千貳百七拾參圓、備品費貳拾九萬四千四百四拾圓、計四百七拾七萬八千八百七拾九圓ヲ計上セリ。

新築校舍建築敷地選定ニ就テハ過去ニ於ケル各地方別兒童增加ノ狀況、現在ニ於ケル二部教授分布ノ狀況、將來發展ノ趨向、其ノ他諸般ノ事情ヲ考慮シテ力メテ公正妥當ナラシメンコトヲ期シタリト雖、當局ガ希望シタル方面ニ適當ノ候補地ヲ得ル能ハズシテ已ムナク他ニ之ヲ求メタルモノナキニアラズ。

年度割ニ關シテハ初年度ニ於テ敷地買收及ビ地上物件ノ移轉ヲ行ヒ、第二、三、四年度ニ於テ建築ヲ行フコトヽシ、建築ノ順序ハ二部教授ノ現狀其ノ他ヲ考慮シテ緩急ヲ定メタルモ改築ハ特ニ第二年度ニ配當スルコトヽセリ。

右計畫綱要ニ基キ小學校擴張計畫豫算案ヲ作成シ數次ノ修正ヲ加ヘ學務委員會ノ協議ヲ經テ、大正十一年十二月市參事會ニ提出シタリ。參事會ニ於テハ敷地選定、建築構造、行政財政ノ整理等ニつき相當議論セラレタルガ、就中建築構造ニつきテ、新築改築ノ十校ハ全部鐵筋コンクリート造トスル意見ヲ決定セルハ最モ注目ヲ惹ク所トナレリ。仍テ參事會ハ原案ノ四百七拾七萬八千八百七拾九圓ヲ六百四萬參千貳百八拾七圓ニ修正スルヲ至當トシ、其ノ意見ヲ十二月二十六日ノ市會ニ於テ說明シタルニ市會ノ空氣ハ漸ク險シク、學務委員對市參事會員ノ間ニ「鐵筋」「木造」兩說ノ大論爭ヲナシ遂ニ調査委員ニ附託スルコトヽナレリ。調査委員ハ原案ト市參事會修正案トヲ斟酌シ

て論議の焦點たる鐵筋コンクリート造を二校建築することゝし、原案を五百弐拾五萬五千八百弐拾圓に修正する意見書を作成し、大正十二年二月二十七日の市會に之を報告したり。而して調査委員會の修正意見は大體尊重せられたるを以て原案の修正を行ひ、同年四月二十七日の市會に於て議決せられ、建築費起債の認可申請をなしたるに偶々大正十二年九月一日の大震災に遭遇して本案は自然中絶の已むなきに至れり、今玆に震災當時に於ける教育施設狀況を擧ぐれば左の如し。

(1)　學級編成表

小學校名	教室數	學級數	學級內譯、尋常科						高等科			總計
			一年	二年	三年	四年	五年	六年	計	一年	二年	計
横濱	一〇	一九	三	三	三	四	三	三	一九	—	—	—
老松	一七	一四	四	四	四	四	四	四	二四	—	—	—
南吉田第二	一〇	一七	四	五	四	五	四	五	二七	—	—	—
日枝第一	二〇	二〇	四	三	四	三	四	三	二一	—	—	—
南太田	一九	二一	四	四	三	四	三	四	二二	—	—	—
平樂	一〇	一九	三	三	三	三	三	三	一八	—	—	—
江吉田	一三	一四	三	三	三	三	三	三	一八	—	—	—
戸部	一九	二六	七	三	三	三	三	三	二二	—	—	—
西戸部	一六	一八	三	三	三	三	三	三	一八	—	—	—
西平沼	一七	一五	五	五	四	四	四	四	二六	—	—	—
宮谷	一三	一三	二	二	二	二	二	二	一二	—	—	—
青木	一三	一六	五	五	五	四	四	四	二七	—	—	—
二谷	一〇	一四	四	四	四	四	四	四	二四	—	—	—
子安	一一	一五	二	三	三	三	三	三	一七	—	—	—
本牧	一七	一八	三	三	三	三	三	三	一八	—	—	—
北方	一五	一八	三	三	三	三	三	三	一八	—	—	—
大岡	一四	一〇	三	四	四	四	四	四	二三	—	—	—
本町	一三	一三	二	二	三	三	三	三	一五	—	—	—
吉田	一三	一四	六	五	四	四	四	四	二七	—	—	—
壽	一五	一四	四	四	四	四	四	四	二四	—	—	—
石川	一四	一四	三	三	三	三	三	三	一八	—	—	—
元街	一三	一四	五	六	五	五	五	五	三一	—	—	—
立野	一〇	一三	三	三	三	三	三	三	一八	—	—	—
大島	一〇	一二	三	三	三	三	三	三	一八	—	—	—
根岸	一九	一三	三	三	三	三	三	三	一八	—	—	—
磯子	一一	一三	三	三	三	三	三	三	一八	—	—	—
南吉田第一	一五	一七	三	三	三	三	三	三	一八	—	—	—
南吉田第三	一五	一三	四	四	四	四	四	四	二四	—	—	—
日枝第二	一四	一七	四	四	三	四	三	四	二二	—	—	—
太田	一五	一八	四	四	四	四	四	四	二四	—	—	—
一本松	一四	一四	四	四	四	四	四	四	二四	—	—	—
稻荷臺	一〇	一三	三	三	三	三	三	三	一八	—	—	—
西前	一〇	一五	三	三	三	三	三	三	一八	—	—	—
岡野	一〇	一七	四	四	四	四	四	四	二四	—	—	—
神奈川	一九	一四	三	四	四	四	四	四	二三	—	—	—

在籍兒童數

青宮	西戶部	西戶部	江戶	平太	南吉	第日	勢南	老松	橫田	校町	名別性
平沼	部男	部女	田樂	男	女	一抜	二田	松男	資女		
本谷	男	女	男	男	女	男	女	男	女		
女男			女	男	女	男	女	男	女		
三五	三五	三六	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	一年	尋常科
三五	三五	三六	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	二年	
三五	三五	三六	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三年	
三五	三五	三六	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	四年	
三五	三五	三六	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	五年	
三五	三五	三六	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	六年	
三五	三五	三六	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	合計	
三五	三五	三六	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	計	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一年	高等科
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二年	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	計	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	合計	
三五	三五	三六	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	總計	

第南	第磯	根大	立元	石藤	吉本	大北	本子	二
吉吉								
一田	三田	子岸	島野	得川	田町	岡方	牧安	谷
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	一年	尋常科
三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	二年	
三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三年	
三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	四年	
三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	五年	
三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	六年	
三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	計	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一年	高等科
一	一	一	一	一	一	一	一	一	二年	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	計	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	合計	
三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	總計	

(8)

二部教授學級表

戸江平南目校第一	南吾田第二	老松濱	計 男	計 女	計 男女	島川野前濱松田 男	島川野前濱松田 女	浦神岡四箱一太 男	浦神岡四箱一太 女	教室數	學級數
吾田樂田第三	太田第一	松濱	男	女	男女	男	女	男	女		
二九	二五	一七	四四六	四四三	八九	二三五	二三五	一四七	一四七	二	九
三九	二八	二四	四四九	四四六	八九五	二三五	二三五	一四七	一四七	二	九
七	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	二	一	四	四	一	一	一	一	一	一	一
六	四	二	八	八	二	二	二	二	二	二	二
四	二	一	四	四	一	一	一	一	一	一	一
五	二	一	四	四	一	一	一	一	一	一	一

行二部教兼授施

太目後第二田	南吾田第三	南吾田第一	磯根大立元石鵜吉本大北本子二青宮西西平戸
二五	二四五	二五	四四六
二八	二七	二七	四四六
一	一	一	一
一	一	一	一
一	一	一	一

教員數表

校名	本科正教員 男	本科正教員 女	專科正教員 男	專科正教員 女	准教員 男	准教員 女	代用教員 男	代用教員 女	計 男	計 女	合計
青戸尋常小學校	一	七	一	一	一	一	一	一	四	九	一三
西戸尋常小學校	一	七	一	一	一	一	一	一	四	九	一三
西戸尋常小學校分教場	一	二	一	一	一	一	一	一	四	六	一〇
江平尋常小學校	一	三	一	一	一	一	一	一	四	八	一二
南吾妻尋常小學校	一	七	一	一	一	一	一	一	四	一〇	一四
南吾妻尋常小學校分教場	一	三	一	一	一	一	一	一	四	七	一一
太田尋常小學校	一	七	一	一	一	一	一	一	四	一〇	一四
太田尋常小學校分教場	一	三	一	一	一	一	一	一	四	七	一一
南吾妻尋常小學校第二分教場	一	三	一	一	一	一	一	一	四	七	一一
松澄尋常小學校	一	七	一	一	一	一	一	一	四	一〇	一四
老橫	一	三	一	一	一	一	一	一	四	七	一一
計	一二	五三	一二	一一	一二	一一	一二	一一	四八	八五	一三三
島川野前渡橋本	一	二	一	一	一	一	一	一	四	六	一〇
池神岡四稻一	一	二	一	一	一	一	一	一	四	六	一〇
奈	一	二	一	一	一	一	一	一	四	六	一〇
川野前渡橋本大木子二	一	二	一	一	一	一	一	一	四	六	一〇
神岡四稻一太目南磯根大立元石諦吉本大木子二	一	二	一	一	一	一	一	一	四	六	一〇
奈川野前渡橋本大木子二	一	二	一	一	一	一	一	一	四	六	一〇
神岡四稻一太目南磯根大立元石諦吉本大木子二	一	二	一	一	一	一	一	一	四	六	一〇
合計	一三	二四	一三	一二	一三	一二	一三	一二	五二	七三	一二五

横校名 各小學校財產評價表 第十二章 教育事業ニ關スル調表

校名	土地	建物	地上權	雜種	計
浦和尋常高等小學校	五、七三〇	一、五〇〇			七、二三〇
岡本分教場	一、〇五〇	三〇〇			一、三五〇
四谷分教場	一、〇五〇	三〇〇			一、三五〇
稻荷木分教場	一、〇五〇	三〇〇			一、三五〇
一太日南尋常小學校	一、〇五〇	三〇〇			一、三五〇
南磯根分教場	一、〇五〇	三〇〇			一、三五〇
大立元石藏尋常小學校	一、〇五〇	三〇〇			一、三五〇
吉岡分教場	一、〇五〇	三〇〇			一、三五〇
南古谷尋常小學校	一、〇五〇	三〇〇			一、三五〇

校名	敷地坪數	建物坪數	教員數	學級數	兒童數	創立
和歌山附屬幸徳内	一〇五・六三	五二・〇〇	四八	三四	一五〇	明治十九年
和歌山附屬幸徳内	四七・八九	二三・六九	六三	四五	二四八	大正十一年
和歌山女學校内	一八・五〇	一	四	二	三一	大正十二年
神奈川高女内	二〇・六九	一	六	三	五〇九	大正十三年

(二) 私立小學校

校名	敷地坪數	建物坪數	教員數	學級數	兒童數	創立
大日本帝國憲法發布紀念	三四・六五	一	六	四	二四〇	明治二十二年
南磯小學校	一	一	一	一	一	明治二十二年
南吉田小學校	一	一	一	一	一	明治二十二年
南吉田第一小學校	一	一	一	一	一	明治二十二年
大根岸小學校	一	一	一	一	一	明治二十二年
鳥山小學校	一	一	一	一	一	明治二十二年
川崎小學校	一	一	一	一	一	明治二十二年
前橋小學校	一	一	一	一	一	明治二十二年
松田小學校	一	一	一	一	一	明治二十二年
二宮小學校	一	一	一	一	一	明治二十二年
子安小學校	一	一	一	一	一	明治二十二年
岸小學校	一	一	一	一	一	明治二十二年
計	一	一	一	一	一	明治二十二年

(二) 私立小學校

校名	敷地坪數	建物坪數	教員數	學級數	兒童數	創立
松田小學校	一〇五・六三	五二・〇〇	四八	三四	一五〇	明治十九年
前橋小學校	四七・八九	二三・六九	六三	四五	二四八	大正十一年
川崎小學校	一八・五〇	一	四	二	三一	大正十二年
二宮小學校	二〇・六九	一	六	三	五〇九	大正十三年

(二)

校名	敷地坪數	建物坪數	教員數	學級數	兒童數	創立
老松小學校	一〇五・六三	五二・〇〇	四八	三四	一五〇	明治十九年
南吉田第二小學校	四七・八九	二三・六九	六三	四五	二四八	大正十一年
南吉田小學校	一八・五〇	一	四	二	三一	大正十二年
日枝小學校	二〇・六九	一	六	三	五〇九	大正十三年

(二)

ロ　中等專門學校

(一)　市立橫濱商業學校

明治十五年三月創立橫濱商法學校と稱し美澤進氏を校長として町會所内に假教室を設けたりしが同年十一月北仲通六丁目に本校舍落成せるを以て移轉せり。明治二十一年二月橫濱商業學校と改稱、明治三十七年七月北仲通六丁目の校舍、校地を第一高等小學校に讓渡して南太田町字清水耕地の現位置に校地を買收し、明治三十八年九月より新校舍に於て授業を開始せり。而して大正六年四月本校を橫濱市に移管し、橫濱市立橫濱商業學校と改稱して災前に及べり。

(1)　校地及び建物

種別	坪數
校地	七、五三二・四三坪
教室	四七九・〇〇
特別教室	一六二・〇〇
講堂	九六・〇〇
校長室	一六・〇〇
教員室	二二・〇〇
事務室	二二・〇〇
商品陳列室	五二・〇〇
應接室	六・〇〇
圖書室	四〇・〇〇
建物總延坪	千三百四十六坪七合五勺

種別	坪數
柔道室	四二・〇〇坪
劍道室	八〇・〇〇
銃器室	三〇・〇〇
使丁室	一八・〇〇
艇庫	四八・〇〇
物置	四七・〇〇
門衛	八・二五
渡廊下	一四六・〇〇
宿直室	六・〇〇
便所	二六・〇〇

(2)　學級數竝に生徒數

種別	豫科一年	同上二年	本科一年	同上二年	同上三年	同上四年	同上五年	計
學級數	二	二	二	二	二	二	二	一四
生徒數	一四二	一〇五	八三	九二	八三	九二	八四	六八二

(3)　教職員數

校長	教諭	助教諭	書記	計
一	二一	四	二	二八

(二)　官立橫濱高等工業學校

本校は大正五年末神奈川縣知事より文部大臣に對し橫濱市に高等工業學校の設置を申請し、同時に創立費七拾五萬圓及敷地寄附の件稟申せる結果採納せられ大岡町に面積二萬四百六十坪を敷地として選定せられたるものにして、大正六年度より工を起し同八年度に於て事務室、教室、實驗室の一部竣功し、翌九年一月勅令を以て文部省直轄諸學校官制を改正し本校の設置を公布せられ同時に東京高等工業學校教授鈴木達治氏校長に任命せられ災前に及べり。

(1)　校地建物の坪數及び評價額

(四) 文部省認可私立中等學校

學校名	種別	學級數	教員數	生徒數	備品	圖書	建物	地坪	評價額
濕原綜合中學校	大正九年創立	一一	四五名	六三三、一〇六	七〇、〇三八	五八三、二九二	一	二〇、四六七・〇〇坪	五一一、六八〇圓
横濱第一高等女學校	大正八年創立	一一	四五名	六三三、一〇六	七〇、〇三八	五八三、二九二	一	二〇、四六七・〇〇坪	五一一、六八〇圓
横濱第二中學校	大正十二年創立	一一	四五名	六三三、一〇六	七〇、〇三八	五八三、二九二	一	二〇、四六七・〇〇坪	五一一、六八〇圓
横濱第三中學校	大正十二年創立	一一	四五名	六三三、一〇六	七〇、〇三八	五八三、二九二	一	二〇、四六七・〇〇坪	五一一、六八〇圓
横濱商工實習學校	大正十四年創立	一一	四五名	六三三、一〇六	七〇、〇三八	五八三、二九二	一	二〇、四六七・〇〇坪	五一一、六八〇圓
横濱商業學校	大正十四年創立	一一	四五名	六三三、一〇六	七〇、〇三八	五八三、二九二	一	二〇、四六七・〇〇坪	五一一、六八〇圓
横濱第一高等女學校	大正九年創立	一一	四五名	六三三、一〇六	七〇、〇三八	五八三、二九二	一	二〇、四六七・〇〇坪	五一一、六八〇圓
横濱第二高等女學校	大正十四年創立	一一	四五名	六三三、一〇六	七〇、〇三八	五八三、二九二	一	二〇、四六七・〇〇坪	五一一、六八〇圓
女子師範學校	明治三十三年創立	一一	四五名	六三三、一〇六	七〇、〇三八	五八三、二九二	一	二〇、四六七・〇〇坪	五一一、六八〇圓

(三) 縣立中等學校

學校名	種別	學級數	教員數	生徒數	備品	圖書	建物	地坪	評價額
濕原綜合中學校	大正九年創立	一一、五八〇・〇〇坪	四五名	六三三、一〇六	七〇、〇三八	五八三、二九二	一	二〇、四六七・〇〇坪	五一一、六八〇圓
横濱第一中學校	大正十二年創立	七、六六八・〇〇坪	一二三、四四六・〇〇坪	五一一、六八〇圓					
横濱第二中學校	大正十二年創立	八、一二六・〇〇坪	一、四四六・〇〇坪	五一一、六八〇圓					
横濱第三中學校	大正十二年創立	一〇、九三五・〇〇坪	一、二五六・〇〇坪	五一一、六八〇圓					
横濱商工實習學校	大正十四年創立	三、六〇四・七〇坪	一、七九八・〇〇坪	五一一、六八〇圓					
横濱第一高等女學校	大正九年創立	五、一八五・〇〇坪	一、二〇八・〇〇坪	五一一、六八〇圓					
高女併用	同上	一、二〇八・〇〇坪	一、二三六四・〇〇坪	五一一、六八〇圓					
横濱商工實習學校ノ一部ヲ假用ス		一、二五六・〇〇坪	一、四四六・〇〇坪	五一一、六八〇圓					
横濱商業學校	大正十四年創立	一〇、九三五・〇〇坪	一、二五六・〇〇坪	五一一、六八〇圓					
横濱第一高等女學校	大正九年創立	五、一八五・〇〇坪	一、二〇八・〇〇坪	五一一、六八〇圓					
高女併用	同上	一、二〇八・〇〇坪	一、二三六四・〇〇坪	五一一、六八〇圓					
横濱第二高等女學校	大正十四年創立	八、一二六・〇〇坪	一、四四六・〇〇坪	五一一、六八〇圓					
横濱第三中學校	大正十二年創立	七、六六八・〇〇坪	一、二三六四・〇〇坪	五一一、六八〇圓					
横濱第一中學校	大正十二年創立	七、六六八・〇〇坪	一、二三六四・〇〇坪	五一一、六八〇圓					

(二)

學校名	種別	學級數	教員數	生徒數	備品	圖書	建物	地坪	評價額
戸部裁縫女學校	大正九年創立	一五、〇〇〇・〇〇	二一	四五名	六三三、一〇六	七〇、〇三八	五八三、二九二	一	二〇、四六七・〇〇坪	五一一、六八〇圓
横濱看護婦學校	大正十三年創立	八、〇〇〇・〇〇	一一	四五名	六三三、一〇六	七〇、〇三八	五八三、二九二	一	二〇、四六七・〇〇坪	五一一、六八〇圓
酒井産婆學校	大正十三年創立	五、〇〇〇・〇〇	一一	四五名	六三三、一〇六	七〇、〇三八	五八三、二九二	一	二〇、四六七・〇〇坪	五一一、六八〇圓
神奈川高等裁縫女學校	大正十三年創立	三五〇・〇〇	一一	四五名	六三三、一〇六	七〇、〇三八	五八三、二九二	一	二〇、四六七・〇〇坪	五一一、六八〇圓
朝日裁縫女學校	大正十三年創立	七〇・〇〇	一一	四五名	六三三、一〇六	七〇、〇三八	五八三、二九二	一	二〇、四六七・〇〇坪	五一一、六八〇圓
横濱裁縫女學校	大正十四年創立	九〇・〇〇	一一	四五名	六三三、一〇六	七〇、〇三八	五八三、二九二	一	二〇、四六七・〇〇坪	五一一、六八〇圓
横濱貿易學校	大正十四年創立	一八六〇・〇〇	一一	四五名	六三三、一〇六	七〇、〇三八	五八三、二九二	一	二〇、四六七・〇〇坪	五一一、六八〇圓
横濱簿記學校	大正十四年創立	一〇〇・〇〇	一一	四五名	六三三、一〇六	七〇、〇三八	五八三、二九二	一	二〇、四六七・〇〇坪	五一一、六八〇圓
女子商業學校	大正十四年創立	一〇〇・〇〇	一一	四五名	六三三、一〇六	七〇、〇三八	五八三、二九二	一	二〇、四六七・〇〇坪	五一一、六八〇圓
女學校	大正十四年創立	一〇〇・〇〇	一一	四五名	六三三、一〇六	七〇、〇三八	五八三、二九二	一	二〇、四六七・〇〇坪	五一一、六八〇圓

八　私立各種學校

學校名	種別	學級數	教員數	生徒數	備品	圖書	建物	地坪	評價額
横濱英和女學校	大正十二年創立	四、五一〇・六三	一一、五九五・〇〇坪	三五〇・四五					
横濱裁縫女學校	大正十二年創立	三、五六六・五五	一〇、八五・七五	六七七・三六					
横濱實踐女學校	大正十二年創立	一一、五九五・〇〇坪	一、〇二三〇・〇〇坪	九六二・七五					
神奈川高等女學校	大正十二年創立	三、五七〇・〇〇	一二六	三一一七					
横濱女學校	大正十二年創立	一一、〇〇〇・八六	一、〇二三・〇〇坪	一一六八					
横濱牧本高等女學校	大正十二年創立	一一、八六〇・〇〇	一、〇二三・〇〇坪	一一六八					
神奈川高等女學校	大正十二年創立	一一、八六〇・〇〇	一、〇二三・〇〇坪	一一六八					
横濱裁縫女學校	大正十二年創立	一一、八六〇・〇〇	一、〇二三・〇〇坪	一一六八					
横濱英和女學校	大正十二年創立	一一、八六〇・〇〇	一、〇二三・〇〇坪	一一六八					
横濱實踐

千歳裁縫女學校	五五・〇〇	三二・〇〇	二	六〇	大正十年
横濱家政女學校	—	—	—	七五	大正十二年
西有專修中學林	—	一四	—	五三	大正十一年
古橋産婆夜學校	—	三	—	一一	明治四十四年
横濱看護學講習所	七〇・〇〇	四	二	六〇	明治三十二年
横濱英語學校	—	一〇	—	二三〇	明治三十九年
三留義塾	一三四・〇〇	三	二	一〇〇	明治四十二年
横濱家庭割烹女學校	四〇・〇〇	七五・〇〇	—	五〇	大正六年
横濱訓盲院	五二六・〇〇	二二六・〇〇	六	一六	明治二十二年
横濱盲人學校	六五・〇〇	八五・〇〇	五	五八	明治二十二年

二　公私立幼稚園

園名	保姆	園兒	創立
横濱小學校附屬幼稚園	六	一四五	—
老松小學校附屬幼稚園	三	一二〇	—
神奈川幼稚園	三	一二〇	明治四十二年
千歳幼稚園	二	四五	明治四十一年
元町幼稚園	二	三三	—
早苗幼稚園	五	六三	明治四十一年
捜眞附屬幼稚園	三	六五	明治四十四年
青木幼稚園	二	五〇	大正四年
金港幼稚園	三	八八	大正五年

ホ　市立圖書館

大正八年、開港六十年及び自治制施行三十年の記念に當り久保田市長は記念事業として圖書館建設を計畫し、同年十二月十五日、市内各方面の有力者を市役所に召集して相談會を開き、建築豫定地を横濱公園花園橋通り東隅に定め、取敢へず資金拾萬圓の醵集を諮りたるに滿場贊意を表せるを以て汎く市民の寄附を求むることゝし、十二月二十五日、寄附勸誘書を各方面に發送したるに寄附申込人員は三千四百四十六人に達したり。建築は大正九年度より著手の豫定を以て市役所内に事務所を設け、建築の設計、各般の設備調査を行ひ、九年九月には公園内の事務所落成せるを以て同所に移り、專ら圖書の選擇蒐集に努めたり。然るに蒐集圖書の閲覽を希望するもの漸く多きを以て應急措置として大正十年五月市會の議決を經、事務所を假閲覽所に充て圖書館令による認可を受け、同年六月一日より閲覽を開始す。當時の藏書は和漢書、洋書を合して約壹萬四千冊なりき。

二　震災被害概況

イ　公私立小學校

(一)　市立小學校

本市立小學校は三十六校なりしが震災により燒失せるもの十九校、倒潰せるもの十五校にして他の二校は大修繕の上災前と略同樣に使用するを得たり。教室は災前七百九十九室なりしが災後直に使用に堪へしは僅に三十九室に過ぎざりき。此外に大修繕又は改造を行へば使用に堪ふ

(1) 被害の程度並損害額調

學校名	被害程度	損害額 校舍	損害額 備品	損害額 計
同同同同同同同同同同同同尋常高等	全燒	一六八、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二一八、〇〇〇
同同同同同同同同同同同同尋常	全燒	一四〇、〇〇〇	四二、〇〇〇	一八二、〇〇〇
同同同同同同同同同同同同尋常	全燒	一六八、〇〇〇	二五、〇〇〇	一九三、〇〇〇
同同同同同同同同同同同同尋常	全燒	一四〇、〇〇〇	二七、〇〇〇	一六七、五〇〇
同同同同同同同同同同同同尋常	大破	一六一、〇〇〇	一九、〇〇〇	一八〇、二〇〇
同同同同同同同同同同同同尋常	全燒	一三三、〇〇〇	二二、八〇〇	一五五、八〇〇
同同同同同同同同同同同同尋常	全燒	七〇、〇〇〇	八、〇〇〇	七八、〇〇〇
同同同同同同同同同同同同尋常	全燒	二三〇、〇〇〇	三三、八〇〇	二五二、八〇〇
同同同同同同同同同同同同尋常	全燒	二三〇、〇〇〇	三三、八〇〇	二五二、八〇〇
同同同同同同同同同同同同尋常	全燒	一五四、〇〇〇	二九、四〇〇	一八三、四〇〇
同同同同同同同同同同同同尋常	一部破損	七〇、〇〇〇	三、五〇〇	七三、五〇〇
同同同同同同同同同同同同尋常	大破	五三、〇〇〇	一二、九〇〇	六五、九〇〇
安谷村立谷川小學校	破損	一〇、三〇〇	二、四〇〇	一二、七〇〇
小谷村立小谷小學校	破損	八二、〇〇〇	九、五〇〇	九一、五〇〇

九百三名傷害八百餘名を出し、九月十九日現存兒童は三萬八千五百三十六名なりき。

九名、半潰せるもの二百九十三名なりき。災前の兒童數五萬四千九百六十二名八月末調中死亡者九名、傷害を受けしもの八十餘名にして、住宅を燒失したるもの三百三十一名、全潰したるもの百五十るもの百六十五室と雨天體操場七棟ありたり。災前の教員數九百九十七名中死亡せるもの十

學校名	被害程度	損害額 校舍	損害額 備品	損害額 計
神岡村立神岡尋常高等小學校	全燒	一三三、〇〇〇	一五、二〇〇	一四八、二〇〇
同西稻荷前小學校	全燒	一二六、〇〇〇	一四、六〇〇	一四七、六〇〇
同一本松小學校	全燒	一二六、〇〇〇	一四、六〇〇	一四七、六〇〇
同太田小學校	全燒	一二六、〇〇〇	一四、六〇〇	一四七、六〇〇
同枝吉第一小學校	全燒	一八一、〇〇〇	五一、五〇〇	二三二、五〇〇
同第二小學校	全燒	二三一、〇〇〇	四五、六〇〇	二七六、六〇〇
同第三小學校	全燒	五〇、〇〇〇	二八、〇〇〇	七八、〇〇〇
同一校	全燒	一〇六、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一一六、〇〇〇
同立石小學校	全燒	二三一、〇〇〇	三九、六〇〇	二七〇、六〇〇
同大野小學校	大破	一〇八、〇〇〇	一五、二〇〇	一二三、二〇〇
同鳥羽小學校	一大部破損	一六一、〇〇〇	一九、二〇〇	一八〇、二〇〇
同根尾小學校	一大部破損	九三、〇〇〇	七、五〇〇	一〇〇、五〇〇
同南磯小學校	全燒	一六一、〇〇〇	五、八〇〇	一六六、八〇〇
同南吉第一小學校	全燒	一六八、〇〇〇	二八、八〇〇	一九六、八〇〇
同南吉第二小學校	全燒	二五八、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二八八、〇〇〇
同一校	全燒	一七五、〇〇〇	三一、五〇〇	二〇六、五〇〇
同一校	破損	一八二、〇〇〇	六、五〇〇	一八八、五〇〇
同二校	全燒	三〇、〇〇〇	六、〇〇〇	八七、〇〇〇
同二校	全燒	一四〇、〇〇〇	一一、六〇〇	四一、六〇〇
同二校	全燒	一八一、〇〇〇	二四、〇〇〇	一六四、〇〇〇
同二校	全燒	一七八、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇六、五〇〇
同二校	全燒	一六、〇〇〇	一六、五〇〇	一九四、五〇〇

(2)　兒童、職員罹災調

校名	兒童				職員			
	罹災前數	死亡數	住宅燒失數		罹災前數	死亡數	住宅燒失數	
北海道	二、一九三	八九	一、〇五〇		一〇一	一	一一	
青森	一、一九五	四〇	二六三		四二			
岩手	一、七九七	五〇	一、七三六		七三		一	
宮城	一、二九八	二五	一、二四六		七四		一	
秋田	一、三九六	二	五四八		七五		一	
山形	一、二三三	七	四一九		六二			
福島	一、三九三	一	五一八		七四			
茨城	一、二九九	一	八一九		六一			
栃木	一、一九三	一	六一九		四二			
群馬	一、一九五	一	七二七		四			
埼玉	一、一九五	一	七二七		四			
千葉	一、一九五	一	七二七		四			
東京	一、一九五	一	七二七		四			
神奈川	一、一九五	一	七二七		四			
新潟	一、一九五	一	七二七		四			
富山	一、一九五	一	七二七		四			
石川	一、一九五	一	七二七		四			
福井	一、一九五	一	七二七		四			
山梨	一、一九五	一	七二七		四			
長野	一、一九五	一	七二七		四			
岐阜	一、一九五	一	七二七		四			
静岡	一、一九五	一	七二七		四			
愛知	一、一九五	一	七二七		四			
三重	一、一九五	一	七二七		四			
滋賀	一、一九五	一	七二七		四			
京都	一、一九五	一	七二七		四			
大阪	一、一九五	一	七二七		四			
兵庫	一、一九五	一	七二七		四			
奈良	一、一九五	一	七二七		四			
和歌山	一、一九五	一	七二七		四			
鳥取	一、一九五	一	七二七		四			
島根	一、一九五	一	七二七		四			
岡山	一、一九五	一	七二七		四			
広島	一、一九五	一	七二七		四			
山口	一、一九五	一	七二七		四			
徳島	一、一九五	一	七二七		四			
香川	一、一九五	一	七二七		四			
愛媛	一、一九五	一	七二七		四			
高知	一、一九五	一	七二七		四			
福岡	一、一九五	一	七二七		四			
佐賀	一、一九五	一	七二七		四			
長崎	一、一九五	一	七二七		四			
熊本	一、一九五	一	七二七		四			
大分	一、一九五	一	七二七		四			
宮崎	一、一九五	一	七二七		四			
鹿児島	一、一九五	一	七二七		四			
沖縄	一、一九五	一	七二七		四			
計	二四、一一一	九〇三	一、六三二		一、七四八	一	二五	
同　沖縄小學校	二四、一一五	八九	一、〇五〇		一、七四八	一	二五	
同　沖縄小學校以外ノ教育事業ニ關スル施設	一、一九五	一	七二七		四			
計	五、八一三、四〇〇	八、一〇一、一〇〇			二六、五〇〇		二四、一五〇〇	
同　沖縄小學校	二六、〇〇〇				二六、五〇〇		二四、一五〇〇	
同　沖縄小學校以外ノ教育事業ニ關スル施設	五、〇一三、三〇〇							

(3) 教員死亡者

南吉田第二尋常小學校訓導	小原太郎(燒死)	吉川誠吉(燒死)
本牧尋常小學校訓導	本城秀吉(壓死)	小川佐助(燒死)
平樂尋常小學校准訓導	久保れい(燒死)	矢口繁三(負傷死亡)
南太田尋常小學校訓導	鵜養郁代(壓死)	元街尋常高等小學校訓導
二谷尋常小學校訓導	內田義佐(壓死)	塙　ユウ(發狂死亡)
吉田尋常高等小學校訓導	横溝春吉(燒死)	日枝第二尋常高等小學校訓導
吉田尋常高等小學校訓導	森本キヌエ(溺死)	長塚鏗造(燒死)
吉田尋常高等小學校訓導	佐々木ゑん(負傷死亡)	太田尋常高等小學校訓導
		平井梅香(壓死)
		濱尋常高等小學校訓導
		上村幾(壓死)

(二) 私立小學校

校名	被害程度	損害額	災前教員	災前兒童	教員死亡	兒童死亡
山內小學校	全燒	一二、九七四	三	一五〇	—	三
平沼小學校	半潰	七、二七五	五	二八〇	—	—
鄰德小學校	全潰	一九、九〇〇	六	二四八	一	—
精華小學校	破損	二三〇〇	八	四〇	—	一
英和附屬小學校	破損	—	四	三二	一	—

ロ 市立商業學校

校舍竝附屬建物一千三百六十六坪中僅に雨天體操場及び柔道場、御大禮記念文庫の三棟百六十坪と倉庫三棟を殘し、他は全部倒潰し、器具機械其他校具類殆んど破壞したり。尙使用に堪ふるものは避難民の掠奪する所となりたり、損害見積額參拾貳萬圓とす。

災前の生徒六百八十二名中八名死亡し、住宅を燒失せるものは教職員六名、生徒百二十六名なりき。

ハ 國縣立諸學校

(一) 官立横濱高等工業學校

激震後數分にして電氣化學科所屬蓄電池室及應用化學科實驗室藥品より發火したるを以て直ちに消防に從事したるも、水道破裂のため斷水せるを以て燒失に委すの外なく、辛ふじて重要書類の一部を搬出したるに過ぎず。總に機械工學科實驗室の一部職工室等の半潰を殘して全部燒失せり。損害見積額は建物四十七萬一千餘圓、工作物五萬七千餘圓、備品圖書類四十五萬六千餘圓、合計九十八萬四千餘圓とす。

當日は恰も夏季休業中にして生徒は勿論大部分の職員は休暇中にて僅に校長以下職員傭人二十餘名の出勤者ありたるのみ、幸に一名の負傷者をも出さゞりしが、職員中火災又は倒潰のため住居を失ひたるもの多數ありたり。

(二) 縣立横濱第一中學校

激震一過、約二分間に圖書館書庫、武道場渡廊下、物置等は全潰し、本館內の二箇所に設けたる高さ二丈餘の煉瓦造り防火壁倒潰せるため、隣接の校長室事務室、圖書室及會議室崩潰す。此外講堂、南校舍、控所等悉く大破せり、從つて器械標本校具等の破損も甚大なりき。幸に類燒を免れたる爲罹災者の本校へ避難する者夥しく、九月一日夕刻迄には其の數二萬に達す。然して又是等避難者の

ために器物の紛失せるものも勘なからざりき。損害見積額は建物約十萬圓、備品圖書其の他約五萬圓計十五萬圓なり。職員生徒中、死亡せるものは生徒十一名にして住宅を燒失せるものは職員十名、生徒三百四十八名なり。

(三)　縣立横濱第二中學校

激震により家根瓦全部墜落し、壁殆んど剝脫、雨樋及び硝子窓破損し、器械標本圖書類の損傷夥しかりき。尙避難者百數十名を收容せる爲窓掛其の他器具機械の紛失せるもの多し。損害見積額は約七萬圓なり。

災前の生徒六百五十八名中死亡せるもの八名負傷せるもの十七名、住宅を燒失せるもの百三十名にして、職員中住宅を燒失せるもの四名なり。

(四)　縣立横濱第三中學校

當校は大正十二年一月創立せるも校舍未建築のため縣立商工實習學校の一部を假用したりしが、同年八月十六日同校舍火災に罹り燒失せる爲縣立第一中學校に事務所を移したり。震災當日は第一中學校の防火壁破壞のため當校用の器物、圖書等相當の被害を受けたり。職員生徒中住宅を燒失せる者は職員一名生徒百一名なり。

(五)　縣立工業學校

當校は幸に火災を免れたれども校舍及機械器具等の被害甚だ大なり、敎室に於ては壁體、屋根、天井、床等殆んど破壞されたり、生徒食堂は全潰し圖案部の實習場一棟亦使用に耐へざる程度に倒潰せり。工場方面に於ては建物も相當破壞されたるが就中諸機械類は据付けを替へざれば使用し得ざる程度に破損せり。損害見積額は建物等約拾八萬圓、校具器械類貳萬七千圓合計約貳拾壹萬七千圓なり。職員生徒中死亡せるものは生徒一名にして住宅を燒失せるものは職員五名、生徒六十四名なり。

(六)　縣立商工實習學校

當校は大正十二年八月十六日、火災に罹り、二階建校舍二棟を燒失し僅に工場一棟、倉庫二棟及びボイラー室一棟を殘したりしが、九月一日の激震に因り工場は大部分倒潰したり。損害見積額約七萬圓にして、職員生徒中、死亡せるものは生徒四名にして行衛不明なるものに外國敎師二名あり住宅を全燒せるものは職員三名、生徒百七十三名なり。

(七)　縣立女子師範學校

激震と共に音樂室講堂等は倒潰し、附屬小學校も亦全部倒潰したりしが、間もなく附近よりの延燒により全く灰燼に歸したり。損害見積額は建物約七萬九百參拾圓、器具約六萬壹千四百六拾圓器械標本約壹萬壹千五百四拾圓、圖書約貳萬九百九拾圓、合計約拾六萬四千九百四拾圓なり。職員生徒兒童(附屬小學校)中、死亡せるものは職員二名、生徒三名、兒童一名にして住宅を全燒せるものは職員十一名、生徒三十九名、兒童百五名なり。

(八)　縣立横濱第一高等女學校

當校は女子師範學校と併用せるを以て其の被害の程度は前述女子師範學校に同じ。職員生徒中、死亡せるものは職員二名、生徒二十二名にして、住宅を全燒せるものは職員十名生徒二百八十二名なり。

二　私立諸學校

名稱	被害程度	損害見積額	斃死	災前生徒數	災後生徒數
淺野高等女學校	全壞	一、二五〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
淺野中學校	全壞	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
淺野女學校	全壞	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
淺野學校	全壞	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
淺野女學校	全壞	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
淺野高等女學校	全壞	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
淺野川高等女學校	全壞	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
牧野英和女學校	半壞	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
総合女學校	倒壞	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
中學校	流失	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
女學校	流失	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
私立諸學校	被害程度	損害見積額	斃死	生徒數	災後生徒數
淺野高等女學校	全壞	一、二五〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
淺野中學校	全壞	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
淺野女學校	全壞	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
淺野學校	全壞	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
淺野女學校	全壞	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
淺野高等女學校	全壞	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
淺野川高等女學校	全壞	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
牧野英和女學校	半壞	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
総合女學校	倒壞	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
中學校	流失	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
女學校	流失	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇

公私立幼稚園

名稱	被害程度	損害見積額	園兒死亡	災前園兒	災後園兒
橫光幼稚園	全壞	一、八〇〇、〇〇〇	三	一、〇〇〇	一、〇〇〇
橫濱幼稚園	全壞	一、八〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
橫濱菲律賓留學生訓育學校	全壞	一、三五〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
橫濱女子英語學校	全壞	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
橫濱古家看護婦學校	全壞	一、二五〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
橫濱有隣女學校	半壞	一、〇八〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
橫濱野毛小學校	流失	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
橫濱本牧小學校	流失	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
橫濱共立女學校	流失	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
橫濱フェリス和英女學校	流失	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
橫濱英和女學校	流失	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
橫濱雙葉女學校	流失	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
神奈川高等女學校	流失	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
橫濱女學校	流失	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
橫濱女學校	流失	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
神奈川女學校	流失	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
橫濱

吉田幼稚園全燒
精華幼稚園全燒

ヘ　市立圖書館

激震のため圖書室二室に裝置の書架八列、閱覽室及事務室に据付の貸付臺、新著書架、閱覽用目錄箱、雜誌棚、事務用戶棚等悉く倒壞し、忽ちにして猛火の炎燒する所となれり、其の損害見積額は建物壹萬九百圓、附屬備品類二千九百圓、藏書參萬六千圓、合計約五萬圓なり。本館の建設中途にして壹萬數千冊の藏書を灰燼に歸したるは眞に一大恨事にして、殊に再び得難き古書珍書の類は眞に痛惜に堪へざる所なり。

三　教育善後處置

イ　市立諸學校

(一)　直後の處置

(1)　御眞影奉遷

突如として起れる大激震、見る〳〵大厦高樓は倒潰し、續いて起れる火炎は全市を包み此世ながらの修羅の巷を現出したり、されば　御眞影の安否に付ては最も氣遣はるゝ所なりしが、各學校長は職員を指揮して或は倒潰せる校舍の中より、或は炎々たる火災の中より、御眞影を捧持し來り、或は數時間水中に捧持せる校長職員もあり、身を以て安全地に奉遷す。かくて火炎漸く鎭まれるを待ちて多くは校長の住宅を假奉安所として御保護申上げしが、二日頃より流言蜚語盛に行はれ世は全く無秩序の狀態となりしを以て萬全を期するため、六日より九日迄の間に假市役所に奉遷したり。然れども假市役所は狹隘にして雜沓を極むるを以て萬一不敬に渉らんことを懼れ十月二日岡覩學附添ひ左記の通宮內省に一時奉遷したり。

記

御眞影奉遷ノ儀ニ付報告

橫濱市小學校及橫濱市立商業學校ニ於テ奉戴セル　御眞影ハ今回ノ震火災ノ爲一旦本市役所假事務所ニ奉遷致シ置キ候處假事務所ハ狹隘ニシテ雜沓ヲ極メ尊嚴ヲ冒瀆スルノ懼レモ有之詢ニ恐懼ニ堪ヘス候ニ付此際一時宮內省ニ奉遷致シ候條此段報告候也

大正十二年十月二日

橫濱市長　渡邊勝三郎

文部大臣　岡野敬次郎殿

記

一、御眞影

明治天皇（十八枚）
照憲皇太后（十八枚）
今上天皇陛下（二十八枚）
皇后陛下（二十八枚）
皇太子殿下（一枚）

一、奉遷年月日　大正十二年十月二日

一、奉遷ノ場所　宮内省

一、奉戴學校名

A B C D	本町尋常高等小學校	A B C D
C D	日枝第二尋常高等小學校	C D
C D	一本松尋常高等小學校	A B C D
A B C D	太田尋常高等小學校	A B C D
C D	西前尋常高等小學校	A B C D
A B C D	壽尋常高等小學校	A B C D
A B C D	南吉田第一尋常高等小學校	A B C D
A B C D	石川尋常高等小學校	A B C D
C D	立野尋常高等小學校	A B C D
A B C D	元街尋常高等小學校	A B C D
A B C D	神奈川尋常高等小學校	A B C D
C D	根岸尋常高等小學校	A B C D
C D	日枝第一尋常小學校	A B C D
A B C D	横濱尋常小學校	A B C D

備考

明治天皇御眞影……A

照憲皇太后御眞影……B

今上天皇陛下御眞影……C

皇后陛下御眞影……D

皇太子殿下御眞影……E

(2)教職員に對して執りたる方針

(イ)九月四日、故舊緣者あるものには家族を引連れ一旦歸鄉せしめたり。

(ロ)居殘り職員及鄉里より引返へせる職員には罹災民にして學校に避難せる者の救護に當らしむ。

(ハ)歸鄉職員には鄉里に於て教科書其の他の蒐集に當らしむ。

(ニ)殘留職員には被害調査の任に當らしむ。

(ホ)兒童なく校舍なく、自己の地位の不安を抱く者も多きため、九月十六日校長を召集して市は出來得る限り教員の地位を保全し、少くとも「バラック」學校が固定するまでは斷じて人員を整理せざる旨を諭告し、安んじて救護被害の調査に從事せしめたり。

(ヘ)生存殘留兒童の調査をなさしむ。

(ト)授業開始の準備事務に當らしむ。

(チ)十月十一日開校せざる學校の職員は其の校兒童の通學數に應じて開校學校に配屬出勤せしむ。從つて開校せる學校の校長は所屬學校職員全部を統督し、開校せざる學校の校長は關係學校の校長を援助することゝせり。

C D	本牧尋常小學校	A B C D
A B C D	大岡尋常小學校	A B C D
A B C D	戸部尋常小學校	A B C D
A B C D	西戸部尋常小學校	A B C D
A B C D	二谷尋常小學校	A B C D
C D	平樂尋常小學校	C D
C D	北方尋常小學校	C D
A B C D	青木尋常小學校	A B C D
A B C D	宮谷尋常小學校	A B C D
A B C D	西平沼尋常小學校	A B C D
A B C D	老松尋常小學校	A B C D
A B C D	南吉田第二尋常小學校	A B C D
C D	子安尋常小學校	C D
A B C D E	横濱商業學校	A B C D E

(3)兒童に對して執りたる方針

(イ)災前の兒童數は五萬四千三百九十六人なりしが、震火災のため多數の死傷者竝行衛不明者を出し、更に安全地に避難のため離散したるもの多かりき。

(ロ)市内に殘留したるもの丶多くは燒失を免れたる市の周圍部に蝟集したり、從つて殘存小學校所在地方の兒童數は著しく增加したり。

(ハ)九月十八日、十九日、二十日の三日間、本市の人口調査を行へる際に於ける學齡兒童數は三萬八千五百三十六人なりき。

(ニ)開校に當りては通學區域に拘泥せず入學せしめたり。

(ホ)九月二十五日開校すべき學校毎に附近の兒童を召集して豫め學級の編制を行へり、當日召集に應じたる兒童は貳萬七千貳百九拾七人なりき。

(ヘ)十月十一日開校して兒童を召集し、十五日より授業を開始したるに出席兒童數は貳萬九千貳百六十人となれり。

(4)教科書學用品其の他備品の準備

(イ)九月四日歸鄉を許したる教員には鄉里に於て教科書學用品等を蒐集せしむ。

(ロ)兒童用書は內務省情報部及新聞社を通して全國に寄贈方宣傳を依頼せり。

(ハ)九月十六日以後、各學校に於て教員其の他を市外に出張せしめて教科書の蒐集に努め少くとも教師用として必要なる數量だけの用書を準備せしめたり。

(ニ)九月十五日本市長より九大都市々長宛、兒童用教科書古本の寄贈方を依頼したり。

(ホ)應急對策として各學校に工具及材料を配布して兒童用腰掛の製作、校具備品の修繕に當らしめたり。

(ヘ)兵庫縣及大阪府に對して机一萬四千脚、腰掛二萬八千脚の寄贈方を懇望して用を辨ずることを得たり。

(二)授業開始

(イ)最初は罹災民救濟を以て第一義となし、校舍及職員は悉く此事業に提供するを以て本體とせり。

(ロ)殘存校舍に避難民を收容する必要なきに至る時を俟ち授業を開始する方針を執りたり。

(ハ)九月二十五日を期し開校すべき學校毎に附近の兒童を召集して豫め學級の編制をなせり。

(ニ)十月十一日より開校することゝし兒童を召集したり

(ホ)十月十一、十二、十三、十四の四日間は校內の淸潔法、教室の整理、兒童の學校配屬、學級の編制等夫々開校準備を行へり。

(ヘ)授業を開始する學年は特定せず、其の學校の事情によることゝせり。

(ト)授業時間は教室不足を告げざる學校(極めて少數)にして一部教授を行ひ得る所は別とし、一般に尋四以下は一日三時間宛とし、二部又は三部教授とす。此教室不足に原因する二部又は三部教授を尋常四年迄を限度として五年以上に及ぼさしめざる方針は、復興完成の昭和三年度末迄繼續實施せるものにして、之を基準として其の都度教室の增加を圖りたり。

(チ)教科目は一部教授に在りては從前の通りとし二部又は三部の教授に在りては國語、算術、歷

史、地理、理科とし、教科書不備等のため已むを得ざる場合は歴史以下を缺ぎ他教科を以て之に充當することを得ることゝせり。尚右の外修身として特に此際に處すべき市民の覺悟、兒童としての心得其の他偶發事項につきて訓話することゝせり。

（リ）一部教授各科教授時數は普通の教科課程表に準據することゝし、二部及三部の教授時數は別表によることゝす。

○二部、三部教授各教科教授時數

科目＼學年	一年	二年	三年	四年	五年	六年	高一	高二
修身	二部三部	二部三部	二部三部	二部三部	二部三部	二部三部	二部三部	
國語	12	12	12	16	12	12	8	
算術	6	6	8	6	8	6	6	5
歴史			6	8	6	6	6	5
地理							6	6
理科							8	6

（ヌ）一時限の長さは二部教授に在りては四十五分、三部教授に在りては四十分とせり。

（ル）一學級兒童數は教室不足のため學級數を少なからしむる必要上、尋常八十人、高等七十人を標準として編制す。

（ヲ）開校の方針

本市と同樣震災の厄に遭遇せる東京市は災後開校するに當り燒失區域と否とに係らず災前の校地に於て一樣に開校し、應急バラックの建築も各校同數の教室を造ることゝし第一期より第三期に至る迄終始平等に增築を行ふ方針を採れり。然るに本市に於ては之と趣を異にし、市民の密集せる地方即ち學童の多く集合せる地方の學校より開始し、焦土と化せる地方は後廻しとす。而して市の中央部竝低地は一般に悉く燒き盡されたるを以て市民は自ら周圍部の高臺に蝟集せり。仍て一般に周圍部の學校より漸次開校することゝし、中央部の學校も其の通學區域内の兒童が三百名に達するを待つて開校することゝせり。其結果十月十一日第一次に開校せるは、子安、浦島、二谷、神奈川、青木、宮谷、西平沼、稻荷臺、戸部、太田、南太田、大岡、石川、江吾田、立野、大鳥、本牧、根岸、磯子の十九校にして十一月十五日第二次に開校せるは老松、南吉田第二、日枝第一、平樂、西戸部、北方、吉田、壽、元街、南吉田第一、南吉田第三、日枝第二、一本松、西前、岡野の十五校、十二月八日第三次の開校を見たるは横濱、本町の二校なり。

○附　學校長への示達

○九月四日出頭せる學校長に對し左記の示達をなせり。

（イ）職員ニシテ家族ノ生活ニ困窮セルモノハ成ルベク鄉里ニ歸ラシメ陣容ヲ新ニシテ出濱セシムルコト、但シ學校自體ノ問題ノ取扱ヒ竝ニ避難所ニ關スル問題等ノ取扱ヒニツキテハ幹部職員ノ居殘リヲ要ス。尚ホ近日中市内各所ニ市役所出張所ヲ設クル豫定ニツキ、救護事務ニツキ援助ヲ求ム、依テ學校長自由裁量ノ許ニ相當職員ノ居殘ヲ希望ス。

（ロ）校舍校地ハ避難所ニ提供シ、薪炭等ノ殘留品ハ適宜避難者ニ分配セラルヽコト

（ハ）各學校職員ハ當分市民ノ救護ニ從事セシムルコト

○九月七日小學校長會を開き教育課長より次の如き示達をなせり。

(イ) 御眞影、勅語謄本始末狀況調査竝ニ奉遷

(ロ) 校長及ビ職員ノ情況調査

(ハ) 校舍ノ被害狀況調査

(ニ) 職員死亡者負傷者及ビ生死不明者調査

(ホ) 授業ヲナシ得ル教室數調査

(ヘ) 殘存兒童ノ調査

(ト) 兒童用教科書學用品必要數調査及ビ九大都市ヘノ依頼狀發送ノコト

(チ) 授業開始ニ關スル諸事項調査

(チ) 殘存教室及ビ其使用方調査

(ヌ) 應急校舍用バラック建設ニ關スル場所數竝ニ費用調査

○九月十六日小學校長會を開き教育課長より左の通示達す。

一、職員執務ニ關スル件

(イ) 家族ヲ避難セシムルタメ旅行中ノ職員ハ招還スルコト

(ロ) 市役所各係ニ於テ必要ナル數ダケハ其ノ事務ニ當ラシムルコト、午前八時出勤ノコト

(ハ) 各學校ニ收容セル避難者ノ取締及ビ世話ハ其ノ校長及ビ職員ニ於テ之ニ當ルコト

(ニ) 執務時間ハ當分ノ間午前八時ヨリ午後五時迄ト定メ、土曜日曜祭日モ同樣ト心得ラルベキコト

(ホ) 變災ニ關係アル事務ニ從事セル職員ニハ其ノ家族數ニ應ジ飯米ヲ配給スベキニヨリ其ノ人員ヲ嚴査シ報告スベキコト

二、授業開始準備ノ件

(イ) 此際罹災民救濟ヲ以テ第一義トナスヲ以テ校舍及職員ハ此事業ニ提供スルヲ以テ本體トスルコト但シ敎育ノコトハ一日モ忽ニスベカラザルヲ以テ速ニ授業ヲ開始スル運ニ至ラシムル必要アリ、故ニ市ガ建設スル避難民收容バラック」ト相俟ツテ各地方ガ率先シテ收容所ヲ建設シ、以テ速ニ校舍本來ノ用途ニ使用シ得ラルヽヤウ配慮セラレタキコト

(ロ) 前記校舍ニ避難民ヲ收容スル必要ナキニ至ルヲ待ツテ授業ヲ開始スベキニツキ左ノ事項ヲ心得置カルヽコト

1. 各學校ニ於テ敎員其ノ他市外ニ出張シテ敎科書ノ蒐集ニ力メ、少クトモ敎師用トシテ必要ナル數量ダケノ用書ヲ準備シ置クコト
2. 兒童用書ハ內務省情報部、新聞社ヲ通シテ全國ニ寄贈方宣傳ヲ依頼シ置キタルモ此際各學校ニ於テモ適宜蒐集ニ力メラレタキコト
3. 必要ナル校具及ビ敎具ハ市役所調達係ニ申出ヅルコト
4. 兒童ハ通學區域ニ拘泥セズ入學セシムルコト
5. 各學校相互融通スルコト、授業ヲ開始セザル學校ノ職員ハ其ノ學校兒童ガ配屬セル學校ヘ適宜分屬セシメ置クコト
6. 授業ヲ開始スル學年ハ特定セズ
7. 授業時間ハ尋四以下ハ一日三時間宛トシ總テ二部敎授トス、五年以上ハ此限リニアラズ
8. 科目ハ國語、算術、歷史、地理、理科トス、但シ已ムヲ得ザル場合ハ歷史以下ヲ缺キ他敎科ヲ以テ之ニ充當スルコトヲ得、右ノ外特ニ此際ニ處スル市民ノ覺悟、兒童トシテノ心得等ヲ訓話スルコト
9. 開校スベキ學校ハ該學校長之ガ統理ノ任ニ當リ附近學校長之ヲ援助ス
10. 開校前豫メ消毒的清潔法ヲ行フコト
11. 九月二十五日ヲ期シ開校スベキ學校毎ニ附近ノ兒童ヲ召集シ豫メ編制ヲナシ其ノ結果ヲ直チニ報告スベキコト

○九月二十九日敎育課長より各小學校長に左記の通知を發せり

(イ) 十月十一日ヨリ開校兒童ヲ召集ス

(ロ) 十月十一日、十二日、十三日、十四日ノ間ハ校内ノ清潔法、教室ノ整理、兒童ノ學校配屬、學級ノ編制等授業開始ノ準備ニ充ツ

(ハ) 教科目ハ一部教授ニ在リテハ從前ノ通トシ、二部又ハ三部教授ニ在リテハ國語、算術、歴史、地理、理科トス、修身ハ此際ニ處スベキ市民ノ覺悟及ビ其ノ他偶發事項ニツキ合同訓話ヲナス等適宜ノ方法ヲ採ルモノトス

(ニ) 一部教授各科ノ教授時數ハ從前ノ通トシ二部又ハ三部教授ノ教授時數ハ別表ニヨル

(ホ) 各教科ノ教材配當ハ本年九月ヨリ來學年度（大正十三年度）末ニ至ル一年ト二箇學期分ヲ適當ニ配當シテ教授スルモノトス

○十月七日教育課長より各小學校へ開校及び教授實施に當り左記注意事項を通知せり。

(イ) 十月十一日ヨリ使用シ得ベキ學校及教室數左ノ如シ

子安	九	浦島	一四	神奈川	五
青木	二六	宮谷	七	平沼	一七
戸部	一七	太田	一四	稻荷臺	二八
石川	二五	江吾田	一四	南太田	一四
本牧	一三	根岸	一三	磯子	六
二谷	二〇			大岡	八
				立野	一三
				大島	六

(ロ) 前項ノ外通學兒童數ヲ案ジ、急ヲ要スルモノヨリ逐次修繕ヲ加ヘ、或ハ假校舍ヲ急造シ開校數及ビ教室數ヲ增加スル見込ナリ

(ハ) 十月十一日午前九時（雨天順延）ヲ期シ全市一齊ニ前記學校中兒童ノ通學ニ便ナル學校ニ兒童ヲ招集シ學級ヲ編制シ、同日午後三時迄ニ各學校別ニ分類シタル學年男女兒童數ト學級編制表トヲ教育課ニ報告スルト、同時ニ關係學校ニ通知スベキ各學校別ニ分類シタル學年男女別兒童數ヲ教育課ニ提出シ、各學校ハ十二日午前中ニ教育課ヨリ受取ラルベシ

(ニ) 教室數ノ關係上コノ際ハ成ルベク學級數ヲ少ナカラシムル必要上一學級ノ兒童數ハ尋常八十人高等七十人ノ標準ニヨリテ編制セラルベシ

(ホ) 前項學級編制ハ校舍修繕急進（バラック）ノ增設等ノタメ變動ヲ來スコトアルベシ

(ヘ) 學級編制ハ九月二十五日召集ノ兒童數ニヨリ編制案ヲ立案セラルベシ

(ト) 開校セザル學校ノ職員ハ其校兒童ノ通學數ニ應ジテ開校學校ニ配屬出勤セシメ、配屬表ヲ教育課ニ提出セラルベシ

(チ) 開校スベキ學校ニ於テハ當該學校長所屬職員ヲ統督スベシ

開校セザル學校ノ學校長ハ關係學校ノ校長ヲ援助スベシ。

(リ) 開校スル學校ノ學校長ハ所屬職員ノ氏名及校務分擔表ヲ提出セラルベシ

(ヌ) 開校當初ハ机、腰掛、黑板其ノ他教具ノ不備ナル場合モアルベキニ依リ夫等ノ設備ニ關シテハ各學校長ニ於テ適宜ノ方法ヲ講ゼラルベシ

(三) 教育課員の活動

げに自然の偉力は人力の總てを征服せり。然れども唯此の際不幸中の幸とも謂ふべきは煉瓦造の建物が殆んど倒壞したるに拘はらず、市役所が悠然として倒壞を免かれし事なり。若し彼の時他の建物と同樣の運命なりとせば、市吏員數百の壓死は何人も疑を挿まぬ所にして復興の前途に如何に多くの支障を來せしか、萬死に一生を得たる市長始め吏員の大半は全燒の厄に遭ひながら晝夜兼行の大活動を續くるを得たり。當時市長は「生活第一」を唱へ生活の確保と安定とを講ず。されば教育課員も應急事務分掌諸係中被害調査係、配給係、收容係さては情報係等に配屬すると共に一方に於ては教育當面の事務にも從事したり。就中被害調査は總ての活動の源泉となるべきものなるも其の調査たるや實に難中の難事なりしなり。道路は破壞し、橋梁は陷ち、あらゆる交通機關は破壞せられ一望の焦土、尋ぬるに家なく、求むるに人なき實狀なり。然も調査は最も機敏に

且最も正確を要するものなるを以て、係員は三十六校約一千人の教職員と協力して克く其の急に備ふるを得たり。

十月三十日に至り舊來の處務規程に復し、本課は其の主管事務たる教育の事業を專ら掌ることゝなりたるが、尙被害調査及び情報に關する事務も分掌處理することゝなれり。

各係の處理せる事項中重なるものを擧ぐれば左の如し

(イ)　被害調査

○一般被害に關するもの

1. 震災被害狀況調査
2. 震災に罹りたる町名及び主要建物調査
3. 市會議員、教職員等の被害調査
4. 倒壞戶數及住居に堪ふる程度の殘存戶數及現在人口町字別調査
5. 殘存公共營造物被害調査
6. 殘存區域震災前の住民概數町字別調査
7. 重なる避難地及び其の人員調査
8. 殘存外國人調査
9. 急施を要する救濟事項調査
10. 現在市民人口の各町字別調査
11. 井水の町字別調査
12. 寢具及被服を要する罹災民の人口調査
13. 燒失區域概要指示圖調製
14. 震災に關する表彰行爲者及同行爲調査
15. 市立小學校、商業學校、圖書館の被害調査
16. 市吏員罹災者調査
17. 配給衛生等の狀況調査
18. 燒失工場數及其の使用人數調査
19. 各學校內に避難せる世帶及人口調査
20. 失業者及眞に救助を要する者の町字別調査
21. 配給品收受及配給狀況調査
22. 海陸避難者數調
23. 現在世帶數、同兒童數、同人口分布圖
24. 特に救助を要するもの、第一回統計

○學校被害に關するもの

1. 御眞影勅語謄本始末情況調査竝奉遷
2. 學校教職員情況調査
3. 校舍の被害狀況調査
4. 殘存兒童竝生死不明者調査

5. 震災前の兒童數及學校別調査

（ロ）情報係

1. 横濱市日報を發行し公報の代表となし兼ねて災後緊急の記事を蒐錄印刷し、毎日一千部宛配布せり。
2. 前記日報發行の外諸般の報告通信の一助として常に市内の要所に重要記事を張り出し、罹災者等の便に供したり。
3. 戒嚴令執行中に於ける警備隊との連絡を圖り其の計畫方針を知り以て市との交涉を圖りたり。
4. 全國各地より照會し來る罹災者に關する調査は能ふ限り調査の上回答せり。
5. 震災當時竝震災後に於ける善行美談の調査をなし之が資料を輯錄せり。

（ハ）學校係

○學務に關する處理事項

1. 各學校に奉安せる　御眞影　御影等は九月六日より九日迄の間に於て假市役所に奉遷したるも不敬に渉らむことを慮れ十月二日宮内省に一時奉遷せり。
2. 被害狀況報告の處理
3. 小學校兒童教科書及學用品燒失調査報告
4. 學校被害狀況調査及善後策處置
5. 學校傳染病豫防に關する處置
6. 震災による教育狀況報告
7. 都市教育費其の他狀況報告
8. 學校保管鐵器、刀劍等調査報告
9. 燒失區域小學校調査報告
10. 市立小學校兒童及職員罹災報告
11. 外國學生に關する事項報告
12. 教員進退に關する事項

○經理に屬する處理事項

1. 授業料免除、大正十二年十二月六日市會の決議を經て小學校授業料は大正十二年十月分より當分の間徵收せざることゝす。
2. 修繕竝備品に關する事項、震災善後策として壹百八拾四萬四百五十八圓を計上し市會の議を經て應急校舍を建設し教具及備品の充實を圖れり。

○學校計畫に屬する處理事項

後揭災後應急的施設の計畫に基き、十月十一日に十九校、十一月十日に十五校、十二月八日に二校併せて三十六校の開校を促進せり。

○學籍に屬する處理事項

1. 學籍簿の調製
2. 就學兒童通知書調製

3. 兒童就學狀況調

○學校衛生に關する處理事項

1. 震災後の衛生概況調査
2. 天幕校舍内の衛生調査
3. 兒童身體檢査
4. 學校給食
5. 學校傳染病調査
6. チブス、ワクチン注射

○社會教育に關する事項

縣市共同主催の下に十月十八日より同二十八日迄十一日間、市内巡廻慰安活動寫眞會を各所に於て開催せり。

其の後巡廻お伽會十九回、第二回活動寫眞會二回、第三回活動寫眞會五回、演藝會二回、軍樂隊演奏會四回、巡廻講演會十五回、意氣振興演說會二回、野外劇一回を催したり。

（四）小學校職員の活動

悽慘を極めたる大震災は大正十二年度第二學期の始の日なり。市内各小學校にては夫々新なる希望を抱いて嚴かなる始業式を擧げ、兒童は永き暑中休暇を終へ皆喜々として學校に集り、今日より、開く此庭の…」の唱歌を唱ひ愈々明日よりは一生懸命に勉強せんものと喜び勇みて歸路につけり。職員は新學期に於ける施設或は學級經營の方針を立て、或は職員會議、學年打合會などを開きて夫々の準備に力めたり。此時なり。すは大變と見る間に校舍は忽ち倒壞せるあり、救を求むる聲四方に起り、即死せるもの、傷けるもの、壓せられて逃ぐるに術なきもの、恐れ慄へるもの、泣き狂ふ者等、各校とも一瞬の間に修羅の巷と化したり。其の中火は八方より起り、旋風は吹き捲き、紅蓮の焰は遂に校舍をも包むに至れり。各職員は挺身　御眞影の奉遷を始めとして、同僚の救護に奮闘し、或は鋸を持つて梁を挽くものあり、或は深く床下に潜りて一挺の鑿を力に梁を削りて同僚を救へるもあり、各自生死の境を東奔西走して互に相扶助せる時を考ふれば戰場に於ける決死隊の苦辛も斯くやと具に體驗せられたり。市内職員中十五名は不幸にして其の災禍の犧牲となれり其中には壓死者あり、燒死者あり或は河に飛び入りて溺死せるものもありたり。

家屋の全燒せる職員の多くは著のみ着のまゝの濡れ服を纏ひ、或は辛ふじて惠まれたる一枚の浴衣を身に著けて各所の避難所に家族を尋ね廻れるが其の無秩序にして悽慘を極めたる際の苦痛は一通ならず。而して尚一日より三日までは餘震の頻發に天を仰いで天譴を嘆じ、海嘯の襲來鮮人騷ぎなどの流言蜚語に脅かされ全く生きたる心地もなかりしなり。

然れども一度親愛なる教へ子の窮狀に接する時は一日も早く學校を復興せしめて、國家百年の計を講ぜざるべからざる感に打たれ、或は殘存校舍を、或は校長住宅を事務所として善後策を講ずるに至れり。此時既に市役所に於ては諸般の救護事務漸く其緒に著き、各教員も夫々被害調査の一部を分擔することゝせり、時未だ殘暑嚴しく累々たる死礫殘骸は慘憺たる光景を呈し、異樣の惡臭に嘔吐を催しながら道なき道を辿り、危く支へられたる建物の中、さては彼方の山、此方の岡に怪

しげに造られたるバラックを尋ね、或はボートを雇ひて水上に漂ふ漁船を訪ひ、隈なく調査を行ひたり。斯くの如く出ては被害の調査に當り、歸りては又部落の自警團、青年團等の事務として、救恤品の運搬、分配、道路の整理、衛生諸施設の盡策、民心の鎭撫、夜警傷病者の手當、看護等に携はれり。勞働に馴れぬ身の忽ち綿の如く疲れたれども非常の場合なれば不撓不屈よく勞役に力むるを得たり。更に妻子を避難せしむる爲郷里に歸りたるものは其の地を遊說して現下の窮狀を訴へ教科書學用品其の他救恤品等の寄贈方を依賴し只管教育の復興に努めたり。

附　震災當時の各小學校長

（横濱）山本盛太郎　（老松）大山政和　（南吉田二）内田伊之助
（日枝一）室田秀次郎　（江吉田）池田市三郎　（西戸部）齋藤兵馬
〃（宮谷）高嶋視司　〃（子安）八木下喜重　（本牧）人見鹿太郎
（北方）渡邊市五郎　（大岡）山本保太郎　（本町）秋山兵三郎
（吉田）川井太一郎　（壽）服部富次郎　（石川）板谷里次郎
（平樂）新井貞纖　（元街）山内鶴吉　（立野）大房正治
（大島）長野宏　（根岸）橘本啓次郎　（磯子）荒井林藏
（南吉田一）石黒保巍　（南吉田三）河野高三郎　（日枝二）並木常藏
（南太田）松尾林藏　（太田）宮川仁三　（一本松）高城研
（稻荷臺）五十嵐米八郎　（西前）二見喜三郎　（戸部）伊東覺念
〃（西平沼）金子政次郎　〃（岡野）久芳龍藏　〃（青木）本多惠學
〃（二谷）三好廣吉　〃（神奈川）齋藤三郎　〃（浦島）吉田清太郎

（五）諸調査

（イ）市内被害狀況調査

教育課員が被害調査係として頗る難事たりし市内全般の被害狀況を調査せる資料を綜合すれば左の如し。

世帶數（九月九日）	震災前		九三、八四〇
	震災後		七〇、七〇一
燒失	燒失住家數		五五、八二六戸……五割九分五厘
倒壞住家數	倒壞住家數		一八、一四九戸……一割九分四厘
殘存（九月九日）	殘存住家數		一九、八〇〇戸……二割一分一厘
人口（九月十九日）	震災前		四四八、五四〇人
	震災後	内國人	四四一、〇四八人
		外國人	七、四九二人
		内國人	三〇九、二三一人
		外國人	三二九人
死者	死者		二三、四四〇人（警察部調査）
不明者	行衛不明者		三、一八三人（同　上）
避難者（九月十九日）	海・陸路避難者		一一二、三五七人（縣總務部調査）

町別人口存殘

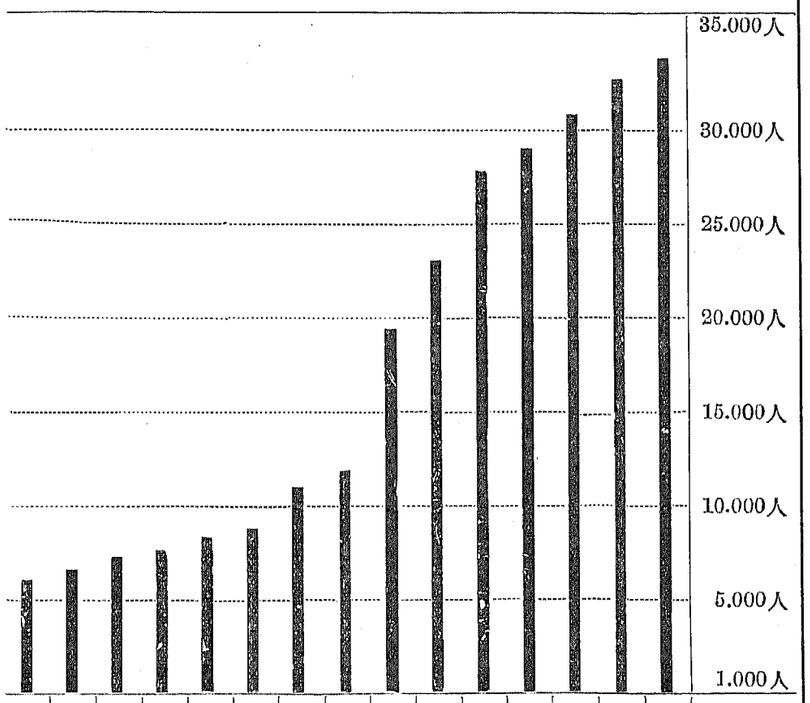

被害	町名	人口
◗	西戸部町	三三、四四四人
◗	中村町	三二、二五一
◗	神奈川町	三〇、四八六
◗	青木町	二八、九七五
◗	根岸町	二八、八四一
◗	南太田町	二三、三九八
◗	本牧町	一九、六四五
◗	淺間町	一一、五三九
◗	子安町	一〇、六二七
◗	北方町	八、九二八
◗	蒔田町	七、九五二
◗	久保町	七、八六六
◗	磯子町	六、三四〇
○	井土ヶ谷町	五、九六〇
●	南吉田町	五、六二四

名町失燒及（九月十九日）

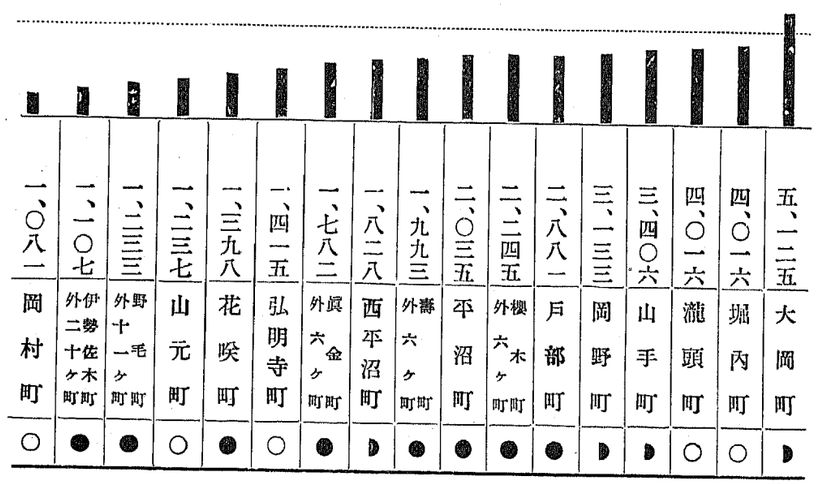

被害	町名	人口
◗	大岡町	五、一二五
○	堀内町	四、〇一六
○	瀧頭町	四、〇一六
◗	山手町	三、四〇六
◗	岡野町	三、一三三
●	戸部町	二、八八一
●	櫻木町外六ヶ町	二、二四五
●	平沼町	二、〇三五
●	壽町外六ヶ町	一、九九三
◗	西平沼町	一、八二八
●	眞金町外六ヶ町	一、七八二
○	弘明寺町	一、四一五
●	花咲町	一、三九八
○	山元町	一、二三七
●	毛町外十一ヶ町	一、二三三
●	伊勢佐木町外二十ヶ町	一、一〇七
○	岡村町	一、〇八一

龍岸、橋梁、崖崩（十月八日）

崩壊總延長　五二、二五〇間
龍岸總延長　二〇、五九五間（約四割）
崖崩ノ主ナルモノ　五〇箇所

被害橋梁數　七四箇所（墜落六、全燒三四、橋板燒失一一、橋臺、橋脚破損二三）
稀橋梁總數　二六〇箇所

被害面積（十月八日）

市內總面積　一一、四〇〇、〇〇〇坪
被害總面積　三、九〇〇、〇〇〇坪（約八割）
市內宅地總面積　四、九〇〇、〇〇〇坪
家屋燒失區域面積　二、八〇〇、〇〇〇坪（五割八分）
家屋倒壞區域面積　一、一〇〇、〇〇〇坪（二割二分）

歿者用途及場工失燒（日五十月九）

合計	特殊工業	雜工業	飲食物工業	化學工業	機械器具工場	染色工業	工場種類
三、〇三三	一〇	六六	一、一七八	一九四	三五九	四六五	震災前
二、六九三	七	七二	一、〇四三	一五九	二六四	四三〇	燒失數
三五一	三	三五	三六	三五	七五	五	殘存數
二、六五二	不詳	六、五五五	五、〇六〇	四、四九五	八、五六〇	四、三五五人	震災後以前

校學諸內市（日五月九）

合計	市立小學校	他ノ中等程度	及文部省直轄縣立	種類
二九	一九	八	二	燒失
一一	六	三	二	倒壞
一〇	九	〇	一	半壞
八	二	四	二	破損

燒燒部全一燒（印●印◗）

燒燒存下以人千（印◗印○）

合計	其他								
三〇九、五六〇人（永陸上上）	水上	大野町	新山下町	尾張屋町	石川元町	伊勢町			
	二、七〇〇人	一一	一九四	二五四	四二一	七〇八			
三〇六、八二六、七六〇人	外國人	山內町	寶町	外本十三ヶ町町	宮崎町	山下町			
	三一九人	〇	一一七	二四六	三六七	五六八			
			守屋町	表高島町	元二代ヶ崎町	外千町			
			〇	◗	◗	●			

學齡兒童（九月二十日）數

震災前　五四、三九六人
震災後　三八、五三六人

燒燒存（十月七日）

合計	造船業	運送業	倉庫業	貿易業	生絲蠶絲業	銀行	種類
震災前數	八	一〇八	一一	四四	一二八	四〇	
燒失數	五	一〇二	九	四四	一二七	三八	
殘存數	三	七	二	〇	一	二	

合計	生命保險店業	火災保險業	藥品業	織物業	種類
三三六	二	八	二二	五六	震災前數
三〇九	二	八	一九	五六	燒失數
一七	〇	〇	二	〇	殘存數

諸官衙公署（●印焼失　○印残存）（九月十日）

名稱	被害	名稱	被害	名稱	被害
神奈川縣廳	●	横濱郵便局	●	加賀町警察署	●
神奈川縣港務部	●	横濱中央電話局	●	壽警察署	●
神奈川縣港務部輸入獣類檢疫所	○	長者町郵便局	●	山手警察署	●
横濱稅關	●	神奈川郵便局	●	神奈川警察署	○
横濱地方、區裁判所	●	櫻木郵便局	●	横濱水上警察署	●
生絲檢査所	●	横濱驛前郵便局	●	第一消防署	●
植物檢査所	●	櫻木町驛	●	第二消防署	●
絹業試驗所	●	横濱驛	●	神奈川縣測候所	●
航路標識管理所	●	神奈川驛	○	横濱市役所	●
横濱稅務署	●	東神奈川驛	○	横濱市衛生課	●
東京遞信局海事部横濱出張所	●	縣立横濱輸出羽二重檢査所	●	横濱市水道瓦斯局	●
内務省横濱土木出張所	○	伊勢佐木町警察署	●	横濱市電氣局	○
淺草專賣支局横濱出張所	●	戸部警察署	●	横濱市十全醫院	●
横濱市萬治病院	○	横濱市救護所	○	横濱市消毒所及隔離所	○
横濱市療養院	○				

合計　四三（焼失三三半壊一〇）

外國領事館（罷號同前）（九月十日）

名稱	被害	名稱	被害	名稱	被害
英吉利總領事館	●	智利總領事館	●	丁抹領事館	●
伊太利總領事館	●	チエツコスロヴアキア領事館	●	亞爾然丁總領事館	●
露西亞總領事館	●	和蘭副領事館	●	玖瑪總領事館	●
巴奈馬領事館	●	ヴエネヅエラ領事館	●	希臘領事館	●
北米合衆國總領事館	●	諾威領事館	●	墨西哥總領事館	●
ボリヴイア領事館	●	佛蘭西總領事館	●	中華民國總領事館	●
葡萄牙副領事館	●	伯剌西爾總領事館	●	瑞典領事館	●
秘露領事館	●	コロンビヤ總領事館	●	西班牙領事館	●
獨逸領事館	●	エクワドル總領事館	●		

合計　二六（全部焼失）

（ロ）精神教育上特に留意すべき事項　調査

震火災の及ぼしたる物質的方面の被害は既に述べたるも、更に精神的方面に及ぼせる影響如何を考察するに蓋し又大なるものありしを信ず。唯之を外面的に直觀し得ざるが故に割合に輕視せられ且叙述の困難なるを遺憾とす。而して此種精神方面の考察は之を考察する人の主觀により判定を異にせざるを得ず。仍て其獨斷的批判を避け成るべく多數の意見を聽取するため、大正十二年十一月二十四日市立學校長會を開き「震災後に於ける精神教育上特に留意すべき事項」の諮問を發し精神振作に關する詔書の御趣旨を如何にして徹底せしむべきか、兒童生徒の震災によ

り精神上如何に變化を來せるか、震災後の社會的事實現象を教育上如何に善用救濟すべきか等教育上直接間接に考慮を要すべき事項につき各學校職員の意見を徴したり。

同年十二月二十日各學校より答申したる事項の大要を輯錄すれば次に掲記するが如し。

○A思想上ヨリ見タル大震災後ノ社會

偉大ナル自然ノ威力ヲ感受セル市民ハ大震災後一大試練ヲ經ツヽアリ、其現象中ニハ顧慮スベキ事項モアリ、又稱揚スベキ事項モアリ、之ガ考察ヲ試ミレバ大略左ノ如シ。

(一)　顧慮スベキ思想

○秩序ノ紊亂

大慘禍ニ遭遇シテ理性的判斷力ヲ失シ流言蜚語ニ惑ツテ其度ヲ失ヒ、遂ニ國家社會ノ秩序ヲ亂リ無辜ノ同胞ヲ傷ケテ大國民ノ襟度ヲ喪ヒ、自豊財寶ヲ掠メ暴利ヲ貪リ凶器ヲ携ヘテ燒土ヲ橫行スル等聖代ニ不祥ノ一大汚點ヲ殘セリ。

○公德心ノ頽廢

秩序ノ紊亂セルニ乘ジ旺ンニ私利、私慾ヲ充サントスル利己的生活ト社會ノ安寧幸福ヲ無視セル自然主義的傾向トヲ生ジ、原始的狀態ニ逆轉セシ狀況ヲ現出セリ、有機的組織體タル社會ノ一時的壞滅ハ自ラ公德心ノ缺如ヲ曝露スルコト或ハ當然ナリト目セラレザルニアラザレドモ、是レ未ダ文化的訓練ノ不充分ナリシニ胚胎セルガ故ナルベシ。

○所有觀念ノ動搖

生存ノ慾望ハ一時所有觀念ノ動搖ヲ促進セルガ如シ、他人ノ所有權ヲ侵犯シ恬然トシテ顧ミザルモノアルト共ニ自己ノ所有權ニ對スル價値ヲモ拋棄スルモノ頻出シ、且ツ無批判ニ之ヲ眞似ルモノ尠カラズ。此ノ傾向ハ秩序ノ恢復ト共ニ漸次減退シ、今ヤ其ノ痕無シト雖モ人心ノ奥深ク印刻セラレタル結果ハ實ニ寒心ニ堪ヘザルモノアリ。

○人情美ノ痲痺

燒土ノ中ニ死屍累々タルノ狀ヲ目擊スルモノ誰カ心的激動ヲ起サヾルモノアラン、然レドモ其狀アマリニ慘酷、アマリニ悲慘ナリシ爲人情ヲ痲痺セシメ、情操ヲ亡ボシ、理性ヲ損シ刹那主義的傾向ヲ帶ブルニ至ル。折シモ流言蜚語盛ンニ宣傳セラレ玆ニ生ニ對スル執著ト迷妄トハ驅ツテ殘忍性ヲ發揮セシムルニ至リ、平時ニ於テハ到底爲シ能ハザル殺人的行爲竊盜其他之ニ類スル行爲ヲナシテ然モ恬然愧ヅルヲ知ラザルモノアルニ至レリ。

○風俗ノ頽廢

衣食足ツテ禮節ヲ知ル衣ナク、住ナク、食ナキモノ何ゾ良風美俗ヲ維持スルノ餘裕アランヤ、然レドモ市民何レモ現代文化ノ中ニアリシ人々ナリ。然ルニ災後意外ニモ風俗ノ頽廢ヲ見シハ未ダ文化的訓練ノ乏シカリシガ爲カ將又親子骨肉ヲ喪ヒ、財寶ヲ灰燼ニ歸セシメ、自暴自棄ニ陷リシ爲カ刹那的享樂ノ傾向ヲ增大シ風俗著シク頽廢スルモノアルニ至レリ。

○衛生思想ノ荒廢

洗フニ水ナク整頓スルニ場所ナク衛生上ノ施設全壞セシ結果、自然ニ不潔不整頓ニ陷リシハ已ムヲ得ザルコトナリシモ、不潔物ノ棄却排泄物ノ始末等隨處ニ行ハレ、避難民ノ衛生狀態ハ誠ニ顧慮セザルヲ得ザリキ。之レ社會共存ノ思想缺如ノ爲我國民性ニ固有ノ個人的清潔ノ性向ア

ルニモ拘ハラズ、公衆衛生ニ一大缺陷ヲ現出シタルモノアリ。

○協同心ノ缺如

社會的生存ノ基調タル協同心ノ發露セシコトハ其ノ事例決シテ少シトセズ、然レドモ其ノ反面ニ於テ往々之ヲ缺クモノアルガ爲秩序ヲ亂シ復興ヲ遲カラシムルコトモ亦尠カラズ、非常災變ノ場合ハ非常ノ努力ヲ要ス。而モ其努力ハ公益ノタメニシ自他協同シテ事ヲ處スベキニ拘ハラズ、私利私慾ノタメニ利益ヲ壟斷セントスルモノアリシハ洵ニ遺憾トスルトコロナリ。

○依賴心ノ增長

震災劇甚ナル打擊ニ意氣悄沈シテ世界的同情ニ依賴心增長シテ徒ラニ他ノ救援ヲ望ミ自ラ獨立自營ノ策ヲ講ズルノ途ニ出ヅル意氣ヲ失ヘルモノヲ生ゼリ。

○利己心ノ增大

震災ハ金殿玉樓モ一朝ニシテ粉碎シ金銀珠玉モ一夕ニシテ燒棄セリ、災後民衆ノ生活ハ經濟的復興ニ急ニシテ唯物的ニ傾偏シ、爲ニ暴利ヲ貪リ、賣リ惜ミヲナスノ徒輩出ヅル等利己心ノ增大セルコト極メテ著シカリシガ如シ。

○沈著熟慮果斷ノ念ノ缺如

沈着、熟慮、果斷ノ念乏シカリシガタメ、忽チ煽動ニ乘リ附和雷同シ、戰々恟々トシテ無批判ニ事ヲナスノ風ヲ釀成シ、隨テ輕浮荒忽ニ陷リシコト勘シトセズ。

以上述ブルガ如ク種々ノ顯著スベキ思想現ハレシト雖モ之ト共ニ大ニ讃嘆稱揚ニ値スル事項亦決シテ少カラズ、其ノ主ナル事項左ノ如シ。

(二)　稱揚スベキ思想

○犧牲的精神ノ發揮

親ハ子ヲ助ケ子ハ親ヲ救ヒタルノ事實ハ言ハズモガナ、一身ヲ挺シテ救濟ニ努メ混亂ヲ未然ニ防止セル活例枚擧ニ遑アラズ。

○和衷協同ノ精神發露

鄕黨相率ヒ隣保相扶ケテ救助配給警護其ノ他ノ協同的勞役ニ從事シタルコトハ、擧國ノ同情ト相俟ッテ、逆境幾旬ヲヨク經過スルコトヲ得タリ。

○質素儉約ノ美風興ル

粉黛美裝ハ嘲笑ノ標的トナリ、矯奢榮樂亦忽チ誹謗ノ對照ト變ジ、懶惰優柔ハ特ニ世人ノ指彈ヲ享クルニ至リ、我モ人モ互ニ己ヲ檢束シテ身ヲ愼ミ、粗衣粗食ニ安ンズルノ美風振起ヲ見ル。

○勤勞精神ノ擡頭

震災直後ノ短期間ニシテ罹災民各自家ノ復興ニ、社會ノ恢復ニ營々トシテ勞務ヲ勵ミ、事ニ當リ轉禍爲福ノ達成ヲ期シツヽアルノ狀態ハ到底災前ニ於テハ目睹スベカラザル美風ニシテ、勤勞ハ財產ナリトノ自覺ト信念トヲ體得セリ。

○文明ノ惠澤感得

文明ノ利器ハ人々其使用ニ狃レテ有難味ヲ感知セザルニ至リシヲ災前ノ狀況トナス。災後總テノ文明機關ハ潰滅シ、乘ルニ車ナク買フニ物ナキコト旬餘、始メテ電燈ノ點火セシトキ、物資輸入セラレテ始メテ生活上ノ慾望ヲ充スヲ得ルニ至リシトキ、運輸交通、電氣、其ノ他凡百ノ文明機

關ガ如何ニ人生至要ノ事項ナルカヲ感得シ、科學ノ進歩ヲ促シ文明ノ恵澤ヲ益々多カラシメントノ念ヲ深クセリ。

○人間愛ノ流露

道行ク避難民ニ湯茶握飯等ヲ與ヘテ犒ラヒシコトスラ人ヲ感激セシメシガ、四海同胞ハ勿論人種的境界ヲ超越シテ全世界ノ同情ハ翕然トシテ集リ、贈ルモノ受クルモノ共ニ純眞ノ人間愛ヲ深刻ニ感得セリ。

○感恩ノ念ノ表現

人間愛ノ流露ハ贈ラルヽモノヽ方面ヨリ考察スレバ報恩感謝ノ念トナリテ現ハル、衣食住ノ總テヲ喪失セシ幾十萬ノ市民ハ全人類ノ救援ニヨリテ露命ヲ繋ギ永遠ノ生ヲ甦セリ、誰カ之ニ對シ感謝セザルモノアランヤ。

○宗教的情操ノ發露

這般ノ變災ニ際シ人智ノ及ビ得ザル絶對者ノ實在ヲ認メ、其ノ莊嚴ト崇高トヲ感得シ之ニ歸依センストスルノ情ヲ惹起セリ、「大なる體驗を得たり」トハ蓋シ此ノ事ノ謂ナルベシ。

○皇室尊崇國家愛護ノ思想向上

兩度ノ　大詔煥發、御下賜金ノ分配　皇后陛下　攝政宮殿下ノ行啓、戒嚴令ノ布告、租稅免除又ハ猶豫、暴利取締等何レモ下蒼生ノ爲メニ御軫念遊バサレ給フ至仁至慈ナル　大御心ニ基クモノニシテ之ヲ實感シタル市民ハ益々皇室尊崇國家愛護ノ思想ヲ向上セリ。

○B大震災後ノ兒童精神生活

兒童ハ陶冶性ニ富ミ模倣性強ク又好奇心極メテ旺盛ナルガ故ニ、這次ノ大震災ト其ノ後ノ社會事象トガ兒童ノ精神ニ種々ナル印象ヲ深カラシメ、其ノ生活上ニ影響ヲ及ボシタル事項蓋シ少カラザルベシ。勿論純眞無垢ナル彼等兒童ハ批判シ、考察スルノ能力未ダ發達セザルガ爲、只管外部的直觀的ノ影響ト無雜作ナル解釋ニ止マルベシト雖、今後ノ取扱如何ニヨリ善良ナル思想ニ開發誘導スルコトモ得ベク、又遂ニ救フベカラザル不良思想ノ所持者タラシムルニ至ルコトモアルベシ、然ラバ兒童ノ精神生活上ニ及ボセル事項トハ何ゾヤ其ノ主ナルモノニツキテ考察セントス。

(一)　震火災ヨリ受ケタル影響

○自然力ノ過大視

地震ノ如キ大火災ノ如キ大自然力ニ對シテハ到底人力ヲ以テ之ニ打勝ツコト能ハズトノ念ヲ強メタルガ如シ。然リ人力ハ到底自然力ニ打勝ツ能ハザルベシ、併シナガラ之ヲ征服シ利用スルコト之レ即チ文明ナリトセバ速カニ此ノ思想ノ轉換ヲ圖ルコトヲ要ス。

○恐怖心ノ激潮

地震ニ對シテハ恐レザルモ愚ナルト共ニ徒ラニ恐ルヽモ亦愚ナラズトセズ、大震火災ノ慘劇ヲ體感セシ以來慘憺タリシ當時ノ回想ニヨル恐怖、其後餘震アル毎ノ恐怖ハ夜間鼠ノ走ル音ニサヘ驚キ騒グノ狀態ニ至ラシメ遂ニハ一種ノ迷信ニマデ兒童ヲ陷ラシメタルガ如シ。

(二)　社會事象ヨリ受ケタル影響

○險惡ナル思想ノ浸潤

社會ノ無秩序ナリシト生活ノ無味乾燥ナリシトヨリ、竊盜掠奪等ノ行爲ヲ當時ハ寧ロ已ムヲ得

ザル事柄ナリト思惟セルモノアリ、之ガ腦裡ニ浸潤シテ潜在意識トナレルモノ何時如何ナル時ニ機ヲ得テ勃發スルヤモ測ラレザルベシ。

○正義ニ對スル疑惑

掠奪竊盜ハ兒童ノ所在ニ目擊セルトコロアリ而シテ之ニ對スル制裁充分ニ行ハレザリシガ如ク故ニ正義ノ觀念ニ疑惑ヲ生ゼシムルモノアルニ至レリ。

○寂寞孤獨ノ感

滿目蕭條タル燒野ヶ原、間ニ合セノ「バラック」建築物ニノミ日夜接觸スル外、美的情操ヲ滿足セシムベキ自然美モ人工美モナク、家庭ニ於テハ生活ノ壓迫ニ苦シメル父母ノ溫情ニ浴スル機會モナク、剩ヘ近親ヲ失ヘル兒童ノ心緒ハ實ニ沈痛寂寞體驗ナキモノヽ想像ダモ及バザルモノアルベシ。

○附和雷同ノ風昂マル

思慮ニ乏シク且ツ敏感ナル兒童ノ附和雷同ノ弊ニ陷リ易キハ寧ロ當然ナリト言フベシ。混沌タル社會事象ノ圈內ニ生活セル兒童ハ諸種ノ事柄ヲ無雜作ニ解釋シ、無批判ニ實行シ、遂ニ一種ノ性向ヲナスニ至レルガ如シ。

○注意ノ散慢

震災及其ノ後ニ於ケル精神上ノ動搖ニ基因スルモノナルベシ、意識ノ統一ハ平靜ナル精神狀態ニ於テ始メテ求メ得ベク、諸象未ダ舊態ニ復セズ環境亦安定ニ歸セザルガタメナルベシ。

○勤勞ノ價値ト愉快トノ體驗

大變災ニ對スル體驗ノ彼等ニ與ヘタル賜物ニシテ初メハ全然環境ノ影響ナリシト思ハルレドモ、今ハ既ニ兒童ノ心情ト合體シテ眞ノ自己ヨリ流レ出ヅル聲トナレルガ如シ、此ノ體驗ハ地上ノ文化ガ破壞セラレタル不幸ノ總テヲ償フテ餘リアル好現象ト見ルコトヲ得ベシ。

○困苦缺乏ニ堪ヘ得ルコトノ自覺

當時ニ於テハ到底爲シ得ザル缺乏ニ堪ヘテ生ヲ全ウセルコトハ他ヨリノ敎訓等ノヨク爲シ得ルトコロニアラズ、此等ノ試練ヲ經タリシコトニヨリ自己ノ力ノ意外ニ大ナルコトヲ自覺セルガ如シ。

○同胞相愛ノ至情發露

一家ノ無事ナリシコトヲ喜ビ近親及他人ノ他界セシコトヲ悲シム、是等人間至情ノ發露ヲ兒童ニ於テモ其ノ著シキヲ見ルコトヲ得タリ。

○皇室尊崇愛國愛市ノ思想一層昂マル

皇后陛下　皇太子殿下ノ燒跡行啓、軍隊ノ力ニヨル秩序ノ回復、安寧ノ維持、救護、復興ノ事業等ヲ通ジテ皇室尊崇、愛國、愛市ノ思想ヲ一層深刻ニ兒童ノ腦裡ニ植エ付ケ得タルガ如シ。

以上は精神生活上に與へたる影響の主要なりと認められるゝものなり。其の他の事項竝に程度に至りては各々異なるものあるべきにより參考のため一二の調査例を附錄に揭げ置けり。

○C震災後ノ精神敎育上特ニ留意スベキ事項

○皇室尊崇ノ念ヲ一層深カラシムベシ

畏クモ　聖上陛下ニハ此度ノ慘禍ト世相トニ就テ痛ク御軫念アラセラレ、直チニ戒嚴令ヲ布告

シ給ヒテ民心ノ靜謐ヲ保チ、巨額ノ御內帑ヲ下シ給ヒテ憐恤ノ寵ヲ垂レ、更ニ帝都復興精神作興ニ關シ兩度ノ　聖詔ヲ下シ賜ヒテ人心ノ趨クベキ規準ト國家興隆ノ大本トヲ訓ヘ給ヒ、尙ホ又皇后陛下　攝政宮殿下ニハ親シク　鴛ヲ枉ゲサセラレ、道モナキ罹災ノ跡ヲ尋ネ給ヒ、豫定ノ御慶事マデ延期セラレ給ヒテ「民と共に愁ひ」ツヽ、「情は乃ち父子」ノ實際ヲ御示シ給ヘリ、寵恩ノ洪大無邊ナルヲ感得セシメ　皇室尊崇ノ念ヲ一層深カラシメザルベカラズ。

○國家的觀念ヲ一層深カラシムベシ

愛國的ノ敎育ハ動モスレバ人心ヲ偏狹ニ陷ラシメ、排他的ノ思想ヲ釀成シ、人類相愛ノ道ニ悖ルコトナキヲ保シ難シト雖、震災一度到リテ社會ノ秩序破壞セラレ、安寧福祉ヲ確保シ能ハズ、世ハ擧ゲテ闇黑ト化シ人々兢々トシテ此ノ世ノ終焉ヲサヘ想ハシメタル時、馬蹄ノ香高ク軍馬荒涼タル燒野ケ原ニ斷ケバ可憐ノ群集ハ狂喜シテ劍戟ノ姿ヲ迎ヘタリ。電線ハ切レ、橋梁ハ墜チ、道路ハ陷沒シ、總テノ交通機關破滅セシニモ拘ハラズ、數日ニシテ食料品ノ輸送ハ開始セラレ、秩序ハ漸ク舊ニ復スルニ至レリ。國家ノ威力ニヨルニアラズンバ何ゾ斯ノ如キコトヲ得ン、窮屈ナル愛國敎育ノ弊害面ノミヲ看テ基本的ノ利益ヲ閑却セザルヲ要ス。

○人類相愛ノ思想ヲ高潮スベシ

人類愛、世界愛ノ美德ハ今回ノ震災ニ於ケル同情慈善ノ表現トナリ、四海同胞走セ參ジテ災民救護ニ、貨物ノ配給ニ其家ヲ忘レ、其身ヲ忘レ、誠意專心其行動ニ服セラレタル活動ハ滿腔ノ感謝モ之ヲ償フ能ハザルナリ、獨リ國內同胞ノ活動ノミナラズ、全世界ノ同情亦翕然トシテ集リ、以テ四海同胞ノ實ヲ示セリ、ホイットマンノ「行き交ふ人に微笑を與へよ、さらば我々は如何に幸福なるかを悟らん」ト此ノ心アリテ始メテ人類相互ノ福祉ヲ確保スルコトヲ得ベシ。此ノ機會ニ於テ前項述ブルトコロノ自國愛ヲ基調トセル人類相愛ノ精神ヲ強調シ、純眞ナル正義人道ヲ樹立シテ鬱々タル新世界ノ現出ヲ囑望シテ止マザルナリ、彼ノ鮮人騷ギノ如キ願ミテ悔恥タラザルヲ得ズ。

○立憲的法治國民トシテノ組織的訓練ニ努ムベシ

社會ヲ措イテ個人ナク、社會ハ共存共榮ノ實體ナリ、此ノ事實ヲ明ニシ國家社會ノ秩序ヲ重ンジ團體的生活ノ訓練ニ努メザルベカラズ。震災ニ於ケル隣保鄕黨ノ配給、救助、警護、靑年團等ノ協同勞役、此レ皆自治的精神ノ發露ニ基カザルハナシ。自治的精神ノ訓練ハ社會發展ノ基調ニシテ善良ナル國民、醇良ナル市民トシテノ根蒂ナリ、玆ニ於テカ公民敎育ノ提唱ヲ絕叫セザルヲ得ザルナリ。

○我家族制度ノ特徵ヲ闡明シ一家親和ノ實ヲ擧グシムベシ

己ノ危キヲ忘レテ親子兄弟互ニ救助シ、更ニ進ミテハ、食モナク衣モナク雨漏ル假家ノ中ニ家族相擁シテ我家ノ復興的勞役ニ奮勵シタル實例ハ殆ンド枚擧ニ遑アラザルナリ。カクテ一家和衷ノ眞情ハ遺憾ナク流露シ、相戒メテ再興ノ槌ハ力强ク握ラレタリ、相慰ムル家族ナキ家ノ悲慘ヲ思フ時、一家ノ和樂ハ活動ノ源泉ナルコトヲ痛感セザルヲ得ズ、ヨク祖先ヲ敬ヒ家ヲ尊ビ、孝悌和親ノ實ヲ擧グテ其繁榮ヲ圖ルコトニ努ムルノ念ヲ涵養セザルベカラズ。

○一層質實剛健ノ精神ヲ振作スベシ

激震モ猛火モ遂ニ吾人ノ精神ヲ侵ス能ハザリキ、殆ンド總テノ物質ヲ失ヒテ唯殘ルトコロノモ

ノハ吾人ノ精神ナリ、精神ハ文明ノ内容ニシテ而モ不滅ノ財寶ナリ、所謂財產ハ文明ノ外形ニシテ依賴スルニ足ラザル人造ノ泡沫ニ過ギズ。而シテ虛榮、浮華、放縱、柔懦ハ精神的文明ノ蠹毒ニシテ有閑階級ノ悲慘ナル末路、無氣力者ノ憔悴セル窮狀ニ鑑ミ、一層堅實ナル思想ト剛健ナル精神トヲ養ヒ以テ新文明ヲ開發スルノ志ヲ確立セザルベカラズ。エマーソンハ「意志の鍛錬はこれ吾等が生活の目的なり」ト喝破セリ、コレナクシテ何ゾ自己ノ力ヲ得ン、自己ノ力ヲ得ンテ何ゾ自己ノ力ナクシテ焉ゾ運命ヲ開拓スルコトヲ得ン、近時外來ノ思想橫流シ動モスレバ浮華、放縱ニ流レ輕佻、詭激ノ風ヲ生ズ相戒メテ之ヲ斥ケ、滿身ノ努力ヲ傾倒シ、不屈不撓ノ精神ヲ以テ文化ノ紹復、國家ノ振興ニ精進邁往スルノ精神ヲ鼓舞セザルベカラズ。

○儉素力行ノ美風ヲ涵養スベシ

震災前如何ニ生活改善ヲ高唱シ宣傳スルモ奢侈ノ風ハ滔々トシテ世間ヲ風靡セシガ、災後我モ人モ已ヲ檢束シテ粗衣粗食ニ安ンジ、儉素力行ヲ以テ旨トシ、安逸ヲ以テ罪惡トセリ、然レドモ漸ク世態ノ舊ニ復スルヤ、虛榮ノ惡風亦復興ノ機ヲ窺ヒツヽアルガ如シ。此ノ際極力安逸ノ恐ルベク射倖ノ戒ムベク遊惰ノ擬懲スベキコトヲ體得セシメ、生活ヲ簡素ニシ勤儉力行ノ良習ヲ馴致スルコトニ努メザルベカラズ。

○不屈堅忍ノ精神ヲ强カラシムベシ

不屈堅忍ノ德ヲ缺クコトアランカ一朝逆境ニ處スル時、才氣モ學術モ何等ノ權威ヲ有セザルベシ、平常節制ヲ事トシ所信ヲ確持シ、目的ヲ凝視シ迫害艱苦ノ至ル毎ニ之ヲ突破シテ無限ノ光明ヲ求メ進ムベキナリ。人生ハ行路平坦ナラズ、轉禍爲福ノ根源ハ即チ不屈堅忍ノ精神ニアルコトヲ覺ラシメザルベカラズ。

○進取奮鬪ノ氣象ヲ作興セシムベシ

忍ブベキヲ忍ビ、屈スベキニ屈スルハ大ニ伸ビ大ニ闢ハンガ爲メノ準備ニ過ギザルコトヲ知ラシメ、而シテ退嬰ヲ斥ケ、安逸ヲ嫌忌シ、活動ヲ喜ビ、進取ノ氣象ヲ以テ進ミ、理想ト希望トニ燃ユル生活ニ導カザルベカラズ。

○輕擧盲動ヲ愼ミ熟慮斷行ノ美風ヲ養成スベシ

沈著ニシテ物ニ動ゼズ冷靜事ニ當ルハ事業ヲ遂行シ大事ヲ成就スルニ緊要缺クベカラザルトコロナリ、熱シ易キハ我國民ノ通弊ニシテ往々輕擧盲動ニ陷ルナキヲ保シ難シ、平靜ニ熟慮シ斷乎トシテ敢行スルノ美風ヲ養成セザルベカラズ。

○責任感犧牲的精神ヲ涵養スベシ

一人ノ責任ヲ重ンジ犧牲的活動ヲナシタルガ爲數百ノ人命ヲ救ヒ、類燒ノ難ヲ免レシメタル事例ハ這回ノ震災當時ニ於テ決シテ尠シトセズ、此精神ハ古來我武士道ノ怜トナス所ナリ。近時外來ノ思想大ニ漲リ動モスレバ固有ノ國民精神ヲ譯モ無ク擯斥セントスルモノナキニシモアラズ、此際特ニ此ノ精神ノ涵養ニ向ッテ一層努力スル所ナカルベカラズ。

○正義ノ觀念ヲ强カラシムベシ

震災後數旬間ハ實ニ百鬼夜行ノ狀ヲ現出シ竊盜掠奪頻リニ行ハレタリト雖、之ニ對スル適法ノ制裁ヲ缺ケルモノ勘カラズ、茲ニ正義ノ觀念ニ疑ヒヲ生ゼシメタルモノナシトセズ、正義ノ語ハ近世ノ刺戟語ニシテ人生至上ノ法則ナリ。此ノ正義ニ立脚セザレバ一日モ社會的生存ヲ全ウ

スルコト能ハザルベシ、大ニ之ガ涵養ニ意ヲ致サヾルベカラズ。

○公徳ヲ重ンズルノ念ヲ高潮スベシ

社會ノ秩序ヲ保持シ、安寧ヲ確保シ、福祉ヲ增進スルニハ自他共ニ一己ノ利害ニ偏セズ、力ヲ公益ニ竭スニアラザレバ能ハザルベシ、災後避難民ノ衛生狀態、配給ノ狀況等ニ見ルモ公徳心ノ缺如ヲ曝露セルモノ意想外ナルモノアリ。公徳心ノ必要ナルコトハ今ニシテ始メテ認メラレタルニアラズト雖、災後ノ狀況ニ鑑ミ他ノ事項ト共ニ特ニ之ガ徹底ヲ期スルノ切ナルヲ認ムルモノナリ。

○公益ヲ進ムルノ念ヲ深カラシムベシ

這般ノ災變ニ際シ商品ヲ賣リ惜ミ、店頭ヲ閉鎖シテ他日ノ暴利ヲ獨占セントスル奸商多ク現ハル、暴利取締令ノ發布セラレタル決シテ偶然ニ非ラズ。己レ一身ノ利害ヲ措キ、公益ヲスヽメ世務開キテコソ共存共榮ノ實ヲ擧グルコトヲ得ベシ、利己的傾向ノ多クヲ此災變ニ曝露セシハ誠ニ遺憾ニ堪ヘズ、公徳ヲ重ンズルノミナラズ進ミテ積極的ニ奉仕スルノ念ヲ振起セシメザルベカラズ。

○秩序ヲ重ンズルノ習慣ヲ養成スベシ

震災後幾旬ノ間秩序ノ紊亂セシコト曾テ見ザルトコロナリ、秩序亂ルレバ社會的有機關係ハ破滅ニ歸シ、生命財產ノ安泰ハ得テ望ムベカラズ、震災ニツグニ人事上ノ非道慘劇ヲ演出シタルコト回顧スルダニ戰慄ヲ覺ユ。是レ畢竟スルニ我等國民ニ秩序ヲ重ンズルノ訓練足ラザリシガ爲ナルベシ、如何ナル大事變ニ遭遇スルモ一糸亂レズ整然トシテ共同動作ヲナシ得ルコソ文化民族ノ本領ナルベキコトヲ覺ラシメ、平時ニ於テ之ガ習慣ヲ養成シ置カザルベカラズ。

○報恩感謝ノ念ヲ涵養スベシ

本市ノ如キ急速ニ發達シ歷史ニ乏シキ都會ノ市民ニハ報恩感謝ノ念比較的乏シキヲ常トス、コレ各人各々繁劇ノ間ニ日ヲ送リ內面的生活ヲナスノ餘裕ヲ缺クノ故ナルベシト雖、這般ノ慘禍ニ遭遇セシトキ、他人ノ救援ヲ享クルノ途ナカランカ、孤島ノ漂民ニモ等シク今日ノ生命ヲ全ウシ能ハザリシナルベシ。今ヤ市民ハ擧ゲテ報恩感謝ノ情ニ燃ユ、兒童モ亦然リ、之ヲ永ヘニ牢記セシメ恩愛ニ感ズルノ情ヲ心性ニ植エ込マザルベカラズ。

○愛市ノ念ヲ深カラシムベシ

タトヒ焦土ト化スト雖市民ヲ受ケザル市民ノアルベキ筈ナシ、之ヲ復興セシムル原動力ハ愛市ノ念ヲ措イテ他ニ求ムベキモノナシ、當局者如何ニ計畫ヲ樹立スルモ市民ノ情熱燃ユルニアラザレバ本市ノ復興ハ到底望ムコトヲ得ザルベシ。復興ノ遲速成否ハ市民ノ有スル愛市ノ情ノ熱度ニ比例スト言フモ過言ニアラザルベシ、此際特ニ愛市ノ念ヲ高ムルコトニ意ヲ注ガザルベカラズ。

○科學尊重ノ念ヲ昂ムベシ

徒ラニ恐怖シ、迷信ニ陷リ、流言ニ惑フ、是レ即チ科學的修養ノ不足ナルニ基ク、合理的判斷ノ基礎ハ、科學的智識ノ修養ニ俟ツ、一般ニ我國民ハ讀書ノ趣味ニ乏シク讀書スルモ多クハ娛樂的ノモノニ止マリ、自然科學乃至規範科學等ニ關スルモノニ至ツテハ專門家ヲ除イテハ顧ミルモノ概シテ稀ナルベシ。隨テ國民ノ常識ニモ影響シ以テ文化民族タルノ忸怩ヲモ疑ハシムベシ。這

般ノ震災ニ際シ往々ニシテ迷妄ニ陷リシコトノ多カリシヲ思フトキ、一層科學尊重ノ念ヲ昂メ諸種ノ事象ニ對シ合理的判斷ヲナシ得ル市民否國民ヲ養成スルコトニ努メザルベカラズ。

○純眞崇高ナル宗教的藝術的情操ヲ陶冶スベシ

這般ノ大震災ニヨリ超自然ノ莊嚴崇高ナル實在ヲ認メ、自ラ襟ヲ正サントスルノ情ヲ起シタル又荒涼タル情景ニノミ接シテ荒ビ果テタル心ガ綠濃キ草木ニ接シテ自ラ和ラギタル皆是レ市民ノ實感セシトコロナリ。心情ヲ平靜ニシ、緩和シ、更ニ又安住セシムルノ力ハ藝術的宗教的情操ノ存否ニ係ルト言フモ過言ニアラザルベシ、須ラク之ガ育成陶冶ニ意ヲ致サヾルベカラズ。

以上は更に精察すれば兒童教育に資すべき事項のみにつきて掲げたるに過ぎざるなり。

○D實施案

○會　合

い、毎年九月一日ヲ震災記念日トシテ精神教育ニ資ス

ろ、自治會ヲ創設シ自治的訓練ニ資ス

は、競技會、音樂會、お伽會、朝起會、遠足會、學藝會、反省會、諸種ノ展覽會等ヲ催シ、精神ノ作興趣味ノ向上ニ資ス

に、毎月十日詔書奉讀式ヲ擧行シ　大詔ノ御趣旨ノ徹底ヲ期ス

○訓　話

い、朝禮訓話ニ於テ　詔書ノ一項ヅヽヲ訓話シ、循環的ニ全體ノ御趣旨ノ徹底ヲ圖ル

ろ、毎週一回皇室ニ關スル訓話ヲナス

は、毎月一回國勢一班ヲ知ラシム

○心身鍛鍊

い、作業ヲ課シテ心身ノ鍛鍊ヲナス

ろ、通學等ハ成ルベク電車ノ便ヲ籍ラズ徒歩ヲ奬勵ス

は、鍛鍊的ノ遊戲ヲ奬勵ス

に、毎月一回「水無シデー」ヲ實行シテ飲料水ノ缺乏ニ堪ヘシム

ほ、其校復興ニツキ兒童應分ノ勤勞ヲナサシム

へ、徒歩競走ヲ奬勵ス

と、毎年九月一日ヲ「震災デー」トシ尋常五、六年以上兒童竝ニ男教員トニテ天幕生活ヲ行フ

○勤儉奬勵

い、毎月二回「節約デー」ヲ實施シテ贅澤品ノ使用ヲ禁止ス

ろ、復興貯金ノ創設

は、服裝ヲ簡素ナラシム

○科學教育

い、課外讀物トシテ天文地文自然地理ニ關スル通俗的知識ヲ與フ

ろ、簡易文庫ヲ設置シテ常識養成ヲナス

は、理科教育ノ改善振興ヲ圖ル

に、兒童讀物及活動寫眞ノ如キハ成ルベク科學的ノ材料ヲ選擇ス
ほ、教科ノ豫習ト復習ヲ普及向上セシム
へ、自學自習ノ習慣ヲ一層向上セシム
○記念物蒐集
い、精神教育上適切ナル材料殊ニ鄉土的材料ヲ蒐集調査ス
ろ、震災記念物ヲ蒐集ス
○諸教科ノ聯絡
い、精神作興ニ關スル系統案ヲ作成シ修身科ヲ聯絡シテ授ク
ろ、詔書ノ聖旨ヲ研究シ要目ヲ立案シテ修身科ノ細目ニ從ツテ配列教授ス
は、修身科ノ補充教材、綴方科ノ題材トシテ適切ナル材料ヲ蒐集整頓ス
に、歷史科地理科ニ聯絡シテ　聖旨ノ徹底ヲ期ス
○其ノ他
い、毎朝神佛ヲ禮拜セシム
ろ、毎朝皇太神宮及宮城ヲ遙拜セシム
は、勤勞學校ノ特設
に、德行錄ヲ作成シ毎月一回德行表彰ヲナス
ほ、毎年九月一日震災殃死者ノ墓參ヲナス
へ、校舍內外ノ掃除整頓ヲナサシム

と、學用品ノ共同購買ヲ實施シテ經濟思想養成ニ資ス
ち、隔月一回不時呼集ヲナシ非常時ニ處スル訓練ヲナス
り、詔書ノ暗誦ヲナサシム

(ハ)　教育施設計畫基礎資料

(1)　人口增減豫想表

大正十二年九月十九日の調査に依れば災前に於ける本市在住の內外人の合計は四十四萬八千五百四十人なりしが災後の內外人は合計三十萬九千五百六十人となり、差引十三萬八千九百八十人の減少を來し災前の總人口に比し三割一分の減少となれり。

此の如く激減せる本市の人口は今後如何なる傾向を以て增減すべきか、此問題は實に本市當局としては最も愼重審議を要するものにして頗る至難の事に屬す、如何となれば過去に於ける本市發達の沿革を審にし、今後を推論して市勢の大體傾向を識らんとするは徒に机上の空論を許さざればなり。

教育事業は勿論、財務關係、產業交通、社會衛生の諸事業は之を出發點として考慮立案すべきものなるを以て、都市計畫局の緒方技師、電氣局の朝倉技師、田村庶務課長、中川教育課長の四名が調査委員となり、九月中旬より數回に亙り審議を重ね、九月二十五日次の如き橫濱市人口增減豫想表を作成せり。

是によりて見れば大正九年、十年、十一年、十二年と順次順調の增加をなし、震災前四十四萬八千を數へしものが急轉直下三十二萬となり十二萬八千の減少を示せり。爾後物質上、精神上の脅威甚

だしく餘震尚頻々たる故を以て避難を猶豫せるものも此脅威を受け日一日と離散し、事業の絶滅營業の不振、道路、電車路、橋梁、護岸の破壞、水道、電燈設備の破損、食料の不足に加ふるに掠奪、惡疫、寒氣等の不安に依り年末には二十九萬八千即ち震災直後の七分減を示す。

横濱市人口増減豫想表

（大正十二年九月二十五日調査）

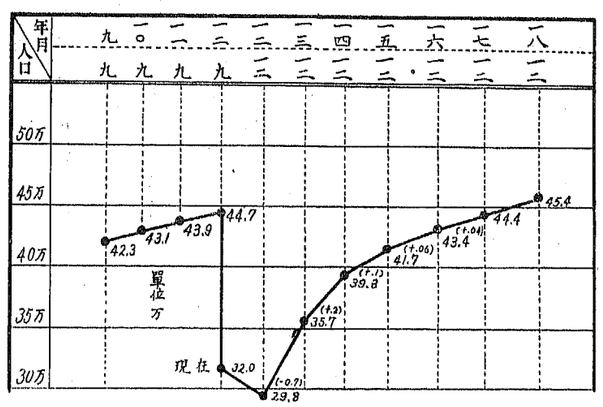

年改まり大正十三年を迎へて人心やゝ安定の曙光を認め各種の事業其緒に就き、バラック及水道、電車、學校等も稍體を整へ、茲に人口増加の傾向を辿り、大正十三年十二月には二割と云ふ急激なる増加を以て人口三十五萬七千に達すべし。

爾後都市計畫の實行著々進み各種の永久事業勃興し順次一割六分、四分の増加曲線を描きて五年後には震災前の人口に復歸し、爾後年々一萬人宛増加するものと豫想せり。

(2)　人口調査方法及其の結果

一、全市を市立小學校の通學區域に從ひ三十六分し、一區域を一小學校の調査區域とす。

二、各區の調査係長には該小學校長を委囑し各戸毎に部下教員をして實地調査せしむ。

三、水上に於ける調査は殘存戸口の最も少き學區域の小學校長を係長とし該校通學區域の調査と兼ね行はしむ。

　又水上調査にはモーターボート二艘を使用す。

四、戸別調査は九月十八日より三日間施行す。

五、戸別調査は左記の事項につきて行ふ。

　1. 人口、2. 世帶主(又は之に準ずるもの)の氏名、3. 學齡兒童數

六、戸別調査の際各戸に世帶主の氏名及家族人數を門口に貼付す。

七、戸別調査の結果は九月二十一日各係長の手許に於て統計す。

八、九月二十二日各係長は各學區域の統計表に戸別調査書を添へ市役所被害調査係に提出す。

九、九月二十三日市役所被害調査係に於て全部の統計をなす。

○横濱市勢調査表

大正十二年九月十八日、十九日、二十日調査

町名	字名	世帶數	人口	學齡兒童數
本町	一―六丁目	七四三	一、九五一	
元濱町	一―四丁目	五三八	二、六六	
北仲通	一―六丁目	一三	一	
太田町	一―六丁目	一九	一、一	
相生町	一―六丁目	六四六	三、九九	
住吉町	一―六丁目	六二七	三、二	
公園內		一八〇	九五	
尾上町	一―六丁目	八五三	二、七	
港町	一―五丁目	四三六	二、四	
元町		八〇三六七	三九	
石川町	一―七丁目	三三一三	七	
石川仲町	一―七丁目	八七三三	四三	
山元町	一―二丁目	二三一、三七	一、九	
諏訪町		三六一	一、五	
千代崎町		二一三	三	
上野町		六四二七	三、三	
新山下町		五三二〇六	一、九	
山手町		八五三三、四〇六	四五九	
福富町	一―三丁目	一三七四	九	
長者町	一―九丁目	六七三七九	六〇	
伊勢佐木町	一―二丁目	三一二	一	
蓬萊町	一―四丁目	四三五	六	
末吉町	一―七丁目	四九二四一	三五	
長島町	一―七丁目	二六一四八	一八	
吉岡町	一―七丁目	三三一五三	一八	
山吹町	一―二丁目	一七六六	八	
久方町	一―二丁目	六三三	四	
雲井町	一―二丁目	五三一	三	
足曳町	一―二丁目	三一四	二	
富士見町	一―二丁目	四一八	三	
山田町	一―二丁目	六六三三三	三八	
千歳町	一―三丁目	五六三〇四	四九	
三吉町	一―五丁目	二〇五九八六	一五七	
永樂町	一―二丁目	三三七	一	
眞金町	一―二丁目	九三九	五	
萬代町	一―三丁目	三二〇	一	
不老町	一―四丁目	六三〇	一	
翁町	一―五丁目	二三一四七	四一	
扇町	一―五丁目	五二三六	二五	
壽町	一―四丁目	七七三七八	三五	
松影町	一―五丁目	一七六九五四	一二五	
吉濱町		四八二三八	二〇	
野毛町	一―四丁目	六〇三九一	四五	
花咲町	一―二丁目	二八一一、二九八	一八一	
戸部町	一―七丁目	七三三二、八八一	四〇三	
伊勢町	一―五丁目	一五九八〇七	九三	
福島町	一―二丁目（平沼邸內）	八四〇	六	
老松町		八六三三〇	二九	
月岡町	（市長公舍邸內）	三八一四七	一九	
宮崎町		七三四二一	五九	
平沼町	一―四丁目三、四丁目	三九七二、〇三五	二六二	
材木町	一―二丁目	一七四七	三	
仲町	一―二丁目	一三三	七	
高島町	一―十丁目（鐵道官舍）	二六五九六	七八三三	
裏高島町	一―二丁目	二一八	二	
內田町	一―八丁目	二六六三五	八一	
櫻木町	一―七丁目	一四三七四四	一二八	
橘町	一―三丁目	八一三五七	四七	
日出町	一―三丁目	二一六	二	

| | | |

	計	浦島小學校	神奈川小學校	岡野小學校	前野小學校	荷蟹小學校	本松小學校	大田小學校	日枝第二小學校	南吉田第三小學校	南吉田第一小學校	磯子小學校
震災直後は專ら罹災者の救助と被害調査に汲汲しつゝありしが九月十五日に至りて之れが調査略ぼ終りぺからざるを以て災後直ちに殘存教室の調査を行ひしに九月十五日も等閑に附すべからざる事務は一日も等閑に附すべ

子安、二谷、神奈川、青木、宮谷、稻荷臺、太田、南太田、石川、江吾田、立野、大鳥、根岸、磯子の十四校に於て相當修繕加工の上は使用に堪ふる教室百九十を得ることを確めたり。

此等は殆んど市の周圍部の學校にして而も中央部の罹災市民は悉く周圍部の殘存家屋其の他に蝟集せるを以て、學校開始の根本方針として最初は市の周圍部に限り開校することゝし、住民の中央部に復歸するに從ひ其の地方の學校も復活開始することゝす。併し前記の教室のみにては到底不足なるを以て避難者の最も多く集合せる浦島、西平沼、戸部、南太田、大岡、本牧の六校々地にバラック七十九室を建て計十九校二百六十九室を以て授業を開始する方針を定め、建築材料の蒐集に著手す。當時罹災者は雨露を凌ぐ所もなき有樣なりしを以て學校建築材料の獲得は至難の事なりしが、辛ふじて所要の材料を得て第一期のバラック校舍建築に著手したり。更に第二期第三期の校舍建築を必要とすれども、財源に付ては全く目算なきが故に、是非政府の援助を俟たざるを得ざる狀態なりしを以て、十月十二日教育課長は上京して赤司文部次官に面會し現下の事情と將來の計畫を縷陳し、只管政府の援助を懇請す。當時東京市よりも財政上の援助を申出でたりしが東京市が住民の現存如何に據らず罹災學校百十七校を舊位置に均霑的にバラックを建設する方針は文部省に於て容易に同意なかりしに係らず、本市の採りたる方針は文部省の方針に合致せるを以て即座に融資すべきことを内示され、十月二十五日には總額百八拾四萬四百五拾八圓を得ることゝなれり。

（二）同上施設費

政府に於ける融資額確定せるを以て大正十三年二月、小學校應急施設費充當の爲百八拾四萬四百圓を大藏省預金部より借入るゝことゝして左の通市會の議決を經たり。

○應急施設小學校費　金百八拾四萬四百五拾八圓

一、需用費　四拾壹萬七百貳拾圓

○新設教室三百十教室分、一室當千百圓、計參拾四萬壹千圓

○殘存教室二百四十九室分一室當貳百八拾圓計六萬九千七百貳拾圓

二、營繕費　百四拾貳萬九千七百參拾八圓

○教室其他新築總坪數九千七百三十五坪（三百十教室）一坪に付百圓、計九拾七萬參千五百圓

○破損教室其他修繕費八千二百坪、一坪に付貳拾七圓、計貳拾貳萬千四百八拾壹圓

○壽小學校修繕費　拾萬圓

○排水整理地均費　貳萬四千圓

○取片付費　參萬四千圓

○設計監督費　六萬圓

○補足費　壹萬九千七百參拾八圓

計　百四拾貳萬九千七百參拾八圓

○應急施設商業學校費　七百圓

一、營繕費　七百圓

○校舍修繕費

○應急施設補習學校費　四千圓

一、營繕費　四千圓
　○電燈設備費
○應急施設圖書館費　八千五十八圓
一、需用費　四百七十八圓
　○備品費
二、營繕費　七千五百八十圓
　○圖書館建築費　四千九百八十
　○排水地均及取片付費　千三百圓
　○門柵其他諸費　千三百圓
○應急施設社會教育費　三千三百五十五圓
一、需用費　七百七十五圓
　○備品費　五百五十圓
　○雜費　二百二十五圓
二、營繕費　二千五百八十圓
　○餘興場建築費　二千四百圓
　○地均費　百八十圓
應急施設小學校費百八十四萬餘圓の使途に關して考慮せる點は、一時的の施設には成るべく節

約を加へ、永久的の施設に對して之を有効に使用する方針を採りたり。即ち總額の約半額をバラック建築費に充て、約四分の一を殘存學校の修繕に充當して、永久的使用に供し、他の約四分の一を以て永久的生命を有する備品の購入に充てたり。

(三)　校舍の急造

(イ)殘存教室

災後に於て教室として使用に堪ふる程度に殘存せるものは左の三校三十九室に過ぎざりき。

二谷、	一四	石川、	一二	
		根岸、	一三	
		計	三九	

(ロ)修繕によりて得たる教室

先づ第一には燒失を免れたる破損校舍に應急修繕を加へ尚殘存雨天體操場を間仕切して教室を得るため其の調査を行ひしに、九月十五日左記建築課の報告に依り二百二十四室を得らるゝことを確めたり。

校名	普通教室	同上備考	雨天體操場	同上備考
二谷	一三	〔外に七室大修繕を要するものあり	—	—
子安	九	—	—	—
青木	一二	—	四	〔雨天體操場一棟を四室と看做す
西平沼	四	—	—	—
宮谷	五	—	—	—

稻荷臺	二一	—	六	同前	五八二	
太田	—	—	六	同前	〔雨天體操場一棟を六教室と看做す	
壽	二四	—	—	—	—	—
江吾田	五	〔外に八室使用し得る見込あり	—	—	—	—
立野	二二	—	—	—	—	—
大鳥	—	—	六	同前	—	—
本牧	一	物置の如き教室あり	—	—	—	—
石川	二三	—	—	—	—	—
根岸	七	〔外に六室は修繕の上使用し得る見込あり	—	—	—	—
磯子	—	—	六	同前	二一	三四
一本松	二四	—	六	同前		
南太田	—	—				
計	一六九					

◎使用し得る教室二〇三外に大修繕教室二一、總計二二四

（ハ）露天教授

右の調査を基礎として之に至急修繕を加へ十月十日迄には相當の教室を得て開校する豫定なりしが、災後の諸建築は獨り學校建築のみならざりしため豫定の如く進捗するを得ざりき。一方全市小學校は十月十一日一齊に開校せしが露天教授をなすの已むなき學校もありたり。然れども之れが爲に眼疾を起す兒童多きに及び、且は日を追ふて寒氣も加はり、何時迄も露天教授を行ひ得ざる事情に迫りたり。

露天教授（戸部小學校）

（ニ）天幕教室

時會々臨時震災救護事務局に天幕の在庫品あるを聞知せるを以て之が借受の交渉を開始せるに事務局に於ても頗る同情を以て左の如く天幕を融通せられたり。

種類	數量	一張の大さ	借受月日	備考
ピラミット型天幕	一三〇	九坪	十月三十日	附屬品なし
軍用型天幕	三二五	三坪	十月三十日	附屬品付
屋形天幕	四五	三坪乃至九坪	十一月十日	同
平天幕	五五	十五坪	十一月十日	附屬品なし
計	五五五			

之を燒失學校に配布して各學校の必要數に應ずる天幕教室を設けたるが、大正十三年十二月八日の狀況は左の如し。

稻荷臺	二一	—	六	雨天體操場一棟を六教室と看做す
太田	—	—	六	同前
壽	二四	—	—	
江吾田	五	外に八室使用し得る見込あり	—	—
立野	二二	—	—	—
大鳥	—	物置の如き教室あり	六	同前
本牧	一	—	—	—
石川	二二	—	—	—
根岸	七	外に六室は修繕の上使用し得る見込あり	六	同前
磯子	—	—	—	—
一本松	二四	—	六	同前
南太田	—	—	—	—
計	一六九		二一	三四

◎使用し得る教室二〇三、外に大修繕教室二一、總計二二四

(ハ)　露天教授

右の調査を基礎として之に至急修繕を加へ十月十日迄には相當の教室を得て開校する豫定なりしが、災後の諸建築は獨り學校建築のみならざりしため豫定の如く進捗するを得ざりき。一方全市小學校は十月十一日一齊に開校せしが露天教授をなすの已むなき學校もありたり。然れども之れが爲に眼疾を起す兒童多きに及び、且は日を追ふて寒氣も加はり、何時迄も露天教授を行ひ得ざる事情に迫りたり。

(ニ)　天幕教室

時會々臨時震災救護事務局に天幕の在庫品あるを聞知せるを以て之が借受の交渉を開始せるに事務局に於ても頗る同情を以て左の如く天幕を融通せられたり。

種類	數量	大さ	借受月日	備考
	一張	十三坪	大正十三年	
ピラミット型天幕	一三〇	九坪	十月三十日	附屬品なし
軍用型天幕	三二五	三坪	十月三十日	附屬品付
屋形天幕	四五	三坪乃至九坪	十一月十日	同
平天幕	五五	十五坪	十一月十日	附屬品なし
計	五五五			

之を燒失學校に配布して各學校の必要數に應ずる天幕教室を設けたるが、大正十三年十二月八日の狀況は左の如し。

露天教授（戸部小學校）

小學校名	ピラミット型天幕數	屋形天幕數	平天幕數	計
横濱	三	二三	一〇	三六
老松	四	二八	一	三二
日枝第一	六	二二	六	二四
南太田	一	一	一	一〇
平戸部	一	九	一	一〇
西戸部	五	七	一	八
宮谷	四	三	一	五
子安	二	三	一	五
北方	七	六	一	一三
大岡	五	一	一	五
本町	一三	一一	一	一五
吉田	七	一三	八	二九
元街	六	一五	一	二一
大鳥	三	九	一	一二
磯子	二	一	一	二
南吉田第一	一三	一六	六	二五
日枝第二	八	二七	一	三五
松本	八	一六	一	二四
前野	二	二七	一	三九
岡野	一〇	二九	一	三九
神奈川	一〇	二九	一	三九
浦島	九	四	一	一三
計	一三〇	二七七	三五	四四二

以上の諸校は何れも天幕教室によりて授業をなせしが、バラック校舎及殘存校舎の修繕により校舎を使用し得たるものは漸次天幕を廢したり。所謂天幕學校と稱して十一月の寒空より一、二月の極寒まで天幕のみを以て過したるは、横濱、老松、日枝第一、西戸部、本町、吉田、南吉田第一、日枝第二、西前、岡野の十校なり。

天幕教室と言ふも單に燒土の上に天幕を張り土間に莚を敷けるものにして、兒童は其上に坐し、膝上に書物を綴きノートを擴げて授業を受けるものにして、見るも氣の毒なる有樣なりき。されば他の地方よりの視察者は此の實況を目擊して、そゞろに涙を催せるものも尠なからざりき。

天幕教室

(ホ)　第一期バラック校舎建築

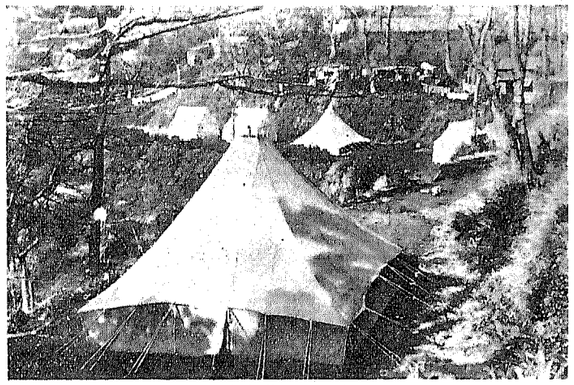

山手公園＝於ケルテント天幕教室（元街小學校）

斯かる間にも應急バラック校舍の建築は著々と進行せり。校舍無き爲授業にも事缺き、離散者を復歸せしむる手段としても一刻も速に校舍を建築せざるべからざる必要に迫ると雖も其建築材料を得ることは極めて困難なりき。無理算段を爲し漸く若干の材料を得たるも、間に合せ物なりしため部分によりては粗末なるものも有りたるが、中には床板をダンスホールに使用するオークの合板を使用せるものもありたり。

不充分ながら建築材料の入手を得たるを以て取敢へず避難者の最も多く集合せる方面にバラックを建築する案を立て、十月中旬には南太田に八教室、西平沼に十二教室、本牧に十二教室、大岡に八教室、太田に八教室、浦島に十四教室計七十九教室を得たり。

然して右バラック建築に當りては費用につき何等の成案を有せざりしに十月二十七日文部省査定により本市へ小學校應急施設費として百八拾四萬餘圓を融資することに決定せる旨の報を受け茲に漸く成案を立て第二期バラック建築に著手するを得たり。

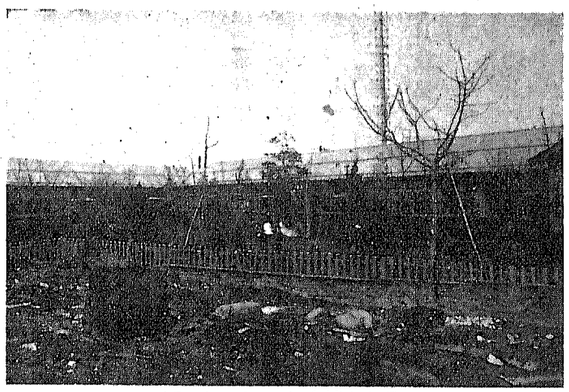

バラック校舍（大正十三年一月）

(ヘ)　第二期バラック校舍建築

小學校バラック校舍第二期建設實施案（（）内は雨天體操場を加入）

校名	通學區域内兒童數（學級數（一學級五十人））	既設教室數	所要教室數	第二期建設教室數	建設順位	備考
横濱	一〇九　三	—	本町	七	一	老松校庭の收容バラックを改造す
老松	一九四　四	—	横濱 老松 九			
南吉田第二	三一八　七	—	七	—	—	中村町の收容バラック假用或は現地に急造
日枝第一	四二七　九	—	八	九	二	
南太田	一、一四四　一三	—	八	一五	(四)	
平樂	一、〇九一　一二	—	一二	一六	一	
江吾田	一、〇四二　一一	一三	七	—	—	
戸部	六七八　一四	一七	—	—	—	校庭の收容バラック改造
西戸部	三三七　七	—	七	—	—	
西平沼	一、一三〇　一三	一七	六	—	—	

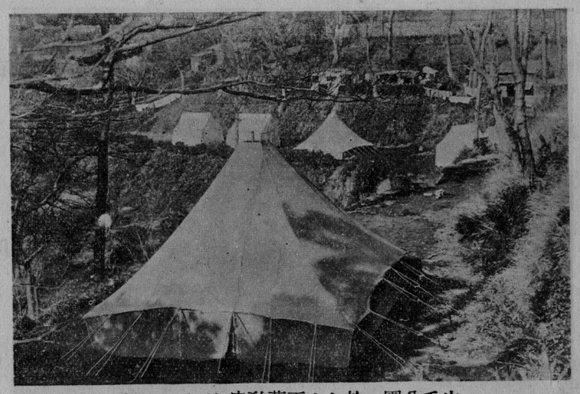

山手公園＝於ケル天幕教室（元街小學校）

斯かる間にも應急バラック校舍の建築は著々と進行せり。校舍無き爲授業にも事缺き、離散者を復歸せしむる手段としても一刻も速に校舍を建築せざるべからざる必要に迫ると雖も其建築材料を得ることは極めて困難なりき。無理算段を爲し漸く若干の材料を得たるも、間に合せ物なりしため部分によりては粗末なるものも有りたるが、中には床板をダンスホールに使用するオークの合せ板を使用せるものもありたり。

不充分ながら建築材料の入手を得たるを以て取敢へず避難者の最も多く集合せる方面にバラックを建築する案を立て、十月中旬には南太田に八教室、戸部に十七教室、西平沼に十二教室、本牧に十二教室、大岡に八教室、太田に八教室、浦島に十四教室計七十九教室を得たり。

然して右バラック建築に當りては費用につき何等の成案を有せざりしに十月二十七日文部省査定により本市へ小學校應急施設費として百八拾四萬餘圓を融資することに決定せる旨の報を受け茲に漸く成案を立て第二期バラック建築に著手するを得たり。

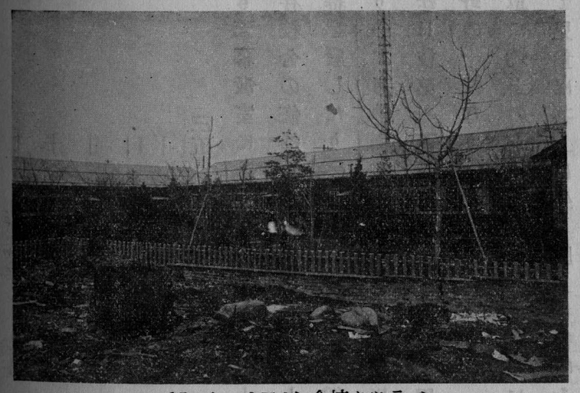

バラック校舍（大正十三年一月）

(ヘ)　第二期バラック校舍建築

小學校バラック校舍第二期建設實施案（(一)內は雨天體操場を加入）

校名	通學區域內兒童數	學級數（一學級五十人）	既設教室數	所要教室數	第二期建設室數	順位	備考
横濱	一〇九三	三	—	七	一		老松校庭の收容バラックを改造す
老松	一九四四	四	—	本町横濱老松 九			
南吉田第二	三一八	七	—	七	—		中村町の收容バラック假用或は現地に急造
日枝第一	四二七	九	—	九	八	二	
南太田	一、一四四	二三	(四)八	一五	—		
平樂	一、〇九一	二三	一三	二二	一六	一	
江吾田	一、〇四二	二一	一三	七	—		
戸部	六七八	一四	一七	—	—		校庭の收容バラック改造
西戸部	三三七	七	—	七	—		
西平沼	一、一三〇	二三	一七	六	—		

| | | |

七、電燈設備をなすこと

收容バラック及既設學校の改造の場合に於ても前項に準ず、一時の應急處置として雨天體操場を仕切りて教室に假用したるものは之を撤廢す。

本工事は大正十二年十二月三十一日限り完了せしむるものとす。

（ト）第三期バラック校舍建築

其後兒童數漸く增加し、殘存校舍の修繕、第二期バラック校舍の建築も日を追つて完成すると雖も尚校舍の不足著しきを以て第三期バラック建築の計畫を立てたり。

小學校バラック校舍第三期建設實施案

校名	新設教室數	建設順序
老松	一五	一
神奈川	七	二
岡野	一四	一
西前	一二	一
吉田	一九	一

各學校の設備は第二期バラックに準ず。

（チ）第四期バラック校舍建築

第三期バラック校舍の建築次第に完成せんとする頃には復歸若くは移住する者多きを加へ隨つて兒童數も日を追ふて增加するに至れるを以て第四期バラック校舍建築の計畫を立てたり。

校名	新設教室數	建設順序
日枝第二	二一	一
元街	一二	一
西戸部	三	二
計	一〇二	

小學校第四期バラック校舍建築案

校名	新設教室數	備考
横濱	三	新築
日枝第一	九	新築六、避難バラック改造三
平樂	一〇	新築
西戸部	一〇	避難バラック改造
子安	三	新築
本牧	一	新築
北方	一一	新築五、避難バラック改造六
大岡	三	新築
本町	四	新築
元街	八	新築六、避難バラック改造三
南吉田第一	六	避難バラック改造
大鳥	六	新築
神奈川	六	新築
浦島	一〇	新築
計	九〇	

（リ）第五期バラック校舍建築

右計畫により大正十三年度は大體尋常四年以下の二部敎授に止むるを得たりしが、兒童の增加は依然として停止することなく、大正十四年度を迎ふるに當りては到底現在の敎室を以てしては前記の二部敎授に止むること能はざる事情なりしを以て、大正十三年十月更に第五期バラック校舍增築の案を立てたり。

小學校第五期バラック校舍建築案

校名	增築敎室數
岡野	四
西前	三

吉田	一	
日枝第一	一	
大岡	一	
平樂	二	
南太田	五	
戸部	四	
元街	一	
大鳥	一	
計	二三	

學校としては普通教室以外に特別教室、教具室、準備室を始めとして物置等に至るまで夫々の附屬設備を必要とすれども、災後の當時に於ては普通教室の外は教員室、小使室、應接室を有するに過ぎざりしを以て學校經營上の不便勘なからざりき。

(四)　校具及備品の應急補充

災後校具備品の應急補充策として各學校に工具竝に材料を配布し職員をして破壞されたる校具備品の修繕及び應急製作に從事せしめ、以て焦眉の急に應せしめたり。一方に於ては緊急缺くべからざる備品の必要數を調査し注文を發したるも、物資の不足、製作力の缺如と鐵道輸送力の不充分とは供給補充の上に非常なる困難を感せしめたり。殊に至急補充を要する机、腰掛につきては、其の數量に於ても金額に於ても多額のものなりしため、市として早急の調達は到底望み得ざりし所なり。されば十月二十六日、水島視學の大阪市に開催せる視學會議に出張せるを機として各方面に教科書、學用品を始め机、腰掛の寄贈方の交渉をなさしめしが、十一月八日中川大阪府知事より「九日午後七時五十分大阪發、十日午前九時横濱驛通過ス貴市小學校机腰掛寄贈ニ關シ驛ニテ面會シタシ」との電報に接し、教育課長は十日横濱驛に同府知事を迎へ左の調査書に據り懇請し更に同課長は翌日同知事を東京市外の自邸に訪問懇請し其の內諾を得たり。

○横濱市小學校兒童机及腰掛所要調査

一、震災前兒童數……五四、三九六人
一、震災後兒童數……三八、五三六人
一、全部開校後復歸見込兒童數……四三、〇〇〇人

種類	所要數	殘存數	不足數
机數	二一、五〇〇脚（二人掛）	七、五〇〇脚	一四、〇〇〇脚
腰掛數	四三、〇〇〇脚（一人掛）	一五、〇〇〇脚	二八、〇〇〇脚

右の結果

一、兒童机必要數……一萬四千脚（二人掛）
一、兒童腰掛必要數……二萬八千脚（一人掛）

內譯

種別號	數量	高サ寸法
机一號	四、〇〇〇脚	一尺一五五
同二號	四、〇〇〇	一、七〇
同三號	四、〇〇〇	一、八五
同四號	一、〇〇〇	二、〇〇

種別號	數量	高サ寸法
腰掛一號	八、〇〇〇脚	〇、八六尺
同二號	八、〇〇〇	〇、九四
同三號	八、〇〇〇	一、〇二
同四號	二、〇〇〇	一、一〇

同	五號	二、一五
合計	一四、〇〇〇	

備考　仕上の作品には机腰掛共號印を要す

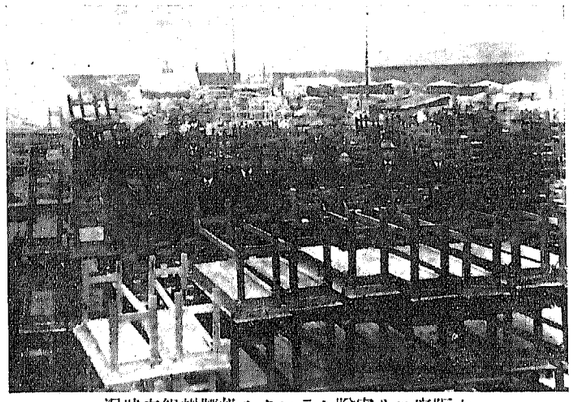

大阪府ヨリ寄贈セラレタル机腰掛組立狀況

斯くて大阪府竝に兵庫縣は緊急協議を遂げ右調査案に基き其製作を急ぎ十二月下旬には組立材料を輸送する旨本市に通報あり、市は鐵道省運輸局長に特別取扱を依頼すると共に組立場所として大阪府のために本町小學校跡兵庫縣のために第三南吉田舊校跡を提供せり、兩府縣の寄贈に係る机腰掛は大正十三年一月本市に到著せるを以て取急ぎ組立の上、下旬には各學校に配布せり。

露天より天幕教室に移りし小學校も、バラック校舎の急造により稍其の外形を得たる時、茲に兩

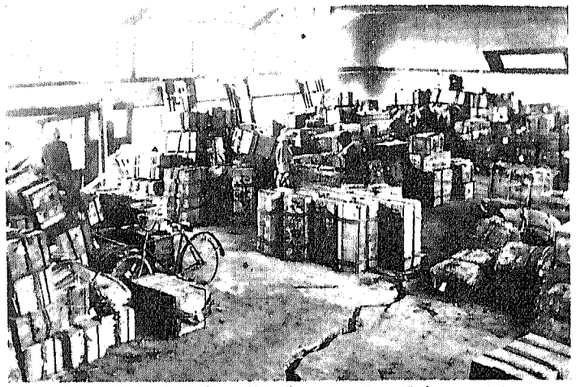

各地ヨリ寄贈セラレタル學用品ノ格納（罹小學校舍）

府縣の配慮によりて机腰掛等内容の充實を得たるは本市兒童の最も幸福とする所にして永く腦裏に印象せらるべし。

各府縣より寄贈せられたる校具備品は時計、オルガン、工作具、ソロバン、尺度、小黑板、謄寫版、裁縫用具、小刀等其の數實に五萬九千餘點に及びしが是等は其都度各學校に配布し、更に備品の充實を圖るため各視學指導員に於て調査研究を遂げ、其の緊要なるものを選びて一括購入の上之れを各學校に配布せり。

ハ　御下賜竝救援の實際

大震災のため燒失校は勿論、殘存小學校に在りても亦大部分は災厄によりて教科書、學用品、衣類等殆んど之を失ひ爲めに授業を開始することを得ざりき。本市の教育は全く破壞の狀態に在りしが教育の事は一日も忽にすることを許さゞるを以て九月六日の校長會に於て各職員に對し避難地に於て教科書、學用品等の蒐集に努力すべき樣指示し、九月十五日には取敢へず文部省及九大都市に向ひ教科書類の寄贈方につき依賴狀を發せり。　關東大震災の報傳はるや、全國各地の同情は熾烈に湧き起り、可憐なる兒童のために學用品、教科書、衣類、校具等の寄贈陸續として到著せり。就中大阪市の如きは最も早く學用品、校具等を寄贈せられ其數量、價額亦莫大なるものあり、或時は特に大阪市當局は態々打合のため當市に出張せられたり、十月五日、橘樹郡役所よりの輸送を第一著として遠きは陸路汽車便、海路汽船の便により、近きは人車、荷馬車、自動車等各般の方法に依りて續々輸送されたり。

畏くも　澁宮　伏見宮　朝香宮三殿下には特に本市罹災兒童を深く憐ませ給ひ、御愛用の品々

同	五號	一、〇〇〇　二、一五
合計		一四、〇〇〇

備考　仕上の作品には机腰掛共號印を要す

大阪府ヨリ寄贈セラレタル机腰掛組立狀況

斯くて大阪府竝に兵庫縣は緊急協議を遂げ右調査案に基き其製作を急ぎ十二月下旬には組立材料を輸送する旨本市に通報あり、市は鐵道省運輸局長に特別取扱を依頼すると共に組立場所として大阪府のために本町小學校跡兵庫縣のために第三南吉田舊校跡を提供せり、兩府縣の寄贈に係る机、腰掛は大正十三年一月本市に到著せるを以て取急ぎ組立の上、下旬には各學校に配布せり。

露天より天幕教室に移りし小學校も「バラック」校舎の急造により稍其の外形を得たる時、茲に兩

各地ヨリ寄贈セラレタル學用品ノ格納（壽小學校舍）

府縣の配慮により机、腰掛等内容の充實を得たるは本市兒童の最も幸福とする所にして永く腦裏に印象せらるべし。

各府縣より寄贈せられたる校具備品は時計、オルガン、工作具、ソロバン、尺度、小黒板、謄寫版、裁縫用具、小刀等其の數實に五萬九千餘點に及びしが是等は其都度各學校に配布し、更に備品の充實を圖るため各視學指導員に於て調査研究を遂げ、其の緊要なるものを選びて一括購入の上之れを各學校に配布せり。

ハ　御下賜竝救援の實際

大震災のため燒失校は勿論、殘存小學校に在りても亦大部分は災厄によりて教科書、學用品、衣類等殆んど之を失ひ爲めに授業を開始することを得ざりき。本市の教育は全く破壞の狀態に在りしが教育の事は一日も忽にすることを許さゞるを以て九月六日の校長會に於て各職員に對し避難地に於て教科書、學用品等の蒐集に努力すべき樣指示し、九月十五日には取敢へず文部省及九大都市に向ひ教科書類の寄贈方につき依賴狀を發せり。關東大震災の報傳はるや、全國各地の同情は熾烈に湧き起り、可憐なる兒童のために學用品、教科書、衣類、校具等の寄贈陸續として到著せり。就中大阪市の如きは最も早く學用品、校具等を寄贈せられ其數量、價額亦莫大なるものあり、或時は特に大阪市當局は態々打合のため當市に出張せられたり、十月五日、橘樹郡役所よりの輸送を第一著として遠きは陸路汽車便、海路汽船の便により、近きは人車、荷馬車、自動車等各般の方法に依りて續々輸送されたり。

長くも　澄宮　伏見宮　朝香宮三殿下には、特に本市罹災兒童を深く憐ませ給ひ、御愛用の品々

を御下賜遊ばされたり。

斯くて各地より寄贈されたる巨額の救恤品は一先づ半燒、半潰の壽小學校に搬入し、市内小學校職員の手によりて整理配給の方法を講じたり。山と積まれたる寄贈品、然も其の處理は最も迅速を要するものなるを以て、係員は交通機關の不備と人力、場所等の不充分に基因する幾多の困難を排除し、鋭意努力して漸く配給の實を擧ぐるを得たり。

全國各地の兒童より本市兒童に送られたる數多の慰問品の中には次の如き涙ぐましき慰問狀も添へられたり。

慰問狀

家ヲ失ヒ學校ヲ失ヒ、ナツカシイ骨肉トモ別レタ皆樣ヲ、何トイツテ慰メテヨイカ分リマセン、私共ハ東北ノ淋シイ村落ニ住ンデ自然ヲ友トシテ平和ナ日ヲ送ツテヰマス、前古未曾有ノ災ニ遭ハレタ皆樣ヲ何トカシテオ救ヒシタイト思ツテヰマスガ、不便ナ土地故トテモ滿足ナコトハ出來ル筈ハゴザイマセン。コレハ誠ニ粗末ナ物バカリデスガ皆サンノ御手許ニ屆イテ少シデモ、オ役ニ立ツヤウナラ私共ノ此上モナイ喜ビデゴザイマス。コレカラ寒イ冬ガオシヨセテ參リマス、折角御カラダヲ大切ニナサレテ御勉强アランコトヲ祈リマス。

大正十二年十一月二十九日

橫濱ノオ友達へ

澁宮殿下御下賜品

岩手縣下閉伊郡川內小學校

生徒總代　菊地孝助

一組	バケツ	二	電車
一	馬附入	一	球遊ビ
一包	達磨遊ビ	一組	木ノ輪
三	木造汽車	七	コンビネーション
一	人形	一組	兎
二	旗	一	繪本
一	サンタクロース（車付）	一組	アヒル
一箱	東照宮	一	スコップ
一箱	切拔用紙	三	セメントダル
一箱	箱型玩具	九枚	西洋家
一	犬	四	浮嚢
一組	チン	一	金ダラヒマラソン
一	廻轉人形	一	小大工道具
一組	白木重箱	一組	サーベル
一箱	卓上ベースボール	二振	水書練習帳
一	文房具	一	象
一箱	切拔	一箱	龜
一	動物園	一箱	大正輪掛
一箱	手桶	一	

洗濯板	一	組立玩具	二
繪具皿	一	自動車	一

伏見宮殿下御下賜品

人力車	一臺	腰掛トランク	二
重箱	二組	テント	一
バスケット	二	卓子	一
七輪	一	茶筒	一
寢臺	二	汽車とレール（ネヂ付）	一
		盆ナ板	二
		マケツ	一
		鉛筆入筆箱	一
		單行本	五冊
		歌カルタ	一組

朝香宮殿下御下賜品

讀物	六冊	組合玩具	一組
水彩繪具	一箱	双六	四枚
暗算練習箱	一箱	組立玩具	二組
計數器	一個	小ノートト	一組
		彩色アソビ	一組
		筒入積木	一個
		ゲーム玩具	一箱

(イ)　敎科書、學用品寄贈方依頼

○依頼狀發送

拜啓御清祥奉賀候扨唐突ナガラ本市震災ニ際シ別記御依頼書ニ關シ御配慮相煩度此段及御依頼候也

九月十五日

（九大都市）市長殿

横濱市長

敎科書及學用品ニ關スル件

大震災ノ爲本市小學校兒童ノ大多數ハ敎科書及學用品ヲ燒失シ供給不足ノ結果始業ニ差支候間此際貴市兒童ノ所持セル左記古本等蒐集ノ上御惠贈ニ預リ度此段及御依頼候也

記

一、尋常小學修身書
一、高等小學修身書（男子用女子用）
一、△尋常小學國語讀本
一、△高等小學讀本（男子用女子用）
一、尋常小學書キ方手本
一、高等小學書キ方手本
一、△尋常小學算術書
一、△高等小學算術書
一、△尋常小學地理書同附圖
一、△高等小學地理書同附圖
一、△小學理科書
一、△尋常小學國史
一、△高等小學日本歷史

右ノ內△符ハ差シ當リ必要

一、其他筆紙墨等學用品

追記

右ハ京都、大阪、神戸、長崎、仙臺、金澤、名古屋、廣島、福岡ノ九大都市ニ御依頼申上居リ候間御了承相成度尙別紙御參考マデニ申添ヘ候也

○教科書類所要數

大正十二年十月一日調に依り其の筋に提出したる本市小學校教科書の所要數は左の如し。

教科書名	學年又ハ俗名	所要數
尋常小學修身書（兒童用）	尋常一年	六、四三〇
同同	二年	六、二二〇
同同	三年	六、〇八四
同同	四年	六、〇八四
同同	五年	六、〇四八
同同	六年	六、七六〇
同同	マヽデ	九〇
尋常小學國語讀本（教師用）	尋常一年	六、四三〇
同同	二年	六、二二〇
同同	三年	六、〇八四
同同	四年	六、〇八四
同同	五年	六、〇四八
同同	六年	六、七六〇
同同	マヽデ	九〇
尋常小學算術書（兒童用）	尋常一年	六、四三〇
同同	二年	六、二二〇
同同	三年	六、〇八四
同同	四年	六、〇八四
同同	五年	六、〇四八
同同	六年	六、七六〇
同同	マヽデ	九〇
尋常小學修身書（兒童用）	尋常一年	六、四三〇
同同	二年	六、二二〇
同同	三年	六、〇八四
同同	四年	六、〇八四
同同	五年	六、〇四八
同同	六年	六、七六〇
同同	マヽデ	九〇
尋常小學國語讀本（教師用）	尋常一年	六、四三〇
同同	二年	六、二二〇
同同	三年	六、〇八四
同同	四年	六、〇八四
同同	五年	六、〇四八
同同	六年	六、七六〇
同同	マヽデ	九〇
尋常小學算術書（兒童用）	尋常一年	六、四三〇
同同	二年	六、二二〇
同同	三年	六、〇八四
同同	四年	六、〇八四
同同	五年	六、〇四八
同同	六年	六、七六〇
同同	マヽデ	九〇
尋常小學修身書（兒童用）	尋常一年	六、四三〇
同同	二年	六、二二〇
同同	三年	六、〇八四
同同	四年	六、〇八四
同同	五年	六、〇四八
同同	六年	六、七六〇
同同	マヽデ	九〇
尋常小學國語讀本（教師用）	尋常一年	六、四三〇
同同	二年	六、二二〇
同同	三年	六、〇八四
同同	四年	六、〇八四
同同	五年	六、〇四八
同同	六年	六、七六〇
同同	マヽデ	九〇
尋常小學算術書（兒童用）	尋常一年	六、四三〇
同同	二年	六、二二〇
同同	三年	六、〇八四
同同	四年	六、〇八四
同同	五年	六、〇四八
同同	六年	六、七六〇
同同	マヽデ	九〇
尋常小學修身書（兒童用）	尋常一年	六、四三〇
同同	二年	六、二二〇
同同	三年	六、〇八四
同同	四年	六、〇八四
同同	五年	六、〇四八
同同	六年	六、七六〇
同同	マヽデ	九〇
尋常小學國語讀本（教師用）	尋常一年	六、四三〇
同同	二年	六、二二〇
同同	三年	六、〇八四
同同	四年	六、〇八四
同同	五年	六、〇四八
同同	六年	六、七六〇
同同	マヽデ	九〇
尋常小學算術書（兒童用）	尋常一年	六、四三〇
同同	二年	六、二二〇
同同	三年	六、〇八四
同同	四年	六、〇八四
同同	五年	六、〇四八
同同	六年	六、七六〇
同同	マヽデ	九〇
尋常小學修身書（兒童用）	尋常一年	六、四三〇
同同	二年	六、二二〇
同同	三年	六、〇八四
同同	四年	六、〇八四
同同	五年	六、〇四八
同同	六年	六、七六〇
同同	マヽデ	九〇
尋常小學國語讀本（教師用）	尋常一年	六、四三〇
同同	二年	六、二二〇
同同	三年	六、〇八四
同同	四年	六、〇八四
同同	五年	六、〇四八
同同	六年	六、七六〇
同同	マヽデ	九〇
尋常小學算術書（兒童用）	尋常一年	六、四三〇
同同	二年	六、二二〇
同同	三年	六、〇八四
同同	四年	六、〇八四
同同	五年	六、〇四八
同同	六年	六、七六〇
同同	マヽデ	九〇
尋常小學修身書（兒童用）	尋常一年	六、四三〇
同同	二年	六、二二〇
同同	三年	六、〇八四
同同	四年	六、〇八四
同同	五年	六、〇四八
同同	六年	六、七六〇
同同	マヽデ	九〇
尋常小學國語讀本（教師用）	尋常一年	六、四三〇
同同	二年	六、二二〇
同同	三年	六、〇八四
同同	四年	六、〇八四
同同	五年	六、〇四八
同同	六年	六、七六〇
同同	マヽデ	九〇
尋常小學算術書（兒童用）	尋常一年	六、四三〇
同同	二年	六、二二〇
同同	三年	六、〇八四
同同	四年	六、〇八四
同同	五年	六、〇四八
同同	六年	六、七六〇
同同	マヽデ	九〇

○大阪市福祉教育部長來濱打合事項

一、學用品ハ大阪市ニ於テ郡合ツヽキ次第送付ノコト
一、右數量ハ學年別兒童數ニ應シ大阪市ニ於テ計算スルコトヽス右ノ內
一、品目ハ石鹼、石鹼粉、洗粉、具皿、繪具ヲ除クノ外全部實費ニテ購入スルコトヽシ其ノ數量ハ四萬三千人ト
一、右兒童數ノ學年別數ハ燒失前ノ統計ニヨリ推定スルヲ以テ之ニ充ツ
一、學用品ハ大阪市ニ於テ郡合ノ上發送スルヲ要スルト認ムルモノヨリ送付シテ差支ナキコト
一、大阪市ニテ急ヲ要スル場合ニハ船便ニテ送付シ其ノ運賃ハ大阪市ニ於テ負擔スルコト
一、送付ニハ船便トスルカ汽車便トスルカハ大阪市ニ於テ定ムルコトヽ當方ニテ何レガヨイト定リシ時ハ其旨大阪市ノ際ハ大阪市ヨリ事務局文部省横濱市役所ニ通知スルコト

但シ送付ノ期日數量及種類ヲ大阪市ヨリ文部省ニ報告ノコト

一、教科書ハ文部省ヲ經由セズ直チニ橫濱市ニ送付ノコト

但シ豫算及學用品タルノ範圍ヲ失ハヌコト

一、品目數量等ハ橫濱市ニテ希望アリタルトキハ大阪市長ヨリ橫濱市ニ直接通知スルコト

宛名ハ大阪市橫濱市ニテ領收ノ時ハ之ヲ大阪市ニ報告スルコト

△學用品所要品目

半紙、畫用紙、ノート、鉛筆、色鉛筆、クレヨン、繪具、インキ、ペン、硯、ゴムベン、軸、小刀、定規、辨當箱、鞄、帽子

高等尋常小學校	年齡	小震災後兒童數	小震災前兒童數	本市數
第一學年	六年	四五二	四五二	四五二
第二學年	七年	三八〇	三八〇	三八〇
第三學年	八年	三二〇	三二〇	三二〇
第四學年	九年	三〇〇	三〇〇	三〇〇
第五學年	十年	二八〇	二八〇	二八〇
第六學年	十一年	二七〇	二七〇	二七〇
計		一、二六〇	一、二六〇	一、二六〇

高等尋常小學校	年齡	小震災後兒童數	小震災前兒童數	本市數
第一學年	六年	四五二	四五二	四五二
第二學年	七年	三八〇	三八〇	三八〇
第三學年	八年	三二〇	三二〇	三二〇
第四學年	九年	三〇〇	三〇〇	三〇〇
第五學年	十年	二八〇	二八〇	二八〇
第六學年	十一年	二七〇	二七〇	二七〇
計		一、二六〇	一、二六〇	一、二六〇

高等尋常小學校	年齡	小震災後兒童數	小震災前兒童數	本市數
第一學年	六年	四五二	四五二	四五二
第二學年	七年	三八〇	三八〇	三八〇
第三學年	八年	三二〇	三二〇	三二〇
第四學年	九年	三〇〇	三〇〇	三〇〇
第五學年	十年	二八〇	二八〇	二八〇
第六學年	十一年	二七〇	二七〇	二七〇
計		一、二六〇	一、二六〇	一、二六〇

ヲ數料辨ヒタノキ等數required

| | | |

○教育關係ノ救恤金品ノ數々

（ロ）同文同種同教同家同高等小學理科書（兒童用）同高等小學地理歷史（教師用）同高等小學日本地理歷史（教師用）同高等小學新定算術（教師用）同高等小學幾何代數（教師用）同高等小學簿記（教師用）同高等小學商業（教師用）同高等小學修身（教師用）同高等小學國語讀本（教師用）同高等小學唱歌（教師用）同高等小學體操（教師用）同高等小學圖畫（教師用）同高等小學手工（教師用）同高等小學農業（教師用）同高等小學英語（教師用）同高等小學商業（教師用）同高等小學數學（教師用）同高等小學理科（教師用）同高等小學地理歷史（教師用）同高等小學日本地理歷史（教師用）同高等小學新定算術（教師用）同高等小學幾何代數（教師用）同高等小學簿記（教師用）同高等小學商業（教師用）同高等小學修身（教師用）同高等小學國語讀本（教師用）同高等小學唱歌（教師用）同高等小學體操（教師用）同高等小學圖畫（教師用）同高等小學手工（教師用）同高等小學農業（教師用）同高等小學英語

次に救恤慰問狀の主なる一例左の如し。

拜啓歳末ニ際シ一層御繁用ノ御事ト存候處愈々御健勝奉慶賀候陳者貴市今回ノ大變災ハ實ニ未曾有ノ悲慘事ナルハ申迄モ無之就中敎職員諸氏困難ノ御事情ハ誠ニ御同情ノ至ニ有之候就テハ本會等ニ於テ本市小學校補習裁縫學校及幼稚園職員市區教育會保護者會竝ニ學事關係篤志者ト相謀リ聊カ御見舞トシテ左記ノ通贈呈致候間乍御手數何卒貴市公私立小學校竝ニ之ニ類スル學校及幼稚園ニ於ケル罹災職員各位ヘ適當ノ御分配被成下度此段御依賴申上候　　敬具

大正十二年十二月二十一日

大阪市區學務委員聯合會
大阪市小學校長會
大阪市教育會

横濱市長　渡邊勝三郎殿

記

一金五千圓也

拜啓今回ハ前古未曾有ノ大震災ニテ貴市ノ蒙ラレタル莫大ノ御慘害ニ對シ滿腔ノ同情ヲ表明イタシ候昨今餘程秩序モ御恢復ノ趣ナルモ尨大ナル復興前後ノ御處理ニツキ定メテ日夜御繁忙ノ御事ト奉拜察候サテ本派ハ義ニ京都府廳ヲ經テ一部ノ義金差出シ置キ候處更ニ派内寺院一般檀信徒中ヨリ學童救援ヲ目的トスル義金ヲ募集イタシ金七百圓也貴市ニ御寄贈申度本義金ハ京都府ヲ經テ御寄贈致シテモ可ナレドモ前陳ノ如ク學童救援ノタメ募集シタル義ニツキ可成一般ノ義金ニ混同セズシテ學童學用品ノ一部分ニ御使用被下度可然御配分ノ程御依賴申上候

大正十二年十二月十五日

京都府乙訓郡粟生
淨土宗西山光明寺派寺務所

横濱市長　渡邊勝三郎殿

○寄贈ヲ受ケタル敎科書學用品類其ノ他

寄贈者	個	類	點數
宇和島市長	二四	書籍、學用品、外	七、四四五　二、四九二　若干
富山市長	三一	敎科書	一四、四三〇
松山市長	四一		
大津市長	二〇		四〇、〇〇〇
金澤市長	四六	書籍	一九、二六二
門司市長	一八	書籍	一三、〇〇〇
福岡市長	五三	書籍、學用品、衣類	二一、七一〇　一三六、六三八　六八〇
兵庫市長	一二二	學用品	一八三、八八二
和歌山縣	二〇〇　一五〇　八〇　四	雜品、傘、紙、裁縫用具	
香川縣	一二三		
大牟田市	五八　七〇	學用品衣類、墨汁、書籍、學用品	二四、九七六
福島市役所	四	慰問品	八〇〇
大阪府		机、腰掛	七、〇〇〇　一四、〇〇〇
兵庫縣		机、腰掛	七、〇〇〇　一四、〇〇〇

寄贈者	個	類	點數
文部省（本縣經由）愛媛縣知事	一三五	書籍、學用品、衣類	一〇七、二六三　二〇、九六〇
文部省（本縣經由）富山縣ヨリノ寄贈品	五		
廣島市教育會	四三	書籍、學用品、其他	一二、四九四　四、一六〇
福岡縣教育會	四三		
福岡縣教育會小倉支部	一〇		八、二〇五
福岡縣糸島郡教育會	一		五四〇
福岡縣宗像郡南郷村朝町處女會	一	學用品	
久留米市教育會			
莊島、日吉、篠山、京町、南薫、鳥飼各尋常小學校	三四		
呉市教育會			一〇〇圓
京都市教育會			一、三一五圓
函館市小學校兒童			五二〇圓
佐賀縣三養基郡久保伴作			三〇圓
山梨縣東山梨郡長			四一一圓
名古屋市櫻風會名古屋支部長			五〇〇圓

教育事業（二）

| | | |

愛甲郡教育會長	九	書籍	四、四八八
津久井郡	四五	同	
久良岐郡長	六	同	二、九一六
中郡伊勢原小學校	一〇	同	三九五
中郡金目小學校	一	同	三五五
中郡成瀨小學校	一〇	同	一四四
足柄上郡岡本尋常高等小學校	四	同	七九七
都筑郡中里尋常高等小學校		同	三四五
高座郡旭小學校	一〇	同	六四三
足柄上郡南足柄尋常高等小學校		同	一、六八八
足柄上郡開成尋常高等小學校	二	同	
都筑郡田奈尋常高等小學校		同	一、〇〇〇外若干
平塚小學校	二	同	
高座郡田名小學校	二	同	一、三二五
高座郡上溝小學校	九	同	一、一八八
高座郡麻溝小學校	九	同	七三五
高座郡澁谷小學校	一〇	同	一、三〇八
高座郡新磯小學校	一〇	同	九六五
高座郡座間小學校	一〇	同	九七八
高座郡大澤小學校	一〇	書籍	一、六八〇
高座郡藤澤小學校		同	
中郡大磯小學校		同	
中郡吉澤小學校		同	
中郡吾妻小學校		同	
中郡西秦野小學校		同	三〇六
中郡土屋小學校		同	一六八
高座郡大野小學校		同	二、五一二
愛甲郡半原小學校		同	八四〇
愛甲郡高峯小學校		同	八二六
足柄上郡井ノ口小學校		同	四八〇
足柄上郡中村小學校		同	二九〇
本縣內務部長ヨリ	一四	同	一一、四二六
橘樹郡保土ケ谷町尋常小學校長小田倉謙太郎氏		書籍	八、七六一
		學用品	三、二一八
山形縣山邊町山邊尋常高等小學校	二		
兵庫縣城崎郡香住小學校		書籍	一、三六〇
福岡縣築上郡三毛門小學校			
福岡縣築上郡黑土小學校			

日本赤十字社岩手支部			
下閉伊郡山口小學校、鵜岳小學校、川內小學校、川井小學校、箱石小學校、田代小學校、二戸郡一戸小學校、釜澤小學校、中里小學校		學用品	七六一
		金	二五圓四二
愛媛縣松山市第一尋常小學校・		教科書學用品	
愛媛縣松山市第二尋常小學校		同	
愛媛縣松山市第三尋常小學校		同	
愛媛縣松山市第四尋常小學校		同	
愛媛縣松山市第五尋常小學校		同	
愛媛縣松山市第六尋常小學校		同	
愛媛縣松山市第七尋常小學校		同	
愛媛縣松山市松山尋常小學校		同	
愛媛縣溫泉郡素鵞小學校		同	
愛媛縣溫泉郡桑原小學校		教科書學用品	
愛媛縣溫泉郡久米小學校		同	
愛媛縣溫泉郡道後小學校		同	
愛媛縣溫泉郡素鵞村澤田氏		フライビンズ	
愛媛縣溫泉郡素鵞村石田氏		同	
愛媛縣松山市港町小崎氏、柳原氏		同	
愛媛縣松山市千船町玉井氏		同	
福島縣東白川郡視學背野氏		書籍	
福島縣東白川郡棚倉小學校		同	
福島縣東白川郡近津小學校		同	
福島縣東白川郡高城小學校		同	
福島縣西白川郡長渡邊氏		同	
福島縣西白川郡第二白川小學校		同	
福島縣西白川郡第三白川小學校		同	
福島縣東白川郡臺宿小學校		同	

| | | |

雨傘	三、四〇〇	三四〇	
補習教用教科書類	六八一	三四	
フットボール	三六	一七、〇〇〇	
マント		一、〇〇〇	
黒板		三四〇	

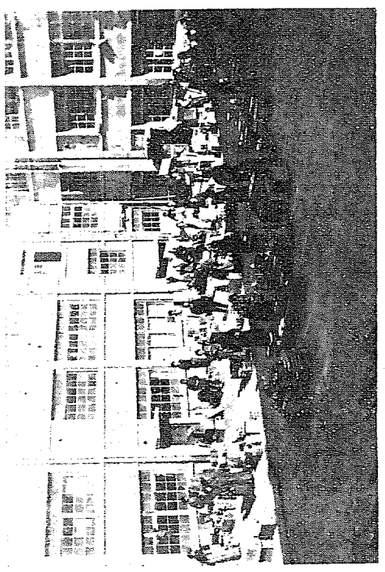

配分ヘ校學各ヲ品用學ルタレラセ贈寄

○配給一覽表

| | | |

種別	合計	同五年	同四年	同三年
總計				
教育事業				
教科書給與數調	一二八四	一〇九	一一六	
教育用品給與數調				
學校用地及建物				
學校用地				
學校建物				
學校設備				
學校用家具				
學校用器械				
學校用標本				
學校用模型				
學校用圖書				
學校用圖書				
學校用圖書

蒲團地	三一〇反
標本用木綿表地	三、六〇〇反
同裏地	三、六〇〇反
配布用木綿表地	六、一八五反
同裏地	五、五〇四反
洋服	上　五二一 下　五〇八著
參考圖書	別ニ　四、一〇〇四冊 一、一〇六冊 二七三冊
著物綿	別ニ　二、〇〇五俵 四、〇〇〇包
縫針	別ニ　一、四六八包 一二〇、〇〇〇
太筆	別ニ　四一、〇〇〇本 一、〇〇八〇本
細筆	四一、一三八本
畫用紙	四一、一三四、四〇〇枚 二三四、四〇〇枚
古鞄	九八〇個
足袋（新）	二、一九〇足
メリヤスシヤツ	三一八枚
手拭	一、四一四枚
風呂敷	三四三枚
タオル	五二二枚
靴下	二七六足
石鹸	三六個
ハミガキ	一〇八袋
封筒	七二〇枚
指抜	七二個
古クレオン	一〇八個
下駄及靴	三六足
鉛筆削	一〇八個
鉛筆ハサミ及心	一〇八束　一ニギリ三十本 三六ニギリ
古辨當箱	三六個
三角定規	三三三八枚
文廻シ	一〇八個
文鎭	七二個
石盤	一九二枚
表紙用厚紙	七二組　二枚一組
色鉛筆	一四四箱
古洋服	一〇著
筆入（新）	一、一七六個
石筆	三〇〇本
紙挾（新）	一二枚
衣類	別ニ　一七四梱 一八〇枚
古筆	五〇ツカミ　一ツカミ三十本
繪具皿及筆洗	八五個
古帽子	八〇個
鉛筆挾	九〇〇本
靴	七、六二八足
マント	一六、八七九枚

○寄贈品數量

敎授用具	一〇、八六〇
敎科書、參考書、雜誌	六五九、四二一

用品	一、七三五、一八〇
衣類	一〇一、〇八一
雜品	二〇、五七七
合計	二、五二七、一一九
外ニ學校ヘ直接寄贈セルモノ	九〇、〇〇〇
總計	二、六一七、一一九

二　保健衛生狀況

（イ）衛生概況

大震直後に於ける横濱市民の保健狀態を視察するに器械的又は化學的損傷を受け、遂に不良の轉歸を執りたるもの、生活狀態の激變より種々なる疾病を誘起したるもの等枚擧に遑あらざる程なり。當時檢察上所謂震災病と看做し得べきものは、第一夜盲症、第二急性貧血症、第三消化器病等なり。其他傳染病として特に猖獗を極めたるは腸チブス病なり。今此等の疾病に關して少しく其發生狀況を述べんに、夜盲症は震災後約一週間を經過したる頃より發生して次第に增加し、二三箇月後には大半治癒したるも、年を越へて未だ治癒せざるもの尠からざりき。急性貧血の發生に就ても亦夜盲症と同じく榮養食物の不足、心身の過勞等が主なる原因となれる患者の多きを認めたるも、其內には血球溶解現象を起せる結果貧血を來せし者もありたり。

此種の患者は皮膚蒼白にして、且汚穢褐色を帶び眼結膜及口蓋粘膜等に黃疸色を呈し尿中には血色素を有したり。此等の患者に血液檢査を行はずして血球溶解現象なりと謂ふは餘りに想像

を逞ふする嫌なきにあらざるも、曾て黒水熱の恢復期に屢實驗せしと殆んど同一の症狀を呈し尿の變化も亦之と一致せしを以て斯くは診斷を下したるものなり。此經驗を基礎とし其後多數の貧血者に對して既往症を調査すれば、震災後數日間は劇しき口渇倦怠を覺え、血液の如き色を帶びたる尿を排泄したりと言ふもの多かりき。若し此の診斷にして誤りなしとすれば肉體又は精神上に對する異狀刺戟又は飲食物の不適當非衛生的原因の加はるときは或程度までの、血球溶解作用を起し得るものと思はるゝなり。次に消化器病者の最も多數なりし時期は九月初旬より十一月中旬までにして、其際各病院、救護班等に於ける內科患者の七割を占め、路傍に散在せる排泄物を見ても其の不消化性のもの多かりしに驚きたり。

以上は非傳染病の概況なるも、傳染病にありては當に腸チブスの流行盛んなりしのみにして、其他の傳染病患者の發生は至つて少なかりしを幸運とす。

學校兒童の衛生狀態を調査し其成績不良なる兒童に向つて適當の處置を講ずるは最も必要なるも孰れの學校も燒失又は倒壞し生徒は離散せるを以て直ちに其調査を行ふことを得ざりき。

十月十五日を期して全市小學校は一齊に開校せしが其の多くは破壞したる校舍內又は野外に於て敎授をなし十一月の中旬に至りて天幕の校舍建設を見たるも、其際は僅に天幕と莚とを有する外何等の設備もなかりし爲已むを得ず第一回の檢査は視察的調査に止めたり。假校舍とせる天幕は二ッの型にして一は家屋型一は尖塔型なり、而して家屋型は尖塔型に比して內腔廣く採光良く且つ出入に便利なりしが、上部に窓なき爲周圍を閉鎖するときは却て採光換氣を不良となし且風力に對して抵抗力弱き缺點を有したり。尖塔型は內腔狹く兒童の座席も正しく配列し得ざりしが、上部に開閉に便利なる辨狀窓を有せるを以て周圍を密閉する場合には採光換氣を比較的良好なる狀態に保ち得る利益を有したり。

天幕內の溫度は十二月初旬西北風の稍强き曇天に於て攝氏八度乃至八度五分にして、二方硝子戶を有する敎室よりは平均一度高く、此內に小さき火鉢一個を入れ置くときは十五分間にして一度高め、兒童の密集する時も又同時內に一度乃至一度半の昂騰を見たり。斯の如く天幕內は比較的高溫を保ち防寒裝置の不備を補ひたるも、採光換氣は到底普通敎室の比にあらざりき。

褐色のズックを透す光線は褐色を帶びて一層陰鬱となり、十五分乃至三十分の授業を爲す時は幕內の空氣甚しく汚濁して惡臭を放ち頭痛を催すことも多かりき。又光線の不充分は一過性の弱視を起す傾向あるを以て、普通敎室と同一時間の授業を繼續し難き缺點もありたり、然し窮餘の策としては已むを得ざりしことなり。

(ロ)　身體檢查

災後に於ける兒童の身體檢查は頗る急を要するものなるも、防寒設備もなき天幕內に兒童の衣帶を解くは却て健康を害する虞れあるを以て已むを得ず視察的調査に止めしことは前述の如し。然るに十一月中旬には假校舍も追々新築されしを以て、十二月初旬に至り各小學校に於ては一齊に身體檢查を施行せり、之れより先、學校醫會に於ては檢查の結果を成るべく統一的ならしむる爲左記事項を決議せるを以て、身體檢查實施に當りては校長と校醫と協議の上施行することゝせり。

○決議事項

○橫濱市立小學校兒童身體檢査表

（第一表）　大正十二年十二月下旬檢査

類別	人員	檢査人員	%	備考
計	二二、四五	三三、二六四	六〇•五（乙以下）	
甲	一三、一一七	三三、二六四	三九•四	
乙	一九、四一五	三三、二六四	五八•四	
丙	七三二	三三、二六四	二•二	
血液 計	三三、二六四	三三、二六四	六〇•五	
血液 高	三一	三三、二六四	〇•〇九	
血液 中	二四五	三三、二六四	〇•七	
血液 腺	九六九	三三、二六四	二•九	
盲夜 計	二二、四五	三三、二六四	三•七	大正十年ハ二•三%
盲夜 現前	二七六	三三、二六四	〇•八	震災後雜患檢査前治癒
盲夜 前	四〇一	三三、二六四	一•二	
計	六七七	三三、二六四	二•〇	
泌尿器病	一七	一一、九四	一•〇	大正十年ハ〇•一%
呼吸器病	一一	一一、九四		
消化器病	五〇	一一、九四	〇•四五	大正十年ハ〇•四%
血液循環器病	六八	一一、九四	〇•七	
再發性疱瘡	一	一一、九四	〇•一七	傳染病
再發性濾過性病	一	一一、九四	〇•一七	傳染病
再發性癩	一	一一、九四	〇•一七	傳染病
再發性癬	一	一一、九四	〇•一七	傳染病
再發性癜風	一	一一、九四	〇•一七	傳染病
再發性白癜	一	一一、九四	〇•一七	傳染病
皮膚病	四三	一二五、五二八	一•七	同
異嗜肥厚性鼻炎	一一	八三八	一•六	大正十年ハ六%
耳垂結節	二四	一〇、〇八七	一四•八	大正十年ハ一六%
鼻及咽頭病	六	五、四五二	〇•一六	大正十年ハ二•七%
扁桃腺炎	五〇	七、八〇七	一五•〇	大正十年ハ一六%
肥大	一	四、四〇九	〇•〇二	
齲歯	八	一三、二二一	三•〇八	大正十年ハ一•九%
歯槽膿漏	二	一三、二二一	〇•〇五	
歯齦炎	一	一三、二二一	〇•〇二	
口内炎	一	一三、二二一	〇•〇二	
口唇炎	一	一三、二二一	〇•〇二	
口蓋裂	一	一三、二二一	〇•〇二	
口蓋垂裂	一	一三、二二一	〇•〇二	
口蓋垂肥大	一	一三、二二一	〇•〇二	
舌小帶短縮	一	一三、二二一	〇•〇二	
舌炎	一	一三、二二一	〇•〇二	
舌

（第二表）第一表中監察ヲ要スル疾病及兒童數

病類	人員	病類	人員
呼吸器病	二二二	淋巴腺腫	一六
トラホーム	三六	鼻加答兒	一
神經系病	六	消化器病	四二
皮膚病	一八七	夜盲症	一〇
結核	四	ヘルニヤ	一
耳疾	二二	結膜炎其他	三六
血行器病	一六	貧血	三一
關節炎	五	腺病質	二〇
扁桃腺肥大	三一五		

說明

第一表ノ榮養狀態ハ乙以下ヲ合シテ六〇・五%ニシテ玆ニ前年度トノ比較統計ヲ有セザルモ決シテ良好ノ成績ト言フヲ得ズ、貧血者ハ三・七%ニシテ之ヲ大正十年ノ調査ニ比スレバ顯ル多數トナリ、夜盲症ノ如キハ曾テ統計表ニ上ラザリシガ本表ニ於テハ二%ノ多數ヲ示セリ。神經系疾病ハ殆ンド神經性心悸亢進ニシテ如何ニ精神的刺戟ノ劇シカリシカヲ想像シ得ベシ。比較的多數ナリシ呼吸器病ハ主トシテ氣管支炎ニシテ其原因ハ住居及被服ノ不完全ヨリ來レルモノ多カリシガ如シ。

(ハ)學校給食

本市に於て實施したる學校給食は單に滋養性飲料又は副食物を給與したるに止まり、眞の學校給食とは看做し難きも其目的は正規の給食に異ならず、而して物資は各地より寄贈されたるものを供給したるものなりしが其効果は豫想外に多かりき。

(ニ)チブス、ワクチン注射

變災と流行病、之れ過去に於て屢繰り返へされたる現象なり。果せる哉、前古未曾有の災害によりて全市の衛生施設は全く破壞されたる結果、腸チブスの流行は日を逐ふて濃厚となれるを以て縣市の防疫吏は之が撲滅を期するために日夜奔走して市民の覺醒を促したり。

市は兒童の健康保全上、大正十三年二月四日小學校長會議を開きチブス豫防に就きて協議をなし片山十全醫院長の意見を徵し全兒童に對し學校醫をしてワクチン注射を實施せり。

ホ　國縣立諸學校

1. 官立橫濱高等工業學校

住居を失ひたる職員は直ちに假小屋又は燒失を免れたる職員の家庭に同居して災後の授業開始に奔走せり。一時他校に併合又は市外遠く移轉するやの聲ありたるも學校長以下職員は一致協力萬難を排して焦土に踏み止まり罹災市民と苦難を共にし、相應じて復興に努力せり。應急計畫は順調に進み應用化學、電氣化學各三學年は災火を免れたる神奈川町所在橫濱舍密研究所を借受け、其の他の學年は本校殘存建物及急造バラックに於て、十一月一日夫々授業を開始す。應急建物は三千百五十九坪餘にして此價額約五十四萬四十圓、其の他工作物價額約四萬六千五百八十圓なり。

2. 縣立橫濱第一中學校

九月一日應急策を協議し、職員は翌日より毎日登校して各部署に從ひて或は避難者の監督救恤に力め或は汚損せる圖書器具機械類の整理をなし、一方に於ては教職員自ら出張し、或は人傳に生徒の安否を知ることに力めたり。九月八日生徒を召集せるに約百名參集せるを以て十月中旬開校の方針を指示して歸宅せしめ、專ら校内の整理、秩序の恢復に力めたり。

十月十五日、四學年五學年の生徒を召集して學級編制を行ひ、十八日より授業を開始し、十月二十五日には三學年以下の生徒を召集して十學級に編制を行ひ、十一月一日より授業を開始せり。

3. 縣立橫濱第二中學校

應急處置として屋根瓦を取片付け雨漏りを防止し、十月一日より授業を開始したるも當分毎日三時間の授業とせり。十月十五日より四時間に增加し十一月一日より從前通り五時間の授業に復歸せり。生徒の出席狀況は第一日には四百三十名なりしが、十月中旬迄は缺席者甚だ多く出席四百名に滿たざる日もありしが下旬より漸次增加の傾向を示し、十月二十七日には四百七十名に達したり。

4. 縣立橫濱第三中學校

校長以下職員は夫々救護事務に從事する一方授業開始の準備をなし、散在せる生徒の召集に努めたり。假校舍とせる第一中學校は大破せるを以て更に第二中學校の一部を假用して授業を開始せり。

5. 縣立工業學校

當校は職員一同無事なりしを以て協力して校舍校具等の應急整理に力め授業開始を圖ると共に一面には罹災家庭の生徒を寄宿舍に收容し又は校舍の一部を罹災者の避難所に充て、寄宿舍の炊事場より炊出しをなし專ら救護に努めたり。校舍は相當破壞せるも幸に火災を免れたるを以て、建物の外部に控柱を設け、內部には夫々筋違を施し、壁、床板、天井等にも應急の修理を施し兎も角十月八日より授業を開始せり。

6. 縣立商工實習學校

大震の當時在校せる職員及數名の生徒に對し、學校は當座の方針を示し、且つ安否判明せるものは直ちに學校へ届け出でしめ、九月十日に生徒の非常召集を行ふ旨を申渡せり。爾來職員は部署を定めて生徒の召集竝に授業開始の準備に努め、漸く十一月一日より授業を開始せり。

7. 縣立女子師範學校

應急處置として職員は倒潰せる校舍寄宿舍等の備品整理に努むると共に一方罹災者の救恤に當り、且教科書蒐集の方法を講じ、震災地以外の女子師範學校二十餘校に宛て本校使用教科書一覽を同封し其の寄贈方を依頼し、更に本校生徒竝に卒業生にも同樣の依頼を爲せり。十一月十日假校舍殆んど竣功せるを以て同月十二日開校せり。

8. 縣立高等女學校

理科室の藥品爆發の惧あれば第一消防署と協力之を搬出して土中に埋め、倒壞せる建物中より各種の器具機械類を取出して應急の處置を施し、爾來職員は或は罹災者の救恤に或は衣類の調製に努めたり。一方に於ては各地方の中等學校に教科書類の寄贈方を依頼して、開校の準備を整ふ

ると共に、思想調査係、社會狀況調査係、體育衛生調査係、教科書配給係、教具整頓係、震災記念雜誌發行係等を設けて校務の統制を圖り、バラック校舍の竣功を俟つて授業を開始せり。

へ　私立諸學校

1. 淺野綜合中學校

丘上の校舍は殆んど倒潰せるも丘下に在りし實習工場は無事なりしため避難民を收容したりしが、九月十七日以後は避難民も退去せるを以て此工場に間仕切を施して五教室となし、十月一日より授業を開始せり。其後倒潰せる校舍の材料中使用し得るものを補足材とし金二萬六千圓を以て十教室及三教室の校舍二棟を建設したり。

2. 本牧中學校

崩潰を免れたる校舍は或は罹災者の避難所となり、或は陸軍臨時救護班駐屯所又は日本赤十字社の救護所或は土地青年團の配給所等各方面に利用せるを以て職員亦之等罹災者の救恤に力めたりしが、餘震漸く鎭まり、罹災者亦漸く退去し生徒の復歸するもの漸次增加せるを以て倒潰を免れたる校舍に應急の修繕を加へて授業を開始したり。大正十三年三月國庫より九千六百七十圓の貸付を得、更に大正十三年度に於て一萬八千九百三十圓の貸付を得たるを以て合計二萬八千六百圓を以て校舍其の他の大修繕を行ひ校具備品等の補充をなせり。

3. 關東學院

校舍全燒せるを以て十月十五日より神奈川捜眞女學校の一部を假用し午後の半日授業を開始せり。而して此間舊校地に約五百五十坪の假校舍を建築し、大正十三年二月下旬落成せるを以て二月十九日捜眞女學校より移轉せるが是等の應急費としては十數萬圓を米國同情者の寄附に仰ぎ、又一方文部省より三萬三千五百拾圓を借入れたるものなり。

4. 横濱高等女學校

校舍全燒せるを以て事務所を久良岐郡金澤町字富岡の田沼別邸內に設け應急處置竝に善後策を講じ、取敢へず舊校地に延坪二百三十坪のバラック校舍を建築することゝし、生徒の召集を行ひたり。生徒の大部分は市內在住者にして被害甚だしかりしため、十二月十日授業開始の際に集まれるものは僅に二百七十名に過ぎざりき。校舍の應急建築費は設立者の出資竝に借入金に依れるが、大正十二年度、十三年度に於て文部省の融資金六萬八千七百圓を得たり。

5. 神奈川高等女學校

九月五日職員會議を開きて善後策を講ずると共に教職員の態度を決し殘留職員協力して獻身的に本校の復活を誓ひ且危急の場合に處しては先づ校內に避難せる千數百名の罹災者のために警備救恤の勞を執るを以て急務となし、側ら之等の統制及教育に當るなど其の全力を盡したり。而して破壞せる校舍敷地は應急の修理を施し、十月一日を以て授業を開始せるが當日集れるものは災前の三分の二に過ぎず、交通機關の不備と物情不穩のために午前九時に始業し午後一時半に終業せり。斯くて生徒の激減を補充するため一は他の諸學校全燒し開校の遲延せるに際し女子教養上の缺陷を補はんが爲に、十二月まで隨時轉入學を許したりしが其の後約百五十名に達せり。

6. 捜眞女學校

當校は他校に比して其の被害少なかりしを以て教職員は專ら救恤事務に當り各方面を擔當し

て罹災者を慰問し、日用必需品等の配給に努めたり。校舎竝に寄宿舎の破損個所は應急修理を行ひ、十月十五日より午前の半日授業を開始（午後は關東學院中學部に貸與せること前記の如し）するを得たり。而して之等應急修理に要せる費用約六萬圓は北米バプテスト婦人傳道協會よりの寄附金四萬二千圓と文部省よりの融資金一萬八千九十圓とに據れり。

7. 横濱英和女學校

當校は大部分倒潰を免れたるを以て避難者三百餘名を收容し職員は專ら之れが救護に當りたり。然るに數日にして流言に怖へたる避難者は追々退去せる爲遽かに開校の準備を整へ、一と先づ安全なりし六教室を使用して十月一日より授業を開始せり。他の破損せる校舍等も引續き修繕を加へて使用せしが之に要したる應急費は北米合衆國メソヂスト、プロテスタント教會婦人ミッションの支援に依れり。

8. フエリス和英女學校

災後教職員は生徒の罹災實況調査を行ひ夫々其家庭を慰問し、一週間後には假事務所を設けて專ら開校の善後策を講じ、取敢へず基本金として募集し置きたる金一萬八千圓に米國よりの臨時寄附金を加へて假校舍を建設することゝし、十一月工事に著手し十二月竣功せり。

9. 横濱女子商業補習學校

當校の職員は殆んど他校より兼務せるものなりしが何れも當校生徒の安否を氣遣ひ協力して罹災者調査に當り、所々に立札を設けて生徒を召集したるも集るもの至つて少數なりき。依つて校長及專務幹事は設立者と共に善後處置を協議したるも、時未だ流言盛んにして人心の不安極度に達せる折柄なれば、女子をして夜間通學せしむることは到底不可能の事に屬するを以て通學上の危惧全く去るに非ざれば開校せざることゝせり。十月に至りては世間の不安も去り、生徒の復歸するもの漸く多く、開校の必要に迫られたれども、未だ校舍の建築其緒に著かざりしため、已むなく横濱商業學校バラック教室の一部を借り受け大正十三年一月十日より授業を開始せり。

10. 日の出女學校

本校は前記横濱の女子商業補習學校の一部を假用し晝間授業し來れるが震災の爲に燒失するや直ちに根岸町鷺山の鶴屋吳服店々員寄宿舍を借り受けて假校舍となし、教職員は生徒の一部と共に罹災者に給與すべき蒲團製造をなしつゝ開校の準備を整へ、十一月六日漸く同所に於て授業を開始せり。

11. 朝日裁縫女學校

九月二十日山手町六十五番地舊校舍跡に假事務所を設け、同年十一月二十日、石川町一丁目三番地に假校舍を建設して大正十三年二月十日授業を開始せり。

12. 戸部裁縫女學校

災後直ちに職員は生徒の家庭を訪問して慰問配給に努め一方に於ては校舍全燒せるを以て之れが再建の方法を協議し大正十二年十月末に六十坪の校舍を建築して授業を開始せり。

13. 横濱家政女學校

校舍は大破せるも燒失を免れたるにより罹災者續々として集合せるを以て教室を開放し、器具類も亦是等避難者の爲に提供せり。されば學校の授業は當分休止するの已むを得ざる事情に在

りたるも、子女の教育亦等閑に附すべからざるを以て、所々に貼紙廣告等をなして生徒を召集し、漸く十四名を得て授業を開始せり。

14. 横濱裁縫女學校

校舍は全燒せり。教職員は罹災者の救護、物資の配給に從事せるが一方假校舍の建設を急ぎ、十月十五日生徒を召集して授業を開始せり。

15. 神奈川高等裁縫女學校

校舍は幸に倒潰を免れたるにより全部を開放して或は避難者のために、或は陸軍工兵隊の宿舍に提供し、職員亦之が救護に當ると共に校舍の修理を急ぎ、十月一日より授業を開始せり。

16. 酒井助產婦學校

教職員は縣、市、赤十字社病院、救護班等の救療事務に從事しつゝ一方開校の準備を整へ、青木町字鶴屋町に假校舍を設けて或は新聞廣告に或は貼紙等によりて離散せる生徒の消息を知ることに力め、十一月十日開校せしに登校せるもの僅かに三十名に過ぎざりき。其の後追々生徒數も增加せるを以て、大正十三年一月、野毛町三丁目の舊位置に校舍を新築して引移りたり。

17. 千歲裁縫女學校

校舍全燒せるため災後直ちに校舍急造に意を用ひ、木材の廉價拂下を受けて十月二十日起工し十一月三日、二十坪の教室を得たるを以て、十一月五日より授業を開始せり。

18. 光華女學校

校舍全燒職員生徒殆んど罹災者にして離散の狀態に陷り、加之校主は震災直後に病歿せるを以て應急資金の調達全く絶え殆んど絶滅に瀕せり。

19. セント、ジョセフ學院

本校は外國人の子弟を教養する學校なりしが災後父兄は殆んど神戶地方に避難せるを以て神戶在住吉の元小學校々舍を借り受け、大正十二年十一月より大正十四年七月まで同地に於て神戶在住の生徒を教授せるが、大正十四年九月、本市山手町の舊位置に校舍落成せるを以て復歸せり。

20. 横濱盲人學校

生徒の大半は離散し、其の居所も全く不明なりしが、調査の結果通學し得るもの二十餘名ありたるを以て、市社會課と折衝して中村町揮發物倉庫跡に在る公設バラックの一部を借り受け十一月二十六日より二十餘名の生徒を以て授業を開始す。其の後縣下社會事業復舊費竝に文部省の震災應急施設費貸付金等を得て舊位置に半永久的の校舍を新築せり。

21. 隣德小學校

校舍は約三分の二倒潰したれども三教室は半潰の儘殘存せるを以て、九月中は福知山步兵第二十聯隊の救護班其の他の駐屯所に充てたり。兒童は殆んど學校附近に住居せるものなるを以てこれと連絡を圖りつゝ校舍の應急修理の促進に力め、宮內省の御下賜金及び神奈川縣社會事業協會よりの補助金等を以て半潰の部分を修理すると共に教室の增築を行ひ、十月十五日より授業を開始せり。

22. 惠華學院

本學院の所在地が貧民居住の中心地たるにより避難民一時に押し寄せたるを以て、大破せる校

舍の材料を以て應急バラックを建てゝ避難せしめ、職員は青年會救護團との聯絡を執りて之れが救濟に力めたり。一方校舍は大破し、關係者も全部罹災せるを以て遽かに開校の見込立たず一時授業を中止したりしが、內務省及び縣市より復興助成金を交付せられたるを以て大正十三年八月本院校舍の建築に著手し、同十四年四月竣功せる校舍に於て授業を開始せり。

23. 英和女學校附屬小學部

校舍の修繕を了るまで、大正十二年十月一日より十一月下旬に亘り校庭に六個の天幕を張りて授業を行へり、教職員は授業を開始する迄は兒童の動靜を調査して種々の善後策を講じ或は一般市民の救恤に盡力せり。

24. 精華小學校

本校舍は震災に際し宮內省救護班の臨時診療所となれるを以て、其の引上げを俟つて十月十五日より授業を開始せり。集れる兒童は三十九名にして震災の打擊により父兄の轉住せるもの多く爲に他校に轉せるもあり又他校より轉入せるものもありたり、校舍の復舊は神奈川高等女學校々舍復舊と共に其資金の一部を以て施行せり。

25. 明德學園

本園は災後其の關係者は何れも離散し、應急處理に當るべき者は僅に老事務員一人其の殘骸を守りしに過ぎざりしを以て、開校の見込も立たざりしが大正十二年十二月縣より木材百二十石、翌十三年二月助成金五百五拾圓の交付を受け、更に同年五月內務省より復舊費六千圓の交付ありたるを以て、同年八月五日校舍建築に著手せり。

26. 元町幼稚園

當園は災後未だ開園するに至らず。

27. 金港幼稚園

當園は幸に辛うじて燒失を免れたるを以て、一時は各種物品の配給所又は警察官休憩所、電線會社、弘濟病院等の事務所に充て、職員は之れが救援に力めたりしが、園兒の敎育亦忽にすべからざるを以て各事務所の引き上げを俟つて園舍の修繕を行ひ、大正十三年一月十五日より開園せり。

28. 二本榎幼稚園

當園も幸に倒潰を免れたるを以て災後直ちに園舍を開放して多くの避難者を收容せり、其の後罹災者の退去を俟つて園舍に大修繕を加へ十月十五日開園す。園舍の修繕に要したる費用は重に北米バプテスト婦人傳道協會の寄贈に依れるものなり。

29. 青木幼稚園

園舍全燒せるを以て青木町宮之町に七十坪の宅地を借り受けて三十坪の園舍を建築し、十一月一日保育を開始せり。

30. 本牧幼稚園

當園は燒失を免れたるも園舍半潰せるを以て十一月初旬、應急の修理を加へ、保育に支障なき程度に復舊せしも、人心尙安定せざるにより、當分休園して大正十三年四月一日より開園せり。

31. 神奈川幼稚園

當園は燒失を免れたるを以て避難民約五十名を收容し職員は之れが救護に力めたり、此間約一箇月にして避難民の退去を俟つて園舍の修繕を行ひ、大正十二年十二月一日より保育を開始せり。

四　復舊及復興計畫

イ　教育施設復興費

(一)　本市の申請

教育百年の計を樹つるに當り、本市が計畫せる教育施設の復興費は別記復興計畫豫算書の如く小學校建築費貳千百六拾七萬圓、商業學校建築費百四拾四萬六千百五拾圓、圖書館建設費參拾六萬參千百貳拾圓、補習學校建設費百參拾九萬貳千九百七拾圓、高等女學校建設費貳百六拾六萬四千七百貳拾八圓、師範學校建設費百拾九萬貳千四百四拾四圓、總計金貳千八百七拾貳萬九千四百拾參圓なり。

大正十二年十月十二日、教育課長は文部省に出頭して森岡督學官に面接し、委曲縷陳して政府の援助を懇請せり、其の豫算案左の如し。

(イ)　小學校建設費　貳千百六拾七萬圓

小學校建設費　二一、六七〇、〇〇〇圓

內譯

一、敷地購入費　四、一九四、〇〇〇圓

差し引金四、一九四、〇〇〇圓

一校三千二百坪宛四十六校分計一四七、二〇〇坪
一坪四十五圓、計六、六二四、〇〇〇圓舊校敷地一校
千五百坪宛三十六校、坪當四十五圓にて賣却すると
して收入二、四三〇、〇〇〇圓を得

二、地上物件移轉費　二〇〇、〇〇〇圓

三、取片付及地均工事費　一、二四二、〇〇〇圓

四、建築費　一四、七〇〇、〇〇〇圓

五、備品費　一、三三四、〇〇〇圓

備考　建築を木造とすれば小學校建築費總額一四、八五七、二〇〇圓となる（二校二十一萬一千六百圓、四十二校分）

十三校分

(ロ)　商業學校建設費　百四拾四萬六千百五拾圓

商業學校建設費　一、四四六、一五〇圓

內譯

一、敷地購入費　一八〇、〇〇〇圓　（所要坪數一二、〇〇〇坪中、現在校地八、〇〇〇坪を除き殘四、〇〇〇坪を坪四十五圓にて購入）

二、地上物件移轉費　三〇、〇〇〇圓

三、取片付及地均工事費　三二、〇〇〇圓

四、建築費　一、一五四、六五〇圓　（昇格問題の起りし當時立案したる八二四、七二一圓の四割增（鐵筋コンクリート三階建）一室千五百圓宛三十三室）

五、備品費　四九、〇〇〇圓

(ハ)　圖書館建設費　參拾六萬參千百貳拾壹圓

圖書館建設費　三六三、一二一圓

內譯

一、建築費　二九〇、〇〇〇圓　二階總建築面積二九四坪六五、各階總延坪五九一坪

二、備　品　費　三三、一二一
三、圖　書　費　四〇、〇〇〇

(ニ)　補習學校建設費　百參拾九萬貳千九百七拾圓

補習學校建設費　一、三九二、九七〇圓

內　譯

一、敷地購入費　二七九、〇〇〇
二、地上物件移轉費　—
三、地均工事費　三一、〇〇〇
四、建　築　費　八二七、七七〇
五、備　品　費　一七七、〇〇〇
六、併設補習學校費　七八、二〇〇

(ホ)　高等女學校創設費　貳百六拾六萬四千七百貳拾八圓

高等女學校建設費　二、六六四、七二八圓

內　譯

一、敷地購入費　九〇〇、〇〇〇
二、地均工事費　一〇〇、〇〇〇
三、建　築　費　一、四六三、七二八
四、備　品　費　二〇一、〇〇〇

(ヘ)　師範學校兼夜間中學校創設費　百十九萬貳千四百四拾四圓

師範學校建設費　一、一九二、四四四圓

內　譯

一、敷地購入費　三七六、二〇〇
二、地均工事費　四一、八〇〇
三、建　築　費　四六三、三四四
四、備　品　費　六五、五〇〇
五、寄宿舍建築費　二二四、〇〇〇
六、寄宿舍備品費　二一、六〇〇

(ト)　臨時議會の決定

臨時議會に於て決定したる本市敎育の復興費は小學校三十一校を鐵筋コンクリートにて建て、七拾貳萬圓を以て商業學校一校を同じく鐵筋コンクリートにて建築するものにして、即ち敎育復興費の總額は壹千九拾五萬圓なり。而して小學

（一校千五百坪宛二校（商業專修、女子實業專修）分計三千坪一坪四十五圓當とし十三萬五千圓、工業專修學校一校三千二百坪、一坪四十五圓として十四萬四千圓）

一坪五圓、六千二百坪分三萬一千圓

（一校二十五萬圓宛二校（商業專修、女子實業專修）計五十一萬二千圓、工業專修三十一萬五千七百七十圓（鐵筋コンクリート二階建）

（商業專修一敎室當千五百圓、十八室、工業專修一敎室當三千圓三十六室、女子實業專修一敎室當二千圓二十一室

一校千七百圓、四十六校分計七萬八千二百圓

一坪五圓當、二萬坪

（一校七十三萬一千八百六十四圓、二校分計百四十六萬三千七百二十八圓（鐵筋コンクリート建）

一室千五百圓一校六十七室二校分計二十萬一千圓

（一校一萬坪宛二校分計二萬坪、一坪四十五圓計九十萬圓

（校地五千坪、寄宿舍三千三百六十坪、一坪四十五圓計三十七萬六千二百圓

一坪五圓當、八千三百六十坪分

鐵筋コンクリート建

一寄宿舍に付二萬八千圓、八舍計二十二萬四千圓

（一室當百五十圓、一舍二千七百圓、八舍計二萬一千六百圓

校建設費につきては四分の一の國庫補助ありしも商業學校につきては國庫補助なし。

○國庫補助指令

大正十四年一月二十六日附財發第六、四四一號申請小學校建設費國庫補助ノ件許可シ、工事費金千貳拾參萬圓ニ對シ金貳百五拾五萬七千五百圓ヲ別記年度割ノ通交付ス但シ左記ノ通心得ベシ

大正十四年三月三十一日

神奈川縣横濱市

内務大臣　若槻禮次郎

記

一、工事著手前實施設計ヲ作成シ工事竣功期限ヲ定メ復興局長官ノ認可ヲ受クベシ

二、工事ニ著手セントスルトキハ少クトモ三日前ニ復興局長官ニ報告スベシ

三、工事進捗ノ狀況ヲ四箇月毎ニ復興局長官ニ報告スベシ

四、復興局長官必要ト認ムルトキハ何時ニテモ工事ニ關シ檢査ヲ行ヒ又ハ書類ヲ提出セシムルコトアルベシ

五、實施設計又ハ工事竣功期限ノ變更ヲ要スルトキハ復興局長官ノ認可ヲ受クベシ但シ設計ニ關スル些少ノ變更ハ報告スルヲ以テ足ル

六、工事竣功シタルトキハ遲滯ナク工事出來形及工事費精算書ヲ復興局長官ニ提出シ其ノ竣功認可ヲ受クベシ

七、工事費ニ剩餘ヲ生ジタルトキハ之ニ對スル補助ヲ減額シ又ハ其交付シタル額ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトアルベシ

八、工事費ニ對シ他ヨリ補助又ハ寄附アリタルトキハ復興局長官ノ認定セル時價換算額ニ依リ之ヲ工事費ノ殘餘ト看做ス但シ其ノ處分方法ニ付復興局長官ノ認可ヲ受ケタルモノニ付テハ此限ニ在ラズ

九、補助ノ條件ニ適合セザルトキ、又ハ期限ヲ過ギ工事竣功ノ見込ナキトキハ補助ヲ取消シ、又ハ停止シ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトアルベシ

横濱市小學校建設費國庫補助年度割

大正十三年度	金五拾五萬圓
大正十四年度	金五拾五萬圓
大正十五年度	金四拾九萬圓

ㄇ　教育施設費の補塡

大正十六年度	金四拾九萬圓
大正十七年度	金四拾七萬七千五百圓
計	貳百五拾五萬七千五百圓

(一)　增額運動

本市は曩に二部教授の撤廢を期するために小學校增設案を立て大正十二年四月市會の議決を經て六校の新設、四校の改築、十一校の增築を目論みしが、震災によりて自然消滅となれり、災後に於ける本市の發展を豫想するときは、此機會に於て萬全の策を講ずる必要を痛感せるを以て、前揭の如き復興計畫を立てたりしが、臨時議會に於て決定せる本市小學校の復興費は千貳拾參萬圓にして到底豫期の目的を達すること能はざるを以て、次に揭ぐる小學校復興費增額申請理由書に詳述する如く、敷地に關する費用に於て四百貳拾四萬貳千九百五拾八圓、建築に關する費用に於て貳百壹萬九千六百五拾圓、合計六百貳拾六萬貳千六百八圓は最小限度の不足額なり。若し夫れ之が補塡の途を失ふに於ては本市教育施設上百年の長恨たることは明かなることなれば、之が對策につきては最も苦心せる所なりき。

されど此不足額補塡の途は市現下の狀態としては唯政府の援助に俟つの一途あるのみなりしを以て、實狀を陳述して政府の諒解を求むることゝし、大正十三年四月以來、教育課長の如きは文部內務、大藏の各省に六十數回に亙り出頭して、書面又は口頭を以て連續的に陳情したり。

○小學校復興費增額申請の理由書

臨時議會ニ於テ決定セラレタル小學校復興計畫ハ單ニ建築物ノミニ關シテ費用ヲ計上セラレ敷地購入候補地ノ地上物件移轉、地均工事ノ費用ハ考慮ヲ拂ハレザリシモノナリ。加之建築ニ最モ密接ナル關係ヲ有スル基礎工事費、設備費、材料運搬費、事務費等ノ如キモ相當巨額ニ達シ、之等ヲ復興費中ニテ支辨セントスル時ハ勢ヒ建築費ニ不足ヲ生ジ、到底所要ノ學校ヲ復活セシムル能ハザル狀態ニ在リ、今敷地問題ノミニ就キ之ヲ考察スルニ、(一)從來ノ學校敷地ニシテ都市計畫區劃整理等ノ爲移轉ヲ餘儀ナクセラレ、而モ從來ノ敷地ガ借地ニシテ移轉ト同時ニ新ニ土地購入ヲ必要トスルモノアリ、例(宮谷、北方、西平沼等)(二)且ツ從來ノ敷地ガ市有地ナルモ移轉先ノ地價ガ從來ノ敷地ニ比シテ高價ナル場合アリ。例(元街、石川、本町、西前、宮谷等)(三)假ニ從來ノ敷地ト移轉先ノ土地トガ同一價格ナリトスルモ、兩者ヲ同時ニ交換シ若クハ即時賣却シテ直チニ新購入ノ費用ニ充當スルコトハ實際上不可能事ニ屬ス。(四)加之從來ノ敷地ニ於テ學校ヲ新築セントスル場合ニ於テモ地形ガ不整形ニシテ建築上支障アルガタメ、相當擴張ヲ必要トスルモノ多シ、例(大鳥、本牧、吉田、平樂、大岡、戸部、西戸部、西前、子安等)如上ノ理由ニ因リ假ニ敷地ノ積極的擴張ヲ圖ラザルモ尙且ツ敷地購入ノ爲相當費額ヲ要ス。(五)況ンヤ本市ノ小學校敷地ハ從來極メテ狹小ニシテ、學校自體ノ爲ニモ使用上學校衛生上多大ノ不便ト不都合ヲ感ジタリシノミナラズ今回ノ震火災ニ鑑ミ相當擴張シ置クコトハ極メテ必要ナルコトヲ痛感ス、(六)而モ東京市ニ在リテハ今回復興計畫ニ於テ五十校ニ亘リ各壹千坪ノ小公園ヲ附設スルヲ認メラレタリト雖、我橫濱市ハ不幸ニシテ一校ダモ其ノ恩惠ニ浴スル能ハザリキ。(七)學校地ヲ相當擴張スルノ必要ナルハ文政當局ノ已ニ唱道セラルル、所、今ヤ數月ヲ出デズシテ都市計畫決定セラレントス、一旦都市計畫決定セラレ民家ノ本建築ヲ許サルヽニ至ツテ、校地擴張ヲ策スルモ已ニ遲シ、サレバ此機會ヲ逸スルニ於テハ今後永遠ニ擴張ヲ實現スルコトハ不可能ナリ。

以上ノ理由ニヨリテ此際一校ノ敷地ヲ約二千五百坪トシテ計畫ヲ立テタリ、二千五百坪トシタル根據ハ一校二十四學級將來三十二學級ニ擴張シ得ル計畫ノ規模トナシ鐵筋三階建トスル時ハ建築物ノ充塡スル地坪ハ五百七十七坪五合ナリ、更ニ一學級平均六十人ニテ將來三十二學級ノ學校ニ擴張スル想定ノ下ニ計算スル時ハ兒童數千九百二十人トナリ、之ニ要スル運動場一人當リ一坪トスルトキハ(文部省ニテ嘗テ示サレタル標準ノ最小限度)千九百二十坪ヲ要シ合計二千四百九十七坪五合トナルニ因ル。

以上ノ如ク校地ヲ移轉シ擴張スル時ハ敷地購入費ヲ要スルハ勿論、勢ヒ候補地ニ於ケル地上物件移轉費竝ニ地均工事費ヲ、要ス、更ニ又本市ノ如キ街ノ主要部分ハ悉ク埋立地ニシテ、基礎工事ニ多大ノ費用ヲ要シ、其ノ他材料運搬費、事務費等ヲ要シ、到底臨時議會ニ於テ決定シタル復興費ノミヲ以テシテハ實現不可能ナリ、假ニ別冊橫濱市立小學校復興計畫書ノ計畫ニ依リ學校ヲ建設スルモ尙且ツ完成ノ曉ニ於テ豫想數兒童ヲ收容セントスルニハ三校不足シ、百三十二學級ノ二部教授ヲ行ハザル可カラザルモノナリ。

以上ノ事情御賢察ノ上此際不足額六百貳拾六萬貳千六百八圓ニ對シ國費ヲ以テ補助セラレ右計畫ヲ實現セシメラレンコトヲ切願ス、若シ全部補助相成リ難キ場合ハ融資相受度、百年ノ長計ノタメ政府當局ノ御配慮御援助千希萬望ニ堪エズ。

○小學校復興費一覽表

敷地購入費	三、七一六、七八〇円
地上物件移轉費	五〇〇、九一二
地均工事費	七二三、三一四
基礎工事費	一、〇九二、〇〇〇
運搬費	八四、〇〇〇
建築費	九、三九八、一五〇
設備費	一、一七八、〇〇〇
事務費	四九七、五〇〇
計	一七、一九〇、六五六

○横濱市立小學校復興費内譯書

一金壹千七百拾九萬六百五拾六圓

内譯

金壹千貳拾參萬圓　小學校三十一校復興費トシテ復興院ヨリ配當額

金六拾九萬八千四拾八圓　小學校不用敷地賣却代　但シ現在使用中ノモノナレバ、大正十七年度完成後ニ至ラザレバ全部收入スルコト能ハズ

金六百貳拾六萬貳千六百八圓　事業費增額又ハ新ニ借入レヲ要スル額

○復興費に不足を生じたる理由

復興費に於て六百貳拾六萬貳千六百八圓の不足を生ずるに至りし理由は(甲)敷地に關するものと(乙)建築に關するものとに分ちて考ふるを得べし。

(甲)敷地に關する諸費に於て四百貳拾四萬貳千九百五拾八圓の不足を生じたるは別紙「小學校復興費增額申請の理由書」に記せる如く、臨時議會に於て決定したる小學校復興計畫は單に建築費のみに關して費用を計上せられ、敷地に關する一切の費用を計上せられざりしによる。而も東京に於ては小公園費として壹千萬圓を計上せられたるも我橫濱市に在りては之なし。本市に於ても前記理由書の理由に因り敷地購入に要する費用を計上せしものなり。

(乙)建築に關する諸費に於て貳百壹萬九千六百五拾圓の不足を生じたる理由は明瞭に金額を區分して說明し難しと雖(一)復興院は最初計畫したる時は一校建坪一千二百坪としたりしものを中途に於て經費總額を增すこと無くして建築校數を增すの必要(文部大臣より校數は災前の數に復舊せしめよとの要求により)に迫られ、遂に一校の建坪を器械的に節減せり。然るに壹千百坪にては到底所要の教室坪數を得る能はず、一千二百四十七坪と計上したるに依る(但し東京は一坪單價貳百六拾圓にて實施するも橫濱は單價貳百貳拾圓となし、成るべく經費節約を圖り之を建築增加の費用に充てたり)(二)復興院にて計上したる豫算は建築諸費一切にて一坪當參百圓と計上し、給水、電燈、暖房、衛生、排水等の所謂設備費及設計監督、事務等に從事すべき人件費即ち事務費等は考慮に置かれざりしことは豫算決定の當時復興院當局の說明に徵するも明かなり、此二件の費用を計上したるためにも增額したり。

○復興費不足額内譯

一金六百貳拾六萬貳千六百八圓

(甲)金四百貳拾四萬貳千九百五拾八圓

内譯

金參百壹萬八千七百參拾貳圓

金五拾萬九百拾貳圓

不足額

敷地に關する不足額

敷地購入費（不用敷地賣却代を引き去りたるもの）

地上物件移轉費

金七拾貳萬參千參百拾四圓

(乙)金貳百壹萬九千六百五拾圓

（基礎工事費、運搬費、建築費、設備費、事務費を含む）

建築に關する不足額

右增額申請が萬一政府に於て一蹴せらるゝに於ては、本市教育上百年の恨事たるを以て、當時の本市學務委員、教育課長等は相携へて上京し政府當局に懇請すること實に前後二十有七回に及び又渡邊市長を始め、本市選出代議士諸氏も極力政府當局の諒解に盡力せられたり。

(二)　政府の援助

本市の熱意天に通ずと言はんか、曩に申請せる復興費不足額は漸く四百萬圓に査定せられて本市に融資せらるゝことゝなれり。

(イ)起債認可申請

是れより曩、文部省の斡旋にて各小學校一萬圓宛計參拾壹萬圓、商業學校五萬圓の備品費を配當されしを以て、大正十四年二月六日市會の議決を經て同月十七日左の通起債認可の稟請をなせり。

内務、文部大藏三大臣宛

橫濱市長

學校震災復舊事業費起債許可稟請

大正十二年九月ノ震災ニ因ル小學校及商業學校復舊事業費ニ充當スル爲左記金額起債ノ件市會ノ議決ヲ經候條御許可相成度別紙書類添付此段稟請候也

添付書類

一、起債理由書

一、借入及償還ノ方法竝元利償還年次表

一、復舊事業費繼續年期支出方法書

一、大正十三年度復舊事業費歳入出豫算書

一、財産表

理由

大正十二年九月ノ震火災ニ因リ本市施設ノ各種事業ハ殆ンド潰滅ニ歸シ之ガ復興復舊ニ要スル事業費ハ巨額ニ達シ到底本市ノ負擔ニ堪ヘザルヲ以テ國庫補助ヲ仰グト共ニ公債ノ募集又ハ政府ノ貸付金等ニ依リ之ヲ支辨シ其完成ヲ期セントス、而シテ其ノ復舊事業費ニ屬スル小學校費及商業學校費(備品)ニ充當スル爲金四百參拾六萬圓ヲ起債セントスルモノナリ、其ノ内譯左ノ如シ。

起債總額　金四百參拾六萬圓

小學校復舊費

金四百萬圓

金參拾六萬圓

内

小學校備品費

金參拾壹萬圓

金五萬圓

(甲)借入及償還方法

一、起債金額　金四百萬圓

內譯

金貳百萬圓　大正十三年度

金貳百萬圓　大正十四年度

一、起債目的

本市立小學校震災復舊事業費充當ノ爲

一、借入金ノ利率

年四分八厘、但シ据置期間中ハ國庫ヨリ利子ノ補給ヲ受クルモノトス

一、借入先　大藏省預金部

一、借入時期

自大正十三年度至大正十四年度、但シ借入期日ハ債主ト協議スルモノトス

一、据置期間

借入ノ日ヨリ大正十八年三月迄

一、償還期限

大正十八年度ヨリ大正四十七年度ニ至ル三十箇年賦、但シ毎年度償還期日ハ九月三十日及三月三十一日トス

商業學校備品費

市財政ノ都合ニ依リ繰上償還ヲナシ、償還年度ヲ短縮シ又ハ低利債ニ借替ヲ爲スコトヲ得

一、償還財源　一般歳入ヲ以テ之ニ充ツ

一、償還年次表　別紙(略ス)

一、取扱手續

債券ノ發行竝其ノ種類、樣式、元利金支拂手續ニ關スル事項ハ市長之ヲ定ム

(乙)借入及償還方法

一、起債金額　參拾六萬圓

內譯

金七萬貳千圓　大正十三年度

金七萬貳千圓　大正十四年度

金七萬貳千圓　大正十五年度

金七萬貳千圓　大正十六年度

金七萬貳千圓　大正十七年度

一、起債ノ目的

本市立小學校震災復舊施設費充當ノ爲

一、借入ノ利率

年五分、但シ据置期間中ハ無利子トス

一、借入先　國庫

一、借入時期
　自大正十三年度至大正十七年度、但シ借入期日ハ債主ト協議スルモノトス
一、据置期間
　借入ノ日ヨリ大正十八年三月迄
一、償還期限
　大正十八年度ヨリ大正四十七年度ニ至ル三十箇年賦、但シ償還期日ハ三月三十一日トス、市財政ノ都合ニ依リ繰上償還ヲ爲シ償還年限ヲ短縮シ又ハ低利債ニ借替ヲ爲スコトヲ得
一、償還財源　一般歳入ヲ以テ之ニ充ツ
一、償還年次表　別紙（省略ス）

（ロ）起債許可指令
右の稟請に對し左の通許可の指令を交付されたり。

大正十四年二月十七日財第六三二號ノ二稟請中四百萬圓起債ノ件左ノ通更正シ許可ス。
　大正十四年六月三日

内務大臣　若槻禮次郎
大藏大臣　濱口雄幸
文部大臣　岡田良平

神奈川縣横濱市

記

一、起債金額ノ項中内譯ヲ削ル
一、借入金ノ利率中「年四分八厘」トアルヲ「年五分」ニ改ム
一、借入先「大藏省預金部」ノ次ニ「但シ公債發行ノ形式ニ依ルモノトス」
一、借入時期ノ項ヲ左ノ通更ム
　「大正十四年度但シ事業執行ノ都合ニ依リ起債ノ一部ヲ翌年度ニ繰下借入ヲ爲スコトヲ得」
一、復還期限中「大正四十七年度」トアルヲ「大正三十三年度」ニ「三十箇年賦」ヲ「十六箇年賦」ニ「九月三十日」ヲ「九月一日」ニ「三月三十一日」ヲ「三月一日」ニ更ム

其市公立學校震災復舊施設費ニ充ツル爲左記條件ヲ以テ別記ノ通之ヲ貸付ス
　大正十三年十二月五日

横濱市

記

一、利率年五分、但シ据置期間中ハ無利子トス
二、据置期間ハ大正十八年三月三十一日限トス
三、償還期限及償還方法ハ大正十八年四月一日ヨリ起算シ、三十箇年間ニ元利均等償還ノ方法ニ依リ之ヲ償還スルモノトス
四、施設費ノ減額ニ伴ヒ貸付金ニ不用額ヲ生ジタルトキハ貸付金額ヲ削減スルコトアルベシ

横濱市貸付金

大正十三年度　金七萬貳千圓
大正十四年度　金七萬貳千圓
大正十五年度　金七萬貳千圓
大正十六年度　金七萬貳千圓
大正十七年度　金七萬貳千圓
計　金參拾六萬圓

八豫算成立

(一)　復興計畫の基礎

臨時議會に於て決定せる本市教育復興費千九拾五萬圓と、外に政府より融資を受くる見込額六百貳拾六萬餘圓及土地賣却代六拾九萬八千餘圓を以て教育施設の復興を圖ることゝし左の如き復興計畫の基礎を樹てたり。

(甲)横濱市立小學校復興計畫

一、計畫完成年度

五箇年計畫とし大正十三年度より著手し同十七年度を以て完成せしむ

二、大正十八年四月現在豫想就學兒童數

總數五九、六八一人

(イ)兒童增加率による豫想兒童數　五七、五三〇人
尋常小學校……五一、三二二人
高等小學校……六、二〇八人

本數は市が調製したる將來各年度の人口增加豫想率に準據し、大正十二年十二月末現在兒童數を基礎として算出したるものなり。

(ロ)義務年限延長に伴ひ增加すべき兒童數　二、一五一人

本數は從來尋常小學校卒業後又は高等小學校第一學年修了後退學したるものが悉く第七、八學年に入學するものとしての同第七、八學年の增加豫想兒童數にして、大正十一、十二兩年度の平均數なり。

備考

年度	尋常卒業後退學するもの	高等一年修了退學するもの	計
大正十一年	一、五三九	四〇四	一、九四三
大正十二年	一、六二七	七三二	二、三五九
計	三、一六六	一、一三六	四、三〇二
平均	一、五八三	五六八	二、一五一

三、一學級兒童數

第六學年以下　六〇人
第七學年以上　五〇人

四、完成年度に於ける學級總數

第六學年以下　八五六學級

第七學年以上　一六七學級
內義務年限延長なしとするも當然編制すべきもの……一二四學級
義務年限延長のため增加すべきもの……四三學級
計……一、〇二三學級

五、一學校學級數

殘存學校は現在の儘とし新築すべき學校は二十四學級を標準とし、土地の狀況により相當斟酌することゝし最大限三十二學級に至りて止む、二十四學級規模を以て建築したる學校も其後兒童の增加著しく收容困難を感ずるに至らば、繼續年期內と雖も更に增築を行ひ經費の關係上他の學校の規模を縮少することあるべし。

六、工費單價調

種目	校數	一校平均	一坪平均	備考
(イ)敷地	三一			
(ロ)地上物件移轉費	二五	二〇、〇三六・四八圓	五六・六一圓	
(ハ)地均工事費	三一		七一・五〇	
(ニ)基礎工事費	二六	四二、〇〇〇・〇〇	一一・六六	
(ホ)運搬費	九	九、三三三・三三	一九・〇五	此坪當り建物一坪の平均をあらはす
(ヘ)建築費			二階建平家建雨天體操場 二三〇圓 一七七 二五〇	
(ト)設備費		三八、〇〇〇・〇〇		
(チ)事務費	三四	一四、六三二・三五		建築費の五分

七、殘存小學校に對する方針

殘存小學校にして相當修理の上使用すべきもの左の如し。

江吾田、壽、立野、根岸、磯子、太田、一本松、稻荷臺、青木、二谷各小學校

右の內立野(五)、根岸(五)、磯子(五)、太田(八)の四校には震災善後費を以て夫々括弧內の敎室を增築す。

八、新築すべき小學校敎室の計算

(イ)完成年度に於ける所要普通敎室數……一、〇二三
(ロ)殘存小學校に於て得らるべき普通敎室
江吾田一三、壽二五(別三)　立野一七　增一五　根岸一七　增一五　磯子一五(特一)　太田一七(特二)
二四(特一)　稻荷臺二〇(特二)　青木二二(特二)　二谷一九(特一)　一本松二二分一
(ハ)新築を要すべき普通敎室數　八一〇
(ニ)二十四學級規模にて新築を要する校數　三十四校(六室過剩)
(ホ)實際新築する校數　三十一校

備考　本數は復興院より指示ありたる校數なり。

九、廢止の手續を經べき小學校

南吉田第二、日枝第一、宮谷、本町、南吉田第一、日枝第二、西前各小學校

一〇、新設すべき小學校

（イ）既設校敷以外に新設すべきもの

　寳町、反町、向ノ堀ノ内、宮川

（ロ）移轉の爲に新設の手續を經べきもの

　末吉（日枝第一）　樋非澤（宮谷）　花咲（本町）

　東（南吉田第一）　石崎（西前）　日枝（日枝第二）

（ハ）校名のみを變更のため新設の手續を經べきもの

　道場（第三南吉田）

（ニ）隣接舊校敷地を併合して校名を變更のため新設の手續を經べきもの

　南吉田（南吉田第二）

一一、位置のみを變更して舊名稱を存續すべき學校

　老松、子安、北方、大岡、石川、元街、西平沼各小學校

一二、校地を擴張すべき學校

（イ）從來借地たりしものを買收すべきもの

　根岸（二、一八九坪）　神奈川（二、三六七坪）

（ロ）敷地擴張のため買收すべきもの

平樂	（二、〇〇〇坪）	江吉田	（四〇〇坪）	戸部	（二、〇〇〇坪）
西戸部	（二、五〇〇坪）	本牧	（二、〇〇〇坪）	吉田	（五一〇坪）
諏訪	（三〇〇坪）	大鳥	（二〇〇坪）	根岸	（四〇三坪）

磯子	（八〇〇坪）	南太田	（二、〇〇〇坪）	神奈川	（二、三三三坪）
浦島	（二、〇〇〇坪）				

（ハ）校地移轉のため新に買收すべきもの

老松	（二、九七〇坪）	北末吉	（二、五〇〇坪）	樋非澤	（二、五〇〇坪）
子安	（二、五〇〇坪）	方吉	（二、九八〇坪）	岡	（二、八〇〇坪）
東花咲	（四、一一一坪）	石川	（三、五〇〇坪）	大元街	（二、五〇〇坪）
西平沼	（二、五〇〇坪）	枝	（二、五〇〇坪）	崎	（二、五〇〇坪）

（ニ）學校新設のため買收すべきもの

寳町	（二、八〇〇坪）	反町	（二、九〇〇坪）	向	（二、七〇〇坪）
宮川町	（二、五〇〇坪）	堀ノ内町	（二、八〇〇坪）		

（ホ）隣接する市有地を併合して使用するもの

橫濱	（本來一、四八九〇坪 隣接四〇坪）	南吉田	（本來二、六〇二坪 隣接）

一三、特別教室の種類及數

新設各小學校には左の特別教室を設置するものとす。

一、理科教室
一、裁縫兼作法教室
一、教具室
一一、手工室
一一、唱歌教室
一一、屋內體操場

外に家事教室十七室全部を述べて

一四、家事教室を設置すべき學校

備考	反	岡	元	戸	老
括弧内の學校名は夫々兼用せしむる學校なり。	町（青木、二谷）	野（醸西非平沼）	街（石川）	北方（立野）	戸部（石崎）	松（一本松、東）
	堀ノ内（大岡、愉太田）	浦島（子安）	岸（磯子）	花咲（宮川、横濱）	西戸部（稲荷臺）	吉（目黒、太田）
	町（神奈川）	賓	道	雛	本平	幾（江晉田）
	場			吉田（青）	牧（大島、向）	
	町					

一五、講堂を設置すべき學校

備考	西	磯	石	花	南
括弧内の學校名は夫々兼用せしむるものとす。	平沼（稲荷臺、西戸部、石崎）	子（根岸）	川（元街、江晉田、平幾）	咲（老松、戸部、一本松）	吉田（道場、東、末吉）
	神奈川（寶町、二谷、子安、浦島）	南太田（目黒、堀ノ内、太田、大岡）	大島（向、本牧、北方、立野）	吉田（雛、宮川、横濱）	噐井澤（岡野、青木、反町）

一六、小學校復興費一覽表

學校名又は地域	島	野	街	川	田	咲	岡	元	石	花	大	北	本	子	噐	西	戸	江	平	末	南	老	横濱
																	戸	晉					
																	部						
臨時費	七、〇〇〇	三五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	四一、一〇〇	六、〇〇〇	九、〇〇〇	一四、〇〇〇	六、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	円
移轉上物費作地	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	円
工地事費均	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
工基非費礎	七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	一三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	円
運搬費	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	一四、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	円
建築費	三五、四五〇	三五、四五〇	三五、四五〇	三五、四五〇	三五、四五〇	三五、四五〇	三五、四五〇	三五、四五〇	三五、四五〇	三五、四五〇	三五、四五〇	三五、四五〇	三五、四五〇	三五、四五〇	三五、四五〇	三五、四五〇	三五、四五〇	三五、四五〇	三五、四五〇	三五、四五〇	三五、四五〇	三五、四五〇	三五、四五〇	円
設備費	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	円
事務費	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	円
備品費	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	円
計	四七、四五〇	五六、四五〇	四七、四五〇	四七、四五〇	四七、四五〇	六八、四五〇	四七、四五〇	四七、四五〇	四七、四五〇	四七、四五〇	四七、四五〇	四七、四五〇	四七、四五〇	四七、四五〇	四七、四五〇	四七、四五〇	四七、四五〇	四七、四五〇	四七、四五〇	四七、四五〇	四七、四五〇	四七、四五〇	四七、四五〇	円

名称		本館	講堂竝ニ生徒控室	雨天體操場其他	湯沸所	宿直及使丁室	寄宿舍	教場其他	門扉	門衛所	境界圍繞	非常門	參考
主要梁行間數		九間六間	一一六〇間	一一六〇間	四間三間	二間一間半	五間四間七尺五	八間五間					
延坪	三七坪	一七〇坪	三三〇	三三〇	二〇〇	一八〇	三五	四五					
單價	一〇〇圓	四五〇圓	三〇〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇					
摘要	鐵筋コンクリート造三階建	鐵骨鐵筋コンクリート造二階建	鐵骨造平家建	鐵筋コンクリート造平家建	木造平家建	同上	同上	同上	鐵筋コンクリート造二階建	鐵原村			
計	三七〇〇〇	四五〇〇〇	一〇〇〇〇	八二五〇	七〇〇〇	四五〇〇	八七五〇	一〇〇〇〇	四五〇〇	七〇〇〇	三〇〇〇	四五〇〇	七〇〇〇

内譯

此建坪貳千四百坪

一金七拾貳萬圓也

(乙) 橫濱市立商業學校復興計畫

第二十二章	教育事業	學校名	所在地	教員數	生徒數	學級數	建物	敷地	設備	計	摘要
		岸子小學校	橫濱市	二六	四〇〇	一〇	一六〇〇〇	四〇〇〇	二〇〇〇	二六〇〇〇	
		磯根小學校	同	二四	三五〇	一〇	一五〇〇〇	三五〇〇	一五〇〇	二一五〇〇	
		太田小學校	同	二四	三五〇	一〇	一五〇〇〇	三五〇〇	一五〇〇	二一五〇〇	
		南太田小學校	同	二四	三五〇	一〇	一五〇〇〇	三五〇〇	一五〇〇	二一五〇〇	
		日枝小學校	同	二四	三五〇	一〇	一五〇〇〇	三五〇〇	一五〇〇	二一五〇〇	
		橋場小學校	同	二四	三五〇	一〇	一五〇〇〇	三五〇〇	一五〇〇	二一五〇〇	
		于岸小學校	同	二四	三五〇	一〇	一五〇〇〇	三五〇〇	一五〇〇	二一五〇〇	
		富岡小學校	同	二四	三五〇	一〇	一五〇〇〇	三五〇〇	一五〇〇	二一五〇〇	
		平沼小學校	同	二四	三五〇	一〇	一五〇〇〇	三五〇〇	一五〇〇	二一五〇〇	
		神奈川小學校	同	二四	三五〇	一〇	一五〇〇〇	三五〇〇	一五〇〇	二一五〇〇	
		子安小學校	同	二四	三五〇	一〇	一五〇〇〇	三五〇〇	一五〇〇	二一五〇〇	
		反町小學校	同	二四	三五〇	一〇	一五〇〇〇	三五〇〇	一五〇〇	二一五〇〇	
		神奈川尋常小學校	同	二四	三五〇	一〇	一五〇〇〇	三五〇〇	一五〇〇	二一五〇〇	
		青木小學校	同	二四	三五〇	一〇	一五〇〇〇	三五〇〇	一五〇〇	二一五〇〇	
		野毛小學校	同	二四	三五〇	一〇	一五〇〇〇	三五〇〇	一五〇〇	二一五〇〇	
		神奈川尋常小學校	同	二四	三五〇	一〇	一五〇〇〇	三五〇〇	一五〇〇	二一五〇〇	
		子安小學校	同	二四	三五〇	一〇	一五〇〇〇	三五〇〇	一五〇〇	二一五〇〇	
		反町小學校	同	二四	三五〇	一〇	一五〇〇〇	三五〇〇	一五〇〇	二一五〇〇	
		神奈川

排水工事費	（一式）			
庭園費其他				四、〇〇〇、〇〇〇
給水電燈電鈴瓦斯其他				二、六〇〇、〇〇〇
建物地形費				一、〇〇〇、〇〇〇
雜工事費	（一式）			九二五、三四〇
事務費				五〇〇、〇〇〇
計				一〇、〇〇〇、〇〇〇

前述の計畫によりて編成したる豫算の內容は既に第一編第八章復興計畫(二)に於て掲記せるを以て玆には之を省略すべし。

(二)　市會の審議

本市の復興及復舊に關する費用は大正十三年十月七日市第百五號議案を以て市會に提出されたるも、事極めて重大なる案件なるを以て二十三名の調査委員に附託されたり。

調査委員は同年十月二十一日の市會に於て調査意見を報告し、教育施設につきては大體左の如き希望を附したり。

(イ)希望條件

一、雨天體操場ハ豫算ノ範圍內ニ於テ殘存小學校全部ニ對シ設置スルコト

一、三ッ澤分教場ハ廢止セラレタキコト

一、家事實習室ハ其豫算ノ範圍ニ於テ必要ナル學校ニ全部設置スルコト

一、講堂ハ豫算ノ範圍ニ於テ出來得ル限リ多ク設置スルコト

(ロ)池田調査委員長報告大要

曩ニ配布シタ報告書中間違ノ點ヲ御訂正願ヒマス。雨天體操場ト家事室ニ關スルコトハ希望デナクシテ修正ニ直シマス。講堂ニ關スルコトハ倒リマシタ。左樣御承知ヲ願ヒマス。

斯カル大ナル豫算ヲ調査スルニ當リマシテハ到底短日月ニハ調査ガ仕切レナイデスカラ、之ヲ實施スル場合ニハ臨時委員ノヤウナモノヲ設ケテハドウカト言フ希望ヲ述ベマシタ。市長モ委員ノ希望ヲ諒解セラレ本日ノ議事日程ニモ追加サレテ居リマス。不日此臨時委員ト言フモノガ實現スルコト、存ジマスカラ、其際ニ十分考慮研究セラレンコトヲ切望スル次第デゴザイマス。

委員會デ修正ヲ加ヘタ重ナル所ヲ申上グマスト、此豫算ニハ講堂ヲ新設スルトカ、或ハ家事室ヲ拵ヘルトカ大分立派ナ大キナ計畫デアルガ、殘存小學校ニハ一ッノ雨天體操場ガナイト言フコトハ如何ニモ平等ヲ失スルコト、思ヒマスカラ、殘存小學校ニモ雨天體操場ヲ設ケルヤウニ修正致シマシタ。次ニ靑木小學校ノ分教場ハ三ッ澤ニアリマシテ、二ッノ教室ニ四組ノ子供ヲ收容スル單級學校デアリマス。是ハ昔ノ幕府時代ニアリマシタ寺小屋ノヤウナモノデアリマス。大正ノ御代ニ於テ又六大都市ノ一ッニナッテ居ル橫濱ニ斯樣ナ不完全ナ學校ハ速ニ廢止セラレンコトヲ希望スル次第デアリマス。

其次ハ市內十七小學校ニ家事科ノ教室ヲ新ニ拵ヘルコトデアリマスガ、當局ノ說明ニ依リマスト家事教室ノナイ學校ハ此教室ノアル附近ノ學校ノ教室ヲ併用スルコトニナッテ居マス。委

員會デハ甲乙ノ學校ニ家事教室ノ有ルノト無イノトアルコトハ面白クナイト思ヒマスカラ、高等科ノ生徒ノ居リマス學校ニハ全部平等ニ設備スルコトニ修正致シマシタ。

其次ハ講堂ヲ十校ニ設ケルト言フコトハ委員會ハ原案ヲ認メマシタ。之レニハ修正意見ガ保留シテアリマスカラ、追テ御提出ニナルト思ヒマス。次ハ小學校ノ移轉ノ爲ニ又ハ新設ノ爲ニ敷地ヲ選定スル件デアリマス。是ハ順序カラ申シマスト、小學校ノ敷地ハ初メ市デ定メテ縣ニ內申シ、其內申ニ依リマシテ知事カラ市會ヘ諮問スル順序ニナッテ居ルノデアリマス。ソレデ其豫定地ヲ豫メ委員ニ於テ調査シテ置クコトハ極メテ適切ナコトヽ考ヘテ居リマスガ、當局ノ說明ニ依リマスト此豫定地ハ單ニ方面ヲ示スダケデアルトノコトデスカラ、之レハ知事カラ市會ニ諮問アリマシタ時ニ調査シタ方ガ宜シカラウト言フ言明デアリマスカラ、敷地ノ調査ハ之レヲ見合セマシタ。(下略)

尙委員會は後更に左の如く訂正したり。

雨天體操場ト家事室ノ修正ハ矢張リ希望ニ止メテ置クコト。

講堂ノ削除ヲ取消ス、結局印刷物デ報告シタ通リトナル。

(ハ)市會の決議

市會にて家事教室と講堂の問題が極めて眞劍に論議されたり。乃ち

家事教室は高等科を設置せる必要學校に設くること。

講堂を十校に新設するを止めて各學校の雨天體操場を講堂に併用し得るやう建設すること。

等の意見もありたるが臨時委員の設けられたる時に審議することゝして、調査委員長報告通り決定せり。

(三)　復興豫算の更正

復興費不足額六百貳拾六萬貳千六百八圓を政府より借入るゝ豫定なりしが、四百萬圓に査定せられたる結果貳百貳拾六萬貳千六百八圓の缺陷を生ずるに至り、之れが爲に事業費の削減を行ひ豫算を更正する必要を生じたり。玆に夫々更正の經過を記述するは繁雜に失するを以て大正十四年十二月十八日臨時復興委員會の同意を得、其の後復興局の承認を得たる最後の更正豫算を掲記することゝせり。

(イ)教育施設豫算說明書(更正)

(甲)橫濱市立小學校復興計畫の基礎

一、計畫完成年度

五箇年計畫とし大正十三年度より著手し同十七年度を以て完成せしむ。

二、大正十八年四月現在豫想就學兒童數

總數　五七、五三〇人

尋常小學校　五一、三二二人

本數は市が調製したる將來各年度の人口增加豫想率に準據し大正十二年十二月末現在兒童數を基礎として算出したるものなり。

三、一學級兒童數

尋常小學校　六〇人

高等小學校　五〇人

高等小學校　六、二〇八人

四、完成年度に於ける學級總數

尋常小學校　八五六學級
高等小學校　一二四學級
計　九八〇學級

五、一學校學級數

殘存學校は現在の儘とし新築すべき學校は二十四學級を標準とし、土地の狀況により相當斟酌することゝし最大限三十二學級に至りて止む。

六、殘存小學校に對する方針

殘存小學校にして相當修理の上使用すべきもの及び增築をなせる教室數左の如し。

江吾田（普通六、特二）、壽（普通五、特別〇）、立野（普通一三、特別〇）、根岸（普通五、特別二）、磯子（普通一、特別〇）、太田（普通八、特別〇）、稻荷臺（普通八、特別〇）、青木（二）、谷右の內立野（普通五、特別〇）、根岸（普通一、特別二）、磯子（普通一、特別〇）、太田（普通八、特別〇）、稻荷臺（普通八、特別〇）

右四校には震災善後費を以て增改築を行ひ上記の教室を增加す。

江吾田（普通六、特二）、稻荷臺（普通八、特別〇）

右二校には復舊費を以て夫々上記の教室を增築す。

七、新築すべき學校教室の計算

1. 完成年度に於ける所要普通教室數　九八〇
2. 殘存小學校によりて得らるべき普通教室數　二一七

江吾田一八（特三）、壽二五（特三）、立野二〇（特三）、根岸一九（特三）、磯子二二（特三）、太田二四（特三）、一本松二二（特三）、稻荷臺二八（特三）

3. 新設を要すべき普通教室數　七六三
4. 實際新築する校數三十一校（但內二十九校は普通教室二十四室、二校は同三十二室、計七六〇室）

（備考　校數三十一校は復興局より指示せられたる數なり）

八、特別教室の種類及數

新設各學校には左の特別教室を設置するものとす。

一、理科教室　一、手工教室　一、裁縫教室　一、唱歌室　一、教具室　一、雨天體操場兼講堂　外に作法室は宿直室及應接室を兼用す。

（乙）教育施設復興費

一、復興計畫として新築すべき小學校は左の如し。

横濱、老松、南吉田、日枝、平樂、戸部、西前、宮谷、子安、本牧、北方、大岡、花咲、吉田、石川、元街、大鳥、東、道場、川外、南太田、御所、西平沼、岡野、神奈川、浦島、幸ヶ谷、栗田谷、向、瀧頭、蒔田、計三十一校

前記三十一校は全部鐵筋コンクリート建とし同一の雨天體操場兼講堂を設く。

（甲）復興費

（ロ）教育施設復興計畫實施設計修正要領

一、殘存小學校の雨天體操場兼講堂は復舊費に組替へ復興費より削除す

一、地均工事費二四二、九五八圓を約一割二分增して二七二、五五二圓に改む

一、舊設計の本館建築費坪當り二〇七圓を二〇〇圓に改め一校當り建築費二四一、五六二圓を二三四、二五〇圓に改む
一、舊設計の木造七校は之を全部鐵筋混凝土建に改む
一、舊設計の木造雨天體操場兼講堂二十六個は全部鐵筋混凝土建に改め建坪四十五坪を增加す
一、專用講堂五個は之を廢止し其所屬學校の雨天體操場を雨天體操場兼講堂となし、建坪四十五坪を增加す
一、現在の兒童分布及將來の發展に鑑み浦島、大岡の二校は二十四學級規模を三十二學級規模に改む
一、戶部、吉田、元街、日枝、岡野、神奈川の六校には敎室一個宛增築す
一、舊設計設備費、鐵筋混凝土校一校當り（二十四校）三八、〇〇〇圓、木造校一校當り（七校）一五、三一八圓を共に三四、七五八圓に改む
一、復興小學校全部三十一校に對して同一の運動場鋪裝を行ひ暖房裝置を爲す

（乙）復舊費

一、浦島小學校敷地一、五三七坪、戶部小學校敷地六一八坪、橫濱小學校敷地五七〇坪を賣却することゝせり
一、西前小學校敷地賣却は見合せたり
一、日枝第一小學校敷地は擴張道路となるべき一部を賣却し他は賣却を見合せたり
一、岡野（六四〇坪）二谷（一〇〇坪）根岸（一〇〇坪）稻荷臺（五〇〇坪）の各校に夫々掛孤內の敷地擴張を行ふ
一、薄弱兒童救濟施設のため二ノ谷に山林約四、〇〇〇坪を購入す
一、常設水泳場設置のため磯子電車停留場附近に敷地一、九〇〇坪を購入す
一、現在の兒童分布及將來の發展に顧み稻荷臺、江吾田の各殘存小學校に木造普通敎室八室宛增築す
一、橫濱小學校の敷地として約三、一〇〇坪を購入し內約一、一〇〇坪は商業專修學校及敎員講習所其他の用地に充て校舍を建築す
一、小學校用地の內適當の地を選び理科敎授上必要なる植物を栽植する中央敎材園を設置す
一、殘存小學校青木、根岸、二谷、一本松、江吾田、立野の六校には木造を以て雨天體操場兼講堂一二〇坪宛を建築す
一、殘存小學校全部十校には復興小學校と同樣に運動場の鋪裝をなし暖房裝置を行ふ（壽校は鋪裝を除く）
一、殘存小學校十校及復興小學校三十一校に講堂用椅子五〇〇脚宛を備付く

（八）復興費學校別工事費內譯（單位圓）

學校名又ハ移轉新築豫定地	舊校名	地均工事費	基礎工事費	運搬費	建築費	設備費	設計監督費	計
橫濱		—	四五、一〇〇	—	三四二五〇	三、三八五	—	三一〇、三五八
老松		一〇〇、〇〇〇	三一、八〇〇	一三、〇〇〇	三四二五〇	三、三八五	三、一〇八	三一〇、三五八
南吉田（第二）	南吉田（第四）	—	四五、一〇〇	—	三四二五〇	三、三八五	—	三一〇、三五八

新築校舎又ハ移轉改築ニ依ル敷地購入費	舊校舎拂下ニ依ル敷地購入費	上物移轉費	地均工事費	建築費	設備費	計
西戸江平日南老樹	西戸部田樂枝田松濱	西戸部田樂枝田松濱	西戸部田樂枝田松濱	西戸部田樂枝田松濱	西戸部田樂枝田松濱	西戸部田樂枝田松濱
吾吉	吾吉	吾吉	吾吉	吾吉	吾吉	吾吉
前	前	前	前	前	前	前
第二十二章	第二十二章	第二十二章	第二十二章	第二十二章	第二十二章	第二十二章
教育事業（二）	教育事業（二）	教育事業（二）	教育事業（二）	教育事業（二）	教育事業（二）	教育事業（二）
新築校舎又ハ移轉改築ニ依ル敷地購入費	舊校舎拂下ニ依ル敷地購入費	上物移轉費	地均工事費	建築費	設備費	計
西戸江平日南老樹	西戸部田樂枝田松濱	西戸部田樂枝田松濱	西戸部田樂枝田松濱	西戸部田樂枝田松濱	西戸部田樂枝田松濱	西戸部田樂枝田松濱
吾吉	吾吉	吾吉	吾吉	吾吉	吾吉	吾吉
前	前	前	前	前	前	前

（二）復舊費學校別工事費内譯單位圓

神	浦	幸	向	栗	商	瀦	時	向	栗	幸	浦	神
奈	川	谷	島	谷	頭	田	谷	島	川	奈		
		新	新	新	業	設	設	設	設			
計												
監												
督												
費												
三五、〇〇〇		一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇		三五、〇〇〇

| | | |

し大正十四年二月左の通り市會の議決を經たり。

科目	追加豫算額
圖書館費	五〇五、三〇〇
一、復舊費	三四九、一〇〇
二、敷地費	一五六、二〇〇

附記

災前集められたる寄附金拾五萬六千貳百圓を加へ計五拾萬五千參百圓を追加豫算として計上で、參拾四萬九千百圓を圖書館竝に其の別館たる震災記念館の建設費に充當する事とし、之れに對して土木費を復興豫算として融資を受くる事に決定したるものを更に災害土木費として別に融資を受くる事となり、其結果財源に若干の餘裕を生ずるに至りしを機として政府當局の諒解を得て土木費を復興豫算として融資を受くる事に決定したるものを更に災害土木費として別に融資を受くる事となり、其結果財源に若干の餘裕を生ずるに至りしを機として政府當局の諒解を得

とならずして甚だ遺憾としたり。然るに恰もよし大正十四年二月本市が災後帝都の一部として大正十五年六月左の通り市會の議決を經たる前の圖書館寄附金の利子參萬四千四百七拾九圓を追加し、此に贈入せる敷地費を除き總額を四萬六千八百拾九圓に更正し、此内拾四萬八千四百八拾圓を震災記念館建設費に充當すること、して大正十五年六月左の通市會の議決を經たり。

種目	豫算額	更正追加豫算額	増減
圖書館費			
一、復舊費	四五〇、四〇〇	四五六、九〇〇	六、五〇〇
二、敷地費	四五〇、四〇〇	四五六、九〇〇	六、五〇〇

附記

其後兵庫縣知事よりの指定寄附金參萬圓竝山下龜三郎氏外二名の指定寄附金壹萬貳千圓及災

第三十二章　教育事業　(二)

本町外十三箇町區の經營に係る橫濱商業學校及其經營に伴ふ總ての事業は大正五年九月二十

(ロ)　商業學校運動場新設費

種目	豫算額	更正追加豫算額	増減	附記
二、敷地費	六、六〇〇			
一、復舊費	四五〇、四〇〇	四五六、九〇〇	六、五〇〇	
二、敷地費	六、六〇〇			
計	△三、九〇〇	△三、九〇〇		

○土地買收費　一千二十二坪五合六勺　一坪八拾圓ノ割　計四拾壹萬五千拾四圓

○設計監督費　壹萬六千九百六拾四圓

○補足費　五千貳百七拾圓

○圖書購入費　貳千貳萬圓

○藥品費　四千圓

○吸房費　六萬九千八百圓

○電燈給水其他設備費　壹萬七千圓

○地均工事費

○別館建築費　鐵骨造平家建四拾五坪、一坪百五拾圓、六拾五坪、一坪千七百五拾圓

○別館建築費　鐵骨造平家建四拾五坪、一坪貳百參拾圓　參千貳百參拾圓

○別館二階建　四百三十五坪五合、一坪貳百六拾圓、拾壹萬參千貳百參拾圓

○本館建築費　鐵筋コンクリート造三階建六百坪、一坪貳百七拾圓、拾六萬貳千圓

九日區會の決議に依り左の條件を附して本市に譲渡する申出ありしを以て市は大正六年三月之を引繼ぎたり。

○譲渡條件

本町外十三ケ町區ノ經營ニ係ル教育事業ノ發展ヲ企圖シ其ノ財産竝ニ營造物ヲ左ノ條件ヲ以テ横濱市ニ譲與スルモノトス。

一、横濱商業學校及横濱商業補習學校ノ組織ヲ改メ高等商業ト爲シ又ハ新ニ高等商業學校ヲ設クル場合ニ於テハ之ニ充當スル外同校附屬財産トシテ永久ニ保存シ其ノ收益ハ校費以外ニ使用セザルコト。

復興計畫に依る商業學校は設備も完成するを以て此際其の組織を變更することゝし、同校の基本財産附屬地中住吉町、相生町中の宅地百三十一坪四合九勺を、多年同校に貢獻せる前校長の遺族美澤家に贈呈し、殘地千百七十九坪八合九勺九才を賣却して之を財源とし同校隣接地を買收して運動場を新設するため左の通市會の議決を經たり。

○市第一二八號議案

横濱商業學校敷地擴張ノ爲メ左記市有土地ヲ賣却スルモノトス、但シ賣却價格ハ市參事會ニ於テ之ヲ議決スルモノトス

大正十三年十二月二日

提出者　横濱市長　渡邊勝三郎

記

所屬地	地番	坪數
辨天通一丁目	一三	九坪・七二〇
太田町五丁目	八四	一四・四三〇
戸部町一丁目	一四	三五・〇四〇
相生町六丁目	九五	四二・〇二〇
相生町六丁目	九五	五二・九二〇
住吉町六丁目	八四	一八八・六二〇
住吉町六丁目	八四	七五・五八四
計		七六一・五六五

歳入

科目	既定豫算額	追加豫算額	合計	附記
款				
項				
目				
財産賣却代				
土地賣拂代		一四、一七円	一四、一七円	
土地賣拂代		一四、一七	一四、一七	
計		一四、一七	一四、一七	

歳出（臨時部）

科目	追加豫算額	既定豫算額	追加豫算額	合計	附記
款	種目				
項					
九、橫濱商業學校費					
一、運動場新設費	一四、一七四円		一四、一七四円	一四、一七四円	○敷地購入費金拾萬四千圓 ○地上物件補償費金壹萬貳千九拾圓 ○地均工事費金九千八百五圓 ○設備費金壹萬五千貳百七拾六圓 ○雜費及補償費金六千六圓 計金拾四萬七千百七拾七圓
	一四、一七四		一四、一七四	一四、一七四	
一、運動場新設費					

第二十三章　教育事業（二）

五　復興復舊事業の實際

イ　市立小學校

(一)　實施上特に考慮せる事項

(1)　計畫の基礎

本事業は大正十三年度に著手し同十七年度末(昭和三年度末)に完成さるゝものにして、完成の翌年度始め即ち大正十八年度の四月の就學豫想兒童數五萬七千五百三十人を收容し得る計畫に依る。而して一學級の兒童數は尋常六十人高等五十人とし九百八十學級を生ず。

此豫想兒童數は前揭「本市人口增減豫想率」に準據して算出せるものにして人口の一割二分九厘(之れは累年の平均率なり)を兒童數と推定せるものとす。實際に於ける兒童數增加の模樣を見るに累年豫想數と實際數とは殆んど一致し、昭和三年十二月の豫想數は五萬七千百十四人なるに對し實際數は五萬七千四百六十六人なり。

斯くの如く豫想數と實際數と大體に於て一致せるは不思議とも痛快とも感せらるゝなり。今兩者の比較を示せば次の如し。

○復興計畫に於ける各年度推定就學兒童數と其實數との比較

年月	各年度推定人口	各年度就學兒童數	備考
大正十二年十二月	二九八、〇〇〇	三八、六六六	
大正十三年十二月	三五七、〇〇〇	四六、〇四一	
大正十四年十二月	三九三、〇〇〇	五〇、六四五	
大正十五年十二月	四一七、〇〇〇	五三、六八三	
大正十六年十二月	四三四、〇〇〇	五五、八三〇	昭和二年十二月
大正十七年十二月	四四四、〇〇〇	五七、一一四	昭和三年十二月
大正十八年　四月	四四七、〇〇〇	五七、五三〇	昭和四年四月、復興完成後ノ第一年度始メ

(2)　敷地の擴張

本市小學校の敷地は頗る狹隘なりしため災前より擴張の必要を切實に感じたり。復興計畫完成後も兒童增加のため校舍增築の必要に迫らるゝことは明かなる事實なるを以て、此際に於て增築の餘地を存し置く必要もあり、且は從來の敷地が借地にして移轉と同時に新に土地を購入すべきもの、或は從來の敷地が不整形にして建築上支障あるため、相當擴張を必要とするもの等もありしを以て、前記四百六十九萬餘圓にて敷地の擴張を圖れり。斯くして買收したる敷地總坪數は八萬五千三百五十坪にして、災前の五萬四千三百四十五坪は一躍して十一萬七千六百六十六坪餘となり、一校平均千五百九坪は二千八百六十九坪九となれり。其買收單價は總平均四拾壹圓八拾九錢餘にして大都市としては破格の安價なり。元來橫濱の地所は他の都市に比して一般に安價なれども、學校敷地が特に安價に買收し得たるは一には震災直後に一擧大部分の買收を終へたると土地所有者が敎育施設に理解を以て安價に提供せられし結果に外ならずと謂ふを得べく、又一には之れに關係せる用地係の苦勞も多とせざるを得ず。

(3)　建築坪數

一校の建築坪數は復興局の計畫によれば一千百坪にして坪當り單價三百圓の豫算なりしが、實施設計に於ては一千三百十二坪五合とせり。災前の全市小學校の總建坪は三萬七百三坪なりしが、復興完成後は四萬六百八十九坪となれり。

(4)　校數の增加

震災前の本市小學校は三十六校なりしが震災と共に其大部分は燒失若くは潰滅し、僅に五校は修繕の上使用に堪ふるを見極めたるを以て當時復興院の通牒に對して此事實を報告したりしが復興院にては之に基き燒失全潰の三十一校を復興する計畫を樹てられたり。然るに本市は災前已に敎室の大不足を告げ二部敎授に苦み、之を救濟せんが爲に五百三十萬圓を以て四校改築六校新築十校增築の計畫を樹て、起債認可申請中大震災に遭遇せるものにして、全潰又は燒失したる三十一校を復興するのみにては復興完成の曉には再び敎室不足の苦境に陷るべきは明かなり。されば此事情を縷陳して計四十一校を復興して計四十六校を得らるゝ樣要請せしも政府當局の容るゝ所とならざりき。已むなく前述せる五校の殘存校以外に倒潰學校中に就き更に五校を選び之に大修繕を加へて存續せしむることゝせるを以て、結局殘存十校復興三十一校計四十一校となり震災前の三十六校に比し五校を增せり。此五校は新に敷地を索めて新設するものにして、幸ヶ谷栗田谷、蒔田、瀧頭、間門即ち之れなり。

(5)　學校の位置

學校の位置は成る可く市街の周圍部の高燥地を選ぶことゝせり。從來の學校は低地にして人家密集の地に建てられたるもの多かりしが之は兒童の通學上には便利なれども、左記の不利あり。乃ち

1、兒童の衛生上不可なること

2、環境の喧騒は兒童の學習上及精神陶冶上惡影響を及ぼすこと多きこと

3、土地高價にして廣濶なる校地を得るに困難なること

等を考慮し努めて前記の方針に副ふべく選定せり。既設學校中從來低地に在りしものを高臺に移せるものには子安、浦島、西戸部東、北方等あり。從來高臺に在りしものを其位置に又は他の高地に選びしものに、戸部、老松、石川、平樂元街、青木等あり。又高臺に新設せるものに幸ケ谷、栗田谷等あり。

(6)　一校の規模

一校の大きさを二十四學級規模とせり。教育の理想より言へば一校の學級數は極端ならざる限り少きを可とするも、經濟上より言へば成るべく多くするを可とす。我國の法規にては最多を二十四學級とせる關係も有るを以て、本市は二十四學級規模を標準とせり。但し大岡、浦島の二校は兒童數多きを以て特に三十二學級規模とせり、尤も何れの學校も必要に應じて何時にても規模を大にすることを得しめたり。

(7)　敷地の面積

一校の敷地面積は二千五百坪以上とせり。新に校地を選定したるものは勿論從來の校地を使用する計畫のものも之を標準として擴張せり。二千五百坪とせる根據は次の如し。即ち建物を以て塞ぐ地坪は二十四學級規模の鐵筋三階建にては五百七十七坪五合なり。而して一學級平均を六十人として將來三十二學級に增加せる曉には兒童數千九百二十人となり、文部省が嘗て示せる設備準則の運動場面積限度一人當り一坪を標準とすれば、運動場の所要面積は千九百二十坪にして、合計二千四百九十七坪五合なるを以て之を切り上げて二千五百坪としたるなり。

今回の計畫により最も廣き小學校は七千七百三十二坪にして、最も狹きものは千九百八十坪、平均二千八百六十九坪なり。之が爲災前兒童一人當り屋外運動場面積は四合九勺なりしも、復興完成後は一坪一勺となり、更に屋上運動場及屋內體操場を加ふれば、一坪二合九勺となるべし。本邦大都市中斯くの如き廣き運動場を有するは全く類例なきことにして本市兒童の最も幸福とする所なり。

(8)　敷地の形狀と其使用法

敷地は南北に長く長方形に採り之を南北に切半して北部の一半に凹字形の校舍及屋內體操場を建築し、中央の空地は中庭として底園を設け、南部の一半約千二百坪は之を屋外運動場とせり。校地の四圍には柵を圍らし、所々に出入口を造り、校舍を配置せる一半と運動場とは交錯せしめざるやう、努めて區分し、運動場の周圍部には樹栽を行ふと共に體操機械を据え付けたり、屋內體操場に接近せる部分にはタークレー又はビチユマルスを以て鋪裝を行ひ、爾餘の部分にトラック其他運動設備を設くることゝせり。

南部の一半を運動場としたるは兒童の運動の際に十分日光に浴せしめ、且つ冬季間校舍を以て北風を遮り自由に運動せしめ得んが爲なり。中庭を始め空地を利用し努めて綠化を圖りたるは兒童の衛生を考慮し、精神的に趣味と慰安とに資せんが爲なり。綠樹が精神を和らげ、慰安を與へ疲勞を醫するに効果あることは何人も認むる所なるも、都市の兒童は此恵みを受くること極めて少なく、殊に震火災に依りて焦土と化したる本市に於ては一層其の切實なるを覺ゆ、人心動もすれば荒まむとする都人士に對しては綠樹は少なからざる効果を與ふるものと信ず。校舍を配置せる部分と屋外運動場とを區分して成るべく交錯を避けたるは運動場を市民に開放する場合、校舍内に入るを避けしむるが爲なり。運動場の一部を鋪裝したるは本市は氣候と土質の關係上塵埃の飛散すること多き爲之を防ぎ、又降雨あるも其の止むと同時に直ちに使用するを得さしめんがため且は兒童の履物を損ずることも勘なからしめんが爲にして、一部を自然地とせるは都市兒童は一般に自然の土に接觸する機會少なく、衛生上、健康上農村の兒童に比し頗る不幸なるため之を救濟ずる意味に於て特に自然地を一部に存しトラックの如きも此部分に設くることゝせり。

以上は大體の標準を述べたるものにして校地の地形竝に面積の都合等に依りては夫々異るべきものなり。

(9)　地震火災に對する設備

今回の大震火災に鑑み、設備上注意を拂ひたる點多し、就中重なる事項は、

(イ)　建築物は總て鐵筋コンクリート建とせること。

(ロ)　建築物の配置を方形又は之に近く採りたること。之れ振動に堪えしむる爲なり。

(ハ)　基礎工事を強固ならしめたること。低地に建築する學校は此點に最も意を用ひペデスタル又は松杭打とし、工事費の約五分の一は之に費せり。

(ニ)　校舍は三階を限度とし、夫れ以上高くせざることゝす。之れ一には昇降に多くの時間を空費せしめざる考慮に基くも、又一には校舍を一の塊狀建築物とし見る場合に於て低き程上部の振幅小にして地震に對する憂少なきのみならず、萬一の場合兒童を高所に置くの不安なるを信じたるに因る。尤も幸ヶ谷校のみは土地の關係上一部を四階建とす。

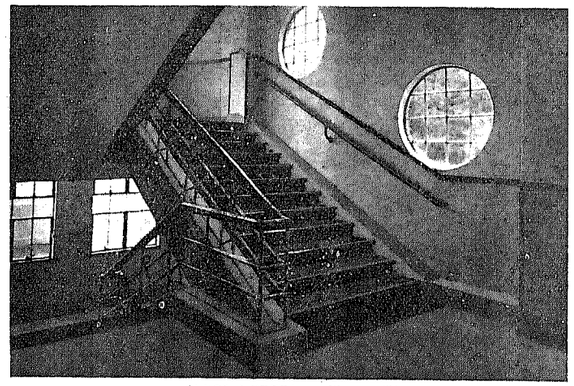

階　段（聞門小學校）

(ホ)　一校には三箇所の階段を設けしが其の中一箇所は斜路（スロープ）とせり。從來の例に徴するに非常の場合に於て其の災害の原因たる火災又は地震に依りて受くる

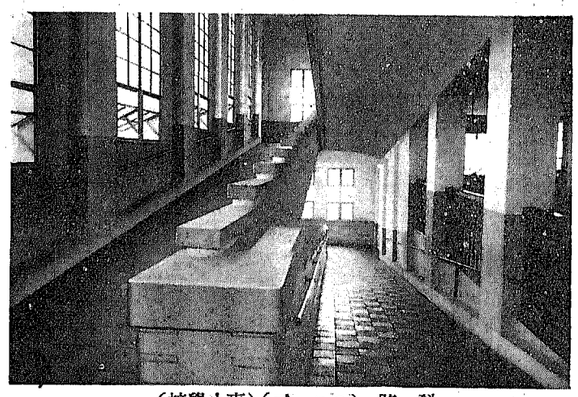

斜　路（スロープ）（東小學校）

南部の一半を運動場としたるは兒童の運動の際に十分日光に浴せしめ、且つ冬季間校舍を以て北風を遮り自由に運動せしめ得んが爲なり。中庭を始め空地を利用し努めて綠化を圖りたるは兒童の衛生を考慮し、精神的に趣味と慰安とに資せんが爲なり。綠樹が精神を和らげ、慰安を與へ疲勞を醫するに效果あることは何人も認むる所なるも、都市の兒童は此惠みを受くること極めて少なく、殊に震火災に依りて焦土と化したる本市に於ては一層其の切實なるを覺ゆ。人心動もすれば荒まむとする都人士に對しては綠樹は少なからざる效果を與ふるものと信ず。校舍を配置せる部分と屋外運動場とを區分して成るべく交錯を避けたるは運動場を市民に開放する場合、校舍内に入るを避けしむるが爲なり。運動場の一部を鋪裝したるは本市は氣候と土質の關係上塵埃の飛散すること多き爲之を防ぎ、又降雨あるも其の止むと同時に直ちに使用するを得さしめんがため且は兒童の履物を損ずることも尠なからしめんが爲にして、一部を自然地とせるは都市兒童は一般に自然の土に接觸する機會少なく、衛生上、健康上農村の兒童に比し頗る不幸なるため之を救濟ずる意味に於て特に自然地を一部に存しトラックの如きも此部分に設くることゝせり。

以上は大體の標準を述べたるものにして校地の地形竝に面積の都合等に依りては夫々異るべきものなり。

(9)　地震火災に對する設備

今回の大震火災に鑑み、設備上注意を拂ひたる點多し、就中重なる事項は、

(イ)　建築物は總て鐵筋コンクリート建とせること。

(ロ)　建築物の配置を方形又は之に近く採りたること。之れ振動に堪えしむる爲なり。

階　段（間門小學校）

(ハ)　基礎工事を強固ならしめたること。低地に建築する學校は此點に最も意を用ひペデスタル又は松杭打とし、工事費の約五分の一は之に費せり。

(ニ)　校舍は三階を限度とし、夫れ以上高くせざることゝす。之れ一には昇降に多くの時間を空費せしめざる考慮に基くも、又一には校舍を一の塊狀建築物とし信じたるに因る。尤も幸ヶ谷校のみは土地の關係上一部を四階建とす。

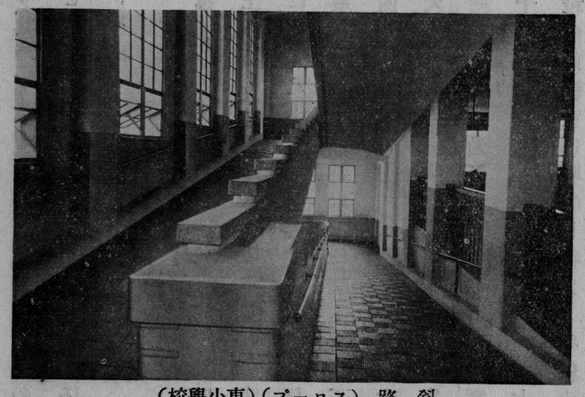

斜　路（スロープ）（東小學校）

(ホ)　一校には三箇所の階段を設けしが其の中一箇所は斜路（スロープ）とせり。從來の例に徴するに非常の場合に於て其の災害の原因たる火災又は地震に依りて受くる

害よりも、兒童が急遽階段に殺到する爲、蹉き倒れ折り重なり、其の下敷となりて負傷するもの甚だ多きを見る。之等は昇降所が階段式なるに原因すること多きものにして若し斜路なるときは縱令夜間の非常時にても前記の憂はなかるべし。

(10)　普通教室の坪數

普通教室の坪數を少なくし、十六坪八合七勺五才とせり、從來我國の標準設備は一教室、二十坪(四間、五間)にして、優に八十人を收容し得るものなり、八十人は法令上認められたる最大限度なれば場合によりては八十人を收容する場合もあるべし。されど事實に於て八十人を收容することは極めて稀なることなり。此の稀に起る場合を豫想して總ての教室の廣さを必要以上に設くるは不經濟なり。況んや教育の理想として一學級人員を三十人乃至四十人を適當とする今日に於てをや。全國各郡市の一學級平均を見るに五十人乃至五十五人を大多數とす、横濱市の六十一人は寧ろ異數の例なるが、それにても六十五人以上の學級は一校平均三箇學級に過ぎず。されば此事實に基き一教室は六十四人を收容し得る方針の下に前記の如く十六坪八七五とす。即ち幅三間七分五厘(外に一間二分五厘を廊下とす)長さ四間半なり。尤も一校中此教室に收容し得ざる學級のために三教室は幅三間七分五厘、長さ五間とせり。此實施計畫によりて從來の校舍に比し一教室二坪半、一校二十一教室にて五十二坪半を節約し得たるものにして、教室としては三教室餘を增し得べく、金額として壹萬五六千圓を節約し得たるものなり。

(11)　普通教室以外の室

普通教室以外に特別教室としては理科、手工、裁縫、唱歌の四室を設け、唱歌室以外は皆其の準備室を設く。教室以外には職員室、應接室、宿直室、乘作法室、教具室、醫務室、夜學職員室、屋內體操場、乘講堂、洗體室等を設けたり。

(12)　裁縫室及作法室の改善

從來我國の裁縫室には疊敷によるものと机椅子によるものとの二樣ありて一長一短あるを免れざりき。前者は我國の實際生活に適合せしむると言ふ理由もあれど一には作法室に乘用の意味も强かりしなり。併し裁縫教授自體より言へば疊敷は兒童を跪坐せしめ、上體を前下方に曲げて作業せしむるため、衞生上宜しからざるのみならず、教師の指導上に於ても不便尠なからず。故に作法練習室の問題を解決し得れば机椅子に依るを得策とするは論を俟たざる所なり。されば本市に於ては新しき試みとして作法室を宿直室と乘用せしむることゝし、宿直室を改善して廣さを增し、次の間付として玄

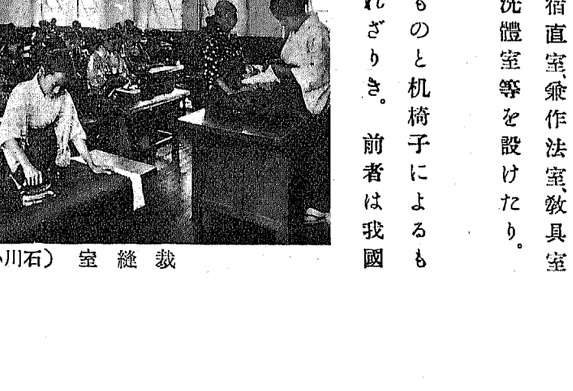

作法室（日枝小學校）

裁縫室（石川小學校）

害よりも、兒童が急遽階段に殺到する爲、蹉き倒れ折り重なり、其の下敷となりて負傷するもの甚だ多きを見る。之等は昇降所が階段式なるに原因すること多きものにして若し斜路なるときは縱令夜間の非常時にても前記の憂はなかるべし。

(10)　普通教室の坪數

普通教室の坪數を少なくし、十六坪八合七勺五才とせり、從來我國の標準設備は一教室、二十坪（四間、五間）にして、優に八十人を收容し得るものなり、八十人は法令上認められたる最大限度なれば場合によりては八十人を收容する場合もあるべし。されど事實に於て八十人を收容することは極めて稀なることなり。此の稀に起る場合を豫想して總ての教室の廣さを必要以上に設くるは不經濟なり。況んや教育の理想として一學級人員を三十人乃至四十人を適當とする今日に於てをや。全國各都市の一學級平均を見るに五十人乃至五十五人を大多數とす、橫濱市の六十一人は寧ろ異數の例なるが、それにても六十五人以上の學級は一校平均三箇學級に過ぎず。されば此事實に基き一教室は六十四人を收容し得る方針の下に前記の如く十六坪八七五とす。即ち幅三間七分五厘（外に一間二分五厘を廊下とす）長さ四間半なり。尤も一校中此教室に收容し得ざる學級のためには三教室は幅三間七分五厘、長さ五間とせり。此實施計畫によりて從來の校舍に比し一教室二坪半、一校二十一教室にて五十二坪半を節約し得べく、金額として壹萬五六千圓を節約し得たるものにして、教室としては三教室餘を增したるものなり。

(11)　普通教室以外の室

普通教室以外に特別教室としては理科、手工、裁縫、唱歌の四室を設け、唱歌室以外は皆其の準備室を設く。教室以外には職員室、應接室、宿直室、兼作法室、教具室、醫務室、夜學職員室、屋內體操場兼講堂、洗體室等を設けたり。

(12)　裁縫室及作法室の改善

從來我國の裁縫室には疊敷によるものと机椅子によるものとの二樣ありて一長一短あるを免れざりき。前者は我國の實際生活に適合せしむると言ふ理由もあれど一には作法室に兼用の意味も强かりしなり。併し裁縫教授自體より言へば疊敷は兒童を跪坐せしめ、上體を前下方に曲げて作業せしむるため、衞生上宜しからざるのみならず、教師の指導上に於ても不便尠なからず。故に作法練習室の問題を解決し得れば机椅子に依るを得策とするは論を俟たざる所なり。市に於ては新しき試みとして作法室を宿直室と兼用せしむることゝし、宿直室を改善して廣さを增し、次の間付として玄

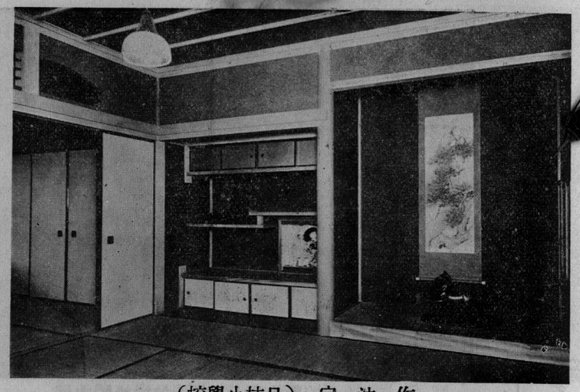

作法室（日枝小學校）

裁縫室（石川小學校）

關式臺に相當する設備を行ひ、床、遠ひ棚、襖等總て日本式家屋に擬し、其隣室を洋風應接室とせり。之に依りて宿直室にては坐禮教授を行ひ、應接室にては立禮の練習を行ふことを得べし。

(13)　屋内體操場兼講堂、附洗體室

屋内體操場兼講堂（石川小學校）

屋内體操場と講堂とは夫々目的を異にするを以て經費の許す限り別々に建築するを上策とす。然れども之が許されざる場合兩者兼用せしむるに當つては一段の工夫を要するものあり。本市は曩に復興計畫を樹つるに當り講堂十個を建設する豫定なりしが其の後改めて全小學校に屋内體操場兼講堂を設くることし、其廣さを百八十七坪（内三十坪は附屬設備用）とせり。而して兩者兼用の場合、天井及床を張るべきや否やは頗る問題なりしが、研究の結果天井は張らず床を張ることゝせり。天井を張らざるは多數兒童の活動すべき室なるを以て空氣容量の多きを要するは勿論、屋根裏により音響の自然調節器を利用せんが爲なり。床を板張りとせるは運動に際しては或程度の彈力を保たしめ、講話に當りては溫き感を起さしめむとするものにして實驗の結果は共に良好なり。講堂としては椅子を要し、屋内體操場としては之を要せず。此兩者を調和せしむる爲に特に考案せる折疊椅子五百脚宛を備へ付け、平常は隣室の倉庫に格納し、講堂として使用する場合に配置することゝせり。

屋内體操場の隣室に洗體場を設け固定洗面所三十箇所を取付けたり。又シャワーも設備することを得べし。之れ體操運動によりて汗ばみたる身體を洗拭せしむる設備なり。

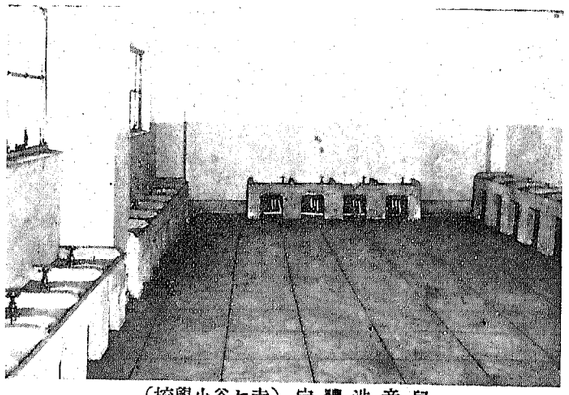
兒童洗體室（幸ケ谷小學校）

(14)　手工準備室と動力設備

從來手工教授に際して困難を來せるは、實習材料を所要の大さとして供給する準備なく、教師は之れが爲多大の時間と勞力とを費したり。各小學校に動力設備を施したるは之等の不便を補ひ短時間に材料の準備を可能ならしむるためにして、帶鋸機、研磨機、穿孔機、ミシン鋸機、鉋機（若くは旋盤）の五種機械を備へ付けたり。昭和二年度より高等科に工業科を課するに至れるを以て其の用途は一層增加せり。

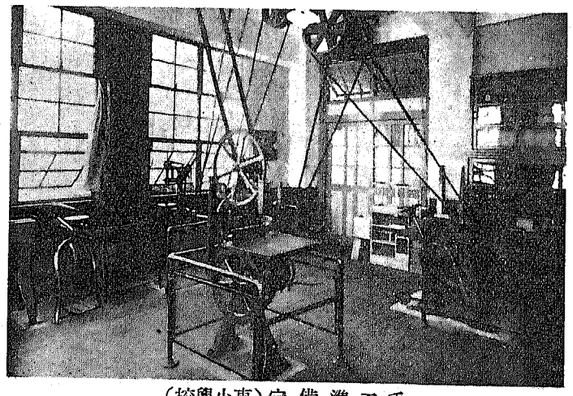
手工準備室（東小學校）

(15)　理科室の設備

關式臺に相當する設備を行ひ、床、違ひ棚、襖等總て日本式家屋に擬し、其隣室を洋風應接室とせり。之に依りて宿直室にては坐禮教授を行ひ、應接室にては立禮の練習を行ふことを得べし。

(13)　屋內體操場兼講堂、附洗體室

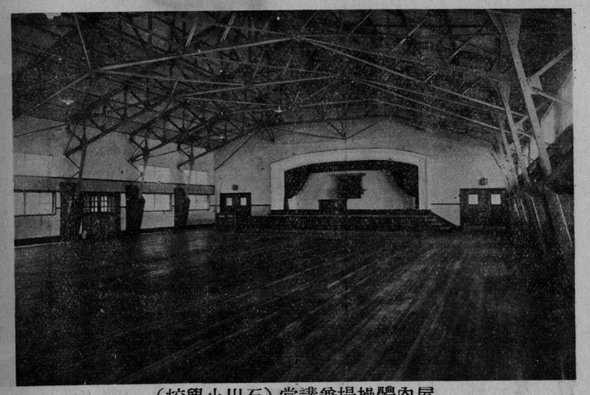
屋內體操場兼講堂（石川小學校）

屋內體操場と講堂とは夫々目的を異にするを以て經費の許す限り別々に建築するを上策とす。然れども之が許されざる場合兩者兼用せしむるに當つては一段の工夫を要するものあり。本市は曩に復興計畫を樹つるに當り講堂十個を建設する豫定なりしが其の後改めて全小學校に屋內體操場兼講堂を設くることし、其廣さを百八十七坪（內三十坪は附屬設備用）とせり。而して兩者兼用の場合、天井及床を張るべきや否やは頗る問題なりしが、研究の結果天井は張らず床を張ることゝせり。天井を張らざるは多數兒童の活動すべき室なるを以て空氣容量の多きを要するは勿論、屋根裏により音響の自然調節器を利用せんが爲なり。床を板張りとせるは運動に際しては或程度の彈力を保たしめ、講話に當りては溫き感を起さしめむとするものにして實驗の結果は共に良好なり。講堂としては椅子を要し、屋內體操場としては之を要せず。此兩者を調和せしむる爲に特に考案せる折疊椅子五百脚宛を備へ付け、平常は隣室の倉庫に格納し、講堂として使用する場合に配置することゝせり。

屋內體操場の隣室に洗體場を設け固定洗面所三十箇所を取付けたり。又シヤワーも設備することを得べし。之れ體操運動によりて汗ばみたる身體を洗拭せしむる設備なり。

(14)　手工準備室と動力設備

從來手工教授に際して困難を來せるは實習材料を所要の大さとして供給する準備なく、教師は之れが爲多大の時間と勞力とを費したり。各小學校に動力設備を補ひ短時間に材料の準備を可能ならしむるは之等の不便なしたるためにして、帶鋸機、研磨機、穿孔機、ミシン鋸機、鉋機（若くは旋盤）の五種機械を備へ付けたり。昭和二年度より高等科に工業科を課するに至れるを以て其の用途は一層增加せり。

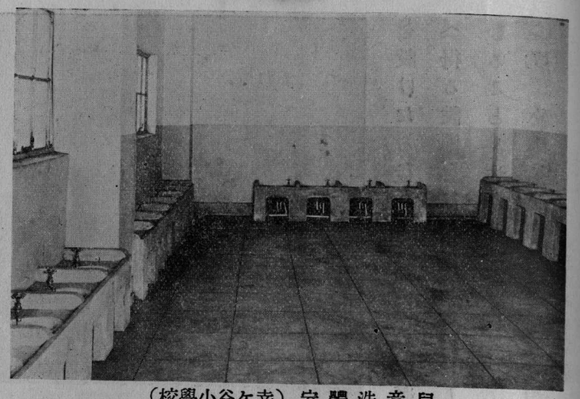
兒童洗體室（幸ケ谷小學校）

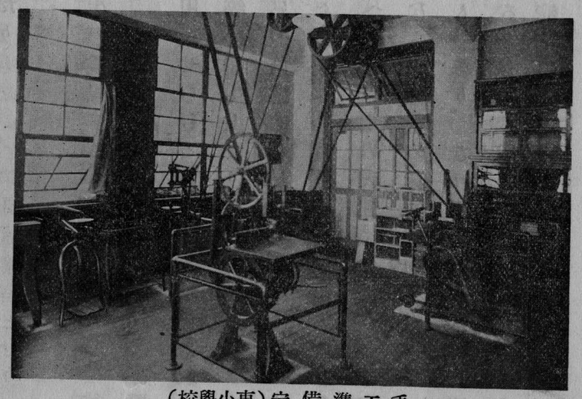
手工準備室（東小學校）

(15)　理科室の設備

理科室には電力、瓦斯、水道の設備をなし實驗を容易ならしめたり。

(16)　兒童昇降口の靴洗設備

學校管理上の大なる惱みは校舍內に於ける履物問題なり、衞生を重視するものは兒童をして往復途上に用ひし靴の儘にては絕對に校舍に入れしめざるあり。之が爲兒童は二種の履物を必要とす。極度に衞生を重視する學校にては更に運動場用履物を用意せしむるありて三樣の履物を必要とす、之等は衞生上より見れば當然のことならんも父兄の負擔は容易ならざるものあり。假に之を忍ぶとするも元來小學校にて履物を再三履き替へるは兒童の天性に合はざる不自然たるのみならず、兒童の身的活動を阻害すること夥しきものあり。されば兒童心身の直接關係を考ふるときは外履の儘昇校せしむるを良策とするも、斯くては忽ち校舍內を不潔ならしむるを以て之等を考慮して昇降口に靴洗場を設けたるなり。靴洗場は混凝土造の水槽中に鑄鐵製の簀子を架け常に其の上に一定の水を湛へ得る設備をなしたるものにして、兒童の登校するや短時間に靴を洗ひて其の儘校舍內に昇らしむることゝせり。

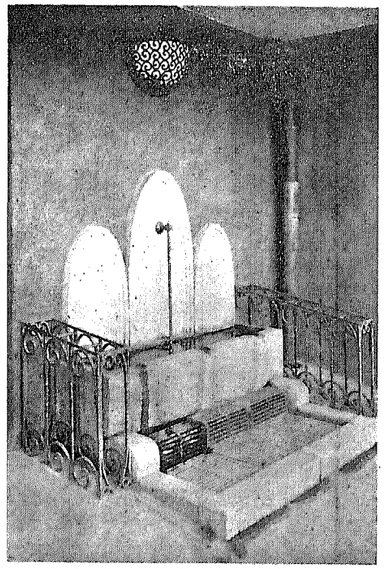

兒童昇降口ノ靴洗設備（橫濱小學校）

(17)　教具室

從來小學校にては教具室を特設せるものは殆んど稀なりき。然るに教授を具體化し、實際化し地方化し、現代化するには教具の力に依ること勘なからざるを以て本市に於ては各小學校職員に對して日常教授に必要なる教授用具の製作竝に蒐集を奬勵せり。之等製作蒐集せる教授用具を整理して其の利用に便する爲に特に教具室を設けたり。

(18)　夜學職員室

本市に於ては九箇所の小學校に補習學校、八箇所の小學校に青年訓練所を附設せり。然して之等夜間教育に從事する職員は必ずしも晝間學校の職員と同一ならざるを以て特別事務室を設けたるなり。

(19)　補習學校專用教室及教室の夜間利用

補習學校は大體小學校に附設せるも、小學校の設備には補習學校として最も必要なる簿記竝にタイプライター室を缺くを以て、補習學校附設の小學校には必ず其の專用教室一箇宛を設けたり。而して何れの小學校にても教室の夜間利用をなし得るやう十數箇の教室に照明設備をなせり。

(二)　敷地買收及地上物件移轉

(1)　學校敷地の選定

本市小學校建設の由來に徵するに、大正八、九年頃に於ける學校建設の方針は一校の普通教室を二十室乃至二十五室とし、其の敷地面積は千五百坪乃至千八百坪を限度とせり。三吉小學校の如きは土地所有者との取引關係上餘儀なく二千五百坪を買收したるも、其の內千七百坪を學校地とし殘八百坪を賣却する決議をなせる例もあり。其當時としては適當の措置と認められしならん

も、市は異常の發達を來し、市街地の追々擴張せらるゝに及びては、嘗て閑靜なりし校地も人家密集の地となり、其の廣さに於ても極めて狹小なりしのみならず、都市教育行政方面より見るときは一校の學級數を多くするを得策とする關係もあるため、從來の校地は益狹隘を告ぐるに至れり。されば災後に於ては前記の如く一校の敷地を二千五百坪以上とし、次に掲ぐる方針によりて敷地の選定を行へり。

(イ) 人口粗密の關係は大體災前同樣に復歸するものと想定して配置をなす。
(ロ) 從來教室不足を感じたる地方は之を補ふべき配置をなす。
(ハ) 集中式を排し散在式を採用す。
(ニ) 成るべく高臺を選定することを努めたるも人口の分布に願み稀に平地を選みたるもあり。
(ホ) 移轉費を減ずるため成るべく燒跡を選定す。
(ヘ) 從來の學校にして現存せるものは之を廢止せずして單に敷地の擴張をなす。但し全潰又は之に近きものにして此際其の敷地を放棄すべきものあり。

以上の方針の下に校地を物色したりしが全市曠野と化せるため其の選定は意の儘なるを得たり。一應の實地踏査を遂げ第一回の豫定地とせるものは次の如し。

1. 磯子舊校跡　2. 根岸舊校跡　3. 刑務所跡　4. 萬治病院跡
5. 大岡町中島　6. 蒔田町五反田　7. 清水耕地舊校跡　8. 初音町
9. 南吉田町六ッ目　10. 末吉町四丁目　11. 眞金町　12. 山田町一丁目
13. 平樂舊校跡　14. 江吾田舊校跡　15. 石川仲町　16. 壽舊校跡
17. 小田原町　18. 元町一丁目　19. 鷺山　20. 北方町泉
21. 大島舊校跡　22. 本牧舊校跡　23. 間門　24. 足曳町二丁目
25. 福富町二丁目　26. 住吉町、常盤町　27. 裁判所跡　28. 日出町一丁目
29. 野毛町二丁目　30. 一本松舊校跡　31. 伊勢町一丁目　32. 石崎町
33. 縣廳官舍跡　34. 西前舊校跡　35. 稻荷臺舊校跡　36. 淺間町追分
37. 平沼町二丁目　38. 岡野舊校跡　39. 東輕井澤　40. 青木舊校跡
41. 二谷舊校跡　42. 獵師町海岸寄　43. 鵜屋町　44. 神明町海岸寄
45. 浦島舊校海岸寄　46. 新子安燒跡

右は唐突の間に選定せるものなりしが、其後に於て震火災の辛き經驗に鑑み、且は兒童の環境等をも考慮して校地は出來得る限り市街周圍部の高燥地に選ぶこととし、更に校地の選定を行ひ敷度の變更を行ひしが最後に決定せる校地は次の如し。

1. 横濱(移轉)山下町　2. 老松(移轉)老松町
3. 南吉田(第一第二)南吉田町南四ッ目　4. 日枝(擴張)南吉田町南七ッ目
5. 平樂(擴張)中村町平樂　6. 江吾田(擴張)根岸町江吾田
7. 戸部(擴張)西戸部町反目　8. 西戸部(移轉)西戸部町池ノ坂
9. 宮谷(擴張)青木町東輕井澤　10. 子安(移轉)子安町溝下
11. 本牧(擴張)本牧町天德寺　12. 北方(移轉)北方町天沼
13. 大岡(移轉)大岡町中島　14. 本町(移轉)花咲町五丁目
15. 吉田(擴張)浪花町　16. 壽(擴張)翁町四丁目
17. 石川(移轉)中村町東　18. 元街(移轉)山手町
19. 立野(舊)根岸町立野　20. 大島(擴張)本牧町大島
21. 根岸(擴張)根岸町西芝生　22. 磯子(擴張)磯子町廣地

23. 東（移轉）南太田町東耕地
24. 三吉（舊）南吉田町南四ッ目
25. 共進（移轉）南吉田町西川外
26. 南太田（擴張）南太田町清水耕地
27. 太田（舊）西戸部町西中耕地
28. 一本松（舊）西戸部町一本松
29. 稻荷臺（擴張）西戸部町稻荷臺
30. 西前（擴張）西戸部町西前
31. 西平沼（移轉）西平沼町
32. 岡野（擴張）岡野町
33. 青木（舊）青木町反町
34. 二谷（擴張）神奈川町平尾前
35. 神奈川（擴張）神奈川町神明町
36. 浦島（移轉）大綱村白幡
37. 幸ケ谷（新設）青木町幸ケ谷
38. 栗田谷（新設）青本町栗田谷
39. 間門（新設）本牧町二ノ谷
40. 蒔田（新設）蒔田町井領田
41. 瀧頭（新設）根岸町廣地

（2）用地買收の經過

敷地の擴張又は移轉に要する用地買收竝に地上物件移轉は豫め市當局に於て詳細なる調査による見積價格を定め、後、與委員會の決定を俟つて實施せるものにして、數名の吏員を用地係とし專ら用地買收地上物件移轉の交涉に當らしめたり。

（イ）横濱小學校地

舊校地は貿易の中心地たる關係上之を避けて山下町に移轉することゝし大正十四年七月用地買收に著手し、山下町二百四十一番外八筆官有地千九百七十六坪二合八勺を買收して永代借地權を抹消し、大正十五和十一月地上物件移轉を完了す。

（ロ）老松小學校地

舊校地は狹隘にして擴張の餘地なきため之を圖書館敷地に移管し、十全醫院敷地たりし老松町一丁目一一一二番合併イ號外五筆二千九百七十七坪四合三勺を本校敷地に移管せり。

（ハ）南吉田小學校地

舊第二南吉田小學校地と舊第一南吉田小學校地とを合併して當校の敷地とせり。

（ニ）日枝小學校地

舊校地は狹隘なるを以て復興計畫に於ては末吉町七丁目に新敷地を豫定したるも同地居住者は之に反對を唱へ、市に對し大擧反對陳情をなす等運動激烈を極め、到底豫定計畫を實施し能はざるを以て、舊校地を擴張することゝし、南吉田町區有溜池を埋立て之を無償借入れ其中間に存在する民有地を買收し、兩者を合せて附屬運動場と爲すべく計畫を變更せり。而して其買收交涉を開始したるに、同地に於ても亦、敷地移轉期成同盟會を組織し、舊敷地に建設することを反對し、他に移轉せしむべく猛烈なる運動を起し、住民は大擧して屢々市に陳情をなせり。

市に於ては事情已むを得ず再び豫定を變更することゝし、舊敷地の西北なる南吉田五丁目民有地百九十一坪餘を買收し、更に山王町五丁目及南吉田町五丁目の民有地三百三十五坪餘を電車軌道に面する學校地の一部と交換して學校地となすべく、之が計畫實施に付ては斷乎遂行を言明したり。然るに尙居住民の一部は依然反對運動を繼續して市の交涉に應せず、實施不可能の狀態に陷りしも、同地方有志及び學校敎育奬勵會關係者等は日夜之れが調停に奔走せられ、市當事者亦之れと協調して極力之れが解決に努力せる結果、昭和四年四月、過去四箇年間紛糾せる問題も漸く圓滿なる解決を見るに至れり。

（ホ）平樂小學校地

從來の校地に接續せる中村町字平樂百十三番地外八筆千二百七十九坪四合四勺を買收し、地上物件の移轉を行ひしものにして大正十三年十二月著手し、大正十五年六月完了せり。

（ヘ）江吾田小學校地

從來の校地に隣接して根岸町字江吾田二千九百三十八番地ロノ一外八筆千百十五坪七合を買收し、地上物件の移轉を行ひしものにして、大正十四年十月著手、大正十五年八月完了せり。

（ト）戸部小學校地

區劃整理の關係を考慮して舊校地の西方、西戸部町反目百八番外十五筆二千八百三十五坪八合を買收して地上物件の移轉を行ひしが、區劃整理換地決定により西戸部町反目九十五番宅地二千百十四坪四合七勺となれり。

（チ）西戸部小學校地

當初西戸部町石崎に移轉する計畫なりしが四圍の事情に依り大正十三年十二月、同町御所に變更したり。然るに之が實施に際し地元住民は學校敷地移轉期成同盟會を組織して猛烈に反對運動を起し、該土地を他に轉貸して本建築を爲さしむる等種々の方法を以て反對行動を取りしため土地所有者と圓滿なる解決を爲す能はざるにより、已むなく縣廳官舍敷地の一部を選定し、西戸部町池ノ坂の土地を買收の上之れと交換をなすべく豫定したるも、之亦大藏省の承認を得る能はざりし關係上、遂に昭和三年一月前記池ノ坂に學校を建設することゝし昭和三年十月、同所九百八十七番外八筆二千三百九十坪の土地を買收して地上物件の移轉を行ひ、漸くにして過去五箇年間の紛糾も玆に漸く其の落著を見るに至れり。

（リ）宮谷小學校地

當校敷地は從來借地なりしが復興計畫を樹つるに當りては東輕井澤に移轉すべく候補地を物色せるも適當なる土地を得ること能はざりしを以て從來の敷地に建設することゝし、借地中の土地及び隣接地を買收することゝせり。然るに地元住民の一部は之れに反對を唱へ他に適當なる土地を選ぶべく再三市に要求せるも、市は豫定計畫の遂行に努め、青木町字東輕井澤二千十九番外十八筆二千七百三十八坪を買收して漸く其の實施を見るに至れり。當校の用地買收に著手したるは大正十四年十二月にして昭和二年六月地上物件の移轉を完了せり。

（ヌ）子安小學校地

舊校地は狹隘にして位置不適當なりしを以て子安町字溝下に移轉することゝし、土地所有者に買收の交涉をなしたるに所有者の快諾する所となれるを以て、同所千九百七番外三筆三千九百三坪を買收したり。然るに買收土地は不整形にして有效に使用し得ざる部分もありしが、隣地所有者の好意により其の一部を交換し得たるを以て校地は略ぼ長方形となり其の使用面積を增加せり。當校の用地買收に著手したるは大正十四年三月にして大正十五年十月地上物件の移轉を完了せり。

（ル）本牧小學校地

從來の敷地は本牧町字天德寺六百九十一番外三筆、千四百二十九坪なりしが、復興計畫に於ては隣地を擴張することゝし、同町和田千三百三十番外十七筆千三百八十坪八合五勺を買收せるため

結局當校敷地は二千八百九坪となりしが、道路敷に使用せる部分もある爲實用面積は二千五百十四坪なり。當校の用地買收に著手せるは大正十三年十二月にして、同十五年六月完了せり。

（ヲ）北方小學校地

舊校地は北方町字竹ノ花、一千六十三坪なりしが、校地狹隘なるのみならず借地なりしため、他に移轉することゝし、山手町百二十三番外四筆（キリンビール會社跡）三千十一坪餘を買收し更に特別財產造成費經濟にて買收せる官有地（永代借地權）三百三十一坪餘を移管せり、當校の用地買收に著手せるは大正十四年五月にして十五年三月完了せり。

（ワ）大岡小學校地

舊校地は大岡町字中島千二百八十坪なりしが復興計畫に於ては區劃整理の關係等を考慮して舊校地を廢し、新に同所四百三十六番外に二十一筆三千五百七十八坪五勺を買收せり。然るに同地は區劃整理の結果三千二百七十五坪に減歩せられたり。當校の用地買收に著手せるは大正十四年三月にして同十五年十月地上物件の移轉を完了せり。

（カ）本町小學校地

舊校地は北仲通六丁目七十六番外一筆八百四十三坪にして學校地として最も狹小なりしのみならず、貿易の中心地たるを以て之れを他に移轉することゝし、花咲町五丁目七十番民有地四百三坪四合九勺を買收すると共に七十一番外一筆瓦斯局敷地二千七百五十坪餘を當校敷地に移管せり。然して當地は區劃整理の結果、清算金參千百九拾六圓を納付して三千三百四十六坪五合五勺に增步せられしが更に石井健吾氏は宮崎町三番ノ二宅地三百十七坪一合七勺を當校に寄贈せられしを以て當校地は三千六百三坪七合となれり、當校の用地買收に著手せるは大正十四年十月にして同年十二月完了せり。

（ヨ）吉田小學校地

從來の校地は浪花町一番地外二十四筆千四百十坪三合四勺にして災前既に敷地擴張の計畫をなせるものなりしが、復興計畫に於ては更に隣地を擴張することゝして民有地五百九十六坪を買收したり。然るに地上物件移轉の補償問題に關しては意外なる紛糾を來し、物件所有者の大部分は結束して市の要求に應ぜざる態度に出でたるを以て、延いては種々なる問題をも惹起するに至れり。されど市當局は其間に處して極力之れが協調に努めつゝ、學校關係者及び物件所有者との間に殆んど晝夜兼行の協議を重ねたる結果、昭和三年五月に至り双方の協議漸く成立して玆に初めて圓滿なる解決を告ぐるに至れり。

（タ）壽小學校地

當校敷地は翁町及び扇町の中間に位し四方道路を以て圍まれたる八百九十二坪五合の面積を有するに過ぎざりしが、復興計畫に於ては隣地を擴張することゝして其交涉を開始せるに、所有者に於て土地の交換を希望せるを以て、扇町四丁目電車軌道に接する部分の民有地四百餘坪を買收して前記の土地と交換す。而して舊校地と擴張せる土地の間に介在せる道路は之れを廢道として校地に編入せるを以て結局校地は一千四百三十五坪となれり。

（レ）石川小學校地

從來の校地は中村町字打越、公立學校敷六百四十二坪、民有借地九百二十四坪餘なりしが、土地階

段的傾斜地にして學校敷地としては不適當なる爲之れを他に移轉することゝし、中村町字東千三百九十三番外十三筆六千八百七十一坪九合を買收したるも、其の一部を民有地と交換し更に道路を廢して校地に編入せるため結局六千九百八十六坪餘となれり。然して此內一千餘坪は中央教材園の用地に充つるものにして、大正十四年二月用地買收に著手し、昭和三年六月土地の交換を完了せり。

（ソ）　元街小學校地

從來の校地は山手町二十七番外一筆二千三百六十九坪なりしが、土地階段的にして不便勘なからざりしため、災前既に他に移轉すべく數個の候補地を擧げられたるものなり。復興計畫に於ては或は元町一丁目、或は山下町等に豫定せることもありしが、橫濱小學校の敷地を山下町に選定せる結果、當校は山手町獨逸病院跡に建設することゝして、山手町四十番外四筆三千四百八十坪五合七勺を買收せり。然して區劃整理の關係上道路敷として校地の一部を提供せるを以て當校地は三千三百十九坪四合八勺となれり、用地買收に著手せるは大正十四年五月にして昭和二年五月完了せり。

（ツ）　大鳥小學校地

當校敷地は本牧町字大鳥公立學校地二千百五十二坪餘なりしが、復興計畫に於ては更に隣地を擴張することゝし、同所千五百七十六番の二外八筆五百三十坪五合二勺を買收せるため當校地は合計二千七百十坪となれり。用地買收に著手せるは大正十四年二月にして昭和二年十一月完了せり。

（ネ）　根岸小學校地

從來の敷地は根岸町字西芝生千百二十八番外九筆一千三百四十四坪餘にして總て借地なりしが、復興計畫に於ては之れを盡く買收すると共に更に同所千百十九番外三筆三百六十八坪餘を買收せるものにして、校地千七百十三坪餘となれり。用地買收に著手せるは大正十三年十二月にして大正十五年八月物件移轉を完了す。

（ナ）　磯子小學校地

當校の敷地は從來磯子町字廣地二百九十番の五外二筆千六百九十八坪餘にして狹隘を告げたるため、新に隣接地を擴張することゝし、同所三百二十二番の一外一筆七百十八坪六合一勺を買收せるを以て合計二千五百五坪餘となれり。然るに地上物件移轉に於て所有者の內、本市の協議に應ぜざるのみならず、土地の有志竝に學校關係者の調停も一蹴して多大の要求を爲せる者ありしため、一時は交涉斷絕の狀態に陷りしが、其の後市は極力之れが協調に努めたる結果一箇年餘の歲月を費して漸く圓滿なる解決を見るに至れり。當校の用地買收を終りたるは大正十四年五月なりしも物件の移轉を完了せるは大正十五年九月なり。

（ラ）　東小學校地

當校は元南吉田第一小學校と稱し、南吉田第二小學校と共に南吉田町字南四ッ目七百六十七番ノ一外二十一筆公立學校地二千六百二坪を使用せしが、復興計畫に於ては此地を南吉田小學校敷地とせるため當校は他に移轉することゝし、南太田町字東耕地二千百二十三番外九筆二千九百八十五坪八合一勺を買收したるが此內百九十九坪餘を道路敷とし百七十二坪餘を地形の關係上他

に賣却したり。當校地の實用面積は二千六百十四坪にして、大正十四年二月用地買收に著手し同年十二月物件の移轉を完了す。

（ム）　共進小學校地

當校は元日枝第二小學校と稱し南吉田町字南七ッ目六十九番ノ一公立學校地一千三百二十六坪なりしが、復興計畫に於ては他に移轉することゝし、南吉田町西川外二十一番外二筆二千四百五十五坪八合二勺に減歩せらる。然るに學校敷地ブロック內に百十二坪の民有地を介在せられ學校建築上支障を來たせるため、他に電氣局所有地を買收して此分と交換す。當校の用地買收に著手したるは大正十四年七月なりしが、區劃整理竝物件移轉補償金問題等の爲に意外なる遲延を來し、昭和三年十月に至り漸く地上物件の移轉を完了するを得たり。

（ウ）　南太田小學校地

從來の校地は南太田町字清水耕地八百四十八番外七筆千五百三十坪八合二勺なりしが、復興計畫に於ては同所八百七十番ノ一外一筆七百二十八坪一合八勺を買收せるを以て合計二千二百五十九坪なり。然るに第十三號、第二十二號路線街路用地として三百三坪餘を讓渡するに至りしを以て當校地は結局千九百五十五坪二合七勺とす。用地買收に著手せるは大正十四年十二月にして昭和二年三月物件の移轉を完了せり。

（エ）　稻荷臺小學校地

從來の校地は千八百十八坪四合一勺にして狹隘を告げたるを以て西方に約五百坪を買收する計畫を樹て、土地所有者と再三交涉を重ねしも到底應諸の見込なきに至れるを以て南方の高地を擴張することゝし、西戶部町字稻荷臺千五百十四番外三筆千三百五十八坪六合を買收す。用地買收に著手せるは大正十五年一月にして、同十五年十一月物件の移轉を完了せり。

（ノ）　西前小學校地

從來の校地は西戶部町字西前千六十七番公立學校地千六十坪にして校地狹隘なるため、復興計畫の當初に於て他に移轉すべく豫定地を物色したるも、四圍の事情により適當なる校地を得ざりしため、從來の校地に西戶部小學校の校地を合併し、更に同所千六十四番宅地六百十四坪餘を買收することゝす。然るに地元居住民は街の中央に學校を建設するは商業上、生活上多大の脅威を與ふるものなりとし、存置に反對を唱へ大擧して市に反對陳情をなす等一時は紛糾を重ねしも市は豫定計畫を變更することなく斷乎として之れが遂行に努めたる結果、大正十五年三月用地の買收を了へ、昭和二年三月物件の移轉を完了す。其後當校地は區劃整理の結果九千參百壹圓の淸算金を交付せられて二千四百九十九坪九合一勺となれり。

（オ）　西平沼小學校地

從來の校地は西平沼町二番外八筆一千六百坪の借地なりしが復興計畫に於ては之れを返地して他に移轉することゝし、同町十番ノ三、民有地四百六十四坪及び瓦斯局所有地二千二百五十坪合計二千七百十四坪を買收す。用地買收に著手せるは大正十四年十月にして同十五年二月完了せり。

（ク）　岡野小學校地

從來の校地は岡野町百十四番外七筆千九百七十坪六合四勺なりしが、更に隣地を買收して校地を擴張することゝし、同町百四十二番外一筆六百四十坪を買收せるを以て合計二千六百十坪六合四勺となれり。用地を買收せるは大正十四年十二月にして同十五年十一月物件の移轉を完了す。

（ヤ）二谷小學校地

從來の校地は神奈川町字平尾前二千五百七十番公立學校地千二百七十七坪なりしが復興計畫に於ては之れを擴張することゝし、同所二千六百十七番の三、外一筆百九十七坪三合一勺を買收せるを以て校地は千四百七十四坪三合一勺となれり。用地買收に著手せるは大正十五年一月にして昭和二年六月物件の移轉を完了す。

（マ）神奈川小學校地

當校敷地は從來借地なりしを隣接地と共に二千九百四十九坪餘の土地を買收擴張したるものにして、該土地の內慈雲寺所在地七百五十八坪一合八勺は官有地なりし以て、同寺に於て大藏省より無償拂下を受け市に讓渡する豫定なりしも、大藏省の容るゝ所とならざりしため、大正十五年一月更に市より拂下を申請したり。然るに同年八月有償拂下となり慈雲寺に於て其の使用權を全部拋棄せるを以て、市は之れが代償として買收協定額の差額を補償として同寺に交付せり。更に妙蓮寺所有の七百二十四坪三合一勺は昭和三年六月子安小學校舊敷地と交換す。

（ケ）浦島小學校地

從來の校地は神奈川町字浦島丘公立學校地千五百三十七坪なりしが、鐵道線路に沿へるため敎授上支障を來すこと多かりしを以て、復興計畫に於ては他に移轉することゝし、橘樹郡大綱村字白幡九百六十五番の二外十九筆實測三千六百八十二坪一合一勺を買收したり。用地買收に著手せるは大正十四年十月にして同十五年一月完了せり。

（フ）幸ヶ谷小學校地

新設五校の一にして當初は西濱に校地を豫定せるも後に實町に變へ更に幸ヶ谷に變更せり。大正十五年十二月校地の買收を終り神奈川町字幸ヶ谷三百三十九番外九筆二千二百七十坪を買收したるが、地上物件移轉は昭和二年五月に至りて完了す。

（コ）栗田谷小學校地

當校も新設五校の一にして當初は本牧町字反町に校地を豫定せしが、兒童通學の關係を考慮して栗田谷に變更せり。校地は青木町字栗田谷千百四十四番外十一筆三千四百三十二坪餘にして大正十五年十二月土地の買收を終り昭和二年十月地上物件の移轉を完了す。

（エ）間門小學校地

當校も新設五校の一にして當初は本牧町字池袋に豫定せしが、兒童通學の關係上二ノ谷に變更せり。當校敷地として買收せる土地は本牧町字二ノ谷四千百九十五番外二十五筆三千八百九十坪餘なりしが、虛弱兒童收容の林間學校設置の關係上更に同所山林三千八百四十一坪餘を買收せ

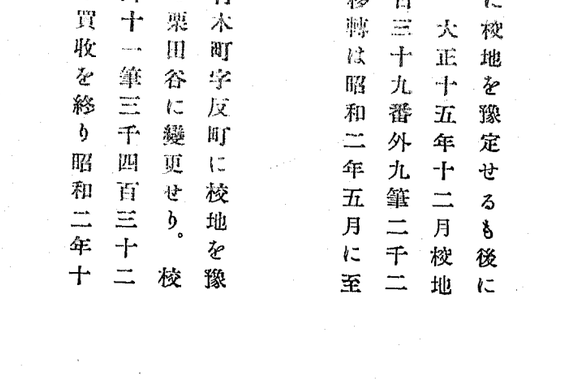

虛弱兒童收容ノ爲ノ間門小學校

るため合計七千七百三十二坪二合四勺となれり、用地買收に著手せるは大正十四年十二月にして昭和二年六月物件の移轉を完了せり。

(テ)　蒔田小學校地

同じく新設五校の一にして當初は堀内町に校地を豫定せしが學校配置の關係上蒔田町に變更す。買收せる土地は蒔田町字耕地二百九十四番外九筆三千四十五坪餘にして大正十四年十二月其の買收に著手し同十五年六月完了す。當校地は區劃整理地なりしが昭和三年七月、蒔田町字耕地二百九十七番學校敷地八段五畝二十一歩(二千五百七十一坪)と換地決定せり。

(ア)　瀧頭小學校地

同じく新設五校の一にして豫定地を變更すること數回なりしが磯子方面の急激なる人口增加を考慮して此地に決定せり。校地は根岸町字廣地十五番十六筆三千百八十六坪八合七勺にして内八百八十八坪八合七勺は官有地なりしため大藏省より有償拂下を受く。大正十四年十二月用地買收に著手し、昭和二年三月完了せり。

(3)　用地買收竝に地上物件移轉に要したる費用

學校敷地擴張計畫案による當初の計畫は參百七拾壹萬六千七百八拾壹圓を以て六萬四千六百六十三坪の土地を買收する豫定なりしが、實施に當りては參百五拾八萬八拾五圓を以て八萬五千三百餘坪を買收し得たり。地上物件移轉につきても、當初は五拾萬九百拾貳圓を要する見込なりしが、實施に當りては四拾壹萬八千餘圓を以て移轉を完了せり。今左に其の結果を集錄すべし。

校名	位置	敷地購入坪數	購入金額	地上物件移轉費	計	備考
横濱	山下町二四一	三〇八・八坪	三五四、九二五円	一〇、三二七円	三六五、二四二円	敷地中一、〇九〇坪六一八商業專修學校分
老松	老松町一丁目	二、九七四・三	一三五、九五〇〇	—	一三五、九五〇〇	
日枝	吉野町五丁目	一三二・八七	七、九七三・八	五〇、八九〇	一三、八六三・八	
平樂	中村町平樂	一、七九四・四五	三〇、六五二・五〇	九、九七二・二〇	四〇、六二五・七〇	
江吾田	根岸町江吾田	一、一五七・〇	一六、九三二・六〇	二、〇〇〇・〇〇	一八、九三二・六〇	
戸部	伊勢町二丁目	二、八一〇・三	一五、九三二・九〇	二、九〇一・一〇	一八、八三四・〇〇	
西前	杉山町三丁目	六四七・七	三一、九八四・四五	四、三九七・二〇	三六、三八一・六五	區劃整理地
宮谷	青木町東輕井澤	二、七八一・六	三〇、六五五・二五	九、九七二・二〇	四〇、六二七・四五	區劃整理地
子安	子安町溝下	一、六九五・〇〇	一六、九三二・六〇	一、九九七・八〇	一八、九三〇・四〇	
本牧	本牧町天德寺	三、二〇〇・八六	四五、八一二・五〇	一四、〇〇〇・〇〇	五九、八一二・五〇	交換土地アリ
北方	北方町天沼	一、三四二・五一	一四、四一一・〇〇	三、七二四・八三	一八、一三五・八三	
大岡	大橋町三丁目	三、五七八・〇五	一〇、三四一・五〇	三、五〇〇・〇〇	一三、八四一・五〇	區劃整理地
本町	花咲町三丁目	三、一五三・八四	二九、三三一・七〇	二、六〇六・三〇	三二、九三七・七〇	區劃整理地寄附ノ土地アリ
吉田	羽衣町三丁目	五九六・七三	二六、七三二・三五	四、〇一七・九五	三〇、七五〇・三〇	外ニ廢道一六八坪アリ
壽	翁町四丁目	四三四・三〇	一四、一三七・二〇	一、三四四・八〇	一五、四八一・〇〇	交換地及廢道敷アリ
石川	中村町東	六八七・一九七	六、四〇〇・三七	九二六・三一七	七、三二六・六八	内約二千坪ヲ中央教材園トス
元街	山手町四一	三、四八〇・九七	三〇、九五〇・三六	一三、九五〇・三六	四四、八八六・八六	一部區劃整理地
大鳥	本牧町大鳥	五三〇・五三	一七、三七八・四〇	一、八三七・四〇	五三、四五六・五二	
根岸	根岸町西芝生	一七三・七九	五、六三一・一一	三一五・一一	五、六六六・七五	
磯子	磯子町廣地	七八・六三	二、五六八・三五	四八七・三五	三、一〇六・八一	

(三)　完成後の學校敷地坪數

各小學校敷地坪數

校名	共有ノ敷地坪數	東京市ノ敷地坪數	借地坪數	買收ノ敷地坪數	合計
東京市立元町尋常小學校	一、九九六、二四	一、九九六、二四			
同　石濱尋常小學校	二、四七七、四三	二、四七七、四三			
同　本牧尋常小學校	二、六〇二、〇〇	二、六〇二、〇〇			
同　北本牧尋常小學校	一、九九八、二七	一、九九八、二七			
同　根岸尋常小學校	二、五五九、四五	二、五五九、四五			
同　山手尋常小學校	二、一二五、〇〇	二、一二五、〇〇			
同　本牧分教場	一、三六三、〇〇	一、三六三、〇〇			
同　南太田尋常小學校	二、八一八、〇〇	二、八一八、〇〇			
同　南太田分教場	一、一六五、〇〇	一、一六五、〇〇			
同　西戸部尋常小學校	二、一七九、〇〇	二、一七九、〇〇			
同　西戸部分教場	一、四三九、〇〇	一、四三九、〇〇			
同　戸部尋常小學校	二、一七四、〇〇	二、一七四、〇〇			
同　戸部分教場	一、一六〇、〇〇	一、一六〇、〇〇			
同　平沼尋常小學校	二、一七四、〇〇	二、一七四、〇〇			
同　平沼分教場	一、一六〇、〇〇	一、一六〇、〇〇			
同　神奈川尋常小學校	二、一七四、〇〇	二、一七四、〇〇			
同　神奈川分教場	一、一六〇、〇〇	一、一六〇、〇〇			
同　白幡尋常小學校	二、一七四、〇〇	二、一七四、〇〇			
同　白幡分教場	一、一六〇、〇〇	一、一六〇、〇〇			
同　神奈川尋常小學校	二、一七四、〇〇	二、一七四、〇〇			
同　神奈川分教場	一、一六〇、〇〇	一、一六〇、〇〇			
同　子安尋常小學校	二、一七四、〇〇	二、一七四、〇〇			
同　子安分教場	一、一六〇、〇〇	一、一六〇、〇〇			
同　神奈川尋常小學校	二、一七四、〇〇	二、一七四、〇〇			
同　神奈川

大	北	本	子	宮	西	戸	江	平	日	南	老	樹	校	坪數	第二十三表
岡	方	牧	安	谷	前	都	田	樂	枝	田	松	激	名		
三五五	三五四	三五三	三四九	三四七	三四六	三四五	三四四	三四三	三四二	三四一	三四〇	三三九	一、〇〇〇坪	校地有効	教育事業
二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇坪	我建同上ノ他物内	
三五〇	三五〇	三五〇	三四九	三四九	三四八	三四八	三四七	三四七	三四六	三四六	三四五	三四五	二、三五八坪	屋外	運動場
三五〇	三五〇	三五〇	三四九	三四九	三四八	三四八	三四七	三四七	三四六	三四六	三四五	三四五	二、三五八坪	屋上	
三五〇	三五〇	三五〇	三四九	三四九	三四八	三四八	三四七	三四七	三四六	三四六	三四五	三四五	四、七一六坪	屋内	
三五〇	三五〇	三五〇	三四九	三四九	三四八	三四八	三四七	三四七	三四六	三四六	三四五	三四五	七、〇七四坪	計	
三五〇	三五〇	三五〇	三四九	三四九	三四八	三四八	三四七	三四七	三四六	三四六	三四五	三四五	四八人	收容兒童數	兒童一人當坪數
公三五〇	三五〇	三五〇	三四九	三四九	三四八	三四八	三四七	三四七	三四六	三四六	三四五	三四五	二、〇〇〇坪	屋外全體	

大	北	本	子	宮	西	戸	江	平	日	南	井	三	東	磯	根	大	池	水	平均	兒童一人當運動場坪數
岡	方	牧	安	谷	前	都	田	樂	枝	田	松	激	名				頭	泳場		
三五五	三五四	三五三	三四九	三四七	三四六	三四五	三四四	三四三	三四二	三四一	三四〇	三三九	一、〇〇〇坪	校地有効			三、一八六、八七七	一、七二二、四二	八五六五五、八五	
二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇坪	我建同上ノ他物内						
三五〇	三五〇	三五〇	三四九	三四九	三四八	三四八	三四七	三四七	三四六	三四六	三四五	三四五	二、三五八坪	屋外	運動場					
三五〇	三五〇	三五〇	三四九	三四九	三四八	三四八	三四七	三四七	三四六	三四六	三四五	三四五	二、三五八坪	屋上						
三五〇	三五〇	三五〇	三四九	三四九	三四八	三四八	三四七	三四七	三四六	三四六	三四五	三四五	四、七一六坪	屋内						
三五〇	三五〇	三五〇	三四九	三四九	三四八	三四八	三四七	三四七	三四六	三四六	三四五	三四五	七、〇七四坪	計						
三五〇	三五〇	三五〇	三四九	三四九	三四八	三四八	三四七	三四七	三四六	三四六	三四五	三四五	四八人	收容兒童數	兒童一人當坪數					
公三五〇	三五〇	三五〇	三四九	三四九	三四八	三四八	三四七	三四七	三四六	三四六	三四五	三四五	二、〇〇〇坪	屋外全體						

時間栗	神	神	二	帝	岡	西	西	稲	一	太	南	共	三	東	磯	根	大	池	水	平均	兒童一人當運動場坪數
田	夕		奈			平	戸	荷	本		木							頭	泳場		
田	門	谷	谷	島	川	谷	木	野	沼	部	蠶	松	田	田	進	吉	子	埠	島		
三、〇四五、八	七、三二、九七	三、四三、二七	二、二七、〇二二	三、六八、二四三、九三六	一、九七、三二	六四、〇〇〇	二、七一、四一四	一、三五、八六〇	二、三九、〇一四	七二、八一八	二、五一、八七六	二、九八、五八二	一、七二、三九七	五三〇坪	校地有効	教育事業	一、七二、八六八	五三、〇五三	二、八六、八七七		
三、〇四五、八	七、三二、九七	三、四三、二七	二、二七、〇二二	三、六八、二四三、九三六	一、九七、三二	六四、〇〇〇	二、七一、四一四	一、三五、八六〇	二、三九、〇一四	七二、八一八	二、五一、八七六	二、九八、五八二	一、七二、三九七	五三〇坪	我建同上ノ他物内						
五、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇	一、九七、三二	一、六五、三〇六	一、九七、〇六四	一、八五、〇〇〇	一、八四、九〇〇	三〇〇	一、四九、〇〇〇	一、八八、〇〇〇	一、九九、三四			二、一五坪	屋外	運動場	一、七二、六四八	二、一五、三九三	一、七二、八六八		
														二、一五坪	屋上						
五、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇	一、九七、三二	一、六五、三〇六	一、九七、〇六四	一、八五、〇〇〇	一、八四、九〇〇	三〇〇	一、四九、〇〇〇	一、八八、〇〇〇	一、九九、三四			四、三坪	屋内						
														四、三坪	計						
														四八人	收容兒童數	兒童一人當坪數					
四七四、八								一五二、七五						二、〇〇〇坪	屋外全體						

神奈川	横浜	関東	震災	大正	十五	年	十月	現在
青木	野沼	都築	松田	田進吉		平岸	島野	御川	田町
三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇

○校　舍

名稱	室數
普通教室	一室ノ坪數　二四室
唱歌室	一六、五四坪　一
裁縫室	一六、五四　一
理科室	二九、九四　一
手工室	二九、九四　一
準備室	二九、九四　三
教具室	八、一六　一
職員室	一六、五四　一
夜間職員室	二七、五六　一
	八、八二

○設　備

名稱	一室ノ坪數	室數
給水裝置	一式	電燈設備　〃
瓦斯設備	一式	暖房裝置　〃
排水設備	一式	淨化裝置　〃
運動場鋪裝	一式	運動器具設備　〃

名稱	一室ノ坪數	室數
應接室	二一、〇二坪	一室
宿直室	一一、〇二	一
醫務室	八、八二	一
使丁室	一一、〇二	一
便所	七、三五	六
屋內體操場	一五七、〇〇	一
洗體室	一五、〇〇	一
物置	一五、〇〇	一
電力設備	〃	〃
衛生設備	〃	〃
門墻壁	〃	〃
植樹	〃	〃

（2）工事概要

校舍竝に其の設備に就いては前記標準規模に據り其全豹を想像し得らるべしと雖も、更に各校の實際施設に方りては其の地勢方位四圍の狀況等により大同小異を生ぜしめしは寧ろ當然なりとす。仍て若し詳委を悉さんとするには各校毎に工事狀況を記述すべきなれども、其の徐りに煩瑣なるを想ひこれを省略し僅かに一例として橫濱尋常高等小學校を選み工事の大略を記述しおけり。

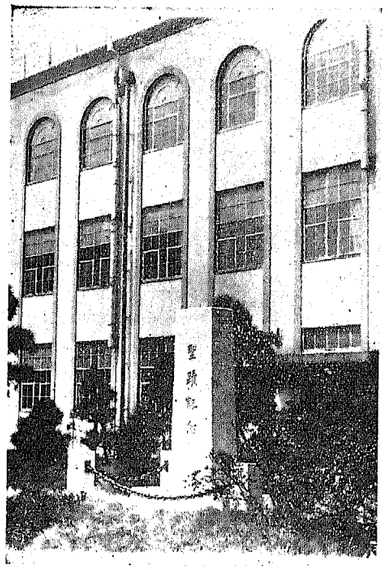

今上陛下御野立所ノ蹟（橫濱小學校）

○橫濱尋常高等小學校工事要略

（中區山下町二四一番地）

本校は近世復興式に則り耐震耐火の設計をなし設備の充實を計り眞に復興の象徵たるに恥ぢざる樣努めたり。而して本校敷地は地質軟弱なりしを以て鐵筋コンクリートベデスタル杭打地形を施し、基礎盤及各階共全部鐵筋コンクリート造り三階建となし、此の延坪數三、五九九平方米一之れに要したる鐵筋材三百二十五瓲コンクリート二千百十五立方米七を要したり。

屋內體操場は鐵骨鐵筋コンクリート造り平家建とし、此の坪數六百二平方米、之れに要したる鐵材二十五瓲、鐵筋三瓲四八、コンクリート百六十八立方米を要したり。外壁仕上はクリー

橫濱小學校

○校舍

名稱	室數	一室ノ坪數
普通教室	二四	一六、五四坪
唱歌室	一	一六、五四
裁縫室	一	二九、九四
理科室	一	二九、九四
手工室	一	二九、九四
準備室	三	八、一六
教具室	一	一六、五四
職員室	一	二七、五六
夜間職員室	一	八、八二

○設備

給水裝置　一式　電燈設備　〃
瓦斯設備　一式　暖房裝置　〃
排水設備　一式　淨化裝置　〃
運動場鋪裝　一式　運動器具設備　〃

(2)　工事概要

校舍竝に其の設備に就いては前記標準規模に據り其全豹を想像し得らるべしと雖も、更に各校の實際施設に方りては其の地勢方位四圍の狀況等により大同小異を生ぜしめしは寧ろ當然なりとす。仍て若し詳委を悉さんとするには各校毎に工事狀況を記述すべきなれども、其の餘りに煩瑣なるを想ひこれを省略し僅かに一例として横濱尋常高等小學校を選み工事の大略を記述しおけり。

○横濱尋常高等小學校工事要略

（中區山下町二四一番地）

本校は近世復興式に則り耐震耐火の設計をなし設備の充實を計り眞に復興の象徴たるに恥ぢざる樣努めたり。而して本校敷地は地質軟弱なりしを以て鐵筋コンクリースタル杭打地形を施し、基礎盤及各階共全部鐵筋コンクリート造り、三階建となし、此の延坪數三、五九九平方米一之れに要したる鐵筋材三百二十五瓲コンクリート二千百十五立方米七を要したり。

横濱小學校

屋內體操場は鐵骨鐵筋コンクリート造り平家建とし、此の坪數六百二平方米之れに要したる鐵材二十五瓲鐵筋三瓲四八、コンクリート百六十八立方米を要したり。外壁仕上はクリー

今上陛下御野立所ノ蹟（横濱小學校）

名稱	室數	一室ノ坪數
應接室	一	一一、〇二坪
宿直室	一	一一、〇二
醫務室	一	八、八二
使丁室	一	一一、〇二
便所	六	七、三五
屋內體操場	一	一五七、〇〇
洗體室	一	一五、〇〇
物置	一	一五、〇〇

電力設備	〃	
衞生設備	〃	
門墻壁	〃	
植樹	〃	

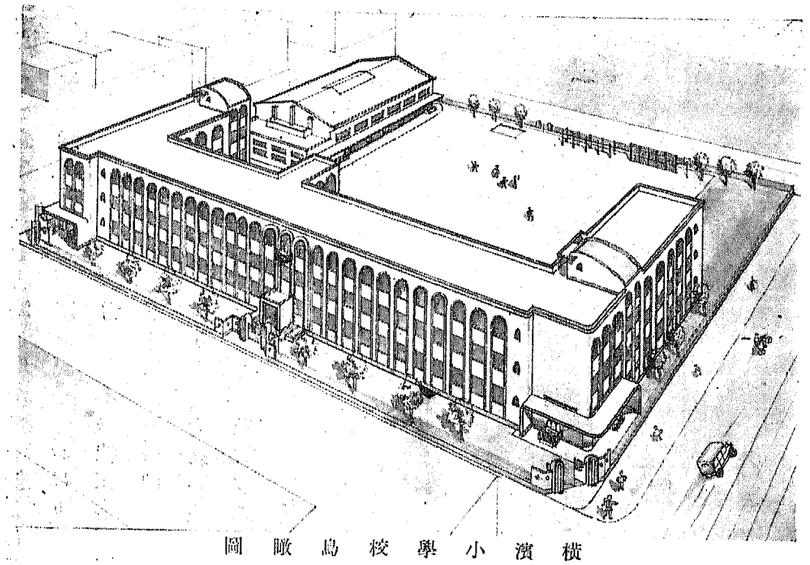

横濱鳥越小學校講堂

ム色、コンクリートペイント塗りとし、正面中央部窓入口廻りは國產テラコッタを以て裝飾せり。而して窓は總て鐵製窓枠を使用す。

內部は床板張り天井壁共漆喰塗仕上げとし、各教室內部腰は羽目板張りとし廊下廻りは全部色モルタル塗りとす。

便所は水洗式とし淨化消毒槽の裝置を施し、階段の內一箇所は傾斜式となし、兒童の昇降に容易ならしめ、屋上は周圍に金網を張り運動場となしたり。普通教室は二十四室を造り、幅柱眞々八米一、長六米七五、天井高三米七とし、外に理科、裁縫、唱歌、手工、教具、作法の各室を備へ之等特別教室の實驗用として機械器具、電氣、瓦斯等の設備をなせり。中庭には屋外運動場及庭園、小動物舍を設け、自然に遠ざかる都市の兒童に趣味と慰安を與へ、周圍には體操器具を据ゑ付け、四圍には鐵網柵を周らし、出入口を設け兒童の使用せざる間は之れを一般市民に開放して利用價値を高むるものたらしめたり。

而して工事着手は昭和二年六月六日、同竣工は三年四月六日なり。

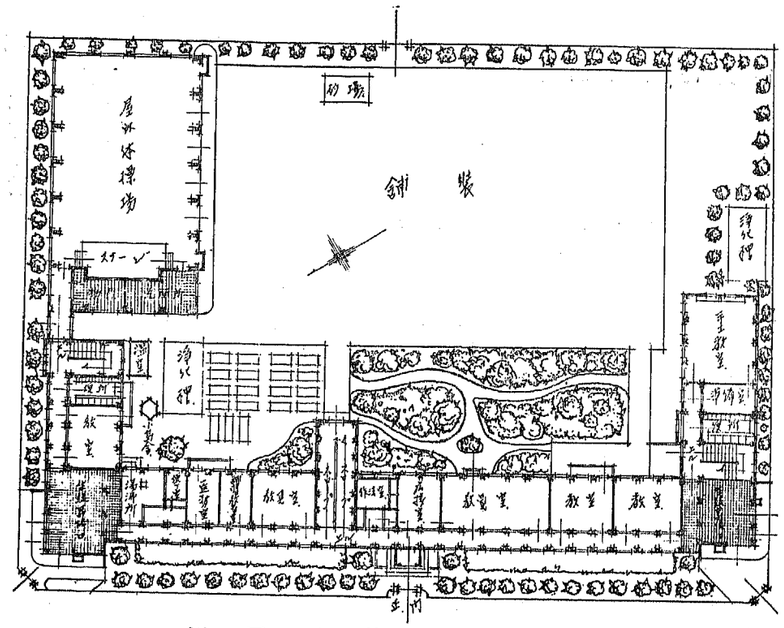

横濱小學校平面圖

工事費

總工事費	三二六、九四二・五〇圓
內譯	
校舍工事費	二〇九、七二二・一五
講堂工事費	三二、五二五・〇〇
附帶工事	八四、六九五・三五
內	
タークレー鋪裝工事費	五、九五七・九八圓
矮房工事費	四、二七七・九〇
ペデスタル基礎工事費	四九、〇七二・八〇
電力設備費	二、三五八・〇九
門柵工事費	五、五八〇・〇〇
給水電燈工事費	一〇、五七八・一三
汚水排水工事費	五、〇八一・四五
運動場設備費	一、三八一・〇〇
御眞影奉安所	四〇八・〇〇

工事工程表

第二十三章	校名	三校	南本三	北子南
		吉		
		方安田牧吉		
中神中中位		中神中中		
央川區區		央川區區		
區區高本浦		區區高本浦		
町町根牧舟	置	町町根牧舟		
町町町町	業	町町町町		
一二四四	學級	一二四四		
二四四四	規模	二四四四		

同	同	同	大正二年
四、一一	四、一一	四、一一	工事着手
一二、一〇	七、四	一二、一〇	
三	一〇	五	一一日

同	同	同	大正二年
二、一五	二、一五	二、一五	工事竣功
二、一八	六、五	二、一八	
八	三	八	四日

同	同	同	昭和
二、一五	二、一五	二、一五	二、一五
二、一八	六、五	二、一八	二、一八
八	三	八	八

建物坪數

第二十三章	校名	瀧子浦神栗幸宮岡西戸西西	
		計	奈田ヶ平戸
數		頭安島川谷谷谷駅沼部部前	
青	一階	二六六.四	二六.四
事		二六.四	四四.六
業		二四.四	三.四
		二四.四	二.四
		二四.四	二.四
		二四.四	二.四
		二四.四	二.四
	二階	二四.四	二.四
		二四.四	二.四
		二四.四	二.四
		二四.四	二.四
		二四.四	二.四
	三階	二四.四	二.四
		二四.四	二.四
		二四.四	二.四
		二四.四	二.四
		二四.四	二.四
	四階	二四.四	二.四
		二四.四	二.四
		二四.四	二.四
		二四.四	二.四
		二四.四	二.四
	屋階	二四.四	二.四
	階段	二四.四	二.四
	便所	二四.四	二.四
	風呂場	二四.四	二.四
	合計	二四.四	二.四

東	中區南太田町	二四	
平樂	中區中村町	二四	
本町	中區花咲町	二四	
浦島	神奈川區白幡町	三二	
西平沼	神奈川區平沼町	二四	
大岡	中區大橋町	三二	
吉田	中區羽衣町	二五	
横濱	中區山下町	二四	
瀧頭	磯子區丸山町	二四	
戸部	中區伊勢町	二五	
大島	中區本牧町	二四	
神奈川	神奈川區神奈川町	二五	
石川	中區中村町	二四	
元街	中區山手町	二五	
幸ケ谷	神奈川區青木町	二四	
岡野	神奈川區岡野町	二五	
宮谷	神奈川區青木町	二四	
南太田	中區南太田町	二四	
栗田谷	神奈川區青木町	二四	
蒔田	中區花ノ木町	二四	
老松	中區老松町	二四	
共進	中區蒔田町	二五	

同	一四、	三、	二七	
同	一五、	六、	一五	
同	一五、	七、	二三	
同	一五、	八、	一五	
同	一五、	一一、	二〇	
昭和	二、	一、	二四	
同	二、	五、	七	
同	二、	五、	二八	
同	二、	七、	一三	
同	二、	一〇、	二九	
同	二、	九、	一	
同	二、	一二、	一〇	
同	三、	二、	一〇	
同	三、	三、	一〇	
同	三、	一、	一五	
同	三、	三、	一九	
同	三、	四、	二六	
同	三、	七、	二三	
同	三、	六、	二五	
同	三、	八、	三一	
同	三、	九、	三〇	
同	四、	一、	一五	
同	四、	三、	二九	
同	四、	五、	四	
同	四、	五、	一〇	

同	二六、	七、	三〇	
同	二七、	七、	三	
同	二、	一一、	一〇	
同	三、	三、	三〇	
同	三、	二、	七	
昭和	三、	一、	一六	
同	三、	二、	七	
同	三、	四、	六	
同	三、	四、	三〇	
同	三、	八、	一七	
同	三、	八、	二一	
同	三、	八、	二七	
同	三、	一〇、	二五	
同	三、	一二、	二五	
同	四、	一、	二七	
同	四、	一、	二二	
同	四、	三、	二五	
同	四、	四、	一四	
同	四、	五、	三一	
同	四、	五、	二〇	
同	四、	六、	二四	
同	四、	一〇、	一〇	

開	門	中區本牧町	二四	
西	前	中區杉山町	二四	
西戸部		中區西戸部町	二四	
日	枝	中區吉野町	二四	

(五)　完成狀況一覽

(1)　落成式

復興三十一小學校は大正十五年四月一日、三吉小學校の落成を先驅として、本牧、南吉田等相踵ぎ昭和四年度末を以て全部竣功せり、工事竣功を告げたる小學校は夫々適當なる期日を定めて落成式を擧行し官民一般に之れを披露せり。

式次第

一、開式の辭　二、唱歌、君か代
四、市長式辭　五、學校長答辭及挨拶
七、來賓祝辭　八、兒童總代祝辭
十、閉式　九、唱歌、横濱市歌
三、事業報告（計畫報告、工事報告）
六、唱歌、祝賀の歌

昭和五年三月までに落成式を擧行せるもの左の如し。

三吉	大正十五年五月五日	
南吉田	大正十五年十月十五日	
北方	昭和二年三月十九日	
東	昭和二年十二月十九日	
大岡	昭和三年五月十二日	
本牧	大正十五年六月二十五日	
子安	昭和二年三月十日	
平樂	昭和二年十一月二十五日	
本町	昭和三年五月八日	
西平沼	昭和三年五月十九日	

各小學校建設改良一覽

校名	共聯商事元祿戸樹吉	大藏共同本大
	太ヶ奈	進田田谷德川部濱田
移轉用地買收	昭和十二年十一月十四日	昭和五年十一月十日
工地事費均	昭和十四年十一月二十四日	昭和四年十一月十日
建設基礎工事	昭和十五年十一月二十三日	昭和四年十一月十日
築造＝事	昭和十五年十一月二十四日	昭和三年十一月十日
門排水溝工設化	昭和十五年十一月二十四日	昭和三年十一月十日
電給力水設暖吸瓦斯	昭和十五年十一月二十四日	昭和三年十一月十日
設運備動裝場	昭和十五年十一月二十四日	昭和三年十一月十日
雜給費	昭和十五年十一月二十四日	昭和三年十一月十日
備品費	昭和十五年十一月二十四日	昭和三年十一月十日
合計	昭和十五年十一月二十四日	昭和三年十一月十日

各小學校建設改良一覽（二）

校名	北元平石三南吉本老橫	大藏南幸元祿戸樹吉
	吉	奈
方備	樂川吉田田町松濱	安島川谷谷谷野沼部部前田岡田進枝門牧島
移轉用地買收	二三四五	六四三
工地事費均	二三四五	六四三
建設基礎工事	二三四五	六四三
築造＝事	二三四五	六四三
門排水溝工設化	二三四五	六四三
電給力水設暖吸瓦斯	二三四五	六四三
設運備動裝場	二三四五	六四三
雜給費	二三四五	六四三
備品費	二三四五	六四三
合計	二三四五	六四三

㊁　横濱商業學校

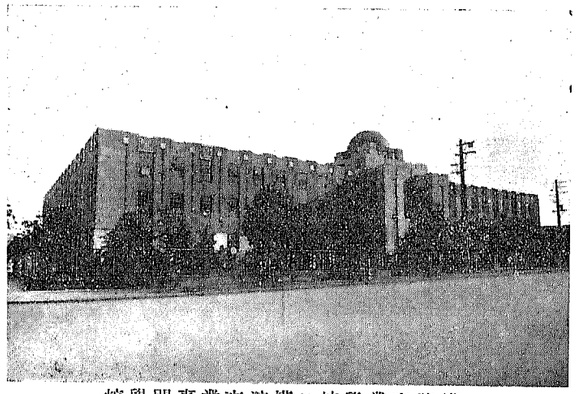
横濱商業學校竝横濱商業專門學校

當校は特別議會に於て決定せる建築費七拾貳萬圓及文部省の配當による備品費五萬圓を以て復興計畫を立てたるものにして、校舍建築上特に留意したる點はタイプライター室、商業實踐室、研究室、簿記室、商品講義室、商品陳列室等を設けたることにして專ら商業實務の修學に便せり、本館及別館は鐵筋コンクリート造とし之れに木造建物を附屬せるものにして大正十四年四月工事に著手し昭和二年五月竣功せり。

横濱商業學校ノ倒壞

(一)　設計內容

名稱	大サ	一室ノ坪數	室數	合計坪數	備考
受付	三、三米×三、五	三、坪五〇	一	三、坪五〇	
事務室			一	一八、八〇	
應接室			一	一二、二〇	
校長室			一	一八、八〇	
職員室			一	三七、五〇	
醫務室			一	一二、二〇	
食堂			一	四七、〇〇	
タイプライター室			一	二八、二〇	
理科實驗室			一	二八、二〇	
藥品室			一	一八、八〇	
理科講義室			一	三七、五〇	
物理講義室			一	二八、二〇	
內國實踐室			一	五一、二〇	
實踐機關室			一	二八、二〇	
外國實踐室			一	二八、二〇	
研究室			一	一八、八〇	
階段室			九	一三、〇〇	

事務室	六、六四	一八、八〇
應接室	四、四四	一二、二〇
校長室	六、六四	一八、八〇
職員室	一三、二四	三七、五〇
醫務室	四、四四	一二、二〇
食堂	一六、五四	四七、〇〇
タイプライター室	九、四四	二八、二〇
理科實驗室	九、四四	二八、二〇
藥品室	六、六四	一八、八〇
理科講義室	一三、二四	三七、五〇
物理講義室	九、九四	二八、二〇
內國實踐室	一八、一四	五一、二〇
實踐機關室	九、九四	二八、二〇
外國實踐室	九、九四	二八、二〇
研究室	六、六四	一八、八〇
階段室	四、五四	一三、〇〇

階	研	實	內	物	理	藥	理	タ	食	醫	職	校	應	事
	外	內	物	理	藥	理	タイプライター	食	醫	職	校	應	事
	實	內	物	理	藥	理	タイプライター	食	醫	職	校	應	事
	國	踐	國	理	科					務	員	長	接	務
段	究	實	機	實	講	品	實							
		踐	關	踐	義		驗							
第二十三章	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室
教育事業	九四五	九六四六	九九四九	九九四九	一八九四一	九九四二	九六四六	九九四九	一六九四五	四七〇〇	三七五〇	一八八〇	一二二〇	一八〇
	九四五	九六四六	九九四九	九九四九	一八九四一	九九四二	九六四六	九九四九	一六九四五	四七〇〇	三七五〇	一八八〇	一二二〇	一八〇
	一三〇〇	一八〇〇	二八二〇	二八二〇	五二二〇	三七五〇	二八二〇	二八二〇	二八二〇	二二二〇	一八八〇	一二二〇	一二二〇	一八〇
	一三〇〇	一八〇〇	二八二〇	二八二〇	五二二〇	三七五〇	二八八〇	二八二〇	二八二〇	二二二〇	一八八〇	一二二〇	一二二〇	一八〇
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

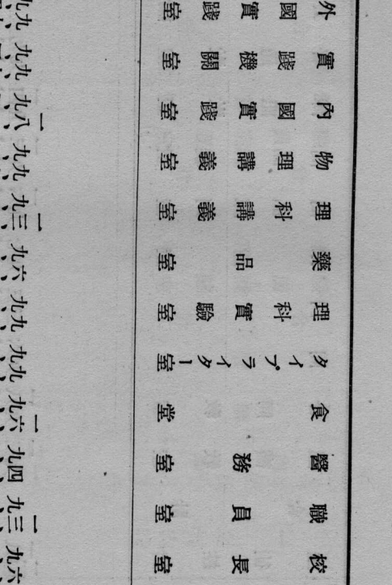

校舉門專業商資橫並校舉業商資橫

(二)　橫濱商業學校

造建物を附屬せるものにして大正十四年四月工事に著手し昭和二年五月竣功せり。

(一)　設計內容

名稱	サ大	一室ノ坪數	室數	合計坪數	備考
大サ	一室ノ坪數	室數	合計坪數	備考	
付屬	三三・五	三・五〇	一	三・五〇	

口　橫濱商業學校

當校は特別議會に於て決定せる文部省の建築費七拾貳萬圓及び五萬圓の配當にて復興計畫を樹て校舍建築を企圖し特に留意したる點は各種實驗室、製圖室、標本室、參考品陳列室等を設け專ら商業實務に關する教育に資せんとしたる點にして校舍は鐵筋コンクリート造及別館は木造とし之れに著手し昭和二年五月竣功せり。

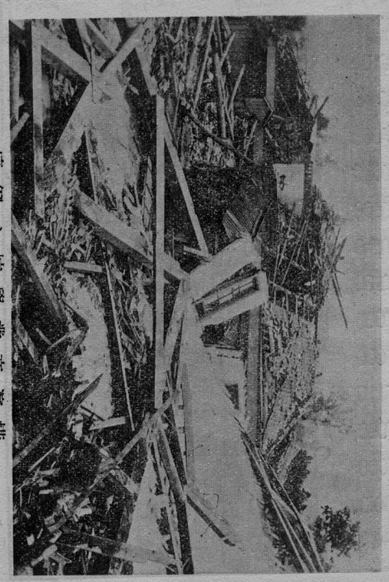

壞倒ノ校舍業商資橫

階段昇降	生徒数	合計	豫備門同盟	商品陳列場	商品陳列場	商業学校同盟	階段同盟
室口所							
計		二一四八、〇〇〇	九三、四二	九六、四五	九七、四〇	九三、四二	九四、四八
室室室		六五、〇〇〇	九三、四二	九六、四五	九七、四〇	九三、四二	九四、四八
室室室		一〇、〇〇〇	三、五〇	三、五〇	四、〇〇	三、五〇	四、〇〇
室室室		一〇、〇〇〇	三、五〇	三、五〇	四、〇〇	三、五〇	四、〇〇
室室室		二一、〇〇〇	六、〇〇	六、〇〇	六、〇〇	六、〇〇	六、〇〇
室室室		八、〇〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇

水浴場			六、〇〇	一	木造平家建
書庫			二一、〇〇	一	鐵筋コンクリート二階建
閲覧室	（移轉）		五〇、〇〇	一	木造二階建
物置			三〇、〇〇	一	木造平家建
總延坪			二一、二八二、五〇		

(二)　建築設備其他諸費

(イ)　建築費

本館建築費は基礎工事費を合して參拾參萬四千六百參拾貳圓九拾四錢講堂基礎ペデスタル工事六萬參千四百七拾九圓同建築其他の工事拾九萬貳百九拾七圓八拾五錢合計五拾八萬八千參百九圓七拾九錢とす。

(ロ)　設備費

電燈瓦斯給水工事費壹萬八千六百拾參圓五拾四錢暖房裝置工事費參萬九千九百六拾八圓八拾參錢排水門塀其他工事費壹萬貳千七百四圓八拾貳錢合計七萬壹千貳百八拾七圓拾九錢なり。

(ハ)　地均工事並雜工事費

地均工事費九千貳百七拾貳圓六拾錢其他雜工事費八千七百八拾五圓八拾五錢合計壹萬八千五拾八圓四拾五錢なり。

(三)　運動場新設

當校の組織變更を機とし基本財産附屬地の一部を財源とせる拾四萬七千百七拾七圓を以て運動場新設の計畫を立てたるものにして舊校地の西方に約四千坪の土地を買收して運動設備を施すことゝせり。用地を買收するに當り南太田町字清水耕地五百七十四番外二十六筆二千九百七十九坪七合三勺は所有者と賣買契約調ひたるも他の一部は所有者に於て分割讓渡を好まず一括すれば安價に買收し得る事情ありしを以て井土ヶ谷町字矢千百二十九番外十一筆三千三百八十三坪四合一勺を買收し餘分の土地は他日之れを賣却することゝせり。

舊校地中第十三號及第二十二號路線用地として千七千三坪四合一勺を讓渡せるを以て此缺損を補ふため新運動場は約五千坪とせり。而して中央を貫流する河川は之を西方の境界に變更して整地を行ひ野球場及びテニスコートの設備をなせり。

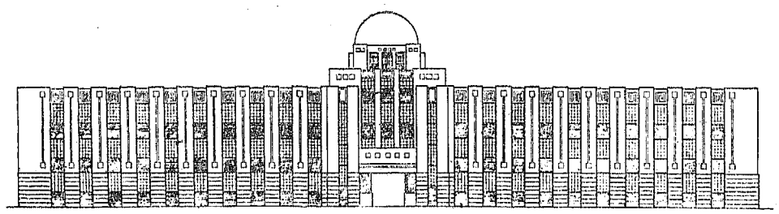

横濱商業學校並横濱商業專門學校正面圖

(四)　横濱商業專門學校設置

災後に於ける本市の復興は高等教育機關の增設を必要とし而も本市に立脚して活動する人材を要望するものなるを以て本市は横濱商業學校の歴史に鑑み校舍設備の復興を期として專門學校を設置することゝせり。

其創設豫算は昭和三年三月二十三日の市會に於て可決せられ三月三十日には文部省より設立認可を得るに至れるを以て横濱商業專門學校なる名稱の下に開校し五月七日より授業を開始せり。

八　横濱商業專修學校

(一)　獨立校舍建設の由來

我國に於ける教育の現狀を見るに、小學校を卒業して上級學校に進むものは全數の一割七分に過ぎずして、他の八割三分は中等以上の教育を受けざるものなり。而して是等八割三分の大衆青少年は直ちに職業に從事し或は從事すべき者にして產業の振興に直接間接寄與する所勘なからずと雖、單に小學校の教育を受けたるのみにては其の素養に於て甚だ不充分たるを免れざるや論を俟たざる所なり。

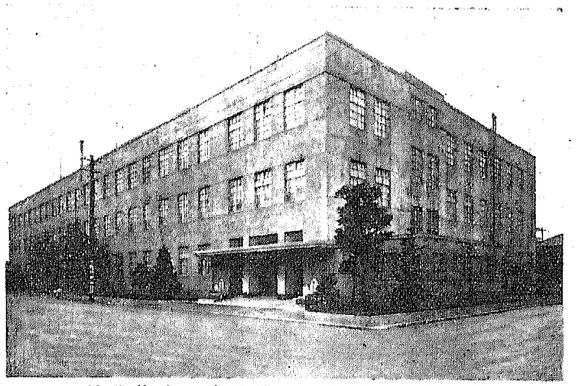

横濱商業專修學校並横濱女子專修學校

されば是等大衆をして職業に從事しつゝ教育を受けしめ以て知能德性の充實進展を圖らしむるは單り個人の爲のみならず、國民教育の標準を向上せしめ、產業能率を增進せしむる上に於て等閑に附す可からざることにして、即ち國家が補習教育の振興を奬勵する所以なり。然るに從來の補習學校は概ね小學校の校舍を假用して變則的に教育を施すを常態とし、机、腰掛は其身長に一致せず、照明設備亦不充分にして、保健衛生上頗る遺憾の點多く、之を社會政策的見地より見るも、甚だしき不均等の取扱をなせるものにして國家將來のため甚だ採らざるところなり。若し夫れ獨立の校舍と設備を有するに於ては此等の缺點を除去し得るのみならず、比較的財政的に惠まれざる境遇に在る多數の青少年も進んで補習學校の門に集るべく、之れやがて補習教育振興策の第一義たるのみならず、思想國難救濟の要諦たるを失はざるべし。

本市は災後復興計畫を立つるに當り、獨立補習學校二校の建設を企て他の教育施設と共に政府の援助を懇請したりしが、當事業は既設の事業に非らざるの故を以て容るゝ所とならざりき。されば是等の實現は頗る困難となりしが、偶々大正十四年二月復興復舊全豫算の內容を更正する必要を生じたる際に於て、小學校敷地買收の單價を減じて財源を捻出することゝし、同年二月五日の市會に於て更正豫算の議決を經たるを以て茲に漸く獨立補習學校一校を建設する財源を得るに至れり。

而して其後幾多の曲折を經たるが、同年十二月十八日復興委員會に於て具體的に獨立補習學校設置の決定を見たり。校地の選定に當りては將來校舍設備の利用を圖らんが爲めに交通至便なる場所を選ぶことゝし、豫て横濱小學校の敷地と共に買收せる山下町二百三十一番外三筆千百十坪餘を當校敷地に充當せり。之れ即ち横濱商業專修學校なり。

(二)　校舍竝設備

(イ)　校　舍

本館は鐵筋コンクリート造三階建、講堂は鐵骨鐵筋コンクリート造平家建總延坪一千百四十坪にして普通教室二十、特別室十五、職員室其他數室を有す。此建築費は貳拾五萬四千七百六拾圓にして外に備品費四萬九百七拾六圓を要したり。

（ロ）特別室

（食堂）本校生徒の多くは銀行會社商店等に通勤せるものなるを以て、通勤先より直ちに通學し得るやう、低廉なる食事を供給する設備をなせり。

（圖書室、會議室）自學自修の教育方針に基き讀書の習慣を養成する目的を以て設備せるものにして、校友會の事業として自治的に維持せしむ。又折々は職員會、打合會其の他の會議場とす。

（商業實踐室、タイプライテング室）生徒は晝間商業など實務に從事するものなるを以て、學校に於ける商業實踐は同時同業法によることゝし、比較的大なる教室を充てたり。タイプライターはアンダウッド及びリミントンの二種を選び商業實踐以外の時間に於て實踐室を使用せしむ。

（簿記教室）理論偏重の弊を避け、記帳、決算本位に簿記を教授する方針を採り、特別の黒板、机、腰掛を設備せり。

（商品室）本邦の貿易を中心として商品を蒐集し、其産出移動の狀況を知るに便ならしむ。

（講習室、音樂室）補習教育、社會教育等の短期講習場に充つるために設けたるものにして百五六十人を收容し得べき設備を有す。平素は生徒の情操陶冶に資するため科外音樂を課する教室とす。

（理科室）普通理科室の目的以外に商品の鑑定實驗等にも使用す。

（講堂）講堂本位に使用する方針の下に内部設備を施せるものにして、合同訓話、講演會、諸儀式等に使用する外、社會教育の立場に於て開催する講演會、講習會等の會場に充つるものなり。

（ハ）照明設備

教室の照明如何は生徒の學習成績にも保健の上にも大なる影響を及ぼすは言を俟たざる所なり。當校は主として夜間の教授を行ふを以て其の照明設備には特に意を用ひ、照明學會、米國採光規程、獨國ヘルマンコーン氏等の調査を參考として机上六十米燭を標準とし、一教室平均六百ワットとせり。而して照明裝置は半間接照明とし、透光率最も高く適當なる配光性を有する器具を使用し、之れが電力の節約を圖る爲には自家用電力供給契約を締結せり。

（ニ）晝間の校舍利用

當校は夜間の補習學校なるを以て、晝間を利用するためには女子專修學校竝に教員講習所を併設せり。

ニ　横濱女子專修學校

獨立補習學校建設の計畫を立つる當初より企てたる女子の補習學校も、昭和三年度に於て創設するに至れるを以て、横濱商業專修學校に併置して晝間校舍を利用することゝし、女子專修學校なる名稱の下に、昭和三年四月より開校せり。而して女子の教育には女子として必要なる特別室及特別備品を要するものなるも、同校の設備は之れを缺けるを以て、其不備を補はんが爲横濱公園内に在りし建築課の建物を移管し、復舊費の殘額壹萬九千五百圓を以て二階建鐵網コンクリート造二百二十一坪に改造す。割烹室、洗濯室、手工室、裁縫室、ミシン室等を設け別に臨時費六千參百參拾五圓復舊費六千參百九拾八圓、合計壹萬貳千七百參拾參圓を以て備品を充實せり。

ホ　圖書館

(一)　建設の由來

災後諸般の復興復舊計畫を立つるに當り、圖書館も亦他の教育施設と共に政府の援助を仰ぐべく融資方を申請したるに、政府の容るゝ所とならずして甚だ遺憾とせり。然るに恰もよし、大正十四年二月本市が災後帝都の一部として土木費を復興豫算と木費として別に融資を受くることに決定したるものを更に災害復舊土の餘裕を生ずるに至りしを機とし、政府當局の諒解を得て參拾四萬九千百圓を圖書館費に充當することゝし、之れに災前醵集せる寄附金の殘金拾五萬六千貳百圓を加へ、合計五拾萬五千參百圓を追加豫算として市會の議決を經たり。

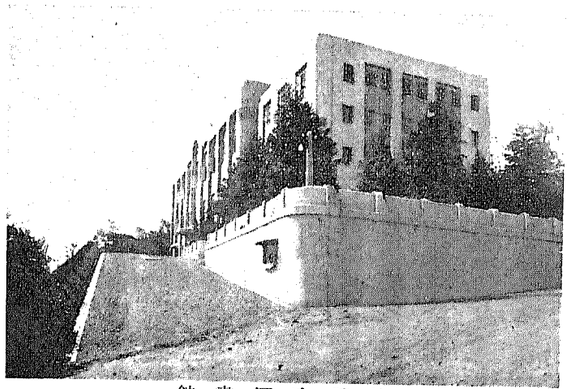

橫濱市圖書館

次いで大正十四年七月、兵庫縣知事よりの指定寄附金參萬圓を追加し、更に大正十五年六月、山下龜三郎氏外二名の指定寄附金壹萬貳千圓及圖書館建設寄附金の利子參萬四千四百七拾九圓を追加すると共に、既に購入せる敷地費を除き總額を四拾九萬六千八百拾九圓に更正し、此内拾四萬八千四百八拾四圓を震災記念館の建設費に充當することゝせり。而して當初豫算の確定するや、候補地の選定に著手したるが、幸ひ老松小學校は復興計畫に於て他に移轉することゝなれるを以て、同校の跡地に當館を建設することゝせり。蓋し土地高燥閑雅にして市の中央部に位し、將來の交通網を豫想する時は利用上の便利なからざればなり。

(二)　建築竝設備

本館は鐵筋コンクリート造三階建、書庫は鐵骨鐵筋コンクリート造四階建總延坪五百九十九坪八合にして、大正十五年四月二十日工事に著手し、昭和二年七月二十三日竣功せり。

(イ)　建物内譯

一階　百七十坪九一二五
　新聞縱覽室、閱覽者休憩室、館員便所、男子閱覽者便所婦人閱覽者便所同化粧室、下足預所、館員更衣室、同浴室、使丁室、湯沸室、汽罐室、火夫室、石炭庫、書庫、製本室、消毒室。

二階　百九十五坪一一二五
　玄關、應接室、事務室、階段室、婦人閱覽室、兒童閱覽室。

三階　百九十五坪一一二五
　階段室、目錄室、特別閱覽室、普通閱覽室、書庫、書庫前、宿直室。

四階　三十八坪七二
　書庫、書庫前、開放書庫。

(ロ)　設備大要

照明　各室ノ照明ハ半間接及ビ直接照明ヲ採用ス。
瓦斯　湯沸室、賣店、浴室ニ熱用栓ヲ設ケ、點火用瓦斯ヲ各要所ニ配置ス。
暖房　低壓蒸氣暖房裝置トス。
衞生　便所ハ水洗淨化式トシ、井水ヲ利用ス。
リフト　書籍上下運搬用ニ手動リフト二基アリ。

書架　各階共鐵骨ヲ利用ス、藏書量約十萬冊ナリ。
防火　各室ハ全部「スチールサツシユ」ト「ヒューデブルメタル」ヲ使用シテ出火ノ際ハ自動的ニ閉鎖スルコトヲ得シム。
消毒　眞空消毒機ヲ裝置ス。

(三)　藏書及貸付圖書冊數

	藏書數	貸付圖書冊數 館內	貸付圖書冊數 館外	貸付圖書冊數 計	一日平均	一人平均
大正十年	八、一八〇冊	四九、二九三冊	六、八一三冊	五六、一二四冊	二二八・〇〇冊	二・七七
大正十一年	一二、〇九二	五六、八七〇	一二、五四八	六九、四一八	二〇五・〇〇	二・四九
大正十二年	一三、一二〇	三二、九一四	五、五四八	三八、四六二	一六二・〇〇	二・五五
大正十三年	五、三〇九	六三、五七三	三、二六九	六六、八四二	一九〇・〇五	二・七一
大正十四年	七、八三七	九六、六九七	七、三二三	一〇四、〇二〇	三〇六・八四	二・七七
大正十五年 昭和元年	九、〇八四	九九、〇一〇	八、三六七	一〇七、三七七	三二三・四二	二・八二
昭和二年	一八、八六三	一八三、〇八五	七、四九一	一九〇、五七六	五八六・三九	二・五一
昭和三年	二一、九八四	三一二、八三九	六、七九二	三一九、六三一	九九四・八二	二・三〇

ヘ　震災記念館

(一)　建設の由來

這般の大震災は實に曠古の悲慘事にして最も痛烈なる禍難なりしが、又一面平時に在りては到底經驗し能はざる苦き體驗と尊き敎訓とを與へられたり。地震と火災、大火と氣象、震災と建築物の構造、變災と其處置等有形的の事實を始めとして、窮乏、困苦を味ひたり。此經驗此活敎訓は何物を以ても代へ難きものなれば之を何等かの形に於て單り現在市民のためのみならず永久に將來の市民にも反省の資料たらしむべき途を講じなければ、有形無形に享くる本市の幸福は蓋し鮮少ならざるべし。其方法たるや之を誌錄に殘すも一法なりと雖、一般公衆の對照とせる場合、成るべく實物を用ひて直觀的に展示するを最も效果ある策なりと謂ふべし。

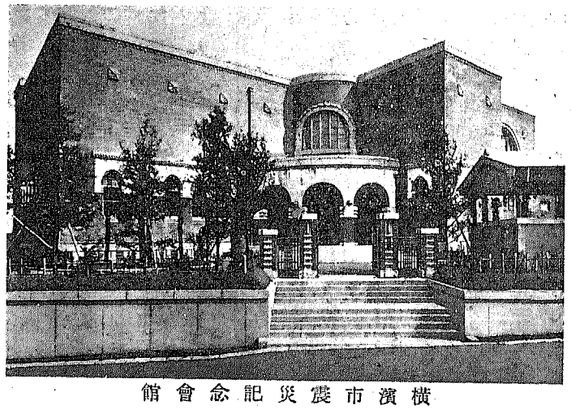
橫濱市震災記念館

橫濱市震災記念館陳列ノ一部

之れ即ち本館の建設を見るに至れる所以にして、災後間もなく震災記念館の創設を企て、大正十二年十一月五日敎育課內に記念品蒐集係を設け、更に學校長、衛生組合長にも其蒐集方を依賴せり。然るに當時は災後日尙ほ淺く世を擧げて罹

書架　各階共鐵骨ヲ利用ス、藏書量約十萬冊ナリ。
防火　各室ハ全部「スチールサツシユ」ト「ヒユーヂブルメタル」ヲ使用シテ出火ノ際ハ自動的ニ閉鎖スルコトヲ得シム。
消毒　眞空消毒機ヲ裝置ス。

(三)　藏書及貸付圖書冊數

	藏書數	貸付圖書冊數 館內	貸付圖書冊數 館外	計	一日平均	一人平均
大正十年	八、一八〇冊	四九、二九三冊	六、八一三冊	五六、一二四冊	二二八・〇〇冊	二・七七冊
大正十一年	一二、〇九二	五六、八七〇	一二、五四八	六九、四一八	二〇五・〇〇	二・四九
大正十二年	一三、一二〇	三二、九一四	五、五四八	三八、四六二	一六二・〇〇	二・五五
大正十三年	五、三〇九	六三、五七三	三、二六九	六六、八四二	一九〇・〇五	二・七一
大正十四年	七、八三七	九六、六九七	七、三二三	一〇四、〇二〇	三〇六・八四	二・七七
大正十五年 昭和元年	九、〇八四	九九、〇一〇	八、三六七	一〇七、三七七	三二三・四二	二・八二
昭和二年	一八、八六三	一八三、〇八五	七、四九一	一九〇、五七六	五八六・三九	二・五一
昭和三年	二一、九八四	三一二、八三九	六、七九二	三一九、六三一	九九四・八二	二・三〇

へ　震災記念館

(一)　建設の由來

這般の大震災は實に曠古の悲慘事にして最も痛烈なる禍難なりしが、又一面平時に在りては到底經驗し能はざる苦き體驗と尊き教訓とを與へられたり。地震と火災、大火と氣象、震災と建築物の構造、變災と其處置等有形的の事實を始めとして、窮乏、困苦努力、質素、儉約、同情、感謝等精神的方面に於ても最も眞劍に之を味ひたり。此經驗此活教訓は何物を以ても代へ難きものなれば之を何等かの形に於て單り現在市民のためのみならず永久に將來の市民にも反省の資料たらしむべき途を講じなければ、有形無形に享くる本市の幸福は蓋し鮮少ならざるべし。其方法たるや之を誌錄にたるも一法なりと雖、一殘すも一般公衆の對照とせる場合、成るべく實物を用ひて直觀的に展示するを最も效果ある策なりと謂ふべし。

橫濱市震災記念館陳列ノ一部

之れ即ち本館の建設を見るに至れる所以にして、災後間もなく震災記念館の創設を企て、大正十二年十一月五日教育課內に記念品蒐集係を設け、更に學校長、衛生組合長にも其蒐集方を依頼せり。然るに當時は災後日尚ほ淺く世を擧げて罹

橫濱市震災記念館

災者の救助に忙殺せられし際なりしを以て、其蒐集は意の如くならざりき。然れども各種の記念物は日時を經過するに從ひて散逸湮滅し、遲るれば遲るゝ程其の蒐集は困難に至るべきを以て更に陣容を新にすべく大正十三年四月十五日には市内小學校教員十三名を蒐集陳列係委員となしたり。乃ち東奔西走相當の材料を得たるため、八月十五日取敢へず猶餘の策として震災善後費中より六千參百貳拾圓を割き小學校教具室として罹災者收容バラック二棟百五十七坪を北仲通舊橫濱小學校附屬運動場に移築し、蒐集せる記念品等を陳列して九月一日震災一周年を期して開館せり。然るに開館直後該敷地は生絲檢査所用地として農商務省に賣却するの已むなきに至れるため、同省より受けたる移轉補償費八千參百圓を以て更に本町小學校豫定地たる花咲町瓦斯局跡に移築し、大正十四年三月二十八日橫濱築港竣功祝賀會當日をトして再び開館せり。

是より曩大正十三年十二月二十三日、市會は本館が敎化上有益なる施設たるを認め、其の經常費を議決せるを以て茲に始めて獨立の存在を認められるゝに至りしが、建物は依然として粗末なるバラックなりし爲、一二度盜難に罹りたることもあり。或は隣家の出火に遇ひて危險に瀕せることもありたるを以て輿論は期せずして本建築を要望するに至れり。恰もよし前記圖書館の部に詳述せる如く、新なる財源を得るに至れるを以て拾四萬八千四百八拾圓を當館の建設費に充當し、大正十五年七月九日、老松町の圖書館に隣接して新館の建築に著手せり。

昭和三年五月には建築工事略竣功し、內部の陳列は未だ完全ならざりしも、同月二十五日、畏くも閑院宮殿下の御台臨を仰ぎ御巡覽を賜はりたり。其後一層內部の整理を急ぎ八月一日落成式を擧げ、翌二日より公開したりしが內外人士の來館するもの頗る多きを爲すに至れり。特に昭和四年四月二十三日畏くも　聖上陛下の御親臨を忝ふせるは無上の光榮とせる所なり。

(二)　建築竝設備

一金拾四萬八千四百八拾圓

內譯	種別	延坪	金額（圓）
本館（二階建）		四二八坪二五七	一一六、四三八
別館（平家建）		三七坪六六六	三、二二五
基礎工事費			八、七一七
排水、淨化、門塀工費			四、八八五
電燈、給水、瓦斯其他設備費			四、九五八
ジオラマ裝置費			二、九七〇
備品費			四、八一〇
雜給諸費			二、四七七

(三)　陳列品

(イ)　鄕土史資料ノ部

昔ノ橫濱、米艦ノ渡來ト橫濱ノ開港、橫濱全圖、市域人口ノ變遷、文化ノ魁ヲナセル事物等十數種。

(ロ)　震災ノ部（被害）

1.「ジオラマ」ニテ震災ノ實況ヲ現ハス。

2. 寫眞、橫濱驛ノ時計、震災瞬時ノ常盤町、橫濱劇場前ノ地割レ、其他焦土ト化セル市街ノ狀況數種、市長公舍、其他官公署ノ慘狀數種、橫濱商業學校倒壞、大震瞬時ノ棧橋、其他官公署ノ慘狀數種、蒔田ノ山崩レ、其他崖崩レ數

種、本町通横濱郵便局附近、其他市街ノ慘狀數種、横濱港防波堤、燈臺其他被害數種、豊國橋其他橋梁被害數種、野毛山淨水池其他水道被害、平沼瓦斯製造所其他瓦斯被害數種、電燈被害十數種、電話線被害十數種、電車軌道其他電車被害十數種。

3. 圖表、震域圖、横濱火災旋風圖、著名避難地罹災者世帶及人口表、死者行衛不明者、震災前後人口密度比較、死亡者聚落圖、主要建物殘存地圖、生絲燒失數量、關東大震災總勘定、倒潰セル岸壁其他數十種。
4. 繪畫、吉田橋附近、グランドホテル前、港町河岸ノ地割、山下町、居留地、震災思出繪日誌其他數種。
5. 記念品、時計、貨幣、金庫、鎭花瓶、釜、鐵瓶、釘、鎭、陶器、バルブ、水道鐵管、電車器具、燈臺用レンズ、電話線其他數百種。

（ハ）震災ノ部（救護）

1. 寫眞、緊急市會假市役所ノ配給、米國寄贈品ノ配給、關西各府縣寄贈ノ「バラック」、赤十字社各種ノ救護狀況、各所ノ給水狀況、自警團組織、軍隊ノ活動、其他五十餘種。
2. 油繪、摂政宮殿下横濱御視察、皇后陛下横濱へ行啓。
3. 圖表、震災當時ノ電文ト其原稿、諸外國ヨリノ同情、恩賜金ニ關スル書類、罹災者散布圖、傳染病患者取扱表、大震災外人救濟狀況、海軍ノ活動、戒嚴管區圖、警官配置圖其他十數種。
4. 記念品、配給品ノ一部、立退札、收容バラック、救護材料、衛生材料、ポスト、塔婆ノ家、工兵ノ架橋セル親柱其他十數種。

（ニ）地震參考部

1. 寫眞、各種地震計、傾斜計、妖雲、斷層、旋風ノ跡、地割、土地ノ隆起、建物ノ破壞狀況、其ノ他十數種。
2. 圖表、地震ニ關スル諸學說、日本地震帶、世界地震帶、關東大地震ノ斷層系及發震地、安政以後ニ於ケル地震ノ進行、關東大地震々域圖、震災輕減法、地震ニ出遭ツタ時ノ心得其他數種。
3. 參考品、斷層模型、斷層ノ成因ヲ示ス模型、地割ノ模型、横濱地質模型、抗火石其他數種。

（ホ）復興ノ部

横濱全市ノ震災直後ト復興ノ比較、復興費ノ內譯、教育、衛生、勸業、社會、瓦斯、水道、電氣、土木、港灣、各施設ノ復興狀況、横濱市大模型等。

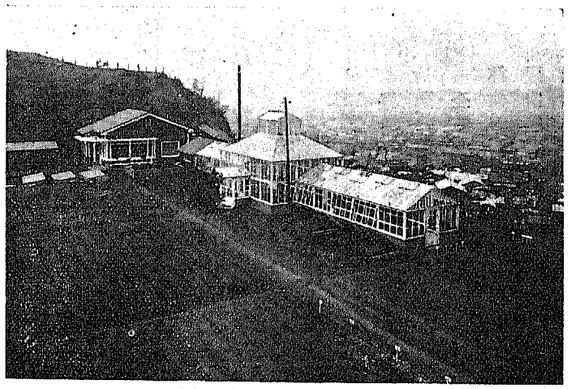

中央教材園

ト　中央教材園

（一）建設の由來

理科教授は實物觀察を基礎とせざるべからざるは言を俟たざる所にして、理化教材に在りては夫々の機械藥品を用ひしめて兒童自身に實驗せしめ、動植鑛物教材に在りては夫々の實物を提供して之を解剖し觀察せしむるを必要とす。機械、藥品、鑛物、標本の類は之を商店より購入するを得べく、或物は教師の手によりて製作蒐集することを得べきも、動植物の教材に至りては其供給極めて困難なるものあり。殊に大都市に於ては一層の困難を感ずるものにして、各教材を教師の手にて採集せんとするは到底不可能なるべく假令之を購入によつて得んとするも所要の數量を同時に準備するは殆んど望み得ざる所なるべし。元來都市の兒童は自然に接觸する機會少なきために動植物に對する觀念は至つて薄弱なるものなれば一層實物教授を必要とするに係らず、斯くの如く觀察物の供給を得るに困難なるは甚だ不幸とする所なり。

中央教材園は是等都市教育の缺陷を補はんがため、將又教育を實際化せんがために設置せるも

のにして、園内には教材植物、觀賞植物の栽培を始めとして家畜、家禽等をも飼育せり。

(二)　園地竝設備

栽培飼育せる教材は各學校に供給する關係上園地は成るべく市の中央部なるを便とするを以て、石川小學校に隣接して埋立の平地約四百坪、傾斜地六百坪、離れ地五十餘坪計千五百五十餘坪を當園の用地とせり。而して平地は之を十區に分ち、油菜、たんぽぽ、花菖蒲、胡瓜、豌豆等主として兒童各自に分配して解剖觀察せしむる材料を栽培し、傾斜地には學年別に教科書に現はるゝ植物を植付けて來園觀察に便したり。尚平地の一部には二十一坪の管理室、十二坪の農具室兼作業室、六坪の實驗室、六坪の肥料舍、三十四坪の溫室、十坪の園丁宿舍、四坪の家畜舍、十三坪の家禽舍を設けたり。之れが設置に要したる費用は土地購入費を除き、整地費貳千圓、建築費七千百參圓、農具其他の備品費貳千七百貳拾貳圓、樹木家禽等の設備費參千四百九拾壹圓、計壹萬五千參百拾七圓なり。

(三)　栽培植物

(イ)　實驗用ニ供スルタメ多量栽培ヲナセル植物

油菜、たんぽぽ、花菖蒲、椿、つゝじ、桑其他二十餘種。

(ロ)　全體的觀察用ニ供スル植物

鉢植トシテ各校ニ貸與スベキ棉、みつまた、椿はぜ、甜菜、うるし、藍其他六十餘種。

溫室内ニ鉢植トシテ栽培シ各校ニ貸與スベキ、ビンラウジュ、パインアップル、ヤシ、アダン、其他十數種。

標本トシテ栽培シ來園ノ際觀察セシムベキ豆、韮、絲瓜、たんぽぽ、油菜、稻、麥其他七十餘種。

溫室内ニ栽培シ來園ノ際觀察セシムベキ、コヽ椰子、バンノキ、バナナ、パインアップル、コーヒー其他二十餘種。

高山植物トシテ觀察セシムベキ、いはうめ、くもまぐさ、しこたんさう其他數種。

(ハ)　學年別教材植物

尋常一年、櫻、豆、柿、栗、韮其他十數種。

尋常二年、油菜、すみれ、たんぽぽ、麥、わらび其他十數種。

尋常三年、梅、櫻、ほうづき、檜杉、つゝじ其他十餘種。

尋常四年、棉、紫雲英、麥、油菜、松、稻、菊其他十數種。

尋常五年、コヽ椰子、バンノキ、バナナ、コーヒー、甘藷、煙草其他二十餘種。

尋常六年、柳、桃、葛、バラゴム、インドゴム、亜麻、マニラ麻、甜菜其他十餘種。

高等一年、ひめゆり、山吹、かるかや、柳、梅、つくし、高粱、チーク其他十餘種。

高等二年、あかめがしは、樫、孟宗竹、にれ、にら、芭蕉、マングローブ其他二十餘種。

六　市域擴張に伴ふ教育施設の擴充

イ　校數の增加

昭和二年四月一日、隣接町村編入の結果、小學校十八校、補習學校十四校を增加せり。是等の諸校は市に編入と同時に左の通校名を變更せり。

(一)　小學校

舊　校　名	新　校　名
橘樹郡程谷尋常高等小學校	横濱市程谷尋常高等小學校
同　帷子尋常小學校	同　帷子尋常小學校
同　峯尋常高等小學校	同　峯尋常高等小學校
同　星川尋常小學校	同　星川尋常小學校
同　城郷尋常高等小學校	同　城郷尋常高等小學校

橘樹郡	旭尋常高等小學校
同	大綱尋常高等小學校
同	鶴見尋常高等小學校
同	生麥尋常高等小學校
同	豊岡尋常高等小學校
同	潮田尋常高等小學校
同	市場尋常高等小學校
同	下野谷尋常高等小學校
久良岐郡	森中原尋常高等小學校
同	大岡川尋常高等小學校
同	日野尋常高等小學校
同	日下尋常高等小學校
都筑郡	川島尋常高等小學校

(二)　補習學校

舊校名	
保土ケ谷町立	商工專修學校
同	家政女學校
大綱村立	實業補習學校
城郷村立	實業補習學校
旭村立	第一農業補習學校
同	女子高等裁縫補習學校

新校名	
横濱市立	帷子商工專修學校
同	程谷家政女學校
同	大綱實業補習學校
同	城郷實業補習學校
同	旭實業補習學校
同	旭裁縫補習學校
同	鶴見實業補習學校
同	潮田實業補習學校
同	市場實業補習學校
同	中原實業補習學校
同	櫻岡實業補習學校
同	日野實業補習學校
同	日下實業補習學校
同	川島實業補習學校
鶴見町立	女子實業補習學校
同	潮田實業補習學校
同	市場實業補習學校
屏風浦村立	實業補習學校
大岡川村立	實業補習學校
日下村立	日野實業補習學校
同	日下實業補習學校
西谷村立	實業補習學校

(三)　新設諸學校

町村編入後に於て濱町、神橋(城郷分教場)池上(城郷假教室)末吉(旭假教室)の四小學校と保土ケ谷實科高等女學校とを新設せり。

ロ　小學校改築竝新設

(一)　計　畫

昭和二年二月隣接町村の本市編入の機運熟するや、併合後市域の新舊により教育施設に優劣の差著しきものあるは採らざるところなるのみならず、併合後に於て增改築を行はんとする際に於ける手續上の關係をも考慮する所あり、併合せらるべき町村小學校にして增改新築を要するものは成るべく夫々當該町村をして計畫の上起債の認可を受けしむる樣になしたり。

右の外町村編入前に於て既に增新築の起債認可を受けたるもの數校ありたり。市は是等を繼承して夫々增新築の計畫を樹て、昭和二年四月二十五日の市會に於て、建築費等出來得る限り節約

小學校營繕費目科目中校名

| 校名 | 科目 | 内譯 | | |

十四日、校舍の建築に著手、同年十一月竣功せり、校舍竝に附屬建物は木造平家建合計二百八十坪三合八勺にして、普通教室六、特別教室二、其他五室を有す。當校の新築に要したる費用は、敷地購入費參千八百貳拾五圓、地均工事費四千五百拾壹圓、建築費貳萬五千百九拾七圓、排水、門塀其他設備費貳千五百六拾四圓、合計參萬六千九拾七圓なり。

(ハ)神橋小學校

當校も城鄉小學校の神橋分教場なりしが、市は之を獨立せしめて神橋小學校と改稱し、六角橋町字池下四百八十七番外十一筆二千六百三十六坪の民有地を借り受け、昭和三年一月二十一日著工、昭和四年一月二十三日校舍設備全く成れり。校舍は木造二階建延五百八十二坪五合、雨天體操場及附屬建物百三十四坪三合一勺計七百十六坪八合一勺にして、普通教室十二、特別教室三、準備室教具室四、其他五室を有す。當校の新築に要したる費用は建築費六萬參千參百六十八圓、排水、門塀工事其他設備費五千貳百八拾九圓、備品費參千百八拾參圓、合計七萬壹千八百四拾圓なり。

(ニ)日野小學校

市に合併する以前に於て移轉候補地を物色中なりしが、市は日野町字御所ヶ谷を適當なる校地と認め此地に當校を建設することゝし、同所四百八十七番外十一筆二千六百二十六坪を買收せり。校地は斜面多かりしを以て整地を行ひ昭和四年二月二十日校舍の建築に著手し、同年七月十七日竣功せり。校舍は木造二階建延五百十二坪七合五勺、雨天體操場にして普通教室十、特別教室三、其他七室を有す。當校の新築に要したる費用は敷地購入、物件移轉費壹萬參千參百貳拾九圓、地均工事費四千八拾圓、建築費五萬七千六百六圓、排水、門塀其他設備費參千六百四拾八圓、雜給諸費壹千八百五拾圓、備品費貳千九百九拾壹圓、合計八萬參千五百四圓なり。

(ホ)杉田小學校

當校は元、森中原小學校と稱せしが、市に合併と同時に中原小學校と改稱し、更に昭和四年六月杉田町に新校舍を建築するに及びて杉田小學校と改稱せるものなり。校地は杉田町字門前三十九番外六筆二千三百五十六坪五合にして民有地を借用せるものなるも、附近の道路狹隘なるため、九十八坪九合五勺の民有地を購入して通學道路を新設せり。校舍は木造二階建(雨天體操場は平家建)延九百四十一坪二合五勺にして、普通教室十八、特別教室四、準備室教具室其他八室を有す。當校の新築に要したる費用は用地買收費、物件移轉費八千貳拾壹圓、整地費七百四拾圓、建築諸費八萬貳千八百五拾貳圓、排水、門塀其他設備費五千貳百參拾八圓、備品費參千貳百貳拾五圓、合計拾萬七拾六圓にして昭和三年十月二十七日建築工事に著手し、昭和四年六月十七日竣功せり。

(ヘ)東臺小學校

當校從來の位置は鐵道線路に沿ひ、汽車電車の音響により授業の防害を受くること甚だしかりしを以て、市に合併する以前既に鶴見町に於て移轉の計畫を立てたるものにして、從來の校地を廢して新に鶴見町字東寺尾二千五十五番外十五筆を學校敷地とすべく縣の位置指定を受け、民有地二千四百二十九坪を買收せるものなり。合併後市に於ては殘地三百二坪を買收して整地を行ひ昭和三年五月二十九日、校舍の建築に著手して、同年十月五日竣工、校名を東臺小學校と改稱せり。校舍は木造二階建延二百六十五坪にして、普通教室十四、特別教室一、其他七室を有す。當校の新築に要したる費用は用地買收、物件移轉費七萬七拾五圓、建築費四萬七千六百七拾圓、排水、門塀工費其

他設備費五千五百五拾五圓備品費六千貳百參拾圓、合計拾貳萬九千五百參拾圓なり。

(ト)濱町小學校

新設小學校にして鶴見町が市に合併する以前に一校增設を企て、鶴見町字潮田二千五百十九番外十一筆一千五百八十三坪を買收して市に引き繼ぎたるものなり。市は更に其の隣地一千二十八坪を買收して整地を行ひ、木造二階建十六教室を有する校舍を建築せり。當校の新築に要したる費用は敷地買收、物件移轉費四萬五千七百參圓、整地費壹萬貳千百五拾貳圓、建築費四萬七千參百參拾五圓、門塀工事其他設備費六千八百參圓、合計拾壹萬貳千參圓なり。

(チ)生麥小學校

從來の校地は二千八百六十五坪なりしが、更に四百五十八坪を買收して四教室を有する校舍を增築せり。之に要せる費用は建築及諸費九千貳百六拾八圓、敷地購入費八千五百四圓なり。

(リ)豐岡小學校

從來の校舍に接續して十二教室を增築したるが、此建築費貳萬五千九百七拾五圓なり。

(ヌ)大綱小學校

從來の校地は一千二百九十五坪なりしが、更に五百七十五坪を買收し、四教室を增築せり。之に要せる費用は整地費五千六百八拾九圓、建築及諸費壹萬參百七拾壹圓なり。

(ル)城郷小學校

從來の校舍に接續して三教室と雨天體操場を增築せり。之に要せる費用は整地費壹千七百拾四圓、建築及諸費壹萬五千貳百四拾七圓なり。

(ヲ)川島小學校

從來の校地は借地なりしが、之と共に隣接地を合せて二千三百六十五坪を買收して整地を行ひたり。而して舊校舍は十一教室なりしも腐朽甚だしかりしを以て之に改築增築を行ひて普通教室十五、特別教室一、雨天體操場とせり。之に要したる費用は敷地買收費壹萬六千貳百七拾貳圓、整地費五千四百五拾壹圓、建築及諸費參萬七千九百七拾五圓、合計五萬九千六百九拾九圓なり。

七　國縣立私立教育施設

イ　專門學校

(1)官立橫濱高等工業學校

當校の復興費は新營費百六拾參萬七千八百貳拾五圓、設備費六拾八萬八千七百圓計貳百參拾貳萬六千五百貳拾五圓なるも其の設計内容は未定なり。

當校は大正十四年度に於て從來の三學科に建築科を增設し、更に昭和四年度に於て造船工學科竝に工業教員養成所を附設せり。

(2)官立橫濱高等商業學校

當校は大正十二年十二月、帝都の關門たる橫濱港の復興を助成すべき使命を帶びて設立せられたるものにして、港頭を俯瞰する富士見丘の地を相して建設せられたり。

(イ)土地表

| 同仰生寄學校 | | |

坪にして工費貳拾萬圓を要したり。

(4)私立關東學院

當校は昭和二年三月、財團法人關東學院設立の認可を得、同時に專門學校令に依る東京學院を合併せるものにして、從來の中學關東學院は、關東學院中學部と改稱せり。校地は地盤軟弱なるを以て堅固なる基礎工事を施し、之に鐵筋コンクリート造二階建(一部四階建)の校舎一棟(延一千坪の內約三百坪は當分延期)を建築し、更に北側の斷崖に鐵筋コンクリート造の塀壁を設けて通學道路を新設したり。新校舍は敎室二十一(總て特別敎室制度)準備室七、講堂一、其他九室を有するものにして校舍其他の工事費四拾九萬八千七百壹圓、設備費九萬貳百七拾參圓、合計五拾八萬八千九百七拾四圓なり。然して當校には專門部の外に中學部竝に夜間の英語學校を併置せり。

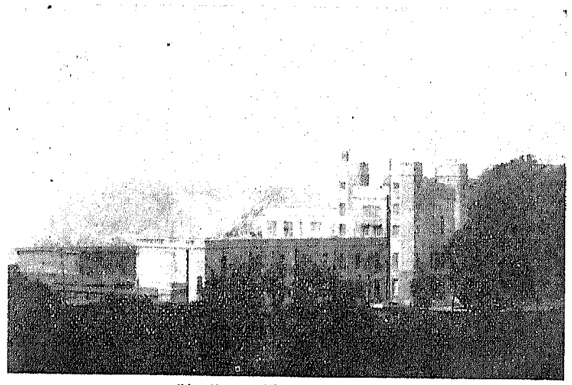

復興セル關東學院

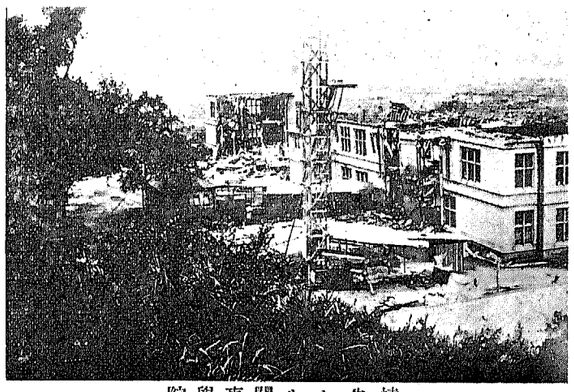

燒失セル關東學院

ロ　中等學校

(1)縣立橫濱第一中學校

當校は災後一時的應急處置を施したりしが、其後校舍全體に亘り破損の程度意外に大なりしを以て、校舍全部の改築を行ふことゝせり。

(イ)工　事

○第一期工事(昭和二年五月起工、同年十二月竣功)

講堂改築、玄關改築、敎室二階建一棟、武道場新築、水浴室新築、湯呑所新築、雨天體操場改築、銃器室改築、便所渡廊下新築、其他土木工事設備費等合計八萬五千八百貳拾七圓なり。

○第二期工事(昭和三年一月起工、同年五月竣功)

書庫新築、化學實驗室修理、圖書閱覽室修繕等經費合計壹萬參千八百九拾四圓なり。

○第三期工事(昭和三年五月起工、昭和四年一月竣功)

本館及玄關、小使室、便所、門衞、表門、通用門改築、其他土木工事費、合計七萬貳千七百九拾壹圓、設備費五萬圓なり。

(ロ)建　物

名稱	構造	建坪
本館	木造二階建	三九四・五〇
講堂	木造平家建	一三五・〇〇
敎室	木造二階建	一七〇・〇〇

名稱	構造	建坪
本館玄關	木造平家建	一〇・〇〇
講堂玄關	同	六・〇〇
生徒昇降口	同	一六・〇〇

坪にして工費貳拾萬圓を要したり。

(4)私立關東學院

當校は昭和二年三月、財團法人關東學院設立の認可を得、同時に專門學校令に依る東京學院を合併せるものにして、從來の中學關東學院は、關東學院中學部と改稱せり。校地は地盤軟弱なるを以て堅固なる基礎工事を施し、之に鐵筋コンクリート造二階建（一部四階建）の校舍一棟（延一千坪の內約三百坪は當分延期）を建築し、更に北側の斷崖に鐵筋コンクリート造の墻壁を設けて通學道路を新設したり。新校舍は敎室二十一（總て特別敎室制度）準備室七、講堂一、其他九室を有するものにして校舍其他の工事費四拾九萬八千七百壹圓、設備費九萬貳百七拾參圓、合計五拾八萬八千九百七拾四圓なり。然して當校には專門部の外に中學部竝に夜間の英語學校を併置せり。

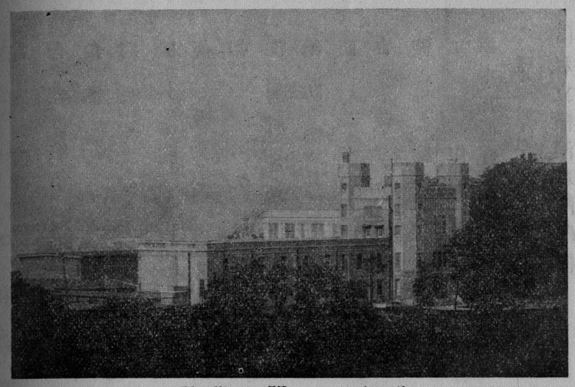

復興セル關東學院

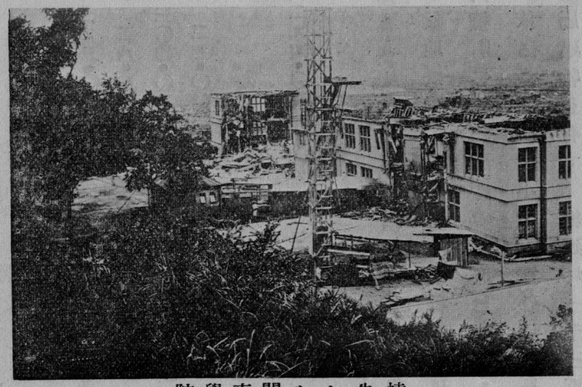

燒失セル關東學院

ロ　中等學校

(1)縣立橫濱第一中學校

當校は災後一時的應急處置を施したりしが、其後校舍全體に亘り破損の程度意外に大なりしを以て、校舍全部の改築を行ふことゝせり。

(イ)工　事

○第一期工事（昭和二年五月起工、同年十二月竣功）

講堂改築、玄關改築、敎室二階建一棟、武道場新築、水浴室新築、湯呑所新築、雨天體操場改築、銃器室改築、便所渡廊下新築、其他土木工事設備費等合計八萬五千八百貳拾七圓なり。

○第二期工事（昭和三年一月起工、同年五月竣功）

書庫新築、化學實驗室修理、圖書閱覽室修繕等經費合計壹萬參千八百九拾四圓なり。

○第三期工事（昭和三年五月起工、昭和四年一月竣功）

本館及玄關、小使室、便所、門衛、表門、通用門改築、其他土木工事費、合計七萬貳千七百九拾壹圓、設備費五萬圓なり。

(ロ)建　物

名稱	構造	建坪
本館	木造二階建	三九四・五〇坪
講堂	木造平家建	一三五・〇〇
敎室	木造二階建	一七〇・〇〇

名稱	構造	建坪
本館玄關	木造平家建	一〇・〇〇坪
講堂玄關	同	六・〇〇
生徒昇降口	同	一六・〇〇

雨天體操場	木造平家建	一七四・〇〇	坪
化學實驗室	同	五〇・〇〇	
水浴室	同	一〇・〇〇	
湯呑場	同	六・〇〇	
書庫	鐵筋コンクリート二階建	一四・〇〇	
渡廊下	木造平家建	八六・八〇	
門衛詰所	同	四・五〇	

建物總坪數壹千九百二十五坪七合七勺なり。

(2)縣立橫濱第二中學校

當校は震災により校舍大破せるを以て校舍の大修繕を行ひ、屋根全部葺替及玄關、校長室、教務室事務室、會議室、應接室の手入竝に廊下の床板張替等をなせるものにして、建物修繕費約六萬圓設備費四千七百餘圓を要したり。

武道場	同	一一二・〇〇	坪
圖書閱覽室	同	三九・〇〇	
銃器室	同	四四・〇〇	
小使室	同	二九・〇〇	
便所	同	二二・四七	
物置	同	八六・八〇	

(3)縣立橫濱第三中學校

當校は大正十二年度に於て校地の地均しに著手せるも大震災のために遲延し、大正十三年九月に至り漸く本館の建築に著手す。本館には校長室、事務室、宿直室、應接室、教員室の外普通教室、數學室、圖書教室、生徒圖書閱覽室を設けたり。大正十四年度に於て雨天體操場兼劍道場、銃器室等を新設し、大正十五年度に於て理科準備室及實驗室、博物準備室及教室、地理準備室竝に教室を有する北館を新築す。而して同年十月より昭和二年一月に亘り講堂を新設して全部の完成を見たり。本館竝に附屬建物の建設に要したる費用は合計貳拾九萬參千貳百圓なり。

(4)縣立工業學校

復興計畫は大體に於て災前の狀態を基礎とし、半潰せる圖案部の一棟は之を取拂ひ、從來平家なりし普通教室の一部を二階建として之に圖案部及特別教室を附屬せしめたり。此工事は二箇年に亘りて實施せるもの

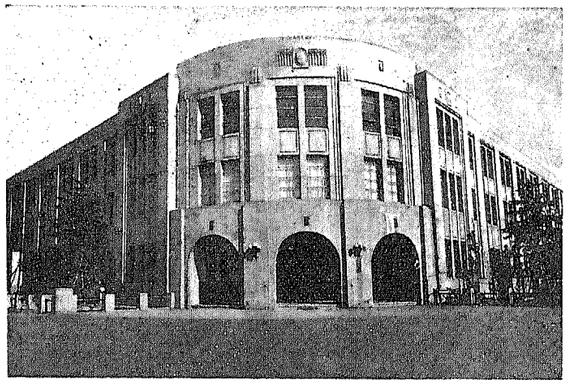

復興セル縣立商工實習學校

にして第一年次には本館及圖案部及特別教室の改築をなし、第二年次には生徒控所の新築竝に工場方面の大修繕を行ひ、昭和二年十一月に至り全部竣功す。而して之に要したる費用は建物備品を合せて貳拾四萬五百餘圓なり。

(5)縣立商工實習學校

當校は大正十二年八月十六日校舍の大部分を燒失し、間もなく大震災に遭遇せるものなるも災後の復興目醒ましきものあり。

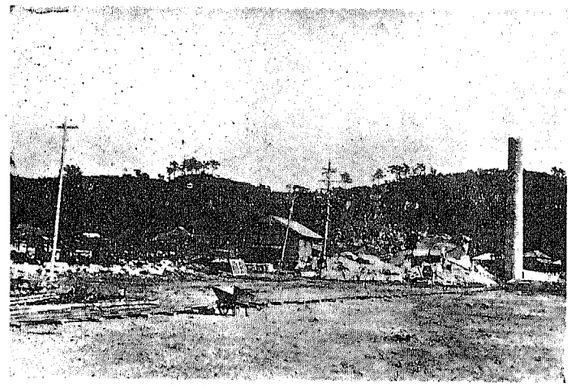

燒失セル縣立商工實習學校

雨天體操場	木造平家建	一七四・〇〇	坪
化學實驗室	同	五〇・〇〇	
水浴室	同	一〇・〇〇	
湯呑場	同	六・〇〇	
書庫	鐵筋コンクリート二階建	一四・〇〇	
渡廊下	木造平家建	八六・八〇	
門衛詰所	同	四・五〇	

建物總坪數壹千九百二十五坪七合七勺なり。

(2)縣立横濱第二中學校

當校は震災により校舍大破せるを以て校舍の大修繕を行ひ、屋根全部葺替及玄關、校長室、敎務室事務室、會議室、應接室の手入竝に廊下の床板張替等をなせるものにして、建物修繕費約六萬圓、設備費四千七百餘圓を要したり。

(3)縣立横濱第三中學校

當校は大正十二年度に於て校地の地均しに著手せるも大震災のために遲延し、大正十三年九月に至り漸く本館の建築に著手す。本館には校長室、事務室、宿直室、應接室、敎員室の外普通敎室、數學敎室、圖書敎室、生徒圖書閱覽室を設けたり。大正十四年度に於て雨天體操場兼劍道場、銃器室等を新設し、大正十五年度に於て理科準備室及實驗室、博物準備室及敎室、地理準備室竝に敎室を有する北館を新築す。而して同年十月より昭和二年一月に亘り講堂を新設して全部の完成を見たり。本館竝に附屬建物の建設に要したる費用は合計貳拾九萬參千貳百圓なり。

武道場	同	一一二・〇〇	坪
圖書閱覽室	同	三九・〇〇	
銃器室	同	四四・〇〇	
小使室	同	二九・〇〇	
便所	同	二二・四七	
物置	同	八六・八〇	

復興セル縣立商工實習學校

(4)縣立工業學校

復興計畫は大體に於て災前の狀態を基礎とし、半潰せる圖案部の一棟は之を取拂ひ、從來平家なりし普通敎室の一部を二階建として之に圖案部及特別敎室を附屬せしめたり。此工事は二箇年に亘りて實施せるものにして第一年次には本館及圖案部及特別敎室の改築をなし、第二年次には生徒控所の新築竝に工場方面の大修繕を行ひ、昭和二年十一月に至り全部竣功す。而して之に要したる費用は建物備品を合せて貳拾四萬五百餘圓なり。

燒失セル縣立商工實習學校

(5)縣立商工實習學校

當校は大正十二年八月十六日校舍の大部分を燒失し、間もなく大震災に遭遇せるものなるも災後の復興目醒ましきものあり。

(イ)本館は鐵筋コンクリート造三階建四百五十六坪延千三百五十八坪七合五勺は、校長室共通科職員室、商業部教室、應用化學科教室、普通教室、事務室、宿直室等に充つ。

(ロ)附屬館鐵筋コンクリート造二階建百十五坪五合延二百四坪は、機械科職員室、電氣科職員室、變電室、電氣科實驗室に充つ。

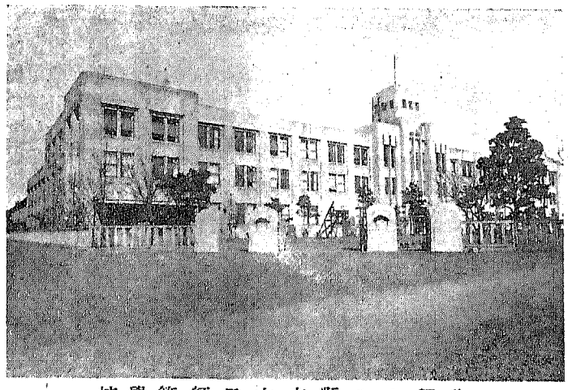

復興セル縣立女子師範學校

(ハ)機械科工場、鐵筋平家建二百五十九坪は實驗室、木型工場、仕上工場、鍛工場、鑄物工場、實習教師職員室等に充つ。

(ニ)電氣科工場は鐵筋平家八十二坪二合五勺にして實驗實習室、工場職員室に充つ。

(ホ)應用化學科石鹸工場は鐵筋平家七十坪にして石鹸製造作業室を設く。

(ヘ)雨天體操場兼道場及銃器庫建坪、二百五十坪。

(ト)小使室便所廊下等百七十八坪一合

縣立女子師範學校ノ被害

以上建坪千四百四十六坪延二千四百二坪一合にして建設工費五拾四萬四千六百四拾四圓、備品費八萬圓なり。

(6)縣立女子師範學校

當校は震災前に高等女學校を併置せしが、教育の根本精神より考慮すれば生徒教養上遺憾の點多きを以て復興に際しては全然分離することゝせり。分離に際し市は當校を市内に存置する必要を認めたるを以て根岸町字立野に民有地五千坪を買收し、之に整地を施したる上本校敷地として縣に寄附せり。

大正十四年十二月本館、寄宿舍、附屬小學校の建築工事に著手し、昭和二年三月竣功す。

(イ)本館

鐵筋コンクリート造三階建(一部二階建)延一千四百九十坪二合四勺

地階	小使室一、	湯沸所一、	物置一
一階	玄關一、	昇降口一、	校長室一、
	應接室一、	職員室一、	會議室一、
	圖書閱覽室一、	靜養室一、	事務室一、
	宿直室一、	特別教室六、	標本器械室三、
	便所三、		
二階	講堂一、	ミシン室一、	洋式作法室一、
	和式作法室一、	特別教室四、	普通教室五、
	便所二、		
三階	階段二		
	特別教室四、	普通教室三、	圖書室一、
	標本室一、	階段二	

(ロ)體育館

木造平家建、百二十三坪ニシテ洗面所、器具置場ヲ附屬ス

(イ)本館は鐵筋コンクリート造三階建四百五十六坪延千三百五十八坪七合五勺は、校長室共通科職員室、商業部教室、應用化學科教室、普通教室、事務室、宿直室等に充つ。

(ロ)附屬館鐵筋コンクリート造二階建百十五坪五合延二百四坪は、機械科職員室、電氣科職員室、變電室、電氣科實驗室に充つ。

(ハ)機械科工場、鐵筋平家建二百五十九坪は實驗室、木型工場、仕上工場、鍛工場、鑄物工場、實習教師職員室等に充つ。

(ニ)電氣科工場は鐵筋平家八十二坪二合五勺にして實驗實習室、工場職員室に充つ。

(ホ)應用化學科石鹼工場は鐵筋平家七十坪にして石鹼製造作業室を設く。

(ヘ)雨天體操場兼道場及銃器庫建坪、二百五十坪。

(ト)小使室便所廊下等百七十八坪一合

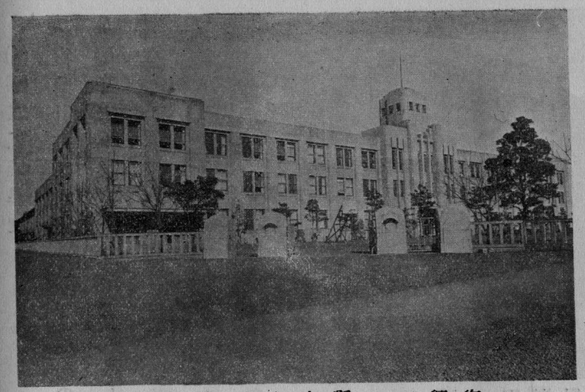

復興セル縣立女子師範學校

縣立女子師範學校ノ被害

以上建坪千四百四十六坪延二千四百二坪一合にして建設工費五拾四萬四千六百四拾四圓、備品費八萬圓なり。

(6)縣立女子師範學校

當校は震災前に高等女學校を併置せしが、教育の根本精神より考慮すれば生徒教養上遺憾の點多きを以て復興に際しては全然分離することゝせり。分離に際し市は當校を市内に存置する必要を認めたるを以て根岸町字立野に民有地五千坪を買收し、之に整地を施したる上本校敷地として縣に寄附せり。

大正十四年十二月本館、寄宿舍、附屬小學校の建築工事に著手し、昭和二年三月竣功す。

(イ)本　館

鐵筋コンクリート造三階建(一部二階建)延一千四百九十坪二合四勺

地階　物置一
小使室一、湯沸所一、
一階　玄關一、昇降口一、校長室一、應接室一、職員室一
會議室一、圖書閱覽室一、靜養室一、事務室一、宿直室一
特別教室六、標本器械室三、便所三、
二階　講堂一、ミシン室一、洋式作法室一、和式作法室一、特別教室四
普通教室五、便所二、
三階　特別教室四、普通教室三、圖書室一、標本室一、階段二

(ロ)體育館

木造平家建、百二十三坪ニシテ洗面所器具置場ヲ附屬ス

(ハ)寄宿舍及炊事場其他

木造二階建一部平家建延六百二十七坪八合七勺

一階　玄關一、事務室一、舍監室二、面會室一、病室二、自習室兼寢室九、食堂一、炊事場一、浴室及脫衣室一、結髮室一、洗面及洗濯室一、炊夫室二、火夫室一、便所四

二階　自習室兼寢室十三

(ニ)附屬小學校

木造二階建屋內體操場平家建延八百五十坪四合一勺

一階　玄關一、非常口二、職員室一、休養室一、應接室一、特別教室一、圖書校具室一、普通教室七、小使室及湯沸所一、昇降口二、屋內體操場一、便所三、物置一、運動器具置場一

二階　普通教室六、特別教室三、作法室一、準備器械室一

(ホ)附屬校長公舍

木造平家建二十七坪一合二勺

(ヘ)工費

金六拾四萬五千五百七拾五圓

內譯

金五拾九萬參千八百八拾六圓

金壹萬壹千八百七拾九圓

金壹萬八千五百圓

總額

建築工事

電燈瓦斯工事

衛生及給水工事

金七千參百六拾五圓

金壹萬參千九百四拾五圓

(7)縣立高等女學校

從來併置せる女子師範學校を分離し、當校は舊位置に經費四拾八萬圓を以て新築せるものにして建物坪數一千八百六坪五合八勺、基礎工事はペデスタル式コンクリート杭打を施し校舍は鐵筋コンクリート造三階建(一部平家建)とす。各階廊下床セメント、タイル張、各教室米松張り、各室腰及天井はラフコート塗又は漆喰仕上とし、校舍外部は淡黃色人造石仕上とせり。

(イ)各室の名稱及數量

校長室一、應接室二、職員室一、事務室一、宿直室一、休養室一、小使室及湯呑所一、玄關一、器械標本室三、職員圖書室一、會議室一、特別教室四、普通教室二二、昇降口二、講堂一、便所五、屋內體操場一

(ロ)建物設備等の經費

金四拾八萬九千五拾圓

內譯

金六萬八千圓

金參拾五萬九千七百五拾圓

金八千貳百五拾八圓

金壹萬四百四拾八圓

金貳千五百九拾四圓

體育器械、雜工事

敷地買收費

總額

基礎工事

建築工事

電燈及瓦斯工事

衛生及給水工事

體操器具雜工事

金四萬圓。

(ハ)復興事業完成

當校の新築に著手せるは昭和二年六月なりしが、同三年十月竣功せるを以て直ちに新校舍に移轉し、專ら設備內容の完成に努め昭和四年三月完了せり。

昭和四年四月二十三日　今上陛下本市復興御視察の砌當校に　御臨幸あらせられ、親しく當校の設備竝に縣下中等學校生徒の成績品を始め、本市內男女中等學校及青年訓練所生徒の體操を御覽遊ばされたり。

(8)私立淺野綜合中學校

倒潰を免れたる百二十坪五合の生徒實習工場の外に大破の儘殘存せる舊校舍五十六坪を修理して二教室を得、更に倒潰せる校舍の材料を補足材料として平家建校舍百六十九坪と附屬平家七十四坪を建築し、普通教室十一、職員室事務室各一室を得たり。而して大正十四年四月には鐵筋コンクリート造百四十坪の講堂一棟竣功す。建築に要したる費用は講堂參萬參千七百七拾六圓、校舍其他附屬建物參萬七千參百五拾參圓計七萬壹千百貳拾九圓なり。

(9)私立本牧中學校

校舍其の他の建物は應急の修理を施したるも之が持續は數年を出でざるべし。されば校地を他に購入し之に移轉するときは校舍の新築を要すべく、然らずとも遠からず從來の校舍の改築を要すべきのみならず、生徒數の增加と共に校舍の增築を要すべし。殊に緊急の施設として屋內體操場、物理、化學、博物、地理等の特別教室、其他柔劍道室、圖書室、武器庫等の建設は一日も忽にすべからざるものとす。之等の施設を行はんが爲には相當の經費を要するを以て政府に之が資源の貸與方を請願したるも、國家財政上未だ其の實現を見るに至らざるなり。されば當校の復興は資源の關係上一時に實施し能はざるを以て、逐次に增改築を行ふことゝせり。

(イ)大正十四年一月、木造百二十坪の屋內體操場を建築し講堂を兼ね、別に六坪の武器庫を建築す

(ロ)昭和二年七月、木造四十九坪の化學教室及準備室を建築す。

(ハ)昭和四年一月、木造二階建百四十八坪七合五勺の校舍を建築し、普通教室三、職員室、會議室、校長室、事務室、應接室、宿直室、救護室、小使室等に充つ。

(ニ)將來に於ては、博物、地理、歷史、圖書の各教室竝に柔劍道室、圖書室等三百九十坪の校舍增築の豫定なり。

(10)私立橫濱高等女學校

校地は震災前約一千坪なりしが、大正十三年度に於て隣地約八百坪を購入せり。而して破壞せる石垣面積二百三十坪を修復し斜面には樹木を植ゑ又は芝生とし、次いで本建築に著手せり。應急處置として建築せる校舍延二百三十坪を本建築に改造し、更に校舍の增築を行ひしため、現在に於ては延六百三十四坪となれり。昭和五年度に於ては更に三百五十坪の校舍及約百坪の講堂を建設する豫定なり。當校の復興に要したる費用は建設費拾萬七千參百四拾參圓、備品費貳萬壹千六百九拾七圓なり。

(11)私立神奈川高等女學校

當校の復興計畫は校地三千五百坪建物九百六十坪を災前の狀態に復舊する外、已に大正十二年

九月增築の豫定にて蒐集せる材料を以て木造平家建八十三坪七合五勺の增築を行ひしが大正十四年十月竣功す。而して昭和三年度に於て木造平家建九十坪の雨天體操場及洗濯室、教具室等を建築せり。

(12)私立兒崎高等女學校

久保町字外荒具に新に校地を求め、普通教室四、特別教室三、職員室、應接室各一室、寄宿舍四間等木造平家建校舍一棟を建築し、大正十三年九月校舍建築落成と共に根岸町字鷲山の假校舍より移轉す。而して其後に於て木造二階建の校舍一棟を增築せり。

(13)私立明倫高等女學校

當校は元横濱家政女學校と稱したりしが第一號校舍は震災に遭遇して大破せしを以て之れを修復し、更に將來高等女學校に昇格すべく校舍の增築を企て小範圍の寄附金を募集したるも、震災直後とて僅かに金貳千圓を得るに過ぎざりき。されば不足額は設立者に於て之を負擔することゝして第二號校舍約五十坪及第三號校舍約八十坪を增築し、昭和元年十二月、明倫高等女學校と改稱すべく文部省に申請したりしに、越えて昭和三年五月、組織變更の認可を得たり。而して高等女學校として一切の設備を完全ならしめ、將來の發展を期する爲には大なる後援者を要するを以て昭和四年九月より、眞言宗總本山、高野山援助の横濱眞言宗寺院に其の經營を委託せり。

(14)私立戸部高等裁縫女學校

大正十二年十月、舊校地に木造平家建六十坪の校舍を建築せしが昭和二年四月、更に鐵網モルタル塗二階建一棟を增築せるを以て新舊を合して百五十五坪餘となれり。特別室、割烹室、教員室、應接室、事務室、休養室、圖書室等を有す。

(15)私立神奈川高等裁縫女學校

從來の校地を去りて、新に青木町字下臺に校地を選定し、大正十三年九月新校舍の建築を了りて移轉す。校舍は木造二階建二棟、南館は七十七坪五合、北館は八十九坪にして、教室八、應接室二、職員室一、作法室一、割烹室一、圖書室一、使丁室一を有す、建築費貳萬九百圓、設備費壹萬圓なり。而して本校は職業學校令により文部省の認可を經たり。

(16)私立横濱女子商業學校
横濱女子商業補習學校

大正十三年二月、野毛町二丁目從前の位置に校地三百餘坪を購入し、木造二階建總建坪二百九十五坪二合二勺の校舍本建築に著手し、同年十二月下旬工事落成せるを以て設備の整理に努め、大正十四年一月移轉す。當校の復興に要したる費用は建築費參萬貳千圓、校地買收費貳萬九千圓、備品其他の經費壹萬貳千圓、合計七萬參千圓なり。

(17)私立横濱捜眞女學校

校舍の被害は幸に大ならざりしも、生徒數增加のため校舍增築の機運に到達せるを以て、將來に於ける女子專門學校併置の主旨に依り校舍復興の計畫を樹つ。然れども之れ一朝一夕の事業に非らず、寧ろ現下の不備を補ふは焦眉の急に屬するを以て、復興計畫の大業は徐々に其の大成を期することゝし、破損せる校舍竝に寄宿舍の大修繕を行ふと共に、理科教室を新築す。然して最近專門學校を設置すべく資金拾萬圓の公募中なり。

(18)私立横濱英和女學校

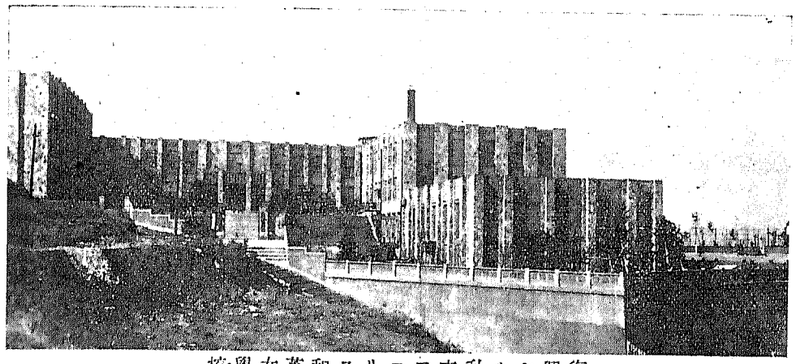

復興セル私立フエリス和英女學校

本校は燒失を免れたるを以て半潰せる校舍の修復を行ひ引續き雨天體操場の改築をなし第一期計畫を終りたるも、第二期の根本的改築案は目下計畫中に屬す。第一期計畫遂行に要せる經費は校舍修繕費九千七百拾壹圓、寄宿舍修繕費貳萬參千七百圓、雨天體操場建築費壹萬四千百七拾參圓、設備費參千八百拾圓計五萬千參百九拾四圓にして、資金は重に米國メソヂスト、プラテスタント教會婦人ミッショよりの支援に依れり。

(19)私立フエリス和英女學校

復興の促進完備を圖る目的を以て昭和二年二月、復興後援會を組織し、米國本部、後援會、同窓會其他有志の寄附金を以て新校舍を建築せり。

(イ)校舍

鐵筋コンクリート造二階

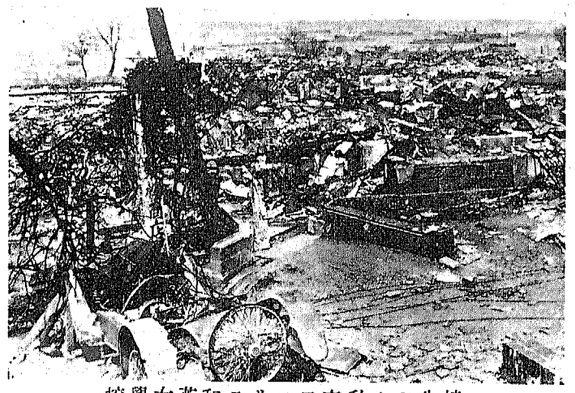

燒失セル私立フエリス和英女學校

建地階を合して三階建延一千四百四坪餘にして、校務用諸室一〇、普通教室一〇、研究室三、特別教室八、標本準備室七、講堂二、ピアノ教室及練習室一〇、屋內體操場一、洗面室五、其他二十四室を有す、昭和三年二月建築工事に著手し、昭和四年四月竣功せり。

(ロ)寄宿舍

木造二階建延二百十五坪餘にして、應接室、舍監室、讀書室、娛樂室、食堂、各一室、八疊の舍室十三、六疊の舍室四、其他十四室を有す、大正十四年起工、大正十五年八月竣功せり。

(ハ)復興に要したる經費

土地購入費八萬壹千四百九拾九圓、校舍建築費參拾萬四千參拾六圓、寄宿舍建築費四萬八千百參拾貳圓、附屬工事費貳萬九千七百四拾八圓、設備費六萬六千七百七拾貳圓、校具費參萬參千百四拾七圓、其他諸費貳萬貳千六百貳拾八圓なり。

(20)私立鶴見高等女學校

光華女學校

鶴見高等女學校は大正十四年四月の創立に係り、光華女學校と同一構內に建設せるものにして一面光華女學校の延長とも見るべきものなり。校舍は木造二階建三棟延六百五十九坪及木造平家建二棟百二十坪合計七百七十九坪とす。

光華女學校は大正十三年九月、大岡町より東寺尾町に移轉せるものにして校舍は木造平家建一棟二百八十五坪なり。

兩校の建物總坪數は一千六十四坪にして、普通教室二十一、特別教室八、其他五室を有す。

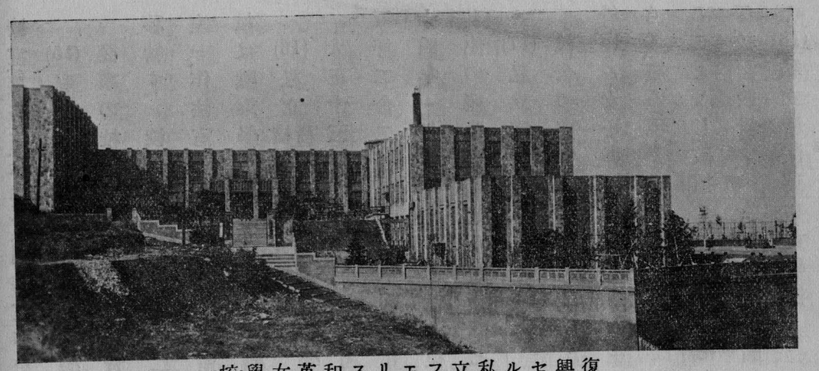

復興セル私立フエリス和英女學校

本校は燒失を免れたるを以て半潰せる校舍の修復を行ひ引續き雨天體操場の改築をなし第一期計畫を終りたるも、第二期の根本的改築案は目下計畫中に屬す。第一期計畫遂行に要せる經費は校舍修繕費九千七百拾壹圓、寄宿舍修繕費貳萬參千七百圓、雨天體操場建築費壹萬四千百七拾參圓、設備費參千八百拾圓計五萬千參百九拾四圓にして、資金は重に米國メソヂスト、プラテスタント教會婦人ミツシヨンよりの支援に依れり。

(19)私立フエリス和英女學校

復興の促進完備を圖る目的を以て昭和二年二月、復興後援會を組織し、米國本部、後援會、同窓會其他有志の寄附金を以て新校舍を建築せり。

(イ)　校舍

鐵筋コンクリート造二階

燒失セル私立フエリス和英女學校

建、地階を合して三階建）延一千四百四坪餘にして、校務用諸室一〇、普通教室一〇、研究室三、特別教室八、標本準備室七、講堂二、ピアノ教室及練習室一〇、屋內體操場一、洗面室五、其他二十四室を有す、昭和三年二月建築工事に著手し、昭和四年四月竣功せり。

(ロ)寄宿舍

木造二階建延二百十五坪餘にして、應接室、舍監室、讀書室、娯樂室、食堂、各一室、八疊の舍室十三、六疊の舍室四、其他十四室を有す、大正十四年起工、大正十五年八月竣功せり。

(ハ)復興に要したる經費

土地購入費八萬壹千四百九拾九圓、校舍建築費參拾萬四千參拾六圓、寄宿舍建築費四萬八千百參拾貳圓、附屬工事費貳萬九千七百四拾八圓、設備費六萬六千七百七拾貳圓、校具費參萬參千百四拾七圓、其他諸費貳萬貳千六百貳拾八圓なり。

(20)私立鶴見高等女學校

光華女學校

鶴見高等女學校は大正十四年四月の創立に係り、光華女學校と同一構內に建設せるものにして一面光華女學校の延長とも見るべきものなり。　校舍は木造二階建三棟延六百五十九坪及木造平家建二棟百二十坪合計七百七十九坪とす。

光華女學校は大正十三年九月、大岡町より東寺尾町に移轉せるものにして校舍は木造平家建一棟二百八十五坪なり。

兩校の建物總坪數は一千六十四坪にして、普通教室二十一、特別教室八、其他五室を有す。

八　私立各種學校

(1)橫濱裁縫女學校

震災後西戶部町羽澤に假校舍を以て授業を開始せしが、十一月舊校地に校舍を新築して移轉す。同年十二月御所山に約二百坪の敷地を求め、木造平家建百五十坪の校舍を建築し、裁縫室、學科教室を設けたり、建物及設備費壹萬五千圓なり。

(2)千歲裁縫女學校

曩に應急處置として急造せる校舍に改造を行ひ、更に市立小學校舊校舍材料の拂下を受けて比較的堅牢なる校舍を新築す。現在に於ける校舍は木造二階建二棟、延百九十坪にして、裁縫室、學科室の外に準備室、整理室、家事室、作法室等を有す。建築竝に設備に要したる經費は合計壹萬五千八百貳拾貳圓なり。尙當校には幼稚園竝に實業補習學校を附設せり。

(3)酒井助產婦學校

災後直ちに舊校地（百八十坪）に木造三階建延二百三十坪の校舍を建築して授業を開始し、更に規模の擴張を期したりしに、偶々區劃整理のため立退を命ぜられたる結果、換地として得たる宮川町二丁目六十一番二百五十一坪の土地に本建築をなせり。新校舍は木造三階建延三百六十坪にして學校の外に附屬病院及寄宿舍より成り講堂一、教室、實習室、臨床講義室、其他二十餘室を有す。而して其の建設費は拾貳萬圓なりとす。

(4)古橋產婆夜學校

醫院の一部を教室に充當せるものにして、四坪五合の室を教室とし、別に實驗室は同院の手術室を充當す。

(5)橫濱病院看護婦學校

當校は從來橫濱看護學講習所と稱したりしが、大正十四年十一月、橫濱病院看護婦學校と改稱せるものにして、校舍は木造洋風二階建延四十坪なり。

(6)橫濱病院附屬助產婦學校

當校は昭和四年一月創立せるものにして、建物其他總て橫濱病院看護婦學校の設備を使用す。

(7)橫濱中央看護婦學校

當校は大正十四年四月、神奈川縣看護婦會聯合組合の創設に係り、大正十五年三月、私立學校令により、橫濱中央看護婦學校の名稱の下に認可を得たり。昭和二年、校舍の新築を企て、市より廢校舍の拂下を受け、寄附金四千百餘圓、組合費壹千六百九拾餘圓を以て建築せるものなり。

(8)村山病院附屬看護婦學校

當校は昭和四年二月の創立に係り、校舍は鐵筋コンクリート造三階建、村山病院の一部を充當す。教室は三階に設け其坪數八坪七合五勺なり、而して寄宿舍は二階に設け第一第二の二室、總坪數十六坪八合七勺なり。

(9)村山病院附屬產婆學校

當校は昭和四年三月創立せるものにして、校舍設備は附屬看護婦學校と同樣、村山病院の一部を使用す。

(10)橫濱產婆學校

大正十五年三月新に校地を中區不老町一丁目に定め、病院竝に學校を建築せり、建物は鐵筋ブロック式にして教室十坪、分娩室三坪六、手術室三坪四、實習室二坪三、診察室三坪、內診室三坪、控室三坪五、入院室五坪、試驗室一坪等なり。

(11)混凝土專修學校

當校は大正大震災の經驗に鑑み、將來の土木工業は鐵筋鐵骨の混凝土を要求するの切なるを痛感して創立せるものにして、校舍は目下淺野綜合中學校の一部を充當し、外に專用の實驗室一棟を有す。

(12)橫濱盲人學校

內務省交付金壹萬五千圓、震災善後會交付金五千圓、本市の交付金貳千圓、神奈川縣交付金七百五拾圓、文部省貸付金其他の經費を復興資金に充當して、西根岸町に校地約三百坪を購入し、校舍竝に附屬舍の本建築に著手せしが、大正十四年一月竣功す。校舍は木造二階建階下六十八坪、階上四十坪にして、附屬舍は木造二階建延四十四坪なり。

二　私立小學校

(1)鄰德小學校

大正十三年六月、內務省より復興資金として、金壹萬貳千圓を交付せられしを以て、半潰の儘殘存せる三教室八十四坪の校舍に應急修理を施すと共に、殘材を以て二十五坪二合五勺のバラックを建築し、更に神奈川縣より交付せられたる木材二百九十石、亞鉛板二百五十枚等を以て教室二室、住宅一室五十六坪九合四勺の增築をなせり。當校々舍總坪百六十六坪六合九勺なりとす。

(2)精華小學校

校舍の復舊は神奈川高等女學校々舍の復舊と共に之を行へるものにして、同校が大正十四年に木造平家建八十五坪七合五勺の校舍を增築せるに際し、內三教室を當校の教室に充當せり、昭和三年度に於て更に校舍の一部を增築せるを以て現在の校舍は百六十坪となれり。尙講堂、音樂室、雨天體操場其他に於て神奈川高等女學校の設備を共用するもの多し。

ホ　小學校に類する諸學校

(1)惠華學院

宮內省より金一封、內務省より五千圓、神奈川縣より五百圓、橫濱市より壹千圓の復興助成交付金ありたるを以て、大正十三年八月校舍の建築に著手し、同十四年三月竣功せり、校舍は木造平家建六十六坪にして教室四、事務室一、使丁室一を有す。

(2)英和女學校附屬小學部

當校の復興計畫は經費壹萬六千六百餘圓を以て校舍設備の復興を圖りしものにして、大正十四年三月校舍の新築に著手し、同年五月落成、六教室と一教員室を得たり。校舍設備は完備せるも、每朝の集合又は雨天時に兒童を收容する所なきを遺憾とし、講堂增築の計畫を立て昭和二年八月經費貳千百餘圓を以て起工し、同年九月竣功せり。此の外諸般の設備に就きては英和女學校のものを共用す。

(3)明德學園

當園は主として教育を主とする隣保事業を目的とする特殊施設にして、大正十二年より十三年

に亘りて、内務省竝に本縣の助成金を以て敷地四百三十坪内に第一期工事を起し、教室二、裁縫室二、職員室二、其他浴室物置等合計八十四坪五合の校舎を建築す。而して大正十四年二月、市の補助金八千圓、縣より木材三百石の交付を受けたるを以て、六月第二期工事に著手し、四教室、一事務室、小使室等合計百十五坪の校舎を增築し、大正十四年十一月、舊校舎は之を託兒部に充て、小學部は新校舎を使用することゝす。然るに昭和二年四月、私立明德學園は廢止の運命に陷りたるを以て、本市は四園の狀況に鑑みて之を讓り受け、其施設經營を擧げて、本市第一隣保館に委任することゝせり。仍て第一隣保館は明德學園の名稱を存續して內容の一部を變更し、託兒部及夜間小學部を設け、更に子守學級を併設す。（本園に付ては社會事業中にも記載す）

(4)私立尋常平沼小學校

本校は公立小學校に就學し能はざる貧民兒童の教育を目的として平沼專藏氏の發意により明治三十一年四月六日市內吉岡町四丁目二十九番地に設立を認可せられ同年十一月三日落成と共に開校せり。然れども本市の其の後の發展と義務教育の延長等に依り校舎の移轉增築を必要とするに及び、明治四十三年七月南太田町字庚耕地に敷地を定め同年十月授業を開始し、大正二年四月設立者病歿の後は平沼久三郎氏之れを繼承す。而して經營の內容を見るに同校兒童は何れも貧家の子女なるを以て小學教育を授くる外に衣類學用品、雨具等を給與若くは貸與し、理髮其の他衛生に留意するは勿論內職を奬勵して勤儉の美風を養ひ、貯金の狀況も一時は人員百九十九人金額百九拾貳圓五拾五錢餘に上り、特殊學校として遺憾なきを期するに努力したるも惜しむべし大正十三年八月二十五日廢校となりたり。

へ　幼稚園

1. 神奈川幼稚園

震災のため七十坪の園舎大破損を來せるを以て應急の修繕を施して今日に及べるも、目下計畫中に屬するものは、經費貳萬圓を以て鐵筋コンクリート造の園舎を建築するものなり。

2. 金港幼稚園

當園は震災の火難を免れたるも七十一坪餘の園舎には相當の被害ありたるを以て、應急の修繕を加へて舊に復せしめ、更に園地を擴張して二十七坪二合五勺の遊戲室を增築せり、此建築費壹千七百九拾八圓なり。

3. 二本榎幼稚園

大正十五年二月、設立者カンバルス女史宣教師を退かるゝに當り、神奈川バプテスト教會は之を繼承したり、當時バプテスト教會は其會堂の增改築計畫中なりしが之を變更して舊會堂を幼稚園に改造し、會堂は別に新築することゝせり。改築せる幼稚園は間口六間奥行六間の建物に更に奥行一間半を增築し、遊戲室一、保育室三、控室、使丁室其他を得て從來の面目を一新す。

4. 千歲幼稚園

園舎は千歲裁縫女學校の增築と共に改築せるものにして、建物四十七坪五合、保育室二、附添人控室、應接室及遊戲室等を有す。

5. 青木幼稚園

大正十二年十一月、青木町宮之町に園舎として三十坪の平家建本建築をなせり。

6. 本牧幼稚園

二十九坪五合の園舍は震災のため半潰せるを以て應急修理の上舊態に復せしめて今日に及べり。

7. 榮町幼稚園

當園は昭和四年十一月の創立に係り、園地二百五十坪を有し、二十四坪の第一園舍と十九坪五合の第二園舍及八坪五合の控室あり。園庭には樹木花草を配し殊に觀察用花壇を設けたり。

8. 磯子幼稚園

當園は昭和三年十月の創立にして、保育室十坪五合、遊戲室二十坪、園兒控室二坪二合五勺、應接室六坪二合五勺、休養室三坪七合五勺を有す。

9. 鶴見幼稚園

當園は震災のため五十坪七合五勺の園舍破損せるを以て應急修理を施し、更に昭和三年十月御大典記念として間口四間、奥行三間半の園舍一棟を新築せり。

10. 二葉幼稚園

當園は昭和三年三月の創立に係り、園地三百九坪餘に四十二坪の園舍を建て保育室二室其の他を設けたり。

八　教育狀況一覽（昭和五年三月末日現在）

イ　專門學校

設立	校名	位置	學級數	教員數			生徒數		
				男	女	計	男	女	計
官立	橫濱高等工業學校	中區大岡町	專一三 囑一二	專二八 囑二七	—	六五	四九六	—	四九六
同	橫濱高等商業學校	中區南太田町	專九 囑五	專六 囑一五	—	二九	五〇五	—	五〇五
市立	橫濱商業專門學校	同	專五 囑一	專四 囑一	—	五	一九八	—	一九八
私立	關東學院（高等學部）	同	專一	專二	—	二	一二七	—	一二七
同	橫濱專門學校	神奈川區六角橋町	專五	專三四	—	四五	三六〇	—	三六〇

ロ　師範學校

設立	校名	位置	學級數	教員數			生徒數		
				男	女	計	男	女	計
縣立	神奈川縣女子師範學校	中區根岸町	專八 囑一二	專一二 囑一四	一	一八	一九三	—	一九三

ハ　中學校

設立	校名	位置	學級數	教員數			生徒數		
				男	女	計	男	女	計
縣立	橫濱第一中學校	中區西戸部町	專二〇 囑一三	專二六 囑一三	—	三九	九七一	—	九七一
同	橫濱第二中學校	神奈川區青木町	專一五 囑一四	專一四 囑一三	—	二七	七二四	—	七二四
同	橫濱第三中學校	中區本牧町	專一五 囑一二	專二二 囑九	—	三一	七一五	—	七一五
私立	淺野綜合中學校	神奈川區子安町	專一四	專一四	一	一四	六一二	—	六一二

六　高等女學校

同	同	私	市	縣	設立
		立	立	立	校名
神	横	横	横	神	
奈	濱	濱	濱	奈	
川	英	英	市	川	
縣	和	和	立	縣	
立	女	女	實	立	
高	學	學	科	高	
等	校	校	高	等	
女			等	女	
學			女	學	
校			學	校	
			校		

リ　各種學校

同市立	設立	校名	位置	學級數	男教員	女教員	計	男生徒	女生徒	計
元街商業專修學校	神奈川縣立工業補習學校	中區山手町	神奈川縣	二	二	一	三	二	一	三
同	同	同	同	四	三	一	四	五	一	六
同	同	同	同	六	三	一	四	七	一	八
同	同	同	同	八	三	一	四	九	一	一〇
同	同	同	同	一〇	四	一	五	一一	一	一二
同	同	同	同	一二	四	一	五	一三	一	一四
同	同	同	同	一四	四	一	五	一五	一	一六
同	同	同	同	一六	四	一	五	一七	一	一八
同	同	同	同	一八	四	一	五	一九	一	二〇
同	同	同	同	二〇	四	一	五	二一	一	二二
同	同	同	同	二二	四	一	五	二三	一	二四
同	同	同	同	二四	四	一	五	二五	一	二六
同	同	同	同	二六	四	一	五	二七	一	二八
同	同	同	同	二八	四	一	五	二九	一	三〇
同	同	同	同	三〇	四	一	五	三一	一	三二
同	同	同	同	三二	四	一	五	三三	一	三四
同	同	同	同	三四	四	一	五	三五	一	三六
同	同	同	同	三六	四	一	五	三七	一	三八
同	同	同	同	三八	四	一	五	三九	一	四〇
同	同	同	同	四〇	四	一	五	四一	一	四二
同	同	同	同	四二	四	一	五	四三	一	四四
同	同	同	同	四四	四	一	五	四五	一	四六
同	同	同	同	四六	四	一	五	四七	一	四八
同	同	同	同	四八	四	一	五	四九	一	五〇
同	同	同	同	五〇	四	一	五	五一	一	五二

チ　實業學校に類する學校

私立	設立	校名	位置	學級數	男教員	女教員	計	男生徒	女生徒	計
橫濱貿易學校	橫濱	中區本牧町	中區本牧町	五	四	一	四	五一	一	五一

ヌ　實業補習學校

同市立	設立	校名	位置	學級數	男教員	女教員	計	男生徒	女生徒	計
八街商業專修學校	千葉縣立	山武郡八街町	千葉縣	四	三	一	四	二〇	一	二一
同	同	同	同	八	三	一	四	三〇	一	三一
同	同	同	同	一二	三	一	四	四〇	一	四一
同	同	同	同	一六	三	一	四	五〇	一	五一
同	同	同	同	二〇	三	一	四	六〇	一	六一
同	同	同	同	二四	三	一	四	七〇	一	七一
同	同	同	同	二八	三	一	四	八〇	一	八一
同	同	同	同	三二	三	一	四	九〇	一	九一
同	同	同	同	三六	三	一	四	一〇〇	一	一〇一
同	同	同	同	四〇	三	一	四	一一〇	一	一一一
同	同	同	同	四四	三	一	四	一二〇	一	一二一
同	同	同	同	四八	三	一	四	一三〇	一	一三一
同	同	同	同	五二	三	一	四	一四〇	一	一四一
同	同	同	同	五六	三	一	四	一五〇	一	一五一
同	同	同	同	六〇	三	一	四	一六〇	一	一六一
同	同	同	同	六四	三	一	四	一七〇	一	一七一
同	同	同	同	六八	三	一	四	一八〇	一	一八一
同	同	同	同	七二	三	一	四	一九〇	一	一九一
同	同	同	同	七六	三	一	四	二〇〇	一	二〇一
同	同	同	同	八〇	三	一	四	二一〇	一	二一一
同	同	同	同	八四	三	一	四	二二〇	一	二二一
同	同	同	同	八八	三	一	四	二三〇	一	二三一
同	同	同	同	九二	三	一	四	二四〇	一	二四一
同	同	同	同	九六	三	一	四	二五〇	一	二五一
同	同	同	同	一〇〇	三	一	四	二六〇	一	二六一
同	同	同	同	一〇四	三	一	四	二七〇	一	二七一
同	同	同	同	一〇八	三	一	四	二八〇	一	二八一
同	同	同	同	一一二	三	一	四	二九〇	一	二九一
同	同	同	同	一一六	三	一	四	三〇〇	一	三〇一
同	同	同	同	一二〇	三	一	四	三一〇	一	三一一
同	同	同	同	一二四	三	一	四	三二〇	一	三二一
同	同	同	同	一二八	三	一	四	三三〇	一	三三一
同	同	同	同	一三二	三	一	四	三四〇	一	三四一
同	同	同	同	一三六	三	一	四	三五〇	一	三五一
同	同	同	同	一四〇	三	一	四	三六〇	一	三六一
同	同	同	同	一四四	三	一	四	三七〇	一	三七一
同	同	同	同	一四八	三	一	四	三八〇	一	三八一
同	同	同	同	一五二	三	一	四	三九〇	一	三九一
同	同	同	同	一五六	三	一	四	四〇〇	一	四〇一
同	同	同	同	一六〇	三	一	四	四一〇	一	四一一
同	同	同	同	一六四	三	一	四	四二〇	一	四二一
同	同	同	同	一六八	三	一	四	四三〇	一	四三一
同	同	同	同	一七二	三	一	四	四四〇	一	四四一
同	同	同	同	一七六	三	一	四	四五〇	一	四五一
同	同	同	同	一八〇	三	一	四	四六〇	一	四六一
同	同	同	同	一八四	三	一	四	四七〇	一	四七一
同	同	同	同	一八八	三	一	四	四八〇	一	四八一
同	同	同	同	一九二	三	一	四	四九〇	一	四九一
同	同	同	同	一九六	三	一	四	五〇〇	一	五〇一
同	同	同	同	二〇〇	三	一	四	五一〇	一	五一一
同	同	同	同	二〇四	三	一	四	五二〇	一	五二一
同	同	同	同	二〇八	三	一	四	五三〇	一	五三一
同	同	同	同	二一二	三	一	四	五四〇	一	五四一
同	同	同	同	二一六	三	一	四	五五〇	一	五五一
同	同	同	同	二二〇	三	一	四	五六〇	一	五六一
同	同	同	同	二二四	三	一	四	五七〇	一	五七一
同	同	同	同	二二八	三	一	四	五八〇	一	五八一
同	同	同	同	二三二	三	一	四	五九〇	一	五九一
同	同	同	同	二三六	三	一	四	六〇〇	一	六〇一
同	同	同	同	二四〇	三	一	四	六一〇	一	六一一
同	同	同	同	二四四	三	一	四	六二〇	一	六二一
同	同	同	同	二四八	三	一	四	六三〇	一	六三一
同	同	同	同	二五二	三	一	四	六四〇	一	六四一
同	同	同	同	二五六	三	一	四	六五〇	一	六五一
同	同	同	同	二六〇	三	一	四	六六〇	一	六六一
同	同	同	同	二六四	三	一	四	六七〇	一	六七一
同	同	同	同	二六八	三	一	四	六八〇	一	六八一
同	同	同	同	二七二	三	一	四	六九〇	一	六九一
同	同	同	同	二七六	三	一	四	七〇〇	一	七〇一
同	同	同	同	二八〇	三	一	四	七一〇	一	七一一
同	同	同	同	二八四	三	一	四	七二〇	一	七二一
同	同	同	同	二八八	三	一	四	七三〇	一	七三一
同	同	同	同	二九二	三	一	四	七四〇	一	七四一
同	同	同	同	二九六	三	一	四	七五〇	一	七五一
同	同	同	同	三〇〇	三	一	四	七六〇	一	七六一
同	同	同	同	三〇四	三	一	四	七七〇	一	七七一
同	同	同	同	三〇八	三	一	四	七八〇	一	七八一
同	同	同	同	三一二	三	一	四	七九〇	一	七九一
同	同	同	同	三一六	三	一	四	八〇〇	一	八〇一
同	同	同	同	三二〇	三	一	四	八一〇	一	八一一
同	同	同	同	三二四	三	一	四	八二〇	一	八二一
同	同	同	同	三二八	三	一	四	八三〇	一	八三一
同	同	同	同	三三二	三	一	四	八四〇	一	八四一
同	同	同	同	三三六	三	一	四	八五〇	一	八五一
同	同	同	同	三四〇	三	一	四	八六〇	一	八六一
同	同	同	同	三四四	三	一	四	八七〇	一	八七一
同	同	同	同	三四八	三	一	四	八八〇	一	八八一
同	同	同	同	三五二	三	一	四	八九〇	一	八九一
同	同	同	同	三五六	三	一	四	九〇〇	一	九〇一
同	同	同	同	三六〇	三	一	四	九一〇	一	九一一
同	同	同	同	三六四	三	一	四	九二〇	一	九二一
同	同	同	同	三六八	三	一	四	九三〇	一	九三一
同	同	同	同	三七二	三	一	四	九四〇	一	九四一
同	同	同	同	三七六	三	一	四	九五〇	一	九五一
同	同	同	同	三八〇	三	一	四	九六〇	一	九六一
同	同	同	同	三八四	三	一	四	九七〇	一	九七一
同	同	同	同	三八八	三	一	四	九八〇	一	九八一
同	同	同	同	三九二	三	一	四	九九〇	一	九九一
同	同	同	同	三九六	三	一	四	一〇〇〇	一	一〇〇一
同	同	同	同	四〇〇	三	一	四	一〇一〇	一	一〇一一
同	同	同	同	四〇四	三	一	四	一〇二〇	一	一〇二一
同	同	同	同	四〇八	三	一	四	一〇三〇	一	一〇三一
同	同	同	同	四一二	三	一	四	一〇四〇	一	一〇四一
同	同	同	同	四一六	三	一	四	一〇五〇	一	一〇五一
同	同	同	同	四二〇	三	一	四	一〇六〇	一	一〇六一
同	同	同	同	四二四	三	一	四	一〇七〇	一	一〇七一
同	同	同	同	四二八	三	一	四	一〇八〇	一	一〇八一
同	同	同	同	四三二	三	一	四	一〇九〇	一	一〇九一
同	同	同	同	四三六	三	一	四	一一〇〇	一	一一〇一
同	同	同	同	四四〇	三	一	四	一一一〇	一	一一一一
同	同	同	同	四四四	三	一	四	一一二〇	一	一一二一
同	同	同	同	四四八	三	一	四	一一三〇	一	一一三一
同	同	同	同	四五二	三	一	四	一一四〇	一	一一四一
同	同	同	同	四五六	三	一	四	一一五〇	一	一一五一
同	同	同	同	四六〇	三	一	四	一一六〇	一	一一六一
同	同	同	同	四六四	三	一	四	一一七〇	一	一一七一
同	同	同	同	四六八	三	一	四	一一八〇	一	一一八一
同	同	同	同	四七二	三	一	四	一一九〇	一	一一九一
同	同	同	同	四七六	三	一	四	一二〇〇	一	一二〇一
同	同	同	同	四八〇	三	一	四	一二一〇	一	一二一一
同	同	同	同	四八四	三	一	四	一二二〇	一	一二二一
同	同	同	同	四八八	三	一	四	一二三〇	一	一二三一
同	同	同	同	四九二	三	一	四	一二四〇	一	一二四一
同	同	同	同	四九六	三	一	四	一二五〇	一	一二五一
同	同	同	同	五〇〇	三	一	四	一二六〇	一	一二六一
同	同	同	同	五〇四	三	一	四	一二七〇	一	一二七一
同	同	同	同	五〇八	三	一	四	一二八〇	一	一二八一
同	同	同	同	五一二	三	一	四	一二九〇	一	一二九一
同	同	同	同	五一六	三	一	四	一三〇〇	一	一三〇一
同	同	同	同	五二〇	三	一	四	一三一〇	一	一三一一
同	同	同	同	五二四	三	一	四	一三二〇	一	一三二一
同	同	同	同	五二八	三	一	四	一三三〇	一	一三三一
同	同	同	同	五三二	三	一	四	一三四〇	一	一三四一
同	同	同	同	五三六	三	一	四	一三五〇	一	一三五一
同	同	同	同	五四〇	三	一	四	一三六〇	一	一三六一
同	同	同	同	五四四	三	一	四	一三七〇	一	一三七一
同	同	同	同	五四八	三	一	四	一三八〇	一	一三八一
同	同	同	同	五五二	三	一	四	一三九〇	一	一三九一
同	同	同	同	五五六	三	一	四	一四〇〇	一	一四〇一
同	同	同	同	五六〇	三	一	四	一四一〇	一	一四一一
同	同	同	同	五六四	三	一	四	一四二〇	一	一四二一
同	同	同	同	五六八	三	一	四	一四三〇	一	一四三一
同	同	同	同	五七二	三	一	四	一四四〇	一	一四四一
同	同	同	同	五七六	三	一	四	一四五〇	一	一四五一
同	同	同	同	五八〇	三	一	四	一四六〇	一	一四六一
同	同	同	同	五八四	三	一	四	一四七〇	一	一四七一
同	同	同	同	五八八	三	一	四	一四八〇	一	一四八一
同	同	同	同	五九二	三	一	四	一四九〇	一	一四九一
同	同	同	同	五九六	三	一	四	一五〇〇	一	一五〇一
同	同	同	同	六〇〇	三	一	四	一五一〇	一	一五一一
同	同	同	同	六〇四	三	一	四	一五二〇	一	一五二一
同	同	同	同	六〇八	三	一	四	一五三〇	一	一五三一
同	同	同	同	六一二	三	一	四	一五四〇	一	一五四一
同	同	同	同	六一六	三	一	四	一五五〇	一	一五五一
同	同	同	同	六二〇	三	一	四	一五六〇	一	一五六一
同	同	同	同	六二四	三	一	四	一五七〇	一	一五七一
同	同	同	同	六二八	三	一	四	一五八〇	一	一五八一
同	同	同	同	六三二	三	一	四	一五九〇	一	一五九一
同	同	同	同	六三六	三	一	四	一六〇〇	一	一六〇一
同	同	同	同	六四〇	三	一	四	一六一〇	一	一六一一
同	同	同	同	六四四	三	一	四	一六二〇	一	一六二一
同	同	同	同	六四八	三	一	四	一六三〇	一	一六三一
同	同	同	同	六五二	三	一	四	一六四〇	一	一六四一
同	同	同	同	六五六	三	一	四	一六五〇	一	一六五一
同	同	同	同	六六〇	三	一	四	一六六〇	一	一六六一
同	同	同	同	六六四	三	一	四	一六七〇	一	一六七一
同	同	同	同	六六八	三	一	四	一六八〇	一	一六八一
同	同	同	同	六七二	三	一	四	一六九〇	一	一六九一
同	同	同	同	六七六	三	一	四	一七〇〇	一	一七〇一
同	同	同	同	六八〇	三	一	四	一七一〇	一	一七一一
同	同	同	同	六八四	三	一	四	一七二〇	一	一七二一
同	同	同	同	六八八	三	一	四	一七三〇	一	一七三一
同	同	同	同	六九二	三	一	四	一七四〇	一	一七四一
同	同	同	同	六九六	三	一	四	一七五〇	一	一七五一
同	同	同	同	七〇〇	三	一	四	一七六〇	一	一七六一
同	同	同	同	七〇四	三	一	四	一七七〇	一	一七七一
同	同	同	同	七〇八	三	一	四	一七八〇	一	一七八一
同	同	同	同	七一二	三	一	四	一七九〇	一	一七九一
同	同	同	同	七一六	三	一	四	一八〇〇	一	一八〇一
同	同	同	同	七二〇	三	一	四	一八一〇	一	一八一一
同	同	同	同	七二四	三	一	四	一八二〇	一	一八二一
同	同	同	同	七二八	三	一	四	一八三〇	一	一八三一
同	同	同	同	七三二	三	一	四	一八四〇	一	一八四一
同	同	同	同	七三六	三	一	四	一八五〇	一	一八五一
同	同	同	同	七四〇	三	一	四	一八六〇	一	一八六一
同	同	同	同	七四四	三	一	四	一八七〇	一	一八七一
同	同	同	同	七四八	三	一	四	一八八〇	一	一八八一
同	同	同	同	七五二	三	一	四	一八九〇	一	一八九一
同	同	同	同	七五六	三	一	四	一九〇〇	一	一九〇一
同	同	同	同	七六〇	三	一	四	一九一〇	一	一九一一
同	同	同	同	七六四	三	一	四	一九二〇	一	一九二一
同	同	同	同	七六八	三	一	四	一九三〇	一	一九三一
同	同	同	同	七七二	三	一	四	一九四〇	一	一九四一
同	同	同	同	七七六	三	一	四	一九五〇	一	一九五一
同	同	同	同	七八〇	三	一	四	一九六〇	一	一九六一
同	同	同	同	七八四	三	一	四	一九七〇	一	一九七一
同	同	同	同	七八八	三	一	四	一九八〇	一	一九八一
同	同	同	同	七九二	三	一	四	一九九〇	一	一九九一
同	同	同	同	七九六	三	一	四	二〇〇〇	一	二〇〇一
同	同	同	同	八〇〇	三	一	四	二〇一〇	一	二〇一一
同	同	同	同	八〇四	三	一	四	二〇二〇	一	二〇二一
同	同	同	同	八〇八	三	一	四	二〇三〇	一	二〇三一
同	同	同	同	八一二	三	一	四	二〇四〇	一	二〇四一
同	同	同	同	八一六	三	一	四	二〇五〇	一	二〇五一
同	同	同	同	八二〇	三	一	四	二〇六〇	一	二〇六一
同	同	同	同	八二四	三	一	四	二〇七〇	一	二〇七一
同	同	同	同	八二八	三	一	四	二〇八〇	一	二〇八一
同	同	同	同	八三二	三	一	四	二〇九〇	一	二〇九一
同	同	同	同	八三六	三	一	四	二一〇〇	一	二一〇一
同	同	同	同	八四〇	三	一	四	二一一〇	一	二一一一
同	同	同	同	八四四	三	一	四	二一二〇	一	二一二一
同	同	同	同	八四八	三	一	四	二一三〇	一	二一三一
同	同	同	同	八五二	三	一	四	二一四〇	一	二一四一
同	同	同	同	八五六	三	一	四	二一五〇	一	二一五一
同	同	同	同	八六〇	三	一	四	二一六〇	一	二一六一
同	同	同	同	八六四	三	一	四	二一七〇	一	二一七一
同	同	同	同	八六八	三	一	四	二一八〇	一	二一八一
同	同	同	同	八七二	三	一	四	二一九〇	一	二一九一
同	同	同	同	八七六	三	一	四	二二〇〇	一	二二〇一
同	同	同	同	八八〇	三	一	四	二二一〇	一	二二一一
同	同	同	同	八八四	三	一	四	二二二〇	一	二二二一
同	同	同	同	八八八	三	一	四	二二三〇	一	二二三一
同	同	同	同	八九二	三	一	四	二二四〇	一	二二四一
同	同	同	同	八九六	三	一	四	二二五〇	一	二二五一
同	同	同	同	九〇〇	三	一	四	二二六〇	一	二二六一
同	同	同	同	九〇四	三	一	四	二二七〇	一	二二七一
同	同	同	同	九〇八	三	一	四	二二八〇	一	二二八一
同	同	同	同	九一二	三	一	四	二二九〇	一	二二九一
同	同	同	同	九一六	三	一	四	二三〇〇	一	二三〇一
同	同	同	同	九二〇	三	一	四	二三一〇	一	二三一一
同	同	同	同	九二四	三	一	四	二三二〇	一	二三二一
同	同	同	同	九二八	三	一	四	二三三〇	一	二三三一
同	同	同	同	九三二	三	一	四	二三四〇	一	二三四一
同	同	同	同	九三六	三	一	四	二三五〇	一	二三五一
同	同	同	同	九四〇	三	一	四	二三六〇	一	二三六一
同	同	同	同	九四四	三	一	四	二三七〇	一	二三七一
同	同	同	同	九四八	三	一	四	二三八〇	一	二三八一
同	同	同	同	九五二	三	一	四	二三九〇	一	二三九一
同	同	同	同	九五六	三	一	四	二四〇〇	一	二四〇一
同	同	同	同	九六〇	三	一	四	二四一〇	一	二四一一
同	同	同	同	九六四	三	一	四	二四二〇	一	二四二一
同	同	同	同	九六八	三	一	四	二四三〇	一	二四三一
同	同	同	同	九七二	三	一	四	二四四〇	一	二四四一
同	同	同	同	九七六	三	一	四	二四五〇	一	二四五一
同	同	同	同	九八〇	三	一	四	二四六〇	一	二四六一
同	同	同	同	九八四	三	一	四	二四七〇	一	二四七一
同	同	同	同	九八八	三	一	四	二四八〇	一	二四八一
同	同	同	同	九九二	三	一	四	二四九〇	一	二四九一
同	同	同	同	九九六	三	一	四	二五〇〇	一	二五〇一
同	同	同	同	一〇〇〇	三	一	四	二五一〇	一	二五一一
同	同	同	同	一〇〇四	三	一	四	二五二〇	一	二五二一
同	同	同	同	一〇〇八	三	一	四	二五三〇	一	二五三一
同	同	同	同	一〇一二	三	一	四	二五四〇	一	二五四一
同	同	同	同	一〇一六	三	一	四	二五五〇	一	二五五一
同	同	同	同	一〇二〇	三	一	四	二五六〇	一	二五六一
同	同	同	同	一〇二四	三	一	四	二五七〇	一	二五七一
同	同	同	同	一〇二八	三	一	四	二五八〇	一	二五八一
同	同	同	同	一〇三二	三	一	四	二五九〇	一	二五九一
同	同	同	同	一〇三六	三	一	四	二六〇〇	一	二六〇一
同	同	同	同	一〇四〇	三	一	四	二六一〇	一	二六一一
同	同	同	同	一〇四四	三	一	四	二六二〇	一	二六二一
同	同

ヲ　小學校

市立	設立校名	位置	學級數	男教員	女教員	計	男生	女生	計
横濱小學校	中區山下町	中區山下町	一九	一五	八	二三	六三五	五三八	一一七三

ル　盲人學校

市立	設立	位置	學級數	男教員	女教員	計	男生	女生	計
横濱盲人學校	中區西根岸町	中區西根岸町	九五	一六二四	一四一	二七	四二五	一一四	五七九

市立横濱小學校

| 同 | 同 | 同 |

| | | |

設立	名稱	位置	學級數	男教員	女教員	計教員	男生	女生	計數
同立	橫濱小學校附屬幼稚園	中區山下町	三	一	一	二	五	一	六
同立	老松小學校附屬幼稚園	中區老松町	三	一	一	二	五	一	六
私立	神奈川青木幼稚園	神奈川區青木町	四	一	一	二	五	一	六
同立	千歲幼稚園	中區千歲町	三	一	一	二	五	一	六
同立	本牧幼稚園	神奈川區本牧町	三	一	一	二	五	一	六
同立	早苗幼稚園	中區早苗町	三	一	一	二	五	一	六
同立	榎幼稚園	中區榎町	三	一	一	二	五	一	六
同立	川幼稚園	神奈川區青木町	三

同	青木幼稚園	神奈川區青木町	二	二	二	一	一	一五	三一	七一	三二	二四	
同	金港幼稚園	神奈川區岡野町	二	二	二	一	五	一五	一六	三六	一五	一〇	
同	本牧幼稚園	中區本牧町	二	二	二	二	二	三五	三九	四〇	七九	四〇	
同	鶴見幼稚園	鶴見區豊岡町	二	二	二	二	二	一七	一五	一四	三二	二四	
同	二葉幼稚園	中區本牧町	二	二	二	三	五	三五	一五	一四	七一	二四	
同	保土ヶ谷幼稚園	保土ヶ谷區	二	二	二	二	五	一四	一〇	一〇	二四	一〇	
同	元町幼稚園	中區元町	休										

第二十四章　社會事業

一　災前の社會事業

イ　本市社會事業の濫觴

我が横濱市に於ける社會事業の最初と言ふべきは貧兒の救濟及び教育を目的として、市内山手町に設立せる横濱童女學校にして、明治六年佛國サン、アン、ファンゼスチンラクロット女史の宗教的奉仕事業たりし通稱サンマッチルダ育兒院を其の前身とし、同三十二年に至り中村愛兒園（所在中區中村町）、横濱孤兒院（所在中區南太田町）同三十八年童保護施設相次いで起りたり。然れども是等は何れも消極的にして僅かに救貧程度のものに過ぎず。而して之が經營者も宗教家若くは民間の篤志家に依り行はれたるものにして又別に之等と前後して横濱禁酒會、海員ホーム等二三團體施設せるもありたれども、皆特殊の目的を有し未だ廣義の社會事業たる體系を整へたるは之あらざりき。

然るに時代の變遷に伴ひ各種事業の勃興を見たり、即ち根岸力行舍、横濱少年保護所、横濱家庭學園等は其の主なるものにして教化、宿泊、免囚保護等夫々の目的を有する施設なるが、殊に大正七年の所謂米騒動突發により設置せる横濱社會館の如きは、一箇所に於て種々の施設を行ひ漸く積極的社會事業の擡頭するに至れり。然れども當時未だ公設のものとしては僅かに横濱市救護所を

有するに過ぎず他は悉く私設に俟つの狀態なりき。

口　本市の社會事業

(1)　沿　革

本市は大正八年一月新に慈救課を創設し從來他の各課に管掌したる救濟事業關係の事務一切を移管統一せり。然れども輓近社會の實狀の急激なる變化を來し隨て市民生活の狀況亦舊時の比にあらざるを認め、單なる窮民救助其の他の救濟事業のみにては時代の要求に應ずること能はざるを以て、名實相伴はざる慈救課は大正九年九月之れを擴張して社會課に改め、事務の繁劇に備へ爾來各種事業の擴張充實を期し漸く事務內容の改善に努めたり。

(2)　職業紹介所

歐洲大戰後の經濟界は漸く反動期に入らんとし、會社工場等にして事業の縮少、休業をなすもの續出し、終には破綻の止むなきに至るもの少なからず、爲に失業者の數俄かに增加し就職難は益々深刻の度を加ふるに至り、而して一面職業紹介業者即ち桂庵、口入屋等は營利を目的とするため、往々多額の料金を要し其他の弊害を伴ひ恒產なきものゝ永久に救はれざる實情に鑑み、本市は之等多數の失業者を救濟すべく大正九年五月千歲町職業紹介所を、同七月花咲町職業紹介所を夫々開設して就職の紹介をなし、其の後同年十二月千歲町紹介所を廢して新たに富士見町紹介所を設け鋭意事業の內容を改善するに努力したるも、財界は依然混沌たる狀態を持續するのみなりしを以て、更に高島町勞働紹介所及び櫻橋紹介所を各增設し失業問題解決の爲可及的努力を續けたり。

上述の如き道程を經て大正十年七月職業紹介法實施せられ、本市は事務能率の增進を圖らんがため花咲町紹介所を廢し、富士見町、高島町の各紹介所は何れも設備の擴張を實行し、超えて大正十二年八月中央職業紹介所の建築を了し他の市內各紹介所との聯絡を敏速ならしめ、益々勞務の需給調節に力を注ぎ、失業救濟の徹底を期し翌九月一日其の事務を開始するや、圖らずも大震災の見舞ふ處となり同所は櫻橋を除く他の紹介所と同樣大破し、而も中央、櫻橋二箇所以外は全部燒失の悲運に遭遇す。

(3)　託　兒　所

少額收入者にして幼兒を有するものが安んじて勞務に從事するを得ざる場合少なからざるを想ひ、本市は之等の家庭の兒童を受託保育し子女に對して適度の運動遊戲其の他の方法に依り、之れが完全なる發育を助成すると共に、一方父母に後顧の憂なからしむる目的の下に大正十年八月市內富士見町に託兒所を開設したりしが利用者日々に增加の傾向を見るに及び翌十一年六月中村町託兒所を增設して其の要求に應ぜしめたり。

(4)　住　宅

人口の都市集中に依り必然の結果として家賃の暴騰を招來し多數市民の生活を脅威する所甚だしく、之れに引換へ民間住宅所有者中には利慾に急にして借家人の實情を顧みず、橫暴なる手段を弄するものあるを想察し、主として中產階級以下の人々に對する方策として淸楚低廉なる住宅を提供するためと、又一面には大正八年四月二十八日本市に起れる大火により一朝にして數千戶を烏有に歸するに至りて愈々住宅施設の急務なるを痛感し、偶々罹災者救助の義捐金二十餘萬圓

の一部を充當して市內南太田町に七十四戶の住宅を建設し、始めてこゝに豫ての宿望たりし住宅供給施設を實現せると同時に大火の記念たらしむるを得たり、然れども本市は之れを以て滿足せず漸時增設の計畫を立て、大正九年度に於て政府より二回に亘り低利資金百五萬七千五百圓を借入れ、市內中村町、神奈川町齋藤分、根岸町柏葉、西戶部町の四箇所に合計四百九十六戶の住宅及び共同住宅館(六十一室)を施設し市民の住宅難緩和に寄與せり。

(5)　公設市場

本市は精良にして廉價なる生活用品を供給して市民の生活安定、福利增進を圖る目的に基き、大正七年九月日用品小賣市場を設置するの必要を感じ其の資金を特志寄附金に仰ぎ、青木町、西戶部南吉田、本牧町の四市場を同年十二月に至り開始す、次いで大正九年七月眞金町を同十年港町を增設開場し以て之が要求に應じ成績亦極めて良好なることを得たり。

(6)　公設食堂

本市は生活難緩和の一策として獨身勞働者竝びに官公署、商店等の通勤者に對し廉價と榮養を目的とする飮食物を簡易に提供せんがため、大正八年四月開港記念橫濱會館の地下室を利用して市營食堂を開設し和洋兩種の食事を供給せり、日ならずして本施設は市民の利用する所著しきに顧み大正十年十二月中村町萬國橋の兩職業紹介所にも食堂を併置するに至れり。

(7)　救護所

本市の行旅病人及び精神病者の取扱は市內南太田町山中松次郎をして之れを請負はしめ、經費は行旅病人及行旅死亡人取扱法及び精神病者監護法に基き公共團體又は扶養義務者に請求し得べき一定の金額を以て之に充て、市費より特に補助を與ふるが如きこと無かりしため當初は施設不備にして其の目的の達成上遺憾の點少なからざりしが、明治三十二年市會の議を經市債を以て前記行路病人收容請負所を修理し、其の外收容者の被服寢具を新調し醫療器具を整へ之が內容を改善し請負人に貸與し且嚴重なる監督を加へ大に面目を一新するに至れり。然れども元來斯くの如き事業を請負制度に依らしむることは種々の不便不利を免れざるを以て、本市は斷然之れが直營を計畫し同年八月經費一萬九千餘圓を投じて、市內南太田町字霞耕地に於て收容所の建築に著手したる結果、翌三十四年五月竣工を見るに至れり。斯くて約百二十人を收容し得る本館及其他寄宿舍附屬建物等の設備を有し、同三十五年一月には救護請負契約を解除してこゝに本事業は名實共に本市の直接經營に歸せしめたり、之れ即ち橫濱市救護所にして其の後漸次內容の充實を圖り目的の貫徹に努力し來れり。

(8)　兒童相談所

兒童保護の問題も亦社會政策上看過し得ざる緊要のことにして、本市は母體の擁護竝びに乳幼兒の保護敎養に關する相談に應じて之れに適當なる指導を與へ、又兒童の健康衞生に就き調査研究をなすため大正九年大藏省より低利資金を借入れ、翌年八月市內富士見町所在富士見町託兒所に兒童相談所を併設し利用日と共に增加を示したり。

(9)　公益質舖

小資本營業者及び少額收入者等に最も廣く利用せられつゝある金融機關は質屋竝びに金融業者とす、然れども之等の營業者中には往々惡辣なる手段を弄して前記利用者階級の人々を苦しめ

て餉かざるものある現狀を考慮せる結果、本市は進んで普く市民の簡易金融機關たらしめんとして大正十一年一月工費七千餘圓を以て市內中村町に公設質舖を建設し、同年七月低利確實なる金融事業を開始せり。爾來同質舖は市民の知る所となると共に之を利用するもの多きを加ふるに至れり。

(10)　方面施設

社會事業の發達に伴ひ其の事業の種類樣式は極めて廣汎多岐に亘り到底之れを盡すに遑あらずと雖も、其の根本的問題は即ち社會構成の單位たる各個の家庭生活を安定せしむると共に、相互の結合を密接ならしめ以て社會の健全なる進展を期するにあるべし。本市は此の趣旨に基き少額收入者の家庭を訪問して之等の生活狀態を明かにし進んで其の向上を圖る目的を以て、大正九年四月此の方面委員制度を實施し、全市を五方面に分ち各個に事務所を設け、一方面に委員二十名乃至三十名を置き警察署、學校、神社、寺院、敎會、私設救濟團體、衛生組合、在鄉軍人會、青年會、差配所或は地主等と常に密接なる聯絡を保たしめ救貧防貧の方途に關し最善の努力を致せり。此の當時に於ける事務所の位置左の如し。

第一方面事務所、南太田町西中耕地一、六九八番地
第二方面事務所、西戶部町橫枕一、三三三番地
第三方面事務所、南吉田町二八一番地
第四方面事務所、中村町東一、三三四番地
第五方面事務所、青木町宮之町二一番地

二　震災被害概況

震災前に於ける本市の社會事業に關する施設は略ぼ前述の狀態にありしが一朝の災厄に會し甚大なる損害を蒙れり。今項を分けて其概要を左に記述すべし。

イ　保護施設

中央職業紹介所及び櫻橋紹介所は大破し富士見町託兒所は倒潰して使用し得ざるに至れり。

ロ　住宅施設

市營住宅及び共同住宅館は左表に示すが如き損害を蒙りたり。

○普通住宅被害調

所在地	建設戶數	全潰戶數	半潰戶數	殘存戶數
南太田町	七四	五三	六	二一
齋藤分	一八八	—	—	一八八
中村町	一五六	七三	四八	八四
柏葉	五一	五一	—	—
西戶部	一〇一	—	—	一〇一
計	五七〇	一七七	五四	三九四

（各住宅地ハ全部火災ヲ免カル）

○共同住宅館被害調

所在地	建設室數	全燒室數	全潰室數	殘存室數
中村町	七四	—	四二	三二

翁町	八八	五五	三二
柏葉	一	一	一
計	八八	五五	三二
	二一七	九七	

（半燒半潰等ナシ）

八　救護施設

南太田町所在の救護所は事務室、病室、精神病室、其の他の附屬建物全部を半潰したるも當時八十餘名の收容者ありたるを以て、精神病室及普通病室に應急修理又は改造を加へ一時の用に供せり。又收容者中には震災突發に際し全部を解放したるため逃亡したるもの半數に及びたりしが、秩序回復と共に復歸する者漸く多く、結局死亡其の他の爲歸所せざりしは十數名にして本所の火災を免れたるは不幸中の幸なりき。

二　生活品供給施設

本町食堂、中村町、萬國橋の二職業紹介所併置の各簡易食堂は共に震災竝に火災の厄を蒙り僅かに殘骸を止め、何れも事業中止の已むなきに至り、又日用品小賣市場中眞金町、港町、西戸部町、南吉田町の各町に在りたる四箇所は全燒し本牧町、青木町所在の二箇所は幸に火災を免れ一時罹災者の避難所となれり。

木　保健施設

公設浴場の被害は中村町浴場の全潰、南太田町浴場の小破一時二箇所とも使用し得ざるに至りたるも南太田町は災後市民の保健上一日も速に復活を要し直に修理を行へり。

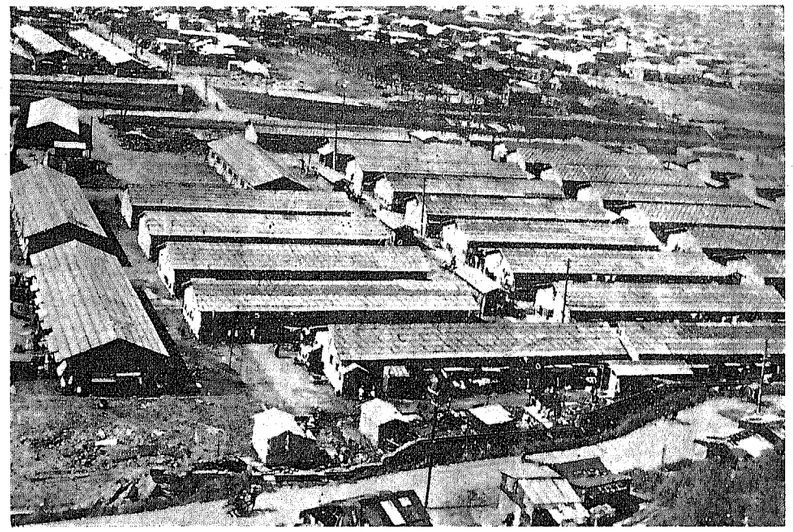

關西府縣聯合寄贈のバラック

三　應急善後處置

イ　バラックの建設

大震災直後應急的各種の設備の必要に迫られたる時に當り政府は市内に五十箇所百七十二棟のバラックを急造し又關西府縣聯合の建設に成るもの二十九箇所七十六棟更に兵庫縣及び神戸市の建設に依れるもの十五箇所三十六棟の各寄贈を受け、之れが管理は縣に於て四十三箇所百四十六棟、市に於て五十一箇所百三十

横濱公園に於ける收容バラック

翁町	八八	
柏葉	五五	
計	二一七	

（半燒半潰等ナシ）

八　救護施設

南太田町所在の救護所は事務室、病室、精神病室、其の他の附屬建物全部を半潰したるも當時八十餘名の收容者ありたるを以て、精神病室及普通病室に應急修理又は改造を加へ一時の用に供せり。又收容者中には震災突發に際し全部を解放したるため逃亡したるもの半數に及びたりしが、秩序回復と共に復歸する者漸く多く、結局死亡其の他の爲歸所せざりしは十數名にして本所の火災を免れたるは不幸中の幸なりき。

二　生活品供給施設

本町食堂、中村町、萬國橋の二職業紹介所併置の各簡易食堂は共に震災竝に火災の厄を蒙り僅かに殘骸を止め、何れも事業中止の已むなきに至り、又日用品小賣市場中眞金町、港町、西戸部町、南吉田町の各町に在りたる四箇所は全燒し本牧町、青木町所在の二箇所は幸に火災を免れ一時罹災者の避難所となれり。

ホ　保健施設

公設浴場の被害は中村町浴場の全潰、南太田町浴場の小破一時二箇所とも使用し得ざるに至りたるも南太田町は災後市民の保健上一日も速に復活を要し直に修理を行へり。

翁町	八八	七九四
柏葉	五五	九七
計	二一七	三二

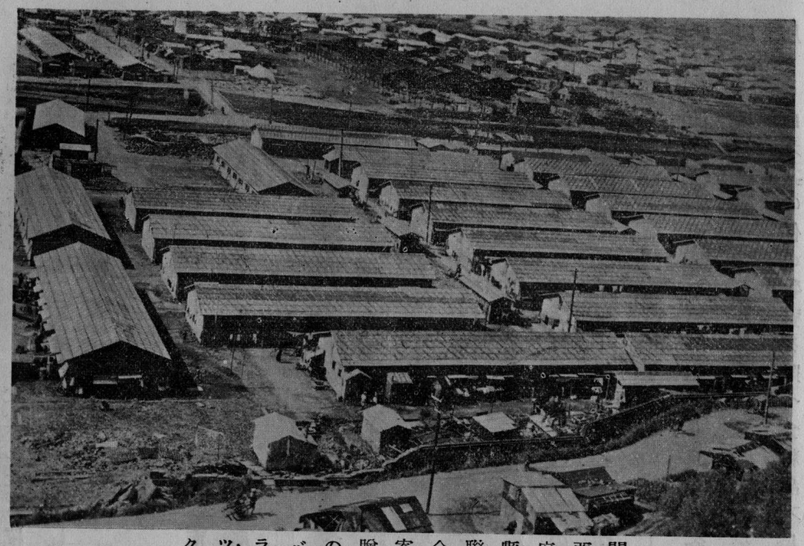

關西府縣聯合寄贈のバラック

三　應急善後處置

イ　バラックの建設

大震災直後應急的各種の設備の必要に迫られたる時に當り政府は市内に五十箇所百七十二棟のバラックを急造し又關西府縣聯合の建設に成るもの二十九箇所七十六棟更に兵庫縣及び神戸市の建設に依れるもの十五箇所三十六棟の各寄贈を受け、之れが管理は縣に於て四十三箇所百四十六棟、市に於て五十一箇所百三十

横濱公園に於ける收容バラック

六棟にして、之等のバラックに收容したる罹災者は總數四千八百十三世帶二萬百八十六人に達す。尙本市の管理に係るバラックの管理費として大正十三年五月政府より七千三百七十八圓の交付を受く。

ロ　物資の供給

大震火災の突發により眞金、港町、西戸部、南吉田の四市場は何れも全燒し、本牧、青木の二市場は倒潰したるも燒失を免れ多數罹災者の避難所となる狀態にして、市內物資の缺乏は極點に達し人心の動搖甚だしく物議騷然たる中に之れが圓滑を圖り、十一日に至りて配給部より白米十二俵を購ひ一升三十錢の價格を以て巡回販賣を行へるも忽ち賣切となれり。是れ食料の不足其の極に達せるが爲なり玆に於て市は、市民の此の窮狀に鑑み一日も早く公設市場開設の急務なるを認め取敢へずバラック式建築に天幕張りの假市場を根岸、本牧、蒔田宮ノ前、南太田町、西戸部、弘明寺、岩龜橫丁、東輕井澤、淺間町、榮橋、中村町、一本松、東神奈川の十三箇所に敷地を選定して開設の準備を進め、他面日々最も求むるに困難を感じたる野菜、梅干、米類の巡回販賣をなし食料供給に力を盡したるも道路破壞の甚しきと運送用具不足の爲意の如くならず、僅かに吏員自ら車を輓き「市役所廉賣」の紙旗を立てゝ行商せるが數町ならずして賣切となれり。かくて物資の不足を訴ふる聲は益々大なるを以て之が對策は頗る急なりしが、幸にして二十一日曇に計畫せるバラック市場成り米、鹽、蔬菜味噌醬油、砂糖、梅干等を配給部より受けて各市場に配布販賣したりしが、偶々九月二十七日に至り臨時震災救護事務局より救護米無償配給を打切り及び之れが對策上公設市場は少くとも十五箇所とし白米其の他の物資を貯へ食料品不足の憂なからしむべき旨の通牒あり。仍て罹災者避難所となれる本牧、青木の二市場を復舊すると同時に磯子を加へて十六箇所となし、農商務省食糧局より白米を購入して同省指定價格を以て販賣せしめたるも、當時は市民への配給豐富なりし爲か一日僅々二三十俵の需要に過ぎず、却て味噌醬油、砂糖其の他を要すること切なるを看取し、直に配給所及び本縣と交涉の上右の需要品の供給を遂げ更に十月中旬供給事務の震災救護事務局出張所に移るや、同出張所に交涉を重ね罹災市民のため良品を廉價に提供することに最善を盡し、爾來晝夜兼行眞に眼の廻る多忙を極め而も此の間に處して事務局、兵庫縣等の寄附による公園、平沼町福富町、瀧ノ橋、日ノ出町、翁町、山下町、鐵砲場の各所を加へて市場數二十四を擁し全力を擧げて之れを活動せしめ、翌十三年度に於ては復興院及び震災善後會竝にスタンダード會社の寄贈に係るものを合し實に二十七箇所を算せり。以上の如く大震火災後市民の生命をつなぐべき物資の大缺乏に際し公設市場は克く其の機能を遺憾なく發揮し非常の場合に對する使命を全うせり。

中村町及び萬國橋兩職業紹介所に併置せる公設食堂は何れも燒失して事業廢止の已むを得ざるに至りしを以て、應急施設として左の食堂を假設し當業者に請負はしめ開始す。

吉田橋假簡易食堂　　港町五丁目吉田橋際
櫻橋假簡易食堂　　戸部町六丁目櫻橋際

ハ　救濟養育施設

罹災妊產婦の救護も亦應急施設中の最も急を要するものゝ一なりき。當時本市には之に對する保護施設を有せざりし上に災後病院の再興見るべきものなく、其の大多數はバラックに居住し產前後の衞生上寒心に堪へざる狀況を呈せり。本市は此の點を憂慮し無料にて分娩し得る機關

を設置すべく研究中幸にも大震災善後會の寄附金を得、市内西戸部町小松原地内に市營産院を計畫し大正十三年二月事務員二名、産婆二名、看護婦三名を以て先づ市内の巡回診療を實行し極力救濟に努め、同年四月七日産院開始の運びに至れり。

斯くて利用者益々增加して遂には滿員のため收容困難を生じたるも、一面漸次秩序回復に從ひ市民の生活も稍安定の時期に入り同年九月より貧困者のみを入院せしむ。

ニ　タイピスト養成

震災後民心漸く安定し秩序の常態に復するに伴ひ復興の氣運濃厚となり從て市民の就職熱次第に高く、殊に婦人の求職者激增を來せるは災後の新現象として注目すべく、又中産階級以下の生活逼迫を物語るに充分なり。之を以て本市はタイピスト養成講習會を開催して實社會に進出せんとする婦人に職業を授くることゝなせり。斯くて其の第一回を大正十三年九月二日より市内櫻木町元職業輔導所内に開催し、希望者約五十名中二十四名を採用し二箇月の講習を終了せしめ續いて第二回を同十一月十日開始して同樣五十三名の申込者中より二十四名を養成し最も時宜に適したる施設として各方面の好評を得たり。

ホ　公衆集會所

本市唯一の市民集會機關たりし開港記念横濱會館は震災竝に之に伴ふ猛火に襲はれ殘骸を留むるのみにして其の用をなし得ざるを以て、市は逸早く之れに代はるべき施設の必要を認め大正十三年七月指定寄附金二萬二千圓を得て、横濱公園内に公衆集會所の建築に著手し同年九月竣工を見十月一日より一般の利用に供せり。本集會所は木造二階建にして總建坪百五十坪、大小の集會室を始め講習會場等を有し、娯樂器具等を備付け一箇月約三十件乃至四十件五千人以上の入場者を算するの盛況なりしが、同十五年四月其の建物を隣保館竝圖書館として使用するに至り事業を廢止す。

ヘ　玩具製作

本市は災後に於ける市民の復興を助成する一方法として玩具の製作加工を各家庭に奬勵すべく大正十三年五月二十六日より七日間、其の講習會を市内櫻木町驛前元郵便局跡のバラック内に開催せり。果然希望者數百名に上りたるも講習用具材料等を貸與する關係上先づ百六名に講習をなし、時間も一般の便宜を考慮して夜間を選び趣味と實益を兼ねたる新副業の普及を圖れり。

ト　産院開設

大震災後に於て最も急速に施設するの必要を感じたるものは罹災妊産婦の救護機關にして當時本市には之に對する設備なきのみならず、公私の病院は復興遲々として進まず臨時設置の病院は罹災傷病者の診療に忙殺せらるゝ狀態なりしを以て、本市は前述の如く大震災善後會の寄附金中より建築費二萬餘圓を割き、市内西戸部町小松原に産院開設を計畫し大正十三年二月事業を開始す。本産院の所在地附近は震災に際し幸に火災を免れ建物は普通家屋を改造せるものにして木造瓦葺平家建、建坪百四十五坪あり。院内には患者控室、診察室、病室、隔離室、藥劑室、浴室、消毒室、手術室等の各室を配置し、又院長以下事務員、醫員、藥劑員、助産婦、看護婦、其の他合計十八名を置き事務竝に診療に當らしめたり。

斯くて之等妊産婦を無料收容の上出産の安全を圖り同十四年十月迄事業を繼續し應急事業と

しての使命を略ぼ果し得たるを以て他の事業との關係を考慮し同月限り廢止するに至れり。而して大正十四年中(廢止に至る迄)の狀況を示せば入院二百四十二人、外來診療一千九百四十二人、分娩兒童男百五十人、女九十九人、計二百四人に達せり。

四　復興復舊計畫竝本市社會事業概觀

イ　國庫補助及市債に依るもの

未曾有の大震火災により本市の社會事業施設は非常なる打擊を蒙りたるため之れが對策として復興復舊の計畫を樹立し鋭意其の實現に力めたり。而してその財源を國庫の補助及市債によれるものは職業紹介所三箇所、公設市場四箇所、簡易食堂二箇所、託兒所二箇所、公設浴場一箇所、授産所三箇所を建設するものにして、總事業費七十五萬圓中國庫の補助額二十一萬圓、市の負擔額五十四萬圓とす。是等事業は大正十三年度より昭和四年度に至る六箇年繼續事業となし、工事の全部を完成せり左表により要記すべし。

復興復舊計畫表(國庫及市債ニヨルモノ)

種別	金額	備考
藤棚職業紹介所	三四、二九二円	藤棚職業紹介所ハ既設職業紹介所タル中央、櫻橋、神奈川、壽、弘明寺職業紹介所中ノ櫻橋紹介所ニ代ルヘキモノニシテ鹽田方面ノ工場地ヲ控ヘ勞務ノ需用供給上適當ノ場所ナリ
富士見町職業紹介所	二三、三三二	富士見町職業紹介所ハ既設バラック建ノ壽職業紹介所ニ代ルヘキモノナリ
神奈川職業紹介所	三二、三七六	神奈川職業紹介所ハ既設バラック建ノ神奈川職業紹介所ニ代ルヘキモノナリ、密集セル細民居住地ヲ控フルヲ以テ勞務ノ供給上特殊ノ關係ヲ有セリ
櫻木町授産所	一四、三二〇	櫻木町授産所ハ岡野町授産所ヲ移轉擴張セルモノニシテ輸出貿易品ノ加工ヲ主眼トシ新ニ製品陳列品ヲ設ケ斯種副業ノ紹介宣傳ニ努ムル計畫ニシテ場所モ本市ノ關門タル櫻木町驛頭ニ位シ且ツ現在ノ中央職業紹介所ニ隣接スルヲ以テ連絡上多大ノ便益アリ
神奈川授産所	六六、一〇四	神奈川授産所ハ現在此ノ方面ニ授産所ヲ有セズ而カモ人口稠密ニシテ此ノ種ノ施設ヲ要求スルコト多大ナルヲ以テ一箇所ヲ建設シ神奈川職業紹介所ト併置セシメタリ
本牧授産所	三七、九〇〇	本牧授産所ハ現在ノバラック橫濱市婦人授産所本牧支所ニ代ルヘキモノナリ
櫻木町食堂	六九、四九二	中央職業紹介所ニ隣接セシメ彼此ノ連絡上便益スル所アラシムルモノナリ
神奈川食堂	三〇、一〇八	神奈川食堂ハ現在此方面ニ公設食堂ノ施設ナキヲ以テ一箇所ヲ建設シ神奈川職業紹介所ト併置セシメ尙護岸工事ノ關係上取毀チタル花園橋公衆食堂ノ設備ノ一部ヲ利用スル豫定ナリ
本牧託兒所	二八、六八〇	本牧託兒所ハ富士見町託兒所ヲ移轉シ本牧授産所ト併置スルモノナリ
中村町託兒所	二二、六八〇	中村町託兒所(中居)ハ既設ノ中村町託兒所(池ノ下)ニ代ルヘキモノナリ
南太田浴場	四〇、〇〇〇	各市營住宅敷地內ニ浴場ヲ建設シ附近住民ヲシテ廉價ニ入浴セシメツヽアルヲ以テ此ノ種ノ設備ナキ南太田町ニ一箇所ヲ建設セントスルモノナリ

ロ　交付金寄附金等に依るもの

復興計畫に依る社會事業施設は前記の如し。されど是等によりて素より足るものにはあらず。當時災報の內外に傳はるや翕然として湧くが如き絕大なる同情は金品として直接に本市へ或は政府へ宛てゝ寄贈せられたり。こゝに於て本市は其の當初に罹災民の救助に資すべく一時的應急施設を爲しつゝ緩急を案じ、これ等交付及寄附金を基金として各種の社會事業を施設せり。而して是等の施設は一般會計に屬せしめず、將來亦市費の負擔によることなく全然獨立經營をなす

べく是等事業施設による收支を特別會計となし、別に一般會計に屬せしむべきものと區分し、兩者の連絡統一を圖り且內容の充實にも努めたり。

今特別會計に屬する分につき要記せんに、其の最初は事業費を得るに從ひて其の都度名目を付し特別會計となせり。今これを概記すれば

(一)　社會事業費　この特別會計は大震災善後會よりの寄附金二十五萬圓を以て經營せる小賣市場、產院、勞働合宿所、公衆集會所、婦人授產所、職業補導所、託兒所、內務省より授產費として交付せる十二萬五千八百十七圓を以て經營せる印刷所、婦人授產所、神奈川縣廳より交付せる五食堂及內務省交付金六萬七百七十七圓を以て建設せる合宿所等の收支を以て特別會計と爲すものなり。

(二)　小住宅費　この特別會計は政府に於て義捐金の一部を以て市內に千戶の小住宅を建設し之を本市に無償讓渡せられたるが其の收支を特別會計と爲すものなり。

(三)　質舖費　これは政府の交付金二十五萬圓を以て五箇所の質舖を建設經營し其の收支を特別會計となすものなり。

(四)　隣保館費　大阪府の指定寄附金三十三萬圓を以て隣保館を建設し其の收支を特別會計となすものなり。

さて以上四種の特別會計は寄附者又は交付者の意志に基きたるものにして止むを得ざりしとはいへ既に經理上不便の感ありたり。然るに更に政府より

(イ)　要救助罹災者救護費　六萬圓
(ロ)　授產施設經營費　拾五萬圓
(ハ)　公設質舖經營費　參拾六萬圓
(ニ)　隣保館設置費　九拾萬圓
(ホ)　公營住宅居住者信用組合資金　五萬圓
(ヘ)　震災殃死者納骨堂建設費　參萬圓

合計　百五拾五萬圓

交付せられたるを以て、是等を一々の特別會計たらしむれば、彌々多端を加ふるにより各寄附者及交付者の了解を得て、大正十四年十月一日震災記念社會事業費なる名目の下に一箇の特別會計として統制せり。今左に一表として便覽に資すべし。

交付金寄附金に依る社會事業施設表　(一)

種別	金額		備考
假住宅	八六、〇〇〇圓	寄附金又ハ交付金ノ別	「バラック」撤退ニ伴ヒ家賃五圓程度以下ニ非レバ支拂シ能ハザル者ヲ收容セントス
		寄附又ハ交付ヲナシタル主體	內務省
收容所	四四、〇〇〇	同	同	「バラック」撤退ニ伴ヒ家賃支拂能力ナキ者ヲ收容スル豫定ニテ大正十四年十一月迄ニ百戶ノ收容「バラック」ヲ修理シ之ニ充當ス
臨時保護所	七二、〇〇〇	同	同	縣ヨリ元關西病院建設物ノ無償讓渡ヲ受ケタルヲ以テ之ニ相當修理ヲ加ヘ大正十四年九月一日ヨリ事業ヲ開始ス
	六〇、〇〇〇	同	同	救護費トシテ交付サレタルヲ以テ全部臨時保護所費ニ充當ス
通船事業	五〇、〇〇〇	同	同	通船事業費トシテ特別會計通船事業費ニ編入ス

交付金寄付金に依る社會事業施設表（一）

種別	金額	交寄付附金ノ又ハ別ヘ	備考
震災記念社會事業ニ繰入ス	一八、七九三	同	同
隣保館	三三〇、〇〇〇	交付金	内務省	大阪府知事	メルラン氏	株式ドダン會社池ノ石炭鑛業ニ附帯スル社會事業ノ施設ニ要スル費用ニ充ツル爲メ大正十三年一月一日ヨリ向フ十箇年間毎年金十萬圓ヲ限度トシ交付ス	交付金ハ社會事業ノ施設ニ要スル費用ニ充ツル爲メニ交付スルモノニシテ其ノ使用ニ關シテハ主務大臣ノ指揮ニ從フヘキモノトス
合同慰靈場	三〇、〇〇〇	同	同	大阪府知事	木造瓦葺平家建一棟建坪百坪ヲ大阪市内南区上本町六丁目ニ建設スルモノトス	大正十五年八月ニ合祀慰靈ヲ建設シ昭和二年八月ニ竣工セシメ其ノ後ニ於ケル合祀者ハ隨時之ヲ合祀スルモノトス
信用組合	五〇、〇〇〇	交付金	同	同	組合ノ會館ヲ建設スル爲メ交付ス	會館ハ組合員ノ貯蓄ヲ奬勵シ信用ヲ利用シテ組合員ノ生活ノ安定ヲ圖ルノ目的ヲ以テ建設セラルルモノニシテ其ノ建設ニ要スル費用ノ一部ヲ交付ス
小住宅	四八、九一七	無償管理	内務省	市内千安町ニ宿泊所ヲ建設シ大正十四年十二月ヨリ事業ヲ開始ス	市内ニ於ケル住宅難緩和ノ爲メ小住宅ヲ建設シ勞働者ニ賃貸シ其ノ家賃ヲ以テ建設費ノ償還ニ充ツルモノニシテ其ノ使用ニ關シテハ主務大臣ノ指揮ニ從フヘキモノトス
食堂	五〇、〇〇〇	無償譲渡	神奈川縣	横濱市ニ簡易食堂ヲ設置シ勞働者ニ對シ廉價ニ食事ヲ供給スル爲メ交付ス	簡易食堂ハ勞働者ニ對シ廉價ニ食事ヲ供給スル爲メ設置スルモノニシテ其ノ使用ニ關シテハ主務大臣ノ指揮ニ從フヘキモノトス
外人住宅	一〇〇、〇〇〇円	交付金	内務省	外人向市營住宅十七戸ヲ建設ス	外人向市營住宅ハ外人ノ住宅ニ適スル樣設備ヲ施シ家賃ヲ以テ建設費ノ償還ニ充ツルモノニシテ其ノ使用ニ關シテハ主務大臣ノ指揮ニ從フヘキモノトス
建築神社其他ノ建物	二三〇、〇〇〇	寄附金	兵庫縣	三萬圓ハ中央ニ於テ設置スル鄕軍病院建築費ニ充ツル爲メ寄附ス	三萬圓ハ中央ニ於テ設置スル鄕軍病院建築費ニ充ツル爲メ寄附ス
建築費	七五、〇〇〇	同	同	同	同
合祀靈場	三〇、〇〇〇	同	同	同	同
合計	五、三一一、九〇四				

交付金寄附金に依る社會事業施設表（二）

種別	金額	交寄付附金ノ又ハ別ヘ	備考
ベラック修繕費	一八、七九三	同	同
隣保館	三三〇、〇〇〇	同	同	大阪府知事	本金額ヲ以テ市内南区田町ニ敷地ヲ選定シ第一隣保館ヲ建設ス	本隣保館ハ大阪市ニ於ケル第二隣保館ノ建設ニ關シ其ノ敷地ヲ以テ大阪府ニ寄附シタル金額ヲ以テ建設シ之ヲ大阪市ニ交付シ大阪市ヨリ大阪府ニ委託シテ經營セシムルモノトス
一時救護	二、〇〇〇	同	同	仰戸本帝國ノ十三金ヲ以テ大正十三年一月一日ヨリ向フ十箇年間毎年金千圓ヲ以テ救護ヲ要スル人員ニ對シ救護ヲ爲スノ費用ニ充ツル爲メ交付ス	救護ヲ要スル人員ニ對シ救護ヲ爲スノ費用ニ充ツル爲メ交付スルモノトス
授産事業	七、〇〇〇円	寄附金	株式ドダン會社ノ石炭鑛業ニ附帯スル社會事業ノ施設ニ要スル費用ニ充ツル爲メ交付ス	授産事業ノ施設ニ要スル費用ニ充ツル爲メ交付スルモノトス
震災記念社會事業ニ繰入ス	一八、七九三	同	同	同

交付金寄附金に依る社會事業施設表（三）

種別	金額	交寄付附金ノ又ハ別ヘ	備考
外人住宅	一〇〇、〇〇〇円	交付金	内務省	外人向市營住宅十七戸ヲ建設ス
食堂	五〇、〇〇〇	無償譲渡	神奈川縣	横濱市ニ簡易食堂ヲ設置シ勞働者ニ對シ廉價ニ食事ヲ供給スル爲メ交付ス	簡易食堂ハ勞働者ニ對シ廉價ニ食事ヲ供給スル爲メ設置スルモノニシテ其ノ使用ニ關シテハ主務大臣ノ指揮ニ從フヘキモノトス
小住宅	四八、九一七	無償管理	内務省	市内千安町ニ宿泊所ヲ建設シ大正十四年十二月ヨリ事業ヲ開始ス	市内ニ於ケル住宅難緩和ノ爲メ小住宅ヲ建設シ勞働者ニ賃貸シ其ノ家賃ヲ以テ建設費ノ償還ニ充ツルモノニシテ其ノ使用ニ關シテハ主務大臣ノ指揮ニ從フヘキモノトス
信用組合	五〇、〇〇〇	交付金	同	同	同
合祀靈場	三〇、〇〇〇	同	同	大正十五年八月ニ合祀靈場ヲ建設シ昭和二年八月ニ竣工セシメ其ノ後ニ於ケル合祀者ハ隨時之ヲ合祀スルモノトス	大正十五年八月ニ合祀靈場ヲ建設シ昭和二年八月ニ竣工セシメ其ノ後ニ於ケル合祀者ハ隨時之ヲ合祀スルモノトス
建築神社其他ノ建物	二三〇、〇〇〇	寄附金	兵庫縣	三萬圓ハ中央ニ於テ設置スル鄕軍病院建築費ニ充ツル爲メ寄附シタル金額ヲ以テ建設シ之ヲ大阪市ニ交付シ大阪市ヨリ大阪府ニ委託シテ經營セシムルモノトス	三萬圓ハ中央ニ於テ設置スル鄕軍病院建築費ニ充ツル爲メ寄附ス
建築費	七五、〇〇〇	同	同	同	同
合計	五、三一一、九〇四				

交付金寄附金に依る社會事業施設表（三）

種別	金額	交寄付附金ノ又ハ別ヘ	備考
兒童相談所	三、〇四八	寄附金	善後處會災	三陸地震災ニ際シ罹災兒童ノ相談所ヲ設置シ其ノ經營ニ要スル費用ニ充ツル爲メ寄附ス	三陸地震災ニ際シ罹災兒童ノ相談所ヲ設置シ其ノ經營ニ要スル費用ニ充ツル爲メ寄附スルモノトス
住宅其他	一、〇五二、三四六	寄附金	六銀行東京正金外名	震災ノ爲メ燒失シタル住宅ノ復舊ニ要スル費用ニ充ツル爲メ寄附ス	震災ノ爲メ燒失シタル住宅ノ復舊ニ要スル費用ニ充ツル爲メ寄附スルモノトス
質屋	二五〇、〇〇〇 三六〇、〇〇〇	同同	同同	本金額ヲ以テ仰戸ノ三箇所ニ質屋營業ヲ爲スヘク地方長官ニ於テ指定スル

八　一般會計に依るもの

前叙せる國庫補助及市債による所謂復興復舊計畫事業と、交付金寄附金等に依るもの（乃ち震災記念社會事業費と稱する特別會計に屬する分）との外に尚一般會計に屬する社會事業あり。この一般會計に屬する施設は市費を以て支辨するものにして、年々の豫算により增減あるや論なき處なるが、今左に昭和五年度に於て經理する處を要記すれば左表の如し。

一般會計に屬する社會事業概要

種別	箇所	一箇年經費
一、救護所	箇所 一	窮民精神病者行旅病人等ヲ收容シ施療救療ヲ爲ス收容定員百四十人 一箇年收容延人員六萬三千八百十二人 一箇年外來施療患者延人員三千五百九人	四八、八九四円
二、市營住宅		大正八年大火義捐金十萬七百三十九圓ニヨリ七十四戸 大正九年大藏省預金部ノ低利資金百五萬七千五百圓ニヨリ六百二十五戸 大正十三年震災善後費四萬二千四百三十五圓ニヨリ六十七戸 大正十四年簡易保險局低利資金四十八萬四千七百六十圓ニヨリ二百五十二戸 計　一千十八戸ヲ建築シタルモ震災ニヨリ內二百九十戸ヲ燒失シ其後隣接町村合併ニ伴ヒ三百三戸ヲ增シタリ	五六、一八三	一、〇三二戸
三、社會事業團體補助	箇所 一〇	二千五百圓神奈川縣匡濟會、二千圓橫濱孤兒院、三百圓橫濱保育院、浦島保育院幼年保護會、二百圓相澤託兒所、中村愛兒園、神奈川縣少年保護協會、百圓佛敎感德會、修道會學齡未滿ノ幼兒、生後六箇月以上ノ乳兒ヲ受託シ晝間保育ナス	六、二〇〇	一戸
四、兒童保護	箇所 二	定員　各八十人 現在受託人員　百四十九人 保育料ヲ徵セズ	六、二五八	
五、職業紹介	箇所 六	中央職業紹介所ハ一般紹介竝勞働紹介、少年少女紹介ヲナシ各紹介所ノ連絡ヲ司ル、神奈川保土ヶ谷ハ一般紹介竝勞働紹介ナスモ其他ハ一般紹介ノミナス 一般紹介　一箇年ノ求人數　一萬七千九百八十七人 同　一箇年ノ求職者　二萬三千七百二十三人 一箇年ノ就職者　六千百九人	三二、六三四	

六、住宅組合監督		六、二二二
七、方面事業	方面 七	一六一 組合 住宅難緩和ノ爲及震災ニ因リ窮窘シ能ハザル者ニ對シ政府ヨリ低利資金ヲ借入レ之ヲ組合ニ貸付シ住宅又ハ店舖ヲ建築セシメ之ヲ監督ス 貸付資金　普通住宅　百八十四萬四千百圓 　　店舖向住宅　百十二萬千五百圓 利率　普通住宅　四分八厘 　　店舖向住宅　六分五厘 家政及身上ニ關スル相談、保護指導ニ應ズルノミナラズ救療扶助紛爭ノ解決等ヲナシ一般生活狀態ノ改善幸福ノ增進ノ方途ヲ講ズ、從來五方面ノ處隣接町村合併ニ伴ヒ鶴見、保土ヶ谷ノ二方面ヲ新設シタリ 委員數　二百十七人	一六一 組合
八、勤儉奬勵		一、四八〇
計		一七〇、八六七
		講演會、活動寫眞會ヲ開催スルノミナラズ橫濱公心一錢會ニ助成金五百圓ヲ交付ス

二　其の他經營によるもの

次に尚本市の社會事業は上記イロハの外に各種團體又は箇人等の經營に屬するものも頗る多く而かも震災により一時滅絕の窮地に陷れるを苦心慘憺復活して再び克く事績を揚ぐるに至れるも尠しとせず。加ふるに是等の多くは常に公設諸事業と相提携し又中には公共團體より補助金或は助成金を交付せるもあり。これを以て本市の社會事業中には其の狀況を記述すべきものとして毎節に事業別として收錄せり。

五　施設の實際

甲　本市の經營に屬する諸事業

イ　保護施設

(一)　職業紹介所

近時經濟界は不振の狀態を持續し各種の事業亦依然として活氣を呈せず、世は久しきに亘る不景氣のため沈衰の觀ある時に當り、殊に本市は震災の打撃を受けて多數の失業者を擁し之れが救濟は實に焦眉の急に迫れるを以て、災後中央職業紹介所は一時破損のまゝ市役所假廳舍として使用せられたるも、櫻木町驛前バラックの一部及び戸部町櫻橋竝に淺間町の三箇所に應急設備を行ひ九月十七日より開所し、同年十一月內務省社會局の建設に係る市內五箇所の紹介所を借受け夫々事務を開始せり。其の後復興計畫に基き昭和二年四月櫻橋紹介所を、同五月神奈川紹介所を、同十月更に壽紹介所を何れも完成し、櫻橋は西戶部に、壽は富士見町と、各々改稱せり。

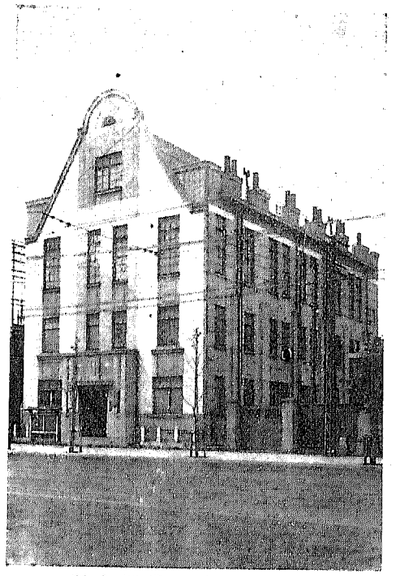

橫濱市中央職業紹介所

而して尙之と前後して本市の隣接町村併合の結果に依る鶴見、保土ヶ谷の二紹介所を加へ現在左記六箇所を配置し失業の救濟、需給の調節を圖るに力む。

職業紹介事務を大別すれば一般紹介竝勞働紹介の二種とす、中央及び神奈川の二箇所は此の二つを兼ね他の四箇所は一般紹介のみを取扱ひ、更に各紹介所に於ける事務の分擔を示せば左の如し。

○中央職業紹介所

紹介係（男子部女子部）紹介事務を掌る。

聯絡係　市內各紹介所竝に縣下各紹介所との聯絡に關する事務を掌る。

求人開拓係　會社工場商店等を訪問し求人口を開拓す。

統計係　職業紹介に關する報告統計を掌る。

勞働調査係　會社工場其他一般勞働市場の調査をなす。

庶務係　各紹介所の庶務を掌る。

少年相談係　少年少女に關する職業の相談及紹介に應ず。

○各職業紹介所

紹介係　紹介實務竝に諸調査を掌る。

紹介方法

求人者に對しては電話、書面又は口頭にて其の住所氏名職業及び雇人の條件等につき申込を受け適材を選定紹介し、求職者にありては自身出頭の上希望條件の申込をなさしめ適當と認めたる就職口ある時は紹介狀を先方に持參せしめ紹介す。

聯絡方法

中央職業紹介所は市內各紹介所竝に縣下各紹介所との聯絡機關として內務省より指定せられたるを以て、市內聯絡係は各所の求人報告に依り聯絡日報を作成して之れを各所に配布し市內全般の求人情勢を知悉せしめ、各紹介所は之れに基き紹介に努め、又縣下連絡係は求人求職口に

付き夫々日報を作成して縣下紹介所に報告し勞働需要供給狀況を周知せしめ紹介上の便に供す。

求人開拓

勞働賃銀の高低、勞働者の移動狀況、商業の消長等紹介上に直接關係ある事項に就き常に調査を行ひ資料を蒐集し、事業遂行上の參考となすため中央紹介所内の勞働調査係之れに當り又求人開拓の有力なる參考材料たらしむ。

本市の職業紹介事業内容大體以上の如くなるも更に此の外附帶事業として左の事項をも取扱へり。

○汽車汽船賃銀割引竝に立替

職業紹介所の紹介に依り就職する者に對し就職の場所が遠隔の地なる場合法令の定むる所に依り、各紹介所長の旅行證明書及び汽車汽船の賃金割引證を交付して就職の便を講ずる方法を大正十二年十一月より實施し、又旅費負擔の資力無き者に對しては雇傭者に責任を負はしめて賃金の貸付をなす。

○勞働賃銀立替

本市官公署諸會社の日傭勞働賃銀は普通後拂ひのため勞働請負人なるものが、其の間に介在して一時賃銀の立替をなし勞働者より歩合金を徴收するため、日傭勞働者は此の不合理なる收入に甘んずるより外に如何ともなし難き狀態なるを以て其の弊害を除去すると同時に、紹介所より供給する勞働者の就職率を增加せしめんがため、中央紹介所に於て雇主に代はり賃銀全額を一時立替の制度を設け大正十三年八月より之を實行せり。

○勞働用具貸付

紹介所より紹介する勞働者に對しては必要に應じ、鶴嘴、モッコ、シャベル、棍棒等の勞働用具を無料にて貸付け就業の便宜を與ふることを計畫し大正十三年五月より實施せり。

○少年職業相談

大正十三年九月本市は中央職業紹介所内に少年少女職業相談部を設置せり。少年少女期にある者の職業選擇は最も重要にして本相談部は專ら之が相談指導に當り、又性能檢査を行ひ紹介に就ては特に遺憾なきを期せり。

昭和五年中に於ける事業狀況を示せば一般紹介の部紹介者二十萬六百七十五名、就職者六千十二名、勞働紹介の部紹介者二十萬六百七十五名、就職者同上、少年少女紹介の部求人三千四百七十名就職八百六十三名、俸給生活者紹介の部求人二百五十二名就職百五十四名なり。

各職業紹介所一覽

名稱	位置	建物構造	建物坪數	建築費	開始年月日
中央職業紹介所	中區櫻木町二ノ二	鐵筋コンクリート三階建	階下 七五坪九九 二階 七四坪八八 三階 七四坪八八	八一、五八一・〇〇圓	大正九年十二月一日
西戸部職業紹介所	中區西戸部町横枕一、三三三	鐵筋コンクリート二階建	階下 六〇坪 階上 二四坪	一三、八八四・四三同	同
富士見町職業紹介所	中區富士見町一ノ三	同		五九坪六	一五、九二七・四三同 年 同月十六日
神奈川職業紹介所	神奈川區神奈川町字宮洲町三、六一九	鐵筋コンクリート三階建ノ一部		五五坪六	一二、八二一・一五同 年 同月一日

鶴見職業紹介所	鶴見區鶴見町一、二七〇	木造平家建	昭和二年四月一日
保土ヶ谷職業紹介所	保土ヶ谷區天王町四〇六	區役所ノ一部　二〇坪	同
同	同	同	同

中村町託兒所（第二隣保館ニ併設）

(二)　託兒所

本市は大震災後市民の要望に應ずるため大震災善後會の寄附金三萬餘圓を以て大正十三年五月富士見町託兒所を、同六月中村町託兒所を相次で開始して災後の急に應じ、二箇所共利用者の急激なる增加を示せるを以て、復興事業として中區中村町及び同本牧町の二箇所に本建築をなすの計畫を立て、前者は昭和二年五月工事に著手し同年十月竣工、十二月より富士見町の事業を移轉の上中村町託兒所と稱し、後者は同三年二月著工、落成と共に中村町池の下所在の事業を此處に移轉して本牧町託兒所と稱するに至れり。建物は何れも鐵筋コンクリート造にして建坪は中村町七十五坪、本牧六十三坪各々遊戲室、午睡室、食堂等の設備を有す。此の事業は一家を擧げて勞務に從事する家庭の幼兒にして、生後六箇月以上（現在は滿三歲以上）のものを受託し講話、遊戲、唱歌、手技等を課して兒童心身の健全なる發達を助くるものにして、現下の社會狀勢に照し一日も缺くべからざる社會事業の一となり開設以來豫想以上の成績を示し、昭和五年末現在の在籍兒童數中村町男四十名女三十八名計七十八名、本牧町男三十六名女三十八名計七十四名、同年中に於ける受託延人員四萬四千二百二十四名を算せり。

名稱	所在地	開設年月
中村町託兒所	中區中村町中居一、三一四番地	昭年二年十二月
本牧町託兒所	同　本牧町箕輪下四五五番地	昭和三年十月

(三)　公設浴場　住宅附設浴場

本市は震災後市內の浴場激減し市民の保健衛生上に及ぼす所大なるを憂慮し、之が對策として南太田町、中村町の二公設浴場を修理の上事業を復活すると共に、大正十三年三月平沼町、同十四年四月には根岸町柏葉、同年十月根岸町豆口、同年十二月青木町三ッ澤の各地に合計四箇所を增設し、建物は何れも木造スレート葺坪數四十五坪內外のものなりしが、其の後復興計畫に依り實現せる市內南太田町富士見耕地所在南太田町浴場は、鐵筋コンクリート平家一部二階建の模範的浴場にして建坪五十三坪餘、工費二萬一千餘圓を以て總ての設備を完全し昭和三年四月開場せり。入浴料は十三歲以上四錢、十二歲以下三錢、四歲未滿を二錢とし、昭和五年中の事業狀況は南太田公設浴場入場延人員六萬三千六百十五人、住宅內浴場齋藤分五萬七千三百二十八人、柏葉五萬七千百四十人、中村町九萬三千五百四十七人、豆口二萬八千四百〇九

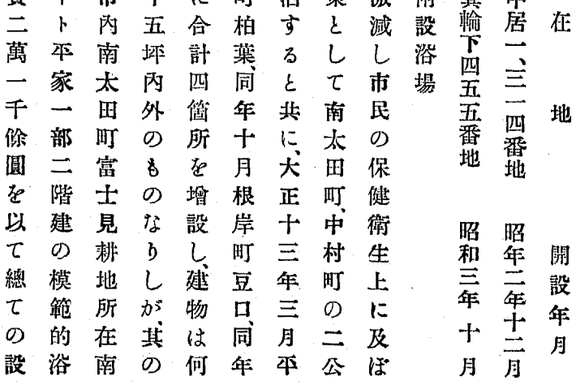

南太田公設浴場

人、南太田三萬七千九百四十二人、三ッ澤一萬九千八百七十二人を算す。

名稱	所在地	建物構造	建設費	開始年月日
南太田町浴場	南太田町住宅内	木造生子板葺平家建	同上	同上
中村町浴場	中村町住宅地内	同	坪 三一・一六	四、〇五〇円	大正九年三月
齋藤分浴場	神奈川町住宅地内	木造瓦葺二階建	階上 一二・〇〇 階下 三三・〇〇	二、七二八	大正十年五月
豆口浴場	根岸町豆口住宅地内	木造スレート葺平家建	四五・〇〇	五、八五〇	大正十年六月
三ッ澤浴場	青木町三ッ澤住宅地内	同	四五・〇〇	一一、四八二	大正十四年十月
柏葉浴場	根岸町柏葉住宅地内	同	階上 一二・五〇 階下 三三・五〇	六、一〇〇	大正十四年十二月
南太田公設浴場	中區南太田町字富士見耕地一〇九二番地	鐵筋コンクリート平家一部二階建	階上 一二・五〇 階下 三三・五〇	六、三一四	大正十四年五月
			五三・三七	二一、八五六	昭和三年四月三日

ロ　生活品供給施設

(一)　公設食堂　住宅附設食堂

震災後の本市内には急造の飲食店續出し而も其の營業者中には暴利を貪り或ひは風紀衛生上有害なるものあるに鑑み、本市は大正十三年八月花園橋、翁町、中村町、新山下町、櫻木町に各公衆食堂を新設し直營又は請負を以て其弊害を除去するに努むる所ありしが後に至り花園橋、櫻木町の二箇所は復興護岸工事のため撤廢を已むなくせられ、前者は大正十五年五月六日、後者は同十日限り之を廢止せり。之れより先大正十四年七月市内中村町に臨時保護所の創設ありしと共に翁町及び中村町の二食堂も廢止せられ、又同年根岸町柏葉に共同住宅館を、子安町に宿泊所を各々設置するや共に食堂を併設して適當の營業者をして請負經營をなさしめ、越へて昭和二年四月一日隣接町村併合に依り保土ヶ谷町營食堂を繼承し同樣の方針を以て存續せるも、同四年一月之を廢止し更に復興計畫により神奈川町、櫻木町の二箇所に新設せるものは現在請負契約の下に營業せり。以上の如き幾多の變遷を經て現存するもの左の如く尚其の設備に就き略記すれば、神奈川町、櫻木町の二箇所は何れも鐵筋混凝土造にして前者は七十坪、後者は階上階下を合せ百十九坪の建坪を有し、中村町、子安町の二箇所は鐵筋ブロック建坪數二十坪乃至二十五坪翁町、新山下町の二箇所は木造亞鉛葺平家建、此建坪各四十坪、柏葉は木造スレート葺建坪十六坪餘あり、更に定食の價格は朝食十錢、晝食十五錢乃至二十錢洋食三十錢の標準に依り此の外は周圍の狀況に從ひ適當の方法を執らしむ、而して昭和五年中利用者數は翁町食堂外公衆食堂四箇所合計八萬九千九百四十九人、中村町外住宅内食堂三箇所合計三萬六千二百八十人を示せり。

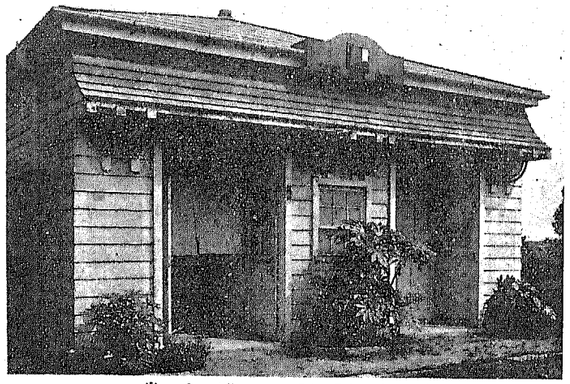

新山下町公設食堂

公設食堂一覽表

名稱	位置	開始年月日	建物坪數 坪	建築費 圓
翁町食堂	中區翁町五ノ一四四	大正十三年十月	四〇	二、四〇〇

新山下町食堂	中區新山下町	大正十四年五月	四〇坪	一八、二〇〇圓
櫻木町食堂	中區櫻木町一丁目		一一九	
神奈川町食堂	神奈川區青木町字宮洲町		七〇	一三、六六二
子安宿泊所內食堂	神奈川區子安町字七島	大正十四年十二月	二五坪	
柏葉共同住宅館內食堂	中區根岸町字柏葉	大正十四年五月	二六・四	
中村町住宅內食堂	中區中村町字池ノ下	大正十年五月	二〇	

備考　子安宿泊所內食堂以下三箇所ハ其本館建築費中ニ包含セルモノニシテ此處ニ分離シテ記載スルコトヲ得ズ

八　住居施設

(一)　序說

住居の安定は生活上衣食に次ぐ重要なる問題にして人口の都會集中、諸物價昂騰等の社會事情に伴ひ、都市に於ける住宅の不足借家料の暴騰となり多數中產以下階級者の住宅難甚しき實情に鑑み、加ふるに大正八年四月突如大火起り市內の樞區數千戶を烏有に歸したるを以て一層切實なる住宅施設の急を感じ、本市は大正九年三月始めて市內南太田町に七十四戶の住宅を建設せり。是本市に於ける住宅施設の最初にして爾來年を逐ふて本施設の擴張充實に努め大正十二年九月大震火災の襲來に遭ひ以下記述せんとする各種の設備を有するに至れり。左に其の概要を列擧すべし。

(二)　普通住宅

大正十五年四月より公營住宅は總て市の營造物となし條例を以て家賃を使用料に改め、管理上遺憾なきを期し、使用料は一箇月十三圓より三十五圓の範圍內に於て每月五日迄に其の月の分を納付せしむる規定なり。而して之が建設に當りては敷地を交通保健上より最も適當の地に定め建物は通風採光に留意し公營住宅としての完全を目標とす。現在別表の如く一千百九十七戶を有し昭和五年末の貸付戶數九百七十九戶此の世帶數九百七十八戶、人員三千六百十三人なり。

普通住宅一覽表

名稱	棟數	戶數
七島市營住宅	三一	三一
北方泉同	五	五
豆口同	八六	九六
井土ケ谷同	一三二	一四九
中村町同	四四	一三八
三ツ澤同	三三	三四
青木臺町同	四	五
南太田町同	四二	七七
柏葉同	二八	五一
本牧町同	二	二
子安同	二	四
豊岡町同	八	八
生麥町同	一〇	一八
生麥町貝助同	五	五
尻手市營住宅	六	一一
本町同	六	一二
富士見町同	八	一五
堀ノ內同	一六	三二
大東同	二二	四一
日ノ出町同	九	一八
市場同	一八	一八
菅澤同	一六	一六
潮田同	二三	二三
保土ケ谷町同	一五	二五
神戶上町同	五	五
星川町同	一〇	二〇
宮田町同	五	五
峰岡町同	一五	二五

笹下町	市營住宅	五	一六	一八八
西戸部町	同	一二	一〇一	一
小松原	同	一	二	一
		合計		齋藤分市營住宅 六七 一 六九一 一、一九七
				翁町同 一

(三)　供給住宅

本市に於ける各種の住宅施設中供給住宅計畫は單に住宅難打開を目的とするのみならず、進んで家屋の所有權を取得せしむるものにして、賃貸十七箇年又は十箇年後に至り一定の金額を一時に支拂ふの方法に依り所有權を移轉するものなり。故に最初は市の建設せる住宅を賃借するものなるも實際に於ては月賦償還に依ると同樣の結果を得、唯其の建物を之に要したる費用の全部を家賃として毎月支拂ひ、又は其の一部を一時に支拂ひたる後所有權を取得す、以上の如き方針に基き昭和三年二月市會の議決を經財源として起債の方法により低利資金五十萬圓を政府に申請の結果同年六月認可を受け同八月愈々其の實行に著手せり。供給の住宅は純日本式にして三間乃至五間とし毎月支拂ふべき金額は最高三十八圓最低二十三圓五十錢其の期限を十七箇年とす。

昭和五年末現在戸數九十三戸貸付戸數五十六戸、世帶數五十六、人員二百三十七人とす。

供給住宅一覽表

所在地	棟數	戸數	起工年月日	竣工年月日
中區中村町字西ノ谷	二二	二二	昭和三、九、二二	昭和四、二、一五
中區花ノ木町	九	九	同三、一〇、一五	同四、一、八
保土ケ谷區星川町字道林	二三	二三	同四、二、一三	同四、五、一
同　區神戸上町字向原	三五	三五	同四、六、一三	同四、一〇、一二

鶴見區潮田町	四	四	同
小計	九三	九三	
鶴見區東寺尾町寺谷	五八	五八	計畫中
神奈川區子安町大口	四七	四七	同
鶴見區東寺尾町	四六	四六	同
合計	二四五	二四五	

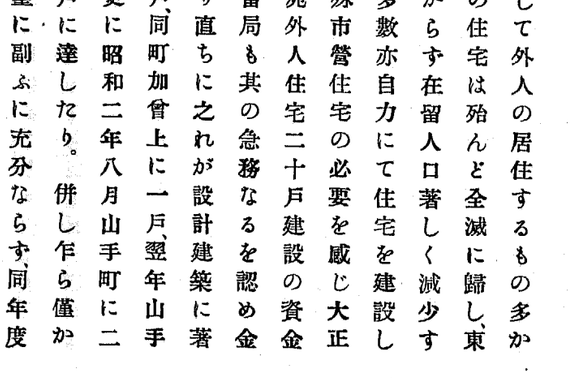

市營山手外人住宅

(四)　外人住宅

本市は本邦第一の貿易港にして外人の居住するもの多かりしが彼の大震火災のため其の住宅は殆んど全滅に歸し、東京神戸等に移轉せるもの少なからず在留人口著しく減少するに至れり。而して殘留者の多數亦自力にて住宅を建設し能はざるを以て、之等に對し特殊市營住宅の必要を感じ大正十四年一月內務省社會局長官宛外人住宅二十戸建設の資金交付を申請せり、斯くて內務省當局も其の急務なるを認め金十萬圓を交付せられたるにより直ちに之れが設計建築に著手し、同年市內根岸町鷲山に四戸、同町加曾上に一戸、翌年山手町に九戸、根岸町寺久保に一戸、更に昭和二年八月山手町に二戸を夫々建設し當時合計十七戸に達したり。併し乍ら僅かに以上の戸數にては外人の希望に副ふに充分ならず、同年度

に於て資金十萬圓を公債に求めて十二戸を增設し外人招致の一策たらしむることを得たり

建物の構造は木造スレート葺平家建にして最小三十坪、最大四十四坪八合五勺、使用料一箇月に付六十八圓乃至百六十圓、一戸當り敷地坪數百坪乃至二百五十坪を有し內部の構造其の他に關しては充分なる考慮を拂ひ外人の期待に副ふことに努めたり。昭和五年末の現在戸數二十九戸、貸付戸數二十九戸、此の世帶數二十九、人員百四十六人なり。

外人住宅一覽表

名稱	棟數	戸數
鷺山	四	四
加曾上	一	一
寺久保	一	一
計		

(五)　共同住宅

此の施設は市內に於ける少額收入者、俸給生活者等にして小家族のもの又は之等の獨身者等に對し、低廉なる家賃を以て淸楚簡易且つ衛生的なる居室を提供せんとするものにして、市內中村町及び根岸町柏葉の二箇所に三棟九十五室あり、昭和五年末の貸付室數九十二戸其の世帶數六十七人員七十七人なり。其の一覽表は左の如し。

共同住宅一覽表（昭和五年末）

名稱	棟數	戸數	室數	貸付室數	世帶數	人員
山	一	一	一四	一四	一四	一六
同（甲）	一	一	三四	三四	三四	三九
同（乙）	一	一	六七	六七	六七	七七
計	二	二				

中村町第一　一九　一九　二二

同　第二　一二　一四　一四　一六
柏葉　三六　三四　三四　三九
計　九二　六七　六七　七七

(六)　小住宅

大震災に依り市民の大半は住宅を失ひ應急施設として急造せられたるバラックは復興の初期に入ると共に、漸次撤廢を要するに至り之に代るべきものとして住宅建設の必要を認め政府は本縣に對し資金及び木材を交付して其の施設を命じ、縣當局は之に從ひ大正十三年六月より八月の間に於て市內十一ケ所に小住宅一千戸を建設せり。斯くて其の後更に本縣より管理經營を本市に委託せられ爾來市に於て維持し罹災市民救濟に努めたるものにして、本市住宅施設上特筆すべきものたるを失はざるなり。然れども未だ管理を委任せられたるのみにて本市の所有にあらざるを以て維持其の他模樣換等の際手續上不便少なからず、隨て居住者の希望に副ひ難き場合あるを遺憾とし此の不便を除くべく、同十五年三月社會局長官に對し無償讓與の申請をなしたる結果同局も其の實狀を考慮して同年六月左記條件の下に、該住宅一千戸竝に管理事務所四戸を無償讓渡せらるゝに至れり。

小住宅無償讓渡の條件

一、物件讓渡後は引續き同一目的の爲に使用すること

一、用途完了後建物の處分をなし又は用途を變更せんとする場合は豫め社會局の承認を受くること

而して本住宅は甲乙の二種あり前者は四疊半、三疊、一疊の三間とし使用料一箇月に付十圓、後者は四疊半一間とし使用料五圓なりしも後に之を八圓、四圓五十錢に引下げ、現在他の市營住宅と同樣條例に依り管理し、尚事務處理のため吏員七名、雇員五名、修繕のため技手一名、大工三名を置く。

昭和五年末の利用狀況を示せば現在使用戸數六百九十三戸、貸付戸數四百二十此の世帶數四百〇三、人員一千四百九十七人を算す。

小住宅一覽表（建設當時ノモノヲ示ス）

名稱	棟數	戸數	摘要
會下小住宅	三二	二〇一	內一棟一戸ハ公舍
八反目小住宅	八	四八	
雜色小住宅	八	四六	
榎木坪小住宅	五	三三	
大松久保小住宅	五	二八	
齋藤分甲小住宅	八	四八	
同乙小住宅	八	四八	
同丙小住宅	六	三七	
同丁小住宅	七	四六	
岡野町甲小住宅	八	五二	
根岸町小住宅	一三	七九	內一棟一戸ハ公舍
北方町小住宅	三	一八	
大岡町小住宅	三三	二〇〇	內一棟一戸ハ公舍
久保町小住宅	一〇	四九	內一棟一戸ハ公舍
計	一六六	一、〇〇四	

備考　其の後住宅緩和其の他必要の度を按じ整理增減を加へたるが昭和五年末にありては左記の戸數となれり。

會下	一六九戸	八反目	四八戸
岡野町	一二三戸	根岸町	七九戸
雜色	四六戸	大松久保	二八戸
大岡町	二〇〇戸	合計	六九三戸

(七)　假住宅

本市は小住宅の外更に家賃五圓程度以下の住宅を建設する必要に迫られ內務省より之れがために八萬六千圓の交付金を受け以て市內西戸部町池ノ坂外三箇所に假住宅約二百戸を建設せり。此の假住宅は公設バラック居住者中より收容し家賃の如きも五圓乃至六圓五十錢と定め、內務省に申請の當時より建設後三年間にして全部撤去する方針なりしにより、收容者をして一日も速かに復興の基礎を得せしむべく授產所、託兒所等を附設の上收容增加の途を講じ豫期の成果を收むることを得たり。

假住宅一覽表

名稱	棟數	戸數	一戸建坪	所在地
池ノ坂	七	一九	五、二五坪	西戸部町池ノ坂九八五
神ノ木	一五	一一〇	同	子安町字神ノ木二、二八一
分田	四	四〇	同	西根岸町分田一二七
山王山	五	三六	同	西戸部町山王山七〇三
計	三一	二〇五		

昭和五年末に於ける利用狀況は貸付戸數百九十三戸、世帶數百八十九、人員六百十六人なり。

(八)　收容所

公設バラック撤廢の對策として本市は前述の如く小住宅、假住宅等の設備をなしたるも、之れを以て全部の居住者を整理するが如きは到底不可能のことに屬し、而も多數に上る全然資力を有せざるもの〻救濟また看過すべからざるに鑑み、市有地所在の公設バラック中引續き使用に堪ふるもの二百戸を選び之れに相當の修理を加へ一時此處に收容することゝせり。是即ち收容所と稱したるものにして授產所、託兒所を附設し要救護者の生活を助け、又此の收容所維持に關しては修理費及び一箇年の管理費四萬四千九百三十九圓の交付を內務省に申請の結果、大正十四年三月二十五日本縣を經て四萬四千圓交付の旨の通牒に接し、愈々既定計畫に依り之れを實現せり。昭和五年末の利用狀況を示せば貸付戸數百十七戸此の世帶數百十七世帶、人員三百二十七人なり。

收容所一覽表

名稱	所在數	戸數	竣工年月日	坡地坪數
池ノ坂收容所	中區西戸部町字池ノ坂	一三二	大正十四年十月	一、五三四・七〇坪
稻荷山下收容所	中區中村町字彌八ケ谷	六八	同	七九五・一九三

(九)　宿泊所

大震火災に因り勞働者の生活狀態は益々慘狀を極め失業者續出して衣食の途に窮するもの多數に上れり。本市は之等勞働者の救濟の急務なるを察し先づ居住の憂なからしめんが爲め簡易宿泊所の計畫を立案し市內翁町、子安町の二箇所に之れを設置せり。而して從來此の種の施設を勞働合宿所と稱せるを單に宿泊所と改め宿泊者をして不快の念を抱かしめざることに留意し其の後神奈川縣が總持寺社會事業部に經營せしめつゝありしお三の宮宿泊所も縣より本市に移管せられ、一時兼營せるも都合に依り臨時休業をなし終に廢止し現在は前記の二箇所を存置す。

宿泊狀況を略說すれば宿泊室を十疊乃至十五疊程度とし十疊七人、十二疊九人、十五疊十一人の割合を以て宿泊せしめ、集會娛樂の設備をなし宿泊者は翌朝五時より八時迄の間に退出せしむることゝし、宿泊料は一泊入浴料共十五錢とす、昭和五年末の利用狀況は室數四十四、收容定員三百五十人、同年中宿泊延人員三萬九千九百八十人なり。

宿泊所一覽

名稱	位置	建物構造	建物坪數	敷地坪數	建築費	宿泊定員	開所年月日
翁町宿泊所	中區翁町五ノ一四四	木造平家建	一九九坪	五〇〇坪	二五、〇〇〇・〇〇円	一二三人	大正十三年七月三日
子安宿泊所	神奈川區子安町字七島六六	鐵筋ブロック二階建	四二〇坪	四二〇坪	五、九七一・八七	一五〇人	大正十四年十二月二十六日

(十)　住宅組合

住宅組合の制度も亦住宅難緩和の目的に基く一施設なり。本市は低利なる資金を提供して成るべく多數の人々に住宅を建設せしむる方針の下に、住宅組合法施行以來大いに之れが設立の奬勵を圖り現在既に百五十五組合に對して資金を供給したり。組合員は市內に居住を有し市內又は隣接町村に建築するものにして一定の職業あり且つ主として勤勞所得者たる俸給生活者に限

り月收二百圓以下なる時は特別の事情あるものを除く外所要額を貸付す。而して其の方法は最初一戸建坪二十坪以內建築費二千圓の範圍內に於て工事の進捗程度に應じ出來高歩合により相當金額を支出するものとす。又震災に因り居住家屋を全燒全潰したるものには特に資金借入に優先權を與へ、住宅組合をして專ら社會的施設としての目的に副はしむ。尙此の外本市は震災に因る市內防火地區外の木造建築復興を助成するため政府より資金を融通せらるゝことゝなれり。即ち之れを木造店舖向住宅資金として新たに設立する住宅組合又は產業組合に貸付け趣旨の徹底を期したり。組合員の資格要件等は略前者と同樣なるも組合員は主として中產階級以下の商工業者にして、現に本市內に於て營業をなし又は確實に營業を開始せんとすると同時に其の建築に要する土地を所有し或は借地權若くは地上權を有することを必要とせり。但し一定の期間內に建築を要する土地の所有權、地上權又は借地權を取得すべき確認書を有し市長に於て適當と認めたるものは此の限りにあらざるものとす。貸付資金は一戸當り三千圓を限度とし建築坪數五十坪以下の規定なり。斯るを以て大正十四年度以降借入申込者多かりしも資金に限りあるを以て申込組合の內容を充分に調査し、資格あるもの、中より抽籤に依り貸付を行ふことゝなせるが既に貸付をなしたる組合は左表に示すが如し。

累年住宅組合貸付金調（昭和四年末現在）

起債別	貸付金額	組合數	組合員數
	圓	組合	名
第六次低利債（大正十年度組合）	二七〇、〇〇〇	一七	一二三
第七次低利債（大正十一年度組合）	二一六、〇〇〇	一〇	九三
第十三次低利債（大正十二年度組合）	三二九、〇〇〇	二四	一七〇
同（大正十年度組合修繕資金）	二一、〇〇〇	一七	七二
第十九次低利債（大正十年度組合再建築資金）	七八、六〇〇	一四	四七
第二十次低利債（大正十三年度組合）	二六〇、〇〇〇	一七	一四九
第二十七次低利債（大正十四年度組合）	二三九、五〇〇	一五	一四三
第二十九次低利債（大正十五年度組合）（昭和元年度組合）	二二五、五〇〇	一五	一三三
第三十四次低利債（合併町村組合）	一六四、〇〇〇	一一	一〇〇
第二十一次低利債（鶴見海岸、鶴見町鶴見組合）	二七、〇〇〇	二	一八
第三十五次低利債（帷子園住宅組合）	一三、五〇〇	一	一一
小計	一、八四四、一〇〇	一〇八	九四〇
第一回融資（店舖向住宅組合）	九三、五〇〇	四	四六
第二回融資（同）	七五、〇〇〇	三	二八
第三回融資（同）	一八八、〇〇〇	七	六七
第四回融資（同）	一九〇、〇〇〇	九	八二
第五回融資（同）	九五、〇〇〇	五	四九

第六回融資	一〇〇、〇〇〇圓	同	五	四六
同第七回融資	一〇〇、〇〇〇	昭和三年度	五	四八
同第八回融資	一九〇、〇〇〇	同	一〇	九七
同第九回融資	九〇、〇〇〇	同	五	四五
小計	一、一二一、五〇〇		五三	五〇八
合計	二、九六五、六〇〇		一六一	一、四四八

備考

一、修繕資金及再建築資金ハ既設組合ニ貸付ケタルヲ以テ內譯ト合計ト符合セズ。

一、産業組合ニ對シテハ同一組合ニ二回以上貸付ケタルヲ以テ內譯ト合計ト符合セズ。

二　救護施設

(一)　救護所

市內南太田町所在本市救護所は震災のため使用に堪へざる迄に大破を蒙りたるを以て直ちに震災善後會の寄附金に依り大修理を加へ工事修了に近づきつゝありしに、圖らずも大正十三年四月二十五日火災の厄に遭ひ精神病室を除きたる外は悉く烏有に歸せり。之れが爲め本市は應急策として神奈川町平尾前元協調會病院跡バラックを借り受け同年五月此處に支部を設置し一時收容所に充つると共に、一方に於ては燒失建物保險金三萬六千圓及び本縣より配給の米材八百石を得て舊敷地に半永久的建物の新築に著手し、十月末工事を完了して神奈川支部を閉鎖するに至りしなり。尙新に成れる救護所の內容を少しく叙述すれば、敷地坪數九百五十二坪四合六勺、建物坪數五百二十四坪七合五勺、建物樣式木造亞鉛葺十四棟(內二棟八十九坪二合五勺は二階建)本館北部を普通收容室とし南部を附屬設備及び精神病室に大別することを得。本館內には藥局、內科診療室、外科室、手術室、醫務室、事務室、應接室、講義室、宿直室、使丁室、浴場等を配置し、普通收容室には病室六、看護室二、患者浴室等あり、精神病室には病室一一、診察室一、浴場洗面所等を置き更に附屬施設としては消毒室、屍體室、隔離室、機械室、洗濯室、蒸氣汽罐室、蒸氣乾燥室、賄室等にして其の設備に遺憾なからしめんことを期す。而して本所に收容を受くる者の種類は左の如く又醫藥を得る資力なきものに對しては施藥をも行ふ。

一、市住民中極貧ノ獨身者又ハ準獨身者ニシテ重傷癈疾疾病老衰等ニ因リ賴ル所ナキ者

二、國費支辨ノ窮民ニシテ入所ヲ願出タル者

三、行旅病人及準行旅病人

四、監護義務者ニ於テ其ノ義務ヲ履行スルコト能ハザル精神病者

五、患者一時救護

入所者に對しては左の方法に依り取扱をなす。

一、作業　入所者ニシテ病症ニ支障ナキ者ニ限リ努メテ簡易ノ作業ヲ課シ、殊ニ精神病者ノ作業ハ精神ヲ鎭靜セシメ治療上少ナカラザル効果アリト認メラル。本年中課シタル作業ハ紙捻、リング裁縫洗濯等ナリ。

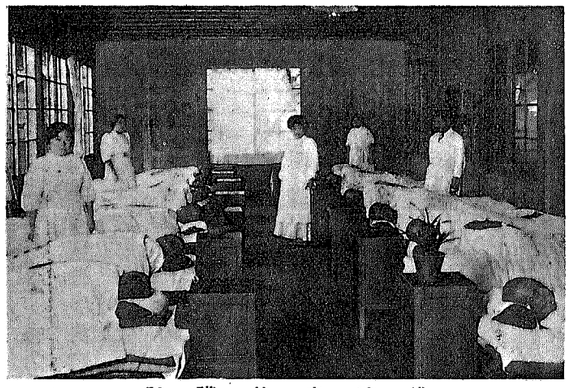

橫濱市救護所

二、敎誨　入所者中老衰癈疾者ノタメ精神上ノ慰安ヲ與ヘ、又性行不良者ノ善導ヲ目的トシ敎誨師ヲシテ毎月一回以上講話ヲナサシム

三、退所者就職　退所者ニシテ就職困難ノタメ往々浮浪ノ徒トナルノ虞アルヲ以テ之等ノ者ニ對シテハ本市ノ各紹介所ニ依頼シ適當ノ職業ニ就カシムルニ努ム。

施設及び入所者取扱の內容は大體上述の如くなるが、一面本所の維持に關しては行旅病人、精神病者の費用償還金、窮民の恤救米代及び本市恤救財產金一萬九千七百八十九圓の利子竝に縣補助金を以て一切を支辨し其の不足額は市費より之れを補ふものなり。本縣に於て定められたる行旅病人其の他の徵收費用額左の如し。

一、行旅病人	一人一日	七十五錢
一、準行旅病人	同	五十錢
一、精神病者	同	一圓

恤救規則により國庫の下附を受くる米代

一、老衰(七十歲以上)及癈疾窮民	一人一箇年	一石八斗
一、疾病窮民	一人一日	男三合 女二合
一、幼弱窮民	一人一箇年	七斗

以上ノ米代ハ何レモ時價ニ依リ年四期ニ交付

猶窮民は前記恤救米代の外左記金額以內の本縣補助費を受く。

一、幼弱窮民	一人一箇月	三圓九十錢
一、其ノ他ノ窮民	同	四圓八十錢

最後に昭和五年末に於ける利用狀況を表示すべし。

横濱市救護所入所及外來施療表（昭和五年末調）

										年末現在
入所	男			退所	癈傷	男				三四
						女				一六
					死亡	男				一九
						女				一一
	女									七一
										一一
窮民		六四	五五	七	八	九	一三	四八	四三	一六
行旅病人		二二八	四六	一三四	二四	五一	六	四三	一〇二	七一
精神病者		一四	四	二	—	一	—	一	—	三
癩病者		一六	一	一六	一	—	—	一	—	—
計		三二二	一〇六	一五九	三三	六一	二〇	一〇二	七一	一二
外來施療		一五一	七七	一三二	六六	—	—	一九	一一	

(二)　臨時保護所

大震火災は窮民の數を著しく增加せしめ本市は大正十三年度豫算に於て窮民救護費十四萬餘圓を計上して其の救濟に努めたる結果合計五百名以上に達せり。而も其の約三分の二は全く孤獨の勞働不能者にして、更に當時救護所に收容せる窮民約四十名及び各方面事務所に於て一時救護をなし引續き救護を要する窮民實に五百名を算へ、一面本市の財政は此の多數に上る要救護者を救濟するを許さず種々苦心の末、曩に關西府縣聯合を以て建設せる市內中村町所在の關西病院建物を縣より無償讓與を受け、此處に前記の窮民を收容することゝし、大正十三年十二月之れに要する經費の交付を申請し翌年五月金七萬五千圓を交付せられ、適當なる修理を加へて臨時保護所なる名稱の下に同年九月一日より開所するに至れり。

斯くて更に大正十四年九月六萬圓の交付金を得大正十五年度中に閉鎖の條件なりしも引續き救護を要するもの多數あるを以て、昭和二年度迄事業を繼續し次で昭和三年度に延期し即ち同四年三月三十一日限り廢止となれり。昭和二年十二月末に於ける收容者は百十三名なりき。

ホ　金融施設

(一)　質舖

大震災後に於て市内の質屋營業者は大部分燒失の厄を蒙りたるため直ちに復活し得るもの極めて少く罹災市民に對する簡易金融の途は全く杜絶の狀態に至れるを以て、本市は公設質舖の增設をなすべく其の經費を一箇所五萬圓として五箇所分二十五萬圓の交付を內務省に申請したる結果、大正十三年四月前記豫定金額を震災義捐金中より下附せられ靑木町、西戶部町、北方町、山下町、小松原の五箇所の實現に著手し、同年十二月より十四年七月に至る間に夫々事業を開始せり。然れども前述の如く民間質屋業の復興遲々として進まず市民の要望を充たすには尙不充分なるを認め、更に同十四年九月再び申請して內務省より震災善後施設費として三十六萬圓の交付を受け之に依り富士見町、英町、淺間町、子安町、中居、瀧頭町の六箇所增設を計畫し同十五年五月より同十月の間に於て各々業務を開始せり。而して右の內中村町、北方町、山下町、小松原の四箇所を除く外は建物完成に至る間市內適當の地に民家を借入して假事業所を設け一日も速に市民の利便を圖るに努力せり。

公益質舖の經營は各個に主任一名、事務員一名使丁又は傭人一名を置き、此の外事情に依り雇員傭人を配置す。主任は書記を以て之に充て專ら庶務會計事務を取扱ひ事務員は書記又は書記補にして質物の鑑定評價竝に之に關する事務を擔任し雇員は事務の補助をなさしむ。貸付資金は昭和四年度に於て五十四萬一千圓を有し各質屋には八百圓を限度として常置せしめ、貸付金額は昭和二年八月公益質屋法施行に依り其の適用を受け一口十圓、一世帶五十圓とし、流質期限は質契約成立の日より四月なるも事情に依り多少の延長なすことを得せしむ。利子は一月に付百分ノ一、二五とす。而して流質物は競爭入札に附し落札せざる場合は一般市民に賣却して處分し、若し其の賣却價格が入質元價及び利子竝に法定手數料を控除して尙殘餘を生じたる時は質置主に交付するものにして、尙盜品の入質、相場の下落等のためには經費の一部より補充するものとす。

最近公益質屋の趣旨徹底と共に利用者益々增加の傾向を示し、昭和五年度に於ける事業狀況を示せば貸付口數十八萬四千七十九口、同金額九十八萬九千七百五十一圓、受戻口數十六萬一千五百九十三口、同金額八十九萬五千百四十七圓二十六錢、流質口數七千九百八十口、同金額四萬五百六十九圓八十五錢に上り、年度末在庫口數七萬三千九百三十六口、金額三十九萬七千七百六十一圓四十錢なり。

質舖概表

名稱	所在地	事務所 建物構造	事務所 坪數	倉庫 建物構造	倉庫 坪數	建築費	開所年月日
中村町質舖	中區中村町池ノ下五六六	木造スレート葺二階建	一四・〇〇坪	鐵筋コンクリート二階建	一五・〇〇坪	七、五〇〇円	大正十一年七月二日
西戶部町質舖	中區西戶部町字橫枕一、三三三	木造スレート葺平家建	一八・〇〇	同	二四・〇〇	八、八八五	大正十三年十二月廿六日

青木町質舗	神奈川區青木町下反町八〇七	同	一八・〇〇	同	八、八二六	大正十三年十一月四日
北方町質舗	中區北方町字泉二四	同	一八・〇〇	同	八、八二六	大正十四年三月二十六日
山下町質舗	中區山下町一三九	同	一八・〇〇	同	八、八八五	大正十四年七月二十五日
小松原質舗	中區西戸部町字小松原七二一	木造瓦葺平家建	六・〇〇	瓦葺土藏建	一二、〇〇〇	同
富士見町質舗	中區富士見町一ノ三	木造スレート葺平家建	四七・〇〇	同	一三、二一六	大正十五年五月十日
英町質舗	中區西中町一ノ一七	同	二〇・五〇	鐵筋コンクリート二階建	八、四九六	同
淺間町質舗	神奈川區字淺間町新田四二二	同	一七・七五	同	一〇、六〇八	同
新町質舗	神奈川區神奈川町字新町一一五	亞鉛葺二階建	一六・五〇	二〇・〇〇		大正十五年八月七日
中居質舗	中區中村町字中居一ノ二二四	木造スレート葺平家建	一八・五〇	鐵筋コンクリート二階建	八、二五五	大正十五年八月十六日
瀧頭町質舗	磯子區瀧頭町字濱一〇八	同	一九・〇〇	同	八、〇五〇	大正十五年十月七日

一、本表中開設年月日ニ關シテハ假設ヲ以テ事業ヲ開始シタルモノハ其ノ年月日ヲ記入ス

(二)　生業資金貸付所

大震火災の突發と久しきに亘る經濟界不振の影響を受けて市内の中小金融は極度に梗塞を來し、之がため一般商工業者其の他融資困難に惱むもの少なからざる實狀に鑑み本市は昭和三年七月生業資金貸付所を開設せり。即ち本所は生業を有し又は生業を營まんとする者に對し相當の擔保を徵して一口五十圓以上百圓以内の資金を融通するものにして、先づ港町、富士見町の二箇所に設置し前者は不動產及び債券を擔保とするものを取扱ひ、後者は動產を擔保とするものを取扱ひ、其の後利用者增加のため同四年十月更に一箇所を山下町に增設するに至り富士見町と同樣動產を擔保とするものに貸付を開始せり。貸付資格は本市在住者にして生業をなし得る能力を有し大震災の罹災者たることを要す。貸付資金は口數に制限を附せざるを以て擔保物の評價に依り必要なる金額を借入し得、利率は公益質屋法に倣ひ一月に付百分ノ一、二五とし期間は六箇月の規定なるも事情に依り更新の方法を設く。斯くて利用者日と共に增加を來し昭和五年(三年十二月より四年十一月に至る)中の事業狀況を記せば貸付口數一千十一口、金額六萬三千九百四十八圓五錢、受戻口數一千十六口、金額六萬九千九百三十八圓を算し年末在庫一千三百五十九口、金額九萬八百十六圓五十錢なり。

名稱	所在地	開設年月
富士見町生業資金貸付所	中區富士見町一丁目三番地	昭和三年七月
港町生業資金貸付所	同　港町一丁目一番地	同
山下町生業資金貸付所	同　山下町百三十九番地	昭和四年十月

(三)　横濱公營住宅信用購買利用組合

大震災後の一般民心は經濟上にありても急激なる變化を示し自己復興の新たなる運命を開拓せんとする希望最も著しきに至れり。然るに災後二箇年有餘を閱するも金融は各方面共依然として梗塞し事業資金の必要に迫られつゝも容易に得られず、延いては本市の復興にも影響を及ぼすべき實狀を呈せり。此の時に當り偶々市營住宅民の一部より產業復興と生活改善を期するため產業組合施設を熱望し來れるを以て本市は種々研究の結果市營小住宅一千戶、假住宅四百戶及び既設住宅一千戶、計二千四百戶の住民を基礎として信用購買利用組合の設置を企圖し、政府より基金五萬圓の無償交付を得大正十五年一月十五日申請同二月四日本縣知事の許可を受け、即ち左

記の目的の下に本組合の成立を見たるものなり。

一、組合員ニ對シ自己ノ用ニ供スベキ住宅ノ取得ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト

二、組合員ニ對シ產業又ハ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及組合員ト同一ノ家ニ在ル者公共團體又ハ營利ヲ目的トセザル法人若クハ團體ノ貯金ヲ取扱フコト

三、產業又ハ經濟ニ必要ナル物品ヲ買入レ之ニ加工シ又ハ加工セズシテ組合員ニ賣却スルコト

四、組合員ヲシテ產業又ハ經濟ニ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト

本組合は事務所を横濱市役所内に設け庶務、出納の二係に主事、書記、囑託等を置き、事業は役員中より擔任者を定め各々處理せしむるものにして役員は組合長理事一名、常務理事五名、理事二名、常任監事、監事各一名を有す、而して組合加入資格は市内の本市々營住宅同潤會住宅の各居住者竝に其の關係者たることを要し出資第一回拂込を了して組合員となり、第二回以後の拂込は二十四箇月以内月賦の方法を以て其の年度に定められたる金額を出資せしむ、又除名處分以外の資格喪失者に對しては聊かの損害をも與へざるのみならず民衆的經濟機關として種々の特典を有せり、尚設立以來本組合の行ひつゝある事業は左の如し。

○資金貸付

資金貸付ニハ信用擔保ノ二種トシ其ノ年度ニ定メラレタル限度ニ依リ、擔保物ハ事業施行細則ニ規定セル有價證券、土地建物物品及ビ預金、其ノ他ノ債權ニシテ、辨濟期間ハ信用貸付一箇年以内、擔保貸付ハ三箇年以内、土地家屋ノ場合ハ十箇年以内何レモ月賦又ハ元利完濟ヲナサシムルモノトス。

○貯　金

本組合ノ取扱フ貯金ノ種類ハ左ノ三種ナリ

一、定期貯金　六箇月　一箇年

一、普通貯金　金十錢以上

一、月掛貯金　滿期拂戻高二百圓、三百圓、五百圓、一千圓ノ四種ニ分チ月掛期間二年、三年、五年ノ各種アリ

○購買及利用事業

內容充實ト共ニ購買利用事業ヲ實行スベク其ノ第一著手トシテ服地ノ共同販賣ヲナシ、尚日用品ノ購買ニ就テハ調査中ナリ。

○將來の計畫

設立後未ダ日尚淺キモ將來益々組合員ノ增加ニ努メ各種ノ購買及ビ利用事業ヲ實行シ共存共榮ノ組合精神ヲ以テ使命ヲ全フスルニ努力スルト共ニ本市經濟復興ノ一助タラシメントス

ヘ　授產施設

(一)　序　說

昭和五年四月以降昭和六年三月に至る事業狀況は組合員數五百三十三名出資口數一千二百三十一口拂込金額一萬六千五百四十九圓十五錢、貸付金二百九件、四萬一千七百七十二圓三十七錢貯金は三百十八口、八萬五百九圓二錢なり。

一般經濟界の不振久しく之に加ふるに震災の打擊を以てせられたる本市には失業者の數愈々增加し、單に震災に因り職業を奪はれたる者のみにて實に三萬五千九百餘人の多きに上りたるを見る。茲に於て所謂授產事業の必要を感じ即ち一定の技術を習得せしめ以て收入を得るに容易ならしむると同時に失業を未然に防止し、又一方には家庭副業の奬勵となりて生活の一部を補助するに足らしめんことを期したるによるものなり。然りと雖も之が實現に當りては相當の資金を要し災後に於ける本市の財政は之を許さゞりしを遺憾とせるが、偶々震災善後會の寄附金十五

萬圓を得たるを以て、其の一部に依り岡野町婦人授産所及び小港職業輔導所を設置し、次いで大正十三年四月に至り政府より職業輔導所費として金八萬四千三百四十一圓、授産事業費として四萬一千七十六圓を交付せられたる結果、其の條件に基き職業輔導に關するものは印刷所、塗工所、木工所を、授産に關するものは婦人授産所を夫々新增設をなし、日を逐ふて改善充實に意を用ひ益々市民に就職救貧の機會を與へ、後に震災善後施設費中より得たる十五萬圓を授産事業經常費に充つるに及び所期の目的を達するに一層の努力を拂へり。

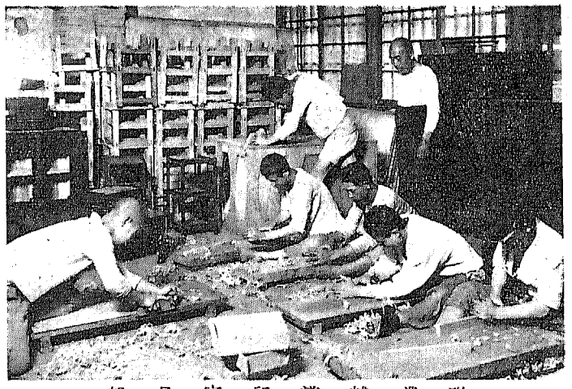

職業輔導所家具部

(二)　職業輔導所

本市は市內の職業を修得せむとする子弟及び失業者をして直接各種の職業を習得せしめ獨立自活の途を得せしむるを主眼として震災善後會の寄附金十五萬圓の一部により市內北方町の地に職業輔導所を建設することゝなり、其の竣成に至る迄一時櫻木町バラック內に於て大正十三年二月桶職部を、同三月より家具部を各々開始し越へて五月經師職部及ブリキ職部を市內根岸町に開設せり、斯くて同十三年七月に本所のバラックにありたるものを移轉するに至れり。

本所の建物は木造平家建にして建坪三百三十五坪五棟に分ち作業場は何れも板張となし家具部、玩具部、大工部等に使用する外、事務室、小使室、宿直室、材料置場等を設け、同十五年一月縣立輔導所廢止に當り、申請して建物竝に事業の全部及び資金七千圓の交付を受け在所生も其の儘引繼の上縣立工業學校の一部に於て大工部を淺野綜合中學校內に鐵筋工部を各設置し、修業者五十餘名を出したるも同十五年四月都合に依り鐵筋工養成を廢し大工部のみを中村町關西バラック內に移轉、玩具部をも此處に併置せり。然るに其の後南太田町に轉じて家具、大工の二部とせり。

本所の入所資格は年齡十五歲以上の男子にして品行方正、身體强健なる者たるを要し各職業紹介所を經て入所せしめ講習期間は各職部共四箇月とす。而して各部には指導員一名助手一名を置き指導せしめ大工部は講習のみならず必要に應じ實地習練を積ましむるため市內に出張して現場作業をなす。講習中は手當として一日五十錢を支給し終了後更に進んで研究せんとする者は技術の優秀なる者に限り特に一圓の手當を與へ、又所定の課程を終了したるものには修業證書を授與する等技術の練磨を怠らざるやう特に注意せり。

尙本所に於ける製作品は每月二回又は隨時希望者に賣却し市設市場に於ても一般の需用に供しつゝあり。左に昭和五年末における成績を記すべし。

職業輔導所成績（昭和五年末）

	講習日數	前年越員	入所人員	出席延人員	平均一日出席人員	退所人員	現在人員	作業成績
家具部	二七四日	四三人	一〇人	一一、五三〇人	四二・〇六人	一〇人	四三人	一圓
大工部	—	一六	一	三、四四〇	一二・五四	三	一四	一
計	二七四	五九	一一	一四、九七〇	五三・六〇	一三	五七	一八、五六五圓

(三)　横濱市印刷所

本市は職業輔導施設の一として優良なる印刷技術者を養成する方針の下に内務省交付金の一部四萬九十七圓を以て、大正十三年八月市内青木町に印刷所を設置せり。爾來日と共に良好なる成績を擧げ同十五年七月作業の都合上山下町に移轉し今日に至れり。工場の建物は元市役所出張所に使用せるものを利用し、延建坪百十坪に修理を加へ新たに建坪十五坪の平家を增築し之を事務室及び材料倉庫に充當したりしが、移轉後はサミュル商會の建物鐵骨生子板張木造圓形平家二棟及附屬亞鉛葺平家建一棟建坪合計八十五坪のものに改善を施し更に建坪十三坪餘を增築して使用せり。從事員は職員三名指導員六名、助手五名を置き事務及び講習をなさしめ、又講習作業の便宜上活版部、印刷部、石版部、製本部、鉛版部に五區分し十四年四月石版部を廢して講習の完全と製品能率の增進に努む。講習生の定員は三十名とし期間六箇月高等小學卒業又は同程度の學力を有する十四歳以上二十歳以下の品行方正なる者を入所せしむる規定なり。講習は最初簡易なる基礎的智識より順次印刷物の製作に從事せしめ終了後の成績も良好となり尙經營に關しても殆んど自給自足をなし得る現狀にあり。而して昭和五年中に於ける事業狀況を記せば講習日數二百九十七日出席延人員五千六百三十三人一日平均出席人員十八人九分七厘、年末現在二十一人にして仕上金額三萬八千餘圓に達す。

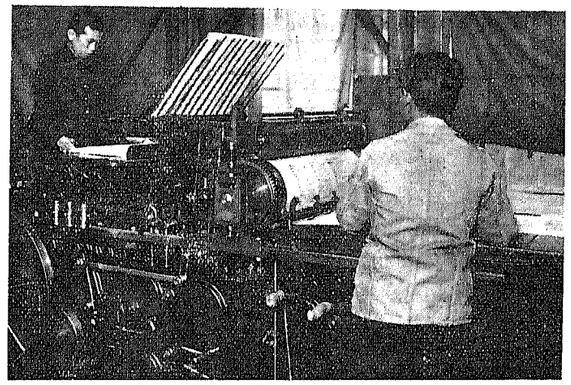

横濱市印刷所

	講習日數	前年越員	入所	出席延人員	一日平均出席人員	退所	現在	作業成績
活版部	二九七人	八人	人五	二、七九二人	九・四〇人	三人	一〇人	
印刷部	同	六	四	一、八四五	六・二一	三	七	
鉛版部	同	一	—	二九七	一・〇〇	—	一	
製本部	同	二	二	六九九	二・三五	一	三	
計	同	一七	一一	五、六三三	一八・九七	七	二一	三八、二五八圓

(四)　婦人授産所

本事業は一般家庭の婦人に職業的技術を授けて工賃を取得せしめ一面我が國舊來の風習を改め女子に勤勞の美風を普及せんとするものにして、其の一は震災善後會寄附金の一部に依り最初は横濱公園内の假職業紹介所の建物を使用して開始し、大正十三年四月市内岡野町元縣立高等女學校附屬幼稚園の建物を借受け、岡野町婦人授産所と稱し、更に同年十二月工費四萬二千八百八十餘圓を以て神奈川宮洲町に施工中の神奈川町授産所落成を告げたるを以て此處に移轉す。然るに入所希望者漸次增加を來し一面本所の位置一方に偏せるため他に一箇所增設の必要を感じ北方町に敷地を得て同十四年九月本牧支所として事業を開始す。之即ち現在の本牧授産所にして其の後本牧町箕輪下に工費四萬五千七百九十餘圓を投じて本建築を行ひ昭和四年九月移轉の上今日に至れり。

神奈川授産所は鐵筋コンクリート三階建にして授産所として使用する二階、三階の延坪數百八坪二合、和服作業室、ミシン作業室、更衣室、事務室、使丁室、倉庫等を有し、又本牧授産所は同樣鐵筋コンクリート二階建此の延坪百三十四坪五合、所内にはミシン、和服各作業室、事務室、應接室、洗面所、倉庫等を配置す。

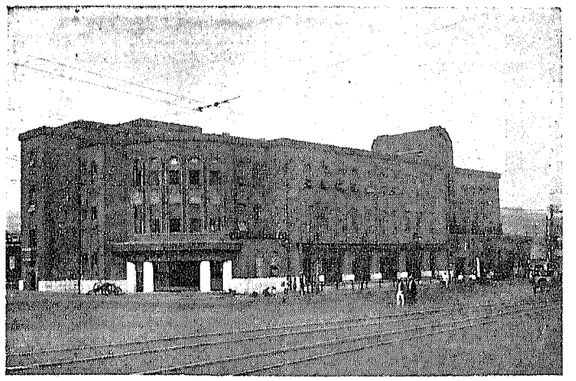

横濱市婦人授産所

兩所の職員は事務員三名、講師及び助手各二名、職部をミシン、和服、手藝の三部に分ち各部を講習、授産の二科に區分し、前者は初心者に技術を習得せしめ後者は講習終了者に對し進んで技術の練習研究をなさしむ。而して講習科の講習期間は四箇月とし授産科は任意ならしめ、入所は十三歳以上の女子にして品行方正なる者に限り所長之を許可す。本所の製作加工品は大部分官公衙學校其の他公私團體の依頼品にして講習生には仕上品通帳を交付し毎月二回に分ち工賃を支給す。又技術を練熟せしむる爲注文外製品は即賣會、バザー等に依り處分す

横濱市婦人授産所和服部

次に又別に市民授産の施設として諸般復興計畫に伴ひ、中央授産所と稱し市内中區櫻木町に於て昭和二年八月工事を起し同四年三月全く竣成を告げ同六月一日其の事業を開始せり。建物は市街中心地帶なるを以て耐震耐火の鐵筋コンクリート三階建として櫻木驛頭の一偉觀たるを失はず、而して其の敷地總坪四百五十坪、建坪は一階二百九十坪八、二階二百六十七坪五五、三階二百六十七坪五五塔屋三十六坪、六合計八百六十二坪五〇、建築費總額二十八萬一千五百圓なり、内部のには一階百七坪の大廣間を始め陳列窓食堂等二階百五十坪の大講堂、食堂等、三階和服及びミシン作業室、製品收納室、宿直室、物置等、其の他使丁室、應接室、會議室等各種の附帶設備をなし、事業は開所當時にありては主として和服裁縫を習得せしめたるも其の後手藝部を設置して編物ミシン加工、刺繍、造花等の普及に努め、又一面横濱輿産館各種展覽會場として市民の利用に供すると共に本市家内工業振興會、横濱婦人自助會其の他關係團體の事務所作業場をも併置せしむ。

婦人授産所一覽（昭和五年末）

神奈川授産所は鐵筋コンクリート三階建にして授産所として使用する二階、三階の延坪數百八坪二合、和服作業室、ミシン作業室、更衣室、事務室、使丁室、倉庫等を有し、又本牧授産所は同樣鐵筋コンクリート二階建此の延坪百三十四坪五合、所内にはミシン、和服各作業室、事務室、應接室、洗面所、倉庫等を配置す。

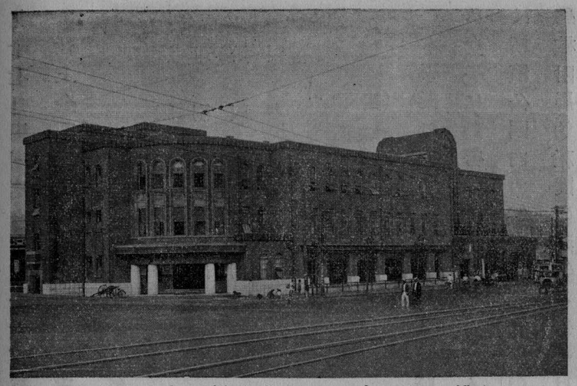

横濱市婦人授産所

兩所の職員は事務員三名、講師及び助手各二名、職部をミシン、和服、手藝の三部に分ち各部を講習、授産の二科に區分し、前者は初心者に技術を習得せしめ後者は講習終了者に對し進んで技術の練習研究をなさしむ。而して講習科の講習期間は四箇月とし授産科は任意ならしめ、入所は十三歳以上の女子にして品行方正なる者に限り所長之を許可す。本所の製作加工品は大部分官公衙學校其の他公私團體の依賴品にして講習生には仕上品通帳を交付し毎月二回に分ち工賃を支給す。又技術を練熟せしむる爲注文外製品は即賣會、バザー等に依り處分す

横濱市婦人授産所和服部

次に又別に市民授産の施設として諸般復興計畫に伴ひ、中央授産所と稱し市内中區櫻木町に於て昭和二年八月工事を起し同四年三月全く竣成を告げ同六月一日其の事業を開始せり。建物は市街中心地帶なるを以て耐震耐火の鐵筋コンクリート三階建として櫻木驛頭の一偉觀たるを失はず、而して其の敷地總坪四百五十坪、建坪は一階二百九十坪八、二階二百六十七坪五五、三階二百六十七坪五五、塔屋三十六坪、六合計八百六十二坪五〇、建築費總額二十八萬一千五百圓なり、内部のには一階百七坪の大廣間を始め陳列窓食堂等二階百五十坪の大講堂、食堂等、三階和服及びミシン作業室、製品收納室、宿直室、物置等、其の他使丁室、應接室、會議室等各種の附帶設備をなし、事業は開所當時にありては主として和服裁縫を習得せしめたるも其の後手藝部を設置して編物ミシン加工、刺繍造花等の普及に努め、又一面橫濱興産館各種展覽會場として市民の利用に供すると共に本市家内工業振興會橫濱婦人自助會其の他關係團體の事務所作業場をも併置せしむ。

横濱市婦人授産所ミシン部

婦人授産所一覽（昭和五年末）

講習日數	前年越員	入所人員	出所人員	一日平均出席人員	退所人員	現在人員	作業成績
中央	二九五人	八三人	一四二人	九、三一九人	三一・五九人	一四一人	八四人
神奈川	二九六	一〇九	一二四	二四、四六〇	八二・六三	一二七	一〇六
本牧	二九九	一一三	九四	一五、六九二	五二・四八	六一	一四六

卜方面施設

(一)　序說

本市に於ける方面委員制度は、少額收入者生活狀態の眞相を詳にし警察署、學校、私設救濟團體、衛生組合を始め各種の民間團體と連絡を保ち、生活困難者の貧困原因を除去するに努め或は又濟生會其の他の治療券、實費診療券等を配布して之等階級の傷病者を救濟し、又救濟後の境遇改善、勞働者の主婦に對する家政育兒等の智識普及、就學奬勵、出獄者保護等凡そ下層階級者の日常生活向上に關する事項は悉く委員の活動に俟ちつゝある狀態にあり。

此の制度を始めて設置したるは既に前記せるが如く去る大正九年四月にして、爾來五方面に分ち一方面に委員二十名乃至三十名を囑託して大いに實績を擧ぐるに至り、昭和二年四月には隣接町村併合の結果新たに鶴見、保土ヶ谷の二方面を增設せり。

(二)　實施狀況

委員は各々其の町內に永住して現況に精通せる篤志家を選び市長より囑託し、任期を二箇年と定むるも再任を妨げず、而して各委員の受持區域を設け常に社會調査、少額收入者調査及び救濟に任ずると共に相談に應じて種々の指導を與ふ。委員相互の連絡のためには各方面毎に正副常務委員各一名を置き之に當らしむ。

本制度をして完全なる發達をなさしむるため顧問、相談役の制を置き關係官吏、學識經驗ある篤志家等より之に委囑し現在十八名を有す。

各方面委員會は毎月一回以上開催して事務其他の協議取扱事項の報告等連絡統一の機關となる。又常務委員協議會は毎月一回市役所に開會、正副常務委員を以て構成し、常務委員長議長の下に各方面竝に市より提出する諸議案を審議決定し本事業最高の機關たらしめたり。

全市方面委員總會は、毎年一回之れを開き各方面委員は勿論縣市關係者、顧問相談役等列席、委員意見發表、名士の講演、取扱實情報告等を行ひ相互の意志疏通を圖り、又市內方面事業關係者を以て組織する方面研究會は、年數回必要に應じて開催し各種社會問題の討議、專門家の講演等をなし、何れも事業遂行上意義あらしむ。

以上の組織に依り方面委員の取扱にかゝる事項は各事務所に於て整理を遂げ毎月分を市長に報告せしむ。今其の內容を左に示す。

社會調査　生活調査、方面カード作成、社會施設調査其ノ他ノ諸調査
一般的施設　勤儉貯蓄ノ奬勵、衞生思想ノ普及、講演會開催等ノ諸事業
紹介周旋　職業及ビ內職紹介、借家貸間其ノ他ノ斡旋
金品給與　生活費及ビ葬儀費等ノ給與、歸國旅費支給、入浴券其ノ他寄贈金品取扱
育兒奬學　保育兒童取扱、就學奬勵、轉校手續等ニ關スル事項
相談指導　衞生人事其ノ他各種ノ相談、紛爭調停等總テノ相談及指導
保健救療　各種施療券取扱、入院手續其ノ他傷病者ノ保護救療、

保護救濟　老幼保護、罹災救助、軍事救護、行路病人精神病者取扱、火葬料免除等

其ノ他ノ事項　弔慰會葬、災害見舞、諸届書作成等

「方面カード」ハ委員受持區域内ニ於ケル薄倖者ヲ甲乙兩種ニ分チテ濫救ノ弊ヲ防止シ、其ノ日ノ生活ニ困難スルモノニハ大人一日四十錢小人一日二十錢ノ標準ニ依リ一週間ヲ一期トシテ一時救護ヲナス。又之等ノ多クハ疾病ニ基クモノナルヲ以テ濟生會救護所、赤十字社各診療所ヲ初メ方面往診所、方面投藥所、姙産婦無料入院所、十全醫院、同愛記念病院施藥券等ニヨリ救濟ス。

今昭和五年末に於ける取扱事項に就いて要約する時は相談指導一千二百七十六件、戸籍整理五百四十二件、保健救療二萬二千四百十件、育兒奬學五十九件、紹介周旋百二十二件、金品給與一萬五千三十八件、保護救濟七百四十五件、其の他等を合計五萬五千四百六十件にして其の成績寔に見るべきものあり。

チ　敎化施設

(一)　横濱市隣保館　附明德學園

現下の社會狀態としては公民觀念の敎養其他市民善導の工風を講じ、健全なる市民として將た善良なる國民として克く其の分を完了せしむるを特に必要なりとす。殊に偶々不慮の大震災に遭遇したる爲め、著しく民心の荒める模樣あるに際しては、一層精神的救濟施設をなし、先づ精神的に復興せしむることの急務なるを痛感せるに際し、隣保事業指定の下に大阪府知事より震災義捐金三十三萬圓の寄附申出ありたるを以て、大正十四年二月取敢へず假事務所を公衆集會所内に設置し其の事業を開始せり。是即ち横濱市隣保館の端緒を開きたるものにして爾來本事業の使命たる隣保情誼の涵養と共同生活の歡喜を平等ならしむるに必要なる各種の施設を行へり。斯くの如くにして更に其の後内務省交付金九十萬圓を得て四箇所を增設し現在四箇所あり、相俟つて趣旨の徹底に力を注ぎ一方各所の本建築も相次いで完成に伴ひ内容の充實を期したり。

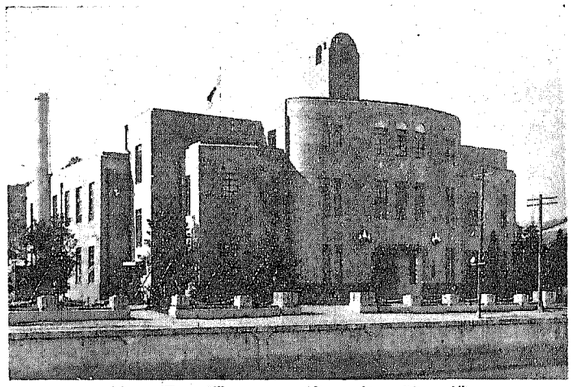

横濱市第一隣保館

各館の事務分掌は、庶務調査、敎化、相談の各部を置き之れを處理せしめ、調査部は本事業に必要なる資料の調査研究、敎化部は文化の普及公民觀念の養成等、相談部は保護衛生人事其の他諸般の相談を各々分擔し、庶務部は館内の庶務を整理する組織なり。而して既に實施せる事業の内容は、敎化善導の方法に於て種々の講演會、講習會、演藝會又は音樂會の外民衆的圖書館運動競技の奬勵、趣味娯樂の會合等、又專門家を囑託して助産、育兒、健康、衛生等百般の相談に應じ常に環境人士の伴侶

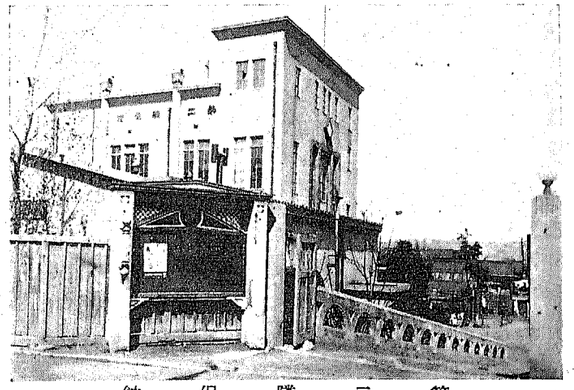

第二隣保館

保護救濟　老幼保護、罹災救助、軍事救護、行路病人精神病者取扱、火葬料免除等

其ノ他ノ事項　弔慰會葬、災害見舞、諸届書作成等

「方面カード」ハ委員受持區域内ニ於ケル薄倖者ヲ甲乙兩種ニ分チテ濫救ノ弊ヲ防止シ、其ノ日ノ生活ニ困難スルモノニハ大人一日四十錢小人一日二十錢ノ標準ニ依リ一週間ヲ一期トシテ一時救護ヲナス。又之等ノ多クハ疾病ニ基クモノナルヲ以テ濟生會、救護所、赤十字社各診療券ヲ初メ方面往診券、方面投藥券、姙産婦無料入院券、十全醫院、同愛記念病院施藥券等ニヨリ救濟ス。

今昭和五年末に於ける取扱事項に就いて要約する時は相談指導一千二百七十六件、戸籍整理五百四十二件、保健救療二萬二千四百十件、育兒奬學五十九件、紹介周旋百二十二件、金品給與一萬五千三十八件、保護救濟七百四十五件、其の他等を合計五萬五千四百六十件にして其の成績寔に見るべきものあり。

チ　敎化施設

(一)　横濱市隣保館　附明德學園

現下の社會狀態としては公民觀念の敎養其他市民善導の工風を講じ、健全なる市民として將た善良なる國民として克く其の分を完了せしむるを特に必要なりとす。殊に偶々不慮の大震災に遭遇したる爲め、著しく民心の荒める模樣あるに際しては、一層精神的救濟施設をなし、先づ精神的に復興せしむることの急務なるを痛感せるに際し、隣保事業指定の下に大阪府知事より震災義捐金三十三萬圓の寄附申出ありたるを以て、大正十四年二月取敢へず假事務所を公衆集會所内に設置し其の事業を開始せり。是即ち横濱市隣保館の端緒を開きたるものにして爾來本事業の使命たる隣保情誼の涵養と共同生活の歡喜を平等ならしむるに必要なる各種の施設を行へり。斯くの如くにして更に其の後内務省交付金九十萬圓を得て四箇所を增設し現在四箇所あり、相俟つて趣旨の徹底に力を注ぎ一方各所の本建築も相次いで完成に伴ひ内容の充實を期したり。

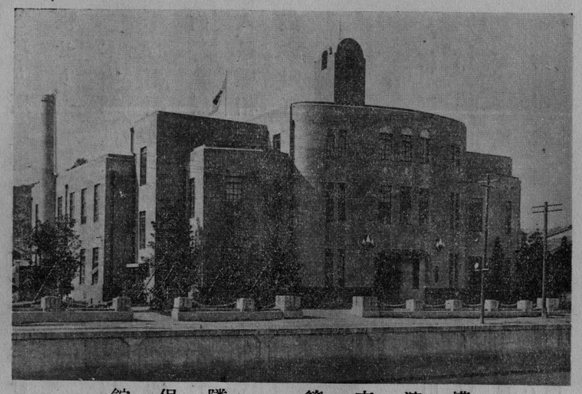

横濱市第一隣保館

各館の事務分掌は、庶務、調査、敎化、相談の各部を置き之れを處理せしめ、調査部は本事業に必要なる資料の調査研究敎化部は文化の普及公民觀念の養成等、相談部は保護衛生人事其の他諸般の相談を各々分擔し、庶務部は館内の庶務を整理する組織なり。而して既に實施せる事業の内容は、敎化善導の方法に於て種々の講演會、講習會、演藝會又は音樂會の外民衆的圖書館、運動競技の奬勵、趣味娯樂の會合等、又專門家を囑託して助産、育兒、健康、衛生等百般の相談に應じ常に環境人士の伴侶

第二隣保館

となり所謂「善隣の組織化」に努む。尚館内の集會室、會議室等は使用條例を制定して市民の利用に供せり。

本事業は其の性質上數字を以て成績を完全に表示するを許さゞるも昭和三年中に於ける主要擧行事項を擧ぐれば、四箇所を通じて講演會八十七回、講習會八百三十五日、一般診療六千九百一人、歯科診療四千百二十人、眼科五千三百十七人、助産に關する診療其他三千九件、其他診療七百六十六人、各種相談一千九百二十三件、代書四百八件、音樂會三十回、映畫會六十二回、慰安會六十九回、倶樂部集會四百七十回等なり。

隣保館概表

名稱	位置	開設年月日	摘要
第一隣保館	中區南太田町富士見耕地	大正十四年二月	本館竣工建設費二十二萬圓
第二隣保館	同中村町字中居	大正十五年八月	同　七萬九千五百四十二圓
第三隣保館	神奈川區淺間町字大新田	同年四月	同　八萬三千百二十五圓
第四隣保館	同區子安町字七島子安宿泊所内	同	同　七萬千二百圓

附　明德學園

市内南太田町七十六番地より千五百二十九番地に亘る區域は本市に於ける三細民部落の一と稱せらるゝ所にして、此處に居住する者の生活は普通人の想像し能はざる悲慘の狀態なりしに鑑み本市に於ても種々の方法を講じ保護救濟を策し來れり。本學園も亦此の部落の改善を目的として、明治四十五年頃米人スメルサル氏が福音傳道館を建て、先づ兒童のため日曜學校を開き、大人に對しては夜間教話を行へり、是即ち後に創立の形式により設置せる明德學園夜學部の前身とす。而して又明德學園は大正八年四月救世軍士官杉本春樹氏の前記傳道館に於ける小學乃至簡易實業教育が其の發端となり、特志家の寄附金等を以て事業を繼續し來りしが、大正十二年の大震火災に際して校舍は全潰し關係者は何れも罹災したる爲一時中止の已むなきに至りたるも、同十三年二月本縣より金五百五十圓並に木材二百石、亞鉛板百枚を交付せられ、尚ほ同年五月内務省より助成金六千圓を下附せられたるを以て直ちに復舊工事を起して同年十一月再び事業を開始し、又同年九月本縣より交付を受けたる三千圓は維持費に充てたり。更に同年九月平沼小學校の廢校となるや忽ち增築の必要を感じたりしが偶々本市より金八千圓、恩賜財團慶福會より金五千圓を各助成費と

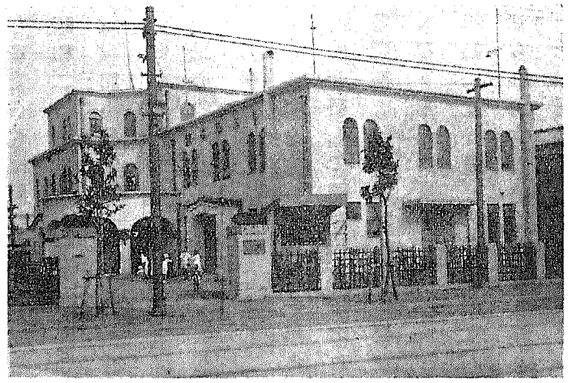

第三隣保館

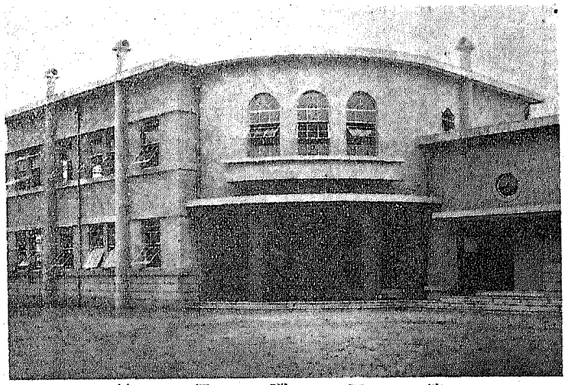

第四隣保館

となり所謂「善隣の組織化」に努む。尚館内の集會室、會議室等は使用條例を制定して市民の利用に供せり。

本事業は其の性質上數字を以て成績を完全に表示するを許さゞるも昭和三年中に於ける主要擧行事項を擧ぐれば、四箇所を通じて講演會八十七回、講習會八百三十五日、一般診療六千九百一人、齒科診療四千百二十人、眼科五千三百十七人、助産に關する診療其他三千九件、其他診療七百六十六人、各種相談一千九百二十三件、代書四百八件、音樂會三十回、映畫會六十二回、慰安會六十九回、倶樂部集會四百七十回等なり。

隣保館概表

名稱	位置	開設年月日	摘要
第一隣保館	中區南太田町富士見耕地	大正十四年二月	本館竣工建設費　二十二萬圓
第二隣保館	同中村町字中居	大正十五年八月	同　七萬九千五百四十二圓
第三隣保館	神奈川區淺間町字大新田	同　年四月	同　八萬三千百二十五圓
第四隣保館	同區子安町字七島子安宿泊所内	同	七萬千二百圓

附　明德學園

市内南太田町七十六番地より千五百二十九番地に亘る區域は本市に於ける三細民部落の一と稱せらるゝ所にして、此處に居住する者の生活は普通人の想像し能はざる悲慘の狀態なりしに鑑み本市に於ても種々の方法を講じ保護救濟を策し來れり。本學園も亦此の部落の改善を目的として、明治四十五年頃米人スメルサル氏が福音傳道館を建て、先づ兒童のため日曜學校を開き、大人に對しては夜間教話を行へり、是即ち後に創立の形式により設置せる明德學園夜學部の前身とす。而して又明德學園は大正八年四月救世軍士官杉本春樹氏の前記傳道館に於ける小學乃至簡易實業教育が其の發端となり、特志家の寄附金等を以て事業を繼續し來りしが、大正十二年の大震火災に際して校舍は全潰し關係者は何れも罹災したる爲一時中止の已むなきに至りたる時、同十三年二月本縣より金五百五十圓並に木材二百石、亞鉛板百枚を交付せられ、尚ほ同年五月内務省より助成金六千圓を下附せられたるを以て直ちに復舊工事を起して同年十一月再び事業を開始し、又同年九月本縣より交付を受けたる三千圓は維持費に充てたり。更に同年九月平沼小學校の廢校となるや忽ち增築の必要を感じたりしが偶々本市より金八千圓、恩賜財團慶福會より金五千圓を各助成費と

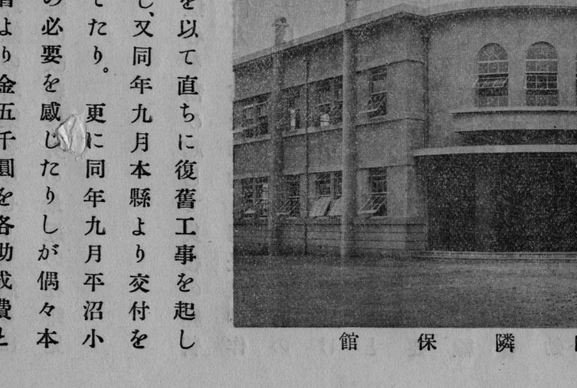

第三隣保館

第四隣保館

して受くるに及び、縣より配給の木材三百五十石を得て合計百十四坪餘の增築をなせり。然るに昭和二年四月本市第一隣保館に於て本學園の事業を繼承し爾來內容の改善に努め、最近の在籍兒童夜間小學部二十名、子守敎育部十五名、託兒部八十名を有す。

(二)　勤儉奬勵運動

民心の浮華輕佻は國家の前途を危からしむるのみならず一大勇猛心を奮ひ起して災後の經營をなすべき重大時期に際し之が緊張覺醒を促すべく、時の政府は勤儉力行消費節約と國民精神作興の方針を定め、大正十三年九月一日の震災記念日を期し內閣總理大臣より勤儉奬勵、民風作興の聲明を發して國を擧げて之れを實行すべき旨を示し、內務省は直ちに勤儉奬勵中央委員會を設け各府縣には府縣委員會の設立を見るに至れり。本市は之れに機を得具體的運動を開始することゝなり、先づ橫濱良風會打合會、廳內各局課長會議及び社會事業團體協議會を夫々開催して運動要綱竝に實行要目を決定し、大正十八年三月迄を勤儉奬勵強調期間として同時に橫濱市委員會組織せられ同十四年七月十六日其の規則を公布すると共に愈々實際運動に著手せり。爾來本委員會は此の運動の中樞となり中央委員會に於て決定せらるゝ所に基き各種團體と連絡を保ち其の効果を擧ぐるに努めたり。

今本市の定めたる勤儉奬勵に關する實行要綱を列擧すれば左の如し。

○勤儉奬勵運動要綱

一、勤儉實行强調期間ヲ大正十八年三月迄トス

二、市方面委員ヲ中心トスル勤儉奬勵委員會ヲ組織シ各戶ニ就キ勤儉奬勵、生活改善、消費節約、貯金等ノ指導ヲナサシムルコト

三、各官公衙、會社、工場、團體等毎ニ實行要目ノ規約ヲナスコト

四、各官公衙、會社、工場等ニ貯金組合又ハ互助組合ヲ作ルコト

五、各官公衙、會社、工場、團體等毎ニ其雇傭ニ係ル勞務者又ハ其事業請負者ノ使用スル勞働者ニ對シ其賃銀ノ一部ヲ貯蓄セシムル方法ヲ講ズルコト

六、職業紹介所ニ於テ紹介スル就職者ニ貯金ノ奬勵ヲナスコト

七、勞働合宿所宿泊者ニ對シ貯金ヲナサシムルコト

八、市營住宅居住者ノ信用組合ヲ組織シ勤儉貯蓄ヲ奬勵スルコト

九、職業輔導所ヲ擴張シ副業奬勵ヲナスコト

一〇、在學兒童又ハ生徒ヲ通シテ勤儉力行ノ精神ヲ鼓吹スルコト

一一、市內各活動寫眞館ニ勤儉奬勵ニ關スル映畫ヲ依頼スルコト

一二、勤儉奬勵宣傳ノタメ「リーフレツト」ヲ印刷シ要所々々ニ配布揭示スルコト

一三、每月一回以上各事業ノ實績考査ヲ行ヒ其ノ結果ヲ發表スルコト

次に本市が市民に實行せしめたる實行要目左の如し。

○勤儉奬勵實行要目

一、努メテ贅澤品ヲ廢シ國產品ヲ用フルコト

二、宴會、集會其他ノ約束ノ時間ヲ正確ニ守ルコト

三、社交上交換的ニ行ハルヽ年玉、中元、歲暮ノ贈答ヲ廢スルコト

四、訪問ノ際ニハ殊更ニ手土產ヲ持參セザルコト

五、結婚祝物ノ贈答ヲ廢止スルコト

但シ親戚又ハ特別關係者間ハ此ノ限リニ在ラズ

六、親戚又ハ特別關係者以外ヘ向ツテノ結婚披露ハ挨拶狀ニ止ム、若シ披露會ヲ催ス場合ハ簡單ナル接見會ニ止

ムルコト

七、葬儀又ハ佛事ノ際ハ香典其他供物ノ贈答ヲ廢シ弔問又ハ禮拜ニ止ムルコト
但シ親戚又ハ特別關係者ハ此ノ限リニ在ラズ

八、葬儀ハ可成告別式ニヨルコト

九、宴會ハ可成簡單ニシテ酒杯ノ獻酬ヲ廢止スルコト

一〇、服裝ハ簡單ニスルコト

一一、其他質實ヲ旨トスルコト

(三)　公私經濟緊縮運動

震災後經濟界の不振益々深刻を加へ、國內產業の衰微甚しく外は輸出貿易を減じ、內は不景氣による失業增加を招來せるも獨り社會の風潮は徒に遊惰安逸を欲して勤勞の美風漸く頽廢し、或は遂に匡救すべからざらんを患ひ、政府の聲明せらるゝに方り、本市に於ても公私經濟緊縮委員會を設定することゝなす。昭和四年十月末十五名の委員を決定し幹事書記等を任命して陣容を整へ同十一月四日第一回委員會を開催の上運動方法、實行事項等を議決し、各委員會竝に諸團體と連絡を取り、實際運動に著手す。

今公私經濟緊縮に關する本市の運動要綱を列擧すれば左の如し。

○橫濱市公私經濟緊縮運動要綱

一、新聞社及雜誌社ト連絡ヲ圖リ其ノ協力ヲ求ムルコト

二、實業團體、敎化團體、婦人團體等ハ勿論會社、工場ト連絡ヲ圖リ之等ノ協力ヲ求ムルコト

三、講演會竝活動寫眞映畫會ヲ開催スルコト

四、公私經濟緊縮ニ關スル施設ヲ推奬スルコト

五、國產品ノ使用ヲ奬勵スルコト

公私經濟緊縮の目的を達するため本市の實施せる實行事項の參考要目を擧ぐれば左の如し。

○橫濱市公私經濟緊縮運動實行事項參考要目

一、國產品ノ使用ヲ奬勵スルコト

二、公有物ノ浪費濫費ヲ愼シムコト

三、生活改善團體及貯蓄組合等ノ設置利用ヲ奬勵シ一層其ノ內容充實ニ努ムルコト

四、此ノ際郵便年金、簡易生命保險等ノ加入ヲ奬勵スルコト

五、副業家庭內職等ヲ奬勵シ餘剩勞力ノ利用ニ努ムルコト

六、每月俸給其ノ他ノ收入ヨリ應分ノ金額ヲ貯金スルコト

七、生活ヲ簡素ニシテ甚澤品ノ使用ヲ抑制スルコト

八、努メテ宴會ノ度數及其ノ費用ヲ節減スルコト

九、凶事ノ際ニ於ケル飮酒ヲ禁ジ香奠返シ等ヲ廢スルコト

一〇、特ニ食事ニ招キタル場合ノ外妄リニ酒食ヲ供セザルコト

一一、豫算生活ヲ實行シ家計簿ノ記入ヲ奬勵スルコト

一二、日用品ノ買出シヲ奬勵シ努メテ掛買ノ弊ヲ矯正スルコト

一三、衣類其ノ他ノ調度品ハ此ノ際成ル可ク新調ヲ差控フルコト

一四、禁酒、禁煙、節酒、節煙ヲ勵行スルコト

一五、廢物利用ヲ工夫實行スルコト

一六、衣服ハ成ル可ク二重生活ノ煩ヲ避クルコト

一七、寢所ノ改善ヲ圖リ能率及衞生ノ向上ヲ圖ルコト

一八、訪問ハ先ヅ用談ヲ濟マセ長座ヲ愼シムコト

一六、時間ノ利用ト勵行ニ努メ規律アル生活ヲ奬ムルコト
一七、勤勞ヲ尚ブノ氣風ヲ養ヒ生產能率ノ增進ヲ圖ルコト
一八、玄米、半搗米、胚芽米等ノ使用ヲ奬勵スルコト
一九、宴會ニ於ケル獻酬ヲ廢スルコト
二〇、電燈、瓦斯、水道等ノ濫用ヲ愼シムコト
二一、道路、橋梁等ニ對スル愛護ノ精神涵養ニ努ムルコト
二二、生產ニ關スル智識理解ノ普及徹底ニ努ムルコト
二三、國產品ニ就テハ產地國名ヲ附スルコト

(四)　橫濱公心一錢會

大正十二年の大震災以來上は國家の財政より下は一家の經濟に至るまで一層困難の時期に直面し、之が爲國民精神作興、勤儉力行强調等の擧國的大運動起るに至りしが、此の時に當り市內戶部町を中心として石原菊太郎氏主唱の下に橫濱公心一錢會設立せられ、勤儉貯蓄を目標として大正十三年八月全市に活動を開始せり。爾來其の趣旨の市民に徹底すると共に會員漸次增加し成績亦見るべきものありたるを以て、本市は十四年七月金五百圓、同年十月六千圓を助成金として交付せり。

斯くて同十五年二月會務の整備充實を期するため組織を改めて有吉市長を會長に推戴し、同時に事務所を社會課に移轉して新たに趣意書規約等を定め事業の擴張に努力したる結果、幾許もなくして二萬五千の會員と十二萬餘圓の貯金額を得一躍本市有數の貯金團體となれり。昭和四年度末に於ける會員總口數一萬六千五百三十七口、貯金總額三十四萬八千五十五圓二十錢を算す。

左に之が趣意書と規約とを記すべし。

橫濱公心一錢會趣意書

その名は何と清く美しいではありませんか凡そ人の世に持つて欲しいものは公の心であります、銘々の家の榮えるのも我市の復興も亦國威の發揚も皆私達の公心から育つのです、殊に此心を朝夕持續する爲めに每日家族一人に付一錢宛無駄を省いて貯蓄すれば知らぬ間に塵も積れば山をなす道理です。その上五十萬市民が共同すれば一箇年に百八十二萬五千圓若し又之を全國民に通算すると一箇年に二億五千萬圓に上ります。まして之が五年十年と續けばそれが巨額に達して大事業の遂行を容易ならしめるのみでなく勤儉貯蓄の良習慣を得て今の世の浮いた心も引しめられ開運成功の根本である質實剛健の精神も養はれます、故に此會は公私の經濟上に裨益あると共に身のため、家のため、世のため、國のため、殊に人の心の上に利益を收めることが甚大であります。

殊に本會は何等會費の負擔なく各世帶每に貯金箱一個を貸與し郵便局又は貯蓄銀行と約して每月一回宛各家庭に集金を依囑し、預金通帳は各自に保管總て直接取引をなし其の引出しも銘々の自由です、そして引受銀行に政府供託金の外相當の擔保物件を本會に提供せしむる等堅實を旨とし事務所は市役所社會課內に設置して萬事に違算なく注意を拂ひ公心を以て終始するものでありますが、かゝれば橫濱市は本會の趣旨を贊し市會の議決を經て兩度に金六千五百圓の助成金をさへ交付せられて居ります。是非全市民を擧げて實行致し度いと思ひますからどうぞ諸君は奮つて本會に加盟せられて廣く全國に其範を示されたいものです。

橫濱公心一錢會規約

第一條　本會ハ橫濱公心一錢會ト稱ス
第二條　本會ハ精神作興ト自治觀念ノ涵養ヲ圖ルト共ニ一般經濟力ノ復興ヲ期センカ爲メ勤儉貯蓄ノ奬勵ヲ爲スヲ以テ目的トス
第三條　本會ニ左ノ役員ヲ置キ何レモ名譽職トス
顧問　貳名以上　　會長　壹名
副會長　貳名

評議員　若干名　　幹事　若干名

會長ハ市長ノ職ニアルモノニ委嘱シ其他ノ役員ハ會長ノ推薦ニヨルコト

第四條　會長ハ會務ヲ總理シ會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ本會ノ事務ニ從事ス

顧問ハ本會ノ重要事項ノ諮問ニ應ズ

第五條　評議員ハ本會ノ重要事項ヲ評議シ會ノ發達ヲ助成ス

委員ハ會員ノ入會退會其他ノ會務ヲ掌ル

第六條　本會員ハ前條ノ趣旨達成ノ爲メ一日一人一錢以上ノ貯金ヲナスモノトス

本會ハ會員一世帶毎ニ貯金箱一個ヲ貸與シ其貯金ハ郵便局又ハ本市ニ本店ヲ有スル堅實ナル貯蓄銀行ヲシテ毎月一回之ヲ集金セシメ各人毎ニ預金通帳ヲ交付シ其引出シハ隨意タラシムルモノトス

第七條　前條ノ預金ニ對シ銀行ヲシテ取扱ハシムルモノハ政府供託金ノ外本預金ノ運用ニヨリ得タル擔保物件ヲ本會ニ提供セシムルモノトス

第八條　本會ハ毎年四月十月ノ二回ニ事業ノ成績ヲ報告ス

第九條　本會ノ費用ハ公共團體ノ助成金又ハ篤志者ノ寄附金ヲ以テ之ニ充テ別ニ會費ヲ徵收セス

第十條　本會事務所ハ横濱市役所社會課内ニ置ク

第十一條　會員住居ノ移動ハ本會事務所又ハ最寄青年會、衛生組合事務所ニ屆出ツヘキモノトス

リ　本市施設社會事業一覽（昭和五年末現在）

名稱	所在地	開設年月	摘要
産院	中區四戸部町字小松原七二二	大正十三年　四月	大正十四年　九月廢止
眞砂町小賣市場	同　眞砂町一丁目	同　年　九月	同　年　七月廢止
中村町公衆食堂	同　中村町關西村	同	昭和四年　三月廢止
花園橋公衆食堂	同　花橋園際	同　年　八月	大正十五年　五月廢止
櫻木町公衆食堂	同　櫻木町一辨天橋際	同　年　十月	同
翁町公衆食堂	同　翁町五ノ一一四	同	同
新山下町公衆食堂	同　新山下町同潤會住宅内	大正十四年　四月	
保土ケ谷町公衆食堂	保土ケ谷區天王町三ノ二二六	同　十五年　十月	昭和二年四月本市へ編入
神奈川公衆食堂	神奈川區青木町字宮洲町三、六一九	昭和　三年　六月	
櫻木町公衆食堂	中區櫻木町一ノ一	同　四年　七月	
臨時保護所	同　中村町字道場八九三	大正十四年　九月	昭和四年三月廢止
中村町質舖	同　同　町字池ノ下五六六	同　十一年　七月	
西戸部町質舖	同　藤棚町三	同　十三年十二月	
青木町質舖	神奈川區青木町字下反町八〇七	同　十四年　三月	
北方町質舖	中區北方町字泉三三四	同　年　七月	
山下町質舖	同　山下町一三九	同	
小松原質舖	同　西戸部町字小松原七二一	同	
英町質舖	同　西中町一ノ一七	大正十五年　五月	
富士見町質舖	同　富士見町一ノ三	同	
淺間町質舖	神奈川區淺間町字大新田四二二	同	
子安町質舖	同　子安町字七島一八四	同　年　八月	

中居質舖	中區中村町字中居一三二四	大正十五年八月	
濱頭町質舖	磯子區濱頭町字濱一〇八	同　年十月	
富士見町生業資金貸付所	中區富士見町一ノ三	昭和三年七月	
港町生業資金貸付所	同　港町一ノ一	同　同	
山下町生業資金貸付所	同　山下町一三九	同　四年十月	
職業輔導所	同　北方町字小港一六三	大正十三年二月	旧町町ヘ移転昭和二年十月富士見町ヘ移転昭和三年十月九和村大字根岸ヘ移転昭和十一年七月本所ヘ合併
同櫻木町支所	同　櫻木町一ノ一	同　年十月	大正十五年七月廢止
同中村町支所	同　中村町字道場	昭和二年四月	昭和二年十月本所ヘ合併
技術講習所	縣立工業學校內	大正十四年十二月	昭和二年三月廢止
同子安町支所	私立幾野綜合中學校內	同	同
印刷所	中區山下町二七	同　十三年十月	
神奈川婦人授產所	神奈川區岡野町五	同　年二月	昭和三年六月二九番地ヘ移轉
本牧町婦人授產所	中區北方町字泉二九三	同　年九月	昭和三年十月中區本牧町字龍下四五番地ヘ移轉
中央授產所	同　櫻木町一ノ一	昭和三年六月	
第一隣保館	同　同　南太田町字富士見耕地九四八	大正十四年二月	
第二隣保館	同　中村町字中居一三二四	同　十五年七月	
第三隣保館	神奈川區淺間町字鹿島六六二	同　年四月	
第四隣保館	同　子安町字七島六六	同　年七月	昭和四年四月鶴見區潮田町字向原ヘ移転
第五隣保館	中區四戸部町字小松原七二一	同　年四月	昭和二年三月廢止

公衆集會所	横濱公園內	同　十三年十月	大正十五年三月廢止
明德學園	中區南太田町字富士見耕地一、一〇三	昭和二年四月	
鶴見診療所	鶴見區潮田町字向原一、七三三ノ二	同　四年十月	
南太田町公設浴場	中區南太田町字富士見耕地一、一〇四	同　三年四月	
久保山合祀靈場	同　久保町字大丸	大正十五年九月	
中村町市營住宅	同　中村町字池ノ下	同　十三年十二月	四四戸
柏葉市營住宅	同　根岸町字柏葉	同同同　十四年十一月　五六月月	二一二三〇戸戸
南太田市營住宅	同　南太田町字廣耕地	同　十三年十二月	五五戸
青木町臺町市營住宅	神奈川區青木町字臺町	同　同	五戸
三ツ澤市營住宅	同　同　町字中三ツ澤	同	三四戸
本牧市營住宅	中區本牧町字下里	同　年九月	二戸
豆口市營住宅	同　根岸町字豆口	同　十五年一月	二六戸
柏葉共同住宅館	同　同　町字柏葉	同　十四年五月	一棟三六室
加賀上外人住宅	同　同　町字加賀上	同　年十一月	一戸
鷺山外人住宅	同　同　町字柏葉	同　年	四戸
山手外人住宅	同　山手町	同同昭同同大正十五年 和　四三二年年年年年 月月月十七十九七月	四戸戸戸二二三四戸戸
八反目小住宅	同　藤田町字八反目	大正十三年七月	四八戸

子安町宿泊所	神奈川區子安町字七島	同　十四年十二月	
翁町宿泊所	同翁町五ノ一四四	大正十三年三月	
池ノ坂收容所	同　西戸部町字池ノ坂	同　年　十月	一三二戸　昭和三年九月ヨリ十四年四月迄ニ現在四百五戸取壞ス
稻荷山下收容所	中區根岸町字瀧入谷	同　年　十月	六八戸
池ノ坂假住宅	同　西戸部町字池ノ坂	同　年十一月	一〇八戸
神ノ木假住宅	神奈川區子安町字神ノ木	同	一〇八戸
池ノ坂假住宅	同　西戸部町字池ノ坂	同　年十一月	一八戸
山王山假住宅	中區西戸部町字山王山	同　同	三六戸
分田假住宅	磯子區丸山町字分田	同　十四年十月	四〇戸
大岡町小住宅	中區大岡町字七枚畠	大正十三年九月	一九九戸
齋藤分小住宅	神奈川區神奈川町字齋藤分	同	丁丙乙甲號號號四三四四六七八戸戸戸戸　都和昭壞五和年四月ヨリ二月ヨリ八月ヨリ全昭
根岸町小住宅	磯子區西根岸町字坂下	同	七八戸　昭和四年九月全部竣却
久保町小住宅	同　久保町字宮ノ下	同　同	四八戸　昭和四年九月全部竣却
大松久保小住宅	同　西戸部町字大松久保	同　同	二八戸
會下小住宅	中區蒔田町字會下	同　同　年八月	二〇〇戸　昭和五年一月三十二戸取壞、現在一五八戸
岡野町小住宅	神奈川區岡野町	同　同	乙甲號號　七五二戸
天沼小住宅	同　北方町字天沼	同	一八戸　昭和四年七月全部竣却
雜色小住宅	中區蒔田町字雜色	大正十三年七月	四六戸

兒童相談所	十全醫院內	大正十年八月	昭和二年三月廢止
大岡授產場	大岡小住宅內	昭和二年十月	
分田授產場	分田假住宅內	同　年十一月	
南太田授產場	南太田市營住宅內	昭和二年九月	
井土ヶ谷授產場	井土ヶ谷市營住宅內	大正十四年七月	
豆口授產場	豆口市營住宅內	同　年四月	
神ノ木授產場	神ノ木假住宅內	同　十五年五月	
池ノ坂授產場	池ノ坂假住宅內	同　同	
稻荷山下授產場	稻荷山下收容所內	同　年十一月	
堀割授產場	根岸町小住宅內	大正十四年九月	
會下第二授產場	同	昭和二年八月	同　五年一月廢止
會下第一授產場	會下小住宅內	大正十四年八月	同　五年一月廢止
齋藤分第三授產場	同　丁號內	同　年九月	同　同　四年八月廢止
齋藤分第二授產場	齋藤分小住宅內號內	昭和二年八月	同　同　四年七月廢止
豆口住宅託兒所	豆口市營住宅內	大正十五年五月	同　同　三年三月廢止
神ノ木住宅託兒所	神ノ木收容所內	同	同　同　四年三月廢止
井土ヶ谷住宅託兒所	井土ヶ谷市營住宅內	同　十五年二月	同　同　三年三月廢止
池ノ坂住宅託兒所	池ノ坂假住宅內	同　同　年九月	昭和四年三月廢止
三ツ澤住宅內浴場	三ツ澤市營住宅內	同　同　十四年十二月	
お三の宮宿泊所	中高南太田町字富士見耕地	同　十五年五月	大正十五年九月事業休止昭和三年八月廢止

中村町市營住宅	中區中村町字池ノ下	大正十年五月	九四戸
保土ケ谷方面事務所	保土ケ谷區役所內	同	一、昭和四年三月二帶地ヘ移轉
鶴見方面事務所	鶴見區役所內	昭和二年九月	一、昭和四年四月鶴見區潮田町字向原ヘ移轉
第五方面事務所	神奈川區菅木町字宮洲町三、六一九	同	同
第四方面事務所	同　中村町字寅一、三二四	同	同
第三方面事務所	同　宿町三ノ五五	同	同
第二方面事務所	同　藤棚町三	同	同
第一方面事務所	同　南太田町字富士見耕地九四八	大正九年四月	同
救護所	中區南太田町字霞耕地一、九四七	明治三十五年一月	同
保土ケ谷職業紹介所	保土ケ谷區天王町四〇六	同	同　三、昭和二年四月一日保土ケ谷區天王町ヘ移轉
鶴見職業紹介所	鶴見區鶴見町一、二七〇	大正十四年四月	一、月昭和二年四月鶴見區潮田町字向原ヘ移轉
富士見町職業紹介所	中區富士見町一ノ三	同　十二年十一月	大正十二年十一月藤棚町ヘ名稱變更
神奈川職業紹介所	神奈川區菅木町字宮洲町三、六一九	同　年十月	昭和二年十月位置變更
西戸部職業紹介所	同　藤棚町三	同　十年六月	大正十年六月藤棚町ヘ名稱變更
中央職業紹介所	同　櫻木町一ノ二	大正十二年九月	
本牧町託兒所	同　本牧町字寶龜下四五五	昭和三年十月	
中村町託兒所	同　中村町字池ノ下五六五	同　十一年六月	昭和三年九月廢止
中居託兒所	中區中村町中居一、三一四	大正十年八月	一、大正十年十月移轉昭和八年九月同町字新池ノ下ヘ移轉

柏葉市營住宅	同　根岸町字柏葉	同　十三年六月	三三戸　昭和三年六月整理現在ニ三戸昭和四年十一月、
西戸部市營住宅	中區西戸部町字古井戸	同　十二年五月	一〇一戸
南太田市營住宅	同　南太田町字廣耕地	同　九年三月	二二戸
藤分市營住宅	神奈川區神奈川町字藤分	同　十年六月	一八八戸
北方市營住宅	中區北方町字泉	同　十四年十月	五戸
井土ケ谷市營住宅	同　井土ケ谷町字處井戸	同	一四七戸
七島市營住宅	神奈川區宇安町字七島	同　年九月	三二戸
豆口市營住宅	中區根岸町字豆口	同	六九戸
中村町我同住宅館	同　中村町字池ノ下	同　九年五月	二棟五九室
豊岡市營住宅	鶴見區鶴岡町	同　十一年十一月	八戸　昭和二年四月本市ヘ編入
生麥市營住宅	同　生麥町	同	一八戸　同
菅澤市營住宅	同　菅澤町	同　十四年七月	一六戸　同
潮田市營住宅	同　潮田町	同	二三戸　同
市場市營住宅	同　市場町	同　年三月	一八戸　同
扇手市營住宅	同	同	一一戸　同
本町市營住宅	同	同　十一年二月	一二戸　同
富士見市營住宅	同	同	一五戸　同
堀ノ內市營住宅	同	同	三二戸　同
大東市營住宅	鶴見區潮田町	同　十四年七月	四一戸　同
日出町市營住宅	同	同	一八戸　同

神戸上町市營住宅	昭和　元年十二月	五戸	同
宮田町市營住宅	同	五戸	同
星川市營住宅	大正十五年　五月	二〇戸	同
峰岡市營住宅	同	二〇戸	同
保土ヶ谷市營住宅	同	二〇戸	同
笹下市營住宅	中區笹下町	五戸	同
花ノ木町供給住宅	同　花ノ木町二丁目	一二戸	同
中村町西ノ谷供給住宅	同　中村町字西ノ谷	四戸	同
星川町富士見寮供給住宅	同	九戸	
神戸上町櫻丘供給住宅	同　區神戸上町	二二戸	
潮田向原供給住宅	鶴見區潮田町	二三戸	
齋藤分住宅託兒所	齋藤分市營住宅內	三五戸	
齋藤分第一授産場	同	四戸	
南太田町住宅內浴場	南太田町市營住宅內	大正十四年　七月	昭和三年三月廢止
中村町住宅內浴場	中村町市營住宅內	同　年　六月	昭和四年七月廢止
齋藤分住宅內浴場	齋藤分市營住宅內	同　九年　三月	
柏葉住宅內浴場	柏葉市營住宅內	同　十年　五月	
豆口住宅內浴場	豆口市營住宅內	同　年　六月	
		同　十四年　五月	
		同　年　九月	

社會事業分布圖

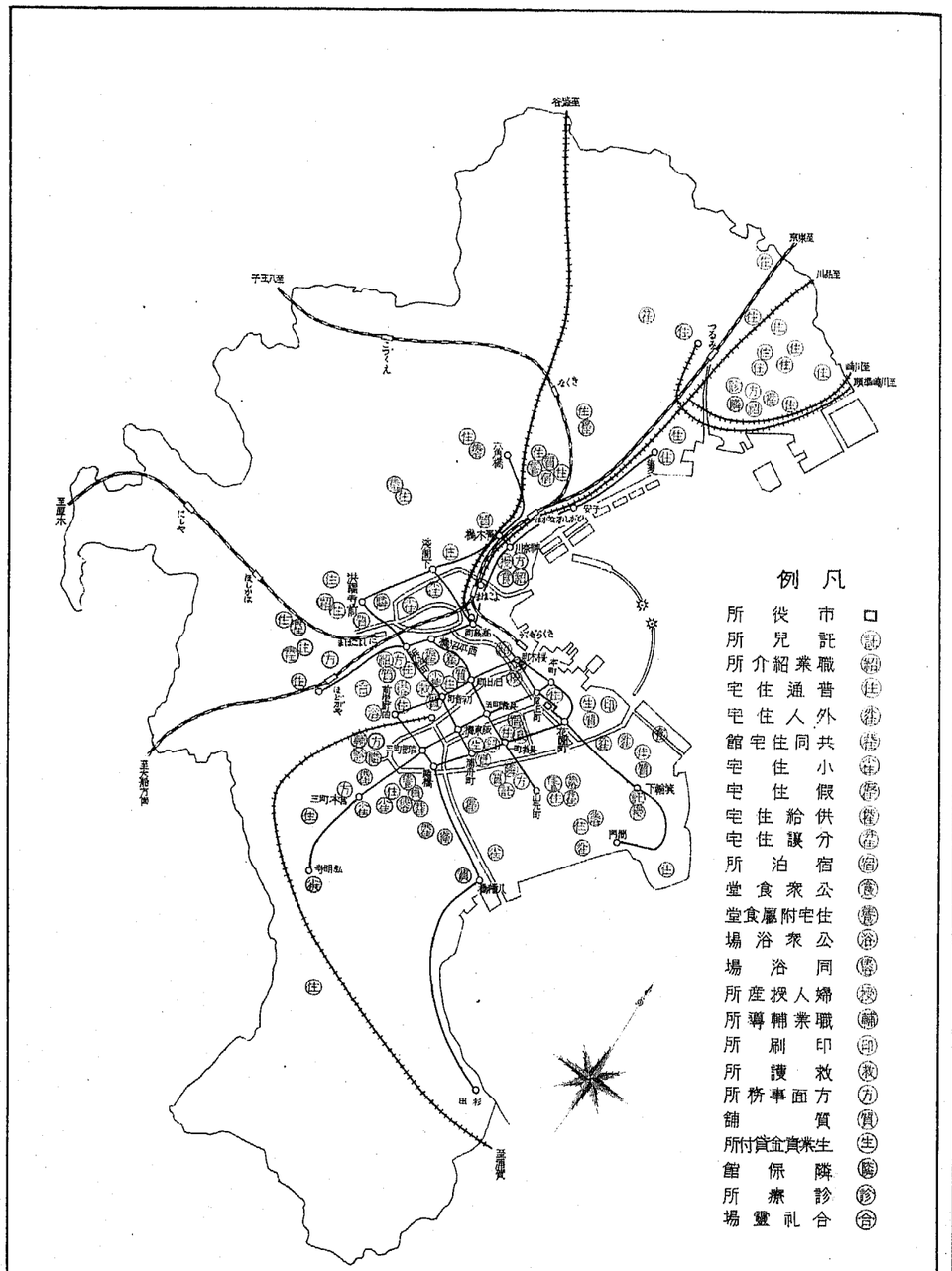

横濱復興誌　第二十四章　社會事業　附圖

横濱市役所

乙　諸團體の經營に屬する諸事業

イ　保護施設

(一)　託兒事業

○財團法人大本山總持寺社會事業部託兒所
○財團法人橫濱保育院
○財團法人浦島保育院
○中村愛兒園
○相澤託兒園
○大谷派東本願寺ヨコハマ保育園
○壽保育園

○財團法人大本山總持寺社會事業部託兒所

本所は市内蒔田町に在り大正十四年神奈川縣に於て内務省交付金八千餘圓を以て建設し經營しつゝありしが、昭和二年十月總持寺社會事業部に於て其の建物及び設備の無償交付を受け爾來同社會事業部は、大岡町所在の神奈川縣佛敎少年保護會をして之れが管理に當らしめ今日に至れり。建物木造スレート葺平家建坪數七十六坪餘、遊戲室、午睡室、乳兒室等あり、事業の内容は一般託兒所と同樣幼兒あるが爲生業に從事し得ざる家庭の兒童を受託する外、乳兒をも委託に應じて保育す。最近の受託兒童數一日平均二百名内外なり。

○財團法人橫濱保育院

本院は大正二年二月橫濱孤兒院附屬事業として市內西戶部町池ノ坂に設置せられたる幼兒保育所を其の前身とし、其の後保育兒童增加のため院舍の擴張を必要とするに及び同三年九月同町字西ノ原に於て經費三千餘圓を以て新築の工を起し、同年十二月木造瓦葺平家六十五坪の建物落成と共に此處に移轉の上、財團法人組織に改め同四年一月改めて橫濱保育院として獨立せり。斯くて內務省竝に縣市の援助と橫濱稅關構內賣店設置等に依り維持經營の基礎漸次確立するに至りたる時に當り、同十二年九月大震災突發し建物全部は一瞬にして灰燼に歸せり。茲に於て關係者は直ちに復興に努力し幸にも　御下賜金を始め、內務省、縣廳、市役所等より之が助成金の交付に依り工費約二萬圓を以て十三年五月現在の地市內久保町に復興工事を開始し、同年十月木造亞鉛葺二階建本館建坪百五坪餘、木造亞鉛葺平家建附屬家屋十三坪五合其他の附屬建物を完成移轉す。而して此の敷地五百餘坪は渡邊利次郎氏の寄附に依て得たるものにして、尙稅關構內賣店も亦十三年四月新たに當局の許可を受け木造亞鉛葺二階建十六坪餘を建築し同年七月より營業を復活せり。本院の受託兒童は一般託兒所と同樣にして三歲未滿は七名に保姆、助手一名を附し、四歲以上は幼稚園令に準じ遊戲、唱歌、手技等を課する外汚れたる衣類は洗濯をなす等保育上遺憾なきを期したり。而して本院の取扱兒童數は一箇月平均二千五百名以上に達す。

○財團法人浦島保育院

本院は勞働者の家庭の幼兒を保育して就業の便宜を與ふる目的の下に計畫せられ、大正十二年七月神奈川町浦島丘元內田造船所寄宿舍跡の建物を買受け一萬餘圓を以て改築に著手し工程九分通り進捗を告ぐる時に當り、不幸同年九月大震災に遭遇し建物は全部燒失の厄を蒙りたるを以て、震災後事業の復興に努め兵庫縣救援團の寄贈に係る假建築物七十餘坪同十月末落成直ちに事業を開始し、當時百三十名以上の入所兒童を見る盛況を示せり。其の後同十三年六月內務省より復興費として七千圓の交付を受けたるを始め縣市より夫々交付金あり。同年七月院舍本建築を計畫起工し經費一萬六千圓を投じて、同年十月本館亞鉛葺二階建百十坪四合の外木造亞鉛葺平家附屬建物六坪其の他を完成面目を一新するに至れり。本院の事業は學齡未滿の兒童を晝間保育し其の年齡に依り幼稚園程度の敎育を施すと同時に兒童の施療をも行ひ、又特に勤儉貯蓄の習慣を涵養するに力む。而して最近一箇月平均保育兒童三千人以上の多きに達す。

○中村愛兒園

市內根岸町八幡谷戶と稱する地域は本市細民部落の一として從來種々之が改善に關する施設の計畫實行せられたりしが、本園の前身たる警醒學校附屬兒童敎育所も亦同樣の目的を以て設立せるものにして明治三十二年十二月同地に於て事業を開始し、主として當時にありては無籍者無寄留者の貧困兒童に對し寺子屋式敎育を實施せり。然るに其の後兒童增加に伴ひ大正八年五月中村町に園舍を新築移轉したるに、此の地方に於て託兒を希望する者多きに鑑み新たに小學部、託兒部を分立せしめ、前者は授業料一箇月二十錢、後者は託兒料を一圓と六十錢の二種とせるも、資力なきものは減額又は免除せり、然るに偶々大正十二年九月大震災に遭ひ建物は大破を蒙り事業は一時中止の已むなきに至り、幸に本縣より木材竝に亞鉛板の交付を受け同十三年二月より再び開所し、次で小學部を廢して專ら託兒事業に努力することゝなり同年九月中村愛兒園と改稱今日に

至れり。本園は一般託兒所と同樣學齡未滿の幼兒を受託して幼稚園に準じ保育をなし、設備としては敷地百八十二坪建物園舍木造亞鉛葺平家八十一坪五合を有す、尙附帶事業として隨時母の會講演會、懇話會を開催し一箇月平均受託兒童二千五百名內外なり。

○相澤託兒園

明治三十七八年戰役當時出征軍人の家族中には一家の生活を支ふべき人を戰地に送り、之が爲糊口に窮するもの少なからざるを憂へ、本市にありても二宮わか子氏等の主唱に依り遺族保護の運動起り、メソヂスト敎會牧師バンベッテン女史の熱誠なる援助を得先づ第一著手として其の子女に對する保育所を經營することゝなり、市內根岸町にありし第二警醒學校を之に充てたり。是即ち本園の前身にして同三十八年二月現在の名稱に改めたるものなり。其の後漸次內容を充實し特に精神敎育に重きを置き保育兒童は三歲以上學齡未滿とし目的の達成に努むる所あり。大正三年には從來の如く外人の寄附金を得ること困難となりたる爲、市內有志者の援助を求め辛ふじて閉鎖を免れたる經營狀態なりしが、更に同十二年の大震火災に際し木造二階建園舍五十餘坪は全潰し遂に事業を中止するに至れり。然るに其の後本縣より木材の交付を受け直ちに復興工事を起し翌十三年二月木造平家五十二坪五合を完成せしめ同三月一日より開所す。事業狀況は一箇月平均受託兒童延人員二千名以上を算し附帶事業としては年二回母の會等を開催す。

○大谷派東本願寺ヨコハマ保育園

本園は大正十二年の大震災に際し同年十月關西府縣市聯合の寄附に依るバラック六十坪を以て開設せられたる本市の委託事業の一に屬し、當初橫濱託兒所として專ら中產階級以下の幼兒を保育し來れるが、同十三年四月大谷派東本願寺橫濱別院(位置中區梅ヶ枝町)の附屬事業となり、ヨコハマ保育園と改稱の上之れを繼續す。同年九月本縣より補助金四千圓の交付を受け設備の擴張と共に兒童會館を新設して佛敎日曜學校をも開校するに至り、翌十四年更に本市の助成金壹千圓を受け女子夜學技藝學校を開設せり。其の後都合に依り技藝學校は一時中止となりたるも保育園は開設以來相當の成績を擧げ一日平均三十名內外を受託しつゝあり。

○壽保育園

橫濱バプテスト敎會は大正十二年本市に幼稚園設置を計畫し慈善家として著名なりし在濱米人ミセス、タッピングに之を依賴したるも、彼の大震災に依り一時中止の狀態なりしが、十三年四月其の計畫を實現し市內壽町二丁目所在同敎會建物の應急修理を行ひ、先づ託兒所を設けて滿三歲より學齡に達するまでの幼兒を保育す。本所は基督敎主義に基き幼兒身心の發達を圖り善良なる習慣を養ふを目的とし之に必要なる說話、行儀作法、唱歌、手技、遊戲等を課す。而して事業の狀況は一日平均受託兒童三十名內外なり。

(二)　育兒養老事業

○財團法人橫濱孤兒院
○神奈川縣乳兒保護協會
○同會附設弘明寺乳兒院
○財團法人浴風會橫濱分園

○玉泉寺養老院

○財團法人橫濱孤兒院

本院の前身は明治三十一年九月本市に設置せる曉星園分園にして市內花咲町に園舍を建設せるも翌三十二年九月經營者本鄕定次郎氏死去し、事業中絕の已むなきに至りたるを遺憾として角倉嵯峨子氏其の後を承け、在園兒童十六名を以て橫濱孤兒院を創立したるものとす。斯くて同三十五年十一月從來の建物は狹隘を感じ現在の地南太田町に敷地五百餘坪を無料借入し、工費五千數百圓を投じて院舍を新築移轉し、次いで明治四十年及び四十一年の二回に亘り事務室、病棟等の增築を行ひ、更に大正二年二月には隣接地一千餘坪を借受けて敷地を擴張すると共に一萬餘圓の工費を以て、院舍の改築を實現せり。然るに大正十二年の大震災起るや同院の建物は全潰の厄に遭ひ、一時應急の方法に依り避難兒童其の他を救護すると共に同十四年度に於て半潰屋舍の修理及び全潰建物の改築に著手し、各官公署の復興助成金其の他五萬餘圓を費して、總建坪四百餘坪の內百二十坪新築の外は舊舍に大修理を加へ基礎工事を完成し事業を復活するを得たり。併し修理建物は年と共に腐朽を免れざるため繼續事業として院舍の改築を行ふ計畫なり。

尙事業の大要を述ぶれば孤兒、貧兒の養育を目的とし、

一、父母死亡シ養育者ナキモノ

二、家計困難ニシテ父母ニ於テ養育スルコト能ハザルモノ

三、年齡八十三歲未滿ノモノ

四、孤兒ハ本縣居住者トス

五、孤兒ニ準ズベキ貧兒ハ市內居住者トス

六、孤兒及ビ貧兒ノ本籍ハ何レノ府縣ヲ問ハズ

右各項につき調査の上收容する規定なり。創立以來の取扱兒童數男五百十五名、女四百十六名合計九百三十一名に及び現在の在院兒童男百七名、女九十二名合計百九十九名を算す。

○神奈川縣乳兒保護協會

本協會は大正十二年の大震災直後罹災者の家庭にある多數の乳兒の悲慘なる境遇を救ひ、併せて母性擁護を目的として同十三年二月創立せられ、當初事務所を市內太田町基督敎女子青年會內に置き會員組織を以て活動を開始せり。事業の主なるものは乳胎兒保護、母子救濟、個性敎育、育兒思想宣傳等に關する施設にして之に必要なる財源は外國傳道局寄附の金二千圓其の他寄附金を以てし、其の後牛乳代、母の家賄費等の事業收入を得、又各官公署より助成金の交付を受けて會の基礎漸く確固となり、現在は中區中里町に事務所を置く。而して同協會の實行したる事項は十三年二月より九箇月間ミルク配給所十九箇所の開設、同六月より三箇月間バラック巡回診療、同十月より建康訪問員常設、兒童建康相談所開設、母の會開催、巡回講演會、活動寫眞會、十四年四月保土ヶ谷町に於て母の家設置、パンフレット發行等の各般に亘り、其の成績を示せばミルク配給人員九箇月間六千人に達し、巡回診療三箇月間五百餘人、母の家取扱人員七箇月間約二十人、乳兒審査會審査人員百二十五人等相當の效果を擧げたり。

○神奈川縣乳兒保護協會弘明寺乳兒院

本院は神奈川縣乳兒保護協會の一施設にして昭和二年一月市內中里町に於て事業を開始せり。本事業の目的は貧困なる家庭の乳兒を受託養育するにあり、其の資力に應じて十五圓、十圓、五圓の

料金を徴收し支拂ひ得ざる者は無料とす。而して受託の定員は二十名とし建物木造スレート葺平家建六十坪事務室、診療室、講堂、浴室等の外乳兒養育上必要なる諸設備を有し、昭和三年度に於ける一箇月平均受託人員二百五十名以上に達する狀態なりしも、更に利用範圍を增大する目的を以て同三年十一月事業を一時中止し其の建物は第二小兒保健所に充てたり。

○財團法人浴風會橫濱分園

近時都市の急激なる發達と經濟事情の變化に伴ひ孤獨の老衰者、不具者、癈疾者等の生活困難者漸く增加するを免れざるに至り、殊に大正十二年大震火災ありて後は之等薄倖の老齡者を續出せしめ收容保護の急に迫られたり。この時に當り、畏くも皇族各宮殿下より金五十萬圓御下賜の事あり、更に一般義捐金中より百五十萬圓を內務省より交付せられたるを以て、同十四年一月財團法人浴風會を組織し浴風園を經營して其の事業を實現するを得、越えて同十五年五月本會の資金として恩賜金中より二百八十萬圓交付の恩命に浴し、一層其の基礎を鞏固ならしめたり。斯くて同會の本市に於ける施設は大正十四年五月一日より本市救護所及び玉泉寺養老院の二箇所に委託收容を開始し、昭和三年には保土ヶ谷區下星川町に建設中の浴風園分園完成を告げ同五月開園せり。敷地總坪五千五百四十坪建物鐵筋コンクリート平家一棟三十六坪、木造平家建二十八棟七百六十四坪あり事務室、醫務室、家庭寮、病室、禮拜堂、住宅、食堂、配膳室、浴場等の設備を有す。而して本園は大震火災に因り自活の能力を失ひ又扶養者なきに至りたる年齡六十歲以上の老衰者、不具者癈疾者を救護するを目的とし、一箇年經常費約四萬三千圓を以て之等の人々を收容保護するに必要なる施設を爲し其の定員を百名とす。斯くて現在の收容人員八十二名あり、市內唯一の完備せる養老施設となれり。

○玉泉寺養老院

本院は大正十二年九月一日大震災直後の同六日其の事業を開始したるものにして、當時災禍のため孤獨となりたる老癈者の悲慘なる實狀に鑑み、市內中村町玉泉寺住職田近宥儀氏の獨力に依り同寺境內に設置せり。入院資格は老衰に依る自活不能者にして扶養義務者なき重患ならざる者とし最初は天幕七張を以て二三の救護を求むる者を收容せるに過ぎざりしが、同十三年八月には三十五名に上り同年十一月バラック建平家六十六坪落成と共に、此處を院舍とし爾來十四年四月末日迄繼續す。然るに翌五月一日より收容者中十六名は財團法人浴風園分園に移り本院は其の委託を受け一日一人に付金六十錢宛委託料を交付せられ、常に二十名內外を收容し來りしも昭和二年二月廢止するに至れり。事業開始以來閉鎖に至る迄の救護人員男二十六名女四十名計六十六名を算す。

(三)　保護感化事業

○神奈川縣佛敎少年保護會

○財團法人幼年保護會根岸力行舍

○同上橫濱家庭學園

○修道保護會

○財團法人日本少年保護協會神奈川支部

○同上自彊舍

○神奈川縣兒童福利協會

○財團法人神奈川縣佛教慈德會

○神奈川縣佛教少年保護會

本會は大正七年七月當時の鶴見總持寺貫主石川素堂禪師の主唱に基き、同寺境内の神奈川縣薫育院鶴見出張所内に創立せられ、少年の惡化豫防、不良兒の保護善導等を目的とし當初は神奈川縣少年保護會と稱したり。同年十二月市内西戸部町に移轉し次で同十二年四月現在の地たる大岡町に於て會館建設の工を起し、名稱をも神奈川縣佛教少年保護會と改め大に事業の擴張を圖らんとせる時、偶々彼の大震火災に遭ひ殆んど落成の新館は倒潰し西戸部町の假事務所は燒失するの悲運に際會せり。然るに災後幾許もなく會館建築に著手し同十三年二月竣成を告げ、新たに兒童相談部、敎化講演部を設け敎化矯風、生活改善、精神敎育等の諸事業を行ひ目的貫徹に努力しつゝあり。而して會の組織は會長副會長の下に理事長及び理事の各役員を置き主事竝に書記の職員をして事務を處理せしむ。設備としては敷地五百三十四坪七合八勺、建物本館木造瓦葺二階建階下五十八坪、階上四十五坪を有し事務室、職員室、醫務室、收容室及び講堂、講師控室を配置し、又別に使丁室、浴室、炊事室等三十一坪餘竝に二階建約五十坪の寄宿舍を附屬建物として設置す。尙事業成績の概要を附記すれば創立以來昭和四年末に至る收容者總數男一千二百七十二名、女六十四名合計一千三百三十六名に達し、其の内譯は司法保護二百六十六名、行政保護四百八十一名、情合保護五百八十九名を算せり。

○財團法人幼年保護會根岸力行舍

幼年免囚者の保護を目的とする幼年保護會の經營に成るものにして、明治三十九年政府が縣下小田原の地に幼年監獄を設置せるに際し時の橫濱監獄典獄たりし有馬四郎助氏同地に保護會を組織し、當時世の變遷に伴ひ不良少年少女の續出に鑑み先づ會員を募集して漸く七百二名の會員と基金三千二百圓を得同四十二年には感化部と保護部を置き橫濱、小田原の二箇所に之れを分置したり。即ち根岸力行舍は本部に於ける男子幼年釋放者を保護する機關として設けられたるものなり。然りと雖も此の時代にありては他に社會事業と言ふべきもの少く比較的一般の同情を得たるも日を經るに從ひ保護者を增加し寄附金の如きも從來の比にあらざるに至り、事業經營上頗る困難を感じたる結果、金屑其の他廢品撰別業を起して辛くも其の不足を補ひ得たるも、間もなく大正十二年九月大震火災に遭ひ再び起つ能はざるの大害を蒙れり。然るに優渥なる　聖旨に基く御下賜金を始め各官公衙より交付を受けたる補助金、助成金等に依り復興計畫を實現せり。設備の大要を述ぶれば敷地四百九十二坪七合、建物木造平家四棟七十坪事務室、講堂、住宅等を有し更に昭和四年中の成績を見るに直接保護者延人員一千六十一名、間接保護者（黒の部）延人員三千六十九名（赤の部）同上三千二百十名、一時保護者四十五名に達し尙創立以來の狀況は直接保護延人員六萬一千四百五十七名、間接保護延人員（黒の部）十三萬三千二百十一名（赤の部）十一萬五千五百三名の多數に及ぶ。

○財團法人幼年保護會橫濱家庭學園

本園は元根岸家庭學園と稱し明治四十二年四月財團法人幼年保護會の女子感化部として市内

根岸町に創設せられ我が國に於ける女子感化院の嚆矢なり。同四十三年五月本縣より女子代用感化園を命ぜられて以來縣下各市町村は勿論內務省及び近接府縣より敎化の委囑を受くるに至り、事業の基礎漸く强固となると共に一面設備の不完全を感じつゝありし折柄、大正三年三月本縣より元薰育院の建物七棟二百餘坪を無償交付せられたるを機とし、保土ヶ谷町帷子に敷地二千五百坪を得同年九月改築の上移轉し名稱も橫濱家庭學園と改むることゝなれり。斯くの如くにして漸次內容及び設備を充實改善するに努め大正十二年の大震災には二棟全潰、一棟半潰、一棟稅關構內賣店燒失の厄を蒙りたるも、災後バラック二棟の交付を受けて應急修理を行ひ、更に大正十四年七月保土ヶ谷町帷子和田上の現位置に於て、助成金其の他より六萬五千圓を以て園舍を新築移轉したるものとす。其の建物は木造平家建十棟三百五十餘坪外に木造コンクリート一棟二階建十八坪の事務所を有し、他は生徒收容舍、食堂、講堂、敎室、炊事室、浴室、園長住宅等なり。而して昭和五年四月末在園者四十一人、延人員一千二百二十六名の事業狀況を示せり。

○修道保護會

本會は明治四十年五月創立せられたるものにして、市內中村町に於て普通家屋を借受け事務所に充て當時幼少年出獄者の保護機關のみにて、最も必要なる成年釋放者に對する此の種の施設なきを遺憾として實現せるものなり。會の事業は專ら橫濱監獄釋放者を保護し資力なきものには一定の業務を與へ本人の意志により歸鄕又は市內に一家を成さしむるにあり。就職困難なる者には麻裏草履製作、鋸目立袋張、ミシン、印刷等の場內作業に從事せしめ、精神敎養方面にありては每月二回講話會を開き茶菓を給し修養に關する餘興等を催す。而して設立以來同會に於て取扱ひたる人員男一千七十七名女百五十五名合計一千二百三十三名に達し、大正十二年の震災のため建物大破の後は直ちに天幕を以て收容所を急設之に避難せしめ、次でバラック建築に依り一時を凌ぎ其の後內務省、司法省、震災善後會等を始め縣市其他より交付の復興助成金合計一萬五千圓に達したるを以て、新たに市內大岡町に敷地百八十六坪を得、木造二階建の屋舍を建設し十五年八月此處に移轉せり。此の建坪八十七坪五合講堂作業室等の設備あり、震災後の取扱人員百七十九名を算す。

○財團法人日本少年保護協會神奈川支部

大正十一年四月少年法竝に矯正院法實施に依り少年保護の必要漸く世人の認むる所となり、同十二年五月民間に於ける其助成機關として少年保護協會設立せられ少年の個性及び環境の改善を期すべく、大阪、京都、神奈川、兵庫各支部を設くるに至れり、當神奈川支部は其の一にして同十四年五月成立を告げ漸次基礎を固めて同十五年九月事務所竝に保護所たらしむるため自彊舍を設置す。現在は市內保土ヶ谷區神戶下にあり。世相と共に保護少年漸く加はらんとするに際しかゝる助成團體が克く協力するは愈々緊切なるを以て、次第に其の必要を認められ同情漸く加はり基礎逐日固からんとす。

○財團法人日本少年保護協會神奈川支部設立自彊舍

本舍は前敘日本少年保護協會神奈川支部の設立にかゝり獨自の經營をなす少年保護所なり。これが設備の內容は木造平家建坪百三十坪、中央には一時に六百人を收容し得る大講堂を設け事務室、物置等を配す、本所の行ふ主要なる事業は兒童保護に關する調査研究、少年審判所及び矯正院

事務助成、少年保護所自彊舍の經營、講演會の開催及兒童相談部設置其の他必要と認めたる事項に關し縣市及慶福會等より多額の補助及助成金等を得て逐年盛況を呈しつゝあり。毎年宮內省の下賜金、司法省縣市の前身にして同年五月現在の如く名稱を改め隨時兒童保護に關する講演會、展覽會等を開催して機會ある毎に其の運動を行ひ來れり。而して本協會の組織は縣下に於ける兒童保護事業に關係あるものを會員とし本縣學務部長を會長に推し、當初會員數百五十名以上に及び事務所を縣廳社會課內に置き將來其の活動に俟つべき所多かりしも、昭和三年四月縣社會事業協會に事業を合併するに至れり。

○財團法人神奈川縣佛敎慈德會

本會は大正元年明治天皇の御大喪に當り恩赦の　優詔を拜し總持寺貫主石川素童、川崎大師平間寺住職佐伯隆運兩氏等の間に釋放者保護の必要提唱せられ、縣下各宗本山貫主竝に一般寺院住職の贊同を得藤澤町に於て先づ本會を創立し、次で同二年三月縣下一千七百箇寺聯合を以て該事業を實行する目的の下に基本金の募集に著手し漸く其の基礎確立を見たるものなり。當初は事務所を鶴見總持寺內に置きしも幾許もなく市內根岸町に移轉し、事務所及び收容所を放置せるに圖らずも大震災に遭ひ建物は全部倒潰の厄を蒙れり。併し幸にも火災を免れたるを以て直ちに之れが修理を行ひ收容者は勿論其の家族一般罹災者等を避難せしめ、又印刷所を設けて授產の一端に資すべく大正十四年四月增築する等事業の充實を圖り今日に至れり。故に現在の建物は震災前のものを使用し敷地面積八十坪、木造亞鉛葺平家建一棟建坪四十七坪、屋內には修養室、事務室、受付室、豫備室等ありと雖も最近設備の不足を感じ、工費一萬三千餘圓を投じて中里町地內に於て昭和五年五月本建築工事を起し同年十月竣工せり。本會は前述の如く免囚保護事業を目的とするものにして宮內省、司法省、縣市其の他の援助を受け橫濱刑務所を釋放せられたるものは固より全國刑務所出所者にして縣下に轉住せるものに對しても、夫々寺院を定めて保護を加へ頼る所なき出所者は會內に收容の上將來生計を立つる迄敎育監督をなす。創立以來の事業狀況を示せば直接保護延人員男二萬六千二百六十六人女八百九十五人、間接保護同男七十一萬四千八百三十人女十六萬七千四百四十五人に達し、昭和四年中にありては直接保護一千二十八人間接保護三萬四千七百三十四人を算す。

(四)　其の他の事業

○神奈川縣公設浴場

○社團法人神奈川縣匡濟會沖仲仕休憩所

○橫濱靈和會

○神奈川縣曹交會

○神奈川縣動物愛護會

○神奈川縣公設浴場

本浴場は勞働者保護の目的を以て入浴料金の低廉と衛生的施設の完備を期して大正八年九月十五日開場式を行ひ引續き一般に開放せり。而して其の建設の動機は大正六年十二月本市の特志家增田嘉兵衛氏より浴場設置の趣旨に依り金三萬五千圓を寄附せられ、更に翌年七月一萬圓を再び寄附ありたるに端を發し、同年十二月市内表高島町に敷地を得工事に著手したるものにして建物はコンクリート基礎上に腰高花崗石及び煉瓦積工事を施したる木造スレート葺平家一部二階建延坪二百三十坪餘、外に附屬家五十三坪餘を有し湯沸裝置は蒸氣力を利用す。而して入浴料金は開所當時一錢なりしを後に三錢とし入浴時間は毎日午後四時より同十時までにして日曜日は特に無料とせり。斯くて入浴人員は一日平均百名以上に及びたりしも大正十二年九月大震火災のため不幸燒失の厄を蒙り事業を中止するに至れり。

○神奈川縣匡濟會沖仲仕休憩所

○社團法人神奈川縣匡濟會沖仲仕休憩所

橫濱港に於ける沖仲仕增減の趨勢を概觀すれば大正八、九年頃既に五千人と稱せられ沿岸仲仕の約三千人を加へ約八千の人夫が埠頭に集散するの狀態にあり。次いで同十四年六月頃本市中央職業紹介所調査に依れば震災後不景氣の際にも拘らず三千二百人を算し、勞働者總數七千八百人に對して實に三分の一を占め又同年十月施行の國勢調査に於ても四千五百五十五人に及び、而も將來益々增加の傾向にあるを以て之れが保護救濟に關する施設は本市當局にありても夙に調査研究を進めたりしが、曩に橫濱港人夫請負組合は其の事業實現を望み二萬五千六百圓を、又日本郵船、大阪商船、東洋汽船三會社之れに贊して一萬圓を夫々神奈川縣匡濟會に寄附する所あり。同會は稅關當局と交涉の上西波止場に約百坪を無料借用し日本波止場には內務省の許可を受け水面を利用して茲に二箇所の沖仲仕休憩所建築の工事を起し、前者は大正十一年三月後者は同年十月各々落成を見たるものなり。然るに大震火災のため二ケ所とも大破又は燒失の慘害を蒙り災後其の復活に苦心の結果十三年四月豫算約五萬圓を得、先づ萬國橋休憩所を建設することゝなり尙應急的施設として中村町に無料宿泊所を經營する等の事あり。斯くて同四月には日本波止場休憩所を昭和三年五月には縣市援助の下に西波止場休憩所を夫々復興建築前に著手し、前者は木造スレート葺平家建坪三十九坪五合、後者も建物は同樣六十二坪七合にして即ち現在の設備完全なる近代的建物を有するに至れり。此の休憩所は何れも修養娛樂の設備をなす外人事相談、職業紹介等をも行ひ最近一箇月間に於ける休憩人員西波止場休憩所四萬八千八百四十餘名、日本波止場休憩所一萬八千九百八十餘名合計六萬七千六百二十餘名の成績を示したり。

○橫濱靈和會

本會は大正十二年の大震災後に於て父母、兄弟等を失ひ其の葬儀をなし得ざる哀しむべき境遇にあるもの少なからざるに鑑み之等の救濟機關として實現したるものにして、大正十五年十月本市方面委員上郎やす氏を會長として事務所を市內南太田町庚耕地に置き事業を開始せり。事業の內容は方面委員其他の依賴に依り貧困なる家庭の葬祭萬端を取扱ひ更に進みて人事一般の相

談相手となり社會的缺陷より生ずる悲慘なる事實の除去に努めつゝあり。本會々員は通常會員特別會員、名譽會員の三種に分ち、通常會員は毎月一口十錢、特別會員は一時金五十圓以上を寄附する者、名譽會員は本會に功勞ある者とし、昭和四年度末現在會員數二百十二名此の口數七百六十四基金七百七十五圓に上り、更に創立以來の事業狀況は大正十五年度より昭和四年度まで二百六十九件、同五年度中には百六十七件合計四百三十六件、人事相談五十餘件に達し次第に事業を認められつゝあり。

○神奈川縣曹交會

本會は大正十二年大震災直後の十二月縣下曹洞宗寺院の申合に依り設立せられたる一種の社交團體なりしが、大正十三年八月神奈川縣匡濟會より市內中村町所在の宿泊所の委讓を受くるに及び、實社會進出の第一著手として之が經營に當り兼ねて職業紹介、人事相談、無料浴場等の諸事業にも努力するに至れり。本會々員は寺院を單位とし現在事務所を中區久保町宿泊所內に置き、而して事業經營に要する一箇年の豫算は合計三千五百圓內外にして會費助成金寄附金等を以て之を支辨し、設立以來宮內省、內務省、神奈川縣慶福會等より交付せられたる助成金は一千三百餘圓に達す。

○神奈川縣動物愛護會

本會は初め橫濱動物虐待防止會と稱し、本市在留外人の主唱に因を成し明治三十九年當時の本縣知事周布公平氏が有志と相謀り設立せるものにして、創立と同時に事務所を英國領事館內に置き動物愛護の思想普及を目的として活動を開始せり。其の方法としては每日監視員をして市內を巡回せしめ牛馬は勿論小獸細禽に至るまで過重なる負擔をなさしむるもの或は病軀老衰のものゝ使役等を發見したる場合、又は營養不良、虐待等の事實を發見したる時は其の使役者等に訓戒を與へ、此の外日覆、馬帽、ゴザ等を配布して日射病を防ぎ、器具を備へて過重の積載を査定し夏期には石油乳劑を用ひて衛生に留意する等あらゆる手段を以て動物の愛護に努力す。斯くて大正九年經營を本縣に移管し今日の如く名稱を改め大谷嘉兵衛氏を會長とし、事務所を縣廳社會課內に置き、一箇年の經費二千圓內外にして會費、寄附金を之に充當し昭和五年中の取扱事項一千數百件を算す。

㊁ 生活品供給施設

(一) 公衆食堂

○總持寺社會事業部公衆食堂

本食堂は市內鶴見區潮田町に在り大正十四年五月鶴見社會館內に併設の上開設せられ本縣の經營に屬せり。然るに其の後同社會館の事業と共に總持寺社會事業部に移管となり今日に至れり。此の地方は本市唯一の工場地帶と言ふべき所なるを以て價格も朝食十二錢、晝食夕食各十五錢とし一般の利用に供せり。一箇月間の入場人員六千人內外を算す。

○橫濱社會館公衆食堂

本食堂は大正十五年五月神奈川縣匡濟會事業の一として市內表高島町所在の橫濱社會館內に於て其の事業を開始す。位置は階下の一隅六十八坪餘を占め一時に三百人を收容し得る設備を有せり最初は經營を他の營業者に委託したるも後に至り社會館の直營に改む。而して其の利用

狀況は一日平均一千人乃至一千百人に及び和食は百人より九百人洋食百八十人内外を示す。

八　住居施設

(一)　住居改善

○財團法人同潤會

本會は内務大臣を會長として大正十三年財團法人組織の下に設立せられ住宅建設其の他の事業を遂行するを以て目的とするものなり。而して同會の本市に於ける施設は市内新山下町に二百八十戸、瀧頭町に百八十四戸、大岡町に百二十四戸、井土ヶ谷町に四百八戸各普通住宅を建設し、山下町及び平沼町の二箇所にはアパートメントを設置して大震災後住居を失へる多數の市民に對し簡素低廉なる住宅を提供せり。住宅戸數合計約一千戸共同住宅館四百七十一室に上り普通住宅は木造に依り六疊三疊の二間位を主とし、住宅館は木造及び鐵筋コンクリート造二階乃至三階建八疊六疊程度を一間乃至二間續きとす。而して各住宅地には娯樂場、テニスコート、兒童遊園地授産場、食堂等の附帶設備を行ひ、又管理事務所警官詰所をも設け市内山下町に出張所を置き管理事務を統轄す。昭和四年末現在の事業狀況を記せば戸數共同住宅館二箇所四百七十一戸中住込八百八十一戸にして之を合計すれば總戸數一千二百五十九戸の内貸與中のもの一千百四十八戸なり。

附　南太田町不良住宅地區改良事業

同潤會は右の外昭和二年三月公布法律第十四號により本市中區南太田町所在の不良住宅地區の改良を計畫せり。由來同地區は大震災の際火災を免れたるも、災前既に不良の舍屋なるに被害の後之が修理を施す餘力なく其の慘狀見るに勝へず、加ふるに同地方は三方高地に挾まれ加ふるに疏水不完全なるを以て、常に陰濕を極め而かも倭屋に多數起臥するを以て保健衞生竝に敎育上の缺陷名狀に勝へたり。然るに同潤會は坪當り二十八圓餘を以て五千七百餘坪の土地を整理し坪當り三圓餘を以て五千六百餘坪の地上權を買收し、且建物工作物等の買收移轉をなして十五萬圓の補償金を支出し、コンクリート造改良住宅の住宅向二百十六戸店舖向二十戸屑物問屋向十戸合計二百四十六戸是等一切の事業費は七十五萬三千七百六十圓餘を要したるが、舊來不良なりし木造平家建の家屋は概ね掘立柱にして外壁は古鐵棄板內面は新聞紙張古疊古莚の朽癈見るに堪えたりしものが、獨身者向家族向住宅は其の人數を案じて間數を參酌し、店舖及問屋向は或は土間を設け或は工場倉庫を配する等準備せる外臺所向の如きも完全なる流し調理臺、蠅張、米櫃、炭箱、洗濯盥其他巨細の用意あり。しかも之れが家賃の如きも力めて低廉を旨とせるを以て、其の住心地よきと共に至便を加へたりといふべし。

(二)　海員宿舍

○橫濱海員ホーム

○日本海員掖濟會海員ホーム

(三)　婦人宿舍

○婦人矯風會橫濱支部婦人ホーム

○基督敎女子靑年會山王寮

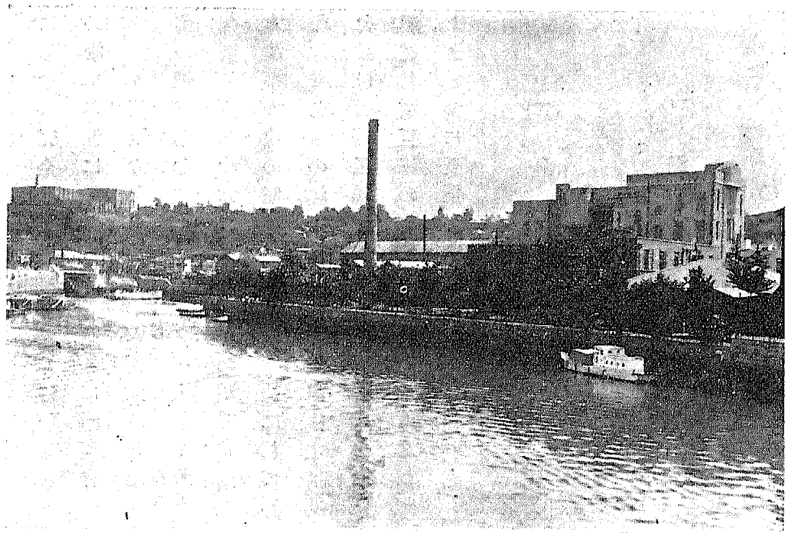

横濱海員ホーム全景

(四)　一般及勞働宿舍

○社團法人神奈川縣匡濟會横濱社會館

○財團法人横濱基督教青年會共愛館

○曹交會宿泊所

○救世軍民衆館

○總持寺社會事業部簡易宿泊所

○同上鶴見社會館

○財團法人神奈川縣内鮮協會根岸會館

(二)　海員宿舍

○横濱海員ホーム

本市は從來本邦第一の港灣都市として海員保護施設の乏しきを遺憾とせるが、震災後内務省より之れに充つる資金として十萬圓を交付せられ其の實現の機會を得たり。之れより先日本海員

救濟會は既に八萬圓を投じ市内吉濱町に海員ホームを建設したるも未だ充分なる施設たるを得ざりし狀況に鑑み、縣當局と協議の上其の交付金を以て既設ホームの隣接地に市設海員ホーム建設を決定し、大正十四年十月起工同十五年十二月竣成と共に經營を日本海員救濟會理事長は左の事項を協定す。

而して之に伴ひ横濱市長、日本海員救濟會理事長は左の事項を協定す。

協定事項

一、海員「ホーム」ノ建設竝設備ノ設計ハ神奈川縣知事横濱市長及日本海員救濟會當局者ニ於テ之ヲ協議決定スルコト

二、右新築ノ建造物及新設備ハ救濟會ニ貸與シ同會ヲシテ之ヲ經營セシムルコト

三、海員「ホーム」經營ニ關シテハ委員會ヲ設ケ之ニ諮問シ其決定事項ニ付テハ市長ノ同意ヲ得ルコト

四、委員會ハ日本海員救濟會理事長ノ監理ニ屬シ其ノ組織委員ノ選定ハ横濱市長、日本海員救濟會理事長ト之ヲ協定スルコト

五、海員「ホーム」ノ管理規程ノ設定及變更ハ横濱市長ト協商ノ上之ヲ決定スルコト

六、海員「ホーム」經營ニ關スル經常費ハ日本海員救濟會ニ於テ豫算ヲ定メ同會之ヲ負擔スルモ豫算外ノ支出及臨時費ニ付テハ委員會ノ決議ニ依リ之ガ支出ノ方法ヲ定ムルコト

而して右協定事項に依り經營上の重要なる諮問機關として設置せられたる委員會は、横濱海員ホーム内に事務所を置き、委員長には横濱市長を、副委員長には神奈川縣内務部長を之に充て、委員は縣市關係職員、日本海員救濟會理事、横濱海事關係者中より囑託す。此の外縣市竝に救濟會職員中より幹事を置き又別に書記を任命して庶務を處理せしむ。

「ホーム」ノ建物ハ鐵筋コンクリート四階建一部木造平家建總延坪三百四十三坪五勺ニシテ、一階ニハ撞球室、談話

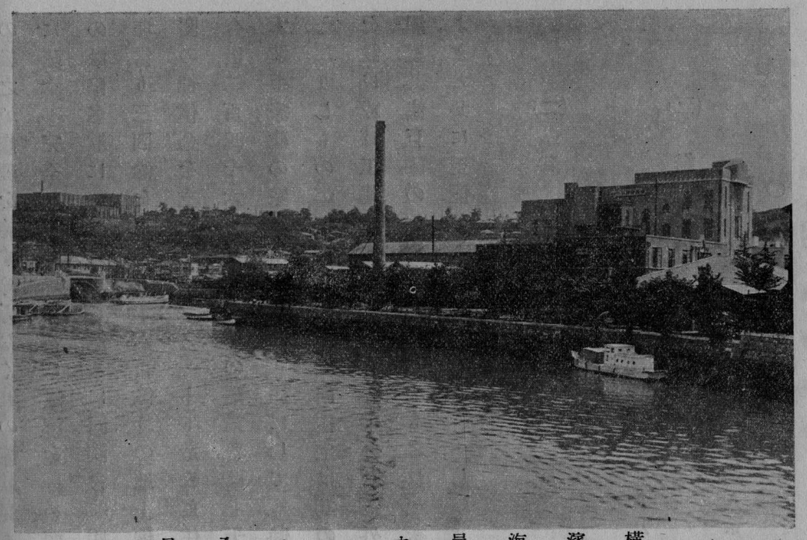

橫濱海員ホーム全景

(四)　一般及勞働宿舍

○社團法人神奈川縣匡濟會橫濱社會館

○財團法人橫濱基督敎青年會共愛館

○曹交會宿泊所

○救世軍民衆館

○總持寺社會事業部簡易宿泊所

○同上鶴見社會館

○財團法人神奈川縣內鮮協會根岸會館

(二)　海員宿舍

○橫濱海員ホーム

本市は從來本邦第一の港灣都市として海員保護施設の乏しきを遺憾とせるが、震災後內務省より之れに充つる資金として十萬圓を交付せられ其の實現の機會を得たり。之れより先日本海員

掖濟會は既に八萬圓を投じ市內吉濱町に海員ホームを建設したるも未だ充分なる施設たるを得ざりし狀況に鑑み、縣當局と協議の上其の交付金を以て既設ホームの隣接地に市設海員ホーム建設を決定し、大正十四年十月起工同十五年十二月竣成と共に經營を日本海員掖濟會に委囑せり。而して之に伴ひ橫濱市長、日本海員掖濟會理事長は左の事項を協定す。

協定事項

一、海員「ホーム」ノ建設竝設備ノ設計ハ神奈川縣知事橫濱市長及日本海員掖濟會當局者ニ於テ之ヲ協議決定スルコト

二、右新築ノ建造物及新設備ハ掖濟會ニ貸與シ同會ヲシテ之ヲ經營セシムルコト

三、海員「ホーム」經營ニ關シテハ委員會ヲ設ケ之ニ諮問シ其決定事項ニ付テハ市長ノ同意ヲ得ルコト

四、委員會ハ日本海員掖濟會理事長ノ監理ニ屬シ其ノ組織委員ノ選定ハ橫濱市長、日本海員掖濟會理事長ト之ヲ協定スルコト

五、海員「ホーム」ノ管理規程ノ設定及變更ハ橫濱市長ト協商ノ上之ヲ決定スルコト

六、海員「ホーム」經營ニ關スル經常費ハ日本海員掖濟會ニ於テ豫算ヲ定メ同會之ヲ負擔スルモ豫算外ノ支出及臨時費ニ付テハ委員會ノ決議ニ依リ之ガ支出ノ方法ヲ定ムルコト

而して右協定事項に依り經營上の重要なる諮問機關として設置せられたる委員會は橫濱海員ホーム內に事務所を置き、委員長には橫濱市長を、副委員長には神奈川縣內務部長を之に充て、委員は縣市關係職員、日本海員掖濟會理事、橫濱海事關係者中より囑託す。此の外縣市竝に掖濟會職員中より幹事を置き又別に書記を任命して庶務を處理せしむ。

「ホーム」ノ建物ハ鐵筋コンクリート四階建一部木造平家建總延坪三百四十三坪五勺ニシテ、一階ニハ撞球室、談話

室、食堂、賣店、理髮室、配膳室、物置等ヲ配置シ二階ハ特別室、和洋化粧室、浴室、和洋宿泊室、收容人員三十一人、三階ヲ講堂圖書室トシ四階ニ豫備室ヲ置キ、專ラ海員ノ保護慰安ノタメニ善用セラレ昭和四年中ノ宿泊者實人員四千六十名延人員四千百六十三名ニ達ス。

○日本海員掖濟會海員ホーム

海員は海運實行の衝に當り國運の伸張に貢獻する所少なからず而も常に廣漠たる海上に生活せるが故に、適當の設備を以て之れが休養慰安の場所を供するの必要あるは單り海洋生活者に對する一片の同情のみにあらざるなり。日本海員掖濟會は明治十年設立以來此の施設の完全を期し本市にありても明治二十七年以來診療所、養成所等の設備ありしが、其の全部は大震火災に際して燒失の厄に遭ひ入港船舶の海員は忽ち慰安所を失ふに至れり。之れがため同會は直ちに復興計畫を樹立し早くも大正十四年三月海員ホームの竣工を見たり。

本ホームは同會出張所、海員養成所、病院等と共に前後して建設せるものにして、大正十三年八月十五日起工鐵筋コンクリート二階建延坪二百八十九坪餘あり。設備の主なるものは宿泊室和洋合計十五室（收容人員七十名）、圖書室、娛樂室、浴室、荷物保管室、食堂、兼集會室、賣店等、尙昭和四年中に於ける宿泊人員實人員八千八百五十名、延人員一萬三千百二十六名を算す。

(三)　婦人宿舍

○婦人矯風會橫濱支部婦人ホーム

本婦人ホームは婦人矯風會橫濱支部により大正十四年三月市內蓬萊町に開設せられ職業婦人の宿泊所に充つる外特別の事情ある婦人を保護救濟するを目的とす。建物は木造亞鉛葺二階建にして延建坪八十六坪餘を有し階上には三疊より八疊程度の宿泊室十室を、階下には應接室、裁縫室、食堂、浴室、豫備室等を夫々配置す、宿泊料金は寄宿一箇月二十三圓、臨時宿泊一日六十錢を通例とするも資力なき者は無料とし、又種々相談指導に當り職業の紹介をなす等婦人相互の福利增進に努む。昭和四年末現在の事業狀況を示せば寄宿十二人、臨時宿泊者一箇月五十人を算するに至れり。

○基督敎女子青年會山王寮

本所の事業は婦人宿泊所にして大正十四年四月神奈川縣社會事業の一として設置せられたるに始まり、其の位置市內西戶部町山王山なるを以て山王寮と稱せるものなり。建物は木造平家建延建坪百八坪を有し宿泊定員二十人、料金は通常一日一圓の定めなるも資力なきものは無料にて宿泊せしむ。尙寮內には外人宿泊室をも設け修養娛樂に關する設備をなし昭和四年末の宿泊者一日平均十八名內外を算す。

(四)　一般及勞働宿舍

○社團法人神奈川縣匡濟會橫濱社會館

本館は神奈川縣匡濟會の事業の一として大正九年四月市內表高島町に於て其の工事を起し同十年五月竣工を告げたるものにして、工費實に四十五萬八千百六十九圓を要し、敷地面積一千百六十四坪一合二勺、建坪總數一千三百八十坪、近世式鐵筋コンクリート造なり。本館事業の本體は孤獨の一般勞働者に對し簡易且つ衛生的宿泊所を提供するにあるも、公衆食堂、理髮所、賣店、診療所、勞

働紹介、郵便局、啓明講堂、貸事務所等の諸施設を併置して宿泊者竝に一般勞働者の利便に供す。然るに同十二年大震火災突發するや敷地は埋立地なりしを以て震害殊に甚しく、館内外に亘り建物に大破龜裂を生じ續いて起れる火災の爲、宿泊室、病室、附屬洗面所等を燒拂ひ北隣にありし神奈川縣公設浴場を燒失したるも幸にして堅牢なる建物なりしため約三百坪の延燒に止まれり。當時は臨時震災救護事務局本縣支部救療病院、其の他罹災者救護に使用せられ、同十二月二萬八千餘圓を投じて燒失個所の修理に著手し翌十三年一月より可能の範圍内に於て先づ宿泊事業を開始し次で他の附屬事業をも續々開始を見るに至れり。本館内には事務室、醫務室、病室、宿泊室、娯樂室、談話室等の外中庭、運動場の設備を有し、又附屬建物三十餘坪及び各附帶事業に必要なる各室を備へ各施設の料金使用料等は宿泊料一泊十五錢、食堂朝食十二錢、晝夕食各十五錢、理髪大人二十錢、小人十錢等にして人事相談代書の如きは無料とす、而して本館の維持は事業より生ずる收入を以て自給自足の方法に依り、更に其の利用狀況を示せば昭和三年中(一箇月平均)宿泊者四百名内外、醫療五十名内外、理髪所四千名内外、勞働紹介百名に達せんとす。

○財團法人横濱基督教青年會共愛館

本館は横濱基督教青年會の附屬事業として大正十三年六月市内山下町に建設せられ其の後設備の擴張充實のため、山手町の現在地に敷地を得昭和二年六月工事終了して此處に移轉せり、事業の目的は專ら會社員、商店員其の他の中産俸給生活者の簡易宿泊所たらしむるにあり。館内には娯樂器具、新聞、雜誌等を備へ宿泊者の修養娯樂に資せしむ。建物の概要を記せば木造スレート葺二階建總坪數二百十三坪、宿泊室三十八室の外十六坪を有する娯樂室を始め浴室、食堂應接室等を設け一時に七十名以上を收容することを得るものなり。宿泊は二人一室とし料金は月極一日三十五錢なるも短期の場合は四十五錢とす。而して其の事業狀況の一端を示せば昭和四年中の宿泊延人員二萬五百餘人の多數に上れり。

○曹交會宿泊所

本宿泊所は大正十二年の大震災後の應急施設として神奈川縣匡濟會に於て市内中村町に建設したるものなりしが、同十三年八月に至り神奈川縣曹交會之を繼承し爾來同會により經營せられ今日に及ぶ。事業の内容は專ら一般勞働者竝びに失業者を宿泊せしむるにあり、大正十四年四月には市内久保町に敷地を得て本建築を行ひ設備を改善して目的の達成に努む。建物は木造二階建にして延坪百五十餘坪敷の周圍に之を繞らし、中央に中庭を設け宿泊室は六疊より三十疊までの十室を備へ浴室、娯樂室、修養室等を附設し其の定員を百名とす。而して一般料金を一泊六錢とするも資力なき者は無料として保護救濟し、又職業紹介、人事相談等の附帶事業を行ふ、昭和四年末に於ける一日の宿泊者六十名乃至七十名を算す。

○救世軍民衆館

本館は神奈川縣の震災應急施設として建設せられ市内南吉田町にあり大正十三年十二月三日開所したるものにして、同年八月二十九日救世軍に其の經營を委託せられ爾來救世軍民衆館と稱して事業を繼續し來れり。設備の大要を述ぶれば木造亞鉛葺二階建一棟、平家建四棟總建坪二百二十八坪此の建築費約二萬五千圓に上り、館内には宿泊室二十七室四疊半より十五疊にして百三十名の收容力あり、當時附帶設備として浴場講堂をも有し一週一回講話會を開催して宿泊者の精

神修養に資せしむ。而して一日平均の宿泊者百名内外を算し昭和四年中の延人員三萬六千餘人を算す。

○總持寺社會事業部簡易宿泊所

震災に依り家を失へる勞働者其の他の爲本縣に於て簡易宿泊所建設の計畫ありし時、鶴見總持寺にありても之等の生活向上竝に慰安に關する事業實現の希望を有し縣當局と協議の結果、大正十三年六月簡易宿泊所の經營を委託せられ、建築資金二萬六千餘圓、初年度支辨費三千百九十餘圓と共に木材六百十五石借地料補助金等の交付を受け、市内南吉田町に木造平家建二百十五坪を建設し十三年九月一日開所を見るに至れり。附帶事業として子供會等を兼ねて實行したるも後に縣より本市に移管せらる。而して當時の成績は一箇月宿泊延人員三千人内外を示せり。

○總持寺社會事業部鶴見社會館

震災後一朝にして住居を失へる一般勞働者に對し宿泊施設をなすの急務なるを認め本縣當局は先づ之等の獨身者のため簡易宿泊所設立を企て、本館は即ち其の一として大正十四年一月起工同年五月開館せるが、同十五年五月其の經營を總持寺に委託し次で昭和二年七月建物及び設備の無償交付を受け、同寺社會事業部により事業を繼續せられ今日に至れり。本館は勞働者の簡易宿泊機關たるを主なる目的とし此の外食堂、理髮所、賣店等を併設して奉仕的廉價を以て利用せしめ更に進んで生活の向上と勤儉の美風作興を期するにあり。最近の事業狀況は宿泊の部一泊料金十五錢一日平均八十名内外を算し、食堂朝食十二錢、晝夕各十五錢、一日百九十名以上の入場者あり。又理髮所一日平均百人以上を算し實費に等しき廉價にて需に應じ、本市有數の工業地帶たる此の方面の多數勞働者階級の要望に副ふ所大なるものあり。

○財團法人神奈川縣内鮮協會根岸會館

本會館は神奈川縣内鮮協會の附帶事業にして主として内鮮人勞働者を宿泊せしむるを目的とし昭和二年三月市内根岸町に開設せり。敷地總坪二百九十坪餘建物は木造スレート葺二階建此の延坪百四十七坪八合三勺、階上には九室の宿泊室を置き階下は炊事室、浴室、脫衣室、食堂、事務室、娛樂室、宿直室等の外六箇の宿泊室を有し又別に洗面所、物置等の附屬建物を備ふ、宿泊定員は四十名としし一泊十五錢を料金として徵收しつゝあるも、事情に依り無料宿泊をなさしめ保護救濟をなす。而して昭和四年度に於ける宿泊延人員六千五百七十八名を算せり。

三　救護施設

(一)　病院

○恩賜財團濟生會神奈川縣病院

○日本海員掖濟會横濱病院

○社團法人實費診療所横濱支部病院

(二)　診療所

○日本赤十字社縣支部中村町診療所

○恩賜財團濟生會南太田町診療所

○同上根岸町診療所

(三)其の他

○若草會

○佛教婦人救護會横濱支部

(一)病院

○恩賜財團濟生會神奈川縣病院

本病院は舊横濱婦人慈善協會の經營せるを大正二年九月濟生會之を繼承したるものにして市内岡野町に在り施藥施療をなすを目的とす。收容者に對しては藥餌食料は勿論大小の手術及び諸般の手當を總て無料にして、其の經費は濟生會より本縣に配當せらるゝ救護費を之に充當す。斯くて大正十二年三月設備を充實するの必要を認め工費十萬餘圓を投じて新院舍の建築に著手し、漸く竣工を見んとする時彼の大震火災に遭遇したるも幸に小破を以て免れ直ちに罹災傷病の救療に努め引續き今日に至れり。本院設備の概要を記述すれば敷地總坪二千餘坪、建物延坪七百三十坪を有し病室は一時に八十人を收容し得る外施療病院として完備の實を擧ぐるに努力す。昭和三年度(三年七月より四年六月まで)に於ける事業狀況を示せば外來患者實人員二千二百四人延人員十一萬二千四百九十人、入院患者實人員百三十二人、延人員一萬四千八百三十八人なり。

○日本海員掖濟會横濱病院

本病院は日本海員掖濟會の設立經營にかゝるものにして、明治二十七年の頃早くも其の前身たる診療所を開設し同三十五年病院に昇格せられ、專ら海員及び其の家族に對する救療機關として事業を繼續し來りしも、大正十二年大震火災に當り不幸燒失の悲運に遭遇せるを以て同會は直ちに出張所の建物と共に復興の計畫を立て同十四年三月竣工を見たり。敷地は市内吉濱町海員ホームと同一の場所にして建物は、本館鐵骨鐵筋コンクリート二階建(一部三階建)一棟一階百十七坪四合、二階百十三坪四合、三階三坪六合、病舍同上一階七十一坪六合、二階六十七坪、三階二坪三合、外に火防木材石綿スレート葺平家及渡廊下(傳染病室及廊下)七十一坪六合、其の他小使室(十七坪)、看護婦室(五十三坪)、屍體室、小屋二棟等を有す。而して昭和四年末の在院患者三十餘名同年中に於ける入院實人員五百十一名、同延人員一萬九千二百七十一名を算す。

○社團法人實費診療所横濱支部病院

本病院は明治四十五年三月市内若葉町横濱病院内に於て其の事業を開始したるものにして同年九月境町に獨立の病院を設置し、大正八年二月には南吉田に轉じ次で同年六月始めて現在の地に於て事業を繼續す。本所の目的は庶民階級に對する低廉なる醫療機關となるにあり、主として一圓五十錢以下の俸給生活者其の他學生等に實費を以て診療を行ひ、又天災地變の罹災者、資力なき者には無料診療をなし、或は同十年五月姙産婦竝兒童相談部を設置する等各種の社會奉仕的事業を實行するに至り、當時取扱患者一箇年延人員十五萬五千五百餘人に達したりしが同十二年九月の大震火災に依り建物は全部倒潰燒失の厄を蒙れり。然るに同院關係者は震災後罹災傷病者の慘狀に鑑み百方奔走して藥品器具を集め、久保町に於て逸早く無料診療を開始し滿二箇月之を實施すると共に、一方院舍の復興に努め十三年一月舊敷地に木造平家六十五坪を完成して此處に移轉せり。越えて昭和二年七月工費總額十三萬餘圓を投じて本建築の工を起し同三年十月全く竣工を告げたり。建物は木骨鐵鋼モルタル塗三階建にして此の延坪三百八十二坪餘、内部に各病

科診察室九室、病室六室、病床二十五を設備する外試驗室、手術室、消毒室、藥局、藥庫、醫務室、事務室、食堂浴室、看護婦宿舍、講堂、應接室、倉庫等を配置し病院建築として遺憾なきを期す。昭和四年度の事業狀況を示せば取扱患者外來實人員七萬三千九百六十一人、同延人員四十一萬一千八百四十五人、入院實人員七百七十六人、延人員七千七百六十一人に上れり。

(二)　診　療　所

○日本赤十字社神奈川縣支部中村町診療所

本診療所は大正九年十一月其の事業を開始したるものにして當初市內南吉田町に在りしが、大正十二年九月大震火災に遭ひ燒失の慘禍を蒙り、仍て一時中絕の已むを得ざるに至れり。然るに同十三年二月伊太利赤十字社寄贈のメッシナ組立家屋二棟を本部より交付せられ、同年七月漸く現在の中村町の地に復興を告ぐ。時恰かも罹災傷病者多數に上り病院施設の不足を感じたる折柄三箇月間に亘り臨時救護を實施して之等の救濟に努むる所あり。其の後引續き常設救護所と稱し震災に因る貧困者其の他の診療をなせり。昭和四年中の事業狀況を記せば診療患者實人員二千八百二十三人、延人員一萬六千五百九十九人を算す。

○恩賜財團濟生會南太田町診療所

恩賜財團濟生會本縣支部は同病院のみを以てしては其の目的を達するに不充分なるを認め、大正三年七月附屬事業として市內南太田町淺間町及び神奈川町の三箇所に巡回診療班を設置し每週二回職員を出張せしめ施療に從事す。然るに神奈川町は比較的患者少なきと經費の關係上同九年一月之を廢止し、次で同十月に至り岡野町診療所を開設するに及び淺間町診療班を同時に廢し現在は本所を殘すのみとなれり。從來の診療班は普通家屋を使用し常に移動しるも南太田町は施療を要する患者多きを以て大正十三年四月現位置に常設せり。設備の內容は建物木造亞鉛葺平家二十七坪、診療室、看護婦室、調劑室、患者待合室等を有し、昭和三年度(三年七月より四年六月に至る)に於ける事業狀況は取扱患者實人員七十五名、延人員五千三百五十八名、一日平均十名なり。

○恩賜財團濟生會根岸町診療所

本診療所は元橫濱婦人慈善協會の事業として明治三十年の頃市內根岸町に創設せられたりしが、大正二年六月同會より恩賜財團濟生會に寄附し爾來同會病院として患者を收容したるものなり。然るに同十二年大震火災突發し其の臨時施設として設置せる岡野町病院の本縣に引繼となると同時に、本所は名稱を診療所に改め入院患者は病院に移して診療患者のみを取扱ふに至れり。建物は震災に當り燒失を免れたるを以て多少修理の上使用し八百餘坪の敷地に木造瓦葺二階建九十三坪餘一棟、及び傳染病患者收容所の木造瓦葺平家其の他附屬建物數棟を有す。昭和三年度(三年七月より四年六月に至る)中に於ける取扱患者實人員九十四人、同延人員八千五百三十八人、一日平均十五人に達する狀態なり。

(三)　其　の　他

○若　草　會

本會は恩賜財團濟生會の事業後援のため市內有志婦人により組織せられ濟生會神奈川縣病院內に在り昭和二年六月の成立に係るものなり。會の事業は同病院入院患者竝に其の家族の慰問金品給與、病歿者追悼會等を行ふものにして、尙又入院患者多數なるに鑑み同會病床を院內に設け

極力病者の保護救療に努力す。而して其の經費は寄附金等に依り之を支辨し昭和三年度中の取扱患者施療の部實人員二十一名、延人員二百三十三名、幾分經費を負擔する者實人員二十名、延人員三百四十六名に達す。

○佛教婦人救護會橫濱支部

本會の本部は明治三十七年日露戰役當時の設立に係り橫濱支部は震災前より存在したるも空前の災禍に遭ひ一時中絕の已むなきに至り大正十五年改めて活動を開始す。事務所を市內南太田町東福寺內に置き現在會員二百名を有せり、主なる事業としては每月一回會員の集會を開催し年末及び各地の天災地變等に際して金品贈與竝に慰問等を行ふ、年末に於ける市內薄倖者に對する物品は五百圓內外の範圍を以て市の調査に依り夫々配布し其の數每年三百人內外を算す。會の維持は特別會員一箇月五十錢、通常會員三十錢の會費及び有志の寄附金を之に充當す。

ホ　金融施設

(一)　質　舖

○大本山總持寺社會事業部公益質屋

財團法人總持寺社會事業部の施設する公益質屋は大正十五年十二月開設せられ、市內鶴見區潮田町に在り本地方に於ける庶民金融機關として著々實績を擧げ、昭和二年四月鶴見町本市に編入せられて後同事業部の繼承せるものなり。最初其の資本を低利資金六萬圓借入に依り內五千圓を金庫購入及店舖建築費に充て、殘額五萬五千圓を貸付資金としたるも昭和三年三月事業擴充の必要を認め本市より二萬圓を貸付し、而して之等借入金の償還には事業より生ずる收入を以て之れに充當す。同質屋の建物は從來社會館の一部を使用せるも事業の充實と共に狹隘を告げ豫算一萬一千餘圓を投じ昭和五年七月事業所新築工事を起し同年十一月竣工す。尙昭和四年度に於ける利用狀況を示せば貸付口數二萬三千八百六十七口、金額十二萬六千二百八十一圓六十七錢、受戻口數二萬三百四十九口、金額十一萬一千六百四十三圓八十三錢、流質口數二百八口、金額七百六十圓三十錢なり。

ヘ　授産施設

(一)　婦人授産

○神奈川縣立蒔田婦人授産所

○婦人矯風會支部授産部

○愛國婦人會縣支部授産所

○橫濱婦人自助會

○同　上　授産場

○神奈川縣立蒔田婦人授産所

本授産場は市內蒔田町に在り。縣立にして大正十三年十月創設せられミシン、和服、手藝の各部を設く、入所希望者には別段の制限をなさずして百五十名の定員數迄は隨時受付け、手續は入所願に大震災罹災者たる證明書を添付し保證人連署を以て提出せしむ。開設以來昭和二年三月に至る入所者七百三十餘名に達せるも同月末建物設備の全部を橫濱婦人自助會に無償交付し、經營を

移管せり。

○婦人矯風會支部授産部

本所は大正十二年の大震災直後罹災者の婦人に對し裁縫教授をなすの目的を以て市内中村町に於て事業を開始す。本所は最初講習に依り技術を授け終了者に仕事を與へ工賃を取得せしめ同十四年四月には横濱家庭製作品奬勵會の事業を併合して現在蓬萊町に移轉したるものなり。斯くて一日平均三十名内外の入所者を見たりしも昭和四年末に至り本市授産事業の勃興に伴ひ同部の獨立を廢せり。

○愛國婦人會神奈川縣支部授産所

愛國婦人會本縣支部の一施設たる婦人授産所は市内保土ヶ谷區天王町に在り。中産階級以下の婦人に對し技術を習得せしめ生活の安定に資するを以て目的とす。事業の内容は、和服部、ミシン部、洋裁部等を設け日曜日祝祭日を除く外毎日午前八時より午後四時まで授産竝に講習を行ふ。而して講習員には其の製作又は加工品に應じ毎月十五日三十日の二回に工賃を仕拂ひ、尚講習料として和服部は一箇月一圓、洋裁部は二圓を徴收す。昭和三年度に於ける授産實人員三百七十一人、講習實人員四百五十三人を算せり。

○横濱婦人自助會

大震災後の本市復興に關しては市内在住の有力なる婦人の間にも市民として應分の負擔をなし速かに之を完成せしめんとするの議あり、先づ團體組織の必要を認め大正十五年七月市役所に於て第一回協議會を開き本縣内務、警察兩部長、市長、兩助役の各夫人を始め市内教育、社會事業其の他各方面有力者の夫人等五十餘名の出席あり、席上有吉市長より一場の挨拶の後議事に入り名稱を横濱婦人自助會として會則を決定、會長に市長夫人、副會長に兩助役夫人を擧ぐ。本會の目的は一般家庭の婦人に對して内職の奬勵を圖ると共に進んで之に關する調査研究を行ひ必要なる施設をなすにあり。創立以來事務所を市役所社會課内に置き授産場の經營、展覽會講習會開催等の諸事業を實行し、昭和二年二月より今日に至る迄恩賜財團慶福會、縣市より一萬五千餘圓の助成金を交付せられ彌々其の基礎を固め今日に至れり。

○横濱婦人自助會授産場

本所は元市内蒔田町に設置せられ本縣の經營に屬したりしが、昭和二年四月建物及び備品の全部を擧げて價格一萬四千餘圓を本市に無償交付を受け、次で本會をして之を經營せしむるに至れり。入場希望者に對しては特別の資格を設けず百五十名を限度として受付け、ミシン、和服、手藝の各部を置き同四年六月迄の間に於て八百餘名の受講者を出し、同月櫻木町中央授産所内に移り主としてミシンの講習のみを繼續せり。設備としては同授産所三階に於て作業室其の他三室を使用す。昭和四年四月より五年一月に至る事業狀況は申込者數百九十一人、入所者數百五十一人、出席延人員九千六百九十三人、一日平均出席人員三十八人、加工數量一萬三千七百二十四點、收入金合計三萬五千三百九圓を示せり。

ト　教化施設

(一)　隣保館

○愛國婦人會神奈川縣支部隣保館

(二)　其の他

○横濱禁酒會

○神奈川縣青和會

(一)　隣保館

○愛國婦人會神奈川縣支部隣保館

愛國婦人會本縣支部の設立に成る隣保館は市内保土ヶ谷區天王町にあり。婦人の向上心涵養兒童保護思想善導其の他婦人生活の安定に關する事業を目的として大正十五年六月創設せり。敷地總坪數三百八十坪、建物坪數百九十餘坪、外に附屬建物等を有し、館の内外に亘り各種の施設をなす、其の種類狀況等を略述すれば次の如し。

婦人宿泊

別ニ時間ノ制限ヲ設ケズ隨時希望者ヲ收容シ一泊料金十五錢(滯圖ヲ有スルモノハ十二錢)ヲ徵收ス、而シテ宿泊室ハ六疊、八疊、十疊ノ三種ニシテ計五室アリ。

兒童健康相談

常設ト巡回トニ分チ常設ハ毎水曜日ノ午後、巡回ハ毎月二回第一、第四金曜日ニ市内私設託兒所ヲ中心トシテ行フ昭和三年中ノ成績八百名以上ニ達セリ。

婦人職業紹介

婦人ノ職業紹介、人事相談ハ常ニ之レニ應ジ、昭和三年度ニ於テハ紹介九十九名、相談ハ二十五名ヲ算ス。

講習講演會

婦人講座、震災記念講演、技術講習等時ニ應ジテ開催ス、昭和三年度ニハ十數回ニ及ビ母ノ會等ヲモ開ク。

託兒所

壹間勞務ニ從事スル家庭ノ幼兒ヲ受託保育シ、幼兒部、乳兒部ニ分チ幼兒ハ三歲以上就學期迄マデ、乳兒ハ三歲以下トス、一箇月平均五十名内外ノ保育兒童アリ。

(二)　其の他

○横濱禁酒會

横濱市は我が國に於ける禁酒運動發祥の地にして、明治八年時の英國公使サーハーリパークス氏の在留外國人間に始めて禁酒會を組織し自ら其の會長となれり。然るに其の後之れに倣ひ全國各所に禁酒を目的とする團體續々として設立せられ、本市にありても二三の發會を見たるも永續するに至らざりしが、同十九年十一月林藪氏の寺尾亭氏等と共に創立せる横濱禁酒會は當時分裂等のことありたるも今日の基礎を確立したるものなり。斯くて同會は設立後直ちに機關雜誌を發刊し同二十三年少年禁酒會を設け、三十一年全國合同の日本禁酒同盟會成るに及び之れに加盟すると共に其の目的たる絶體排酒主義に基き講演會宣傳竝に機關雜誌發行等の事業を實行し來れり。本會の事業成績は精神的運動なるを以て擧げて表示するを許さざるも創立以來の入會者約一萬人に達すべく、又大正十二年一月實施せられたる未成年禁酒法も本會の努力に負ふ所少なからず。其の他日清日露兩役、各地水難火災等に金品を贈與し又各種の慈善矯風事業に參畫活

動し來れり。現在事務所を市内中區西戸部町に置き昭和四年度末の會員數六百五十八名あり。尚ほ同年度中に實行したる事業の主なるものを擧ぐれば映畫會竝に講演會十回、酒ナシデー施行二回、展覽會出品、禁酒標語募集、衆議院議員候補者に對する二十五歳禁酒法賛否質問、機關紙發行等なり。

○神奈川縣青和會

本會は大正十二年八月本縣主催を以て開催せられたる社會教化講習會に出席したる講習員の自發的に組織せる團體にして、神奈川縣廳内に事務所を置き縣下九箇所に支部を設け昭和四年末に於ける會員數九百餘名を算す。本會の目的は專ら同胞間の融和を圖るに必要なる事業を實行するにあり、常に人類愛の精神を强調し之が喚起に努む。今日まで實行したる事業の主なるものは講習會、修養會の開催パンフレット刊行、機關紙發行等なり。

チ　私設團體事業機關

(一)　連絡統制

○神奈川縣社會事業協會
○社團法人神奈川縣匡濟會
○財團法人横濱基督教青年會

(二)　同上婦人部

○横濱聯合婦人會
○横濱基督教女子青年會
○婦人矯風會横濱支部

(三)　其の他

○社團法人神奈川縣匡濟會横濱社會問題研究所
○横濱市社會奉仕協會
○神奈川縣盲人協會

(一)　連絡統制

○神奈川縣社會事業協會

本協會は大正八年の頃即ち本市社會事業實行の初期に於て、當時の市長久保田政周氏は私設社會事業團體を網羅せる連絡研究機關設置を計畫し、同十年關係者の協議會を開催したる結果横濱慈善協會の設立を見たるを其前提とす。同十一年十一月事業の擴張充實を期すべく同會を解散すると共に、全縣下有志の賛同を得て今日の名稱の下に基礎を確立せるものなり。斯くて原富太郎氏を會長とし市内表高島町に事務所を設け縣下社會事業の發展を圖るを目的とし、會内に第一部より第四部に亙る四個の部會を置き救護政策、兒童保護、福利事業、社會教化等に分ちて研究調査を行ひ、此の外講演會、社會事業從事員慰安會等を開催し尚同十二年の大震災後縣下の社會事業施設の被害甚だしく其の復興容易ならざるに鑑み大正十四年度に於て私設二十三團體に對し總額六千四百二十圓の助成金を交付せり。昭和二年度現在所有基金五千圓、同豫算額二萬二千五百圓を計上し目的の達成に努力し來りしが、昭和三年三月組織を改めて本縣知事を會長に同學務部長

を副會長に推し事務所を縣廳内に設置せり。

○社團法人神奈川縣匡濟會

世界大戰の影響として諸物價の暴騰、生活の不安は延いて人心の動搖を來し、大正七年頃より世情騷然たる狀態にて所謂米騷動の如き不祥事を惹起するに至れるが、本縣に於ては民心を融和し之を未然に防止せんとし先づ物價の調節を圖り、更に有志の寄附金、内務省配當金の外特に　御下賜金の事あり。總計五十八萬七千餘圓を得たるを以て、外米廉賣其の他の應急事業を實施し同時に縣下社會施設助成の資に供せるが、大正七年八月、當時の有吉縣知事は久保田市長を始め民間有力者と協議を遂げ救濟機關設置を計畫す、即ち本會の前身たる社團法人神奈川縣救濟協會は同八年一月設立認可を得たるものなり。

斯くて其の後名稱を神奈川縣匡濟會と改め事務所を縣廳内に置き、細民狀態の調査を行ひ之に基き救濟の方法を講じ事業の擴張と共に新に資金百四萬餘圓を募り、小住宅建設、公設市場設置、社會館の建設等の諸事業を遂行し、又社會問題研究を起して社會事業に關する調査研究の機關たらしむる外、各種の附帶事業を實行して本縣社會施設發達の上に貢獻する所少なからず、尙本會により行はれたる施設に就ては個々に詳述せるを以て此處には省略す。

○財團法人横濱基督教青年會

本會は基督教の主義精神を基調とする青年團體にして、明治十八年早くも其の前身的團體の設立を見漸次會員の數を增加し、同三十六年一月會務の改善を加へ更に大正二年六月には財團法人組織成ると共に會館の建設を計畫實現し宗教教育、社會各種の事業を實行し來りしが、同十二年九月の大震災に際し市内常盤町なる石造四階建本館竝に附屬木造家屋四棟共に全燒の大害を蒙れり。然るに幸ひにも本館内部は石造なりしを以て崩壞のみにて火炎を免れ、震災直後の九月十七日より全國基督教青年會と協力して罹災市民の救護に努め、本館内及び横濱驛前長者町、上野町の四箇所に幕舍を設け飲料水、食糧品、衣類、寢具等の配給、郵便電報の取扱、無料代書、無料理髮、巡回慰問其他に活動せり。斯くて十三年七月本館内部の修理を施し外人宿泊所、禮拜所、音樂會等の會場に提供せる外會員、宗教、教育、體育、社交、少年、社會の各事業部を復活して

活動寫眞會、講演會、體育實演會、全市美化運動、警察官消防員慰安會、市民大學講座、宿泊所、公衆食堂

夏期天幕村

の諸事業を始め縣市當局の應援を得て時に應じ極めて多方面に奉仕的努力をなし、殊に社會事業部は本市の社會事業界に重要なる任務を果せり。震災後震災救護會より三萬八千圓を、次で内務省より四萬圓を各補助金の交付を受け種々の事業竝に前後四回に亘る會館の修繕等に充て、同十五年五月本會從來の基金及び寄附金を以て會館增設の工を起し昭和二年五月完成を告げ、現在有する建物は舊館鐵筋コンクリート四階建延坪六百坪、新館同四階建建坪三百坪、此の建築費前者は十六萬餘圓、後者は九萬圓を要し、館内には社交室、圖書室、撞球室、卓球室、講堂、宿泊室、倶樂部室、浴室、食堂等を配置す。而して尙附屬事業として簡易宿泊所、英語學校等あり社會改善に關する多大の貢獻をなせり。

(二)　同上婦人部

○横濱聯合婦人會

本會は横濱市内に於ける各婦人團體の聯合に依り成り各團體の會員を其の會員とするものにして、大正十二年十二月創立せられ會内には左の四部を設けて調査研究竝に實行に當り、一方市内宮崎町に工費二萬五千圓を以て建設の婦人會館は昭和二年五月落成を告げ、工事費中一萬三千圓は一般よりの寄附に依るものとす。建物は木造スレート葺二階建にして總建坪二百十八坪二合館内には大講堂を始め會議室、食堂、事務室、應接室等の諸設備を有し、各種の婦人の會合は勿論廣く一般に利用せられつゝあり。而して會の經費は會費、寄附金、事業收入等に依り支辨し、事業の主なるものは不用品交換會、各種講習會、講演會等なり。

部　會

一、家庭部、衣食住其ノ他兒童教育等諸般ノ事項ヲ研究シ之ガ改善ヲ圖ル
一、社會部、各加盟團體ノ協力ニ依リ社會福祉ノ增進ヲ圖リ社會奉仕ノ實ヲ擧グルコト
一、職業部、婦人ニ對スル産業ノ奬勵生産技術ノ輔導等時勢ニ適應セル授産ヲナスコト
一、教育部、女子教育ノ向上ヲ圖リ眞ノ婦人性ヲ發揮シテ且母性ノ立場ヨリ其責任ヲ完了スベク努力スルコト

○婦人矯風會横濱支部

明治二十五年婦人矯風會の設立成り其の本部創設と共に横濱支部を置く、同會は婦人矯風事業を目的とし禁酒禁煙廢娼、婦人參政權、一夫一婦實現等各種の運動を行ひ、又婦人職業紹介及び人事相談に應ずる外目的貫徹に必要なる諸事業を實行し來り、最初は事務所を横濱基督教女子青年會館内に置き角倉嵯峨子氏會長に推され僅かに八名の會員を有するに過ぎざりしが、十年間に百三十名の會員を得、會の基礎漸く定まり大正九年には職業紹介を開始して相當の成績を擧げつゝあり、し際偶々大震災に遭遇するに至れり。斯くて災後直ちに市内蓬萊町メソヂスト教會内に移轉し臨機の處置として尾上町五丁目に無料休憩所を設け、翌十三年二月基督教聯合會と提携して廢娼及び遊廓地移轉の各運動を起し、他面婦人聯合會に加盟の上乳兒保護運動にも協力する等其の他機會ある毎に同會の精神に基き各種の問題に善處し今日に及べり。

○横濱基督教女子青年會

本會は大正二年四月市内婦人有志の第一回協議會に於て設立を決定し、山下町五十一番地に臨時事務所を置き十名の臨時委員の下に事業を開始したるものにして、大正五年本町六丁目に會館を設置して會の基礎漸く定まり會員の數百九十名に上れり。本會の目的は基督教主義に基き婦人相互の間に奉仕の念を養ひ靈育、智育、體育及び社交上の改善を圖り個人、家庭、社會を聖化するにあり、之が貫徹を期するため宗教、教育、體育、社會、商工の各部に分ちて有職婦人の人事相談、外國作法講習、婦人寄宿舍、タイピスト養成、職業婦人夜學、渡航婦人乘船手續、工女慰安會、生絲檢査所從業員慰安等種々の事業を行ひ大正十一年九月現在の會員六百名に達するに至れり。然るに一度大震災襲來するや所有建物を殆んど全燒し一時基督教青年會館内に、次で太田町五丁目の幕舍内に各假事務所を設け、先づ罹災市民の救濟に努力し又婦人及び兒童のために隣保事業を開始せるが、翌十三年二月木造二階亞鉛葺二階建百五十二坪の假會館建設成り、直ちに宗教部及び教育部を復活し震災後已むを得ず退學せる者其の他の婦人のため各種の講習會を開き、又別に婦人寄宿舍、休憩所等を開設せり。尚特筆すべきは紐育のダヌタルーザ氏が震災のため殃死せる愛孃ミセス、レーシーの記念として本會に金一萬圓を寄附したることにして、之により市内本牧町八王子に夏期婦人

休養所を建設し十四年一月落成す、此休養所は木造亞鉛葺二階建にして延建坪七十四坪階下には會議室、應接室等を設け階上は宿泊室に充て毎年夏期に於て五百人を收容す。以上の外時に應じ婦人相互の向上に資する各種の事業を行ひ、尚會館本建築に關し種々研究中なるも未だ具體化するに至らず。

(三)　其の他

○社團法人神奈川縣匡濟會橫濱社會問題研究所

本所は社團法人神奈川縣匡濟會により設立せられ、一般社會問題及び生活狀態を調査し之れに基き社會施設の研究をなすを目的とす。大正十一年左右田喜一郎氏を所長に推し同七月橫濱商業會議所内に研究室を設けて其の目的を達するに努力し、同十二年大震災の爲類燒の厄に遭ひ調査資料全部を湮滅せるも、翌十三年四月橫濱社會館内に研究室を置き十四年二月研究の一部を取纏め、社會問題研究叢書第二編「新カント派の社會主義觀」を刊行せり。尚此の外「社會問題としての物價低落論」等の編書あり。

○橫濱市社會奉仕協會

昭和四年九月一日の大震災七周年に際し神奈川縣社會事業協會は全縣下に亘り「奉仕袋」を配布して社會奉仕の觀念に基く縣民の淨財を醵集し、本市に於ても其の趣旨に從ひ方面委員の努力に依り全市に募集を開始せる結果、人員六萬一千二百五十五名、金額一萬二千三百七十五圓餘の多額に上り、次で同年十月社會事業協會より右の内七千四百二十六圓を本市に交付せられたるを以て之を將來有效に使用する目的の下に同年十一月三日本協會を設立したるものなり。本協會組織の大要を記せば會長に橫濱市長を推戴し副會長は同助役、常務理事は同社會課長、理事は本市方面常務委員委員は方面委員を各委囑す。主なる事業は社會事業に關する調査研究、災害救助、其の他社會奉仕的施設にして設立以來社會問題研究會の開催を始め風水害、火災罹災者救助、方面事業助成等を實行し、之等に要する經費は本市補助金、一般寄附金、積立金收入、其の他より支辨す。而して昭和四年度本積立金三千餘圓を有せり。

○神奈川縣盲人協會

本協會は本縣下に在住する盲人相互の親和を厚くし其の教育の普及を圖り、且つ福利を增進するを目的として大正十五年十二月創立せられたるものにして、神奈川縣廳社會課内に事務所を置き本縣學務部長の職に在る者を會長とし理事長一名理事六名を以て事務を處理す。而して縣下二十餘箇所に支部を設け事業の主なるものは盲人教育の外毎年總會を開き目的の達成に努め、經費は本縣助成金、寄附金等に依り支辨し會員數常に八百名の多數を示せり。

第二十五章　衛生施設

一　災前の衛生施設

1　概說

近代都市としての體系を整へたる本市は衛生的施設も又國港都市に相應しく市民の保健衛生を考察して整備せり。其一班を述ぶれば明治五年創設にかゝる本市立十全醫院は老松町の高臺に在りて延建坪二千九百六十二坪、病床百三十五を有し、入院患者一日平均百七人、外來患者一日平均二百四人を診療せる狀況にありたり。又本市立萬治病院は傳染病患者收容の爲明治十二年の創設にかゝり、浦舟町に在りたるを大正七年、三年間繼續事業として瀧頭町に總工費四十七萬六千九百二圓を費して移轉新築を計畫し、同八年起工同十一年四月末竣工、六月より患者を收容し恐るべき傳染病の傳播を防ぎつゝありたり。次に肺結核患者を收容する爲本市は大正七年保土ヶ谷區岩間町に地を相し、工費二十一萬六千六百八十五圓を以て起工し同九年略完成せるを以て九月二十八日開院、患者を收容し同病の治療竝豫防に努め、尙ほこの他本市は消毒所、隔離所、齋場、火葬場墓地、公衆便所、屎尿貯溜所、塵芥取扱場等の都市衛生に關する施設に對しても遺憾なきを期せる外全市三百餘の衛生組合をして活動せしめ、且これを打つて一丸とせる衛生組合聯合會を大正十年九月結成し、衛生思想の普及竝諸般の衛生事務の實施に裨益するところあらしめ、又種痘、捕鼠、大清潔法實施等日常及隨時留意すべき衛生諸施設に關しては細心注意しつゝありたり。今左に各項

につき要項を記述すべし。

ロ　十全醫院

本院は市内老松町の高臺に位し東京灣を俯瞰し遠く富岳及武相の連峯を眺め、且閑靜にして病客療養の適地なりき。今其の由來を尋ぬるに本院は明治五年七月時の權令大江卓氏の主唱に依り本市太田町六丁目に創設したるものにして當時之を横濱市病院と稱したり。然れども市民は此の假病院にて滿足せず完全なる病院の設立を高唱し建築費の寄附を募り、三井八郎右衛門外十九名より六千餘圓を得、之を資金として野毛山修文館跡(主として英學を授く)に本建築を爲し、明治六年一月米國人セメンズ氏を聘して治療主任とし之に邦人千葉鐵藏、古谷野好、内藤三郎を助手として配屬從事せしむ。同年十二月功竣り茲に移轉し同七年二月十全醫院と改稱す。此年天然痘流行猖獗を極めたれば本院に天然痘病院を附設し、盛に種痘を奬勵し種痘濟者に其の證を附與するの制を設く。是れ本邦に於ける種痘濟證交付の嚆矢とす。同十三年七月セメンズ氏辭し和蘭人ブッケマン氏英國人ボエーラ氏米國人エルドリッチ氏相次いで治療主任となり、明治二十二年四月始めて院長を置き醫學士廣瀬佐太郎氏の就任を見たり。同二十四年四月本縣經濟より本市の經營に移管せらる。其後漸次規模擴大し設備大に面目を改む、明治三十八年六月處務規程を改め醫務、藥劑、事務の三局を置き、事業の發展事務の統一を計り其後建物の改築を行ひ施設大に整ひ業績亦見るべきものありたり。かくて大正十二年九月震災直前に於ては本館、病棟、寄宿舍等を合せ木造延建坪二千九百六十二坪、病床百三十五、院長以下職員三十五名、看護婦及び生徒百八名、守衛以下の從業員四十一名の定員を有し、診療科目五科、外來患者平均一日二百四名を算せり。

ハ　萬治病院及隔離所、消毒所

本院は傳染病豫防法令に據る本市唯一の傳染病患者收容施設にして、明治十二年以來當時吉田新田と呼び今の十全醫院所在地に在りたり。其後改築の必要に迫られ、大正七年度より三箇年繼續事業として移轉改築の計畫を樹て、市内瀧頭町字扇ヶ谷に敷地六千五百八十四坪を買收して木造平家建五十四棟、千五百三十四坪、收容定員百三十名の規模にて新營費四十三萬八千七十四圓を以て工を起せしが、豫定に後るゝこと一箇年大正十一年四月竣工を告げ、同時に使用條例を改正して特等、一等、二等、三等甲、三等乙及無料の六種に區別し、患者の希望に應ずる制度として經營せしが新築後僅かに一年五箇月にして震災に會せり。

○隔離所

傳染病豫防法令に基き病毒感染の虞れある健康者を一定の日時間收容する所にて、就中コレラペストの如き輸入傳染病と密接の關係ある開港都市として必要なる施設にして、明治三十五年十二月始めてペスト發生以來引續き多數隔離者の收容に困難を感じ、同三十六年傳染病院敷地(現在十全醫院所在地)を區劃し、二十八室三百名を收容し得る平家バラック假隔離所を建造して使用に充てしが、大正十一年傳染病院は現在の場所に新築移轉せるも經費の關係上隔離所は其儘殘置して震災に會したり。

○消毒所

傳染病毒に汚染せる物品類は一定の個所に於て消毒するは、該病豫防上の措置として、必要缺くべからざる施設にして、殊に本市は開港場たる關係上市制施行前明治二十年既に翁町五丁目河岸

に設置したりしが、大正八年火災に罹りたる以後は假隔離所機關室の一部を以て之れに充て、萬治病院(傳染病院)の移轉改築と共に之れが新築を計畫し、同院構內に費用金一萬一千六百三十五圓を以て設備し、大正十一年四月事業を開始せり。

二　療養院

結核豫防法に依り大正七年四月內務大臣よりの設置命令ありたるに基き、大正九年八月營繕費二十一萬六千六百八十五圓を以て保土ヶ谷町岩間字大原に、敷地面積五千百三十八坪一九を買收して病棟其他木造平屋建七百四十四坪餘を建設し、收容定員百名なるも常に入院希望者多く、爲に規模の擴張を急としこれが計畫中に屬せり。

未其の他

(一)　齋場　約四十坪の亞鉛板葺バラック造建物を區分し、一方を墓地と火葬場の事務所に充てたるも、老朽建築物なると設備不十分なりしを以て早晩改築の必要に迫りつゝありたり。

(二)　火葬場　舊來民營會社にて設備せるを本市に寄附せるものにして、其の事業を二十箇年間同會社に請負はしむべく契約し、市營墓地內に地を卜し火葬爐二十八箇を設置したり。　其の後請負期間滿了せるを以て市は直營となし數年を經過せり。

(三)　塵芥取扱場竝牛舍　市內七箇所に在り、一般家庭より蒐集したる塵芥は手車、牛車等により一時此處に搬入し、更に船積みとなし棄却場へ輸送する場所通稱河岸と稱し、各所共木造亞鉛板葺小屋にして建坪三十乃至六十坪なりしが、素より十分ならず。　而して搬出能率の點に於ても舊來手挽の運搬車を以てしては不十分なるを免れず。　茲に於て大正十二年八月中役牛を使用することに改め、朝鮮役牛五十六頭を買求むることゝなし、市內四箇所にバラック式牛舍の建築に著手せり。

(四)　塵芥處理所　本市產出の塵芥は大部分港外の海面埋立に棄却し、殘餘は市域各地に散在する池沼低地等の埋立、野天燒農作物の施肥、民營製灰會社の委託燒却等により、辛うじて處分せしが素より都市衞生上放任し置くべからざれば重要なる一大懸案と目し、常に市會の論議する處となりつゝありたり。

(五)　公衆便所　本市の公衆便所は明治の初年に淺野總一郎氏が出願して之を建設し、其の汲取を計畫せるに端を發せるものにして、全國都市に魁せるものと稱せられたるが、災前にありては全市に四十九箇所を有せり。　されど其の規模たるや極めて狹小にして設備亦不完全汚穢見るに堪へざるものも尠からざりき。

(六)　屎尿貯溜所　本市の屎尿處理は個人義務に屬し農家に販賣農作物の施肥に處分せられ居りたるに、化學肥料の勃興と一面一般勞銀の昂騰により農家側に於ては汲除運送費と、依りて得たる屎尿の肥料價値は到底之に伴はず。　寧ろ化學肥料を用ふるに如かずとの觀念より屎尿を嫌忌するの傾向を呈し、大正十二年夏頃橫濱市を得意として之れが供給を受け居たる本市郊外農家は購買或は無料汲除を廢し、有料汲除の制を實現せむとし、一時不汲同盟を行はむとするの機運を醸成したり。　爲めに一部市民中には其處分困難の狀況あるに鑑み之れが對策として大正十二年七月市會の議決を經、本市直營委託汲除の制を設け萬一の場合は汽車便を以て需用者多き農村地に

輸送し、處理の圓滑を計るべく策を樹て、縣下茅ヶ崎町に民有地三百七十坪七合五勺を借地し、貯溜所十六個(收容力八百八十五荷)竝に藤澤町辻堂に民有地五百二十八坪八合二勺を借地し、貯溜所二十七個(收容力一千三百三十一荷)を設備し以て其用に供せり。

二　震災被害概況

イ　十全醫院

九月一日に於ける最初の激震に因り崖際に建てる山手病棟は三十五度の傾斜を爲し、同時に各建物至る所天井墜落し廊下一帶の窓硝子は物凄き音響と共に破壞し、濛々たる壁塵を飛ばし混亂最中に足腰の立つ者は職員、看護婦等の必死の活動に依り辛うじて中庭に避難せしめたり。當日入院患者百二十九名中幸にして一名の死者、重傷者を見ず、僅かに看護婦二名、附添人一名が廊下の下敷となり輕き擦過傷を受けたるに止まりたるは不幸中の幸なりき。午後三時頃院外に避難したる患者は附近の失火に遇ひ刻一刻危險に迫りたるを以て、更に職員、看護婦は極力之を安全地帶に移すこと前後三回にして全員漸く院の後方、市長公舍裏手のテニスコートに避難せしめたるが、同所に移るには高崖あり而かも高崖崩壞し登攀頗る困難なれば職員の一人奮然震動中に係らず院內に入り消火用ホースを持ち出し崖上より垂下し漸く登攀するを得せしめたり。而して此の時既に小松原方面の避難者殺到し居り立錐の餘地なき狀態にて患者の救護に頗る困難を極む。かくて午後五時頃烈風砂を捲き天候險惡となれるが、此時半倒壞に瀕したりし本院は隣接の近藤病院竝田中氏邸より延燒し、漸次本館及新館病棟を燒き一同の努力も及ばず終に猛火の爲め午後八時燒失せり。而してテニスコートに移したる患者の身邊も猛

燒失セルル横濱市十全醫院

火の爲め危險に迫り依りて已むなく輕症者は附添人に一任して遁れしめ、重症者は看護婦に同伴せしめ市長公舍西北方の盆地に避難せしめ、終夜患者の慰問介抱手當を盡したるが危險眼前に迫り此の世ながら焦熱地獄に在るが如く、阿鼻叫喚の聲山野を壓し眞に慘狀を極めたり。當時職員は震動頻發するに係らず屢々院內に入りて顯微鏡三臺、膀胱鏡一具、診察用砂時計一個其他雜品竝に繃帶材料の若干、事務局に於ける出納書類及庶務書類の一部(現金は當日出納閉鎖後に付取扱銀行に持ち歸り濟)を持ち出すことを得たり。而して本院建物の被害は七十七萬一千七百餘圓、器具器械十五萬五千餘圓其他を合せ總額約百萬圓に達したり。

ロ　萬治病院及隔離所、消毒所

萬治病院は大震の激動により本館の壁面は龜裂を生じ、瓦は悉く墜落し地盤の低下せること一尺に達せり。試驗室の地盤も大龜裂を生じ建物亦傾斜して見るに堪へず、病舍の屋根瓦は全部墜落黃塵濛々咫尺を辨ぜず、患者の恐怖言語に絶し凄慘の狀又言ふべからず。されどこの間に於て入院患者四十四名は悉く無事なるを得たり。

次に隔離所は全燒し、消毒所は幸に火災を免れたるも大破して修理の見込なきに至れり。

八　療養院

本院の總建坪七百四十餘坪の內九十六坪を殘し其の他は全部倒壞せり。就中病舍は第一次の激震の際猶豫なく潰滅したるを以て重症患者に對しては手の施し方なく、殊に救援の暇を得ず爲に患者十二名を壓死せしめたるは遺憾の至りとす。其他の患者にありても症狀の不良なるもの等多數ありて當時の保護救援は眞に慘苦を極めたり。

二　其の他

(一)　齋場及火葬場　共に不備なる建物なりしを以て激震第一次にて全潰せり。然るに其の直後は無數殃死者を荼毘に附する必要上、火葬爐の多くを必要とするに際し使用に堪えざりしを以て特に困難を極めたり。

(二)　塵芥取扱場竝牛舍　市內七箇所の塵芥取扱所は皆河岸に建設せるものなれども悉く燒失して一つを剩さず。四箇所に建設中の牛舍も亦全潰燒失の厄に會し數頭の役牛も燒失するに至れり。

(三)　公衆便所　災前にありては固より不備なる建物なりしも、四十九棟は悉く燒失又は全潰して使用に堪ふるものなきに至れり。

三　衞生善後處置

イ　十全醫院

本院に於ける當日の慘狀及避難の苦心は前記の如く患者の病苦と併せたる心勞亦察するにあ

りある處なるが、辛うじて同夜を明し翌二日に至るや第二の困苦は患者職員約百五十名を擁して一滴の水なく、やがて食料の供給をも得ざる事情にあり。然るに幸にも橫濱船渠會社貯藏庫にて糧食の配給ありとの報に接するを得たり。こゝに於て本院賄方を派出し六俵の米を得同時に又水道貯水池の後方に井戶を發見し、之に依り患者及び職員漸く飢渴を凌ぐを得たり。而して此の日重症患者收容のバラック築造の必要に迫り、寢食を忘れて燒跡を迴り古トタン、燒木材を蒐集し不完全ながら小屋を建て患者を收容したり。三日午後三時頃より驟雨あり假り小屋は雨漏りのため困却せしも各員の努力により辛うじて急場を救ひ尙ほ前日に引續きドック會社に人を派し糧食を運搬す。又曩に洋行中の片山病院長歸院し勇氣大に昂り、四日より縣廳の求めに應じて看護婦を派遣し、又市內に醫員を派して藥品醫料用品の調達を計り、或は大阪、神戶よりも藥品及器具の供給を求め、一方市內の外傷患者の爲め救護班を組織し救療に從事せしめたり。會々火災を免れたる老松町平沼久三郎氏より同邸を假病院として開放し度き旨申出でありたるも、既に同邸には四、五百名の罹災民ありて避難所と化し、容易に使用を實現するに至らず、仍て院長、事務長等は晝夜の別なく市內に殘存せる公共建物を逐一巡檢し假病院の建物を得る爲め焦慮せしも、一本松、稻荷臺、南太田の各小學校、神奈川縣第一中學校等何れも大破して使用に適せざる爲、平沼邸に於ける多數の避難民を說得退去せしめ同邸を假病院とし、六日假橫濱市十全醫院の標札を揭げ、餘震頻發の中、各員を督勵し診療に從事せるが醫療藥品及材料の供給に非常なる困難を感せり。然るに神奈川某藥店及東京山手方面の藥舖より辛うじて購入し得たるも亦水の缺乏、及び消毒器類の供給難にして手の消毒の如き晒粉を投入したる水を以て代用したることあり。而して開院後に於け

る繁忙亦名狀すべからず。臚て東京方面よりの藥品供給順次潤澤となり、又曩に阪神地方に於て購入したる衞生材料漸次到著し、次で十月十三日內務省衞生試驗所より多數の藥品衞生材料の配給を受け、同月二十一日シーメンス社よりレントゲン裝置を購入（當時市中唯一の裝置たり）して應急の治療設備を整へ、十月二十日に於て入院患者五十名、外來三百四十名に達して日々殺到し來る傷病者の入院設備狹隘を告げ、且つ前記假病院建物は餘震の爲め至る所雨漏り個所增加し、患者收容上に多大の困難を來したる際會々香港よりバラック病棟の寄贈あり。仍て十一月十日舊病院跡にバラック病棟建坪百四十四坪の增築を爲し、翌十三年一月二十日落成し更に三十四名の收容力を增し、一時の急に備へたり。

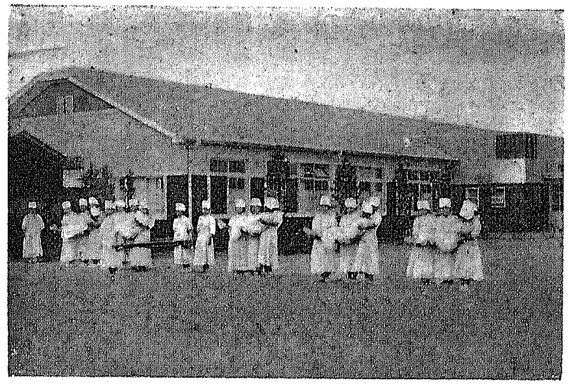

横濱市十全醫院假病舍

此の間診療したる入院患者延人員二千五百九十一人、外來患者延人員四萬六千六百七十二人、救護班派出數五十七班とす。

大正十二年十二月六日工費十二萬五千圓を以て南吉田町元橫濱市萬治病院跡に應急病院新築案を市會に提出し、此の協贊を經、翌十三年六月二十三日竣工し平沼邸より移轉せり。本院は假設病院規則に依り建築したるものにして木造平家造り床高さ二尺据土臺とし、柱下杭打天井高さ九尺五寸屋根裏板上にヂシソイト敷き亞鉛引生子鐵板葺とし、內部コーネルエード張外部亞鉛引鐵板にして本館百四十三坪、外來診察所二百三十七坪、第一病棟二百三十七坪、第二病棟百九十七坪七合五勺、隔離病棟四十八坪、看護婦寄宿舍九十六坪其他二百九十八坪計一千二百五十四坪七合五勺とす。

大正十二年十一月五日　皇后陛下に於かせられては本市震災の狀況御視察竝に各臨時病院の傷病者御慰問の爲行啓あり、午後零時四十分假病院平沼邸に行啓遊ばさる。

陛下には當日患者を直接御勞はらせられ、別して乳幼兒及婦人患者には一々病名病狀御下問あり、又震災直後の出產傳染病、脚氣等に御軫念御下問を賜はり、片山院長詳かに狀況を奉答する所ありたり。又同年十二月二十五日には罹災患者の狀況を御軫念遊ばされ格別の御思召を以て特に入院患者七十八名に對し夫々衣類一著宛　御下賜の御沙汰ありたるを以て一同皇恩の優渥なるに感泣し病苦を忘るゝの思あらしめたり。

大正十二年二月十六日震災後百七日を經過し一般の秩序漸次回復し市民の生業亦漸く其の緒に就きたれば、一部の施療を存續する外低額の入院料其他を徵收することゝせり。

入院料　一等　一日　金三圓、二等　一日　金二圓、三等　一日　金一圓

此の間素より收入寡く本院の基本財產及積立金を合せ八萬八千四百圓を施療費、臨時病院建築費中へ繰入れ經營に資したり。

附記　因に前記平沼邸を本醫院に假用せるに對し、同氏の厚意を感謝すべく、大正十三年七月二十一日市會の議決を經左記の感謝狀を贈呈せり。

感謝狀

平沼久三郎氏

大正十二年九月一日曉古ノ大震災勃發スルヤ同月四日ヨリ本年六月二十二日ニ至ル間全邸宅ヲ擧ゲテ本市十全醫院ノ假病舍ニ提供セラレ此ノ間診療シタル患者數十二萬餘人ノ多キヲ算ヘ市立病院ノ使命ヲ果スヲ得タルハ貴下ノ美擧ニ負フ所大ナリ仍テ玆ニ市會ノ決議ヲ經記念品ヲ贈呈シ感謝ノ意ヲ表ス

大正十三年七月二十一日

横濱市長　從三位勳二等　渡邊勝三郎

一　萬治病院

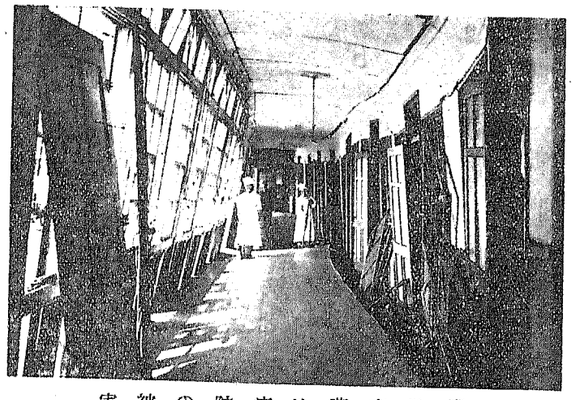

横濱市萬治病院の被害

本院は幸に燒失を免れたるを以て殘存病舍に患者を收容し一時其の難を避けたり。屋根瓦の存せざる爲餘震頻繁するも倒潰せざるべしと思惟するを得たり。されど障壁等の損傷設備の不備なる等により困惑を極む。殊に豪雨に會し雨漏甚しく患者の保護に對し勘からず苦心したり。

院內に於ける直後の狀況は大體前述の如くなるも全市は震災の爲に飮料水の缺乏衛生諸施設の破壞等より漸く赤痢腸窒扶斯等傳染病患者續發の傾向を呈せるを以て、本院の使用に堪ふる病舍は應急修理の必要を來し晝夜續行假修繕を施したるも、忽ち滿員となり如何ともし難きを以て更に病棟急造の議を起し、百五十名を收容するに足るべき病舍二棟を增築したり。然るに尙不足を告げて止ます。依つて前記同樣の病舍四棟の增築をなし成るに從ひて收容したり。今試みに當時の收容患者を記す時は九月中百六十九名、十月中四百十九名、十一月中三百五十九名、十二月中二百八十四名の多きに達したり。

二　八療養院

本院の被害は甚しく多數の患者を殪死せしこと既に前記の如くなるが、かゝる場合は須臾も躊躇すべからざれば一萬六千六百七十餘圓を以て殘存病舍に修理を加へ、尙使用に堪ふるものには應急工事を施し、更に內務省より震災義捐金の內金五萬圓の配分を受け、平家バラック病舍八棟三百三十七坪八合五勺を急造し一時の急に備へたれども、尙不十分なるを免れざるに際し、偶々震災義捐金の配付を受くるに至りたるを以て、更に病舍二棟、附屬家一棟、汚物燒却場一棟を增築し且備品を整ふるを得て、其の設備は素より不十分なるも克く其の用に應ふるを得たり。

三　其の他

(一)　火葬場　殪死者算なく遺族は火葬場に墓地に搬入し無緣の慘死者は市吏員の手によりて處分したるが、この場合に於て火葬場の急施を必要とし假火葬爐を設け、一時の要求を充したれども棺桶山積し慘狀言語に絶したり。

(二)　塵芥取扱場　災後衛生設備の全潰と市民生活の無秩序とにより塵芥廢棄物不淨品等隨所に積んで山をなし、放置すべからざるを以て代用としてバラック式小屋を急造し此處に塵芥を蒐集して一時の急を救へり。されど舟車亦燒失して其の數激減し輸送力の不足と相俟ち當時の處置は頗る困難を極めたり。

四　救援同情

災後における善後處置としては內外の深厚なる救援同情を回顧せざるべからず。就中衛生保

健方面に關しては特筆せざるを得ず。直後に於いて本市の職員たる醫員看護婦等も罹災民の傷病手當に從事し、又市内の醫員等も蹶起克く活躍せるも當時の如く非常に際しては其手不足なるは論なく施設亦不備を極めたり。然るに第五章において既記の如く京都、大阪、兵庫、奈良、滋賀、石川、和歌山、愛媛、八縣の聯合になれる病院の設置を初めとして、其の他各府縣郡市等より派遣せる救護班竝宮内省遞信省の救護班、學校會社其の他諸團體、軍隊等の救護班の援助は實に甚大なるものなりしなり。當時衛生施設全潰の爲に赤痢、腸チブス等の彌蔓を免れざりしとはいへ、若し是等の援助なかりせば其の蔓延する處極まりなかるべく、其の他一般傷病者の保護に對しても手の下しやうなかりしなるべく、茲にも重ねて感謝の意を表せざるを得ざるなり。

へ　市民の協力

(一)　衛生組合の活動

本市二百有餘の衛生組合がそれ〴〵の町内に於てよく諸般衛生上の注意をなし、就中井水に對する注意、給水事務の援助、惡疫の防備、蠅の驅除、種痘補助等に注意せるは特筆すべく、又衛生組合聯合會がよく衛生組合と提携して、結核豫防の宣傳、蠅取買收の援助、石油乳劑の配布、消化器病豫防宣傳、ペスト豫防心得の配布等に盡力した勞效も極めて大なりしなり。

(二)　諸團體

衛生組合の外在鄉軍人會、青年團、町内會等各種の團體がよく衛生事業に寄與し協力せられたるは、奉公の赤誠に出でたるとはいへ特に其の勞を多とせざるべからず。

四　復興復舊計畫

イ　十全醫院

本院の復興計畫は帝都復興計畫の一部として最初病床三百、工費百八十萬圓を計畫したるも其後復興案總額七十萬圓に決定し、(内四分の一國庫補助)大正十三年十月七日(自大正十二年度至大正十五年度)繼續事業として復興案を市會に提案し、其位置は從來の老松町舊病院敷地は狹隘なるのみならず十二分の一乃至十五分の一の坂路を控え通院の不便多く、且つ地割二段に分れ、多額の基礎工事を要する等幾多の缺陷あるに鑑み、寧ろ該敷地を本市に移し本市所管の南吉田町元萬治病院跡地を本院に移管し、該地を復興病院敷地とするを可とし提案したるも野毛方面地元より同地方の繁榮を奪ふものとして反對運動あり。又南吉田町方面は之に對抗運動を開始し爲に委員附託と爲り容易に決定に至らず漸く同年十二月二日に至り原案を可とする市會の議決を經たり。

ロ　萬治病院

本市諸般の復興計畫に伴ひ本院も改造することゝなれり。之が爲に先づ敷地を八千六百餘坪(舊來は六千五百餘坪)に擴張し本館其の他は修理改造の計畫を立て、病棟、炊事場等は鐵筋コンクリート造に新築し、大正十五年一月起工昭和四年三月竣工の豫定にて工費は豫算四十五萬圓を計上したり。而して新築建物は千百四十三坪五合、修理改造せるものは六百五十二坪五合、合計千七百九十六坪にして舊來は收容人員百三十名なりしを特等以下百八十四名に增加せり。

次に消毒所及隔離所も本病院内に建設し前者は鐵筋コンクリート平家建にして百二十一坪とし、二萬八千八百二十四圓を計上す。又後者は平家建石綿盤葺五百三十一坪となし、隔離室二十七

收容人員百二十四名外に醫務室、看護婦室、事務室、炊事場、浴室、消毒室等の設備をなし、敷地面積二千十六坪一合一勺の買收費二萬二百四十九圓三十七錢、建築費六萬九千三十一圓九十五錢計金八萬九千二百八十一圓三十二錢を計上す。

八　療養院

從來百名の定員にては收容力著しく不足し平素入所患者の停滯を告ぐるの狀況に鑑み、之を百五十名に增員すべく諸般の計畫を定め、復興新築豫算金三十五萬圓を計上し、隣接地二千五百六十四坪を新に買收して敷地の擴張を行ひ、之に最新なる病棟其の他本館等鐵筋コンクリート建八百九十五坪及附屬建百四十七坪等合計千九十坪二五一を新築することゝなせり。

二　其の他

(一)　齋場　祭祀の尊重すべきを考慮し且神佛兩式に使用し得べく建築上の外觀及內容に留意し、總工費約十萬餘圓を豫定し火葬場との距離を案じ地を相する計畫を立つ。

(二)　火葬場　舊來極めて不備なりしを以て之が改築を計畫し、各都市の實況を調査しつゝあり し際とて無煙無臭可燃性の方法による最新式爐の新築を計畫し、中區久保町大丸に畑地を買收し十六萬餘圓を以て建設に著手せり。

(三)　塵芥取扱場　本市復興の狀況に顧み衞生上を考處するは勿論外觀風致の點より、又取扱上利便を得しむべく愼重研究を遂げ復舊資金十二萬六千圓を得、場所に應じ大小二棟の建物を設計し、市內七箇所に建設の計畫を立てたり。次に又災前より計畫せる役牛使用に伴ふ牛舍は、比較的郊外に近き地所四箇所を選び牛舍の外番人詰所、物置、厩、者詰所をも附屬し復興資金一萬餘圓を以て建設の計畫を立つ。

(四)　塵芥處理所　災前より本市の重要問題として論議せられたる塵芥處理所は、他の復興計畫に促され之が解決を早められ進捗を得たるは寔に多幸とすべく、之が詳細記事は次節復興の實際につき其顚末を說述することゝなさむ。

五　復興復舊の實際

イ　十全醫院附同愛記念病院

上記復興計畫に敘說せる如く位置變更を提案し其の後之れが決定の爲め二箇月餘の時日を要し爲に著手期を遲延し、本館及附屬棟は大正十四年八月起工大正十五年十一月落成し、次で昭和二年六月第一病棟の建築に著手し昭和三年五月竣工す。以上の建築を了る爲には總額七十九萬八百七十四圓を要し、復興費は七十萬圓なる爲不足額は本院經濟より九萬八百七十四圓を追加す。而して竣工したる第一病棟に收容し得る人員僅かに百二十五人にして少くも百床を不足するを以て、之を收容すべく第二病棟建築の必要を認め昭和二年十二月市會の議決を經、三十四萬三千六百圓を起債に俟ち增築することゝなり、昭和三年十月起工昭和四年九月完成し、本院全部の復興施設は完結を告げたり。即ち復興に要したる工費百十三萬四千四百七十四圓の外雜費を加へて總額は百二十萬六千餘圓にして、建物は耐震耐火鐵筋混凝土造、高壓蒸汽罐、蒸汽燻房、電氣、瓦斯、給水其他衞生諸般の設備を整へたると共に、X光線、ラヂウム其他近代的醫療の器具、器械の整備を計り、病床二百五十(他に舊バラック改造病床四十を豫備とす)院長以下職員五十三名看護婦及生徒百五十

十全醫院配置圖

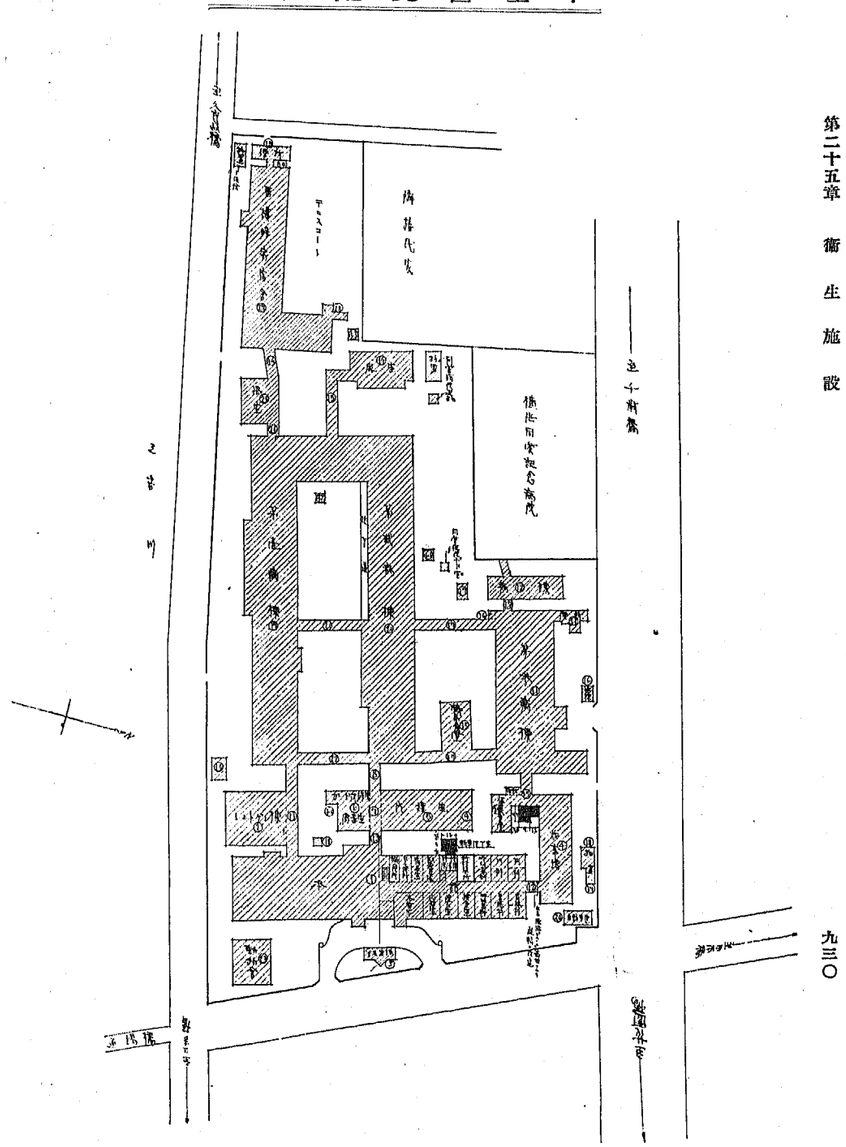

名、其他雇員以下七十五名、計二百七十八名にして診療科目は內科、呼吸器科、胃腸科、外科、整形外科、皮膚性病科、小兒科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、齒科、物療科、檢查科の十三科にして外來患者平均五百名に達し、市立病院復興の目的を達し得るに至れり。

昭和二年六月二日畏くも　秩父宮殿下には本市復興狀況御視察の御思召を以て本市に成らせられ、特に當院にも御台臨の光榮に浴せり。當日午前十一時五十二分御著し本館各階竝にレントゲン室を御覽あらせられ同零時八分御歸還あらせられたり。

○十全醫院復興概說

○總經費百二十萬六千圓　建物延坪數三千五百五十六坪一三

(1)本館及附屬棟

		延
本館	鐵筋混凝土造四階建（外來診療所、藥局、事務局等）	九一〇・六七坪
レントゲン棟	同平家建	同　五六・一八七
汽罐棟	同二階建	同　一二三・八三〇
炊事棟	同平家建一部二階建	同　七一・九二一
下足棟	同平家建	同　六・八九〇
各所渡廊下	同二階建一部平家	同　三九・八四五
變電室	同平家建	同　七・五〇〇
看護婦寄宿舍	木造二階建	同　三一三・八四〇
總延坪		一、五三〇・六九〇

(2)第一病棟及附屬棟

第一病棟　鐵筋混凝土造（三階建（塔屋五階））　延　九六七・二七四
洗濯場、浴室　同　平家建　同　二七・〇〇〇
渡廊下　同　同　同　二・〇〇〇
總延坪　九九六・二七四

(3)第二病棟及附屬棟
第一病棟　鐵筋混凝土造（三階建（塔屋五階））　延　九一八・四二〇
屍體室及解剖室　同　平家建　同　三八・〇〇〇
渡廊下　同　同　同　一三・五〇〇
同　同　二階建　同　二七・〇〇〇
總延坪　九九六・九二〇

(4)動物舍
動物舍　鐵筋混凝土造　二階建　延　三一二・二五〇
合計總延坪數　三、五五六・一三四

今設備上留意せる點を略説すれば左の如し。

(一)　病室は通風採光、蒸氣煖房、電鈴等の設備に注意し普通患者室の外、傳染隔離室を設け消毒入浴等に關する施設をなし、且つ屋上を遊歩場に充て富岳竝武相の連峰を展望し近くは綠滴る根岸の丘、野毛の高臺を指呼の間に眺むべく病棟と病棟との間には芝生花卉を滿栽する等病客の慰藉に資する處多し。

(二)　レントゲンの設備は深部治療にシーメンス、ムルチボルトを、撮影用にシーメンス、ボリドール、透視用にユニバーサルを用意し、又ライユーグル移動式裝置の準備をなし患者の病室に於て任意に診療し得るの施設あり。

(三)　調劑部　新式磨碎器、錠劑製造器を備へ錠劑を完全且つ簡易ならしめ、水劑用に供すべく大仕掛なる蒸溜水製造器を設備し調劑上遺憾なきを期せり。

(四)　炊事場は食器の消毒裝置及炊爨器煮汁器の高壓蒸氣利用等專ら清潔にして塵埃等の飛散せざるやう工夫せり。

尙右の外檢査科を設け診斷治療に對し科學的根據を得べく細菌醫化學、血清學、病理學の檢査をなし或は二〇〇ミリグラムの臭化ラジウムを備へ、癌腫其の他一般治療に利用するの設備をなす等入院患者にも外來患者にも總べて至便を旨とし只管市民の病院たらんことを期せり。

附記　診察手續及入院料

診察希望者は住所氏名職業年齡と希望科名を陳べ普通診察券(三箇月有効にして五十錢を要す又は急診券(其の日一回限り有効にして一圓を要す)を申受くべく、藥價は一劑一日分二十五錢にして手術、處置、檢査料等は別に規定する處あり。

入院希望者は市內在住の保證人一名の連署を要し等級に應じて左記の料金を要す。而して藥價、治療費、氷代、食費、暖房、電燈、寢具料を包含するも重要なる手術、注射、檢査、處置に對しては別に料金納入の要あり。

附　横濱同愛記念病院

本院は同愛記念病院財團の經營に係るものにして之が起源は大正十二年震災當時、北米合衆國の同情により多額の救濟用物資及義捐金を寄贈せられたる殘餘金の一部を以て、同國民の同情を

永久に記念し、震災の中心地たる東京、横濱兩市に記念病院を設立經營することゝなり、茲に財團の成立を見るに至れり。當市に於ける記念病院の位置は中區浦舟町十全醫院敷地内にあり、敷地五百坪を買收し昭和二年五月本縣知事より病院設立の許可を經、同年七月起工昭和三年八月末日竣成し、震災後滿五年の震災記念日九月一日より診療を開始せり。

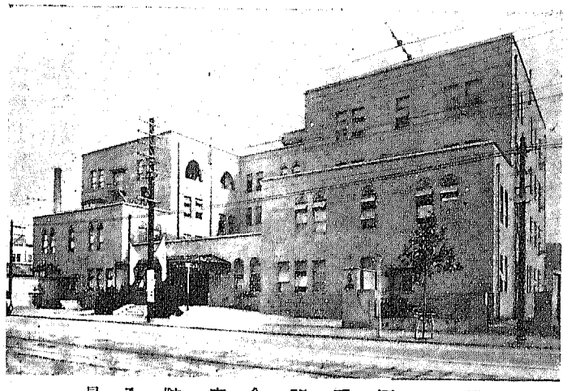

横濱同愛記念病院全景

本院は近世式鐵筋混凝土造四階建にして、建坪延九百七十五坪餘、工費三十萬一千五百圓、附帶設備費九萬八千圓を要したるものにして、内容外觀共に完備せり。病床八十中一部經費を徴收する外、外來等全部無料とす、現在診療科目内科（小兒科を含む）外科（皮膚科及耳鼻科を含む）眼科、産婦人科の四科にてし一日の外來患者平均二百名を超へ、專ら窮民救療の使命を果しつゝあり。本院の維持資金は百二十五萬圓にして之により生ずる利子收入を以て經營す。

○構造外觀

基礎地形をペデスタル式鐵筋コンクリート杭打とし架構壁體床、屋根等總て鐵筋コンクリート造、外部リシン塗、腰は日の出石貼付及人造石塗仕上、内部は壁、天井共漆喰塗仕上、床リノリーム敷、手術室、洗面所、便所、浴室等はタイル貼、寄宿舍はコルク貼仕上げにて外部に面する建具は總て鋼鐵製とす。

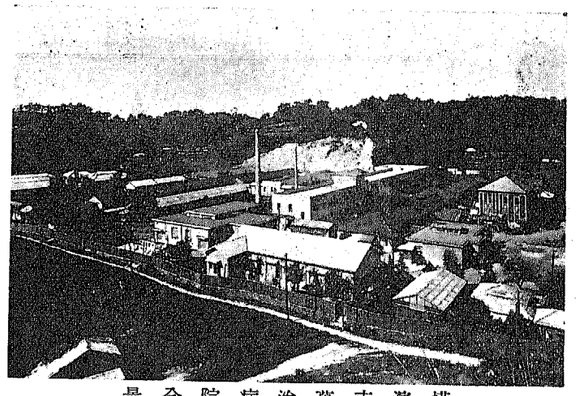

横濱市萬治病院全景

㊁　萬治病院及消毒所、隔離所

本院は前叙の如く本館其の他修理改造に依る分の病棟炊事棟等鐵筋コンクリート新築の分とに設計したるものなるが、其の合計千七百九十六坪工費は金三十六萬九千五十八圓を費せり。大正十五年一月起工し昭和四年三月を以て竣工す。之を舊建物に比し至便を加へ特種病因による病棟の區劃整然として、收容人員も倍加し爲に急に應ずるを得設備亦完備するに至れり。今左に建物別につき概記すべし。

(1)本館及附屬棟

	（延建坪）
本館　木造タイル張二階建	一棟　一一六・五〇〇
便所、湯殿　同平家	一棟　八・四三〇
看護婦室　木造平家	一棟　一三四・二九〇
化學細菌室　同	一棟　二九・一二〇
附添人食堂其他　同	一棟　一一五・六八〇

萬治病院復興建物概說

入院用玄關　同平家	一棟　六・五〇〇
附添人休憩所　同平家	一棟　一〇・〇〇〇
守衛詰所　同平家	一棟　二・八三〇
動物飼養所　同平家	一棟　一一・〇〇〇
同飼養人休憩所　平家	一棟　五・八〇〇
倉庫　コンクリート造	一棟　七・五〇〇

萬治病院配置圖

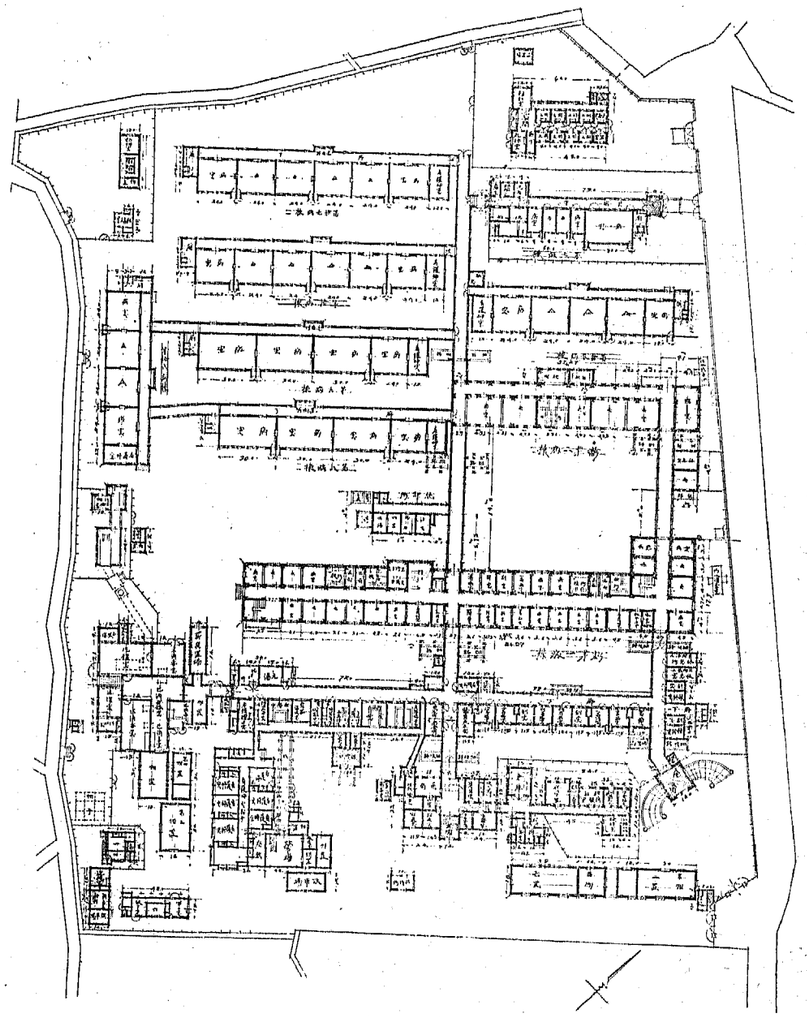

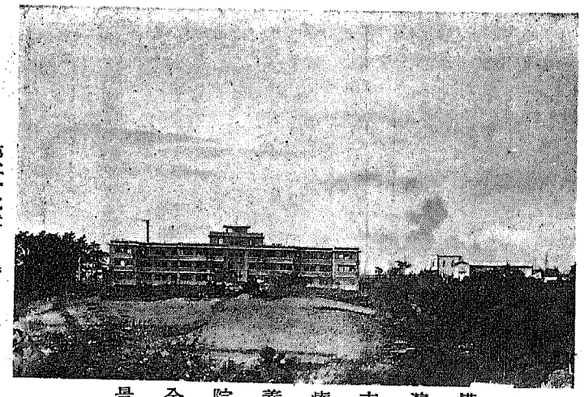

橫濱市療養院全景

禮拜所屍體室木造平家	一棟	四九・〇一五 坪
屍體運搬車置場同	一棟	三・〇〇〇
供待所同	一棟	三・七五〇
(2)病棟及附屬家		
鐵筋混凝土造二階建	一棟	六二〇・八五八
同平家建	一棟	一二五・九九四
附屬廊下及消毒夫詰所木造タイル平家	一棟	一〇九・二五〇
汚物燒却場及煙筒コンクリート造	一棟	四・〇〇〇
汽罐室同	一棟	一二一・〇〇〇 坪
看護婦寄宿舍木造タイル張平家	一棟	七九・二八五
炊事場コンクリート造平家	一棟	六〇・三三〇
物置木造タイル張平家	一棟	二一・〇〇〇
虎疫病棟木造平家建	一棟	四一・〇〇〇
動物試驗室同	一棟	六・〇〇〇
細菌檢査室同	一棟	八・〇〇〇
ペスト病室同	一棟	七八・二五〇

八　療養院

本院は丘上自然の形勝を占め環境廣く開けて展望の自由あり、加ふるに起伏高低の間密林に富み結核患者が病を養ふは最も好適なるに、今次復興計畫により敷地面積を七千七百二坪四九五に擴張し收容定員增加の設備をなし、主要建物の外附屬建物禮拜堂其の他患者の慰藉設備等遺憾なきを得たり。今左に主要建物の面積を概記すべし。

療養院復興建物概說

		（延建坪）
(1)本館及附屬家		
本館鐵筋混凝土二階建	一棟	七一・〇〇〇 坪
看護婦寄宿舍木造二階建	一棟	九〇・二五〇
守衛詰所木造タイル張平家	一棟	三・三五五

倉庫	同上	一棟	二四・〇〇〇坪
機關室	鐵筋混凝土平家建	一棟	四五・〇〇〇
禮拜堂	木造タイル張平家	一棟	二五・五〇〇
(2)病棟			
病棟	鐵筋混凝土三階建	一棟	七四五・一五一
病棟	木造平家建	一棟	一四九・八二七
病棟	同上	一棟	一〇九・八二七
附屬建物	同上	一棟	七五・八七五
汚物燒却場	同上	一棟	三・〇〇〇

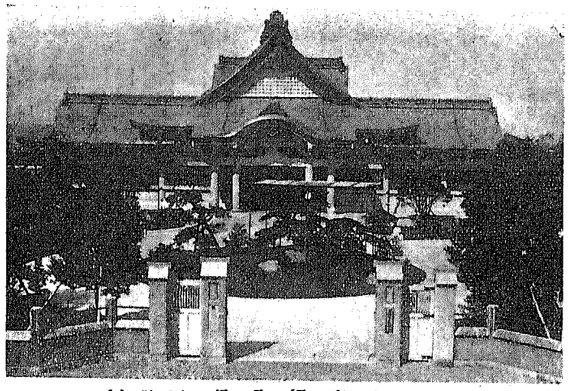

横濱市齋場全景（久保山）

(二)　火葬場　災前既に改造の必要を認め且災害の爲に全潰せるを以て急遽計畫設計に著手し

二　齋場・火葬場其の他

(一)　齋場　市民の大半は生國に祖先以來の菩提所を有する關係にあるを以て葬儀所を寺院以外に要望するもの頗る多し。爲に震災前にありても極めて不備なる施設をなせり。

今次復興計畫に基き民風の作興、祭祀尊重の趣旨に基き三萬八千九百七十六圓を以て敷地千八十二坪を買收し、周圍を蕭洒なる庭園仕立とし其中央に實質は鐵筋コンクリート造なるも宮殿破風造にして最も莊嚴味を加へたる百三十七坪の建築をなし、之を三區劃して葬祭を規模に應じてなし得べく且神佛兩式にも適せしむるやう按配し、別に簡素なる木造の休憩所、待合所及事務所等を附屬せしめたるが、是等の建築費は六萬八千八百六十四圓を要し大正十五年七月竣功せり。

横濱市火葬場（久保山）

其の火葬爐には重油を燃料として噴霧式により無烟無臭なるものとし、之が建物は百六十七坪五合三勺を鐵筋コンクリートとし事務室、休憩所、供侍所、物置等附屬建物は平家木造六十坪八合三勺にして、敷地面積千四百二十二坪の買收費を合せ十六萬千五百七十九圓を費せり。

(三)　塵芥取扱場竝牛舍　本市復興の狀況に鑑み特に衛生的にして風致と利便を考慮し建築設計及び設備配置等に對し、特に審議研究を重ね復舊資金十二萬六千圓を得て建物は全部建坪を擴張し、取扱場、事務室、常傭夫休憩兼食堂、便所、浴室に區別し作業の狀況に從ひ建坪の廣狹を按配し、基礎及床板は鐵筋コンクリート造とし周壁及屋根は鐵骨ラス張の上內外兩面よりモルタル塗にて、外部はセメント粗面塗仕上とし內部はペンキ塗仕上にて床面はセメントモルタル仕上とす。

外部に面する窓はスチール、サッシユを使用し內部は木造建具を嵌め込み、外部に面するものは、スチール、サッシユ、ドアーとし硝子を嵌め込み、屋根は防水層施工の上更にラス張を爲したる上モルタル塗をなしセメント鏝塗仕上となすの設計の下に、昭和四年二月十四日起工し建設豫定地七箇所中、寶町を除き六箇所は同年十二月下旬竣工を告げたり。

(四)　建物を甲、乙二樣に設計し甲は敷地四十六坪五合建坪三十七坪五合內塵芥取扱室三十坪（水面一五坪）

陸上一五坪 事務室三坪、傭人休憩室三坪、便所、浴室一坪五合)とし乙は敷地三十三坪建坪二十五坪五合内(塵芥取扱室十八坪 水面九坪 陸上九坪 事務室三坪、便所、浴室一坪五合)なり。其の建物の配置は左の通とす。

港町六丁目二五番地先(甲建物)
蓬萊町三丁目一一五番地先(乙建物)
三吉町三丁目二四番地先(甲建物)
中村町字池下七〇九番地先(甲建物)
七一一番地先(甲建物)

次に牛舍の施設及役牛使用に就ては災前の計畫を案じ、更に衛生上竝に作業の便否を考察し、左記の四箇所に復興資金一萬九百二十一圓餘を以て木造牛舍の建築を了せり。即ち

			坪
一、	根岸町字澤畑四〇〇一	牛舍 一棟	三〇
	同	番人詰所 一棟	一〇
	同	物置 一棟	九
		廐者詰所 一棟	三
二、	蒔田町字堂面六三五	牛舍 一棟	二四
	同	番人詰所 一棟	一〇
三、	淺間町字隱谷九二六	牛舍 一棟	二四
	初音町二丁目四二番地 鐵道用地先	(乙建物)	
	平沼町五丁目一八七番地先	(甲建物)	
	神奈川寶町四番地先	(乙建物) 工事未着手	
四、	神奈川町字中川二三一五	牛舍 一棟	二四
	同	番人詰所 一棟	一三・四五
		廐者詰所 一棟	三

一　塵芥處理所

(一)　建設由來

塵芥燒却處分問題は本市多年の懸案たり、災前に於ける塵芥は港外海面埋立投棄處分を行ひ來りたるも此の非衛生的處理は勿論永續すべきにあらず、早晩改善せらるべき運命にあり。茲に大正十年五月燒却場建設の前提として燒却試驗を行ふことゝなり、市會の議決を經、英國人技師エフ・ジー・ブリットン氏及當時の本市瓦斯局技師芦越應義氏を囑託して試驗爐を建設し、爾來改造增築すること數回、漸く同十一年六月に至り理想的なる爐の構造を案出し良好なる成績を得て試驗を完了するに至れり。其試驗の結果を基礎とし愈々之を建設せむとし更に兩氏をして之が設計をなさしめ案を得、尙田中、竹村兩工學博士の意見をも徵し、提案の準備將に成らむとするに際し大震災に遭遇し一時中絶、一件書類も燒失するに至れり。然るに復興の進捗に伴ひ再興を企て漸く大正十三年十二月二十三日建設を市會に提案し、其の議決を得多年の懸案解決の緒に就くを得たり。仍て之が建設位置に關し內々候補地を物色し市會に提案せんとしつゝありしに、一部有志間に反對の聲あるに鑑み寧ろ其位置の選定は之を市會に委することゝし、同十四年三月七日市會に諮問す。市會は調査委員を設け其の結果尙解決するに至らず、同年十二月七日の市會に於て其位置は市當局に於て適當に選定せられたき旨答申あり、更に塵芥の蒐集運送は水陸兩運の利害得失をも比較すべき樣附言ありたり。仍て本市郊外に候補地を物色し研究を遂げたるも作業竝に經濟上首肯するに至らず、陸運の方法は到底採用し難きを究めたるが故に、更に水運の方法に基き候補地を物色せるに、新山下町及守屋町は同委員會に於ても不適當の地とせられ、當局も亦所見を同じくしたるを以て之を措き、他の場所に就て精査の結果磯子區瀧頭地先內務省埋立地の突堤を選定し之に換地をなして此の地に建設すべく決したり。

元來塵芥は之を燒却して汚物の形骸を留めざるにの顧慮を要せざるが如しと雖も、之が燒却によりて生ずる多くの熱を徒に放散せしむるは策の得たるものにあらず、之即ち歐州各國に於て熱の利用策を講じつゝある所以にして、本市の燒却試驗に際しても亦此の點に留意し熱の利用法を考究する所ありしが、幸に燒却熱によりて豫期以上の蒸汽を發生することを確むるに至り、茲に塵芥の燒却に兼ねて火力發電の計畫をなし燒却爐十二臺の外、蒸汽罐發電裝置及土砂篩分裝置、塵芥貯藏運搬其他の附屬物を包擁する建坪六三九坪餘の鐵骨鐵筋コンクリートの建物と、三棟の木造建物とを建設し本市が日々產出する塵芥二百五十噸を燒却し之に依り生ずる蒸汽力を以て發電し、自營の動力を除き殘餘は之を賣却して經營費の一部に充當せんとす。

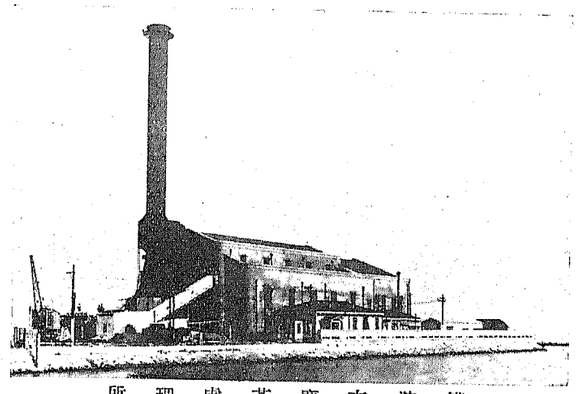
橫濱市塵芥處理所

而して專門家の意見に據れば塵芥二ポンドより一ポンドの蒸汽を得るが如きは容易なりとするを以て、本案は實施試驗成績に基き二ポンド半より一ポンドの蒸汽を得んとするものにして一日の蒸汽發生量を二十二萬四千ポンドと豫定し、之により一日一萬一千二百キロワット一箇年に四百八十八萬八千キロワットの電力を得る見込なり。次に又一面茲に燒却により生ずる多量の熾熱を如何に處分すべきかの問題に對しては、研究の結果他に利用の途ありとするも、本市の如く多くの埋立海面を有する關係上熾熱は海面埋立に處分するを以て得策なりとの結論に到著せり、茲に於てこれが工事に著手しやがて竣工するや更に愼重試燒を試み次第に工夫研究を重ね、終に漸く完成を告げ今日あるを得たり。今左に一般事項、建物、作業概要及雜件の四項に分ちて之が梗概を窺ふの便に供し、且末尾に作業系統及作業略圖を副ふべし。

(二)　施設概要

(1)　一般事項

一、目　　的　橫濱市（鶴見區保土ケ谷區ヲ除ク）ノ總塵芥ヲ燒却シ且之ニヨリ生ズル熱ト重油併用ニヨリ發電スルコト、煙道及灰滓中ヨリ肥料灰ヲ採取スルコト及灰滓ヲ以テ海面埋立ヲ行フモノトス

二、起　　工　昭和二年四月四日

三、竣　　工　昭和六年一月三十日（油槽、重油噴燃（オイルバーナー）裝置共ノ他ノ雜工事ヲ除キ塵芥燒却竝發電ニ關スル大部ノ工事ハ昭和四年七月ニ竣工セリ）

四、塵芥燒却裝置設計者

「バブコック、エンド、ウキルコックス」株式會社支配人「エフ、ジー、ブリツトン」氏

五、燒却作業開始期日　昭和四年八月十二日

六、總建設費　六拾八萬八千圓餘

七、敷　　地　橫濱市磯子區瀧頭町地先　千八百三十七坪五（東西三十間南北六十一間二五）

八、職員及職工員數

吏員九名（所長一、事務員二、技術員六）守衞一名、使丁一名、給仕一名、職工四十八名、臨時夫約二十五名

九、就業時間

二十時間晝夜交替十時間勤務但發電作業ハ二十四時間連續行フヲ例トス

一〇、塵芥燒却能力

(一)塵芥性狀最モ良好ノトキ一日約七―八萬貫

(二)塵芥性狀最モ不良ニシテ含有水分多量ノトキ一日約三―四萬貫(雨天續キノ場合)

(三)常時燒却量(一日平均塵芥搬入量)　一日約五萬貫

一一、職工給料及手當

(一)最高貳圓參拾錢　最低壹圓四拾錢　平均壹圓五拾參錢

(二)時間外勤務　一時間毎ニ給料ノ十分ノ一支給

(三)晝夜交替勤務者ニ對シ晝勤拾五錢夜勤參拾錢ヲ手當トシテ支給

一二、公休日

一月一日紀元節天長節明治節横濱開港記念日横濱復興記念日及毎月一日十六日計三十日

一三、發電量

(一)所內動力及點燈用　一日約二千「キロワット」時

(二)市內電車ニ送電スル量　一日約一萬二千五百「キロワット」時

(電車數約五十臺ヲ運轉ス)

一四、肥料灰採取量

一日平均約百五十俵(一俵十一貫五百匁)

本灰ハ加里分一・八%―二・五%燐酸約三%ヲ含有シ農家用ニ適ス

一五、灰滓ヲ埋立地ニ搬出スル量

一日平均約十二立坪

(備考)肥料灰ハ之ガ專業者ニ對シ一定ノ條件ヲ付シ無償ニテ交付シ其代償トシテ末項記載ノ灰滓ヲ所外ニ搬出セシメ居レリ

(2)　建物

一、(一)本建物(塵芥燒却場及發電所)　總建坪(一、二)(三階共)　二千百三十三平方米一四

(二)附屬建物(事務室、休憩室、使丁室、浴室、工作場、物置、塵芥假置場其他)　總建坪　四百六十八平方米

二、船渠(塵芥運搬船溜場)　長サ四十米、幅二十二米弱

三、塵芥陸揚用起重機(クレーン)　一箇所

四、塵芥運搬機　水平式　一基

五、貯塵槽(カン)　傾斜式(約百噸入)　一箇所

六、塵芥燒却爐　(約百二十噸入)　六基(十二個)

七、塵芥假置場(東洋パブコック株式會社專賣特許第二七八七三號型)　四基

八、空氣加熱器　(五〇馬力)　一基

九、押入式通風機(フォーストファン)　(一三〇馬力)　二基

一〇、吸込式通風機(インデュストファン)　(高サ一五五呎)　二基

一一、灰滓運搬機(アスコンベヤー)　(九五呎)　一基

一二、灰滓運搬機(スートコンベヤー)　(ダビッドソン會社遠心力式)　一基

一三、煙突　八隻

一四、煤塵驅除機(ダストコレクター)　一基

一五、灰運搬船　一隻

一六、汽罐(「バブコック、エンド、ウヰルコックス」型水管式)　二個

一七、重油噴燃機(オイルバーナー)　バレ式　一基

一八、重油喞筒　蒸氣式ギヤー式　一基

一九、重油加熱槽（オイルウォーミングタンク）　一　個
二〇、汽壓油壓調整裝置（マスターコントロール）　一　基
二一、給水喞筒（ウォーミング）　一　基
　（ダートン型）　垂直式
二二、給水槽（フィードタンク）　一　基
　（溫水器附）　方形型
二三、重油槽　百噸槽　一　基
　十噸槽　一　基
二四、「ユングストローム」蒸汽「タービン」　一　基
二五、凝汽器（コンデンサー）　一　基
二六、抽氣及送水裝置（エヤーポンプ）　一　基
　（抽氣喞筒其他）　一　組
二七、冷却用水吸入裝置　一　組
　（循環水喞筒其他）
二八、發電機　一　基
　（蒸氣タービン一體）
二九、變壓器　一　基
　補助機用
　電燈用

(3)　作業概要

一、塵芥燒却作業

(一)　各塵芥取扱場ヨリ輸送セル塵芥運搬船ヲ船渠内ニ入レ起重機ニテ船内ノ塵芥ヲ約三噸宛桷ヲ以テ「デッキ」上ニ引揚グ

(二)　「デッキ」上ノ塵芥ヲ水平式及傾斜式塵芥運搬機ニヨリ送塵室（三階）ニ運搬シ同所ノ落口ヨリ投塵室（二階）ノ貯塵槽ニ落ス

(三)　貯塵槽ヨリ塵芥ヲ約二百听宛塵芥筒（ホッパー）ニ投下ス

(四)　塵芥筒内ノ塵芥ヲ燒却爐内上部ノ乾燥棚ニ落シ暫時乾燥シタル後火床上ニ落シ燒却ス、而シテ煙道ニ設備シアル空氣加熱器ニヨリ加熱セラレタル空氣ヲ押込送風機ニヨリ火床下部ヨリ爐内ニ送入シ燃燒ヲ旺盛ニス

塵芥處理作業場略圖

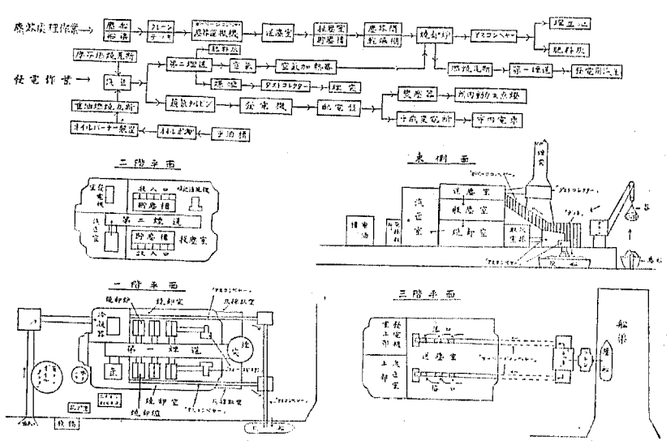

［備考］　塵芥運搬機ノ一部及各塵芥筒側ニ塵芥内ニアル土砂ヲ塵芥燒却前ニ篩分スル裝置アリ

二、發電作業

(一)　塵芥燒却ニヨリ燒却爐ニ發生セル燃燒瓦斯ヲ水管式汽罐ニ送入ス

(二)　重油噴燃裝置ニヨリ汽罐内ニ重油燃燒瓦斯ヲ噴入シ同所ニアル塵芥燃燒瓦斯ニ混入セシム

(三)　塵芥及重油燃燒瓦斯ノ熱量ニヨリ罐ニ二百ポンドノ蒸氣ヲ發生セシメ之ヲ蒸氣「タービン」ニ送リ發電機ヲ運轉シ發電ス、而シテ廢瓦斯ハ吸込通風機ニヨリ第二煙道ニ入リ空氣加熱機ヲ加熱セル後煙突ヨリ逸散ス

(四)　發生セル電流ハ其一部ヲ變壓器ニヨリ減壓シテ所内動力及點燈用ニ使用シ其他ハ全部千歳橋變電所ヲ經テ市内電車線ニ入ル

(五)　蒸氣「タービン」内ノ排氣ハ凝汽機ニヨリ復水シタル後給水槽ニ復歸ス

三、灰滓ヲ以テ海面埋立ヲ行フ作業

塵芥燒却爐内ニ産出スル灰滓（クリンカー其他）ヲ灰滓運搬機ニヨリ河岸ニ搬出シ灰船ニ積ミ埋立地ニ輸送ス

四、肥料灰採取作業

(一)　煙道内ニ蓄積スル灰ヲ灰運搬機ニヨリ屋外ニ搬出シ專業者ヲシテ採取セシム

(二)　灰滓運搬機ノ一部ニ特設セル灰篩裝置ニヨリ專業者ヲシテ灰滓中ヨリ灰ヲ採取セシム

(4)　雜　件

一、塵芥蒐集輸送經路

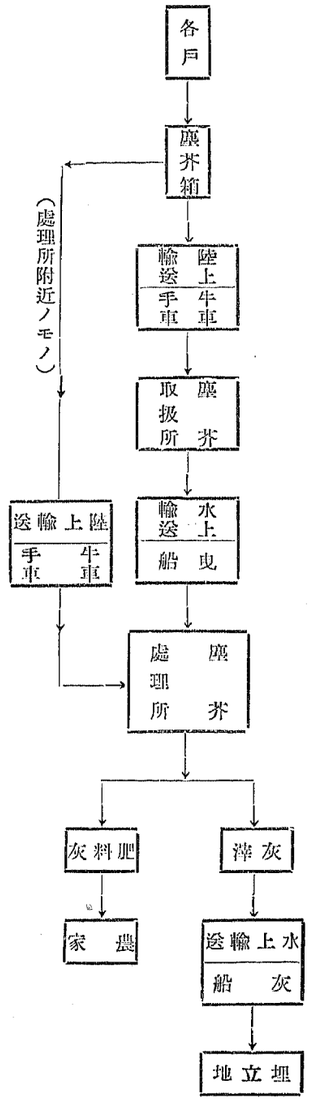

二、塵芥取扱場

市內七箇所(蓬萊町、港町三吉町、中村町、黃金町、西平沼町、寶町ノ河岸ニ設置ス

三、塵芥蒐集區分

本市ヲ七區ニ分チ各區毎ニ其區域內ノ塵芥ヲ其ノ區ノ塵芥取扱場ニ送リ船積ス

四、塵芥輸送ニ使用スル車及船數

(一)　牛車(約百五十貫積)四十九臺、手車(約七十貫積)百四十臺

(二)　塵芥運搬船(約二千貫—四千貫積)四十隻

(三)　曳船用發動船噸數約五噸速力約六節四隻

ヘ　公衆便所

災前の公衆便所は木造亞鉛板又は瓦葺小屋建坪半坪乃至二坪の建物に各一戸の大小便所を設

け、前面に目隱し板塀を設けたるもの市內に四十九箇所ありたるも、震災の爲全潰燒失したるを以て應急の策として縣と協同しバラック式のもの八十有餘箇所を設けたり。然るに本市復興の狀勢に鑑み衞生、風致、公衆の利便を主眼として之が復興に際しては、建物竝に設備に一大改良を加へむと計畫し、茲に復舊資金八萬七千五百圓也を得て、建物は全部建坪を擴張し鐵筋混凝土造(主なるものは坪壁眞々八平方米二七五)屋根も同樣とし、之に防水工事を施し男女用に區別し臭氣拔を設け電燈、水道、手洗所、持物置網棚等を設くる設計とし、不取敢數を三十五箇所とし大正十五年十二月二十四日起工し昭和四年十一月竣工す。今其所在地先を擧ぐれば左記の如し。

辨天橋	翁町公園地先	吉田橋	
中村橋	金港橋	山下町地先	西ノ橋
入江橋	黃金橋	小港橋	扇橋
東橋	三吉橋	千歲橋	八幡橋
馥谷橋	武藏橋	千秋橋	都橋
長者橋	久保町陸橋下	一本橋	淺山橋
麥田町一ノ八地先	紅葉坂上	西平沼橋	弘明寺小公園內
新田間橋	雪見橋	龜ノ橋	阪東橋
海岸通稅關西門前	谷戸橋	鶴卷橋	

ト　震災殃死者合祀施設

(一)　久保山合祀靈場

大正十二年九月一日の大震災の殃禍に殪れたる橫濱市民二萬五千有餘人の中氏名不詳の三千

三百人は引取人なく本市に於て久保山三ッ澤の雨墓地に假埋葬せり。

然れども當時肉身親戚故舊の之を引取る者なく無限の恨を懷ひて、永へに地下に眠れる三千三百の幽魂に對しては痛恨に堪えず、茲に於て市は之を祀りて其の靈を慰め又當時の慘苦を追起せしめて永久に市民の心に緊張を保たしめ、併せて之が管理と一般遺族者の參拜に便ならしむる爲大正十二年十一月一日震災殉難者の追悼會を橫濱公園に執行すると共に、翌年七月曩に久保山及三ッ澤の兩墓地に埋葬したる參千參百人の遺骨を久保山墓地に合葬し、八月末日完了したるを以て九月一日靈場祭を執行し、同日正午より縣市聯合にて橫濱公園に追悼會を行へり。

然しながら右靈場は規模餘りに小に過ぎ永く英靈の弔祭を行ふには更に適當の施設の必要なるを認め、大正十四年九月九日震災善後施設費として內務省より交付されたる一百五十五萬圓の中三萬圓を合祀靈場建設費に充當し、之が設計をなしたるも未だ以て其の施設の充分ならざるを知り、之が計畫の變更と建設費の增額を必要としたるも本市の財政狀態は市費に仰ぐ能はざるを以て、大正十五年四月政府に稟請したる處同年五月更に七萬五千圓を交付されたり、而して合祀靈場を永遠に保持せんが爲め此の交付金の中より一萬圓を永代維持資金とし、其の利子を以て納骨堂の維持費に充當する計畫を樹て、同年六月八日更に之が申請をなしたる處同月二十三日承認を得たり。此の交付金は曩に畏くも　天皇陛下より罹災民の爲に御內帑金一千萬圓を御下賜あらせられ其の中傳達不能なりしものゝ中より交付せられたるものなり。

斯くて本市は納骨堂建設費として合計十萬五千圓の交付金の中建築資金として九萬五千圓を得たるを以て、中區久保町內久保山の淨域四百坪の地をトし納骨靈塋の建設計畫を立て大正十五年六月二十五日工事に著手し、同年八月末日略完成を見たるを以て九月一日震災記念日に於て除幕式を兼ね盛大なる慰靈祭を執行せるが、畏くも兩陛下より銀瓶一對の恩賜を辱ふせり。

尙番人小屋休憩所等の附屬工事は同年十一月末日終了し茲に納骨堂は全く完成したり。次で昭和二年四月十二日久保山合祀靈場基本財產規程を制定し久保山合祀靈場建築費剩餘金及び指定寄附金を基本財產に編入することゝせり。

其の後昭和四年三月二十三日　今上陛下本市復興狀況御視察の爲　行幸あらせられたる砌、畏くも久保山合祀靈場に對し金三百圓の御下賜金を辱ふしたるに依り、同年五月五日之が嚴かなる報告祭を執行すると共に、同年六月十二日曩に制定したる久保山合祀靈場基本財產規程を改正し恩賜金を基本財產に編入することゝせり。茲に薄倖無緣の英靈は愈々至仁至愛の餘澤に浴して生天享樂の妙果を得る次第なり。

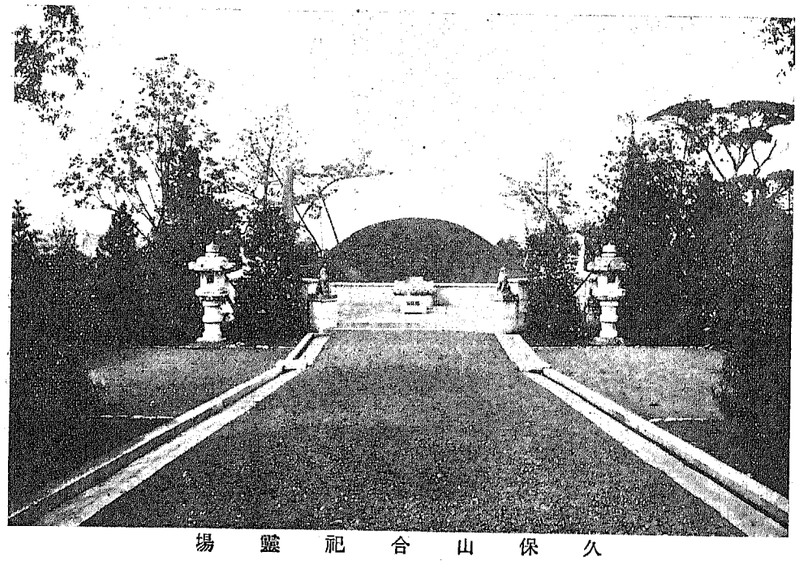

久保山合祀靈場

三百人は、引取人なく本市に於て久保山三ッ澤の兩墓地に假埋葬せり。

然れども當時肉身親戚故舊の之を引取る者なく無限の恨を懷ひて、永へに地下に眠れる三千三百の幽魂に對しては痛恨に堪えず、茲に於て市は之を祀りて其の靈を慰め又當時の慘苦を追起せしめて永久に市民の心に緊張を保たしめ、併せて之が管理と一般遺族者の參拜に便ならしむる爲大正十二年十一月一日震災殉難者の追悼會を横濱公園に執行すると共に、翌年七月曩に久保山及三ッ澤の兩墓地に埋葬したる參千參百人の遺骨を久保山墓地に合葬し、八月末日完了したるを以て九月一日靈場祭を執行し、同日正午より縣市聯合にて横濱公園に追悼會を行へり。

然しながら右靈場は規模餘りに小に過ぎ永く英靈の弔祭を行ふには更に適當の施設の必要なるを認め、大正十四年九月九日震災善後施設費として内務省より交付されたる一百五十五萬圓の中三萬圓を合祀靈場建設費に充當し、之が設計をなしたるも未だ以て其の施設の充分ならざるを知り、之が計畫の變更と建設費の增額を必要としたるも本市の財政狀態は市費に仰ぐ能はざるを以て、大正十五年四月政府に稟請したる處同年五月更に七萬五千圓を交付されたり、而して合祀靈場を永遠に保持せんが爲め此の交付金の中より一萬圓を永代維持資金とし、其の利子を以て納骨堂の維持費に充當する計畫を樹て、同年六月八日更に之が申請をなしたる處同月二十三日承認を得たり。此の交付金は曩に畏くも　天皇陛下より罹災民の爲に御内帑金一千萬圓を御下賜あらせられ其の中傳達不能なりしものゝ中より交付せられたるものなり。

斯くて本市は納骨堂建設費として合計十萬五千圓の交付金の中建築資金として九萬五千圓を得たるを以て、中區久保町内久保山の淨域四百坪の地をトし納骨靈塋の建設計畫を立て大正十五年六月二十五日工事に著手し、同年八月末日略完成を見たるを以て九月一日震災記念日に於て除幕式を兼ね盛大なる慰靈祭を執行せるが、畏くも兩陛下より銀瓶一對の恩賜を辱ふせり。

尚番人小屋休憩所等の附屬工事は同年十一月末日終了し茲に納骨堂は全く完成したり。次で昭和二年四月十二日久保山合祀靈場基本財産規程を制定し久保山合祀靈場建築費剩餘金及び指定寄附金を基本財産に編入することゝせり。

其の後昭和四年三月二十三日　今上陛下本市復興狀況御視察の爲　行幸あらせられたる砌、畏くも久保山合祀靈場に對し金三百圓の御下賜金を辱ふしたるに依り、同年五月五日之が嚴かなる報告祭を執行すると共に、同年六月十二日曩に制定したる久保山合祀靈場基本財産規程を改正し恩賜金を基本財産に編入することゝせり。茲に薄倖無緣の英靈は愈々至仁至愛の餘澤に浴して生天享樂の妙果を得る次第なり。

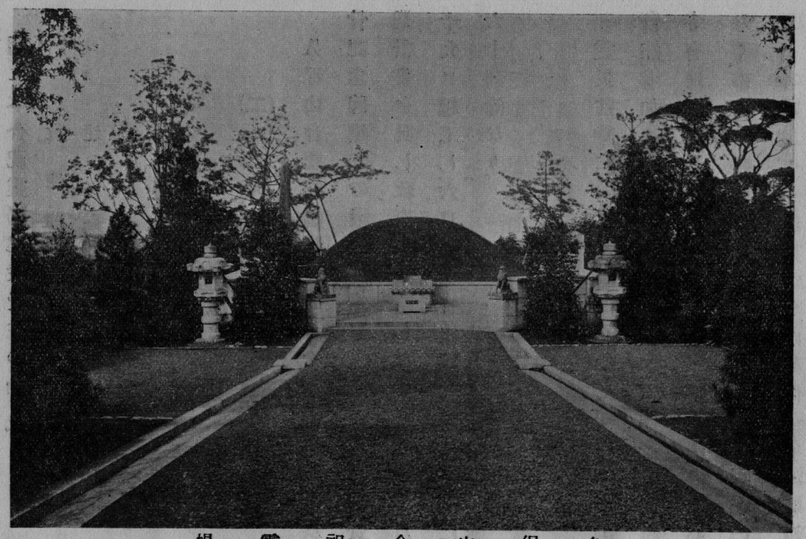

久保山合祀靈場

因に本合祀靈場建設費左の如し。

敷地買收費	六〇、八四七・八一
建築費	二三、七二五・八七
植樹費	三、〇五三・六三
雜費	六一八・四七
計	八八、二四五・七八

(二)　外人納骨記念碑

久保山合祀靈場建設成るや一面に於て震災の爲に殪れたる外國人のみを弔祭する爲に外人納骨記念碑建設の議起り、本市又其の趣旨に贊し昭和二年二月二十四日交付金殘額の範圍に於て事業計畫を具し政府に申請したる處、同年四月六日承認せられたるを以て根岸町外人墓地内に四月十九日起工し、六月十七日竣成したり。茲に永久に弔祭することゝしたるが此の建設費は千二百六十圓餘なり。

七　墓地

震災當時に於ける市内の墓地坪數は八萬六千九十二坪なりしが、昭和二年隣接町村編入に伴ひ自然增加して現在十七萬七十二坪となり、内市有地六萬五千三百六十坪、官有地六千九百三十八坪寺有地七萬二千百四十坪、私有地二萬五千六百三十四坪なるが、寺有地及私有地は殆ど埋葬の餘地なく、市有地の内約四千坪(昭和三年末現在)の殘あるも、使用者の數一箇年平均約三百坪なるを以て此の率を以て進めば十三箇年後には皆無となる割合なり。其間必ず新設又は擴張の要あるべく殊に本市は一小漁村より漸次今日の大都市を成せる關係上到る處に私有寺有の墓地散在し居るを以て、自然整理の機運も生ずべく爲に將來に於ける都市と墓地との關係を考究し、之が對策として三十萬圓を以て共葬墓地を施設すべく計畫し、爾來全市に亘り適所を物色中なりしが、幸にして中區日野町字寺尾及宮脇の一部竝に同區笹下町字西宮郷の一部は極めて好適なるを認め、昭和六年五月二十九日の市會に於て之が買收に關する件を決定し、更に同年七月八日附を以て墓地新設に關する神奈川縣知事の認可を經て直ちに買收を了し、同時に實施設計中なるが其の敷地の總面積は五萬六千百十六坪にして、自然の風光を損せず森嚴の中高雅を持し近代的墓地の優なるものならしめむとす。

昭和七年三月二十八日印刷
昭和七年三月三十一日發行

橫濱市役所

（非賣品）

印刷者　橫濱市中區根岸町字竹ノ丸三、二八八番地
大橋德壽
電話㊁〇七九三番

印刷所　橫濱市中區相生町三丁目六十三番地
大橋活版印刷所
電話㊂（二、七七二〇番
五、七四八〇番

21721
八九月十九
本市

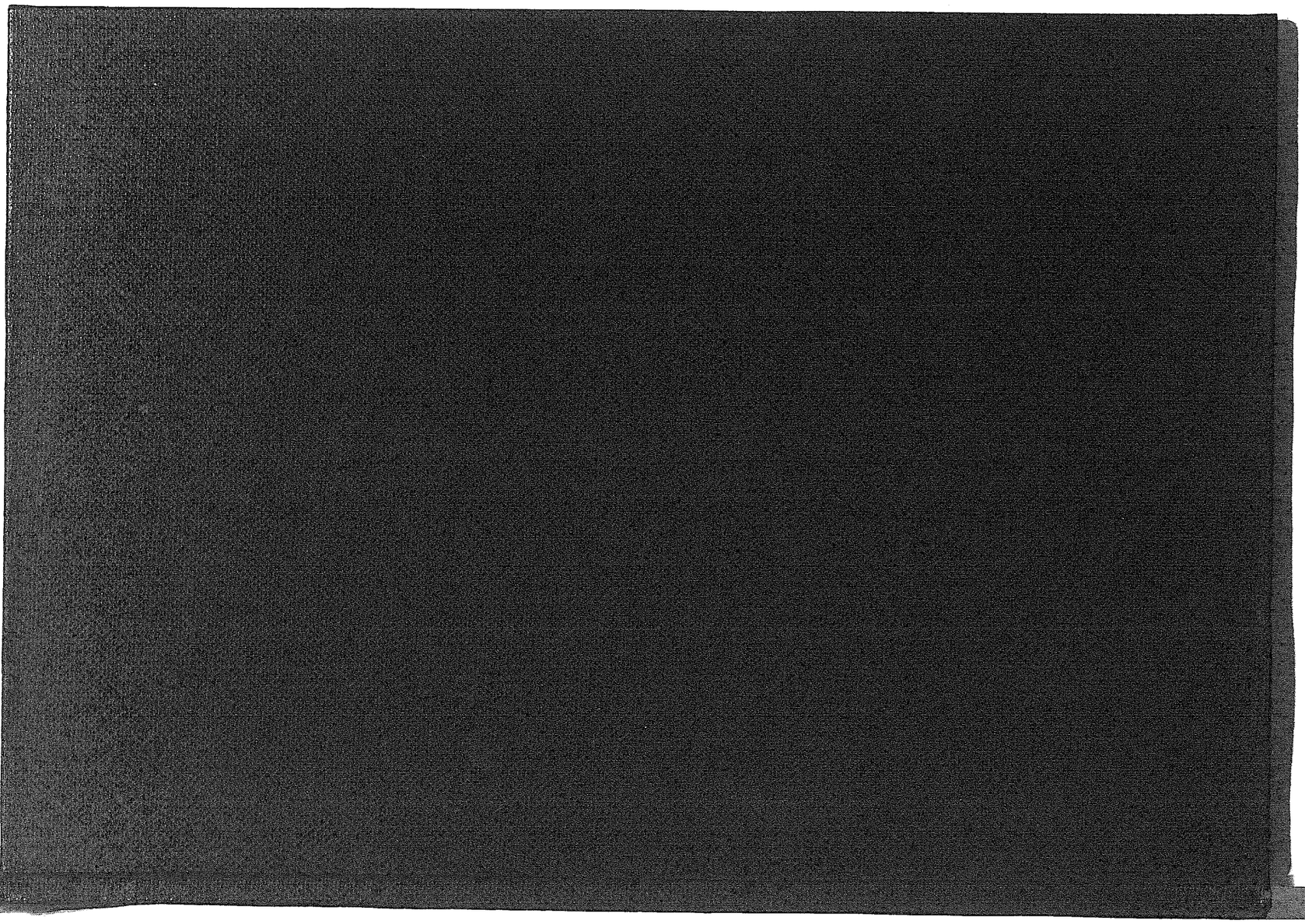

[redacted]